

## はじめに

---

東洋大学学則第 3 条には、「本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら点検・評価を行う」ことが定められている。その意味では、自己点検・評価を行うことは東洋大学にとっては、まず守られなければならない、学則上に定める最重要な指針であることを認識しなければならない。東洋大学は自ら進んで大学評価を受けるものである。

東洋大学学則に自己点検に関する条文が加えられたのは、1993 年 10 月の改正時期に遡ることになる。それは、1991 年 6 月の「大学設置基準の一部を改正する省令」の公布を受けて、大学における教育・研究をより自由な体制の下で展開することが可能となった代わりに、大学が自らの責任において、教育・研究の質を維持していくための「自己点検・評価」の実施とその公表が制度として求められるようになった事情に対応するものであった。

現在の自己点検・評価委員会の規程は、1998 年 6 月に制定され、第 1 回の自己点検・評価委員会は 1999 年 3 月に開催された記録が残っている。

今回は学校教育法の定めに基づく認証評価機関により、東洋大学のすべての領域にかかわる大学としてのパフォーマンスを第三者に託して義務として評価をしてもらう機会を得たことになる。東洋大学は創設以来 120 年に及ぶ歴史を持つ大学であるが、創設者の建学の精神を継承しながらも、それぞれの時代の社会的要請を受けて、規模も内容も大きく発展して来ている。学部の増設、多キャンパス化の進行に伴う学生数、教職員数の増大を実現しているのであるが、このような量的拡大がもたらしてきた質的变化に対しても十分な思慮を働かせていくことが必要となっている。

また、社会の大学教育への期待は、平成 18 年 3 月の新規の高等学校卒業生の大学への進学希望は 57.4 パーセント、短大への進学希望は 7.4 パーセントとなり合わせると 64.8 パーセントの高い割合で進学を希望する状況となって現れている。このような状況は、18 歳人口の大学・短期大学への進学率が 53.6 パーセントという数字として反映され、同年齢の半分以上が大学あるいは短期大学に進学する時代となっている。すなわち大学教育はきわめて大衆化されてきていると同時に、さらに留学生を迎えて国際化している。

東洋大学の経験してきている前述の質的变化は、大学への社会からの期待の量的変化に起因するものでもあるが、国際的な役割の増大等その新たな要請への対応においても、さらに変化していかなければならない宿命を持つものといえる。このような、継続する変化への期待に備えるべく、東洋大学では組織的取組みとして、「教育研究に関する評価・改善・企画委員会」の設置、「全学プレゼンテーション大会」の定着化、さらに法人組織を含む組織として「大学評価統括本部」を設置する等体制を整えている。今回の本学に対する認証評価の結果については、真摯に受け止め、不断の自己点検・評価活動と自らの改革に備えていくべきことと考えている。

東洋大学 学長

松尾友矩

大学基準協会 大学評価（認証評価）申請用

東洋大学 点検・評価報告書

< 目 次 >

はじめに

<序 章> .....	i
<本 章>	
I 大学の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標 .....	1
II 教育研究組織 .....	43
III 学士課程の教育内容・方法等 .....	47
IV 修士課程・博士課程・法務博士課程の教育内容・方法等 .....	261
V 学生の受け入れ .....	359
VI 教員組織 .....	473
VII 研究活動と研究環境 .....	547
VIII 施設・設備等 .....	607
IX 図書館および図書・電子媒体等 .....	651
X 社会貢献 .....	669
X I 学生生活 .....	683
X II 管理運営 .....	713
X III 財 務 .....	721
X IV 事務組織 .....	729
X V 自己点検・評価 .....	745
X VI 情報公開・説明責任 .....	757
<終 章> .....	i

終わりに

## 序 章

# 大学評価を受ける意義、趣旨・目的

---

昭和 28 年に東洋大学は、「会員の自主的努力と相互的援助によって我が国における大学の質的向上を図る」という設立趣旨に賛同し、「大学基準」を受け入れ、大学基準協会の 37 番目の正会員となった。それから東洋大学は発展的拡大を遂げ、我が国有数の大規模大学に成長した。平成 8 年には財団法人大学基準協会が開始した「相互評価」制度に第 1 号で申請し、「大学基準に適合する」と認定を受けた。これは弛まぬ反省と新たな計画の立案、実行という自主的努力の賜物であったことはいままでもない。

大学基準協会の「相互評価」制度は 10 年（現在は 7 年）周期で継続的に「相互評価」を受けるものとされていた。それから既に 10 年が経過しようとしており、「相互評価」という文脈で捉えれば時期が遅いといわざるを得ない。しかし、その間に大学を取り巻く法制度が、自己点検・評価の大学設置基準上の義務化、大学設置基準から学校教育法第 69 条の 3 第 1 項への規定の格上げ、それと同時に「認証評価」の義務化と大きく変化した。東洋大学はこの「認証評価」への対応と「相互評価」という 2 つの制度を踏まえた検討に迫られた。「相互評価」周期で考えれば平成 18 年度申請が妥当であったとも考えられるが、平成 19 年度申請としたのは、これらの制度変更と学内の調整を図った結果のことであった。

また、教育・研究面においても東洋大学は平成 12、13 年度に大掛かりな教学改革を断行し、5 学科同時新設、学科名称変更、短期大学の改組転換、教育課程の見直しなどを行った。その後も継続的に組織改革を進めているが、この教学改革の成果を十分に検証する上でも平成 18 年度に全学的な自己点検・評価を行い、その結果を平成 19 年度に大学評価申請を行うことで検証することが最も有効であると考えたのである。

大学はこれから持続的な発展を遂げていくためには、一人の優れたマネジメントではなく、全構成員が大学の現状に甘んじることなく、長所をさらに伸ばし、問題点を改善していく活動を継続的に行っていく必要がある。その歩みは遅々たるものとなることもあろう。しかし、大学における教育・研究は短期間で変わるものではなく、中・長期的に実施していく必要があると東洋大学では考えている。平成 16 年度から中期目標・中期計画を策定し活動しているのは、確かな発展のための活動である。確かに、制度的な変化が背景にあることは疑いのない事実であるが、東洋大学が学校教育法第 69 条の 3 第 2 項に基づく認証評価を申請するにあたっては、この中期目標・中期計画の策定開始から数年を経て、その検証の意味を込めたものなのである。また、前述のような法制度の変更を踏まえた活動として、東洋大学の教育・研究の状況を社会に明らかにし、自らの教育・研究の質の保証を行うことが、大学の社会的責任であることを自覚し行うものである。

この大学評価を申請するにあたっての目的は以下のようである。

## 東洋大学の理念、目的、教育目標等について、全教職員が改めて議論し理解を深めること

日常の教育研究活動は多忙であり、理念や目的といったことを忘れがちになる。また、これらはその時代に則して読まれるべきものでもある。従って、東洋大学の現状を検証するうえでも、改めて理念、目的、教育目標とは何かを検討するためのツールとすることを重要な目的とした。

## 現状を明確に認識すること

問題点や長所を把握するためには、現状が理念や目的に基づいて検討されるべきである。従って、現状がどうなっているかを検証することの重要性は極めて大きいのである。我々はこの作業を怠ることなく、実際の活動を見つめ直すことを行った。

## 具体的な改善策を自律的に設定することを通じて明確な目標を持つこと

だが、いくら現状を把握してもそこで終わってしまうのは「現状と課題」で終わってしまう。この自己点検・評価報告書では現状の記述に止まることなく、我々が認識した現状を東洋大学の理念、目的、教育目標に即して検証し、問題点に対する改善方策、長所をより伸張する方策を具体的に明らかにする作業を行った。

## アカウンタビリティ

大学の自律的な改革、改善とその状況の説明責任は、一対で語られるべきものである。東洋大学は全ての関係者に対して、東洋大学の教育研究の質を保証するのは何よりも我々自身であることを改めて認識し、広く社会に対して東洋大学の質を保証していくとともに、その営為を広く社会に対して公表していくという姿勢で点検・評価作業を行った。そのため、本報告書は学外者の方が読まれても内容を理解できるように配慮している。

なお、大学基準協会への平成 19 年度大学評価申請にあたり、東洋大学では自己点検・評価委員会のもとで行われている日常的な点検・評価を踏まえ、教育研究面は「教育研究のための評価・改善・企画委員会」において全学部長、研究科委員長等の参画を得て評価作業の方向性の検討が行われた。また実際の調書作成については、教学担当常務理事が本部長、学長が副本部長となる「大学評価統括本部会議」を設置し、事務局の大学評価支援室とともに大学評価申請全般の業務を担当した。この「大学評価統括本部」は、学校法人と大学が有機的に関与しながら業務を行う体制となっている。

# I 大学の理念・目的および学部・研究科の

## 使命・目的・教育目標

### 1. 大学の理念・目的

#### (理念・目的等)

東洋大学は、明治 20 (1887) 年、哲学者井上円了により開設された「哲学館」という「哲学専修」の専門学校が前身であり、平成 24 (2012) 年には創立 125 周年を迎える。

井上円了は、哲学館開設に先立ち、「哲学館開設ノ旨趣」を雑誌に掲載する等を通して発表し、自身の構想と意図を広く一般に訴えた。その内容は、哲学の意味と重要性を述べ、哲学館創立の目的に及んでいるが、要約すれば、次のようである。

文明の発達の主として知力の発達によっている。知力の発達を促すものは教育という方法であり、高等な知力を得るためにはそれに相応する学問を用いなければならない。その学問とは哲学である。哲学は万物の原理を探り、その原則を定める学問で、いわば理学から工芸にいたるすべての学問世界の中央政府にして、万学を統括する学問である。しかし、哲学を専門に教授しているのは帝国大学だけであり、翻訳書が多く出ているとはいっても、それを読んだだけで原文の真意を理解することはむずかしい。そこで、それぞれの分野の学士と相談して、哲学専修の一館を創立し、これを哲学館と称することにする。ここでは大学の課程に進むだけの資力のない人（余資なき者）ならびに原書を読みこなせるようになるだけの時間的余裕のない人（優暇なき者）のために哲学を速く学べるようにし、1 年ないしは 3 年で論理学、心理学、倫理学、審美学、社会学、宗教学、教育学、哲学、東洋諸学などを教授する。哲学館の教育が成功すれば、社会、国家に利益をもたらす、文明進歩の一大補助となるであろう。

哲学は、「万物の原理を探り、その原則を定める学問」であり、それは観念的、演繹的な哲学ではなく、事実と実証に基づく哲学であるという点を強調したものである。

さらに、哲学館の開館式で井上円了は、「哲学館は哲学を教授するが、その目的は哲学者の養成ではなく、哲学を学ぶことにある。」と述べており、井上円了のいう哲学とは、哲学を学ぶことは、思想や精神を練磨する術であり、「ものの見方、考え方の基礎」を身に付け、他に応用する能力を身に付けることを目的とするものであった。この井上円了の建学の志は、「諸学の基礎は哲学にあり」と表現され、約 120 年余りの間、東洋大学の基本理念として現在まで受け継がれてきている。

また、井上円了は哲学館開設の翌年の欧米視察後に、各国の教育の実情に接し、哲学館の改良の方針を発表し、知識教育だけでなく、人間性を高める教育（徳育教育）の重要性

を訴え、「知徳兼全の人を養成すること」を哲学館の目標の一つとした。

その後、校舎の倒壊・火災や哲学館事件など苦難の道乗り越え、明治 36（1903）年に哲学館の新しい教育方針とし、「独立自活の精神に基づいて、実力主義をとること」を掲げ、同年、哲学館は「私立哲学館大学」と改称し、専門学校令による設置が認可された。

東洋大学は「諸学の基礎は哲学にあり」の理念や井上円了の目指した「知徳兼全な人材の養成」「独立自活の精神に基づく実力主義の教育」を継承し、学則第 2 条に定める「本学は、創立者井上円了博士の建学の精神に基づき、東西学術の理論及び応用を教授し、その深奥を究めると共に、人格の陶冶と情操の涵養とに務め、国家及び世界の文化向上に貢献しうる有為な人材を養成すること」を目的としている。

少子化による 18 歳人口の減少・入学定員割れ、国立大学の法人化・活性化等競争的環境への対応、特色ある優れた教育・研究の展開、社会への説明責任と評価システムへの対応等私立大学を取り巻く社会的環境の著しい変化の中で、社会のニーズに応える教育・研究活動を推進していくために、本学は大学の理念・目的・教育目標の検証を行い、平成 16 年 12 月に「東洋大学の中期目標・中期計画」を発表し、創立者井上円了の志を現在の社会において具現化するために、5 つの目標を設定した。

目標 1 独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する

- 1) 「独立自活」という言葉は井上円了が哲学館の教育目標として掲げた言葉である。複雑、多様化する現代社会の中で、この精神はますます重要になってきているともいえる。自らの哲学を持ち、自ら考え、自ら立ち、自ら動く、行動の原点としての独立自活の精神を養うべく、挑戦する実感を経験することができるよう取り組む教育を展開していく。
- 2) 「知徳兼全」という教育目標も、井上円了が哲学館の教育改革の目標として掲げた言葉である。この「知徳兼全」な人材の育成という課題は今日もまた、持続可能な発展が求められる地球社会において強く求められている。本大学は、知力とともに徳力を兼ね備えた若人を育成するため、考える力の涵養、知力を鍛えるため基礎教育（知識と技能）の充実、徳力の充実のための倫理観や職業倫理を徹底する教育を組み立てていく。

目標 2 総合大学の利点を活かす、良質の教育を行う

東洋大学は文系、社会科学系、工学・バイオ系の 9 学部を有し、東京都、埼玉県、群馬県の 3 都県に 4 つのキャンパスを有する総合大学である。本大学ではその複数の学問分野とキャンパスを有する総合大学の特徴を活かすべく、全 9 学部の全学生が横断的に履修できる科目の整備を進めることで、他にはない特色ある教育プログラムの形成を目指している。

大学で学ぶことの目的は、単に専門知識を学ぶだけでなく、広く教養を学び「ものの見方、考え方」身に付けることにもある。そのために、東洋大学は次のような目標を掲げ全学部の学生が共通に学んでいける環境を用意している。

- ・「全学総合科目で『共生学』を学ぼう」

- ・「TOEFL 高得点を目指そう」
- ・「キャリア形成を考えるための特別講演会を聴こう」
- ・「教養的科目で幅広い基礎的学力・素養を育てよう」
- ・「4 キャンパス相互履修の実現」

### 目標 3 高水準、かつ特色ある研究拠点となる

現在、文部科学省から研究を高度化するための補助金に採択されている研究プロジェクトは、バイオ・ナノエレクトロニクス研究センターの研究プロジェクトが 21 世紀 COE プログラムに採択されているのをはじめ、私立大学学術研究高度化推進事業として文部科学省補助金の支援を受ける研究プロジェクトを合わせると全部で 10 件を数えるまでになっている。東洋大学は、今後も研究所、研究センターの活動をこれまで以上に活性化し、高水準の特色ある研究拠点たるべく、前進する。

また、本大学は大学院の拡充を推進しており、平成 17 年度から工学研究科は 6 専攻制から 4 専攻制に再編し融合領域教育研究活動が行いやすくとともに、平成 18 年度からは高度専門職業人養成を目的とする経済学研究科公民連携専攻、経営学研究科ビジネス・会計ファイナンス専攻が誕生した。同じく平成 18 年度には、社会学部、大学院社会学研究科とライフデザイン学部が協力して新しい社会福祉の総合的教育研究の構築を目指す福祉社会デザイン研究科を設置した。まさに総合大学のメリットを活かした拡充であろうと考えている。

今後は、新分野への展開や、国際化の進展を進めるとともに、社会の要請に創造的に応える活動を積極的に展開していく。創立者井上円了のいう進取の精神に則り、研究の領域においても世界のフロントランナーとなるべく、新たな境地を開いていく。

### 目標 4 社会の要請に創造的に応える

産学連携の強化はもちろんのこと、地域との連携強化・拡大についても東洋大学は創立以来、積極的にアプローチしている。

近年では平成 17 年 2 月、国連 NPO の ICCC (International Council for Caring Communities Inc. ニューヨーク) が主催する国際学生設計コンペにおいて、工学部建築学科 3 年生主体のグループが提案した「山古志村復興物語」が日本人学生初の団体最優秀賞を受賞するという栄誉に輝いた。

また平成 17 年の夏季休暇、平成 18 年の春季休暇に実施した長岡市の旧山古志村地域の震災復興支援のボランティア活動に、東洋大学の学生が非常に積極的に参加している。参加した学生の心のこもった手助けが、ともすると消極的になりがちな被災者の方々の気持ちを奮い立たせ、復興への一步を踏み出すきっかけになってくれたとの感謝の気持ちが届けられているが、今後も社会や地域が必要としているものに対して、「東洋大学だからこそ行えること」を積極的に継続して展開していく。

### 目標 5 大学構成員が大学の使命を自覚し、自らの責任を果たし協力することにより、継続的な改革・発展を可能とする大学運営を行う

- 1) 学生満足度の高い大学を目指すため、学生の視点に立つ組織の整備を行い、教員の活動を学生の見えるところへ戻す実践を通し、暖かさの感じられる大学を目指す。
- 2) 開かれた大学への方策として、社会や地域、さらには世界に開かれた大学として確固たる地位を築くことを目指す。
- 3) 定期的に全学プレゼンテーションを開催し、学長、全学部、全大学院研究科等がそれぞれの「中期目標・中期計画」及びその進捗状況を発表、質疑応答することで、東洋大学全体で情報を共有し共通理解を図る。
- 4) 教員の教育能力を高めるために、学部でのFD（ファカルティ・デベロップメント）の試行の積極的支援及び公開研究会の開催、教員評価の実施とフィードバックシステムの工夫の検討。

以上のように、大学の理念を現代の社会において具現化するために掲げた5つの目標の達成に向けて教育研究活動を不断に検証し、その充実・向上に努め、大学の使命である学問の自由を尊重し、高度の教育及び学術研究の中心機関として、有為な人材の育成、新たな知識と技術の創造と活用、学術文化の継承と発展等を通して、学問の進歩と社会の発展に貢献することを目指している。

東洋大学が目指す人材養成の目的は、学則に定める「東西学術の理論及び応用について、深奥を究めると共に、人格の陶冶と情操の涵養とに務め、国家及び世界の文化向上に貢献しうる有為な人材を養成すること」にあるが、それを踏まえ、上記目標1に掲げた「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」ことを現代における人材養成の目的とし、挑戦する実感を体験することができるよう取り組む教育、考える力の涵養、知力を鍛えるための基礎教育の充実、徳力の充実のための倫理観や職業倫理を徹底する教育に反映させていく。

本学の掲げる理念・目的・教育目標、人材養成の目標は、井上円了の建学の精神を継承するものであるが、人間性が問われる現代において、この精神は有効なものと確信する。

東洋大学の理念・目的・教育目標は、本学のホームページを通して社会一般の人々にも広く公開している。学生には、入学式における学長スピーチ、新入生全員への『井上円了の教育理念』の配付及び各学部・大学院研究科の新入生オリエンテーションで学部・研究科の理念・目的・教育目標と併せ、周知を図っている。また、教職員には毎年開催される全学プレゼンテーションで周知徹底を図り、共通理解を深めている。

本学の理念である「諸学の基礎は哲学にあり」の「哲学」は、一般に知られているところであるが、しかし、創立者の教えである「哲学することの重要性」の意味は一般的には、あまり理解されていない。「知徳兼全」、「独立自活の精神」についても、大学の目標と定め、公開してからの期間が短いため、受験生を含む社会一般の人々や学生によく知られているとは言い難い。現在、本学が行っているホームページ等による周知方法は今後も有効であり、現代の情報化社会においては、瞬時にして情報が得られるホームページによる情報公開が一般化し、その影響力も大きいことから、ホームページ等のより一層の充実を図り、理念・目的・教育目標の徹底を図る。



### (理念・目的等の検証)

東洋大学の理念・目的・教育目標の検証は、学長のリーダーシップのもと、学長スタッフである学長室会議（学長、副学長、教務部長、学生部長、教務部事務部長、学長室長で構成）で原案を作成し、これを学部長会議や学部長懇談会において協議、検討し、その検討結果を踏まえて学長が取りまとめ、全学プレゼンテーションで学長が発表し、合意を形成していくという手順を経ている。この間、学長と学部長会議等の間では修正・再提案等複数回の往復を経るなど、さまざまな視点から検証作業がなされる。

また、平成 16 年 7 月には東洋大学が行う教育研究活動のための独自の目標・計画を策定、評価し、本学の教育研究水準の継続的な向上を図り、その教育研究の推進並びに社会的使命の達成を目的とした「教育研究に関する評価・改善・企画委員会」を設置した。この委員会は学長を委員長とし、各学部・研究科委員長等をメンバーとする委員会であることから、全学的な教育研究活動の検証が継続的に行われる組織である。

今後、複雑・多様化する社会との関わりはますます強まっていくであろうと考えられるが、大学の理念・目的・教育目標も社会の変化や要請に基づき検証・見直しが必要であり、上記の委員会や各学部の自己点検・評価が継続して行われることが重要であり、本学が平成 16 年度から年 2 回開催している全学プレゼンテーションも、公開で行われることから、検証と見直しを行う重要な役割を担っている。社会との関わりを考慮した時、自己点検・評価の限界があり、外部有識者による外部評価委員会を学内に設置することを検討する。

### (健全性、モラル等)

昨今、大学における科学研究費補助金等、研究費の不正使用やセクシュアル・ハラスメント、大学ではアカデミック・ハラスメントと称するパワー・ハラスメント等の問題が報道されており、高等教育機関としての大学に対する信頼が失墜しかけている。教職員の不祥事だけでなく、学生による不祥事も発生している。大学は教育・研究という公共的活動をすることを目的としており、社会の公器として位置付けられ、高い倫理性が求められている。大学が健全性・誠実性を高め、教職員及び学生のモラルなどを向上させていくために、コンプライアンスの観点から「倫理法令遵守マネジメント・システム」の構築が求められている。

本学では、教職員に求められる一般的規律については就業規則第 6 条、第 48 条及び第 49 条に懲戒を含む内容が規定されているが、学生については、学則第 57 条に懲戒に関して規定されているのみである。教育研究活動の一部であり、緊急の必要性があった研究活動における不正防止に関し、「東洋大学研究活動規範」「東洋大学研究活動規範委員会規程」の策定作業を現在進めており、平成 18 年度内に制定の見込みである。倫理法令遵守マネジメント・システム構築には倫理方針、倫理綱領の策定が前提であるが、本学ではその一部である研究者の研究活動規範に取りかかったところであり、次の段階として、倫理綱領の策定の検討を行う。

セクシュアル・ハラスメントについては、「東洋大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」を制定し、相談員を各学部・各キャンパスに配置し、毎年、講演会及び教職員・学生全員にパンフレットを配付し、防止のための啓発活動を行っている。

現在「セクシュアル・ハラスメント」に限定された規程となっていることから、「ハラスメント」防止規程とすることを提案している。

## 2. 学部の使命・目的・教育目標

### 一. 文学部

#### (理念・目的等)

文学部は、哲学館以来の伝統をもつ学部であり、井上円了博士の掲げた哲学の実践と実力主義をその理念としてきた。大学の根本的理念である「諸学の基礎は哲学にあり」と、井上円了の志を現在の社会において具現化するための「五つの目標」を実現するために、社会の要請に応え、空理空論を排して、実践によって実生活に寄与する真に実力ある人材を養成することを目的とする。文学部では、この理念と目的を実現するために実生活に即した知性として、「読む力」「書く力」「考える力」の三つの力を設定し、その涵養を教育目標としている。

文学部を構成する哲学科・インド哲学科・中国哲学文学科・日本文学文化学科・英米文学科・英語コミュニケーション学科・史学科・教育学科の8学科は、その教育・研究領域が多方面に及び、地域的にはヨーロッパ・アメリカからアジア・アフリカ・日本、時代的には、古代から現代に至る事象を網羅する。従って、日本語を含むそれぞれの専門領域の言語に通じ、これを自由に駆使し得る能力と、その上で、正確な判断を下せる能力を涵養すること、すなわち「知徳兼全」の人格の育成をこの教育目標は示している。

さらに、高等教育機関としての文学部には、民族の文化の継承という側面がある。民族の文化とは、とりもなおさず古典の継承であり、その伝承と教育・研究が、文学部教育の主要な使命である。

以上の教育目標と使命は、文学部にあっては、共通総合領域（教養的科目）と専門科目とによって行われる。従って、各学科は、それぞれの専門性によって、その到達点を示すことになる。具体的には、各学科の必修科目となっている卒業論文がそれに当たる。各種の文献・資料を正確に読み、それをもとにした考察を構成して、自己の主張を正確に論ずる。これこそが、「読む」「書く」「考える」教育の特徴といえる。これらの文学部の理念および教育目標は、文学部のリーフレット等に明示している。

以上のような文学部のもつ特徴は、高い教養性と専門性に裏付けられたものであり、現代社会における「知」の継承と文化の伝承についてきわめて適切なものと考えられる。

しかし、文学部の理念や教育目標については、必ずしも広く周知されているとはいえない。在学生に対しては、「履修要覧」等に記載することで周知を図る必要がある。

また、上記のリーフレットや「履修要覧」以外でも、機会をとらえて広く伝えていきたい。例えば、新入生ガイダンスでは、学部長がその挨拶の中でふれているが、さらに高校

生の模擬授業や説明会における文書の配布などを、来年度から積極的に行っていきたい。

#### (理念・目的等の検証)

文学部の理念が、「哲学の実践と実力主義」にあるのは、哲学館創立以来の伝統であるが、その哲学とは、ものの道理・原因・由来を考えることであり、ただあるものをそのまま受け入れることではない。実力主義もまた、権威・権力から独立した、真の知識・知力の育成にある。ものごとを批判的に受けとめ、一旦、自己の中で独自に咀嚼する能力こそ、独立した人格を涵養する重要な要素である。

なお、こうした理念や目的・教育目標が達成されているか否かについては、各学科の日常の教育活動、とりわけ演習や卒業論文等の成果より検証している。こうした理念・教育目標は、文学部のもつ普遍的な性格であり、時代や社会を超えたものとして考えられてきたが、しかしそれでも社会の要請による新学科（英語コミュニケーション学科、日本文学文化学科）の設立など学部での教育研究領域での見直しが行われている。

また、文学部のもつ教養主義的性格を基盤とした実学性から「読む」「書く」「考える」力の涵養を教育目標に取り入れた（平成 16 年）ことなど、新しい視点に立つものである。

以上のような理念・目標の有効性等の検証として、理念・目標の実現に沿うカリキュラム編成はカリキュラム委員会が行い、全体的には自己点検・評価委員会等が行う。

#### (健全性・モラル等)

広い視野と知識にもとづく判断は、独断を排し、協調と説得性に溢れたものである。文学部のもつ教養主義的性格は、こうした広い視野を育み、自己を確立するに相応しい作用をもつと考える。特に、哲学に基礎を置いた教育目標とカリキュラムは、自己を内省する契機となっている。

学生の健全性、モラルの保持のための綱領等については、特に学部で定めたものはない。従来良識ある行動は、健全な大学生にとってはごく常識的な行為であった。しかし、現実の状況を考えると、教養教育だけではなく、こうした綱領の必要性も考慮される。

## 二. 経済学部

#### (理念・目的等)

経済学部は、昭和 25 年の創立以来、「諸学の基礎は哲学にあり」という本学の建学の精神（その基にある「社会に役立つ智を愛する精神」）を経済学に即して実践することを理念として掲げ、努力してきた。

1990 年代後半以降、わが国の経済社会は、国際化・情報化を軸に大きな変化を遂げ、少子高齢化などの新たな社会的問題にも直面している。

こうした変化に対応しうる教育体制に経済学部のあり方を変え、それによって、現在の日本社会が必要とする人材の育成を図るために、経済学部は、平成 12 年度にそれまでの第

1部1学科（経済学科）・第2部1学科（経済学科）から、第1部3学科：経済理論と実証を重点とする経済学科、国際経済を重点とする国際経済学科、社会経済制度の設計を重点とする社会経済システム学科、カリキュラムが柔軟な第2部1学科（経済学科）の4学科体制に移行した。

さらに平成16年度から、「学生本位の教育」をキーワードに、①少人数教育の徹底、②習熟度別教育の実施、③学習支援プログラムの実施を中心とするカリキュラム改訂を行い、現在、その実施3年目にある。

経済学部は平成17年3月「経済学部：中期目標・中期計画」を決定した。その冒頭において、“学部の理念と目的”、すなわち「育成すべき学生像と教育の目的」を「豊かな人間性に基づいて、経済理論を基礎に、国際的視野を持って、日本の経済社会を学際的に考える、幅広い知識と的確な判断力を備えた、自立性のある人材の育成を目指す」ことにあるとし、教育のあり方と目標を「学生本位の教育（学生の目線にあった、学生のニーズ・関心に応えるきめ細かい教育）によって、学生の潜在的な能力を引き出し、上記の学生像の実現を目指す」ことにあるとした。

「経済学を基礎」とするのは、経済学（ミクロ・マクロ経済学）が経済学部において学ぶ学生にとって基礎として必要であるとともに、社会人としても欠かせないものであり、「国際的視野」は日本の経済社会の国際化の進展のなかで必要な視野であり、「学際的に考えること」は少子高齢化等の社会的問題が経済問題とからみ合う状況が生まれるなかで学生が備えるべき不可欠な視点となっているからである。

また、「育成すべき学生像」のなかの「豊かな人間性」と「自立性のある人材」は、東洋大学の建学の精神を現在の社会において具現化した「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材の育成」における「徳」と「独立自活」に対応している。

この経済学部の理念・目的、教育目標の特徴は、平成12年度以降の第1部3学科体制による大学教育の実践経験を踏まえたもの、という点にある。すなわち、「経済理論」は、理論と実証を重視する経済学科の、「国際的視野」の形成は国際化への対応を軸とする国際経済学科の、「学際的に考えること」は社会経済システム学科の中心概念であり、そのもとに、平成12年度以降6年間の教育が行われ、さらに、それらの中心概念を前提に「学生本位の教育」を目標として平成16年度以降3年間の教育が行われてきた。

その6年間さらに3年間を経て、平成17・18年度平均の第1部の入学志願者数8,707人は、平成12年度入学志願者数8,061人を8%上回り、平成14年度志願者数7,456人を17%上回っている。また、「学生本位の教育」の核となるゼミの履修率は、3学科発足以前の60%前後から現在では3学科とも80%を超えている。この学部の理念・目的、教育目標は、以上に示されている実践経験と実績を踏まえているのである。

経済学部の「育成すべき学生像と教育の目的」は、東洋大学経済学部ホームページの「中期目標・中期計画」のなかに掲示され、教職員、学生、受験生を含む社会一般の人々に対して広く公開されている。また、「学生本位の教育」についても、同様に、経済学部ホームページ等における学部長挨拶のなかで、学部教育の中心コンセプトとして提起・公開されている。こうした公開方法の有効性は、上述の志願者数の増加やゼミ履修率の向上にその

一端が示されている。

#### (理念・目的等の検証)

平成12年度における国際経済学科と社会経済システム学科の設置による3学科体制への移行は、1990年代に入って日本の経済社会の国際化・情報化が進展し、さらには、少子高齢化という社会問題と経済問題がからみあう状況が進むなかで、それに応える教育体制への改革を図ったものであるが、同時に、それは学部の目的・教育目標として、「国際的視野をもって、日本の経済社会を学際的に考える人材の育成を目指す」ことを取り入れ、より明確にしたということでもあった。

その3学科体制の実践を踏まえて、平成17年3月の「中期目標・中期計画」の策定時に、前述のような学部の理念と目標、教育目的を明確かつ具体的に設定したのである。

学部の理念・目的、教育目標は、5年間を期間とする「中期目標・中期計画」の冒頭に掲げているので、その最終年度に必ず検証を行うことになる。そこにおいて、5年間の社会の変化を踏まえて、すなわち社会との関わりのなかで、その検証―見直しを行う。

また、カリキュラムについては、4年ごとの改訂を重視しており、そこで見直しが行われる。実際、平成20年度カリキュラム改訂にむけて、平成17年7月に教育組織改検討委員会を立ち上げ、意欲ある学生をさらに伸ばす教育についての検討などに入っている。

#### (健全性・モラル等)

学生のモラル確保については、新入生入学時の学科ガイダンスにおいて、学科主任からモラル意識の重要性についての指摘をおこなっているほか、ゼミでも随時指導している。

## 三. 経営学部

#### (理念・目的等)

経営学部の理念・目的は、「幅広い視野に立って、経営学諸分野の学習および研究を通じて培った専門的知識と能力を活かし、急速に進展する経済・社会において活躍する有為な人材を育成すること」である。この理念・目的に基づく教育目標は、「主体的に問題を発見し、設定し、解決するための知識の習得と能力の涵養」を通してプロフェッショナルとして直接的、間接的に経営にかかわる領域で活躍するために不可欠な専門的知識と能力をもった有為な人材の育成にある。

現在の経済・社会においては、企業倫理問題や地球環境問題などさまざまな歪みが生じており、本学部の教育目標は単に専門的な知識や能力のみを重視した狭隘な視点を行動原理とする人材の育成であってはならない。このことから学部の理念・目的である「有為な人材」とは、経営の専門家であると同時に、経営の専門の枠にとらわれない幅広い視野を持ち、人間性豊かな地球市民あるいは健全な社会人としての自覚を有し、豊かな生活の質を実現するために、明確な目的意識と自分の進むべき道は自分で決めるという自主性を持つ

て経済・社会において活躍する人材であり、このような人材の育成こそが、経営学部の理念・目的の特色・特徴である。これは東洋大学の目標の一つである「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」ことと整合性を持っている。

特に経営学部としては、従来の企業及び企業社会を中心とするだけでなく、消費者、投資家など企業を取り巻くステークホルダーの視点から経営を見ていくことの大切さや、企業以外の組織も経営学的考察の対象にするなど、新たな視点からの教育を推進し、社会の要請に創造的に応えている。学生は学習、研究を通じて経営、マーケティング、会計ファイナンスの理論や実践についての専門的な知識や能力を体得することで、将来、それを活かし経済・社会で活躍することが期待される。こうした学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材育成等の目的は、高等教育機関として求められるものとして適切なものである。

経営学分野の特性に基づいて、学生の学習動機を高めて学部の教育目標を達成するためには、実社会（現場）においていかに経営学が有用であり、学習価値を有しているかを理解してもらう必要がある。このために、専門知識および能力の習得については、産学協同推進プログラム、企業研究実習講義への積極的な取り組み、実務家の講義への参加・登用、ケーススタディ、ビジネスゲーム開発を柱とする教材の開発（東洋大学重点施策事業）等を推進し、実社会と教育の現場を繋ぐことによって、学生の専門教育への動機づけを着実にやっている。また、教養教育についても、英語教育の専門教育との関連強化など各種の改革がなされ、ここでも学生の学習意欲の向上と経済社会ニーズへの適応を着実にやってきた。さらに、大学間連携や学生の自主的な研究活動の活性化によって本学部の目指す「有為な人材」を育成するという目的に向かって着実に教育を行っている。

本学部の理念・目的・教育目標は、『履修要覧』や『講義要項』では「主体的に問題を発見し、設定し、解決するための知識の習得と能力の涵養」と学生が講義の履修や大学生生活の指針とできるように掲載するとともに、1年次の新入生ガイダンス、さらに3年次のガイダンスにおいて、学部長および学科主任によって学生に周知され、特に1年次のガイダンスにおいて学部の教育目標を学生個人の教育目標にブレイクダウンし、学生生活の指針とすることの重要性を学習計画とともに指導している。しかしながら学生が専門性の高い科目を敬遠し、履修しやすい科目に集中するなどの課題もあり、カリキュラムをより有効に運用し、学部の理念と教育目標を教育現場で実現するための努力を今後とも継続することとしている。

また社会一般の人々、受験生や高等学校の教員等に対して、パンフレット・学部ニュース等の印刷物やホームページを通じて、学部の紹介や特徴の周知に努めているが、公的な刊行物やホームページ等で、本学部の理念・目的・教育目標が、十分に周知されているとは言い難いことから、平成18年度中に学部内のホームページ・広報・企画委員会でこの点をより充実すべく、準備を始めている。

#### （理念・目的等の検証）

現在の経済・社会においては企業倫理問題や地球環境問題において歪みが生じるなど、

企業経営が取り組まなくてはならない課題は、その範囲を広げ、変化の速度も増している。経営学の存在意義は、企業などの組織体を社会・経済環境へ適応させることであり、経営学部の教育目的・目標も同様に社会との関わりをもっとも強く認識し続けたものである。現在では、企業のみ視点ではなく、広く企業を取り巻くステークホルダーの視点から、教育目的・目標に掲げた「有為な人材」の検証、見直しを周期的・循環的に行い、カリキュラム・教育内容に反映させている。

現在の経営学部の理念・目的は平成4年6月の教授会で承認されたものであり、その後、平成12年度のカリキュラム改革、経営学部自己点検・評価活動の中で繰り返し議論・検証を行ってきた。これらは平成15年度～17年度において2段階の検証作業を行い、さらに平成18年度には第3段階目の検証を行うこととしている。

第1段階として、経営学部の理念・目的に沿って平成16年度にカリキュラム改革を実施した。この改革において現在の理念・目的を設定し、それを実施するために通年4単位制からセメスタ2単位制に切り替えた。そして平成16・17年度においては、またこれらの検証から複雑化・国際化がさらに進展する中で、企業における財務体質の強化のために専門的な会計人の必要があることを認識し、「アカウンティング分野」と「ファイナンス分野」の2つの分野を基に、従来の会計、金融の基礎知識にとどまらず、時代の最先端の学問を積極的に修得して、これからの社会で役立つ人材の育成を目標に掲げ、平成18年4月に会計ファイナンス学科を新設した。

また平成18年度は経営学部創立40周年であり、この機会を捉え、学部の理念・目的等を検証し、次の10年間、学部において組織構成員間で共有され、構成員の見えざる手として機能するよう理念・目的を明確にしたいと考えている。

#### (健全性、モラル等)

教職員・学生のモラルなどを確保するための綱領等については、就業規則に教職員の一般的規律として規定されている以外、倫理綱領等は制定されていないが、全学で組織されるセクシュアル・ハラスメント防止に関する規程や委員会が設けられており、全学的に防止活動を行っている。相談員は学部からも選出し対応できる体制がとられており、特に学部としての活動は行っていない。しかし、これらの問題に対しては教授会や各種委員会活動などを通じて教職員自身が絶えず意識するよう配慮している。また学生に対しては、基礎演習・演習などを通して、さらに教職員と学生によって運営される経営学会の活動を通じて繰り返し指導している。今後、健全性やモラルについて綱領等の策定も含めて、平成18年度中に議論を開始することとしている。

## 四. 法学部

#### (理念・目的等)

法学部は、昭和31年、「近代欧州文化に於いて不必要な程度にまでに分裂した社会諸科

学の批判のうえに立って、哲学と倫理学との総合的基盤の上に我国独自の法律学の樹立」を目指し誕生したものであり、「法律学の論理及びその実践に通じた有為の人材を養成し日本国の文運の隆盛に寄与せんとする」（文部省提出「東洋大学法学部増設認可申請書」）ことを目的に設置され、第1部法律学科および第2部法律学科をもって出発した。これは、「諸学の基礎は哲学にあり」として継承してきた学祖・井上円了の理念を踏まえたものであった。そして、昭和40年には、「ビジネス・マネージメントのできる法曹人」という時代の要請に応えるため、「現代における経済社会の生きた像を率直にながめ、広い意味の法曹人として企業にたずさわるに必要な法律学、ならびに企業経営にもっとも必要とされる実際的な知識を総合的にあたえ、産業経済社会の発展・要望に対応・貢献する」ことを目的に、法学部第1部に経営法学科（平成12年に企業法学科に改称）を増設した。次いで、昭和41年には、法律学を学びたい「困難苦学徒のために教育の機会を与えること」を目指し、法律学科通信教育課程を開設した。

しかしながら、社会経済状況は設立時から大きく変った。消費者は、財・サービスの単なる消費者ではなく、例えば環境への負荷をできるだけ少なくする消費者であることが求められる。また、企業の経済活動にはコンプライアンスと社会への寄与が強く求められることになった。そこで、法学部では、現在、設立時の理念を踏まえ、改めて人間と社会のあり方を問いながら、そうした社会経済の変化や要請に応えるため、幅広い一般教養的教育と实际的に有用な法律的知識の教授を通じ、社会経済情勢を広い視野から認識し、時々の問題解決に必要な法的素養を身につけさせ、各分野で社会経済の発展に寄与しうる提言等を行う進取の気象に富んだ人材の育成を目的にしている。そして、法学部リーフレットやホームページ等における理念、目的の記述については、この自己点検・評価を契機に補正し、平成20年度カリキュラム改訂にあわせて一層の明確化を図ることにしたい。

東洋大学は、現在、創立者井上円了の志を現在の社会に具現化するための5つの教育目標を以下のとおり設定している。(1) 独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する。(2) 総合大学の利点を活かす、良質の教育を行う。(3) 高水準、かつ特色ある研究拠点となる。(4) 社会の要請に創造的に応える。

(5) 大学構成員が大学の使命を自覚し、自らの責任を果たし協力することにより、継続的な改革・発展を可能とする大学運営をおこなう。また、平成16年度から教育・研究等の質の向上を図るため、各学部が中期計画・中期目標を策定し、その目標達成に努力している。

法学部では、平成16年度の法科大学院設置、社会を取り巻く環境の変化（社会経済のグローバル化、情報技術の発展）などを受けて、法学部の中期目標として(1) 高度な研究教育職などを目指すための既存の大学院や心豊かな法曹に向けた法科大学院への進学(2) 様々な公務員や諸資格取得者の輩出(3) 企業環境の変化に的確に対応できる人材の養成を目指している。しかし、学生の多くは、民間企業への就職を志望しているので、法学部では特に「独立自活の精神に富んだリーガルマインドを備え、かつ社会経済のグローバル化に対応しうる人材の養成」を教育目標にしている。

「リーガルマインド」とは、物事の認識・判断・決定過程において、法律的な視点から総合的に的確な判断・決定をすることのできる能力（問題解決能力）のことである。法学



部では、学生一人一人を他者の痛みのわかる心豊かな人間への成長を図りながらこの「リーガルマインド」を身につけさせることを目指している。外国人留学生については、日本と日本語理解を促す科目を開設し、留学生委員会による随時の指導・助言を行っている。また、社会経済のグローバル化に対応するため英語教育を重視し、特に企業法学科の国際企業コースでは「ビジネス・イングリッシュⅡ」を2年次の必修科目としている。こうして、社会経済の幅広い分野で活躍できる柔軟な思考力を持った有能な人材の育成を図るとともに、以下のようなスペシャリストの育成も目標としている。

法律学科は、法科大学院の設置を踏まえつつ、第1部・第2部・通信教育課程とも、判事、検事、弁護士という狭義の法曹実務家のみならず司法書士、行政書士、社会保険労務士などの広義（隣接）の法曹実務家（パラリーガル）や公務員などの育成を、また、企業法学科は、経営管理者など企業法務に通じた人材や国際公務員などの育成を目標としている。

このような法学部の理念・目的・教育目標は、ホームページや入学者用パンフレット、『履修要覧』に掲載するとともに、1年次の新入生ガイダンスにおいて学部長及び学科主任などによって周知されている。この両手法のシンクロ化によって理念・目的・教育目標の周知は有効性を発揮している。例えば「リーガルマインド」という言葉が学生に違和感や抵抗感なく受け入れられている状況がみられるからである。特に履修については、第1部の法律学科、企業法学科ともコース別（後述）の履修モデルを提示して、1年次の新入生ガイダンスにおいて履修説明・相談コーナーを設けている。学部・学科の教育目標と学生個人の目標を分析・分類し、学生生活の指針とすることの重要性を履修計画の作成方法とともに指導している。そして、2年次から学ぶコース選択にあたっては、「法学基礎演習」などを通じてそのコースの特色や将来の目的に沿ったコース選択の指導をしている。

しかし、学生は授業を選択する際、単位を修得しやすい科目を履修する傾向がある。また、自らの目標を定められない学生も存在する。そうした学生に対しては、3～4年次の「法学演習Ⅱ」の受講を勧め、専門ゼミで個別指導を行うようにしている。

#### （理念・目的等の検証）

法学部は、受験者・入学者数が安定的に推移してきている。そして、法学部の理念と教育目標を具現化するために、履修モデル方式をとってきたことは述べたところである。実業界に多くの人材を送り出すとともに、多くの公務員や資格取得者を輩出し、また、数は少ないが法曹人も育成してきた。この点から、法学部の理念・教育目標は達成されていると思われるが、その検証は専門演習での指導やキャリア支援センターがとりまとめた就職状況調査の結果などを通じて行ってきた。特に平成17年度の特別選抜クラスの開設（後述）にあわせ、「法学演習Ⅱ」の受講者全員に各種公務員や資格試験等の受験の有無、可否に関する調査を実施した。そして、理念・目的・教育目標の見直しは、定期的な第三者評価に向けた自己点検・評価（平成9年、15年、18年）を通じて行っている。

また、市民としての消費者の立場や経済活動におけるコンプライアンスの重視、さらには社会経済のグローバル化により国際的に活躍する人材がより求められるような状況変化

に対応し、教育目標を見直し、それを明確化するために平成12年度のカリキュラム改革においては、第1部の法律学科と企業法学科にコース制を導入した。法律学科には「司法コース」と「行政コース」を、特に企業法学科にはコンプライアンスに対する強い要請やグローバル化を念頭に、それに応えうる人材育成を狙いにした「企業法務コース」と「国際企業コース」を設定し、それぞれに履修モデルを明示した。そして、法学部の自己点検・評価活動の中で検討と調整を行ってきた。そうした中で、平成15年度には、全学の自己点検・評価活動の一環として法学部も拡大自己点検・評価委員会を設置し、授業アンケートを含め自己点検・評価を行うとともに、平成16年度における法科大学院の設置と平成17年度からの白山キャンパスでの4年一貫教育体制への移行を踏まえ、平成16年度のカリキュラム改革に当たっては、次のような見直しを行った。

第1に、他学部にも足並をそろえ通年制からセメスタ制への切り替えを検討したが、法学系科目は、導入しても通年制講義を単純に2分割するだけになることも危惧されるので、原則として通年制とした。第2に、判事、検事、弁護士という狭義の法曹実務家を育成する法科大学院の設置・開設に伴う前法曹三者数の増大は、それを補助する広義（隣接）の法曹実務家（パラリーガル）も拡大することになる。それゆえ、法科大学院への進学希望者とあわせて広義（隣接）の法曹実務家を養成することは法学部の役割として重要である。法律学科の「司法コース」を「法職コース」として残すことにした。しかし、主として公務員等を志望する学生を対象にした「行政コース」については、企業法学科にも公務員等の志望者がかなり存在するので、それら志望者については特別選抜クラス制の導入を図ることとし、法曹界以外の幅広い分野で活躍する人材の育成を狙いにした「総合政策コース」に切り替えた。

なお、平成18年度には法学部創設50周年を迎え、5月の記念式典、記念講演、祝賀会には卒業生、OB教職員、現役法学部生を含め約900名が参加した。これを機に大学全体の教育目標（5）「大学構成員が大学の使命を自覚し」を確認するとともに、法学部の理念・教育目標を教職員間で改めて共有した。そして、平成17年度からの白山キャンパスにおける4年一貫教育体制への移行実態を点検し、平成20年度には新カリキュラムへ移行することにした。そのため、平成18年度には、全学の自己点検・評価と50周年記念式典・講演参加者に実施したアンケート調査（大学の講義で卒業後のキャリアデザインに役立った科目やあった方がよい科目など）結果を参照し、新カリキュラムを具体化する作業に着手することになった。

#### （健全性、モラル等）

大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラル等を確保する措置としては、全学共通の東洋大学就業規則、東洋大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程など全学として規程が制定されているため、法学部では特に別途の要領・内規等は制定していない。また、大学全体として研究活動における不正行為に対処するための東洋大学研究活動規範並びに同活動規範委員会規程（仮称）の制定を現在（平成18年7月）進めているが、これには法学部も同意している。なお、学生のモラルの確保・向上については、1年次必修の「法学基礎演習」や3～4年次の「法学演習Ⅱ」を通じて各教員が指導している。

## 五. 社会学部

### (理念・目的等)

社会学部の基本的な理念は、学部創設以来、学祖の教育理念である「古今東西の知の摂取と融合ならびに実践主義に基づき、理論と実証を結びつけ、現代社会の問題に鋭く切り込む視座を涵養すること」である。そのために、学理追及、その応用実践という2つのベクトルを尊重する教育を目指し、学部共通の必修科目として「社会学概論」、「社会調査入門」、「社会調査および実習」、「情報リテラシー」を置き、それに加えて各学科がそれぞれの切り口に応じて演習やその他の科目でこの教育目標を実現しようとしてきた。

この社会学部の基本的な理念と目的は、本学の教育理念を、現在の社会において具現化した5つの目標のうち、「目標1：独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」および「目標4：社会の要請に創造的に応える」を、学部レベルで達成するための下位目標と位置づけられる。

具体的には、教育力、研究力、学部運営力、社会貢献力の4つの水準を、以下のように向上させる。

第1に、教育力の水準を上げることが必要である。それは学生に対し、個性の尊重、幅広い教養、客観的な批判力、柔軟な思考力、総合的な判断力、共生への関心や参加意欲などを身につけさせることである。言い換えれば、「ヒューマン・リテラシー」と「アカデミック・リテラシー」の充実・向上である。

そのためには、学生と教員との信頼関係に基づいた共同作業が必要である。1年から4年までの少人数の演習・実習を通して、学生のニーズに即し、きめ細かい人間味のある対応を重ねること、学生が自分の思いや意見を相手に伝えるための技法（コミュニケーション・スキルや情報機器活用能力）を学び、学生間・学生と教員間で日常的に実践すること、障がいを持つ学生や、留学生・社会人に対して十分な理解を示し、学生・教員が共に個人としてできることを見出し、その上で学部が一丸となって支援していくことが必要である。

第2に、教員の研究力の質を高める必要がある。具体的には、①個々の教員の研究活動を活性化し、それぞれの分野において主導的な立場を取れるようにすること、②研究者のネットワーク化により共同研究の活性化を図ること、③個々の教員の研究成果を学生に対しては勿論のこと、時にはその枠を越えて地域社会の人々や、各地の官・民の組織体で活躍する人々に対して披瀝し、同時に彼らから新たな知見を受け、現代社会に生きるものとして共に今日的な問題に鋭く関心を向けて学ぶことである。

そのためには、研究費と研究時間の確保が必要条件である。研究費の確保には、学内外の研究プロジェクトに積極的に参加し、研究の環境を各自の責任において整える必要がある。一方、研究時間の確保であるが、教育と学部運営に専念する傍らで、十分な研究時間を取ることは難しいが、社会学部では、既にある国内・海外の長期・短期の留学の制度をより利用し易いものにし、交代で研究に専念できる機会を充実させる必要がある。

第3に、学部運営力の水準を上げる必要がある。学部の教育・研究力を増進するために、学部運営の効率化を図ることが必要である。現在、学部内の委員会は20あまりあるが、それらの効率のよい運営を図るために、委員間の対面的な会議は勿論のこと、それを補う形での情報ネットワーク・システムを学部内で確立し運用することを考えている。

第4に、社会貢献力の水準を上げる必要がある。近年では、学内において多くの公開講座を開いている。例えば、生涯学習センター主催の講座、朝霞市の教育委員会との連携開催の「朝霞パートナーシップ」においては、近隣の住民の日常的な関心事にアカデミックに対応すると同時に、かれらからの鋭い問題意識を刺激として研究への更なる励みとすることを心がけている。加えて、パートナーシップ制度の確立を思慮している。社会福祉学科が平成17年度より試み的にを行っているが、その成果を見ながら、学部として制度化する方向を求めていく。

また、社会学部は昭和34年4月に設立し、平成11年に40周年を迎え、平成21年には50周年を迎えるが、この間、約24,000名の卒業生を世に送り出してきた。学部としての社会への貢献は極めて大きいと考えるが、それを広く社会に知ってもらい、日本の各分野で中心的な役割を担っている卒業生と共に、更なる学部の発展への礎としたい。そのために卒業生の同窓会組織を充実させ、後輩の学生に適切な助言を与えられる学術的な組織にしたいと考え、学部の現教職員を中心に定期的に会合を持ち、目標に向けて準備を進めている。

以上の点を社会に、また受験生に広く知ってもらい、理解を得るために学部内の情報化推進委員会が中心となって、学部・学科のホームページの掲載内容の適切な更新や受験生向けの「東洋大学ガイドブック」、入学者向けの「学部パンフレット」作成等さまざまな方法を実施している。これらの方法は受験生ならびに卒業生に対しても社会学部の特色や取り組みを理解してもらう上で、現段階では有効である。

#### (理念・目的等の検証)

社会学部の理念・目的・教育目標を検証する仕組みとしては、学科会議・主任会議および教授会における議論がある。また、各種委員会、とりわけ学部教員の研究・教育などの資質の向上を図る「FD委員会」と学部の「自己点検・自己評価委員会」が設置されている。このような仕組みはあるが、理念・目的・教育目標を常に意識してその達成度を見ようとする目的意識性、理論的把握、実証的把握という点で、まだ検証活動は初歩的段階にあるといわざるをえない。

例えば教育力の水準に関する検証については、学部の「自己点検・自己評価委員会」は、毎年授業評価アンケートを実施し、その結果を学部のFD委員会に示し、検討すると同時に教員に還元し授業改善に生かす態勢が取られている。しかしながら、現段階ではFD委員会におけるアンケート結果についての検討は、必ずしも十分なものではない。今後は、学部全体として現在直面している問題点を共通に理解し、日本社会学会などにおける社会学教育のあり方の検討もようやく活発になりつつあるので、社会学部の経験とその考察をこうした学会レベルの議論の場に発表していくことも求められている。そして、学部の教育目標がどの程度達成されているかについて検討し、実証的な資料に基づいて把握すること

が必要である。

研究力・学部運営力の水準に関する検証については毎年学部で発刊している『社会学部 YEAR・BOOK』に掲載された資料を基に学部の FD 委員会において検討し改善すべき点を明確にしていくことが必要である。

社会貢献力の水準に関する検証については、広く卒業生や企業の責任者との交流の機会を設けて、相互の認識の確認を絶えず行っていく必要がある。

「学部の理念・目的」や「教育目標」は、学科再編、カリキュラム改訂、学部創設 30 周年や 40 周年などの節目における記念行事などの機会に折にふれて意識されてきた。しかしながら、全体としてこれまで、教員の間では「学部の理念・目的」よりも「学科の理念・目的」の方が話題に上ることが多かったといえる。平成 20 年度にカリキュラムの改訂が予定されているので、それに合わせ、現在、学部の教育理念や目的の再確認、見直し等を行なっている。

#### （健全性、モラル等）

教職員および学生のモラルを確保するために、全学的には、教職員については就業規則で、学生については学則等で対応している。その他、セクシュアル・ハラスメントを防止する委員会や規程も全学で設けている。社会学部として学生の人格を高めるための特段の規則は現段階では設けていないが、1 年次から開講されている各学科の演習を通し、教員と学生がコミュニケーションを重ねる中で、学生が社会人としてのマナーをきちんと持てるように配慮することはこれまでも行ってきたが、更にその努力を重ねていく。学生のモラルを確保するために、独自の綱領の制定については全学的な動きにあわせて対応する形で、段階的に考えていく。一方、教員の研究上のモラル（社会調査や実験を含む社会学的研究上の倫理）について、日本社会学会や心理学分野綱領の制定等具体的な動きがあるので、その制定の動きをみながら本学部教員の倫理意識を高めていく。

## 六. 工学部

#### （理念・目的等）

工学部の理念は、東洋大学の理念「諸学の基礎は哲学にあり」を背景に、学祖の「哲学・実践・大衆教育」の理念を工学部に展開し、「フィロソフィーを持った実践的エンジニア」の育成と定義し、この様な人材の育成を目的と定めた。

激動が予想される 21 世紀においては、価値観の変化、社会の変化、技術の変化、職場の変化に対して自己の本質を見失うことなく柔軟に対応できなければ生き残りが難しい。それ故、このフィロソフィーの意味は、自己の本質を見失わないためには、自分の生き方の規範としてのフィロソフィーを持つこと、そして自分のフィロソフィーに基づいて行動し、仕事や技術に取り組むことが重要である、ということの意味している。

具体的には以下のような技術者像が想定できる。①多様な価値観と知識に基づいて、新

たな「知」の再構成ができる技術者、②単一の価値観や技術にとらわれず、社会・職場・技術の変化に柔軟に対応できる技術者、③自分の技術力を越える新たなニーズに対面したとき対応能力を持つ技術者、である。

工学部では、これまで中堅技術者の養成という教育目標があったが、社会状況の変化に伴い、卒業生の進路が多様化し、情報化社会の進行とともに普遍的な中堅技術者像を定立しにくくなった。21世紀は知識社会であり、変化の世紀であるので、知識社会で活躍できる「知」の再構成能力、「変化」への対応能力を持ち合わせた人材を育成することも視野に入れている。

工学部の教育理念は、工学部ホームページを中心に広報しているが、学生には『履修要覧』、受験生には工学部入試パンフレット等において周知徹底を図っている。とくに、1年次必修科目である「エンジニアの哲学」において、この教育理念を紹介する機会を設け、十分に周知されていると判断している。

#### **(理念・目的等の検証)**

工学部の理念・目的等の検証は、工学部内の自己点検・評価委員会で行い、学生による授業評価アンケート等でそれらが機能しているか確認している。

また、工学部卒業生で組織された「工学部連合育成会」との協力関係の中で、社会・産業側の視点からの教育理念・教育目標などについての評価の場を平成20(2008)年度に設け、それを受けて平成21(2009)年度までに学部長直轄の教育理念検討部会を設置し、確認を進めていく予定である。

#### **(健全性、モラル等)**

倫理面での大学としての健全性、教職員のモラルは、就業規則に定めがある。研究面に対しては全学的に「東洋大学研究活動規範」の策定および不正防止のための「東洋大学研究活動規範委員会」の設置が計画されており、工学部教員も同規範に基づいて研究に臨むことになる。工学部は外部資金の獲得額が多いため、研究費等の不正使用が発生しないよう、研究者のモラルに特段の注意を払っている。補助金等を含む予算執行に関しても、教育研究の目的と一般社会通念上の乖離がないよう教授会を通じて周知している。

各種のハラスメントに関しては、キャンパスに配置されている相談員や苦情処理員が相互に連絡をとり、迅速かつ的確な対応を行っている。

教職員の健康管理面では、健康診断または人間ドックの受診を確認し、必要に応じ産業医との面談を含むなど適切な対応がなされている。

学生のモラルに関しては、学生ハンドブックで環境美化・人権・不正行為の防止などを呼びかけており、学科および学生関係委員会や学部長、事務部長との連携により適切な対応・処理がなされている。さらに、工学部の理念教育を通じて卒業生が技術倫理や技術の安全性を重視するエンジニアとして社会に貢献できるよう教育している。

## 七. 国際地域学部

### (理念・目的等)

国際地域学部は、平成9年4月、国際化時代への対応をめざす東洋大学のミッションを担った課題解決型（テーマ型）学部として、群馬県板倉キャンパスに創設された。当初は国際地域学科のみで出発したが、平成13年4月に国際観光学科を併設し、2学科体制となった。

東洋大学学則に規定されている「東西学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めると共に、人格の陶冶と情操の涵養とに務め、国家及び世界の文化向上に貢献しうる有為の人材を養成することを目的とする」に即し、創立者井上円了の志を現在の社会において具現化するために設定した目標の一つである「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」ことを学部の基本的な指針としている。

国際地域学部の理念は、国際協力・地域開発および観光開発の分野において、国の内外で貢献できる有為な人材の育成にある。「国際地域学」は新しい学際領域であり、国際的な広がりから身近な環境まで、幅広い範囲を対象とし、地域の生活、文化、経済、環境など様々な分野を実践的に追究する学問である。もとより、東洋大学の理念である「諸学の基礎は哲学にあり」の精神はこのように地域を幅広く捉える姿勢の根幹をなしている。具体的には、地球大の環境の広がりからコミュニティまでを対象とした実践的な「地域づくり」と「観光振興」を通して、国際人として国家及び世界の文化向上、地球社会の発展に貢献しうる有為の人材を養成し、現場主義に基づく実践的な「地域貢献能力」を、また「観光産業の担い手」としての実務能力を、身につけさせ地域社会に輩出することを本学部の目的としている。また、本学部は国内外での地域づくりを実践する東洋大学のテーマ学部としての役割を再認識し、国際的な広がりとし身近な地域を共に対象とした「地域づくり」「国際協力」「観光」をアピールすることが重要であり、国際的な環境に即応できる実践的な語学力を身につけると同時に、異文化に柔軟に対応できる力を養う必要がある。そのために TOEIC テストの一斉実施、専門科目の英語による授業の実施等「英語力の強化」と「現場重視の少人数ゼミの実施」、「海外研修の拡大、強化を図る」ことを教育目標とする。国際地域学という新たな学問の目的やこれに依拠する学部の教育目標を広く次世代に伝えるため、在学生、卒業生を取材した大学案内や学部学科独自の学部案内、ホームページの制作と改訂を適宜行っている。特に、ホームページでは学部・学科の活動をリアルタイムに社会に伝えるため迅速な対応に努力している。

### (理念・目的の検証)

国際地域学部は今年度創設10周年を迎えた学部であり、上記の理念・目的達成のため真剣に取り組んでいるが、発展段階にあるため、学部・学科の教育理念に則した科目内容の改善、フィールドワークの充実、学部独自の海外研修の実施、語学力の強化、地域との連携、国際的教養の強化等において新たに実施した取り組みも多い。こうした試みの中に

は国内外の地域社会との連携が不可欠のものも多く、関係団体との相互的な交流の中で修正を行ってきている。また、学部内の各委員会や関係教員によるタスクフォースの組織化を通して、課題の抽出やその対策を検討し、作成した具体的な案を学科会議や教授会で決定、実施し、その結果についても各委員会において検証し調整を行ってきている。毎年実施している授業評価アンケートの活用を本格化することも含めて、今年度からファカルティ・デベロップメント（FD）に取り組む委員会を組織し、現在その活動内容について検討を重ねている。

（健全性、モラル等）

当学部は「地域づくり」や「観光振興」に関わる人材の育成を目的としており、対人コミュニケーションの重視と社会規範の遵守を基本としている。身近な地域社会、職場等において成立する対人関係、海外のフィールドで直面する異文化コミュニケーション、社会の様々なルール等を理解する力を身につけさせることが学部のもう一つのミッションである。社会人あるいは国際人としての感覚やマナーの修得について、具体的には、講義、演習、国内外での研修、課外活動等において教職員が学生指導に当たっている。禁煙・分煙の徹底、ゴミの分別にはじまる環境へのはたらきかけ、セクシャル・ハラスメントの防止を推進し、また学業以外における学生生活の支援については、サークル活動、大学祭開催における活動支援を通じて実践している。板倉キャンパス全体としては、国際地域学部、生命科学部の2学部の教員と教学課職員で構成する学生生活委員会を設置して徹底をはかっている。特にセクシャル・ハラスメントに関しては教職員の相談員をおいて対応している。今後こうした方向を一層強化するために、学生のモラルや健全性を明確にした要綱の制定を行う予定である。

## 八. 生命科学部

（理念・目的等）

生命科学部においては、生命現象を遺伝子レベルから細胞レベル、さらには個体レベルまで明らかにし、地球社会に貢献する学問領域である生命科学を教育・研究することを理念および目的としている。また生命科学部の教育目標として「生命の総合的理解の上立って、地球社会の発展に貢献する創造的思考能力、かつ倫理観を合わせもった人材を育成する」ことを掲げている。これは、東洋大学の理念である「諸学の基礎は哲学にあり」の精神と、東洋大学の教育理念を現代の社会に具現化するための5つの目標のうち、とくに「目標1. 独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」、「目標3. 高水準、かつ特色ある研究拠点となる」および「目標4. 社会の要請に創造的に応える」に基づいている。これより、高水準、かつ特色ある研究拠点となるため極限環境微生物分野と植物分野の教育・研究に力点を置いている。とくに、極限環境微生物分野は国内の研究拠点の一つに位置づけられている。しかし、生命科学部



の教育においてはこれらの分野だけに限ることなくヒトを含めた動物分野における教育も行い、生命科学分野全般の教育を行えるように設定している。

生命科学部の教育目標を達成することと、学生の科目履修に明確な目標を与えるために、バイオサイエンスコース、バイオエンジニアリングコース、地球環境生物学コースの3つの専攻分野とサブコースとして食品衛生コースを生命科学科に設けて、理学、農学、医学、薬学、工学等の学問領域に跨った生命科学の基礎を学ぶことで、地球社会の諸問題に対応でき、広い分野で活躍できる人材を育成する教育システムを構築している。このため、生命科学部の教育は、ただ技術者、研究者の養成だけを目指したものではなく、これからの社会にあって、地球社会を、そして“いのち”を正しく理解し、正しい倫理観を持って社会活動に参画できる人材の育成に主眼を置いている。この目的達成のため、生命科学部では生命倫理、生命論、生命哲学等の科目を一般教養科目の中に配して“いのち”について考えさせ、専門基礎科目および専門科目の充実と合わせて、物事を幅広い視点から眺める力を養うための総合科目を配置することで、社会に対する深い見識を育成させるようにしている。

以上のように、生命科学部のカリキュラムにおいて生命科学の学問領域全般を体系的に教育・研究し、社会活動をする上で必要な生命倫理教育に力点を置いていることを特色・特徴としていることから、理念、目的、教育目標は、適切であると考えている。

理念、目的、教育目標は、学部パンフレット、ホームページ、高校生を対象とした学びライブおよびオープンキャンパスなどにおいて、教職員、学生、受験生を含む一般の人々に対して周知徹底を図っている。理念、目的、教育目標の周知方法の有効性については、平成18(2006)年4月入学者のアンケートによれば、生命科学部を知った手段として東洋大学のパンフレットで知った学生が33%、また学びライブおよびオープンキャンパスに参加した学生が25%近くいたことから周知方法として有効と考えられる。

#### (理念・目的等の検証)

理念・目的等を実現するため、生命科学の学問領域全般を体系的に教育・研究すること、さらに極限環境微生物分野と植物分野の教育・研究および「諸学の基礎は哲学にあり」の東洋大学の理念をもとに生命倫理教育に力点を置いたカリキュラム編成を行なっている。しかし、社会情勢の変化や多様化により社会が期待する生命科学分野が変わってゆくことが予想され、理念・目的等が社会の要望に合わなくなることも考えられる。この点については、これまで定期的に高校教員との情報交換、受験予備校による受験生動向調査および実務研修や共同研究で接触する企業関係者などからの意見聴取を行っている。ここで得られた意見などを生命科学部自己点検・評価委員会および教授会等で検討し、理念・目的等が時代の変化に適合しているかどうかについて検証している。これまでは理念・目的等を見直す必要はないと判断しているが、検証は継続して実施する。

#### (健全性、モラル等)

学部としての健全性・誠実性、教職員および学生のモラルなどを確保するための綱領を策定していないが、全学委員会として学生生活委員会やセクシュアル・ハラスメント委員会

が教職員および学生のモラル確保のために機能している。生命科学部では学生のモラルを確保するために、入学時や春学期のガイダンスにおいて喫煙マナーやセクシュアル・ハラスメントなどについて周知徹底させるようにしている。また安全面の対策として「安全のてびき」を教員および学生に配布し、実験実習や卒論実験開始時に周知徹底させることで安全教育に力を入れている。

## 九. ライフデザイン学部

### (理念・目的等)

ライフデザイン学部は、平成 17 (2005) 年に生活支援学科、健康スポーツ学科の 2 学科をもって発足し、平成 18 (2006) 年に人間環境デザイン学科を加え、3 学科から構成される東洋大学第 9 番目の学部である。学部の所在地は埼玉県朝霞市であり、1 学部で 1 キャンパスを構成している。ライフデザイン学部の目的は、一言でいえば、学部を構成する 3 学科それぞれの視点から、21 世紀における人びとのライフ(生活)をどのように設計し、構築するかを考え、実践するための専門的知識と技術を開発し、教授することによって、よりよい生活と社会の維持発展に貢献することのできる専門職業従事者を育成することにある。

このようなライフデザイン学部の教育と研究における理念は、基本的には、東洋大学の基本理念である創設者井上円了の「諸学の基礎は哲学にあり」という理念に根ざすものであるが、なかでもその実学—実践の科学—的な側面を継承、発展させようとするものである。そのことを前提に、ライフデザイン学部において、社会福祉制度・政策、ソーシャルワーク、精神保健福祉、保育、介護などの社会福祉の領域、健康プロモーション、高齢者・障害者、子どもの健康増進、地域体育などの健康スポーツの領域、建築、環境、福祉工学、プロダクトデザインなどの人間環境デザインの領域において、専門的知識と技術を駆使し、市民のウェルビーイングの増進と福祉社会の構築に寄与することのできる「知徳兼全」な職業人を育成することを目標としている。

このような目標のもとに、ライフデザイン学部においては、井上円了のいう「哲学」をブレイクダウンし、「ミッションとフィロソフィー」、「セオリーとプラクティス」、すなわち「立志勘考」、「知行一如」を学部の理念として掲げ、学部独自の教育と研究の推進を図っているところである。「立志勘考」とは、市民のウェルビーイングの増進と福祉社会の発展に寄与するという志(ミッション)を掲げ、その志を実現するために必要とされるモノの見方考え方(フィロソフィー)を身につけるということである。他方「知行一如」とは、そこに創造される理論知(セオリー)にもとづき、経験主義を排した科学的な実践(プラクティクス)をめざすとともその実践から新しい理論知、すなわち科学(ディシプリン)の構築をめざすということである。

ライフデザイン学部の教育と研究を特徴づけるいまひとつの特徴は、学部の基礎にあるライフデザイン学のこの学際科学、複合科学、さらには融合科学、すなわちインターディ

シプリン、マルチディシプリン、トランスディシプリンとしての形成、発展をめざすというところに求められる。学際科学、複合科学、さらには融合科学をめざすという目標をより具体的にいえば、まずは文学、経済学、経営学、社会学、社会福祉学、健康科学などの文系諸科学の学際的な複合・総合化、融合化をはかるということであり、ついで工学と文系諸科学の学際的な複合・総合化、融合化をはかるということである。

さらに、ライフデザイン学部のねらいは、ライフデザイン学を設計科学として位置づけるところにある。伝統的に文系の領域においては、科学を説明科学として理解してきた。確かに、研究の対象とする事象がどのような要素から構成され、それらがどのような論理によって運動しているかを明らかにすることを通じて、事象の成り立ちや特徴を説明し、記述することは重要である。しかしながら、それと同時に、近時、人びとの行動や社会制度をどのように創造し、構築するかということが大きな課題になっている。自然資源の減少、環境の劣化、人口の爆発と減少などを大きな特徴とする現代社会をいかにして持続可能な社会として維持し、人びとのウェルビーイングや社会の安全と安心を増進するかを考える時、学部における教育と研究の基礎となるライフデザイン学を設計科学として位置づけることは重要な意味をもっている。生活支援学科、健康スポーツ学科、人間環境デザイン学科の3学科から構成されるライフデザイン学部は、このような理念と目標を具体化しようとするものにほかならない。

生活支援学科、健康スポーツ学科、および人間環境デザイン学科は、上記のような学部の理念や目標等を担いつつ、それぞれ固有の教育目標や使命等を以下のように有している。

今日のわが国の急速な「少子化」、「高齢化」をはじめとする社会問題の多様化、複合化に対して従来の社会福祉士を中心とした社会福祉学系の養成課程では対応しにくい状況がみられる。そのため、生活支援学科にあっては、「少子化」に関する問題に対して、従来の保育士にとどまらず児童の心身の健康に精通した保育士・社会福祉士、情緒的に問題のある児童や障害のある児童の保育の知識と技術のある保育士・社会福祉士、児童虐待などの問題に介入し家族を視野にいたした支援のできる保育士・社会福祉士、などの養成をめざす。

「高齢化」に関する問題に対しては、社会福祉の全体的な知識をもった介護福祉士の養成をめざす。また、現在、精神障害者の長期入院の解消や認知症高齢者の増加に対応することも大きな社会的な課題であり、社会福祉を基盤とした精神保健福祉分野での人材養成も本学科の使命である。

次に、健康スポーツ学科にあっては、ライフデザイン学部の目的である「自らの生命の営みを含めた21世紀の生活をどのように描いて行くか、その術についての研究教育を行うこと」の一端を担い、ライフデザイン学部を支える大きな柱として他の2学科とコラボレーションし、今日の健康・福祉問題の解決に寄与することが、学科としての使命でありかつ役割である。健康スポーツ学科は、このような考えの基つき、身体機能の維持・増進にとってスポーツ活動の果たすべき役割が大きいことに注目し、スポーツと心身機能の関係および社会文化と健康・スポーツとの関係についての研究を行い、幼児から高齢者に至る人々の健康づくりおよび障害者の健康づくりを支援する人材の育成を目的としている。従って、本学科の理念は「自己実現のための健康づくり」に関する研究教育を通して、それを可能にする人材を育成することである。

人間環境デザイン学科は、人間をとりまくさまざまな環境課題に着目し、すべての人が快適かつ安心してくらす環境をデザインする人材を育成することを目的としている。つまり、人間環境デザイン学科は、生活支援学科、健康スポーツ学科とコラボレーションしつつ、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、人類社会において可能な限り公平な社会環境を築き、一人ひとりのニーズを的確に捉え、できるかぎり多くの市民が利用できるものづくり、生活環境、社会・経済、製品のしくみを構築し、生み出す人材を養成することを目的としている。

次に、ライフデザイン学部では、以上のような理念や教育内容を周知させる方法として、まず朝霞キャンパスホームページを立ち上げ、学部の理念や使命等の要旨、さらには3学科のカリキュラムや教員構成等を含めた概要を紹介している。

また、平成17(2005)年5月には学外からも多くの来賓を招き、「ライフデザイン学部開学式」を挙行し、その基調講演でライフデザイン学部の理念や教育内容等を広く公表した。さらには、「ライフデザイン学部」パンフレットを作成し学内外に広く頒布するとともに、平成18(2006)年3月には「ライフデザイン学紀要」も刊行し、ライフデザイン学部の学問的特性の紹介にも努めている。1年遅れで出発した人間環境デザイン学科にあっては、平成18(2006)年度春期と秋期に各2回にわたり、人間環境やデザイン等に関連する公開シンポジウムを開催し、学科の理念や教育目標等を社会的に周知させる努力を行う予定である。このようにライフデザイン学部では、現時点で実施可能な範囲で、学部の理念や使命等の周知に努めている。

なお、受験生、高校教員、各種施設の担当者などを対象にライフデザイン学部についての情報源を調査すると、ホームページやパンフレットが圧倒的に多いことが判明している。アクセス数の多いこれらの情報源には、理念・目的・教育目標を読みやすいようエッセンスとして平易な文章で示しており、対象者へのヒアリングでも学部の理念等がよく理解されていることから、その内容は妥当であると判断している。

#### (理念・目的等の検証)

ライフデザイン学部は、平成20(2008)、21(2009)年度の完成年度にむけて学部の理念等の具現化を図っている状況ではあるが、ライフデザイン学部のより一層の発展充実を目指すために、在学している1、2年次学生の学習状況等を把握しつつ、学部の理念・目的・教育目標を検証する仕組みや、社会との関わりの中での学部の理念等の見直しについても、関連する委員会等で議論を始めている。

#### (健全性、モラル等)

ライフデザイン学部では、大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等は策定されていないが、学部の特色として人や動物を対象とした実験や、社会調査を実施する研究者が多くいることから、「ライフデザイン学部研究等倫理委員会内規」等を策定する予定であり、このような倫理規程等の制定によって、大学の研究・教育者としての健全性の確保や、モラルの向上に努めている。

学生のモラルについては、福祉系学部として、またその教育の中でも実習や実験など人

や動物等に多く触れることが多いことから、「人権の尊重」や「生命の重さ」等について授業科目として「生命と倫理」や「人権と生活」等を配置し、また大学の掲示等を通じて学生に広く訴えるなど、日常の教育の中で涵養すべく取り組んでいる。また、ライフデザイン学部では、このような学習面でのモラルの確保と並んで、ゴミの分別や挨拶の励行等を含めた生活態度の面でのモラルの向上にも努めており、これら学生のモラル全般にわたる綱領については、関連する委員会等で綱領の策定も視野に入れながら、今後検討をすすめる予定である。

### 3. 大学院研究科の使命・目的・教育目標

大学院研究科においても、その理念は、東洋大学の理念、即ち創立者井上円了の建学の志である「諸学の基礎は哲学にあり」を継承している。この言葉はすべての知的探求は人間精神への深い洞察に基づかなければならない。換言すれば「哲学」とは特定の専門分野を意味するものではなく、すべての学問の基底にあり、常に働いている精神の活動でも解釈できる。井上円了は哲学館を民間の青年のための教育機関と捉え、講義録の刊行や全国巡講という民衆への哲学の普及活動を通じて、現在の通信教育や生涯学習の礎を築き、広く一般の社会人にも教育を開放しようとした。これは、学問と社会生活との不可分という理念の表れである。現在、東洋大学は9学部を擁する総合大学となり、それらの学部を基盤とする大学院が8研究科、複数の学部を基盤とする独立研究科が1研究科、そして専門職大学院1研究科が設置されている。

大学院は、学術の理論及び応用の深奥を究めるとともに、それを教授・研究し、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、学術の創造と文化の進展に寄与することを目的としており、本大学院学則第1条でも「本大学院は本学建学の精神に則り、東西学術の理論および応用を研究・教授し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする」としている。

大学院は研究者養成と高度専門職業人養成の二つの養成機能を中心にその役割を担っているが、本大学院は、1) 今日の学問研究の最先端を切り開く研究活動に基づく研究者・教育者の養成に必要な高度な学術研究を基盤とする教育とともに、幅広く高度な知識・能力を身に付ける教育の充実 2) 実務経験を有する社会人のリカレント教育を含む高度専門職業人の養成に必要な理論的知識や能力を基礎として実務にそれらを応用できる能力を身に付ける教育の充実等社会の要請を踏まえた教育研究の展開を教育目標としてきた。

本学は平成6(1994)年に私立大学では最初の夜間大学院である文学研究科教育学専攻を設置し、さらに平成8(1996)年には社会学研究科福祉社会システム専攻を設置、早くから社会人のリカレント教育を含めた高度専門職業人教育を実践してきた。

また、教育理念を現在の社会の中で具現化するための5つの目標の一つである「高水準、かつ特色ある研究拠点となる。」ことを掲げ、研究所や研究センターの活性化と大学院の拡充を目指し、平成16年度に専門職大学院法務研究科(法科大学院)を設置、平成17年度

には工学研究科を6専攻制から4専攻制に再編し、融合領域の教育研究活動を行いやすくした。平成18年度から高度専門職業人養成を目的とする経済学研究科公民連携専攻、経営学研究科ビジネス・会計ファイナンス専攻を設置し、また、社会学部、大学院社会学研究科とライフデザイン学部が連携して新しい社会福祉の総合的教育研究の構築を目指す福祉社会デザイン研究科を設置した。

これらの拡充は、各研究科が絶えずそれぞれの理念・目的・教育目標や人材養成の目的等を複雑・多様化する現代社会とのかかわりの中で検証、見直しを繰り返してきたからこそ実現できたものであり、さらに、当該研究科の基礎となる学部との繋がり（一貫性）を十分に考慮したものである。

福祉社会デザイン研究科は、社会学、ライフデザイン学、工学、国際地域学にまたがる学際分野を教育研究対象としており、学際的分野への拡充は複数の研究科の連携が不可欠であり、理念・目的・教育目標の検証が、各研究科単位で行われるだけでなく、大学院を単位として行われ総合大学としてのメリットを活かした拡充が図られた結果である。

本大学院の理念・目的・教育目標に基づく人材養成等の目的は研究者・教育者の養成及び高度専門職業人の養成にあるが、高度専門職業人の養成については、夜間大学院として、社会人の利便性を考慮し開設された文学研究科教育学専攻、社会学研究科福祉社会システム専攻は10数年の実績があり、現に教育や福祉関係の現場での実務経験を有する者が多数入学し、また修了し、その成果が現場に還元されており、その目的を十分に果たしている。

研究者・教育者の養成については、従来から大学院が目指してきた人材養成等の目的であるが、博士後期課程を修了して、博士の学位を取得した場合でもすぐに研究者・教育者として専任となる道は非常に厳しい。その後、数年間のさらなる研究実績を積み上げていかなければならないし、専任となれる保証もない。オーバー・ドクターといわれるこれらの研究者としての道が開かれていかない限り、博士課程への進学者も増えていかないだろう。本学としても後継者養成という観点から、平成19年4月から施行の新教員組織の「助教」が設置された経緯等を踏まえ、若手研究者の育成ということも考慮し、検討している。

## 一. 文学研究科

文学研究科は学祖井上円了の建学の理念に基づき、東洋大学の5つの目標のうち、第一に掲げられている独立自活の精神と知徳兼全な能力をもって社会に創造的に貢献する上で必要な、東西文化の融合と新しい文化の創出、人文学による人間理解の重要性、思想と社会生活との不可分という理念を实践し、時代の課題に専門知識を活かしうる人材の育成を目標として掲げている。

文学研究科は、哲学、仏教学、中国哲学、国文学、英文学、史学、教育学、英語コミュニケーションの8専攻からなり、理論的分野から実学的分野に及ぶが、研究科全体として2つの教育目標を設定している。

第一の目標は学問研究者を養成することであり、従来の学問を継承するために、①専攻分野における基礎的な研究方法を習得し、②当該分野における研究の現在の達成について幅広い知識を習得し、その上で学問の更なる発展に寄与するために、③自立した研究者として、独創的なテーマを追究できる研究者の育成をめざしている。

第二の目標は、学校教育、社会教育からジャーナリズムに及ぶ諸分野で活動しうる高度職業人を養成することである。①専攻分野における基礎的な研究方法の習得、②専攻分野についての幅広い知識の習得はもちろん、学んだ学問を社会の様々な領域で、創造的に活かしていく力量をもつ高度職業人の養成をめざしている。

英語コミュニケーション専攻は平成 16 年度より博士前期課程をスタートさせ、現在博士後期課程申請中であり、同課程が設置されれば、全 8 専攻に博士前後期課程が揃うこととなる。

上記の教育目標は大学院案内や大学のホームページにて周知しているが、さらに平成 19 年 4 月からの大学院設置基準改正に併せ、具体的に表記するため、平成 18 年度中の完成を目指し、新たなホームページを作成中である。

博士後期課程への進学者は、高度職業人養成を目的とする教育学専攻と博士後期課程未設置の英語コミュニケーションとを除いた、博士前期課程の過去 5 年の修了者総数 140 名のうち、47 名である。3 割を超える修了者が専門研究者への道を歩んでいることになり、近年の人文系大学院生の就職状況の著しい困難さに鑑みても高率をマークしているといえる。

前期課程修了者は、過去 5 年の入学者総数 239 名のうち 208 名（教育学専攻と英語コミュニケーションを含む数値）であり、80%を超える修了者が出ている。彼らのうちには教員、公務員、学芸員、及び編集業務や IT 産業を始めとする一般企業など、様々な分野で活躍する者も存在し、後述するように教育学専攻では顕著なキャリア・アップが認められる。この結果から高度職業人の養成という目標が一定程度達成されていると判断される。

なお、博士後期課程の学位取得者については後述するが、単位取得満期退学者も相当数おり、それぞれに学修をいかし専門的な力量を発揮する仕事に就いている。

## 二. 社会学研究科

社会学研究科は 1954 年に設立された文学研究科の社会学専攻を前身とし、既に 50 年以上の歴史をもつが、平成 18 年度よりこれまでの 4 専攻体制から「社会学専攻」と「社会心理学専攻」の 2 専攻から成る研究科として新たな出発をすることになった。従って、新しい理念の下で 2 つの専攻の特徴を最大限に生かす方向に目標を設定し、その達成に向けて努力する必要がある。

現在、日本社会には、文化摩擦、災害や事件・事故、組織内の犯罪、偏見や差別、いわゆる「いじめ」「ニート」等、解決すべきさまざまな問題が存在する。本研究科の理念は、「社会」を冠する研究科として、何よりもこれら社会のなかで生じるさまざまな問題に強

い関心を示し、その理解と解決に向けて研究や実践を行う優れた人材を養成することである。とくに社会学や社会心理学的な立場から実証的研究を重ねることによって、この目標達成に向けて活動を続けることを最大の責務と考えている。東洋大学が掲げる5つの目標の中に「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」、「社会の要請に創造的に応える」があげられているが、社会学研究科の理念は、これらに最も直接的に関わるものである。知徳兼全な人材を養成し社会の要請に創造的に応えるには、まず教員が自らの研究活動の中でそれを実践すると同時に、この理念に共感し、自律的に社会の要請に応えようとする有為の人材を育てることが必須である。

社会学専攻では平成17年度には11名が博士前期課程を修了、博士後期課程では4名が学位を取得した。博士前期課程を修了した学生は、ほとんどが一般企業へ就職したが、社会人推薦入試によって入学した学生の中には、学位取得がキャリアの一つとなり保健医療分野で管理職へ昇進し、その分野での活動をリードするなど、社会学研究科が設定する目標に適った活躍をする者も出ている。博士後期課程の学位取得者の場合、大学の専任教員のポストに就いたものは過去5年間で2名おり、他の修了者も他大学非常勤講師、あるいは本学の研究所の客員研究員として研究を継続している。社会学専攻においては、以上のように、実際に各分野において社会の要請に応じて活躍している。また、修了生のうち研究職への就職を希望している者については、就職状況が厳しいこともあり、必ずしもその能力を十分に発揮できる環境を手に入れているわけではないが、高い動機づけを保持して機会をまっている。

社会心理学専攻博士前期課程は平成16年4月に設置されたが、初年度に入学した学生12名は上記目標に基づく教育を受け、本年3月に9名が修了、全員が就職した。今後、社会の中で、在学中に獲得した知識やスキルを武器に社会貢献を行うことが期待される。平成17年度に博士前期課程に入学した学生13名および平成18年に設置された博士後期課程に入学した学生5名は、それぞれの研究環境の中で、それぞれの研究に真摯に取り組んでいる。研究倫理に関して事前審査を行うなどの実践が行われており、また、国外も含めて学会発表を積極的に行う学生が多いなど、一部の目的は着実に達成していると思われる。とくに後期課程に進学した5名は、研究職に就くことを希望する者が多く、今後、とくに研究成果を蓄積することによって社会貢献を行うことが期待される。社会心理学専攻は設置後も間もないこともあり、修了生が実際に社会の要請に応えられるかどうかを現時点で評価することはできないが、全般的に見れば社会学研究科のめざす目標に関わる能力を在籍中に十分に修得したものと判断している。

### 三. 法学研究科

法学研究科では、本学の基本理念「諸学の基礎は哲学にあり」を踏まえ、諸問題を根底的に考え抜く法学専門家を養成することを、理念としている。私法学・公法学の分野で、



学部よりも高度な教育研究を行ない、リーガルマインドをそなえた人材を輩出することが目的であり、その線に沿って以下のような人材の要請を重点目標としている。

まず博士前期課程では、①法務・法曹の需要に応じ、高度な実践的法学教育によって、専門的法学の素養を身につけた専門的職業人を育成すること、②変動の激しい社会にあって、社会人を積極的に受け入れ、リカレント教育を施すことにより、時代にあった法学の知識を備えた、有為な専門的職業人をして再び社会に送り出すこと、③アジア諸国を主として、外国人留学生を積極的に受け入れ、専門的法学の素養を身につけた専門的職業人として母国で活躍できる人材を育成すること、である。他に、博士後期課程のある研究科の博士前期課程である以上、後期課程への進学希望の学生に対して、その準備で必要なトレーニングを行なうことも、当然ながら重要な任務と考えている。

博士後期課程では、「諸学の基礎は哲学にあり」の理念にそって、諸問題を根底的に考え抜くことのできる法学専門家を養成し、研究職にふさわしい人材として社会に送り出すことである。ここでいう「哲学」は狭いそれではなく、問題を根底から考え、論理的につめていくということであり、法律学研究でも重視されなければならない態度と考える。具体的には、高度な教育研究を徹底して行い、法律学の各分野で研究職を職業として行なえるだけの能力を養成することが目標である。

このような目標については、ホームページやパンフレットで法学研究科の目標の周知に努めている。ホームページについては、平成18年度からは予算を増やし、大幅拡充することになっているので、今後は一層、充実したものにできるものとする。なお、ホームページは志望者についても主要な情報源となっており、この点からも重視している。

上記の目標設定については、現在の状況にあって適切なものと考えている。ただ、前期課程の学生については、志望理由がますます多様化しており、今後はどのような要望に応じて行くべきか、より細かく検討する必要があると認識している。旧司法試験の縮小にとともに、法曹コースを廃止することを決めているが、それに伴って行なう平成21年度の見直し作業で、再検討することとしている。現在のところは、無原則にすべての要望に応える必要はないと考えており、現状で適切と考えている。

また、東洋大学の基本理念「諸学の基礎は哲学にあり」は、狭い意味での「哲学」を重視するという意味ではなく、法学研究科においても学風ともいえるべきものとして、重視している。したがって、法哲学関連の科目を特に多くするなど、科目の構成に反映させているわけではない。担当教員の多くにその気風が見られるので、少人数の師弟関係の中で、伝統は受け継がれていると思われ、特に問題はないと考えている。

より長期的にカリキュラムの再編成を考える場合は、学部に基礎を置く研究科としては単独ではできないので、法学部と連携を図りながら進めなければならないが、現在のところ、法学研究科の内部からは、特に特定分野を重視したカリキュラムに再編するというような、強い要望は出ていない。

人材養成の達成度については、下記の進路状況に照らして、次のように考えている。①の実践的教育については、税理士資格などの取得で顕著な実績をあげたが、法曹界への人材の送り込みについては十分な実績を上げられないままである。公務員試験については取組み始めて年数が浅く、まだ評価できる段階にない。②のリカレント教育については、社

会人をへての税理士資格取得などで実績を上げている。③のアジア諸国などの留学生の教育では、多くの人材を養成できている。また、博士後期課程の専門的研究者養成では、近年、基本六法分野を中心に、大学に専任教員の職を得るものが多く出ており、一定の成果が上がっていると考える。

進路状況は、東洋大学キャリア形成支援センターへの本人の申告制をとっており、十分に把握しきれていないが、博士前期課程修了者（28名）では、過去4年間（平成14～17年度）に、公務員等3名、税理士事務所等10名、その他民間企業等15名となっている（同センターのデータによる）。その他に後期課程への進学者も若干名含まれる。

博士後期課程については、近年、修了者が最近5カ年で他大学に7名が専任のポストを得るなど、急速に実績があがっている。具体的には、岩手医科大学（1名）、岩手県立大学（1名）、千葉商科大学（1名）、宮崎大学（1名）、志学館大学（2名）、金沢大学（1名）である。このように、本研究科の修了者・満期退学者が他大学の専任教員に就く例が多く見られるが、これは法科大学院創設に伴う法学教員の不足による一時的な需要によるものである可能性もあり、楽観は許されないと考えている。しかし、人材として評価されることであるのは事実であり、人材養成の達成度という点では評価されると考えている。

## 四. 経営学研究科

経営学研究科は経営環境が大きく変革する中で、それに対応し、なおかつ主体的に経営環境に働きかけることができる「経営実践原理の確立」という理念のもとに、経営学研究者の養成およびプロフェッショナルな経営実践家または公認会計士・税理士、そして銀行・保険・証券の専門業務を遂行できる高度専門的職業人の養成を目的として教育・研究活動を行い、高度専門的職業人および中小企業経営者を送り出してきた。この経営学研究科の理念である「経営実践原理の確立」は設立以来堅持されてきた柱であり特徴である。これは東洋大学の目標の一つである「高水準、かつ特色のある研究拠点となる」、「社会の要請に創造的に応える」を具現化したものとなっている。

経営学研究科は、「理論形成のための真の研究者養成」を目的とした経営学専攻（博士前期課程・博士後期課程）と「極めて質の高い経営理論および経営実践課題を解明できる能力育成」を目的とするビジネス・会計ファイナンス専攻（修士課程）からなる。

経営学研究者の養成については、従来、経営学研究科修士課程（経営学専攻）のみの設置であったものを平成11年4月、大学院経営学研究科博士後期課程を設置することにより、経営学研究科は博士前期課程と博士後期課程として一貫教育を行い、経営学研究者の養成という目的が明確になった。

「ビジネス・会計ファイナンス専攻」は社会人の教育を前提にしたものであり、「企業家・経営幹部養成コース」と「会計ファイナンス専門家養成コース」を置いている。「企業家・経営幹部養成コース」では、極めて実践的かつ多岐にわたる経営学を網羅し、日本型の企業家、ビジネスマンの人材育成、経営コンサルタントなどに最先端のマネジメント・スキ

ルを提供し、経営能力の開発を行うことを目的としたコースであり、「会計ファイナンス専門家養成コース」は、会計・監査そして税務の国際化への対応、環境会計、公会計など会計の対象領域の拡大に適応できる会計人の育成、そしてグローバルなシステムに対応でき、分析能力を持ったファイナンス人育成を教育目的としている。

経営学専攻においては「研究者や大学教員の養成」を念頭に目的・目標を明確にし、ビジネス会計ファイナンス専攻においても、「本専攻の特色は、いずれも高度な実践学である」とした上で具体的に目指すべき目標を明記している。

経営学研究科の理念・目的に伴う人材養成等の目的の達成状況は、教育効果の項目で詳しく述べるが、きわめて優良な状況であり、経営学研究科博士後期課程経営学専攻からは大学の専任教員および研究所の研究職員等を排出し、経営学研究科博士前期課程においても、税理士・会計士に代表される高度職業専門人の養成、研究機関職員ならびに企業家を養成している。

## 五. 工学研究科

工学研究科は、東洋大学の教育理念を具現化する次の5つの目標（「目標1：独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」、「目標2：総合大学の利点を活かす、良質な教育を行う」、「目標3：高水準、かつ特色のある研究拠点となる」、「目標4：社会の要請に創造的に応える」、「目標5：大学構成員が大学の使命を自覚し、自らの責任を果たし協力することにより、継続的な改革・発展を可能とする大学運営を行う」）を実践するために、研究科独自の理念として「先進性」、「開放性」および「柔軟性」を掲げる。「先進性」では、世界的な視点から見ても「先端的な研究」を担い、未来を見据えて「先見性のある研究」を実践することを求めている。「開放性」では、学問分野、組織や人間の壁に囚われず、幅広い連携などの協力活動も取り入れながら真実を探求することを求めている。「柔軟性」では、それまでに受けた教育、研究、技術、組織も研究テーマも時代・研究・社会的要請により変化させる意志・勇気を持つことを求めている。これら「先進性」、「開放性」および「柔軟性」は、これからの社会を担う人材において必要不可欠な資質であり、そのような人材の育成が工学研究科における教育目標である。目標とする人材の育成には、充実した学部教育を基礎として、その発展による技術の理論とその応用を体系的に教育しなければならない。そのため各専攻は個別の教育目標を定め、それぞれの学問分野を基礎にして、それぞれの先端的専門研究分野を深く探究し、他の研究領域分野にも関心を持ち、それらの研究素養を踏まえた問題発見能力、解決能力および独創性を発揮する技術者・研究者へと成長させる。このような科学技術の進展と社会に役立つ人材の育成を工学研究科の理念とし目的とする。このように本研究科における理念・教育目標については、ホームページやパンフレットで学内外に広く周知していくとともに、学内で開催される講演会等においても伝えていきたい。

本研究科の目的の達成状況については、博士前期課程においては「機能システム専攻」、「バイオ・応用化学専攻」、「環境・デザイン専攻」と「情報システム専攻」の各専攻とも、ほぼ収容定員を満たしている。さらに博士後期課程においては収容定員数を下回っている状況ではあるが、博士前期課程の成果を踏まえ博士(工学)の学位を取得する学生は、平成15(2003)年度から平成17(2005)年度の過去3年間で15名となっている。また、博士後期課程進学者を中心に「先進性」、「開放性」と「柔軟性」の上記目的に達した大学院修了学生も育ってきており、研究科の理念・目的に沿った人材育成の成果があがりつつある。しかし、博士前期課程学生の一部には、まだまだそのレベルに達していない学生も見受けられ、その原因としては基礎学力の不足が考えられることから、平成19(2007)年度には講義において基礎学力の強化を実践することとした。

## 六. 経済学研究科

日本は今日、国内的にも国際的にも、また社会・経済・政治のあらゆる部面で急速に変容を遂げつつある。経済のグローバル化、情報通信技術の急速な発展、形成されつつある東アジア経済圏、少子高齢化などが指摘されている。これに伴って、大学・大学院を取り巻く環境も大きく変化している。職業技能の高度化、就学階層の多様化、学問の専門化と学際化が急速に進行しているほか、学問体系それ自体も大きな変容を余儀なくされている。

こうした状況に適切に対処するために、経済学に関する高度で総合的な学識と理解力を備えた研究者を養うというこれまでの目標に加えて、社会貢献という目標にも照準をあわせて、実社会で必要とされる技能・知見を発揮して社会に貢献できる高度職業人(プロフェッショナル)の養成を目標に掲げ、新たな教育体系の構築が求められている。

上記の理念・目標の展開については、次の2つの方向性を持って行っている。

第一に、経済学研究科では、税理士法改正に伴い、平成16年4月に、経済学専攻の下に税理士資格取得を目指す社会人のため、旧来の「専修コース」を「税理・会計コース」として、内容新たに復活させた。当該コースは、過去3年間志願者が急増を続けており、社会ニーズに適合したものであったことを伺わせる。今後は、国家試験の合格者比率を高めるだけでなく、実務教育と学問研究との繋がりをいかに強化していくかが求められる。

第二は、平成14年度に先端政策科学コースを立ち上げたが、平成18年度にはこれを発展的に解消し、新しい専攻として「公民連携専攻」を立ち上げたことである。この結果、本研究科は2専攻体制へ移行した。公民連携専攻は、日本の産業経済が停滞し、急速な高齢化を迎えるなか、官、民、およびその相互関係のあり方について、抜本的な変革、新しい経済構造を模索するうえで、強力な切り札であり、また、政策的な手法である。新しい「民(private)と公(public)」の関係の再構築につながる政策手法の開発が公民連携専攻の使命であり、そうした視点からの人材養成、学問分野の形成をめざしている。

上記に加えて、経済学専攻研究科コースにおいては、中国の経済発展を背景に急速に形成されつつある東アジア経済圏という現実を踏まえ、中国人留学生の教育にも鋭意取り組

んでいる。

一方、こうした事情に対処するため、経済学研究科は過去5年間、若手研究者をティーチングスタッフに多数登用するとともに、教員組織においても客員教授等として税務関係者・公民連携分野など社会の frontline で活躍する専門家を迎え入れている。

以上で述べた研究科の使命・目的を、研究科の組織・教育課程に照らして、その意義を整理するならば、次のとおりである。

経済学研究科経済学専攻（博士前期課程・後期課程）は、「経済学分野における総合的な学識と理論・実践・応用面での高度な研究能力の養成」をめざしており、また、同専攻科に設置されている税理会計コースおよび公民連携専攻では、「高度専門職に必要な能力の育成し」「実社会で貢献活躍できる人材の育成」を教育の目的として掲げている。

本研究科を修了した院生は、「大学またはその他研究機関において研究活動を継続するうえで必要とされる、あるいは、より高度な専門職に就くための研究能力と専門性、その基礎となる学識」を涵養することとなる。

経済学研究科の目的は、上記にみるとおり、「広い視野にたつて精深な学識を授け、専門分野における研究能力または高度の専門性を要する職業などに必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的と、また、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、または、その他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の本来の目的に十分に整合するものとなっている。

また、本学では大学全体の目標を掲げているが、次のとおり、本学が掲げる目標にも即応している。

「総合大学の利点を活かす」という観点では、公民連携専攻において、金融システム論、環境系都市計画論などの科目について、本学の国際地域研究科から兼担のスタッフの起用をうけて実施している。

「高水準、かつ、特色ある研究拠点になる」という趣旨に立って、公民連携専攻では、ULI (Urban Land Institute)、日本政策投資銀行 (DBJ)、および、本学との三者間で締結された協力協定に基づいて、ULI や DBJ が永年第一線の現場で蓄積したノウハウ、事例集を、社会人向けの大学院教育の場に生きた教材として、専門情報をフィードし、活用する態勢を組んでいる。

「社会の要請に創造的に応える」という目的では、税理・会計コースにおいては、税理事務所の職員などを主な対象として、職業人教育を実施している。また、公民連携専攻では、地域公務員、ゼネコン関係者、NGO 関係者などが大学院生となるが、公民連携 (PPP) のシミュレーション、ケーススタディなどの演習中心の授業を積極的に実施し、さらに修士論文に代わるものとして個々の現場で進行している課題を「特定課題研究」として提出することも積極的に認め、地域社会の再生・活性化の実現へむけて、具体的なソリューションを発見する作業の一助となることをめざしている。

「大学構成員が大学の使命を自覚し、自らの責任を果たし協力することにより、継続的な改革・発展を可能とする」ため、本研究科の「中期目標・中期計画」を全研究科のシンポ

ジウムにおいて発表し、質疑応答の中で、自らの役割、位置づけを再確認しつつ、毎年度の計画を固め、実施したほか、公民連携専攻の創設の作業も、こうした場を活かして必要な情報と要望を汲み上げるよう努めた。

このような本研究科における理念・目的・教育目標等については、ホームページやパンフレットで学内外に広く周知していくとともに、学内で開催される相談会等においても伝えている。

研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況を専攻別にみて見たい。

経済学専攻は平成13年4月以降現在に至るまで、98名が修士号を、11名が博士号を取得している。全修了者のうち、2人が常勤の大学教員として採用され、また1人が常勤の研究所研究員として、4人が大学非常勤講師として勤務している。修士号取得者のうち、税理・会計コースを修了した68人中、多くが税務会計事務所で勤務し、少なくとも13人が税理士資格を取得している。このように経済学専攻の修了生は、典型的には税理・会計コースの修了生にみるとおり、教育界に身を置くというよりも、実務分野での諸活動において社会貢献の度合いが大きいといえる。

公民連携専攻は平成18年4月から上述の理念と目的の下にスタートし、多様な分野の社会人を中心とする24名の学生が勉学を開始したところであり、結果はまだ出ていない。

## 七. 国際地域学研究科

21世紀に入り、国際社会はますます急速にダイナミックな動きを強めている。インターネットの普及により、さまざまな情報は瞬時に世界各地に伝わり、人々の国境を越えた交流はほぼ日常化し、さらに環境問題等にかかわる価値観は極めて多様化している。このような国際社会が急激に変化しつつあるなかで生じる諸問題、とりわけ人々の生活、社会のあり方に密着した地域づくりにかかわる課題に対応する教育、研究の新たな体系の確立が求められている。

こうした状況に対応すべく、グローバルな視点から地域社会の将来を展望しつつ、国内外の地域の開発・実務を担当可能な人材を育てる目的で、平成9年度に国際地域学部国際地域学科を設置した。国際地域学科ではセメスタ制を導入し、定員の約3割の留学生を、アジアを中心に世界各地から受け入れ、国際社会で活躍できる人材の育成を目指して教育や研究を行ってきた。

引き続いて、発展を続ける観光と今日の国際観光の状況に合わせて、平成13年度に、東洋大学短期大学観光学科を発展的に解消し、国際地域学部の中に国際観光学科を設置するにいたった。これらを受け、まず平成13年度に国際地域学研究科国際地域学専攻の修士課程が新設され、引き続いて平成15年度に博士後期課程が開設された。ここに国際地域学研究科は、国際地域学専攻の博士前期・後期課程を有する体制のもとでの体系的で一貫した教育を展開することが可能になり、その意義は大きい。さらに、平成13年度に国際地域学部の中に国際観光学科が設置されたことを受け、平成17年度には国際地域学研究科国際観

光学専攻の修士課程が新設され、その2年目に入ったところである。今後は、国際観光学専攻もすみやかに博士後期課程の開設を目指すこととしている。

今後国内外における地域づくりにかかわる諸問題の解決のためには、グローバリゼーションの進展、さらには経済発展、環境問題への配慮、持続可能な観光の進展への寄与等の必要性等に対応して、より複雑で高度な専門的知識とコミュニケーション技術を必要とすることが予想される。今日の国際社会において幅広く活躍するためには、博士の学位を有していることが必須といっても過言ではなく、社会人や留学生を含めた大学院進学希望者の増大が見込まれる。国際化、情報化、近代化が急速に進行する現代社会における地域の持続的な発展のためには、より高度な専門知識と技術をもった研究者と専門家の育成が急務となっている。この要請に応えることが国際地域学研究科の教育・研究上の大きな目標である。

国際地域学研究科では、広く国際社会に通用する高度な専門的業務に必要な研究能力およびその基礎となる豊かな学識をもち、かつ国際的な感覚を身につけ、国際的に通用する高度な専門的知識を有する専門家や研究者を養成することを独自の理念としている。すなわち、東洋大学の教育理念の具体化のための目標である独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する考えのもと、総合大学の利点を活かして良質の研究を行うとともに高水準、かつ特色のある研究拠点として機能することを目指す。また、国際的なレベルで競争力の高い有為な人材を養成し、将来青年海外協力隊等員等の国際協力や地域開発等の場で活躍する人材を輩出することを目的とする。また、国際地域学研究科では、新卒の若い学生のみならず「社会の要請に創造的に応える」ために国内外の地域社会の発展に貢献しようとする留学生、社会人、NPO、NGO等が国際協力等に携わってきた人々のリフレッシュ教育等も視野において教育研究を行うことを目的としている。

具体的には、国際地域学専攻博士前期課程においては幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う。また、国際地域学専攻博士後期課程においては、研究者として自立して研究活動を行うに足る又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍しうる高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う。また、国際観光学専攻修士課程においては、グローバルな視点から地域社会における観光の将来を展望しつつ、国内外の観光関係の実務を担当可能な人材を育てることを目的とし、さらに留学生を広く受け入れるとともに、観光分野等の業務にたずさわってきた社会人のリフレッシュ教育など、国際社会で活躍できる人材の育成を目指して教育・研究を行う。以上のような国際地域学研究科の使命・目的・教育目標等は、平成19年度より大学院学則に基づき「東洋大学大学院研究科委員会規程」に明記するとともに研究科のホームページ等で周知に努める。

以上のような研究科の理念に基づき、研究科では平成18年3月に博士号の取得者をコンサルタントとして社会に送り出した他、平成18年度は青年海外協力隊OB2名やNGO職員1名の社会人学生としての受け入れを行い、大学院生1名の協力隊員への送り出し等も行った。

## 八. 生命科学研究所

21世紀は人類にとって大きな変革の世紀となると予想されている。近年の生命科学の急速な進展は、バイオテクノロジー分野のみならず、社会生活、経済分野までも変えつつある。今や我々を取り巻く科学技術や社会環境は、人口増加に伴う食糧の確保、医療や高齢化に対する対策、地球環境の維持など早期に解決すべき課題に直面しつつあり、これらの科学的命題や様々な課題の解決には、生命科学やバイオテクノロジーの役割がますます大きくなっている。生命科学研究所は、従来の理・医・工・農・薬学分野にとらわれることなく、生命科学に対する社会的要請に応えるとともに、21世紀の科学分野を目指した独創的かつ高度なバイオテクノロジー技術をもって社会に貢献する人材を育成することを理念・目的としている。

生命科学研究所は、平成13年に大学院生命科学研究所博士前期課程、平成15年に博士後期課程を開設した。学部（平成9年に設置）から大学院まで一貫した生命科学分野の教育・研究を行う全国最初的高等教育機関である。生命科学研究所の特色は、従来、理学系、医学系、工学系、農学系あるいは薬学系の専門領域で個別発展を遂げてきた生命科学を、新たな視点から体系的に集約し、幅広い知識と技術の修得を目的とした教育に取り組んでいることにある。さらに、従来の境界領域で新たな学問的進歩や斬新な新技術の形成を担う独創的研究拠点形成に取り組んでいる。研究拠点における高度な教育研究を核として、新規で独創的な発想と高度なバイオテクノロジー技術をもつ人材育成を目指している。

生命科学研究所では、生命科学を生命情報科学領域、生命機能科学領域、生命環境科学領域の専門研究領域として体系化し、広い視野に立って精深な知識をもつ人材の育成を行っている。歴史の浅い研究科ではあるが、研究科の性質から鑑み、高水準かつ特色のある創造的研究拠点の構築、あるいは、産業などの社会貢献に密着した研究拠点の形成が、バイオテクノロジーの分野の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力をもった人材育成に重要である。このような状況のもと、平成15年度に「21世紀COEプログラム：バイオ科学／ナノテクノロジー融合研究プロジェクト」が工学研究所との連携のもと採択され、新規融合分野での国際的な研究拠点とそれに基づく高度な研究者の育成に取り組んでいる。また、同年、私立大学学術研究高度化推進事業として「植物の健全育成モニタリングシステム開発プロジェクト」が産学連携研究推進事業（現 社会連携研究推進事業）に採択され、「植物機能研究センター」を設立したことにより、地域社会への貢献と幅広い視野と高度な専門性をもった職業人の育成を目指した目的達成に、徐々に成果をあげている。

生命科学研究所では、全学で取り組んでいる「東洋大学の5つの目標」を尊重し、研究科の特色を考慮した上で、教育目標を、「生命現象を理解するための高度な知識を習得し、広い視野と倫理観をもって人類が直面している地球規模の課題に果敢に挑戦し、地球社会に貢献する研究能力を持つ人材を育成する」こととしている。ヒトゲノム解析終了後の生命科学やバイオテクノロジー関連領域は、予想を超える広がりや変革をみせており、当該



領域分野における教育・研究の深化的推進および指導的人材の育成に対する強い社会的要請がある。このため、教育・研究のより高度なレベルでの推進とこれに伴う幅広い見識と柔軟かつ創造的な思考力を求められる当該分野の指導的な人材、優れた研究者、技術者の育成を目指している。また、生命科学に関わる様々な専門領域分野において、高度の知識・技術だけでなく幅広い視野と高度専門職業人の養成の必要性を考慮し、すでに技術者・研究者等として活躍している社会人を受け入れ、相互啓発の場とすることにより多様性に富む人材の育成も可能になると期待している。このような観点から、生命科学研究科は、単に研究者の養成だけに止まらず、研究科の教育・研究活動を通して大学院生を啓発し、地域振興に対して寄与することなどにより、社会全体へ大きな貢献をもたらす人材教育を使命としている。

これらの理念・教育目標をもって、平成 15 年 3 月に博士前期課程 37 名、平成 18 年 3 月に博士後期課程 4 名の第 1 期生が修了し、それぞれ社会あるいは更なる学問の世界へと新たな第 1 歩を踏み出し、学部から大学院博士前・後期課程のカリキュラムが一貫した形で整備された。なお、博士前期課程で修了した学生は、必ずしも研究職でない場合も多いが、そのほとんどが民間企業に就職している。博士後期課程 4 名（第 1 期生）については、いずれもポストドクとして研究者としての道を歩み始めている。このうち 2 名は学外の研究所（海外大学 1 名、国立研究所 1 名）に採用されたことから、人材の育成に外部からも一定の評価が得られている。

これらの理念・目的および教育目標は、その主旨については、これまでも研究科のパンフレットやリーフレットに記載されてきているが、必ずしも明確に記載されておらず、平成 19 年度から、大学院学則に基づき「東洋大学大学院研究科委員会規程」に明記するとともにホームページをはじめパンフレット等に明確な形で公開、周知する。

## 九. 福祉社会デザイン研究科

福祉社会デザイン研究科は従来社会学研究科に属していた社会福祉学専攻、福祉社会システム専攻に新しくヒューマンデザイン専攻を加え、社会学部、ライフデザイン学部を中心に、さらに工学部、国際地域学部のスタッフを専任として平成 18 年 4 月に発足した独立研究科である。このため、福祉社会デザイン研究科における自己点検・評価は、社会福祉学専攻、福祉社会システム専攻を中心としたものになる。

本学では、教育目標のひとつとして、「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」ことを掲げている。ポスト福祉国家の現代においては、社会を構成するすべての人々に対して、生活における安全と安定、ミニマムとクオリティを確保し、心身の状況や環境条件の多様性を超え、生涯にわたってウェルビーイングを保障することのできるような持続可能な福祉社会をどのようにデザインし、構築するかという課題について多角的多面的な視点と方法に基づいて専門的な教育と研究を展開し、有為の研究者、教育者、専門職者を育成することが求められている。そ

のような社会的要請に創造的に応え、良質な教育を行うことによって、社会発展に寄与していくことを福祉社会デザイン研究科の使命、目的としている。

福祉社会デザイン研究科における教育と研究の理念は、「諸学の基礎は哲学にあり」とする学祖井上円了の実践哲学の継承と発展を図ることを基本とし、総合大学の利点を活かしつつ、社会福祉学、社会学、経済学、経営学、法律学、心理学、教育学、医学、看護学、健康科学、保健学、さらには建築学、支援工学、プロダクトデザイン学などの諸科学の複合科学化を図ることにより、独自の「ものの見方考え方をもつ」研究者、教育者、専門職者の育成をめざすところに求められる。

すなわち、福祉社会デザイン研究科の基礎にある構想は、各専攻を支える社会福祉学、福祉社会システム学、子ども支援学、高齢者・障害者支援学、健康デザイン学、人間環境デザイン学の学際的なアプローチから出発しそれらの総合・複合科学化、さらに融合科学化をめざすということ、すなわち各専攻の基礎となる研究領域のインターディシプリン(学際科学)、マルチディシプリン(複合科学)、トランスディシプリン(融合科学)としての構築と発展を目指すところにある。

また、自然資源の減少、環境の劣化、人口の爆発と減少などによって特徴づけられる現代社会においては、人々の行動や社会制度をどのように創造し、構築するかが大きな課題となる。そのような状況の中で、持続可能な社会として再編・維持し、人びとのウェルビーイングや社会の安定・安全の増進を考えると、諸科学の基礎にある研究領域を従来のような説明科学として捉えるのではなく、設計科学として位置づけ、その発展をはかることが重要な意味をもつことになる。福祉社会デザイン研究科では、そのような観点から各専攻の基礎となる研究領域を実践科学、さらには設計科学として位置づけて教育、研究を推し進めており、この点にも研究科の教育・研究の特徴がみられる。

福祉社会デザイン研究科の教育のねらいは、総じていえば、社会福祉学、福祉社会システム研究、子ども支援学、高齢者・障害者支援学、健康デザイン学、人間環境デザイン学の領域における研究者、教育者、専門職者を育成することにある。

各専攻の具体的な教育目標、カリキュラムおよび研究指導に関しては、以下のようになっている。

社会福祉学専攻の場合、先進的な社会福祉理論を構築し、実践的に政策立案や財政的・経営的マネジメントに介入できる研究者や教育者の育成を中心とする。当専攻においては、教育研究内容の細分化に対応するとともに、教育目標の達成に向けて、平成 18 年度より新たに「社会福祉原理歴史コース」、「社会福祉政策計画コース」および「ソーシャルワークコース」を設けた。コースごとに特徴的な講義科目が置かれ、研究指導もコースごとに異なる内容で実施されている。

社会人入学者をターゲットとする福祉社会システム専攻においては、教育者や専門職者の育成やリカレント教育が中心となり、個人や地域社会全体を対象とする社会福祉の援助技術に関する学際的な研究と、それに従事する人材を育成する。当専攻においても、教育目標への到達ならびに教育研究内容の細分化への対応のために、平成 18 年度より「地域社会システムコース」、「保健福祉システムコース」および「地域福祉システムコース」を置いた。各コースの教育・研究目標に沿うようにカリキュラムを変更し、研究指導に関し

でもコースごとに内容を整理して指導の充実を図った。しかし、カリキュラムについてさらなる改善の余地があり、とりわけ、医療ソーシャルワークについては、大学院レベルでの体系的な教育が求められている。また、いわゆる民営化にともなう近年の公的対人サービス供給システムの多元化など、当該専攻をめぐる環境は急速に変化しており、これに対応するにはアドミニストレーションの知識・技術の習得が不可欠である。そこで、福祉社会システム専攻では平成 18 年度後半より専攻内の社会学領域の教員および他専攻との調整をはかりつつ、大学院完成年度以降のカリキュラムに反映させることを目的に上記の課題について検討をすすめていく。

ヒューマンデザイン専攻では、子ども支援学、高齢者・障害者支援学、健康デザイン学および人間環境デザイン学と専攻分野に広がりがあり、それぞれが特徴ある人材養成の目的を掲げている。

子ども支援学コースは、法制度や権利擁護制度をコーディネートするとともに、保育、子育て支援、児童福祉分野において活躍する専門家ならびに研究者を養成するものである。高齢者・障害者支援学コースにおいては、高齢者・障害者支援従事者やその養成校教員のリカレント教育も重視しつつ、高齢者・障害者支援の管理運営を行う専門職の養成と、それらの分野の研究者を育成するものである。

健康デザイン学コースは、健康推進事業に関する基礎的・応用科学的教育を通して、その事業計画の立案やそれらの研究を遂行し得る人材を養成するものである。人間環境デザイン学コースにおいては、障害者・高齢者・低年齢層支援のみならず健常者の生活の利便性も考慮した建築設計、都市計画ならびに各種製品の開発・設計の従事者およびその分野の研究者を育成することを目標としている。

ヒューマンデザイン専攻においても、各コースの教育目標達成に向けたカリキュラムが準備され、それに従って教育が実施されるとともに、各専門分野の研究指導が実施されている。

社会人学生に関しては、夜間大学院である福祉社会システム専攻（14 名）や、昼夜開講のヒューマンデザイン専攻（8 名）で多く受け入れているが、昼間開講を基本とする社会福祉学専攻においても入学者が増える傾向にある。社会人学生の場合には、就業上の問題のほか、家庭における様々な問題を抱えるケースが多くあることも事実である。福祉社会デザイン研究科としては、そのような状況においても勉学を続ける社会人学生のために、授業時間の配置やレポート提出等による授業欠席者へ措置にも配慮しながら、個々人の状況に合わせた指導を行っている。

また、外国人留学生に関しては、在学者の全てが本学学部出身者で高い日本語能力をもっていることから、現在のところ教育、研究指導面で語学力についての問題は生じていない。しかし、従来の社会福祉学専攻や福祉社会システム専攻の留学生でみられていたように、履修科目や研究テーマを十分に理解せずにそれらを選択することもあり、そのような場合には再度詳しい説明を行い、本人の希望を確認した上で履修科目や研究テーマならびに指導教員の変更を認めている。同様なことは、社会人学生や特に他学部・他大学からの入学生でもみられることがあり、そのような状態が明らかとなった時点で本人と相談し、それらの変更の希望を受け入れている。

このように、福祉社会デザイン研究科としては学生、特に社会人学生、留学生ならびに他学部・他大学出身の学生に対しては、履修および研究遂行のサポートに力を注いでいる。

上記の福祉社会デザイン研究科の理念は、概要としてホームページおよびパンフレットにも公表されており、学生はその内容を十分に理解した上で入学し、現在のところそれぞれの学問分野の教育を受け、研究に着手し始めている。

以下に点検・評価をおこなうが、大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況については、福祉社会デザイン研究科が開設されて間もないことから、点検・評価をおこなうことができない。しかし、福祉社会デザイン研究科設置以前に東洋大学社会学研究科に属していた社会福祉学専攻および福祉社会システム専攻においては、研究活動や卒業生の進路状況を見る限りにおいて十分な成果をあげており、そのような経緯から、福祉社会デザイン研究科においても十分なる成果をあげることが期待できると推測される。

今後の改善・改革方策として、学生に授業評価・満足度に関する調査結果はもとより、受験生の動向や福祉に関する社会的動向を踏まえつつ検討を重ね、福祉社会デザイン研究科が完成年度を迎えた後の平成 21 年以降に再度点検・評価を実施する。

## 4. 専門職大学院の使命・目的・教育目標

### 一. 法務研究科（法科大学院）

法務研究科は、法曹養成の中核的機関としての使命をもった専門職大学院として設置された。法務研究科の基本理念は、設置申請書の補正申請書で述べられているように、以下の4点である。即ち、①「国民の社会生活上の医師」としての役割を担う法曹を養成することを目的として幅広い法知識と問題解決能力、国民の喜怒哀楽に共感しうる人間性のある人材を養成する。②高度化、多様化する社会のニーズに対応できる専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的、また発展させていく創造的能力の養成を目指す。③先端的な法領域についても基本的な理解をさせ社会に生起する種々な問題に関心を持たせて、法曹として必要な知識と責任感・倫理観が涵養されるよう努める。④東洋大学の基本理念としての広い意味での「哲学」を基礎とした「ものの見方、考え方」を教えることである。そのことから法務研究科は、東洋大学専門職大学院学則に規定されているとおり、「専ら法曹養成のための教育を行う専門職学位課程」（同6条）として、「建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的と」（同1条）している。

東洋大学の創立者である井上円了博士の目指した教育は「余資なき者、優暇なき者」、つまり、「庶民・一般大衆」に向けられていたことから、まず社会に必要とされる「国民生活

上の医師」として法曹の分野を考えたとき浮かび上がってきたのが、民事紛争、特に生活に密着した家族紛争、医療過誤事件、建築瑕疵事件、交通事故であり、そこで、法務研究科は、「人権感覚に富んだ、専門訴訟に強い法曹の養成」を目指すことにした。また、人々が生きていくため、豊かな生活を構築するための経済活動という視点から、企業法務が必要となってくると判断し、企業法務に強い法曹の養成をも目指すことにした。法務研究科では、法曹資格取得の要件である新司法試験の合格を視野に入れながら、こうした教育を行うための科目を配置し、理論と実務を架橋する教育を行っている。こうした教育理念・目標は、発足当初はその周知が十分でなかったが、平成18年度から法科大学院のホームページや受験者向けのパンフレットなどで学外に周知させている。

法務研究科が平成16年4月に発足してから、入学者は定員50名に対して平成16年には62名、平成17年には49名、平成18年には53名と順調であり、平成18年3月法務研究科の法学既修者つまり2年修了コースの院生24名が所定の単位を修得し修了した。これらの修了生が専門訴訟に強い法曹又は企業法務に強い法曹を目指しているのか、を見る明確な基準はない。ただ、その修了生の科目履修状況を見ると、修了生の多くが、本学が専門訴訟に強い法曹を養成するために展開・先端科目においていた交通事故や家族紛争処理法の科目を受講しており、また一方、企業法務に強い法曹を養成するためにいていた企業法務、国際取引法やコーポレートガバナンス論の科目を受講していることが分かる。

なお、平成18年3月修了者24名全員が、新司法試験を受験した。そして、9月21日の新司法試験の結果4名が合格した。20%を切る合格率、さらには4名の合格者がGPAで4番以下の順位であったことは、法曹養成機関として反省すべきことである。不合格となった修了生については、論文指導、学習相談などの学習支援を行うことを教授会で決定し、すでに支援を行っている。



## II 教育研究組織

---

東洋大学は、その理念・目的を踏まえ、伝統に甘んずることなく、進取の精神をもって改革に取り組んできている。平成7(1995)年、当時の菅野学長のもと、21世紀の社会に相応しい社会のニーズに応える高度で多様な教育研究を推進することを目指し、「教学改革プロジェクト・チーム」を設置し、新学部・学科の設置を含む学部・学科の再編、大学院の拡充、教員組織の再編成等の検討を行い、大学基礎データ「表1」に示すとおり、新学部・学科の設置、学部・学科の再編等教学改革を行ってきた。

一方、研究組織についても、社会や時代の要請に対応した研究所の構築を図り、東洋大学における研究所の活動やその内容の高度化、個性化を重視し、新たな視点から一層の積極的展開を図るべく、平成14年度に研究所の再編成および研究所全般を掌握する学術研究推進センターを設置し、研究活動を展開してきている。

本学は、教育理念を現在の社会において具現化する5つの目標のうち「社会の要請に創造的に応え」「高水準、かつ特色ある研究拠点となる」の目標をもって、適切な教育研究組織の構築を目指している。

### (教育研究組織)

東洋大学は、現在、9学部43学科、9大学院研究科26専攻、1専門職大学院1専攻(法科大学院)、ならびに学術研究推進センターと6大学附置研究所、及び「21世紀COEプログラム」に採択された研究センター1、文部科学省「私立大学学術研究高度化推進事業」に採択・選定され補助金の支援を受けている研究センター11をもつ総合大学である。

本学の教育組織上の特徴として、第2部および通信教育課程を開設していることが、挙げられる。第2部や通信教育課程は、創立者井上円了の目指した「余資なく優暇なき者」(学習意欲があるのに、経済的理由や時間的余裕のない者)へ勉学の機会を与えようとした姿勢を現在においても継承しているものである。

本学の目的は、東洋大学学則第2条にある「創立者井上円了博士の建学の精神に基づき、東西学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めると共に、人格の陶冶と情操の涵養とに務め、国家及び世界の文化向上に貢献しうる人材を養成する」ことにある。そのためには、教育の質を高め、研究の水準を高めることが必要であり、それが本学の教育研究上の組織を整備していくための目的である。

本学は、白山(東京都文京区)、川越(埼玉県川越市)、朝霞(埼玉県朝霞市)、板倉(群馬県邑楽郡)の4つのキャンパスから構成されている。現在、白山キャンパスには、5学部(文学部、経済学部、経営学部、法学部、社会学部)と6大学院研究科(文学研究科、社会学研究科、法学研究科、経営学研究科、経済学研究科、福祉社会デザイン研究科の2専攻、国際地域学研究科のサテライト)および1専門職大学院(法務研究科)が、川越キャンパスには、1学部(工学部)と1大学院研究科(工学研究科)が、朝霞キャンパスには1学部(ライフデザイン学部)と1大学院研究科(福祉社会デザイン研究科の1専攻)

が、板倉キャンパスには2学部（国際地域学部、生命科学部）と2大学院研究科（国際地域学研究科、生命科学研究科）が設置されており、東京・大手町には大学院経済学研究科公民連携専攻のサテライトを設けている。

本学が今日、4つのキャンパスを持つに至ったのは、社会の期待と要請に応え、本学の理念・目的達成に向けて教育研究の質を高めるために学部・学科、研究科・専攻の開設、改組等を積極的に行ってきたからである。

ここ3年に限っても、平成16年度には、文学研究科に英語コミュニケーション専攻を、社会学研究科に社会心理学専攻を、及び専門職大学院法務研究科（法科大学院）を開設した。

平成17年度には、朝霞キャンパスで行っていた文系学部（文・経済・経営・法・社会学部）1・2年次の教育を白山で行うことにより、白山キャンパスでの学部から大学院までの一貫教育体制を確立し、朝霞キャンパスに新たな学部であるライフデザイン学部（生活支援学科・健康スポーツ学科）を開設し、また、工学部に機能ロボティクス学科を設置した。工学研究科は従来の6専攻制から融合領域での教育研究に対応できるよう、機能システム専攻、バイオ・応用化学専攻、環境・デザイン専攻、情報システム専攻の4専攻制に再編した。また、国際地域学研究科に国際観光学専攻を設置した。

平成18年度には、経営学部には会計ファイナンス学科を、ライフデザイン学部には人間環境デザイン学科を開設した。大学院においては、高度専門職業人の養成を目的とする、経済学研究科公民連携専攻、経営学研究科ビジネス・会計ファイナンス専攻を開設した。また、社会福祉の総合的教育研究の構築を目指し、社会学部、社会学研究科、ライフデザイン学部が中心となり、さらに工学部、国際地域学部が協力し、福祉社会デザイン研究科を開設した。

このように、本学は常に社会や時代の動きに目を向け、大学の学部・学科、大学院研究科・専攻の設置等、教育研究組織の整備を行ってきており、現在の組織は大学基礎データ「表1」に示すとおりである。

また、恒常的に研究を推進する組織としては、全学的な研究プロジェクトを企画・推進するための「学術研究推進センター」及び研究分野等によりそれぞれの目的を持つ「人間科学総合研究所」「現代社会総合研究所」「東洋学研究所」「アジア文化研究所」「地域活性化研究所」「工業技術研究所」を恒常的に設置するとともに、「バイオ・ナノエレクトロニクス研究センター」に代表される研究センターによるプロジェクトが立ち上がっている。

その他、教育研究活動が効率的、かつ効果的に行えるように、「国際交流センター」、「生涯学習センター」、「大学附属図書館」等を設置し、さらに学生の就職活動支援だけでなく、働く意義を考え、仕事を通じた人生の意味や目的を理解するためのきっかけ作りを重視した指導を目指し、就職部はキャリア形成を支援する「キャリア形成支援センター」に改組、教育理念を具現化する目標のうちの「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える」人材の輩出を図っている。

これらの教育研究組織は、学長のリーダーシップのもと学部長会議を核とした学部・研究科等及びキャンパス間の横断的な調整を通じてそれぞれが有機的に結びつき、適切に機能しており、また本学が目指す「社会の要請に創造的に応える」、「高水準、かつ特色ある



研究拠点となる」教育研究組織の構築はほぼ達成されているが、さらに、これを持続、発展させていかなければならない。

#### (教育研究組織の検証)

本学は、上記のとおり社会の要請や時代の動きを捉えながら、学部・学科、研究科・専攻の設置、改組等見直しを行ってきた。しかし、大学を取り巻く社会的環境は、さらに厳しくなっている。このような状況の中で、本学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みは、教授会での審議を原則として行われている。学部においては当該学部教授会、大学院研究科は当該研究科委員会、専門職大学院（法科大学院）は法科大学院教授会が、それぞれの理念・目的を踏まえ、教育研究組織及びカリキュラム等の適切性、妥当性について検証を行う。また、大学の学部・大学院研究科に共通する事柄に関しては、学部長会議、大学院研究科委員長会議を通じて学長のリーダーシップのもと、検証が行われる仕組みになっている。

研究所や研究センターについても同様に、当該研究所運営委員会等が中心となり、検証を行っている。

大学全体としての点検・検証は、学長から学部長会議に問題提議、提案、諮問等がなされ、全学的視点からの点検・検証が随時行われている。

こうした教授会での審議を原則とする本学の検証システムは、一部の教授会の同意が得られない場合に、大学全体としての意思決定に至らないこともある。学長のリーダーシップのもと、民主的に物事が進められるという利点と、時として迅速な行動が取りにくいという弱点を併せ持っていることは否めない。



## Ⅲ 学士課程の教育内容・方法等

---

### 一. 文学部

文学部は、学祖井上円了の理念に基づき、広い視野に基づく知性の涵養を図ると同時に、その目標を実現し、社会の要請に応え、実践によって実生活に寄与する真に実力ある人材を育てるための具体的な目標として、「読む」「書く」「考える」の三つの力の充実を掲げ、教育にあたってきた。従来から文学部では常に充実した専門教育と幅広い教養の涵養という二つの柱を念頭に置き、カリキュラムを構成してきたが、平成 16 年度に、その一層の充実をめざし、従来から存在していた専門科目・共通総合科目に加え、文学部共通科目を創設した。この共通科目には、人文科学諸分野の基礎専門的科目、語学・資格科目の他、実社会へ出てゆくためのキャリア支援教育科目が含まれている。この共通科目のねらいは、教養教育と専門教育のより有効な橋渡しの実現、さらに高い専門性、理念の追究と社会の要請に応え得る人材の育成という二つの目標の融合を学部のカリキュラム内において実現しようとしたものである。

理念・目標を達成するための教育内容・方法は、広い教養性・深い専門性と正しい判断力・表現力の育成にあり、表現力・理解力の育成を図る授業、判断力・思考力を養う授業の実施と日本語を含むそれぞれの専門領域の言語を通し、これを自由に駆使し得る能力とその上で、正確な判断を下せる能力、すなわち、「知徳兼全」な人格の育成を目標とする。

#### (1) 教育課程等

##### (学部・学科等の教育課程)

第 1 部 8 学科 (哲学・インド哲学・中国哲学文学・日本文学文化・英米文学・史学・教育学・英語コミュニケーションの各学科) と第 2 部 3 学科 (インド哲学・日本文学文化・教育学の各学科) は、いずれも「社会に役立つ智を愛する精神」の涵養を基礎とし、あらゆる学問の基本となる原理の探究をその理念としてきた。各学科は、その理念を基盤として、授業科目の設定を行い、さらに文学部の教育目標である「三つの力」の涵養を目指してきた。各学科とも学校教育法に定める「広い知識」を授けるため、共通総合科目 (一般教養科目) と「深く専門の学芸を教授研究」するための専門科目を履修させることにより、知的、道徳的、応用的能力を展開し、卒業論文により結実させている。

共通総合科目は、人文科学系科目、自然科学系科目、社会科学系科目、スポーツ健康科学系科目、情報系科目および総合科目等の分野に分かれ、広く教養的科目を履修できるシステムとなっている。

専門科目は、主に 1・2 年次は専門教育への導入教育として、その分野に関わる基礎教育、特に基本的知識や概説的知識を講義する科目、基礎的な演習科目を配し、3・4 年次に

さらに専門性を深めて展開される演習及び特殊講義などを置き深い専門性の涵養に努めている。

文学部共通科目は、基礎的な専門科目、専門に関わる外国語科目、日本語能力の向上のための科目を含む「基礎専門科目」「国際コミュニケーション科目」「諸資格科目」「学習支援特別講座」「インターンシップ・ボランティア活動」を配置して、共通総合科目だけでは不足する基礎的な専門性や、より広く深い知識の習得と「読む力」「書く力」などの育成に努めている。この文学部共通科目は、文学部の「三つの力」（読む・書く・考える力）の育成を具体化したカリキュラムであり、専門科目への導入的教育として位置づけることができる。

各学科のカリキュラムは、共通総合科目、文学部共通科目、専門科目の3部により構成され、各学科ともに演習と特講を必修科目とし、資料や原典の読解、解析に基づく学習あるいは発表を行って、その専門性を深めている。各学科のもつ専門性は、専門に関わる知識を講ずる概説・概論等と実際に文献や資料を使用して研究する演習・特講等によって行われる。

基礎教育等の位置付けについては、文学部共通科目の各分野の基礎専門科目の外、各学科の専門の基礎科目が必修とされ、哲学や倫理に関わる科目が配されており、倫理性の育成を考慮している。いずれも、初習的内容から専門的内容に進むように、1・2年次必修科目、3・4年次必修科目に分けられており、学習に応じて体系化されている。

文学部の全般的な教育課程は、学校教育法が求める広い知識や専門性の高い学芸を教育し得る内容を持つもので、専門教育の集大成として、卒業論文が位置づけられる。卒業論文は教養教育や基礎教育で得た文献や資料を読む力・書く力・分析力と専門教育で得た判断力や高度な専門知識等を活かした総合的な能力の検証の場として、文学部の各学科は必修科目としている（但し、第2部インド哲学科のみは選択科目）。

教養的科目は、文学部においては共通総合科目として位置づけられ、各学科ともに卒業単位（124単位）中、12単位以上を履修する必要がある。人文科学系54科目、自然科学系36科目、社会科学系27科目を開設している。さらに、スポーツ健康科学系科目、情報系科目、総合科目、留学支援科目など多岐に涉ったものになっている。殊に、人文科学系科目では専門課程への入門的性格をもった科目もあり、専門性の涵養に資するとともに近隣学科の受講者にとっては、広い視野と教養の涵養につながる。自然科学系の科目の中には、生物学系の実験科目や天文学、地球物理学に関わる分野も含まれており、実験講義を含めてかなり専門的な内容を有する科目も存在する。文学部の自然科学系の教養的科目としては、かなり多様な科目が配置されており、広く深い教養の涵養に資するところが大きい。社会科学系の科目も、法学系、経済学系さらに社会学系の科目が配置され、道徳的、倫理的あるいは法律論に基づく判断力の育成に寄与するものと考えている。スポーツ健康科学系科目は、学生の心身の健康維持に寄与している。

また、「全学総合科目」は、学部横断的にひとつのテーマに沿って外部講師も含む複数の教員による講義や学生の討論を行なう授業で、学生の幅広い問題意識と学部を超えた知的交流に役立っている。文学部はこの趣旨を重視し、毎年積極的に授業の提供を行い協力している。

前述の「文学部共通科目」は、幅広い教養と専門教育の橋渡しを図るために創設された科目枠である。その一つの柱として、人文的教養の共有ということが挙げられる。各学科は、学科専門科目のうちで基礎的かつ幅広い内容を包括する科目を「文学部共通科目」として学部の全学生に開放している。それにより学生は、学科の枠を超えて人文研究の基礎をなす科目に自由に触れることができる。これは、幅広い教養の涵養に大きく貢献している。また、こうした枠の設定は、文学部が学部全体として専門と教養の有機的つながりの構築に取り組んでいることの証明になると考える。「文学部共通科目」のもうひとつの柱として、語学および外国文化の教授システムの充実がある。

さらに、広い教養を涵養するためのシステムとして、文学部では副専攻課程を設置し、西洋文化コース、東洋文化コース、日本文化コース、英語特別コース、自然の認識コースの5コースを開設している。これは、学生の所属する学科以外の他学科が提供するコース所定の関係科目の単位を履修することで、専門科目以外にもう一つの専門性を修得し得るシステムで修了した学生には、卒業時に終了証が与えられる。専門分野の知識だけでなく、隣接する分野の基礎的知識を持つことで視野を広げること、学際的発想を体得することなどを期待している。

以上のように、文学部の専門、教養教育はその目的に沿って、広い教養、総合的な判断力、豊かな人間性を涵養するための適切な配置がなされていると考えられる。

文学部の各学科は、いずれも外国文化を研究の対象とする分野が含まれており、特に該当する外国語教育は専門科目として併設する学科も存在する。哲学科のラテン語、ギリシア語、インド哲学科のサンスクリット文献講読、パリー文献講読、中国哲学文学科の中国語、英米文学科、英語コミュニケーション学科の英語は、いずれも専門化した領域である。これに史学科の英語、フランス語あるいは日本文学文化学科の中国語、ドイツ語、フランス語、英語等は、文献読解の必要からもほぼ必修的要件をもつ。国語以外の言語による「読む」「書く」力の涵養もまた各学科の目的とする所である。このため、外国語教育は文学部共通科目として位置づけ、英語、ドイツ語、フランス語、中国語は、それぞれ初修クラス（Ⅰ）から中級クラス（Ⅱ）・（Ⅲ）までを置き、主に文献読解能力、文法、作文能力を主として教授している。レベルとしていえば、辞書さえあれば、およそ「読む」「書く」ことが出来るレベルを目標としている。

文学部の各学科は、合計124単位以上を卒業単位としている。そのうち専門科目の卒業必要単位数は、哲学科の88単位を最高にして、最低は英米文学科の64単位、他の学科はいずれも70～82単位となっている。卒業必要単位数のほぼ3分の2が専門科目で占められるが、これは学科の専門性重視の姿勢の中から配置されたもので、高い専門性に対する措置である。

これに対して、共通総合科目（教養的科目）と文学部共通科目中の国際コミュニケーション科目（外国語科目）は、各学科ともほぼ30単位前後に設定されている。日本文学文化学科や英米文学科、史学科が34単位となっているのは、やはり広い教養性に立脚した文学・歴史研究の状況を反映したものと見える。いずれにしても、専門科目のほぼ2分の1弱の単位数となっている。国際コミュニケーション科目（外国語科目）は、哲学科の16単位を最高に中国哲学文学科の4単位を最低として、他の学科は8単位1学科、10単位1

学科、12 単位 3 学科、14 単位 1 学科である。哲学科 2 ケ国語 16 単位、インド哲学科 1 ケ国語 8 単位、中国哲学文学科 1 ケ国語 4 単位、専門科目として中国語 10 単位、英米文学科 2 ケ国語 14 単位、日本文学文化学科、史学科 2 ケ国語 12 単位、教育学科 1 ケ国語 12 単位、英語コミュニケーション学科 1 ケ国語 10 単位を履修する。

このように、文学部の教育課程は、専門性を強調しながら、広い教養性と外国語能力の涵養をそれぞれの学科が、その専門性に基づいて構築している。日本語文献・外国語文献を含めて「読む」「書く」能力が養われ、専門性を通しての思考力の強化を図る教育目標が示されたものと考えている。しかしながら、では文学部全体としてのスタンスはどうかということ、統一化された教養科目への対応が無いのが現状である。

これについては、現在、学長の下で検討されている「カリキュラム編成にかかわる検討調整会」の議論を待って、検討を進めたい。

自然科学系、人文科学系、社会科学系、スポーツ健康科学系、情報系の教養的科目は、総合大学の利点を活かし、専門領域に関わる教養的科目を各学部が担当することにより、幅広い教養教育が展開できるよう、科目を配置している。これらの運営は、担当する学部の責任をもって行なう。文学部は、主に人文系科目、自然科学系科目を担当している。外国語科目は、各学部独自の運営がほぼ確立しており、文学部に所属する英語、フランス語、中国語の専任担当者による文学部外国語委員会を設置し、カリキュラム配置や時間割等の調整を行っている。

専門的な基礎科目の運営は、全て各学科に委ねられており、各学科の学科会議の中で審議され、運営されている。

東洋大学では、平成 18 年度後期より留学支援のための特別英語科目を設置し、能力別の英語教育を実施する。この科目は、卒業単位として認定し、英語の能力の向上に重要な位置を占めるものと考えられる。これは、グローバル化時代に対応した実践的語学能力の育成、留学資格等への対策を目的とする。

起業家的能力を涵養するための教育については、特に科目として実施していない。

文学部の「読む」「書く」「考える」力の育成についての特徴的な科目は、文学部共通科目中の「文学部教養演習」である。国語力の向上、特に文章能力、作文力の涵養を目的としており、基礎演習としてきわめて実践的な方法によって運営されている。これらの専門科目、教養的科目、外国語科目等を見ても、その配置の上からは合理的な配設がなされていると考えられ、教育目標（読む力・書く力・考える力の涵養）の達成に不足のないシステムが構成されている。これに対する達成レベルは、各学科によって異なるところがあるが、卒業論文のあり方、原級生の減少という面から見ると一応の効果があつたものと考えている。また、平成 18 年度の卒業論文より各学科 2 点の優秀論文を選んで「文学部優秀論文集」を作成、公刊することが決定されており、指導のあり方、学生のモラル（士気）の改善に役立つものと思われる。

第 2 部インド哲学科、日本文学文化学科、教育学科は、第 1 部とともに「知徳兼全な人材」の育成と「社会に役立つ智を愛する精神」の涵養をその理念とする。第 2 部就学生は第 1 部学生とは違い、年齢構成や職業も多様でその目的意識にも差異があることから、一

律化できない要素が多い。しかしながら、第2部設置の理念は創立者井上円了の「余資なく優暇なきもののため」という哲学館以来の理念の継承にあり、第1部の学科とほとんど同様、同一の教育内容を提供するよう努めている。

また、近年は、生涯教育の立場から、第2部教育の意義を見出そうとする考え方もあり、第2部教育を単に大学教育の一部として位置づけるのではなく、社会教育、生涯発達という分野での機能を与えようとする考え方である。そうした多機能化を含めて第2部3学科の状況は以下の通りである。

第2部の教育課程は、その授業時間帯が6時限（18：10～19：40）、7時限（19：50～21：20）の2時限という制約があるため、科目の配置等授業編成に大きな困難があり、さらに、4年間で卒業するとなると、場合によっては卒業単位を充足させるために、本来希望しない科目も履修せざるを得ない状況がある。また、学生の勤務先の就業時間等の制約から6時限の受講が不可能という事態もあり、第1部や通信教育課程との相互乗り入れなど、学科によって、多面的な連携を試みている。

こうした授業編成や時限設定の問題とは別に、近年は入学生の基礎学力の低下、格差の拡大が授業運営に影響してきている。そのために、導入教育の充実、学習目的の明確化などが図られてきているが、4年間で卒業する学生はほぼ60%前後にとどまる。

こうした状況について、各学科で、「卒論演習」を設置して、学力の向上を図り（インド哲学科）、学習モデルケースの提示によって、学習の能率化を図り（日本文学文化学科）、あるいは、「基礎演習」を置いて、コンピュータによる文献検索を指導する（教育学科）など、学習の能率化や学力向上を図る方法が行われている。これらは、導入されてから日が浅く効果も短期間にはあらわれないが、今後の改善策への試みとしてとらえられる。

文学部としては、第2部学生への対応として、3学科の共同研究室を20時まで延長し、TAを配置して、学習指導や相談等に応じている。組織的対応としては、ほぼ第1部と差異のないものと考えている。

#### （カリキュラムにおける高・大の接続）

文学部のいわゆる導入教育は1年次に設定された専門科目（専門必修、専門選択必修）がこれに当たる。学科によってカリキュラム上の位置づけは異なるところがあるが、性格としては当該学科の専門領域を理解するために、その研究法、基本的知識などを講義するもので、哲学科においては「哲学基礎概説」、「哲学演習Ⅰ」、インド哲学科では、「インド宗教史A・B」、「インド哲学仏教学研究法」、中国哲学文学科では、「中国哲学研究法」、「中国文学研究法」、日本文学文化学科では、「日本文学文化概説A・B」、「基礎演習」、英米文学科では「フレッシュマン講読セミナー」、「英文法概説」、史学科では「日本史概説」、「東洋史概説」、「西洋史概説」、教育学科では「教育学概論」、「教育史概説」、英語コミュニケーション学科では「文化間コミュニケーション」がこれにあたる。いずれも、その分野の研究史や概説的知識を通して、専門性の基礎教育を行おうとするもので、高校における関連授業を基礎におきながら専門科目への導入を図っている。この他に、基礎的演習なども配置して、「演習」のあり方や発表方法、あるいは学習方法などを指導する学科もある。学科の特徴や専門領域の開設などはこうした科目の中で講じられることが多い。文学部の場

合、学科ごとに全くその専門領域が異なるため文学部全体の共通科目としての導入科目は設置していない。今後もそうした科目の設置は予定していない。

#### (カリキュラムと国家試験)

文学部では該当する分野は存在しない。今後必要があれば文学部共通科目の中の「学習支援特別講座」(卒業単位に認定)として開設することが可能である。

#### (インターンシップ、ボランティア)

文学部では、学生が卒業後社会に適切に順応しつつ活動の場を広げていくことを目的として、平成18年度より文学部共通科目の中に、「インターンシップ」、「ボランティア」を設置している。概要としては、学生が文学部の認定する機関で就業体験、ボランティア活動を行い、履修に必要な要件を満たした場合に、それぞれ2単位を認定するというものである。実習先は学生の自主性を育てるべく、学生にみずから開拓させることにしているが、年度初頭に、社会生活、就業マナー、実習先の探し方、手続きに関するガイダンスを行い、学生が自らの力で就業活動へと入っていけるよう支援を行なっている。そのうえで、学生が申し出た実習期間が学部における実習にふさわしいと認定されると、夏季・冬季休暇中に20時間の「就業体験」あるいは「ボランティア」活動を行う。実習前には、事前指導を行い、実習学生には「体験日誌」、「実習報告書」の提出ならびに報告会での発表を義務付け、基準を満たしている場合に、年度末に単位を認定している。

この科目は、開設されてまだ日が浅いが、学生の自立と社会参加をうながし、将来の就業を支援するという点では、その必要性は今後一層大きなものになると考えられるので、一定の期間の後に効果をあらためて検証し、より充実したものとしていきたい。

#### (履修科目の区分)

卒業単位124単位中の必修、選択等の科目の量的配分については、教養的科目(共通総合領域)に関しては、文学部各学科同一の科目、自然科学系36科目、人文系54科目、社会科学系27科目、スポーツ健康12科目、情報系3科目、総合系16科目、留学支援科目10科目が設置されている。この中から、哲学科は12単位、インド哲学科(含2部)、中国哲学文学科、日本文学文化学科、史学科、教育学科(含第2部)、英語コミュニケーション学科は16単位、英米文学科は14単位、2部日本文学文化学科は文学部共通科目と合わせて34単位以上を履修する。学生によっては、それ以上の履修をするものも存在するし、副専攻として「自然の認識」コースを履修した場合も、履修科目は増える。広い教養性を求めるための方策ではあるが、これら全てを学生の自由な選択に委ねるか、あるいは学科による体系性を作るかは、今後の検討になる。

また、各学科の必修、選択必修等の科目設置も学科の専門性によって行われてきたもので、文学部全体の中で統一性を議論してはいない。各学科の専門科目中、必修単位(含選択必修)は、哲学科64単位、インド哲学科74単位、中国哲学文学科78単位、日本文学文化学科70単位、英米文学科48単位、史学科46単位、教育学科40単位、英語コミュニケーション学科82単位、2部インド哲学科66単位、2部日本文学文化学科70単位、2部教



育学科 40 単位となっている。哲学科では、これに選択科目 24 単位、英米文学科 16 単位、史学科 24 単位、教育学科 32 単位（第 2 部も同じ）となっていて、全体で専門課程が構成される。必修科目について学科により大きな差異があるのは、例えば哲学科ではギリシア哲学やドイツ哲学、フランス哲学、あるいは時代別の哲学研究など多領域を含むことから、選択科目を配置し、史学科のように日本史、西洋史、東洋史の 3 コースに分かれるために、その専攻部分を選択科目とするなど学科のもつ専門領域と関わっている。

#### （授業形態と単位の関係）

文学部では、講義（含特講）はほぼ 4 単位、演習や外国語科目、実習科目等を 2 単位としている。これは演習等の実技的科目では、授業時間内における学習と指導に重点をおくため、特に演習の指導は、学生の予習の結果を、学生の学力をも考慮しながら行うから、その授業時重視に傾く。外国語、演習もその単位数が軽重を示すものではなく、予習、復習の時間数によることは、すでに周知のことではあるが、実技的、実習的な性格の授業はほぼ 2 単位としている。これに対し講義科目、特講等は 4 単位としている。教員の講義を予習・復習によって補足、充足させる努力を期待したものである。講義科目はその対象とする範囲が広く内容も深化されたものとなっているため、これを充実する努力はかなりの時間を必要とする。

卒業論文については哲学科 8 単位、日本文学文化学科 4 単位、他の学科は 6 単位となっている。学科によっては卒業論文のためのゼミ（演習）を設置しているところもあり一律ではない。卒業論文に課す学科の方針等の差がこうした単位数の相違となる。他の科目が統一的な単位数であるのに対して卒業論文の単位数に差異があるのは好ましい状況とはいえないが、論文指導等の指導時間を含むか、卒論ゼミのような形式で別枠として開講するかにより違いがあらわれる。統一的な検討が必要である。

外国語、演習科目、講義科目などの授業形態の相違による単位数の差異はよく理解されており妥当なものと考えられる。しかし、学生の実際の学習時間が、所定の単位数に見合うかといえ、必ずしも実情を反映したものとはいえない。学習時間の確保という点に対応するには、次回講義等の予告、課題の提示などが考えられる。

#### （単位互換・単位認定等）

国内外の大学等との単位の互換は文学部では行っていない。また、大学以外の教育施設等での既修単位の認定についても行っていない。高大連携授業の高校生の受講生についても単位を認定していない。

卒業単位 124 単位中、海外留学によって得た単位の内 48 単位までは所属学科の教育課程表中の単位として認定できる。ただし、適合する科目の有無等によって異なる。すなわち、ほぼ 60%の単位を本学部（学科）の単位で充たす必要がある。

学生が東洋大学との協定校、アメリカの ISEP(International Student Exchange Program) 加盟校に留学する場合、ならびに認定留学制度（学位授与権のある海外の大学への留学。本学の書類審査・面接を経る）により留学する場合は、休学することなく留学でき、単位認定などにより所属学科の卒業要件を満たせば、4 年間での卒業が可能である。留学先の

大学で履修した単位は、留学終了後、所属学科の教育課程表に照らし、48単位を限度として認定される。留学年度の春学期に本学で履修した科目については、所定の手続きを行なうことにより、留学終了後の秋学期から継続して履修することができる。

本学の全学生（学部・大学院・通信教育）を対象に、英語と中国語について「夏期語学セミナー」（夏季休暇中に4週間）、「春期語学セミナー」（春季休暇中に4～6週間）が実施されており、一定の要件を満たすことにより、国際コミュニケーション科目（外国語科目）の1科目の単位が認定される。

単位互換制度のない現状では、こうした認定による単位修得法が次善の方法であり、その上限についても、専攻の専門性の上から、語学セミナー、留学による単位認定のありかたは概ね妥当であると思われる。インターンシップ、ボランティア活動による認定は平成18年度から実施しているもので、効果の検証は今後してゆくことになる。哲学科のみ実施していない。学科の理念との関係で単純に実施を判断することはできないが、学部統一のカリキュラムの実施という点からは整合性に欠ける。インターンシップやボランティアの範囲、内容を限定するなどの方法によって、検討の必要がある。

英語コミュニケーション学科では、独自に以下のような単位認定を行なっている。

- ・認定語学セミナー

「東洋大学語学セミナー（英語）」以外の語学セミナーで英語コミュニケーション学科の認定を得た語学セミナーを受講し、一定の条件を満たした場合、所定の科目の単位を認定する。

- ・認定留学

英語コミュニケーション学科の認定を得た機関（大学・および大学付属機関）への留学については、休学することなく在学したまま留学することができ、留学先で取得した単位は30単位まで卒業単位として認定を受けることができる。

- ・体験学習

学生の自主的、自覚的学習としての各種ボランティア活動を奨励しており、学科で認定する機関で活動を行い、所定の条件を満たした場合、実習期間、実習内容により、所定の科目を認定する。

- ・英語検定試験

実用英語検定、TOEIC TOEFL ケンブリッジ英検の4つの試験において学科が定めた級あるいはスコアを取得し、それを証明する書類を提出した場合、以下の基準に従い、所定の科目について単位を認定する。

	1 科目 2 単位	2 科目 4 単位	3 科目 6 単位	4 科目 8 単位
実用英語技能 検定試験	2 級	準 1 級	1 級	なし
TOEIC	500~599 点	600~729 点	730~859 点	860 点~
TOEFL 筆記	480~519 点	520~559 点	560~599 点	600 点~
コンピュータ 受験	150~184 点	185~219 点	220~249 点	250 点~
ケンブリッジ 英検	なし	なし	FCE	CPE, CAE

英語コミュニケーション学科における積極的な単位認定は、学生の意欲の開拓および学習効果におおきな貢献をしていると思われる。大学で実施している交換留学の志願者数・選抜者数がともに、学科設立以来、学内一を誇っていることはそのひとつの証明である。

以上のように、これらの海外での修得単位の認定についてはその基準が明示されており合理的な方法であって妥当なものと思われる。なお、発展途上国に対する教育支援は行っていない。

#### (開設授業科目における専・兼比率等)

原則として各学科の基幹科目は、専任教員が担当するが演習・特講等のクラス編成や分野別の開講などから兼任講師に担当を依頼する科目が少なくない。専門科目については、史学科、教育学科を除き、必修科目、選択必修科目合わせて60%以上を専任教員が担当している(大学基礎データ「表3」参照)。史学科、教育学科については50%台であるが、その理由は史学科の分野区分が日本史、西洋史、東洋史の3専攻となっており、3様のカリキュラムとなり、専任教員の担当率が低くなっている。教育学科は、障害児教育や特別支援教育の科目があり、これらの科目充足のために兼任教員に依頼するために専任教員の担当率が低くなっている。

専門科目中、特に必修科目ないしは選択必修科目について、インド哲学科、中国哲学文学科、英米文学科の専任担当率が50%以下となっているが、これは主に広い分野を支えるため、なるべく多くの科目を設定する必要があるため、また、より専門性の強い教員に担当を依頼するために起こったことである。上記3学科ともインド哲学科は、インド学と仏教学を、中国哲学文学科は中国哲学と中国文学を、また英米文学科はイギリス文学とアメリカ文学を対象とするためにその専門性から外部に担当を依頼する比率が高くなる。

こうした状況と、中国哲学文学科の専門科目担当の内、兼任講師が多くなっているが、現在、専任教員1名が役職(学部長)を務めていることによるものである。また、インド哲学科と英米文学科は専任教員1名が未補充となったことが影響しているが、平成18年度に既に人選を終了して、教授会において補充者を承認している。

文学部では、概ねどの学科においても、演習、卒業論文指導ならびに必修の講義科目については原則として専任教員が担当し、それ以外の科目で専任が担当できない科目を兼任講師が担当している。各分野において兼任講師との打ち合わせ会を開催し、授業内容や指導方法についての確認を行なっている。また、授業運営上の問題点については随時報告や意見交換を行なっている。

#### (社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

外国人留学生に対しては、日本語、日本社会・文化に対する理解を深められるよう、文学部共通科目の中の国際コミュニケーション科目(第1部)に、「日本語」、「日本語と日本社会」、「日本語と日本文化」を開講し、学科ごとに必修要件を設定している。また留学生に関して、学科会議などで情報を共有し、必要に応じて個別指導を行なっている。

さらに、平成18年度秋学期からアメリカのISEP加盟校からの留学生のための日本語講座が開講されることになっている。このプログラムは全学規模のものであるが、文学部の日本文学文化学科が世話学科となり、非常勤講師の手配などを行なうことになる。また、留学生のための英語対応の科目も提供している。

社会人に対しては各学科とも、必要に応じて個別に相談に乗るなどの工夫をしている。とくにインド哲学科、日本文学文化学科、教育学科では第2部での受け入れを積極的に行なっている。日本文学文化学科は通信教育課程も設置しており、多くの社会人が受講している。教育上の配慮として、日本文学文化学科は、第1部・第2部・通信教育部の3部間聴講、インド哲学科、教育学科は第1部・第2部間聴講を、一定の条件のもとに認めており、時間の制約を受ける学生が授業を聴講しやすい仕組みを工夫している。この制度は社会人でない学生にも適応され、例えば資格科目の履修を希望する学生が希望する授業を受講しやすくなるようになっている。

#### (生涯学習への対応)

インド哲学科、日本文学文化学科、教育学科に設置された第2部は、勉学の意欲のある社会人の要請に応える組織である。日本文学文化学科において設置されている通信教育課程は、スクーリングとレポートを中心にして受講者が自分のペースで学べるもので、主婦や高齢者で意欲のある学生が学んでおり、通信教育課程から大学院に進学する学生もいる。

また、生涯教育センター主催の市民大学講座等に、学科の特徴を活かしたインド哲学・仏教のエッセンスについての連続講義(インド哲学科)、源氏物語講読、本学出身の作家である坂口安吾に関する連続講義(日本文学文化学科)などを提供している。同センターは、社会人対象あるいは高校生対象の講師派遣事業も実施しているが、文学部から延べ18名の文学部教員が協力している。

上記のごとく、生涯学習について文学部はかなり意欲的な対応をしていると言える。文学部の領域は、教養主義的分野と直接係わりあうため、広い知識を求めようとする社会人や中高年層の社会人教育、生涯教育としての需要も多く、毎年、生涯学習センター主催の公開講座に10講座以上開講している。

### （正課外教育）

学科単位で、新入生に対して交流会やフレッシュマンキャンプ、ハイキング、博物館見学旅行などの催しを行って大学教育への円滑な導入を図っている。上級生を積極的に参加させている学科もあり、こうした場は学生の交流を生み出す有効な場となっている。日本文学文化学科では、文学部における目標である伝統の継承に力を入れ、平成16年度より連続して能楽鑑賞会（鑑賞とワークショップを組み合わせたもの）を開催している。これは学科の1年生を中心にした催しであるが、他学年、他学科あるいは近隣から広く参加者を集めている。平成17年度には新内節講演会も開催された。英語コミュニケーション学科では、外部講師による講演会、英語検定試験の受験対策としての外部講師による「資格試験対策講習会」を実施している。

また、学科の専攻領域を母体とする形の学内学会を組織している。学会の目的は、教員や大学院生、学生の研究力の向上にあり、その運営は学科により異なるが、大学院生も含めた研究発表会、学会誌や会報の刊行、卒業論文発表会などが行なわれ、研究意欲の刺激と学部・大学院生・卒業生・教員の交流の場となっている。学内学会は、卒業生と在学生在を結びつける機会としても有効に機能している。

このほか、個人的に研究会や読書会、ゼミ合宿などの交流会を行なっている教員も多い。

文学部における正課外教育はかなり充実しており、意欲のある学生にとっては知識を深め、相互に交流を図るよい機会となっている。

## （2）教育方法等

文学部の各学科では従来から、1年生から4年生までを通じ、人文分野の研究を行なうに足る専門的知識の習得、自らテーマを選んで資料調査・考察を進めていける自立的研究の育成、そのための基礎力としての「読む」「書く」「考える」力の涵養と、独立自活の意志を身に付けることを目標とし、小人数の演習科目を核として指導を進めている。近年、各学科で特に力を入れているのは、よりきめ細かな学生の把握である。それに加え、学力の低下が問題視され、体系的な学習に慣れていない学生を文学部の理想とする人文教育にうまく誘導していくことや、実社会において貢献を為し得る人材を育成していくことも重要な課題とし、教育に取り組んでいる。

### （教育効果の測定）

文学部の各学科で基幹科目としている演習は、原則として小人数で運営され、学生の発表・報告、レポート、討議などを通してきめ細かく把握できるようになっている。演習以外の科目においても、多くの教員は授業時に小テストやレポートの評価などを通して学習の達成度を測りながら授業を進めている。また、学部で実施している授業アンケート（後述）も教育効果測定の一助となっている。卒業論文指導においては、定期的な面接による学生の進捗の把握以外に、学科全体で書式を決めた「中間報告」の提出を制度化している学科もある（日本文学文化学科、英米文学科、教育学科）。

教育に関するさまざまな問題については、各学科における学科会議で情報・問題点の共

有に努めている。文学部共通科目の語学科目や教育学科開講「教育基礎演習」など、非常勤講師も含めた担当者打ち合わせ会で、進度、評価のしかた、教材などに関して合意を図っている科目もある。

教育効果の測定は、教員個人レベルでは概ね恒常的に行なわれており、一部の学科・分野においては統一的な把握への努力が為されている。しかしながら、システムの有効性を検証する明確な仕組みは、組織レベルにおいては確立されているとはいえない。文学部の教育の最終目標である卒業論文について、平成 18 年度より「優秀論文集」を発行して文学部全教員・学生に配布する。これによって、各学科の教育効果がどのようなものであるのかが、ある程度把握できるものと思われる。

文学部の中には、英語コミュニケーション学科のように、学生の各種英語検定の受験を推進・支援し、学年進行にともなう合格率を算定して教育効果の測定の方法として用いている学科もある。もとより人文分野は一律の効果把握になじまない面もある。文学部の場合、哲学・文学分野における効果の測定は、測定法自体が確立していないなどの問題も存在する。語学検定受験の推進や成績把握などは推進すべきであるし、学科ごとに専門性に即した測定の方法について検討を進めていきたい。

卒業生の進路は、教職、教育関連企業、出版、情報、地方公務員、あるいは僧職（インド哲学科）など、専門を生かした形の進路もあるが、大半の学生は一般企業に就職することになる。大学院への進学率は卒業生数の 4.9%と低くない。卒業生の就職決定率・大学院進学率は毎年教授会で報告されている。就職を希望した者の就職決定率は 97.4%と非常に高い。しかし、就職を希望しない者あるいは進路を把握できていない学生の割合は無視できない数字になっており、その改善の努力は必要である。それぞれの学科において、「卒業証書・学位記」授与の際に「進路決定届」等の記入を行うように要請しているが、未記入のまま提出するものも少なくなく、提出しない学生もおり、把握数は限られる。

教育効果の測定方法を開発する仕組みについては、組織的な導入を行っていない。但し、入試実績の調査とともに、外部団体に依頼して、これに関するプレゼンテーションを行ったことがある（平成 17 年 12 月）。しかし、この測定の有効性の検証も、それをもとにした教育改善も行われていない。

国内外からの注目される人材の輩出状況については、平成 13 年に芥川賞作家 1 名を輩出している。

#### **（厳格な成績評価の仕組み）**

1 学年における履修登録の上限は、48 単位と定められている。ただし、教職科目・学科教育課程表にない教職に関する科目に限り、48 単位を超えて履修することができる。学習上の予習、復習の時間数からは、この程度が上限であり、全般的に概ね適切であると考えられるが、教職などの資格科目と専門必修科目、選択必修科目が時間割上重複してしまう場合が散見される。学科・分野ごとに時間割配置の努力はしているが、教室数の制約を受ける場合もある。平成 18 年度には学部長から配置に一層注意を促がすよう各分野に要請している。

成績評価は以下の方式で行なっており、合格については 4 ランク、不合格については 3

ランクに分け、学生自身がどの位置にあるかを把握できるようになっている。平成13年度入学生以前はA評価までであったが、平成14年度入学生よりさらに上位成績としてSを新設したことで、綿密な学習指導を可能としている。

点数	100-90	89-80	79-70	69-60	59-40	39以下	評価対象外 (不受験・出席不足など)
成績表示	S	A	B	C	D	E	*
合否	合格				不合格		

評価の方法は科目ごとに差はあるが、演習については出席、発表・報告、レポートなどによる評価、その他の科目は定期試験、平常試験、小テスト、出席ならびに平常授業への参加度などを総合して行なう場合が多い。評価方法は、全科目について講義要項に明示することになっている。評価は、教育学科開講「教育学基礎演習」などのように評価基準について一定の合意を形成している科目があり、卒業論文の評価に関しては、学科の最終的な討議を経るという統一が図られている。現状では、成績評価は主として授業担当者自身が行うことになっているが、公正、厳格という点で、教員間の大体の統一を図る必要がある。そのためには、その科目の到達レベルを明示する必要がある。

各年次・卒業に際しての学生の質の確保に関しては、哲学科が2年次と3年次の間に独自の進級制度を設けている。これは2年次終了までに各分野科目の取得単位数が学科の定める内規に達していない場合は進級を認めず、また一定の年限に進級できない学生は学則により退学となる。こうした制度には単位取得状況が不十分な学生に対するフォローが不可欠であるが、専任教員が面談などを通じて学生の相談にのっている。中国哲学文学科では、卒業生の質を確保するため、学科版「卒業試験」の導入を中期目標として掲げ、平成18年度から実施すべく、目下細部の調整を行なっている。

学生の学習意欲の刺激については、各教員が授業の中で取り組んでいるほか、学部・学科それぞれのレベルで卒業論文の優秀論文を選び、表彰、掲示を行なっている。全学的な賞以外にも、文学部には勸学奨学金（各学科1名、含む第2部）があり、インド哲学科独自の田村芳朗奨学金など、学生の意欲を引き出すのに役立っている。学科で主催している学内学会やゼミ合宿などを通じた関心の啓発も一定の役割を果たしていると考えられる。卒業論文の発表会を実施している学科もある（史学科、日本文学文化学科）。英語コミュニケーション学科の語学検定の学科を挙げた支援体制、受験推奨も有効な手段である。また、同学科以外の学生に対しても、平成16年度から文学部共通科目に「検定英語」が創設され、学習の支援を行ない、確実に学生の意欲を引き出している。他の語学においても、授業での推奨、学年ごとのレベルとの語学検定のレベルの連携、講義要項への明記（仏語）などを行なっている。

(履修指導)

大学に入学したばかりの学生に対して、4月はじめに行なう新入生ガイダンスには学部全体で力を入れている。ガイダンスは、6日間にわたり、各学科によるガイダンス（専任教員紹介・カリキュラム説明・履修方法）を中心に、履修登録方法、大学の学生生活などに関する説明、学科横断的に運営する資格科目（教職・司書）ガイダンスや図書館利用の方法などで構成される。単位制・科目選択や履修登録に戸惑う新入生に対しては、期間中に全体説明のほかに、個別相談の時間を設けてアドバイスをしない、学生の不安を取り除き、登録漏れを防ぐのに大きな役割を果たしていると考えられる。さらに、新入生同士、あるいは上級生との懇談会を設ける等、相互の意思疎通を図っている。

2～4年生については学科ごとに年度始めにガイダンスを適宜行なっている。転部・転科生、編転入生に関しても年度始めにガイダンスを設け、入学前に取得した単位の認定状況、履修科目等に関する相談に乗っている。科目等履修生に関しては、学科ごとに必要に応じて相談に乗っている。このように、履修相談については学部全体で取り組んでいるが、近年の小刻みなカリキュラム改編により、教育課程表そのものが複雑化し、学生にとってわかり難いものになっているという点は反省すべきであり、平成20年度に予定されているカリキュラムの見直しの際にも検討課題となるだろう。ただし、数種におよぶカリキュラムも、入学年度別に整えた形態とすることで学生指導には大きな支障とはならないように思われる。

オフィス・アワーについては、全専任教員に対して設定を要請し、講義要項に明示するようにしている。そのために、大部分の教員が、週に1～2回の時間を設定し、学生を受け入れているが、オフィス・アワーの利用状況は、常連のように定期的に研究室を訪問する学生がいる一方で、卒業論文の作成時までほとんど利用しないといったようにまちまちである。また、オフィス・アワー以外にも随時学生を受け入れ、研究会なども催しながら指導している教員もあり、所定の時間帯にとらわれるものではない。一方、時間帯を明示していない教員については、引き続き設定を要請していく。

留年生など、単位充足状況が思わしくない学生については、毎年年度はじめに個別の「単位僅少者面接」を行い、学生・教員双方で現状を把握するとともに今後の勉学についてのアドバイスを行なっている。この措置は一定の効果は挙げているが、状況が改善されない場合もある。そのような学生は、単に勉学能力というよりは、心身の問題、基本的な生活習慣の欠如などといった問題を抱えている場合が多い。各学科で情報の共有の努力をするとともに、学生相談室との連携なども視野に入れるべきであろう。

アカデミック・アドバイザーの役割を担うものとしては、文学部では以前は各学科に専任の「助手」が採用され、研究室に常駐して学習相談・研究室業務を行なっていたが、平成14年度に助手制度が廃止され、それに代わり、全学科にTA（teaching assistant）が配置された。TAの採用は各学科が専門を考慮して行なうが、大学院の博士後期課程の在籍学生を原則とするが、適任者がいない場合は、大学院前期課程在籍生あるいは、オーバードクターからも採用されている。助手に比べると、勤務時間が限られ、業務の範囲も狭まったとはいえ、TAは気軽に質問ができる先輩として学部学生の指導においてきわめて大きな役割を果たしており、学部と大学院を結ぶ存在にもなっている。問題点として、TAは、各学科に2ないし3名ずつ配置されているが、学科の学生定員数が考慮されていない



ため、TA1 人あたりの学生数はきわめて不平等であるという点が挙げられる。これについては学部全体で再検討する必要がある。なお、各学科では概ねゼミ担当の教員が学生の状況把握・指導に中心的な役割を果たしている。とくに英語コミュニケーション学科では、全学年で担任を制度化している。

### (教育改善への組織的な取り組み)

#### ①各学科・分野の取り組み

各学科・分野では、学科会議、非常勤講師も含めた分野打ち合わせ会などを通して学生の履修状況、問題点の把握、情報の共有に努めている。哲学科の原級制度、中国哲学文学科における卒業試験の導入の検討や、卒業論文指導会、学内学会による学生の勉学意欲の刺激などは、各学科の努力を反映した取り組みである。また、日本文学文化学科では、近年学生の読解力、文章力の低下が顕著になってきたことを受け、学科全体で1年次の「基礎演習」のあり方を再検討すると同時に、演習の履修のしかた、話し方、レポート・論文執筆、参考文献、図書館リストなどをまとめた「演習と卒論の手引き」を作成し、全学生に配布し、1年生から4年生の卒業論文までを通じて全学科的に利用するようにした。教育学科の「教育基礎演習」の設置も同様の効果を持つものといえる。他の学科においても、学習の活性化を図る努力は、払われており、英米文学科の「フレッシュマン講読セミナー」や史学科の基礎演習の運営、英語コミュニケーション学科の学習支援などが挙げられる。

#### ②シラバス

シラバスは、全授業科目について統一した書式で作成されている。内容は、「講義の内容・目的」、「講義スケジュール」、「指導方法」、「成績評価の方法」、「テキスト」、「参考書」から成る。巻末の「教員プロフィール」には、各教員の専門、学位、所属学会、著書・論文、研究テーマ、自己紹介、オフィス・アワー、メールアドレスなどの連絡先を掲載している。執筆は各教員に任されているが、執筆方針・長さなど概ね統一が取れている。

#### ③自己点検・評価活動

文学部では学部内に設置した自己点検評価委員会を中心に、恒常的な点検・評価活動を行っている。構成員は原則として、文学部各学科から1名ずつの委員、計8名と学部長の9名であるが、平成18年度からそれまで学科委員と兼任していた全学自己点検評価委員を別に1名選出し、計10名の構成とし、委員長は学部長である。自己点検評価委員会が中心となって行なっている自己点検活動は以下のとおりである。

##### i) 文学部授業評価アンケート

文学部では平成13年(2001年)12月から「文学部授業評価アンケート」を学部全体で共通に実施している。平成16年に質問項目の一部変更を行い、現在に至っている。質問は選択式16問・記述式の4問から成る。実施時期は年1回で平成17年度は12月初旬から約3週間、実施対象は専任教員全員、非常勤講師は申し出があった者のみとした。対象科目は、原則として、教員1名につき、演習的科目と講義的科目1科目ずつとした。

アンケートの選択式回答の部分は、各教員に、自身の授業についてのそれぞれの質問の集計結果ならびに学部過重平均値を知らせている。記述式の部分については、それぞれの教員が持ち帰り、以後の授業運営の参考としている。とはいえ、アンケートの活用のしか

たには教員によりかなりばらつきがあることは否めない。アンケートそのもののあり方について批判が寄せられることもある。各教員のアンケート利用状況ならびにアンケートに対する意見・改善案などを調査すべく、平成 17 年度末には、各教員に対して授業評価アンケートの利用状況についての調査を行った（任意提出。回答は 40 通）。アンケート結果を学生に報告している者は 57.5%、なんらかの形で授業に反映させていると答えた教員は全体の 65%であった。教員意識の中でのアンケートと FD の連結は完全とは言えず、特に FD 活動についての啓蒙的取り組み、その組織の立ち上げなどが課題となる。

一方、現行のアンケートについては、「自身の授業を客観的に見るのに役立つ」という肯定的な意見もある一方で、学生の好悪を重視するあまり必須の知識を教授することがおろそかになる、意欲のある学生とない学生に同じように調査をするのは疑問、授業の特徴を反映していない、「実施対象を専任教員の授業ばかりでなく、全授業にすべきである」などといった問題点が挙がってきた。授業評価アンケートについては文学部自己点検・評価委員会でも常に議論しているが、評価の数字を偏重すれば授業内容が安易なものに流れる方向を作ってしまうとの危惧が強く出されている。これは一面では、学生による評価を受け入れられない頑迷さとも受けとめられるかもしれないが、回を重ねた議論は、学生を引き上げたいと思っている理想の水準と学生の現実の間のギャップに悩む教員の現状を浮き彫りにするものとなっている。

授業評価アンケートの結果については、毎年概略を学部ホームページに掲載しているが、平成 17 年度のアンケートは、学部過重平均、分野過重平均とともに、教員へのアンケートに寄せられた学生へのメッセージもあわせて掲載すべく、準備中である。

授業評価アンケートの今後の課題としては、専任教員の全科目を対象とすること、非常勤講師の授業についての扱い、相関分析を通じたより精密な検討、より効果的なフィードバックの工夫などといったことが挙げられる。自己点検評価委員会にて検討する予定である。

## ii) 学生意見箱の設置

学生の率直な意見や提案を受け止め、改善の手がかりを得るため、平成 11 年 6 月に「学生意見箱」を設置した。意見箱は、学部長が責任者として定期的に関封し、寄せられた意見に対し、ケースに応じて対応している。授業に関する問題を指摘した意見については、主任を通じて当該教員に内容を知らせて注意を促すとともに、教員側の意見も聞き、カリキュラムや時間割編成、授業運営の際に注意を払うようにしている。また、学部長名で「学生意見箱の開封結果について」と題した回答を全学生に掲示している。意見の内容・学生への回答については、全て（個人名は伏せた形で）教授会でも報告されている。現在まで、教員に対する中傷や誹謗は全くなく、ほとんどがまじめな意見であり、学生の一般的意識を代弁するものと考えられる。適切な方法として続けていく予定である。

## iii) 教員の活動の記録：学科紀要彙報および『文学部研究・教育報告書』

文学部各学科では、毎年発行する紀要に「彙報」を付し、各教員の 1 年間の「活動報告」を掲載している。この「活動報告」には、著書・論文・学会活動などの研究業績のほか、担当科目などの教育活動、学内委員会委員、役職などの大学管理・運営活動、さらに講演や調査協力を含む社会貢献活動などを掲載している。同報告書は、平成 13 年まで毎年作

成され各学科に配付されてきたが、その意義が分からない、教員の活動報告の書式について統一が取れていないなどといった問題点が指摘され、平成 14 年から作成が一時停止されていた。平成 17 年度末の文学部自己点検・評価委員会で、問題点について議論がなされ、より整った形式の報告書を作成することが確認された。目下編集中である。

#### iv) 「文学部知恵袋」の作成と利用

「文学部知恵袋」は、学部の各学科および教員が授業、学科運営、学生指導、研究活動など、さまざまな分野においてどのような工夫をしているかを互いに知らせあい啓発しようという目的で、平成 14 年度に作成された冊子である。作成にあたっては、学科運営、入試策定、卒業生との関係の継続の工夫、授業の工夫、学生の意欲を呼び覚ます方法、多人数授業を円滑に行うための工夫、心の問題を抱えた学生への対処などといった多岐にわたる具体的な質問をアンケート形式で各教員に配付し、各人が日頃行っている工夫、その時点で抱えている問題も記述してもらい、それをまとめて編集し、各学科に配付し、大学で教員が遭遇するさまざまな問題に対する「知恵」を共有することとした。「文学部知恵袋」は、文学部が組織的に、積極的な形で FD に取り組んだ最初の試みである。収録された内容はかなり具体的であり、大学内で各教員が遭遇するさまざまなケースに関してのまさに生きた情報となっている。また、優秀な教員の「自慢話」に終始するのではなく、現在抱えている問題を素直に知らせあい、皆で共有するという点においても、意義はあったと考えられる。しかしながら、この貴重な「知恵」が組織としての文学部あるいは学科に活かされているかについては、まだ十分とはいえない点がある。この種の試みには継続性が必要であると思われる。作成してから数年が経過していることから、「知恵」を更新する時期が来ている。「知恵袋」の中身を更新することにより、FD の継続を促してゆきたい。

卒業生あるいは雇用主による評価については、目下のところは実施されていない。現在各学科で運営している学内学会は、在学生と卒業生を繋ぐ機会になっており、そこで卒業生からの評価が寄せられることもある。また、保護者の意見を聴取する機会をつくるべしとの意見は実際に上がっており、大学の父母組織である甫水会の会合等を利用してこれにあてることもある。以上のごとく、文学部では、自己点検・評価活動は恒常的に行っているが、評価結果を組織的な改革の力に繋げていくシステムの構築という点ではさらなる努力が必要である。FD に対する学部教員の考え方にもかなり温度差があることも否定できない。ただ、批判的な教員の意見には、教育・研究の本質に根ざした指摘があるのも事実である。こうした状況における FD の取り組みとして、先ず FD が何であるのか、その意義などを徹底する組織の設置やその活動、その活動プランの提示という初歩的段階から出発すべきものと考えている。迂遠なようではあるが、学部全体で FD 活動に関する情報を密に交換しあいつつ、理想と現実のギャップを埋める努力をしてゆきたい。また、自己点検評価委員会では改善の努力はたしかに積み重ねているものの、決定から実行までの時間がかかりすぎていることが反省点である。決定事項について期限を設け、迅速化を図りたい。

以上のように、文学部では FD 活動はまだようやくその緒についたばかりであり、その初歩的活動を行う委員会の設置などを行わなければならない。ただ、文学部意見箱や知恵袋など、従来からの活動の継続については、自己点検・評価委員会で合意されている。

### (授業形態と授業方法の関係)

文学部の授業は、大きく分けると講義科目と演習・実習科目、それに講義と演習・実習を合わせた性格をもつ科目とに分けられる。講義科目は、文字通り教員の口頭による講義と板書あるいは資料の配布によって行われる。近年では、より受講生の理解に資するために DVD 等の映像資料が用いられることもある。演習・実習科目は、文献資料の実際的な読解や自らが実地に行う作業あるいは資料等の解析を行うもので、実際に受講生が参画して実施する科目である。多くの場合、受講者がその成果を発表する。それに対して、受講者からの質疑応答、教員の指導等が加わる。特講（特殊講義）は、特定の主題のもとに関連する資料の読解や分析、さらには調査等をも加えた総合的な科目である。講義科目は、その性格上、多人数の受講者になることが多く、場合によっては 300 人を超える場合もある。

それに対して、演習科目は、その専攻領域との関係などから小人数を基本とする。文学部の専攻領域は、そのほとんどが文献学を主とするものであるために、演習においては文献資料の読解に重点がおかれる。これによって、受講生は専攻領域の言語や知識を実際に活用し、さらにその能力を向上させる。原典を「読む」力の育成である。特講等では、これに講義が加わって、かなり専門性の強い授業が行われている。こうした授業方法は、いわば文学部の伝統的な授業であるが、これに参加するためには相応の準備を必要とする。特に発表者は、原典を通して「考えた」ことを「表現する力」が要求される。

また、英語コミュニケーション学科では、外国人教師による全て英語での授業も実施されており、外国語による「読む」「書く」「考える」力の育成に努めている。文学部の授業形態は、伝統的な方法による場合が多く、プリントの配布や投影機による映像の提示なども行われるが、あまり斬新な授業方法というは見られない。それは、多くの文学部の専門領域がそうであるように読解力の養成と知識の提示を基本とする科目が主となるからである。教育学科や英語コミュニケーション学科では、グループ討論のような形態が採られる授業もある。各教室には、映像資料のための機器が設置されているが、その利用率等については調査していない。

外国語科目は、概ね 30 名から 50 名までの人数のクラスで運営されている。他の科目とのバランスなどを考えると、現状を受け入れずにはいけないが、会話など実践的学習のクラス、意欲のある学生への特別クラスなどについては、より小人数のクラス編成を考える余地があるだろう。とくに検定英語支援科目は、受講者数が事前のクラス策定数の予測を大幅に上回って増加し、目下大人数のクラス編成を余儀なくされている。平成 19 年度には増コースすることが決定しているが、以後も意欲ある学生のニーズに応えるべく、より小さなクラス編成も視野に入れ、学部の語学委員会を中心にして検討していくことになっている。第 2 部の外国語科目は、大部分の学部・学科が選択科目としている事情から、前年の受講者数を基礎に人数を策定しても、一部の科目では大幅な人数の不均衡が生じる場合がある。この要因は、科目の性質というより、第 2 部の制約される時間割配置の問題によるところが大きい。

講義科目の人数は、科目によりかなり異なるが、特に全学に開講される共通総合科目の中には受講者数が 300 名～500 名となり、抽選を余儀なくされる科目が存在し、人数的に

担当教員の負担も大きくなっている。増コースあるいは TA の配置など、教員への支援が必要と考えられる。一方で、時限配置の関係で（1 時限目開講）極端に受講者が減少した科目もある。共通総合科目については、白山キャンパスにおける一貫教育開始された平成 17 年度以降、校舎間の学生の移動の問題から、複数コースが存在する科目において年度ごとに学部指定を行っているが、学生の自由な選択を阻むのではという批判も上がっている。

このような問題の中には時間割配置の努力によりある程度解決しうるものも含まれている。平成 18 年度には、学部長より、第 1 部・2 部を含め、時間割編成時に時限に粗密が生じないように留意することを要請し、各学科で努力をすることになっている。より本質的な問題については、平成 20 年度にむけてのカリキュラム見直しの課題とする。

文学部が平成 17 年度以降使用している白山キャンパス 6 号館では、100 名程度収容の講義教室にはビデオ、DVD、パワーポイントなどが装備されていることもあり、講義科目に適宜利用する教員も少なくない。語学においても、当然、テープや CD を利用する教員も多い。小人数の教室では、ビデオ、DVD、パワーポイントが装備されておらず、使用を希望する教員は情報準備室に出向き機器を借用するようになっていることから、マルチメディアの利用意欲を殺いでいる面もある。コンピュータなどの情報教育については、学生の需要が多いのにもかかわらず、設備上の問題から開講数を限ったり、抽選をしたりせねばならない状況も生じている。設備上の不備を点検し、学生の意欲を引き出す多彩な工夫を試みる必要があるであろう。他方、一見わかり易くインパクトのあるビデオ、DVD などの教材への過度の依存については、学生の読解力、思考力の発達を妨げかねないとの観点から、警鐘が鳴らされている。学生の興味を引く楽しさと高次元の知識獲得への誘いのバランス感覚は失わないようにしたい。

平成 16 年度より遠隔授業「総合」の科目が、白山、朝霞、板倉、川越の 4 キャンパスをつないで行なわれており、大学の正規単位として認められている。当初、白山キャンパスからの発信のみで、他キャンパスの学生が各々の教室で白山からの映像を受信しながら相互に交信するというシステムであったが、2 年目から板倉キャンパスからの発信も開始された。現状では、双方向授業と銘打っているものの、いまだ発信キャンパスの学生以外は授業を受講するのみという受身の姿勢が大勢を占めており、真に双方向のインタラクティブな授業展開を行なっていくことが課題である。平成 18 年秋学期「実践！日本語にチャレンジ」では、各キャンパスに TA を貼り付け 4 人の講師によるオムニバスで 4 キャンパスを抱える総合大学の利点を生かした遠隔授業を展開する予定である。

### （3 年次卒業の特例）

目下、文学部では 3 年次卒業の制度はない。その必要性についての提議も目下のところでは出されていない。

## （3）国内外における教育研究交流

文学部の国際交流に対する基本的な方針は、互惠、平等である。相互に利益を得、対等の交流を行う。その際、学生交流、研究者交流においても、この方針をもって対応して

いる。国際化への対応について言えば、門戸開放を原則としている。それは教員組織、留学生の受け入れについても同様である。

海外の大学の学生交流制度としては、協定校との交換留学制度がある。従来、東洋大学では、アメリカ、アイルランド、ドイツ、フランスの計 8 大学と協定を結んでいたが、さらに平成 16 年にアメリカの ISEP に加入し、留学生の派遣・受け入れを行っている。平成 17 年度の留学生数は、派遣は全学 20 名（文学部 9 名）、受け入れは全学 16 名（文学部 8 名）である。大学としては、今後相互の交流をより活発にすることを目標としている。ISEP への加盟はその趣旨に沿ったもので、平成 18 年度秋学期からは、留学希望者支援のための英語特別コースがモンタナ大学の支援を得て開講される。また、ISEP 加盟校からの留学生に対する日本語講座も同時に開講されるが、英語支援科目は文学部英米文学科・英語コミュニケーション学科が、日本語支援科目は日本文学文化学科が世話学科となり、教員の選任あるいは資格審査などに協力している。

また、夏季および春季には英語・中国語の語学セミナーが実施され、アメリカ、アイルランド、オーストラリア、中国において語学研修が行われている。

文学部における海外からの留学生の数は、平成 18 年度においては合計 40 名で、内訳は、中国が 30 名、韓国が 4 名などと、アジアからの留学生が圧倒的に多い。

一方、教員の研究交流のためには、中国、韓国、台湾、ベトナム、アメリカ、オーストラリア、インドネシア、フランス、ドイツ、アイルランドの計 20 大学と学術交流協定が結ばれており、交換研究者派遣・受け入れ制度、共同研究、シンポジウムなどが行われている。文学部について言えば、国際レベルでの教育研究交流は現状ではあまり活発ではない。その理由は、交換派遣・受け入れの枠自体が全学で 2 名程度と少ないこと、共同研究やシンポジウムなどについては予算措置が十分とは言えず、利用しにくいことなどが挙げられる。

文学部における外国人教員は、平成 18 年度現在、専任は 4 名（英語圏。契約制英語講師を含む）、非常勤講師 18 名（英語圏・中国語圏）、他学部との兼任 1 名（英語圏）である。平成 18 年度秋学期からの全学運営の留学生支援講座に、モンタナ大学よりの派遣講師 6 名が就任する予定である。これら、外国人教員は専任教員、契約制講師、非常勤講師、さらに派遣講師という 4 種類の雇用形態の異なるシステムにより採用される。多様な雇用形態によって多様な教員を受け入れることが出来るか、複雑な形態によって差別化を図ると考えるかは意見の異なるところであるが、システムとしては開かれた状況にある。

教育研究成果の外部発信については、各学科の紀要や教員がそれぞれの意思で研究員となっている学内の研究所の紀要などが一定の役割を果たしている。また、学会の開催校になるなど、専門分野ごとの学会の活動に貢献していると言える。文学部全体の課題としては、まず、個人レベルでの研究成果の外部発信を推進してゆくことが挙げられる。それには、海外研究、交流派遣制度の充実あるいは国際学会発表などへの予算措置の改善などが検討されるべきであろう。いまひとつの課題として、国内・海外の大学との共同研究・シンポジウム開催の推進があげられる。上述の協定校など、内外の大学との交流を学部として推進していくには、具体的には、協定校での日本学関係の講座の開設などが考えられる。

#### (4) 通信制大学・学部等

文学部において通信教育課程を有するのは、現在のところ日本文学文化学科 1 学科のみである。通信教育課程の教育理念は、東洋大学の前進である哲学館の創設理念の一つである「貧困にして大学に入ること能はざるもの」のために学問を教授すること、すなわち、様々な理由により通学することが不可能な者に教育の機会を与え、その目標を実現し、社会の要請に応え得る人材、特に、大学の「五つの目標」にある「独立自活」、「知徳兼全」な人材を育成するための教育課程であると言える。

日本文学文化学科の通信教育課程は通学課程とほぼ同一科目が開講されている。卒業要件も総計 124 単位で、共通総合科目 (28 単位以上) と専門科目 (70 単位以上) からなる。平成 17 年度の教育課程改正に伴い、専門科目の配列 (必修・選択条件) を見直した結果、学習 (専攻) の方向が向上した。旧課程では、専門科目に必修科目が多く存在したため、学生個々の専攻分野に個性が見出せなかったが、新課程表ではコアとなる必修科目を厳選し、専攻ごとの選択科目を増やした結果、各学生の専攻形態が明確に分かれる傾向となった。教育体制・授業形態については、レポートによる通信添削指導とスクーリング (正科生で 1 年次入学生は 30 単位以修得) との 2 つのシステムを設け、単位充足の進展度に伴って、卒業論文指導へと移行してゆく。スクーリングの開講形態には、夏期集中型・冬期集中型・地方・土曜・日曜・連休集中型などの各スクーリングを設けているほか、通学課程 (第 1 部・2 部とも) 開講科目への参加を認める三部間相互聴講制度をも採り入れ、通年スクーリングとするなど、多彩な受講生の幅広いニーズ (職業を持つ社会人、遠隔地に学ぶ学生などを考慮し、可能な限り選択肢を拡げる) に対応し得るように配慮している。三部間相互聴講制度は、通学課程 (第 1 部・2 部とも) の学生の通信教育課程での受講も認めており、諸種の事情で通学受講に制限のある学生、特に第 2 部在学学生に便宜を提供する側面もあり、通信教育課程の存在意義の一つと認められる。

この三部間聴講に於ける単位修得の実情は、平成 17 年度 (昨年) の通信教育課程→通学課程 (通年スクーリング) の履修科目数 97 (履修者 38 人) のうち、単位修得科目数が 76 科目で、単位修得率 (78.4%) の低いことが問題点であり、1 年生のみに限って見ると、履修者 5 人、履修科目数 18、単位修得科目 8、修得率 44.4%と、50%を割り込む数値を示している。年々数値が漸減する傾向が見られることは、何らかの対策を講ずる必要性を感じさせるのである。このことは、通信課程の基礎学力を向上させる必要を示しており、授業形態の改善等を含めた総合的な検討を行わなければならない。

学生が履修登録をした科目の課題 (1 単位 1 課題) についてレポートを作成する際、思うように学習が進まないものに対しては、教員のオフィス・アワーを利用した学習指導、TA や事務職員による学習相談会を実施している。学習相談会を全国的に開催できればよいが、学生の分布が関東近県に 80%以上が集中しているため、18 年度は 10 都道府県の主要都市で実施するのみとなった。

通信教育課程に在学する学生は、首都圏に在住する学生が大半であり、そのため各種のスクーリングも、首都圏在住受講者中心に設定されており、遠隔地在住の受講生にとって

は参加が難しいという問題もあり、受講者を年々いかに確保するのかということと共に、今後の課題である。この点は、日本文学文化学科 1 学科のみの課題ではなく、今後の通信教育部のあり方をも視野に入れた IT 化時代に対応したシステムの導入など全学的規模での見直しを検討すべきことである。

以上に述べた文学部の教育活動は、専門領域における質の高い教育と幅広い教養の融合、文学部全体での人文科学の知の共有、そして、将来社会へと出てゆく学生への実践的な知識・スキル獲得の支援という目標のもとに行われてきた。各学科の努力、平成 16 年における文学部共通科目枠の創設などにより、これらの目標については一定の成果は得られたものと考えている。しかしながら、この数年間の各学科の志願率の変遷、とくに第 2 部の志願率の低下という問題が生じる中で、学部内の学科編成に、検討すべき点が浮上してきており、第 1 部と第 2 部の学生収容定員枠のあり方も含めて検討が必要な時期にきている。また、教養的科目の教員配置・専任担当率も、全学との調整を図りながら再検討すべき問題となっている。

## 二. 経済学部

経済学部の理念と目的は、「豊かな人間性に基づいて、経済理論を基礎に、国際的視野を持って、日本の経済社会を学際的に考える、幅広い知識と的確な判断力を備えた自立性のある人材」を育成すること(経済学部：中期計画・中期目標)にある。

また、そのための教育目的は、「学生本位の教育(学生の目線にあった、学生のニーズ・関心に応えるきめ細かい教育)によって、学生の潜在的な能力を引き出し、上記の学生像の実現を目指すこと」にある。

教育方法については、学部の教育評価システム(第 1 段階：教員の自己評価、第 2 段階：学生の授業評価と教員の自己評価の違いについての自己分析による教育改善の具体的な提示)と FD 活動(科目グループごとの授業経験の相互提起・検討)によって、教育方法の改善を図っていくことを目標としている。

### (1) 教育課程等

#### (学部・学科等の教育課程)

##### 1) 学部・学科のカリキュラムの体系性

「経済理論を基礎」とする教育は、1 年次の経済学入門(経済学科、国際経済学科：必修)～ミクロ・マクロ入門(社会経済システム学科：必修)→2 年次のミクロ経済学・マクロ経済学(必修)によっており、「国際的視野の形成」は、国際化への対応の基礎をなす英語(経済学科、社会経済システム学科)～外国語(英・独・仏・中国語：国際経済学科)について 4 科目 16 単位(卒業必要単位の 13%)を 1-2 年次における必修とすることに



よっている。

この上に、経済学科においては理論と実証を専門的に教育する専門科目を、国際経済学科は国際経済についての専門科目を、社会経済システム学科は社会経済システムの制度設計に関わる専門科目を設置している。

また、総合大学の利点を活かし、各学科の専門科目を学部の他学科に開放し、他学部の多くの開放科目を一般的教養科目として人間探求分野に設定することによって、「日本の経済社会を学際的に考えること」を可能とする教育課程としている。

経済学部において、1年次のゼミナールは必修である。2年次から4年次に至る各年次にゼミナールを設定しており、出来る限り多くの学生が参加できるよう多数のゼミを設定している。このゼミ教育を通して教育目標である「学生本位の教育（学生が目線にあった、学生のニーズ・関心に応えるきめ細かい教育）」を実施し「学生の潜在的な能力を引き出す」中軸的な場として教育課程において位置づけている。

また、「学生本位の教育」を実現するために、平成16（2004）年度カリキュラムにおいて、学部のカリキュラムの骨格（3学科共通部分）として、次の3点を設定し、その実行を中期目標・中期計画の中心と位置づけている。

- ① 少人数・ゼミ教育の徹底
  - (i) 1年次ゼミ＝導入教育の必修
  - (ii) 2-4年次ゼミの充実
- ② 習熟度別教育の導入－推進
  - (i) 英語（1年必修:3段階）
  - (ii) コンピュータ実習（1年必修:2段階）
  - (iii) 経済数学（1年次選択:3段階）
- ③ 学習支援プログラムの導入－推進
  - (i) 「ミクロ経済学」「マクロ経済学」（2年次必修。国際経済学科のみ前期必修）に演習科目を設置
  - (ii) 「経済数学演習Ⅰ」（1年次選択）と「経済数学Ⅱ」（2年次選択）に同じく演習科目を設置

少人数・ゼミ教育は、上述のように、「学生個々人の関心・ニーズに応え」、その「潜在的な能力を引き出していく」（中期目標・中期計画）という学部教育の中軸をなしている。

習熟度別教育（1年次：英語、コンピュータ実習、経済数学）は、①国際化への対応に欠かせないコミュニケーション手段としての英語能力、②すべての学習に必要な基本的なパソコン操作能力、③経済学の学習に不可欠な数学について、学生の理解と習得を実質的に広げ、深化させることを目的としている。

学習支援プログラムは、経済学部の基礎教育の要をなすミクロ・マクロ経済学とそれに関わる数学の理解－習得（それは、1-2年生にとって、必ずしも容易ではない要素を含んでいる）を多くの学生に可能にさせることが目的である。

こうした、英語、コンピュータ実習、経済数学の習熟度別教育とミクロ・マクロ経済学、経済数学の学習支援プログラムによって、学生が専門科目を修得し、社会に出るための実力〔幅広い知識と的確な判断力（「中期目標・中期計画」）〕を形成していく基礎を拡充す

ることを目的としている。

## 2) 教育課程にける基礎教育、倫理性を問う教育の位置づけ

経済学部においては、上述の①1年次ゼミの必修、②習熟度別教育 {英語 (1年)、コンピュータ実習 (1年)、経済数学 (1年)}、③学習支援プログラム {マイクロ・マクロ経済学 (2年)、経済数学Ⅰ (1年)、同Ⅱ (2年)} に示されるように、基礎教育を「経済理論を基礎に、国際的な視野を持って、日本の経済社会を学際的に考える、幅広い知識と的確な判断力を備えている人材」を育成するための基礎教育として位置づけ、重視している。

1年ゼミ (必修) は、大学に入った1年生が、大学に慣れていくための場 (担任の下での一種のホームルーム) であるとともに、レポート・論文の書き方、まとめ方、発表やディベートの仕方などを学び身につけていく導入教育の場としても位置づけている。

倫理性の涵養については、一般教養的科目のⅡ群 (人文) に、倫理を学ぶ科目として、「哲学」、「倫理学基礎論」、「応用倫理学」、「地球倫理」の4科目を設定する (2部経済学科では、「哲学」、「倫理学基礎」の2科目) とともに、1年ゼミ (必修) と2-4年専門ゼミにおいて、倫理性を培う視点を併せ持って、ゼミ担当教員がゼミ教育に当たっている。ゼミ教育を倫理性を培う場として位置づけている。

## 3) 専門教育的科目とその体系性

「経済理論の基礎」教育は、まず1年次における経済学入門において経済学 (マイクロ・マクロ経済学) の初歩の教育を行い、2年次の「マイクロ経済学」、「マクロ経済学」において、その骨格を教育する。これを中心として、「経済数学」、「統計学入門」、「経済史」を基礎科目として設定している。

この基礎教育のうえに、経済学科においては、経済理論をより専門的に教育するとともにそれに基づく実証分析を進めることを可能にするための専門科目 (「ゲーム理論」、「中級マクロ経済学」、「応用マイクロ経済学」、「計量経済学」、「財政学」、「経済統計分析」、「財政学」、「金融論」、「産業組織論」など) を配置している。

国際経済学科においては、専門基礎教育として、上述の経済理論の基礎科目に加え、国際経済についての基礎教育として、「グローバル・エコノミー入門」 (必修)、「国際地域研究 (アジア)」、「国際地域研究 (EU)」、「国際地域研究 (米)」を設定し、それらの上に、国際経済の専門教育科目として、「国際経済システム論」、「国際貿易論」、「国際金融論」、「多国籍企業論」、「開発経済論」、「世界の食料・農業経済」などを設定している。

社会経済システム学科においては、専門基礎科目として、前述の経済理論の基礎科目に加え、「現代社会経済入門」、「社会経済システム」、「情報システム」を設置し、それらのうえに、社会問題と経済問題をシステムとして把握するための専門科目として、「情報メディア経済」、「国と地方の財政」、「年金と福祉の経済」、「政府と市場の経済」、「社会政策」、「労働の経済」、「産業システム」などの専門科目を配置している。

4) 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮

「幅広く深い教養」を学ぶ科目として、一般教養的科目の人間探求分野に、上述の倫理関係の4科目(2部2科目)に加え、「地域史(日本)」、「地域史(西洋)」、「地域史(東洋)」、「地域文化研究」、「宗教学」、「美術史」、「科学思想史」を配置している。「総合的な判断力を培う」科目としては、同じく人間探求分野に、「法学」、「政治学」、「社会学」、「人類学」、「地理学」、「基礎経営学」、「国際比較論」、「自然の数理」、「物質の科学」、「地球の科学」、「生物学」、「天文学」を配置している。また、「豊かな人間性を涵養する」科目として、「日本の詩歌」、「西欧文学」、「現代日本文学」、「日本文学文化と風土」、「日本の昔話」、「百人一首の文化史」などを、人間探求分野に配置している。こうした科目設定は、幅広い教養と総合的な判断力を養い、豊かな人間性を涵養する教育にとって、適切であるといえる。

平成12年度に、教員の所属としての教養課程の廃止と学部配属措置によって、経済学部の3学科には、23名の旧教養教員が配属された。

その23名教員全員が、1年次生のゼミナールⅠを担当し、また、国際地域研究や学際的な科目などをテーマとして2年生のゼミナール(「専門科目」)を担当している場合もある。さらには、その専門能力をも活かしてインターネット英語、健康科学、比較都市計画、英米の社会経済システムなどの専門科目も担当し、融合がうまく図れている。

以上の科目において、1年ゼミにおける導入教育とともに、あるいは、2年ゼミ、専門科目における専門知識の教育とともに、幅広い教養の教育と人間性の涵養が同様に努められている。

#### 5) 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等への進展に対応するための、外国語能力の育成」のための措置の適切性

「国際的な視野」の形成は、経済学部の理念の重要な一環である。そのためには、外国人とのコミュニケーション能力が基礎となる。TOEICを重視した習熟度別の英語教育を行っているのは、そのためであり、初習外国語においても同様に、会話＝コミュニケーション能力の形成を重視した教育を実施している。こうした英語教育は、教師・学生の双方から高く評価されている(アンケート調査による)ことから、それが適切であると客観的にいえる。

#### 6) 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教育的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

経済学部の卒業必要単位は124単位である。ただし、そのなかに占める専門科目・一般教養的科目・外国語科目の量的配分は、学科ごとに異なる。学部の理念・目標を前提としたうえで、各学科が独自の理念・目標を持ち、その下に、学科カリキュラムを策定しているからである。以下、簡潔に、学科ごとの卒業必要単位における専門科目・一般教養科目・外国語科目の配分の特徴を指摘しておこう。

経済学科の場合、卒業に必要な専門科目単位数は74(60%)、一般教養的科目28(23%)、うち外国語16(13%)であり、国際経済学科は専門科目68(55%)、一般教養40(32%)、うち外国語28(23%)、社会経済システム学科は専門84(68%)、一般教養24(19%)、うち外国語16(13%)である。国際経済学科において外国語のウェイトが高い(23% :

他学科は 13%) のは、「国際的視野を形成」する基礎としての外国語を重視しているからであり、社会経済システム学科において専門科目のウェイトが高い (68% : 他学科 55~60%) のは、社会と経済の両側面において習得すべき専門必修科目が存在するからである。これに対し、経済学科の場合は、卒業単位に必要な専門科目と一般教養科目の合計単位数は 102 で 3 学科中もっとも少ない (他 2 学科はともに 108)。学生が経済理論を基礎に自由に学べる科目数を相対的に多くしているからである。

以上から、各学科における卒業所要単位における専門科目・一般教養科目・外国語科目の量的な配分は、各学科の理念・目標から生じているのであり、それぞれ妥当であるといえる。

## 7) 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

### ①基礎教育

1 年次ゼミ (基礎ゼミ) については、その運営組織として、学科ごとに担当者による委員会ないしは担当者会議がある。そこにおいて、年度の総括―反省を行い、そのうえで翌年度の内容を検討―決定する、そのために学生にアンケートを取ることなどが行われる。

経済学基礎教育 : 入門経済学 (1 年次必修)、ミクロ・マクロ経済学、経済数学については、担当者が全員参加する経済学基礎教育委員会が、どのような内容を、どこまで教えるか、について検討の上、ガイドラインを決めている。また、ここで、ミクロ・マクロ経済学と経済数学の学習支援プログラム=演習の実施に必要な非常勤講師を選定している。

### ②教養教育

英語教育については、英語委員会 (英語担当者全員による) が、習熟度別のクラス編成、そのための 1 年次生全員に対する TOEIC・IP テストの実施、各クラスの基本的教育内容等について、検討・決定・実施―運営に当たっている。

初習外国語 (独、仏、中国) 教育については、初習外国語委員会 (担当教員全員による) がその運営に当たっている。英語委員会と初習外国語委員会によって、さらに外国語委員会が作られ、これが外国語教育についての責任組織になっている。

外国語以外の一般教養的科目についての組織として一般教養的委員会 (外国語以外) があり、授業運営に関わる事項の検討を行っている。

平成 20 (2008) 年カリキュラムの策定に向け、一般教養的科目全体を包括する一般教養的科目委員会 (担当者全員による) の立ち上げを、平成 18 年秋に行うことにしている。

## 8) グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を問う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ

「グローバル化時代に対応させた教育」は、まさに国際経済学科の教育であり、それは、国際経済学科の教養教育全体についての位置づけとなる。

「コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育」は、1 年次ゼミにおけるディベート大会の準備―開催によるディベートの訓練、1 年次―2 年次ゼミにおけるレポートの発表―討論などを通して行っている。この教養教育上の位置づけは、専門科目にお

けるプレゼンテーション能力の形成を図るというだけでなく、より多くの学生とのコミュニケーションをスムーズにとることによって、幅広い人間関係－友人関係を形成し、それによって、豊かな人間関係－人間性を培う素地を形成していく、そのための手段として位置づけている。

9) 起業家的能力を涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教育課程上の位置づけ

経済学部においては、起業家的な能力を涵養するための直裁的な科目はないが、「現代金融論」、「国際貿易論」、「多国籍企業論」、「ファイナンス論」、「国際リスク管理論」などの科目は、その基礎能力の形成に寄与しうる科目として位置づけている。

10) 学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況

一般教養的科目のスポーツ健康分野に、次の8科目、すなわち、「スポーツ健康科学実技Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」、「スポーツ健康科学講義Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」、「スポーツ健康科学実験講義」、「スポーツ科学演習」を設定し、学生の心身の健康の保持・増進に応える体制をとっている。経済学部には、スポーツ健康科目担当の専任教員が所属しており、学生の心身の健康の保持・増進を図る体制の軸としていく。

11) 学科の理念・目的とカリキュラム

①経済学科

経済学科の教育における目標は、現実の経済に関する幅広い知識の修得とともに、さまざまな経済・社会問題に対する冷静・客観的・建設的な判断力を涵養することである。経済的知識・洞察力の修得を主眼としつつ、激動の21世紀社会を担う社会人としてふさわしい教養や情報収集・処理能力、発表能力、ディベート能力を持った人材の育成を目指している。以上の経済学科の理念・教育目標は、経済学科ホームページの主任挨拶において公開されている。

この目標を達成するため、本学科の教育課程においては、①基礎科目の充実、②（基礎科目に基づいた）応用科目の展開、そして③ゼミナールの充実、の3つの柱を設けている。そもそも経済学の専門的な体系は、大きく「理論」、「実証」、「政策」各分野の研究と、それらの統合により成り立っている。本学科の専門科目は、1・2年次にこれら3分野の入門的科目を十分に学んだ上で、3・4年次配当の応用的科目に進む形に配置されている。応用的専門科目の多くは3分野にまたがった形で講義されるため、その内容を深く理解しさらなる応用能力を展開させるためには、専門科目のこのような配置は重要である。そのなかで、学生が各自の問題意識にしたがって様々な経済問題にアプローチできるよう、1年次からゼミナールが開講されている。

基礎科目においては、特に「経済学入門」「ミクロ経済学」「マクロ経済学」の基礎理論科目を徹底して修得できるよう、それぞれ問題演習を通じて理解を深める主旨の「演習」科目を設けている（「経済学入門」については「経済数学Ⅰ演習」で内容の一部をカバーしている）。また、学生の経済学への学習意欲を高めるため、1・2年次から専門分野を学ぶ

機会を作っている。(従来は3・4年次配当だった)「経済政策」を1年次配当として経済政策全般の入門科目と位置づけているのは、このような配慮に他ならない。

一方、ゼミナール教育では、1年次「ゼミナールⅠAB」を必修としている。春学期はレポートの書き方、ノートの取り方、プレゼンテーションのしかたなど「読み、書き」を一般的に学習し、秋学期はディベートを通じて情報収集のしかたや基礎的な経済問題を学ぶ。2年次以降のゼミナール(「ゼミナールⅡ・Ⅲ・Ⅳ」;選択)では、これらを受ける形で、専門的な分野の学習・研究をレポートや(最終的には)卒論にまとめ上げるトレーニングを積んでいく。少人数(10名から20名;1年次は30名から35名程度)のゼミナール教育で他の学生や教員との議論や交流を通じて、様々な考えにふれることにより、豊かな倫理性を培うことが可能であると考えられる。

さて、本学科の卒業所要単位数は124単位であり、専門科目・一般教養的科目の卒業必要単位数102単位を越えた部分(22単位)は自由に選択できるため、専門科目と一般教養的科目(そのうち外国語科目とそれ以外の分野)の間の量的配分は学生によってそれぞれ異なる。経済学の体系的理解のため最低限の科目を専門必修とし、あとは学生の関心にしたがって(ゼミナール等での教員の指導の下)自由に学習を進めさせる、という考え方に従っている。

このような自由度の高さは経済学科の特徴であり、現行のカリキュラムにおける専門・一般教養・外国語の科目間の配分は基本的に妥当であると考えられる。

しかし他方で、学生が学問的な関心よりも単位のとりやすさで科目を選択してしまう傾向も否定できない。これに対しては、学生の自由度を低めるという方法よりも、学生に対して体系的な履修をするための指導・講義内容の明確化・成績評価の厳格化等で対応する必要がある、平成20年度のカリキュラム改訂に向けて検討していく。

## ②国際経済学科

国際経済学科においては経済学を基礎としつつ、第一に広く国際的な視野にたつて社会的な活動をおこなえる人材を育成することを学科の設立理念としている。第二に、グローバル化している金融や情報といった経済活動に対応して活動できる基礎的な能力をもった人材の育成を、さらに第三に経済活動はもとより歴史、文化あるいは政治などに関する国際比較の上にたつて日本経済の問題を理解し、改善する方途を提示できる人材の育成を目標としている。

こうした理念、目的を達成するためのカリキュラムとして次のような科目配置をおこなっている。第一に経済学部学生として基本的な理解すべき専門科目としてミクロ経済学、マクロ経済学などの経済理論に関する基礎科目と西洋経済史などを、また道具として情報機器を十分に使いこなせるように情報教育科目を1・2年の低学年に配置している。

これらの経済学に関する基礎教育の上に立って、歴史、国際社会関連の科目群および国際金融、貿易関連の科目群の二つの分野を国際経済学科の理念である国際的視野に立ちグローバル化した社会に対応できる人材に必要な学問分野として位置づけている。前者は世界各地の経済事情を歴史的な側面から理解し、また現在の状況を正確に理解してするための分野であり、国際地域研究としてアメリカ、アジア、ヨーロッパを対象とする科目をまず1年次から履修できるように設置し、国際的な経済の状況への理解を深めるようにし

た。さらに諸外国との比較に立って日本経済の実態を理解するために日本経済論を設置し、また経済発展や経済開発など現代の国際協力に欠かせない科目をこうした分野の関連科目として位置づけ、2年次以上で学習できるようにしている。

他方、国際金融、貿易にかかわる科目群は、文字通り国際経済を理解するために欠かせない国際経済学科に固有の科目群である。これらの科目は一定の理論的な学習を前提とするために、2年次以上に配当されている。具体的には、「国際経済システム論」、「国際貿易論」、「国際金融論」、「多国籍企業論」、「国際マクロ経済」、「国際リスク管理論」などの幅広い応用的な専門科目からなり、ミクロ経済学、マクロ経済学などの基礎的経済理論を前提にさらに経済学の学習を国際的な視野に立って深化させるべき科目として設置している。

これらの専門科目における学習をさらに専門的に高めるために少人数のゼミ教育を国際経済学科でも重視している。1年次においては基礎的な学習の能力の基礎を養うゼミを必修で配置し、2年次以降4年次まで専任教員の専門分野に応じた専門的な学習をおこなえるゼミを配置し、4年次にはゼミを基礎に卒業論文の作成に当たるべく指導がおこなわれている。

また、グローバル化への対応は国際経済学科の設立理念の一つでもあるが、とくに外国語教育においてこの点を重視している。英語学習の重要性はもとより明らかであり、その学習効果を高める努力を重点的におこなうことは当然であるが、これにとどまらず、ドイツ語、フランス語、中国語などの言語から1言語を選び、英語とともに複数の言語を同時に必修として履修習得させることによって、多角的な観点から国際社会を理解することのできる人材の育成を考えている。

### ③社会経済システム学科

本学科は、わが国が人口減少社会に突入し、ひきつづきグローバルな経済競争にさらされているなかで、「社会経済システムのデザイン」をキーワードとし、従来の経済学の範疇では解決できない社会・経済・組織・家族・人間をとりまく多様な問題にたちむかう、問題解決能力養成型の学際的教育体系を整備してあらたに設置された。

現代の経済問題の多くは、社会・法律・政治等との境界分野で生じている。たとえば、政府の巨額の財政赤字は、政治と経済との関係抜きには語れない。また、人口高齢化・人口減少問題は、少子化や平均寿命の伸びなどの社会問題でありながら、経済の動向に大きな影響を与え始めている。情報化は政府規制のあり方や技術開発の動向に大きく左右され、さらに情報化自体が、経済や社会のあり方を変えていく。今までの社会科学は、経済学、社会学、政治学などがそれぞれ細分化された専門領域に特化し、境界領域への関心がおろそかになってきた。とくに、現在ではその境界分野に社会の問題が凝縮されており、従来の学問の手法では、十分に問題解決の道筋を提示しきれなくなっている。

このような経済、政治、社会が複雑に絡み合った現代社会の構造を解き明かし、同時に将来を展望するためには、新しい社会科学の方法が要請されている。それは、これまでの学際研究のように既存の学問領域をベースにして境界領域を解明するという方法ではなく、あらたな境界領域自体を研究対象にして、そこから現代社会を解明する新たな社会科学の方法を創造しようというものである。

そのため本学科では、しっかりとした経済学の体系的な思考能力の上に、現状に対する客観的な考察力や、現代の諸問題に対する政策提言力を身につけた学生を育成することに力を入れている。学生に対しては、少人数教育を徹底して、ディベートや情報ネットワークを駆使した情報収集を重視するなど、現実の問題と正面から取り組み、それに対する総合的な分析と解決方法を探るための能力を身につけさせることに務めている。

本学科が提供する教育課程の最大の特徴は、1・2年次における徹底した基礎力の養成と、2年次から卒業に至るまでの専門科目の多様な選択肢の両方を実現していることである。もう一つの特徴は、学科名称でもある社会経済システムを自らの手で「デザインする」という当事者意識を全学生に持たせることで、受動的な学習態度を排する教育課程を整備していることである。ただし、このように、「学びの選択肢」を多様化し、当事者意識を持たせることは、ともすると問題意識だけが先行して学問的プリンシプルが明確でない人材を輩出してしまう危険があり、他大学でもそのような事例が散見される。そこで本学科では、1年次より経済学の体系的学習を中心とした「学びの基礎力」を徹底的に鍛えたいうえで、多様な「学びの選択肢」を用意するという2段階を経ないと、充実した教育成果の結実はあり得ないという姿勢を設立当初から貫いている。

まず、入学した1年目は、基礎的な力をしっかりと身につけるための丁寧な教育体制が用意されている。全員が必修科目「社会経済ゼミナール」に所属して、そこで、資料の読み方、論文の書き方、プレゼンテーションといった基本的なリテラシーから、人とのコミュニケーション、チームや組織のマネジメントといったヒューマンスキルまで、これから学生諸君が大学で学び、社会で活躍するための基本中の基本を身につける。

同時に並行する必修科目により、学生の知識欲を満たしつつ必要な基礎教育科目を集中的に合わせて学ぶことで、問題解決のためのフットワークを徹底的に強化する。

同時並行する必修科目群の第一は、1年次から2年次と続く「ミクロ・マクロ経済入門」「ミクロ経済」「マクロ経済」による経済学の基本的考え方の習得。経済学の膨大な知識の体系の中から、その最も基本的な部分をわかりやすく実践的に学べるようにした。平成18年度から導入された「演習」や、併せて履修をすすめる「経済数学Ⅰ」「経済数学Ⅱ」によって、万全な基礎固めを行う。

第二に、身につけた知識を実際の社会経済システムの問題解決に応用するため、「社会経済システム」「現代社会経済入門」が用意されている。ここでは、社会・経済における現実の制度や政策に関する体系的な知識から、時々刻々と変化する生の動きまで、政策立案の最前線で活躍するスタッフたちによって提供される知識で、学生諸君の問題発見や分析の能力を飛躍的に高める。

第三に、「情報システム」「コンピュータ・リテラシー」を通じた、コンピュータやインターネットの実践的な知識の強化。情報・通信技術のフロンティアに関する知識から、1人1人がキーボードやマウスを操作してのトレーニングまで、これからの知識経済社会を生きるために必要不可欠なスキルが磨かれる。

1年次の最後には、このような集中的な学習の効果を学生諸君に発揮させる機会として、「社会経済ゼミナールⅠ」の各ゼミナール対抗による、毎年恒例の「ディベート大会」が用意されている。タイムリーな現実の政策課題を、ここまで身につけた経済学の体系的



知識と問題解決能力により、最新の情報分析を駆使して議論を進める。

このように、1年次において基礎力の体系的な養成から実践的な問題解決の体験までを一気に行うことで「学びの動機づけ・習慣づけ」をすることが本学科の教育方法の大きな特徴となっている。

さらに、「社会経済ゼミナール」は2年次以降も必修となり、原則として2年次から4年次までは同じゼミナールに所属して、少人数での指導を受ける。学びの基礎力を引き続き鍛えつつ、徐々に経済学専門領域と周辺諸科学にわたる多様な選択科目群の中からひとりひとりのテーマを追求していく。本学科の学生は卒業までこのゼミナールをベースとして、大学生活の集大成としての「卒業論文」の完成を目指す。

#### ④第2部経済学科

平成12年に行われた第1部経済学部再編および3学科制度への移行に伴い(それまで経済学部は1学科からなっていた)、第2部経済学科の教育課程も大幅に再編された。第2部経済学科の教育理念と目的は、東洋大学の建学精神「諸学の基礎は哲学にあり」の経済学領域における現代的再解釈の試みとして位置づけることができる。この学科の教育目的は「21世紀の経済社会を担うべき人々が、汎用性のある経済学の本質的理解と現代的な経済分析方法の習得を目指す教育を通して、経済社会に対し自らの考えを適確に表現する力と経済社会を改善する政策提言力を持つ人材になる、すなわち自ら考え自ら行動する人材を育成する」ことにある。

一方ではグローバル・スタンダードを求めながら、他方では多様化が加速しているのが現代経済の特徴である。この現状に対応した教育プランの設計は、当然のことながらこれら両側面を考慮したものになる。第2部経済学科では、第1部の各3学科すなわち経済理論・計量分野に重きを置く経済学科、国際経済を主たる領域にする国際経済学科、そして社会経済を包括的に把握し、政策論を中心とする社会経済システム学科、これら3学科すべての領域から総合的な教育を試みるのが、第2部経済学科の特徴である。最初に述べたように、普遍的な基礎的フレームワークの必要性和、国際的なボーダレスを伴う経済の多様化、そして他領域も視野に入れた社会経済の制度設計の試み、21世紀では、これらの視点が一層重要になるのは間違いない。第1部各3学科が対象としている領域は、これらを網羅するのに相応しい内容になっており、カリキュラム委員会において、第2部経済学科の教育方法の改善と教育水準の上昇を目指し、平成20年度のカリキュラム改訂に向けて検討している。

基礎学力が不足している学生たちに、よりきめの細かい教育を行うため、特に平成16年度カリキュラムでは少人数教育の充実が図られた。1年次生には、情報収集・発信能力を向上させるために情報教育の一環として「コンピュータ・リテラシー」と「入門演習」を必修科目として新設し、また経済学で必要とされる数学の知識や論理的な経済学的思考の習得が円滑に行われるように、基礎教育科目(「経済数学」、「ミクロ経済学」、「マクロ経済学」)にそれぞれ演習クラスをおいた。また語学科目を、一般教養的教育科目の文化間コミュニケーション分野として位置づけ、科目選択の自由度を重視することにより学生の意欲を考慮している。さらに2年次には「現代経済入門」というオムニバス授業を必修として配置することで、3・4年次に向けて、学生たちの学習の方向性を探しもとめる際の拠

り所とした。これらのきめ細やかな基礎教育を土台にして、3・4年次には、第2部の利点ともいえる、第1部の3学科を横断するような科目選択の自由度を維持するというのが、第2部経済学科の特徴になっている。

## 12) 基礎教育

### ① コンピュータ・リテラシー

経済学部1年次に必修化している本科目は、新入生に対する初期教育導入の一環である。入学時に簡単なアンケートを実施し、初級コースと中級コースに分けて習熟度別教育を実施している。高校でのコンピュータ実習講義はそれぞれに格差があり、全くできない学生から情報処理資格などの有資格者も含まれるので、コース分類によって円滑に講義を進めるねらいがある。また40名に対して1名のSAを配置し、学生からの機器操作に関する質問への対応に配慮している。学部の情報委員会が中心になって実施するeラーニングは、「コンピュータ・リテラシー」の演習解説で実施しており、後述するような経済学部独自の補講モデルとして提供されている。

### ② ゼミナール I

経済学部は1年次の導入教育を重視し、「ゼミナール I」を少人数の必修科目として設定している。ただし、各学科の特性を生かすために、それぞれの学科の担当者間の話し合いで運営方法が決められている。

#### (i) 経済学科

##### ゼミナール I A

本科目は2つの目的を持っている。第一に、新入の1年生を対象にまず大学生活になじんでもらうこと。第二に、大学生としての学習方法、レポート・論文の作成方法、プレゼンテーション（報告・発表）の方法などのポイントを習得してもらうこと、判りやすくいえば、「読み」（情報収集）、「話す」（情報作成）という大学生あるいは社会人としての基本的な作業を修得してもらうことにある。

平成17年度と18年度は、履修者を8クラスに分けて開講される。各ゼミの担当者は、経済学科所属の経済学、自然科学、体育などを専門とする教員である。各ゼミでは、各担当教員の専門性を活かし、独自にゼミが進められる。内容としては、大学生としての自覚や生活についての指導、大学生としてふさわしい文章力・表現力の向上、報告・発表の仕方、レポート・論文の書き方などの注意点、また図書館や大学施設の利用方法についても扱う。本科目は春学期2単位の「必修科目」であり、秋学期はこれに続き「ゼミナール I B」を履修し、経済学の専門的な学習方法へと発展していくように配慮している。また外部講師による特別講演も組み込まれている。

授業方法は各コースにより相違するが、基本的に教室での講義、履修者による発表・学習活動などを中心として進められている。またコースによっては実技もある。

##### ゼミナール I B

「ゼミナール I B」は、平成16年度に「ゼミナール I A」の形式を秋学期にまで延長して、新たに設けられた科目である。そのねらいは、少人数教育の徹底（平成17年度は1クラス

33名ほどの8クラスに分かれて実施)、ディベートの基礎教育といった点にあった。ゼミIBは、経済学プロパーの教員が担当することになっており、特に講義内容や日程については、各クラスにおけるディベート教育と学科全体の合同授業を中心に標準化がなされており、また部分的に成績評価基準の共通化も図られている点が特徴的である。

平成17年度の経済学科の「ゼミナールIA」に関する授業評価アンケートによれば、設問21「このゼミによって教員やメンバー学生との交流ができた」、設問22「このゼミは、大学における勉学の入門・向上に役立った」、設問23「このゼミは、学生生活における人間関係や、社会と関わる入り口として役に立った」について、「強くそう思う」「そう思う」と答えたものは、回答者378名のうち、設問21が17.3%、44%、設問22が10.8%、44.9%、設問23が12.7%、40.9%を占める一方、「そう思わない」「全くそう思わない」と答えた者は、設問21が8%、3.4%、設問22が9%、4%、設問23が8.4%、4%となっている。この結果は、基礎ゼミが経済学科の導入教育として一定の役割を果たしていることをよく示していると言えよう。

「ゼミナールIB」の評価をめぐっては、教員の間でもまちまちなのが現状であるが、解決すべき課題として、次のような点が挙げられている。①やる気のない学生の動機付け、②1クラスの人数の削減、③授業計画の標準化、④授業担当者の通年化、⑤経済学の専門科目への橋渡し機能の強化、⑥1年生から4年生までの学年間の交流が乏しい現状の打開。これらの点は、平成20年度カリキュラムの策定に向けて改善・解決策が検討されている。

## (ii) 国際経済学科

国際経済学科では1年次の導入教育として「ゼミナールIA・IB」を開講している。サブタイトル「自己表現力と対話力の養成」にも明らかのように、講義の目的・内容は以下に掲げる講義要綱(歴代の担当者が年々修正を加えつつ完成させた最新版)に要約できる。

「新入生に対し、少人数クラスで、大学における学習・研究の仕方について導入教育を行なう。特に、幅広い読書の習慣と、自己表現力、対話力を身につけることを目的とする。

同時に、教員と学生および学生同士の親密なコミュニケーションの場となることをも目指す。担当教員は各自の専門分野を生かしつつ、年間の授業計画を作成するが、その中に以下の5項目が共通して組み込まれる。①読書の方法、②レポートの書き方、③プレゼンテーション・ディベートの練習、④文献の検索方法、⑤新聞・雑誌・映像等を活用して、国際社会への理解を高める。

なお、学生の視野を広げるため、各分野からの外来講師の講演も予定している。また、クラス担当教員の他クラスへの巡回授業が行なわれる。」

この目的と内容の指導方法は、目下、各担当教員に全面的に委ねられているので、教員ごとにそれぞれの特徴、バラエティが出ている反面、共通の到達目標をもっと明確化すべきとの意見もあり、これが今後の最大の検討課題である。成績評価の方法は、出席、外部講師の講演や巡回講義の感想、レポート、発表(プレゼンテーション)、討論(ディベート)などの平常点で評価するが、なかでも出席を最重視する。

年度ごとの授業内容も少しずつ手直しされているが、平成17年度は春学期が各クラス担当教員の授業が8回、巡回講義が2回、就職活動啓発セミナー1回、フレッシュマン・ア

センブリー1回の計12回。秋学期は、担当教員の授業9回、巡回講義2回、「公務員試験・資格試験支援講座」1回、2年ゼミ紹介1回の計13回であった。

国際経済学科の旧「基礎ゼミナール」、現「ゼミナールⅠ」では、平成12年度（春学期のみ）・平成13年度、独自に学生アンケートを実施し、その結果を「国際経済学科2000年度「基礎ゼミナールA」の実施報告と今後の課題」（『経済論集』第26巻第1・2合併号）および「国際経済学科2001年度「基礎ゼミナール」の現状と今後の課題」（『経済論集』第28巻第1号）として報告している。担当者によって調査結果に若干バラつきが見られるものの、概ね好評であった。

一方、平成17年度に経済学部が実施した「授業評価アンケート集計結果」によると、国際経済学科の「基礎ゼミ」の評価が総じて低い（『東洋大学経済学部2005年度FD活動報告』、23頁参照）。導入教育としての基礎ゼミの役割、授業準備を含めた教員側の改善努力、学生の理解度・満足度を高めるための教育内容として何が必要かについて、平成20年度カリキュラム改訂に向けゼミナールⅠ担当者会議において検討を進めている。

### （iii）社会経済システム学科

社会経済システム学科では、導入教育を非常に重要なものとしてとらえ、力を入れている。特に、「社会経済ゼミナールⅠ」は、大学で学ぶために必要な知識や経験を実践的に身につけることを目的とした学科の基幹科目として位置づけている。具体的な授業内容は、毎年、担当教員を中心に前年度の反省を踏まえて検討を重ねた後に決定しており、改良を重ねている。

大筋として、前期は大学生活を送るうえでの基礎的なスキルである、講義の聞き方、文章の読み方、ノートの取り方、プレゼンテーションの仕方、レポートの書き方などの修得を目指しており、後期はディベートを中心に授業を進めている。授業は6つのクラスに分かれ、35人前後の少人数制で行われるが、学生から不満が出ないよう、授業内容は学科を通して統一されており、そのなかで担当各教員は自身の個性を出すべく、工夫をしている。

また、全クラス合同での授業も適宜、取り入れ、最前線の企業で活躍する人を外部講師として招聘しての講演会、キャリア形成に向けての講義など、学生達が出社会に出る準備としての意味合いを持つものになっている。このように、入学後、間もない時期から実践的教育をおこなっているのも、「社会経済ゼミナールⅠ」の特徴である。

さらに、入学後の不安を和らげ、1日も早く大学生活に溶け込めるよう、クラス内の人間関係構築に寄与する目的で、前期開始早々新入生アセンブリーをおこなっている。平成17年度は、国際色豊かなゼミナールⅠ担当教員の特色を活かすべく、内閣府のおこなっている世界青少年意識調査のデータをもとに、日米仏の若者の意識の違いについてクイズ大会を行い、大変好評を博した。平成18年度も引き続き、学生達に世界に目を向けさせるべく、英語や海外についての意外な常識に関するクイズを行い、学生間、及び学生と教員の間での親睦を深めた。

秋学期の最大の目標は年度最後に行われるクラス対抗オープンディベート大会である。仕組みとしては、各クラスでまずグループごとにディベートの試合を行い、そこで選ばれた代表グループがオープンディベート大会に出場する。ディベートの形式については、本

格的なものに近づけるべく、毎年少しずつハードルを上げているが、学生達はそれに十分ついて来ており、ディベート大会のレベルは年々上昇している。

ディベートの論題は毎年、学生達の希望を取り、決定している。過去3年間は経済論題として、消費税増税の是非、年金改革の是非、環境税増税の是非、が取り上げられている。また自由論題としては、住民基本台帳オンライン化の是非、カジノ合法化の是非、小学校への英語教育導入の是非が取り上げられている。経済論題については毎年、学科内の教員による事前レクチャーを行い、ディベート能力向上だけでなく、日本の社会が実際に抱えている経済課題に対する問題意識を学生達に植え付け、実践的知識を深めるのに役立っている。

「ゼミナール I」に対する学生の満足度は高く、大学教育のベースをつくる上で大変重要な役割を果たしている。これからの課題としては、より強固な基礎学力、特に文章力やプレゼンテーション能力、論理的に考える力を伸ばす教育を如何に充実させるか、が挙げられる。この点において、今年度のゼミナール I ではノートテイキングの実習やグループによるプレゼンテーションを取り入れる予定であり、授業内容の更なる改善を目指している。

### ③ 英語

国際化が一段と進む現在、英語能力の習得と異文化の理解を通して、国際人としての能力を高めることは大変重要である。また情報化の急速な進展により、発信型の言語活動能力が強くと求められている一方、受信型の言語活動能力の必要性も見直されている。すなわち、技能をバランスよく身に付け、異文化を理解することが国際化・情報化の時代に必須の条件となっている。TOEIC など資格検定試験による英語コミュニケーション能力も求められている。以上の現状を踏まえ、以下の授業科目と内容を体系的に編成している。

第1部 英語演習ⅠA:スピーキング、リスニング、ライティングを通して、英語の表現力、運用能力を養成する。

英語演習ⅠB:リーディング、リスニングを通して、受信型言語活動能力を養成する。

英語演習ⅡA:スピーキング、リスニング、ライティングを通して、英語の表現力の一層の向上を図る。

英語演習ⅡB:リーディング、リスニングの受信型言語活動能力の一層の向上を図る。

英語演習Ⅲ:オーラルコミュニケーション、スピーチ、ディベート、自由英作文などを通して、発信型の言語活動能力の総仕上げを行う。

英語演習上級:より高度で、専門的な内容を総合的に理解する能力を養成する。

第2部 英語演習Ⅰ:総合教材・視聴覚教材などを用いて、4技能を習得する。

英語演習Ⅱ:オーラルコミュニケーション、英検・TOEFL・TOEICなどの英語検定試験への対応などを通して、英語能力の一層の向上を図る。

専任・兼任別開講コース数(平成17年度)は、第1部では専任53.5(51.4)％、兼任50.5(48.6)％、計104.0(100.0)％、第2部では専任0、兼任6、計6となっている。

英語能力の向上と英語学習のモチベーションアップのための措置・工夫として、平成 16 年度カリキュラムから、「英語演習ⅠA・ⅠB」において「習熟度別クラス編成」を、「英語演習ⅡA・ⅡB」において「希望する授業内容によるクラス編成」を実施している。習熟度別クラス編成の実施内容は、1 年生を対象に入学時に TOEIC IP テストをプレースメントテストとして受験させ、そのスコアにより上級・標準・基礎コースにクラス編成する。担当者はクラスのレベルに合わせて、きめ細かな授業を行う。12 月に 2 回目の TOEIC IP テストを受験させ、英語能力の推移を確認させる。成績評価基準は、上級コース：S・A・B が多いと思われるが、C をつけることも可能。標準コース：東洋大学の評価基準による。基礎コース：B・C が多いと思われるが、特に優秀な学生には S・A をつけることも可能。

成果としては、TOEIC IP テストによって、入学時にまず自分の英語能力を把握し、そのスコアを出発点として英語学習の計画を立てることができる。英語学習のモチベーションを持つことができ、英語能力の向上を客観的に計ることができる。学生は能力に見合うクラスで授業を受けることができ、教員も学生のレベルに合わせて、効果的で効率の良い授業を進めることができる。平成 17 年度に実施したアンケート結果を見ても、教員、学生双方の 70%以上がこのシステムに満足と答えている。入試形態別による英語能力の比較など、データとして TOEIC IP スコアを活用している。4 月と 12 月実施の TOEIC・IP テストの平均点を比較すると、3 学科とも上昇している。

平成 16 年度 経済+34.9 国際経済+30.0 社会経済システム+18.0 全体+28.3

平成 17 年度 経済+25.0 国際経済+18.4 社会経済システム+22.2 全体+21.6

一方、課題としては、TOEIC IP テスト実施に伴う過密なスケジュールの調整、教室の確保、英語教員と職員への業務の過重な負担などを解決する効率的なシステムが必要である。成績評価や、基礎コースの学生が抱くコンプレックスなど、習熟度別教育に伴う諸問題の解決にも取り組む必要がある。特に学力や意欲の低下している学生に対応して、教授法や教材開発などの検討のみならず、入学試験（制度）やリメディアル教育など、学部全体でさらに取り組まなければならない。

2 年次の場合の希望する授業内容によるクラス編成の実施内容は、次の 4 種類の授業内容のうちから 1 つずつ希望する授業内容を選ばせ、クラス編成する。

英語演習ⅡA：英会話、発音・リスニング、ライティング、TOEIC リスニング

英語演習ⅡB：時事、文化、評論・物語、TOEIC リーディング

その成果としては、学生は興味やニーズに合った授業を受けることができ、教員もモチベーションを持った受講生を相手に授業を進めることができる。平成 17 年度に実施したアンケート結果を見ても、教員の 60%、学生の 75%以上がこのシステムに満足と答えている。一方、課題としては、アンケート調査の準備・実施・集計、クラス編成などの業務を行うのに英語教員と職員に過重な負担がかかっており、より効率的なシステムの構築が求められる。希望する授業内容を選んでいるにもかかわらず、授業に興味を示さない学生も見受けられ、その対策を講ずる必要がある。受講生の能力に大きなばらつきがあり、2 年生も「習熟度別クラス編成」にしたほうが良いという意見があるので、現在、アンケートを実施し、検討中である。これをもとに問題点を洗い出して改善に取り組み、平成 20 年カリキュラム改訂に活かす予定である。

以上の英語に関する業務は、語学委員会、英語作業部会、英語委員会で運営されている(『2004年度 東洋大学経済学部 自己点検報告書(データブック)』参照)。

#### ④ 初習外国語教育

経済学部の初習外国語教育は、ドイツ語、フランス語、中国語の3ヶ国語からなり、平成12年の経済学部3学科体制発足時より、平成18年度の今日まで社会経済システム学科を除きカリキュラム上の変更はなく実施されている。初習外国語は、3学科のうち国際経済学科では必修科目であるが、経済学科、社会経済システム学科では自由選択科目である。したがって経済学部の初習外国語教育は、国際経済学科中心に実施されている。

国際経済学科の初習外国語履修方法は、1年次でドイツ語、フランス語、中国語の中から1言語2コース(ⅠA、ⅠB)を選択必修し、2年次では、1年次で既習した英語、ドイツ語、フランス語、中国語の4語から1言語2コース(ⅡA、ⅡB)を選択必修し、3年次では2年次で選択した言語を1コース(Ⅲ)必修する。英語は1年次2コース(ⅠA、ⅠB)必修なので、国際経済学科の文化間コミュニケーション分野の履修すべき単位は合計28単位となる。さらに、自由選択科目として英語を含めた4言語に「上級演習」という科目が1コースずつ設けられていて1年次から4年次まで、4年間継続して外国語を履修できるシステムになっている。

初習外国語教育の運営は、ドイツ語は専任2名、非常勤講師2名、フランス語は専任2名、非常勤講師2名、中国語は専任1名、非常勤講師4名(平成17年現在)で行われている。

次に国際経済学科を例として初習外国語教育の実施状況を見てみると、1年次において選択される各言語の割合は、中国語が5割強、残りの5割弱をドイツ語とフランス語で2分している。したがって、1年次の開講クラス数は、中国語(「演習ⅠA」)4クラスに対してドイツ語、フランス語(「演習ⅠA」)はそれぞれ2クラスとなっている。

2年次の初習外国語選択者の1年次履修者にたいする割合は、平成16年度春学期には、フランス語約16.0%、ドイツ語約11.0%、中国語約7.0%であった。2年次に選択される各外国語の1年次との割合は、英語が年々上昇し、初習外国語は年々減少傾向にある。この割合の減少傾向にはさまざまな要因が考えられるが、初習外国語の2年次選択者を増加させるためには、初習外国語担当教員の教育上の工夫改善・努力と並んで外国語選択方法の変更等制度上の見直しを必要とする。現在、平成20年度カリキュラム改訂に向けて、選択方法の変更を検討中である。

最後に、経済学部における初習外国語教育の目標・目的とその達成度という観点から、現状を見てみると、各初習外国語とも、従来の「読み・書く」の読解力養成よりも、「聞き・話す」のコミュニケーション能力養成に力を入れ一定の成果を得ている。これはたとえば全国規模で実施されている各初習外国語検定試験の合格率、学術協定校への交換留学生の数、独仏海外研修参加数などから判断される。しかし、これで十分ということはないので、限られた時間内でいかに能率的に生きた語学を身に付けさせるかという初習外国語教育は、今後ますます必要である。そのために教授法の改善、教材の開発、語学教育環境の整備など検討すべき課題は多い。

## ⑤ 経済数学

「経済数学Ⅰ」「経済数学Ⅱ」は、他の専門科目（ミクロ・マクロ経済学とそれを前提に展開される科目）の理解に資するための科目と位置づけられている。内容については基礎教育委員会での議論を前提にするほか、専門科目担当教員にアンケートをとるなどして必要に応じて内容を取捨選択している。細かい内容や進度、教育方法などは経済数学担当者間で話し合いつつ、最終的には個々の教員に任される。

「経済数学Ⅰ」は、平成14年度までは2コース、平成15年度から3コース設置され、平成14年度からは習熟度別コース編成（高校までの数学の理解度・習熟度によるコース編成；年度初めにコース分けテストを実施）としている。3コース間で受講者の習熟度が違うため、コアとなる部分は共通としつつも、各コースで追加される内容・進度は当然異なる。3コースの講義担当者（および後述する演習担当者）は、毎週進度や内容、学生の反応等について連絡しあい、相互に把握しあう。コース間で異なる内容は、宿題や小テスト等の平常点に反映させる。成績評価については、3コース共通の試験問題による評価を中心に、平常点をどの程度加味するか等、実際の評価の基準も含め、3コースの担当者が定期試験後に議論して決定する。病欠者の取り扱いなど細かい点については、各教員の責任となる。

一方、「経済数学Ⅱ」は、従来から1コースのみの設置であるが、内容については経済数学Ⅰの担当者と随時連絡を取りつつ進めている。

なお、平成16年度からのカリキュラムで、問題演習を行う「経済数学Ⅰ演習」「経済数学Ⅱ演習」が設置された。平成16年度は「経済数学Ⅰ」の講義が3コースであるのに対して演習は2コースだったが、平成17年度より各3コースとなり、講義各コースに対して演習が完全に対応する形となった。それに伴い、毎回の講義ごとに各演習の教員（非常勤）と講義の教員の間で連携を密に行い、学生の学習がスムーズにいくように配慮している。

「経済数学Ⅱ」についても、演習の教員および「経済数学Ⅰ」の教員と連携しながら進めている。

## ⑥ ミクロ経済学演習・マクロ経済学演習

平成17年度から、経済理論基礎科目（「経済学入門A・B」「ミクロ経済学A・B」「マクロ経済学A・B」など）の内容に関する、知識定着と数理的な分析力の向上を意図して「演習」を設置した。（表参照）基本的には、⑤で述べた「経済数学Ⅰ演習」等の成果に基づき、担当講師（非常勤）とアシスタント（SA）3～5名のチームにより、対応講義科目に関する問題の演習と解説を中心にして進めている。時間的制約から配布する問題の全てをカバーできないので、残った問題については課題ないし自習問題としている。しかし、課題方式では履修者の学習意欲が低下するので、平成18年度からは自習問題と対応した小テストに切り替える方針である。「経済数学Ⅰ演習」等と同様に、概ね学生からの評価は高いが、講義と異なり計算問題など数理的な内容が多いため戸惑う学生も存在している。



講義科目と演習の対応関係

	経済学科(1部)	国際経済学科	社会経済システム学科	経済学科(2部)
1年次春	経済学入門A	経済学入門A	ミクロマクロ経済入門A	経済学入門A
	経済数学演習 I A ※			経済数学演習 A ※
秋	経済学入門B	経済学入門B	ミクロマクロ経済入門B	経済学入門B
	経済数学演習 I B ※			経済数学演習 B ※
2年次春	ミクロ経済学	ミクロ経済学A/マクロ経済学A	ミクロ経済	ミクロ経済学A/マクロ経済学A
	ミクロ経済学演習※	ミクロマクロ経済学演習A	ミクロ経済演習	ミクロマクロ経済学演習A※
秋	マクロ経済学	ミクロ経済学B/マクロ経済学B ※	マクロ経済	ミクロ経済学B/マクロ経済学B
	マクロ経済学演習※	ミクロマクロ経済学演習B※	マクロ経済演習	ミクロマクロ経済学演習B※

※のついた科目は選択科目

経済学科の場合は選択科目であるため、演習の効果判定が比較的容易であり、演習履修者と非履修者の間で、対応科目での期末試験の成績が有意に異なるという結果は出ている。

しかし、この結果については、「対応科目の試験と同様な問題の演習をするのだから効果があって当然」「計算テクニックを修得しているだけで経済学の理解には繋がっていない」との評価も有り、確定的には判断できない。また、講義科目よりも数理的で進んだ内容となっており、補習的内容を望む学生からは不満の声も上がっている。今後は、補習的コースと応用的コースに区別し学生に選択させること、講義科目と演習それぞれでの教育効果を上げるような内容や教育方法の改善を検討している。

国際経済学科については、春学期の「ミクロ・マクロ経済学演習 A」は必修科目、秋学期の「ミクロ・マクロ経済学演習 B」は必修選択であるため、効果判定は容易ではない。「ミクロ経済学 A・B」「マクロ経済学 A・B」の期末試験などで、最高点上昇と高得点者の相対的な増加が見られるが、平均点は大きくは変化しておらず、学生全般の能力向上を目指す国際経済学科の教育目標を達成しているとは言い難い面もある。導入後1年目のため予備的な結果としか言えないが、春学期については、補習的内容の比重を高めるべきことを検討している。

社会経済システム学科については、「ミクロ経済演習」「マクロ経済演習」は必修科目として設置されている。国際経済学科と同じく、「ミクロ経済」「マクロ経済」の期末試験での最高点上昇と高得点者の比率増加が見られる反面で、平均点には大きな変化が無いから下位層の向上には効果が無いとの評価もある。1年目で「ミクロ経済」「マクロ経済」担当者と演習担当者との連携が不適切だった面もあるので、今後は、教育効果を上げるための連携強化など更なる改善が必要である。また、必修科目であるから、学科の教育目標に応じて、補習的内容、応用的内容のいずれに比重を置くかを今後に向けて検討している。

第2部経済学科については、「ミクロ・マクロ経済学演習 A・B」のいずれも選択科目として設置されており、学生の学習意欲は十分であるが、グラフを読めない、小数分数の簡単な演算ができないなど、基礎的な数学的素養に欠けた学生が少なからず存在している。このため、演習履修者についてさえ二極分化し、対応講義科目での期末試験の成績が有意に異なるという結果が出ている。抜本的対策としては、習熟度別コース編制であろうが、下位層の学生を経済学が修得可能なレベルまで引き上げることは相当に困難であり、「経済数学」「経済数学演習」との密接な連携のあり方を中心に検討している。

## (カリキュラムにおける高・大の接続)

### 1) 事前学習

経済学部では、平成 10 年度から推薦入試で 11 月に合格が決定する高校生に対して事前学習を実施している。事前学習は、学科の特色を出せるように各学科とも 3 回行っている。事前学習の方法は、学生へのレター通信の形式で学科の教育理念、教員紹介、入学までに読んでおくとい書籍の紹介、基礎ゼミナールでの教育および活動など、高等学校から大学教育へ円滑に移行できるような教育指導上の配慮をしている。これまでの事前教育への学生の反応から、学生と教員との双方向の情報交換と相互理解に役立っていると評価できる。

### 2) 高大連携

経済学部は早期から高大連携に取り組んでいる。平成 14 年度から高校生が大学に出向き、大学生と一緒に講義を受ける「高大連携」の協定を数校の高等学校と締結し、経済学部の授業のうち高校生が特に興味を持ちそうな科目として、平成 14 年度は「TOEIC 対策講座(課外語学講座)前期」、「コンピュータ・リテラシィ」、「総合科目(社会保障関連)」を提供してきた。平成 15 年度は 43 名の高校生がこれらの講義を受講し、受講している高校生の反応も良く、高校生が在籍し授業にまじめに出席していることで本学部生にも良い刺激になった。その後、大学全体の方針変更等の状況変化があり、学部としての高大連携は、TOEIC を中心とした英語教育を中心に行ってきた。

とりわけ東洋大学附属である東洋大学附属牛久高等学校においては、経済学部等の要請によって、推薦合格者に対する TOEIC を中心とした事前英語学習が平成 17 年度より実施され、その後高校側が全学部に対して取り組む方向へと拡大している。また、推薦指定校に対しては、推薦基準における英語重視の方針を打ち出すなど、経済学部が TOEIC を中心とした実用的な英語教育を重視していることを周知徹底し、各高校段階の英語教育との連携強化による学生の英語力向上に努めている。

そのため、平成 16 年度以降は上記の「TOEIC 対策講座」を発展的に解消し、個々の学生の高校までの学習成果にきめ細かく応じることの出来る習熟度別開講に転換し、TOEIC-IP テストによる入学時の振り分け、年度末の達成度チェックの 2 回行うという形で、高校からの英語学習をむりなく動機付けするシステムへと発展させている。

## (カリキュラムと国家試験)

経済学部においては、公認会計士、税理士などの国家試験取得を直接サポートするための科目は設置していない。また、国家試験の受験者、合格者を把握するための公式なデータを保有していない。

ただし、ゼミナールやキャリア形成ガイダンスを通じて、公認会計士試験や税理士試験の受験を推奨している。また、各教員は経済学部の諸講座やゼミナールにおいて、上記の諸試験受験に資する知識を意識的に教授するよう心がけている。

## (インターンシップ、ボランティア)

平成 11 年 9 月に文部省が提起した「教育改革プログラム」の一環として、「社会経済活

動実習」および「ボランティア経済」と称する科目が大学の正規の授業科目として位置づけられた。こうした方針を受け、経済学部では平成12年度から社会経済システム学科における選択科目として「社会経済活動実習」という科目を設定し開講している。同科目では、企業や官公庁、NGOなどの諸団体におけるインターンシップ及びボランティア活動を対象に2単位（秋学期）を付与し、これを通じて学生の社会との接点強化を促進する事を企図している。同講座では、単位認定は単一科目名の科目は春・秋にまたがって開講できないため秋学期2単位であるが、あらかじめボランティア活動・インターンシップ活動の届け出をすることが単位付与の条件となっているため、指導は通年にて行っている。単位認定においては、総活動時間が一定以上であること、活動計画書、活動日誌、活動終了後の報告書を提出していることを条件とし、これらの提出書類により評価をおこなっている。

社会経済システム学科のこうした取組みは、学生に多様な社会経験を積ませ、進路を定める上でも効果的であるとの認識に基づき、現在、同様の取組みを学部全体に拡充することを検討中である。

また、学生のキャリア形成・社会実習の観点から、平成17年度には課外講座として「インターンシップ支援講座」を実施した。さらに、講義時間の一部を割いて「公務員試験・資格試験」に対する支援講座を実施することなどにより、学生の就業に対する意識の向上、キャリア形成をサポートすることを試みている。

前述の通り社会経済システム学科では、「社会経済活動実習」においてインターンシップ実施者に対しても2単位を付している。現状時点で経済学部においてインターンシップ体験者に対して単位を付しているのは社会経済システム学科のみであるが、学生のキャリア意識の形成上効果的であるとの認識に基づき、ボランティア活動と同様、単位付与の取組みを学部全体に拡充することを検討中である。

平成17年度には、経済学部第1部3学科（経済学科、国際経済学科、社会経済システム学科）の3年生を対象として、インターンシップ支援の為に計3回の特別講座（課外講座）を開講した。第1回の「インターンシップ・ガイダンス」（講師は当学部キャリア形成支援委員）には229名、第2回の特別講座「インターンシップへのアクセス方法・活用方法」（講師：日経ディスコ、リサーチ・マーケティング部、有松広道氏）には62名、第3回の特別講座「職場でのマナー講座」（講師：学生援護会仲介、ANA ビジネスクリエイト・インストラクター、鈴木雅子氏）には77名の参加を得た。これらの講座の参加者には、ハイパーキャンパスシステム（全国の商工会議所が支援するインターンシップ仲介システム）の利用を優先的に認めることなどにより、3年生のインターンシップへの積極参加を促すよう図った。

公務員を志望する学生などが早い段階から対応するよう促すことを狙い、平成17年度より経済学部第1部3学科の1年生を対象に、「公務員・資格試験支援講座」を開催した。具体的には、10月から11月にかけて1年生のゼミナールⅠ（基礎ゼミナール）において、東京リーガルマインド、公務・行政創研、公務員課、朱武英氏を招き、各学科別に特別講座を開催した（経済学科；平成17年11月16日、国際経済学科；同11月8日、社会経済システム学科；同10月26日）。また、各学年のゼミナールにおいて、キャリア形成支援センターが実施する公務員試験・資格試験対策講座を学生に紹介し、これらの諸講座に積極的

に参加するよう促した。

### (履修科目の区分)

経済学部は卒業要件を124単位と定めている。この124単位は専門科目と一般教養的科目に二分され、さらに一般教養的科目は人間探求分野・スポーツ健康科目・他学部開放科目と文化間コミュニケーション分野に二分され、それぞれの履修方法は学科によって相違する。これらの科目については、4年間にわたってバランスよく授業科目を履修させることならびに各科目について予習・復習を無理なく実行させることを目的に、1年間に履修可能な単位数の上限を設けている（春学期、秋学期ともに24単位：年間48単位）。自由科目・教職科目B・留学支援特別科目の履修を、卒業要件外単位として認めている。

専門科目は、必修科目と選択科目とに分かれる。必修科目は経済学の学習に最低限必要とされる基礎的科目である。必修科目の割合が多くなると学生の科目選択の自由度が損なわれてしまう点を考慮し、各学科は、それぞれの教育目標に従って専門必修科目の履修単位数を定めている。

専門選択科目はAとBとに区分される。Aは当該学科の開講科目、Bは当該学科以外の他学科開講科目、情報分野科目および教職科目Aである。専門選択科目Aは、必修科目に準ずるそれぞれの学科の基礎科目または基幹科目なので、各学科とも、それぞれの学科の特色を明確にするために最低履修単位を定めている。

一般教養的科目のうち、文化的コミュニケーション分野に必修科目を設けているが、これについても各学科で単位数・科目が相違する。

以上のような履修科目についての区分を学科ごとに詳述すれば、以下のとおりである。

#### 1)経済学科

経済学科における必修・選択の区分は、1年次における必修科目は22単位（専門14単位、英語8単位）、2年次では16単位（専門8単位、英語8単位）である。必修科目は1・2年次のみに配置され、3・4年は選択科目のみである。専門科目の卒業必要単位74単位に対する必修科目単位数は22単位（約29.7%）であるのに対し、選択科目単位数は52単位（70.3%）である。また、一般教養的科目の必要単位数28単位に対する英語の必修単位数は16単位（57.1%）である。

1・2年生で経済学の学び方や情報教育の基礎を修得しつつ基礎理論を確実に身につけた上で、3・4年で様々な応用分野を自由に学習するというカリキュラムの考え方からすると、専門科目における必修・選択の配分は適切なものと考えられる。また一般教育的科目のなかでの英語のウェイトは大きいですが、卒業必要単位数124単位に占める比重は12.9%であり、決して高いとはいえない。

#### 2)国際経済学科

国際経済学科の一般教養的科目では12単位を必修としている。文化間コミュニケーション分野では1年次で英語8単位のほか中国語、ドイツ語、フランス語のうちから8単位を選択必修とし、さらに2年次及び3年次でこれら4言語から12単位を選択履修することに

なっている。

専門科目では演習科目を除き、必修科目（23 単位）、選択科目 A（45 単位以上）、選択科目 B の 3 群に履修科目を配置している。このうち必修科目は、経済学の入門的な科目「グローバル・エコノミー入門」と「経済学入門」を 1 年次に、基礎的な経済理論に関する科目「ミクロ経済学」「マクロ経済学」と「経済史」を 2 年次に配当している。同時に「ミクロ経済学」および「マクロ経済学」の補習的科目として「ミクロ・マクロ演習」において基礎的理論科目の学習を助けている。

本学科が開講している選択科目 A では、アジア、ヨーロッパ、アメリカなどの地域経済研究科目と国際関係論を 1 年次に、また「国際貿易論」「国際金融論」「国際経済システム論」など国際経済的な専門科目を 2～4 年次の専門選択科目として設置している。さらに、選択科目 B は経済学科および社会経済システム学科の開講科目における他学科開放科目である。これら 3 群を合わせた専門科目 68 単位以上の修得が卒業に必要となる。

なお、専門科目、一般教養的科目にかかわらず、さまざまな分野から卒業に必要とされる 124 単位までの残り 16 単位を適宜、履修できるように配慮した。同時に、1 年生全員に導入教育を施す演習科目（ゼミナール I）を置き、2～4 年次では選択科目のゼミナールを配当して少人数で専門的な学習を行えるようにしている。

これ以外に、教職関連科目として卒業単位に含まれる職業指導、社会科教育論、商業科指導法などの教職科目 A と卒業単位に含まれない教職科目 B が配置されている。

### 3)社会経済システム学科

本学科では、1～2 年次に 40 単位の必修科目を設置して、入学当初から体系的に経済学の基礎、社会経済システムの考え方、情報に関するリテラシー、英語など、本学科学習における基礎構造部分を、学科学生全員に集中的に履修させている。さらに、本学科の専任・非常勤教員によって提供される学科独自の教育カリキュラムとなる選択科目 A が 1 年次の 2 科目 8 単位を含めて全部で 36 単位が開設され、社会経済システムに関する専門的な知識の教育効果が極めて高いカリキュラムとなっている。

本学科の専門科目における「徹底的な基礎力養成」と「多様な選択肢」の両立という方針は、一般教養的科目においても貫かれている。今後の経済社会を担う人材にとって共通に必要なリテラシーとして「英語」と「情報」を重視し、そのために必修科目の単位数を裂いている。とりわけ「英語」について、1・2 年次では 8 単位ずつの必修を課しつつも、1 年次においては能力別編成による基礎力の養成、2 年次においてはコース選択による多様な選択肢の実現をはかっており、英語担当者による学生の評価アンケートでは高い満足度を得ている。

英語を 2 年次まで必修にした結果、卒業時に必要な一般教養的科目の単位数は 8 単位と限られることになるが、本学科のもつ学際的な独自性として、周辺科学領域の広い視野を養う専門科目を開講していて、一般教養的科目担当教員もそれぞれ専門科目を開講するというユニークなシステムとなっている。したがって、実質的には専門選択科目 A の中に一般教養的科目の講義が含まれているため、必ずしも一般教養的科目の履修機会が少ないことを意味しない。たとえば、専門科目中の「比較文化社会」「自然と環境」「メディアと現

代社会」「英米の社会経済システム」「健康科学」などは、学科の専任教員ないしは学科選任の非常勤講師によって、学科の教育理念である経済学をとりまく周辺科学領域の広い視野を養う学際的な専門科目として開講されている。

このように、本学科の必修科目と選択科目の量的配分は、「徹底的な基礎力養成」と「多様な選択肢」を両立させるべく工夫されており、多くの学際的教育において、学生が共通のディシプリンによる学科アイデンティティを確立することなく終わっている弊害を克服することに成功している。このことは、学科の卒業論文提出率の高さと、論文制作にあたって、学生が経済学の基本の上に多様なテーマを選択するという形で結実している。

参考までに、どのように一般教養的科目を、社会経済システム全般にわたる幅広い専門科目として取り込んでいるかは、下記の5つのグループ編成を参照されたい。

- ・社会からのシステム・デザイン  
社会経済システム、社会政策、労働の経済、少子化と社会システム、現代の産業、NPO など
- ・文化・歴史からのシステム・デザイン  
社会経済思想史、メディアと現代社会、比較文化社会、経済史など
- ・公共経済からのシステム・デザイン  
政府と市場の経済、公共政策、国と地方の財政、産業システム、年金と福祉の経済など
- ・情報からのシステム・デザイン  
情報メディア経済、インターネット英語、コンピュータ・リテラシィⅢ・Ⅳなど
- ・環境・技術からのシステム・デザイン  
環境経済システム、科学技術史、現代の産業、自然と環境など

#### 4) 第2部経済学科

現在の教育課程では、卒業必要単位数は124単位である。そのなかで専門教育科目は92単位（必修科目は16単位で必要単位数の13.0%、選択科目は76単位で必要単位数の61.0%）、一般教養的教育科目は32単位で必要単位数の26.0%となっている。外国語科目は、前述の一般教養的教育科目に含まれており、必修科目に指定されていないので履修しなくとも卒業可能である。専門選択科目については、第1部の3つの学科の特色を示す科目から選択し配置している。前述の学科設置の趣旨に従えば、専門的授業科目については十分な配分といえる。

#### （授業形態と単位の関係）

経済学部では、講義・演習の場合、1単位取得に必要な学修時間は15～30時間、実習・実験・実技の場合には30～45時間をもって1単位と定めている。経済学部はセメスタ制を採用し1年を2つの学期に区分し、原則として、それぞれの学期ごとに各科目とも履修者が1科目につき2単位を取得できるようにしている。

この場合の学修時間の計算を、講義・演習に即して述べれば次のとおりである。白山校舎における文系5学部の1学期当たりの授業回数は12～13回で、すべての授業時間は90分で

あるから、授業出席により受講生は毎回2時間、1学期当たりで24～26時間の学修（2時間×12～13回）をおこなうことになる。また、1回の授業に必要な予習は1時間、復習は1時間としているので、1学期当たりの予習・復習時間も24～26時間となる。それゆえ、授業出席により1単位、予習・復習により1単位で、都合2単位となるわけである。1講義の1回当たりにつき、授業出席と予習・復習とを合わせた4時間の学修を課すことは妥当なものとする。なお、上記の授業回数にはオリエンテーション・試験・補講は含まれていない。

春、秋両学期とも前述のように単位取得数の上限を24単位としているが、この目的は各学年でバランスよく科目を履修させるとともに、予習・復習を無理なく実行させることにある。仮に24単位を取得しようとする学生の1週当たりの学修時間は、授業出席時間24時間（12科目×2時間）のほかに予習・復習も24時間必要となる。週6日で計算すれば、1日当たりの授業出席時間は4時間、予習・復習も4時間で、都合8時間の学修が課されるわけである。1日当たりの学修時間をこれ以上増やすのは、個々の科目の学修をおろそかにさせてしまう恐れがある。

以上は経済学部全体の方針であり、この方針を前提としているが、運営の細部は学科により異なる。

#### 1) 経済学科

平成12年度以降のカリキュラムにおいては、通常の講義科目（語学を含む一般教養的科目、専門科目）は通年4単位、半期2単位であるのに対し、実技・実習ないし演習を中心とする科目（体育実技、コンピュータ・リテラシー、マイクロ演習・マクロ演習・経済数学ⅠⅡ演習）は半期1単位となっている。

平成11年度以前のカリキュラムでは外国語科目は半期1単位であったのが半期2単位となったのが大きな変更点である。これは語学科目を、各国の文化や歴史を学ぶことができる演習科目として位置づけたことによる。ただし、履修単位の上限（平成12年度カリキュラムでは年間42単位、平成16年度カリキュラムでは半期24単位）があるため、語学以外の科目が履修しにくくなるという影響があった。これにより平成16年度カリキュラムでは履修単位上限を引き上げたところ、今度は1・2年次で単位を取りすぎてしまって3・4年次であまり科目を履修しない学生が増えるという事態となった。これにどう対処するかは、平成20年度カリキュラム策定時における検討課題である。

#### 2) 国際経済学科

国際経済学科で開講している授業は原則としてセメスタ制で1学期（半年）2単位である。入門的演習および専門的演習（ゼミナール）、一般教養的科目の文化間コミュニケーション分野（語学）に関しても同様である。この例外として、専門科目におけるコンピュータ・リテラシーとマイクロ・マクロ経済学演習は実習科目として1学期1単位である。このほか、スポーツ健康分野における体育実技も実習科目として1学期1単位となっている。

#### 3) 社会経済システム学科

社会経済システム学科では、専門科目や語学など、ほぼ全ての講義が、半期集中開講と

なっている（春学期ないしは秋学期に、同一科目は週 2 回ずつの講義を行い、4 単位を付与）。この結果、講義が半期で完結することで、集中による学習効果が得られ、また海外留学時には秋学期からの留学が可能となった。

単位数については、経済学科と同様、講義科目（英語を含む）が半期 2 単位、実技・実習および演習を中心とする科目は半期 1 単位である。講義科目については、学部あるいは学科での FD 活動などを通じて、学生に対しての課題提出や教育効果チェック方法などの共有を通じて、学科全体として単位数に応じた予習・復習を動機付けするための工夫をして、学科全体としての学生の学習量水準の維持・向上に努めている。また、演習科目等については、講義時間における SA 等による指導はもちろん、その後のオフィス・アワーの開設などを通して、十分な学習量を維持している。

また、本学科の大きな特徴は、講義科目においてもリアクション・シートあるいはコミュニケーション・シートと呼ばれる手段を多くの教員が活用して、限られた講義時間を有効に活用し、教員と学生とのコミュニケーション手段を確保していることである。講義のなかで学生全員が何らかのアウトプットを要求されることとなり、必然的に自宅での予備学習あるいは教員からのコメント等を受けた事後的な学習を促す効果を生んでいる。

今後は、科目ごとの学習量をより厳密に測定しつつ、全体の取得単位総枠制約の下で、より効率的な密度の濃い学習を実現するための単位数付与について、引き続き検討をおこなっている。

#### 4) 第2部経済学科

専門教育科目においては、半期2単位と通年4単位の講義科目が混在していた時期があるが、現在は半期2単位の講義科目が配置されている。春学期あるいは秋学期にまとめて半期2単位を開講している教員からは、効果的であるとの評価もある。1年次に配置されている「現代経済入門」等は、初学者に経済学の鳥瞰図を示す役割を担っており、半期科目として配置することが適切と考える。

一般教養的教育科目も、半期2単位の科目として配置されている。この一般教養的教育科目に含まれる語学科目のなかで「英語演習Ⅰ・Ⅱ」も半期2単位科目であるが、これは学生の勉学への自由意志を重んじるとの趣旨から、語学科目を選択科目にしたが、ニーズの高い英語は履修機会を与えたいと考えたからである。

#### （単位互換、単位認定等）

経済学部では、総合大学としての利点を活かすため、第1部、第2部ともに他学部開放科目（『経済学部履修要覧 2006 年度入学生用』、19 頁・50 頁）を、一般教養的科目（人間探求分野・スポーツ健康科目・他学部開放科目と文化間コミュニケーション分野に二分される）として卒業要件単位に含めることができる。ただし、他学部開放科目が 124 単位のうちに占める割合は各学科の判断に委ねられている。一般教養的科目のうち人間探求分野・スポーツ健康科目・他学部開放科目の履修単位数は、第1部経済、国際経済両学科は 12 単位以上、社会経済システム学科は 8 単位以上とし、第2部経済学科については、これに情報分野も含めて 16 単位以上となっている。なお、第2部経済学科の学生は、第1部・



第2部相互聴講制度により、第1部で開講されている科目の一部(『経済学部履修要覧 2006年度入学生用』、52頁)を履修することができる。

国内の他大学とは単位互換を行っていないが、海外の大学に関しては、認定留学制度により30単位を限度に卒業単位に認定している。

大学入学前の既修得単位に関しては、編転入学生等について、本学入学前に大学又は短期大学において履修した単位を認定している。

発展途上国に対する教育支援は行っていない。

大学以外の教育施設等での学修に関しては、語学研修、TOEICによる単位認定制度ならびに認定留学制度の三つがある。

#### 1) 経済学部語学研修(ウォーリック大学)による単位認定制度

経済学部の学生が、ホームステイをしながらウォーリック大学(イギリス・コヴェントリー)において、休暇期間中に約3回実施される英語研修(1コマ90分、30コマ以上)に参加し、所定の要件を満たし、所定の手続きをとれば、「英語演習」の履修が免除され、相応の単位と評価が認定される。成績評価に当たっては、研修内容や認定審査を適切に実施している。すなわち、東洋大学での事前学習、ウォーリック大学での研修などへの参加により、単位認定する授業科目と同等以上の学習時間、授業内容を確保し、所定の申請手続きをとった後、語学委員会で審査し、教授会の審議・承認を経て、「英語演習」(前)、「英語演習」(後)の2科目セットで、それぞれ2単位、計4単位を認定する。単位認定者数は、平成15年度32名、平成16年度22名、平成17年度14名である。

ウォーリック大学での英語・英会話等の集中レッスン、ホームステイ先におけるイギリスの社会・文化の実体験、イングランド各地への週末旅行、ロンドンでの英会話力の実践などを通して、英語能力を向上させ、ヨーロッパの経済・歴史・文化を学ぶことにより、英語学習へのさらなるモチベーションを高めることに本単位認定制度は成果を上げている。

#### 2) TOEICによる単位認定制度

TOEICにおいて、本学経済学部学生が以下に定めるスコアを取得し、それを証明する書類の提出など所定の手続きをとれば、語学委員会・教授会の審議・承認を経て、「英語演習」の履修が免除され、相応の単位と評価が認定される。認定審査が適切に行われるように、単位認定基準のスコアや審査手続きに十分配慮している。

TOEIC 単位認定基準表

点数	各年次で認定可能な科目数(単位数) (注)	評価
500～599	2科目 (4単位)	A
600～729	4科目 (8単位)	A
730以上	6科目 (12単位)	S

注)各年次で認定可能な科目数(単位数)は前期及び後期の申請における合計の数を示す。

なお、ここでいう1科目とは「英語演習」(前)又は「英語演習」(後)を指す。したがってたとえば2科目とは「英語演習」(前)(後)1セットを指す。

TOEIC による単位認定制度は、多くの学生が TOEIC を通して、英語を学習するモチベーションと英語コミュニケーション能力を高めることに役立っている。その結果、単位認定者数も、平成 14 年度 12 名、平成 15 年度 18 名、平成 16 年度 20 名、平成 17 年度 22 名と毎年、増加傾向にある。

### 3) 認定留学制度

協定校の枠にとらわれず、学位授与権のある海外の大学へ留学する制度で、本学を休学することなく留学できる。留学中に修得した単位は、留学終了後、所属学科の教育課程表に照らし、経済学部生は 30 単位を限度に卒業単位に認定される。この 5 年間に該当者は存在していない。

#### (開設授業科目における専・兼比率等)

専兼比率は春学期と秋学期とで大差ないので、以下、春学期について述べると（大学基礎データ「表3」参照）。専門科目の場合の専任比率は、経済学科79%、国際経済学科77%、社会経済システム学科73%、第2部経済学科64%となっており、全体として専任教員の比率はかなり高い。専門科目以外の科目では、経済学科56%、国際経済学科54%、社会経済システム学科55%、第2部経済学科38%で、専門科目よりも低くなっている。これは専任教員の多くが経済学関係教員であるという致し方のない事情による。特に兼任教員の多い語学教育の専任教員の比率は、平成17年度の英語の場合、コース数で見ると第1部では51.4%となっており、第2部では専任0名、兼任6名である。また英語以外では、同じく平成17年度にドイツ語は専任2名、非常勤4名、フランス語は専任2名、非常勤2名、中国語は専任1名、非常勤4名となっている。

各科目の内容・運営については、兼任教員の担当科目も含めてすべての講義において責任を持って学生に教育を授けるため、経済学部では次のような基本方針を定めている。

第一に、経済学部の教育課程の中心をなすゼミナールの担当者は、1~4年生のいずれにおいても専任教員を原則とする。第二に、演習以外の講義についても、できる限り専任教員が担当する。第三に、やむをえず兼任教員に担当を委ねる専門科目は、演習科目（ミクロ経済学演習、マクロ経済学演習、経済数学Ⅰ演習、経済数学Ⅱ演習など）やコンピュータ・リテラシであるが、いずれも、講義内容や方法に関して専任教員と兼任教員とが随時協議・連絡している。

以下、各学科の運営方法について具体的に述べる。ただし、語学教育では、学科ごとではなく学部全体として委員会を設け、万全を期している。すなわち、英語委員会、初習外国語委員会、それらの親委員会としての語学委員会の3委員会が年度を通じて頻繁に開催され、授業内容や授業方法などに関して、兼任教員と密接な連携を図っている。

#### 1) 経済学科

兼任教員の教育課程への関与としては、一部の基礎科目（ミクロ経済学演習、マクロ経済学演習、経済数学Ⅰ演習、経済数学Ⅱ演習）において、内容や運営について細かく話し

合いながら進めている（年に2回の全体会議の他、科目ごとに専任教員と毎週メール等で連絡を取り合う）。

## 2) 国際経済学科

兼任教員が担当している科目は、専任教員の専門でカバーできない応用的で専門度が高くかつ学生に必要と思われるものに限定している。経済学基礎教育の担当については、3名の専任教員のほかに1名の非常勤講師に依頼し連携を図っている。

## 3) 社会経済システム学科

専任教員による学科全体に責任をもった教育と学外の専門性の高い兼任教員による教育とをバランスを図っている。そのため、非常勤担当者との会議を定期的で開催し、メール等の補助手段で連絡を常に行うなどして、専任担当と同等の教育水準を維持するように努めている。特に、基本科目である「ミクロ経済」「マクロ経済」については、指導の質を維持・向上させるため、常時委員会を開催して講義担当者と演習担当者の縦横のつながりを密接に維持している。

なお、専門選択科目、教養教育科目の兼任教員の選任に当たっては、本学科においては学科の教育目標を達成するため独自の採用方針をとっており、大学教員だけでなく、企業や団体等に所属しつつ研究活動をおこなっている研究者を中心に集めている。

## 4) 第2部経済学科

第2部は兼任教員による担当比率が高いが、それは本学経済学部の第1部と比べた結果であり、特に専門教育科目においては、専任教員による開講数が全体の3分の2近く（64%）を占めている。兼任教員の担当科目は、その内容が特化されているために専任教員では担当が無理な場合、同じ科目のコース数が多い場合、そして物理的条件から専任教員による担当が無理な場合に設けられている。

### （社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）

#### 1) 社会人学生への教育上の配慮

東洋大学では、広く一般社会人の学習意欲に応えるために「生涯学習センター」を設置し、通信教育課程、科目等履修生、公開講座などを公開している。通信教育課程には経済学関係のコースは設置されていないが、「経済原論」、「国際経済論」「西洋経済史」などの科目は経済学部専任教員が担当しており、公開講座や市民大学講座でも、教員が積極的に参加している。

経済学部としては、社会人学生のための第2部経済学科で社会人特別選抜入試を実施し、受け入れているが、特段の教育上の配慮はしていない。また科目等履修生制度により、教職関係の免許取得希望者等の要望に応じている。第1部3学科の平成13（2001）年度から17年度までの科目等履修者数は年平均3.4名で、教職関係科目履修生は1～2名である。また第2部経済学科の科目等履修者数は年平均2.6名で、ほぼ全員が教職関係の科目履修生である。

## 2)外国人留学生への教育上の配慮

経済学部では、外国人留学生に対して特別入試を実施し、国費留学生及び私費留学生を受け入れている。

外国人留学生の日本と日本語理解を助けるためのカリキュラム上の配慮としては、一般教養科目の人間探究分野に「日本事情」合計6コースが、また文化間コミュニケーション分野に「日本語」4コース、「日本語と日本社会」2コース、「日本語と日本文化」2コースの計8コースが開設されており、いずれも選択科目として履修することができる。

平成13年度から17年度までの5年間の外国人留学生総数は156名(国費2名、私費154名)で、年平均31.2名となる。このうちの82.3%が国際経済学科に在籍している。またこの5年間の外国人留学生はすべて第1部3学科に在籍している。国籍は中国(台湾)、韓国、ロシア、モンゴルの4カ国であるが、うち9割が中国国籍である。国費留学生と私費留学生の比率は1:77となっており、経済学部 に在籍する外国人留学生の大部分(98.7%)は私費留学生である。

平成16年度の経済学部在籍外国人私費留学生は36名であるが、このうちの3名は第1種奨学金を授与されており、残りの33名が学費減免の措置をうけている。平成16年度においては、経済学部 に在籍する外国人私費留学生の全員に、なんらかの本学の経済的支援制度が適用されていることになる。留学生支援の制度としてはこの他に、「塩川正十郎奨学金(留学生)」制度が設けられている。平成16年度の「塩川正十郎奨学金(留学生)」は学部生5名、大学院生2名合計7名に授与されている。

### (生涯学習への対応)

現在、大学全体としてはエクステンションセンターを中心に、通信教育課程、科目等履修生、公開講座などによる生涯学習への取り組みがなされている。学部独自の課程はないが、各課程の経済に関する科目や、公開講座における経済関連のコースなどには学部教員が毎年必ず担当しているという形で取り組んでいる。

### (正課外教育)

#### 1) eラーニング

eラーニングは、インターネット技術を活用して場所や時間の制約をなくし、いつでもどこでも学習ができることを狙いとするもので、わが国でも多くの教育プログラムが実施されつつある。本学におけるeラーニングは、従来からの講義形式を基盤として基礎教育における補講モデルとしての位置づけを明確にした他の大学に見ることのできない試みである。具体的には「コンピュータ・リテラシー」、「経済数学」の講義で行っている。

情報通信技術を用いた遠隔教育の有効性は、単位の取得と結びつけることだけが絶対ではなく、学生の学習支援においての有効性をもっと考えるべきであるという観点にたっている。すでに、上記のような複数の講義において、eラーニングを実施しており、実習や演習講義形式ではその解説部分をWEB上に公開することで、その有効性の確証が得られている。大学における学習意欲の喪失はいまや大きな社会問題にもなり、新しい教育システ

ムの開発と実践は非常に重要である。今後はさらにマイクロ経済学演習、マクロ経済学演習など経済学部の本幹ともいえる講義についてもeラーニングを組み合わせて実施していきたい。

## 2) 外国大学における語学研修

### ① 語学研修

平成14年度より毎年継続的に、経済学部独自のプログラムとして、ウォーリック大学(イギリス・コヴェントリー)と提携し、参加を希望する経済学部の学生に対して語学研修を実施している。研修の目的は、①国際交流を通じた語学能力の向上、②ヨーロッパの経済、文化、歴史を知る機会の提供、③日本や日本人との違いを実体験すること、である。

平成17年度の参加学生は、8月末から9月にかけての3週間(21~22日間)、英国ウォーリック大学の語学プログラムを受講し、大学周辺にてホームステイを経験した。語学研修の内容は、現地の語学センター(CELTE)のネイティブ教員による英会話集中授業、個々のプロジェクトの英語によるプレゼンテーション、イギリスの文化と経済を知る小旅行などであった。研修後、CELTEによる評価を基準として、大学でのレポートの提出を条件に、英語の単位を認定した。レポートは報告書としてまとめている(『2005年度経済学部語学研修報告書(ウォーリック大学)』参照)。

参加人数は国際情勢によって変動があるものの、下記の表のようにになっている。また、語学研修の前に、大学にてイギリスに関する知識や旅行についての事前研修を行っている。

ウォーリック大学の語学プログラム参加人数

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
参加者数	44名	33名	21名	41名

平成17年度の研修後に実施したアンケート(41名中39名を回収)の結果を下記の表に示している。研修全体の評価は1.7(最高2点)で、学生の満足度は高い。

研修に関するアンケート結果

	評価		評価		評価
午前の英語クラス	1.4	英語でのプレゼン	1.3	各地小旅行	1.5
午後の英語クラス	1.4	ホームステイ	1.6	研修全体	1.7

注1) 「とてもよい」2点、「よい」1点、「普通」0点、「悪い」-1点、「とても悪い」-2点として集計。

注2) なお、語学研修では、学生に英語でのプレゼンが課題として課せられる。

「英語力を高めることができた」「英国に興味をもてた」「英会話が大事だと認識した」という声が多く聞こえ、学生が貴重な体験を得た点で十分な成果があると考えられる。

### ② 海外研修

平成 12 年度より毎年継続的に、経済学部独自のプログラムとして、フランスとドイツの協定校（フランスはストラスブール大学、ドイツはマールブルク大学）の協力を得ながら、希望する経済学部の学生に対して海外研修を実施している。研修の目的は①外国人との国際交流、②ヨーロッパの経済、文化、歴史を知る機会の提供、③日本や日本人との違いを実体験すること、である。

参加学生は、10月下旬から11月上旬の10日間程度、日本語学科の学生との交流や討論会、フランスまたはドイツ経済や文化についての講義、研修旅行による異文化体験などを経験した。研修後、学生はレポートを提出し、報告書としてまとめた（『東洋大学経済学部第4回ストラスブール海外研修報告書』ならびに『2005年度マールブルク大学海外研修』参照）。

参加学生の人数は国際情勢によって変動があるものの、フランス研修は平成14年度23名、平成15年度18名、平成16年度20名、平成17年度11名、ドイツ研修は平成14年度16名、平成15年度17名、平成16年度10名、平成17年度12名であった。海外研修の前には、大学にてフランスもしくはドイツに関する知識や旅行についての事前研修を行っている。

平成17年度のフランス研修について、研修後のアンケート結果（11名中10名回収）を下記に示す（最高2点）。「海外フランス研修への参加を他の学生に勧めるか」との質問項目に対して10名が「強く勧める」と回答していることから参加学生の満足度が高いことが見て取れる。以下はアンケートの結果の一部である。ドイツ研修についても、今後はアンケートを実施し、学生の要望を受け入れることに努めている。

#### 海外研修（フランス研修）アンケート結果

	評価		評価		評価
欧州評議会見学	1.1	国境を越える研修	1.5	パリ研修	1.8

注)「非常によい」2点、「ややよい」1点、「普通」0点、「あまりよくない」-1点、「全くよくない」-2点で集計。

#### 3) 独語検定試験準備講座

初習外国語の一つであるドイツ語学習者の学力が公認の水準に達しているか否かを確認させ学習意欲を高めるという目的で、平成13年度から独語検定試験受験対策講座を開始した。独語検定試験は春期（6月/3・4級）と秋期（11月/1～4級）の年2回実施されるので、準備講座も、春期（3・4級受験者用）と秋期（2～4級受験者用）の2期に分けて、火曜日と金曜日の2時限、5時限を利用して、都合4回ずつ（90～110分）開講した。主として過去の問題集の「聞き取り試験」の問題テープを利用して、聞き取りの訓練を行った。この独語検定準備講座は他学部の学生の参加を認めている。平成13年から15年までの3年間の受講者は合計31名で、その内訳は4級受験者21名（文学部10名、経済4名、経営2名、法5名）、3級受験者7名（文2名、経済1名、法2名、社会2名）、2級受験者3名（文1名、経済1名、法1名）であった。平成16・17年度は、担当者の国内研修および校舎移

転の影響で実施できなかった。

平成 18 年度は春期（5 月中旬から 6 月中旬まで）、秋期（10 月中旬から 11 月中旬まで）火曜、金曜各 5 回実施する予定である。次回のカリキュラム改正の際に、初級（4 級）コースと中級（2・3 級）コースを正規の自由選択科目として設置し学部間共通科目として文系 5 学部（白山校舎）に開放することを検討している。

#### 4) TOEIC 対策講座（平成 13～16 年度）

英語教育のさらなる充実を図るために、正規の授業科目の他に課外講座として「TOEIC 対策講座」（以下、講座と表記）を平成 13 年度から学部第 1 部・第 2 部・大学院の受講希望者を対象に開始した。

TOEIC は、近年多くの企業がいろいろな機会を捉えて活用している「英語によるコミュニケーション能力を正確に測定するテスト」である。学生に TOEIC で高いスコアを取得させることは、就職対策にも、有能な国際人・企業人の養成のためにも、大変有意義である。また、大学での英語教育において、実用的な TOEIC を活用することは、英語を学ぶモチベーションを学生に与え、英語力を向上させるのに有効な手段となる。

本講座の特色は、モチベーションの高い学生が実費で、時間を有効活用し、キャンパス内でいわばダブルスクールができる。最大の特色は授業と 2 回の TOEIC IP テストを組み合わせた点にある。すなわち、特訓授業を行い、その成果を、授業前と後に実施する TOEIC IP テストで検証する。本講座での TOEIC IP テストで、TOEIC 単位認定基準表に定めるスコアを取得すれば、「TOEIC による単位認定制度」の適用が受けられ、相応の単位と評価が認定される。本講座は、「東洋大学高大連携プログラム」の一つとして、平成 14 年度より高校生の受け入れをおこなってきた。

実施内容は平成 16 年度を例にとれば、授業開始前に第 1 回目の TOEIC IP テストを実施し(4 月)、自己の英語力を認識させるとともに、そのスコアによって習熟度別クラス編成を行う。5 月から 12 月まで隔週土曜日に、90 分授業 2 コマを計 10 回実施。TOEIC の単語・熟語集を用いて、次回の授業までに宿題を課し、毎回、小テストをおこなってボキャブラリーの増強をはかる。最終回に 2 回目の IP テストを実施し(12 月)、講座で学んだ成果を確認・検証する。

受講者総数：172 名(高校生 12 名を含む)      クラス数：4 クラス

主な成果は、多くの学生を参加させ、TOEIC の問題を解説し、演習させ、学習方法を教授することができた。本講座は学生に好評を博し、受講者数は予想をはるかに上回った。出席回数と、講座開始前と後に実施した 2 回の IP テストにおける得点の増減を平成 14 年度の場合で検証すると、出席率の高い受講生の中には大幅にスコアを伸ばす者がいた。また、リスニングの得点が増加した者は全体の 68.0%、リーディングの得点が増加した者は全体の 51.0%に達し、成果を上げることができた。その結果、「TOEIC による単位認定制度」の適用を受ける学生を本講座からも出すことができた。これにより本講座と英語授業科目とをリンクさせることができ、英語への興味や正規科目の学習へのモチベーションアップを図ることに役立った。また高校生の参加により、経済学部の「高大連携プログラム」としての責任を果たすことができ、参加高校からも好評を得た。参加状況は平成 14 年度 3

校 25 名、平成 15 年度 2 校 14 名、平成 16 年度 4 校 12 名。

本学部では平成 16 年度から実施の新カリキュラムにおいて、授業科目「英語演習」の内容・形態を大幅に変更した。その結果、TOEIC に関しては新たに、1 年生の授業では何らかの形で TOEIC を取り入れること、2 年生の授業には「TOEIC リスニング」、「TOEIC リーディング」を設置した。これに伴い、学生に TOEIC を奨励し、学習の機会を提供するという本講座の目的・役割を無事終えることになり、平成 16 年度をもって「TOEIC 対策講座」と TOEIC 委員会を発展的に解消するに至った。

#### 5) 中国語朗読コンテスト

経済学部では中国語朗読コンテストを毎年実施している。「学習成果を披露し競い合うことによって、中国語のレベル特に発音レベルの向上を図る」ためであり、「経済学部 1 年生の中国語学習者が一堂に会して交流と親睦を深める場でもある」。

この活動は平成 13 年度より非常勤講師の協力を得て始め、平成 17 年度に 5 回目を迎えた。回数を重ねるごとに内容は充実し、平成 17 年 11 月 1 日実施したコンテストに至っては 18 名が参加、「最高レベルの大会」になった。

開催当日は、担当教員によって審査委員会を組織し、参加者全員の人気投票によって「大会賞」を決める。90 分内で発表から賞品授与まですべてを行うため、当日の会場整理や評価点数の集計などにはボランティアで多数の学生が積極的に参加し、コンテストの成功を支えている。

このコンテストは「中国語は発音が難しい」と言う問題の解決に役立っているほか、朗読指導を課外で行なうことによって、非常勤講師を含む担当教員と学生との関係が強化され良好な雰囲気の中かで、2 年生の授業へとつながっていく。

こうしたなかで、さらに勉強を希望する学生が現れ、その結果平成 17 年度の場合は、1 年生の学習グループと検定（3 級）対策勉強会がそれぞれ週 1 回行われるようになった。中国語を熱心に学習する学生が増え、国際交流センター組織の大連外国語大学で実施する研修セミナーにも参加している。

#### 6) 経済学検定対策講座

平成 16 年度より経済学検定 (ERE) 試験に向けた対策講座を実施している。その目的は、①経済学の基礎的な能力を高める、②公務員試験等の各種資格試験への準備を進めることにある。

オリジナルのテキスト、教材を準備し、夏季休暇期間を利用して集中的な講義・演習を行った。また、ホームページに演習用資料を準備し、各自ダウンロードして学習できるようにした。平成 16 年度は 20 名の学生が参加した。

平成 17 年度は、テキスト、教材に改良を加え、講義の時間を増やした。平成 17 年度は 14 名の学生が参加した。これによって、平成 16 年度の上位 4 名の平均点 190 点が、17 年度には同 240 点に上昇した。

学部の理念・目的において示したように、経済学部は、平成 16（2004）年度カリキュ



ラムにおいて、①少人数・ゼミ教育の徹底、②習熟度別教育の導入－推進、③学習支援プログラムの導入－推進を学部カリキュラムの骨格として設定し、その実行を中期計画・中期目標の中心としてきた。16年度から2年間経過したが、その達成度は、以下のごとくである。

① 少人数・ゼミ教育の徹底

- i) 1年ゼミ（必修） 基礎教育のゼミナールⅠで詳しく示したように、1クラス30－35人の人数のもとで、目的とする導入教育は、学科により、ある程度の差はあるが、ほぼ基本的に行われているといえる。しかし、その一層の充実が絶えざる課題であり、他学部・他大学の導入教育も参考としながら、一層の充実を目指す。
- ii) 2－4年ゼミ 平成16（2004）年度カリキュラムの策定に当たり、「2－4年ゼミの履修率向上の目標を8割以上」（『経済学部教学改革基本方針』平成15年2月）とした。平成17年度の履修率は、2年ゼミ84%、3年ゼミ87.3%、4年ゼミ72.3%、2－4年平均81.2%であり、目標である80%を超えている。2－4年ゼミを主たる対象とした「少人数・ゼミ教育の徹底」目標は、基本的に達成されているといえる。  
4年ゼミの履修率が低くなっているのは、就職活動と卒論チャレンジとの兼ね合いのためと考えられる。

② 習熟度別教育の導入－推進

- i) 英語（1年次：3段階） 実施1年目から、教員・学生双方からの評価は良かったが、今年度実施した学生アンケートからも、その点がきわめて明瞭になった。目的がほぼ達成されていることを受け、平成20（2008）年度カリキュラム改訂を待たずに、19年度から2年次生の習熟度別教育（3段階）を実施することになっている。
- ii) コンピュータ実習（1年次：2段階） 習熟度別授業を実施する以前にあった比較できる学生からのどうして一緒なのかという不満は、ほとんどなくなり、その目的は、基本的に達成されている。
- iii) 経済数学Ⅰ（1年次：3段階） 教員からは「教えやすい」、学生からは「わかりやすい」という評価を得ており、その目的は基本的に達成されている。

③ 学習支援プログラム（演習科目の設置）の導入－推進

- i) ミクロ経済学・マクロ経済学（2年次） この目的は、講義について行けない学生を主たる対象にし、講義内容を習得させることにあるが、実施して生まれたのは、むしろ、いっそう深く学びたいという意欲ある学生がより多く参加しているという事態である。そのことは喜ばしいことであるが、当初の基本目的は達成されているとはいえない。意欲ある学生に応えつつ、同時に講義について行けない学生に習得を促すための方法が問われている。習熟度別教育を含め、平成20年度カリキュラム改訂に向け検討中である。
- ii) 経済数学Ⅰ演習 学生の評価はおおむね良く、教員の側の評価もよい。目標は、基本的に達成されている。

## (2) 教育方法等

### (教育効果の測定)

#### ①達成度の評価

東洋大学の教育目標の一つは「知徳兼全な能力を備える人材を輩出」することにあるが、そうした人材を養成していくには、一つには「知育」の側面において学生の学習達成度をできるだけ客観的に測定し、学習の目安・励みとして学生に知らせる必要がある。また、測定結果は教育方法の改善のための材料の一つにもなる。そうした目的で現在、経済学部が導入している達成度の測定方法は次のとおりである。

まず成績評価については、平成14年度から経済学部は成績上位5%以内の学生に対するS評価を導入し、それまでの5段階評価(A・B・C・D・E)を6段階評価(S・A・B・C・D・E)に切り替えた。その狙いは、成績上位者のなかでも特に優秀な学生を適切に評価することによって、学生の学習意欲を増進させることにあり、現実にも学生の大きな励みになっており、適切な制度といえる。[藤井信幸1]

到達度に関しては、経済学部生にとって基本となる「ミクロ経済学」「マクロ経済学」に関する内容について、到達度を把握するための3学科共通の統一試験の実施が基礎教育委員会で検討された。しかし、3学科の教育目標・内容が異なることから、3学科共通の実施は見送られ、対応は各学科に委ねられた。その結果、現時点では到達度試験は実施されていない。到達度試験の実施については、平成20年カリキュラムの編成に向けて再検討する予定である。[藤井信幸2]

しかし、基礎教育科目については、複数教員がローテーションで担当する科目を中心に、試験問題の作成や成績評価の基準・結果について担当教員間で情報共有をおこなって客観性を担保し、各科目試験の結果が到達度を測る尺度として機能するようにしている。

#### ②学生による授業評価アンケートを通じた教育効果の測定および測定方法の開発と検証

教育上の効果を測定するための方法の一つとして、経済学部では、教授会での合意に基づき、平成14年度から学生による授業評価アンケート調査の実施を、毎年度全専任教員に課している。質問用紙には、マークシート(無記名式)と自由意見記入用紙(記名は任意)の2種類を用いる。マークシートの質問項目は年度ごとに検討しているため、毎年度すべて同一ではないが、授業内容の理解度と授業から受けた知的刺激に関する質問は、毎年度複数盛り込まれている(『東洋大学経済学部 2005年度FD活動報告』、16頁)。授業ごとのアンケートの集計結果と自由記入意見記入用紙は、それぞれの担当教員に渡しているため、各教員はアンケートの結果に従って受講生の理解度や知的刺激がどの程度であったかを点検し、翌年度の授業内容や教授方法に役立てることが可能である。

また、教育効果の測定方法については、授業評価アンケートの設計と分析にあたって、外部の専門的知識を導入するため、他大学の教育支援センター等との連携を強化して情報交換をしており、また授業評価アンケートに実績を持つ外部企業との共同開発の形で、より効果的で効率的な測定方法の検討を行っている。

アンケート内容やその実施方法の有効性については、教育改善委員会と自己点検・評価

実施委員会が検証し、常に改善を図っている。すなわち、上述のように質問内容は毎年度、少しずつ修正されているほか、集計方法についても改善を重ねている。この点は教育改善への組織的な取り組みで詳述する。

教育効果のもっとも顕著な評価としては、国際的・国内的に注目される人材の輩出であるが、最近の事例では、衆議院議員の長島忠美氏(昭和48年卒)はじめ、株式会社ダイエー元社長の蓮見敏男氏(昭和44年卒)など、政治・経済・文化の各方面に有力な人材を輩出している。

### ③卒業生の進路状況

経済学部第1部の卒業生の進路状況を時系列で見ると(平成16年度までのデータに関しては『2004年度東洋大学経済学部 自己点検報告書(データブック)』、30～34頁参照)、就職率(就職者数/就職希望者数)は、平成14年度(2003年3月)卒業生の89.1%を底に上昇傾向を示しており、平成17年度(2006年3月)には97.5%に至った。また進路決定率{(就職者数+進学者数)/卒業生数}も、平成14年度の59.5%を底に急上昇し、平成17年度には81.1%に高まっている。

このように経済学部第1部卒業生の就職状況は、急速に改善している。その背景には、平成14年2月以降の景気回復に伴う雇用環境の改善もあろうが、経済学部におけるキャリア形成支援強化の効果も小さくないものと推察される。

なお、卒業後の進路の内訳を見ると、一般企業への就職者が就職者の大半を占め、続いて公務員が20名前後、自営業者が数名となっている。教員への就職者は極めて少ない。

一方、経済学部第2部については、就職率は平成15年度には66.7%であったが、平成17年度には97.4%に急上昇している。また、進路決定率も42.5%から69.3%に急上昇している。こうした急改善が一過性のものとならないよう第2部においてもゼミナールなどを通じて綿密な進路指導、キャリア形成支援を継続する必要がある。

第1部卒業生の進路状況を学科別にみると、就職率は3学科とも向上し、平成17年度において経済学科が97.2%、国際経済学科が96.7%、社会経済システム学科が98.7%となった。進路決定率についても3学科とも向上しており、平成17年度には経済学科が79.7%、国際経済学科が82.3%、社会経済システム学科が81.5%となった。

第1部卒業生の企業就職者の産業別内訳をみると、卸・小売業、次いで金融・保険業、サービス業、製造業、情報・通信業の順に多い。これは文科系大卒学生の採用人数の序列と概ね一致しており、当学部の卒業生の就職先業種に特筆すべき特徴は見出せない。また公務員就職の内訳をみると、「市」「警察」が多く、国家公務員の比率は少ない。

なお、無業者のうち公務員試験再試験・教員試験再受験を企図する者以外の者の卒業生総数に占める比率(平成17年度)は、第1部では11.3%、第2部では19.6%にのぼる。このカテゴリーには、家事手伝いや結婚、専門職への準備など多様な進路が含まれており、これらを一概に問題視はすることはできないが、中には就職をあきらめてフリーターやニートに甘んじた卒業生も少なからず含まれると推察される。そうした「就職あきらめ層」を削減していくために、ゼミナールなどを通じて学生の進路指導を継続していくことが必要である。

経済学部においては、1年次にゼミナールⅠなどを利用して、「キャリア形成ガイダンス」「公務員試験・資格試験支援講座」などを実施している。また、各教員は、ゼミナールなどの場を利用してキャリア形成の心構えを語ったり、卒業生や多方面で活躍する方々の話を聞く機会を設けたり、工場やオフィス、公的機関などの訪問といったことを試みている。さらに、キャリア形成支援センターが実施する諸講座、諸ガイダンスを学生に紹介し誘導するようにも努めている。

各学科では学生の進路希望や進路実績を踏まえ、カリキュラム改訂の際に「よりキャリア形成に資する講座」を体系的に配置するべく工夫を凝らしている。例えば、経済学科においては経済理論の習得を基礎に、経済政策、企業経営論などに関する理解を深めうる科目を配置し、公務員や企業経営において力を発揮しうる人材の育成を図っている。国際経済学科においては、学生の国際経済・社会に対する理解を深め、国際感覚を養うことを狙い、国際経済関連科目と語学に重点を置くことによって、グローバル化する経済社会において活躍しうる人材の育成を図っている。社会経済システム学科では、社会経済に対する幅広い見識を教授し、政策提言志向を持つ人材を育成するべく、今日的なテーマを含む多様な科目を配置している。

上記のような「学生のキャリア形成をにらんだカリキュラム構成」「諸講座」「諸サポート」の効果をはかることは容易でないが、これらの試みが拡充するにつれて就職状況が改善してきた結果から推察するに、相応の効果を持っていたものと思われる。今後も、一層の拡充を図っていく方針である。

#### (厳格な成績評価の仕組み)

##### ①履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

経済学部では、履修登録可能単位数を1セメスタにつき24単位まで(1年間48単位まで)に制限している。この履修制限の対象は卒業要件単位(124単位)に限られており、自由科目、教職科目、留学生支援特別科目はこの制限の枠外となっている。このような上限設定は、前述のように4年間にわたってバランスよく授業科目を履修させるためと、1日当たりの標準的な学修時間を8時間とする目的とによるもので、概ね適切と考えられる。平成12年度カリキュラム改訂では、一部で時間割上、選択したい科目すべてを履修することのできない事例が発生したが、平成16年度カリキュラム改訂以降は、この問題は解消されて、学部・学科が各学年で履修を推奨する科目が無理なく選択できるよう、履修学年の設定ならびに時間割の配置がなされている。また、「第7セメスタ(4年以降)で専門科目を1科目以上履修しかつ修得し、かつ最終セメスタで専門科目1科目以上履修しかつ修得すること」を義務付けることにより、4年次の教育の充実徹底を図っている(『経済学部履修要覧 2006年度入学生用』参照)。

##### ②成績評価法、成績評価基準の適切性

成績は試験またはレポート等によって査定される。成績評価は統一的な基準を作成した上で、科目の特性に応じた柔軟な運用が出来るように考えられている。本学全体の成績の表示は90~100点をSとし、80~90点をA、70~79点をB、60~69点をCとして、60点以上を合格としている。40~59点をD、39点以下をE、評価対象外を\*で表記して、59点以下と評価対象外を不合格としている。

平成14年度から特に優れた学生(評価対象学生数の5%まで)にS評価を与えている(『経済学部履修要覧 2006年度入学生用』、15頁参照)。この制度は現実にも学生の大きな励みになっており、適切であると考えます。

#### ③厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

成績評価については学部全体で一定の基準を設けている。1年次必修専門科目である「1年ゼミナール」のように同一科目が複数クラス開講されている場合、成績評価に関しては担当教員間で統一基準を定めている。「経済学科1年ゼミナール」の場合を例にとると、

- ①出欠は毎回とり、3分の1以上無断欠席した場合は単位を与えない。事後的に真にやむをえない事情が判明した場合には担任の判断による。その場合追加レポート等を課す。
- ②事前の届けによる欠席も3分の1以上欠席した場合は追加レポートを課す。
- ③30分以上遅刻した場合、遅刻3回で欠席1回とカウントする。

以上3項目の統一基準を定めている。(『2006年度シラバス』において公開されている)

「経済数学Ⅰ」は3コース開講されているが、試験は共通問題を課し、採点后、3人の担当者の協議により、共通の基準を作って評価している。

#### ④各学年時および卒業時の学生の質を検証・確保するための方法

経済学部のうち、経済学科と国際経済学科の2学科は、2年次(第4セメスタ)終了時に進級制度を設けている。第4セメスタ終了時に卒業に必要な単位数のうち50単位以上を修得していない場合には3年次に進級できない。その際、次の各号の科目・単位が修得単位中に必ず含まれていなければならない。

- ①専門科目の必修科目 12単位
- ②文化間コミュニケーション分野の必修科目 4単位  
第4セメスタ終了時に進級できなかった場合、第5セメスタ以降終了時に同じ条件を満たせば、3年次に進級できる。
- ③在学年数4年を過ぎても第3年次に進級できない場合には、退学となる。ただし、休学期間は在学年数に算入しない。

また、1年次単位僅少者および2年次留年者に対しては、セメスタの開始時期に「1年ゼミナール」担当教員または学生生活担当教員が面接指導を行い、単位取得僅少あるいは留年の原因と学生の生活状況について学生自身に分析させ、自覚を促している。

1年次の必修ゼミ、2～4年次の選択ゼミに所属している学生は担当教員のアドバイスが受けられるが、2～4年次のゼミに所属していない学生の学習・生活指導は困難な場合がある。この点に鑑み、平成16年度から社会経済システム学科では2～4年ゼミを必修化した。経済学科、国際経済学科においても、2～4年ゼミの開講数を増やし、ゼミ所属者の割合の増加を図っている。平成18年度の2年ゼミの履修率は、経済学科では75.1%、国際経済学科では77.7%である。また、3年ゼミの履修率は経済学科では91.5%、国際経済学科では81.0%となっている(各年度の在籍者総数については『2004年度 東洋大学経済学部自己点検報告書(データブック)』、35頁参照)。

卒業生の質を検証し保証する最も明白な手がかりは卒業論文の提出である。経済学部では、3年次後期に卒業論文（以下「卒論」と表記）の準備を開始させている。3年次の12月に卒論の題目を提出させ、ゼミで卒論の準備を始めさせる。副査は12月第2週～1月第1週に審査を行い、レポートを主査に提出する。主査はこの副査報告を参考にしながら卒論の成績評価を決定する。副査のレポートは当該学生に手渡す決まりとなっている。この制度は卒論審査の透明性を高めている。

平成17年度の卒論提出率（提出者数÷在籍者数）は1部経済学科37.7%、国際経済学科41.2%、社会経済システム学科55.9%、2部経済学科8.5%となっている（『2004年度東洋大学経済学部 自己点検報告書（データブック）』、35頁参照）。

卒業論文のうち特に優れた内容の論文を、原則として第2部経済学科を含めた4学科から各1本ずつ、ならびに留学生の卒業論文1本の都合5本を毎年度選出し、校友会の学生研究奨励賞候補作として推薦している。全受賞作の要旨は校友会のホームページに掲載され公表される。また、受賞作の全文は1枚のCD（『白山経済』）に収めて各ゼミに配布されるので、卒論をこれから手がけようとする学生にとって良い手本になると同時に、卒論作成の励みにもなっている。

卒業論文の作成とその厳格な審査を通じて、問題意識・問題解決能力の深化、資料活用の技法、文章作成能力の向上など、学生の総合的な能力の形成を図っており、卒業生の質を保証する適切な制度といえる。それゆえ今後、さらに卒業論文の提出率を高めていくことを教員間で申し合わせられている。

#### ⑤学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況

東洋大学では平成14年度より、特に優秀な学生に対しS評価を与えることにした。これは学生の学習意欲への大きな刺激となっている。「S評価は原則として受講者総数の5.0%まで与える」という申し合わせがある。

また経済学部では入学時にTOEIC IP試験を実施して、習熟度別クラス編成による英語教育を実施しているが、平成16年度からTOEIC高得点取得者に対しては、取得したスコアにしたがって「単位認定制度」を実施している。

学部独自の企画である「ヨーロッパ研修旅行」と「経済学部語学研修（英国：ウォリック大学）」の語学研修参加者には「単位認定制度」が設けられている。これも学生たちの学習意欲を刺激するものとなっている。

#### （履修指導）

「学びの習慣」を早期から身に付けさせるため、新入生に対してのガイダンス時の履修指導において、学科の教育方針とそれを実現するシステム全体を周知徹底するための指導はもちろん、学生の疑問に答えるための専任教員による「履修相談」をガイダンスと並行して行っている。教務課の窓口でも相談者に対応している。さらに、各学年のゼミナールや各教員の講義の前後およびオフィス・アワー、メール等で対応している。

1・2年次に必修科目を集中して配置することについては、学生たちの負担や選択肢の制約という面も当初は懸念されたが、上記のような履修指導を通じて、学生たちがほぼ毎日

必ず大学に出てきて講義を受けるように習慣づけができ、「学びの習慣」を早期に確立する効果が極めて高いことがわかった。その成果は、第1部3学科の卒業判定合格率の高さなどで検証することができる。

#### ①オフィス・アワーの制度化の状況

講義要項および大学ホームページのシラバス個人プロフィール欄に、各教員のオフィス・アワーの時間（曜日・時限など）が設けられており、それに記載することを全教員に呼びかけている（平成18年度経済学部全教員66名のうち、講義要項のプロフィール欄でオフィス・アワーに言及しているのは48名であるが、平成19年度には全員が記載するよう指導している）。

また、講義要項等のシラバス記載の締め切りが前年度1月と早いため、その時点では各教員の時間割が確定していない場合もあり、必ずしも記載された時間に行われないケースもある。さらに、学生が常にシラバスでオフィス・アワーの情報を得るとは限らない。

そのため、個々の教員が学年最初の講義の際に資料を配付したり研究室に張り紙をしたりして、学生にオフィス・アワーの正しい時間を周知しているケースが見られる。平成18年度に学部教員に対して実施したアンケートによると、講義要項やシラバス、講義資料または研究室の掲示等何らかの形で、あらかじめ設定したオフィス・アワーについて公表しているとする教員は、回答者53名中44名に上っている。さらに経済学部事務室でもオフィス・アワーの時間を把握しているため、学生は事務室を通じて時間を知ることができる。

なお、上述のアンケートにおいて、オフィス・アワー時間内はアポイントメントなしで学生を受け入れているとする教員は37名、オフィス・アワーとして設けてはいるものの事前のアポイントメントを必要としている教員は7名で、あとの9名はオフィス・アワーとして時間を設定していないが学生の申し出に応じて随時質問を受け付けるとしている。

オフィス・アワーの本来のあり方は、その時間に学生が予約なしで教員を訪ねてもいつでも受け入れられるということである。教員が設定したオフィス・アワーが必ずしも学生が訪問しやすい時間帯でない場合もあるので、学生からの要請に応じて時間を設定することができるのであれば、それもオフィス・アワー活動である。

今後はオフィス・アワー制度自体をより柔軟に考え、学生とのコミュニケーションをもっともよく図れる形態を教員各自が選択し公表するよう呼びかけていきたい。

#### ②留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

経済学部では、年度初めのガイダンス期間において、第2セメスタ終了時に修得単位僅少者に注意を喚起する面接を、また2年原級者に対しても進級への努力を促す面接を実施している。なお4年次での原級（卒業できなかった者）に関しては教務課窓口で、様々なケースに対応し、個別に指導をしている。

#### ③学習支援を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況

全般的なアドバイザー制度と呼べるものは導入していないが、学生による個別の相談や質問に対して、ゼミナールを中心に各教員が講義の前後やオフィス・アワーで対応してい

る。特に、「ミクロ経済学演習」「マクロ経済学演習」「経済数学ⅠⅡ演習」においては、講義の後にオフィス・アワーを設け、継続的に学習指導を行っている。

#### ④科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

主として経済学部教務課で指導しているが、教務課と学科主任との連携を強化し、必要に応じて学科主任が対応する。また、受け入れの面接の際に担当教員が適宜指導している。

### (教育改善への組織的な取り組み)

#### ①学生による授業評価アンケート

経済学部は教育改善への組織的な取り組みの一環として、以前は一部の教員が任意に行っていた学生評価アンケート調査を、平成14年度から学部全体で実施するようになった。これにより授業に対する学生の満足度を総括的に把握することが可能になった。

アンケート調査は、アンケートを実施するすべての科目においてマークシートと自由意見記入用紙の2通りで実施している。マークシートの質問数は、平成18年度では23項目(『東洋大学経済学部 2005年度FD活動報告』第2部の16頁の質問事項の1~23)で、ゼミナールⅠの受講者にはその23項目のすべてに回答させ、ゼミナールⅠ以外の科目では、20項目(同上、1~20)を受講者に回答させている。質問内容は、講義内容に対する学生の理解度、満足度、知的刺激などに関するものである。調査方法は平成14年度には専任教員の全担当科目で実施したが、その作業のほぼすべてを負担する自己点検・評価実施委員会の教員の負担が過重なため、平成15年度から、必修科目のほかは原則として教員1人1科目とした。

さらに、必修科目の担当教員とその他の教員との間でアンケートの実施の不公平が生じるため、平成17年度に調査方法を次のように改めた。原則として専任教員は1人2科目(優先順位は、①基礎ゼミ含む必修科目、②選択科目〈大人数優先〉、③専門ゼミ。ただし、3科目以上必修科目を担当する場合は、大人数クラス優先。そのほか任意の実施を妨げない)、非常勤講師は1人1科目である。その結果、アンケートの実施科目数は190科目(春27科目、秋163科目)、これらの実施科目の受講者総数(概数)は24,101名(春4,055名、秋20,046名)となった(『東洋大学経済学部 2005年度FD活動報告』、9頁)。なお、専任教員のうち専門科目担当教員は、ゼミを除く専門科目の講義を概ね2コマ担当することになっているので、1人2科目としても、このアンケート調査は、ゼミを除く専門科目をほぼすべてカバーしている。

アンケートの実施時期は、原則として秋学期末であるが、春学期終了科目(科目名末尾のA、Bがともに春学期に集中開講されている科目、もしくは秋学期に担当者が変更される科目など)のみ春学期末に実施している。平成18年度の方針は、専任教員については17年度と同様であるが、非常勤講師は任意に変更した。

マークシート回答結果については、授業ごとの集計のほかに、学部全体と各学科全体の集計を従来実施してきたが、学部と学科の平均値だけでは組織的な授業改善の取り組みには役立たないので、平成17年度からは、科目グループごとの集計も開始した。グルーピングの方法は、他大学の報告書を参考に、クラス・サイズ(40名未満、40名以上60名未満、



60名以上100名未満、100名以上200名未満、200名以上300名未満、300名以上)と科目種類(語学必修、語学選択、一般教養、1年生ゼミナール、専門必修、専門選択、専門ゼミ)と区分し、各集計、ならびにクラス・サイズと科目種類とのクロス集計を業者に依頼した。それらの集計結果については、平成17年度の最終教授会でその概要を説明する一方、詳細な解説を記した報告書を印刷・製本し専任教員に配布した(『東洋大学経済学部 2005年度FD活動報告』第2部参照)。

平成17年度末にスタートした科目グループの教育改善のための会合(後述のFD会合)は、今後、上記の集計結果を踏まえて改善に取り組むことになっている。自己点検・評価実施委員会は、こうした集計を今後も継続し、各科目グループの授業改善状況を教授会に報告していく予定である。

個々の授業に関しては、それぞれの担当教員に集計結果を渡し、その結果に関する報告書の提出を全専任教員に義務付け、満足度の低い項目については今後の授業改善方法を述べるよう指示している。実際、過去3年間の集計結果を見ると(『東洋大学経済学部 2005年度FD活動報告』第2部、17頁)、わずかながらも改善する傾向が現れている。学生の満足度に関する定量分析が、個々の授業における問題点を浮かび上がらせ、改善目標の把握を容易にしたこと、ならびに大人数授業の減少が、このような改善に寄与したと考えている。

こうした授業ごとの集計結果は、原則として担当教員以外に閲覧させていないけれども、今後、アンケートに対する学生の積極的な協力を得ながら授業改善を進めていくためには、アンケートの結果はできる限り学生に公開するのが好ましい。そこで経済学部全体の平均に限り、従来、印刷物の配布という形で毎年度に学生に公開してきたが、平成18年6月からは、学外への公開も兼ねて経済学部のホームページで公開している([http://eco.toyo.ac.jp/gakubu/005/005\\_01/](http://eco.toyo.ac.jp/gakubu/005/005_01/))。また、各講義の担当教員が、それぞれのアンケート結果に関するコメントを年度初頭の授業で学生に説明することになっている。

## ②シラバス

シラバスは開講科目のすべてに同一の形式を適用しており、その主な内容は、講義の目的・内容、講義スケジュール、指導方法、成績評価の方法、テキスト、参考文献、関連科目・分野である。これにより学生は各授業の概要や成績評価方法について知ることができる。

毎年度実施している授業評価アンケートのうちの「授業内容はシラバス(講義要項)に明示されていた」という設問に対する学生の評価は、5段階評価(最高評価が5、最低評価が1)において大体3.6前後で安定している。シラバスが学生の科目選択の際に、ある程度役立っていることが窺われる。

ただし、平成17年度に、新たに授業評価アンケートに盛り込まれた「シラバス(講義要項)は履修選択や授業の予習・復習に役立った」という設問に対する評価は約3.3で、他の設問に比べるとやや低い水準にある(『東洋大学経済学部 2005年度FD活動報告』、17頁)。これは毎回の講義内容を記すスペースがないことに起因するものと思われる。

そのため、これまで一部の教員は自主的に毎回の講義内容をホームページやプリントな

どを通じて学生に周知させるよう努力している。そうした努力を学部全体に広げることを目的に、現在、一部の科目グループで、全学共通の形式以上に詳細なシラバスを作成することを試みている。

### ③教育評価システム

学生授業評価アンケートは多くの大学で実施され、学生ニーズの把握とそれに基づく教育改善という意味で一定の成果をあげているが、学生ニーズに応えることが教育改善のすべてではない。学生ニーズの把握・反映とともに重要なのは、各科目の教育が学部・学科の教育目標の下に有機的に関連しているか、また、そうした意図が各科目の教育内容・教育方法を通じて適切に提供されているかについて教員間で情報共有・議論していくことである。

経済学部では、平成 17 年度の「教員総合評価」の導入に伴い、「教育改善委員会」を発足させ、〈教育評価〉と〈組織的な FD 活動〉を両輪とした教育改善に取り組んでいくこととした。

教育改善委員会の委員の人选・構成は、学科、分野のバランスを考慮して決定され、学部長、学科主任（1 名）が含まれている。平成 17 年度は 11 回開催された。

経済学部では、教育評価の目的は「教員の自己評価に基づく授業の改善である」として、授業（教育）改善を第一の目的に掲げている。一般に評価には「インセンティブ」、「活動記録」、「説明責任」などの役割があると考えられるが、経済学部の教育評価は、各教員の教育活動を統一的な視点から記録する、「活動記録」と「説明責任」しての役割に重きを置いている。

評価の基本は自己評価とし、自己評価の客観性の担保と妥当性を点検するために学生による評価（それまでの授業評価アンケートを一部修正して利用）を併用することとした。評価対象は、成果ではなく活動内容とし、シラバス作成→事前準備→授業→授業外支援→成績評価→教育改善という一連のプロセスから成るサイクルとして捉え、プロセスごとに必要な活動内容に関して自己採点（5 段階評価、理由付）を行う。

#### 評価項目・内容と評価プロセス

具体的な評価項目は以下の 1～9 の内容とした。

- 1 シラバス：学生の履修や予習・復習に有益な情報の提供
- 2 事前準備：授業計画、教材作成などの事前準備
- 3 授業：内容、構成、方法（メディア選択等）、態度など
- 4 授業外支援：授業時間外の機会（課題、質問受付など）の提供
- 5 達成度：授業計画、学生の学習（目的）の達成度
- 6 成績評価：手続き、内容（試験問題、評価基準など）の適切性
- 7 学生による授業評価：学生授業評価アンケートの平均点
- 8 改善努力：個人やグループによる改善努力や委員会・研修会などへの公的参加
- 9 その他（上記以外で特に評価を希望する活動）

このうち 1～5 については、学生授業評価アンケートを利用し、その質問項目と対応する形式で自己評価を行う。

- ・第一段階：「自己評価書」の提出（学生評価の結果は未知）



学生の評価結果の返却（自己評価と学生評価の対比可能）



- ・第二段階：「教育改善レポート」の提出

これに、6～9の項目を加えることで、教員の教育活動全体を評価対象とした。6の成績評価（のあり方）は、「学生の能力保証」という社会的責任を果たすため、また8の改善努力は一連の活動がサイクルとして継続的に発展するため、評価項目に含めることとした。

教育改善レポートは、学部長によって保管され、各学科主任が所属教員のレポートに目を通し主任会議でチェックすることになっている（以上については、『東洋大学経済学部2005年度FD活動報告』第1部、1～3頁参照）。

以上のような緻密な評価方法の意義は、次の2点にある。第一に、レポートの作成を通じて、個々の教員が学生による評価に真摯に向き合い、自らの課題をはっきりと認識しなければならないこと。第二に、その課題に対する具体的な対策を責任をもって学部長と主任に申告しなければならないことである。従来は、学生による授業評価アンケートの結果を各教員に配布し、それに関する簡単なレポートを学部長宛に提出させていたが、それでは各教員が学生による評価を真剣に受け止めているのかどうかは判然としなかった。しかし、こうした評価方法に改めたことよって、学部の全教員が学生による教育評価に真摯に向き合って明確な改善方法を提示せざるをえなくなったのである。

したがって、以上のような自己評価システムは、学生による教育評価を教員の自己評価を通じて教育改善に結び付ける有効なシステムとして、教員間で合意を得ており、基本的には、今後も継続可能で適切なシステムといえる。運用方法も現在のところ支障がなく適切であると考えられる。事実、前述のように学生による授業評価アンケートの学部平均は改善される傾向がある。とはいえ、この評価システムの導入は平成17年度からであり、さらに改善を促す有効性を持つのかどうかは平成18年度以降の結果を見て判断する必要がある。経年変化の観察を通じて、この評価システムとその運用方法を今後、見直していきたい。

## ②FD活動に対する組織的取り組みの適切性

教育評価と並ぶ、車の両輪としての組織的なFD活動については、教育分野ごとのグループ協議を柱に、講演会開催、他大学視察、研修参加などがある。これらの活動は、教育改善につながる新たな情報の入手や、各教員の保有する情報の共有を通じて、組織・個人の教育力を向上させることを意図している。

最初に取り上げたいのは、教育分野ごとのグループ協議を「FD会合」と名づけ、各分野の担当教員全員が教育について議論する「場」の形成を図ったことである。その目的は、第一に、教育改善のための個人的能力向上（努力）と組織能力の向上のリンク。第二に、教育活動に関する情報交換・共有による教員のスキル・アップ。第三に、継続的な活動による教育ノウハウに関する組織的な蓄積（資産）の形成にある。

グルーピングについては、学科ごとの教育目標・内容の違いと科目（分野）ごとの教育内容・方法の違いを考慮に入れて、学科「縦糸」と分野「横糸」によって構成されるよう

にした。各グループは必要に応じて、適切な方法で縦糸方向、あるいは横糸方向の情報共有、意見交換、課題検討を行なっている。

さらに教員の意識向上および他大学や他の分野で教育改善の参考になる取り組みについて知るために、毎年数回の講演会を開催している。なお、学内で広く情報を共有するために、本講演会は全学の教職員に対してもオープンにしている。

外部の情報を収集するためには、FD 講演会を開催するだけでなく、自ら外部に出て他大学の関係者と交流することも必要である。そこで教育改善委員会のメンバーを中心に、外部の研修やシンポジウムに積極的に参加することとした。その内容は、教育改善委員会で報告され、必要な場合は全教員に伝達される（平成 17 年度における FD 会合の実施状況、ならびに講演会等の実施状況は『東洋大学経済学部 2005 年度 FD 活動報告』第 1 部、3～8 頁参照）。

以上のような組織的取り組みによって、FD に必要な情報・知識が蓄積されると同時に、教員間でそれらの情報・知識が共有され始めた。それゆえ、今後も継続していくことによって情報・知識の蓄積や共有量が増え、FD の推進に対する有効性は増大するものとする。改善に対する有効性についての最終的な判断を下すためには、前述の授業評価アンケートにおける個々の授業の集計結果や科目グループごとの集計結果の経年変化を観察しなければならない。しかし、科目グループごとの集計は、教員評価と同じく平成 17 年度から開始したばかりなので、現時点では明確な判定は困難である。まずは平成 18 年度の集計結果を見て、再度取り組み方法の有効性について検討する必要がある。

なお、卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みについては、法人が実施した 21 世紀大学経営協会の「大学の教育力に関するアンケート」結果を有効に活用して、学部・学科の人材像の形成・修正を図っている。雇用主に卒業生の実績を評価させるシステムは、現在のところ導入していない。

### （授業形態と授業方法の関係）

#### ①授業形態

経済学部は「学生本位の教育」を目指して改革を推進しているが、その具体的目標は「少人数教育の充実」である。この目標達成のために、経済学部では「大人数講義の抑制」と「ゼミ履修者の増加」に努力を傾注してきた。第 1 部、第 2 部各 1 学科制の最終年度（平成 11 年度）から、第 1 部 3 学科、第 2 部 1 学科計 4 学科制が発足した平成 12 年度を経て、白山校舎 4 年間一貫教育に移行した平成 17 年度までの経済学部専門科目（ゼミを除く）の受講者数の推移（『2004 年度 東洋大学経済学部 自己点検報告書（データブック）』、35 頁参照）、ならびに経済学部専門科目（ゼミを除く）の大人数講義（301 人以上）数の推移（平成 16 年度までのデータは同前、8 頁参照）を手がかりとして、「大人数講義の抑制」への努力を見ていくことにする。

第 1 部 3 学科制に改編する以前の平成 11 年度には、専門講義科目全体のうちで、301 名以上の大人数講義の数が 40.0%を占めていた。この大人数講義（301 名以上を指す）の割合は、平成 12 年度には 34.7%、平成 14 年度には 25.6%、平成 16 年度には 24.4%と着実に減少し、白山校舎での 4 年間一貫教育が開始した平成 17 年度には、総講義数 107 のうち

の13.0%にまで、一挙に減少した。これは特筆に値する。この改善の最大の原因は、白山校舎には500人以上収容しうる大講義室が少ないため、時間割作成の際に、同一時間枠に複数の専門選択科目を配置するなどして、1教室あたりの受講者数を抑える工夫をしたことにある。

また、経済学部第1部の専門科目（ゼミナールを除く）の総数については、200人までのクラス数の合計は、平成16年度は授業数全体の58.9%、平成17年度のそれは64.1%となっていて、小規模クラスの授業が増加した。301人以上のクラス数は平成16年では26、平成17年度は15で、平成16年度の20.2%が、平成17年度には9.8%に激減した。

平成17年度の授業評価アンケートにおいては、クラス・サイズごとの集計を試みたが、その結果を見ると、学生の理解度・満足度は概ねクラス・サイズが大きくなるにつれて低下する傾向があり、受講生300人以上の授業は最低であった（『東洋大学経済学部 2005年度FD活動報告』第2部、11頁）。それゆえ、大規模クラスの減少は教育効果を大いに高めたといえる。

一方では、一般教養的科目（人間探究分野・自由選択科目）のなかの「環境の科学」「エネルギーの科学」など特に受講希望者の多い講義において、必ずしも希望どおりの科目が履修できない学生も生じている。「学生本位の教育」の対応策の1つである「大人数講義の抑制」の実現が、学生の希望する科目の履修を困難にする結果となっていることは、残念な事態である。この解決策として、現在、前年度の受講生数の実績を基に、できるだけ大人数講義を同一曜日・同一時間帯に配当するよう努めている。そのほかに、学生の履修希望の多い科目の増コース（同時複数開講）を図るために、今後とも、大講義の発生を抑制しつつ、学生が第1希望の科目を履修できるよう、時間割作成上の緻密な努力と[藤井信幸]人的資源の確保に努力している。

「少人数教育の充実」の第2の対応策は「ゼミ履修者の増加」への努力である。社会経済システム学科では、平成16年度よりゼミの4年間必修化へ踏み切った。第1部経済学科と国際経済学科は、1年次の「ゼミナールⅠ（基礎ゼミナール）」を必修化する一方、2年次以降のゼミは選択科目としている。この両学科においては、2年次以降、学生のゼミ自主的参加意欲を促進するため、1年次の必修ゼミにおいて2年次以降のゼミ内容を紹介し、また1年次において2年次以降のゼミ担当教員によるオムニバス講義（「グローバルエコノミー入門」）を開講している。ゼミ選考時には、学生の希望を最大限尊重しつつも、定員オーバーによる履修もれを防ぐため第5希望まで提出させるなど、運用の工夫でゼミ参加者数を増加させる努力を続けてきた。この結果、1～4年ゼミすべてを必修化している社会経済システム学科はもとより、他の2学科とも、ゼミ履修者数は年々上昇し、2年ゼミでは約85.0%、3年ゼミでは70.0%に近づいている。

第2部経済学科も平成16年度から1年次のゼミ（「入門演習」）を必修化した（ゼミ科目履修者数とゼミ履修率の推移については、『2004年度 東洋大学経済学部 自己点検報告書（データブック）』、35頁参照）。

## ②授業方法

経済学部の教育課程の中心をなすゼミにおいては、教員の個性が通常の講義以上に強く

出る傾向にあり、その運営方法は多様多彩であるが、全体として少人数のメリットを活かし、専門書の内容理解、プレゼンテーション・ディベートの訓練、資料収集・論文作成の指導などで、密度の濃い効果的な指導を実現させている。

同時に、ゼミの受講生に明確な学習目標を与えるとともに、卒業生の質を保証する目的で、学習の集大成としての卒業論文の作成を奨励している。卒業論文の提出率（卒業論文提出者数÷在籍者数）については、国際経済、社会経済システム両学科が最初の卒業生を出した平成15年度以降を見ると、15年度の28.7%が17年度には33.7%にまで上昇している（『2004年度 東洋大学経済学部 自己点検報告書（データブック）』、35頁）。卒業論文への取り組みが、学生の問題意識の深化、資料の活用法や文章作成技術の向上に大いに寄与していると判断されるので、今後、学部全体としてさらに提出率を引き上げることを目指している。

また、大教室でおこなわれる基礎教育科目（「経済数学」、「ミクロ経済学」、「マクロ経済学」）でも、きめの細かい教育を行うため、平成16年度カリキュラム改訂では、基礎教育科目のそれぞれ演習クラスを設け、少人数教育による補習の充実を図った（経済学の理論ミクロ経済学・マクロ経済学の講義に、それぞれ少人数の演習科目を設置。週二回の講義と一回の演習をセットで行い、経済学の基礎教育を徹底）。毎回の講義ごとに各演習の教員（非常勤）と講義の教員の間で連携を密に行い、学生の学習がスムーズにいくように配慮している。平成17年度から、経済理論基礎科目（「経済学入門A・B」「ミクロ経済学A・B」「マクロ経済学A・B」など）の内容に関する、知識定着と数理的分析力の向上を意図して「演習」を設置した。「経済数学I演習」等の成果に基づき、担当講師（非常勤）とアシスタント（SA）3～5名のチームにより、対応講義科目に関する問題の演習と解説を中心に進めている。時間的制約から配布する問題の全てをカバーできないので、残った問題については課題ないし自習問題としている。しかし、課題方式では履修者の学習意欲が低下するので、平成18年度からは自習問題と対応した小テストに切り替える方針である。概ね学生からの評価は高い。

### ③マルチメディアの活用・導入状況とその運用の適切性

経済学部では、情報初期教育として1年次に必修化している「コンピュータ・リテラシー」の講義内容の一部をWEBで公開している。平成15年度より問題演習解説をビデオカメラで録画編集してWEBで公開し、講義の補講モデルとしている。その後、容量の問題やそれぞれの教材の作成にかなりの時間を要するなどの課題が浮かび上がった。そこで平成16年度春学期より、ビデオカメラで録画するシステムからキャプチャー・モデルに変更した。このモデルは、録画が全く不要で、担当教員がパソコン上で演習問題を解説した画面をそのままキャプチャーし、WEBで公開するものである。実際の講義では時間的な制約により割愛せざるをえなかった問題解説なども、講義後にWEB上で学習が可能になる。このシステムでは、パソコン上でポインターが音声と連動して自動的に動くために、どのような操作を行えばよいのかが一目瞭然である。また、以前のシステムと比較すると、コストがかなり低減された。

平成16年度秋学期より、「経済数学」の演習講義について、パソコン上で担当講師に演

習問題の解説をパネル化してもらい、音声と画像により内容を理解できるようにするモデルの配信を行った。その際に配信の対象としたのは、事前に講義内で実施した模擬試験において正答率がきわめて低い問題ないしその類似問題である。「経済数学」は複数のコースで同一内容の講義をおこなっているが、このシステムを導入したコースでは学生の理解度が著しく高まった。また学生へのアンケート調査でも、非常に効果的との回答が大部分を占めた（約 90.0%）。アクセス数も相当程度に達しており、この補講モデルの有効性が学生の間で認識されていることが窺える。

マルチメディアの活用は、講義への意識を高め、自宅でもパソコンがあれば効率的な学習をおこなうことを可能にするが、技術の変化は激しいので、今後、新技術の導入の時期について、絶えず注意を払い続けていく必要がある。

#### ④「遠隔授業」による授業科目の単位認定における制度措置の運用の適切性

平成 16 年度より遠隔授業「総合」の科目が、白山、朝霞、板倉、川越の 4 キャンパスをつないで行なわれている。当初白山キャンパスからの発信のみで、他キャンパスの学生が各々の教室で白山からの映像を受信しながら相互に交信するというシステムであったが、2 年目から板倉キャンパスからの発信も開始された。現状では、双方向授業と銘打っているものの、いまだ発信キャンパスの学生以外は授業を受講するのみという受身の姿勢が大勢を占めており、これを克服して真に双方向のインタラクティブな授業展開が行なわれることが課題である。平成 18 年秋学期「実践！日本語にチャレンジ」では、各キャンパスに TA を貼り付け 4 人の講師によるオムニバスで 4 キャンパスを抱える総合大学の利点を生かした遠隔授業を展開する予定である。

#### （3 年卒業の特例）

平成 16 年度カリキュラムから、3 年次卒業制度を導入している。一定の条件（2 年次までの修得単位数 88 以上、同評定平均値 5.4 以上、専門科目 20 単位以上が S 評価など）を満たす大学院進学有望者を 2 年次において見だし、そうした学生を 3 年次（ゼミ）において指導し、3 年次卒業（3 年次の評定平均 5.0 以上が条件）→大学院進学につなげていくことが目的である。第 1 年目である昨（平成 17）年度 3 月に、初めて 2 年次生で申請者を募ったが、希望者ゼロであった。成績の条件が厳しすぎるのか、そもそも 3 年次卒業を課題とする状況には至っていないのか—その判断には、なお 2～3 年が必要である。

#### （3）国内外における教育研究交流

経済学部はこれまで、とりわけ国際的な教育研究交流に力を入れてきた歴史を持つ。したがっていち早く揺籃期にありがちな儀礼的交流を脱して、実質的な教育・研究主体の交流へと発展し今日に至っている。国際交流協定校の一つであるストラスブール 3 大学を例に取れば、その中心となる国際交流シンポジウムは原則として毎年、ストラスブールと東京で交互に開催し、そのための準備期間を出来るだけ長くとることで共同研究の成果という形で出版・公表するという原則を 1985 年の国際交流締結時より現在に至るまで維持している。ま

た 1996 年からは学生交換契約も締結されて実施されるなど、まさに揺るぎのない国際交流として定着している。

経済学部国際交流の基本方針は、高度な研究交流から学部教育に至る「ピラミッド型交流」に例えられる。すなわち、双方の研究者の交流を柱にしつつ、そこから論文作成過程の若手研究者の交流、さらに学問的な成果をふまえた教育プログラムとして発展をすべきであるという形である。

従って、以下に記述するとおり、点検・評価項目の「国際化」「外国人教員の受け入れ」等はもちろん、上記の国際交流ピラミッドの基底となる学生教育への交流成果の反映は、きわめて高いレベルを達成している。

学部国際交流の先駆者たちから受け継いだ、個対個の信頼関係に支えられた教育・研究のネットワークを、研究成果としてさらに開花させ、同時に教育プログラムの中で十分に展開し活用していくことが必要であり、さらにあらたな組織的対応を企図している。

#### ①国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

東洋大学創立 100 周年を昭和 62 年に迎えるに先立ち、その記念事業の一環として国際交流基金を設け、国際交流協定校をアジア、米国、ヨーロッパに設定するという全学方針が立てられた。この方針に経済学部は最も積極的に対応した。すなわち、昭和 60 年にドイツのマールブルク大学、フランスのストラスブール大学、中国の復旦大学、華中理工大学、上海対外貿易学院、アメリカのモンタナ大学と東洋大学は、国際交流協定を締結した。そのほとんどの大学とは従来から太い研究交流を続けており、その実績を生かして経済学部の専任教員が協定締結に尽力したのである。爾来、研究者と学生交換、学生の海外派遣など、経済学部は国際交流の推進を一大目標に掲げ、今日までの 20 年間、多数の教員を海外に派遣し、協定校から多数の研究者を受け入れて、国際シンポジウムを開催してきた。

経済学部国際化と国際交流に関する「ピラミッド型交流」の基本方針は、まさに現在東洋大学が進めている「共生」、とりわけ「国際的な共生」をめざした教育研究交流の先駆けとなるものであり、以上に概括された成果は基本方針の適切性の証左であるとともに、このシステムが将来にわたり学部教育研究のコアとなり発展する可能性の確証となるものである。

#### ②国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

経済学部の教員は毎年 2 名、1 年間の海外長期研究の機会を与えられ、国際的レベルでの教育研究交流を行っている。それとは別に、国際交流協定に基づく教員派遣制度に応募し採択されるれば、さらに 1 名の教員が 1 年間の海外研究に従事する機会を与えられる。過去 5 年の実績は次のとおりである。



## 長期海外研究の実績

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
学部派遣者数	1 名	2 名	2 名	2 名	2 名
派遣国	英国	米国・ フランス	米国・米国	米国・米国	英国・ ドイツ
国際協定派遣者数	なし	1 名	なし	なし	なし
派遣国		フランス			

このほかに、海外短期研究の制度があり、金額では海外長期研究とほぼ同等の額が支出されている。ちなみに 17 年度実績は、海外長期研究は 2 件、340 万円、海外短期研究は 12 件、約 298 万円であった。これ以外にも学内外の競争的研究資金を取得して、海外に出かけるだけでなく、海外からの研究者を受け入れて国際的研究交流を行っている。

これらの研究交流緊密化の措置により、教員は国際的研究ネットワークを構築しそれぞれの研究業績を上げているが、経済学部で特筆すべきは、国際交流協定校あるいはそれに準ずる大学と、研究交流を頂点に学部学生の教育に至るまでのピラミッド型に効果を上げている点である。学部派遣者の中にもそのようなケースが含まれており、それらの教員が、経済学研究科に設置されたオープン・リサーチ・センターにおける大学院生の国際的研究や、以下に述べる経済学部独自の、学生語学研修や学生海外研修を企画・実施するための核となって活動している。また、研究交流により来日した研究者を中心に、ワークショップを開催し、学内外、一部学部学生にもオープンにして成果の共有を実現していることが適切性の証左である。

経済学部で独自に企画している海外研修と海外語学研修については、「②正課外教育 i) 外国大学における語学研修 語学研修 海外研修」に記述しているが、平成 14 年度より毎年継続的に、ウォーリック大学（イギリス・コヴェントリー）と提携して語学研修を実施し、また、平成 12 年度より毎年継続的に、フランスとドイツの協定校（フランスはストラスブール大学、ドイツはマールブルク大学）の協力を得て海外研修を実施している。参加学生からは高い満足を得て、かつ、その後の学生の学習意欲や能力向上の大きな動機付けとなっている。

### ③外国人教員の受け入れ体制の整備状況

#### i) 専任教員

経済学部専任教員 64 名のうち、外国人教員は 4 名、うち出身国は米国 2 名、フランス 1 名、中国 1 名である。

#### ii) 契約制講師

英語担当の契約制英語講師（ネイティブ）が 2 名いる。

#### iii) 非常勤講師

なし。

#### iv) 国際交流協定に基づく教員の受け入れ

国際交流協定にもとづいて、協定校の教員、研究者を不定期であるが1ヶ月～1ヶ年受け入れている。受け入れ研究者は、関連分野の教員の指導を受けながら、自己の研究に従事する。経済学部への貢献としては、ゼミやオムニバス授業の特別講師として、学部学生に対する授業を担当している。

#### v) 外国人教員の受け入れ体制

外国人専任教員の採用に当たっては、「契約制英語講師の雇用に関する要項」に基づき、日本語でのコミュニケーション能力を重視し、組織内への日本人と同等の溶け込みの実現を図っている。したがって、委員会等の負担に関しても外国人に対して格別の配慮をするということはそのような理由で行っていない。

そのため、組織内への外国人教員の受け入れは効果的に進み、教育面では例えば学生に向けた多様な教育プログラムの創造というかたちで、研究面では国際的研究プロジェクトにおける相互サポートというかたちで、具体的な効果をもたらしている。

#### ④教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

研究成果の外部発信は、まず論文等の公表、出版である。学部の研究紀要である「経済論集」はもとより、タイムリーで柔軟な発行を保障する「ディスカッション・ペーパー」、などの整備を行っている。とりわけ「経済論集」への寄稿は、「教員総合評価」のうち研究評価における成果出版の義務づけによって、ここ数年大幅に伸びている。

また、東洋大学経済学部のホームページにおいて、専任教員の教育研究およびその成果を外部発信している。このホームページには学外者もが自由にアクセスすることができる。専任教員の研究成果とともに社会貢献活動の状況についても、過去5年間にわたる成果を経済学部ホームページに載せ、公開している。また、学部生に対する海外研修の成果についても、毎年成果報告書を作成し学内外に配布してその成果を発信している。このことから、教育研究およびその成果の外部発信は適切であると考えている。

## 三. 経営学部

経営学部では、「プロフェッショナルとして直接的、間接的に経営にかかわる領域で活躍するために不可欠な専門的な知識の習得と能力の涵養」を通してプロフェッショナルとして直接的、間接的に経営にかかわる領域で活躍するために不可欠な専門的な知識と能力を持った人材の育成を目標としている。教育課程等は、この目標の達成のために、大学教育への導入をスムーズにする導入科目、経営学部出身者であれば必ず身につけておかななくてはならない基礎科目、そして学問体系、社会的要請（時代ニーズ）、テーマ性の3つにもとづいて科目を配置した専門科目、人間的な思考能力の基礎となる倫理観、道徳観、考える力の基礎である一般教養科目の充実をはかっている。

このことから経営学部の目標である有為な人材の育成は、一般教養科目において人間的、思考的な基礎を構築すること、導入科目から基礎科目における確実な専門基礎能力の習得、

学問・社会・テーマのバランスの上に立った専門的知識の習得と能力の涵養というサブ目標から構成されている。

また、経営学部では教育方法の改善や新たな取り組みに対し積極的に活動を開始している。その中心となっているのが必修の基礎実習講義への取り組みである。また外国語については英語 3 ヶ年計画に従って、さらに中国語では検定試験によって教育成果をはかるなど、教育方法の改善と成果による検証を徐々に実施している。平成 19・20 年度は、講義運営の標準化を多コース科目である基礎科目への拡大、資格試験を教育効果測定に取り入れることの検討などを行うほか、組織的に FD へ取り組みを開始する他、学生の講義評価の活用についても検討を行いたい。

## (1) 教育課程等

### (学部・学科等の教育課程)

#### ① 教育課程の概要

経営学部は、第 1 部経営学科、マーケティング学科、会計ファイナンス学科、第 2 部経営学科の 4 学科を設置し、さらに目指すべきプロフェッショナルを念頭に複数のガイダンスコースを各学科内に設け、専門としての経営学を体系的に教授している。

「ガイダンスコース」とは履修科目を組み立てるための道標の役割を果たすものである。経営学部の教育課程は必修科目や選択必修科目を基礎となる科目に限定し、学生が自分の目標に向かって学習計画をたてることができるよう設計されている。学生生活の目的や目標を考慮した上で、その目標に向かって大学の履修科目を組み立てるための道標としてガイダンスコースを設置している。ガイダンスコース内科目は学問体系、社会的要請（時代ニーズ）、テーマ性に基づいて配置している。この 3 要素のバランスは時代とともに変化することから、継続的に適宜に見直しを行ってきた。

経営にかかわる領域で活躍するためには、人間としての基礎である倫理観、道徳観を基盤にした一般教養を幅広く身につけることが求められることから、経営学部では一般教養的科目を重視し、第 1 部、第 2 部とも 24 単位以上を卒業要件単位数としている。一般教養的科目の人間探究分野は、第 1 部では 4 群 83 科目、第 2 部では 3 群 32 科目という幅広い科目を設置し、総合大学としての利点を積極的に活用している。

専門科目は、学問体系を基礎に配置し、第 1 部の 3 学科においては、必修科目、基礎科目、選択科目、経営学部内他学科科目から構成されている。必修科目は第 1 部の導入教育の核である基礎実習講義（2 単位）と一般教養的科目の文化間コミュニケーション分野の英語の 8 単位のみである。基礎科目は第 1 部 10 単位以上、第 2 部 6 単位以上とし、選択科目は第 1 部 60 単位以上、第 2 部 74 単位以上となっている。

基礎実習講義は大学で専門的な学習や研究をする上で必要とされる基礎的な学習能力の修得を支援するための科目である。

基礎科目は、文字通り経営学の基礎的科目であり、これらの科目は、経営学部出身である以上、最低限身につけていることが当然とされる科目であり、経営学の諸知識を広く身につけるための土台を形成することを目的に配置されている。

一方、第2部経営学科の専門科目は、基礎科目と選択科目から構成され、基礎科目は経営学、マーケティング、会計の基礎科目を6科目配置している。

それぞれの分野に配置された科目は学校教育法第52条の目的からすれば、知的能力、道徳的能力、応用能力を教育する科目がそれぞれ配置されている。

外国語科目は、一般教養的科目の文化間コミュニケーション分野に配置された英語、ドイツ語、フランス語、中国語と、専門科目に配置された「英語で学ぶ経営学」等の14科目がある。平成18年度のカリキュラムは、学部の教育目標のもと、平成16年度から3カ年に渡って議論を重ねた結果であり、卒業所要総単位数に占める一般教養的科目、外国語科目、専門科目の量的配分、各科目区分内の科目数、単位数については適切、妥当であると考えている。現在は今回の改革の成果を、学部主任会とカリキュラム検討委員会を中心に継続的に点検しているところである。

## ② 基礎教育

基礎教育は、第1部においては、導入教育としての基礎実習講義、専門科目に対する基礎教育としての基礎科目、基礎演習から構成され、基礎実習講義、基礎演習は知識としての基礎だけでなく倫理性をも培う体制が取られている。第1部では、1セメスタにおいて基礎実習講義を設置し、学科ごとに積極的に導入教育を実施している。この導入教育はワーキンググループを学科ごとに組織し、明確な責任体制のもとで運営している。各学科の特徴は、基礎実習講義にみることができる。経営学科においては細部まで詳細に組み立てられたテキスト、ティーチングメソッドを活用して、経営学の基礎を全12回で理解する方式が取られているのに対し、マーケティング学科と会計ファイナンス学科では、レポートや論文の書き方、様々な情報収集の方法、メール、パワーポイントの基本的使い方などを学生にマスターさせること等に主眼がおかれている。

また2セメスタから4セメスタには基礎演習を開講し、専門の基礎的な教育とともに、大学生としての基礎的な社会性・倫理性を培う役割も担っている。演習という少人数クラスによる基礎的教育の実施は、経営学部が受け継いできた伝統の1つである。この導入教育は、平成16年度カリキュラムから、半期で授業が完結し、学習意識を集中させることができる「セメスタ制」を導入したことで充実させることが可能になった。

さらに平成16年度までは1、2年生は朝霞キャンパス、3、4年生は白山キャンパスと分かれていたが、平成17年度より白山キャンパスにおける一貫教育が開始され、基礎的な演習と専門的な演習を連続もしくは関連させて開講することができるようになり、学年を越えた交流により社会性を培う教育を含め、より効果的な演習指導を実施できるようになった。

## ③ カリキュラム体系

第1部の3学科では、一般教養的科目24単位以上、専門科目80単位以上を合計し124単位を卒業要件としている。一般教養的科目のうち必修科目は、文化間コミュニケーション分野の英語4科目、合計8単位のみである。また専門科目のうち必修科目は基礎実習講義1科目(2単位)のみである。このように選択科目が圧倒的に多いという現状を考えれ

ば、必修・選択の量的配分に偏りがあることがわかる。しかし選択科目は学問体系、社会的要請（時代ニーズ）、テーマ性の3つにもとづいて科目を配置しており、量的配分上の偏りがカリキュラムの不適切性に繋がらないように組み立てている。しかも「明確な目的意識を持ち、自分の進むべき道は自分で決めるという自主性を持った人材」の育成は経営学部が育成する「有為な人材」の条件であり、学生が自分の目的にしたがって学習の履修プランを自ら設計すること、それを支援することは、有用な教育機会でもある。

さらに、経営学部生として総合的な専門能力を体得するとともに、相乗的な学習効果を生み出すように、専門科目の基礎科目として「現代の経営」「経営学」「現代のマーケティング」「マーケティング論」「会計基礎論」「データ分析」「経済学（ミクロ）」「経済学（マクロ）」があり、10単位以上を修得することを要件としている。この専門基礎科目は選択科目ではあるが、16単位中10単位の取得を求めていることから選択必修的な性格を備えたものであり、必修・選択の量的配分にも配慮している。基礎科目は基礎であるがゆえに、すべての履修が好ましいが、基礎科目は3学科共通で設置された科目であり、各学科において基礎科目の重要度に強弱があることから選択必修的に取り扱っている科目群である。

第1部経営学科の授業科目は、企業経営にとって必要な基本的知識の習得と、情報化・国際化時代、そして地球環境・地域社会・ベンチャーなどの21世紀型の経営に対応できる人材の育成を目的として、それらに関連した多彩な科目を設置している。各科目は、その内容に応じて、3つのガイダンスコース（ビジネスデザインコース、組織・人材マネジメントコース、環境・社会マネジメントコース）に体系的に配置されている。ビジネスデザインコースと組織・人材マネジメントコースはコースとして体系づけられているが、環境・社会マネジメントコースはテーマ性の高さから逆に体系性が薄れ、学生は他の2ガイダンスコースを学びながら選択的に学ぶ傾向にある。このためコースとしての独立性に課題を残しており、平成18年度からコースのあり方についての検討を開始している。

また第1部マーケティング学科のガイダンスコースは、マーケティングコースと流通コースの2コースが設置されている。マーケティングコースはマーケティングの理念と戦略を、顧客の視点から学ぶコースであり、流通コースは消費財の流通を中心に商品流通の歴史から流通理論までをカバーしている。経営学やマーケティングに比べ、流通を学問体系にそって学べるコースは我が国ではきわめて少なく、この流通コースは特徴のあるコースの1つとなっている。第1部会計ファイナンス学科には、会計コースとファイナンスコースの2コースが設置されている。会計コースは簿記から財務会計、原価計算、税務会計、国際会計、監査、管理会計等の専門分野の科目を幅広く体系的に配置している。また会計コースは大学での学習成果が税理士、公認会計士、国税専門官など資格に直結でき、国家資格を有する会計職業人をめざすアカウンティング特講などが設置されている。またファイナンスコースは、金融論、金融システム論、ファイナンス数学、ファイナンス論によって基本的知識や理論を習得した後に各専門科目を履修するように科目を配置している。また証券会社の第一線で働いている社会人による特別講座「ファイナンス特講A、B」によってファイナンスの実学的な側面をも学ぶことができるようにしている。

第1部の3学科のカリキュラムは、各学科内のワーキンググループにおいて検討されるとともに、学部内のカリキュラム検討委員会においても検討される。この検討委員会は外

国語教育検討部会、専門教育検討部会、第2部教育運営検討部会から構成される。平成16年度から実施され、かつ継続的に改善されている導入教育と基礎教育の充実は、この検討委員会の成果である。

次に第2部経営学科のカリキュラムの特徴は、演習に対応した「経営学応用研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設置していることにある。この科目はリサーチペーパーの作成を通して考える力を培うことを目的としており、学生は演習で指導を受けながら1年間かけて完成させる。リサーチペーパーは、審査に合格すると演習の単位とは別に単位が認定される。このように、従来型の単位と授業形態への対応だけでなく、学習場面の多様化に対応した単位の認定を行っている。

第2部経営学科のカリキュラムについては、学生数に対して開講科目数が多すぎるなどの問題が指摘されてきた。第2部教育運営検討部会では、この課題を学部の目標・教育成果の観点から再検討し、(a)コース制度を廃止すること、(b)経営英語科目・コース科目・共通経営科目の区分枠をはずし、選択科目とすること、(c)履修者のほとんどいないオフキャンパス科目等を削減する、という改正を行った。

第2部経営学科では、各年度の開始時点で全教員が集まり、第2部経営学科の目的と教育目標を明示し、各担当教員からは、学生教育の実施状況に関する報告を受けている。またコース制度は廃止したものの、責任体制を維持し、兼任教員の積極的関与を促すためにも、コース毎に授業運営責任者を配置したコースディレクタ制は継続している。今後とも、各コースディレクタの意見を集約し、第2部教育運営検討部会において、平成18年度教育課程の実施状況を継続的に把握し、見直し作業を行っていくことにしている。

#### ④ 外国語教育について

「経営にかかわる有為な人材」は、既に到来したグローバル化に対応できる人材でなくてはならない。このことから外国語教育はきわめて重要な位置を占めている。経営学部では、一般教養的科目の文化間コミュニケーション分野の必修科目として「英語」を、選択科目としてドイツ語、フランス語、中国語の3カ国語の科目を設置している。また専門科目としてビジネスで必要不可欠な英語を中心とし、第2外国語として、ビジネス上の必要性が高まっている中国語を教育している。

以下に英語教育とその他外国語に分けて述べるが、外国語教育は学部の理念・目的の実現の重要な柱の一つとして位置づけられ、国際化するビジネス社会の進展に対応できるように、英語教育3ヵ年プランの策定と実行、中国語における資格試験の活用資格を活用して実施と教育成果・学習成果の評価が行われるようにするなど外国語能力の育成は適切に行われている。

##### (イ) 英語教育

経営学部においては、平成17年度までは第1部経営学科、マーケティング学科、第2部経営学科のそれぞれが独自の英語教育を行ってきた。しかし、平成18年度の会計ファイナンス学科の新設を機に一般教養的科目・専門科目を問わず第1部においては学部共通の英語教育へ転換した。

一般教養的科目では、習熟度別クラス編成を基軸として、習熟度の高い学生に対しては英語のみで授業を行い、低い学生に対しては日本語も交えて理解度を確認しながら講義を行っている。こうした習熟度別クラス編成は、自分の実力に合ったきめ細かな教育を受けることができるという点で学生の評価は高い。

専門英語教育としては、「ビジネス・コミュニケーション A・B」「ビジネス・プレゼンテーション A・B」「ビジネス・ネゴシエーション A・B」「ビジネス・ニュース英語 A・B」「英語で学ぶ経営学 A・B・C・D・E・F」というビジネスに特化した科目を提供しており、将来英語を使った仕事に就きたいという学生のニーズに応えている。また、TOEIC に力を入れており、TOEIC の点数による単位認定や学内での IP テスト（団体テスト）を積極的に実施している。今後も経営学部の学生に TOEIC の啓蒙を図り、受験者数を増やすことによって、学生全体の英語力を伸ばしていくことを目標にしている。

一方、第 2 部経営学科では、平成 16 年度以降入学生に対し、英語はすべて専門選択科目として配当した。これは第 2 部の学生には第 1 部の学生に比べて目的意識を明確に持ち、きわめて限られた範囲での学習に集中することを希望する学生や、英語から長く離れて一種のコンプレックスをもった学生の学習を後押しするためである。具体的には「経営実用英語入門 A・B」、「経営資格英語 A・B」、「経営資料多読英語 A・B」といった、実務に直結する実践的な英語科目を配置している。

#### (ロ) 英語教育 3 カ年アクションプランの策定

経営学部では英語教育の充実を目指して「3 カ年アクションプラン」を策定し実施している。このアクションプランは、(a)平成 18 年度に新入生の客観的な英語力と学生が求める英語教育を調査・分析し、(b)平成 19 年度に平成 18 年度の調査内容に基づき、学生の能力に適した教材を選択あるいは作成する。(c)平成 20 年度に平成 18 年度に入学した学生がどれほど英語力を伸ばしたかについて調査・分析した上で、次のプランを作成するローリング・プランニングである。

この計画の中で、一般教養的科目としての英語科目と専門科目にある英語の連結をスムーズにした上で、TOEIC の重要性を学生に啓蒙し、受験者数の増加に努め、平成 17 年度には 2 桁にとどまった受験生数を平成 18 年度には 100 名以上にすること。海外留学する学生を 10 名以上にすること。等具体的に数字で目標を設定した。

#### (ハ) その他の外国語

英語以外の外国語科目は、一般教養的科目の文化間コミュニケーション分野にドイツ語・フランス語・中国語を開講している。しかし近年、ビジネスにおける中国語の必要性が高まっていることから、平成 17 年度に中国語担当の専任教員を採用して、中国語教育を第 2 外国語の中心に据えた。

一般教養的科目の中国語科目は「中国語ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB」を 1・2 年次に配当している。2 年間の学習で発音法、基礎文法、平易な会話能力の習得を目標としている。具体的には、1 から 2 セメスタ（1 年次）で、発音、特にピンインと声調の練習ならびに簡単な会話能力の学習に重点を置き、2 セメスタ（1 年次）の終了段階で、「中国語検定試験準 4 級」

程度の習得を目標としている。3 から 4 セメスタ（2 年次）では、基礎的な中国語文法をマスターし、常用の語彙を習得して平易な会話ができるようにする。4 セメスタ（2 年次）終了段階の目標レベルは、「中国語検定試験 4 級」程度としている。

将来、中国語を使ってビジネスの場面で活躍したいという学生に向けて、専門科目の「ビジネス・コミュニケーション A・B」においても、引き続き中国語の教育を行っている。この科目では、ビジネスで使用する中国語を習得すると同時に、さらに語彙を増やし、一般的な文法をマスターすることを目指している。ここでの目標レベルは、「中国語検定試験 3 級」程度である。

一方、中国語以外のその他の外国語はすべて兼任教員が担当しており、教育内容も担当者まかせとなっていることから、カリキュラム検討委員会の中に外国語教育検討部会を設置し、第 2 外国語教育の内容と教育方法について検討を行っている。

#### ⑤ 一般教養的科目

経営学部的一般教養的科目は、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」という目的のもとに科目を編成し、適切に措置されている。

第 1 部経営学科とマーケティング学科、会計ファイナンス学科の一般教養的科目は、人間探究分野（I 群から IV 群）、文化間コミュニケーション分野、スポーツ健康分野、情報分野、他学部開放科目、教職科目に大別され、計 121 科目となっている。これらの科目の中には、従来の自然科学、社会科学、人文科学及び学際的な分野等が過不足なく含まれている。

平成 17 年度までは、第 1 部経営学科とマーケティング学科の一般教養的科目の内容には若干の違いがあった。第 1 部経営学科においては科目の豊富さと科目選択の柔軟性を利用することによって、幅広さ、深さを含めて選択肢を多く用意してきたが、マーケティング学科においては専門に関連する科目を限定して設置してきた。しかし平成 16 年度において教育目的に掲げた人材教育の観点から一般教養的科目を見直し、「経営の専門家であると同時に、経営の専門にとらわれない幅広い視野を持つ人材の育成」の観点から文化間コミュニケーション分野を除いた一般教養的科目を再編成、共通化した。さらに、既に述べたように平成 17 年度には語学教育に対する考え方を学部全体としてまとめ、第 1 部 3 学科体制になった平成 18 年度からは文化間コミュニケーション分野も共通とした。

第 2 部経営学科の一般教養的科目は、人間探究分野（I 群から III 群）、文化間コミュニケーション分野、スポーツ健康分野、情報分野に大別され、54 科目が配置されている。英語は資格取得を目的とする科目（TOEFL 関連科目）以外はすべて専門科目として配置し、文化間コミュニケーション分野にはいわゆる第 2 外国語であるドイツ語、フランス語、中国語の各科目が配置されているところに特徴がある。

#### ⑥ 「起業家的能力を涵養するための教育」の教育課程上の位置づけ

経営学部では起業・経営を仮想企業の中で体験できるビジネス・シミュレーションを実施している。

学生はこの演習に参加することで、講義において既習した企業の方向性を司る経営戦略



や戦術がいかに重要なものであるかを再認識し、さらにマーケティング、生産、人事、財務などの機能がいかにシステムとして統合されているかを理解することができる。

学生は、この演習を通して大学で学んだ知識を仮想企業の中で体験し、再確認し、補強することができる。それゆえこの講義は、経営学部のカリキュラムの上では学習のまとめとしての役割および大学生の間に経営学が経営の現場でどのように役に立っているかを認識することで、学習への動機づけの機会も担ってきた。

さらに、将来起業家を目指す学生にとっては、このように仮想企業を経営実践することは極めて有用な機会となっている。経営学部では平成14年度から4年間、東洋大学重点施策事業としてこのビジネス・シミュレーションのプログラム開発に取り組んできた。

このビジネス・シミュレーションは、経営学科のカリキュラム（「企業研究実習講義A・B」）の中に取り入れられており、この講義内で行われるケーススタディ、インターンシップ指導（学部としてのインターンシップは、平成11年以降は実施していない）と共に、起業家能力の涵養を目的の1つとしてきた。

ビジネス・シミュレーションは、平成12年度から平成16年度まで大学のセミナーハウスを使用して、2泊3日の合宿方式で実施してきた。平成17年度は学生の夏期休暇を利用し、実施することが検討され準備が進められたが、セメスタ制の導入にともない、講義が秋学期配当科目であるため、履修と実施時期の齟齬から、合宿ではなく講義方式で行うこととなった。平成18年度からは再度、夏休みなどの休暇期間を利用して、合宿形式で行うことになった。

#### ⑦ 学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況

健全で充実した学生生活を営むためには、心身ともに健康であることが何よりも大切である。そのため経営学部では一般教養的科目の中にスポーツ健康分野を設置している。スポーツ健康分野は、「スポーツ健康科学実技」「スポーツ健康科学実験講義」「スポーツ健康科学演習」から構成されている。学生にとっては心身の健康とその保持・増進のために効果的な運動を行えるだけでなく、これらの科目を通して生涯スポーツとして習慣化していくための動機づけにもなっている。いくつかの実技科目は、朝霞キャンパスで開講されている。朝霞キャンパスには伸び伸びとスポーツ活動の出来る施設が数多くあり、学生の健康の保持増進、仲間作り、ストレスや肥満の解消などに対して極めて効果的となっている。

#### （カリキュラムにおける高・大の連携）

経営学部では高校教育から大学教育へ円滑に移行することができるように、学科ごとに積極的に導入教育を実施している。その中核が、「基礎実習講義」である。

第1部経営学科においては、経営に必要な基礎知識を身につけさせることに焦点を当て、オリジナルの教材を作成して、学生に勉強することの意味を徹底して教えている。この科目は、第1部経営学科のほとんどの教員が関わり、大学で勉学をしていくために必要なスキルを学生に身につけさせる上で大きな役割を果たしている。

マーケティング学科および会計ファイナンス学科においては、大学におけるノートの取り方から図書館の利用方法など大学における学習スキルの指導に力を入れている。

平成 17 年度から、推薦入試の合格者を対象に、入学前事前学習として「英語 100 日チャレンジ」を実施し、スムーズに大学で語学教育を受けるための仕組みを作った。

#### (カリキュラムと国家試験)

経営学部では、公認会計士および税理士等の国家資格取得を目指す学生を支援するためカリキュラムにおける試験対応科目の配置、資格試験に対応したゼミナール、全面的に資格取得を支援するための会計学特別研究室を設置し、受験指導から受験参考書、ビデオ等の貸出および自習室の提供等を行っている。

経営学部卒業生から、これまでに公認会計士 8 名、税理士 188 名を輩出している。税理士試験科目合格者は、平成 14 年度に 2 名、平成 15 年に 2 名、平成 16 年度に 2 名であった。証券アナリスト 1 次試験合格者は、平成 17 年度に 1 名、平成 18 年度に 1 名であった。平成 18 年度から会計ファイナンス学科を立ち上げ、資格試験に関係した科目を一層充実し、学生の資格取得を全面的に支援している。

経営学科では、中小企業診断士を受験するためには、どのように大学の講義を活用するかなどの指導をガイダンス時に行っている。

#### (インターンシップ、ボランティア)

経営学部では平成 9・10 年度にコンビニエンスストア・チェーン本部と提携してインターンシップを試験的に実施し、この 2 年間の試行によってインターンシップが就業意識等に有用であることがわかった。しかし学生のインターンシップ受講希望企業が多岐に渡ることで、多数の企業がインターンシップ・プログラムを実施するようになったことから、先の提携を一時中断し、学生が自分の興味や希望に合わせて応募できるようにインターンシップ関連情報の提供と支援の拡充を行ってきた。

学部のインターンシップの学生相談窓口としては演習教員と企業研究実習講義の担当者が中心的役割を果たしている。今後はキャリア形成支援センターと提携して積極的に取り組み、教育上のシステムとして、応募状況・採用状況の把握からインターンシップ活用支援までの包括的対応を検討している。

なお、ボランティア活動については学部が主体となった取り組み、単位認定等を行っていない。

#### (履修科目の区分)

経営学部の履修科目は、一般教養的科目と専門科目に分かれており、一般教養的科目は人間探究分野、文化間コミュニケーション、スポーツ健康分野、情報分野、他学部開放科目、教職科目に分かれ、専門科目は、基礎、必修、選択、そして教職科目（卒業単位外）に分かれている。

卒業に必要な単位は第 1 部、第 2 部とも 124 単位以上で、一般教養的科目は 24 単位以上、専門科目は第 1 部 80 単位以上、第 2 部 84 単位以上となっている。

第 1 部の必修科目は一般教養的科目の文化間コミュニケーション分野で 8 単位が必修となっている他は、専門科目で大学での勉学のスタートとなる基礎実習講義 2 単位のみが必

修となっている。また学部教育の基礎としての専門基礎科目は 16 単位の中で 10 単位以上を修得しなくてはならない。

教職科目のうち、一般教養的科目に配置されている「社会科教育論」「商業科指導法Ⅰ・Ⅱ」、「総合演習」は 1 セメスタで履修可能単位数 22 単位に含み、卒業単位としても認められる。

専門科目に配当されている教職科目の教科科目は、履修可能単位の枠外として履修できるが、卒業必要単位としては認められない。

第 2 部経営学科の教職科目修得単位も卒業に必要な単位としては認められない。

学部全体として、カリキュラムにおける必修、選択の量的配分においては、必修科目を最低限に抑えているが、基礎科目が選択必修的な科目として位置づけられる他、学生が自らの目標によって科目を選択し組み立てるための道標となるガイダンスコースを設定することで、選択・必修の量的配分を実質的に調整している。

### （授業形態と単位の関係）

単位計算方法は、講義・演習科目、外国語科目、実技・実習科目の区分に従って決められている。講義・演習は、原則として 1 時間の授業に対して 2 時間の準備を必要とすることを考慮して、毎週 1 時間 15 週をもって 1 単位とし、外国語科目は、2 時間の授業に対して 1 時間の準備を考慮し、毎週 2 時間 15 週の講義をもって 1 単位とし、実技・実習科目は、毎週 3 時間 15 週の授業をもって 1 単位としている。しかし実際には、演習科目等の準備時間は想定を大きく超えるが、一般の講義では想定時間を下回るなど、単位計算の前提が守られているとはいえない。

このことから準備学習に対する認識を新たにし、かつ実効性のあるものとするために、講義用のレジュメの 1 週間前配付などを学部として実行するための検討を始めている。

### （単位互換、単位認定等）

経営学部は、開かれた大学・学部として発展するため、学術交流の促進、教育の一層の充実を目指して、龍谷大学経営学部と文京学院大学経営学部（協定時は文京女子大学）との間で学生交流協定を結ぶなど積極的に国内外の大学と単位互換、単位認定等を行っている。

国内外の大学等との単位互換、大学以外の教育施設等での学修に対し実施している単位認定として、龍谷大学等との協定、海外留学および放送大学科目の履修等があり、教授会の議に基づき 60 単位（学期毎の履修単位を超えることはできない）を限度に卒業単位として認定することができる（卒業論文は除く）。

認定単位数の割合は、最大で 60 単位、卒業所要総単位数の 48% にあたり、決して低いとはいえないが、上限はあくまで協定校交換留学制度や学生交流協定によるものであり、適切である。

2 大学との学生交流協定は、平成 10 年 11 月 17 日に龍谷大学と、平成 12 年 3 月 21 日に文京学院大学（協定時は文京女子大学）と締結された。しかし、龍谷大学との交流については低調であり、また文京学院大学との学生交流についても 2 年度目からほとんど機能し

ていないため、平成 19 年度には制度のあり方について、抜本的な見直しを含めて検討を行う予定である。

#### ① 龍谷大学との学生交流協定

龍谷大学との学生交流協定では、次の 3 点を規定した。第一に、学生の受け入れについては、学生を派遣する大学の推薦に基づき、学生を受け入れる大学が決定する。第二に、東洋大学の学生は龍谷大学においては「科目等特別履修生」となり、東洋大学では龍谷大学の学生を「特別聴講生」として処遇し、授業科目、単位および成績評価については受入大学の正規学生と同等に取り扱う。第三に、期間は 4 月 1 日から 1 年とし、両大学からの交流学生数は原則として同数を基本とし、毎年数名とする。

この協定に基づいて派遣・受入された学生が修得した単位は 44 単位を限度として派遣大学において卒業要件単位として認められ、しかも学費、聴講料は受入大学においては免除される。この単位は、きわめて広範な科目から履修が可能であり、専門選択科目として一括認定するには別途科目の適合性の審査が必要となる。大学コンソーシアム京都・放送大学科目を除き専門選択科目で一括認定するが、海外留学・放送大学科目等の履修により、既に単位認定を受けている場合には、その分を 60 単位から差し引いた単位数を認定する。

対象は第 1 部の 3 年次の学生で、毎年 2 名程度を予定し、派遣する学生の推薦は前年度の 12 月末までに行うこととなっている。受入大学は、専任教員の中から指導教員を選び、学修・学生生活上の助言または指導を行っている。

#### ② 文京学院大学との学生交流（単位互換）協定

文京学院大学との学生交流協定も基本的には龍谷大学のものと同様であるが、文京学院大学との協定はあくまで単位互換に限定した協定である。協定による交換科目は「原則として、専攻領域の講義科目（演習・実習科目を除く）とし、交換対象科目の選定は、毎年度、相互に科目表を提示し調整の上決定する」としている。対象学生は 2、3 年次生に限定されている。履修可能単位数は、学期で 4 単位以内、在学中に合計 8 単位以内としている。また文京学院大学受入学生の名称は「単位互換聴講生」となる。単位認定学生数等は表 4 の通りである。

#### ③ 国外の大学との単位互換

東洋大学と学生交流協定を結んでいる海外の大学へ学生を派遣している。留学中に修得した単位は、留学終了後、所属学科の教育課程表に照らし、教授会の議に基づき、60 単位（ただし、各学期の履修単位を超えることはできない）を限度に認定される。単位互換実績は平成 13 年度に 3 名合計 67 単位であったが、平成 14 年度 1 名で 12 単位、平成 16 年度は 1 名 11 単位にとどまっている。経営学部としては単位互換制度を今後とも積極的に活用するために外国語教育の項で述べた計画を実行している。

#### ④ 大学以外の教育施設等での学修や入学前の履修得単位の認定

大学以外の教育施設等での学修においては、資格取得および語学セミナー参加によって

英語科目の単位認定を行っているが、これは学部における語学教育の補完のみならず、重要な動機付けとして機能している。さらにそれらの単位認定方法は明確に規定、履修要覧に告知されており適切である。

平成 18 年度に、中小企業診断士試験、経営学検定試験、簿記関連資格についても関連科目の単位認定の検討を行うこととしている。

#### (イ) 資格取得による英語科目の単位認定

経営学部では、経営学科は平成 13 年度以降入学生、マーケティング学科は平成 16 年度以降入学生を対象に、資格による英語科目の単位認定を行っている。認定資格は TOEFL (CBT・PBT)、TOEIC、実用英語技能検定(英検)で、経営学部の定めるスコアあるいは級を取得し、指定期間内に申請すれば、教授会の議を経て文化間コミュニケーション分野の英語の単位が認定される。これまでに単位認定された学生の総数は、平成 14 年度 25 名、平成 15 年度 29 名、平成 16 年度 27 名、平成 17 年度 25 名、平成 18 年度 28 名である。現在も積極的に資格取得への動機づけを積極的に行っており、現在の認定者数を倍増させるべく受験機会の提供など制度を整え対応している。

#### (ロ) 東洋大学語学セミナー参加による単位認定

経営学部では、平成 16 年度以降の入学生については、東洋大学語学セミナー(英語、中国語)に参加し、単位の認定を希望する場合は、(海外語学セミナー I・II 以外の科目は)認定対象科目の授業に通常通り出席し、試験のある場合はこれを受験することでセミナーの参加が成績・評価に加味される。

この単位認定までの主な手続きについては、セミナー参加後の新学期に認定希望科目を履修登録すること、また、所定の用紙(語学セミナー単位認定希望科目申請書)を履修登録後教務課に提出すること、となっている。ただし、海外語学セミナー I・II で単位を認定する場合は、説明会の出席、事前申込み、事前指導等所定の手続きが必要になる。これらの単位の認定・評価に関しては、試験・出席等を含めて授業担当教員が判断することとなっている。なおこの制度によって単位を取得したのは、平成 13 年度 2 名、平成 14 年度 3 名、平成 15 年度 4 名、平成 16 年度 0 名、平成 17 年度 2 名、ときわめて少数にとどまっている(経営学部「履修要覧」87 頁を参照のこと)。

#### ⑤ その他

経営学部は、海外大学等との学生交流協定、発展途上国に対する教育支援は学部単位では行っていない。

#### (開設授業科目における専・兼比率等)

経営学部の平成 18 年度の専兼比率(専門教育のみ)は、春学期では、経営学科 84.3%、マーケティング学科 77.4%、会計ファイナンス学科 74.4%、第 2 部経営学科 33.0%、秋学期では、経営学科 85.5%、マーケティング学科 79.2%、会計ファイナンス学科 87.3%、第 2 部経営学科 32.8%となっている(大学基礎データ「表 3」参照)。過去 5 年間に於いて、科目数、新カリキュラムの導入などの要因を加味すれば、大きく変動することなく、適切

に運用されている。

また第2部経営学科の専任比率が極めて低い数字となっているが、これは平成12年度の専門科目改革、とりわけ実務界からの兼任教員による実践的なカリキュラムの導入を柱とする教育改革を実施した結果である。

経営学部では兼任教員の増加に対し、専任教員との相互交流機会を持つだけでなく、コース制の運営（第2部経営学科）によって専任教員（コースディレクタ）を中心に兼任教員との連携を強化し、兼任教員がより教育活動に主体的に取り組んでもらえるように積極的に関与している。

平成18年度にはこの実践的なカリキュラムのあり方について点検・評価を行った結果、19年度よりコース制を廃止するなどの改正を行い、平成19年度以降は第2部経営学科の専・兼比率も改善することとなっている。

#### （社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）

社会人学生は現在第2部で受け入れており、平成15年度12名（男6、女6）、平成16年度11名（男10、女1）、平成17年度12名（男11、女1）、平成18年度4名（男4、女0）となっている。教育課程上で特別な配慮は行っていないが、入学時に社会人学生を対象とした特別ガイダンスを行い、学習目的と履修について個別に相談する機会を作っている。

外国人留学生には日本語能力の増進を推奨しており、語学の選択については、母国語・母語以外を履修することとなっている。海外帰国生については平成15年度に1名を第1部経営学科で受け入れている。

#### （生涯学習への対応）

経営学部としては、特に在学生を対象とした生涯学習講座は行っていない。しかし、生涯学習センター（エクステンション課）に対して、「暮らしに役立つ経営学」および「住んで分かった世界の暮らし」の2講座を提供してきた。特に前者についてはそれぞれのサブタイトルの下に経営学部専任教員が中心となって講義が行われている。対象は学内学生ではなく公募による社会人受講希望者であり、社会貢献活動としての役割も担っている。

学部単位ではこの活動に留まっているが、大学全体で取り組んでいる生涯学習講座、官庁、地方自治体が実施する同様の活動に積極的に講師を派遣しており、生涯学習への対応と措置は適切・妥当である。

また教育課程内においても生涯学習を考慮した取り組みについて検討を行う予定である。

#### （正課外教育）

経営学部では、正課外教育として販売士2級資格取得講座を支援してきたが、平成18年度はキャリア形成支援センターによる3年生向け就職支援活動の1講座となっている。

しかし、学生が中心となって活動している経営学部経営学会への積極的な支援・関与、会計特別研究室が中心となった資格取得学習支援、工場・商業施設見学、合宿によるビジネスゲームの実施、演習活動の一環として学外の研究懸賞への応募、学外との学生研究交流など豊富で充実した正課外活動があり、それらの活動を通して正課外教育を積極的に行

っている。

工場・商業施設見学、合宿によるビジネスゲームなどは現場と学問を結ぶ重要な活動の一つであり、参加学生の意欲、満足度も極めて高く、大学で学ぶ意義や就職活動への動機付けになっている。また学外での研究懸賞論文の応募では、複数の大会で優秀賞等を受賞し、学生の努力や教員の指導に報いる成果を得ている。

## (2) 教育方法等

### (教育効果の測定)

#### ① 教育上の効果を測定するための方法の適切性

経営学部における教育上の効果測定の方法は、大別して(a)個別の講義および演習ごとの効果測定と、(b)学部教育全体を通じての効果測定の種類がある。(a)については、中間試験、期末試験、レポート、授業終了時の確認テスト・感想文など、教員それぞれの努力と工夫によって様々な方法で教育効果を測定している。中間・期末試験の出題方法としては、講義内容に応じて記述・論述、計算問題、正誤問題、空欄補充問題など多様な形式が見られ、測定における適切性・妥当性が確保されている。実施方法としては、マークシート方式も利用可能である。レポート、確認テスト・感想文に関しては、学期中に複数回実施し、中間・期末試験と併用する教員が多く、多面的な評価が行われている。

これらはいずれも大学教育における一般的な成績評価方法であり、適切に行われている。これらの方法の適切性は、評価を実施する教員にすべて委ねられており、成績評価方法の適切性を客観的に示す仕組みや教育効果の測定方法に関して教員間で合意が確立されるには至っていない。

しかし1年次の春学期に必修科目として課される基礎実習講義では、複数の教員が学生全員に対してきめ細やかな指導を実施し、基礎実習講義の実施・運営は、学科ごとに組織されたWG(Working Group)がこれを担うことで、教育効果の測定方法の開発、測定方法の有効性の検証、測定結果に基づく教育改善が行われ、指導方法における一貫性のみならず、効果測定方法の適切性が確保されている。このように基礎実習講義など教員が複数名で担当する講義の一部では、成績評価基準を明確化・文書化し、同一の成績評価基準を適用し、結果として、教育効果の測定方法についても概ね合意が得られている。このことから平成18年度から、基礎実習講義において確立された成績評価の方法・基準について、形式化した上で教員全体がこれを共有し、他の講義科目における教育効果の測定方法としての利用可能性について検討を開始している。

また(b)については、語学を除き、全学生を対象とした特定の効果測定方法は存在しないため、効果測定の仕組みとしては十分でない。卒業論文は教育効果を測定する重要な方法の1つであるが、経営学部では卒業論文が選択科目であるため、履修しない学生も多い。英語能力については入学時のプレースメントテストである英語能力確認テストを実施し、その後もTOEICなどによって効果測定が現行の制度下では適切に行われている。

また、少人数のクラスにおいて、教員が学生と密接なコミュニケーションを取りながら、教育効果の測定を行うことのできる体制が構築されている。経営学部では1年次秋学期か

ら基礎演習（ゼミ）を履修することができ、4年次まで継続した学生については、長期的な教育効果の測定が可能である。

このように教育効果を測定するシステムは部分的には立ち上げられているが、システム全体としての検討が行われていない。今後は平成19年度末を目途に、学部全体でシステムとしての教育効果測定の検討を行い、教員間のコンセンサスづくりを行う。

## ② 卒業生の進路状況

経営学部の卒業生の進路状況については、平成17年3月卒業生の就職率は男子94.4%、女子97.4%、全体で95.5%であり、就職希望者のほとんどが卒業時点で就職できている。ただしこの数値の分母は、「就職希望者数」すなわち「就職者＋卒業時点で就職活動中の者」であり、実際の卒業生数とは異なる。同年の卒業生数は経営学部第1部で719名、第2部で155名であったため、卒業生に占める就職者の割合はそれぞれ70.8%、65.2%となる。近年は学生の進路が多様化しているとはいえ、この率を高める努力が必要である。

就職先業種で多いのは「卸・小売業」であり、第1部・第2部の合計で全体の約30%を占めている。次いで「サービス業」「製造業」「金融・保険業」が多く、ここまでの合計で全体の約3分の2を占めている。この傾向は平成13年度と比較してもほぼ同様であり、近年の経営学部における一般的傾向である。

企業規模、上場／非上場の別に就職先を見てみると、いずれかに偏ることなく多様な企業に就職していることがわかる。

また国際的、国内的に注目され評価されるような人材として、企業経営者、公認会計士、アナウンサー、プロ野球選手など、それぞれの専門性を発揮して国内で活躍している卒業生が多数存在する。

### （厳格な成績評価の仕組み）

経営学部において、卒業に必要な単位として各学期（セメスタ）に履修することのできる単位数は22単位が上限となっている（教職科目は枠外）。講義科目によっては配当学年・配当セメスタが定められており、学生の学習の進捗に応じて、適切な講義科目が履修されるようにカリキュラムが工夫されている。

卒業要件（124単位）については、年間履修可能単位数（44単位）を上限まで取得すれば、実質的には6セメスタ終了時において満たすことができる。しかし、「卒業要件単位数を満たしていても、最終セメスタに卒業単位として認められる科目を2単位以上単位修得しないと、卒業することができない」との制限を設けることによって、4年次（7・8セメスタ）が就職活動のみに費やされることを防止している。

各学期22単位という履修登録単位数の上限ならびにその運用は、各講義科目の単位認定に求められる授業時間と自習時間を考えれば適切である。

成績評価については、平成14年度より、従来A評価（80点以上）とされていた成績区分をさらに2つに分け、90点以上をS評価、80点以上90点未満をA評価とした。これにより、それまではB評価やC評価の成績区分（10点幅）よりも得点分布範囲の広がったA評価も、等幅の成績区分となった。このため学生は、自らの学習達成度についてより



詳細かつ正確な情報を入手することができるようになり、成績基準の適切性は高まったといえる。奨学生選考や就職、進学の際にも、より詳細な成績情報を提供することができる。

成績評価の方法の質的向上についても積極的に取り組んでいる。平成 14 年度より適切で厳格な成績評価に向けた第一歩として、専任教員の講義科目の成績分布を教授会にて公開することにした。これによって教員間に、成績区分の配分比率または合格率に差があること、改善を要する評価方法の存在することが認識された。また、教員は自らの成績評価状況の適切性・妥当性について、相対的、間接的ではあるが知ることができるようになった。成績分布の公開は、より厳格な成績評価を行うことへの教員の合意形成に役立っている。

しかしながら厳格な成績評価を行う仕組みが、成績区分の厳格化、成績分布の教授会への公表だけでは適切とはいえない。今後は、「複数コースが開講されている専門基礎科目を土台に、成績評価の仕組みをいかに構築していくか」から始めることとしている。

他方、各年次及び卒業時の学生の質を検証するための方途の適切性については、具体的な取り組みは特に行われていない。学生の質を確保するための方策として、教育効果の測定で述べた施策を着実に実行することが肝要である。

経営学部では、学生の学習意欲を刺激する仕組みとして、(a)企業戦略講義システムの開発、(b)産学協同推進教育の実施、(c)教授法のさらなる工夫・改善、(d)成績優秀学生の表彰及び資格取得の推進を実施している。成績優秀学生の表彰は、平成 14 年度より学年別に行っている。4 年生は各学科の上位 5 名を卒業証書授与式に先立ち表彰している。1～3 年生の各学科の上位 5 名は 4 月に開催される成績優秀者招待のティー・パーティーで表彰する。成績優秀学生には賞状と記念品が贈呈される。

また、資格取得へのインセンティブとして、学部独自の学習奨励制度を導入している。これは「資格取得に伴う経営学部奨励賞に関する内規」(平成 15 年 4 月 17 日教授会承認)に基づき、(a)公認会計士(2 次試験合格)——30 万円相当額の図書カード、(b)税理士試験合格者——15 万円相当額の図書券、(c)税理士試験(科目合格)——1 科目につき 3 万円相当額の図書券、(d)証券アナリスト試験合格者——各試験(1 次・2 次)合格につき 3 万円相当額の図書券をそれぞれ、記念品として贈呈する制度である。

この学習奨励制度を利用した学生数は平成 14 年度 2 人、平成 15 年度 2 人、平成 16 年度 2 人、平成 17 年度 1 人(平成 18 年 5 月 1 日現在)となっている。制度が始まって間もないこともあり、利用率はまだ高くないが、インセンティブ・システムとしては一定の評価ができる。

#### (履修指導)

経営学部では、学期開始時・履修登録時にきめ細かい履修指導を行っているほか、学生の履修に関する問い合わせに随時答えられる体制を整えている。全教員と事務局が連携して、以下に示す活動を行っており、この活動実績から経営学部の履修指導は適切かつ有効に行われていると言える。

新入生に対しては、大学生活を有意義に送る上で入学時初期教育を重要な教育期間と位置づけ、当然ながら専任教員は全員出席し、新入生ガイダンスを実施している。その内容

は、大学での教育を受けていく上で欠かすことのできない学科カリキュラムの履修方法やガイダンスコースの説明、図書館ガイダンスなどからスタディスキルまで多岐にわたり、さらに個別の履修相談も行っている。

さらに、新入生ならびに新3年次生対象のガイダンスにおいて学習意識調査を行い、その結果を教育指導に役立てている。新入生には大学で学ぶ目的、希望する授業内容・教科などの学習意識にとどまらず、将来の職業（進路）の調査を通して学習の動機づけを行っている。さらに学ぶ姿勢に関する調査を通して、学習態度などに対する意識を調査している。3年次生にも同様の調査を行い、入学時からの変化を調査・把握すると同時に、再度、目的・将来の進路などへの動機づけを行っている。調査結果は教授会で報告し、意識調査の結果を教授会構成員間で共有している（アンケート調査票については添付資料を参照のこと）。

経営学部の学習支援施設として学習指導室、会計特別研究室、経営学会、学生専用教材共同印刷室などを設置し、学生教育支援体制の整備を図っており、学習指導室のコンピュータの整備も進めている。

経営学部ではオフィス・アワーを制度化しており、講義要項に各教員のオフィス・アワーを記載している。しかし、ゼミの学生を除けば実際にオフィス・アワーに学習相談をしている数は少ない。一方で、電子メールによる学習相談を積極的に行っている教員もおり、実行可能な範囲で推進すべきであると考えている。

平成18年度からは、オフィス・アワーの活用を学生に促すために、担当科目の最初の講義で各教員がアナウンスすることを徹底している。各教員のホームページや掲示板だけでなく、研究室の入口にもオフィス・アワーの時間帯を明示することにした。

経営学部第1部では、平成15年度以前の入学生に対しては、3年次における進級制度があり、1年次修得単位の合計が20単位以下の2年次生に対して4月上旬に面接し、進級警告という学習指導を行ってきた。平成16年度以降の入学生については、新たにセメスタ制を導入したことに伴い、この進級制度は廃止し、セメスタごとに上限単位の半数未満しか単位を修得できなかった学生（単位僅少者）を対象に学習指導を行っている。この指導は対象者全員への対策とその原因を個別に面接して相談できる個別相談の両方を実施している。

これらの学習指導により、学業を怠る学生や不登校学生などを把握することができる。心身に不調のあるものには、学生相談室の利用を勧めたりできる点で役立ち、適切な学習指導が行われている。しかしながら、学習指導した学生の追跡調査は行っていない。

学習支援は、平成17年度までは、新入生のオリエンテーション時やオフィス・アワー、演習担当教員によるアドバイスなどによって行われてきた。しかし学生に対する学習支援の必要性が高まり、学生の要望に応じてタイムリーにアドバイスを与える体制を学部として整備することが重要であると判断し、平成18年度からは留学生へのアドバイザー機能を果たしてきた学術研究交流委員会を発展的に解消し、主要専門科目群（経営学、マーケティング、会計ファイナンス、外国語）の学習に対する支援を行うアカデミック・アドバイザーを設置した。

経営学部では、特定の講義科目（例えば、教職科目等）を科目等履修生として履修しよ

うとする場合、書類審査と面接試験によって講義科目を履修することができる。聴講生は、本学では科目等履修生として位置づけられている。

これらの学生に対する教育指導上の配慮については、原則として一般学生と同様である。特別な配慮を行うことはむしろ適切ではなく、明確な目的意識のもとに履修して積極的に授業に取り組んでいることから、その必要性もないと思われる。

### (教育改善への組織的な取り組み)

経営学部においては、既に述べたように基礎実習講義、演習、表彰制度などの支援制度を活用して学生の学修を活性化し、他方で基礎実習講義や基礎科目における複数コース設置科目でも教育指導方法の改善等を行い着実に成果が上がっている。以下ではシラバスの活用、授業評価、FD 活動について述べる。

#### ① シラバスの作成と活用

経営学部では、開講されるすべての講義科目のシラバスを記述した「講義要項」を毎年印刷し、全学生・全教員に1冊ずつ配付している。各学生は、その内容を参考にして履修登録を行っている。各科目のシラバスは、それぞれの担当教員が作成する講義内容、講義スケジュール、指導方法、成績評価の方法、教科書、参考書についての記述で構成される。記載される項目の種類や文字数は、適切であると思われる。また、講義要項には科目名による索引を付して、目的の講義科目を探しやすくなるよう工夫している。

講義要項は東洋大学ホームページでも公開されているので、学外から一般の人もインターネットを通じて、検索および閲覧することが可能である。また講義要項は、Web 情報システムで閲覧することもできる。Web 情報システムは、教員・学生とも利用可能で、教員の場合は担当科目の時間割や履修者名簿の閲覧、ファイルのダウンロードができる他、学生の場合は履修登録している科目の時間割が表示される。時間割の表示については、パスワードで保護することでセキュリティを確保している。

平成 15 年度以降、各教員は「東洋大学 Web 情報システム」を利用してシラバスを作成・登録することが可能となった。従来の講義要項は、「東洋大学 Web 情報システム」上で作成されたシラバスをもとに版下を作成し印刷することで作成される。したがって、講義の概要は印刷媒体でもインターネット経由でも、ほとんどタイムラグがない状態で学生に公開される。

学生はインターネット経由で講義概要を参照し、履修計画を立て、履修登録を行えるようになった。このため、教務課窓口で学生が殺到し、窓口業務や講義運営に支障を来すという問題は解消された。PC 端末や Web ブラウザの操作に不慣れな学生や、操作ミス等で誤って履修登録をしてしまった等の学生に対しては、教務課窓口で対応しており、システム的には冗長性を確保し、安全性を高めている。これらのことから「東洋大学 Web 情報システム」は有用なツールとして活用されている。

#### ② 授業評価への取り組み

経営学部では従来から、授業評価のためのアンケート調査を実施してきたが、平成 14

年度から学部の全教員（専任・兼任を問わず）が学部統一様式のアンケート用紙を使用することになった。実施期間は春学期・秋学期それぞれの期末の約1ヶ月間であり、調査対象となる講義科目は、実習講義と演習を除くすべての講義科目である。

アンケートの集計は科目ごとに行われ、学部・学科の平均とともにそれぞれの担当教員に配布される。図表に、質問項目ごとの経営学部の加重平均値を示した。平成17年度からは単純に全体平均を算出するのではなく、科目分野を語学、一般教養的科目、専門科目に分類した上で履修登録学生のサイズで3カテゴリーに分けて平均値を算出するようにした。また、各教員に配布される担当科目の得点は、回答者の平均値だけでなく、出席率80%以上の回答者だけの平均値も算出するようにし、より適切な評価値となるよう心がけている。すべての質問についての回答は5段階評価で回答され、得点が高いほど学生からの評価も良好であることを示している。

図表から明らかなように、いずれの科目分野においても出席率は高くなっている。とくに履修登録学生数が300人を超える専門科目でも、ほとんどの学生が80%程度は出席したと回答している。この出席率については、現状を正確に反映しているか疑問であり、設問に対する検討が必要である。

講義内容についての項目（3～5）では、一般教養的科目で圧倒的に高く、専門科目ではクラスのサイズにかかわらず様に低いという結果になっている。講義の進め方に関する項目（6～9）では、一般教養的科目に対して、語学・専門科目とも低めの数値になっている。専門科目担当教員は、さらなる講義に対する工夫が求められる。これらの状況を踏まえ、経営学科においては平成17年度から講義の質に関する議論を開始している。

また専門科目において、受講人数が多くなると授業評価が厳しくなっており、適正なク

図表 平成17年度授業評価の集計結果（学部全体・春学期）

質問項目	学部加重 平均値	語学	一般	専門		
		～100人	～100人	～100人	101～300人	301～人
1. 出席率	4.21	4.32	4.56	4.21	4.21	4.19
2. 予習等の準備	2.90	3.30	3.37	3.14	2.81	2.76
3. 講義内容	3.76	4.00	4.63	3.89	3.75	3.64
4. 講義の理解度	3.53	3.88	4.41	3.65	3.50	3.43
5. ためになった	3.83	4.05	4.85	3.91	3.83	3.73
6. 教員の工夫	3.78	3.80	4.48	3.70	3.80	3.81
7. 話し方明瞭	3.79	4.16	4.70	3.93	3.76	3.67
8. スムーズな進行	3.68	4.00	4.37	3.89	3.68	3.45
9. 学生への対応	3.49	3.65	4.33	3.66	3.45	3.39
10. 総合満足度	3.81	4.19	4.73	3.95	3.79	3.64

ラス規模を維持する必要がある。逆に受講人数が多くなるほど、教員の工夫が評価されており、教員の努力の成果も見られる。しかし総合評価がクラス人数に影響を受けているこ

とは確かであり、これを受けて平成 18 年度からは、履修登録学生数が 300 人を超える講義については、時間割（開講曜時限の配置）上の工夫、コース増で対処した。

こうした授業アンケートの結果については、単にフィードバックするだけでなく、アンケートの結果に対する教員（専任）の意識調査も行っている。この意識調査の回収率は経営学科 95%、マーケティング学科 61%となっており、学科によって関与度合いに大きな差が見られることから、学部長、学科主任会がさらに積極的な関与を促すことによって改善を行う。

意識調査の評価項目は、(a)アンケートを構成する質問項目の妥当性、(b)質問項目への学生の回答の妥当性、(c)学生の評価内容（自由記述）の妥当性、(d)学生のアンケートへの取り組み、(e)アンケート実施体制、(f)今後のアンケートの実施の可否、の 6 項目であった。マーケティング学科以外では否定的な意見（5 段階評価における 1、2 の選択者）は少なかったが、逆に「学生の自由記述」を除いた 5 項目で 25%が否定的であった。しかし全カテゴリーで共通して相対的に評価が低かったのはアンケートの実施体制であった。

実施については、アンケート用紙の受け渡しにおける手続きに対して分かりにくさがあったため、平成 18 年度には学部内自己点検・評価委員会で実施体制の見直しを行った。

平成 18 年度には授業評価を教育の改善に結びつけるための方策について、各学科会議および学部自己点検・評価委員会において検討を開始した。授業評価アンケート結果の開示は、現在では担当教員限りとなっているが、今後は学生向け開示を行うための制度作りを行う。

### ③ FD 活動

経営学部における FD 活動の柱は、平成 14 年度より 4 年間計画で実施した教育教材開発のプロジェクトである。これは大学の重点施策として実施した教材開発プロジェクトであるが、教員相互の授業への参加や改善提案、授業方法の研究会を兼ねたものである。

この FD 活動の中心は、ビジネス・シミュレーションの作成とケーススタディおよびインストラクションツール（講義支援ツール）の開発からなる。しかしシミュレーションゲームの合宿には、作成担当教員以外に複数の教員が参加し、シミュレーションゲームそのものや運営方法などの改善に協力したほか、マテリアルの共同作成、作成したマテリアルの教員共有スペースへの陳列など、経営学部の FD 活動の柱として機能した。

まず平成 14 年度は新規事業開拓、財務分析、コーポレート・ガバナンスの 3 分野で 5 ケースを作成し、4 ケースの作成準備を行った。そのうち新規事業開発のケースでは、ケーススタディに加え、各種インストラクションツールおよび学習補助教材の試作を行った。

シミュレーションゲームについては、合宿演習用ゲームの試行版と講義用ゲームを作成した。合宿演習用ゲームについては本学セミナーハウスにおいて 2 泊 3 日で試験的に実施し、総勢 90 名が参加した。参加した学生の学習意欲・成果とも高く、この方式の講義および教材（印刷教材、CD-ROM [学生学習用補助教材]）が有用であることが実証された。

そして平成 15 年度の開発ケースは国際経営、流通、財務、マーケティング、ガバナンス、起業、経営戦略、社会貢献、労務、企業研究において合計 10 本のケースを作成した。これらのケースは講義等において試験的に使用したのち、完成させた。シミュレーションゲーム

においては、製品開発に関する指数、販売能力指数など判定指数の精緻化及び試行を行った。試験的な実施は2泊3日で行い、82名が参加した。ゲームの提出書類を電子データ化し、自動入力、自動計算、自動作表することで情報提供を迅速にし、さらに貸借対照表などの作成支援ツールを拡充・運用した。

3年目の平成16年度は、前年度に作成したケースのインストラクターマニュアル、ケース補助教材、マークシート使用の理解度テスト等の教育マテリアルの試作を行った。さらにファイナンス、情報システム、企業論、中小企業経営に関するケースの作成及びマテリアルの作成を行った。シミュレーションゲームにおいては、判定資料の精緻化を行った。また事前学習を強化するツールとしてインターネットを利用した事前学習システム(eラーニング)を開発した。合宿参加者は、テキストを利用して概要及びルールの学習を行った上で、学習支援教材を使用して事前学習した。

そして平成17年度は、作成したケース30本を講義において試験的に使用し、ケースの内容、学生の取り組み姿勢等の検証を行った。さらにシステム開発参加者全員で相互評価を行った上で、学習効果が期待されるケースを選別して学習マテリアルを作成し、各ケースを完成させ、これらをまとめて学習用ケースブックを作成した。

シミュレーションゲームでは、ゲーム及び判定資料の最終試行を行い、その成果は企業経営実習講義および大学院の経営戦略演習の講義にて使用しており、使用しながら継続的に改善を重ねている。

経営学部としてFDを継続的に行っていくために、複数コースを開講する専門基礎科目を中心にマテリアルを中心とする教材開発を行い、さらに定期試験の共通化等の実施を検討している。現在では教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムはないが、平成19年度以降に教育評価とこれらのFD活動を結びつけるためのシステム構築を行いたい。

#### ④学生満足度調査

学生満足度調査については、授業評価アンケートを実施することで授業への満足度調査を実施している。授業以外の満足度については、キャンパスを5学部が共有していることから、学生生活の満足度調査を学生部が、就職関係に関してはキャリア形成支援センターが、図書館の利用者アンケートは図書館が、それぞれ行い調査を公表している。

#### ⑤卒業生評価・雇用主による卒業生の実績評価

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価する仕組みは導入していない。平成19年度以降に検討を開始したい。また雇用主による卒業生の実績を評価させるシステムもない。平成19年度は実施手法を含めてどのように行われているのかを調査・学習したい。

#### (授業形態と授業方法の関係)

一般的な講義科目における授業形態は、教員の口頭による解説と板書あるいはパソコン画面の拡大投影(パワーポイント)となっている。前者のいわゆる伝統的な講義スタイルすなわち板書形式を採る理由には、(a)教員が慣れ親しんだ形式であり過去の形態との継続性を重視するため、(b)新規のスタイルへの大幅な変更は種々のリスクが伴うこと、(c)授業

内容によってこれ以外の形態を採り難い、(d)実現に相応しい設備が整備されていない、(e)聴講者数によってそのような形式を採らざるを得ない、などが考えられる。

一方、後者の場合、伝統的な形式を踏襲しつつも、例えばパソコンとプロジェクターを利用して、板書に置き換えた形式を採った授業では、その新鮮さもあって学生による評価は基本的に良好である。また、学生の参加意識を刺激するような形式、例えば随時学生の発言を求めたり（これに対して、何らかの加点をするなどの方策を採ることが要件であるが）、発言を求めるといかなくても一定の時間考えさせたりするような形態を採ることで、学生の参加意識はかなり高まりマンネリ化、一方向性の教育を防止することが可能である。また、知識ではなく技能や方法論を中心にした科目の場合、「正解」を導く「プロセス」を「実際に体験させること」が重要であり、このような科目においては実際に課題・問題を「解く」ことを中心にした授業形態が学生の満足度を高める。

教育効果を高めつつかつ学生の満足度が高くなるような授業形態にするためには、第一に教員個人の自己研鑽が重要であることは言うまでもないが、これまであまり重視されていなかった教員間の情報やノウハウの交換が重要であり、経営学部では本学の重点施策事業の成果報告会において、学生の参画を高める模擬講義などを実施している。また、集約的教育の効率性も捨て難いものの、受講者数が過大な場合は思うような授業形態が採れないという問題もあり、開講曜時限の工夫やコース増によって授業形態と方法の適切性の維持に努めている。

経営学部平成17年度マルチメディア活用調査によると、視聴覚補助機器（OHP、ビデオ、ステレオ（CDプレーヤ）、PC+プロジェクター）を使用する教員は20名である。中でも16名は「毎回」機器を使用した授業を行っている。視聴覚補助機器を積極的に活用する授業では、新鮮さや刺激の度合いなどの面で、学生の評価はおおむね良好である（13名が良い、4名が普通と評価されている）。特に、図表の提示はプロジェクターによる拡大投影に頼らざるを得ず、資料を配布して説明するだけでなく、大写しにした図表を提示することで、より説得力を高めることができる。

しかしながら、視聴覚補助機器を使用することに伴う課題も存在する。特にマルチメディアを活用する場合の要件として、(a)教材、(b)設備、(c)実際の教育指導との連携方法が挙げられる。教育効果は非常に大きいものの、(a)および(b)の問題を指摘する教員が多い。すなわち、まず各科目の教育内容に相応しい教材が存在するか、例えばビデオ教材にしても市販されている商品で教員の欲求を満足できるか等の問題がある。また、教育上望ましいテレビ番組が放映されてこれを教材として使いたいとしても、それを録画して教材として使うためにかかる手間などを考えると、なかなか実行に移しにくいと思われる。このような教材がない場合は、例えば各自の講義ノートをスライド化（OHPまたはPC+プロジェクターを利用）するなどのアプローチが考えられるが、それなりの労力を要することから、こうした作業に不慣れな教員の負担は大きい。また、仮に教材が用意できたとしても、これを活用するための教室の設備が一樣ではなく、思ったほど教育効果があがらないなどの問題点がある。

特にパソコン画面を拡大投影する場合には、スライドの枚数、字の大きさや照明の明るさなど、設置されている設備や教室の広さに応じた適切な対応をしない限り、かえって学

生のフラストレーションを高める場合もある。したがって、このような方法を画一的に用いるのではなく、科目の特性や授業形態以外に、設備の特性、学生数や教室の広さに応じたノウハウの確立とその共有が、このような方法を導入することの支援につながると考えられる。このようにマルチメディアを活用した教育運用はおおむね適切に行われているが、上記課題を克服し、より有効活用するためには、支援体制の充実を着実に実施する必要がある。学部全体として仕組みの検討を行うこととしている。

平成 17 年度に、実験的に 1 科目のみ他キャンパスへの遠隔授業配信を行っているが、これは工学部に提供する授業であり、経営学部がその授業の単位を認定するものではない。遠隔地の学生の顔が見えない授業なので、単位認定の妥当性について今後検討する必要がある。

### (3 年卒業の特例)

経営学部では 4 年未満で卒業を認める制度を採っていない。さらに、現行制度では、たとえ 3 年間で卒業に必要な単位を取得した学生であっても、4 年次に少なくとも 1 つの卒業に必要な科目を履修しかつ取得しなければならないとしている。経営学部では、3 年間で卒業しようとする、年間履修単位数の制限 (44 単位) により、3 年次に充分なる余裕をもって卒業論文を作成することはできないこと、仮に対象学生が就職を希望する場合は、2 年次の終盤 (4 セメスタ) から就職活動を開始しなくてはならず、学習時間の制約が存在することから 3 年次卒業を認めていない。

しかし、経営学部では東洋大学の大学院に進学することを希望する学生には、4 年次に大学院の科目を履修・単位修得することができる制度を平成 18 年度から実施している。これにより、一定の条件を満たした学生にはさらに高度な学習機会が与えられることから、特例を設ける以上に有効な手段であると認識している。

## (3) 国内外における教育研究交流

国際化・国際交流推進の学部の基本方針は、国際的な教育研究交流を人・情報の両面から積極的に推進することである。

学部が教育目標とする「有為な人材」は、経営の専門家であると同時に、経営の専門の枠にとらわれない幅広い視野を持ち、人間性豊かな地球市民あるいは健全な社会人としての自覚を有し、自主性を持って地球社会の発展に寄与する人材であり、ビジネスの場は既にグローバル化している以上、国際化への対応は教育目標の基礎であり、土台である。このことからこの基本方針は適切なものである。学部の教育理念・目標を達成するには、国外との教育交流は不可欠である。学部は学生および教員の国際交流を積極的に推進し、支援している。国際交流センターとの協力による海外留学 (交換留学生、認定留学、語学研修) の奨励、留学によって取得した単位の一括認定などによって、国際的な教育研究交流を積極的に推進している。

教員による海外研究は比較的順調に行われている一方で、学生による海外留学の諸制度の利用は活発とはいえない。外国語教育で既に述べたように、平成 18 年度から英語教育



の充実を目指して「3カ年アクションプラン」を策定し実施している。このアクションプランでは、一般教養的科目としての英語科目と専門科目にある英語の連結をスムーズにした上で、TOEICの重要性を学生に啓蒙し、受験者数の増加に努め、平成17年度には2桁にとどまった受験生数を平成18年度には100名以上にすること、また、海外留学する学生を10名以上にすること、と具体的に数字で目標を設定した。

経営学部では学部予算により、教員の長期海外研究を支援・実施しているが、これはほぼ毎年活用され、その成果は帰国後の教育や研究に十分反映されており、適切に行われている。しかし海外のジャーナルなどへの投稿、海外での学会報告等の国際レベルでの研究成果は少なく、決して活発（適切）とはいえない。今後は教育・研究成果をより積極的に海外へ発信していくことが必要であり、研究業績の中における評価について検討している。また学部の海外研究以外にも、在外研究（研修）期間を利用して、東洋大学の学術協定校（アメリカ：モンタナ大学、オレゴン州立大学、ミズーリ大学セントルイス校、フランス：ルイ・パスツール大学、マルク・ブロック大学、ロベール・シューマン大学、ドイツ：マールブルク大学、など）あるいは外国の他の大学で研究交流を行っている。

外国人の研究者を招聘した実績は、平成15～17年度において0名である。今後は海外から研究者をさらに積極的に招く必要がある。また招聘する場合には、研究だけではなく、英語による授業の実施を含めて、教育への参画についても検討したい。平成18年度から本学の学術協定校であるアメリカ、モンタナ大学と本大学の英語教育の協力が実施されることとなっており、学部としても積極的に活用することとしている。

また、平成19年度からは外国人の語学教員2名を採用すべく公募を行っている。

## 四. 法学部

法学部は、教育目標の明確化と学生のニーズにあった教育課程の編成、白山キャンパス一貫教育の下での体系的カリキュラムの編成、少人数教育の充実、社会経済のグローバル化をはじめとした社会的ニーズにあった特色ある科目の配置、イブニングコース、通信教育課程の充実を目標として設定している。

### （1）教育課程等

#### （学部・学科等の教育課程）

法学部は、あまりにも細分化した社会諸科学のみでなく、哲学や倫理学などを含む総合的な学問領域の必要性の見地から「法律学の論理及びその実践に通じた有為な人材の養成」を理念・目的として、第1部法律学科・第2部法律学科が設置され、さらに、「ビジネス・マネージメントのできる法曹人の育成」という時代の要請に応え、第1部経営法学科（平成13年に企業法学科に改称）を増設した。

現在、これらの理念・目的をふまえ、第1部の各学科にコース制を導入し、専門として

の法学・法律学を体系的に教授している。さらに学生の学習目標と進路との相関性を明確化するために履修モデルを作成し、提示している。コース制と開講科目については、継続的な見直しを適宜行っている。

法学部は、第1部・第2部法律学科、第1部企業法学科、通信教育部を擁することからそれぞれの特色を活かすべく、平成16年度カリキュラム改訂において、①教育目標の明確化と学生のニーズにあった教育課程の編成 ②白山一貫教育の下での体系的カリキュラムの編成 ③少人数教育の充実 ④社会的ニーズにあった特色ある科目の配置 ⑤第2部(イブニングコース)、通信教育課程の充実、等を最重要課題と位置づけ改訂作業を行った。しかし、後述のように課題も積み残されている。

法学部の教育目標は、「人の痛みがわかるリーガルマインドを備え、かつ社会経済のグローバル化に対応した人材を育成すること」である。その教育目標を実現するためには、倫理観や道徳観はもとより幅広く深く教養を身につけ、豊かな人間性を涵養する必要がある。同時に、わが国を取り巻く経済の急速なグローバル化に対応するため、語学力の向上を図ることが必要である。このことから法学部では、一般教養的科目の習得を重視している。一般教養的科目については総合大学の利点を活かし、人間探究分野・文化間コミュニケーション分野(語学)・スポーツ健康分野・情報分野など多数の授業が開設されている。法学部は第1部・第2部とも一般教養的科目から28単位以上を卒業必要単位数としている。

また、従来の法曹養成の役割が法科大学院にシフトしていくことを見据え、今後の法学部教育のあり方を考える第一歩として、平成16年度カリキュラムから公務員や諸資格試験の受験者への教育的配慮を行い、法学部独自の一般教養的科目を新設した。

外国語科目については、一般教養的科目の中の文化間コミュニケーション分野(語学)に配置された英語・ドイツ語・フランス語・中国語と専門科目に配置された外国語講読など多数の科目を配置し、特に社会経済のグローバル化に対応するため、英語教育を重視している。企業法学科の国際企業コースでは、国際的感覚に溢れた国際企業で活躍できる人材を輩出することを念頭に置き、「ビジネス・イングリッシュⅠ」を2年次の必修科目としている。

専門科目は、法律の学問体系を考慮し学年配当をしており、必修科目、選択必修科目、選択科目そして他学部他学科開放科目から構成されている。専門科目の卒業必要単位数は、第1部が72単位以上、第2部が76単位以上となっている。

必修科目は、伝統的な法律基本科目を第1部法律学科 6・9科目(24単位・36単位)、企業法学科 7科目(26単位)、第2部法律学科 3科目(12単位)である。特に、第1部両学科には導入教育の核としての「法学基礎演習」(4単位)、そして企業法学科では「コンピュータ演習」(2単位)を開設している。第2部の「法学基礎演習」(4単位)は、以前は必修科目であったが現在は選択科目としている。

このような本学部の教育課程は学校教育法第52条(大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする)及び大学設置基準第19条(大学は、当該大学、学部及び学科または、課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部の専攻に係る専

門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように適切に配慮しなければならない)により、本学部は学生に対し、十分教授するために知的能力、道徳的能力そして応用的能力を教育する科目を各々適切に配置している。

学部・学科の理念・目的や教育目標を具現化するため、以下のようなカリキュラムの体系化を図っている。

平成16年度カリキュラムは、伝統的な法律科目を基礎としつつも、法科大学院開設後の法学部のあり方そして法学部卒業生の進路を考慮すると、①大学院及び法科大学院への進学 ②公務員、諸資格などの試験対策 ③民間企業への就職という3つの視点に立って、その第一段階としてのカリキュラム改訂を行った。開講科目の見直しは、平成20年度のカリキュラム改訂に委ね、導入教育期(1年次)、基礎教育期(2年次)、展開教育期(3・4年次)を設定して、1年次から4年次まで演習科目を配置した体系的カリキュラムの基本方針を明確にした。演習科目はプレゼンテーション能力の向上や問題解決能力の涵養を図ることができるようにしている。これは、法学というものが常に実生活を対象とする学問であることから、これらの能力を身につけることで法の適用・運用の実態を通してバランス感覚を養うことができるようになる。これにより、教育目標である「リーガルマインドを身につけた人材の育成」に資することになる。

また、従来型の法学教育はマスプロ教育という非難を受けたが、演習科目の充実によりその解消を目指すことにした。平成16年度のカリキュラム改訂では、第1部、一般教養的科目の教育課程に「教養演習Ⅰ」(2単位)、「教養演習Ⅱ」(4単位)などの演習科目を新設した。「教養演習Ⅱ」の①・②コースでは、公務員試験などの導入教育として、時事問題、小論文対策、数的処理・判断推理などの内容を演習形式で行っている。「教養演習Ⅰ」・「教養演習Ⅱ」は従来、教養科目を担当していた教員が、学部にも所属されたことを契機として、学部の少人数科目を充実させると同時に、その教員の専門を教授できる機会を生み出すという目的で設置した。これらの科目を一般教養的科目に新設したことは、広い教養を有する人材の育成にも合致する。

以下、カリキュラムを教育課程のシステム化に沿って検討を加える。

#### [導入教育期]

まず、導入教育期においては、「法学基礎演習」(必修科目)を第1部法律学科・企業法学科に各9コース設置した。1コース35名程度で構成されている。第2部法律学科では、「法学基礎演習」を選択科目として2コース設置している。第2部では、社会人等で一定の法学的知識を有する者が入学していることもあり、平成16年度カリキュラムからは必修科目から選択科目へ移行させた。授業内容は、第1部、第2部ともに、法学への誘い、レポートの作成や発表の仕方、六法の引き方、法律用語の解説、文献検索の方法などを教授する。また、「法学基礎演習」は、担当教員が学生の履修相談に応じたりして、学生が大学生活・学習にスムーズに入ってゆけるような橋渡しの役割を担っている。平成15年度からは「法学基礎演習」の教育内容の共通化を目的に法学部専任教員の執筆による『サブテキスト』を作成し、「法学基礎演習」の授業の際に活用している。この『サブテキスト』は、

裁判官や弁護士の経験を有する専任教員による法律専門職を紹介するエッセイや法学への誘いが含まれ、また、大学での幅広い学問的知識に関心をもってもらうため語学や健康に関するエッセイをも盛り込み法学という学問を修得するにあたり、法技術的側面と基礎教育の重要性を学生に喚起することを目的にしている。

#### [基礎教育期]

基礎教育期においては、第1部に「教養演習Ⅰ」(2単位)、「教養演習Ⅱ」(4単位)のみならず、1・2年次で学んだ法律を活かす学習を支援するため、主として2年生用のプレ専門演習として「法学演習Ⅰ」(4単位)を設置している。この科目により、憲法、民法、刑法の理解、法律的なものの見方、考え方の涵養に資していると考えられる。ゼミ員と教員との交流も活発に行われている。

#### [展開教育期]

展開教育期においては、第1部に「法学演習Ⅱ」(4単位)(3・4年次)を配置し、専任教員は原則1コマを担当している。この科目は、大学4年間の学習成果の集大成と位置づけられる。他大学とのゼミ交流や卒業生と在学生のネットワーク構築も図られ、この科目の履修者のなかには研究を深化させるために大学院へ進学する学生もおり、指導教員と学生の交流が最も盛んである。「法学演習Ⅱ」(4単位)の研究成果は、学生の4年間の学習成果を毎年3月に『演習年報』という刊行物で公表している。さらに冊子媒体のみならず、CD-ROM媒体でも配布を行っている。

第2部では、1日2コマしか履修できないという時間割上の制約、また法的な素養をある一定程度有する社会人も入学してくるため、時間割を組み立てやすいように必修科目を少なく設定し、2年次から専門科目も選択科目として数多く履修できるようにしているのが特徴である。第2部の場合も、演習科目としては、「法学基礎演習」(1年次)、「法学演習」(2～4年次)を配置し、学生の希望に応じて少人数のプログラムも選択できるように配慮している。

なお、平成20年度カリキュラム改訂において、以下の点について実現を図る予定である。

①大学院及び法科大学院への進学や公務員を希望している学生については、専門科目を中心とした教育課程で良いが、民間企業へ就職する学生にとっては、国際化の進展に伴い、専門科目の他に語学力の養成を無視することができない。そこで平成20年度カリキュラム改訂においては、TOEICなどの受験とそのグレードアップを図ることを目標として設定した。平成19年度はその前段階として、2年次の英語Ⅱの受講希望者に対し試験を課し、習熟度別クラス編成を導入することにした。学生への授業評価アンケート調査結果をみても、57.2%(1,307名中、747名)の学生がグレード別クラス編成に賛成している。大学の英語教育に期待する内容として、外国文化の理解が34.9%(1,307名中456名)で最も多く、次にTOEIC 550～729点が18.1%(1,307名中236名)、次いで、英検準2級～2級程度が12.5%(1,307名中164名)となっており学生の「英語資格を修得したい」という希望に

応えうるカリキュラム編成を目指すことが必要であることを実感させられた。

②第1部の「法学基礎演習」については、現在、1コース35名程度となるようにクラス編成をおこなっているが、次期カリキュラムでは、少人数教育の実効性を高めるため1コース30名程度となるよう、コース編成を行う。

③第2部の「法学基礎演習」については、履修希望者が多く、演習形式が出来ない現状にある。次期カリキュラム改定では、「法学概論」に移行させるか、または演習形式を残すかを検討している。演習形式を存続させる場合は増コースを検討する。

法学部の理念及び教育目標を実現するため、法律学科・企業法学科両学科共通の法学導入教育として「法学基礎演習」、基幹科目として「憲法」、「民法Ⅰ部（総則）」、「民法Ⅱ部（物権法）」を必修科目として配置している。法律学科は、法あるいは法制度のあり方及び内容を体系的・学問的に学習することを目的とし、さらに「刑法Ⅰ部（総論）」、「民法Ⅲ部（債権総論）」を必修科目にしている。一方、企業法学科は企業活動をめぐり、経済学や経営学の側面からのアプローチをも含め学習することを目的とし、「企業組織法」を必修科目にしている。同時に、企業人として必要とされるコンピュータスキルを養成する「コンピュータ演習」文化間コミュニケーション分野の英語を必修科目に掲げている。

法学部のコースの制の詳細は、以下の通りである。

## 第1部法律学科

### ・総合政策コース

国家公務員・地方公務員など法律に関係した専門職種への就職を志望する学生と、民間企業などに就職を志望する学生を教育対象とする。法律学科に入学してくる学生は、大学に入学してから自己の将来の進路を決定する者が少なくない。従って、公務員を志望する学生は、公務員受験科目を中心とした科目選択をしたいという希望がある。一方、民間企業やNPO活動家、マスコミ関係などへの就職を考えている学生は、政策科学に必要とされる政治学や行政学及び公法分野の法律科目を学習したいという希望がある。これら双方のニーズに合わせた柔軟な科目選択ができることが総合政策コースの特色である。卒業必要総単位数124単位のうち必修科目24単位、選択必修科目20単位以上の修得が必要とされる。

### ・法職コース

法科大学院進学希望者、司法書士など諸資格試験の受験希望者、さらには法律を活用する公務員希望者など法律専門家として活躍することを希望する学生を教育対象とする。将来の目的を同じくする者が共に学習できる環境を提供し、互いに切磋琢磨することで明確な目的意識をもって積極的に学習することを目指している。憲法、民法、商法、刑法を中心に法律諸資格受験科目に対応して、必修科目、選択必修科目、選択科目を配置している。卒業必要総単位数124単位のうち必修科目36単位、選択必修科目12単位以上の修得が必要とされる。

## 企業法学科

### ・企業法務コース

企業活動におけるコンプライアンスが極めて重視されていることを念頭に、主として企業法務や企業財務部門を志望する学生を教育対象とする。さらに、今日の複雑化した民事紛争について、訴訟以外での紛争解決を視野に入れた解決方法を学び取るためのコース必修科目として、「民事紛争処理法」を配置しているのが特色である。卒業必要総単位数 124 単位のうち必修科目 26 単位、選択必修科目 22 単位以上の修得が必要である。

### ・国際企業コース

国際公務員や NGO、大企業や多国籍企業などで国際的に幅広く活躍する人材（国際企業人）を養成するため、独自の科目により指導するコースである。我が国の法制度のみならず、諸外国の法制度と文化をも視野に入れた体系的な学習を行うのが特色である。コース必修科目として、企業の海外勤務経験者等を講師として複数招聘する「現代外国法事情」を配置している。また、文化間コミュニケーション分野の「ビジネス・イングリッシュ I」が必修科目となっている。卒業必要総単位数 124 単位のうち必修科目 26 単位、選択必修科目 16 単位以上の修得が必要である。

## 第 2 部法律学科（イブニングコース）

将来の多彩な進路や社会人の再教育を視野に入れて履修科目を柔軟に選択できるようコース制は採用していない。1 日 2 コマを週 6 日（月曜日から土曜日）行う体制をとり、必修科目の単位数を 12 単位に抑えて、4 単位を選択必修科目、60 単位を選択科目とする。第 2 部法律学科の教育課程に設けていない科目で、第 1 部法律学科・企業法学科の教育課程にある科目については、より広い学習ができる様に「法学部 1・第 2 部相互聴講科目」（26 科目を開講、履修制限は年間 8 単位以内合計 30 単位以内とする）、または、「自由科目」（卒業必要総単位に不加算）として聴講を認めている。

第 1 部に関する現状の評価としては、法学部を志望して入学してくる学生の多くは、入学後、自分の将来を決める学生が多い。したがって、法律学科、企業法学科の垣根をできるだけ低くして、学生の将来のニーズに合わせて科目履修が出来るように、可能な限り両学科の教育課程に科目を配置した。必修科目、選択必修科目で学科及びコースの特色を出すようにしてきた。このような手法を用いることは、受験生等が見た場合、教育課程から学科の特色を見出しにくいという問題点もある。平成 20 年度カリキュラム改訂では、両学科の特色を教育課程で区別できるように整備する。しかし、法律学科・企業法学科の 2 学科を擁する本法学部の特色を活かし、学生が将来の目標にあわせた授業の選択が可能となるよう他学科の課程表にある科目を、一定数履修できるような環境整備を行うことにする。

また、第 1 部の各学科におけるコース別のカリキュラムは、2 年次から実施している。コース選択を入学（受験）時ではなく、1 年次 10 月に希望調査を行うことで、学生にコースを検討する時間を与えている。平成 18 年度からは、春学期の授業時間を使って 1 年生全員にコース概要を説明し、学生が個別に相談できるよう履修相談の機会を設けた。

法学部におけるカリキュラム改訂では、学生の科目選択の自由度を増加させるため必修科目及び選択必修科目を必要最小限度に押さえ、逆にコース制という緩やかな縛りの中で履修モデルを提示して、履修指導を行い、適切に科目履修を行うように促してきた。しかし、法学の科目の中には体系的に学ばなければならない科目もある。例えば、英米法の基礎となる不法行為を学ばずに、英米法を履修するケースも散見されるので、科目の配当学年等をよりきめ細かく指定し、学生の履修環境を整えておく必要がある。この点については、一貫して白山で教育できるため、平成 20 年度のカリキュラムから見直しを行うことで対応したい。

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけについては、「法学」という学問は学生が、大学教育において初めて接する学問分野であることを考慮し、法学部では、導入教育に以前から力を注いできている。例えば、前述の「法学基礎演習」においては、判例・法学文献の調査法や法律家の役割（職業倫理）に関する基礎的教育を行ってきた。企業法学科では、経営学部と極めて密接な学問分野を有するため、経営に関する科目、例えば、「経営学総論」、「簿記」、「会計学」などを法学部生のために開講している。また、人間性、倫理性を養うことを目的とする教育は、一般教養的科目として「哲学 A・B」、「倫理学基礎論 A・B」が開講されている。

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性を考慮しながら、専門科目の履修については、必修科目を最小限度にし、できるだけ学生が自由に選べるように各学科コース別に科目を配置している。体系性を念頭に置いて、各コースに適合するような履修モデルを示して学生の参考に供しているが、現実には、学生の好みによる履修科目の偏りというマイナス面も表れている。平成 20 年度カリキュラム改訂では、このマイナス面を克服するために、選択必修科目の単位数を増やすなどして、緩やかな枠にはめ、履修指導の機会を充実させ、学生が学問の体系性を意識して科目を学べるように『履修要覧』を作成することを予定している。

法学部は教育目標として、①大学院及び法科大学院への進学、②公務員や諸資格試験対策、③民間企業への就職対策という 3 つの目標を設定した。法科大学院の設置により、従来の法学部教育との差別化も必要であるとの認識にあり、今後は法学部を卒業したのち法科大学院への進学を志す者の増加が予測され、従来の高等教育研究者などの養成を中心とした大学院法学研究科の位置づけ・役割等について再考することが必要となる。この点について法学部では、高等教育研究職などをめざした法学研究科博士前期課程への進学は、学部の成績が一定レベルに達した者を対象に学部内推薦制度を実施している。また、法学研究科の同課程においては「公務員コース」を設置しており、各種公務員試験を志望する者のニーズに答えている。

学生のキャリア形成支援のため、次期カリキュラム改訂においては、3 つの方向性をより明確にし、自由な科目履修とそれぞれのキャリア形成のために必要最低限必要とされる「専攻に係る専門の学芸」を両立させるべく改訂の検討作業を行っている。

一般教養的授業科目の教育課程編成においては「幅広く深い教養及び総合的な判断力を

培い、豊かな人間性を涵養」するため、一般教養的科目のうち、人間探究分野は、自然分野、人文分野、社会分野の他、学際的な科目として全学総合科目を設置している。また、法学部独自に、少人数でのゼミ形式による「教養演習」も複数設置し、学生の履修科目が法学専門教育に偏らないように配慮している。平成 20 年度のカリキュラム改訂においても、この方向を踏襲することになっている。

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と国際化等の進展に適切に対応する外国語能力の育成のために、次のような措置をとっている。一般教養的科目としての外国語は、主に 1・2 年次で履修する制度になっており文化間コミュニケーション分野（語学）、10 単位を修得する。法律学科では、2ヶ国語を選択し、2年次にその中の 1ヶ国語を選択できる。企業法学科では、1年次に英語の他に 1ヶ国語、2年次には学科の特色を生かし、企業法務コースは 1年次に選択した語学のうち 1ヶ国語、国際企業コースでは「ビジネス・イングリッシュ I」を履修する。科目については、会話・講読・文法に加えて、現代アメリカ事情・ヨーロッパ事情、現代ドイツ事情、現代フランス事情、現代中国事情のうちから選択できる。継続的な外国語学習の確保という観点から、両学科において 3・4 年次でも各外国語Ⅲの諸外国事情という形で 2 単位以上修得できるようになっている。これにより国際化時代における実用的な外国語能力の育成が可能となっている。

この他、平成 18 年度からは、全学の取り組みとして TOEFL 受験希望者のために「Special Course in Advanced TOEFL I」、「Special Course in Advanced TOEFL II」を設置した。法学部でも教育課程に当該講座を配置し、国際的に活躍できる人材の輩出に更なる力を注いでいる。「Special Course in Advanced TOEFL I」、「Special Course in Advanced TOEFL II」、の平成 18 年度の受講希望者は、第 1 部法律学科 75 名、企業法学科 62 名、第 2 部法律学科 21 名の合計 160 名の応募があったことからその効果が現れているといえる。

卒業必要総単位における科目等の量的配分としては、卒業必要単位 124 単位のうち専門科目は第 1 部では 72 単位以上、第 2 部では 76 単位以上が必要である。一般教養的科目は第 1 部では 28 単位以上、内人間探究分野 12 単位以上、文化間コミュニケーション（語学）分野 10 単位以上となっている。この他、スポーツ健康分野からも学生は履修することができる。第 2 部では一般教養的科目 28 単位以上を人間探究分野・文化間コミュニケーション分野・スポーツ健康分野・情報分野から自由に選択することができる。専門教育的授業科目、一般教養的科目、外国語科目各々の卒業単位に定める量的配分は妥当であると考えている。

法学部における基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践は、次のように行っている。カリキュラムの実施・運営は法学部教授会において審議されているが、教育課程の一般教養的科目と専門科目それぞれの原案は、学部長、学科主任、一般教養的科目担当教員 4 名、専門科目教員 7 名により構成される法学部カリキュラム検討委員会において作成している。同委員会は、科目運営などで全学の調整が必要な問題が生じたときには、学部長の諮問を受け、法学部としての対応を検討する。

一般教養的科目の人間探究分野、スポーツ健康科学分野は、総合大学の利点を活かし、全学の学生に開講される科目群であり、法学部が独自に開講する一般教養的科目は法学部



が実施・運営を行うが、全学に関わる一般教養的科目は実施・運営は、各学部から提供される科目はそれぞれの学部が責任をもち実施・運営される。

グローバル化時代に対応させた教育等について、特に、企業法学科の国際企業コースでは2年次の必修科目として「ビジネス・イングリッシュⅠ」(2単位)、3年次の選択科目として「ビジネス・イングリッシュⅡ」(2単位)を開講し、ネイティブスピーカーが担当し、グローバル化教育に対応させるべく配慮を行っているところである。また、先に述べた通り平成18年度より「Special Course in Advanced TOEFLⅠ」、「Special Course in Advanced TOEFLⅡ」を開講している。国際企業コースでは、外国事情に精通した外部講師をオムニバス形式で招聘し、学生に外国の最新事情を紹介する「現代外国法事情」を必修科目として配置している。

現時点で、法学部では起業家的能力を涵養するための教育は行っていないが、全学的な取り組みとして、キャリア形成支援センター主催による「キャリア形成を考えるための特別講演会」を年7回開催し、財界・言論界等の第一線で活躍されている講演者による講演を通じて学生の起業に向けた意欲の高揚を図っている。平成18年度に法学部は創設50周年を迎え、法学部卒業生から寄付を募り、平成19年度から学生のキャリア・プランニングに資するための講座を企画中である。卒業生の中には起業家もおり、このような卒業生の話は、学生の起業家能力涵養に大きな刺激になることが予想される。

法学部では、教育課程にスポーツ健康科学分野の科目を設置して、学生の心身の健康保持・増進のための教育的配慮を行っており、今後もこの方針には変わりはない。授業によっては履修者を抽選により制限するクラスもあるほど好評である。

#### (カリキュラムにおける高・大の接続)

法学部では、カリキュラムにおける高・大の接続を念頭に置き、カリキュラムでは、1年次を「導入教育期」として位置づけている。具体的には、法学という学問と初めて接することになる1年次に「法学基礎演習」を必修科目(第2部は選択)として配置している。本科目は法学教育の原点ともいべき内容をめざし、法学部教員で執筆したオリジナルテキストである『サブテキスト』を用いながら、社会経験が乏しい新入学生が法律を身近に感じて法学に興味をもって勉強できるように工夫をしている。この科目が、スムーズな法学学習への橋渡しの役目を担っている。また、「法学基礎演習」は、単に授業としての位置づけとともに、学生が大学生活を送る上での友人を作る場にもなっている。

また、カリキュラム以外の取り組みとして、高校への教員派遣講義の要請に積極的に応じており、また、学内で行われる「学びLIVE」の際には模擬授業を提供するなど、高校生が法学部の教育に接する機会を増やすように努めている。

さらに、A0型一般推薦入試、推薦入試で合格した学生に対して、事前学習指導として課題図書を与え、感想文を提出することを義務づけている。新入生オリエンテーションの期間に提出された感想文に関するコメント解説を行っている。

現在、法学部新入生を対象とした導入教育期における法学入門講座を内容(法学を文字のみではなく映像を用いる)とするオリジナルの電子教材を現在開発中であり、その成果の一部については実験的に使用することができるようになっている。

法学部としては、以上のようなカリキュラムの工夫や高校への教員派遣講義等の取り組みにより、高・大の接続を円滑に行えるような配慮をしており、適切であると考えている。

#### (カリキュラムと国家試験)

平成 17 年度の司法試験では、法学部卒業生で最終合格者 2 名を輩出した。また、平成 17 年度の卒業生から、累計で 47 名（一人で複数の合格を含む第 1 部・第 2 部合計）の公務員合格者を出している。

法学部では、平成 17 年度より公務員志望、法科大学院志望、各種資格試験志望の学生に対して「特別選抜クラス」を設けた。この「特別選抜クラス」は、特に経済不況に強い公務員等を志望する学生が毎年多数いるため、新入生教育期間に公務員の種類から学習計画の立て方と学習法を説明し、さらに希望者のキャリア・プランニングに資するという趣旨で 2 年生以上を対象としてこの特別選抜クラスが設けられた。今後の法学部の社会的評価の一要因として、公務員等の合格実績など、実績から社会的に評価される面も無視することができない状況にある。

#### (インターンシップ、ボランティア)

全学的な取り組みとしては、東洋大学はキャリア形成支援センターがインターンシップに関する各種講座を開講し、学生のインターンシップへの関心を高める方策を講じている。

しかし法学部では現時点でインターンシップへの参加をもって単位認定は行っていない。平成 16 年度カリキュラム改訂の際に、授業科目としてインターンシップ科目を立ち上げるか否かを検討した経緯もあったが、現在は総合大学のメリットを活かし、全学組織であるキャリア形成支援センターの傘下のもとで企画されたプログラムへの参加を促すなどの側面からの支援を行っている。本プログラムに参加した学生の単位を認定するかについては、次期カリキュラム改訂の検討課題としている。

また、ボランティア活動についても法学部としては単位認定していないが、大学として行っている新潟県中越地震の復旧活動で旧山古志村へのボランティア活動に参加した学生の授業への欠席については学部として配慮をしている。

#### (履修科目の区分)

カリキュラム編成に関して、法学部では各学科共通に卒業必要総単位は 124 単位以上となっており、その内訳は、第 1 部は一般教養的科目 28 単位以上、専門科目 72 単位以上である。その結果、124 単位のうち 24 単位は自由選択科目となっている。これは学生が科目を選択できる幅をできるだけ拡大することで、主体的に履修科目を決定することを意図しており、必修・選択の量的配分に無理がなく、履修・学習計画の観点からも妥当であると考えられる。

例えば、平成 16 年度カリキュラム改訂において、第 1 部法律学科総合政策コースの選択必修科目について、各科目群の最低修得条件を撤廃し、どの群からでも 20 単位を修得すればよいことにした。このような学生の主体性を期待して履修条件の緩和を試みた。しかし

ながら、実際のところは講義内容や自己の興味よりも時間割の組み立てを優先に履修科目を決定するなど、学生側にカリキュラム改訂の趣旨が十分には伝わっていないと思われる事例も散見される。この点について、法学部としては科目の体系的を理解した上での履修を促すべく、従来から『履修要覧』には履修モデルを記載し、将来の目標とそのため履修が望まれる科目を一覧にして記載してきた。また、学生に法学を体系的に学ぶ意義について理解してもらうため、平成19年度入学生の『履修要覧』に法学の科目体系図を載せることにしている。さらなる方策としては、白山一貫教育が実施されたことに伴い、従来の1・2年、3・4年という大きな枠組みで設定されてきた配当学年などを次期カリキュラム改訂においては見直しを行い、より体系的に学習ができるような学年配当となるように検討作業を行っているところである。

#### （授業形態と単位の関係）

学則上の授業単位計算方法は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせ45時間とし、講義及び演習による授業科目は原則として1時間の授業に対し2時間の予習・復習を行なうことを義務づけ、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。外国語科目は2時間の授業に対し1時間の予習・復習を行なうことを義務づけ、毎週2時間15週の講義をもって1単位とする。実技と実習は毎週3時間15週の授業をもって1単位とする。

外国語科目や法学演習などの科目は準備時間は想定を大きく超えるが、一般の講義では想定時間を下回るなど、単位計算の前提が守られているとはいえない側面もある。

法学部では、講義系科目に関する学生の準備学習が十分なものとなるように、『履修要覧』に詳細な説明をもうけ、単位の計算方法については新入生ガイダンス時にパワーポイント等を用いて説明している。しかし、平成17年度に講義科目を対象として実施した授業アンケートでは、予習・復習を行っているという回答した学生は少数であり、学部として学生の予習・復習の管理を如何に行うかが検討課題となった。そこで、学部の取り組みとして平成18年度の『講義要項』から法学部が開講主体の専門科目について、各回の講義内容を明示し、学生が予習・復習しやすいように内容の変更を行った。また、各教員の取り組みとして教員個人のホームページで講義内容を公開している例の他、ToyoNet-Ace（インターネットを活用した教育・授業支援システム）を用いて予習復習のための情報（事前のレジュメ配布）を提供している。

#### （単位互換、単位認定等）

現時点では、法学部独自の国内外の大学等との単位互換は行っていない。他方、他大学からの編入学・転入学に伴う単位認定制度については、2年次編・転入は32単位、3年次編・転入は62単位について一般教養的科目を中心に一括認定している。一部専門科目についても個別認定できる科目は、上限を定め認定をしている。

また、大学内で実施している他学部及び所属学部からの転部・転科試験においては、2年次転部・転科は32単位以上、3年次転部・転科については62単位以上を個別認定している。

海外留学の場合、学則第33条に基づき卒業必要単位124単位中、協定校への交換留学の

場合は、一般教養的科目を中心として 30 単位を限度に卒業単位として認定しており、アメリカの ISEP (International Student Exchange Program) 加盟校への留学の場合、年間履修単位を上限として卒業単位として認定している。しかし、現在法学部では、専門科目についての単位認定は、留学先の大学での語学力の問題から学部レベルの希望する科目が受講できないため、単位認定を行わない原則であった。これは、学士（法学）の学位を授与するためには法学科目を十分に修得する必要があるとの認識に立つものであり妥当であると考えられる。しかし、国際化等の進展に対応するためには、所定の履修年限で卒業できるよう教育上の配慮をすることも必要であり、本学法学部を卒業する以上、法学部の教育課程に設置されている専門科目のうち一定以上の履修は必須とすることを前提としながら、留学先大学で取得した単位について、選択科目として認定できるようなガイドラインを次期カリキュラム改訂において策定することとした。なお、提携校への交換留学の派遣による単位認定については、現段階では一般教養的科目を中心に単位の認定を行ってきた。次期カリキュラムでは専門科目を含めた単位の一括認定を行うことで、学生の留学意欲をさらに高めることとしたい。

また、法学部では総合大学のメリットを活かし、卒業単位 124 単位中、24 単位を他学部他学科開放科目の単位修得により充足することもできる。これにより、学生の学部以外の授業選択の要望にも応えることができるように配慮している。

海外の大学との学生交流については、東洋大学として中国、韓国、台湾、ベトナム、アメリカ、オーストラリア、インドネシア、フランス、ドイツ、アイルランドの計 20 大学との間で、学生交流を含む学術交流協定を締結している。現段階では、夏季・春季の語学セミナー（英語・中国語）に参加した学生については、文化間コミュニケーション分野（語学）（2 単位分）として単位認定を行っている。

本学協定締結先の学生受け入れを法学部でも積極的に行っており、平成 17 年度にはドイツのマールブルク大学から 2 名、平成 18 年度にはマールブルク大学から 1 名、ISEP 加盟校から 2 名計 3 名の学生を受け入れる予定である。

また、法学部として独自の発展途上国に対する教育支援は行っていない。

#### （開設授業科目における専・兼比率等）

開設授業科目中、法学部での専門科目の中の基幹科目については、専任教員が主に担当することになっている。その他の基幹科目でない科目（選択科目）については非常任講師が担当している。非常勤講師の学部教育への寄与は非常に大きく、今後も非常勤講師による教育に負うことになる。特に、一般教養的科目の文化間コミュニケーション分野（語学）については、コース数の関係から非常勤講師の依存度が高く、学部独自の語学教育の方針等その趣旨を非常勤講師にいかに関与するかといった課題が残されてきた。しかし、平成 19 年度にあたっては、学部長から特に英語担当の非常勤講師に事前に、方針を説明し理解を求めることにした。

法学部における兼任教員の関与の状況を説明しておくとして、例えば、法律系の専門科目については法科大学院の専任教員に、一般教養的科目で法学部が公務員対策用として設けている「経済学 C・D」については経済学部へ、さらに、企業法学科の経営学の基礎を理解す

るために必要な科目群については経営学部にも兼担依頼をしている。

専任教員と非常勤講師との意見交換は、毎年度初めに懇親会を設けて、学部の授業運営に向けた方針を確認したり、学生の受講態度や問題点等の意見を聴取したりする場としている。

大学基礎データ「表 3」からも読み取れる通り、専門科目については専任教員が担当する割合が高く妥当であると考えている。一般教養的科目は文化間コミュニケーション分野の語学科目が多数開講されており、そのため非常勤講師への依存の割合が高くなっている。前述の通り、平成 19 年度は、法学部の英語教育の方針を英語担当の非常勤の先生方に事前に説明し理解を求めることにした。

#### （社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）

社会人学生が在籍する第 2 部では、社会人学生に対して、新入生教育指導を行う意外、特段の教育課程編成上での措置は講じていない。社会人推薦入学制度だけでなく、一般入試を経て入学する社会人学生も多く、入学後に定期的・継続的な職に就く者も多い。このような状況に鑑み、入試区分に基づく配慮ではなく、1 年生全体に対して「法学基礎演習」を 2 コース設け法学教育への案内役を務めるとともに日常の生活相談に応じている。

外国人留学生に対しては、教育課程編成の上では、就学目的に即して合理的に教育効果を上げ留学生の日本と日本語理解の助けになるよう、人間探究分野「日本事情 IA・IB」（各 2 単位）、文化間コミュニケーション分野「日本語 IA・IB」（各 1 単位）、「日本語と日本社会 IA・IB」（各 2 単位）等の科目を開講しており、教育指導の上では法学部留学生委員会（専任教員 5 人）が随時、指導・助言を行っている。留学生の必要度及び負担の度合い、さらには日本人学生の履修科目との釣り合いから見て現状の形式・内容でほぼ妥当なものと考えられる。教育指導の面では、特に中国からの留学生が漸増しつつあるところ、今後は英語の学力の必ずしも十分とはいえない学生への補講等、大学院生チューターを活用した学習・生活指導を充実させて行いたい。具体的には、これまで法学部では留学生委員の教員が中心となり、大学院生をチューターとして法学学習のサポート体制を敷いていた。このノウハウを活かし、学習指導室を活用して定期的に学習相談会等を開催したい。

#### （生涯学習への対応）

法学部法律学科通信教育課程に多数の有職・退職の社会人を迎えていることに加えて、生涯学習センターの公開講座や学術講演会の企画を通じて法律関連の市民向け講座を多数提供している。若年層社会人の再教育及び中高齢者の生涯教育など、ライフ・ステージに応じた生涯学習の機会の提供は、東洋大学の重点課題のひとつでもあるところである。

本学のキャンパスの一つが位置する埼玉県朝霞市民の市政参加推進を目的とした埼玉県朝霞市との共催による「あさか・パートナーシップ・カレッジ」の開講依頼が本学の生涯学習センターにあり、東洋大学では、1 年で終了するプログラムを作成して担当講師を派遣している。平成 16 年度から実施し、今年で 3 年目になる。本学は、4 部門（地域と行財政、地域の環境と活力、地域と社会環境、地域とまちづくり）を担当し、各部門は 15 コマ

で構成されている。法学部では「地域と行財政」について教員を派遣し、社会に知の還元を行っている。

総合コーディネーターと部門別コーディネーター及び部門別コーディネーターと担当教員との間で調整を行っていることから、適切に運営されている。また、朝霞市からは次年度以降も開校の要請がきている状況である。

生涯学習センターの公開講座での、法学部教員が担当した講座についての受講者アンケートを見る限り、好意的な回答が多く、内容は妥当であると考えている。

### （正課外教育）

「カリキュラムと国家資格」の項目において、法学部では、特別選抜クラスを平成17年度より公務員志望、法科大学院志望、各種資格試験志望の第1部の学生を対象として設けたところである。

このクラスでは、1学年1クラス50名の少人数教育を前提としており、その徹底を図るため希望者の選抜を行なっている。このクラスの選抜試験に合格したのものには、「教養演習Ⅱ」①②コースの受講資格と、自習室としての「学習指導室」の利用資格が与えられる（2号館15階学習指導室）。この部屋には、自習用机、基本書、雑誌が備え付けられ、学生各々の目標達成のための自習室として活用されている。

#### ・法学部長杯争奪討論会

毎年秋学期（10月）に法学部が開催主体となり、「法学部長杯争奪討論会」を行っており、平成17年度で第19回目を数え、法学部の正課外教育の行事として定着している。本討論会は、正課授業で学んだことを基礎として、全法学部生が同一テーマで研究発表し、意見を交換することによってリーガルマインドを培い、かつ学生と教員間の親睦や教育効果向上を図ることを目的とする。出題テーマについては、1年生も立論の部、質問の部の双方に参加できるように配慮し、憲法・民法・刑法の3分野から毎年輪番となっており、平成17年度は憲法の分野より出題された。夏期休暇中に学生が問題と取り組めるように例年7月に問題を公表して、10月に立論者の受付を行なっている（平成17年度は6名）。本討論会では、立論者による立論の後、討論（聴講している学生との質疑応答）が行われ、審査委員長（法学部長）以下、法学部教員から構成される審査員により、「立論の部」、「質問の部」に分けて採点がなされ、最優秀者には法学部長杯及び賞状、各部の優秀者には賞状が授与される。本討論会へ参加することで、学生は文献検索能力やプレゼンテーション能力を涵養することができる。

本討論会の運営に関して付言すると、直近の5年間の出席者は法律学科・企業法学科の1年生を中心に200-286名となっている。本討論会は例年平日午後で開催されているが、出席者の所属・学年を仔細に見ると、振替対象となる同一時間帯の専門科目以外の履修者に加え、法律学科第2部、通信教育部学生が少数に留まっているため、今後開催日時についての配慮が検討課題となろう。また、質問者の大半が立論者と重複していることも否定できず、立論者以外の者をいかに討論会に参加させていくかということも課題である。

#### ・模擬裁判

毎年11月に開催される学園祭（白山祭）の折、本学法務研究科の模擬法廷を会場に模擬裁判が開廷されており、平成17年度で第10回となった。模擬裁判の準備過程では、本学部ないし本学法科大学院所属の実務家（裁判官出身）教員、その他担当教員が適宜助言を与えるものの、基本的には事件の選定、脚本執筆、配役の決定から、起訴状・冒頭陳述書・論告要旨・弁論要旨等の公判文書の作成に至るまで学生自らが手掛ける形となっている。このため、参加する学生にとっては、刑法、刑事訴訟法等の講義で学んだことを実践する格好の機会となっている。

例年、新年度開始後に学生有志による模擬裁判実行委員会が結成されているが、年度によっては参加学生数が少数に留まる年もある。1年生全員が履修する「法学基礎演習」の講義においては、各教員が学生に対して模擬裁判実行委員会への参加、模擬裁判の傍聴を促しているが、この他、法学部としても学生の積極的な関与を促すための方策を検討する必要もあろう。

なお、本模擬裁判については、平成18年度中に「実践的法律学習活動の展開」の一環として、模擬裁判をデジタル映像化し、刑事訴訟手続の各場面について条文上の根拠、解釈の対立の注釈を付した教材を開発し、刑事訴訟法の講義だけでなく、前出の「法学基礎演習」においてもこれを利用した授業を行うことにより、実践的法学教育への架橋を試みる計画である。

#### ・無料法律相談部

法律問題をかかえる市民の相談相手となり、法律知識の普及を行なうことを目的として、無料法律相談部が、学内に設置された部室及び地方巡回会場において法律相談を実施している。学生部員が市民からの相談を直接聴き取り、法的な論点を整理・指摘する作業を行ない法学部専任教員である顧問が回答するというスタイルを採っている。顧問が市民に回答する際には学生も同席させ、学生が行った法的な分析が妥当であったか否かを検討させる機会を与えている。

地方巡回のため、会場手配や地方公共団体と折衝したり、会場設営を行ったり、相談会の準備のために学習会やマナー研修を行っている。法律相談部の活動を通して、学生は社会と接触を持ち、法的思考能力のみならず社会性をも身につける機会を与えることができ正課外の活動として重要であると考えている。

活動実績を記しておくとして、平成13年度は、9月6・7日宮崎県（日南市・都城市）、11月15日新潟県（新潟市）において地方巡回相談を実施し51件の相談件数があった。平成14年度は、9月5・6日北海道（網走市・北見市）に地方巡回を実施し、28件の相談件数があった。平成15年度は、9月4・5日山口県（宇部市・周南市）及び10月31日新潟県（新潟市）で地方巡回を実施し、54件の相談件数があった。平成16年度は、9月2・3日京都府（城陽市）、滋賀県（大津市）において地方巡回を開催し、36件の相談があった。平成17年度は、9月1・2日に福岡県（小郡市・古賀市）において地方巡回を開催し、33件の相談があった。これ以外にも毎年、夏季休暇中、大学祭期間中に朝霞市役所において巡回相談を開催し、数多くの法律相談を受けてきた。

平成18年度は、白山一貫教育ということで地元への還元という観点から文京区民センタ

一において相談会を開催する。また、山形県天童市、宮城県岩沼市、例年通り、埼玉県朝霞市においても巡回相談を開催する。

## (2) 教育方法等

### (教育効果の測定)

教育上の効果を測定するための方法としては、①個別の講義・演習ごとの効果測定と、②学部教育全体を通じた効果測定の2種類に大別される。①については、定期試験（春学期試験、秋学期試験）、出席点、レポート、授業時の確認テストなど、個々の教員が様々な方法で実施している。定期試験の出題方法には、講義内容に応じて記述・論述、正誤問題、空欄補充問題など多様な形式が見られるなど、測定方法における適切性・妥当性が確保されている。他方、レポート、確認テストについては、複数回実施したり、期末試験と併用したりする教員も多く、多面的評価が行われている。

しかしながら、これらの実施方法の適切性については、評価を実施する個々の教員に委ねられているのが実態であり、成績評価方法の適切性を客観的に示す仕組みや教育効果の測定方法に関して教員間で合意が確立されるには至っていない。また、②については、法学部全学生を対象とした特定の効果測定方法は存在しないため、効果測定の仕事としては十分でない。

なお、3・4年次配当の「法学演習Ⅱ」では、同一の教員のゼミナールを継続して履修する学生も多く、長期的な教育効果の測定が可能であり、「法学演習Ⅱ」の研究成果が刊行される『演習年報』は教育効果を測定する上での手がかりの一つとなっている。

平成14年度に、法学部では初めてとなる学生による授業評価アンケートを実施し、また、平成17年度には専門科目（専任教員については講義科目2科目を上限として実施）、平成18年度には文化間コミュニケーション科目（担当教員原則1科目を対象として実施）を対象とした授業評価アンケートを実施した。これにより、各教員の教育効果を教育方法と教育内容（関心度・満足度）について調査ができた。平成17年度に実施した授業評価アンケートについては、データを分析し、教員個人のデータと法学部全体のデータを取りまとめ、各教員は学部全体の平均より劣っている点について改善を試みるような契機となるようにした。以上のような授業評価アンケートを利用した教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意、及び教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性の検証は、主任会と学部自己点検評価委員会との合同で行ったが、今回のアンケートでは、教育効果の測定方法の開発、その測定方法の有効性の検証、それに基づく教育改善が体系的に行われたとは言い難い。このため、次回アンケートは次期カリキュラム改訂を見据えて平成19年度に実施することにし、学生の授業評価アンケートの結果は、各教員に返却の上、各教員から自己の講義の現状と改善点を報告してもらうことで、教育改善に向けた制度を確立することとしたい。加えて、教育効果の測定方法を開発する仕組み、その有効性を検証する仕組みの導入については、次期カリキュラムでも引き続き検討することとしたい。

平成18年3月卒業生の進路については、就職者は437人（第1部）、91名（第2部）、



学科ごとの就職率でみると第1部法律学科 97.3%、企業法学科 98.8%、第2部法律学科は 97.8%であった。卒業生の活躍の分野は多岐に亘る。就職先の規模別では、いわゆる上場企業への就職は、第1部・第2部併せて計 151 名（以下、1・第2部合計）、従業員 500 人以上の大規模会社へ就職した者は計 103 名、従業員 100 人以上 500 人未満の中規模会社へ就職した者は計 93 人となっている。公務員就職者数は累積 47 名である。公務員への就職者数は他学部より多いのが特色である。

法学部卒業生の進路については、堅実な就職状況にあるといえる。卒業生には、国会議員、法曹関係者、各種法律専門職（司法書士、行政書士、税理士等）など法学部で学んだことを実践する形で国内において活躍している者も存在する。この他卒業生には、スポーツ分野の著名人、会社経営者もみられる。また全国で、教員・公務員等として活躍している人材を輩出してきた伝統がある。

近隣諸国・地域（中国・韓国・台湾等）から法学部・法学研究科へ留学し、学位修得後は法曹関係者、大学教員等として母国で活躍している者も多い。法学部としては、このような卒業生との人的ネットワークを大切に育んで行きたいと考えている。最近では、法学部主催の 50 周年記念学術講演会（平成 17 年 11 月・平成 18 年 5 月）の機会を捉えて、台湾及び中国から卒業生計 3 名（いずれも本学にて博士（法学）の学位を修得）を講師として招聘した。

#### （厳格な成績評価の仕組み）

法学部では教育効果上の経験に鑑みて履修登録の上限単位数を 1 年次は年間 40 単位に、2 年次以降は 48 単位に設定している。これは卒業要件が 124 単位である中で、学生が 1 年間に履修し無理なく修得できる単位数ということで設定を行ったものであるが、教育の質を確保するための設定であり、妥当であると考えている。

成績評価について法学部では学年末試験を中心として学生の成績を評価している。評価基準は 100 点満点で合格が S=90 点以上、A=89~80 点、B=79~70 点、C=69~60 点であり、不合格が D=59~40 点、E=39 点以下及び\* =評価対象外（出席不良等）である。なお S 評価は平成 14 年度入学者から導入されている（平成 14 年度以前は A=80 点以上であった）。

他方、学生の成績を厳格に評価することは非常に重要であるが、原則的に各教員の判断に委ねられて評価されている。これにより、統一かつ緻密な評価形態をとることは大変難しい。ことに、日常の出席状況、参加・発言内容と態度などにより判断されうる外国語学系、体育実技系、演習等の授業とは異なり、受講者が 300 名を超すものもある一般講義では、現実に学生一人一人を毎回適切に評価することは不可能である。しかし、より厳密な成績評価にむけて、これまでは、個人的に行われていた成績評価に対する学生の質問に対し、法学部全教員において説明を実施することにした。

各年次及び卒業時における学生の質の確保については、進級制度（2 年次から 3 年次）、卒業判定、修得単位僅少者に対する面接指導及び 4 月のオリエンテーション期間に実施している履修指導を通じて確保している。法学部第 1 部の学生でみると、毎年の進級・卒業率はほぼ 90 パーセントであるので、この方式は適切であると考えている。さらに平成 19 年度

からは卒業再試験の受験資格を定期試験等で一定以上の評価（前述の「D」評価）を得た者のみに限定することで、卒業時の学生の質確保に向けた制度が整備されたと考えている。法学部では、2年次から3年次への進級制度、卒業再試験の受験資格の厳格化により、卒業生の質の保証が図られるものと考えている。次期カリキュラムでは、他大学法学部生との比較における質の保証を視野に入れるべく法学検定や法学部以外の学生と就職活動において英語能力をアピールできるよう TOEIC などの受験促進等を行う予定であり、卒業生の質の保証の更なる充実を図って行く予定である。

第1部3・4年次の「法学演習Ⅱ」及び第2部「法学演習」において、演習論文作成を原則必須として、各担当教員が個々の学生の研究関心に応じた個別的な指導を行う過程で学生の意欲と質の向上のために多大な努力を払っている。演習を理解して履修させるため、平成17年度からは、11月下旬にオープンゼミを実施し、次年度の法学演習の履修を決定する情報提供の場、また、学生の研究成果発表の場として活用されている。各法学演習の受講生たちは、2年生が次年度自分たちのゼミを履修するよう、オープンゼミ当日のゼミの内容や運営に趣向を凝らしており、学生相互間で学習意欲を刺激する良い機会となっている。各演習の成果は『演習年報』として毎年出版、公表している。内容的にも大学校友会の学術奨励賞を受賞するなど、成果に期待できるものも多く、学生の就職活動時に参考とされることもある。

また、法学部では、S：6点、A：5点、B：4点、C：3点、D：2点、E：1点として学生各人の成績を数値に換算し合計し、修得科目数で除した数値を東洋大学第1種・第2種奨学金の奨学生選考、卒業生代表の選考などに用いている。このうち、成績優秀者を対象とした東洋大学第1種奨学金制度（各学科・各学年で2名）では、30万円を奨学金として授与しており、学生の勉学意欲向上に大いに役立っているものと考えられる。成績評価の上位者一覧表は教授会で公表される他、成績上位者には奨学金が給付されている。4年次の成績優秀者は卒業式で法学部代表になることも学生にとっては励みとなっている。

#### （履修指導）

法学部では、4月に、新入生を対象に履修指導を行っている。以下の通り一般の新入生履修指導の他に入学種別・諸資格取得等の目標に配慮した適切で十分な指導を行っている。

##### ○新入生ガイダンス

第1部・第2部別、学科別の新入生ガイダンスを実施。教員と事務局がパワーポイントを使用し履修説明を行った。教員の説明は、学科・コースの説明から『履修要覧』の学科教育課程表に基づき単位修得・時間割作成方法を説明。また、新入生が学内の建物の位置関係やオフィス・アワーに教員研究室を訪ねられるようにパワーポイントに写真画像を取りこみ説明。事務局は Web 履修登録の方法を学生が実際使う画面をパワーポイントで展開させ説明。

##### ○留学生ガイダンス

日本の大学においてどのように法律を学習していくかについて各担当教員から指導。また、留学生が日本で法律を学ぶ意義について自覚させ4年間の学習姿勢をアドバイスし学生の勉学意欲を高揚させる。事務局からは、新入生ガイダンス後に留学生ガイダン

スを設定し一般学生と留学生のカリキュラムの違いを説明し履修登録を間違えなく確実に登録できるよう指導を行う。学生生活等についての質疑応答を個別に行い学生からの質問に答え学生生活に対する不安を払拭するよう勤めまた、留学生が陥りやすい生活習慣について注意を喚起する。

#### ○推薦入学者ガイダンス

第1部推薦入学者には、入学決定の時期が早いということで入学までの学力低下を防止すると同時に入学後、一般入試入学者と同じレベルで法学部教育が受けられるよう1つの方策として入学前に課題を与えガイダンス当日持参をさせる。課題については、①課題図書として事前に提示された4領域から1つを選択し2,000字程度の感想文を作成。②英文解釈。これらの課題の回収と課題の講評。模範解答の配布などを行う。

#### ○運動部優秀選手ガイダンス

運動部優秀選手については、入学時に英語授業の履修方法や勉学上のきめ細やかな指導を行っている。さらに、厳しい練習のため勉学意欲を喪失する場合があるので、生活態度の助言も行っている。入学事前教育課題（感想文）の回収もあわせて行っている。また、運動部優秀選手には、海外で試合等がある場合に、コミュニケーションを深められるように、一般学生とは別に授業を設けている。

#### ○第1部新入生情報教育ガイダンス

新入生に配布された「東洋大学 Web 情報システム利用ガイドブック」を使用し、スクリーンに「東洋大学 Web 情報システム」を投影しながら、概要やシステムを利用した履修方法・レポート課題の掲示情報などを説明した。その他、Toyo Net-ACE を利用しての授業のレポート提出について説明した。また、就職活動などでも様々なシステムが必要となってくることについても言及し利用を促した。

#### ○公務員・大学院ガイダンス

2年次に公務員等希望者が選抜により履修できる「法学部特別選抜クラス」の概要及び、履修科目等の説明を絡めた内容でのガイダンスが行なわれた。大学院ガイダンスについては、大学院進学にむけて必要な学習及び、大学院卒業後の進路等についての説明がされた。

オフィス・アワーについては、学部として制度化されており、『講義要項』の巻末、Web情報システム内の教員プロフィール欄、法学部ホームページの教員紹介欄においてオフィス・アワーの時間を公開し、学生に周知することで、学生が教員に相談する機会が確保されている。教授会においてもオフィス・アワーの確保について要請し周知徹底が図られている。しかしながら、教員の個人研究室を訪ねるといのは学生にとっては敷居が高い印象を与えている場合もあり、事実上面談の機会を逸してしまうこともある。平成17年度に実施した授業評価アンケートにおいても、オフィス・アワーを有効利用したかとの問いに対して、「そう思う」「ややそう思う」と答えたものを合計しても9.4%にしかならず、今後、オフィス・アワーの普及に力を入れていかなければならない。法学部では学習指導室を設けて、学生の相談に対応する環境を整えるとともに、教務課においても学生からの諸々の相談に対応する体制を整えている。今後、このような制度のPRを行うことにより更

なる普及を促進したい。

法学部第1部には進級制度があり、2年次終了時まで48単位を修得していない者は3年次に進級できないことになっている。そのため、1年次終了時点の修得単位が20単位に満たない者（単位僅少者）については、第1部・第2部とも対象者全員を呼び出し、専任教員が個別面談による学習指導を行っている。

2年次から3年次へ進級できた学生は、自動的に進級していくが、4年次に124単位を修得できない学生は卒業できず、4年原級者に対しては学業に専念するように指導している。第2部については、進級制度はなく4年次まで年次は自動的に進級することとなっている。

法学部の「留年率」（4年次在籍の学生で留年する学生の割合）は、第1部については、例年10%前後であり、第2部は例年30%前後である。これらの学生の中には自発的に留年する学生もいるが、多くの場合3年次までの単位修得不足を4年次で回復できなかったことによる留年である。しかしながら、上記の履修指導を踏まえた進級判定・卒業判定を見てみると、指導を受けた学生の多くが次年度に進級・卒業をしていることから、一応の効果を上げていることが分かる。

第2部については、社会人が多く授業への出席が難しいため、単位の修得が困難であることも卒延率が高いことの一因と考えられる。対策としては、履修指導を強化することにより当面は対応することとしたい。また、平成18年より入学定員を140名と減員したことから、従来よりも教員はきめ細やかな目配り、指導ができることが期待できるので、今後卒延率にも改善がみられるものと期待している。

また、学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行なうアドバイザー制度については、法学部は導入していない。

法学部の科目等履修生については、本学部の授業レベルに対応できるか否かを判定するため、毎年3月に専任教員による面接を実施し、授業聴講を許可している。現段階ではこのような手続きをすることで、一般の通学学生と同じ環境で教育指導を行っている。

#### （教育改善への組織的な取り組み）

法学部でも、学生の学習を活性化させるために毎年、『講義要項』を作成し、その内容の充実を図り、関係教員の意識向上を図っている。『講義要項』は、学生が科目を履修選択する際の非常に有効な一つの目安となり、よりどころでもある。

しかしながら、『講義要項』に記載されている年間計画通りに授業が行なわれていないとの指摘が一部学生からあったことから、平成18年度には年間計画に従って授業が実施されるよう、専門科目については毎回の授業内容の詳細を『講義要項』に明記することとした。また、学生の便宜に資するため、『講義要項』については、東洋大学「Web情報システム」にも掲載した。これにより学生は、検索語を用いて他学部で開講されている科目も横断的に検索できるようになった。法学部としてより体系的、学際的に学習計画が組めるように配慮をしているところである。なお、書式については一定の書式とし、教員間での記述内容・量についても一定の内容が保たれている。ただし、一般教養的科目等の授業科目については、他学部と共通の書式を使用するため詳細な年間計画は記載されていない。

法学部では、平成17年6月・11月に専門科目を担当するすべての教員（専任教員・非

常勤講師を問わない)を対象とした授業評価アンケートを実施した。具体的には、教員の教育指導方法の改善に資する項目について学生にアンケート調査を実施し、アンケート結果については、教育の質の向上に結びつけるために評価の良かった項目、評価の良くなかった項目別に統計処理を行い、その要因の一部を分析した。この結果の概要は、平成 17 年 12 月に、個々の教員に直接返却した。さらに平成 18 年 2 月にアンケートをまとめた『法学部学生による授業評価アンケート報告書』を作成し、2 月に教員と学生に配布した。更に、平成 17 年度のアンケート調査で評価の悪い項目である、①学生の予習復習が行われていない点、②オフィス・アワーが活用されていない点については、改善を図るべく、『講義要項』の記載内容について各回の講義内容を明示し学生が予習復習しやすいように改善した、オフィス・アワーの活用については、Web 情報システム、『講義要項』への明示は例年通り行っているが、4 月の履修指導・ガイダンスにおいてオフィス・アワーについてパワーポイントを用いながら学生に詳細な説明を行った。

さらに、平成 18 年 6 月には、平成 17 年度のアンケートのフォローアップを行うべく、『講義要項』の活用状況等について専任教員及び学生に対し再度のアンケート調査を実施した。専任教員の回答を見ると、半数以上の教員がシラバスを活用し次回の授業の予習を促した。また、教員によっては、次回実施の授業のレジュメを学内のシステムにアップし学生はそこから次回授業の詳細な内容を知り予習することが出来るような工夫を行っている者もいる。復習については、前回の授業内容について毎回ミニテストを実施し、学生の予習復習の癖を付けるように教育上の配慮をおこなっていることが分かった。学生については専門科目(3 科目・主に 2~4 年生約 900 名)の学生を対象に調査アンケートを実施した。調査項目については、主に、『講義要項』に明記された講義内容・授業計画が授業を選択する上でどのように活用されているか、実際の授業での指導内容や教育の改善にどのように活かされているのか等を対象項目とした。回答した学生の約 9 割の学生が実際に授業を選択する上で『講義要項』を活用し、「授業計画」を詳細に明記したことにより毎回の授業内容への事前理解度が深まり、「積極的に授業に望めるようになった」と回答した学生が約 5 割、「どちらともいえない」という学生が 3 割、「積極的に望めない」という学生 2 割という結果が得られた。この結果から授業を積極的に受講できるようになったという半数以上の意見から実際の教育改善に役立ったと考えられる。

授業評価アンケートの調査項目については、Web 等で他大学のアンケート項目を調査したが、同等の内容であったため、平成 14 年度のアンケート項目と比較ができるように、原則として前回の質問項目で調査を行った。

法学部では、学生の授業評価アンケートを母集団の多い講義科目を調査対象として実施したが、全科目対象としてアンケートの実施ができるようにする。また、各教員にアンケート結果を配布した。しかし、各教員にアンケートに対するコメントを依頼していないため、次回アンケートを実施する際には、各教員にも自己の講義の課題を検討し、改善してもらうよう促す。

FD 活動の取り組みとしては、平成 17 年 2 月に日本学術会議主催のシンポジウム「法学部をどうするか—法学教育と法学研究の将来像」、同年 10 月には東洋大学経済学部主催の「教育評価と FD」へ学部の学科主任、カリキュラム検討委員、自己点検評価委員が中心と

なって参加し、その結果をカリキュラム検討委員会などにおいて報告し、議論を深めた。

また、専任教員が担当する「法学基礎演習」ではサブテキストを講義で用いることによって講義内容の統一性を図るように工夫している。また、そのサブテキストは毎年改定し、その改定作業の中で教員相互間において意見を出し合うことで、授業内容の改善を目指している。なお、「法学基礎演習」においては研究授業を行うなどして教員相互間でFD活動の試験的な取り組みを行っているところである。しかし、FD活動としては不十分なので設置が予定されている全学FD委員会（仮称）のもと、法学部の自己点検評価委員会において継続的なFD活動の企画立案、実施を行うことにした。

学生満足度調査については、法学部としては学生による授業評価アンケートを実施した。その他については、学生生活の満足度調査は学生部が、図書館の利用者アンケートは図書館がというように、大学のそれぞれの所管課が学生の満足度を調査し、公表する体制となっている。

従来、法学部卒業生に対し在学時の教育内容・方法の調査を行う仕組みはなかったが、平成18年5月に法学部創設50周年記念式典に参加した卒業生に対し、在学時の教育内容・方法についてアンケート調査を実施することができた。

調査の目的は、既習した専門科目及び語学科目が社会に出た後、職業とどのように関連し、学習効果に結びついているか、そして、実際の職業の場において、いかなる教育内容が必要とされているかを探り、今後、法学部において、就学（職）目的に即した教育を効果的かつ合理的に行うことであった。特に、語学教育に対しては、様々な職業における具体的な到達目標がいかなるものであるかを探ることができた。また、第2外国語の必要性についても指摘された。内容の充実、適正なる授業の形態の観点から、レベル別学習の必要性などを確認し、国際化社会において実務的な外国語能力を身につけさせ卒業生を社会へ送り出すことの必要性を再認識させられた。専門科目においても、実務と直結する科目については在学中にしっかりと学ばせたほうが良いとのアドバイスがあった。卒業生に対しては、従来、進路指導調査を主に行ってきたが、平成18年度からは、4年次3月の成績発表時などの際にアンケート調査の実施を検討している。

なお、現時点では恒常的に雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みについては法学部では独自に実施していない。

また、教育評価の成果を教育改善につなげることは、個々人の教員に委ねられており、法学部としての制度システム化を図る段階に至っていない。

#### （授業形態と授業方法の関係）

法学部での授業は、その相当数が多人数講義で行なわれており、履修者数100人以上の授業も多いので、「法学基礎演習」、「法学演習Ⅰ・Ⅱ」、「特殊講義」、「教養演習」などの演習系の科目については少人数による授業を行うことにしている。また、文化間コミュニケーション分野（語学科目）については1年生の「英語ⅠA」は45～50名程度、「英語ⅠB」は30～35名、2年生の「英語Ⅱ」は40～45名程度でクラス編成を行っている。これらの少人数講義は、多人数講義をカバーするとともに、個別指導も可能である。ただ、専門科目については、受講人数の適正化を図るため、受講者数の上限を30名にし、これを上回

る場合には、コース増を行い対応している。また、平成 19 年度からは導入時教育を重視するとの考えにたち、第 1 部「法学基礎演習」については、専任教員の補充のもと 1 クラス 30 名程度でクラス編成を行えるように教員を配置した。このように多人数クラスと少人数クラスを配置しており、多人数クラスの上限を 300 名に設定するなどの措置を行った。この点で、授業形態については適切かつ有効であると考えている。

法学部の講義科目は、いわゆる大教室で講義を行ってきた。確かに、大教室講義には学生の授業への集中や理解度には問題があることは否めない。そこで、大教室を担当する教員は、科目の特性に応じて、教員独自のホームページや Toyonet-ACE（教育・授業支援）を用いて授業教材の提示を行い、授業中の確認テストなどを実施して学生の理解度・授業への集中度を維持できるような工夫をしている。これらの点を踏まえれば、教員各人の取り組みについては適切であると考えているが、教員各人の取り組みを学部で共有できる制度の確立が必要であるとの認識にある。

マルチメディアを活用した教育について、教育内容と教育支援体制の両面で近年大きな改革が見られる。教育内容の面では、1 年次に情報リテラシーの実習科目を設定して実習室での実習とレポート提出を繰り返すなど教育方法を工夫して積極的に導入している。具体的には、第 1 部 1 年次には「コンピュータ演習」（企業法学科必修）の他、第 2 部法律学科では 1～4 年次を対象に「コンピュータ・リテラシー」を置いている。第 1 部の「コンピュータ演習」については、多くの履修者がいるが、講義と実習を組み合わせ、毎回新しいレポート課題を講義時間外に PC 室または、自宅の PC でコンピュータやネットワークを利用し提出させている。これらの課題の提出が単位修得の必要条件である。また、この授業は単なる技術の修得だけではなくコンピュータ犯罪、プライバシーの侵害など情報技術がもたらす技術の限界など社会生活に及ぼす影響や問題までもも学生に考えさせる講義内容となっている。

また、白山キャンパスにおいては、上記の PC 室（複数）の他に、マルチメディアに対応した教室を設置して、例えば、従来型の OHP や現物投影機、カセットレコーダーから、DVD や PC（パワーポイント等）のプロジェクター接続まで教員のニーズに応じた複合的な利用が可能となっている。

教育支援体制の面では、①東洋大学独自の情報システムである「ToyoNet」により、全教員・学生にメールアドレスを配布した上で、教員との連絡やメール・リストの利用、② 大学（学部）ホームページから Web 上の教材提示、課題や休講等連絡（PC 及び携帯電話で受信可能）、③教員及び演習等科目に教育用 HP の設定（希望者の申請による）など、多彩な教育面での実践が見られる。

このような、マルチメディア教育の運用については、法学部内に情報化委員会を設け、教員への技術支援を行うとともに、教研情報システム課の支援を受けながら運用しており、適切であると考えている。

法学部では、大学内の遠隔授業である「全学総合」を一般教養的科目として教育課程表に取り入れ、教育を行っている。また、本学ではスペースコラボレーションシステム（通信衛星講義システム）が導入され、異なる校地間での遠隔授業を行なえるマルチメディア機器が備わっている。全学的には双方向遠隔講義システムによる授業科目の開設・単位認

定について可能となっているところ、法学部では全学共通の総合科目と附属姫路高校との連携による双方向遠隔講義システムに参加・協力しており、遠隔授業に関する法学部の取り組みについては適切であると考えている。

### (3 年卒業の特例)

法学部では実施及び検討はしていない。

## (3) 国内外における教育研究交流

法学部の国際研究交流は、他学部教員も含むが、法学部教員が全員研究所員となる旧比較法研究所を基軸に行う方針をとってきた。そして、近年では「文化比較の中の日本法」を基本テーマに 3 回の国際シンポジウムを開催した。平成 10 年には「日本法の特質を探る」、平成 12 年には「アジア世界から見た日本法」、平成 14 年には「アメリカと日本」をそれぞれサブ・テーマとして開催した。

しかしながら、その後、諸研究所が再編され、比較法研究所が廃止されたので、法学部独自の国際研究交流を図ることが困難になった。そのため、法学部教員は新たな研究所所員となり、各研究所を通じ国際交流を図る他、全学の国際交流センターの企画に参加・協力することによって学生及び教員の国際教育研究交流を図ることになった。そして、後者の措置のため、法学部から全学の国際交流センター会議へ委員を送り出し、学部内に留学生委員会を配置し、これらの教員が連携して企画の検討・実施を行っている。

しかし、従来のように法学部が独自に教育研究の国際交流を図るべきではないかという意見が出されるようになった。創設 50 周年記念講演を契機に中国のアモイ大学、アジア文化研究所がインドネシアで開催した国際シンポジウムを契機にディポネゴロ大学等からの教育研究交流の呼びかけがなされており、法学部としては、アジア圏に限定せずヨーロッパ圏、アメリカ圏も対象にした独自の国際交流—例えば、隔年の国際シンポジウム開催等—を図りたいと考えているが、その可能性について、スタッフ、予算措置を含めて検討することにした。

なお、法学部における国際教育研究交流の現状は、前述したように、全学の国際交流センターの企画に参画し、国際交流センターとの協力の下、学生及び教員の国際交流を積極的に推進、支援することが中心となっており、その体制として法学部から全学の国際交流センター会議へ委員を送り出し、学部内に留学生委員会を配置し、これらの教員が連携して国際的な教育研究交流を緊密化させるための企画の検討・実施を行っている。

この結果、提携関係にある海外協定校に派遣した学生（交換留学派遣）の数は、平成 15 年度 1 名（ロベール・シューマン大学（フランス））、平成 16 年度 1 名（ロベール・シューマン大学（フランス））、平成 17 年度 2 名（セントラルワシントン大学（ISEP、ワシントン州）、ダブリンシティ大学（アイルランド））、平成 18 年度 3 名（大邱大学、ダブリンシティ大学（アイルランド）、ISEP）に上っており、逆に海外協定校から受け入れた学生（交換留学受け入れ）の数は、平成 14 年度 1 名（ダブリンシティ大学）、平成 15 年度 1



名（マールブルク大学）、平成 16 年度 1 名（マールブルク大学）、平成 17 年度 2 名（マールブルク大学）、平成 18 年度 3 名（マールブルク大学、ISEP・ウィッテンベルグ大学、ISEP・ワイオミング大学）に上っている。

また、交換留学の他に学部学生を対象とした春期・夏期の休暇を利用した海外の語学研究も実施している。語学研修には英語セミナーと中国語セミナーがあり、英語セミナーでは、平成 13 年度 8 名（オレゴン州立大学、モンタナ大学）、平成 14 年度 3 名（セントラル・クィーンズ大学、オレゴン州立大学）、平成 16 年度 4 名（オレゴン州立大学、モンタナ大学）、平成 17 年度 5 名（オレゴン州立大学、モンタナ大学、ダブリンシティ大学）であった。中国語セミナーでは、平成 13 年度 2 名（大連外国語）、平成 14 年度 3 名（大連外国語）、平成 15 年度 1 名（大連外国語）平成 16 年度 4 名（大連外国語）、平成 17 年度 4 名（大連外国語）であった。

この他、法学部独自の国外における教育研究交流として、長期海外研究（1 年）の制度がある。長期海外研究については次の通り実施された。平成 13 年度・今井雅子（イギリス）（研究テーマ：イギリスにおける成年後見制度改革の動向）、平成 14 年度・堀口勝（アメリカ）（研究テーマ：アメリカにおける株主代表訴訟制度の研究）、平成 16 年度・武藤眞朗（ドイツ）（研究テーマ：ドイツにおける医事刑法の研究）、平成 17 年度・小林博志（ドイツ）（平成 18 年度より本学法科大学院へ移籍）、平成 18 年度・森田明（ドイツ）（研究テーマ：憲法・未成年者保護法の比較法的研究）。長期海外研究は（原則として各年度 1 名）希望する教員が多く、現在 5 年先まで予定が組まれているなど、法学部における国外における教育研究交流は良好であると考えられる。

なお、法学部の外国人教員受け入れ体制の整備状況としては、新規採用人事は、外国人も含めた完全公募制の下で行われており、特に外国人ということによる特別な措置はとっていない。また、それとは別に契約制の英語講師制度があり、法学部には 2 名の枠が与えられている。現在、1 名を採用しているが、英語教育の充実のため、未補充の 1 名枠をできるだけ早急に補充したい。

また、教育研究及びその成果の外部発信の状況については、後述の研究活動を参照されたい。

#### （４）通信制大学・学部等

通信教育課程の理念は、東洋大学の前身である哲学館の創設理念の一つである「貧困にして大学に入ること能はざるもの」のために学問を教授することである。すなわち、様々な理由により通学することが不可能な者に教育の機会を与えるという通信教育制度は、東洋大学の理念のひとつを体現する教育課程であると言える。法学部法律学科通信教育課程は、昭和 41 年に開設された。通信教育課程への入学者は、今までに 4,000 名を超え、卒業生は 727 名（平成 18 年 3 月現在）にのぼる。

法学部法律学科の通信教育課程は、通学生とほぼ同一科目で開講されている。卒業所要単位は総計 124 単位で共通総合科目（28 単位以上）と専門科目（82 単位以上）からなる。専門科目として、必修科目 32 単位、選択科目 50 単位以上を修得しなければならない。必

修科目には卒業論文（4単位）が含まれる。学生は、科目毎の「学習課題」について1単位1課題のレポートを提出して担当教員による添削指導を受けなければならない（テキスト学習）。各科目の最終評価は単位認定試験を受けることにより成績が付与される。卒業予定単位に達する見込みとなった学生は、卒業論文指導担当教員による指導を受け卒業論文を作成し、審査に合格することにより卒業できる。

正科生は卒業に必要な単位のうち、スクーリング（面接授業）で30単位以上（1年次入学生の場合）修得しなければならない。全科目について実施されるスクーリングの内容は、3日連続して実施される連休（1期～3期）、夏期（1期～13期）、冬期（1期～2期）、地方（1期～4期）スクーリングと3週間連続して土・日に開講される土曜・日曜スクーリング（1期～4期）がある。また、第2部間聴講制度があり通信教育の学生が通学課程（第2部）の授業を年間8単位（30単位を上限に卒業単位に認める）聴講できる。上記担当教員があたることになっている。特記すべき点として、原則として全科目のレポート及び論文添削、スクーリングを専任教員が担当していることがあげられる。

学生が履修登録した科目の課題（1単位1課題）についてレポートを作成するが、思うように学習が進まない者に対しては、教員のオフィス・アワーを利用して学習指導、TAや事務職員による学習相談会を実施している。学習相談会を全国的に開催できればよいが、学生の分布が関東近県に80%以上が集中しているため、平成18年度は10都道府県の主要都市で実施するのみとなった。

これらの現状を踏まえて分析すると、学生はレポートの課題の核心に到達した学習が出来ているか、また、科目担当教員がそのレポートに対して適切な添削指導を紙面の中で出来ているか、学生一人一人の理解度が異なるため問題である。これらをカバーするのがスクーリング（面接授業）であり、学習相談会である。しかし、地方におけるスクーリング（面接授業）や学習相談会は、前述した通り在校生が少ないため毎年全国で実施するのは困難であるが、地方都市におけるスクーリング（面接授業）や学習相談会が成立するよう、また、学習理解を進めるために教員のE-mailを利用した学習相談を積極的に行うよう学生への周知を徹底する。

今後、通学課程が全入時代を迎え、通信教育への高校からの新卒者は激減し、法律学科通信教育課程への入学者数も減少するおそれがある（下表「年齢別入学者数」参照）。そこで、通信教育部は、平成17年度、学長の諮問を受け、通信教育課程の改善すべき方向を答申し、その改善の第一歩として、平成18年度に通信教育課程を充実させるための組織作りの一環として、通信教育部長の権限を明確にすると同時に「通信教育課程主任制度」を設置した。また、退学者の減少を図るために学習環境の改善策として、図書の貸し出しシステムを充実した。

法学部は、社会的ニーズに応じた通信教育課程におけるカリキュラム改訂の必要性を認識し、社会人教育や生涯学習の観点から受講生の要望に合うカリキュラム改訂を平成20年4月実施に向けて着手することとした。カリキュラム改定に伴いスクーリングの開講形態も拡大する予定である。

通信教育部の授業方法について、近年「インターネット等を利用した授業」など情報技

術を活用した教育の必要性が高まっている。この点で、上記「平成 17 年度学長の諮問事項に関する答申」では、従来の郵便を利用した伝統的な授業方法では社会的ニーズに対応しきれなくなっている。しかしその実現には莫大な経費がかかると指摘しているため、今後、全学的課題として議論できるように提案する。また、学生の年齢層のばらつきから IT を利用した教育のみに偏ることは危険性があることも考慮しなければならない。

#### 年齢別入学者数

	18 歳～22 歳	23 歳～29 歳	30 歳～39 歳	40 歳～49 歳	50 歳～59 歳	60 歳以上	合 計
平成 13 年度	27 (8)	24 (6)	76 (24)	43 (20)	19 (10)	0 (0)	189 (68)
平成 14 年度	22 (8)	51 (15)	39 (12)	8 (2)	5 (3)	4 (1)	129 (41)
平成 15 年度	20 (6)	51 (11)	39 (9)	15 (5)	10 (5)	3 (0)	138 (36)
平成 16 年度	27 (11)	53 (7)	52 (16)	14 (5)	9 (3)	2 (0)	157 (42)
平成 17 年度	22 (6)	55 (16)	30 (11)	21 (8)	6 (4)	4 (1)	138 (46)

( ) 内の数字は、女性数を表し内数とする。

\*平成 18 年度については、後期入学者未定のため未集計。

最後に、法学部の掲げる教育目標に対する達成度合いについて述べると、教育目標の明確化と学生のニーズに対応するために、コース制（司法コース、行政コース、企業法務コース、国際企業コース、後に前 2 コースを総合政策コース、法職コースとした）を導入している。また、特に、公務員や諸資格試験の受験者、法科大学院への進学希望者のために「特別選抜クラス」を開設した。

しかし、現状では、まだ、企業法学科の特色が十分明確になっていないことは否めない。

白山一貫教育の下での体系的カリキュラムを編成するため、カリキュラムを、①導入教育期（1 年次）、②基礎教育期（2 年次）、③展開教育期（3・4 年次）に区分し、これに合わせて演習科目を配置して、学生のプレゼンテーション能力向上や問題解決能力を涵養するようにした。

少人数教育の充実については、1～4 年次まで、各年次に演習を配置し、また、講義の受講人数の適正化をはかってきたが、依然として多人数講義がわずかであるが存在する。また、「法学基礎演習」を 35 名規模で展開しているのはやや多いと認識している。

社会経済のグローバル化をはじめとした社会的ニーズにあった特色ある科目の配置のために、企業法学科の国際企業コースにおけるビジネス・イングリッシュの必修化を行うと同時に、国際企業コースなどに、中国法、イスラム法などアジアを重視した科目を配置してきた。また、学生のインセンティブを高めるプロジェクトとして、法律討論会（法学部長杯争奪討論会）、模擬裁判など実践的なプロジェクトでキャリア形成を意識したプロジェクトを展開している。

通信教育課程の充実のため、時代のニーズに適合したカリキュラム編成の必要があるので、平成 20 年度改訂に着手することにした。

目標に対する改善すべき点として、教育目標の明確化と学生のニーズにあった教育課程編成の必要性の観点から、法学部は、法律学科と企業法学科の特色を明確にするための改善を行う。例えば、教育課程表の分離などを検討中である。ゆとり教育世代への対応が必要であり、そのために、事前教育と「法学基礎演習」の充実を図る必要がある。そして、特に英語については、習熟度別のクラス編成の導入を図ることにしたが、平成20年度カリキュラム改訂に先行して、2年次の「英語Ⅱ」について平成19年度より実施することになった。

白山一貫教育の下での体系的カリキュラムを編成するため、導入、基礎、展開の各期で体系的に法律学を学習できる科目の配置を意識して、カリキュラム改訂を行い、その際、科目の配当学年の見直しを行う。

少人数教育を充実させるため、「法学基礎演習」の35人規模を30人程度で展開できるように未補充専任教員の人事補充を早急に達成することにした。また、講義の受講者規模は300人以下とし、それ以上は分割（コース増）を図ることにした。

## 五. 社会学部

社会学部の教育理念は「古今東西の知の摂取と融合ならびに実践主義に基づき、理論と実証を結びつけ、現代社会の問題に鋭く切り込む視座を涵養すること」である。また教育目標は、「理論、実証、実践の結合」である。言い換えれば、現代社会の諸問題に切り込むための視座を涵養するために、社会学およびその周辺領域の研究成果に基づいて、学理追及、仮説検証、応用実践のいずれをも学習する環境を整え、それらを効果的に結びつけられるようにすることである。例えば、社会学や社会福祉学などの学問的追究を通じて、真理を探究する一方で、単なる社会調査士や社会福祉士の有資格者を育成するだけでなく、総合的判断力や応用実践力を備えたより高度な専門職業人を社会に輩出することを具体的な目標とする。

また、社会学部では、現代社会の諸問題に鋭く切り込む視座の涵養することを目指し、そのための効果的な教育方法を組織的に恒常的に探求することを目指している。

学生に対しては教育効果を正確に測るため成績を厳正に評価し、更に教育方法および教育環境の向上をめざして、学生による授業評価アンケートを実施している。そしてその結果をカリキュラム等に反映させ、よりよい授業への方途を追求し続ける。

### (1) 教育課程等

#### (学部・学科等の教育課程)

##### (a) 学部教育課程の理念と実態

この教育目標は、東洋大学の教育理念を現在の社会において具現化するための5つの目

標のうち、「目標 1：独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」および「目標 4：社会の要請に創造的に応える」を、学部レベルで達成するための下位目標と位置づけている。

ところが、現代社会の変容は急速かつ激烈である。そのため社会学部の教育目標を効果的に実現するためには、「社会」の高度化・複雑化と、社会学および周辺領域の学問的な前進・発展に呼応して、学科構成の見直し、カリキュラム体系の更新を逐次行なわなければならない。そこで、平成 12 年度には学部再編を行なって学科構成を次の第 1 部 5 学科、第 2 部 2 学科へ充実させ、更に平成 16 年度にはカリキュラムの大幅な改訂を実施した。

第 1 部：社会学科、社会文化システム学科、社会福祉学科、  
メディアコミュニケーション学科、社会心理学科

第 2 部：社会学科、社会福祉学科

「理論、実証、実践の結合」という社会学部の教育目標を実現するための教育課程の特色を簡潔に述べれば、①全学科・全学年で演習科目を必修とした上で、②学理追求の前提として「社会学概論」を必修とし、③仮説検証の手法を修得するため、「社会調査入門」と「社会調査および実習」を必修とし、④応用実践の領域を極力広げるため、環境、犯罪、宗教、災害、情報、福祉など、きわめて幅広く多様な主題をカバーする科目群を設置し、⑤勉学の総仕上げと位置づけて「卒業論文（卒業研究）」を 4 年次に配当している。

演習科目の全学科・全学年必修は、本学部の大きな特徴である。1 年次には「基礎演習」による導入教育を行い、2～4 年次には各学科の「〇〇学演習」で学生が能動的・主体的に勉学する場を設けている。演習科目は通常「ゼミ」と呼ばれており、少人数によるきめ細かな学習・教育にきわめて効果を発揮している。学生は常にいずれかのゼミに所属するので、ゼミ担当教員が実質的な担任として機能している。

社会調査科目の全学科必修も大きな特徴である。「社会調査および実習」は、学生の多様なニーズに応え、なおかつ少人数授業を実現するため、平成 18 年度においては第 1 部 20 コース、第 2 部 5 コースを設置している。

第 2 部 2 学科の特徴としては、年次による履修制約が大きいことである。第 2 部では、有職者の時間的制約に加えて 1 日に 2 コマという時間割上の制約が存在している。そのため個々の学生の選択幅を拓けるべく、社会調査や演習、社会福祉士関連科目等一部の専門科目を除き、年次による履修制約を緩和しており、1 年次から 4 年次まで柔軟に履修できるように工夫している。

社会学部の開講科目の特色としては、第 1 に、総合大学の利点を活かし一般教養的科目群（共通総合科目）が充実していることである。社会学の分野を超えて応用実践の領域を拓げるため、可能な限り科目の多様性を追求し、自然分野と人文分野・社会分野の履修を卒業要件としている。

第 2 に、情報教育科目が充実していることである。情報化社会における実証、実践の効力を確保するために、「情報リテラシー」を全学科必修とし、さらにネットワーク環境を活用した情報探索、情報分析、情報発信の科目を複数設置している。

第 3 に、外国語教育において、各言語圏の社会と文化をあわせて学習するようにしてい

ることである。国際化社会における実証、実践の効力を確保するために、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ハングルの5ヵ国語（第2部はハングルを除く4ヵ国語）を開講しているが、科目名を「〇〇語および〇〇語圏社会事情」として、社会学の理論、実証、実践に資するべく、各言語圏の社会事情をあわせて学習するようにしている。

第4に、大学院進学を希望する学生を対象とした「〇〇〇特別研究」を4年次に開講していることである。これは学部教育と大学院教育との接続を図ったものである。

最後に科目名称の特色としては、学生が多様な専門科目の履修を円滑に行なえるように、学科によっては履修モデルを提示しているほか、カリキュラムの体系性を学生に明示するために、「I・II」、「A・B」といった記号を付記して科目間の関連を表示している。「I」と「II」はセットで履修する通年科目であり、「A」と「B」は関連科目であるが、履修順序を特に問わないことを示すものである。

以上のような教育課程は、学校教育法第52条の「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」に合致している。また、大学設置基準第19条第2項の「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」を学部レベルで具体化したものである。

以上のような学部カリキュラムの体系性にに基づき、第1部社会学科・社会文化システム学科・社会福祉学科・メディアコミュニケーション学科・社会心理学科、第2部社会学科・社会福祉学科の7学科が、それぞれの理念、特色に立脚した教育を進めている。

社会学部は、上記の教育目標に従い、専門教育、教養教育、外国語教育、情報教育にかかわる授業科目をバランスよく配置している。また、教養教育を通じて総合的な視野から物事を見ることのできる能力、自主的、総合的、批判的に物事を思考し、的確に判断できる能力等を育成すると共に、豊かな人間性を涵養し高い倫理観をもった人材を育成するように努めている。更に、基礎演習等によって、学士課程教育への円滑な移行に必要な導入教育を行っている。

#### (b) 学部教育課程の課題と対策

社会学部の教育課程の実態においては、「理論、実証、実践の結合」という教育目標が完全に実現できているとは評価できない。具体的には、以下のような課題を指摘することができる。

第1に、演習・実習科目の少人数教育を維持するのが容易ではないことである。演習科目は概ね15～40人で実施している。実習科目は40人を超える場合があり、少人数教育という学部の理念に照らして改善の必要がある。コース増も視野に入れるが、現状の工夫をまず行う。具体的には科目の意味づけ、内容の周知、理解と聴講者数の均等化を図ることを考えたい。履修僅少クラスについて取りやすい授業時間帯の設定、科目担当者への助言・支援を行い、総合的に判断して対応する。

第2に、理論指向の教育と実践指向の教育とのバランスが必ずしも点検されていないことである。近年、資格取得や職業訓練的な教育を望む学生が増えていることが指摘されているが、学部の目標からすれば、理論と実証なき実践は無力である。改善策としては、実

実践指向の教育に理論の裏づけを忘れず、理論指向の教育に実践の姿勢を忘れないよう、常に学科で授業内容の相互点検を行うようにすることである。

第3に、学力格差が拡大していく可能性への配慮が十分ではないことである。社会学部では今のところ学力格差についての深刻な状況にはないが、社会情勢を鑑みて、今後に備えた予見的な措置が必要である。改善策としては、まず、学習準備不十分者への措置として、補習教育と導入教育のあり方を根本的に考える。一方、学力優秀者への措置として、発展的教育の拡充を模索する。具体的には、大学院進学を希望する学生を対象とした「〇〇（学）特別研究」の成果を見て、そのコース増を検討する。

第4に、倫理性を培う教育が必ずしも充実していないことである。現状としては、全学科必修の「社会調査入門」と「情報リテラシー」では、倫理性に関する教育内容を必ず含むように教員間で合意しているが、十分なものであるとはいえない。

社会心理学科では「心理学実験演習」、「社会心理学実験演習」を通して研究の倫理性を学習するとともに、「卒業論文」では試行的に倫理規程届けを提出させる等実践的に研究倫理を身につけるよう指導、実施体制を整えてきている。その結果を踏まえ今年度中に教員と学生を対象とした倫理審査体制を発足させる計画である。しかし、理論、実証、実践のいずれの側面においても倫理教育は、一層の充実が求められる。改善策としては、卒業論文での倫理規程の提出を学部全体に広げることが検討される。

#### (c) 外国語教育

社会学部の外国語教育の理念は、言語を単なる伝達手段とは考えず、「コミュニケーション」という言葉が本来持っている「共同性」を確保する行為として位置づけ、言葉を成り立たせている社会や文化を言語と一体化させて学び取らせることを目指していることである。社会学部が目指す外国語教育は、「多様な価値や文化をもつ世界のさまざまな人びとと生きた交わりを可能にするための言語、互いに異なるさまざまな社会や文化をより深く理解するための言語を習得させる」ことを目標としている。

この目標を実現するために、第1部5学科では外国語を、一般教養的科目群（共通総合科目）の「文化間コミュニケーション分野」の「〇〇語および〇〇語圏社会事情」として実施している。第2部2学科では、学科専門選択科目に配置しているが、やはり「〇〇語および〇〇語圏社会文化」として、第1部と同様の理念の下で実施している。

現状としては、英語、ドイツ語、フランス語、中国語に加えて、平成16年度より新たにハングルを加え、現在は5ヵ国語（第2部はハングルを除く4ヵ国語）を選択履修できるようにしている。このような外国語科目の編成は、社会学部がカバーする研究領域について、資料・文献の言語分布、研究・調査対象地域の言語分布等を考慮すると同時に、上述した「多様な価値や文化をもつ世界のさまざまな人びとと生きた交わりを可能にするための言語、互いに異なるさまざまな社会や文化をより深く理解するための言語を習得させる」という目標の実現に配慮したものであり、「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」を行う上で、開講している言語の数（5言語）と、その選択（英、独、仏、中、韓）は適切である。（言語使用人口の順位は、母語人口では中国語1位、英語2位、日本語9位、ドイツ語10位、フランス語11位、韓国語16位、公用語人口では英語1位、中国語2位、フランス語6位、日本語11位、ドイツ語12位、韓国語15位。）

英語については、更に深く学びたい学生のために、原則として英語を母語とする教員で、文化間コミュニケーション分野に「現代英語および社会事情」という科目を第1部において設けている。これらは全てグローバル化時代に対応した教育であり、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための科目であり、ここにおいても国際化の進展に適切に対応するための外国語能力の育成を適切に行っている。

更に、学習環境としては、情報機器を活用して、海外のニュースや、社会・文化等についての情報を常に捉え、教材として活かすだけでなく、学生が自主的に情報を把握する習慣を身につけさせている。また、平成15、16年度に学内の特色ある教育を全学的な位置付けで推進する為の学内教学予算として措置された予算で、教材を多数揃えることができたので、授業での活用は勿論のこと、独自の教材開発にも活用している。加えて、留学生との交流により、外国語を実際に使う機会の確保と、身近な文化間コミュニケーションを実現している。

課題としては、第1に、初習外国語への動機付け、学習上の不安感の除去に更なる工夫が必要である。このためには履修登録前のガイダンスは非常に重要であるが、新入生ガイダンスの期間が以前よりも大幅に短縮され、履修相談を受けながら履修登録をするという体制が平成17年度から取れなくなった。そのための改善策としては、他学部在先駆けて新入生に入学前に「授業登録に係わる希望調査」を配布したり、新入生ガイダンスを行ったり、既に工夫を行っている。

第2に、クラス分けに関する問題がある。外国語教育は少人数授業を原則としているが、学生がどの言語を選択するかは履修登録をしてみないとわからないため、定員を大きく超えることがある。また、受講者数が多いために機械的にクラス分けをしている「英語および英米語圏社会事情」では、多様な教員を抱えていながら、担当者の特徴を活かした多様な教育ができないという矛盾がある。改善策としては、平成20年度のカリキュラム改訂で検討を行う。

第3に、第2部では時間割上の制約から1言語につき1科目しか開講されていないため、さらに上級を目指したい学生の希望に添えない問題がある。改善策としては、他の科目との関係や時間割編成上の困難はあるものの、4言語4科目の上級クラスの開講を検討しているが、その場合可能な限り学生の要望を聞いた上での受講となるよう配慮したい。その上で増科目を適切なものとするために他学部との共同開講への話し合いを持つことを考えていく。

#### (d) 基礎教育と教養教育

社会学部では、人間性の涵養としての基礎教育および教養教育を、専攻に関わる専門の学芸と並ぶ重要な位置に置いている。

現状としては、必修科目の数を極力少なくし、一方で多様な教養的科目を設置して履修を促すと共に、多くの学部開放科目や他学部開放科目をカリキュラムに加えている。これは、大学設置基準第19条第2項に示された「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ための措置であり、東洋大学の教育理念を現在の社会において具現化するための5つの目標のうち「目標2：総合大学の利点を活かす、良質な教育を行



う」に即応している。

なお、グローバル化時代に対応させた教育およびコミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育は、(c)で詳述したように、「文化間コミュニケーション分野」の「〇〇語および〇〇語圏社会事情」として開講し、教養教育上の外国語教育に位置づけて実践している。

社会学部では教養的科目として共通総合科目を配置することで、一般教養的科目群は充実している。一般教養的科目のうち人間探究分野は、自然分野 34 科目、人文分野 52 科目、社会分野 21 科目のほか、学際的な科目として総合科目を設置している。その授業内容は、特定の学問分野に偏らず、きわめて広範囲の領域にまたがって開講している。このような一般教養科目の量と質は、基幹科目における教育内容に、社会学部の教育理念を実現するに足るだけの多様性と総合性を与えており、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための配慮」が、教育課程において適切に行われていると評価する。

組織的には、基礎教育と教養教育、専門教育の適正な運営を維持するための役割を学部内の「教育課程委員会」が担っている。第 2 部教育の企画・運営に特化した「第 2 部運営委員会」も設置している。この第 2 部運営委員会は、第 1 部 5 学科から選出された委員と第 2 部社会福祉学科主任によって構成されており、問題が生じた際には個別に対応するのみならず、他の運営諸組織との連携を図りつつ体系的な諸問題の改善を検討するなど、教育課程の適切な運営に努めている。

課題は、基礎教育と教養教育を全学的な視点から検討する組織がないことである。とりわけ教養教育は、学部に限ることなく、他学部との協力の下に行なわなければ実効力が小さい。改善策としては、全学的に基礎教育と教養教育を議論する組織の設置を検討する。

一方、学生の心身の健康の保持・増進は、専門教育を行うためにも、豊かな人間性・人格を形成する上でも重要な課題と位置づけている。ことに、昼間に働き夜に学ぶ第 2 部学生の心身の消耗は大きいので、専門組織のみならず教育面での配慮が求められる。

現状としては、学生の心身の健康を保持・増進するための専門組織としての医務室に医師、看護師が常駐し、メンタル面に対応する体制として精神科医が週に 1 日と、カウンセラーが常駐する学生相談室を全学レベルで設置している。近年、相談室の利用者が多く、平成 17 年度は学部全学生の 3.5%に達した。平成 18 年度の利用率はやや減少傾向にある。新たな試みとして、「キャンパス Q&A」という敷居の低い全学組織を設置し、潜在的な需要層の掘り起こしを行っている。一方、教育面での前段階として、大きな役割を果たすが、少人数の場で、教員と学生が深い交流を果たす演習である。欠席の続く学生への連絡や相談といった機能も果たしている。演習の場で培われる学生間の交流も、課外活動等を通じて形成される友人関係と共に、諸問題の未然防止に貢献している。

なお、起業家的能力を涵養するための教育は実践していないが、学部の教育理念を考えた場合に、NPO 活動を通して地域社会に資する取り組みを検討していく教育等について、関連する授業の中で積極的に動機付けを与えていきたい。

(カリキュラムにおける高・大の接続)

社会学部では、東洋大学の教育理念を現在の社会において具現化するための5つの目標の「目標4：社会の要請に創造的に応える」に即応して、カリキュラムにおける高・大の接続を実現するため、以下の3つのことを行っている。

#### ①導入教育

1年次に学部独自の基礎教育を行っている。第1部・第2部の全ての学科において、学科ごとに以下の基礎演習科目を必修とし、少人数授業を実施している。

第1部：社会学基礎演習、社会文化システム論基礎演習、社会福祉学基礎演習、  
メディアコミュニケーション学基礎演習、社会心理学基礎演習

第2部：社会学基礎演習、社会福祉学基礎演習

これら基礎演習では、新入生が円滑に大学での学習や生活に慣れると同時に、資料検索・調査の方法、レポートや論文等の書き方、研究発表の仕方などの基本を身につけることができるように、きめ細かい学生指導を行っている。

また、「情報リテラシー」を1年次の必修とし、コンピュータとネットワークの基本的知識・技能の習得にとどまらず、情報・知識の探索法、分析法、表現法および情報倫理の理解までを含めたものとして教育している。

#### ②高大連携プログラム

社会学部は、文学部・工学部と共に「高大連携プログラム」を開講している。このプログラムは、ゆとり教育推進に伴う高校教育の完全週休2日体制を受けて開始されたもので、高校生でも受講しやすい第2部の授業を開放し、大学教育の講義レベルを維持しながら、高校生にも十分に理解できる内容を目指した授業を行っている。

現状として平成18年度は、「地域社会学A・B～都市社会と農村社会-その構造と変動」、「家族社会学A～家族ってなんだろう」、「家族社会学B～現代の家族は危機にあるのか?」、「メディアコミュニケーション学概論A・B」、「児童福祉論A・B」、「社会福祉学概論A・B～現代社会と社会福祉」、「社会福祉援助技術論IA～ソーシャルワークの基盤」、「社会福祉援助技術論IB～ソーシャルワークの実践アプローチ」などの科目を開放している。平成18年度の高大連携受講者は17名である。

これらの科目を受講した高校生が、講義内容に関心を持ち、より深い専門知識を習得するために社会学部に入学するケースがあり、平成15年度から平成17年度までで、第1部に3名、第2部に3名が社会学部に入学している。

#### ③推薦入学者への対応

指定校からの推薦入学者は、入学決定(11月・12月)から入学までの期間が長いために、入学試験の面接の際に、論文や面接の対応の状態によっては、面接担当教員が入学時までに補強しておく課題を対象学生にコメントしている。また、社会文化システム学科では、知的援助として社会学ないしは社会文化システムを学ぶにあたって参考になると思われる図書を推薦し、それについて感想文を寄せてくれた学生に専門的な助言を加え、コミュニケーションを図っている。

高・大の接続の課題としては、第1に、社会全体の傾向として大学入学までの学力の格差が次第に大きくなりつつあることである。改善策としては、それらの学生に対して、今後は補習講義などの課外授業を行い、学力水準の維持向上を図ることを検討する。

第2に、情報教育においても、入学時の知識・技能の格差がかなり大きいという実態であることである。改善策としては、コンピュータとネットワークに関して既に基本的な知識・技能を有している学生は、「情報リテラシー」を受講しなくてもよいように認定などを行うという案を「情報化推進委員会」で検討している。

第3に、高大連携プログラムにおいて、取得した単位を入学後の単位として認定していないことである。改善策としては、他大学の動向などを調査しながら、平成20年度のカリキュラム改訂に向けて、高大連携プログラムの単位認定を含めて総合的に見直し、より充実したものにしていく。

### (カリキュラムと国家試験)

社会学部では、社会学を軸とした「理論、実証、実践の結合」という教育目標を達成するための一環として、社会福祉の分野で実践的に働く専門家を教育・養成するという目的から、第1部・第2部社会福祉学科に「社会福祉士」試験（国家試験）の受験資格を得るための教育課程を用意している。

まず、社会福祉学科における過去5年間の受験率、合格者数、合格率は大学基礎データ「表9」、および以下の通りである。

#### (第1部)

平成13(2001)年度 卒業生105名

受験者数(85人)、受験率(81.0%)、合格者数(31人)、合格率(36.5%)。全国平均合格率(29.5%)

平成14(2002)年度 卒業生190名

受験者数(148人)、受験率(77.9%)、合格者数(62人)、合格率(41.9%)。全国平均合格率(31.4%)

平成15(2003)年度 卒業生135名

受験者数(85人)、受験率(63.0%)、合格者数(22人)、合格率(25.9%)。全国平均合格率(25.8%)

平成16(2004)年度 卒業生130名

受験者数(98人)、受験率(75.4%)、合格者数(28人)、合格率(28.6%)。全国平均合格率(29.8%)

平成17(2005)年度 卒業生153名

受験者数(107人)、受験率(69.9%)、合格者数(47人)、合格率(43.9%)。全国平均合格率(28.0%)

#### (第2部)

平成16(2004)年度 卒業生90名

受験者数(66人)、受験率(73.3%)、合格者数(23人)、合格率(34.8%)。全国平均合格率(29.8%)

平成17(2005)年度 卒業生85名

受験者数(63人)、受験率(74.1%)、合格者数(9人)、合格率(14.3%)。全国平均合格率(28.0%)

第1部社会福祉学科の現状は、合格率は全国平均をかなり上回る年度もある一方で、全国平均の水準に留まる年度も見られる。特に平成16年度の合格率は低い水準に留まった。その原因としては、社会福祉士試験を受験する目的意識が十分に形成し切れていなかったことがあったと考え、昨年度(平成17年度)は、目的意識を持つための動機付けに重点をおいて演習を行うなどの取り組みを行った。このことが、年度の合格者数・合格率のアップにつながっていると評価している。今後ともこうした取り組みを維持・発展させながら合格者数・合格率の維持・向上に努める。

第2部社会福祉学科の現状は、一昨年の平成16年度に初めて卒業生を送り出し、全国平均を上回る合格者を出すことができた。しかし、昨年度は、受験者数は前年並みであったが、合格者数を大幅に減らしてしまった。原因としては、夜間部ということで授業時間に

制約がある中で、筆記試験のための準備を必ずしも十分に行えなかったことが考えられる。今年度は、社会福祉士養成校協会などが実施する模擬試験の活用など、正規の授業時間外での試験準備の指導を強めている。

#### (インターンシップ、ボランティア)

社会学部では、社会学を軸とした「理論、実証、実践の結合」という教育目標を達成するための一環として、学生が大学の授業で学んだことを社会で生かす方策を実践的に学ぶという目的から、第1部社会福祉学科で平成17年度よりインターンシップを導入している。

現状としては、第1部社会福祉学科において、3、4年生を対象に演習の延長としてインターンシップ活動を取り入れている。演習担当教員が開拓したインターンシップ先（特別区の社会福祉協議会、障害者作業所、市町村教育委員会、高齢者施設、施設オンプズマン活動をしているNPO等）に学生を派遣している。参加学生の中には、自治体職員として就職につながった学生もあり、また就職活動をした学生からは、インターンシップでの経験が面接等で役に立ったという感想も寄せられている。

課題としては、このインターンシップ活動そのものが正規の単位認定の対象となっていないことが指摘できる。現状では何人かの教員が、演習での教育の延長として行っている段階である。改善策としては、活動に必要な費用負担の問題を解決することを含めて、大学全体のキャリア形成支援センターとの連携等、何らかの形での制度化を追求する。

なお、ボランティア活動に対しても単位認定は実施していない。

#### (履修科目の区分)

社会学部では、社会学を軸とした「理論、実証、実践の結合」という教育目標を達成するために、各学科の教育課程において、学生が専門的な主題を、幅広い教養や多様な学問分野の問題群に関連づけて学習できるようにしている。

第1部5学科の教育課程表は、卒業単位は124単位、その内共通総合科目は24～36単位であり、共通総合科目の科目名は各学科に共通である。学科専門科目は学科ごとに必修、選択必修とする単位数が異なっていて、必修科目は16～28単位で、選択科目を合わせて48～62単位以上を履修することになっている。どの学科も、幅広い教養と多様な学問分野の問題群への関連づけを実現するため、必修科目を少なめにし、共通総合科目や他学部開放科目を履修できるようにしている。その量的配分は、学部の教育理念に照らして適切である。

授業科目は、共通総合科目、学科専門科目、学部共通科目、他学部開放科目、留学支援特別科目に区分されている（平成18年度『履修要覧』26頁参照）。また、履修区分として、「卒業に必要な単位として認められる科目」と「卒業に必要な単位として認められない科目」を区別し、前者については年間の履修単位数を48単位までに制限している（同要覧27頁参照）。学部共通科目が必修科目14単位、選択必修科目14単位、合計28単位である点は5学科共通だが、この科目群は、各学科がその学科専門科目を学部に開放する形をとっている。

このように、専門科目の量的比重が、共通総合科目に比べやや大きくなっているが、こ

のような量的配分は学部の教育目標に照らして適切と評価する。

一方、第2部社会科学、社会福祉学科の教育課程は、卒業単位は124単位、その内共通総合科目20単位以上と専門科目58～62単位以上、および留学支援特別科目、他学部開放科目からなる。社会科学は、1年次から4年次までの演習と「社会調査入門Ⅰ・Ⅱ」「社会調査および実習」「情報リテラシー」を必修科目としている。社会福祉学科は、社会福祉士国家試験対応科目に加え、講義科目と演習科目の連携を通じて実践的に社会福祉の専門性・価値・倫理などを学べる履修区分をし、また1日2時制限という条件下で学生各自の意識や関心とに合わせて選択できる幅を確保し、また有職学生の履修を容易にするために必修科目を軽減している。学科ごとの教育課程の特徴により多少の差異はあるものの、学生が卒業時に取得する単位数は専門教育的授業科目がおよそ7～8割、一般教養的授業科目がおよそ2～3割（うち第1部では外国語科目が約1割）であり、この量的配分はバランスがよく、社会学部の「理論、実証、実践の結合」という教育目標を実現するために適切な配分である。

#### （授業形態と単位の関係）

社会学部では、社会学を軸とした「理論、実証、実践の結合」という教育目標を達成するのに最も適切な単位数を、授業形態に応じて与えている。

第1に、基幹となる必修科目や、演習科目や実習科目は、夏季休暇中の自主学習も含めて1年を通してじっくりと教育する必要があるため、授業時間外の学習や準備作業が多い。そのために4単位を与えている。時間外学習や準備作業の確認は、授業中に次回の授業までなすべき課題を与え発表させることや、次回の授業のための準備作業を指示し準備がなされているかどうか確認し一連の作業を管理している。大学全体の履修登録システムやセメスタ制の導入に対応するために、こうした講義科目の科目名にⅠ・Ⅱをつけて半期科目のような表示をしているが、ⅠとⅡを合わせて履修することが原則になっている。

第2に、共通総合科目の文化間コミュニケーション分野科目（「英語および英米語圏社会事情Ⅰ・Ⅱ」など）は、語学と言語圏文化事情を併せた形の授業内容で、単なる語学授業ではないことから、4単位を与えている。

第3に、「卒業論文（卒業研究）」は、資料・文献の探索・収集・精読、調査・実験の実施、執筆などの作業時間が必要であり、原則として毎週1時間の担当教員の指導に対して5時間の準備を必要とすることを考慮し、毎週1時間15週の指導をもって8単位としている。

第4に、大学全体の履修登録システムやセメスタ制の導入から半期科目への要望が強くなっているが、社会学部は、継続的な教育・指導を円滑に行うために、演習科目、「卒業論文」、「社会調査および実習」、および「Ⅰ・Ⅱ」を付した科目は、通年制を維持している。今後は、新・旧カリキュラムの読み替えの問題をクリアした上で、継続的な教育・指導を阻害しないかぎりにおいて、学生の利便性を考えて、可能な科目に関しては通年科目を半期科目に変えていく。

社会学部では、社会学を軸とした「理論、実証、実践の結合」という教育目標を達成するのに最も適切な単位数を与えるため、全ての科目の単位計算は大学設置基準第21条に基

づき、『履修要覧』（124～125 ページ）に示したように厳格に算出している。

#### （単位互換、単位認定等）

国内の大学との単位互換は、社会学部としては今のところ制度化されていない。

編・転入学における入学前既修得単位の認定を行っており、第1部の場合、3年次編・転入学では学科専門専攻領域科目・学部共通科目で個別認定、共通総合科目で一括認定により最大62単位で、2年次転入では同様の方法で32単位まで、第2部の場合、社会学部は第1部と認定単位数上限は同じだが平成13年度から科目群区分をせずに一括認定している。第2部社会福祉学科は社会福祉士資格との関連で、個別認定している。また、他大学卒業生が1年次から本学に入学した場合の他大学既習単位も個別で認定している。

編・転入学における卒業必要総単位数にしめる単位互換による認定単位数の割合は、3年次編・転入学の場合50%、2年次転入の場合25.8%である。卒業必要総単位中、自大学・学部による認定単位数の割合は適切である。

また、短期大学、専修学校、高等専門学校卒業生が社会学部1年生に入学した場合は、既修科目の単位を一定の条件の下で個別認定している。

社会学部独自に海外の大学との学生交流協定は締結していないが、大学として海外の大学と学生交流協定を締結しているのを利用している。

国際交流センターとの協力による海外留学（交換留学、認定留学、語学セミナー）の奨励、留学によって取得した単位の認定などによって、国際的な教育研究交流を積極的に推進している。このうち、語学セミナーに関しては、春期・夏期の休暇を利用したアメリカ、オーストラリア、アイルランドの協定大学への英語コースと、中国の協定大学への中国語コースがある。語学セミナーの評価は、全学科（第1・2部含む）の学部共通専門科目として「国際文化事情」（2単位）をセミナーに参加した翌年に履修登録し、レポート提出を義務付け一定の審査のうえ、認定される。社会学部の学生は、過去5年間で計60名が参加してきた。交換留学に関しては、協定校のあるアメリカ、ドイツ、フランス、アイルランドが留学先であり、実績は平成13年度2名、平成14年度0名、平成15年度2名、平成16年度0名、平成17年度4名である。認定留学に関しては、学生の自主的な海外留学を支援するために、本学の授業料の半額相当分を奨学金として給付し、留学先大学で取得した単位を本学の単位に換算して認定している。この制度を利用して認定された学生は、過去5年間（平成14年度以降現在まで）で1名である。

何れの単位認定も他機関での単位をできるだけ幅広く認定するようにしており、多様な学問分野の問題群と関連づけて専門的な主題を学習するという社会学部の教育目標と合致しており、実施している単位認定方法は適切である。

課題としては、第1に、国内の大学との単位互換が制度化されていないことが指摘できる。今後、他大学と連携して、単位互換の制度化を模索する。第2に、単位認定のあり方を逐次的に検証する仕組みが十分でないことが指摘できる。改善策としては、当該学生の修学状況を定期的に点検し、単位認定のあり方にフィードバックする仕組みを導入する。

発展途上国に対する教育支援は社会学部としては実施していない。

### (開設授業科目における専・兼比率等)

社会学部では、社会学を軸とした「理論、実証、実践の結合」という教育目標を達成するために、各学科の教育課程において、学生が専門的な主題を、幅広い教養や多様な学問分野の問題群に関連づけて学習できるように、専任教員と非常勤講師とを配置している。

専任教員と非常勤講師との担当比率は、現状では、概ね第1部の専門科目群では専任教員の授業担当比率が高いが、第2部においては逆転する傾向にある(大学基礎データ「表3」参照)。

第1部においても、科目群により専任・兼任比率は異なる。一般的に、各学科の基幹科目は専任が担当しているが、幅広い学習を可能にするために開講している学科専門科目には、最近の動向を踏まえた専門的知見を伝えるため専門の研究者に非常勤講師を依頼している。

また、「情報リテラシー」、「統計情報処理および実習」などの情報教育科目については、開設コース数が多いことから、非常勤講師に依存する割合が高い。これらの科目ではむしろ内容の標準化が求められることから、社会学部では、専任・非常勤を問わず、担当者に標準化された学修内容を提示することで一定の質を保つようにしている。更に、兼任比率が高いために授業時間外の質問を学生から受けにくい点も予想されることから、本学教育システムのメールや掲示板機能等の活用を図っている。

なお、メディアコミュニケーション学科において兼任比率が高いのは、第2部において全学に提供している司書資格科目を担当しているためであるが、平成18年度限りで社会学部における司書資格科目は廃止する。

一方、第2部に関しては、大学設置基準上必要な第2部の教員数は、東洋大学において定める教員枠数において明確にされているが、実際に誰が第2部教員かを特定しているわけではないので、社会学科も社会福祉学科も第2部専属の教員というものは配置されておらず、第1部5学科が全体で運営に当たることになっている。そして第2部運営委員会が各学科間の調整を行ってカリキュラム案を提出している。このうち第2部社会学科は、5学科間の壁を越えてさまざまな授業が履修できることを特徴としている。それらの事情に加え、専任教員の担当授業科目は、第1部の授業科目、大学院の授業科目、一般教養の科目や教職科目などが第2部の授業科目に先んじて決められる傾向があるため、すでに規定の持ちコマ数を超えている専任教員に更なる教育負担を求めることは適わず、そのため第2部では非常勤講師に依存する傾向が強まらざるを得ない。

第1部においては専門教育科目の専任教員比率は年度によって多少の違いがあるものの、概ね50%を上回るように配慮している。しかし、第2部社会学科の選択必修科目の専任教員担当比率が低いのは、「社会学特講 A~K」という、多様でアップデートな具体的研究を紹介する科目の性格上、専任教員だけでは対応が難しいためである。

第2部社会福祉学科については、国家試験対応科目の数を第1部と同様に用意しなければならないため、全体としての科目数が多くなり、非常勤講師に頼らざるを得ない面がある。また、介護・医療現場の社会人が多いという第2部の特色を踏まえ、実習関係の演習については現場経験をバックグラウンドに持つ非常勤講師を配置し、より効果的な教育を行おうとしていることも結果として非常勤講師の割合が多くなっている面がある。

非常勤講師の比率については、以上のような理由を踏まえ、当面はこの現状を維持することが適切である。

課題としては、専任教員と非常勤講師との間で教育理念を共有するため、一層密なコミュニケーションが求められることが挙げられる。改善策としては、現在も年1回行っている非常勤講師との懇談会に加えて、更に個別に専任、非常勤が交流できる場を設ける。

#### (社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

社会人学生の教育は、学祖井上円了の「優暇なきもの、余資なきもの」に大学の門戸を開くという教育理念に基づき、主として第2部社会学科、第2部社会福祉学科が担っている。実態としては、第2部の両学科の入試には社会人特別推薦枠を設けており、平成14年度20人、平成15年度14人、平成16年度15人、平成17年度15人、平成18年度13人が入学している。

近年の改革としては、労働条件の変化により職場推薦等が受け難い状況が増えていることから社会人枠の出願資格を見直し、非正規雇用のパートタイマーや派遣社員・年金生活者も「社会人」として平成19年度から出願を認めるように変更した。また、昨今の経済状況・労働環境の変化から、昼間に仕事をしながら通学する学生は「一般入試」で入学した学生にも多く、仕事との調整を図りやすくするために、第2部運営委員会において、必修科目の授業時間帯の設定について討議を重ねている。

主として第2部に在籍している社会人学生は1日2時制限のため、履修できる開講科目数が少なくならざるを得ない。社会人学生を含む第2部の学生の向学心に応えるべく、第1部の科目を「相互聴講科目」として開放し、年間8単位以内、かつ卒業までに合計30単位以内の履修を認めている。

課題としては、第1に、現状の時間割では第1部との「相互聴講科目」だけでは、社会人学生は昼間に開講される科目を履修することが容易ではないことである。改善策として、多様な就業形態が認められる今日ではあるが、原則的に「相互聴講科目」は社会人学生への配慮として第1部5時限目におくように検討する。

第2に、社会人枠で入学した学生の中には基礎学力への不安を訴える者が少なくないことである。改善策として、1年次から必修となっている基礎演習の担当者（専任教員）が適宜、相談を受け、大学生活への適応を図る。

外国人留学生に対しては、学祖井上円了の広く大学の門戸を開くという教育理念に基づき、可能な限りの受け入れを行っている。教育課程の配慮の実態としては、文化間コミュニケーション分野に「日本語と日本社会」、人間探究分野に「日本語」「日本事情」が採用されている以外は、日本人学生と同じカリキュラムを提供している。教育上の配慮としては、演習担当教員がフォローアップし、格別の状況があれば学科会議あるいは学部内の学生生活委員会で検討している。例えば、第1部社会福祉学科に在籍する韓国人留学生が、日本の社会福祉士取得には不要であるが、韓国での資格取得に必要な科目が他の専門科目と重なって履修できなくなった際に、第2部で開講されている同一科目の履修を認める等の対応を行った。

また、平成17年度に国際交流振興を図り外国人留学生の育成に資することを目的として、



塩川正十郎奨学金が設置され、学業成績・人物ともに優秀、健康な私費留学生で、卒業後、母国の発展に寄与することが見込める者に給付されるが、社会学部では平成17年度1名の留学生が選考された。

帰国学生に関しても、外国人留学生と同じように、演習担当教員がフォローアップし、格別の状況があれば学科会議あるいは学部内の学生生活委員会で検討している。現状では、格段の配慮を必要とするような学生は特にいない。一般の学生と全く同様のプログラムで特段の問題もない状況である。

#### (生涯学習への対応)

生涯学習は、学祖井上円了の広く大学の門戸を開くという教育理念に基づき、生涯学習センターが設置され、大学全体で学長が中心となって取り組んでいる。現状としては、社会学部も学長からの要請に応じて、毎年多くの教員を多様な機関に派遣している他、生涯学習の公開講座に企画段階から積極的に教員が参加している。

夜間部を閉鎖する大学・学部が相次ぐ中、社会学部においては学祖井上円了の教育理念の実践として、夜間が主である第2部を生涯学習の一貫と捉えて運営していくことも検討している。平成19年度入試より、従来の社会人入試の条件である「社会人」の κατηγοリーを有職者からパートタイマーや年金生活者等も含めた「23歳以上のもの」に広げるなど、学ぶ意欲がある人々を広く受け入れる。

生涯学習については、学部が目指すところでもあるので、今後更に対応については充実を図ることを進めていきたい。

#### (正課外教育)

社会学部では、社会学を軸とした「理論、実証、実践の結合」という教育目標を達成するための一環として、新入生教育および演習教育において、正課外教育を積極的に取り入れている。

新入生教育としては、「フレッシュャーズ・キャンプ」または「新入生歓迎会」を、学科毎ごとに行っている。フレッシュャーズ・キャンプは4月の入学直後に、原則として1泊2日で行っている。新入生が大学の環境にできるだけ早く適応できるように促す導入教育であると同時に、卒業生や在校生代表、大学院生が企画に中核的に携わることで、学生間の相互啓発の機会として有効に機能している。フレッシュャーズ・キャンプを実施しない学科では、4月当初に新入生歓迎会を学内の食堂で開催している。何れの正課外教育も新入生の出席率は100%に近く、新入生同士の交歓、新入生と上級生の交流、新入生と専任教員の親睦におおいに役立っている。

演習教育においては、一部の演習担当教員が「ゼミ合宿」を毎年実施している。全ての演習科目でゼミ合宿が行われているわけではないが、山中湖、白馬、鴨川、富士見高原の各地に開設されている本学のセミナーハウス等において、夏季・冬季・春季休暇期間等を利用して、多数のゼミ合宿が行われている。演習担当教員が創意工夫をこらしたプログラムは、学習・教育効果を高めると同時に、学生同士、学生と教員とが親交を深める場として効果を挙げている。第2部の場合も、有職学生に対する日程的な配慮をしながらゼミ合

宿が盛んに行われている。平日であっても有給休暇を取得して参加する学生もいる。

第2部においても正課外教育の充実に関しては第1部と同様である。新入生向けの導入教育としては社会学科・社会福祉学科合同で、学生の有志からなる「新入生歓迎実行委員会」と共催で歓迎企画を開催している。

課題としては、フレッシュャーズ・キャンプ、ゼミ合宿における学生の安全・健康の確保を一層確実にしなければならないことである。現状では、学外に学生を引率するときには、事前に参加者名簿を届け出て、大学組織として不慮の災害等に対応できる体制を整えている。今後は、合宿について教員間の経験・知識を公開、交換する場を設けることで、安全・健康の確保について検討する必要がある。

## (2) 教育方法等

### (教育効果の測定)

従来、社会学部では教育効果や目標達成度の測定に関して、演習での活動状況や卒業論文を除けば、効果測定に関する教員間の合意に基づく仕組みは実践されてこなかった。従って、学部教育目標達成度に関する厳密かつ客観的なデータを得られていない状況である。

また、効果測定 of 機能的有効性を検証する明示的な仕組みも学部としては導入されていない。講義・演習・実習・実技等科目ごとに教育効果の測定方法も当然異なってくるため、教育効果の測定方法を検討していくことが急務であると考えられる。このため、学部全体の教育のあり方を検討する場として、平成14年4月に、学部長を委員長とするFD委員会を設置し、教育目標やその達成度、教育効果測定法の共通化の可能性などが検討されている。

教育上の効果を測定する重要な方法の一つが、厳格な成績評価や卒業論文の質の評価であることは間違いない。しかし、多面的に測定するためには種々の測定方法が求められる。その一つとして、社会学部では、学部教育の状況を把握するための統一的な基礎データを収集するために複数年で全授業を対象として、統一した項目で授業評価アンケートを行っている。その中に、授業を受けて「自らが望んだ目標が達成できたか」や「知的に成長できたか」あるいは「主体的に関わったか」、「自己学習を積極的に行ったか」など効果に関連する項目を含めている。全体の傾向については、教授会で報告し、掲示により学生に対して公表している。また、個別科目に関する集計結果と自由回答（学生の意見）を担当教員にフィードバックしている。授業評価アンケートの結果をカリキュラムの改善により積極的に活用する方策や、学内外に向けての公表方法については、以下のような方針が決められている。まずカリキュラムの改善については、平成18年度から学部全体と学科ごとの単純集計結果、項目間の選択的クロス結果についてFD委員会でそれらの分析を行い、翌年度のカリキュラムにその結果を反映させることにしている。学内外に向けての公表方法については、①学部全体と学科ごとの単純集計結果、項目間の選択的クロス結果とともに、FD委員会でそれらの分析結果を、教授会で報告する。②学生に対しては、従来から行ってきた学部全体の単純集計結果の公表に加えて、学科ごとの単純集計結果、学生自身の授業態度とその成果に関わるクロス集計結果（2組）を公表する。③ホームページ上の公表の仕方について各学科で検討しその結果を更に自己点検・評価委員会、FD委員会で検討す

る。

今後も FD 委員会では、授業評価アンケートの実施に伴う分析・検討以外に学部全体で行うべき教育効果の測定方法や開発方法について検討していく予定である。

その一つの試みとして、社会心理学科では独自に、実習教育の成果として、物事を論理的に捉え、思考することができる批判的思考力がどの程度育成され伸びるに至ったかについて、その効果の測定に取り組み、実験演習のカリキュラムが変更された平成 16 年以降、現在まで継続的に測定を行っている。具体的には 1 年次の前期に批判的思考力を測定し、今年度に初めて 3 年次生が出ることから再度測定し、比較する予定である。また実験演習の効果についても、3 年次の実験演習終了時に学生評価アンケートを行う予定である。

卒業生の進路状況についてはマクロには全学的に調査されている。学部の就職率は、平成 14 年度は 86.5%、平成 15 年度 88.8%、平成 16 年度 93.7%、平成 17 年度 99.4%であり、最近 2 年間は、9 割を超える就職率になっている。また、業種別の就職先は、さまざまであるが、卸・小売業、医療・福祉、サービス業に就くものの割合は一貫して高く、公務員になるものは、ここ数年就職内定者数の 4~5%を維持している。

また、卒業生の中には、スポーツ界、マスコミ、公務員、教員など多様な分野で活躍している人材がいる。

卒業生の学科別の就職状況は微妙に異なるが、メディアコミュニケーション学科では、以下のような学科独自の卒業生の進路についての調査を行っている。メディアコミュニケーション学科は、平成 12 年 4 月に設置された学科であり、まだ卒業生を 3 回送り出したのみである。平成 17 年 3 月に卒業した学生の進路については、キャリア形成支援センターの資料に基づき、独自の集計を行った。その結果、進路が判明している学生のうち、学科として人材育成の目標としているメディア・情報産業に就職している学生は約 30%、メディア・情報産業のうち、放送・出版・広告などマスコミ産業に就職している学生は約 10%、IT 産業に就職している学生は約 15%であった。このことから、教育効果が上がっている結果として、「メディア・情報産業で活躍する人材の育成」という学科の目標が一定程度達成されているものと評価する。

また、社会文化システム学科でも、卒業時に独自にアンケート調査を行っている。具体的には、平成 16 年卒業の第 1 期生から毎年、卒業証書授与式場で、学科の教育課程、ゼミ指導、卒業論文執筆、進路、新入生歓迎行事に関する満足度、ならびに自由回答による授業改善や大学生活に関する意見を収集している。満足度の数値から学科の教育を全体にほぼ肯定する評価として確認できるが、自由回答の形で示されるさまざまな提言・意見には、傾聴に値するものも少なくない。学科では、毎年年度当初の学科会議等で所属教員がこの結果を共有しており、カリキュラム改革や日常の教育活動のなかに学生の意向を反映するための、また、学科としての FD 活動に取り組むための指標を提供する制度として、よく機能している。

このように、学部の教育理念からも学生が社会に出てからの活躍や卒業後の評価が重要であると考えている。しかし、これまで演習単位でのつながりによる卒業生からのフィードバックに留まり、組織的には実践されてこなかった。このため、学部創立 50 周年を期に、卒業生との交流の場の創設に向けて検討が行われている。

ただし、残念ながら社会学部では今までのところ、国際的、国内的に注目され評価されるような人材は輩出していない。

#### (厳格な成績評価の仕組み)

成績評価を適切に行うことを目的として、各年次に48単位の履修科目の登録上限を設けている。以前は2年次以上における履修単位の上限をより緩くしていたが、学生が2年次までにその上限一杯の授業を履修し、履修した授業における準備や学習態度が不十分なものとなるということが見られた。しかし現在は、全ての学年において履修上限を48単位としたので、学生はある学年に履修科目数が偏った授業履修スケジュールを組むことはできなくなった。また、授業を週12コマ、1日平均2科目履修すると年間48単位を履修できることになり、学生が準備や学修のための時間を十分に取れるようになった。以上からみて、この履修単位上限設定は適切と評価する。

成績評価法、成績評価基準の適切性に関しては、以下の手順を通して確保されていると考えている。成績評価法は、試験（平常試験または定期試験）や平常点（授業態度、出席率、レポート）の採点などを授業の特性を考慮して、実施している。どの方法で成績評価を行うかについては原則として講義要項に明記し、受講者への周知を図ることによって成績評価の透明性を図っている。また、全学で原則として3分の2以上授業に出席し、所定の試験に合格することを単位取得の条件としている。採点基準は、平成14年度以降6段階評価を採用し、90点～100点はS、80点～89点はA、70点～79点はB、60点～69点はCとして評価し単位を与えるが、60点未満は、40点～59点はD、39点以下はEとし、不合格としている。このように、試験と平常点の結果を適切に総合した成績評価法と、明確で著しい得点幅の偏りが無い採点基準はいずれも適切と評価する。

厳格な成績評価への配慮は各教員に委ねられており、例えば、S評価10%といった分布を課すといった方法は採用していない。知識の積み上げを前提とする学問群とは異なり、社会学部では理論と実証を結びつけ、現代社会の問題に鋭く切り込む視座を涵養するとともに、学生一人一人の個性を伸ばし、豊かな人間形成を求めるためである。

以上のように単位取得上のさまざまな制限や条件を設けているので、全体としてはきちんとした学力を身につけた学生を育て社会に輩出する基本的仕組みが整っているものと考ええる。

質の検証・確保は、社会学部では単に知識レベルでの評価では測れないものがある。その分、学部で卒業論文を重視しているが、ことに第1部社会学科では、卒業生としての質を保つために、卒業論文を必修としている。必修科目としていない他の学科においても30%以上の学生が卒業論文を執筆し、その他の学生もゼミ論文等の執筆をすることによって、4年間の集大成としての成果を、学生自身と教員が確認できる機会となっている。また、必修科目である「社会調査および実習」では、学生自身が社会調査を行い、その報告書を作成している。学生がゼミや実習科目における議論や研究成果を積み重ねながら、自己の関心テーマを絞り、最終的に自分で集めたデータや資料を論文への纏め上げる作業は、社会に出てからも欠かせない能力を大いに伸ばすものと思われる。このようにして社会学部では、卒業生の質を確保するようにしている。

原級者への対応としては、単位取得僅少者を各学科主任に連絡をし、演習担当教員が個別に当該学生に連絡を取って事情を聞き、相談や注意を促したりしている。学生の意欲を高めるための工夫として、社会文化システム学科と社会心理学科では卒業論文発表会を実施している。社会心理学科では、全教員、1年次生から4年次生までの学科生ならびに大学院院生が参加する場で、発表・質疑応答を行っている。発表者自身の学修のみならず、下級生の卒業論文への取り組みを奨励すると共に、研究姿勢や評価基準の共有化の達成にも貢献している。なお社会心理学科においては、発表者の中から優秀者を決定し、校友会学生研究奨励賞へ推薦している。

### （履修指導）

学生が的確な履修を行うことを可能にするためにさまざまな機会を設け、補助を行っている。その中で最も重要なのが新生ガイダンスと位置づけ、4月の授業開始前に実施している。第1部に関しては、5学科合同のガイダンスを行い、その後クラス分け抽選科目の履修指導や免許資格に関するガイダンスを行う。また、学科別ガイダンスおよび基礎演習科目説明なども実施している。第1部学生については、各教員が指定しているオフィス・アワーを有効的に活用し、第2部学生については、平成18年度から新生ガイダンスで履修相談を実施している。

このガイダンス実施の責任体制が平成14年度まで曖昧であったため、平成15年度から教育課程委員会が全体を掌握して実施している。

また、授業開始後にも履修指導期間を定め、学科毎に個別相談に応じている。これら新生の履修指導の際、上級生が参加して助言する場合もあり、新生が知りたいと思う詳細な情報が得られると好評である。更に、各学科で行われるフレッシュャーズ・キャンプなどの新生歓迎行事のときに実質的に履修指導が行われる場合もある。更に、社会学部は第1部5学科第2部2学科すべて1年次の基礎演習が必修となっており、基礎演習の担当教員が継続的に履修相談を行える体制が取られている。

しかし、課題としては、授業日数の確保や履修者名簿の早期配付等から、新生ガイダンスの実施期間を年々短縮せざるを得ない点があり、「東洋大学 Web 情報システム」の活用を通じた改善等を教育課程委員会で検討する。

いわゆる「オフィス・アワー」は、「講義要項」の教員紹介頁に記載欄を設けている。公開されている電子メールと合わせて、学修の支援の仕組みが整えられている。第1部の学生についてはオフィス・アワーが有効に活用されている。しかしながら、第2部の場合、夜間の授業時間帯であるため、必ずしもオフィス・アワーが確保されない場合が少なくない。電子メールで面会予約に応じるなど、個別に対応してきたが、平成17年度より第2部社会学基礎演習に教育補助員（TA）をおき、大学で初めて出会うゼミナール形式の授業への適応を促し、自ら調べプレゼンテーションする技法を身につけるための援助を恒常的に行うためのアドバイザー制度を設置している。こうしたTAの存在が学生にとっての知的刺激となり、演習への積極的関与を引き出す契機として効果的に機能している。なお、社会調査や社会福祉現場実習に関する履修上の相談は、社会調査室および社会福祉現場実習室で随時受け付けている。

原級者に関しては、社会学部では進級制を取っていないため、4年生になるまでは自動的に上位の学年に上がることになっている。演習が必修となっているので、原級者への対応はその場を通して行っている。従って、原級生に対する現行の対応は概ね適切であると判断する。なお、語学については、再履修者用の授業が、本来の授業とは別に設けられているほか、再履修者と原級者に対しては、必修科目において一定枠を設け優先的に受け入れ、クラス分け抽選科目については教務課の窓口で個別に対応している。

科目等履修生については、主に社会学部教務課で指導しているが、教務課と学科主任及び当該科目担当教員との連携を強化し、必要に応じて学科主任が対応している。また、受け入れの面接の際に学科主任が適宜指導していることは適切である。

### (教育改善への組織的な取り組み)

学生の学修の活性化を図り、教員の教育指導方法を改善するために、講義用シラバスを学内外に明示すると共に、学生の主体的選択を可能とする仕組み等教育改革に取り組んできた。

講義用シラバスについては、基本的にWeb情報システムを利用し、各担当教員が作成している。「サブタイトル」「講義の目的、内容」「講義スケジュール」「指導方法」「成績評価の方法」「テキスト」「参考書」等の項目が事前に定められており、それに則して執筆することになっている。各項目の字数を指定することで、教員間の記述の形式と量を標準化してきた結果、現段階では適切である。なお、「東洋大学Web情報システム」により、シラバスは全て公開されているため、「シラバス・教員プロフィール照会」によって、学部・研究科別検索やキーワード検索が容易となった。

学生の主体的選択を可能とする仕組みとしては、複数コース開講される必修・選択必修科目は、できる限り学生の希望を事前調査し、クラス分けを行っている。具体的には、講義要項の記載内容を教育課程委員会が主導して標準化する努力をした上で、必修科目分については早期に準備して学生に事前配布して各コースの特徴を周知し希望調査を行っている。この一連の過程は、教務課と教育課程委員会の連携で行われている。毎年、担当者にとっては事務作業の負担が相当に大きいものの、学生の主体的な履修をできるだけ保障するという面で効果が出ている。このような取り組みの有効性は、学生が入学時に受講できると期待してきた授業を、なるべく時間割上やクラス分け上の要因によって妨害されることなく受講できるということにより、その学習意欲を削がず、促進するところにあると考えている。

しかし、希望が定員を超過した場合は抽選で調整せざるをえない科目も存在する。授業効果の観点から各コースには受講者の上限定員を定めているためであり、教育効果の確保と何れを優先するか難しい選択ではある。

学生による授業評価は統一仕様による定型的なアンケートを通して行われており、学部内の自己点検・自己評価検討委員会が企画・運営している。基本的に全授業科目を対象として行うことになっているが、授業科目数が非常に多いため、科目の種類に即して全科目を3分割し、平成14～平成16年度の3年間で授業評価アンケートを実施した。また、平成17年度は朝霞校舎で行われてきた文系5学部の授業がすべて白山校舎で行われるように

なったため、その影響を受ける可能性のあった授業について授業評価アンケートを実施し、「FD委員会」でその結果を検討している。

「FD委員会」は、学部全体の教育のあり方を検討する場として、平成14年4月に設置され、学部長が委員長をつとめ、教育課程委員と学部内の自己点検・評価委員が構成員となっている。当委員会では①「教育効果測定の仕事」の第一歩として複数コースを開講している科目の教育目標やその達成度、教育効果測定法の共通化の可能性、②「成績評価の仕事」について、平成14年度から導入された「S評価(90～100点)」への対応を含む評価法・評価基準、③学部教育と大学院教育ならびに高等学校との連携、④教育における情報化システムの活用・情報教育の充実、⑤社会学部における教養教育の在り方、などを検討してきた。

更に、ここで取り上げた学部主催の統一仕様による定型的な授業評価アンケートのほかにも、約4割の教員が毎年、それぞれ自分の担当授業の中で、独自に授業評価あるいはアンケートを実施している。この数字は、過去5年間、ほぼ一定である(社会学部の自己点検・評価活動の記録集『社会学部YEAR・BOOK 2005年版』38項参照)。

授業評価の活用方法としては、これまでは単純集計以外に科目類型毎、学年毎など、簡単な区分に基づく集計や簡単なクロス集計を学部全体のデータについては行ってきたが公表は上記のように学部全体の単純集計結果について、教授会と学生に行っているに留まっている。しかし、平成18年度以降は、学部教授会の審議結果に沿ってその集計結果の分析や結果の公表のあり方を検討し、調査結果をより積極的に利用することになっている。

社会学部では従来からFD活動に組織的に取り組んできたが、平成19年度以降は、より活発に活動していく予定である。たとえば、授業評価アンケート結果を分析し、カリキュラム改善に反映させていく。その際の今後の具体的な活動予定は以下のようになっている。FD委員会を年に最低3回は開催する。その第1回目と第2回目では授業評価アンケートの分析の実施方針を検討し、その方針に沿って委員の方で分析を進めるとともに、各学科にも自分の学科の結果の分析を依頼する。その結果の集約を行う。第3回目では、これまでの検討結果を踏まえて、カリキュラムを含む授業の改善方向を検討する。

その他今までのFD活動で改善の余地があると思われるところとしては、卒業生やその雇用主による評価を実施していない点が挙げられる。この点については、学部創立50周年を期に、卒業生との交流の場を創設し、その意見を積極的に取り入れるようにする予定である。社会学部では現在も、継続的で意義のあるFD活動を模索し続けている。

学生満足度調査は、第2部改革の一環として平成17年度に第2部学生を対象として行ったが、その結果については現在集計・分析中である。

#### (授業形態と授業方法の関係)

学生が体系的に有意義な知識を習得し、人格的にも陶冶されるように授業形態や授業方法を工夫することは理念上、重要である。このため、カリキュラム体系の工夫に加えて、専門的ないしは全人格的な知見の修得を目指す講義科目と、実証的・科学的な調査方法の修得を目指す実習科目、ならびに主体的・能動的な学習を目指す演習科目の3種の授業形態を組み合わせ、効果的な教育を図っている。

例えば実証的・科学的な調査方法の修得を目指す実習科目として、「社会調査および実習」を第1部は必修とし、第2部は選択必修としている。単なる座学にとどまらず自ら体験的に学ぶ機会を効果的に提供するために、多様なテーマのもと、第1部社会学部では20コース、第2部では5コースを開設し、少人数教育を確保するために原則履修者40名の上限で実施している。

学生が理論・実証のあり方を、実践を通じて体得していくという学部教育目標を達成するためには、このような少人数教育は不可欠である。

学科毎に見ても、メディアコミュニケーション学科の「メディア制作および実習」と「マスコミ文章論および実習」、社会心理学の「心理学実験演習」や「社会心理学実験演習」が体験の場として設けられている。

これら演習や実習の少人数授業の教育効果は高く、これまで学習してきた理論を実証・実践につなぎ、技術の習得と共に、チーム実践力、開発力、プレゼンテーション力等の力量の向上につながっている。また、学生の将来のキャリア形成に寄与すると共に、他の講義授業などにも主体性を持って取り組む姿勢の強化に影響を与えている。しかし、少人数授業の教育効果は高いが、必修科目では多くのコースを確保するために講義科目等他の科目との担当調整が必要となり、受講制限を実施する科目では希望しても受講できない学生が生じてしまうという問題が発生している。少人数授業であることがその効果と質とを決定する重要な要因であるような授業に関しては、その必要性の切実さを学部および全学で確認し、教室環境及び人材確保の必要性を主張して行きたいと考えている。

社会学部のマルチメディアを活用した教育の導入状況については、年々増加する傾向にあり、学生の関心を高めたり、学生とのコミュニケーションを密にしたり、授業時間外の学習を支援したりするといった効果を上げている。具体的には、教育支援システムToyoNet-ACE システムを通じた教材の提供、相互コミュニケーションのための掲示板等、学部のファイルサーバ (FTP サーバ) を利用した教材の配布、課題の提出等が環境として整備されている。なお、教室でのプレゼンテーション環境として、プラズマディスプレイまたはスクリーンへのPC画面投影装置、情報コンセントを利用したネットワーク環境へのアクセス、ビデオ・DVD再生装置、現物投影装置、OHPなどが整備されている。

これらの環境をより活用するために、学内教学予算において、「映像素材の整備」や「海外のニュース」、「社会・文化等についての教材整備」を充実した。他方、学生側の能力向上を図るために、「情報リテラシー」を始めとする情報科目を通して、情報リテラシーの育成にポイントを置いた教育を実施している。

なお、現時点では白山一貫教育が行われているため、遠隔授業の必要性は低いものの、教養的科目である「総合科目」で実施されている。

以上に述べたようにマルチメディアを活用した教育の社会学部の状況は、情報機器・施設のインフラは全国大学の平均水準を大きく上回っており、学部内に情報化推進委員会を設けて教員への継続的な支援と協力も行っており、適切に運用されていると評価する。

また、マルチメディアを活用した教育をより多くの科目へ展開し、更に高度な利用を促進するためには、ハードウェアおよびソフトウェアの充実を推進するだけでなく、技術支援スタッフを強化することが最大の課題である。この点については、平成19年度以降FD



委員会や情報化推進委員会などで取り上げ、大学全体の問題として検討していく。

### (3 年卒業の特例)

実施していない。

## (3) 国内外における教育研究交流

社会学部は、国際化に対応し国際交流を積極的に推進するため、海外との研究交流および学生の積極的な送り出しと受け入れを推進することを基本方針としている。学部独自には海外の大学との学生交流協定の締結は行っていないが、学生に対しては、国際交流センターとの協力により、全学レベルで学生交流協定の締結をしている大学への海外留学（交換留学、認定留学、語学セミナー）の奨励と、留学によって取得した単位の認定等によって、国際的な教育研究交流を積極的に推進している。

留学経験のある学生の卒業後の進路をみると、外資系や教育機関等、留学の経験を生かす職場に進んでいるものが多く、一定の成果を挙げている。しかし、対象者は決して多くない。このため、留学してきた学生に授業中に帰国報告を依頼し、他の学生との生活感覚の共有を計ることも行っているが、今後は、学部として、更に積極的に留学の機会に学生が挑戦できるように応援していく。

なお、海外協定校との提携関係に基づき、交換留学生を受け入れ、留学生への指導とサポートを実施している。この点に関しても、社会学部が受け入れた留学生は、過去5年間をみると毎年1、2名程度に留まっている。多くの留学生を受け入れるためには、ソフト・ハードの両面において大学としての受け入れ態勢が充実しなければならない。

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置として、平成4年度より、毎年教員を大学の制度を利用した長期海外研究員として派遣している。学問の性格上、当初から活発であったが、研修先は世界の各地に広がっている。また学部の海外研究以外にも、在外研究（研修）期間を利用して、東洋大学の学術協定校、或いは外国の他の大学での研究交流を行っている。平成14年度から平成17年度にかけて、本学のアジア文化研究所が学術フロンティア推進事業の対象として助成を受けたことから、社会学部の教員3名がアジアの各国で調査を行った。ここ数年では、長期は毎年2名が、短期は、年間延べ30名は下らないなど、益々盛んになってきた。長期・短期海外研究は学生教育が疎かにならないようにとの配慮の上で拡充を続けており、今後も教育と研究のバランスを計りながらより積極的な展開を試みて行く。

教育研究およびその成果の外部発信の状況については、学会発表（口頭・論文）等個別の努力は当然として、学部単位では国内外の研究成果を、学部自己点検・自己評価委員会が毎年発刊している『社会学部 YEAR・BOOK』に掲載している。このYEAR・BOOKに掲載されたものは、印刷物として大学基準協会等の学外に発信しており、今後も続けていくつもりである。また、学部内紀要も発行し、他大学への配布を行っている。現在、年2回発行され、1年あたり15本から20本程度の論文を掲載している。学部紀要の発行回数は必ずしも多いとはいえないが、年間の掲載論文数は他大学の社会学部や隣接社会科学紀要等と

比しても決して少なくはない。が、学部紀要以外にも論集を作成するケースなどを鑑みるならば、外部における公表の機会を更に充実させることが必要である。

外国人専任教員は、比較言語学を専攻する教員が1名在籍している。平成19年度には更にもう1名外国人の専任教員を迎えることが決まっているが、国際化を標榜する社会文化システム学科を有していながら、外国人専任教員の数は残念ながら少ないのが現状である。教員募集時に採用の条件として国籍を問うことがないという情報が外国人研究者の間にも広く深く浸透するような試みを通して、更なる外国人専任教員の拡充に努めていく。

社会学部の教育目標は、本文中に記述したように全体的な取り組みを通じ、各学科の目標に具体化されて、概ね適切に達成されていると評価する。具体的には、社会調査士の取得者数は全国においてトップクラスであり、社会福祉士の国家試験の合格率も第1部社会福祉学科は43.9%〔平成17（2005）年度〕であった。今後はそれらの数字を更に上げることと同時に、より高度な専門知識を得た学生を社会学部から輩出していく必要がある。特に平成18（2006）年度から全国の（受験資格を与える）大学ごとに合格率が示される社会福祉士の合格率については、特別講義などを通じて国家試験対策を充実させ、5年以内に50%を超えることを目指して充実を図っていく。

## 六. 工学部

工学部では、学部の理念・目的に掲げた「フィロソフィーを持った実践的エンジニア」育成のために8つの学科を設置し、工学の専門領域にあわせたカリキュラムを設定している。併せて多様な価値観・柔軟に対応する能力を養うために、教養科目を設け、さらに工学としての最小限の知識を修得することを目的として工学基礎科目を配置し、工学部の教育理念を具現化できるカリキュラムを設けた。このように専門性を有しながら多様な価値観・能力がある「フィロソフィーを持った実践的エンジニア」の育成を達成すべき目標としている。また、技術者を取り巻く社会的要請の変化を見極めつつ、平成21（2009）年度カリキュラム策定を目途に継続的に見直しを行っていく。

### （1）教育課程等

#### （学部・学科等の教育課程）

工学部では、学校教育法に定める目的を実現するため、東洋大学の目標の一つである「社会の要請に創造的に応える」ことを踏まえ、工学部の教育理念に掲げた「フィロソフィーを持った実践的エンジニア」の育成を目指している。工学部の教育課程に沿って学ぶことにより、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮されている。

工学部の教育課程は、東洋大学の教育目標と学部の理念を踏まえ、「フィロソフィーを持

った実践的エンジニア」の育成をするために、①哲学する心の重視、②原理・原則の重視、③知識・技術の広範化重視が反映できるよう配慮し、教養的科目群、工学基礎科目群、(学)科専門科目群の3つに授業科目を区分してカリキュラム体系を保っている。

基礎教育、倫理性を培う教育として、工学部の教育基本事項の「哲学する心の重視」を実現するために、「技術」に加えて「哲学」の概念を教育に組み込み、「エンジニアのための哲学」を設けた。これは学部1年次の必修科目として開講している。

専門科目群は、学校教育法第52条の目的を意識し、学科ごとの教育理念・目標、およびそれに基づいたカリキュラムを策定している。工学部の学科構成は、伝統的な工学である機械工学科、電子情報工(旧電気電子工)学科、応用化学科、環境建設(旧土木工学)学科、建築学科、情報工学科と工学の応用的分野であるコンピューショナル工学科、機能ロボティクス学科の8学科からなっている。

各学科の専門科目群のカリキュラムの特徴としては、工学部の教育理念である「原理・原則の重視」を受けて、専門分野の基礎学力を修得するための必修科目として専門基礎科目を1~2年次に配置し、少人数形式での授業を行っている。

さらに、2年次~3年次には、工学部の教育理念である「知識・技術の広範化重視」を受けて多岐にわたる専門分野の知識を修得するために、領域(コースなど)を設けて履修モデルを示し、進路を意識し学生が希望に基づいて履修できるカリキュラム構成をとっている。4年次には卒業研究を配置し、総合的な研究活動・研究発表を通じて実践的なエンジニアとして時代の要請に柔軟に対応し、様々な分野で課題に対して提案・解決できる能力を養えるよう配慮している。

教養的科目群は、学校教育法第52条ならびに大学設置基準第19条の観点から、知の再構成能力、変化への対応能力を養う上で基礎となる幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを目標としている。この教育目標を実現させるために、「自然科学」「人文科学」「社会科学」「ウェルネス」「コミュニケーションと文化」「総合教養」の6つの群に分けて、どの学年次においても自由に履修できる仕組みを設けた。

外国語科目に関しては、工学の観点から英語をツールとして使いこなせるように、「Technical English」として、従来の受信型に加えて発信運用能力を重視した教育を学部同一プログラムで実施している。

カリキュラム体系の基本構成は、教養的科目群(自然科学・人文科学・社会科学4単位以上、ウェルネス2単位以上、コミュニケーションと文化2単位以上の計10単位以上)、工学基礎科目群(数学・科学・情報処理・Technical Englishの分野で21~24単位以上)、専門科目群(70~80単位以上)の3つからなり、それぞれ学科が指定する単位数を充足し、124単位以上修得することが卒業要件となっている。これらの科目群の量的配分は、専門的知識ばかりではなく、幅広く深い教養および総合的な判断力と豊かな人間性を身につけ、各自が志向する履修モデルに合わせて選択・履修する上で適切かつ妥当なものとなっている。

教養的科目群、工学基礎科目群に関する実施・運営は、工学部の教務委員会において運用の適切性と実施の効果、学生の習熟度などを検討・確認をしている。

また、工学部の分野は技術革新が著しいことから、グローバル化時代に対応するための

教育として、工学基礎科目群に「Technical English」を設けている。

「エンジニアのための哲学」は1年生全員の必修科目であり、工学を専門とする講師に加えて、実業界で活躍する専門家も迎えるなど、倫理性を培う教育を行っている。

各学科の教育理念とそれに基づいた専門領域の構成の中で基礎科目として重視している内容と知識・技術の広範化を目指して展開している領域は以下の通りである。

#### ○機械工学科

ものづくりの実践とデザイン能力の育成、国際性と感性豊かなエンジニアの育成、基礎学力の育成を目指している。学科のカリキュラムは、①4つの力学をはじめとする機械工学の基礎科目と実験・実習による実践・応用科目、②学科の専門科目に用意した先端技術に関する科目および卒業研究による総合科目、から構成されている。

#### ○電子情報工学科

広範な電子情報工学に共通した基礎知識と技術の習得を徹底し、技術革新の時代にも多くの応用分野に対して自在に対応できる人材の育成を目指している。学科のカリキュラムは、①電気回路、電子回路、電磁気学、プログラミングなどの基礎科目、②エネルギー・制御、情報通信、エレクトロニクス、といった専門科目群から構成されている。

#### ○応用化学科

化学の基礎学力、基礎技術力を修得し、自ら考え判断でき、かつ多様化する社会の要求に応えられる社会に役立つ人材の育成を目指している。学科のカリキュラムは①無機化学、有機化学、物理化学、分析化学などの基礎科目、②エネルギー・センサー・材料化学、バイオテクノロジー、グリーンケミストリー、の3つの専門コースを設けている。

#### ○環境建設学科

社会基盤の老朽化、地球資源の枯渇、環境問題の露見などさまざまな課題が山積する時代において、自ら考え、答えを導き出し、実践する能力を持った人材の育成を目指している。学科のカリキュラムは、①地球環境学、自然環境学、シビックデザインなどの基礎科目、②環境・エコシステム、建設・メンテナンス・リサイクル、計画・マネジメント、の3つを柱とした専門科目群からなっている。

#### ○建築学科

人間と社会生活に関心を持ち、建築と人、建築と社会、建築と地球環境について幅広い知識と技術を身につけ、課題を見出し、総合的に判断し、問題を解決していく実践力を備えた人間、建築あるいはものづくりをとおして社会貢献していくことのできる人材の育成を目指している。学科のカリキュラムは、①材料工学、環境工学、設計製図などの基礎科目、②構造システム、建築環境エコシステム、計画マネジメント、計画デザイン、の4つの専門領域を設定している。

#### ○情報工学科

急速に発展を続ける情報化社会の様々な分野で活躍できるITスペシャリストの養成、さらに知識集約型情報化社会に対応できる人材の育成を目指している。学科のカリキュラムは、①情報工学の専門科目の基礎となる数学、科学、工学の科目と、②システム工学、メディア工学、人間情報工学の3つの履修コースを提供している。

#### ○コンピューショナル工学科

コンピュータを用いて社会に役立つものづくりや探求のできる人材の育成を目指している。学科のカリキュラムは①機械工学、情報工学、電気工学、物理学など基礎的な科目、②計算工学、計算科学の2つの専門領域からなる専門カリキュラムを設定している。

#### ○機能ロボティクス学科

ロボット工学に必要な技術の習得ばかりでなく、ロボット技術を必要とする市場の理解、ロボットがある社会環境の探求ができる人材の育成を目指している。学科のカリキュラムは、①力学、ロボット制御、プロジェクト研究を中心に据えた基礎科目、②メカトロニクス、生体工学、知覚情報処理、の3専門領域に分かれている。

起業家的能力を涵養するための教育としては、特に学部としての教育は行っていないが、各学科の専門教育の中で適宜、取り入れるよう努めている。

また、学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮に関しては、教育課程上、ウェルネス（体育実技）を必修とする等の配慮に加えて、クラス担任制度、オフィス・アワーや学習支援センター、学生相談室、医務室、学科研究室、教務室、教学課窓口など、学生を取り巻く環境整備がなされ、適切な人的配置もされている。

4年次に「卒業研究」（学科によっては「卒業論文」「卒業設計」「プロジェクト研究」）を履修できる条件として、3年次終了までの専門科目の最低修得単位数を50単位～70単位と定めていることから、学年の早い段階での専門科目の修得を勧めている。「卒業研究」の履修については、必ずいずれかの研究室に配属し、個人またはグループ単位での研究活動を行ない、その中で論文のまとめおよび発表までが評価される仕組みとなっている。

#### （カリキュラムにおける高・大の接続）

平成16（2004）年度に策定した工学部の「中期目標・中期計画」では、高大連携の重要性を指摘している。

入学試験の多様化に伴い、高校時に数学や物理を十分に学習しなかった学生でも入学できる状況であるが、数学や物理は学科を問わず専門教育を学ぶ上で基礎的な科目であり、これを軽視することはできない。そのため、多様な方式で入学した新生に効率よく教育を行うため、数学については全学科、物理については一部の学科で、高校レベルの内容を元にしたアチーブメントテストを実施している。このテストの結果により、学生の基礎学力を把握し、数学では習熟度別クラスを設け、さらに「微分積分学演習A」「微分積分学演習B」を履修した上で「微分積分学A」「微分積分学B」を履修するように指導をしている。物理では、高校レベルの理解が不十分な学生のために、「基礎物理学」の履修をするように指導を行っている。また、高校レベルの英語を修得していない学生のために「Remedial English」を選択科目として設け、必修科目である「IT English」の補助的学習を行えるように配慮している。

推薦入試による入学予定者に対しては、学科ごとに課題を課し、事前教育を行っている。

高大一貫教育という観点から、附属牛久高校の理系（数学・理科）教員と工学部教員との共同研究を推進することにより、附属牛久高校理系教員の工学部に対する認識を深め、

意欲のある生徒の入学につなげるよう協力関係を作る努力を怠っていない。具体的には、Eメールや、夏季休暇等の期間を活用して指導を行い、今後、附属牛久高校教員に上位学位を与えることも視野に入れている。

また、附属牛久高校の文化祭の一環として実施されている模型製作展には建築学科の教員が積極的に参加し、模型製作指導・講評・工学部長賞表彰を行っている。

工学部は、平成 14 (2002) 年度より「高大連携提携校」としてこれまで 17 の高校と教育提携関係を締結している。工学部主催の川越シテカレッジには提携高校の生徒の参加実績がある。また、大学近隣の高校と密度の高い高大連携の教育プログラムを平成 19 (2007) 年度から開始できるよう準備している。

#### (カリキュラムと国家試験)

工学部では、中学校教諭 1 種免許状 (数学・理科)、高等学校教諭 1 種免許状 (数学・理科・工業・情報)、電気主任技術者、甲種危険物取扱者、測量士、1 級建築士、技術士、情報処理技術者等の資格取得が可能である。教職免許状の一括申請による過去 3 年の免許取得件数は平均 69.3 件となっている。なお、工学部で取得可能な資格の中には卒業後の実務経験を要するものがあるため詳細な合格者数の把握は難しい状況である。

#### (インターンシップ、ボランティア活動)

工学部は産学協同を旗印に設立された学部であり、当時は全学科で「産学協同実習」を必修科目としてきた。現在は、「インターンシップ」または「産学協同実習」の科目名で機械工学科、応用化学科、建築学科、情報工学科の 4 学科で専門科目の選択必修科目あるいは選択科目として設置しているが、平成 21 (2009) 年度カリキュラムからは全学科実施の方向で検討を進める予定である。内容は就職に直結した体験学習として行なわれているのではなく、専門技術の現場実習 (3 週間の実習と本人および受け入れ先の報告書により評価) として行なっている。近年では、経済的・社会情勢の変化の中で、受け入れ企業が減少し、規模縮小化の傾向が見られる。しかしながら、学生にとっては卒業研究のテーマ設定に活かすなど、卒業後、学生本人が抱いていた仕事とのギャップが生じないように進路選択の参考としているケースも多い。他学科においても、カリキュラムには記載されていないが、学科と企業との連携により同様の体験ができる配慮を行っている。このため、今後は実施期間や実習先・実施方法等を検討した上で、より効果的な受け入れ先の増加が課題である。

なお、工学部ではインターンシップへの取り組みを発展させること、さらには、インターンシップの受入先企業の拡大、内容の充実を図るために、その中心となる受け皿組織の必要性を検討してきた。平成 18 (2006) 年度には工学部の各学科同窓会組織の連合体として工学部連合育成会を立ち上げたが、この育成会の主要な活動目的の一つはインターンシップの充実であり、工学部の卒業生が関係する企業とのインターンシップを推進していくことである。

ボランティアについては、工学部の理念に基づき、実践的活動の一環として行われている。特に、平成 17 (2005) 年に起こった新潟中越地震で被害の大きかった旧山古志村に

において、多くの建築物や家財の残骸を撤去する作業が地域の復旧には欠かせない問題となっている。このため東洋大学では、環境建設学科と建築学科の学生を中心に、各学部の在校生に復旧ボランティアを募った。その結果、多くの学生が参加し、残骸の撤去をするなどの作業を行い、多くの問題を学ぶ機会を得た。また地元の人との交流をはかることもできた。参加した多くの学生から復旧ボランティアに参加することに関して高い評価があったボランティア活動についての単位認定およびボランティアの受け入れ先の確保は今後の検討課題であり、東洋大学の「共生」の理念を踏まえて、他学部と調整のうえ、工学部教務委員会で平成 19（2007）年度に検討する。

### （履修科目の区分）

カリキュラム編成における必修・選択の量的配分は、教養的科目群および工学基礎科目群においては必修枠としてそれぞれ 10 単位以上および 21～24 単位（学科によって異なる）以上となっている。専門科目の必修単位は 8～32 単位（学科によって異なる）となっている。教養的科目群では、「エンジニアのための哲学」、「ウェルネス」、「健康科学」を必修あるいは選択必修科目とし、工学基礎科目群では、学科の専門分野を学ぶ上で必要な科目を必修あるいは選択必修として、両科目群で卒業に必要とする単位数のおよそ半分を修得するよう配慮している。専門科目群では、卒業に必要とする単位数（応用化学科以外は 70 単位、応用化学科のみ 80 単位）のうち必修あるいは選択必修科目が占める割合は 35%から 77%と幅がある。これについては、建築学科は 35%、環境建設学科は 45%、機械工学科と機能ロボティクス学科は 50%台であり、その他の学科は 60%から 77%という現状である。

総じて科目選択の自由度は高いが、その半面卒業単位数の数合わせにならぬよう、学力の差に応じたクラス編成をとるなど学生個々のキャリアプランに沿った履修モデルを提示している。これらは、学生の理解の程度や卒業後の進路希望に応じて履修することが可能となっており、多様な学生のニーズにも対応している。各学科で提示している履修モデルについては、各セメスターの開始時期に合わせて学年ごとの履修指導により各学生への周知をはかっており、学生の履修支援に活用している。平成 17（2005）年度に改定したカリキュラムの学年進行に伴い、学生による授業評価結果等を参考にしつつ、問題点の分析を進め、平成 21（2009）年度のカリキュラム再編に反映させる予定である。

### （授業形態と単位の関係）

工学部では 1 年を 2 つのセメスタ（学期）にわけ、4 年間で 8 つのセメスタを段階的に積み上げて卒業するシステムを導入している。従って、半年ごとに授業が完結し、試験を行い、成績評価がある。セメスタ制のメリットは、各学生が自らの受講科目を集中的に学び、教育効果を高めることにあり、教員には学生の理解度が把握し易くなる。更に、半年単位の授業であるので、授業選択の幅が広がっている。

授業は、講義、演習、実験・実習、実技、語学科目からなり、単位数は、講義科目では 15 時間の授業に対して 1 単位が、演習、実験・実習、実技、語学科目では 30 時間の授業に対して 1 単位が与えられる。したがって、工学部では 1 時間（90 分）の授業を 2 時間

と計算し、1 セメスタで、講義科目は 2 単位、演習、実験・実習、実技、語学科目では 1 単位としている。授業形態や単位については妥当であると判断する。

#### (単位互換、単位認定等)

工学部では東洋大学の総合大学としてのメリットを生かすため、他学部との単位互換体制の整備とともに、他大学との単位互換にも取り組んできた。

平成 15 (2003) 年度より東京電機大学と単位互換協定が締結され、東京電機大学生は、東洋大学の実験、実習、演習科目を除く科目について、また、東洋大学生は、東京電機大学の全科目について受け入れ可能となっている。今までに、東洋大学では 5 名の東京電機大学生を受け入れた実績がある。平成 19 (2007) 年度に予定されている提携先の東京電機大学の学部再編を機に、単位互換方法の適切性についてこれまでの単位認定実績を踏まえ、平成 19 (2007) 年度中に再検討をする予定である。

高校生が工学部の授業を履修し、単位修得した場合、入学後にそのまま卒業要件単位数として認定することについては、今後の検討課題である。

なお、次年度から実施予定の埼玉県下の高校との教育提携を機に平成 19 (2007) 年度中に具体化する予定である。

編入学試験による入学者は平成 18 (2006) 年度現在、4 名在籍している。2 年編入学者に対しては 32 単位まで、3 年編入学者に対しては 62 単位まで単位認定している。認定対象科目決定の判断は単位取得を行った大学の講義要項等により、本学のカリキュラムにあてはめて科目ごとに認定しているため、一括認定は行っていない。

海外の大学との締結については、大学全体として締結しているのみで、工学部独自に締結しているものはない。また、交換留学生の制度を利用した学生はいない。全学で実施している語学セミナーに参加した工学部学生は、平成 17 (2005) 年度で 8 名であった。参加後、受け入れ先の大学からの評価をもとに、教務委員会にて教養的科目群のコミュニケーション分野である「英語と文化」の単位として認定をしている。

なお、卒業必要単位数 124 単位のうち、事前に申請した 12 単位までを卒業単位として認定する。認定できる科目は、実験・実習・演習科目を除いた科目となる。発展途上国からの留学生を受けて入れている。ただし、単位互換、単位認定等の対応は行っていない。

#### (開設授業科目における専・兼比率等)

学科により異なるが、専門科目については、専任教員の担当比率が 86~97%となっており、妥当である。全授業科目中では、60%~70%であり (大学基礎データ「表 3」参照)。

教養的科目群や工学基礎科目といった専門科目以外の科目や、専門科目の中でも現場に密着した科目ではスペシャリストを非常勤として採用している。

#### (社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

平成 18 (2006) 年度現在、外国人留学生は 79 名在籍している。授業が全て日本語により行なわれていることもあり、語学について一般学生は英語科目を必修 6 単位としている



ところを、外国人留学生については、日本語科目 6 単位を必修としている。

教育指導上の配慮として、外国人留学生に対してはチューター制度を設けている。留学生 1 人にチューター（博士前期課程 1 年生）1 人を置き、学生生活関係および履修上の指導、その他の学生生活上の悩みや相談に応じている。

社会人学生に関して、工学部では在籍者はいない。なお、特定分野の勉学のために研究生の制度があり、これを利用して研究・教育の指導を受けることができるよう配慮がなされている。

#### （生涯学習への対応）

夏季休暇中の近隣小中学生向けにサマースクール、一般市民向けに市民大学講座、学術講演会、川越市との共催による川越シティカレッジによる授業開放、高大連携協定校の高校生への授業開放が実施されている。平成 17（2005）年度の 1 講座あたりの平均受講者数は、60～80 名であった。全学的には生涯学習センターの講師派遣事業にも積極的に参加し、講師を全国に派遣している。単位修得を目的とした社会人に対しては、科目等履修生としてセメスタ制度に合わせて年 2 回受付をしており、その大半は教員資格免許状の資格取得を目的とした履修生である。また、研究室活動を希望する卒業生等に対して研究生制度を置き、学習の機会を設けており、公共性を持った大学としての役割も充分果たしている。特に、工学部が位置する川越市および周辺住民のリカレント教育の場としての役割も果たしており、大学の社会貢献も十分果たしているといえる。

#### （正課外教育）

工学教育にとって、一方通行的な講義のみならず、ものづくりの現場を見ることも大切なことである。

工学部では学科の特質を生かした研究室単位の活動として、夏季休暇中にゼミ合宿、見学等の正課外教育を実施している。

また、その他の試みとしては、以下のものがある。①機械工学科：新 1 年生と機械工学科の教員での近隣の企業を見学、②機能ロボティクス学科：プロジェクト研究の一環として新 1 年生を対象にロボットが活躍している工場見学の実施、③建築学科：夏季休暇期間を利用した、「木匠塾」という合宿形式による他大学との連携による作品を制作、「デザイナーズ・ウィーク」への出品、「まちかど講評会」の開催、登録文化財を借用した「木造建築セミナー」の実施、である。

工学部は、キャンパスのある地元川越市と共催で実施している川越シティカレッジ（川越サテライト講座）などを通じて、高校の教養教育や市民のリカレント教育に積極的に取り組んでいる。また、その教育連携と共に地元自治体とのまちづくり支援や循環型産業施策支援のための研究協力を行っている。このような社会的活動は東洋大学の設立理念にかなうものであり、より積極的に展開する予定である。

## （2）教育方法等

### (教育効果の測定)

工学部の教育目標は「フィロソフィーを持った実践的エンジニア」の育成である。この目標への達成状況は成績評価によってはかることができる。

工学部における教育上の効果測定の方法は、各講義・実験・卒業研究などの発表を通じてはかることができる。

個別の講義および演習ごとの効果測定としては、中間試験、期末試験、レポート、授業終了時の確認テストなど、教員それぞれの努力と工夫によって様々な方法で教育効果を測定している。レポート、確認テストに関しては、学期中に複数回実施したり、中間・期末試験と併用したりする教員が多く、多面的な評価が行われている。ただしこれらの成績評価は、評価を実施する教員に委ねられており、成績評価方法の適切性を客観的に示す仕組みや教育効果の測定方法に関して教員間で合意が確立されるには至っていない。

しかし、複数の教員が兼担する講義・演習科目では、成績評価基準を明確化・文書化し、同一の成績評価基準を適用する努力が払われており、結果として、教育効果の測定方法についても概ね合意が得られている。学部教育全体を通じての効果測定の試みとしては、英語能力については英語担当教員で共通の英語能力確認テストを実施し、効果測定の共通化の工夫を進めている。

教育効果を測定する仕組みとして、各学科からの意見を基に GPA 制度の内容を教務委員会で検討・確認した。GPA 制度は工学部の教育の全体像を測るシステムとして有効であり、学部内の奨学金や大学院学内選考などにも活用することを検討している。

GPA 制度は履修科目の選択を含めて学生が受ける教育の全体像を測るシステムとして有効であり、学部内の奨学金や大学院学内選考などにも活用することができる。

卒業生の進路について、就職率は約 95% であり、企業へ就職する学生の大部分は工学系の技術者として入社しており、平成 17 (2005) 年度の状況を業種別にみると製造業 (26%)・情報通信業 (23%)・建設業 (17%) が主な就職業種となっている。

大学院への進学率は学科により異なるが、平成 17 (2005) 年度では学部全体で約 12% の学生が大学院へ進学している。

進路未決定者を減らすために、平成 14 (2002) 年度以降、教養的科目群の「総合 A」で「低学年次からの就職への意識付け」を目的とした授業を開講している。経済環境に伴い変化する雇用状況を伝え、卒業後のキャリア設計に対する学生の意識を喚起することに効果を上げているといえる。一部の専門科目でも、卒業生を招いて講演を実施することで就職活動への動機付けを行っている。また、全学的な取り組みとして、平成 17 (2005) 年度より、年に数回、各分野で活躍している著名人を招いて「キャリア形成を考えるための特別講演会」を開催し、キャリア形成を考える上でのヒントを与える機会を設けており、今後の成果が期待される。平成 17 (2005) 年度から全学的に実施しているキャリアデザインテストにより、進路希望に基づいた学生の学部専門教育の満足度を調査し、その分析結果を各学科の教育効果測定の方法として役立つように努めている。

公務員希望者には毎年公務員対策講座を開講して受験対策を行なっているが、採用状況が厳しく、実績は 15 人程度に留まっている。中学校・高等学校の教員についても実際に

教壇に立てるケースは年に数名程度という状況にある。

工学部では、平成 10 (1998) 年度より学生による授業評価を教育活動に反映する必要があると考え、各セメスタ 1 人 1 科目を原則として年間 2 回実施している。学生による授業評価があらかじめ設定した基準 (5 段階評価で 3 以下) より低い教員については、各学科の主任が授業改善指示を当該教員に対して行うことになっている。また、学生による授業評価アンケートの結果は、教学課窓口にて閲覧が可能であるが、学生の利用は少ない。したがって、学生による授業評価アンケートの結果について学生に伝わるよう、公開の方法を検討している。

平成 16 (2004) 年度に自己点検・評価委員会とは別に学部長直轄で学生授業評価対策分科会を設置し、これまで継続してきた学生授業評価結果の経年データの分析・報告および学生授業評価の公表に関する検討を行い、それを踏まえた提言を教授会に対して行った。

平成 17 (2005) 年度秋セメスタより工学部自己点検・評価委員会では同分科会の提言をうけて、学生授業評価実施科目を工学共通科目・必修科目等に拡大し、教員個人の自己点検評価から学部・学科のカリキュラム評価・再編のための資料としての性格を強めており、学生授業評価を有効に活用している。また、学生授業評価結果と教員による自己評価結果の相対比較を試行している。さらに、工学部では実験科目が主であるが、学生の授業への取り組みの程度と授業評価の相関をみるために、出席率あるいは予習・復習に費やす時間の差異が授業評価結果に及ぼす影響についても把握できるように検討を開始した。

学生による授業評価アンケートの結果を授業改善に反映させることや、学外者による意見を反映させる仕組みについては、今後の検討課題である。

教育改善を行うための仕組みとして、以下の事項が挙げられる。①学生授業評価の教授会への報告手順、②教員の個人情報を除いた分析結果の学生への公表、③教員個人の自己評価と学生授業評価の乖離が大きい教員あるいは授業評価の平均が低い教員に対しては改善計画書の提出を求める。これらの仕組みについては、工学部の自己点検・評価委員会で具体的な対応策の検討を進めている。

国際的、国内的に注目評価されるような人材として、工学系の研究者・技術者、メーカーや建設企業の社長も多く輩出している。更に、学問分野は異なるが、フランス W 杯の審判や世界的な切絵作家も工学部出身である。

#### (厳格な成績評価の仕組み)

工学部において、卒業に必要な単位として各学期 (セメスタ) に履修することのできる単位数は、25 単位が上限となっている。講義科目によっては配当学年・配当セメスタが定められており、学生の学習の進捗に応じて、適切な講義科目が履修されるようにカリキュラムが工夫されている。

卒業要件 (124 単位) については、年間履修可能単位数 (50 単位) を上限まで取得すると、形式的には 5 セメスタ終了時において満たすことができる。しかし、「卒業要件単位数を満たしていても、最終セメスタに卒業単位として認められる科目 (卒業研究・卒業論文等) を単位取得しないと、卒業することができないため、4 年次は卒業研究を中心としたゼミ活動による教育が中心に行われている。各学期 25 単位という履修登録の上限なら

びにその運用は、各講義科目の単位認定に求められる授業時間と予習復習を含めた自習時間を考えれば適切に上限が設定され、運用されている。

なお、1セメスタあたりの実質的な履修単位数は20単位前後であるが、学生の理解力を考慮し、1セメスタあたり25単位未満にすることを検討する時期になっており、次期（平成21（2009）年度）のカリキュラム改訂時期に合わせて教務委員会で検討する予定である。

工学部では、学生個々の学習成果を「S：100～90、A：89～80、B：79～70、C：69～60、D：59～40、E：39～0、\*：評価対象外」の基準に基づき評価している。学習効果を把握する方法としては一般的に適切な手法であると考えられる。

成績評価規準はシラバスで評価方法の項目を設け、各科目担当者が記述し公開している。また、同一科目が複数コースで開講されている場合では、成績評価について同一の条件になるよう科目担当者間の調整を行っている。単位認定に際しては、全授業回数の3分の2以上の出席を必要とし、レポートまたは試験結果により評価している。

工学基礎科目である英語においては、平成13（2001）年度より工学に特化した英語教育を行っている。これは、全担当者間で授業内容、教科書、試験内容を共通化した画期的なもので、公平な成績評価がなされているといえる。今後はこれらの取り組みを踏まえて各教員間でも厳格な成績評価を進めていくために数学、科学、情報処理等の科目についても英語と同様な運営体制となるよう教務委員会等での検討を進める。

定期試験は各セメスタの期末に制度として行なっている。また、科目によっては平常時に中間試験あるいは演習レポートを課し、総合的な評価を行なっている。なお、進級制度は設けていないが、3年次までの修得単位数に基づいて卒業研究（卒業論文）着手資格判定を行い、研究室配属者の選定を行っている。3年次終了時点までに卒業論文着手条件（合計104単位以上の修得、個々の分野では学科で条件が異なる）に達しない場合、研究室配属を認めていないため、事実上の4年次の留年が確定となる。

学生の学習意欲向上策としては、それぞれの学科において、カリキュラムに沿った形で実施している。主なものは以下のとおりである。

- ・応用化学科、環境建設学科

学習に励んだ学生に対して卒業時に学科独自の表彰を行っている。

- ・建築学科

学生の作品を持ち寄り「まちかど公表会」を行っている。また、年度毎に「卒業作品展」を芸術劇場で実施し、その作品集を学生主導型によりまとめている。優秀な成果を修めた学生に対して「設計製図賞」「卒業設計賞」「卒業論文賞」をもうけている。

- ・コンピューテーショナル工学科

大学院への進学意欲を高めるため、3年次後半において進学に対し強い意欲を持ち、かつ一定の成績水準を達成している学生に対し、優先的に卒業論文実施研究室を選択する権利を与えている。また、履修科目数に応じて評価点が高くなる制度を取り入れている。

卒業生の質の検証に関しては、卒業研究指導と卒業研究発表会における教員・学生からの

質疑への対応等を含めた複数教員による評価等によって、総合的な質を確保できると考えている。

#### (履修指導)

新入生に対しては、新入生ガイダンスを行っている。大学で教育を受けるために欠かす事のできない学科カリキュラムの履修方法や安全教育、学科別の学習指導、クラス別指導をはじめ、図書館の利用案内、学生相談室・医務室利用等多岐に渡り、さらに個別の履修相談にも応じている。さらに、2年、3年の進級時にも学科別にガイダンスの時間を設け、履修指導を含む学生指導を組織的に行っている。

また、大学全体として平成15(2003)年度より、Webでの履修登録を開始した。各セメスタの始めにガイダンスの時間を設け、履修登録の方法等のマニュアルを作成し学生に指導している。Web履修により登録時点でミスやエラーがわかるため、作業の効率化につながった。

工学部全体では、夏季休暇期間中に学部主催による「学修相談会」を開催し、学生の成績状況について、保証人(父母)からの相談を受けている。この「学修相談会」を実施するにあたり、すべての保証人宛に成績表を送付した上で申込みを受け付けている。出席した保証人(父母)に対しては、教員が説明を行っている。早い段階で学習意欲を失う学生が増えている状況において、保証人(父母)が大学教育に対して理解を示すことは、教育指導においても大きな効果が期待できる。また、学科では単位僅少者に対しては学生を呼び出し面接するなどの対応もとっている。

オフィス・アワーについて、各教員が各セメスタ毎週1時限分を設定している。各教員のオフィス・アワーは講義要項に記載されているが、十分な利用があるとは言えないので、各授業において周知を図るほか、学生相談室、学習支援センター等とも連携して、Web掲示板等により開催時間の周知徹底を図り活用を高める工夫を検討する。

留年者に対しては、保証人(父母)宛てにも成績表を送付し、卒業不足単位を確認させ、修学意志の確認を行っている。併せて、各学科とも担当教員を置き、履修指導や進路相談で個別に応じ、不安の解消を図るとともに卒業に向けての支援を行っている。実態として過去4年間の原級者(原級者と未判定者の合計)数は4年次在籍者数の約22%で推移しており、留年生に対しては各学科において研究室指導教員と4年次担任教員による細かい指導を行っている。

工学部の「中期目標・中期計画」で採り上げている主要課題の1つに学習支援センターの設立がある。平成16(2004)年度から、学習支援センター運営委員会を中心とした「学習支援室」(数学中心)、英語科教員を中心とした「学習相談室」(英語中心)を週3日～4日開室し、主にその科目における基礎学力が不足している学生からの相談等を受けている。なお、昨年度は、学習支援室(数学中心)の利用者はのべ94名、学習相談室(英語)の利用者はのべ86名であった。今後は退職した高校教師を配置するなど学習支援センターの充実を計画している。今後の課題は、それぞれが連携して運営していくことや前述のオフィス・アワーとの連携強化である。

科目等履修生、諸資格取得履修生については、選考時に志望動機を確認し、個別に履修

相談に応じるなど教育上の配慮を行っている。各セメスタの履修登録は一般学生と同じ扱いではある。

#### (教育改善への組織的な取り組み)

工学部の教育の目的は「フィロソフィーを持った実践的エンジニア」の育成であるので、座学である講義はもちろんのこと、実験を伴う研究指導においても、ものづくりを意識した工学の視点が必要である。さらには、先端知識や先端技術に接する機会を設けることも工学部教員としての役割であり、そのために内外の学会等へ参加するための支援も充実している。

工学部では、学生の学習の活性化と教員の教育指導方法の改善のために、FD 活動、シラバスの充実、学生による授業評価を行っており、さらなる充実を目指している。

FD への取り組みは、平成 16 (2004) 年度の「中期目標・中期計画」において採り上げており、すでに実施してきた自己点検評価、学生による授業評価アンケート等を踏まえ、各教員に対して教育改善への取り組みを行うように働きかけている。

具体的には、学生による授業評価アンケートで、基準より低い教員に対しては、学科主任が授業改善指示を行うことになっている。学生が卒業するまでに、それらの授業がどのように反映されたのかを明示する仕組みを形成することが肝要である。

FD 活動に関する現状としては、各学科や教員個人の個別的対応が中心となっているため工学部としての組織的対応を強化する必要がある。具体策としては、自己点検評価委員会の活動の中で先進的取り組みを行っている他学部、他大学での取り組みを整理し、必要に応じて組織的な取り組みのあり方を教務委員会に提言する。工学部内の FD 活動の妥当性については、継続的に自己点検評価委員会で検証していくことになる。

学生の満足度調査に関しては、学生生活の満足度調査は学生部が全学共通で行っているが、工学部独自では行っていない。

卒業生に対して在学時の教育内容・方法等を評価させる仕組みおよび雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みに関しては、工学部の卒業生の組織である工学部連合育成会の発足により、卒業生や関係する企業経営者の意見を反映できる場ができた。これらを通じて、教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムを確立させたい。

工学部においては、シラバスの共通性を確保するため、各学科および教科において、①講義の目的および内容、②講義のスケジュール、③指導方法、④成績評価の方法、⑤テキスト、⑥参考書、の各項目についての記述を必要としている。これらは『講義要項』として全学生に配布し、平成 15 (2003) 年度からはホームページにおいても閲覧が可能になっている。したがって、シラバスの内容は、一定の書式で作成され統一されている。教員間での記述の内容や量に差が生じないように共通のフォーマットにより作成を行っているが、さらにそれぞれの授業・実習などの特徴を踏まえて内容を充実させ、学習制度の評価などの項目の追加等を考慮する必要があり、教務委員会で平成 19 (2007) 年度中に検討を進める予定である。

工学教育においては、例えば JABEE などの第三者評価の導入により教育改善に対する活動の認識が高くなっており、機械工学科では、平成 17 (2005) 年に実地審査を受け、

平成 18 (2006) 年 5 月に正式に認証された。JABEE の認証を得ることによって、各教員の教育に対する取り組みが明確になり、情報公開が進み、学生への教育が充実してきたといえる。今後は、機械工学科でのこれまでの経験を生かし、JABEE の精神を尊重して認証を継続して受けられるよう努力いく必要がある。しかし、JABEE 受審に関しては学科によって要素が違っており、今後工学部として、FD の継続的实施を推進する意味を含めて、JABEE の制度の受審をしていない学科においても、JABEE で定めるシラバスや FD カルテの導入等制度の考え方を取り入れ、教育改善を図っていくことが必要であると考え

る。

また、平成 16 (2004) 年度には、学生による授業評価アンケート結果を学生に公開するために、「学部長フォーラム」を開催し、学部長と学生が直接意見交換できる場を設けた。学生による授業評価アンケートの実施により、教員が授業方法の改善を行なえるよう、実施してきたが、より効果的に学生へフィードバックができるよう対象科目についても見直しを図った結果、アンケートの質問内容を一新し、出来るだけ多くの科目についてアンケートを行なえるようにした。平成 18 (2006) 年度春学期からは、学生の授業評価の主要項目について教員自身が自己の授業に対して評価を実施することとし、学生評価と教員評価を比較することにより、更なる教育改善への効果をはかっている。

喫緊の課題としては、結果のフィードバックの方法と学生への公表である。他大学での取り組み事例やその評価を参考にしつつ自己点検・評価委員会で工学部独自の具体的対応を検討している。あわせて、自己点検・評価委員会において教育評価を教育改善に結びつけていく仕組みを検討し始めている。

近年、大学に入学する学生の学力に幅が生じ、こうした面での対応も大学にもとめられることになる。特に学力の高い学生と学力が劣る学生に対して、東洋大学としてどのような配慮や対応をしているのかを保証人(父母)、高校や予備校および一般社会に発信する必要がある。以下はその内容である。

トップクラスの学力を有する学生に対しては、飛び級による大学院進学制度により高度な学習が出来る仕組みを設けている。一方、授業についていくことにも不安のあるような学生に対しては、オフィス・アワーや学習支援センターの制度により対応している。特に、学習支援センターでは、高校レベルの内容の理解が不十分な場合でも十分なフォローが行える体制になっており、様々なレベルの学生に対する学習面での体制整備がなされている。

#### (授業形態と授業方法の関係)

科目の性質に応じて、よりきめ細やかな教育・指導を可能とするために、様々な工夫を設けている。英語については、入学時の入試方式を参考にクラス編成を行い、数学については、アチーブメントテストの結果でクラス分けを行なう、いわゆる習熟度別のクラス編成を行っている。専門科目でもクラス分けを行い、特に 1 年次には少人数教育が可能となる取り組みも行っている。平成 16 (2004) 年度に制定した「中期目標・中期計画」の中の課題として、「e-learning による教育支援とその充実」がある。これはキャンパス間の遠隔授業・並行授業および復習のための補習講義の実用化を目指している。

ハード面についても、「全学総合」や「エンジニアのための哲学」等において「e-learning」を含めた新しいメディアを使用した授業方法を取り入れている。そのための施設整備を積極的に推進している。従来の講義形式の授業においても、講義用の教室では AV 機器を全教室で完備しているため、板書のみならず、OHP や PC や映像ソフトを使用している科目も多く、教育指導上の有効性は十分高まっていると思われる。また、1 年次の必修科目である「エンジニアのための哲学」では、受講生数と教室の収容者数といった施設面の問題点から複数の教室（4 教室から 5 教室）を専用回線により連結させ、同時配信による授業を行っている。このシステムでは双方向でのやりとりも可能としており、今後の新しい授業形態として期待している。

また、遠隔授業への対応として、4 キャンパスを同時に配信している「全学総合 I A・II A / I B・II B」がある。この科目は学問分野の違いや従来の科目区分にとられない科目であり、この科目についても新しい授業形態といえる。総合大学というメリットを活かした科目であるため、学生にとっても、従来の枠にとられないものの見方や新しい知識を得ることができる。なお、遠隔授業については、各キャンパスの学年暦や授業時間の相違を解決することが必要である。工学部独自としては、平成 16（2004）度から検討・試行をした結果、平成 17（2005）年度に白山キャンパスの経営学部で開講している「情報システム管理論」を「総合 B」と位置づけ、キャンパス間専用回線により配信し、遠隔授業として実施した。遠隔授業については映像、音声の配信など施設・設備面の充実とともに、受講生数が少ないことを踏まえて受講生のモチベーションの確保・維持などソフト面での改善点を教務委員会で整理し、関係する委員会と調整し改善していく予定である。

### （3 年卒業の特例）

工学部では 3 年卒業の特例はないが、学部を 3 年または 3 年半で退学し、大学院工学研究科に進学する飛び級の制度があり、学習意欲を高める効果は大変大きく、その利用者は年々増加傾向にある。但し、学部としての卒業認定は行っておらず、退学の扱いとなるため、学位授与機構での学部卒業資格の取得支援や大学院の在学証明が学部の卒業とするかなどの課題もある。3 年卒業の制度が機能しないのは、学科カリキュラムにおける必修科目が 4 年次に配当されていることに起因し、平成 21（2009）年度に予定されているカリキュラム改訂時に学科専門科目のあり方と併せてこれらの問題を検討する。

### （3）国内外における教育研究交流

工学部としては教育研究推進の向上を図るためにも、国内外の教育研究交流を積極的に図ることを基本方針としている。

国際的な教育研究交流を緊密化させる措置としては、海外協定大学との国際学術交流協定と教員個人に対する海外研究費の措置があり、積極的に活用されている。

全学的な取り組みとして、20 大学と国際学術交流協定を締結している。これらの協定校とは、交換留学や夏季・春季休暇を利用した語学セミナー等で交流がはかられている。

特に、夏季・春季休暇を利用した語学セミナーについては、工学部から毎年 2、3 名の



参加がある。

教員の国際会議での研究発表のための渡航費は、海外研究費として予算措置されており、比較的手厚い対応がなされており、過去3年間の短期派遣者の平均は85件である。

そのほかの国際的な教育研究交流としては、クロトー教授をはじめノーベル賞受賞者クラスの研究者を学術研究顧問として迎え、日本学術振興会やバイオ・ナノエレクトロニクス研究センターの予算で招聘し、講演会やシンポジウムを開催しており、工学部も予算面をはじめとして、それらを積極的に支援している。小学生を対象としたクロトー教授と科学を楽しく学べる講座「クロトー博士の楽しい科学」は、平成17(2005)年度の第15回日本工学教育協会業績賞として表彰された。

外国人専任教員の受入に関しては、制度として日本人教員の雇用と区別のない体制がとられている。機能ロボティクス学科に日本語も堪能なネイティブの専任教員が1名いる。また、契約制英語講師としてネイティブの教員2名が在籍し、従来2年契約であったが、平成15(2003)年度より1期4年、2期までの契約更新が可能となった。

大学の学外協定校よりの派遣、あるいは日本学術振興会よりの受入等に関しては大学全体の国際交流推進の観点からハードルは高くない。現状では外国人教員の絶対数は少なく、国際化を推進するためにも受け入れ態勢の充実を図る必要がある。

教育研究成果の発信は自主的かつ積極的に行っている。学外に着目すると、おもに関東地域の高校への「出張講義」、川越市との共催による「シティカレッジ」、高校生を対象とした「学びLIVE」、小・中学生を対象とした「サマースクール」などを実施し、教育面での発信を行っている。研究面においては、毎年定期的に工業技術研究所が主催する「セミナー」において研究成果の発表を行っている。バイオ・ナノエレクトロニクスセンター、地域産業共生研究センター、先端光応用計測研究センターなどの研究センターではそれぞれが主催するシンポジウム等において研究成果の公表を行い、その一部はインターネットにおいて外部に公開している。それぞれの教員個人は、主たる研究成果を国内外の学会で発表しており、教員の学会参加のための旅費等は予算上の費目として配慮されている。研究費の傾斜配分を行うことにより研究意欲の向上を図る施策の検討を平成19(2007)年度中に実施する。

## 七. 国際地域学部

国際地域学部は国際地域学科と国際観光学科の2学科で構成されており、国際地域学科では国の内外における「地域づくり」をめざし、地域の振興と生活の向上に貢献できる人材の育成を目的とし、国際観光学科では国際平和と世界市民の相互理解と安定をめざす「観光振興」の実践を行う人材を育成することを目的としている。両学科は、それぞれの目的を達成するための体系的な教育課程の編成を目指して努力を重ねてきている。

国際地域学部の教育課程は「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ことを定めた

学校教育法第 52 条の規定に沿い、また「大学は、当該大学、学部及び学科または課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成することを定めた大学設置基準第 19 条の趣旨を満たすことを念頭において編成している。

教育課程を編成するにあたり、上記の規定・基準を念頭に、東洋大学が掲げる理念や教育研究の目的および国際地域学部の設置の理念や教育目的・目標に従い、教育課程における中期的目標の下に編成を進めることにしている。

理念：国際人としての教養と異文化理解に基づく人格の陶冶と実践主義

目的：現場主義に徹した実践的な「地域づくり能力」を身につけさせること、および「観光産業の担い手」としての実務能力を身につけさせること

教育目標：① 基礎的な観察力、分析力、柔軟な思考力を養うとともに他人に対するホスピタリティを涵養する。

② フィールドワーク、インターンシップ、ボランティア活動などの経験を積み、実践的な構想力や行動力を養う。

③ 基礎的な能力の基本となる国際的教養、語学力や情報処理能力の強化を図る。

④ 自らの体験（海外研修・留学等）を通じて、異文化に対する理解力と国際人としての素養を養わせる。

中期目標：① 学士課程としての教育内容・方法等をさらに整備するため、平成 20 年度を初年度とする教育課程の改訂作業を進める。また、教職課程の設置準備を併せて進める。

② フィールドワーク、インターンシップ活動の充実を図る。

③ 各学科の基礎科目と語学教育、情報教育の充実とシステム化を図る。

④ 国際交流活動の強化を図る。

以下、各項目にしたがって国際地域学部・学科の教育課程等について点検・評価する。

## （１）教育課程等

### （学部・学科等の教育課程等）

上記の理念・目的等を達成するため教育課程の編成にあたっては、その体系性と水準の適切性が必要であり、国際地域学部ではその実施・運営について主に教務委員会が担当し、教育課程の改訂等を行う時期には、新カリキュラム検討委員会、あるいは課題ごとのタスクフォースを編成して対応している。

国際地域学部の教育課程は大きく 1)共通総合領域、2)専攻領域、3)開放領域の 3 領域に分けて構成されている。

それぞれの領域に配置された科目は学校教育法第 52 条の目的を達成するために、知的能力、道徳的能力、実践的応用能力を教育する科目をそれぞれ配置している。

現行の平成 17 年度から実施されているカリキュラムは、学部の教育目標を実現するために、平成 15 年度から 2 カ年に渡って議論を重ねたものである。現在は、さらにその改善を図ること、および教職課程（社会科）の導入を念頭に、これまでの改革の成果を教務委員

会と新カリキュラム検討委員会を中心に平成 20 年度の導入を目指してさまざまな検討を行っているところである。

## 1) 共通総合領域（一般教養的教育科目および外国語科目・健康科学科目等）

共通総合領域の各科目は、英語の科目構成を除いては両学科において共通の科目編成となっている。英語科目の構成の違いについては国際観光学科において観光業における実務的な英語を重視する方針を重視しているためである。

まず学部の理念・目標に照らしグローバル化している世界における国際的かつ基礎的な視野と知識を養う観点から一般教養的教育科目として人文・社会・自然の各分野にわたり、国際的な知識や異文化理解の基礎となる科目、哲学や宗教、生活と文化、科学技術（倫理）など人間生活の基礎を作る科目を開設し、幅の広い人間性を養うための科目構成に努力している他、総合科目として学生のキャリア・デザイン、国際地域および国際観光に関する科目、さらには「全学総合」科目を配して、学生の人格と将来設計の形成とにも資するよう配慮している。

また、学部設置の目的および教育目標に照らし、英語を中心とする語学教育には両学科とも特に力を入れ、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語の欧米語のみならず中国語、ハングル、タイ語、マレー・インドネシア語の科目を開設し、多様な言語を学ぶ機会を設けている。このことは海外の地域研究や観光客の誘致・案内などに実際的に対応するために必要であり、それらの語学学習の機会を目指して入学してくる学生も存在している。ロシア語についても平成 13 年度から実施の教育課程で開設したが、学生の履修希望者を十分に確保できなかったため、17 年度開始の教育課程からは残念ながら廃止せざるを得なかった。国際地域学科では留学生を多く受け入れていることから、日本語および日本事情に関する科目を留学生向けに開設している。これらの科目は国際観光学科、生命科学部の留学生にも開放されている。

加えて、全学的な基礎教養科目の共通化を目指し、東洋大学における教育の特色のひとつとして、学問分野の違いや従来の科目区分にとらわれない「全学総合」科目を、平成 17 年度から開設し、選択科目として共通総合領域に位置づけた。この科目は学内 LAN を通じてリアルタイムに配信して、全キャンパスにおいて履修可能な科目であり、教育方法としても最新技術を利用した科目である。

さらに、学生の健康管理的な面および体力の涵養に関しても「健康科学科目」として保健・体育の選択科目を配置している。

以上のように、共通総合領域においては、「広く知識を授ける」とともに「知的、道徳的能力を展開させる」ことを謳った学校教育法第 52 条の主旨に沿って、一般教養的教育科目、外国語科目、健康科学科目について、学生の基礎教養の涵養、人格形成・倫理面の向上、健康の保持・増進および留学生への配慮など適切な内容となるように科目の編成を行っている。

## 2) 専攻領域

専攻領域は、学部・学科における人材養成のための専門性を考慮し、その目的と教科の体系性に留意して編成している。国際地域学科では必修科目・選択必修科目・選択科目・

資格実務科目・特別英語科目の5分野で、国際観光学科では必修科目・選択必修科目（第1選択）・第2選択科目・インターンシップ科目等の4分野で構成されている。

専攻領域で各学科に構成の差があることはそれぞれの学科の専門分野の性格と内容の差が出ているものであり、特に国際観光学科においてコース制（旅行産業分野・ホスピタリティ分野・観光計画分野の3コース）が採用されていることが理由となっている。

必修科目については、両学科ともそれぞれの専門分野で最も基本的な科目を配置している。特に少人数による演習科目を重視し、平成13年度以降1年次から学士課程への導入科目としての演習を必修科目として位置づけた。このことにより、学生の入学時からの学生生活および勉学に関する指導を丁寧に行うこと、さらに学年の進行に合わせて演習を進めていくことによって、卒業論文の作成にそれらの蓄積を反映させることを狙いとし、効果をあげている。

選択必修科目についてもそれぞれの専門分野の基礎的な科目を配置しているが、国際観光学科においては上記コース毎にそれぞれのコースの教育内容の要請に合わせて科目選択の縛りがあり、国際地域学科に比較すると選択の余地が狭い編成となっている。国際地域学科の選択科目および国際観光学科の第2選択科目には自由選択科目が開設されている。

特に国際地域学科では専門領域の科目において、海外の大学（大学院）に留学を希望する学生に英語による授業に慣れさせるため、および将来海外の大学からの留学生を多数受け入れる国際交流の可能性を広げるために、平成17年度以降それまで少数の教員が任意に実施していた英語による授業を専門領域において組織的に行うことを開始した。

これらの専門領域の科目は、「深く専門の学芸を教授研究し、応用的能力を展開させる」ことを謳った学校教育法第52条の主旨に沿って、学生がそれぞれの専門分野の学修を進めるにあたって、その分野の専門性が体系的に学修できるよう配慮しているが、これまでの実施の過程において、教員側からあるいは学生の側からさらに改善の余地のあることが指摘され、新カリキュラムの検討を進めていることは前述したところである。

### 3) 資格実務科目およびインターンシップ科目等

国際地域学科の資格実務分野および国際観光学科のインターンシップ科目等の分野は、ボランティア活動やインターンシップ活動あるいは資格の取得等を教員の指導と一定の条件の下に履修単位として認めるために開設されている科目である。これらの科目は学生が自らの意欲と意志によりテーマを選択し、経験の成果や現場での課題をやり遂げるプロセスまでを含めたレポートを科し、評価の対象としている。この科目は実践的な活動を重視する国際地域学部の教育課程としての特長を示すもので、今後の当学部の現場主義教育を強化していくために、現在さらなる改善を目指して検討を進めている。

なお、平成18年度秋のセメスターからは、TOEFLの得点力アップ等、学生の英語能力の強化を目標として全学に導入された「特別英語科目」を専門科目の中に位置づけた。

### 4) 開放領域

開放領域は国際地域学科、国際観光学科および生命科学部生命科学科との間でそれぞれ他学科の学生の受講を許容する科目として設置されている領域である。開放の条件上、必修科目、演習科目、実験・実習科目等は外されている。いずれも選択科目としての履修が可能である。

以上が「大学は、当該大学、学部及び学科または課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」ことを定めた大学設置基準第19条の趣旨を満たすように作成した国際地域学部の教育課程の体系の概要である。国際地域学部では現状の教育課程が学校教育法第52条及び大学設置基準第19条の規定に対して、十分対応しているかどうか、これまでも点検・評価を行ってきた。各領域における科目数や卒業要件単位数の量的な配分についても、配慮を加えながら検討、改善を図ってきたので、そのような観点からのバランスについても有効・適切な教育課程の編成を行ってきたと判断している。ただし、それらの要件は社会の進展や学問の発達、教育方法の改善などによって刻々変化していくものであるため、今後も検討と改善を継続していくこととしている。

すなわち、学部・学科創設以降、学生のニーズと社会的な外部条件の変化および領域や科目のバランス等を勘案しつつ、国際地域学科では平成13年度および17年度、国際観光学科では平成17年度に教育課程表の改訂を実施している。その過程で特に重視してきた改訂の方針とその概要について触れる。

第一には、共通総合領域にかかる国際的な学習・研究・仕事をしていくために必要な語学教育の改善についてである。欧米およびアジアの言語について比較的多くの外国語の科目を開設していることは前述したが、その中でも特に国際共通言語としての英語を重視していることは言うまでもない。国際地域学部にとっての英語教育の問題点は入学時点の英語力について必ずしもレベルの高い学生が多く入学してくるわけではないことである。このことは東アジア人が多くを占める留学生（日本語を含む）についても同様である。

そのため、後述するようにそれらの入学者の英語を中心とする語学力をいかに高めるかということが語学教育の最大の課題であった。能力別クラス編成、科目の内容別クラス編成の工夫、特に国際地域学科では履修単位要件数の強化などを行い、平成17年度の教育課程の改訂時にかなりの改善をみたところである。

また、社会の情報化の進展に沿って情報基礎教育の強化を併せて行い、情報基礎科目の1年次必修科目化、独自の教科書の作成と使用を平成17年度から行うなど、情報教育の徹底に努めてきた。また、情報技術関係の資格を取得し易いように「パソコン技能検定」などの受験へのアドバイスなどを行ってきた。今後の入学生については高等学校までの学習指導要領の改訂を受けて、入学者の情報リテラシーの向上が見込まれるので、そのような条件を前提としたアドバンスレベルの教育内容を検討中である。

さらに高・大の接続の問題に関連して、入学者の基礎学力低下の問題が次第に指摘されるようになった。これを受けて、教育課程の上で教養教育から専門基礎教育、専門教育への接続の問題が改訂のたびに検討されてきた。国際地域学部においては、教育内容・方法の検討については関係科目・領域の教員がそれぞれタスクフォースを編成してその責任の下に実施することが多く、上記の語学教育・情報教育についても同様である。それ以外の人文科学、社会科学、自然科学、総合科目の検討については、教育課程改訂時のカリキュラム委員会の中において関係教員による検討が行われ、これまで経済学関係の授業内容・テキストの標準化、社会学関係科目の整備、国際文化・異文化理解等の科目の検討などが提案されて、教育課程の編成に活かされ、効果を上げてきている。これらの改善方法、改

善内容はおおむね適切であったと評価している。

第二には、専門領域における知識技能の専門性の向上の問題である。

国際地域学科においては平成 13 年度から施行された教育課程の改訂時に、学科の主要な基幹科目である経済学関係の科目を体系的にしかも初習の学生に分かり易く教育できる科目編成と教科書の選定、指導法の標準化が取り上げられ、経済学関係の教員によるタスクフォースが編成されて検討が行われ、実施に移された。その結果は学生の経済学に対するニーズが必ずしも専門的に幅広い内容ではないこと、理解度を高めるためには学習内容を絞り、学生の興味・関心を引き出す方が良いという結論に達し、平成 17 年度の教育課程の改訂時に活かされた。

また、平成 17 年度に施行された 2 回目の教育課程の改訂時には、国際地域学科の教育目的とその内容をより良く理解して、学生がその後の専門分野を選択し、希望する分野へ自分の能力を伸ばしていけるよう、専門科目選択の基礎となる導入科目としてのバスケット方式の「国際地域学基礎 (6 コース)」を必修科目として導入した。この科目の効果は現在実施 2 年目に入ったところであり、まだ具体的な分析に耐えるデータは少ないが、今後の評価において問題があればさらなる改善を行う方針である。

国際観光学科においては、専門教育のうち特に第 1 選択科目の編成に問題があるとの指摘が学科会議においてあり、平成 17 年度の教育課程の改訂時に選択の縛りを緩める方向で検討が行われた。同学科においては前述したようにコース制をとっているため、科目選択に制約があることへの改善と同時に、国際地域学科の教育課程との関係で、専門基礎科目あるいは選択科目間の共通性を高めることも検討課題となっている。

なお、起業家的能力の涵養に関する教育については、講義や演習の事例研究等で取り上げているが、特にそのための科目を開設することはしていない。学生の心身の健康の維持・増進のための教育配慮としては、「健康科学科目」の開設の他にスポーツ系サークルのための器具等の整備・貸し付けの便宜を図るとともに、年 1 回スポーツ大会を開催してそれらの増進に配慮している。

これまで国際地域学科 9 年、国際観光学科 5 年の教育課程の実践を経て、教育課程の改善に努力してきたが、教員の予期しない異動や退職、社会の動向に伴う教育ニーズの変化・学生の質の変化などへの対応はまだ十分とは言えない。そのような意味で国際地域学部の教育課程は体系性や領域区分あるいは科目の設定、ならびに卒業要件単位数の適否、各領域の単位数、科目数のバランス等の適否においてまだ改善の余地が残っており、学校教育法第 52 条および大学設置基準第 19 条に定める目的を達成するためには、今後さらなる改善を図っていく必要があるが、これまでの改善の過程はおおむね適切であったと評価している。

近年の大学改革の動きも急であり、より早い改善の動きが求められている。現在は、平成 20 年度の教育課程の改訂をめざし、新カリキュラム検討委員会を編成して新しい教育課程の検討に着手しているところである。なお、この平成 20 年度開始の新教育課程に合わせて教職課程 (中・高等学校社会科) の申請を行い、学生が教育職員免許状を取得できるようにする計画を進めている。

### (カリキュラムにおける高・大の接続)

高・大接続の観点から、入学後の学士課程へのスムーズな意識改革と学業の取り組みへのノウハウを修得させるという目的の下に、両学科の共通科目として、一般教養的教育科目「総合」の中に「キャリア・デザイン」を開設し、新入学生に履修するように指導している。大学における学習・生活のあり方、大学生としての心構えおよび就職活動に関するノウハウ、卒業後のライフデザインの立て方などを取り上げ、学生の社会性を高めるとともに、学生としてのモラルの持ち方などについて学習させている。その効果は専攻領域に向けての自己アイデンティティーの確立や就職活動への取り組みの中に現れてくるであろう。

さらに1年次履修の科目の改善に努め、国際地域学科では2回の教育課程の改訂を経て、学生の高校時代に培った知力の補強という位置づけでの「国際地域学入門Ⅰ・Ⅱ」(必修科目)の設定(平成13年度改訂時)、専門基礎として専門教育への導入科目である「国際地域学基礎」(6コース:必修科目)の設置(平成17年度改訂時)など、高校までの教育と大学での学士課程における専門教育との橋渡しのための科目を強化してきている。

国際観光学科では、平成17年度の教育課程の改訂時に「観光学概論」(必修科目)を開講することで、新入学者に観光学の全体像を容易に理解できるようにした。さらに、観光学を学ぶ基礎となる諸科目、例えば「観光地理学Ⅰ(人文地理)」、「観光地理学Ⅱ(自然地理)」、「観光統計学」、「観光産業論」、「ホスピタリティ概論」等を1年次の必修科目とすることで、将来の専門科目の学習を支援する科目編制を整えた。

また、群馬県教育委員会が平成15年度から文部科学省の「学力向上フロンティアハイスクール推進事業」の指定を受けたことを契機に、同教委との連携の下に近隣の県立高校6校および私立高校1校と協力し、連絡協議会を通じて大学教員の各種委員就任、大学からの出前授業や高校生の大学での講義の聴講、長期休暇中の集中講義などの連携事業を平成16年度から進めている。17年度にはこれらの高校に出前授業5校、大学の講義聴講1校、オータムカレッジ(夏季休業中に実施)への参加は7高校から合計110名の高校生が参加した。これらの事業はいずれも高校生の勉学意欲、進路選択に良い刺激を与えていると高校側から高い評価を得ている。このことにより、高大連携の観点から近隣地域の高等学校と国際地域学部との距離感は縮まりつつあると評価している。

なお、国際地域学部では推薦入学者全員に対して合格発表後、4月の入学時までの間、英語の練習問題及び学祖井上円了の東洋大学創設の理念の学習を課し、後者についてはレポートを提出させることによって、学生の精神的弛緩を防ぎ、大学入学へのモチベーションを高める修学前教育を実施している。その効果は大きいと評価しており、今後も続けていく方針である。

### (カリキュラムと国家試験)

学生に対して特に取得を奨励している国家資格等としては、国際地域学科では「初級システム・アドミニストレータ」、「パソコン技能検定」など、国際観光学科では「旅行業務取扱管理者試験」がある。国際地域学科では例年「初級システム・アドミニストレータ」、および国家試験ではないが「パソコン技能検定」、「マイクロソフトオフィススペシャリス

ト」にそれぞれ数名の合格者を出している。

国際観光学科では平成 14 年度から「旅行業務取扱主任者試験（国内および一般）」（17 年度から「旅行業取扱管理者試験（国内および総合）」と名称変更された）受験のための講習を開始し、初年度は全国平均並の 10%程度の合格率であったが、15 年度以降は 40%を超える合格率を出し、好成績をあげている。

これらの検定試験は卒業後でも受験できるので、学科で把握しているよりも多くの者が合格していると推測できる。今後も関係の授業を通して指導を徹底するとともに受験を推奨し合格者を増加させていくことを目標としている。

#### （インターンシップ、ボランティア）

国家試験の合格を含め一定の資格を取得した学生、およびインターンシップ、ボランティアなどの活動を行い一定の条件をクリアした学生には、単位を認定する科目を設置して、学生がこれらの活動にチャレンジすることを奨励している。国際地域学科では「資格実務科目」、国際観光学科では「インターンシップ I・II」がこれに該当する科目であり、国際地域学科の「資格実務科目」では平成 15 年度には 22 人、16 年度 30 人、17 年度 38 人と毎年単位を取得する学生が増加している。また、国際観光学科の「インターンシップ」科目では平成 15 年には 57 人、16 年度 54 人、17 年度 52 人が単位を取得しており、毎年 50 人以上が単位の認定を受けている。

また、その評価にあたっては、インターンシップ受け入れ先の市町村・ホテル・旅行業等と緊密な連絡を取り、事前・事後の指導を含めて安全かつ効果的な研修となるよう慎重に配慮を行っている。今後は、評価にあたっての基準の客観化や組織的な対応の整備が必要である。このように、これらの科目では学生のニーズに合わせて実績を出しており、効果的で適切な科目運営が行われていると評価できる。現在、3 年後の平成 21 年度を目途に、参加学生を現在の 1.5 倍程度に増加させること、加えて国際地域学部と受入側との協力体制を組織的に整備していくことを目標として、担当教員が取り組んでいる。

また、課外で学生が自主的にボランティア活動に参加している学生も多く、これまでに海外での活動をレポートにまとめ、全学を対象に大学が実施する個人あるいはグループの社会的貢献活動を顕彰するコンテストに応募して表彰された実績もある。このように、インターンシップ活動およびボランティア活動に対する学生の積極的な意識の高さは国際地域学部の教育効果が発揮されている一端として評価でき、今後もこのような意識が継続していくよう、フィールド・スタディの充実を科目運営の中で進めている。

#### （履修科目の区分）

学部の教育課程の基本的な構成は前述したが、その具体的な単位数の配分は以下のとおりである。なお、共通総合科目については、(学部・学科等の教育課程等)でも触れたように、英語科目の科目編成とそれに伴う語学の卒業要件単位数に 2 単位の差がある以外は 2 学科共通の編成となっている。

国際地域学科の教育課程において、共通総合科目では、一般教養的科目 8 単位、外国語科目 14 単位（うち英語 10 単位が必修）の合計 22 単位を卒業要件としている。専門科目



では必修 34 単位、選択必修（基礎科目）24 単位、および選択科目 22 単位以上を含む 102 単位、合計 124 単位を卒業要件としている。

国際観光学科の教育課程では、共通総合科目の内、一般教養的科目 8 単位、外国語科目 10 単位（うち英語 8 単位が必修）を含む合計 20 単位を卒業要件としている。専門科目では必修 44 単位、選択必修（第 1 選択）12 単位、選択（第 2 選択）36 単位以上を含む 104 単位、合計 124 単位を卒業要件としている。

両学科において卒業要件単位数の 124 単位は共通であるが、両学科の履修科目の区分が異なっているのは、それぞれの学科の教育の目的・内容の特性を反映したことによるものである。国際地域学科では基礎教養としての外国語教育、幅の広い基礎知識および現場体験（フィールドワーク）を重視し、国際観光学科では接客手段としての語学力と観光産業で働くための専門教育としての必修科目およびインターンシップを重視するという差が現れている。

各領域における科目数のバランスについて、これまでの教育課程の改訂では一般教育科目の卒業要件単位数が若干減少し、専門領域の必修科目数が増加する傾向にある。この改訂が学部・学科の理念・目的・教育目標に沿い、それを十分達成できるものとなっているか、さらに学校教育法第 52 条及び大学設置基準第 19 条の規定に対して十分な構成となっているかに照らして、現在一層の改善を進めようとしているところである。

改善の主要課題としては、必修科目の科目数の適切性、選択科目の精選の必要性が課題となっている。また、両学科の効率的な科目運営の観点からは相互に連携して効果的な科目配置を行う必要も生じており、現在は学部全体として語学、情報関連科目の連携強化、専門科目の相互履修の推進などを平成 20 年度に向けた改訂作業の中で検討している。

#### （授業形態と単位の関係）

国際地域学部は Semester 制を採用しているため、Semester 毎に講義科目についてはそれぞれ 2 単位、語学科目と実習科目、健康科学科目（体育実技と保健）についてはそれぞれ 1 単位を与えることとしている。

また、単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、下記の基準によって定められている。また、授業時間 1 時間（90 分）は、2 時間の授業として計算される。

種 別	1 単 位 の 計 算 方 法
講 義	15 時間の授業をもって 1 単位とする。
演 習	15 時間の授業をもって 1 単位とする。
実習・実験・実技	30 時間の実習・実験・実技をもって 1 単位とする。

これまでの授業形態と単位の関係に関する検討の過程では、語学科目の 1 時限あたりの単位数の適切性（1 単位か 2 単位か）、同じく語学科目の 1 時間の長さ（90 分か、45 分か）が他の科目との均衡を図る上での検討課題として取り上げられてきた。この課題は語学教

育における基礎訓練と高度な学習をどのように位置づけ、評価していくかという問題であり、語学教育の効率性、成果向上のための改善を目指して、平成 20 年度開始の新教育課程の実施に間に合うよう、引き続き語学教育委員会で検討を続け、結論を得ることとしている。

#### (単位互換、単位認定等)

単位の互換については、群馬県内の 6 大学で単位互換協定を結び、そのうち 4 大学とは平成 17 年度から科目を指定して単位の互換を開始した。ただし、通学の便等の問題があり、まだ実績は出ていない。18 年度からは協定校が 1 校増加して 7 大学となった。

単位の認定は編転入学者に対しては、2 年次編入生の場合には 32 単位まで、3 年次編入生の場合には 62 単位までを認定している。これまで 5 年間の編入生に対する単位認定の実績は、36 名に対し、専門科目について 94 単位、その他の科目に対し 31 単位となっている。それ以外の科目に対しては一括認定の措置を講じている。

そのほか、国の内外における教育研究の項で詳述している東洋大学と国際地域学部がそれぞれ実施している海外の大学における留学および語学研修の修了者と専門分野にかかわる海外研修コースの参加者に対して、その成績を評価した上で単位の認定を実施している。このうち学部独自に海外の大学と協定を結んで研修に学生を派遣している大学は 3 校である。これらの認定にあたっては、教務委員会および国際交流委員会が認定科目の担当教員の協力を得て行っている。国際地域学部におけるそれらの認定単位数の上限は現在 30 単位としている。

単位の認定にあたっては、国際地域学部における当該科目の内容および入学前の教育機関における成績評価のレベルについて、逐一関係教員が比較検討した上で認定しており、適切な対応をしていると評価している。

これらの海外研修・海外留学に関わる単位の認定については、今後国際交流活動がさらに活発になるにつれて増加することが予想されるため、その認定科目の設定について検討することが必要とされ、新カリキュラム検討委員会において検討中である。なお、東洋大学および国際地域学部の海外協定校からの、単位の認定を伴うような留学生、研修生の受け入れはまだ行っていない。また、発展途上国に対する教育支援もまだ行っていない。

#### (開設授業科目における専・兼比率等)

開設授業科目における専・兼比率を見ると(大学基礎データ「表 3」参照)、両学科とも教養教育ではほぼ 50%、専門教育についてはほぼ 90%が専任教員によって担当されており、この比率は良好な水準であると考えられる。この水準の比率を維持する教員の確保が行われるように努力していきたい。

また、兼任教員等の教育課程への関与については、状況に応じて意見の聴取や協議を行うことはあるが、積極的にその作成に関与するシステムはない。この点については年度初めに専任教員と兼任教員等が意見の交換をする場を設けてコミュニケーションを図る場を確保している。なお、語学のようにその依存率が高い分野では語学教員同士のインフォーマルな情報交換が盛んに行われており、関係教員によるタスクフォースが組織され、教育

実施上の問題を日常的に解決していく方針をとっている。

#### （社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮）

社会人学生に関しては科目等履修生の募集を行っているが、応募者・入学者は学部の地理的な環境もあり極めて少ない状況である。平成 18 年度において社会人学生は在籍していない。

国際地域学科では開設当初より入学定員（開設時 150 人）の 30%を留学生枠としており、比較的多数の外国人学生を受け入れている。そのため、「日本語」、「日本事情」などの留学生向けの教育科目を設定している。日本語の必修科目では大学生として必要な水準の日本語能力がつくよう指導している。また、日本語弁論大会等の行事で、留学生の活躍の場を提供している。その他、地域住民（小中学生を含む）との交流の促進、留学生を対象とする奨学基金の設置などを行っている。

国際観光学科では特に留学生にも英語の入学試験を実施し、英語力を重視した教育を進めている。国際地域学科では英語の入学試験を課さず、英語を既習していない留学生にも入学を認めてきたため、学科として英語力の強化を推進する際に、留学生の理解力が問題となっていた。それを克服するために、初心者クラスの設定、留学生に英語の得意な学生のアシスタントを斡旋するなど、改善に努力してきた。

また留学生の生活面に関しては、宿舍の斡旋、地域住民（小中学生を含む）との交流の促進を進めるとともに、国の奨学制度、民間の奨学制度を最大限に斡旋するほか、留学生を対象とする学部独自の奨学基金の設置（毎年 48 人に奨学金を授与）などを行っている。

その他、国や民間の奨学金制度の対象者を加えると、在学している留学生のうち半数近くの学生が何らかの奨学金を受けており、これらの奨学金は留学生が安定した生活を行い、地域住民との交流等を行っていく余裕を生み出すことに役立っている。

#### （生涯学習への対応）

東洋大学の生涯学習への取り組みは、井上円了の理念である「社会教育・生涯学習」重視の考え方を継承し、大学の有する「智」を社会へ還元することを目的に行われている。国際地域学部における生涯学習事業への対応は広報・学生募集委員会が窓口となり、板倉キャンパスにおいて開催される公開講座の企画および関係教員への講師等への協力の要請を行っている。これまでも多数の教員が積極的に協力している。これらの公開講座には多数の地域住民が受講しており、地域社会への貢献として大いに評価されている。

平成 17 年度の活動は次のとおりである。6 月に文化講演会「樋口一葉の生涯と文学」を開催した。受講者数は 165 名であった。10 月には土曜日に 4 週連続で市民大学講座「諸外国の生活と文化」を実施した。韓国、中国、タイ、オーストラリアをとりあげ、受講者数は合計 387 名であった。

平成 18 年度は、市民大学講座「住宅の安全」を実施した。この企画は、板倉町教育委員会ならびに館林市教育委員会と共同で行っている。このような近隣の地方公共団体との連携は、大学の社会的貢献として大きな意義を有していると評価しており、今後も継続していく。

### (正課外教育)

正課外教育については、語学の専門学校等に通学することが難しい国際地域学部の立地上の不利を克服するために、語学特別講座として「英会話コース」、「中国語コース」および「TOEIC コース」の3コースを開講している。実費程度の安価な受講料で実施するとともに、特に英語の実力を把握するために、TOEIC IP の検定試験を学内で実施している。これらのコースの設置は学生の語学力向上に大いに資している。また、この課外講座は地域の住民にも開放しており、地域の教育活動にも貢献している。

平成18年度春学期受講者数は、1) 英会話コース：59名、2) TOEIC コース：37名、3) 中国語コース：9名である。平成18年1月に実施したTOEIC IP テストの受験者数は99名で、その平均点は427点、600点以上の者は7名であった。学生が学力アップのために取り組む講座としての効果は大きいと評価している。

また、国際観光学科では調理実習の成果を評価するため、キャンパス近隣の住民を招いて学生達が学内の調理実習施設で調理した料理を提供し評価してもらうという課外のプログラムを17年度から開始した。17年度は12月に「クリスマス・ディナー」という名称の試食会を実施し、好い評価をいただいた。18年度以降も継続し、学生の実習成果の評価を把握するとともに、近隣の人たちとの交流の場としても継続させていく方針である。

## (2) 教育方法等

### (教育効果の測定)

教育効果の測定は教育課程および各科目等の教育目標に対する学生の達成度を測定するために重要なことであり、有効な方法について検討してきた。通常それぞれの科目においてペーパーテスト、レポート作成、プレゼンテーションの内容、ボランティア活動やインターンシップ活動の実績などによって評価を行っているが、各科目の評価方法の選択とそれによる評価は原則として各科目の担当教員に任されてきた。

しかし、教育課程の改訂を重ねるに伴い、複数の教員がチームを組んで授業の実施を担当する科目やオムニバス方式の科目（例えば総合科目の一部、キャリア・デザイン、情報教育科目、英語科目、「国際地域学基礎(6コース)」、資格実務科目等）が増加するに従い、その測定に関する検討については組織的な取り組みの必要性が出てきたので、それぞれの教員グループが検討して学科会議等に提案し、教員の理解のもとに評価の基準を決めることが増えてきている。これらの試みは、両学科とも教育課程の改訂や教育方法の改善、教材の工夫などファカルティ・デベロップメントの一環として継続的に進めてきた成果と評価できる。教員相互間の授業公開についても提案され、試行的に実施している。

このように教育効果を測定するシステムは各部分ごとに検討・実施されてきてはいるが、システム全体としてどのように整合性を取るといった段階にはまだ至っていない。今後は19年度末を目途に、国際地域学部として共通の教育評価システムの基盤の検討を行い、教員間のコンセンサス作りを行うこととしている。

また、「教育効果を測定するシステム全体の機能的な有効性を検討する仕組み」、「教育効

果の測定方法の有効性を測定する仕組み」および「教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組み」については、自己点検・評価委員会がその一部を担っているが、まだそれらのシステム全体をとりまとめる段階には至っていない。上記のように部分的の成果をどのようにまとめていくかについて検討を始めた段階である。今後、新教育課程の編成とその実施を進めながら5年間程度の中期的な目標として、それらの体系化を進めていくことになる。国際地域学部は発足してからの歴史が浅く、「国際地域学」という新しい分野を構築する途上にあることもあり、これまでは独自性のある領域・科目の開発・発展に主たる力を注いできた。

その中で、教育効果測定の関係では授業評価の一環として学生によるアンケート調査を平成14年度以降毎年組織的に実施している。それ以前から数人の教員が個人的に個別の内容で実施し、授業の改善に役立てていたが、学部・学科のレベルで共通の調査を行い組織的に授業の改善に役立てていこうという目的で学部として始めたものである。その結果の利用については、各教員が担当授業について評価報告書を提出し、これを一部公開している段階である。今後は、調査結果を慎重に検討する一方で、教員相互の教育方法の向上を図るための議論を喚起し、組織的な活用につなげていく。

学外への公開について、国際地域学科では17年度調査結果の一部を公開し、学生にも知ってもらうことでいっそうの教育効果を期待している。また、平成18年6月にその結果の一部を学部のホームページで公開した。

国際観光学科では17年度までは非公開であったが、18年度から調査結果を原則公開することを決定した。現在18年度秋学期のアンケート実施に向けて、自己点検・評価委員会が両学科の具体的な公開内容を検討している。

卒業生の就職状況であるが、国際地域学科の卒業生過去6年の実績を見ると、当初は学科の性格の曖昧性、知名度の低さから厳しい条件の下に出発したが、17年度就職率は東洋大学の他学部や他大学の実績とくらべても遜色のないところまで伸びてきている。学科の総合的な性格から就職先の企業も多岐な分野にわたっているが、一般企業の他、公務員・地域の金融機関などにまとまった数の卒業生が進出している（大学基礎データ「表8」参照）。

また、学科設置の目標である国際協力・国際関係の団体や企業へ就職できる卒業生も少数ではあるが次第に実現するようになった。海外青年協力隊およびそのシニア協力隊に参加する卒業生も現れている。今後は卒業生の年次が進んでいくに従い、地域づくりにかわるより重要なポストで国際的・国内的に活躍する卒業生が輩出していくよう、海外での研修やフィールドワークの強化により学生の意欲増進を促すとともに関係機関からの情報の収集とそれらの学生への周知および指導に努めていく方針である。国際協力機関における重要なポストは上位の学位を取得して、企業やNGO団体などで一定の実務を経験してからオファーを受けることが多く、国際地域学部としても長期的な目標と見通しを持って取り組む必要がある。

国際観光学科の卒業生の就職率は、まだ2回の卒業生を送り出した段階であるが順調な成果を示している。これには学科の性格から、学生の就職目標が比較的入学時から絞られていること、加えて短大時代からの伝統と実績を持っていることが影響している。今後も

本学科の卒業生が日本や世界の観光関係業界に雄飛していくことを目指して、情報収集と関係業界とのネットワークの整備を進める。

#### (厳格な教育評価の仕組み)

教育評価の厳格性については、教員による学生評価の適切性や客観性の観点から各学科会議でもたびたび取り上げて検討してきた。各履修科目の成績の評価基準は現在 S (90 点以上)、A (89-80 点)、B (79-70 点)、C (69-60 点：以上合格)、D (59-40 点)、E (39 点以下)、評価対象外 (以上不合格) の 7 段階となっている。これらの運用については、学生からの問い合わせもときどきあることから、各セメスターの試験前の教授会で判定基準を確認しており、個別教科の評価の範囲では特に問題は生じていない。

しかし、(教育効果の測定) の項でも述べたように、評価の厳密性については、複数の教員が関与するような場合も含めて、体系的な評価システムとしてどのように整備していくかということについては、まだ教員間のコンセンサスを得る状況にはないので、今後も教務委員会を中心として継続して検討を進めていく。

また、教育評価の基準に関する学生への周知は入学時および各セメスターの開始時のオリエンテーションにおいて詳細に行っている。シラバスにおける記述様式・内容の標準化についても毎年検討し、改善を図っている。現在、客観化された指標による教育評価を目指して、教務上のデータを積極的に教育評価に組み込んでいく方法を模索しており、データの入手時期などの改善から着手している。

平成 14 年度以降入学の学生から、特に優れた学生の評価を明確にするため、成績評価に“S”のランクを導入した。ただ、その効果と評価の公平性についてはまだその評価の結果に関するデータが乏しく、利用可能なデータの整備を行うこととしている。

また、学生の毎セメスターの科目履修登録の限度については、過度な履修登録を防止するため、16 年度までは全学の基準に合わせて毎セメスター毎に 22 単位を一律に限度としてきた。しかし、在学年数の短い編転入学生についてはこの制限が負担となっているので、17 年度新入生から適用の現行教育課程においては、3・4 年次の学生に対して 1 セメスターあたりの履修登録単位数を 24 単位と 2 単位増として対応することとなった。この対応は編入学生の卒業要件単位数確保にも良い効果を与えており、適切な対応であったと評価している。

学生の学修へのインセンティブを高める方策として、学修の仕上げである卒業論文については、優秀な論文作成者に発表会で発表させ、表彰するという事も実施している。そのほか、ゼミ活動や海外へのグループ研修などの成果を「報告書」としてまとめて配布したり、大学祭の機会にポスター展示をして一般の人たちに公開したり、個人やグループ活動の成果を地元の新聞にシリーズで掲載したり、「英語」、「中国語」「日本語」などの弁論大会を開催して優秀な成績の学生を表彰したり、語学に優秀な成果を出した学生には「語学賞」を授与するなどさまざまな工夫をしている。ただ、それらの効果は即席には現れにくく、ある程度の時間も必要であり、試行錯誤の面もあるので、現時点でその効果について結論的な評価を下すことはできないが、(教育改善への組織的な取り組み) の項目で後述するように、その効果が出始めているところであり、新しい取り組みを継続的に開発して

いることは評価できる。

#### (履修指導)

履修指導は入学時のオリエンテーションおよび各 Semester 開始時(年 2 回)に詳細な指導を行っている。それ以外の時期は演習指導の教員が必要に応じて、情報の提供や指導を行い、通常連絡情報は学内掲示板および学部ホームページの掲示板機能を活用して行っている。近年は PC とインターネットの普及が進むとともに、各種情報はホームページの掲示板を通じて伝えることが多くなり、国際地域学部でも PC 利用の学生が増えてきている。

オフィス・アワーの利用については、学部設置当初から導入が図られていたが、これが教員の間に浸透してきたのはここ 3 年ほど前からである。ゼミ活動を積極的に行う学生は教員の研究室に出入りする機会も多いが、一般の学生が教員の研究室を頻繁に訪れることはあまり行われておらず、学生に対する研究室訪問は奨励されているほどには日常化されていないのが実情となっている。この点については今後もいっそう改善していく。

留年者の指導については、卒業年次の演習指導教員が原則として責任を持って行うこととなっているが、学生が日常通学してこない場合もあり、十分な指導は行き届いていないのが現状である。毎年このことが話題となり、かつて一斉指導を行ったこともあるが徹底は難しく、現在は特に問題のある学生への個別対応が中心となっている。

また、近年の傾向として入学直後あるいは 1 年次から 2 年次への進級の時点で問題を抱える学生が増え、その理由も単なる学業不振ではなく、心の問題を含めて微妙な要因が増加している傾向が見られる。それらの学生は履修指導だけではなく、生活指導上の問題を抱えている場合も多いので、上記留年者への対応も含めて教務委員会と学生生活委員会が連携するとともに、学生相談室とも協力して組織的に対応策を講ずることとし、「単位取得僅少者および進級指導に関する学部内規」を制定して 18 年度秋の Semester から実施に移している。

学習支援を特別に行うアドバイザー制度は現在取り入れてはいない。このようなシステムについては、上記の学業不振者等に対する支援策の中に組み込んでいく。また、科目履修生、聴講生に対する指導は当該科目担当教員があたっており、対象者も少数であり、適切におこなわれている。

その他、特に説明を要する科目の履修、「資格実務科目(国際地域学科)」、「インターシップ科目(国際観光学科)」、「海外研修コース等の実施(両学科共通)」については、事前の説明・指導と事後指導(レポートの作成を含む)を十分な時間をとって実施しており、成果をあげている。

#### (教育改善への組織的な取り組み)

教育改善への組織的な取り組みについて、個別の課題の提案があった場合、常設の委員会とは別にそのことに関係の深い教員が中心となってタスクフォースを編成し、対応策を練った上で学科会議や教授会に報告し、審議するという方法を数多く採用してきた。

タスクフォースを編成した事例としては、入学者の基礎学力の低下に対応するための教

養教育の改善の問題、経済学についての基礎学力を強化するための経済学関係科目の整理と教科書・指導方法の標準化の問題、情報基礎教育の標準化の問題、資格実務科目・インターンシップ科目の充実の問題、学部の教育に資するための共通教材活用システム「デジタル・アーカイブ」構築の問題、学生の大学生活への適応や将来の進路選定に資するための「キャリア・デザイン」科目設定の取り組みなどがある。

それらの取り組みは国際地域学部におけるファカルティ・デベロップメント推進と重なるもので、随時外部専門家の招聘による勉強会で補完しながら有効に成果をあげている。当学部では、以上のような教員による組織的な取り組みを積み上げて、教育課程と教育内容の改善に成果を上げてきている。また、このシステムは教育現場の具体的なニーズに対応して組織的に取り組むもので、教育内容の改善に直結した優れたシステムであると評価している。

東洋大学では平成 13 年度に「4 キャンパス学生意識調査」を実施し、大学生活全般にわたる項目について調査を行った。カリキュラムや教務上の諸制度に関する項目を含めて「満足・・・不満足」の尺度で聞いている項目が多い満足度調査であるが、その中で当学部は、全学の傾向に対して特に目立った差異は表れていないが、やや大学生活と学修に積極的な意識を持った学生の比率が高いように分析された。この調査結果はその後の学生ニーズの把握を行う場合の参考としてきた。なお、授業評価アンケートについては、教育効果の測定の項目を参照願いたい。

現時点では、教育改善システムに学生を直接参加させるところには至っておらず、個々の意見を参考にしている段階である。一つの試みとして学生の参加については、各ゼミナールの代表者を集めた「ゼミ連」を組織して活動を始めている。このような活動が充実してきた段階で具体的な学生による参加システムの構築にとりかかる方針である。なお、卒業生による教育評価や雇用主による評価の仕組みはまだ導入していない。

なお、授業科目・科目の内容・成績評価の基準などを学生に伝達する最も基本となる資料はシラバスであり、その作成については記入様式を統一し、記述の内容が分かり易く理解できるように努めてきた。この取り組みは学部創設以来続けており、年々改善を行ってきたが、教育課程の改訂が進み、科目の編成の変化、演習形態の科目や実践的な科目の増加など、新しい教育課程における構造の変化があり、さらに適切な改善が必要となってきた。そのため、履修要覧の記述内容も含め、シラバス編集システムの変更の必要性が新たに生じてきている。平成 20 年度を目途とした教育課程の改訂に合わせて、いっそうの改善を進めることとしている。

以下、試行過程にある国際地域学科の「国際地域学基礎 (6 コース)」への取り組みと、学部の創設以来継続して取り組んでいる学部としての英語教育改善への取り組みを紹介する。

#### 1) 国際地域学科の「国際地域学基礎」への取り組み

国際地域学科に入学してくる学生の関心を調査すると、経済学分野だけではなく、人間開発・社会開発など幅広い総合的な地域づくり分野への関心が高まってきており、それらに対応するためには国際地域学における実際のフィールド研究においても、多様なアプローチが求められる状況が認められた。このような背景のもとに、基幹科目としての必修科



目の見直しを行った。

平成 17 年度の教育課程の改訂に際し、タスクフォースを組み、総合学科としての性格をより明確に打ち出すために、「国際地域学基礎 A～F」(必修:A～F の 6 科目全てを履修)を開設した。この「国際地域学基礎」と語学、情報教育の充実という新カリキュラムの編成方針によって必修科目数が増加したため、経済学は必修科目から選択科目とした。「国際地域学基礎」では、専門課程を教える各分野の教員約 20 名が 6 つのグループを編成して相互の関連性を中心に国際地域学の全体像を学生に紹介する試みを実施している。国際地域学の基礎講義ノート「国際地域学基礎コース」の作成も行っており、毎年改訂する計画で既に第 2 版目になっている。これは将来的には国際地域学の体系的な入門書作成への前段階として位置づけられている。この科目は、1 セメスター 2 科目ずつ 3 セメスターで開講する教育課程になっている。現段階は 3 セメスター目であり 18 年度春学期に全ての科目がはじめて完了する。そのため、この科目の効果はまだ明らかではないが、6 科目終了時に科目全体に関する授業評価アンケートを教務委員会で実施し、その結果を見ながら講義の内容、体系化のあり方などを更に改善していく方針である。

## 2) 英語教育への取り組み

教育改善への組織的な取り組みの中で、英語教育については、学部の理念・目的に基づき、総合的な英語教育の方針を立て、英語科目担当教員が語学教育委員会の課題として一貫した方策を講じている。推薦入学者には「入学前学習」を実施し、添削指導を行うとともに入学時に統一試験を実施しクラス分けをし、英語教育の効果的な実施に努力してきた。

国際地域学科は 1、2 年終了時には、TOEIC に準じた「学科統一試験」(DET)を実施して、学生の英語力向上をチェックし、学習法を個別指導している。平成 17 年度からの現教育課程では語学(英語)の卒業要件単位数を 2 単位増加し、読解力、作文、聴解力それぞれの向上を課題として学生の英語力の全体的な強化に取り組んでいる。

必修科目を 1・2 年次に集中させ、卒業後の進路を決定する 3 年次までに社会にアピールできるようなしっかりした英語力を身につけさせる。聴解力の養成を行う「LL 演習」を平成 17 年度に新設した。日本人学生が自主的に取り組みにくい聴解力の学習を主眼とした科目であるが、CALL 教室を使用し、教員による一斉授業だけではなく、オンライン英語学習ソフト「ALC NetAcademy」を用い、履修者の英語力に合ったリスニングの自習を行わせて効果をあげている。

国際観光学科では「観光英語」および「応用英語」の両科目を英語担当教員が分担して、実用的な英語の習得を期した英語教育に取り組んでいる。観光学科での英語カリキュラムの特徴は、卒業生の過半数が観光産業に就職していることから、「観光産業で働くのに必要な英語」を主目的とし、授業は *aural/oral* で行っている。これにより、入学時まで口語英語に不慣れであった学生もコース終了時までには必要なことを口頭で行うことができるようになっている。

さらに、できるだけ多くの学習時間と実際に使用する機会を確保するため、昼休みにネイティブの教員による英会話や英文の多読、速読を目的としたリーディングマラソンなどを行っている。これらの課外活動に参加した学生からは、長文を読むことや英会話に対しても感覚がつかめてきた、などの報告があり、効果をあげている。

平成 10 年度からは課外講座において「英会話」、「TOEIC 講座」を開講した。また年に 3 回、板倉キャンパスにおいて TOEIC の検定試験を行っている。平成 17 年度の受験者数は 276 名で前年度より 40 名程度増加している。平均点は 421 点で、前年度に比べ 7 点高くなっている。平成 16 年度では 51 名が複数回、受験しており、得点はほとんどの場合、上がっている。学習の成果が出た者については、今年度より「語学賞」の授与を予定している。

このように英語担当教員はタスクフォースを組んでグループで教材の選定、LL 教室の設備の改善やソフトの開発、教授法の研究、能力別クラス編成の改善、英字新聞発行、英語弁論大会など実施し継続的に取り組んでいる。

外国語教育における問題点は、一部優秀な学生がいる反面、毎年の入学生の平均的な英語力に低下の傾向が認められることである。抜本的な対策は英語力のある入学志願者をいかに集めるかということなるが、現在の入試環境にあつては学部のミッションの周知と知名度の向上および卒業生の活躍の周知に期待しつつ、総合的な取り組みによる対策を実施している状況である。

#### (授業形態と授業方法の関係)

授業形態については、国際地域学部の実学を重視するという教育理念の下に、伝統的な講義・演習などの座学の他に、地域観察(校外調査)、施設訪問(産業施設・福祉施設など)、実習(モデル作成・地域設計、調理・サービス実習、シミュレーション実習、フィールド調査)を重視して、積極的に取り入れ、年々その種類や内容の充実を図ってきている。前述したように共通総合領域の総合科目の中には、全学を対象とする遠隔教育システムを利用する科目も平成 16 年度から開設し、東洋大学の掲げる理念と建学の精神および各学部の特長のある講義を学生に受講させることにより、東洋大学の一員としての自覚を持たせることに効果を上げている。

平成 18 年度からはフィールドワークを重点的に強化する方針を立て、準備を始めている。これらの授業形態の改善・強化にあたっては数名からなる教員のチームを編成して、学科会議での協議を行いながら実施しており、今後もより充実させていく方針である。これらの試みの成果が国際地域学部の発展、評価の向上に結びついていくと考えている。

授業方法の面では両学科で IT 技術の活用、教材のデジタル化を講義等の高度化に資するために 16 年度から進めており、次第にデジタル教材の蓄積が進んでいる。それに平行して授業での活用のための学内ラン等の IT システムの高度化、教室の設備の改善も進めてきた。

国際地域学部のデジタル・アーカイブの教材の一部は Web 上に公開されており、18 年度 4 月以降の講義開始以降コンスタントに週 3 千件、多い週には 5 千件のアクセスがあり、その一部は学外からのアクセスと推定される。このようにデジタル教材の利用に対するニーズは高く今後の効果が期待できるが、これを積極的に活用する教員の数はまだそれほど多くないので、より多くの教員が活用に取り組むことが期待される。また、そのための刺激となる方策の検討が必要となっている。

さらに、NPO 組織であるバングラデシュの SIMEC とフィリピンの AAA がそれぞれ開

発し稼働している VES (Virtual Education System) に東洋大学国際地域学部のデジタル・アーカイブの英語・日本語による教材・研究論文を掲載することを検討している。教育情報をアジア全体に発信できるようにすることは今後の学部の発展のためにも重要な分野であり、そのための研究を進めている。

また、国際的な地域で活躍できる人材を養成するという学部のミッションをさらに進めるため、研究チームを編成し、以前から若干の専門科目で教員の任意において行われていた英語による授業を拡大し、組織化する試みを平成 17 年度から開始した。この試みは日本人学生が海外に留学した際や、海外で活動する際の英語による学習・コミュニケーション力を強化することが第一の目的ではあるが、できるだけ多くの諸国からの留学生を受け入れるという学部の目標を達成するため、英語圏からの留学生の拡大にも役立てようとしている。その効果は、今後次第に表われるものと考えている。

また、学生の国際的な視野をいっそう拡充するために、平成 18 年度秋学期から日本駐在の各国大使 (平成 18 年度はパキスタン、英国、エチオピア、グアテマラ) を招聘して英語による特別講座を科目「国際リビング事情」の中に組み込んで実施している。この科目による具体的な各国情報が、学生の国際感覚を鋭敏にすることを期待している。

以上のように、授業形態と授業方法の多様化と改善には学部をあげて努力しており、学部の理念と目標の達成のために効果を上げていると評価している。

### (3 年卒業の特例)

在学 4 年未満での卒業は認められていない。学生の優れた資質を早い段階で認め、その資質を伸ばさせるために次のステップに橋渡しをするという理念の下に、学部の 3 年次修了の時点で大学院博士前期 (修士) 課程に進学できるという制度は取り入れているが、まだ 3 年修了で大学院へ進学する学生は出ていない。

この制度の運用については、学生への周知は行っているが、国際地域学部では卒業要件を 3 年で満たし、大学院へ進むことのできる学生はまだ少なく、学生本人の意志の問題もあるので、候補者の選定などについて検討を進めている段階である。

## (3) 国内外における教育研究交流

### (国内外における教育研究交流)

国際交流に関わる「基本方針」は、学部学科の理念目的に基づき設定した。国際地域学科の基本方針は、国内外の「地域づくり」に積極的に関わり、地域に想起する課題に多角的に取り組むことである。国際観光学科は、「観光振興」を目的とし、国内外で観光開発を通じての社会貢献を目指している。両学科は、国内外の地域づくり、地域振興等に多角的にアプローチし、地域の活性化と創造的な発展に貢献する人材を育成するために、フィールドワークを推進し現場主義をとる。こうした国際地域学部の方針は現地の関係者や対象とした団体との緊密な交流関係の構築によって可能となる。国際交流の展開促進のために、学部内に「国際交流委員会」を設置し、下記のように具体的な「基本目標」を定め、国際化への対応と国際交流の推進や、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための国際

交流事業を学部開設以来発展させてきた。

- 1) 現場主義に基づき、語学・文化・専門科目関連研修留学・スタデーツアーなど多くの学生が参加できる研修・交流の場を学内・海外に作る。
- 2) 学生の留学・研修を実施し、海外取得単位の認定、教員の学術交流（シンポジウム・研究者の受け入れ・派遣）に関する事業を行う。
- 3) 海外の大学・研究機関等の開拓・折衝を行い、教員学生の研究交流の場を作る。

この目的に沿って以下に述べるような事業・活動を推進している。

外国人教員の受け入れについては、外国語科目担当者を含めて専任教員 8 人を受け入れている。そのうち 4 名は東洋大学が定める制度に基づいて採用した契約制英語講師であり、外国人教員の受け入れ体制が整備されている。教員採用に当たっては英語で講義できる人材を国籍を問わず公募している。

学生の海外研修・留学に向け学生の語学力向上・異文化交流、「地域づくり」や「観光振興」に携わる能力の開発を積極的に推進するために、東洋大学で実施する海外語学研修（17 年度 18 名）・交換留学・認定留学制度（同年 3 名）への学生参加の促進を図るとともに、学部の目的にかなう独自の研修企画を以下の通り実施している。

平成 13 年度から継続しているタイのアジア工科大学院（17 年度 16 名、2 週間、18 年度 2 月実施）、加えて平成 18 年度よりフィリピンのフィリピン大学セブ校（21 名、2 週間）、サウスウエスタン大学（29 名、1 ヶ月）で研修を実施する。前者はフィールドワークを含む「地域づくり」を中心とし、国際地域学部の授業と関連を持たせ、研修の前後を授業でフォローするシステムとしている。後者は地域文化研究を含む英語研修中心のプログラムで、平成 19 年度よりこれに 1 セメスター間の長期留学を加える（7 ヶ月）予定である。この外、国内外のスタディ・ツアー・ゼミ合宿（17 年度海外 8 地区 77 名）も実施している。

学生の海外研修・留学は、国際地域学部の教育方針である“語学教育の強化”と一体のものである。参加学生は、実用に耐えうる語学力（特に英語力）の必要性を実感し、帰国後の学習意欲の向上に繋がっている。また、外国の人・生活・文化に直に触れることにより国際感覚が養成され、大学の教育目標「国家及び世界の文化向上に貢献しうる有為の人材を養成すること」の実現の一助であると評価できる。海外研修者は年々増加の傾向にあり、平成 18 年度は 150 名を越す学生が海外研修を行う予定である。

国内では、館林市のまちづくり研修を中心に地元の短大生との交流も行っている。平成 18 年度からは山形県米沢市を対象に地域づくりを学ぶ研修（参加 8 名）を開始した。

海外からの学生の受け入れについては、国際地域学部に毎年 40 名前後の留学生在が入学し、平成 18 年 5 月 1 日現在学部生 179 名、大学院生 20 名の留学生在が在籍している。これらの留学生は、日本語弁論大会、地域交流会、お国自慢料理会などを随時開催して地域との交流を図っている。中国からの留学生が増々多くなる傾向にあるので、いかにして多国籍化するかが課題である。多国籍化するための入試方法と教授法（英語による授業数の増加、初歩から教えられる日本語教育プログラムなど）に取り組んでいる。

外国大学からの短期研修学生の受け入れも平成 10 年より行っている。アメリカのデ・ポー大学生研修の（平成 17 年度 24 名、4 回目）の場合は、日本研修の一環として来校し、通常の複数の授業を英語で講義し、それに参加させる。学生同士の交流会の開催、板倉町

国際交流協会と共同して学生の自宅・町民宅でホームステイの受け入れなどを行っている。これは外国に行かずに体験できる国際交流として学生・地域住民に大変好評を得ている。

国際地域学部教員の特徴は、外国人専任教員が8名・非常勤講師5名のほか、在籍専任教員の過半数が海外駐在経験を持ち、世界銀行、欧州開発銀行、アジア開発銀行、国際協力事業団などを通じての海外研究機関との接触が多いことであるが、このことが、大使を招聘した講義（大使リレー講義、平成18年秋学期より実施）や国際的な学術交流を進める上で有利に働いている。

東洋大学が大学間学術協定を結んでいる海外20大学のほかに、上述の通り、学部独自の学術交流協定大学は、タイ国アジア工科大学院、インドネシアのパラシヒャンガン・カソリック大学、フィリピンのフィリピン大学（デレマン校とセブ校）、同国のサウスウエスタン大学、中国の南開大学、韓国の慶熙大学である。更に、バングラデッシュのアジア大学、ノースサウス大学、イギリスのボーンマス大学（平成19年度学生研修予定）との交流を現在協議中である。これらの大学との合同シンポジウムやワークショップの開催を通じての学術交流と学生の研修を進めるとともに、海外研究の一環として国際学会等への教員の参加についても積極的に推進している。関連学会の開催についても同様で、今年度も昨年に続き、南開大学と慶熙大学との間でシンポジウムの開催を予定している。また19年度は国際開発学会の大会を板倉キャンパスで開催する予定である。

教員の海外派遣研修として、平成17年度には1名をフランスのストラスブール大学に派遣した。また、平成19年度には中国の上海交通大学に2人目の教員を派遣することが決まっている。国内外からの研究員の受け入れについては、国内高等学校教員（平成16年度、6ヶ月間）、インドネシアの協定大学から研究員（平成17年度、1ヶ月）、18年度は中国の大学教授（1年）、秋にインドネシアの同上大学（1ヶ月）を受け入れている。受け入れのための課題は、海外の交流大学からの受け入れや教員交換の希望があっても、キャンパス近くに宿泊施設がない状況なので、学部独自でこれを簡単に進めることができないことである。

国際地域学部の長所としては、多くの留学生と日本人学生が共生するので、日本人学生の国際感覚の向上が短時間で養われること、留学生が積極的に地元学校訪問・料理教室などの地域交流に参加して地域全体の国際化に貢献していること、地元の国際交流協会の全面的サポートが得られることがあげられる。

今後は、語学力を養成するための長期研修（平成19年度よりサウスウエスタン大学）の実施、ボーンマス大学観光研修の検討、国際地域学科および国際観光学科の海外インターンシップやゼミ教員指導によるスタデーツアーの拡大を図っていく。また、「英語による授業」数を増やし、5年後を目途として、日本語ができない留学生も2年次までは英語による授業（最低20コース英語で講義）のみで必要な単位を取得できるようにすることにより、中国人留学生の集中を避け、アジア・アフリカ地域からの留学生に加えて、欧米諸国からの留学生を増加させる。これにより、日本人学生も専門科目の授業の中で英語力を実用的に使う機会が与えられることになる。また、協定校からの短期交換留学生の受け入れについては、3年後を目途に実現することを目標としている。

現在、学生の語学力向上のための英語・中国語課外講座や海外からの短期来訪者に対す

るホームステイの受け入れや地域交流を、板倉町当局および地元国際交流協会・ロータリークラブ（学部・大学院 6 名の奨学金枠）と連携を取って実施している。なお、途上国への教育支援はまだ行っていない。

以上のように、学部発足以来学部設置の理念および国際交流強化の基本方針に沿って、国内外の交流活動を拡大強化してきたが、まだその努力は途上にあると言わざるを得ない。交流活動の目標として具体的な数値目標が決められているわけではないが、学生、教員ともにその拡大を目指して努力している。したがって、現状の達成水準はまだ不十分であるという認識である。達成度を向上していくためには、その裏付けとなる資金や教員、学生のマンパワーなどの物理的限界もあるので、適切な達成水準を見極めながら活動を進めていくこととしている。

研究成果の外部への発信については、紀要を国際地域学科では『国際地域学研究（1～9号）』として、国際観光学科では『観光学研究（1～5号）』として学科開設以来毎年度刊行している。それらの内容は学部ホームページ（Web 上）にも収録して公開している。この他、教員個人としては、学内所属研究所の所報、国内外の学会誌等で研究成果を公表している。海外あるいは国内を対象としたシンポジウムやワークショップも年数回開催されており、それらの中での発表や論文集、報告書の発行も行われている。国際的学会誌への投稿も複数の教員により、毎年行われている。

学部のホームページについては、学部の理念や教育目的、教育研究や諸活動の内容などを外部に広報する最大的手段であると認識し、内容の充実と更新のスピーディ化に取り組んでいる。教員の中には最初の熱意が冷めると更新を止めてしまう者もあり、学部のイメージダウンに繋がるので、意識の向上を図るために広報委員会を中心にそれらの教員に対する働きかけと新しいデザイン・コンテンツの開拓を含む活性化に乗り出している。

近隣地域への発信では、地元新聞に連載欄を確保して掲載している。（平成 17 年度より、上毛新聞に掲載）板倉町の広報誌にも年間を通して学生の活動を紹介するコーナーが確保された年度もあった。地域連携という観点から周辺の関係地域ではタイムリーな専門的知識や情報を大学に期待しており、こうした活動は十分に成果を挙げている。また、諸団体・行政の講演の要望には、適切な教員を講師派遣し好評を得ている。

今後促進しようとしている外部発信は、Web 上の公開、特に海外への発信である。バングラデシュの NPO 法人 SIMEC とフィリピンの AAA がそれぞれ開発し稼働している VES（Virtual Education System）に国際地域学部のデジタル・アーカイブの英語・日本語の教材・研究論文を掲載することを検討している。教育教材情報をアジア全体に発信できるようにすることは学習者への貢献であると共に国際地域学部の発展のためにも重要な方策でもあるので研究を進めている。

研究成果の外部への発信については、以上のようにできる限り多くのメディアを利用して発信を増やすように努力している。特に教員の専門学会誌等への投稿、科学研究費補助金等の研究費助成団体への申請については、活動が一部の教員に偏っている傾向が見られるので、今後はより多くの教員がレベルの高い専門誌への投稿や外部の研究助成団体の研究募集への応募を増加させ、達成度を向上させるよう奨励していくこととしている。

## 八. 生命科学部

生命科学部は、東洋大学の教育理念を現代の社会に具現化するための5つの目標のうち、特に「目標 1. 独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」および「目標 4. 社会の要請に創造的に応える」に基づいた学部の教育目標である「生命の総合的理解の上に立って、地球社会の発展に貢献する創造的思考能力、かつ倫理観を合わせもった人材を育成する」を遂行するために、以下のような教育を行っている。

- 1) 生命に関する総合的基礎知識の修得
- 2) 専門知識に関する知識と技術の修得
- 3) 産業界、教育界に貢献できる人材の育成
- 4) 国際的視野に立ち、倫理性や創造的思考を持った人材の育成

また、この目標を達成するための方策として、資格取得制度の構築、学生の学習を促すためのシラバスの整備および成績上位者への表彰制度、学生の理解度の測定および講義の改善のための授業アンケートを組織的に行うシステムの構築、学生の履修指導や学習相談の窓口としてのオフィス・アワーの制度化を達成目標としている。

### (1) 教育課程等

#### (学部・学科等の教育課程)

生命科学部の教育課程は、生命科学部の理念・目的および教育目標を実現するために、生命科学やバイオテクノロジーに関する専門知識と基礎技術に基づく生命科学分野の創成、現在の社会が直面している食糧問題、医療問題、環境問題などの諸問題にチャレンジする研究技術者の育成と創造的思考を有する実務的スペシャリストの人材育成を目指して、3つの専攻分野、すなわちバイオサイエンスコース、バイオエンジニアリングコース、地球環境生物学コースを体系化している。さらに産業界で活躍する人材育成のために、平成17(2005)年度よりサブコースとして食品衛生コースを設け、食品衛生管理者および食品衛生監視員の国家任用資格コースを開設した。

生命科学部のカリキュラムは、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための一般教養的教育科目、外国語科目、専攻領域としては生命科学分野に重要な共通科目を必修科目とし、さらに専門知識を理解するための選択必修科目あるいは選択科目を加え、専門的かつ社会に対する深い見識を有する人材の育成を目指した内容に体系化されている。このように、生命科学部の教育課程は、学校教育法第52条の「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教育研究し、知的、道徳的および応用能力を展開させること」および大学設置基準第19条の「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開講し、体系的に教育課程を編成するものとする」、「学部等の専攻に係る専門の

学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」に従ってカリキュラム編成を行っている。

生命科学部のカリキュラムの特色は、以下のとおりである。

一般教養的教育科目として (1) 生命倫理および生命哲学に、特に、この分野に造詣の深い専門家を配し、生命の尊厳について学生の倫理性向上を図っている。(2) 一般教養的教育科目は人文、社会、自然情報、総合に区分され、12 単位以上を履修、そのうち人文から最低 4 単位の履修を必要とし、幅広い教養及び総合的な判断力を有する豊かな人間性を養うように配慮されている。同じキャンパス内にある地域と共存共栄の国際的開発を目指した国際地域学部の開講科目の履修も可能となっている。

外国語科目として (3) 国際化等の進展に適切に対応できる外国語能力育成のために、国際地域学部の専任教員（ネイティブスピーカーを含む）による会話英語・英語輪講および本学教員による科学英語を選択必修科目として配置している。さらに生命科学部教員による 2・3 年次生を対象にした少人数制（1 クラス、学生 10 名前後）の生命科学英語 I および II を必修科目として設け、基礎教育と専門教育における英語力の強化を目指している。また、語学留学を希望する学生は休暇中に提携している外国の大学に語学留学を行っており（単位認定も可能）、更なる語学能力を養える制度も実施されている。さらに、海外留学を支援するための英語教育コースを平成 18（2006）年度より開設し、国際的な人材育成をも目指している。IT 化時代に対応するために、(4) 情報処理基礎および情報処理演習コースを設け、生命科学研究のデータ処理に役立つコンピュータ教育を実践している。

また、3 年次には (5) 実務研修を履修単位として認め、産学協同実習を通じて学生の実社会環境への体験指導を行っている。グローバル化時代に対応させたコミュニケーション能力等の養成のために、(6) 4 年次の生命科学輪講科目に加え、1 年次に生命科学ゼミナールを設け、プレゼンテーション能力の育成に取り組んでいる。さらに、生命科学分野への興味を推進するために、3 年次後期から、各研究室への配属（通称「仮配属」）を実施している。

カリキュラム体系は教務・カリキュラム委員会を通じて、常時内容の適切性が再検討されており、さらに、生命科学分野の進展及び社会教育的観点から総合的なカリキュラムの見直しを定期的（4 年毎）に実施している。大学院生命科学研究科の開設（平成 13（2001）年度）に伴い、延期していた学部カリキュラム編成に関して、22 科目（必須及び選択科目）の見直しを実施し、平成 17（2005）年度より新カリキュラムへ移行、現在は平成 17（2005）年度入学生からは新カリキュラム、それ以前の入学者には旧カリキュラムの 2 本立てのカリキュラム体制にて教育を実施している。これらのことから、生命科学部のカリキュラムは、学校教育法第 52 条の「知的、道徳的および応用能力を展開させること」に準拠している。

生命科学部の卒業必要単位数は 124 単位、教育課程の総開設授業科目数は 151 科目（単位数 276 単位）であり、一定の自由度をもって科目を選択できる状況を整えている。高度な専門知識とともに、幅広く深い教養および語学力の修得のために、量的配分を専門教育授業科目 90 単位以上、一般教養的授業科目 12 単位以上、外国語科目等 8 単位以上としている。なお、一般教養的授業科目 12 単位のうち、生命倫理や生命哲学を含む人文から 4



単位以上の修得を卒業要件としており、生命科学部の教育目標に基づいた倫理教育をおこなっている。また、外国語科目は、英語開設科目（8科目；10単位）のうち生命科学英語（2科目；4単位）を必修とし専門的な英語教育を行うとともに、第二外国語等20科目を開設しており多様な語学教育にも対応している。従って、大学設置基準第19条「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開講し、体系的に教育課程を編成するものとする」にも対応している。

大学の目標である、1人1人が社会の中で自活できるような起業家的能力を涵養する積極的な教育は、外部講師による特別講義などで一部触れるものの生命科学部としては設置していない。

一方、学生が勉学及び大学生活を円滑に取り込めるように、学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮として健康科学科目を設置しており、また、学生生活における様々な悩みに対応するために、入学時から卒業時までの一貫したクラス担任制度を設け、さらに、クラス担任教員以外にも全教員が学生1人1人に相談できるようにオフィス・アワー制度を設けて常時学生と教員とのコミュニケーションが図られるようにしている。

基礎教育と教養教育の実施・運営は教務・カリキュラム委員会を通じて、常時運用の適切性が検討されている。また、科目担当教員（非常勤を含め）の変更に対しては生命科学部の資格審査委員会を経て科目担当教員が選任されている。一般教養的授業科目は国際地域学部の専任教員によるものが多いが、生命科学部の特色となっている生命論、生命倫理、生命科学英語、情報関連の科目は、生命科学部の専任あるいは、客員教授が担当しており、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」「国際化等の進展に適切に対応するための、外国語能力の育成」に対応する、一般教養的授業科目及び外国語学科目の編成は適切であると考えられる。

生命科学部の卒業必要単位は124単位、専門教育授業科目90単位以上、一般教養的授業科目12単位以上、外国語科目等8単位以上としている。教育課程の総開設授業科目は151（単位数276）であり、一定の自由度をもって科目を選択できる状況を整えている。教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分は、生命科学分野の教育目標の教育、人材育成の遂行には妥当な配分であり適切であると評価している。

生命科学分野の進展や社会ニーズに合わせ、これまでに2回のカリキュラムの編成の見直しと食品衛生管理者および食品衛生監視員の任用資格コースを開設し、教育課程の積極的な改善を行ってきた。しかし、進展する生命科学分野に相応しいカリキュラムかどうか検証の必要があるが、現在進行中の新カリキュラム履修（平成17（2005）年度入学者）が平成20（2008）年度に終了するために、平成21（2009）年度より実施すべく、新カリキュラムの見直しを行っている。また、食品衛生コースの修学率は約50%で、新学年開始時に学生への周知を行っている。さらに生命科学分野が広範囲の専門領域に渡るために、就職時に専門性への不安を感じる学生も少なくない。これらの解決には、学生への理解を図る教員の努力にかかっており、平成16（2004）年度より全教員にオフィス・アワーを設け、学生への相談を実施している。さらに生命科学部の教育課程の充実には、教育職員免許状取得に必要な教職課程の設置がカリキュラム編成における課題の一つとなって

いる。教職課程の設置については、従来から学生の要望が強く、現に卒業後、通信教育等で学ぶ学生も見受けられ、また社会情勢からも団塊の世代教員の大量退職、少子化少人数クラス編制導入の問題等が初等中等教育全般に及んでおり充分ニーズが見込まれることから、学部としても理科教員（中学、高校）養成のためのコース設置を検討しており、平成 20（2008）年度からの実施に向けて認可準備を進めている。

#### （カリキュラムにおける高・大の接続）

1 年次では、高・大の接続を考慮して、基礎学力の充実という観点から基礎化学、基礎生物学を新たに必修科目とし、専門科目を履修するための導入教育としている。また、近年、高等学校における実験・実習が少なくなってきたことから、選択必修科目である化学実験・物理実験を入学者全員が履修するように指導している。

附属高校推薦および指定校推薦により入学が許可された入学予定者に対して、毎年化学と生物の入学前教育（事前教育）を実施している。これは高校の化学と生物の教科書の内容を入学までに学習してレポートを提出させるものである。これによって、早く大学入学が決まった学生に対して入学まで緊張感を持たせることと、入学後に受ける講義の理解度を高めることを目的としている。なお、近年附属高校からの推薦入学者の学力低下が大きな問題となっているため、この事前教育に関しては、全学的にも「附属高等学校からの推薦入学決定後の事前教育委員会」を設置して、具体的教育方法を現在検討中である。

附属高校推薦および指定校推薦により入学が許可された入学予定者に対して、毎年化学と生物の入学前教育(事前教育)の実施は入学後の学力向上に適切な指導である。さらに、効果的な教育方法を実施するために、前述した附属高校からの推薦入学者に対する全学的な事前教育委員会の設置により推進する。

#### （カリキュラムと国家試験）

生命科学部には従来、国家資格に関わるカリキュラム上の科目設定がなされていなかった。しかしながら、受験生は何らかの資格が取れる学部を志向する傾向が強く、今後も少子化の流れの中でその傾向が続くものと予想される。そこで、生命科学部においても魅力ある学部作りの一環として、種々の可能性を検討した結果、平成 17（2005）年度から厚生労働省により認定される「食品衛生管理者および食品衛生監視員」の任用資格のためのサブコースを設けた。この 2 年間の実績として、受講率は平成 18（2006）年度入学者で 44%、平成 17（2005）年度入学者で 57%となっている。

社会環境の変化とともに必要な国家資格を有した人材の育成と特色ある学部作りの一貫として検討した結果、「食品衛生管理者および食品衛生監視員」の任用資格の取得コースを現カリキュラムの中で設置したことは評価される。今後はどのような資格を有した人材が求められているかの社会ニーズとカリキュラム編成との関連で、国家資格取得の可能性を検討していく予定である。

#### （インターンシップ、ボランティア）

正課の科目として「実務研修」（いわゆるインターンシップ）が開講されて 7 年が経過

した。3年次の夏季休暇（3週間）を利用して、研修先のプログラムにしたがって実施している。群馬、栃木、埼玉各県の試験研究機関、教員が紹介した企業等を主な研修先としている。

研修先でのプログラムは、それぞれの機関・企業において、単純な圃場での観察作業から高度の分析機器を用いた実験等多種多様である。最近では、企業において製造現場から、営業同行まで研修できるプログラムも設定されている。学生は、研修の初期段階では多少のとまどいはあるものの時間とともに慣れて、将来の進路、職業観などをつかんで修了しているものも多い。研修終了後には、平成16（2004）年度より研修先の指導者の方にも参加を呼びかけて学内で「実務研修報告会」を開催しお互いの成果について発表し、意見交換している。研修した学生に対してはレポート、研修先の評価などにより2単位を与えている。

実務研修の希望者数は年度により異なり、平成18（2006）年度は35名が参加した。学生の実社会体験は有益な教育方法であり、適切な教育制度であることが、「実務研修報告会」の発表、レポート内容に表れている。受入先の学生に対する評価も高く、農業系の試験研究機関では大学で学んだ知識がすぐ生かせることから、即戦力になるとの評価を得ている。

最近、企業などが主催するインターンシップも多くなってきているが、研修期間が短期間（1～2週間）であるため、生命科学部の単位認定条件「研修期間は原則として3週間」になじまない。研修希望学生が多くなってきた場合には、受入先の開拓と共に検討課題になる。また、科目としての研修と学生個人ベースでのインターンシップは、性格、取り扱いが異なると考えられるので、大学としての取り組みを明確にすると共に教務担当課との調整や連携が必要となってくる。

生命科学部が設置されている板倉キャンパスは、周辺地域の開発が遅れており、地理的条件（交通網の未整備）も含め、研修地域がかなり限定されており、制約を受ける場合も多い。昨今の社会情勢から、受入先は年度によって変わり、定常的なスケジュールを立てにくい場合もあるが、受託研究先などへの協力依頼を積極的に行ったことから、平成16（2004）年度、平成17（2005）年度は、新規に受入先を確保することが可能となった。

研修終了後のアンケートなどから、学生の意識改革、就職感、勉学への意欲が高まっていることがうかがえるので、実務研修の適切性は高いと考えられる。

ボランティア活動については、人間形成等の有益性が認められるものの個人ベースの場合、生命科学分野のカリキュラム内容から教育効果があるとは言い難く、単位認定は行っていない。社会ニーズに対応した学部の教育カリキュラムの修得に重点をおいた現状の措置は、適切と考えている。

#### （履修科目の区分）

幅広い知見と発想を養うための科目を配置した共通総合領域と専門につながる基礎学力の育成、さらにこれらの基礎素養をもとに専攻領域の展開を図る専門科目について必修、選択必修、選択科目を配置している。卒業に必要な単位数124単位のうち、必修科目37単位、選択必修30単位となっている。必修科目は、外国語科目（生命科学英語）4単位、専門教育的授業科目33単位としている。専門教育的授業科目33単位は、1年次では、高・

大の接続を考慮した基礎科目（基礎生物学、基礎化学等）、2年次では専門的科目および実験実習、3年次では、本学の特長となる専門性の高い科目と実験実習、4年次では卒業研究・論文などを設定しており、学年進行にあわせた高度な専門教育を可能にしている。専門教育的授業科目の選択必修科目は、26単位としており、生命科学部の基盤となる基礎科学科目から16単位を設定している。また、バイオサイエンスコース、バイオエンジニアリングコース、地球環境生物学コースの3コースを設け学生の興味や指向に対応しているが、選択したコースから10単位を選択必修として設定している。

卒業に必要な単位数に対する必修科目と選択必修科目の量的配分は、それぞれ30%と25%であり、高度な実験技術と多彩な専門分野の知識習得のために適切なバランスとなっていると考えられる。

#### （授業形態と単位の関係）

生命科学部では Semester 制を導入している。授業形態は講義科目、演習科目、実習・実験・実技科目に区分している。単位数の計算方法は、講義科目では15時間の授業をもって1単位とし、演習科目および実習・実験・実技科目は30時間をもって1単位としている。なお、授業時間1時限（90分）を2時間の授業として計算している。卒業研究と卒業論文は、各2単位である。外国語科目については、必修科目としている生命科学英語科目は、専門的な基礎知識の習得と語学を兼ね備えた講義であるため、講義科目と同様に予習復習が必要であるとして15時間の授業で1単位としている。

履修は、1) 共通総合領域から i) 一般教養的教育科目として人文・社会、自然情報、総合より最低12単位、ii) 外国語科目として英語を最低8単位、2) 専攻領域では、i) 必修科目33単位（平成15（2004）年度以前入学生は28単位）を修得しなければならない。また、ii) 選択必修科目として、a) 基礎科学では最低16単位、b) バイオサイエンス・バイオエンジニアリング・地球環境生物学の3コースの中から1コース選択し最低10単位、合計26単位を習得しなければならない。コース選択は、2年次から行っている。さらに、選択科目は4年間で最低31単位（平成15（2004）年度以前入学生は50単位）を修得しなければならない。卒業するために履修すべき総単位数は124単位以上である。実験・演習科目は、「生命科学実験Ⅰ～Ⅳ」はそれぞれ3単位であり、「物理実験」、「化学実験」はそれぞれ2単位となっている。さらに、必修科目である卒業研究、卒業論文は各2単位である。授業科目設定および単位計算の方法は妥当と評価できる。但し、ハッピーマンデー法の制定により、月曜日の授業時間の確保が困難な場合もある。また研究活動などによる休講に対しては必ず補講を義務づけており、現在のところ授業時間の確保に問題はない。

#### （単位互換、単位認定等）

平成16（2004）年度に、群馬県内5大学（群馬大学、群馬県立女子大学、関東学園大学、上武大学、東洋大学）と単位互換の協定を締結し、専攻の内容（学部専門科目）に関して単位互換制度が存在する。しかし、この制度を利用した学生の実績は今のところない。また、放送大学との協定に基づく科目聴講として「食と文化」（放送大学の聴講科目名は「世

界の食料問題とフードシステム」)を一般教養的教育科目に設定し、単位を認定している。単位互換制度は、各大学に設定のない領域の科目を履修できるので、有効な方法と考えられる。

他学部等の開放科目をもって認定できる単位数は、卒業所要総単位数 124 単位のうち、14 単位となっている。これは、本学部の方針として、本学部の教育課程からの履修を優先し取得させることから、単位数を低くおさえている。

また、本学では、協定校・ISEP 交換留学制度と認定留学制度があり、留学中に修得した単位は、教育課程表に照らし、30 単位を限度として卒業単位に認定される。しかし、文系学部と異なり実験技術の習得を重視したカリキュラム編成となっており、留学が容易ではなく実質的には制度のみが存在しているのが現状である。

さらに交換留学制度と認定留学制度では、教授会の承認を得た上で海外の大学に留学しそこで修得した単位を本学の卒業に必要な単位として換算、認定する。しかし、これを利用する学生は限られているのが現状である。協定校・ISEP 交換留学制度と認定留学制度の利用者が少ないことが問題点として挙げられるが、生命科学部のカリキュラムの取得優先から利用者が少ないのはやむを得ない状況と認識している。

大学以外の教育施設等での学習や入学前の既修得単位を単位認定する制度は、生命科学部にはない。また、生命科学部では、発展途上国に対する教育支援も行っていない。

#### (開設授業科目における専・兼比率等)

全開講授業科目数は、春学期 72 科目、秋学期 76.5 科目である。春学期開講科目のうち専門教育の専任教員が担当する科目比率は 95%で、教養教育の専任教員比率は 42%である(大学基礎データ「表 3」参照)。秋学期の専門教育の専任教員比率は 95%、教養教育の専任教員比率は 55%である。

開設授業科目において、専門教育の担当専任教員比率が高いことは、それぞれの基礎専門科目において十分な教育効果が挙げられる体制に整っているものと評価される。教養教育がやや低いが、学部の教員数及び理工農系大学における教養科目の重要性から考えると適切な割合であると考えられる。

兼任教員は、採用時に学部の教育方針や教育内容に関する説明を受け、これに基づき授業を計画して実施している。カリキュラム編成に際しても、話し合いにより内容を調整している。また、平成 18 (2006) 年度春学期より、兼任教員に関しても学生による授業評価アンケートを実施している。

#### (社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

外国人留学生に対しては、入学時に生活上での留意点(住居、光熱費などの手続きなど)の説明会を開催し、また教学課において、日本の生活問題や大学生活全般にわたっての相談できる常時相談窓口を開設している。教育上の配慮に関しては、外国人留学生の共通総合領域として、一般教養的教育、外国語科目が開設され、日本の社会や文化の理解を推進するために日本事情科目(I,II,III,IV)のうち、2科目(4単位)を選択必修、日本語の語学教育(6単位)を必修とするなど履修に配慮しており、評価できる。

社会人への教育については、特に配慮はしていない。社会に開かれた大学、生涯学習への拠点など、大学の社会における役割がますます大きくなっていく中での社会人への門戸拡大は重要である。社会人の入学は、社会との繋がりや学内活性化に必要であり、今後社会人の受け入れ方法（入試方法や履修体系）に関して柔軟に対応していく必要があると考える。

#### （生涯学習への対応）

板倉キャンパスにおいて、市民大学講座が開催し、広く一般市民に開放している。1講座5回程度で秋学期に実施されている。生命科学部と国際地域学部が隔年毎に幹事となりテーマ、講師の選定を行っている。

また学術講演会は、学術的なもの、又は芸術的（音楽・芸能）な要素のある企画の中で、季節感のあるタイムリーな話題を白山・川越・板倉キャンパスにおいて1日開催（無料）している。

講師派遣事業は、東洋大学の創立者井上円了博士の教育理念である「社会教育・生涯学習」の考え方を継承し、大学の持っている「智」を社会へ還元することを目的として行っている。大学は教育と研究の場と位置づけられているが、さらに近年は、大学の持つ財産をもって社会に貢献することが、第3の役割として強く求められている。本学は、創立以来の教育理念と建学の精神にもとづき、大学が持っている「智」を広く社会に還元するという社会貢献としての活動に、早くから様々な形で取り組んでいる。各学部の教員の幅広い専門性をもって、要望にあった多様なテーマを提供している。対象は、教育委員会、生涯学習・社会教育・社会福祉の各種団体および小中高等学校の教職員・PTA等で企画する講演会・研修会等となっている。

平成15（2003）年度から高校教員を対象としたバイオテクノロジーおよび理科教育実験を実施し、平成16（2004）年度からSPP連携プログラム（サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト）として文部科学省に採択された。夏季休暇中の8月上旬に2日間を利用して、基礎的な講義・実験を行っており、対象となる高校教員は、近隣の教育委員会を通じて募集している。

教養を高め、理論を深める目的で特定科目の履修を希望する者のための科目等履修生の制度も開設されている。

現状の学部状況、教員数及び教育・研究活動及び学部運営に関わる時間を考慮すると適切な対応が行われている状況と考える。

#### （正課外教育）

第5セメスター（3年生の春学期）終了時点で、90単位以上を修得した学生を希望に応じて研究室に配属できる仮配属制度を運用している。単位の認定は行っていないが、約半数の学生が例年研究室に仮配属され、早期に、研究室ゼミあるいは卒業研究準備に入るシステムであり、教員の負担は大きいがよりきめ細かい教育を行うと共に、3年次の終盤から始まる就職活動にも良い影響がでている。

さらに英語、中国語講座が開設され、就職・留学などへの学力向上に寄与している。

## (2) 教育方法等

### (教育効果の測定)

各科目の教育効果の測定は、主に各学期の定期試験の成績、レポートなどにより習熟度を調べる方法が行われている。演習科目では、課題や日常的な発言・発表により理解度を確認し、教育内容に反映している。また、一部の講義科目でも小テストや中間試験の成績やレポート提出により理解度を測定し、教育内容・方法に反映している。実験実習科目は、複数回のレポート提出を実施して教育効果を測定している。必修科目である卒業研究については、卒業論文を提出するとともに卒業時に学生全員が口頭発表による卒業研究発表会を実施することで教育効果を測定している。これらはいずれも大学教育における一般的な教育効果測定法であり、適切であると考えられる。ただし、授業に対する学生の理解度や授業目標の達成度の測定は各教員に任されており、これまで各教員がそれぞれ行ってきた教育効果や目標達成度の測定方法について教員間で議論し、合意または改善する必要がある。そのため平成 17 (2005) 年度からは、各科目の成績評価の分布を教員に公表し、これまでの成績評価方法や基準だけでなく、教育効果の測定方法の適切性などについても、教員間で見直す契機とした。今後、継続的に各科目の成績評価の分布を公表し、議論することで、教育効果測定方法について教員間での合意を形成していく。

学部として独自の教育効果測定方法は特に開発していない。一方、学部共通フォーマットによる授業評価アンケートを平成 14 (2002) 年度より行っており、各教員はそのデータを基に学生の教育効果を確認し、その後各自の授業改善に役立てている。学部全体における教育効果を測定するための方策として、平成 17 (2005) 年度より日本バイオ技術教育学会のバイオ技術者認定試験を学生に奨励している。学生のバイオ技術者認定試験の成績や合格率は、学部全体の教育効果測定システムあるいはこれまでの教育効果の測定方法の有効性を検証する有効な方法の一つになりうると考えられる。しかし、これまでのところ、受験者数は対象学生の半数程度であるのが現状である。今後は、学生への周知を徹底し、受験者数を増やす努力をしていく。

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みについては現在のところ導入されていない。

卒業生の進路状況に関しては、その約 30%が大学院（本学以外の国公立大学や私立大学を含む）に進学する。また少数ではあるが各種専門学校に進学する学生もいる。残りの約 70%の学生が民間企業や官公庁等に就職する。民間企業の就職先は主として食品、化学、薬品系の企業である。毎年、就職希望者の約 90%が就職の内定を得ている。今後も、キャリア支援や就職相談をさらに充実したものにし、就職率の維持向上に努めていく。卒業生を出すようになってからまだ 6 年しかたっていないこともあり、国際的、国内的に注目されるような優秀な人材は未だいない。

### (厳格な成績評価の仕組み)

履修科目には、年間 48 単位（春学期 24 単位、秋学期 24 単位）の単位の上限を設けて

いる。これは、過剰登録を防ぐことによって、個々の学生の履修科目への学習時間を確保し、履修科目への学習努力の集中を保障するためである。卒業必要単位数は 124 単位であること、実験実習を多く取り入れていることなどを考慮すれば、適切な上限であると考えられる。年間履修単位数を上限まで取得すれば、実質的には、第 6 セメスター終了時（3 年終了時）には卒業要件である 124 単位を取得することができ、4 年次の卒業研究に集中できるように計画されている。

成績評価方法については、『履修要覧』（シラバス）に掲載して事前に学生に告知し、学期最初の授業において学生に説明している。成績評価は、それぞれの科目の担当者が、定期試験の成績、平常試験の成績、出席率、レポート評価などを総合的に判断して、「S:100～90 点、A:89～80 点、B:79～70 点、C:69～60 点、D: 59～40 点、E:39～0 点、\*:評価対象外」の基準により成績評価を行い、S から C に評価された場合に単位が認定される。成績評価基準は、平成 14（2002）年度より、従来 80 点以上を A 評価としていた成績区分をさらに 2 つに分け、90 点以上を S 評価、80 点以上 90 点未満を A 評価とした。これにより、より高い基準を明確に示すことができ、学生は学習達成度についてより詳細な情報を得ることができることから、成績基準の適切性は高まったといえる。成績評価方法は、大学教育における成績評価方法として一般的に用いられていることから、妥当な方法であると考えられる。各教員は各自の最善と思われる判断のもとで厳正に成績評価を行っている。また、各科目の成績評価の分布を教授会において公表し、各教員の成績評価方法や基準が適切であるかどうかについて教員間で確認を行っている。複数の教員が 1 つの科目を分担する場合には、担当教員が議論して各学生の成績を評価している。卒業時の質を検証するための方策については、学生全員が口頭発表による卒業研究発表を行い、複数の教員の前で発表することにより、卒業時の成績評価の公平性を確保するとともに学生の質を維持している。1 年次から 3 年次まで学生の質の確保については、修得単位数の少ない学生に対する面接指導を実施しており、さらに 4 年次進級時には卒業研究着手条件を設け、これを満たさないものは卒業研究に着手できない等、各年次の学生の質を確保している。これらの方策により学生の質を確保するとともに質の検証をしており、適切であるといえる。

生命科学部では学生の学習意欲を喚起する方策として、平成 17（2005）年度より、各学年の成績上位 10 名を表彰する制度を設け、実行している。

#### （履修指導）

履修指導は、授業時間割および『履修要覧』（シラバス）をもとに、新入生に対しては新入生ガイダンス時、在校生に対しては進級時ガイダンスで行っている。履修指導は、教務・カリキュラム委員およびクラス担任、あるいは教学課の職員が学生に履修上の注意点を説明するとともに、学生からの質問に対応している。特に新入生に対しては、履修指導説明に加えて、実際の履修の立案と質問を受け付けるガイダンスを別途行っており、きめ細かい履修指導を行っている。『履修要覧』（シラバス）には、講義の目的・内容、学期スケジュール、指導方法、成績評価方法、参考書、教員プロフィール等が記載されており、これをもとに学生は授業を選択している。

生命科学部では、制度上 4 年次まで進級できる。しかし、必修科目である卒業研究に着



手するには、共通総合領域については一般教養的教育科目の人文の4単位を含めて12単位と外国語科目の8単位を修得し、専攻領域については3年生までの必修科目27単位と選択必修科目24単位、選択科目34単位以上を修得し、105単位以上の単位取得を義務付けている。その条件を満たさない学生は卒業研究に着手できないため、原級（留年）となる。原級生（留年生）に対しては、卒業研究着手前はクラス担任と教務・カリキュラム委員が対応し、学習指導を行っている。また、卒業研究着手以降は、卒業研究担当教員がそれぞれ対応している。生命科学部では9月卒業も可能であり、次年度の春学期で卒業要件を満たせば9月に卒業することが出来る。さらに、原級生（留年生）を減らす対策として、1～3年生までの学生にはクラス担任制度を利用し、各学期に修得単位が少ない学生に対して面談を行い、修得単位が少ない理由などを聞いて学習指導を行っている。近年、精神的なトラブルにより原級（留年）する学生が生じており、そのような学生に対しては教員のみでの対応は難しく、専属のカウンセラーと協調して問題に対応している。また、一部の学生においては保証人を交えて履修指導を行う必要があるケースもでてきている。そのため、個人情報保護法との関連を考慮し、平成18（2006）年度から、修得単位が極端に少ない学生の成績表を保証人に送付する必要があることを学生に告知している。また、平成18（2006）年度からは、「不受験者および単位不足者の取り扱いに関する規定」に基づいて単位不足者に対して卒業再試験を実施することにした。最近3年間の原級率が10%以下（平成17（2005）年度：9.2%、平成16（2004）年度：8.0%、平成15（2003）年度：8.7%）で推移していることから、学業を怠る学生や原級生（留年生）に対するこれらの配慮措置は適切であるといえる。

履修や講義に対する質問および学生生活に関わる相談の対応のために、全専任教員がオフィス・アワーを設定し、各教員の研究室前に掲示し、学生への門戸を開放している。学習支援を行うアドバイザー制度は設けていないが、オフィス・アワーや担任制度を通して学生生活を含めた学習支援を行っている。

科目等履修生、聴講生については、担当教員が面接を行い、基礎学力および学習意欲などを見極めて受講を判定している。また、学習面での問題が生じた場合は、担当教員が個別に対応しており、教育指導上の配慮は適切であると考えられる。

#### （教育改善への組織的な取り組み）

生命科学部における学生の学習を活性化する措置としては、既に述べた表彰制度や卒業論文発表会等が挙げられる。3年次の秋学期から行っている研究室への仮配属制度において、成績基準を設定することによって学習の活性化を図っている。また、履修要覧（シラバス）に学習の目的、意義を記載することや、評価基準を明確にすることで、学習のモチベーションを向上させている。

履修要覧（シラバス）は、毎年作成し全学生に配布するとともにインターネットからでも閲覧が可能である。履修要覧（シラバス）の形式は統一されており、各科目において1) 講義の目的および内容、2) 講義スケジュール、3) 指導方法、4) 成績評価の方法、5) テキスト、参考書についての記述からなっている。学生が学習内容や目的を理解するために活用している。しかし、講義スケジュールの項目において、記述内容や量に差が存在して

いる。そのため、今後記述内容の統一とともに学生が予習や復習に役立てたりできるように、さらなる内容の充実を図ることを自己点検・評価委員会が中心となり検討している。

教育改善への組織的な取り組みとして、学部で統一した項目での学生による授業評価アンケート調査を平成 14 (2002) 年度から専任教員を対象に、実験・実習を除く全講義において行っている。各講義の授業評価アンケートの結果は各教員に返却され、授業改善に役立っていることから、学生による授業評価アンケートは教員の教育指導方法を改善するための措置として有効であるといえる。また、学部全体の授業評価アンケート結果を全教員に公表し、全体の中での担当科目の位置づけを明確にしている。また、平成 18 (2006) 年度よりこれまで学生に公表していなかった授業評価アンケートの学部平均をホームページ上で公表することとした。しかし、授業評価アンケート結果は教育改善へ十分還元されているとは言い難く、今後アンケート結果をさらに有効的に利用して問題点を抽出し、検討を加え教育改善への組織的な取り組みとして発展させていく。

FD 活動に対する組織的取り組みとしては、学生による授業評価が挙げられるが、教員間における公表や検証、学生へのフィードバックがまだ不十分であり、今後の課題である。また、教育改善の組織的取り組みについては、教務・カリキュラム委員会や自己点検・評価委員会などの個々の委員会で FD 活動に対する取り組みを行っているのが現状である。FD の継続的实施を図る方途として、これらの委員会が主体となった取り組みが挙げられるが、今後は、さらに学部内での FD 活動に対する認識を高めていき、FD の継続的实施を図るとともに組織的取り組みのためのシステム構築を行う必要がある。まず、平成 19 (2007) 年度より 2 年間の内に運営委員会が中心となり、FD に関する教員研修や講演への参加など FD の啓蒙活動を行っていき、FD 活動体制の構築を行う。授業評価に関しては今後も継続的に行い、年度毎の評価を比較し、解析する方針である。また、教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムは現在、生命科学部には存在しないが、中・長期目標に教育研究活動の評価制度の導入を掲げ、自己点検・評価委員会において検討を開始している。教育効果の結果を教育改善に直結させるようなシステムについても、その際に検討をしていく予定である。

生命科学部では、授業に対する評価以外の内容の学生満足度調査を継続的には行っていない。今後は、自己点検・評価委員会が中心となり、学部 1 年生に対して、意識調査を継続的に行う予定であり、その中の調査項目に学生生活等の満足度などの調査項目も含める予定である。卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みや雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みは、生命科学部にはない。

#### (授業形態と授業方法の関係)

授業形態は、 Semester 制を採用し、春・秋学期制としている。各授業は春・秋学期とも、15 回程度実施している。授業時間は 90 分を 1 時限とし、1 時限目 (9:30 開始) から 5 時限目 (18:10 終了) まで開講している。授業形式は各教員に任されているが、講義形式、実習形式と実習・実験・実技形式とに大別される。実習・実験・実技形式では、約 100 名の学生を、2~3 名の学生で 1 組のグループに分けて行い、1 人あたりの実験器具や装置の数が充足するように配慮している。このため、個々の学生が実際に自分の手で実験をす

ることができ、学生の学習意欲の高揚や理解度の向上に有効である。また、講義による実験理論の理解と実験室での実技手法の習得を併用している。さらに、生命科学英語ⅠおよびⅡについては、語学力の向上をめざして、全教員担当による教員1人あたり10人程度の小人数制授業を採用するとともに、3名の異なる教員から指導を受けるシステムを採用している。少人数で授業を行うことにより、個々の学生の理解度や問題点を詳細に把握することができ、また、学生の授業での発言機会なども増やすことができることから、質の高い授業を行うことができ、有効である。

これまでは、黑板への板書による講義形式の授業が一般的であったが、平成17(2005)年度までに、ほとんどの教室にプロジェクターが設置され、OA機器を有効に活用した授業が急速に増えてきている。従来、プロジェクターを設置すると黑板等が使用できない、あるいは教室が暗くなるなどの問題があったが、一部の教室ではスクリーンの設置場所を変更し、最新式のプロジェクターを設置することで、板書と併用した授業が可能になっている。興味の喚起と理解を助けるためにプロジェクター等が適切に使用されてきている。

「全学総合ⅠA」と「全学総合ⅠB」の講義において、学内の情報ネットワーク基盤を利用した4キャンパス同時開講の双方向遠隔授業(e-learning)が行われている。全学的な教育システムとしては有効であると思われるが、実際の教育効果については今後検証していく必要がある。

### (3年卒業の特例)

生命科学部では、4年次において「卒業研究」、「卒業論文」および「生命科学輪講Ⅰ」が必修科目となるため、4年未満での卒業は認めていない。

### (3) 国内外における教育研究交流

生命科学部独自の国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針はないが、東洋大学国際交流センターの基本方針に準じて国際化への対応と国際交流の推進を行っている。生命科学部では、東洋大学国際交流センターを通じて開催される各種海外研修に学生・教員が参加できるようになっている。毎年、1~2名の学生がこのシステムを利用して語学留学を行っている。そこで、海外留学を支援するための英語教育コースを平成18(2006)年度より開設し、語学研修や交換留学に学生が積極的に参加できるよう支援を開始した。生命科学部では長期海外特別研究員取扱要領に関する内規が未整備のままである。このため、教員の協定校との交換留学実績は、現在までない。今後、できるだけ早い時期に内規の制定を考えている。短期海外研究に関しては、過去5年間で毎年、3~10名の教員が海外へ調査・研究へ出かけている。学部が設立されて9年が経過したが、今後も、教員サイドからのさらなる国際交流の推進が期待される。外国人専任教員の受入に関しては、制度として日本人教員の雇用と区別のない体制がとられているが、これまでのところ外国人専任教員はいない。教員個人の教育研究成果の発信については、教員がそれぞれ主たる研究成果を国内外の学会で発表するとともに、研究論文として国内外の雑誌等に発表している。教員の学会参加のための旅費等は予算上の費目として計上され、活発に行われており、適

切であるといえる。

学部の教育目標は「生命の総合的理解の上に立って、地球社会の発展に貢献する創造的思考能力、かつ倫理観を合わせもった人材を育成する」ことである。この達成のために、一般教養教育や基礎教育のほか、生命科学に関する専門知識および基礎技術を修得した人材を育成すべく、実験実習科目においては実験器具や装置の数が充足するように配慮し、また、小人数制授業（生命科学英語ⅠおよびⅡ）を行うなど、学生の学習意欲の高揚や理解度の向上のための様々な取り組みを積極的に行っており、適切に活動しているといえる。また、表彰制度や卒業論文発表会などが、学習の動機づけや学習意欲の向上に有効であり、学生の学習を活性化するための適切かつ有効な措置となっている。さらに、学生による授業評価アンケート調査を平成 14（2002）年度より組織的に実施して、学生の理解度や満足度を測定するとともに各教員の授業改善に役立てている。また、学部全体の授業評価アンケート結果を全教員に公表し、全体の中での担当科目の位置づけを明確にしている。シラバスについては、学部統一の形式で書かれており、全学生に配布するとともにインターネットからの閲覧が可能である。オフィス・アワーは全教員が設定し、学生との対話を行っている。さらにこの時間以外にも学生との対話を行っている。平成 17（2005）年度より、サブコースとして食品衛生コースを設け、食品衛生管理者および食品衛生監視員の国家任用資格コースを開設した。以上のように、達成目標にあげた資格取得制度の構築、シラバスの整備、成績上位者の表彰制度、授業アンケートを組織的に行うシステムの構築、オフィス・アワーの制度化についてはほぼ達成していると思われる。

しかしながら、今後授業アンケート結果をさらに有効的に利用して問題点を抽出し、検討を加え教育改善への組織的な取り組みとして発展させる必要がある。また、授業アンケート以外の FD 活動についても教務・カリキュラム委員会や自己点検・評価委員会などが中心となり、教育改善の組織的取り組みを検証して継続的实施を図るため、中・長期目標に取り上げ、検討を開始している。シラバスについても、記述内容や量に講義間で差があるため統一していくことになっている。

## 九. ライフデザイン学部

ライフデザイン学部では、教育内容の編成にあたり、東洋大学の教育目標である「社会の要請に創造的に応える」ことを、また教育方法の実践にあたっては、東洋大学の教育目標である「総合大学の利点をいかす、良質な教育をおこなう」ことを重視している。

このような基本的姿勢に基づいて、ライフデザイン学部では、超高齢化・少子化をはじめとする今日の社会問題の多様化、総合化による問題に対応できる人材を養成することを教育目標としている。

このような学部としての教育目標を踏まえ、特に、生活支援学科にあっては、社会福祉士の資格をベースに、介護福祉士や保育士等の諸資格を複合的に有する高度専門職を養成

することを、健康スポーツ学科にあつては、科学的・理論的根拠に基づき、個々人に適した身体運動等を通し健康の維持増進のための的確な指導ができる健康づくりの専門家を養成することを、人間環境デザイン学科にあつては、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、1人1人のニーズを的確に捉え、可能なかぎり多くの市民が利用できるものづくり、生活環境、製品の仕組み等を構築し、生み出す人材を養成することを、さらには3学科共通の教養科目等を通し総合的な判断力や豊かな人間性を有する人材を養成することを教育理念とする。それゆえライフデザイン学部では、このような総合的判断力等を兼ね備えた専門的職業人の養成を具現化できる教育内容を適切に編成するとともに、特に3学科の有機的連携を体现するカリキュラムを開発することや、実際の現場を肌で体験するインターンシップやボランティア活動を促進すること、さらに教育方法等の実践にあたっては、FD活動の充実をはかることを当面の達成すべき目標とする。

## (1) 教育課程等

### (学部・学科等の教育課程等)

学校教育法第52条では、「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授し、知的、道徳的及応用的能力を發展させる」と定めており、また大学設置基準第19条では、「大学は、学部等の専攻に関わる専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように配慮しなければならない」と定めている。ライフデザイン学部の教育課程の編成にあたっては、このような学校教育法第52条及び大学設置基準第19条に基づき、さらには学部および学科の教育理念を具現化する中で、以下のように教育課程を編成している。

ライフデザイン学部は、生活支援学科、健康スポーツ学科、人間環境デザイン学科の3学科から構成される。3学科は、学部の理念等を基礎に据えつつ、それぞれ相互の連携と独自性を発揮し、特色ある教育を展開している。

生活支援学科は急速な「少子・超高齢化」をはじめとする社会問題の多様化、複合化に対して従来の社会福祉士を中心とした社会福祉学系の養成課程では対応しにくい状況を考慮し、幼児教育・保育コースと介護福祉士コースを設定した。幼児教育や保育だけではなく、児童やそれぞれの家族を社会的な視点から支援できる保育士、また、高齢者や障害者に対して具体的な介護が出来るだけではなく、社会との関連で高齢問題・障害問題にアプローチできる介護福祉士の養成を目指している。また、精神保健福祉士、社会福祉士といった福祉領域の国家資格との関連で教育課程を展開している。社会福祉の諸問題を総合的に捉え、実践的介入方法を学び、問題解決に繋げていくといった極めて現場に即した専門性の養成という点で、学部の理念を反映し、専門職養成における体系的なカリキュラムを展開している。

健康スポーツ学科は、高齢者や障害者に対して、それぞれの健康維持、増進に適した身体活動を介して、身体活動能力の確保ならびに健康の維持増進を実現させることのできる人材育成を目的としている。そのため、理論と実践による健康づくりの指導者の育成と、総合的、学際的な福祉領域専門従事者の育成を学科における教育の特徴としている。

これらの理念に基づいた教育課程を編成するため、人体についての理解、またそのための科学的根拠による裏付けが不可欠であることから、「健康管理学」や「健康生活論」などの健康に関する科目を配置し、また、「生理・生化学」、「解剖学」および「公衆衛生学」などの自然科学的な基礎的科目の充実、「運動生理学」や「バイオメカニクス」、「トレーニング論」や「エアロビクス論」、「アクアビクス論」などの実践的な科目を開講している。併せて実習を行うことで力を養う教育を特色としている。また、高い運動能力を持たない多くの者にとっては、身体活動の重要性を認識しながらも実践の難しさが挙げられているため、学校体育における競技種目から離れ、レクリエーションやエアロビクス、アクアビクスなどを取り入れ、幅広い年齢層とさまざまな身体能力にも柔軟かつ適切に対応していくことに主眼をおいた健康づくりのための実践教育を目指した体系的なカリキュラムを展開している。

人間環境デザイン学科は平成 18（2006）年 4 月に設置された学科である。学科の設立にあたっては、ライフデザイン学部先行 2 学科である、生活支援学科、健康スポーツ学科との連携をもとに、人間を取り巻く環境デザインの企画、設計、施工、管理を担う高度専門職能者の養成を目指しており、具体的には建築・地域環境、製品、機器・福祉用具のデザインにあたる人材の育成を目的としている。人間環境デザイン学科の教育課程はこうした設立の理念を反映させたものであり、教育課程全体を貫く柱としてユニバーサルデザインに関する教育を展開すると同時に、3・4 年次においては、より高度な知識・技術の習得を目指し、環境デザインコース、生活支援デザインコース、プロダクトデザインコースの 3 コースを設置している。学科の教育課程は、こうした教育体制を反映させて、1・2 年次は学科内の学生が全員履修できる共通科目および 3・4 年次は共通科目およびコースごとに設置される科目で構成されている。

次に、一般教養的科目の編成にあたっては、大学設置基準第 19 条の「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう」配慮し、以下のようにカリキュラム編成をおこなっている。

ライフデザイン学部では、一般教養的科目は大きく、「人間探究分野」「文化間コミュニケーション分野」「スポーツ健康分野」の 3 つの分野に分かれている。3 分野共に学問のすそ野を広げ、様々な角度から物事を見ることができる能力や、自主的・総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置づけることのできる人材を育てることを目的としている。

「人間探究分野」は、「読解と表現」、「人間と生活の理解」、「社会と自然の理解」、「経営と管理の知識」、「総合」の 5 つの領域に分かれており、「読解と表現」の領域においては、「児童文学」や「文章読解」を含め 9 科目が、「人間と生活の理解」においては、「哲学」や「人間と宗教」をはじめとする 13 科目が、「社会と自然の理解」においては「法学」や「日本国憲法」等の 10 科目が、「経営と管理の知識」においては「NPO の経営管理」をはじめとする 9 科目が、「総合」においては 4 科目が開講されている。「人間探究分野」の卒業要件の単位数は、12 単位である。

外国語科目に関しては、国際化などの推進に適切に対応させるため、一般教養的科目の中に「文化間コミュニケーション分野」を設け、外国語関連科目 4 単位を必修にしている。

英語を必修科目に指定していないが、全ての学生に「専門基礎英語」「専門応用英語」が自動的に履修登録され、2年間は事実上の必修科目となっている。また、多様化する国際社会にも対応するため、「英語と文化」「中国語と文化」「韓国語と文化」「フランス語と文化」を設置し、言語を文化との関連の中で学ぶことのできる科目を設置している。

また、3年次、4年次においては「Technical Speaking」「Technical Writing」「Technical Reading」という科目を設置し、高度かつ実用的な英語の習得を可能にしている。その他に留学を希望する学生のために「Special Course in Advanced TOEFL」を設置している。

上記の3つの分野以外に留学を希望する学生のために「留学支援科目」としてTOEFL用の科目を設置している。このように一般教養的科目の中に外国語科目を配置し、外国語能力の育成につとめている。

「スポーツ健康分野」では、学生たちの健康の維持増進と豊かな人間性を涵養するため、スポーツ健康科学実技を開講している。

ライフデザイン学部では各学科124単位が卒業要件となっている。卒業要件単位のうち、生活支援学科、人間環境デザイン学科では、語学教育を含む一般教養的科目の最低取得単位は16単位であり、健康スポーツ学科ではスポーツ健康分野から2単位を要件とする18単位である。専門科目の最低取得単位数は学部共通専門科目の8単位である。さらに、各学科独自の学科専門科目は生活支援学科76単位、健康スポーツ学科90単位、人間環境デザイン学科77単位である。これら専門科目の単位数は、各学科の学問的特質や各種の資格や免許取得を重視した姿勢が反映しているものであるといえる。3学科とも専門領域が多岐にわたり、従って、専門科目としての開講授業数も多く、学生が将来の方向性を見定めながら授業単位を取得していく構造になっている。しかし、卒業要件の単位数に占める一般教養的科目の単位数が16~18となっており、カリキュラム全体の中での一般教養的科目の在り方を含め、その内容及び単位数については、学部の完成年度（平成20、21年度）をむかえる段階までに検討をすすめる。

ライフデザイン学部においては、教育課程の全般にわたって検討を行う教育課程・教職課程委員会と並び、一般教養的科目の運営と充実を図るために教養教育小委員会、語学小委員会、スポーツ健康小委員会が設置されている。これらの小委員会と教育課程・教職課程委員会が合同会議をもつことにより、専門基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制を整えており、それぞれの小委員会で個々の課題を検討するとともに、当会議では教養教育と専門基礎教育との連動性についても検討を始めている。

ライフデザイン学部として特にグローバル化に対応した教育課程を編成しているわけではないが、それぞれの授業科目の中で当然グローバル化した現代社会を意識した教育実践がなされている。コミュニケーション能力を涵養する教育に関しては、一般教養的科目の中に口頭コミュニケーション法、ディベート及びディスカッション技法、プレゼンテーション技法を開講しており、また生活支援学科、健康スポーツ学科では1学年から4学年まで演習科目を配置し、コミュニケーション能力の向上を図っている。さらには英語の会話力の向上を目指し、3年次、4年次においては「Technical Speaking」や、留学を希望する学生のために「Special Course in Advanced TOEFL」を開講している。倫理性を養う

科目としては、一般教養的科目の中に、人間と宗教、生命と倫理、人権と生活、生死の社会学、ボランティア論等を開講し、これからの福祉社会を担う倫理性をもった学生の育成に努めている。

起業家的能力を涵養する教育については、一般教養的科目において、ベンチャービジネス論やNPOの経営論等を開講するとともに、3学科のそれぞれの教育課程を通し、上述の学部・学科の理念等の箇所でも述べたように、福祉、健康、環境の分野で、立案・企画・運営できる専門的職業人の養成を目指している。

学生の心身の健康の保持・増進のための配慮では、一般教養的科目の中に、スポーツ健康分野としてスポーツ健康科学実技を開講し、1年次から4年次までの間に健康を保持・増進できるような種目を受講できるように配慮している。

以上のように、ライフデザイン学部の教育課程は、社会福祉の諸問題、健康とスポーツ、環境デザイン等を総合的に捉え、実践的に各領域を学び、問題解決に繋げていくといった極めて現場に即した専門性の高い学生の養成という点で、学部の理念を反映し、専門職養成における体系的な教育課程を展開していることで、3学科とも学校教育法第52条に適合していると評価できる。つまり、ライフデザイン学部の教育課程は、学部・学科の理念や教育目標にそって、さらには学校教育法第52条および大学設置基準第19条の精神に基づき適切に編成されているといえる。

しかし、将来へ向けての発展を見据える中で、次のような課題もあるといえる。

専門科目の教育課程については、3学科の有機的連携を具現化する科目や教育課程の開発等を検討し、幅広い専門性を高める方向で改善していく必要がある。

一般教養的科目では、広い知識が習得できると同時に専門教育へ向けた対応も配慮されており、各学科の専門性の基礎を培う教育体系が用意されていると評価できるが、しかし、今日の変化し続ける学生や社会のニーズに応え、より一層の教養科目の充実をはかることが必要である。

外国語科目に関しては、量的には学部として必要とするに十分な外国語科目の編成となっていると評価できる。しかし、質的な問題として、国際化の視点を欧米諸国とするか、アジア近隣を基礎として国際化の視点を図るのかを検討した上で、世界共通語としての英語教育の充実、さらには近隣諸国の言語である中国語、韓国語などの充実を図ることの必要性についても今後検討をすすめる予定である。

また語学力を含めたコミュニケーション能力を、教育課程の中で整備していくのか、留学支援、ボランティア支援、インターシップ支援などと同様、教育課程外として充実していくのかについても、検討課題である。

これらの課題については、他の委員会と連動しながら、教育課程・教職課程委員会を中心に、今後前向きに検討する予定である。

### (カリキュラムにおける高・大の接続)

ライフデザイン学部では高校からの導入教育として、高校と同様の教科を補完する科目は設定されていない。しかし、一般教養科目としての外国語教育、哲学や社会学等、各学科の専門的な領域の導入教育と位置づけているだけではなく、「ライフデザイン学入門」、



「生涯発達論」、「情報処理Ⅰ・Ⅱ」等を各学科必修科目とし、学部として専門教育の基礎教育を実施していることがライフデザイン学部の特徴である。さらに、各学科では独自の取り組みが実施されている。

生活支援学科では生活支援学概論を専門教育の入り口の科目として位置づけ、1年次に実施している。健康スポーツ学科では、学科専門必修科目として「健康スポーツ学概論」と基礎的な実験、調査の手法に関わる科目を1年次に配当するとともに、演習形式の理解すなわち受身ではなく自主的な学びの理解を目的とし「健康スポーツ学演習」を1年次からの必修科目としている。人間環境デザイン学科では、学科設立作業時に、教育課程および教育内容に関する議論の中で、①本学科の入学試験科目が、国語・英語・社会科系教科に偏っていること、②入試科目が前述した通り文科系教科へ偏りがある一方、卒業後には一級あるいは二級・木造建築士試験受験資格（構造力学等数物系の知識を必要とする受験科目あり）が取得できること、③専門教科科目には高度な数物系の知識が要求されるものがあること、などの点から入学生の数学・物理系教科に関する知識不足を杞憂する指摘があった。人間環境デザイン学科では、こうした問題への対応策として、一般教養的科目として位置づけられている「生活と数学」「生活と物理」に着目し、学生へこれらの科目の履修を指導している。

現在の入学生の基礎教育レベルであれば、ライフデザイン学部の一般教養的科目および学部共通科目で実施している教育により、後期中等教育から専門教育への円滑な移行が可能であると評価できる。高校教育では学力低下が指摘される現状であり、今後の入学生には基礎教育レベルに問題のある学生の入学が予想される。基礎学力不足の入学生が増加した場合には、現行のカリキュラムでは対応が困難であると予想される。今後、入学生の基礎学力レベルを検証しながら、学力低下が見受けられる学生に個別に対応するのか、学部および学科として基礎教育レベルの改善を目的とした教科科目を設定していくのかについて、今後検討をすすめる予定である。

### （カリキュラムと国家試験）

生活支援学科は、国家資格として社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護福祉士等の資格を取得できる。保育士、介護福祉士は必要な科目を教育課程内で取得すれば、卒業時に資格取得が可能であり、社会福祉士、精神保健福祉士は受験指定科目を履修した後、国家試験の受験となる。資格に関しては厳密に教科が指定されているので、その教科を4年間で履修可能な状態に配置している。そのため、必然的にカリキュラムは国家資格に定められた科目中心に編成せざるをえない。また、学生の希望に応じて複数の国家資格を取得できるようにカリキュラムの配慮もしている。

健康スポーツ学科では、国家資格としての第一種衛生管理者がある。国家資格ではないが、幅広い年齢層と様々な身体条件にも柔軟かつ適切に対応できる健康づくりのための専門従事者を目指す資格として、健康運動実践指導者、障害者スポーツ指導者、A.D.I.（エアロビック・ダンス・インストラクター）、レクリエーション・インストラクター等の資格取得に向けたカリキュラムを編成している。また、希望する学生には、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験受験資格を取得できるように、生活支援学科の関係科目を履修・単

位取得できるようにカリキュラムを配置している。このことは、介護予防やレクリエーション、障害者スポーツの重要性が社会福祉分野で強調されている状況を踏まえたものである。さらに、学生からの要望を反映させて幅広い領域の教育職員免許状の取得へ向けたカリキュラムを構成している。

人間環境デザイン学科では、国家資格である一級建築士、二級建築士、木造建築士の受験資格が得られる。環境デザインコースを卒業した者は卒業後2年以上の実務経験を経た後に一級建築士試験の受験資格が発生し、さらには生活支援デザインコース、プロダクトデザインコース卒業生など本学科を修了した者には、卒業後直ちに二級建築士・木造建築士試験の受験資格が得られる。それぞれの資格取得に向けたカリキュラムを編成している。

教育職員免許状に関しては生活支援学科が幼稚園教諭1種免許、高等学校教諭1種免許（福祉）の取得が可能である。健康スポーツ学科は中学校教諭1種免許（保健・保健体育）、高等学校1種免許（保健・保健体育）、養護教諭1種免許が取得可能である。人間環境デザイン学科では高等学校1種免許（工業・工芸）が取得可能である。

3学科共に国家資格や認定資格の取得に向けた学科課程の構成になっており、専門性と資格取得が同じレベルになっているため、今後、この専門性と資格との関連を検討し、よりレベルの高い専門性を追求する授業形態と内容になるよう改善していく必要がある。

上記の各資格の受験率・合格者数・合格率については、完成年度を迎えていないため、現段階では記述できない。

#### （インターンシップ、ボランティア）

ライフデザイン学部では、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、教育職員免許状の資格取得に必要な実習を行っているが、これら以外にも、実践的で応用力のある柔軟な人材を育てるためのインターンシップの導入が必要であると考えており、卒業後の就職先の確保とも合わせてこうした取り組みの導入を検討している。ただし、現在のところ、単位認定を行っていない。また、ボランティアに関しては、一般教養的科目の人間探究分野の選択科目として「ボランティア論」を配置し、ボランティアの意味や実践方法などを学習することが出来るようになっている。

生活支援学科は、インターンシップ制度を取り入れていない。しかし、インターンシップという形ではないが、実習として現場を体験することが出来るカリキュラム配置がなされている。社会福祉士180時間、精神保健福祉士180時間、保育実習30日間、介護福祉実習450時間等が資格取得には義務づけられている。さらに、学内での事前事後学習として、各実習科目には実習指導科目が配置されている。これらの科目で、十分その役割を補完することが可能である。また、複数の教員の独自の活動のレベルであるが、福祉施設・医療機関・地域団体などと協議の上で、学生にさまざまな分野のボランティア活動を紹介している。総括的に実態は十分に把握できないが、教員を通じて多くの学生が埼玉県内・東京都内（都下）でボランティアに参加し、実地での経験を自発的に積んでいる。

健康スポーツ学科でのインターンシップ受け入れ先としては、公立の体育館や保健センター、障害者施設などを予定しており、また本学科において主催を予定しているスポーツ市民講座においても、運動指導に関わらせたいと考えている。インターンシップの事前教

育として、正課及び正課外教育の中で十分にトレーニングを行う準備があり、現在、いくつかの「自主ゼミ」（正課外教育）においてインターンシップを見据えた活動がなされている。

人間環境デザイン学科では多くの者が、メーカー、デザイン事務所、設計事務所などを卒業後の進路として希望することが予想される。これらの職種・業界ではインターンシップ（建築業界においてはオープンデスクなどと称する場合もある）として在学中の学生の技能・能力を量る試みが数多くなされている。本学科では、現段階においては1年生のみの在籍であり、インターンシップに関する取り組みの必要性に迫られていないが、在学生在が3年・4年に進級した際には、こうした取り組みを導入していくことを検討している。

ライフデザイン学部では、以上のようにインターンシップおよびボランティア活動ともカリキュラムの中で制度化されてはいないが、学部発足当初ということもあり、現状を勘案しながら実現可能な範囲でインターンシップおよびボランティア活動に前向きかつ適切に対応しているといえる。しかし、より一層の充実を目指すため、各学科では今後の取り組みについて以下のように考えている。

健康スポーツ学科・人間環境デザイン学科で検討されているインターンシップについては、まだ検討中の内容であるので、実行した後、改善・改革方策を検討したい。生活支援学科にあっては、実習としてインターンシップに類似する科目を資格ごと規定されているので、それを確実に履修しなければならない科目配置となっている点は評価できる。しかし、現在、実際にボランティア活動を実践している学生が、単位を取得できないことには問題を感じる。単位として認定することで学生の意欲が増すであろうことを勘案すれば、単位認定に関しても平成19年度より検討をすすめる予定である。

#### （履修科目の区分）

ライフデザイン学部の卒業単位は124単位である。生活支援学科は、一般教養的科目の卒業要件単位は16単位で、卒業要件単位数の約13%にあたる。専門科目の卒業要件単位は76単位で（8単位を学部共通科目から、68単位を専門科目から）、44単位が必修科目であり、合計92単位（74%）を卒業要件上の必修単位としている。健康スポーツ学科は、一般教養的科目の卒業要件単位は18単位で、15%弱にあたる。専門科目の卒業要件単位数は90単位で（うち8単位を学部共通科目から、74単位を専門科目から）、57単位が必修科目であり、合計108単位（87%）を卒業要件上の必修単位としている。人間環境デザイン学科は一般教養的科目うち卒業要件必修単位は16単位であり、約13%にあたる。専門科目の卒業要件単位は77単位で（8単位を学部共通科目から、69単位を専門科目から）、24単位が必修・選択必修科目であり、合計93単位（75%）を卒業要件上の必修単位としている。

つぎに、専門科目における卒業の要件に関わる必修科目と選択科目の学科ごとの単位数をみると、生活支援学科では、必修科目が43単位、選択科目が32単位、健康スポーツ学科では必修科目が57単位、選択科目が25単位、人間環境デザイン学科では、選択必修科目を含め必修科目は24単位、選択科目は53単位となっている。健康スポーツ学科で必修科目が多いのは、人間の身体や運動の理解が原点となる学科の性質上、「解剖学」や「生理・

生化学」や「運動生理学」などの人間の身体や運動を基礎的に理解する科目を多く開講し教授する必要があるからである。人間環境デザイン学科にあつては、環境デザイン、生活支援デザイン、プロダクトデザインに関する基礎的な科目をまず必修科目として履修し、その後は学生の自発性や創造性をより涵養できるように、選択科目を多く設定してある。

このように、それぞれの学科で、必修科目と選択科目の単位数には開きがあるが、これは学科の学問的特性によるものであり、その意味で必修科目と選択科目の配分にはそれぞれの学科の特性や現状が反映されているといえる。

健康スポーツ学科の卒業要件単位及び、専門科目の卒業要件単位が他の2学科より多くなっているが、専門性の養成という観点から3学科共に、科目の選択・必修は妥当な量的配分を保ったカリキュラム体系であると評価される。

ライフデザイン学部の検討課題としては、進路に合わせた履修モデルをより具体的に提示することと、学部としての専門性を担保する8単位の妥当性を検討し、学科間で互換性のある柔軟なカリキュラム体系の構築を目指すことであり、これらの点に関しては、関連する委員会等で検討を始める予定である。

#### (授業形態と単位の関係)

ライフデザイン学部では、開学の平成17(2005)年度から Semester 制を導入している。卒業までは最短8 Semester 在籍することになる。単位に事前・事後学習時間数などの明記はない。各 Semester の最大取得登録単位は、一部の例外を除き24単位である。単位の計算方法については、1時限の授業は2時間として計算し、講義科目及び演習科目にあつては、予習及び復習の30時間を含め15時間の授業をもって1単位とし、実習、実験、実技科目にあつては、事前・事後指導の15時間を含め30時間の授業をもって1単位としている。

ライフデザイン学入門や情報処理Ⅰ・Ⅱ、生涯発達論等の学部共通科目は専任教員がオムニバス形式で4回を3名で対応し、学科毎に実施している形態と同一科目名称で数名の教員が、学生をグループに分けて15週対応する形態をとっている。第1・第2 Semester での履修が義務づけられており、学部の基幹科目として機能している。

生活支援学科では、「生活支援学概論Ⅰ・Ⅱ」、「生活支援学演習Ⅰ～ⅣB」が基幹となる科目である。「生活支援学概論」は学科の全学生が講義形態で受講する。「生活支援学演習」は専任教員が担当する少人数のいわゆるゼミ科目である。共に単位は2単位である。「卒業論文」、「社会福祉援助技術現場実習」、「精神保健福祉援助技術実習」を4単位としている。健康スポーツ学科は「健康スポーツ学概論」と「演習ⅠA～ⅣB」が基幹となる科目である。「健康スポーツ学概論」は講義形態であり、「演習」はゼミ形式で行われる。その他、演習・実習科目をバランス良く配置し、それぞれ演習科目・講義科目2単位、実習科目1単位としている。実習科目に関しては定員を設け、より内容のある実習科目としている。

人間環境デザイン学科において、平成18(2006)年5月1日時点で開講されている専門科目は、「人間環境デザイン学概論」「デザイン基礎Ⅰ」「人間工学」「都市の計画・デザイン」「プロダクトデザイン基礎」の必修科目2科目、選択科目3科目である。

3学科共に、授業形態と単位との関係は明確で、各授業の特徴に合わせて定員を設ける

など、履修形態と単位計算方法には整合性があり、妥当なものと評価される。しかし、講義科目として設定した科目でも、学生の興味や理解度を考慮し、必要に応じて演習を取り入れるなど、柔軟な授業形態が求められる。今後、実習科目、演習科目、講義科目などを吟味し、授業形態の枠組みを超えた授業等を取り入れていくことも検討する予定である。

#### (単位互換、単位認定等)

ライフデザイン学部においては、単位互換および単位認定は現時点では行っていない。

ライフデザイン学部は、発足したばかりの学部であるため、学部としての組織的基盤の構築が急務であるという観点から、単位互換および単位認定については、3学科の完成年度後に、状況等を勘案した上でそれらの制度の導入について前向きに検討を行う予定である。

そのため、単位認定方法の適切性や、卒業所要総単位中の自大学・学部・学科等による認定単位数の割合についての項目についても、現時点では記述できない。

ライフデザイン学部では、平成 18 (2006) 年 1 月 24 日、韓日福祉経営協議会との連携を締結し、教員及び学生間の交流を今度積極的に進める予定であるが、現時点では韓国の大学との単位互換及び単位認定等の制度の締結は行っていない。今後、学术交流の進捗状況を見定め、カリキュラム上の交流や制度の締結についても前向きに検討を進める予定である。

発展途上国に対する教育支援についても、現時点では実施していない。

#### (開設授業科目における専・兼比率等)

生活支援学科では、今後、専門教育・教養教育共に非常に多くの授業科目を開講する予定である。現段階(2年目)でも、専門科目で専兼比が 65.4%で、教養科目で 64.3%である。資格関連の専門科目では領域も広く、今後専任教員の比率が低下することが予想される。健康スポーツ学科の開設授業科目における専・兼比率等は、専門教育科目においては 75.0%で、教養教育科目においては 64.3%である。人間環境デザイン学科は、専門教育科目で専兼比が 60.0%で、教養科目では 64.3%であり(大学基礎データ「表 3」参照)、次年度以降も、兼任教員は専任教員との連携により演習系科目の運営にあたることから、専・兼比率は今年度並みで推移することが予想される。

生活支援学科は専門教育・教養教育共に非常に多くの授業科目を開講する予定である。資格の取得には必要な授業であり、カリキュラムの構成上仕方がない数値といえる。社会福祉の基幹となる科目については、十分に全教員が授業内容を検討する必要があることから、専任比率を上げていくことが望まれる。健康スポーツ学科では、1、2年生対象の「健康スポーツ学演習Ⅰ・Ⅱ」は、その教育目的と内容の重要性を鑑み、全て専任教員が担当している。今後開講される予定である 3、4年生対象の「健康スポーツ学演習Ⅲ・Ⅳ」も専任教員のみで責任を持って担当することになっている。

人間環境デザイン学科に開設されている専門科目を、専・兼の担当から整理すると以下の通りとなる。

1. 必修科目：講義科目 2 科目、演習科目 4 科目
2. 選択必修科目：2 科目(卒業研究または卒業制作)

3. 選択科目：講義科目 26 科目
4. コース必修科目：講義科目 1 科目、演習科目 9 科目
5. コース選択科目：講義科目 17 科目、演習科目 3 科目

必修科目および選択必修科目、コース必修科目に関しては、これらの科目は主に専任教員が担当し運営する予定である。選択科目 26 科目に関しては、概ね専任教員が 16 科目、兼任教員が 10 科目担当する予定である。さらには、コース選択科目においては、演習科目は専任教員と兼任教員との組み合わせによる担当を、講義科目 16 科目に関しては、専任教員が 11 科目、兼任教員が 5 科目を担当する。講義科目および演習科目全般的に専任教員が配置されており、外部からの非常勤講師との連携のもとデザイン教育を進める体制となっている。

生活支援学科では資格との関連でカリキュラムが社会福祉の全領域をカバーする構成となっており、うち実技科目の中には当該領域に関する資格や職歴等を要する科目が多数存在するため、科目数が増え、専任率が低下することは仕方のないことだと評価している。そのため、基幹科目を選びその授業内容・方法などについて、学科教員間の意思統一等を計り、専任率の低下による授業間の連携の低下を防ぐことを検討する必要がある。健康スポーツ学科においては、専門教育科目において専任教員の比率を高め、教育の質の向上を図ることを検討中であるが、教職に関する一部のスポーツ実技科目については、学生のニーズに応えつつ教育の質を高めるため、より高度な技能を有する非常勤講師を招くことも検討している。人間環境デザイン学科については、演習系科目の運営方法などを検討しながら、適正な比率となるよう調整していきたい。

#### **(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)**

ライフデザイン学部として、現在のところ社会人学生の入学は想定していないので、特別なカリキュラム上の配慮はしていない。社会人の入学は大学院で受け入れることを想定している。外国人学生は、現在在籍していないが、東洋大学の協定校から国際交流センターその他を通じて学部を受け入れる状況が発生することが予測される。

日本語教育は国際交流センターを通して東洋大学全体で対応することになる。ただし、専門科目を英語や日本語以外の言語で教授することは困難である。また、帰国生についても、特別な入学は想定していないので、カリキュラム上の配慮も行っていない。学部では生活面での配慮を行なうことになる。

今後、近隣アジア諸国の大学と幅広く大学間協定・学部レベルでの協定を結ぶことが想定されている。従って、アジアの近隣諸国から社会福祉や関連領域の勉学のために留学生が来ることが予想される。そのため、教科書の英語・韓国語・中国語訳等を準備するなど、教育面での配慮や生活面での配慮等具体的な方策を検討する予定である。

#### **(生涯学習への対応)**

ライフデザイン学部は開設当初ということもあり、現時点では生涯学習に関する学部・学科独自の事業展開は行っていない。

しかし、社会福祉の先行学科(社会学部 1 部・2 部社会福祉学科)では、卒業生と共に学

内学会を発足させており、この制度に生活支援学科も参加することは可能である。健康スポーツ学科では、高齢者やそれに続く年齢層を対象に、健康の維持増進を支援するためのスポーツ市民講座を検討中である。また再教育の機会については、現在まだ当学科の卒業生がいないこともあり検討されていない。人間環境デザイン学科では、建築やデザイン業界の現業者を対象として、ユニバーサルデザイン理念の普及と重ね合わせた再教育の機会を設けることは社会的要請に応えることにもなり得ると考えている。

学部・学科の将来構想を明確にし、生涯教育をどのように位置づけるのかを検討する必要がある。また、資格関連の学部であることから、有資格者の生涯研修プログラムの整備も検討される必要がある。

ライフデザイン学部の卒業生に関しては、学内学会に加入し、体系的な研究指導や教育を実施していくことが可能である。また、有資格者の再教育については、社会の要請や資格者団体との連携を深めていくことが必要である。その中から、大学として何が出来るのかを検討し、生涯教育を体系化していくことを検討することが大切である。スポーツ市民講座については、まだ検討中の内容であるので実現化することが重要である。健康スポーツの分野は就職先として未開拓な部分も大きく、現任者と在学生との交流も重要である。人間環境デザイン学科としては、今後、積極的にデザイナー・建築士など現業者に対する再教育の機会を設けると同時に、こうした課程の修了者と在学生との交流を促進していきたい。さらには、大学院福祉社会デザイン研究科・ヒューマンデザイン専攻・人間環境デザインコースとも連携をとり、より高度な知識・技術の習得を目指す社会人の教育にも当たっていきたいと考えている。

次に、ライフデザイン学部の教員の生涯学習への関与の具体的例として、平成18年秋学期東洋大学公開講座の白山キャンパス学術講演会に3名の教員が登壇する予定であり、また同公開講座の朝霞キャンパスエクステンション学習講座についてもライフデザイン学部の3名の教員が担当する予定になっている。その他に、ライフデザイン学部の教員は、生涯学習センターが事業提供している一般・高校生向けの地方で開催される生涯学習支援プログラム―東洋大学の授業を全国にお届けします―の講師も務めており、このようにライフデザイン学部の教員は、東洋大学が展開する生涯学習事業に積極的に関与している。以上のように、ライフデザイン学部独自の事業展開については今後の課題ではあるが、ライフデザイン学部の教員は、大学が展開する生涯学習事業には積極的に関与しており、学部開設当初という状況を勘案すると、生涯学習に対しては適切に対応しているといえる。

#### (正課外教育)

健康スポーツ学科には、現在、正課外教育として、運動生理学、ドイツのスポーツ、解剖学、エアロビックス実習、ゴルフ、スノースポーツ、運動学・コーチング、健康づくりの方法(高齢者を中心に)、レクリエーションおよび野外活動、スポーツ社会学の10の「自主ゼミ」が存在する。学生自身の専門的知識を広げる機会として、また適性を伸ばす機会として有効である。

人間環境デザイン学科のデザイン教育においては、大学での机上の論・実技演習に留まることなく、実際のデザインの現場あるいはデザイナー・クリエイターに触れ、優れたデ

デザイナーによって創り出されたものや環境を経験することが、教育上必要であるとの観点から、人間環境デザイン学科では、18（2006）年度より教科科目である「デザイン基礎」を拡大し、外部より行政、他大学の研究者、デザイナーなどを招聘しながらのデザイン教育を企画している。具体的には、春期・秋期に各2回、通常の講義の無い土曜日の午後などを利用して、講演会・公開シンポジウムなどを実施する予定である。具体的な計画案は以下の通りである。

第1回：6月17日 テーマ「人間環境デザインの可能性（1）」

第2回：7月22日 テーマ「まちづくりから情報デザインまで」

第3回：10月21日 テーマ「理系文系の枠を越えたものづくり」

第4回：11月11日 テーマ「人間環境デザインの可能性（2）」

本計画に関しては、今年度の入学生の卒業時まで4年にわたり継続する予定である。健康スポーツ学科、人間環境デザイン学科の正課外教育においては、年度ごとに、内容や教育的効果について検証するとともに、特に教員個人がそれぞれ行っている「自主ゼミ」については教員間においてもそれぞれが何を行っているのか理解を深め、生涯教育や再教育ということも視野に入れつつ教育課程における位置づけを考えることが必要である。

## （2）教育方法等

### （教育効果の測定）

教育上の効果測定の方法は、講義科目、演習科目、実習・実験・実技科目において、定期試験、レポート試験等に基づいて成績を評価することを基本としている。また学習習熟度と出席状況との間には強い相関関係があることから、各授業の評価に際しては3分の2以上の出席を原則にしており、また厚生労働省が管轄する国家資格、とくに介護福祉士・保育士関連科目については、出席回数が全授業回数の3分の2に満たない者については成績評価を行わないこととしている。講義科目においては、学年末試験の他に、担当教員の判断により平常時間内の試験や小テスト、さらには授業ごとのまとめ等を課し、きめ細かい教育評価を実践しているケースもみられる。演習科目にあっては、科目の性質上、講義科目とは異なり、教員と学生間、さらには学生間の意見や知識交換に重きを置くところに特色があることから、定期試験やレポート試験のほかに、授業における態度やプレゼンテーション能力等も重要視している。

こうした取り組みにより、成績評価と並行して学生への教育がどの程度の効果を及ぼしているのか、すなわち学生の習熟度・理解度を把握しながら講義・演習等を行っている。ただし、これは個々の教員によりその方法には差異があり、学部における一律の取り組みとはなっていない。ただ、実習科目の一部においては、実習前の事前教育・実習中の指導・実習後のフィードバックを目的とした教育を年間を通じて構造的に実施しており、これに関しては個々の学生の理解度を把握しながらの取り組みを行っているといえよう。実際に、学生からはそうした教育によって実習での学習の理解度が高まったという声や、実習施設（機関）からも事前事後の学習の成果を評価する声も多い。

学部の理念にも謳われているように、ライフデザイン学部の特色である実習・実験・実技



科目においては、授業における態度や姿勢、実習施設における評価、各種技術・技能の習熟度、課題作品等も評価に際しての重要な要素となる。

教育効果やその測定方法に関する教員間の共有という面では、まず単位認定を任された担当教員が、講義要項に〈成績評価の方法〉をそれぞれ明示することにより、それらの適切性の確保に努めている。とくに実習・実技科目やオムニバス形式の講義科目にあっては、担当教員の合議に基づき測定方法等を決定し、より客観的な評価に至るような体制の構築に努めている。また、平成 17 (2005) 年度には「学生による授業評価アンケート」を実施し、その結果については担当教員に返還するとともに、成績評価に関する学生の意見も教員にフィードバックし、各教員レベルでのより客観的な教育効果の測定方法の開発に努めている。

しかし、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みについては現在のところ導入されていない。

教育効果がどのようにあがったのかを検証する一つ方法として卒業後の進路が挙げられるが、ライフデザイン学部はまだ卒業生を出していないので、この事項に関しては記述できない。

教育効果の測定方法を開発する仕組みについては、現在のところ、上記アンケート調査結果などに基づいて各教員レベルでより妥当性のある測定方法の開発に励んでいる段階で、教育効果の測定方法を開発する仕組みや、測定方法の有効性を検証する仕組みや、さらには測定方法を基礎に教育改善を行う仕組みについては、導入されていない。

国際的、国内的に注目され評価されるような人材は、まだ卒業生が出ていないため、この事項についても記述できない。

ライフデザイン学部では、講義科目、演習科目、実習・実験・実技科目とそれぞれの科目の特性に相応した評価基準や測定方法を設定し、単位認定権のある担当教員ごとに適切に教育効果の測定をおこなっているといえる。しかし、平成 20 (2008)・21 (2009) 年度の学部の完成年度を迎えるにあたり、これまで以上に開講科目が増え、とくに実習・実技科目の増加が見込まれることから、科目の特性に見合ったより適切な教育効果の測定を実施する必要があるといえる。

以上を踏まえ、ライフデザイン学部としての教育効果の測定上の改善点は、教育効果の測定方法を開発する仕組みや測定方法の有効性を検証する仕組みを導入することであり、これらの問題については今後委員会等を通し検討をすすめる予定である。

#### (厳格な成績評価の仕組み)

ライフデザイン学部では、セメスター制を採用しており、1年次から4年次の8セメスターでの124単位以上の修得をもって卒業の要件としている。1セメスターにおける卒業の要件に入る履修単位数の上限は24単位である。そのため1年間で履修できる卒業の要件に入る単位数の合計は、48単位となる。つまり、8セメスター間での履修単位数の均等化や、それに伴う授業理解度の深化の確保等を目的に上限24単位が設定されている。ただし、例外的に、生活支援学科の幼児教育・保育コースおよび介護福祉士コースにおいては、1セメスターあたりの履修単位数の上限は、当該資格関係科目に限り4単位分を加算

して、28単位としている。これは、当該資格に関連する必修科目数（実習を含む）が多岐にわたることから、これら以外の学生と同等の履修単位数の制限をおこなった場合、円滑な学年進行を必要以上に妨げることが起こりえるため、それを勘案して例外的に履修登録を可能としているものである。このような履修登録科目の上限設定については、学部開設初年度である平成17年度を見る限り、過大な履修科目で教育効果が著しく低下したといったような事象は起こっておらず、現状では過不足のない適切な上限となっていると考えられる。

成績評価の方法は、以下のような基準で行われる。

点 数	成績表示	
100点～90点	(S)	合格
89点～80点	(A)	合格
79点～70点	(B)	合格
69点～60点	(C)	合格
59点～40点	(D)	不合格
39点以下	(E)	不合格
評価対象外	*	不合格

成績評価は、セメスターごとに行われるため、成績も年に2回、つまり春学期の成績は9月に、秋学期の成績は3月に発表される。評価対象外とは、授業期間を通じ出席不良、または試験の不受験、レポート未提出のために成績評価の判断ができないものをいう。上記のように成績表示が7段階に細分されているため、各科目の担当教員は的確な評価を行うことができる。

厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況であるが、教員個々が、さらには関連する教員がその合議に基づいて厳密な成績評価に取り組んでいる段階で、学部の制度として厳格な成績評価を行う仕組みは導入されていない。この適切性確保に関しては、平成18(2006)年度以降、学部内の教育課程・教職課程委員会を中心に検討を加えていく。

一般に、各年次及び卒業年次の学生の質を検証・確保するシステムとして位置づけられるGPA制度については、ライフデザイン学部では、一部の学科内コース選抜の判定に使用する以外の導入はしていない。

生活支援学科、健康スポーツ学科、および人間環境デザイン学科においては、1年次より少人数からなる3、4年次の本格的な専門的演習に備えるための基礎的演習科目を設定し、学生にとって興味を引くような時事的話題および実習課題等を提供することにより学習意欲を刺激しており、さらに健康スポーツ学科にあつては、1年次より自主ゼミを開講し、担当教員の専門的立場から学生たちの学習意欲の向上に努めている。

以上のように、セメスターごとの履修単位数の上限は、資格取得コース希望者等一部の例外を除いて守られており、また成績評価の方法も適切に運用されている。また、1年次より基礎演習や自主ゼミを開講することによって学生たちの学習意欲を刺激し、かつ引き出しているといえる。

しかし、ライフデザイン学部では、GPA 制度等はまだ一部の用途以外は導入されておらず、各年次及び卒業時の学生の質の検証と確保等の意味でも、厳密な成績評価を行うための仕組みの導入について、今後、平成 18（2007）年度より学部内の教育課程委員会等で検討を進めていく予定である。

#### （履修指導）

新入生に対しては、入学式前後の 3 日間を利用し、履修・資格ガイダンスが行われる。まず学部及び学科の理念や目標がしっかりと説明された上で、履修ガイダンスが実施されている。履修ガイダンスでは、高等学校までとの履修方法の違いを意識し、単位制やカリキュラムの構造や履修モデル等を解説するとともに、ライフデザイン学部における履修の仕方を丁寧に説明している。とくに東洋大学では、履修登録がすべて「東洋大学 Web 情報システム」により行われるため、この登録方法の説明には十分時間をかけている。続いてその翌日には、資格ガイダンスが行われ、社会福祉士、精神保健福祉士、建築士、福祉住環境コーディネーター、教育職員免許状、健康運動実践指導者等の資格取得にかかわる説明が担当教員より行われる。生活支援学科および健康スポーツ学科においては、例年 4 月に行われる新入生研修旅行においても、全教員が同行しての履修指導も含めた助言を行っている。

また、生活支援学科における介護福祉士および幼児教育・保育コース所属希望者に対しては、独自にコース相談会が担当教員より行われる。また、社会福祉士と精神保健福祉士の資格取得希望者には、2 年次の春学期からガイダンスを実施している。

さらに新入生ガイダンスの 3 日目には、学科ごとに教員による個別の履修相談が行われ、履修登録上の質問等を受け付ける場が設定されている。

在校生に対しては、春学期授業開始前の 1 日を当て、履修要覧や時間割を配布するとともに学科ごとに履修ガイダンスを実施している。あわせて資格取得にかかわる現場実習のガイダンスも当日開催している。

履修登録に関するこのような取り組みにより、平成 17 年度春および秋学期・平成 18 年度春学期とも学生の履修登録ミスは 2 件にとどまっている。こうした学生にも学科内で調整を行い、個別に事実確認のうえで後日登録の修正を認めるといった対応も行っている。単純な手続きミスによるような場合であっても、登録漏れとなった授業科目の履修を機械的に認めないといったような対応をせず、学修上の支障が起らないように最大限配慮し、学生の履修の完了まで適切な履修指導を行っている。

授業開始とともに履修登録期間を 1 週間設定し、その間に学生はいろいろな授業を聴講するとともに、最終的に「東洋大学 Web 情報システム」により履修登録を完了する方式をとっている。

ライフデザイン学部では、専任教員および兼任教員を問わず学生から質問等を受け付けるためのオフィス・アワーを設定しており、講義要項の教員プロフィールの欄には、全専任教員のオフィス・アワーの曜日と時間が明記されている。

ライフデザイン学部においては、1 年次から 4 年次までは原級（＝留年）することなく進級することができるが、4 年卒業時に卒業の要件を満たしていない学生は原級となる。

ただし、生活支援学科においては、国家資格取得関連科目のうち、実習科目の一部については、当該学年での実習科目履修にあたっては前年度までに一定の科目の単位取得を条件としていることから、実質的な原級制度が一部に設けられているとも言える。また、他の学科も含めて、単位僅少者に対して Semester 終了ごとにきめ細かく学修指導を行い、実質的な意味での進級指導を実施している。現時点ではこのような指導体制は適切かつ順調に機能しているが、今後多様な学生の入学も予想されることから、完成年度後にその状況を勘案しながら、進級制度の導入も視野に入れながら関連する委員会で検討を行うものとする。

各学年の単位僅少者に対しては、Semester 終了ごとに個別の学生に対し、演習担当の教員による履修指導も行われている。具体的にはこうした学生に担当教員が面接をし、取得単位が僅少であることを責めるよりもまずは学修を妨げている諸要因を聴き、それを軽減するような方策を検討・援助するなどして、学生の学修環境の調整を図っている。

学修支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度は導入されていないが、その制度に準ずるものとして、1年次より演習を設定し、演習担当教員を中心に学習上の支援を行っている。生活支援学科および人間環境デザイン学科にあっては、実習指導助手が配置され、学生の学習支援面でも大きな役割を果たしている。

ライフデザイン学部においては、当面完成年度までの科目等履修生、聴講生に関する制度が存在しないため、それらの者に対する教育指導は実施していない。

以上のように、新入生及び在校生に対する履修ガイダンスの実施、オフィス・アワーの設定、単位僅少者に対する履修指導、アドバイザー制度に準ずるものとしての1年次からの演習科目の設定と、ライフデザイン学部においてはきめ細やかな履修指導が行われている。

#### （教育改善への組織的取り組み）

ライフデザイン学部の教育理念および目標が、福祉や健康や環境に関する高度な専門的素養を持つ職業人の養成にあることから、教育内容においても実践面の教育が重要視される。しかし実践教育のみに傾注しても総合的な判断力を持つ専門的職業人は養成されないことから、理論と実践の有機的結合によって行われる教育こそが今日の社会が必要としている専門的職業人の養成につながるといえる。このような意味でライフデザイン学部における教育課程では、理論に裏付けられた実践教育を重視し、「理論」から「実践」へ、さらには「実践」から「理論」へと往復運動を繰り返しながら学習の理解を深めるとともに、学生の学習意欲の活性化を促がしている。特に1年次より基礎的な実習・実技・実験科目を設定し、動機づけや問題意識を覚醒化することにより学習意欲の高揚に努めている。

またライフデザイン学部では、大学教育の導入及び基礎教育という意味で、全学科1年次より演習科目を開講し、大学生として備えるべき読解力や文章力やプレゼンテーション能力等の育成を行っている。

シラバスは全授業科目の担当教員を対象に、統一の書式によって作成され、講義要項の中に掲載されている。シラバスには、＜講義の目的・内容＞＜講義スケジュール＞＜指導方法＞＜成績評価の方法＞＜テキスト＞＜参考書＞について明記されており、履修登録時

や講義開講時の講義内容の理解に役立っている。また、東洋大学では、シラバスは、教員プロフィールとともに「東洋大学 Web 情報システム」においても閲覧できるようになっている。このシラバスの作成にあたっては、学部内で共通の項目を用いて作成をすることとして精粗がないように努めている。実際に講義要項に示されているシラバスも、多少の精粗はあるものの、一定の内容・分量で書かれていると判断している。

平成 17 (2005) 年度、ライフデザイン学部では秋学期の開講科目を対象に「学生による授業評価アンケート調査」を実施した。アンケート項目は、【授業に対する取り組み】、【授業について】、【授業の満足度】に関する 27 項目と、3 つの自由記載項目の 30 項目から構成された。アンケートは電算処理され、その集計結果を各担当教員に返還することによって、各教員に教育効果を認識させ、授業実践の工夫・改善の一助としている。さらにその集計結果は、自己点検・評価委員会およびファカルティ・デベロップメント委員会でも検討され、その検討結果は教授会で報告された。さらにアンケート結果は、他の教員のアンケート結果も閲覧できるように一定の閲覧期間を設け公表し、学生に対しても、授業に対する取り組みの改善を促すために、集計結果の概要が返還され、各教員に対して学生アンケートをフィードバックしている。ただ、現行でのフィードバックはこの段階にとどまっており、その一層の充実については、平成 18 (2006 年) 年度以降の実施方法については学部内の自己点検・評価委員会等で検討を進める。

また、アンケートを実施した授業科目は全授業での実施はしていない。具体的には、平成 17 (2005) 年度においては学部開設初年度であったことに鑑み、秋学期に開講されている授業科目のうち、教員ごとに 1 科目を自己点検・評価委員会で任意に選定して、その科目においてのみ実施したものである。これについても平成 18 (2006) 年度以降の実施方法は学部内の自己点検・評価委員会で検討を進めていく。

ライフデザイン学部では、このような学生による授業アンケート調査を今後も継続して実施し、そのアンケート調査から得られるデータを蓄積していくことになっている。

学生の授業満足度の調査については、上記「学生による授業評価アンケート調査」の中に授業満足度についての項目を設定し、学生の満足度を抽出した。

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みや、雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みについては、まだライフデザイン学部は卒業生を出していないので導入されていない。

このように、学科課程における「実践」と「理論」との有機的な連動や、1 年次よりの基礎的な実習・実技科目さらには演習科目の導入等、さらには統一した書式によるシラバスの提示により学生の学習意欲を活性化する方策が取られているといえる。

教育改善への取り組みであるが、現時点では学部開設 2 年目であることから、ファカルティ・デベロップメント (FD) 活動は、当該の委員会組織 (FD 委員会) を立ち上げているものの、実質的にまだ行っていない。現状では、主に、「学生による授業評価アンケート調査」を実施し、その結果を担当教員に返還することにより、教員個々のレベルでの授業改善に向けての努力を展開している段階にある。今後は、授業評価アンケート調査結果から得られるデータを蓄積し授業改善の方策を検討するとともに、ファカルティ・デベロップメント委員会等を中心に授業改善のための模擬授業や実験授業、さらにはシンポジウム等

を開催することを検討する予定である。この意味では、ライフデザイン学部における FD 活動については、学部の完成年度に向けてこれから充実させるべき分野と認識しており、平成 18 年度以降、FD 委員会での検討を進めていく予定である。具体的には、学部内の教員を対象として、FD 活動の組織的かつ継続的な実施および教育評価と教育改善に関する研修会を、外部講師を招聘して実施する予定としている。これについては、まず平成 18 (2006) 年度中に 1 回、平成 19 (2007) 年度以降は年 2 回実施することとして検討を進める。

#### (授業形態と授業方法の関係)

授業形態としては大別すると、講義形式、演習形式、実習・実技・実験形式の 3 種類である。講義形式の授業では、単独の教員による講義の外に、ライフデザイン学という総合的・学際的学問の性質上、とくに学部共通科目の「ライフデザイン学入門」や「生涯発達論」においては、複数の教員によるそれぞれの専門的視座からの講義が展開され、多面的・複合的な知識が教授されている。講義科目にあっても、教員から学生への一方通行の授業形態だけではなく、学生も能動的に授業にかかわることができるような学生参加型の授業を実践している例もみられる。

ライフデザイン学部の特色である演習科目、実習・実技・実験科目においては、原則的に演習科目の場合は 30 名以下で、実習・実技・実験科目の場合には 40 名を目安に小人数で授業を展開し、授業内容の理解度を高めるよう、きめ細かい指導を行っている。人間環境デザイン学科にあっては、1 年次より、小人数による実習を中心とした演習科目として、環境デザイン・生活支援デザイン・プロダクトデザインの共通基礎となるべき知識の習得と訓練を目的とする「デザイン基礎 I・II」を、学生を 3 グループに分けて、専任教員 9 名、実習指導助手 3 名、非常勤講師 1 名、その他 TA3 名の体制で開講している。また、生活支援学科介護福祉士コースにおいては、福祉施設等における「介護実習」をすでに実施しているが、この科目については、個別の学生に対して実習期間中に週 2 回の専任教員の巡回指導を行い、個別性の高い教育指導を行っている。しかしながら、社会福祉士養成の基幹科目とも言える社会福祉援助技術演習では、現在の 2 年次の学生 180 名程を 4 グループに分けてはいるものの、教員 1 人に対して学生数が 40 名を超えており、一部は 50 名近くになっている。面接技術や集団援助活動、地域活動に関する演習科目としては開講方法に検討の必要がある。このことについては、平成 18 (2006) 年度中に、TA の導入や開講コース数を増やすといった改善策の検討をカリキュラム検討委員会において開始する。

文化間コミュニケーション分野の 2 年次の「専門応用英語 I・II」では、習熟度別クラスを編成し、学生の習熟度に相応した有効な授業実践を展開している。

ライフデザイン学部の多くの教員が、授業内容の理解を深めるためや、また学生の授業への集中力を高めるために、ビデオや CD-ROM 等の視聴覚教材を利用しており、またパワーポイントや OHP 等を利用し、授業を進行している教員も見られる。こうした科目については学生に対する授業評価アンケートでも理解度や満足度に関する項目の評価も比較的高く、このことから一定の効果を上げていると考えられる。

一般教養的科目の人間探究分野の「総合」では、インターネットを利用した 4 キャンパ

ス同時開講の「遠隔地教育」が実践されており、総合大学の利点を活かした他キャンパスの教員の専門的知識を学習できるシステムが整えられている。このシステムは、平成 17 (2005) 年度に発足したばかりであるためライフデザイン学部では現時点での履修者は少数ではあるが、今後はその周知を図り履修者数の増加を促すことによって充実したシステムとして機能することが予測され、その意味で本システムは、総合大学の長所を活かすことのできるものであると考えている

このようにライフデザイン学部は少人数教育を基本に、現時点では授業形態に相応した授業方法は、上述したいくつかの課題はあるものの、双方向の講義、個別的な対応による演習、教員が積極的に現場に向く実習指導といった形をとるなどしており、おおむね適切に実践されていると判断している。しかし平成 20(2008)年度の完成年に向けて各授業での受講者数の増加は避けられず、受講者数の増加に伴う教育の質を確保するための授業形態や授業方法の工夫が必要であり、今後委員会等で検討を行う予定である。

### (3 年卒業の特例)

ライフデザイン学部では、3 年卒業の特例制度は置いていない。

## (3) 国内外における教育研究交流

ライフデザイン学部では、現時点では東アジア的視点から出発し欧米への展望をも含めた国際的な教育研究活動の推進および実践的連携の促進を、基本指針としている。この基本指針に基づいて、まず以下のような国際交流事業を展開している。

ここ数年来日本を取り巻く東アジア諸国においては少子・高齢化が未曾有の勢いで進んでおり、このような問題に対応するためには、近隣諸国と連携協力し教育研究を推進していく必要があることはいうまでもない。このような国際的視点にたち、ライフデザイン学部は平成 18 (2006) 年 1 月 24 日、大韓民国の平澤 (ピョンテク) 市に本部を置く韓日福祉経営協議会との連携を行った。この連携により、社会福祉の諸領域における教育・研究・調査等の相互交流と、両機関の相互発展と日韓の福祉の発展に資する事業等を推進していくことになった。このような連携をベースにして、教員個々のレベルでも大韓民国との学術交流が活発化してきている。これにより、教員の研究フィールドが拡がり、研究活動も活性化され、現時点でも一定の効果があり適切性は高いと判断できる。そこでの研究成果の情報発信・研究報告を行っている教員も複数名存在している。具体的には大韓民国との研究交流として、平成 18 (2006) 年度中に、少子高齢社会を巡る諸問題に関し、平澤 (ピョンテク) 市および東国大学・大邱大学において、ライフデザイン学部と韓国の研究者による共同シンポジウムの開催が予定されている。また、ライフデザイン学部生の韓国の福祉施設での実習計画では、事前事後教育や現場引率による指導と、韓国・台湾の学生等の日本での指導などでの成果が期待されている。現時点では直接的な発信は行っていないが、平成 18 (2006) 年度からその方法を国際交流委員会で検討することとしている。

またライフデザイン学部では、文化間コミュニケーション分野に外国人の専任教員を 1 名採用しており、大韓民国以外でも人的国際交流を推進している。これらの取り組みは語

学教育の充実・学生の国際的な視野の拡がりに好影響を及ぼしており、適切性は高く、今後の充実を促進していく予定である。なお、こうした外国人教員の受け入れについて、授業における支援策として特別な対応は行っていないが、生活面における支援策として日常のさまざまな相談に応じるなどの対応を行なっている。

こうしたことを背景に、ライフデザイン学部では学部内の委員会組織として「国際交流委員会」を立ち上げるべく現在検討中であり、平成 18（2006）年度上半期での活動開始を予定している。国際化への対応や国際交流の推進に関する基本方針の検討・策定を含めて、今後この委員会でその基本方針に沿った活動方法のより具体的内容の検討を進めることとしている。

今後は、より一層の教員及び学生による国際交流の活発化が予測され、このような交流を推進する組織や機関の設置が望まれるところであり、とくに国際学術交流事業をも取り込んだ、学部及び大学院とも連動する研究所の設置が必要であり、この設置について学部間のコラボレーションを前提に検討を進める予定である。

達成目標に向かったの改善点をまとめると以下のようなよう。

ライフデザイン学部は、平成 17（2005）年に発足したばかりの学部であるため、これから検討しかつ実施に移さなければならない事項が多々ある中、さしあたり教育課程と教育方法等の面で改善を要する点をあげると、①3 学科の有機的連携を具現化するカリキュラムの開発、②学生や社会のニーズに応じた外国語を含めた一般教養的科目の充実、③インターシップやボランティアの導入とその制度化、④教育効果の測定方法や厳格な成績評価の有効性を検証する仕組みづくり、そして⑤授業改善に向けて努力等があげられる

これらの諸点については、各種委員会、学科会議、そして教授会が連動しながら、今後検討をすすめる予定である。



## IV 修士課程・博士課程・法務博士課程の教育

### 内容・方法等

#### 一. 文学研究科

博士前期課程においては、専門研究者として博士後期課程への進学可能な学力を修得すること、及びそれに準じ、高度職業人として就業できる学力を修得するという教育目的のもと、教育課程を編成している。後期課程においては専門研究者として学位を取得しうる学力の獲得を目的とした教育課程が編成されている。両教育課程は、学校教育法第65条に掲げられた「學術の理論及び応用を教授研究」する方法によって構成され、その履修によって「その深奥をきわめて、文化の進展に寄与する」というより高次の目的に合致するものである。

##### (1) 教育課程等

###### (大学院研究科の教育課程)

博士前期課程の教育課程は各専攻とも専任教授あるいは学外の研究者による「演習」及び複数の「特論」ないし「特殊講義」から構成されており、学生はこれらの科目を履修して当該分野の全体的概観と先端的問題意識の獲得を目指す。

各専攻は、研究者をめざす上でも、高度職業人・高度教養人をめざす上でも不可欠な視野の広さを培うため、当該学問分野の主要な側面をカバーできるようにカリキュラムを組んでいるが、いくつかの専攻においては複数の「柱」を設け、学生はその1つに研究テーマを求めるとともに、その他からも履修できるような方法をとっている。

例えば仏教学専攻では、インド哲学領域、インド仏教領域、中国・日本仏教領域の3領域の各科目から最低1科目の取得を規定し、国文学専攻においては、国語学、国文学（古典）、国文学（近代）の3つを「柱」とし、英文学専攻においては、英文学、米文学、英語学、比較文学の4つを、史学専攻では、日本史、東洋史、西洋史の3つを、教育学専攻では、学校教育（特別支援教育学校に関することを含む）分野、生涯教育分野、教育心理学分野の3つを、英語コミュニケーション専攻では、異文化理解・言語コミュニケーションに関する一般的・理論的考察、英語教育を「柱」としている。これらの点は「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的に合致している。

特に教育学専攻では、「高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という目的達成に力をいれ、すでに職業についている社会人が高度な能力を養うための科目を準備し、総ての授業を夜間に開講することで、理論と実践の一体化した教育課程を有してい

る。

各専攻で学生は主指導教員と副指導教員1名もしくは2名という2～3名の指導教員の指導のもとに、自らの問題意識に基づく修士論文の作成を目標に、その領域における先端的な問題の集中的研究を行う。これは修士論文への取り組みが、研究者に成長する上でも、高度職業人として時代の課題に取り組む上でも重要な学問的訓練であるとの認識に基づく。さらには、「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を養成する」という、東洋大学の5つの目標に謳われた理念にも合致するものである。

修士論文の要旨と指導教員による審査結果とは、毎年刊行される『修士学位論文要旨・審査報告書』のなかで公表される。

博士後期課程の教育はもっぱら「研究指導」という科目における個別的な指導により行われる。これは「研究者として自立して研究活動を行い」うる力量を形成するために準備されたカリキュラムである。これに加え、「高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」目的をもって、「演習」や「特殊研究」という科目を設けて教育課程を編成している。たとえば、仏教学専攻では「演習」、史学専攻では「特殊研究」を、設けている。

学生は年度ごとに自分の研究の「研究成果報告書」を提出し、主査教員の承認を得ることを義務づけられ、それらの報告書は指導教員の所見とともに毎年刊行される『博士後期課程研究報告書』として公表される。「研究指導」科目は時間割上特定の日時に設けられるものの、実際には夜間や休暇中など学生の都合に応じた時間にも行われ、指導の柔軟性、綿密性を確保しつつ、教員と学生の親密な人間関係の上に立った指導が行われている。また学生の研究者としての自立を援助するため、学会等での研究発表の機会の提供、大学院紀要や学会誌への論文掲載の機会の提供、学会発表のための旅費補助などを行い、内規をクリアし、博士論文の執筆条件を充たすよう一貫した指導を行っている。

学士課程と大学院課程の教育との関係は以下の通りである。

(専攻)	(学部学科)	(専攻)	(学部学科)
哲学	哲学科	英文学	英米文学科
仏教学	印度哲学科	史学専攻	史学科
中国哲学	中国哲学文学科	教育学	教育学科
国文学	日本文学文化学科	英語コミュニケーション	英語コミュニケーション

各専攻は大学院の教育内容が学部におけるカリキュラムを前提としており、特に哲学専攻、仏教学専攻、史学専攻においては学士課程の「卒論演習」において指導を受けた卒論のテーマを、大学院入学後の研究題目と有機的に結びつけることが可能であり、また国文学専攻でも学部段階での日本語、古典文学文化、近現代文学文化、比較文学文化の4コースが、博士前期課程の3本の「柱」に対応している（比較文学文化については科目内容で対応）。このように学部段階で引き出された学生の研究意欲を大学院でさらに発展させることができ、学士課程と大学院との関係は適切といえる。外部からの入学者、社会人入学者に対して仏教学専攻のように学部の授業への出席により基礎知識の不足を補わせるといっ

た対応をしている専攻もある。

博士前期課程と博士後期課程の関連については、一貫性が十分に保たれている。早くから博士後期課程が設置されていた哲学、仏教学、国文学、英文学に加え、平成 11 年には中国哲学専攻、日本史学専攻（平成 16 年度より史学専攻に変更）、教育学専攻で博士後期課程が設置され、英語コミュニケーション専攻では博士後期課程の設置を届出中である。

博士前期課程において作成した修士論文と博士後期課程で作成をめざす学位論文とは研究テーマの上でつながっており、教育内容において一貫しているといえる。また博士前期課程の教育指導と、博士後期課程進学者に対する研究指導との一貫性も確保されており、両者の接続は適切であると判断される。

前期課程において特論ないし特殊講義・演習を設け、当該分野の全体的概観と先端的問題意識を獲得することを出発点とし、後期課程では自らの研究テーマによる研究とそれを補助する教員の個別的な研究指導を主軸とする教育内容が提供されている。これは、前期課程で研究者養成とともに高度職業人・高度教養人の養成をめざし、後期課程では専門研究者の養成を行うという教育目標に関して適切であると判断される。

学位授与に至る教育システムは次のようになっている。

前期課程・後期課程において指導教授（主指導教授 1 名及び副指導教授 1 名もしくは 2 名）の指導のもとでの研究を踏まえ、指導教授の指導のもとに後期課程在学中（退学または除籍からの再入学を含む）に学位論文を提出し、審査に合格すれば、課程博士の学位が授与される。その際に提出資格について、どの専攻においても、全国的または国際的規模の学会が発行する査読制度のある学会誌に掲載された論文が 1 点以上あることを義務づけており、論文の学術的レベルを維持している。学位は何よりも自立して研究しうる能力の証明であり、学位論文の質に加え、研究者としての業績をも審査対象にすることは審査の厳密性を維持する上で重要といえよう。実際この教育プロセスは厳正に行われており適切といえる。

創造的教育プロジェクトとしては、以下の専攻における取り組みを挙げることが出来る。哲学専攻では、理論哲学分野と実践哲学分野とを区別しつつも統合的に組み立てた教育課程を具体化しつつあり、科学研究費補助金（基盤研究（A）（2））「大学教育としての哲学教育。その理念と実践。」（課題番号：14201001）の活動のなかで、平成 15 年から 17 年まで試行的に 3 年間遂行された「哲学言語教育」を平成 18 年度から博士前期課程の「現代哲学研究」として正規科目に取り入れ、実践哲学分野に関しても、他分野からの人的貢献を受けられるとともに医療施設などの見学等さまざまな試みを取り入れながら、集中講義としてそのような試みの一端を定着させるとともに、精神医学の専門家の講義を正規科目として導入している。

また年 1～3 回の院生研究発表会を開催している専攻（哲学、仏教学、中国哲学、史学、教育学）、学部の学科が基礎となって組織している学内学会及び刊行される会誌に発表の機会を設けている専攻（哲学専攻の白山哲学会、仏教学専攻の『印度哲学科紀要』、中国哲学専攻の東洋大学中国学会、史学専攻の白山史学会、国文学専攻の東洋大学日本文学文化学会）がある。

仏教学専攻では院生がティーチング・アシスタントとして学部の授業に参加し、自己の

専攻する学問についての学部生の反応にじかに触れることによって問題意識の深化をはかっている。史学専攻では、課外の行事として毎年3~4日の大学院研修旅行を開催しており、各地の史跡、博物館、資料館等を訪問し、原史料に触れる機会を与え、博物館職員、文化財関係の地方公務員を志望する学生、さらには研究者を目指す学生への実習の機会提供をはかっている。

#### **(単位互換、単位認定等)**

本学の大学院は、全体として首都圏10大学(法政大学、明治大学、日本大学、中央大学、専修大学、東京理科大学、東京電機大学、共立女子大学、順天堂大学)からなる「首都大学院コンソーシアム」に加盟しており、これにより本学の大学院生は他大学院との単位互換(研究指導を含む)をすることができる。そのほか哲学専攻では上智大学と、仏教学専攻では駒澤大学、大正大学、立正大学と、教育学専攻では青山学院大学との協定によって大学院レベルでの単位互換を行っており、また英文学専攻では明治大学、法政大学、立教大学、明治学院大学、青山学院大学、聖心女子大学、日本女子大学、東京女子大学、津田塾大学など私立11大学とともに「大学院英文学専攻課程協議会」(略称・英専協)を結成して、相互に単位の互換を行うほか、年1回の合同研究発表会を開いている。

このように単位互換が可能な体制にあり、学生からの要望に適切に対処していると考えている。

また史学専攻では、平成17年度以降の入学生には、国文学研究資料館の史料管理学研修会課程を修了した者に、「史料管理学」の単位を与えている。

近年、我が国では記録史料(アーカイブズ)への関心が高まり文書館・資料館等の史料保存利用機関が増加しており、これらの機関において記録史料の保存と利用サービス等の業務を担う専門職員の養成が急務となっている現状がある。そのため、「史料管理学」の履修は、文書館・資料館や博物館等での就業要件となることも想定される現在、この単位認定は適切な対応と考えている。

#### **(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)**

社会人学生について各専攻では、選抜試験、授業時間、カリキュラム、院生の求めに応じた時間に研究指導を行うなど、それぞれにニーズに応じた対応をしている。

哲学専攻では選抜試験において英語、哲学概論のみを課し、英文学専攻では英語、小論文のみを課し、かつ日本語による修士論文作成を認めている(ただし現在までこれを希望した学生はいない)。仏教学専攻では学部授業への出席、課外授業により基礎知識を補う指導をしている。昼夜開講は英文学、史学、英語コミュニケーションの各専攻で行われている。

教育学専攻では全ての授業を夜間に開講する夜間大学院として運営されており、職業をもちながらの学位取得のために便宜をはかっている。さらに英語コミュニケーション専攻では「研究コース」に加え、職場をフィールドとしたプロジェクト研究および科目履修(30単位)を学位授与の要件とする「専修コース」を設けるといった配慮を行っている。

外国人留学生に対する教育研究指導は、専門分野に関しては日本人学生に対する教育研

究指導と区別することなく、主査・副査の指導教授のもとに密接に実施している。また、論文作成に関しては、日本語の文章能力に若干の問題がある留学生の場合、指導教授が文章作成に関しても丁寧に指導を行うことにしている。現在のところ、この方法で問題は生じていないため、特に外国人留学生用のプログラムを用意することは考えていない。

#### (生涯学習への対応)

科目等履修生の制度を設けているほか、本学付設の生涯学習センターによる各種公開講座や講師派遣などの社会貢献事業に積極的に協力している。特に社会人を受け入れている専攻では、退職後に教養を高めるため、あるいは蓄積した経験を体系的に学びなおすことによる社会貢献を望む社会人の要求にも応えるため、入学資格要件として、職業についていることを必ずしも求めている。また夜間大学院である教育学専攻においては、修士論文にかわる課題研究等による修了認定について、平成 17 年度より検討を開始している。

#### (研究指導等)

大学院学則第 6 条により「本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）によつて行うものとする。」と定められており、本条に則り、「研究指導」を担当する教員のうち責任者を主指導教授としている。

学生は入学後に「研究計画書」を提出するが、そこには主指導教授が署名捺印することにより、学生の指導における責任者であることが明らかにされている。また入学時のオリエンテーションで、専攻教員全員による履修指導を行い、さらに主指導教授が毎学年、学生から研究テーマの設定、履修科目、副指導教授の選定、学位論文の題目等について相談を受け、個別に指導し、論文作成に関して随時指導を行う。学生からの研究分野、指導教員の変更希望には、学生の要望を最優先して専攻内で協議の上、認める方向で対処している。

後期課程の学生には既述のように「研究報告書」を提出し主査教員の承認を受けることが義務づけられている。主指導教授と副指導教授とによる指導体制は、学生数に対する教員数が現在のところ充分であり、複数の指導教授による指導は審査の客観性を保障しており、おおむね適切に機能している。ただし、最終的な指導責任が主指導教授にあることは、上述の「研究計画書」および「研究報告書」への署名捺印によって明確にされている。

上記の指導に加え仏教学専攻では年間 2 回の院生研究会で最低 1 回の発表を義務づけ、他の教員の指導も受ける機会を設け、英文学専攻では前述の「英専協」において研究発表を行った院生による報告会を、平成 16 年度から行うようになった。教育学専攻では全院生・全教員参加の教育学研究懇談会を年間 2 回開催し、院生と教員の研究発表の場として相互に学問的刺激が得られるようにしている。

学問研究はあくまで自立した知的活動であり、スクーリングや教員の指導のみならず、他者の研究から自力で指針を獲得できる能力の修練が不可欠である。この修練のための機会提供という点で、適切な指導と考えられる。

このような指導に加え学内の研究会や学外での学会の研究発表を勧め、学内の『大学院紀要』へ研究論文を掲載させるとともに、外部の学会誌への投稿を促すなど、学生が自立

した研究者として成長するのを援助している。

『大学院紀要』は「大学院担当の専任教員」と「研究指導教員の推薦を得た大学院生および大学院修了者（満期退学者も含む）」とに応募資格が与えられており、原稿掲載の採否は編集委員会によって決定される。大学院生及び修了者と教員との採用掲載数は以下の通りである。

	教員	修了者	在学生
平成 13 年度（第 38 集）	6	12	20
平成 14 年度（第 39 集）	7	15	29
平成 15 年度（第 40 集）	6	14	25
平成 16 年度（第 41 集）	5	21	30
平成 17 年度（第 42 集）	5	19	23

大学院生および修了生の論文採用数は平成 14 年度以降全体の 85 パーセントを超えており、大学院生および修了生にとって貴重な研究成果公表の場となっていることがわかる。

遠方（100 キロ以上）で開催される学会で研究発表をする大学院生に対しては、旅費を補助する制度が設けられている。これ以外に、国文学専攻では国立国語研究所、国文学研究資料館の研究補助員となる機会が得られるよう努め、史学専攻では教員による市史、県史などの編纂作業に参加させるなど、学生の才能が社会的に認められる機会を積極的に設けている。

しかし本学において平成 15 年度から助手制度が全面的に廃止されたことによって、研究者として将来有望な人材に対して一定期間経済的な安定を保障し、じっくり育成する場を確保するのが困難となったことは、きわめて憂慮すべきことである。

## （２）教育方法等

### （教育効果の測定）

教育・研究指導の効果の測定は、個々の授業の場合にはそれぞれの担当教員に任せられている。大学院の授業は全て少人数クラスで行われ、殆どの学生が出席し、演習ではその時間担当のレポーターは十分な準備を重ねたレポートを発表し、出席者との討論を行う。

準備から発表、さらにまとめまで、学問的レベルにおける日常的接触が維持されており、教育効果はきわめて適切に測定されていると考えられる。また、院生研究発表会を開催し、教育効果を専攻教員全体で把握することも試みられているが、学生の理解度や研究の進展具合を測るための具体的な評価方法の開発までは及んでいない。

学位論文の審査については後述する。

博士前期課程修了者の進路状況は、過去 5 年の修了者総数の約 3 分の 1 が進学をはたしており、就職先としては教職が多い。

博士後期課程修了者は人数が多くはないが、学校教員（大学を含む）として専門性を生かした職を得ている者も少なくない。

全体とやや異なる傾向を見せているのが、社会人を対象とする夜間大学院である教育学

専攻である。前期課程修了者の中から大学等の研究職が非常に多く育っており、さらに教育に関連する仕事において専門性を発揮している（以下の表参照）。

仕事の現況	人数(人)
公務員（看護職 2 を含む）	5
看護専門学校専任教員	7
学校教員（職員を含む）	14
NPO 活動	1
大学・短期大学教員（相談員 1 を含む） （内専任教員）	15 (11)
生涯学習系、養護系施設経営・勤務	4
民間会社	4
自営（師匠、コンサルタント）	2
無職	2
不明	8
計	62

#### （成績評価法）

日常的で頻繁な接触による指導、また演習において発表、レポートが課せられており、成績評価はこれによっているが、いずれも少人数指導であるため、演習における日常的な接触、指導などを伴う評価であるので、適切な成績評価が可能である。

個々の授業の成績評価は、S（90 点以上）、A（89～80 点）、B（79～70 点）、C（69～60 点）、D（59～50 点）、E（40 点以下）という成績判定基準が設けられ、授業の発表内容や提出されたレポート内容に基づいた判定がされている。

文学研究科の場合、成績を判定する最重要の基準が学位論文の評価であり、その評価は、後述するように複数の教員による厳正な審査に基づいていることに鑑みれば、成績評価の方法は適切と判断される。

#### （教育・研究指導の改善）

学生の履修科目を担当する大学院担当教員の間では、当該学生の指導に関して日常的に相談が行われており、学生指導に関する情報は担当教員間で共有されている。さらに、成績評価や学位論文の審査基準など教育・研究指導にかかわる諸課題は、定例の文学研究科委員会にて継続的に取り上げ審議されている。審議過程では、各専攻の会議にて協議する機会を設け、それをさらに研究科委員会にて集約するというプロセスがとられ、ファカルティ・デベロップメントが目指されている。

文学研究科における改善点については、平成 18 年 7 月 22 日の学長主催のプレゼンテーションにおいて、研究科委員長が提示を行い、公開の場にて検討された。そこで出された

意見は専攻主任会議に報告され、各専攻にてさらなる改善が目指されている。各専攻においても、専攻主催の学会や研究発表会などの場で学生への共同指導がなされ、それぞれの研究指導の改善が図られている。また、修士論文の審査結果が公刊されることによって、各教員による研究指導の充実が図られている。

平成 19 年度の大学院設置基準の改正に向けて、以上のような取り組みをさらに組織的なものとするべく専攻主任会議にて平成 18 年度より検討が開始されている。

シラバスは全科目で作成されており、「目的・内容」「スケジュール」「指導方法」「成績評価の方法」「テキスト」「参考書」という標題のもとに書式が統一されている。そして学生の関心に即した、それぞれの科目の特色を活かしたシラバスを作成している。

授業は少人数で行われ、学生と教員は日常的な交流があるため、学生による授業評価を直に受け止めており、教員は学生からの要望に応えうる。このような緊密な接触が教育・研究指導を改善していく有力な方法と認識されている。

卒業生による在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みは、未だ組織的には行なわれていないが、次のとおり一部の専攻で取り組みが始められている。

教育学専攻では、過去 5 年間の修了生に対してその後のキャリア形成に大学院での学修がどのような意味を持っていたかのアンケート調査を、平成 18 年 5 月実施した（以下の表参照、複数回答）。

項 目	人数(人)
大学院での学位取得はキャリアアップにつながった。	23
大学院での学位取得は転職につながった。	11
大学院での学修により職業人としての専門性が高まった。	33
大学院での学修によりそれ以前と変わったことはない。	1
夜間コースの大学院だから学ぶことができたと思う。	34

回答を寄せた 40 名のうち、33 名（82.5%）が「職業人としての専門性が高まった」と回答し、23 名（57.5%）が「学位取得はキャリアアップにつながった」と回答している。

実際、入学時には専門学校等の講師であった修了生が、この 5 年間に大学や短期大学の教授職についているケースが多数確認された。また「夜間コースだから学ぶことが出来た」との回答が 34 名（85.0%）の高率であった。専門的な職業人養成において本コースが貢献していることを物語っている。

さらに、国文学の研究者や史学専攻の学芸員のような専門職への就職は文学研究科の目的に合致するものである。課題として、後期課程の修了生のなかに「無職」というものが少なからず存在することである。高度専門職への就職の困難さは全国的な傾向ではあるが、効果的な対策を探って各専攻とも努力を重ねている。例えば教育学専攻では、上記のアンケートと同時に、修了生の組織化についての意向を問うており、その結果から平成 20 年度には学会組織を設立し学生の進路開拓に取り組む準備を開始している。

高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価については、現在実施してお



らず、今後も実施の予定はない。

### (3) 国内外における教育・研究交流

独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与するという本学の第一の目標は、国際的な貢献を意味しており、同目標を共有する文学研究科においても、その実現のための教育・研究交流は基本的な姿勢として自覚されている。

まずは国内における研究交流であるが、本大学院では毎年『大学院紀要』を発行している。研究論文のほかに、「彙報」として各専攻における研究室行事（研究会や発表会）、担当教員の研究業績リストなど、その年度における本大学院の学問的活動のすべてが記録されている。この『大学院紀要』は全国の主要な大学院に送られ、それと交換に各大学院から研究成果報告を受け取っており、すべては図書館に保存され公開され、教育・研究交流に役立っている。

文学研究科として国際化への対応は、大学院学則第1条に明示された「東西学術の理論および応用を研究・教授」するという基本方針に従って行われている。

各専攻により学問的事情が異なるため文学研究科全体として海外の大学院との組織的な交流はなされていないが、独自の判断で、専攻の事情に応じた形での国際交流は様々な形で行われている。担当教員個人として、国際的なネットワークを有する教員は少なくなく、教員個人による海外研究、学界への参加が行われ、海外研究者を招請しての講演会が行われることもある。

留学生の入学状況の過去5年間の状況は、各専攻でかなり異なり、仏教学専攻ではモンゴル、タイの学生の在籍が多い。国文学専攻、哲学専攻では外国人研究者（韓国）への論文博士号を授与するなど、国際交流がなされている。

学生レベルの交流を活発化する試みとして哲学専攻では、学生に海外の学会への参加を促すため、外国語による演習を開いており、国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段取得の機会として有効に利用されている。

国内外の教育・研究機関との交流については、上記の単位互換制度によるものの他、各専攻独自の取組みがなされている。

仏教学専攻では仏教系4大学との交流を堅持し、中国哲学専攻とともに、平成18年度より開設されたオープン・リサーチ・センター「東洋大学共生思想研究センター」を基礎に龍谷大学、仏教大学等他大学との交流をめざしており、さらに学内の文学研究科、社会学研究科、国際地域学部研究科にまたがって設置された「東洋大学「エコ・フィロソフィ」学際研究イニシアティブ」(TIEPh)の活動にも参加し、これを通じて東京大学を中心とした巨大な研究プロジェクト「サステナビリティ学連携研究機構」(IR3S)に人文・社会分野から参加することになっており、東京大学・京都大学・大阪大学・北海道大学等々との連携がなされつつある。英文学専攻が加盟する前述の「英専協」は共同研究発表会において他大学院との交流を行い、大きな効果をあげている。

外国人研究者の受け入れ体制については、文学研究科として特別な体制はとっていない。

文学研究科の専任教員は全て学部教員の兼担となっているので、外国人教員の状況については学部の項目を参照されたい。

教育研究及びその成果は、『大学院紀要』『修士学位論文要旨・審査報告書』『博士後期課程研究報告書』の3つの媒体により外部に向けて発信されている。

#### (4) 学位授与・課程修了の認定

##### (学位授与)

学位については「東洋大学大学院学則」及び「東洋大学学位規則」の定めに従って授与されている。文学研究科博士前期課程の修了者には「修士」の学位が授与される。これは「大学院学則」に定められている通り、研究科に原則として2年以上在学し、所定の科目を履修して単位を取得すると同時にその学力を証明しうる修士論文を作成し、これに関する口述試験に合格したものに与えられる。修士論文作成に関する指導は、前述の通り1年次より「研究指導」にて継続的に行われており、2年次は論文作成に向けてより計画的な指導がなされている。

修士論文の口述試験は主査教員、副査教員各1名または2名により行われ、教育学専攻では主査・副査の外にさらにもう1名以上の教員がオブザーバーとなる。また哲学専攻では大学院担当教員全員に有志の学部担当教員が加わり、公開の形式で口述試験が行われる。さらに審査の透明性・客観性を維持するために、試験の審査結果は当該専攻の全教員に報告され、全員の承認を得た上で、文学研究科へ審査結果が報告され、その承認を経て最終的に学位が認定される。審査は厳正に行われていると判断される。

修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定については、英語コミュニケーション専攻において、「専修コース」が設けられている他、社会人を対象とする教育学専攻にて平成17年度より検討が開始されているが、現在のところ英語コミュニケーション以外実施されていない。英語コミュニケーション専攻においても「専修コース」履修者は現在までいない。しかし今後、現職教員の入学の可能性もあり、こうした入学者の求める再教育の機会を提供する点で適切と判断している。

博士後期課程の学位（博士甲）も「大学院学則」、「学位規則」に従い、修士の学位を有し、本課程において原則3年以上在学して研究指導を受け、大学院入学後休学、再入学を含めて9年以内に、その専門分野において独自の見解を学問的に提示しうる、自立した研究者たりうる能力を示す論文を完成し、それについての口述試験に合格したものに対して与えられる。博士後期課程進学者には、在籍中に学位申請資格を満たし、博士論文を完成することを目標として指導を行うが、現在のところ在籍中の学位取得者は少数に留まっている。

学位論文の審査に当たっては、「学位規則」に則り学位請求論文が受理された後、審査委員会を設置する。審査（口述試験を含む）には主査1名、副査2名以上が携わり、審査結果は文学研究科に提出され、審査の透明性・客観性を維持するため、投票による3分の2以上の賛成を得て文学研究科委員会で承認される。

上記手続きに加え、学位申請資格として全国的または国際的規模の学会が発行する査読

制度のある学会誌に1点以上の論文を発表していることを義務づけられており、審査基準は厳正なもの判断される。

論文博士（博士乙）は、専門の学問分野において長期間研究者としての経歴を積み、その分野への重要な学問的貢献をなすような著書を公表したものに対して与えられる。

学位申請者は紹介教員を通じて論文審査を申請し、主査、副査合計3名以上による審査委員会が設置される。審査の客観性を保つため1名は学外の専門的研究者か他専攻の教員を加える専攻が多い。審査委員会による査読と口述試験を受け、その審査結果は文学研究科に提出され、審査の透明性・客観性を期して、投票による3分の2以上の賛成を得て文学研究科委員会において承認される。

上記に加え、学位申請者が、全国的または国際的規模の学会が発行する査読制のある学会誌及びそれに相応する学術書に3点以上の論文を発表しているか、当該著書が学会等において評価されたものであるかの、いずれかが申請資格とされており、審査基準は厳正なもの判断される。以上の手続き及び申請資格は、平成17年度に文学研究科委員会にて審議され、「文学研究科 博士学位論文審査に関する規則」として明示されている。

留学生への学位授与にあたっての日本語等の指導は各指導教員に委ねられ、特に制度的措置はとられていない。留学生の現状の人数から見れば、指導教員による個人指導のほうが有効であると思われ、適切な配慮がなされていると判断される。

#### （課程修了の認定）

年限未満での修了（修士の場合1年、博士の場合修士課程と合わせて通算3年）は研究科委員会の承認を必要とする。この制度は十分な基礎知識を持つ例外的な学生に適用されるものであり、平成13年にこれによって仏教学専攻から優秀な課程博士を生んでいる。この学生はNHKのディレクターとして長年仏教関係の番組を制作しており、学位論文を基に著書を刊行した。この結果は、上記の原則に基づく措置が適切であったことを裏付けるものである。

## 二. 社会学研究科

社会学研究科は1954年に設立された文学研究科の社会学専攻を前身とし、既に50年以上の歴史をもつが、平成18年度よりこれまでの4専攻体制から「社会学専攻」と「社会心理学専攻」の2専攻から成る研究科として新たな出発をすることになった。従って、新しい理念の下で2つの専攻の特徴を最大限に生かす方向に目標を設定し、その達成に向けて努力する必要がある。

現在、日本社会には、文化摩擦、災害や事件・事故、組織内の犯罪、偏見や差別、いわゆる「いじめ」「ニート」等、解決すべき様々な問題が存在する。社会学研究科の理念は、「社会」を冠する研究科として、何よりもこれら社会のなかで生じる様々な問題に強い関

心を示し、その理解と解決に向けて研究や実践を行う優れた人材を養成することである。とくに社会学や社会心理学的な立場から実証的研究を重ねることによって、この理念に向けて活動を続けることを最大の責務と考えている。東洋大学が掲げる5つの目標の中に「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」、「社会の要請に創造的に応える」があげられているが、社会学研究科の理念は、これらに最も直接的に関わるものである。知徳兼全な人材を養成し社会の要請に創造的に応えるには、まず教員が自らの研究活動の中でそれを実践すると同時に、この理念に共感し、自律的に社会の要請に応えようとする有為の人材を育てることが必須である。

社会心理学専攻博士前期課程は平成16年4月に設置されたが、初年度に入学した学生12名は上記目標に基づく教育を受け、平成18年3月に9名が修了、全員が就職した。今後、社会の中で在学中に獲得した知識やスキルを武器に社会貢献を行うことが期待される。平成17年度に博士前期課程に入学した学生13名、および平成18年に設置された博士後期課程に入学した学生5名は、それぞれ後述する研究環境の中で研究に真摯に取り組んでいる。研究倫理に関しては事前審査を行うなどの実践が行われており、また、国外も含めて学会発表を積極的に行う学生が多いなど、一部の目的は着実に達成していると思われる。とくに博士後期課程に進学した5名は、研究職に就くことを希望する者が多く、今後、とくに研究成果を蓄積することによって社会貢献を行うことが期待される。社会心理学専攻は設置後間もないこともあり、修了生が実際に社会の要請に応えられるかどうかを現時点で評価することはできないが、全般的に見れば上記の5つの具体的目標に関わる能力を在籍中に十分に修得したものと判断している。

社会学専攻では平成17年度には11名が博士前期課程を修了、博士後期課程では4名が学位を取得した。博士前期課程を修了した学生は、ほとんどが一般企業へ就職したが、社会人推薦入試によって入学した学生の中には、学位取得がキャリアの一つとなり保健医療分野で管理職へ昇進しその分野での活動をリードするなど、社会学研究科が設定する目標に合った活躍をする者も現れている。後期課程の学位取得者の場合、大学の専任教員のポストに就いたものは過去5年間で2名おり、他の修了者も他大学非常勤講師、あるいは本学の研究所の客員研究員として研究を継続している。社会学専攻においては、以上のように各分野において社会の要請に応じて活躍している。また、修了生のうち研究職への就職を希望している者については、就職状況が厳しいこともあり必ずしもその能力を十分に発揮できる環境を手に入れているわけではないが、高い動機づけを保持して機会を待っている。

## (1) 教育課程等

### (大学院研究科の教育課程)

社会学研究科では、社会の要請に応えようとする強い動機づけと、それを可能にする高度な知識・スキルを備えた学生を育てること、また、主として人間を研究対象とする社会心理学や社会学特有の問題として、学生に対して自らの研究の倫理的側面を真摯に考えることの重要性を的確に学んでもらうことを大きな目標としている。この目標は、東洋大学

が掲げる目標、即ち「社会の要請に創造的に応える」、「知徳兼全な能力を備える人材を養成する」とまさに軌を一にするものである。社会学研究科は、とくに社会学や社会心理学的な立場から実証的研究を重ねることによって、この目標達成に向けて活動を続けることが責務であると考えている。このような社会学研究科の教育目標は、表現こそ異なるが「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その奥深をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」とした学校教育法第 65 条の趣旨に合致している。

博士前期課程に関しては、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」ことが大学院設置基準第 3 条第 1 項で定められているが、社会学研究科では、それに基づき具体的に以下の 4 点を目標として設定している。すなわち、研究法の習得(社会調査法、実験法など社会学や社会心理学において必須とされる研究法に関して、実践を通じて十分な知識とスキルを習得すること)、幅広い知識の習得(特定の分野に偏らず、関連緒分野についても十分な知識を獲得し、それらを応用する能力を身につけること)、社会性(研究者として常に社会の諸問題に目を向け、自らの研究成果を社会に還元する努力を怠らないこと)、研究倫理(研究対象者のプライバシー保護や精神的苦痛の除去など、研究の過程で生じうる倫理的問題に関心をもち、その解決に向けて真摯に努力すること)である。

博士後期課程に関しては、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又その他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」ことを定めた大学院設置基準第 4 条第 1 項の規定に沿って、前期課程の 4 つの目標に「国際性」(研究成果を国内にとどまらず積極的に海外の学会等で発表し、他の研究者との交流を積極的に図ること)を加えている。

社会学研究科は社会学専攻と社会心理学専攻の 2 専攻からなるが、専攻ごとに見ると、社会学専攻博士前期課程は多様な実践・政策課題に対応した研究・教育を使命とし、社会学理論を基盤に、家族、地域社会、組織、宗教、文化などの領域について社会調査の方法論によって解明する高度な能力を有する研究者を養成することを目的としており、この目的を達成するために「社会学」「社会情報学」「文化人類学」「社会心理学」という 4 分類の中に講義科目や演習科目を置いてきた。しかし、社会心理学専攻が新設されたこと、および教員構成が変化したことに伴い、カリキュラムの大幅変更について検討を重ねた結果、平成 19 年度より博士前期課程に「現代社会学コース」、「社会文化共生学コース」、「メディアコミュニケーション学コース」の 3 コースを設けることによって履修目標を明確化することが決定され、現在、学内手続きが進行している。新カリキュラムでは、コース毎に履修すべき科目が示されることになる。また、このコース設定に沿う方向に科目の新設および整理統合が行われることになっている。

社会心理学専攻博士前期課程においては、具体的目標として掲げた点において優れた資

質をもつ研究者を養成し、かつ、社会に向けては社会心理学の専門的知識を広く普及させる活動を実践する人材を教育するために、体系的なカリキュラムを用意している。具体的には、「社会心理学研究法」という科目群の中に統計解析、情報処理、調査法等の科目をおき、前期課程において方法論を深く学べる体制を整えている。また、社会心理学だけでなく心理学の諸分野を学べるように、講義科目および演習科目を幅広く配置している。

資格取得を目指すことは、学習目標の明確化、および社会貢献の道具として役立つ。社会調査の専門的知識と実践的能力をもつことを証明する資格としては、現在、社会調査士資格認定機構が、学部卒業レベルの「社会調査士」と大学院修士（博士前期）課程修了レベルの「専門社会調査士」を認定している。社会学研究科では、いずれの専攻も、平成19年度より「専門社会調査士」のためのカリキュラムを準備し、平成18年末に社会調査士資格認定機構に対して科目認定を申請することになっており、既に科目設置等に関する学内手続きが進行中である。

以上のような社会学研究科博士前期課程の教育は、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」という目的に十分に適ったものと評価している。

博士後期課程においては、いずれの専攻も前期課程において修得した知識と実践的能力を基礎にして博士論文の作成に必要な科目を配置、また論文提出前には3名から成る小委員会を設けて事前指導にあたることが定められている。社会心理学専攻においては、博士前期課程に引き続いて「社会心理学総合研究」を置き、他の院生および学内外の研究者との積極的な交流から学べるように配慮している。現在の段階では、社会学研究科では博士前期課程において培った研究能力を基礎に、博士後期課程において博士論文作成に向けた指導を十分に行う体制が準備されていると判断している。

入学から学位授与に至る教育の全体的なプロセスという視点から見ると、社会学研究科の教育課程は、前期課程においては学生の関心領域を幅広くカバーした科目構成となっていること、後期課程においては論文提出に向けた指導体制を制度化したことにより、学位取得を1つのステップとして目標に定めた優れた人材を生み出すことができるものと判断している。

社会学研究科は、社会学部社会学科及び社会心理学科に基礎に置くが、いずれの学科も社会学、社会心理学に関する幅広い科目を履修できるように数多くの科目が配置されており、大学院の科目はその中の中心的な領域を履修できるように構成されている。従って、学部の授業で自らの関心を深めた学生は、その問題を大学院においてさらに深く研究できることになる。さらに、社会学研究科では、一部の科目について学部4年生が履修できる制度を既に導入し、平成18年度の4年生より履修が可能になる。学部学生を大学院教育や研究に早期に触れさせることによって、大学院進学者の増加が期待される。

創造的な教育プロジェクトとしては、社会心理学専攻が実施している「社会心理学総合研究」が挙げられる。これは、社会心理学専攻の科目担当教員全員、および専攻に所属する大学院生全員に出席を求めている科目である。ここでは、学生や教員の研究発表のみな

らず、方法論の検討、外部講師の講演など多彩なプログラムを展開している。この実践によって、「指導教員と学生」という単位を越えて全教員が持つ知的資源を相互に有効に使うことが可能となり、前述の目標を達成する一助となっている。

#### **（単位互換、単位認定等）**

社会学研究科では、都内および近県の 22 大学と協定を結び、10 単位（本学他専攻の取得科目を含む）を上限として修了単位として認定している。本学のカリキュラムでカバーできない領域を、学生の関心によって補うことが可能となっている。また、本学は「首都大学院コンソーシアム協定聴講生」制度に加盟しており、加盟他大学 10 校の大学院の開講授業科目を聴講ならびに単位取得することが可能となっている。

現在、これら制度に参加している協定校の数は十分な水準に達しているが、本学を含め、各大学の利用者は全体として必ずしも多いとはいえない状況にある。現在、社会学研究科ではオリエンテーション実施時にこの制度の存在を周知して利用を促しているが、今後さらに、充実したシラバスをホームページで公開して他大学の学生が社会学研究科の講義内容を把握しやすくする、個々の学生の研究内容に照らして有用な他大学の講義を積極的に紹介する、などの働きかけを行う。

#### **（社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）**

前期課程においては、大学を卒業してから相当期間経過した社会人学生や、学部において社会学や社会心理学を専門としなかった学生が入学する可能性もある。そのための配慮として、社会心理学専攻では「基礎社会心理学」を設けており、社会心理学の基本的な研究法や理論について学べるようになっている。この科目が他の専門的な講義および演習を受講するための橋渡しの役割を果たしている。社会学専攻においても、基礎科目群として「社会科学方法論」と「原書講読」を置き、社会人学生が外国語書籍や論文読解の基礎的能力を高められるように配慮している。

外国人留学生に対する教育研究指導は、専門分野に関しては日本人学生に対する教育研究指導と区別することなく、主査・副査の指導教授のもとに密接に実施している。また、論文作成に関しては、日本語の文章能力に若干の問題がある留学生の場合、指導教授が文章作成に関しても丁寧に指導を行うことにしている。現在のところ、この方法で問題は生じていないため、特に外国人留学生用のプログラムを用意することは考えていない。

#### **（生涯学習への対応）**

現在のところ、社会学研究科として組織的に対応することはしていない。社会人推薦入試は実施しているが、入学後は一般入試による合格者と全て隔たりなく、研究者の養成という社会学研究科の目標に沿った教育を受けることになる。

一方、社会学研究科の教員は本学生涯学習センターが実施する公開講座や「講師派遣」事業に協力している。また、社会学研究科が主体となっているオープン・リサーチ・センターHIRC21は、平成 17 年 11、12 月に「被害者・被災者と社会—支え合う社会を目指し

て一」というテーマで、生涯学習センターの公開講座を独自に企画、実施した。

生涯学習に対する対応としては、現在の状況を変えることは考えていない。すなわち、研究者養成を目的とした教育方針に合致する志願者は年齢、職業に関わりなく受け入れるが、特別な教育内容を用意する予定はない。社会の側の生涯学習への要請に対しては、本学生涯学習センターの企画等に積極的に参画することで十分な貢献をすることを目指す。

#### (研究指導等)

社会学専攻、社会心理学専攻とも、入学時にオリエンテーションを実施し、履修に関する指導を徹底すると同時に、相談に応じている。主指導教授と副指導教授の決定に関しては、前期課程1年次においては主として教員側の主導の元に決定する方式が採られている。ただし、2年次以降においては、教員による平常の学習状況の観察および学生から意見聴取の結果に基づいて、必要と判断されれば指導教員を変更することになっている。指導教授の選任について学生からの不満は報告されておらず、現在のところ前述の方法が適切に機能していると判断している。主指導教授の「研究指導」については毎年必ず受講することが求められていること、諸手続きに関しては基本的に主指導教授の承認が必要であり、これらの点から、教育研究の指導責任は主指導教授にあることが了解されている。

なお、平成18年度より社会福祉学専攻と福祉社会システム専攻が社会学研究科から福祉デザイン研究科に移行したが、それ以前の入学者は修了まで社会学研究科に在籍することになる。そのため、移行期間中の対応として、社会学研究科所属の教員の一部は、引き続きこれらの大学院生に対する研究指導を行っている。

学位論文の作成にあたっては、提出の前に主指導教員が研究科委員会の承認のもとに他の2名の研究科委員をメンバーとする「課程博士論文提出指導小委員会」を構成し、正式な提出に向けて事前の個別指導を実施することが定められている。

現在、社会心理学専攻では、研究の過程で生じる可能性がある様々な倫理的問題について学生の意識を高めることを目的として、研究実施前に研究計画書および倫理面への配慮がなされているかどうか調べるための質問紙への回答を求めている。さらに、専攻内に学生も含めた倫理委員会を設置、この制度の運営にあたっている。社会学専攻においても研究倫理の教育に関して検討中であり、将来的には研究科全体として委員会等を設置するなど、さらに充実した内容にする方向で検討する。

学生の動機づけを高める方策としては、学会発表や専門誌への投稿を積極的に奨励すると同時に、その過程に教員が関与するように努めている。社会心理学専攻では前期課程、後期課程いずれにも「社会心理学総合研究」を置いているが、この科目は大学院生と教員全員が参加することを前提として、特定のテーマに関して研究発表や討論を行ったり、外部講師を招いて最新の研究成果に触れる機会を提供するものである。また、大学院生が学会発表を行う際に旅費・宿泊費を補助する制度が全学レベルで制定されており、社会学研究科ではこの制度の利用を積極的に学生に呼びかけている。年々多くの学生が申請するようになり、この補助を得て本年度は後期課程の学生2名が国際会議で研究発表をおこなった。



学生に対する研究指導は当然のことながら指導教授が中心になって行われており、平常の演習の時間の他に、学生からの依頼があれば適宜教員研究室において相談に応じている。また、両専攻とも修士論文の中間発表会や学生の学会参加・発表を専攻全体として積極的に支援する中で、個別の指導がさらに効果をあげるように工夫している。各教員が指導学生と一つの殻の中で研究指導を行うのではなく、こうした専攻全体としての取り組みが、指導教員以外の教員からの研究上の示唆を受けることを可能にするなど、相乗的な効果を生み出している。

才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制については、各教員が学生に対して、日本学術振興会の特別研究員への積極的な応募、ならびに海外の学会での研究発表を積極的に奨励しサポートすることを軸にしてその整備に努めている。その結果、平成 18 年度において、社会学専攻の学生 1 名が日本学術振興会の特別研究員に採用され、同じく 2 名の博士後期課程の学生が APS (米国心理科学学会)において研究発表をおこなった。また、本学では平成 18 年度秋学期より「Special Course in Advanced TOEFL」を開講、ネイティブの講師が週 4 回の集中的講義を実施するが、社会学研究科の学生の一部は自らの研鑽のためにこのコースを受講することが決まっている。今後、こうした「成果」を端緒に、さらにこの方向での研究指導体制を進めていく予定である。

以上のように、全体的に見て社会学研究科における研究指導は、研究科の理念ならびに教育目標に照らして適切なものであると判断している。現在、少しずつ成果があがり始めている状況であり、今後もこの方向で教育を推進する。

## (2) 教育方法等

### (教育効果の測定)

教育効果の測定方法としては、学生による自己評価、教員による評価、教育目標に沿った変化を捉える間接的指標を用いることが可能である。自己評価に関しては、アンケート調査等によって学生に直接教育効果を尋ねることは行っていない。教員による評価に関しては、各教員の担当科目における個別評価、修士論文の評価が主要なものとなる。評価そのものは各教員が担当科目の履修目標および研究科の教育目標に照らして行うことになるが、これに加えて、通常の専攻会議および修士論文の口述試験時に適宜議論を行い、評価基準の確認や専攻全体における教育効果を検討することになっている。間接的な指標としては、学生の研究活動や修士論文の内容などを基準にして、研究科や専攻としての目標に向かう変化が見られるかどうかを検討している。とくに、国際学会への関心や参加度、修士論文における倫理性の考慮への記述等は、研究科の教育目標が如実に表れる側面であり、専攻会議等において適宜評価をおこなっている。

また、前期課程に関しては標準的な年限で修了すること、後期課程においては学位論文を提出することが教育効果の一つの指標となる。社会心理学専攻博士前期課程は、設置年度入学生のうち、平成 18 年 3 月に 9 名が修了し、ほとんどが一般企業に就職した。残り 3

名のうち、1名はフランスに留学中、2名は引き続き前期課程に在籍中である。社会学専攻については、前期課程修了者は一般企業への就職がほとんどであるが、とくに社会人推薦入試で入学した学生においては、保健医療分野で管理職に昇進するなど学位取得がキャリア形成の一助となっている。

後期課程の学位取得者の場合、大学の専任教員のポストに就いたものは過去5年間で2名おり、残りの多くは、他大学の非常勤講師、あるいは本学の各研究所の客員研究員として研究を継続している。

以上、教育効果の測定に関しては、現時点では適切に行われていると判断している。

#### (成績評価法)

平成14年度以前の入学生に対しては4段階評価(A [100~80]、B [79~70]、C [69~60]、D [59~0])をおこなっていたが、平成15年度以降の入学生に対しては5段階評価(S [100~90]、A [89~80]、B [79~70]、C [69~60]、D [59~0])が採用され、特に優れた学生に対してはS評価を与えることになった。これによって、成績優秀者の弁別を明確に行う制度的基礎が整った。ただし、学内奨学金の授与に関して演習や講義科目の成績が影響を与えることを考慮すると、成績の「利用法」に関しては改善の余地が残されている。今後、各教員の成績評価を標準化するなどいくつかの方法を検討し、平成19年度末までには結論を得る。

修士論文の評価については、作成の過程では中間発表会が、また提出後には口述試験が全教員出席のもとに実施され、最終的に各専攻内の教員の合意のもとに評価される方式が採用されており、この点で客観性および平等性が確保されていると考える。

#### (教育・研究指導の改善)

教育・研究指導方法の改善に関しては、「コンテンツ」と「スキル」に分けて考えることができる。前者に関しては、専攻全体で、学生と教員の間を中心とした「専攻運営」の方法や最新の教材について米国心理学会等のウェブサイトや関連書籍から最新の情報を得るように努めている他、一部の教員は学会において教育に関するワークショップを主催するなどの活動をおこなっている。教員のスキル改善に関しては現在のところ各教員の努力に任されているが、これをさらに推し進めるには教員が自己評価を含めてさまざまな情報を持ち寄り、相互に改善のための評価を行う場が必要となる。社会学研究科では、平成19年度より、各専攻が毎年数回、各教員の教育指導方法改善について検討する会を開催し、研究科委員会においてその結果を報告、議論することとしている。現在、大学全体としてFD委員会を構成して教育・研究指導の改善に取り組むことが決定されており、具体的な方向が定めれば、上記の研究科独自の活動に加えて大学全体の改善活動に加わることになる。

シラバスは全科目について用意されており、印刷物として学生に配布されるだけでなく、大学のホームページに掲載され、学外者に対しても閲覧が可能になっている。ただし、シラバスの記載内容に関しては、教員によってその分量にばらつきがある。社会学研究科に所属する学生に関しては、オリエンテーション等において各教員から具体的かつ詳細な説

明がなされるので大きな問題とはならないが、進学予定の学生がホームページを閲覧する場合には誤解を招く可能性が少なくないと思われる。今後、教員に対してシラバスの重要性をさらにアピールすると同時に、記述内容や文字数に関して一定の基準を設けることにしている。具体的には、平成 19 年度開講科目のシラバス作成に関して社会学研究科独自の基準を各教員に呈示し、それに沿ったシラバス作成を依頼する。さらに、その結果に基づいて、必要があれば次年度に改訂を行う。

現在、個別の授業科目に対する学生評価は実施されていない。教育環境等に関する学生満足度調査も定期的には実施されていないが、大学院研究室や実験室の不足に関連してインフォーマルな聞き取り調査は実施されている。今後、社会心理学専攻博士後期課程の完成年度、そして社会学専攻の 3 コース設定から 2 年目にあたる平成 20 年度に総合的な満足度調査を実施して、その後の改善の基礎的資料とする。

教育・研究指導の改善を図るためには、学生の側から偏りのないフィードバックを得ることが肝要である。その点で、教員による通常の「聞き取り調査」やアンケート調査は、必ずしも適切な方法とはならない可能性がある。今後の調査においては、教員と学生の間で対等なコミュニケーションが可能となる環境を工夫し、共通の理解のもとで教育・研究指導の問題点を洗い出す作業を行いたい。

また、卒業生から在学時の教育内容・方法に関する意見を聴くことによって有用な情報を得ることが期待できる。現在はインフォーマルなレベルでの意見聴取に止まっているが、平成 18 年度の卒業生から試験的にこの主の調査を実施する。さらに、卒業生から教育・研究指導に関して建設的な意見を得るためには、日頃よりさまざまな機会を利用して卒業生との良好な関係を維持していく必要がある。ホームページの活用や大学院の各種行事への招待など、実施が比較的容易なものから順次、導入してゆく。

高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価については、現在実施していない。これによって得られる情報は有用であると思われるので、今後は、雇用された教育機関や企業を訪問したり学会開催の機会等を利用して関係者にヒアリングを行い、当該卒業生の評価を含めて情報収集を行う。

### (3) 国内外における教育・研究交流

教育・研究においては、大学内の学生・教員間の交流に止まらず、国内外の研究者との交流を積極的に推し進める必要がある。冒頭にあげたように、社会学研究科の目標の一つとして「研究成果を国内にとどまらず積極的に海外の学会等で発表し、他の研究者との交流を積極的に図ること」をあげており、その達成に向けて基盤作りに努めている。

国際レベルで教育研究交流を緊密化させることは、社会学研究科の重要な目標として認識している。ただし現在の時点では、教員が個人で国際学会に参加して海外の研究者と交流することは多いが、社会学研究科としての組織的な研究交流を行うには至っていない。組織的交流に向けての準備段階と捉え、様々な機会を利用して「国際性」を高めるように

努めている。大学院生に関しては、機会があれば海外の学会で研究成果を発表すること、また学内外の制度を利用して留学の可能性を考えるよう指導している。平成 17 年から平成 18 年にかけて、社会心理学専攻の学生 1 名が本学協定校であるフランス、ルイ・パスツール大学に留学している。本学では、英語力を高めるための「英語特別教育科目」を大学院生も含めて受講できるようになっている。社会学研究科では数名が秋学期に受講予定であり、国際学会での発表のために大いに役立つものと思われる。このような環境のもとで、平成 18 年度には社会心理学専攻博士後期課程の学生 2 名が、ニューヨークで開催された米国心理科学会（APS）において研究発表をおこなった。

国内における教育成果発信および研究交流の場として『東洋大学大学院社会学研究科紀要』がある。また、社会学研究科は、オープン・リサーチ・センター整備事業（5 年間）の補助を得ており、毎年『研究年報』を発行している。センターの RA を務める大学院生は、教員の指導の下に『研究年報』に研究成果を公表する機会が与えられている。平成 18 年より、大学院紀要に関しては、紀要委員会において研究科独自に編集することが合意された。これを受けて、社会学研究科では研究成果発信の場としての大学院紀要をさらに活用するために、平成 19 年度より、論文審査を含む独自の執筆規程及び編集規程を定める方向で検討中である。

本学では大学院生に対して「学会発表補助制度」を定めて学会発表を後押ししており、毎年、多数の院生が補助を受けて大会発表をおこなっている。

外国人研究者の長期的な受け入れに関しては、本学の「交換研究員受け入れ制度」や日本学術振興会の各種支援事業に対して申請を行うことが考えられるが、現在のところ、前者に関しては、本学教員の専門領域と重なる部分が少ないことから積極的には受け入れを考えていない。後者に関しては、各教員の関心に応じて申請を行うことはあり得るが、研究科として組織的に実施する予定はない。短期的交流に関しては、学会活動を通じて積極的に行うことにしている。たとえば、平成 19 年度には本学で日本心理学会の年次大会が開催されるが、主催校として海外の著名な研究者を数名招待することにしている。短期的なものであれ、このような交流は今後の長期的交流の端緒となることが期待できる。

学術交流のために必要なコミュニケーション手段の修得については、学生に対して学内外で得られるさまざまな機会を利用して英語のコミュニケーション能力を高めることを求めている。また、投稿論文に必要な英文アブストラクトを作成する機会などを利用して、当該学問領域における特有の英語表現等について指導している。

以上のように、国内における研究交流は活発に行われており肯定的に評価できるが、国際交流の面では基盤作りの段階といえる。研究の水準を高めることが第一に求められるが、今後、その成果を海外に向けて積極的に発信できるように環境を整える。

#### （４）学位授与・課程修了の認定

##### （学位授与）

社会学研究科博士前期課程の修了は、大学院学則の定めるところにより、本大学院に 2

年以上在学すること、30 単位以上を修得すること、修士論文の審査および最終試験に合格することの3つが要件となっている。従って、社会学研究科でもこの要件を満たした者に対して修士の学位を認定することになるが、とくに社会学研究科における教育目標に沿った研究活動を行い十分な成果をあげているかどうかを重要な評価基準とすることを基本方針としている。そのため、修士論文の審査や最終試験（口述試験）においては、幅広い知識の習得が確実になされているかという点はもとより、社会学研究科の教育目標の重要な側面である研究の社会的関連性についての理解や、研究倫理についての検討がどの程度なされているかについても審査対象とすることになっている。

博士号の授与に関しても同様に、社会学研究科の教育目標に沿った研究活動をおこなった上で定められた基準を上回る研究業績をあげ、自立して研究活動を行うこと可能と判断された者に授与することを基本方針としている。

これまで、社会学研究科社会学専攻の修士学位の取得者は漸増傾向にあり、平成 13 年度は 5 名であったが平成 17 年度は 11 名が取得した。社会心理学専攻は平成 16 年 4 月に修士課程（現在は博士前期課程）が開設されたが、12 名の入学者のうち 9 名が修士（社会心理学）の学位を取得した。博士後期課程については、社会心理学専攻は平成 18 年度開設のためまだ取得者はいない。社会学専攻は、平成 13 年度は 0 名だったが、平成 14 年度は 1 名、平成 17 年度は 4 名が博士（社会学）の学位を取得した。また、現在 5 名について論文が受理され審査を受けている。

論文の評価は直接的には主指導教員および副指導教員によって行われるが、口述試験は各専攻の教員全員が出席する中で実施され、専攻としての評価は専攻会議で全員の合意のもとに行われる。さらに可否に関する専攻の原案を研究科委員会で審議し、正式に修士（社会学）、修士（社会心理学）の学位の授与が認定される。博士の学位については、本学学位規則に基づき学位請求論文が受理された後審査委員会を構成し、審査結果を研究科委員会に報告、可否を議決することになっている。

社会学研究科では、学位取得に向けた学生の活動をサポートすると同時に学位審査の透明性・客観性を高めるために、次の措置をとっている。まず、課程博士に関しては学位論文提出に必要な基準を設けている。具体的には、査読制のある学術誌に第 1 著者として掲載された当該領域の論文が 1 編以上あること、学会発表を 1 回以上おこなっていることを提出の要件としている。また、論文提出を予定する大学院生に対しては、研究科委員会の承認のもとに、主指導教員が他の 2 名の研究科委員をメンバーとする課程博士論文提出指導小委員会を構成し、当該論文を精査したうえで本審査を受けるに値するかどうかを判断し、必要があれば提出者に対して修正を求める形で事前指導を行うことになっている。この手続はホームページに公開されている。論文博士に関しても、提出しようとする博士論文の領域に関する単著書が 1 点以上あること、査読制のある学術誌に、提出しようとする博士論文の領域に関する論文が 3 編以上掲載されていること、および、学位請求論文の受理は学位審査で主査を務める資格がある研究科委員による推薦と事前審査を要件としている。

以上によって、社会学研究科における学位授与の手続きは、一定の水準の透明性・客観性は確保されているものと判断している。

修士論文に代替できる課題研究で学位認定を行う制度は採用していない。社会学や社会心理学では実証的研究に基づいて論文を作成することを求めており、修士論文に代わる課題研究を認定材料とすることは現在のところ考えていない。

社会学研究科では、学位論文審査にあたっては、当該論文の研究領域をカバーできる教員が学内にいる場合には、基本的にはこれら関係者によって審査委員会が構成されてきた。これは、社会学専攻、社会心理学専攻ともに当該領域を専門とする教員の数が多いことによって可能となっている面もある。しかし、審査の透明性をさらに高め、研究者間のコミュニケーションという側面を考慮すれば、学外の審査員を含めることのメリットも大きいと考えられる。今後、学外審査委員の旅費の支給等、学内制度の整備を見ながら、審査への学外者の参加を増やしてゆく。

留学生に対する日本語指導に関しては、専任のティーチング・アシスタントや留学生向けの日本語科目等は存在しないため、指導教員が演習において適宜注意や指導を行い、論文作成に際して細かく日本語表現について説明を加えることを主としている。このような方法は教員と学生のコミュニケーションを促すという意味でも機能していると思われ、ほとんどの学生が学位論文に相応しい日本語の基準をクリアして学位を取得している。

#### (課程修了の認定)

本学では、大学院学則により、優れた業績をあげた者については、前期課程は1年以上、後期課程は3年以上の在学期間で修了することができる。この制度自体は適切なものと考えられるが、社会学や社会心理学の場合、他の修了要件を考慮すると、この制度の適用を受ける可能性があるのは、他の関連領域で相当の業績を上げている者や社会人としての活動の中で十分な資料等を収集してきた者と思われる。したがって、現在のところ、このようなケースに該当する場合に制度の適用を考慮するに止まっている。今後とも、個々のケースにおいて学生の希望と要件を考慮して決定する方針である。

### 三. 法学研究科

法学研究科（私法学専攻、公法学専攻）では、法学分野での高度な専門教育を行い、社会の要請に応える法学的知識とスキルを備えた人材を輩出することを大きな目標としている。具体的には博士前期課程、後期課程を置き、それぞれ次のような目標を置いている。

博士前期課程では、①法学の素養を身につけた専門的職業人の育成、②社会人に対する法学のリカレント教育、③アジアを主とする留学生に母国で活躍できる法律専門職の人材育成、を主目標にしている。具体的には、税理士や公務員など、学士課程以上の専門知識を備えた人材の育成、母国で法律的専門知識の求められる職業に就ける人材の育成などで

ある。さらに、博士後期課程への進学希望者には、それだけの学力を身につけさせることである。

博士後期課程では、本学の教育理念に沿い、諸問題を根底的に考え抜く法学専門家を養成することが目標であり、具体的には大学や研究機関で研究職に就ける人材を育成することである。

この目標を達成するため、法学研究科では以下のような教育課程を置いている。

## (1) 教育課程等

### (大学院研究科の教育課程)

独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を法学の分野で輩出することを目標に、法学研究科では博士前期課程、後期課程を設置している。重点を置いているのは、次の諸点である。

博士前期課程では、①高度な実践的法学教育により、専門的法学の素養を身につけた専門的職業人を育成すること、②変動の激しい社会にあって、社会人を積極的に受け入れ、リカレント教育を施すことにより、時代にあった法学の知識を備えた専門的職業人として再び社会に送り出すこと、③アジア諸国を主として、外国人留学生を積極的に受け入れ、専門的法学の素養を身につけた専門的職業人として母国で活躍できる人材を育成すること、である。また、博士後期課程では、「諸学の基礎は哲学にあり」の教育理念に沿って、諸問題を根底的に考え抜く法学専門家を養成し、研究職に相応しい人材として社会に送り出すことである。

法学研究科の教育目標、教育課程は、博士前期課程・博士後期課程ともに、科目の構成や修了要件の厳格性などから判断し、学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項と対応したものとなっており、本学の理念「諸学の基礎は哲学にあり」や目的を踏まえたものである。特に諸問題を根底的に考え抜く法学の素養のある専門職業人と法学研究者を養成することは、本学の理念にかなうものと考えている。

法学部に基礎を置く法学研究科では学士課程以上の専門知識を備えさせるための教育課程を有している。博士前期課程には公務員コースを置いているが、公務員試験の主要科目のひとつに「経済原論」がある。法学部では「経済原論」を専門科目として開講しているが、実際には法学部学生、出身者の苦手科目となっている場合が多い。法学研究科ではそのような学生のため経済学研究科の開講科目とは別に、法学研究科独自の科目「経済原論特論」を特に設けることで対応している。租税法を専門とする学生に法学部以外の出身者が存在するが、入試科目で租税法を必修にすることで、法学の知識が一定水準に満たない学生は受け入れないようにしているので、指導上特に大きな問題は生じていない。

法学研究科の博士後期課程担当の専任教員は全員、博士前期課程も担当しているので、博士前期課程と博士後期課程の教育内容での関連性は保たれている。また、博士後期課程は学生数がきわめて少ないが、博士前期課程の学生とは別に指導する科目をおき、博士後期課程の学生のニーズに応じた教育をしており、問題は生じていない。本学の博士前期課程の学生で、後期課程への進学希望者については、前期課程でその指導も併せて行なって

いる。他大学の前期課程から本学後期課程に進学する学生も、事前の面談などで個々の学生につき予備知識などをチェックしているので問題となるケースは生じていない。学生側にしても、他大学から本学の後期課程に進学する場合、志望する指導教授の研究領域を十分に認識しており、問題は出ていない。

また、平成16年度から本学に法科大学院が開設され、実務法学を修めたい学生は法科大学院に進学するようになった。この影響から法学研究科の1コースとして学生が所属することができる「法曹コース」を志望する学生は漸次、減少している（平成18年度現在、前期課程2年に2名のみ）。学部卒業生では合格が難しくなっている上級公務員試験受験をサポートする「公務員コース」では、大学院での研究成果を行政の現場での指導的な役割に変えていけるよう指導している。

法学研究科の設置形態は博士課程（一貫制）ではなく、特にその必要も生じていない。

課程制博士の学位授与までの教育プロセスとしては、在学中は正規の課程で指導している。3年間で修了する学生も出ているが、多数はそれ以上の年数を要しており、さらに年数をかけて指導し、博士論文提出に達せられるようにしている。単位取得満期退学をする場合も、指導教授が非公式に時間を割いて指導しており、年限内に論文を仕上げさせ、再入学の後に論文を提出できるようにしている。具体的には、目安とされている修士論文3本分に相当する論文を、機会があるたびに出来るだけ早く発表するよう促している。法律学分野では大学院生が発表できる学術雑誌は極端に少ないので、本学の『大学院紀要』への掲載が重要な発表機会となっている。

法学研究科では現在のところ、創造的な教育プロジェクトは特に行っていない。

#### **（単位互換・単位認定など）**

総合大学としての利点を生かし、良質な教育を行なうため、本学の他の研究科の履修・単位取得を認めている。学生はテーマに応じて活用している。

また、首都圏の10大学と「首都大学院コンソーシアム」を形成して、都心部の協定校と相互に単位認定を行なうことにしているが、法学研究科ではそれを利用する学生は少ない。逆に、少年法など特殊分野で評価を得ている教員もいるが、他大学から本学の法学研究科で学習するケースも未だ見られない。これは学生の研究テーマにも関連することであり、利用の頻度をもって一概に良い悪いにつき語ることはできない。利用の機会が存在することが重要であると考え、学生への周知が不足していることも考えられるので、平成19年度から改めてガイダンスで周知徹底を図っていくことにしている。他に、教員にも学生の指導を考慮するよう徹底していくこととしている。

#### **（社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）**

法学研究科では社会人入試を行い、多くの社会人学生を受け入れている。留学生も多い。社会人学生に対し、入学後、外国語文献を読む必要のある学生については、「英書講読」の科目を設け、指導できるシステムをとっている。ただ、現実には受講生はあまり多くない。留学生については、その多くが本学法学部を経て法学研究科に進学してきているので、日本語にはほとんど不自由していないが、論文の指導にあたり、日本人学生よりも多少多く



の時間を割くようにしている。

#### (生涯学習への対応)

法学研究科ではリカレント教育を重点目標の一つにしているが、社会人入試を別に行い、受け入れを図ってきた。社会人の入学者も多く、税理士の育成など、より高度な専門職を目指す社会人の需要に応え、成果を上げている。

#### (研究指導等)

法学研究科の教育課程には、博士前期課程(修士課程)、同後期課程(博士課程)があり、前期課程から後期課程への進学に際しては入学試験があるので、両課程はそれぞれ独立した教育課程となっている。

前期課程の学生には、修士論文を作成し学位(修士号)取得を目指す学生と、特定課題研究論文の提出によって学位を取得しようとする学生がいる。修士論文を作成する学生は、テーマに応じて指導教授が決められ、研究方法、論文作成などの指導を受ける。法曹コースと公務員コースの学生は特定課題研究論文を作成することで修士論文に代えることができる。

しかし、残念ながら個々の学生の勤勉の度合いがまちまちで、2年で修士論文をまとめられない学生も出ている。その場合は、さらに勉強させることで、修士論文の一定の質を確保している。法曹コースは、過去5年間で10名ほどの修了生のうち(旧)司法試験合格者を1名出せたにとどまる。法科大学院が開設され、旧司法試験の合格者枠が縮小されていることから、平成21年前後の同コースの廃止を見込んでいる。公務員コースでは、発足3年目で、第1期修了生では公務員試験に合格できていない者もあり、この傾向が続くような場合には、梃入れを検討することとしたい。ただ、その後の入学生の学力は、独自の科目を設けるなどの努力により上昇傾向にあり、しばらく現状で様子をみている。

かつて前期課程では、租税法を専門とする学生の間で、法学部出身者と他学部出身者との間で、法学学習の進度にバラツキが見られ、指導に苦慮したが、現在では租税法の受験者には租税法を必須受験科目にし、学内推薦入試の場合には面接の際にその点を十分にチェックすることで入学者の質を確保しており、この問題は改善されている。また、租税法の学生については、担当教員の過重負担にならないよう、合格者数の適正化を図っており、近年は定着をみている。また、租税法関連の科目数をこの数年で2科目増やし、より指導体制を充実させてきた。

後期課程の学生は、博士号取得を目標に学位請求論文(甲)の作成をめざす。指導は研究テーマに応じ指導教授が行う。3年で完成にいたらない学生には、さらに数年かけて指導する。単位取得満期退学者についても、論文提出の意欲のある退学者については、その後も指導教授が時間を割き、非公式に指導して対応している。課程として公式なものにするのは難しいのでそのような形で行なっているが、該当する満期退学者の数が多くないことから、対応できている。指導教員の退職などがあった場合には後任の教員に引き継がれている。後期課程については、毎年ではないがそれに近い形で博士号取得者を輩出できていることから、概ね良好な教育・研究指導がなされていると考える。

なお、前期・後期課程とも学生は、学内研究所の研究員にもなれるようになっており、研究所での活動による発表機会も確保できるが、未だ十分に活用されていない。平成 19 年度から教員を通じての指導を徹底させていくことにしている。『大学院紀要』については法律学分野の大学院生の発表の機会が乏しい中で重要なものと考え、積極的な投稿を薦めている。しかし、『大学院紀要』掲載の論文については、質的にバラツキが見られるので、平成 19 年度から指導教授だけでなく、副指導教授も査読することとし、論説レベルのものと研究ノート段階のものを分けて掲載することにし、質的に不十分なものは掲載見送りとすることが決まっている。

博士前期・後期課程とも、学生への指導は学生の要望に応じ、柔軟に指導している。

学生に対する履修指導では、入学時にガイダンスなどで組織的な指導をしている他に、指導教授が各学生の履修相談に応じ、各自の目標に資する科目の履修を指導している。前期課程の学生の場合は、修士論文のテーマなどからして、必要な教科の履修を薦めており、適切なものになっていると考える。

指導教員による個別的研究指導では、全般に一定の水準を落とさずに指導している。しかし、学生の質にバラツキがみられる近年、2 年間で前期課程を修了できず、在籍延長を余儀なくされる学生も見られる。税理士試験の科目の一部免除を希望する者には、税理士試験の科目免除に見合うだけの水準を満たすよう、厳格な指導をしている。

後期課程においては、学生に対する指導教授の要求水準は高く、3 年間で学位請求論文を仕上げることはきわめて難しくなっているが、数年に 1 人か 2 人の学位取得者が出ていることから、適切な個別的研究指導がなされていると考える。

論文審査は、主査・副査による複数指導制を採用しており、主査の指導教授が中心となり指導している。学生には、副査になる副指導教授の科目（講義や演習）にも積極的に参加するよう指導している。しかし、これは指導責任を曖昧にするものではなく、指導教授が最終的な責任を負うということで、教育研究指導の責任は明確になっている。また、平成 18 年度から修士論文中間報告会を行うことで、途中での進行状況の把握に効果を上げている。

学生の学問的刺激の誘発させるための措置については、指導する学生を学会等に入会させるなどの措置をとっている。修士論文の中間報告会には、1 年生の参加も許可しているが、よい刺激になっているようである。他は各教員に委ねられているが、現状で特に問題はないと考えている。

教員間では、本学法学部を主とする学内学会である東洋法学会の機関誌『東洋法学』への論文等の掲載や、共同研究の促進により、学問的刺激を誘発している。例えば平成 17 年度から大学附属の現代社会総合研究所とアジア文化研究所に所属する教員が「イスラム世界における伝統的秩序規範の持続と変容」という共同研究を行なっている。

近年の前期課程の学生のなかには目標が曖昧のまま入学する者もあり、入学後に研究分野等の変更を希望する者も出ている。私法学、公法学の両専攻間での移籍は制度上認めていないが、同一専攻内では、教員間で調整し、認める場合もある。平成 18 年度にも公法学専攻で、政治学から国際公法へ変更し、指導教授を変更した例があり、柔軟に対処している。両専攻の間でも壁を低くし、柔軟に対応している。例えば公法学専攻で租税法を専門

とする学生が、私法学領域の相続法関連のテーマを選び修士論文を書く場合など、両専攻間での受講科目の相互乗り入れを容易にし、他の専攻の教授が副指導教授になるなど、柔軟な措置が講じられている。

法学研究科では才能豊かな学生を研究機関等へ送り込むべく、次のような工夫をしている。大学教員を希望する学生については、後期課程の修了者・満期退学者につき、優秀な者について3年を限度に本学法学部非常勤講師として教育経験を積ませるとともに、個別に講義のための訓練をしている。日本大学、駒沢大学等で非常勤講師に就任している者がある。そして最近5カ年で6大学に7つの専任教員のポストを得ている。

前期課程の修了生は、専門職の性格のある公務員や税理士事務所へ就職するなどしている。一般企業へ就職する者も多い。

## (2) 教育方法等

### (教育効果の測定)

法学研究科の博士前期課程の教育効果の測定は、各専攻別に全専任教員が参加して行なわれる修士論文口頭試問が重要である。平成18年度からは2年次の11月に修士論文中間報告会を設けている。それにより、多くの教員が他の教員の指導する学生の報告に触れる機会が増えた。教育効果は修士論文の他に、修了後の進路によって測定できる。

修士論文は、法学研究科の教育目標に照らして一定水準を満たした論文となっており、教育効果はあがっているものとする。在籍2年でその水準に達しない学生も存在するが、それは近年の学生の一般の例にもれず、法学研究科の学生でも、途中でモチベーションを低下させるなどの例があるからである。評価を甘くせず、そのような学生は、年数が多くかかってもゴールにたどりつくよう、指導している。

進路状況は、本学キャリア形成支援センターへの本人による申告制をとっているため、必ずしも十分に把握できていないが、過去4年間(平成14~17年度)に、前期課程修了者(28名)では、公務員等3名、税理士事務所等10名、その他民間企業等15名となっている(同センターのデータによる)。後期課程への進学者も若干名いる。

法曹界への人材の送り込みでは十分な成果を上げられなかったが、税理士関係では評価できる実績を残している。修士論文の質も高く、平成15年度の修了生が日本税務センターと租税資料館の共催による論文コンクールに修士論文を提出して受賞するなど、外部からも評価されていることは特記してよい。公務員などの人材養成は、修了者中、民間企業に就職している者の一部は公務員が第1志望だったと考えられるので、現時点では不十分な印象が残る。ただ年数が浅く、判断できない面があると考ええる。公務員コースも年数を経て次第に優秀な学生を集められるようになっており、今後の好転も期待できるからである。留学生については、後期課程への進学者も多く、そこから博士号取得者も出ていることから、適切なものになっていると考ええる。

博士後期課程の教育効果は、博士号取得者や、研究職への就職などから測定できよう。博士号については、主指導教授のほか副指導教授にも、いろいろな機会に何度も中間報告をさせるとともに、博士論文の部分をなす論文を発表するよう促している。その成果もあ

って、近年、多くの博士号取得者も出ている。このことから、教育効果は適切なものになっていると考える。また、研究職についても、修了者が最近5カ年で6大学に7名が専任のポストを得ており、第三者からも教育効果を評価されているものとする。具体的には、岩手医科大学（1名）、岩手県立大学（1名）、千葉商科大学（1名）、宮崎大学（1名）、志学館大学（2名）、金沢大学（1名）となっている。これは法科大学院創設に伴う我が国における法学教員の不足から来る一時的な需要によるものである可能性もあり、楽観は許されないが、需要に応えられる人材を輩出できていることは事実と判断する。

#### （成績評価法）

博士前期課程の修了要件は、2年以上在学し単位取得数が30単位以上（特定課題研究の選択者は36単位以上）であり（ただし、優れた業績を挙げた者は1年在学でよい）、主指導教授と副指導教授の研究指導を受けなければならない。講義、演習はそれぞれ4単位で、担当教員が成績評価を行う。成績は、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）、D（59点以下）であり、Dは不合格である。なおS評価が導入されたのは平成15年度入学生からであり、従来よりも評価基準が細分化された。

評価は講義・演習への出席、口頭報告、レポート提出、質疑応答など、科目の性質に応じて重点を変えながら、評価が下されているが、担当教員の個人的判断に任されている面があり、学生が多様化している現在では必ずしも適切でなくなっている面があるのは否定できない。そこで、平成19年度に見直すべく、研究科委員会において既に検討作業に入っている。

#### （教育・研究指導の改善）

教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みは、平成14年度の学生アンケート調査に関連の項目が幾つかあるくらいで、平成17年度までは特に組織的なFD活動を行ってはいない。しかし、平成18年度に3科目で公開講義の日を決め、講義・演習の後、参加した教員と意見交換をした。次年度はより拡充して行なうことを決めている。平成19年度に行なう予定のアンケート調査に、学生の講義満足度などの関連項目を入れることを決めている。

近年の前期課程の学生には、明確な研究テーマを持たずに入学してくる者があり、在学中に研究分野などの変更を希望する学生が出ているが、柔軟な指導体制をとれるように改善してきた。具体的には、1年次に修士論文のテーマに応じて、指導教授と副指導教授を決めているが、2年次でもテーマの修正や、それに伴う指導教員の変更を認めるようにしている。平成18年度から、2年次の11月に各専攻別に修士論文中間報告会を始めたことも、指導上の改善点である。

以上のことから判断し、指導体制については特に問題は生じていない。ただ、入学者の多くが租税法分野に偏る傾向があり、1名の担当教員の負担が重くなっている。関連の科目数が必ずしも多くないことから、学生も個人的努力でカバーしなければならない面があり、関連の科目を充実させてほしいとの要望が、担当教員・学生から出ており、平成19年度から1科目増やすことにした。

シラバスは、『大学院講義要項』に講義・演習の目標や内容、成績評価の方法、テキスト・参考文献等につき掲載している。シラバスの記載方法では、特に統一は図られていないが、現在のところ、特に問題は生じていない。学生から不満・改善要求も生じておらず、法学研究科にあってはこれが適切なものだと判断している。科目に対する受講生は学部と違い少人数であるため、きめ細かく対応できるので、一律の対応は望ましくないと考えているためである。

現在、大学院研究科委員長会議において、平成 19 年度に向け大学院の統一的ガイドラインを設けるべくシラバス記載内容の検討が行なわれている。研究科としては、ガイドラインに合わせ専攻主任の教員がサンプルとなるシラバスを例示していくことを決めている。

平成 14 年度に本学大学院の全学生に教育研究体制に関するアンケート調査を行い、その中で講義・演習に対する意見を聴取した（前期課程 118 名、後期課程 20 名、計 138 名）。法学研究科では、回収率は 26.8%と他の研究科よりやや低かった。平成 19 年度に法学研究科は独自で再びアンケートを実施することにし、その際、学生の講義についての満足度の調査の項目を入れることにしている。卒業生や、企業等の雇用主など外部からの評価は導入されていない。特にその必要性について議論されたことはなく、必要性が感じられていないためである。

### （3）国内外の研究・教育交流

法学研究科では、重点目標の一つにアジア諸国などからの留学生を受け入れ、専門的な法学知識を備えた人材を育成することを掲げている。国際的な研究・教育の交流では、この点に努力を傾注している。現実には、優秀な留学生を受け入れることができ、博士号を取得後、中国の大学で副教授や弁護士として活躍している者が出ている。その面ではかなりの実績をあげてきたと考えており、国際貢献の意義もあると認識している。

他の面での国際交流は、法学研究科では独自のものを重視して整備するなどの方針をとっていない。法学研究科は、法学部を基礎とする研究科であって、教育研究交流は基本的には学部にも協力する形で行なうものと考えてきたためであり、そのことを特に問題とは考えていない。例えば、本学には国際学術交流協定校制度があり、これを利用し法学研究科専任教員が平成 16 年度に韓国・東国大学校に短期研究滞在しているが、このような制度の活用を個々に進めて行けばよいと考えるからである。同様の理由から、教本研究科独自の研究者受け入れ、育研究成果の外部発信なども特に視野にはおいていない。

国内では教育の面では、上述のような首都圏の諸大学の研究科と交流するシステムとして、「首都大学院コンソーシアム」があるが、あまり利用されていない。平成 19 年度からは、学生がもっと積極的に利用するよう、制度の周知徹底を図ることとしている。具体的には、ガイダンスでの指導、掲示による周知徹底、教員による個別の指導を強化することとしている。国外については、大学としての交流制度があり、法学研究科の教員・学生も利用できるため、法学研究科独自の制度を設ける必要は特に感じられない。

また、平成 18 年度秋学期から、本学では大学全体として、海外留学を希望する学生のため、留学用英語教育を開始することになっており、当該の学生に活用を薦めている。

#### (4) 学位授与・課程修了の認定

##### (学位授与)

修士の学位については、研究科設置以来、平成 17 年度までに私法学専攻で 277 名、公法学専攻で 230 名が授与されている。近年は毎年、各専攻 10 名前後で推移している。主査と副査が論文を読むとともに、専攻ごとに専任教員全員で口頭試問を行っている。テーマによっては学外の教員（非常勤）も副査として加わっている。法曹コース、公務員コースについては、特定課題研究論文で修士論文に代替させているが、各分野の担当者が特定課題論文を読んでいる。修士論文がまだ不十分なレベルのものに止まっている場合、提出を見送らせるなど、厳しい措置を取っている。

修士論文については、専任教員全員で口頭試問を行っており、その際に主査・副査以外の教員も論文をチェックしている。各専攻別に最も優秀な論文には、校友会より奨励賞が授与されることになっており、専攻ごと 1 篇に絞って法学研究科より推薦する必要もあり、他の教員が指導している論文と見比べ、相対的に検討することも行っている。これらの作業を通じて、法学研究科博士前期課程が掲げる目標である「専門的法学の素養を身につけている」かどうかを判断でき、修士論文の学位授与は一定の水準を確保し、適切なものとなっていると考えるのである。

博士の学位については、研究科設置以来、平成 17 年度までに、私法学専攻で 20 名、公法学専攻で 2 名に授与している。内訳は、課程修了によるものが私法学専攻で 11 名、公法学専攻で 2 名、論文提出によるものが私法学専攻で 9 名である。総じて公法学専攻で少ないのは、設置から満 6 年と歴史が浅いためである。

まず課程博士（甲論文）では、博士後期課程の年限が 3 年とされていることから、修士論文相当の論文 3 本程度の分量で、かつ内容的に一貫し優れた論文が課程修了による博士の基準を満たすものとしている。この基準に従い、それを満たす論文に博士の学位を授与していく方針としている。基準については、研究科委員会で案を作成し大学院研究科委員長会議でも他の研究科と比較検討しており、さらにつめて明確なものにしていく作業を平成 19 年度に向け進めている最中である。

博士後期課程の学生の指導に当たっては、修士論文ほどの論文を一貫性あるテーマのもと、3 本書くように指導しており、その成果も上がって近年、課程修了による博士号取得者が増えている。

論文博士（乙論文）については、本学では一定水準のものには授与していくということ方針となっている。これまで法学研究科の内部には、旧来の厳格な方法を踏襲したいとの声も残っていて、審査が厳しすぎるきらいがあった。この数年は、機会あるごとに本大学院全体の基準に合わせて審査していく必要を説明し、共通の認識が形成されてきている。本大学院全体でも、平成 18 年度中にさらに内規の見直し作業を行なうこととなっているが、法学研究科もその作業を進めている。これにより、今後はさらに明確な基準で審査を進められるようになると考えている。

博士論文の審査においては、法学研究科の教員以外の研究者（学外者を含む）に副査を

依頼していることが多く、審査の透明性、客観性が確保されていると考える。

留学生については、大半が中国人学生であり、学部からの留学生であって日本語能力が高く、人数が多くないこともあって、担当教員の努力で日本語の添削も含め論文指導が十分に行なわれている。

#### (課程修了の認定)

大学院学則第 12、13 条は在学期間に優れた業績を上げた者について、標準就業年限未満で修了することを規定しており、『大学院要覧』に大学院学則を掲載し、学生に対しこれらの措置について周知を行っている。

## 四. 経営学研究科

経営学研究科経営学専攻（博士前期課程・後期課程）においては、「理論形成のための真の研究者養成」を目的としており、ビジネス・会計ファイナンス専攻（修士課程）では「極めて質の高い経営理論および経営実践課題を解明できる能力育成」を目的としている。

具体的には研究科を修了したものは、大学もしくは研究所等で研究者として採用されるだけの能力を育成することあり、ビジネス・会計ファイナンス専攻では実社会の中で企業家として活躍するべき人材を育成することにある。

### (1) 教育課程等

#### (大学院研究科の教育課程)

経営学研究科の目標は、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」という修士課程の目的と「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的と適合したものとなっている。

またこの目標は、東洋大学の目標である「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」を具体化したものとなっている。

経営学研究科は学部に基礎を置く研究科であり、教育内容は基本的には経営学部の学士課程における基礎学力を前提としている。経営学部には経営学科、マーケティング学科、会計ファイナンス学科があり、経営学研究科のビジネス・会計ファイナンス専攻は、学部の会計ファイナンス学科と同時に設置し、学部教育との継続性を象徴したものとなっている。学部において成績や単位などの要件を満たした学部生は学内推薦入試制度を利用して学部の研究を研究科にて継続・発展できること、大学院開講科目履修制度を活用して大学院の講義を受講することができる。

また修士課程における教育内容は、経営学専攻においては、経営学を核として会計学、

マーケティング、金融などの隣接分野を融合的に学べ、専門分野に閉じこもることなく、幅広い視野と知識を持って研究に取り組めるように作られている一方、NPO や環境問題などの今日のテーマも研究の大きな比重を占めており、多彩な実績を持つ教員による実践的な模索を通し、生きた経営学を教授している。またビジネス会計ファイナンス専攻は、「企業家・経営幹部養成コース」と「会計ファイナンス専門家養成コース」の2つのコースから成り、「企業家・経営幹部養成コース」では、コーポレートガバナンス論、経営哲学などを基にM&Aを含むグループ経営、日本型企業経営、スモールビジネス、NPO論までを広く網羅し「会計ファイナンス専門家養成コース」では、会計・ファイナンスの基礎を共通科目に設置し、専門科目を選択。公認会計士の試験対策を軸に、最高財務責任者(CFO)、税理士、証券アナリストや投資ファンドなど目的を絞り込んだ教育を行っていることから、教育内容は適切である。博士後期課程演習担当者は全員、博士前期課程演習担当者であり、担当者はそれぞれの専門を生かし、一貫性のある教育内容となっていることから、両者の関係も適切である。またビジネス・会計ファイナンス専攻の学生も修士論文を提出することによって博士後期課程への進学ができるようになっている。

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスは、(4)学位授与・課程修了の認定で述べるように適切に行われている。

創造的な教育プロジェクトとしては、平成14年から平成17年度の4年間に渡って経営学部が学長施策費を使用して「企業戦略実習講義システム」の開発を行ったが、この取り組みに経営学研究科も係わってきた。このシステム開発は、ビジネス・シミュレーションの作成とケーススタディの作成であり、作成過程において経営学研究科は試用、改善提案などを行ってきた。このプロジェクトで作成されたビジネス・シミュレーションは、平成18年度から研究科の「経営戦略演習」の講義において使用される。また作成したケーススタディはケースメソッドを活用した中小企業経営論等の講義において使用されている。

#### (単位互換、単位認定等)

経営学研究科では明治学院大学大学院経営学研究科と単位互換制度をとっている。また「首都大学院コンソーシアム協定聴講生」制度による単位互換制度を持っている。現行では単位互換制度の活用は極めて少ない状況にあるが、学生研究領域・教育ニーズの多様化等を考慮すれば活用機会も広がっていること、単位互換にとどまらず定期的に研究会を開催していることを考慮すれば、きわめて適切な制度となっている。

#### (社会人、外国人留学生等への教育上の配慮)

ビジネス・会計ファイナンス専攻は、社会人が受講しやすいよう、夜間および土曜日に開講している。また集中講義である経営戦略演習においても連休を活用するなど社会人に最大限配慮した日程を設定している。ただし、社会人、外国人留学生に対する教育研究指導は、日本人学生に対する教育研究指導と区別することなく、主査・副査の指導教授のもとに密接に教育研究指導をしている。

#### (生涯学習への対応)



ビジネス・会計ファイナンス専攻における経営教育は、社会人を主として実施しており、特に実践的経営研究を題材にした経営教育・研究を行っている。この専攻では社会人に配慮し、修士論文に代替する課題研究の制度が設けられている。この専攻における経営教育はキャリア・デベロップメントとして生涯学習へもつながっている。

### （研究指導等）

経営学専攻博士前期課程・後期課程における指導は、研究指導、講義・演習に分かれており、研究指導は主指導教授の研究指導を毎年必ず履修しなくてはならない。研究指導はこれ以外に毎年度2科目を上限に研究指導を履修できるが、全ての研究指導は単位に算入されない。このことから研究指導は基本的に主指導教授1名と副指導教授2名によって行われる。主指導教授の演習または講義は2回8単位まで履修し、単位修得しなくてはならない。3科目を越えて履修・単位修得はできるが、それは卒業単位には算入されない。これ以外に講義と演習を履修するが、主指導教授が認めた場合には、他研究科専攻、他大学、協定校等の授業科目を10単位まで履修かつ習得できる。

ビジネス・会計ファイナンス専攻の場合は、研究指導の上限が、主指導教授の研究指導以外に、毎セメスタ1科目が上限となること以外は同様である。

研究指導は主指導教授を中心に行われるが、同時に副指導教授も主指導教授と同様に深く関与している。主と副の研究指導状況におけるコミュニケーションはきわめて円滑であり、両者は共に基本的な研究方法から個々の学生の研究テーマまできめ細かく指導していることから、研究指導は責任ある指導体制を整えているといえる。さらに研究科委員全員による研究指導を行うために中間報告会を随時、開催して指導を行っている。さらに東洋大学経営力創成研究センターのシンポジウム、研究会における博士後期課程の報告は研究指導の一つであり、個別的に充実した研究指導を行っている。また中間報告会・研究会には原則として、分野ごとに関係する教員と学生が全員参加することから、この報告会は教員間、学生間及びその双方の間に学問的刺激を誘発させる仕組みでもある。このように責任ある、きめ細かな指導体制、中間報告会などによる研究進捗状況の把握などから教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導は適切に行われている。

学生に対する履修指導は、学生の学習目的などを十分に踏まえ、指導教員の選択から講義の選択まできめ細かに行われている。社会人に対する履修指導は特に入念に行われ、入学決定前のオープンキャンパス、公開講義の時点から行っている。これらのことから学生に対する履修指導はきわめて適切に行われているだけでなく、才能豊かな人材の発掘を実行していることになる。また研究分野や指導教員に対して学生より変更希望があった場合には、研究科委員長と2名の専攻主任が面談等を行って対処している。

このように教員が学生とのコミュニケーションを密にして学生の研究に高関与している研究指導体制は、次項で詳述するように学生の才能に適った研究機関等に送り込むことを可能にしてきた。

## （2）教育方法等

### (教育効果の測定)

経営学専攻博士前期課程、ビジネス・会計ファイナンス専攻の研究上の教育効果の測定は、2年前期に行われる中間報告、後期の論文提出前の最終中間報告において研究の進捗状況を把握した後、最終的には修士論文にまとめ上げられた成果による。

総合的な教育効果の測定は卒業後の進路によって測定できる。平成12年以前には税理士資格取得のための会計・税務領域の学生が大半であったが、平成13年以降は留学生（特に中国人）が多数を占めるようになってきている。留学生は終了後には自国の企業や日系企業などの在中外資系企業に就職している。また日本人学生は、税務・会計事務所よりも一般の企業が多い。就職先は学部卒では採用が困難な企業、団体が多く、修士課程の教育成果が見られる。ビジネス・会計ファイナンス専攻の学生は、既に就職している社会人学生が中心であり、就職先から成果を測定することはできないが、今後のキャリア開発等の状況を見極める必要がある。平成17年度社会人卒業生は修士号の取得によって昇進の機会、研究職への配置転換を得た例もある。

経営学専攻博士後期課程においては、1年後期の研究報告、2年後期及び3年前期の博士請求論文の中間報告会、3年後期の公聴会、学位請求論文によって教育成果を測定できる。また博士後期課程の学生については、学内外の学術刊行物への投稿論文、学会等の報告によっても成果を測定することができる。

総合的な教育効果の測定は、やはり卒業後の進路である。平成18年5月末現在で、博士後期課程の博士学位取得者（甲）は7名であり、このうち3名は大学の専任教員として活躍し、3名は研究所研究員、1名は私企業社員として勤務している。これらのことから経営学専攻における教育は十分な成果を出している。

以上のように、教員と学生が研究論文の報告会へ向けて研究を行い、その成果を研究論文の報告会にて示すことから、この研究論文の報告会は教育効果の測定の機会として機能し、論文の質の担保となっている。積極的に行われる学会報告や学会誌への投稿は教育成果の第三者による測定の機会でもあり、さらに進捗状況によって教育・研究指導の効果を測定することは適切である。

### (成績評価法)

成績評価については、個人の能力に応じて目標達成度を設定し、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)を合格、D(59～0点)を不合格として評価している。

目標達成度はテーマや方法論によっても異なるが、演習での発表能力、質疑応答への参加意欲とそれら内容の質、論理思考、問題意識、文献および資料の収集力、郵送調査・インタビュー調査等の調査実施に伴う率先力や行動力などを総合的に判断して評価している。成績評価については、各教員は客観的で適正な評価方法を常に心がけている。この成績評価方法は、学生との密接なコミュニケーションと教員の高関与を前提にしているが、学生の資質向上の状況を検証するには適切な方法である。

### (教育・研究指導の改善)

経営学研究科では、研究科委員長、専攻主任、自己点検・評価委員が中心となって、定期的に教育・研究指導の改善策等を検討している重要な問題は、経営学研究科委員会の議題として組織的に取り込み、カリキュラム等の抜本的改善については、プロジェクト委員会を別に設けて改善策を検討している。平成 18 年度に検討された事項は、研究中間報告会のあり方について、学生の講義への満足度とその調査について、ケーススタディの活用、集中講義の有効な活用方法について等であり、FD 活動のひとつとして専攻主任が自己点検・評価関連のセミナーに参加した。平成 18 年 4 月から開設されたビジネス・会計ファイナンス専攻はこのような検討の中から生まれた専攻である。

シラバスは、『大学院講義要項』として講義の目的・内容、年間スケジュール、指導方法、成績評価、テキスト、参考書などを明示した共通フォーマットに従って作成されており、大学院生が受講を決定する際の科目に関する情報は網羅されている。さらに科目の特性や授業のあり方、より詳細なセメスタ・スケジュールについては『大学院講義要項』とは別に講義回毎にテーマを設定した詳細な情報が各教員から提示されることが望まれる。共通フォーマット上のシラバス改訂は経営学研究科のみでは実行できないが、履修指導用など目的別に詳細版のシラバスを工夫することは平成 18 年度の検討事項の一つである。

またビジネス・会計ファイナンス専攻では、シラバスを補完するために、ガイダンス期間に定型的なシラバスでは十分に伝わらない教員に関する情報、研究指導、講義の内容、目的などを、講義担当教員が学生に直接説明する機会を設定している。

大学院生による授業評価については、平成 14 年度に実施した「学生満足度アンケート」以降、調査を行っていない。平成 18 年度後半には経営学研究科自己点検・評価委員会が中心になって経営学研究科独自で授業評価も含めた学生満足度調査を実施する。

学生の満足度の観点では、大学院独自の施設と設備面に関する課題が多く指摘されていたが、平成 15 年度に大学院研究棟が完成し大学院研究室および PC 室など施設・設備面を大幅に充実させ、満足度は大幅に改善した。

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組み、および高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価については導入していない。まず卒業生に対する評価システムの導入から検討を開始し、ビジネス会計ファイナンス専攻の完成年度である平成 19 年度末から実施する。

これらの方法によって教育方法を改善した結果、教育目標の一つである「経営実践課題を解明できる能力育成」を中心に目標達成に資することができた。

### (3) 国内外における教育・研究交流

経営学研究科は、質の高い経営理論および経営実践課題を解明できる能力育成のために、そしてより高水準、かつ特色のある研究拠点として社会の要請に応えるためには、国際化への対応と国際交流は重要な活動の一つと認識している。そして資金および人的な制約を考慮してより効率的、有効に国際化への対応と国際交流の推進を行うために国際交流センター、経営力創成研究センターと連携して、計画、調整、実施している。

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置として、「東洋大学経営力創成研

究センター」による海外研究調査活動を平成 16、17 年度に行った。平成 17 年度には、研究員、客員研究員、RA によって中国上海市を中心として、躍進著しい中国企業の競争力と経営力に関する情報を収集するため、復旦大学日本研究中心、及び中国の現地企業である冠生園集团有限公司を訪問し、インタビュー調査等を行った。

平成 18 年度には米国ミズーリ大学において「日本発の独創的な日本企業の競争力創成に関する研究」をテーマに国際シンポジウムを開催し、経営学研究科から 3 名の教員が報告することとなっている。また、平成 19 年度には、米国の提携先大学から関係する研究者を招聘し、日米合同の学術シンポジウムを計画中である。これらの日米両国合同の学術研究集会等の開催は、経営学研究科における外国研究者の相互受け入れ、教育研究及びその成果の外部発信の機会でもある。このように国際化への対応と国際交流は適切に行われているが、今後はこれらのシンポジウムを国際レベルでの教育研究交流を緊密化させ、教育研究およびその成果の外部発信の契機として活用し、恒常的な国際レベルでの教育研究活動・組織的な教育研究交流に展開していくために、国際交流センターとの関係をさらに緊密にしていく。

経営学研究科が実施している大学院間の組織的な教育・研究交流としては、明治学院大学との相互交流協定、「首都大学院コンソーシアム協定聴講生」制度、大学院生の留学生がある。経営学研究科は、研究科発足後まもなく、昭和 47 年に明治学院大学大学院経営学研究科と相互交流協定を結んだ。この協定は隔年度の当番校制で、毎年度 11 月ないし 12 月期に、両大学院経営学研究科の教員及び大学院生（複数人）によって、それぞれの研究成果を発表する場を設け、教育研究交流の成果を上げてきている。平成 18 年度は、本学大学院が主催で、白山校舎において開催することが決定している。この交流協定は、大学院学則第 8 条に基づき、委託聴講生制度（特別科目履修生）にまで発展した。両大学大学院生は、相互に授業科目の聴講ができ、10 単位を限度として修了単位に認定できる。

また経営学専攻では本学大学院学則第 8 条に基づき、「首都大学院コンソーシアム」加盟大学院の開講授業科目を協定聴講生として聴講することにより、課程の修了に必要な単位として 10 単位を越えない範囲で、研究科の審査を経て修了単位として認定することができる。しかしビジネス・会計ファイナンス専攻は本協定に加盟していない。

「東洋大学大学院学生の留学に関する規程」（『大学院要覧』に掲載）は、協定大学（東洋大学が外国の大学との間に学生交流の協定を締結した大学）と認定大学（本学の学長が認定した大学）への交換留学生又は認定留学生は、いずれも在学中であって、所定の手続きを経て、原則として留学期間の 1 年以内を自己の在学年数に算入できる。また、留学終了後に単位認定を願い出る学生は、指定した証明書を添えて、大学院の修了に必要な単位として振替、換算できることとなっている。

大学院経営学研究科は、本学の国際交流センターと連携して、大学院学生に対して、TOEFL など、国際的な教育研究交流、学術交流のために必要な語学力の基礎を修得することを、オリエンテーションなどさまざまな機会を捉えて推奨している。また平成 18 年度から開始された東洋大学「英語特別教育科目」（Special Course in Advanced TOEFL）は学部学生だけでなく、大学院生も受講することができる。

#### (4) 学位授与・課程修了の認定

##### (学位授与)

経営学研究科の学位の授与方針は、修士もしくは博士の学位にふさわしい研究能力を有するかどうかを、透明性と客観性を確保した厳正な手続きと審査によってはかり、大学院設置基準が示す基準とともに経営学研究科の学位の水準を高く維持することである。具体的な授与基準は下記の手続きと基準によって運用されている。

経営学研究科では博士前期課程（経営学専攻）の場合、入学時より各学生に対し主指導教授および副指導教授の2名で修士論文の指導を行っている。2年間で30単位以上を修得するとともに、研究科の担当教授の講義、主指導教授および副指導教授の演習および研究指導においてきめ細かく学生の研究成果の進捗度を勘案しながら指導を行っている。

2年目においても学生の学習進捗度合いを把握するため、単位とは関係なく主指導教授および副指導教授の講義と演習を履修するよう推奨している。2年目の前期に中間報告、後期の論文提出前に最終中間報告が3つのグループ（経営学領域、マーケティング領域、会計・税務領域）に分かれて主指導教授、副指導教授を含む関係領域教授の前で行なわれ、口述試問の後、グループごとに評価を行い、最終的に経営学研究科会議で受理、評価の後、修士学位の承認を行っている。この中間報告、グループごとに行われる審査会は客観的な審査を担保する役割も持っている。それゆえビジネス・会計ファイナンス専攻では修士論文の代替として課題研究を選択することができるが、課題研究についても上記と全く同じプロセスを経ることを条件としており、課題研究に対する学位認定水準は適切に維持されている。

博士後期課程（経営学専攻のみ）は、入学時より各学生に主指導教授1名、副指導教授2名から3名の計3名以上で指導している。後期課程でも研究の進捗度合いを判断できるよう主指導教授の講義、演習、研究指導以外にも副指導教授の講義も受講するよう推奨している。標準的な学位請求までの「論文審査プロセス」は、(a)主指導教授、副指導教授、および経営学研究科専任教授全員出席のもと、1年目の後期に研究報告、2年目の後期および3年目の前期に博士請求論文の中間報告会にて報告を行う、(b)3年目の後期に公聴会を開催し、それを受けて主指導教授（主査）および副指導教授（副査）で審議を行い、必要な修正を求め完成度を高める。(c)3年目の11月末までに学位論文（完成稿）を提出させて審査委員による審査の後その可否を研究科委員長に報告する。(d)研究科委員長は研究科委員会において学位授与の可否を審査し承認する。(e)研究科委員長は研究科委員長会議に学位請求論文「可」の報告をし、承認を受けた後、学位授与を決定する。この授与プロセスは平成18年に文書化され、研究科会議で承認されたプロセスである。なお博士（論文）については未だ申請者がいないこともあり、経営学研究科独自の標準「論文審査プロセス」の作成は遅れていたが、平成18年6月の研究科会議で草案が正式承認された。

また博士論文の提出には付帯条件として、(a)論文3本の掲載（内1本は日本学術会議登録の学会またはそれに準ずる学会での査読論文であることが望ましい）(b)上記学会での報告を2回以上行うこと、がある。

学位審査の透明性・客観性を高める処置として、博士後期課程の公聴会においては経営

学研究科以外の教員や外部の学識経験者も出席できるよう配慮し、広く質問やアドバイスを受けられるようにしており、この措置は適切である。また学位論文審査においても、必要に応じて副査として本大学院関係者以外の研究者を関与させることはできるが、現在までは学外者が審査に直接かかわったことはない。

以上の通り、学位審査（課題研究を含む）は、事前に明示された論文審査プロセスに従って行われ、しかも成果は報告会等で発表、公表されることによって、透明性と客観性を厳正な手続きと審査によって担保しており、適切に行われている。

留学生に学位を授与する場合には、主査・副査が協力して、学位請求論文や研究上の日本語指導を行っている。この指導は主に研究指導の中で行われ、指導教員は講義での報告原稿から論文の草稿などを使って、きめこまかな日本語指導を行っている。この指導には時間と労力が必要とされるが、研究コースにおいて留学生が増加したことから、この日本語指導は論文や研究レベルを維持するためにも重要なものと認識し、適切に行っている。

#### （課程修了の認定）

課程修了の認定に関しては、修士課程および博士後期課程とも標準修業年限未満でも学位論文が提出できるように大学院学則に規定している。しかし、現在までのところ、この規定を適用して修了した学生はいない。ただ、ビジネス・会計ファイナンス専攻では優秀な社会人学生も多数在籍しており、将来1年で修士課程を修了する学生が出現する可能性は高いと思われる。

平成13年度以降の修士の学位は設置から平成17年度までに299名に授与した。最近の5年間では平成14年度の28人を境に減少し、平成17年には14名に留まった。博士（課程）の学位授与状況は平成13、14年に各1名、平成15年3名、平成17年2名で合計7名に授与した。ビジネス・会計ファイナンス専攻は、平成18年4月より開設のため、修了者はいない。詳細は大学基礎データ「表7」を参照のこと。

## 五. 工学研究科

工学研究科の教育目標は次に詳細に述べるが、それを達成するための教育内容・方法等に関しての問題点は、「博士前期課程の学生の一部に、本研究科の理念・目的のレベルに達していない学生」が見受けられることである。このことから本研究科の理念・目的に沿った人材育成の成果をあげるために、講義における基礎学力の強化を行い、「学力アップ」と「学生の勉学・研究に対する意識向上」を目標に、教育内容・方法等の改善を実施する。

#### （1）教育課程等

##### （大学院研究科の教育課程）

工学研究科の理念・目的・教育目標は、学校教育法第65条「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その奥深をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深

い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」の趣旨に整合した内容として規定されている。修士課程については、大学院設置基準第3条第1項に「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」と、博士課程では同第4条第1項に「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」と規定されており、これらを念頭に置き教育課程を編成し、必要な場合には改正を加え教育・研究を行っている。さらに工学研究科は、東洋大学の教育理念を具現化する「5つの目標」を実践するために、研究科独自の理念として「先進性」、「開放性」および「柔軟性」を掲げている。

工学研究科における博士前期課程の教育目標は、「専攻分野で自立して研究活動をはじめするのに必要な研究能力と基礎となる豊かな学識の養成」である。また博士後期課程の教育目標は「より広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における高度の専門性を要する技術者および研究者の育成」であり、本研究科の理念を具現化するものである。

工学研究科は工学部の基礎教育を土台としている。現在、工学部8学科（機械工学科、電子情報工学科（平成17（2005）年に電気電子工学科より名称変更）、応用化学科、環境建設学科、建築学科、情報工学科、コンピューショナル工学科（平成17（2005）年にコンピューショナル情報工学科より名称変更）、機能ロボティクス学科（平成17（2005）年に新設））が設置されており、工学研究科は平成17（2005）年度より学科の壁を越え、「先進・開放・柔軟」をキーワードにして4つの専攻制度で再スタートした。工学研究科4専攻は、「機能システム専攻」、「バイオ・応用化学専攻」、「環境・デザイン専攻」と「情報システム専攻」からなり、工学部8学科の教育を基礎とし、それらの学際領域の融合による新領域分野を創成し、21世紀の社会を担う人材の育成を目指している。学部教育と大学院教育の関係では、出身学科に関連した専門科目に加えて他学科に関連した専門科目も専攻の科目として配置されており、選択することが可能である。複数の学科教育を受け基礎教育の異なる学生が同一の講義を履修することによりお互いに刺激し合い、切磋琢磨することから、教育効果は上がっている。平成20（2008）年度からコース制などの導入により教育体制の改善に向けて検討に入った。

工学研究科の教育内容は、博士前期課程については学部教育による専門分野の基礎を踏まえて、それを発展させた専門分野を各専攻独自のカリキュラムに基づき教育し、専門研究の基礎技術のトレーニングを行なう。博士後期課程については、博士前期課程で学んだ各専門分野の教育・研究の成果を踏まえ、さらに高度な専門教育をめざし研究指導を行う。このように博士前期課程・博士後期課程の一貫教育は、特に博士後期課程の学生にとって理解しやすいものとなっており、現状においては特に問題なく教育・研究が実施されている。

入学から修了に至る過程は、博士前期課程では各専攻が定める必要条件に沿って講義科目等を履修することが必要で、2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足

りるものとする。博士後期課程では本大学院に5年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。

いずれの課程においても教育と研究の成果に応じて、短期修了制度を利用できる。工学研究科はセメスタ制を実施していることから、半年毎に短縮修了が可能で、平成15（2003）年度から平成17（2005）年度の過去3年間で、博士前期課程で5名、博士後期課程で2名が、実際に半年から1年を短縮して修了している。通常の学生の教育システムに関して問題は生じてはいないが、産業界からは職業人再教育制度の要望がなされており、修士課程（博士前期課程）の修了要件として、修士論文に代わる特定の課題についての成果も認めることを、平成20（2008）年度からの実施に向けて検討している。

また、本学において、今までの「バイオサイエンスの研究」と「ナノテクノロジーの研究」の学際領域において大きな成果をあげてきていることから、さらに新たな学問領域の創造を目指し、東洋大学における新たな研究科として「独立大学院 学際・融合科学研究科 バイオ・ナノサイエンス融合専攻」を平成19（2007）年度より設置することとなった。

さらに産学連携による工学分野の人材育成を推進することを目的とし、平成18（2006）年度より、経済産業省の産学連携製造中核人材育成事業（社団法人・日本機械学会を管理法人として、「メカトロニクス・ロボット分野のモジュール製品製造現場における中核人材育成事業」のテーマで茨城大学、群馬大学と共に中核機関として実施する）に採択され、機械・ロボティクス関連製造業における技術者に対して実践的な教育を行うプログラムが進行中である。

また、（社）日本経済団体連合会の「平成18年（2006）年度産学連携による高度通信人材育成拠点設立プログラム」の協力校（候補）にも指定され、日本における通信関連の人材育成拠点としてプロジェクトを推進している。さらに、平成18年（2006）年度に文部科学省「先導的ITスペシャリスト人材育成推進プログラム」に応募し、21世紀の情報分野を担う人材育成のプロジェクトを発足させている。

#### （単位互換、単位認定等）

東洋大学大学院では、首都圏10大学（共立女子大学、順天堂大学、専修大学、玉川大学、中央大学、東京電機大学、東京理科大学、日本大学、法政大学、明治大学）と「首都大学院コンソーシアム」を形成し、単位の相互認定を行っている。

工学研究科では平成6（1994）年度より東京電機大学理工学研究科との間で個別に単位の相互認定を行っており、所定の手続きにより特別聴講生として、実験・演習・研究指導に関する科目を除いて教育課程表の講義科目について、10単位を上限として修了単位として認めている。平成15（2003）年からは、東洋大学全研究科との間で単位互換を開始した。平成17（2005）年度までの過去5年間の実績では、東京電機大学理工学研究科からは6名の受入を行っており、本学の成績評価基準に基づき評価を行っている。工学研究科では、



交通の不便さなどが原因となり過去5年間でこの制度を利用した学生はいない。

しかし、学生の研究テーマは、今後多様化していくことも予想され、単位互換制度で他大学に学ぶことは、学生の情報交換と交流の場ともなり、極めて有効な制度であると考えられることから、利用に向けて、引き続き新入生ガイダンス等で積極的な広報を行うとともに、平成19年(2007)年度4月から新たな大学との連携が図れるよう検討に入っている。

単位認定は、各専攻の教育課程表に掲げた科目の他に、指導教授が研究指導上必要と認めた場合は、工学研究科他専攻・本学他研究科の講義科目および他大学(協定校)の講義科目を履修することができる。ただし、他専攻・他研究科・他大学の講義科目の履修登録は10単位を限度とし、修得した単位認定は修了要件の科目に充当することができる。

単位互換、単位認定ともに制度として適性に運用されている。

#### (社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

工学研究科では、社会人学生と外国人留学生の受け入れとして、一般入試とは別に社会人推薦入試と外国人留学生推薦入試を実施している。また、外国人留学生で既に工学部に在籍している学生は、選考基準に達していれば学内推薦入試制度によっても工学研究科への進学が可能となっている。

社会人学生においては、現職をもって入学してくるため、講義科目を履修しやすい時間割編成をとり、土曜開講、集中講義の実施など便宜を図っている。特に研究指導においては、これまでの職業的な経験等のバックグラウンドを加味し、現在の仕事との関連を重視した研究テーマを与えることや、研究指導を行うなど各教員が工夫と配慮に務めている。現在、社会人学生は博士後期課程に7名が在籍し、問題なく教育・研究活動を行っている。

外国人留学生においては、ほとんどが本学工学部出身者であることから、他の学生と区別なく教育・研究指導が行われている。しかし、一部の学生で外部から工学研究科に進学し日本語に不安のある学生に対しては、英語による授業・研究指導を実施するなど特別な配慮を行うことも可能である。現在、外国人留学生は博士前期課程に5名、博士後期課程で3名が在籍している。

#### (生涯学習への対応)

社会人のリカレント教育、一般市民と学生の交流を目的に、平成12(2000)年度以降、年1~2回(春・秋学期)、川越市との共催によるサテライト講座、特別講義、公開講座との名称で一般市民への開放講義を定期的実施している。講義開催場所は川越キャンパスに加えて一般市民の聴講の便宜を考え、川越市内、さいたま新都心、白山キャンパスでも実施している。内容は講義だけではなく、実際の現場の見学、テーマに関連した各研究機関・センターの見学や、ノーベル賞受賞者等による講演も実施した。社会人の参加者は大変に熱心で継続的な参加者も多く、本学学生においても良い刺激になっており、高校生から高齢者の方まで幅の広い年齢層の受講生が多く、アンケート等を実施し、その希望を加味しながら、今後とも大学院レベルの内容を一般市民にも理解し易い形で講義を充実させながら継続していく。平成17(2005)年度の実績としては、機能システム専攻が「シミュレ

ーションの歴史と未来」と題して秋学期に12回の講座を開催し、川越シティカレッジ（一般市民）55名、本学学生14名の参加があった。

#### （「連携大学院」の教育課程）

工学研究科は、平成9（1997）年度より独立行政法人理化学研究所、平成16（2004）年度より独立行政法人海洋研究開発機構、平成17（2005）年度より独立行政法人国立環境研究所と連携大学院協定を締結している。関係機関からは客員教授4～5名を招き、工学研究科の講義科目を担当していただいているとともに、博士後期課程の学位審査においても審査員として協力いただく場合もある。研究においても、希望する学生は指導教員の許可を受けて連携大学院協定機関で研究指導を受けることも可能で、毎年10名前後の学生が1年間を基本として外部派遣学生として指導を受けている。本学の指導教員は連携大学院の客員教授と相互に連絡を取り合い、研究の進捗や成果について確認を行っている。また、学生は最先端の研究施設の利用や、共同研究を通じての人的交流により、学問研究領域の拡大と探求に大きな成果を挙げており、定期的（義務付）に行なわれる本学指導教員への報告からも確認することが出来る。このように連携大学院は、工学研究科における専任教員・学生との共同研究の上でも、限られた教育スタッフの専門分野を補完する上でも、非常に有益であり、本システムは現段階では適切に運営されている。

#### （研究指導等）

博士前期課程では、各専攻分野に関連する科目と、修士論文作成のために必要な科目を履修し30単位の取得が修了要件となっている。学生は指導教員の助言により論文題目を決定し、指導を受けながら論文作成のための必要な研究実験を行う。博士後期課程では、博士前期課程で学んだ各専門分野の教育・研究の成果を踏まえ、さらに高度な専門教育を目指し研究指導を行う。いずれの専攻においても担当指導教員による個別指導により、以下に述べるように適切な運営がなされている。各指導教員の研究内容は『大学院講義要項』と「東洋大学Web情報システム」で確認することができ、各専攻が学期ごとに進学者を対象に実施するガイダンスでも詳細な説明を行なっている。理解できない場合には、個別に各指導教員とのコミュニケーションを取っており、現在のところ問題は発生していない。

多くの学生は学部の卒業論文研究テーマを継続しているが、最近多様化した学生が進学してきており、研究目標が希薄な者も多くなってきている。このため、指導教員は入学時期に個別の面談を行い、研究目標について適切な指導を行っている。その後においても指導教員は各学生と個別の討論を随時行い、研究進捗状況とこれに関わる問題点を常に把握し、助言を行なっている。学生から研究分野（指導教員）、テーマの変更希望があった場合には可能な限り指導教員と話し合いを行い、場合によっては専攻主任を中心に学生と面談し、指導教員を変更する等個別に必要な対応を講じている。

一層の発展的研究を希望する学生は、外部の研究機関の研究指導を受けることも認めている。連携大学院協定機関をはじめとして、独立行政法人物質・材料研究機構や国立身体障害者リハビリテーションセンター等で、毎年、研究指導を受けている大学院生もいる。

いずれの専攻においても学生への研究指導は主査と副査により行われるが、実質的には主査（担当教員）の研究室に所属し、その責任の下で行われている。研究指導については各教員の特性を活かしながら、複数教員での集団指導も可能としている。大学院学生による評価や第三者評価システムの導入なども検討している。一部の専攻においては博士前期課程1年修了時に中間発表会を行うなど集団指導体制も充実しており、今後、全専攻での実施も視野に入れている。

研究成果は学内の中間発表会や最終審査の論文発表会、学会等の学術講演会・シンポジウム、学会誌・国際論文誌等への論文投稿など様々な形で情報発信をしている。

大学院では学生の国内外の学会発表に対して旅費交通費の一部補助制度がある。特に他研究科と比べ、国内外での学会発表の機会が多い本研究科において、学生にとってこの制度は研究活動の刺激に大いに役立っており、本制度の拡充が工学研究科の発展の要素ともなりうる。本研究科は補助の基準を、国内では東京駅並びに羽田空港を起点に100km以遠、海外は成田空港を起点とした条件を設けている。補助額はその年度の発表件数により変動するが、平均して約6割程度の補助を実現している。申請件数は平成16年度に86件、平成17年度に117件、平成18年度に121件と年々増加し、その成果も上がっていることから、平成18年度（2006）年度の大学院研究科委員長会議において予算枠拡大に向けて要望していくとともに予算要求を行なう。

#### （「連携大学院」における研究指導等）

平成9（1997）年度に独立行政法人理化学研究所、平成16（2004）年度に独立行政法人海洋研究開発機構、平成17（2005）年度より独立行政法人国立環境研究所との「連携大学院」協定を締結した。理化学研究所および海洋研究開発機構の研究員に工学研究科の客員教授を委嘱し、大学院の指導教員と共同して研究指導等を実施している。

具体的には、毎年10名前後の学生がこの制度を利用している。研究指導を受けている学生の研究進捗状況を工学研究科の指導教員と客員教授が相互に連絡を取り合い、共同して研究指導等を実施している。客員教授はそれぞれの研究分野において第一線に立つ研究者であることから、指導を受ける学生にとってはより効果的かつ発展的な知識を修得することができる。

連携大学院において研究指導を受けた学生数は、平成14（2002）年8名、平成15（2003）年8名、平成16（2004）年15名、平成17（2005）年17名、平成18（2006）年16名と、5年間に於いて、64名の学生（延べ人数）が連携大学院協定機関で研究指導を受けている。この割合は、ほぼ所属学生の10%弱である。連携大学院において博士前期課程で指導を受けた学生の多くは博士後期課程に進学しており、工学研究科における博士（工学）の学位取得と人材育成に大きく貢献している。このように、「東洋大学の5つの目標」と「工学研究科の理念」を具現化する有為な人材が多く育成されており、連携による教育が体系的かつ一貫性を確保しつつ適切に運営されていると認識される。

## （2）教育方法等

### (教育効果の測定)

博士前期課程では、各講義・演習科目における単位取得および成績、研究論文作成の進捗状況と完成の質・量、各専攻で独自に実施している中間発表会や論文発表会、さらには学会発表等で測定できる。博士後期課程では、学内外での研究発表に加え論文誌への投稿、博士論文の提出が大きな測定の指標となる。博士前期課程では「修士論文要旨集」並びに「修士学位論文要旨・審査報告書」を、博士後期課程は「博士後期課程研究報告書」を刊行しており、これによっても確認することができる。

博士前期課程の学生の就職状況は、工学部学生と類似しているが、より専門性を活かすことができる研究・開発部門に配属されるケースが多くなっている。平成 17 (2005) 年度の博士後期課程の学位取得者は、他大学の専任教員、本学非常勤講師及び本学 21 世紀 COE プログラムにおいてポストドクターとして従事している。

このように、博士前期課程修了生の多くは、研究・開発部門に配属され、工学研究科の目標を具現化し実践している。博士後期課程の修了者の多くは、学位取得したばかりであるため、独立した研究者を目指しポストドクターとして、工学研究科の目標を実践しながら努力しているのが現状である。

#### 平成 17 (2005) 年度大学院工学研究科修了者進路状況

##### 博士前期課程

専攻	建設	製造	情報	卸売	教育	サー ビス	公務	進学	その他	合計
機械工学		10				1		2	2	15
電気工学		3						1		4
応用化学	1	15		1		1	1	5	3	27
土木工学	3	1	1	1		3			2	11
建築学	1					1	1		9	12
情報工学			8			1	1	1	3	14
合計	5	29	9	2		7	3	9	19	83

##### 博士後期課程

専攻	建設	製造	情報	卸売	教育	サー ビス	公務	進学	その他	合計
機械工学										
電気工学										
応用化学		1			2				1	4
土木工学										
建築学					1					1
情報工学										
合計		1			3				1	5

### (成績評価法)

平成 15 (2003) 年度新入生より、S、A、B、C、D 表記の評価方法を採用している。それまでの A 評価に偏りがちであった評価方法を、新評価方法にすることにより、学生には自己の勉学レベルがはっきりと認識できるようになり、勉学意欲の高揚効果がでてきている。評価と素点の評価基準は下表の通りであるが、評価方法は『大学院講義要項 工学研究科』を通じて周知することで評価の透明性を高める措置がとられている。講義・演習科目の評価は担当教員が出席状況・課題・試験結果等により行ない、修士論文審査は主査教員および副査 (1 名以上) が論文内容から公平かつ客観的に評価を行っている。このことから、講義・演習科目ならびに修士論文審査の成績評価はほぼ適切に行なわれている。

評価	点数	合・否	評価基準
S	100～90	合格	特段に優れた成績を修めた。
A	89～80	合格	所期の目標をほぼ達成している。
B	79～70	合格	所期の目標に照らして妥当な成績を修めている。
C	69～60	合格	所期の目標の最低限度は満たしている。
D	59～0	不合格	さらに努力・改善が必要である。

\* 上記の他、出席不良、試験不受験・レポート未提出等により成績評価が不可能な場合は「/」(評価対象外<不合格>)となる。

### (教育・研究指導の改善)

工学研究科では、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みとして、各専攻において専攻会議などで改善のための検討を、学部の取り組みを進展させた形で実施している。課題としては、平成 17 (2005) 年度より実施した専攻再編により、各専攻が複数学科の教員で構成されていることから、専攻としての組織的な取り組み体制が希薄になりがちなことである。これらの問題を解決するために、工学研究科を構成する全教員を対象に会議・報告会を実施し、さまざまな提案を喚起しており、具体的な意見を基に改革を進めている。特に FD に関しては、東洋大学大学院全体として平成 19 (2007) 年度からの実施に向けた検討を行っていることから、その方針等に従い工学研究科として実践していく。

シラバスは、表記フォーマットを定型化し、開講する授業科目の目的・内容、スケジュール、成績評価の方法、テキスト等の記載を義務付けており、学生が一読して要点が分かるように配慮され、『大学院講義要項 工学研究科』だけでなく「東洋大学 Web 情報システム」からも確認することが可能である。その情報量に関しては一定の基準を設けていることから、概ね適切である。各専攻はこれを基にオリエンテーションを実施している。

学生による授業評価に関しては、10 人前後の小人数による講義が主であることから、講義内において学生の希望等を取り入れ、講義に反映している。講義以外にも学生の満足度などの調査の実施も必要であるとの認識が高まっており、その実施方法について、学部と歩調を合わせて検討を進めていきたい。

工学研究科の講義内容・研究内容に対する外部からの評価に関しては、共同研究を行っている研究所、企業や学生の就職先企業との交流等により情報収集し、教育方法の改善に役立てている。このことから必要な情報は取得されており、現在のところ、卒業生や他の高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価にまで広げるメリットは考えられず、その実施は考えていない。

### (3) 国内外における教育・研究交流

工学研究科では、研究の基礎は「ものづくり」と「サイエンス」であり、グローバル化した研究が前提であり、研究成果を国際的に発表しなければ評価されない。具体的には、工学研究科の教員が中心となって運営している文部科学省 21 世紀 COE プログラム「バイオ科学とナノテクノロジーの融合」とハイテク・リサーチ・センター整備事業「バイオ・ナノエレクトロニクス研究センター」、私立大学学術研究高度化推進事業・学術フロンティア推進事業「計算力学研究センター」、ハイテク・リサーチ・センター整備事業「先端光応用計測研究センター」、社会連携研究推進事業「地域産業共生研究センター」、社会連携研究推進事業「共生ロボット研究センター」が中心となり、幅広い先端科学の研究に取り組んでいる。その研究成果として、工学研究科のサポートの下、研究センターが中心となり国内及び国際シンポジウムを開催している。これらのシンポジウムには国内外からの研究者が多数参加しており、研究に関しては国内及び国際交流が円滑に進んでいる。さらに、これらの国際シンポジウムに学生が参加することを奨励しており、国際シンポジウムでの国内外の研究者とのコミュニケーションによりその能力を進展させることにもなっており、概ね適切に実施されている。

また、バイオ・ナノエレクトロニクス研究センターは、海外共同研究者から研究のために学生が派遣されており、活発な教育・研究の交流が行われている。今後は、それらの学生を大学院生として受け入れる東洋大学の制度整備が課題である。また、東洋大学からの海外大学への短期研修の実現など、海外大学機関との教育・研究交流の制度化について、平成 19（2007）年度から設置される学際・融合科学研究科との協力の下、国内外の大学院との連携のための締結等を含めて整備している。

外国人研究者に関しては、バイオ・ナノエレクトロニクス研究センター、日本学術振興会の外国人特別研究員制度や、科学技術振興事業団の支援による地域結集型共同研究事業等を通じて川越キャンパスに受け入れており、工学研究科として外国人留学生の研究指導体制の問題点はほぼ解決されている。しかし、東洋大学の受け入れ体制に関しては、まだ完備されていないため、大学としての制度の充実を目指す必要がある、大学院研究科委員長会議を通じて、留学生のための宿泊制度（借り上げ等を含む）などのシステム作りの要望を行っていく。また、工学研究科の外国人留学生の入学試験制度に関しては、ビザ取得等問題もあることから受験がしにくい状況にあるため、平成 19（2007）年度以降の入試方式の見直しを図る。

教育研究及びその成果に関しては、工学部と共同で刊行している『工学部研究報告』において、研究成果をも含めた形で外部発信をしている。『工学部研究報告』は年 1 回の刊

行であることからより迅速な情報発信の実現が望まれ、ホームページへの掲載を検討する。また、ホームページにおいて教育・研究に関するトピックスの掲載を行い、毎年発行している工学研究科のパンフレットでも情報発信を行う。特に、工学研究科の研究は「ものづくり」と「サイエンス」であり、グローバル化した研究が基本であることから、英語表記によるホームページ作成を平成 19 (2007) 年度から段階的に整備していく。

また、工学研究科では多くの学生が積極的に国際的な教育・研究交流に参加しているが、コミュニケーションによる問題は発生していない。また、学生が海外での研究発表を行う際には、指導教員が引率的に同行し必要に応じてサポートを行なっている。

#### (4) 学位授与・課程修了の認定

##### (学位授与)

修士・博士の学位の授与状況は大学基礎データ「表 7」に示した通りである。

博士前期課程での学位授与は、各専攻においては、ほぼ同様な基準となっており、一定基準の単位の取得と、修士論文において研究指導を担当する主査と、副査 (1 名以上) で審査を行い、専攻内で開催する中間発表、最終発表を経て、最終的には工学研究科内で審議し修士の学位授与することを決定する。博士後期課程では、各専攻により学位取得に必要な該当論文や投稿論文数に若干の相違はあるが、研究科内で定めた成文化した基準に基づき手続きを行っている。審査は、論文提出のあった専攻内において他専攻・他大学 (研究機関を含む) の複数の教員から構成する審査委員会を設け、所定の手続き (事前審査会、予備審査会、公聴会、外部審査を含めた評価等) を進めていくが、工学研究科委員会において、事前に論文受理についての審議を経ることが必要である。

学位に関しては、工学研究科の各専攻が定める基準を満たした学生に、学位授与を行う。特に、博士の学位については審査委員に外部の専門家を入れることにより透明性・客観性を高める措置を講じている。主査と複数の副査による審査結果は、工学研究科委員会で審査・評価することにより透明性をより高めている。外部審査委員は専門性の内容から関東圏以外の地域に居住する方に依頼することもあるが、審査手当が低いことに加え旅費の支給が行われないこと等の課題があるため、今年度の大学院研究科委員会議に平成 19 (2007) 年度実施を目指して改善の提案を行う。

修士論文に代替できる課題研究を求める体制について、環境・デザイン専攻においては、新規科目として「環境・デザインプロジェクト特別演習」を設置し、今後、修士論文の代替への可能性を模索している。

留学生の学位授与に関しては、入学時に日本語能力審査を行い、学会発表などにおいて指導教員による日本語での発表の指導が行われている。ただし、研究指導に関しては英語による指導も実施するなど特別な配慮を行うとともに、英語による中間発表、最終発表や修士論文を認めており、これまで問題なく機能している。

##### (課程修了の認定)

博士前期課程では、東洋大学大学院学則第 12 条に基づき、教育課程表に定める必要条件に沿って講義科目等を履修することが必要で、2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。博士後期課程では、東洋大学大学院学則第 13 条に基づき、本大学院に 5 年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む）以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。また、東洋大学大学院学則第 30 条第 2 項第 2 号ないし第 6 号の規定により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期 3 年の課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に 3 年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行なう博士論文の審査および試験に合格することとする。

工学研究科は、特に優秀な学生は博士前期課程を 1 年ないし 1 年半で修了することを制度として認めている。課程修了に必要な履修単位を優秀な成績で修得（全て S・A 評価以上）し、研究に関する論文や学会発表などが短縮期間に応じた顕著な業績をあげていることを必要条件として、修士論文に合格することにより博士前期課程の短期修了を可能としている。この制度は目的意識と高い能力を持つ大学院学生に対しては良い刺激となっており、制度としては適切であり、その短縮条件等も妥当である。過去 3 年間で博士前期課程を 1 年半で修了した学生は、平成 15（2003）年に 3 名、平成 16（2004）年に 2 名がおり、修了者全体の約 1%となっている。

博士後期課程においても、博士前期課程に在学した期間を含めて 3 年で修了することを認めている。専攻により博士（工学）の取得条件は異なっているが、その条件を最低限満たし、さらに短縮期間に応じた研究業績を上げた学生に対して短期修了を可能としている。過去 3 年間で、短縮修了により 2 名が学位を取得している。

## 六. 経済学研究科

「学術の理論及び応用を教授・研究し」（学校教育法第 65 条）、「広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」という修士課程設置の趣旨（大学院設置基準第 3 条）に則り、経済学研究科経済学専攻では、①経済学分野における総合的な学識と理論・実証・応用面での高度な研究能力を養う、②高度専門職に必要な能力を育成する、③先端技術分野や構造変革が進められつつある現今の社会経済システムの分析にも対応可能な人材を育成することと目標を定めた。これらに基づき、博士前期の教育課程は上記①に対応して「研究コース」を、②に対応して「専修コース」を設置し、平成 14 年には②に対応して「先端政策科学コース」を加えた 3 コース制とした。平成 16 年には、平成 13 年の税理士法改正（平成 14 年施行）を受けて、上記「専修コース」を「税理・会計コース」と改めた。そして経済学専攻における博士前期課程の教育課程を踏まえ、大学院設置基準第 4 条の趣旨



に基づいた経済学専攻博士後期課程が設置されている。

平成 18 年度には「先端政策科学コース」を継承する形で、社会の要請に創造的に応え高水準かつ特色のある研究拠点となるため、「公」、「民」双方の立場の社会人等を対象に、公民連携・地域再生の論点を具体的に考案しつつ、「公」と「民」双方の行動原理を理解し連携を円滑に進めうる人材の養成を教育目標として定め、経済学研究科公民連携専攻を開設した。

## (1) 教育課程等

### (大学院研究科の教育課程)

経済学専攻研究コースの教育課程は、基礎（必修）科目の授業では、研究者として将来自立するための基礎学習の徹底を図り、専門科目の授業では各自の研究分野に応じて講義や研究指導を履修し、修士論文の作成に臨めるよう科目配置を体系化した。

経済学専攻専修コースの教育課程も研究コースに準じていたが、税理士法改正後の税理・会計コースでは、税法に関する高度に専門性を有した修士論文の作成を目指す体系が組まれている。

経済学専攻先端政策科学コース（前述したとおり、このコースは平成 18 年度をもって事実上閉鎖した）では、21 世紀における社会経済の変化をシステム論において捉え、変化の方向を先端政策として提言することを目指した教育課程を編成した。本コースは、修士論文作成を目標とするが、現状分析の徹底とそれに対する現代政策科学の知識を習得するというコース趣意にそって、必修基礎科目は置いていない。ただし、基礎科目以外に「研究コース」に開講されている専門科目（「統計・計量経済学」、「国際金融」、「中小企業」、「労働経済」等）を受講することは可能とした。また、本コース修了後、さらに高度な研究を希望する者に対しては博士後期課程進学への門戸も開かれた。

経済学専攻博士後期課程は、将来研究者として自立し、大学および他の研究機関において研究活動を継続する上で必要とされる、あるいはより高度の専門職に就くため、一層の研究能力と専門性、およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的に設置されている。博士後期課程は、博士前期課程での基礎学力を前提に、より個別・専門領域における研究能力の開発を教育の重点目標としている。このため、院生各自の研究発表（学会発表・学位請求論文等の準備発表）の場としての「総合演習」への参加を義務付ける他は、開講授業科目はすべて「研究指導」で構成されている。

この他、現在、経済学研究科では、「総合演習」が複数の教員参加の下で行なっているが、カリキュラム上複数指導体制を敷いていない。

なお、博士後期課程の設置趣意に従い、博士前期課程「研究コース」に開講されていた税法関連を中心とした専門職（税理士）分野の諸科目、主として企業人の再教育を目指した「先端政策科学コース」科目については博士後期課程には開講されていない。

次に、先に述べたとおり今年度から開設した公民連携専攻では、教育目標を具体的に次のとおり定め、教育課程を構築した。

- ① 「公」、「民」双方の立場の社会人を対象に、公民連携・地域再生の実現に必要な基礎

的な知識の習得や事例研究を行う。

②現実のケースを想定して公共側と民間側に分かれ、募集（RFP）と応募を実践するシミュレーションを行う。

③これらを通じて、提案内容の創意工夫による競争力発揮、社会全体の利益の最大化、リスクの分散と低減、「公」と「民」の経済合理的な役割分担、それを裏付ける独創的なスキーム、透明なプロセス、結果としての公民間契約など公民連携・地域再生の論点を具体的に考察しつつ、「公」と「民」の双方の行動原理を理解し連携を円滑に進めうる人材を社会に供給する。

公民連携専攻の教育課程は、理論から実務まで8つの知識体系、「経済理論」、「財政」、「金融」、「経営」、「公民連携制度・手法」、「公共プロジェクト」、「民間プロジェクト」「ケーススタディ」に分けてバランスに留意しながら講義科目を配置している。また、これらの講義科目とは別時間で公民連携演習という演習科目を必修として課し、学生に対するきめ細かい研究指導に努めている。さらに、特別講義も設けて、第一線の企業家・公務員らを招聘して講義・討議の機会を設けることで、公民連携の平常課目ではカバーできない特別な内容も学生が把握できるようにしている。

学生は、必修科目4単位、選択必修科目（第1分類）4単位以上、選択必修科目（第2分類）6単位以上に選択科目を含めて合計30単位以上を取得した上で、修士論文あるいは特定課題研究論文を提出して、最終試験（口述）に合格しないと、公民連携専攻の修士課程は修了できない。

上述した公民連携専攻の具体的な教育課程は、公民連携専攻の理念・目的を具体化したものであり、学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項との関連でも適切な内容である。

専攻分野における研究能力の養成については、経済学専攻研究コースでは院生の関心領域に適合するよう、多数の経済学専門分野科目を開講し、各分野の教員が2名以上指導教授となって、恒常的な論文指導を行っている。税理・会計コースでは、指導教授に5名の国税庁出身の現役税理士らを客員教授として擁し、実践的な問題意識を持たせるよう、指導を行っている。公民連携専攻においては、専攻分野の研究能力を基礎に職業人としての、高度の専門能力養成を目指す科目配置となっている。

従って、経済学研究科の教育課程は、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」という修士課程の目的に適合するものである。

経済学専攻では博士後期課程を設けており、研究者養成に取り組んでいる。公民連携専攻自体は社会人のスキルアップを中心に修士課程のみの勉学を前提に設置しているのでこの項目の議論に関しては対象とならない。しかし、この専攻の理論と現場における実証を組み合わせた既述の教育内容は、自立した研究活動の実施を目指しており、高度の研究能力と基礎となる豊かな学識を養うという博士課程の目的にも適合するものである。

経済学研究科は経済学部基礎を置く研究科であるが、学部における経済学基礎教育を受け、それを発展・深化させることを狙った教育内容を備えている。経済学専攻の場合、大学院に入学してくる学生の相当数は本学の学部卒業生である。他大学卒業生に関しては、

本学学部と相当の教育内容を既に履修しているか否かを、選抜試験において精査している。公民連携専攻は大学卒業あるいはそれに準ずる資格を持つ社会人を中心としているので、必ずしも当該学部の学士課程における教育内容との関係を強く考えていない。しかし、既述の教育内容は大学卒業あるいはそれに準ずる資格を十分に考慮したものとなっており、当該学部の学士課程からの入学者にも適切な内容である。さらに一步進めて、学士課程からの進学者も社会人教育の中で鍛えられ、社会との接点を見出し、就職活動とのつながりも確保されるという視野も重要であると考えられる。

博士前期課程が経済学に関する標準的な学力と論文作成力の習得が教育の主要な目的であるのに対して、博士後期課程は、博士前期課程での基礎学力を前提に、より個別・専門領域における研究能力の開発を教育の重点目標としている。このため、教育課程は、経済学の基礎理論を「演習」科目として置き、また院生各自の研究発表（学会発表・学位請求論文等の準備発表）の場としての「総合演習」への参加を義務付けるほかは、開講授業科目はすべて「研究指導」で構成されている。具体的には、博士前期課程の研究コースの科目群に属する授業科目が、博士後期課程の教育課程には、研究指導科目として配置されている。これにより、博士前期課程との教育・研究指導の連続性・一貫性を確保するとともに、学位論文作成を目標に、教員（主・副指導教員）による徹底した研究指導が可能となる。こうして、前・後期教育の一貫性と個別指導の充実を図る点で博士課程の教育内容は適切であると考えられる。

公民連携専攻の修士課程を修了して博士（後期）課程に進学する場合は、経済学研究科経済学専攻博士後期課程に進学することになるが、すでに述べた公民連携専攻の理論と現場の実証という両面を踏まえた教育内容は博士後期課程に進むための十分かつ適切な基盤を育成できるものと考えられる。

なお、経済学研究科は博士前期課程・修士課程および博士後期課程としており、一貫性の博士課程の教育課程はとっていない。

博士課程を有する経済学専攻の教育システム・プロセスは、入学時より主査ならびに副査によるマンツーマンの研究指導が中心となっている。そこでは、彼らの緻密な指導・助言に従って、博士論文を作成する。博士課程の院生は総合演習に参加することが求められ、そこで研究の進捗や博士論文の内容を発表し、他の教員や同僚の院生の批判を受けたり、他の院生の発表に対して批判を加えたりすることによって、自己の論文のテーマについての知識や洞察のみならず、経済学一般についての深い学識を磨くことになる。そうしてある程度研究が進むと、学会等での発表、学内外の学術誌への投稿が求められる。それらをこなすと、所定の手続きに従って博士号取得の申請を行い、専任教員および場合によっては学外の研究者を加えた委員会で、提出された論文が精査され、学位授与の可否が審査されるというシステムになっている。

このような内外での中間報告、院生との意見交換、担当教員間での情報交換は、常時、院生に高い緊張感と問題意識を与えながら、論文の最終提出へいたる教育課程そのものを構成している。しかも、それは同時に教育成果を高めるうえで重要かつ不可欠なプロセスとして位置づけられる。

なお、経済学研究科は、創造的な教育プロジェクトの推進に関してまだ具体的な実績は

上がっていない。ただし、公民連携専攻は「公」と「民」のこれまでにない連携関係の構築を目指す新しい分野であるので、この専攻の使命・目標の達成を目指す活動自体が創造的な教育プロジェクトにつながると考えられる。

#### **(単位互換、単位認定等)**

経済学研究科では、経済学専攻で単位互換制度として、委託聴講生制度を都内8大学(青山学院大学、専修大学、中央大学、日本大学、法政大学、明治大学、明治学院大学、立教大学)と協定を結び行っている。開講科目を博士前期課程在籍の学生が聴講することを相互に認め、成績を評価し、10単位を上限として単位認定することについての協定である。本研究科は平成14年度に加盟したが、実績は平成17年度に1名あったのみである。当該制度は、8大学間の協議を経て実施に至ったもので、制度自体の中味・趣旨は順当なものであると思料するが、学生に対する紹介・情報提供の努力については改善の余地があると思われる。これについては、加盟大学院研究科のホームページアドレスを掲載した共通のパンフレットを作成し、配布することが加盟校で決定しており、併せて平成19年度のガイダンスから周知する。また、「首都大学院コンソーシアム協定聴講生」制度があり、首都圏の加盟10大学による開講授業科目を聴講することにより、課程の修了に必要な単位として修得することができる。

公民連携専攻は、ユニークかつ専門的・実践的な科目が多くゼミ形式で授業が進められていることもあり、他大学の開講科目との関連性が薄い。このことから、委託聴講生制度にも「首都大学院コンソーシアム」制度にも参加していない。

#### **(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)**

経済学専攻では、研究コースでは社会人への特別な配慮は行っていないが、近年増加する中国人留学生に対する研究指導のみならず、生活指導の便宜から、今年度より中国語を母国語とする助教授を登用した。すでに重ねて述べているように、税理・会計コースは、その前身の専修コース同様、税理士志望の社会人向けの教育課程である。先端政策科学コースは、主として個々の社会人のキャリアアップや再教育を目的として設置されたものである。そのため、両コースとも、外国人留学生等への教育上の特別な配慮はしていない。

公民連携専攻は社会人中心の修士課程であるので、ウィークデーの夜間授業、アクセスしやすい大手町サテライト・キャンパスの設置など社会人学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮は十分に行っている。外国人留学生の受け入れはまだない。

もとより、外国人留学生の入学を禁止しているわけではないが、日本型企业社会、官民関係者の実務教育をおもな対象にカリキュラムが編成されている関係上、日本での就職経験、日本語力など共通した基盤をもって院生が入学してくることを想定している。こうした基盤が形成され、条件が醸成されれば、所定の要件を満たし入学試験に合格する外国人留学生の存在が考えられる。従って、近い将来日本における官民関係、対外援助などにも関心を寄せる形で公民連携を研究する留学生が増加することが期待される。

#### **(生涯学習への対応)**

経済学専攻の研究コースの場合、多くの院生は社会人の経験を持たず学部卒からそのまま大学院に進んでいることは否めないが、税理・会計コースでは逆に、そのほとんどの院生が社会人を経験し、もしくは大学院での勉学を続けながら勤労する社会人院生である。年齢層も多様で、平成18年4月入学の院生のうち50歳以上の院生が2名、40歳から49歳が1名、30歳から39歳が7名で、30歳以上の院生が全体の50%以上を占めている。

公民連携専攻は、大学の社会貢献を増進するという観点に立って、職業人のスキルアップを念頭に多様な年齢層・出身分野・地域の社会人を受け入れているので、社会人再教育という意味においても生涯学習への対応という意味においても一定の役割を担っている。具体的に、理工系出身者、自治体など公務員、企業家、転職者などが、夜間・週末の授業・演習の場において、生の意見・体験を交換し、議論し、それを踏まえて修士論文・特定課題研究に纏め上げるという形で、実社会と教育界・アカデミズムとのフィードバックの強化を念頭に教育を実施している。なお、平成18年4月に入学した24名の中には50歳以上が2名、40歳から49歳が5名、30歳から39歳が10名で、こちらは30歳以上が70%余りを占めている。

#### (研究指導等)

経済学研究科では、院生一人に主指導教授1名、副指導教授1名が少なくとも当てられ指導している。院生によっては副指導教授が2名以上の場合もある。主指導教授が履修期間の全体にわたって研究指導の最終責任を取ることとしており、副指導教授は主指導教授と十分な連携を取りながら各学期の開始時点と終了時点でそれぞれの専門の視点から研究指導を行うシステムとしている。

専攻別に見ると経済学専攻では、入学直後に、当該学生の研究関心を基に、それに合致した教員を主・副の指導教員として定め、これら教員が学生との面談を通じて履修指導をきめ細かく行っている。「総合演習」の科目配置は、指導教員による個別的研究指導の充実度・達成度を高めるための措置である。具体的には、学位請求論文(博士号)の提出予定者は、大学の「学位規則」に定める必要条件と別に、本研究科で定める学位(「甲」論文)論文提出の内規趣旨に基づき、指導教員以外のスタッフも加わり、具体的な論文の中味についてコメント・助言する機会を設けることであり、指導の徹底と充実性、公平性・客観性の確保に努めている。

公民連携専攻は開設間もないため、研究指導の実績が積み重なっていないが、主指導教員による「公民連携演習」という指導時間を取って、学生の個別の研究に対する指導の充実を図っているほか、副指導教員についても各学期始めに集中的な個人指導・相談を実施する体制を敷いている。秋学期には、修士論文・特定課題の提出予定者に対して、中間報告会を実施し、指導教員以外のスタッフも加わり、具体的な論文の中味についてコメント・助言する機会を設けている。さらに、各学期初め、あるいは修士論文の中間報告会を前に、指導教授と副指導教授とが顔をあわせて、当該学生への学習状況のコメントや今後の指導方法を協議する機会を確保するなど、両者の連携を図っている。

一方、教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置としては、次のように対応している。

経済学専攻では、必修科目に「総合演習」を2年間設けている。ここでは、学生に研究発表を行わせ、教員や他の学生がコメントや質問を行うことで、当該学生の研究の方向性を適切化することを狙っている。さらに、発表をベースに出席者たる教員・各学生が討論を行うなど、発表する学生以外にも、学問的刺激を相互に与えあう仕組みとなっている。このような発表・討論の機会は、相互の刺激、関心領域の拡大につながることはもとより、通常の講義・演習では得られない発表能力（＝厳しい質問を突破する精神力・瞬発力）、研究者としてのプロ意識を涵養するうえで有効であり、貴重な機会を提供していると考ええる。

公民連携専攻は平成18年4月開講のため、教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置はまだ具体的に講じていないが、修士論文の中間報告会、公民連携に係わるスペシャリストによる特別講義などを企画し、完成年度までには、教員間、学生間の学問的刺激の誘発を図っていく。

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策としては、毎年度、学期初めに、研究テーマと学生が希望する指導教授の調査を行なっている。それに基づき教員間で調整後、当該年度の指導体制を確定する。これにより、学生の研究テーマ等の変更希望に対処し、同時に教員の留学等の異動にも弾力的に対応が可能となる。

特に、公民連携専攻は、学部からの継続性を持った学生ではなく、多様な特徴を有し始めて本学にアクセスする社会人を対象としているので、2年目に入るところで研究テーマや指導教官に関して学生との十分な議論を行い、学生からの変更希望があれば対応することとしている。

教育課程に則った日頃の教育と研究指導を通じ、また学生の論文執筆の支援、RAとしての研究プロジェクトへの参加を通して学生の人材開発に努めているが、学内外研究機関への人材送り出しの状況は十分とは言い難いため、キャリア形成支援センターの活用のみならず、専任教員によるバックアップも行っていく。経済学研究科修了者の大学等研究機関への就職状況は、大学の専任教員2名（大東文化大学、名古屋学院大学）、研究所の専任研究員1名（日本エネルギー経済研究所）、大学の非常勤講師4名（明海大学経済学部1名、東洋大学経済学部各2名、大東文化大学2名）である。

公民連携専攻は、基本的には社会人がスキルアップして現在勤める職場で一層の活躍を果たせることをねらいとしている。しかし、中にはスキルアップによる転職を考えたり、公民連携専攻を修了して就職あるいは再就職をはかったりする者もいるので、才能に合った職場を見出せるよう、その場合の研究指導体制を完成年度までに整備する。

## （2）教育方法等

### （教育効果の測定）

経済学専攻における教育・研究指導の効果に関しては、まず博士前期課程では、研究コース、税理・会計コースおよび先端政策科学コースそれぞれについて、①在学生の日常的な教育効果の管理・測定と、②その集大成である学位授与とその後の進学・就職状況についての測定とに大別して考えることができる。

前者の①に関しては、いずれのコースの在生学生もすべて「総合演習」を受講して、論文

執筆の心構え・方法論・分析手法につき基本的な講話を学内外の講師を招聘してレクチャーするとともに、それ以外の時間においては、前期・後期の院生ともに論文の執筆状況を定期的に報告することを求められる。進捗状況の報告者は、論文執筆を効果的に進めるうえで欠かせないプロセス管理の一環であるとともに、本人に対する適正なピアプレッシャーとなり、主査・副査とそれ以外の教員が一堂に会して率直なコメントを述べ合う貴重な機械を提供している。このような仕組みは今後も堅持していきたいと考える。

後者の②に関しては、学位授与数のほか、研究コースでは修了後の博士後期課程進学者数と研究コースで後期過程に進学しなかった者の就職先状況が、さらに税理・会計コースについては、修了後の税理士資格の取得状況が、適切な測定方法である考えられる。なお、先端政策科学コースに関しては短縮期間（1年間）修了者数が一応の判断基準になるものの、同コースに就学したもののほとんどが企業派遣の院生であり、修了後はもとの企業に戻っているため、それ以外に適切に教育効果を計る術はない。

一方、博士後期課程については、公刊論文・未公刊論文・学会報告・書籍の一部も含めた研究業績数等の調査や学位（博士号）授与の状況、大学やその他の研究機関への就任状況等、といった多方面からのデータ掌握を踏まえて教育効果の測定を実施している。

公民連携専攻は24名の社会人を中心とした学生でスタートしたところであり、教育・研究指導の効果を測定するための具体的な方法をまだ実施していない。

以上の測定方法は、厳密には改善の余地はあるものの、一定の客観性と説得力をもった評価法である。今後は、必要に応じて工夫を凝らしながら、まずは当該評価方法を継続して、長期的な傾向を明らかにし、問題点や示唆を引き出していきたい。

経済学専攻博士前期課程の平成13～17年度における修士号の授与者数は次のとおりである。平成13、14年度を除き10名前後の授与数となっている。

修士号授与者数

コース名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	計
研究コース	5名	4名	5名	1名	2名	17名
税理会計コース	34名	19名	—	6名	9名	68名
先端政策科学	—	2名	5名	5名	1名	13名
合計	39名	25名	10名	12名	12名	98名

注：①表中—はゼロを示す。②先端政策科学コースの開設は平成14年である。したがって、平成14年度修士号授与者2名はともに修業短縮（1年）制度による修了者である。③税理会計コースの平成13、14年度修了生は専修コースの数字。税理士法改正により平成14年度には募集を見合わせたため、平成15年度修了生はいない。

経済学専攻のコース別にみると、まず、研究コースでは過去5年間で6名の後期課程進学者を出し、修士号取得者に占める割合は35%となっている。

研究コースの教育上の成果

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	計
修士号取得者数	5 名	4 名	5 名	1 名	2 名	17 名
後期課程進学者数	1 名	1 名	3 名	0 名	1 名	6 名
割合	20%	25%	60%	0%	50%	35%

次に税理・会計コースは、全ての卒業者について進路の調査結果が得られたわけではない。そのうち税理士資格を取得（未登録者 1 名を含む）した人数、並びに調査ができた人数に対する割合を示すと、下のようになる。計数で見れば、調査ができた人数のうちの 54.2%の人が税理士資格を取得している。ただし、税理士資格を取得するためには、試験科目免除申請、他の税法科目の試験合格、登録という一連の手続きが必要で、それには時間がかかるため、古い卒業年次ほど割合が高くなることは当然であることは注意すべきである。

税理・会計コース（専修コース）の教育上の成果

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	計
修士号取得者数	34 名	19 名	—	6 名	9 名	68 名
調査ができた数	13 名	6 名	—	4 名	1 名	24 名
税理士資格取得者	8 名	5 名	—	0 名	0 名	13 名
割合	61.5%	83.3%	—	0%	0%	54.2%

註：平成 14 年までは専修コース。平成 14 年度入学者を募集しなかったため、平成 15 年度修士生はいない。

先端政策科学コースでは、過去 5 年間で 13 名の修士号取得者を出した。そのうち、短期 1 年で取得したものは 2 名で、その割合は 15.3%である。

公民連携専攻は開設したばかりのため、修士課程の進路状況は実績がまだ出ていない。社会人が中心であるので、大半は所属の会社・機関を継続することになる。

最後に博士後期課程であるが、平成 17 年度の博士後期課程在籍者 4 名の業績は次のとおりである。

博士後期課程の教育上の成果(平成 17 年在籍者)

	公刊論文	未公刊論文	学会報告	書籍の一部
在籍者 1	3	1	1	0
在籍者 2	2	1	1	0
在籍者 3	0	4	3	4
在籍者 4	1	0	0	0
計	6	6	5	4



経済学専攻博士前期・後期課程修了者の就任状況は、大学へ平成 16、17 年度に各 1 名で計 2 名、研究機関へは平成 17 年度に 2 名である。いずれも、専任のみで非常勤は含まない数である。

在学生の日常的な教育効果の測定については、既述した総合演習の機会を最大限に活用することによって、各ゼミでの指導が一定のローテーションにおいて公表され、他のゼミとの比較、第三者の批評・助言を受ける形で、指導の見直し・評価が自動的に行われるという仕組みを形作っている。そのような意味で、教育効果の測定方法は適切な形で行われているといえる。

#### (成績評価法)

経済学専攻では、博士前期課程の学生に対する成績評価は、研究コース、税理・会計コース、先端政策科学コースとも、演習、講義、研究指導に関して行なわれる。評価は、ほとんどが平常授業の理解度、授業への貢献度をその基準としてなされるが、基礎科目のうちのいくつか（「上級ミクロ経済学」、「上級マクロ経済学」、「財政学Ⅱ」等）については期末に筆記試験を行っている。試験の実施により、経済学研究科に学ぶ大学院生として標準的に必要とされる経済理論の習得が進むものとする。また、「総合演習」については、学生の研究発表の内容とともに、発表者以外の学生も含め、質疑応答の仕方、討議への参加・貢献の程度等が評価の基準となる。いずれも、研究者としての資質向上の程度を推し測る上で重要な尺度になるものとする。なお、博士後期課程の学生に関しては、授業科目が研究指導だけとなり、博士論文の作成に専念することになる。講義、研究指導の評価は担当教員が、客観的で適正な評価方法を常に心がけている。

以上の評価方法は、授業や演習において学生の理解度を直接的に十分測ることが可能であり、科目によっては筆記試験を併用することで評価をしており、学生の資質向上の状況を検証するには適切な方法である。

なお、公民連携専攻は平成 18 年 4 月開講であり、従来とは発想を異にする修士課程の仕組みを構築する必要もあるので、学生の資質向上の状況を検証する成績評価法を確立するためのしるべき情報がまだ十分に蓄積されていない。今後の実際的な経験による情報の集積をみながら、学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の構築を完成年度までに図る。

なお、成績評価は学部と同様に、S、A、B、C、D という 5 段階評価を用いて（ただし、平成 14 年度以前入学生については S を除く）、成績の表示・通知を本人に対して行っている。

#### (教育・研究指導の改善)

経済学研究科は平成 18 年 5 月現在、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みは、特別に行っていない。研究科教員のすべては学部にも所属しているが、経済学部において、現在ファカルティ・デベロップメント (FD) と呼ばれる研究指導方法の改善などを積極的に実施しているからである。

ただし、大学院独自に全学的に FD 委員会の設置を検討しているので、動向次第では、将来において研究科としては並行的にこうした FD 活動に参加する可能性は排除すべきでは

ない。

シラバスは統一の書式で、講義の目的・内容、スケジュール、指導方法、成績評価の方法、テキスト、参考書に関して十分な情報を与え、学生が計画的に見通しを持って学習できるようにしている。そこに既述された情報量にも教員間で大きな精粗はない。新設の公民連携専攻においても、同様の姿勢で本件に取り組んでいるほか、合格者に対して入学前の段階で、シラバスの骨子を配布し、事前準備を滞りなく進めうるよう便宜を図っている。

経済学研究科は平成 18 年 5 月現在、学生による授業評価は導入していない。これは教育の質の維持のため有効な措置ではあるが、授業によってはごく少人数で行われていることから、評価を行なう院生が特定されてしまうため、正しい評価をしにくいなど、実施上の技術的困難も伴うため、周到な準備が必要である。必要性について過去に何度か研究科会議で議論を行っているが、結論には至っていない。

公民連携専攻では、春学期終了後、授業評価アンケートを実施し研究科委員会に報告し、検討と改善を図っている。また、学生に対しても改善策などを説明している。この例をもとに、研究科全体として平成 19 年度実施に向け執行部において詳細を検討している。

なお、修了生に対する在学時の教育内容・方法を評価させる仕組み、高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価は導入していない。

### (3) 国内外における教育・研究交流

高等教育・研究機関として、海外の研究機関との教育・研究の交流を図ることは大学の重要な使命であり、とりわけ、その面での大学院の果たす役割は大きい。本学の提携校であるマールブルグ大学を始めとする諸大学とのこれまでの実績を基礎に経済学研究科としては、国際交流活動をさらに前進させていきたい。これが研究科としての基本方針である。なお、公民連携専攻については平成 18 年 4 月開講したばかりであるので、国際化への対応と国際交流の推進に関する専攻独自の基本方針の明確化は必ずしも具体的でないが、公民連携の分野では世界的な権威とされ、先駆的な研究・活動を展開している米国の ULI (Urban Land Institute) と研究協力協定を、日本政策投資銀行も加わり三者間で締結しており、国際交流の推進を図ることとしている。

研究科としては、本学の提携校であるマールブルグ大学を始めとする諸大学とのこれまでの実績を基礎に、教育研究交流をさらに前進させていく。一方、公民連携専攻は、Urban Land Institute と研究協力協定を締結しているので、在日代表者、あるいは訪日幹部ら関係者による講義をすでに実施しており、国際シンポジウム開催を計画するなど教育研究交流の緊密化を進めている。

経済学専攻は都内 8 大学と単位互換制度を設け、教育交流を行っている。研究交流については、平成 18 年 5 月現在、組織的な交流は行っていない。また、組織的な外国人研究者の受け入れの体制をもっていない。それを受け入れることは、本研究科の教員・院生に等しく学問的な刺激を与えるに相違ないことから、このようなことが行われていない現状は不適切である。しかしながら、外国人研究員を組織として受け入れるにあたっては、予算・施設（研究室・宿泊）などの制度を整備すること、また、教育に反映するためには、英語に

よる授業運営の実行可能性など解決すべき課題が少なくない。ただ、アドホクに受け入れた実績はすでに存在するので、適切な先例の積み重ねをつうじて制度形成への道筋を探る作業は考える必要はあろう。

教育研究及びその成果の外部発信の手段としては、年1回発刊の『大学院紀要』があり、教員をはじめとして本研究科学生の論文発表の場となっている。公民連携専攻は平成18年4月開講したところであるが、教育研究及びその成果の外部発信として、先頃『公民連携白書』（年報）を創刊した。この事業は、大学院活動の社会貢献を世に広報し、また、内外の研究者のネットワークを拡充するうえで有益であるので、毎年発刊を続けていきたい。この他、日常的には、公民連携専攻独自のホームページを開設して教育内容等に関しては外部発信を行っている。教育研究成果に関しても学年進行と共にホームページを中心に外部発信を行っていく。

国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮は、研究科として講じていない。ただし、個々の教員による主導から、ドイツ・マールブルグ大学との学術交流シンポジウムなどを、すでに20年近くにわたり定期的に行っている。こうした活動を学部とともに、大学院も組織として支援し、交流内容の質的向上を図り、持続へ向けた基盤づくりを行っていくことが重要であり、その施策を具体的に検討中である。

しかし、必要が生じれば東洋大学国際交流センターの、共同研究催行、同成果発表（出版物・シンポジウム開催）支援等の機能を通じてコミュニケーション手段取得のための配慮を講じることは可能である。公民連携専攻は平成18年4月開設のため、国際的な教育研究交流、学術交流の実績はない。

東洋大学大学院学生の留学に関しては、協定大学と認定大学への交換留学生又は認定留学生となると、所定の手続きを経て、原則として留学期間の1年以内を自己の在学年数に算入できる。また、留学終了後に単位認定を願い出る学生は、指定した証明書を添えて、大学院の修了に必要な単位として振替、換算できる。

なお、平成18年度から開始された、海外留学のために開講された東洋大学「英語特別教育科目」（Special Course in Advanced TOEFL）は大学院生も受講することができ、海外留学のための有効なプログラムであると言える。

#### （４）学位授与・課程修了の認定

##### （学位授与）

学位の授与状況については、大学基礎データ「表7」を参照願いたい。社会に有益な人材には、学位を得てそれに見合ったポジションで活躍させるべきであるから、学位はそれに相当するものには積極的に授与する方針である。近年学位を得て修了した院生は、実業界あるいは税理士として活躍しており、このことはそうした方針が適切であることの裏づけである。公民連携専攻は平成18年4月開設のため、修士学位の授与はまだない。

前期（修士）課程の修了要件は、2年以上在学し30単位以上を取得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格した者としている（大学院学則第

12 条第 1 項前段)。公民連携専攻では、修士論文に代えて特定課題研究の審査および最終試験に合格することでもよいとしており（同条第 2 項）、学位の授与方針・基準は適切である。これは、同専攻が実務面に着目した社会人教育に重点をおいて、大学教育と社会の現場とのフィードバックを機能させる意味から、特定課題研究の成果を現場で実践・適用することを重視するからである。

なお、両専攻とも、優れた業績を上げたものに関しては、在学期間を 1 年に短縮することができるとしている（大学院学則第 12 条第 1 項但書）。

博士後期課程の修了要件は、5 年以上在籍し（ただし修士課程を修了したものは、当該課程の 2 年間を含めることができる。また、優れた研究業績をあげたものには 3 年の在籍でよい）、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文（甲）の審査および最終試験に合格した者としている（大学院学則第 13 条）。なお、博士論文（甲）の提出にあたっては、事前におけるプレゼンテーションの実施、学会での報告、レフェリー付の論文投稿といった諸条件を追加して設定し、これをもって慣行としてきた。

平成 18 年には、研究科委員会で検討の上、透明性・客観性を高めるため、これまで慣行として行ってきた博士論文（甲）審査手続を文書化し内規を設けた。現段階では内規を設けた段階で、それに基づいた実際の審査は行われていないので、適切かどうかの判断はできない。適切ではない場合、今後実際に行う学位審査の実績・結果を踏まえた上で学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入を検討する。

経済学専攻では修士論文に代替できる特定課題研究に対する学位認定は行っていない。修士論文を書かせることは重要な教育効果を持つため、安易に代替措置を考案すべきではないので、現状は適切であると考えている。公民連携専攻は、開設時から特定課題研究を認めているが、公民連携に関わる具体的なプロジェクトの提案書が中心になるとみられる。提案書という性格から下限字数が 40,000 字以上ということで修士論文に比べれば多少少ないが、内容は修士論文と同等の基準で審査する。同専攻より実践的な学識・素養を教授するプログラムであるため、修士論文に代わり特定課題研究とすることは適切と考える。

学位論文審査における、当該大学（院）関係者以外の研究者の関与については、博士前期課程では、経済学専攻税理・会計コースで客員教授の関与があるのみである。研究コースでは全て専任教員が論文審査を行っている。公民連携専攻は平成 18 年 4 月開講のため、学位論文審査の実績はまだないが、社会人の再教育・スキルアップを中心に修士学位の授与を目的としているので、高度の専門性が要求される博士論文の審査と異なって、当該大学院関係者（客員教授、非常勤講師を含む）の関与のみで十分な対応が可能であると考えられる。

博士後期課程では、課程および論文博士ともに一部外部の研究者が審査員として加わり審査が行われている。課程博士授与では過去 5 年間の授与件数 11 件、論文博士授与では 7 件、（大学基礎データ表 7 参照）外部研究者が入って審査が行われた。

留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等特段の配慮措置はとっていない。留学生が増加傾向にあることや彼らの日本語能力で論文を書く能力は決して十分とはいえないことから見ると、この現状は適切ではない。このギャップは、論文提出の段階へ向けて、主査・副査を中心とした指導教官へ追加的な負担を強めているのが現状である。平成 16

年度博士課程後期を履修した留学生（アフリカ、ザイール出身）がいたが、日本語指導を補完する目的から、第二外国語であるフランス語で執筆された原論文を必要に応じて参照し、両者を比較する形で、きめ細かな論文指導を複数の指導教授で行った事例がある。

その事例も踏まえ、状況次第では、日本語の執筆能力向上をはかるため実践的なプログラムを用意して、常日頃から措置を講じておくべきかどうかを研究科委員会で検討することもやむをえないものと考えている。

#### （課程修了の認定）

本大学院は、在学期間に関し、優れた業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとしている（大学院学則第12条1項但書）。経済学研究科においては、平成14年度に2名の該当する学生を送り出している。2名とも先端政策科学コースの在籍者であり、企業人のキャリアアップを重要な教育目的の1つとして掲げる同コースにとり、短期修了制度は早期の職場復帰を可能にする点で適切な措置である。公民連携専攻は平成18年4月開講のため実績はまだないが、多くの企業人院生の就学が見込まれるため、先端政策科学コース同様、このような措置は必要かつ適切と考えている。

## 七. 国際地域学研究科

国際地域学研究科2専攻共通の目標は、高水準かつ特色のある研究拠点となり、社会の要請に創造的に応えるという東洋大学の目標に沿って教育・研究指導を行うことである。すなわち高水準の研究拠点となりうる研究センターを研究科内に設置し、研究活動の実施と研究者の育成を行う。また社会の要請に応えるため留学生や社会人を積極的に受け入れることができる教育課程を実施する。サテライト・キャンパスの設置等を通して、より多くの社会人を受け入れることができるような配慮を行い、留学生を積極的に受け入れ、地球社会の発展に寄与できるような教育課程を目指す。

国際地域学専攻においては、国内外における地域づくりにかかわる諸問題の解決のために、国際的に通用する高度な専門的知識を有する専門家や研究者を養成することを使命としているが、通常の教育課程に加えて英語により博士前期課程を修了することが可能な教育課程により国際的に通用する日本人の高度職業人や英語をワーキングランゲージとする外国人留学生の教育を行う。また博士後期課程では博士号取得者を輩出し、実社会における調査・研究活動を通して社会に貢献する。

国際観光学専攻においては、国際観光の発展のために、高度な専門業務に必要な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を持ち、かつ国際的な感覚を身につけた専門家や研究者を養成することを使命としている。このため修士課程においては、国内外の観光関係の実務担当可能な人材を育てることを目指して、留学生を受け入れるとともに、観光関係の業務にたずさわってきた社会人のリフレッシュ教育を推進することとしている。

## (1) 教育課程等

### (大学院研究科の教育課程)

国際地域学研究科は、「21世紀の国際社会に対応して国際協力や地域開発を広い視野に立って学ぶとともに複雑化する国際社会の諸相を学際的に専門的に研究すること」を目的としている。

博士前期課程では「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的」とする大学院設置基準の趣旨に沿って実社会に貢献できうる実務的な教育を行っている。博士後期課程では「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的」とし、各セメスタに2回行っている研究発表会等を通して高水準の論文作成を行える研究者の養成を図っている。教育課程は、東洋大学の「5つの目標」に沿って構築しているが、大学院担当教員がそれぞれの専門分野について「特論」（講義科目）、「演習」（演習科目）を開講し、「研究指導」を行っている。その専門分野の領域の詳細について、また国際地域学部（学士課程）と国際地域学研究科における教育内容の適切性および両者の関係については以下の通りである。

国際地域学専攻が基礎を置く国際地域学科では、その専攻領域の中心的分野は地域開発、都市計画、経済開発、エネルギー開発、環境計画等である。国際地域学専攻博士前期課程では、これらの蓄積を高度な教育研究に進展すべく、地域研究関係、地域計画・環境管理関係および地域政策関係の3つの研究関係領域に分け、国際地域学の広範な全体をカバーするように構成してきた。

一方、国際観光学専攻が基礎を置く国際観光学科は、専攻領域が旅行産業、ホスピタリティー、観光計画の3コースに分かれている。国際観光学専攻修士課程では、これらの蓄積を高度な教育研究に進展すべく、旅行産業研究関係、観光マネジメント研究関係および観光計画・環境研究関係の3つの研究関係領域に分け、国際地域学の中に位置づける国際観光学の広範な全体領域をカバーするように構成し実施してきた。

両専攻は上記のように学士課程の専攻領域の上位に適切に設けられ、重要な教育・研究分野を学部と大学院とで整合性を持って網羅している。

国際地域学専攻博士前期課程における教育内容と、博士後期課程における教育内容の関係においては、博士前期課程がコースワークおよび研究指導の2本立てであるのに対し、博士後期課程は博士論文の作成に向けての研究指導を中心とするものに特化しており、それぞれの課程の特徴からして適切であると考えられる。国際観光学専攻においては現在のところ修士課程のみで博士後期課程は設置されていない。また、国際地域学研究科では博士課程5年間の一貫教育を採用していない。

課程制博士課程における教育システム・プロセスの適切性は以下の通りである。

博士後期課程においては、3つの研究関係領域より成る構造自体は保存しつつ、広く国際社会に通用し、高度な専門的業務に必要な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を持つ研究の構築を目指すものである。博士後期課程における教育研究はきわめて高度に専

門化して行くことが想定されることから、博士前期課程において示したような具体的な特論（講義）科目あるいは演習科目は明示せず、学生の博士論文作成に直接関係する内容の講義あるいは演習を各指導教員の専門に従い教育を実施する体制をとるために、「国際地域学特殊研究Ⅰ～Ⅵ」という名称の科目を設定している。この名称は学生の研究の深化に伴い順に研究指導内容を深めてゆく意図を持って設定されたものであり、妥当であると考えている。

創造的な教育プロジェクトの推進状況としては文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業として平成13年度から進めているオープン・リサーチ・センター整備事業があげられる。この事業では、特に博士後期課程の大学院生の教育のため、その研究プロセスへの参加を推進してきている。国際地域学研究科におけるオープン・リサーチ・センター整備事業として設立された国際共生社会研究センターは平成18年度から3年間の延長が認められたため、同事業が終了する平成20年度までこうした博士後期課程の学生への便宜提供を継続する予定である。

#### （単位互換、単位認定等）

本学大学院では、首都圏10大学と「首都大学院コンソーシアム協定聴講生」制度に加盟しており、相互に単位認定を行うことができる。聴講は、他研究科・専攻の科目を含めて10単位を限度とし、取得した単位は研究科の審査により認定可能としているが、国際地域学研究科ではそのケースはまだない。単位認定にあたっては当該教員による評価を研究科委員会において審議・決定する方式をとっている。学士課程においても単位認定にはこの方式を取っており、関係各教員から単位認定の妥当性に関する公平な意見聴取が可能となっているため、評価体制は適正であると判断される。今後も継続してこの制度を維持し、需要があれば適切に対応していく。

#### （社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）

社会人や、海外で活躍している青年海外協力隊員OB・OG、国際NPO、NGO職員などが、業務と両立しながら学べるように、社会人入試制度の導入、必要な場合に土曜日の終日開講、授業時間外、長期休暇期間の有効活用、電子メールによる研究指導など、様々な便宜を図っている。さらに、社会人学生は、通学の条件において、都心部に指導教員との連絡の場を持つことが有利な場合が多いため、通学の利便性に配慮し、国際地域学専攻では平成18年度から東洋大学白山第2キャンパスに常設の講義室、共同研究室、資料室等を確保し、サテライト・キャンパスとして講義、演習および研究指導を開始したところである。その結果、青年海外協力隊員OBとNGO職員等から社会人学生を採用することができた。なお、国際観光学専攻では平成17年度の設置当初から、社会人に対しては白山校舎の講義室を利用して講義、演習および研究指導を行ってきたところである。平成18年度から国際観光学専攻のサテライト・キャンパスは白山第2キャンパスに移動し、国際地域学専攻のサテライト・キャンパスと連携を図りながら教育の一層の充実を図っている。

また、日本語の知識のない外国人留学生や英語で学びたい日本人学生のために、英語のみで講義・研究指導を受け課程を修了することができるプログラムを組んでおり、このよ

うな外国人留学生のために語学の補習も行っている。これら社会人学生・外国人留学生等への教育上の配慮は、学生のニーズを見ながら今後も継続していきたい。

#### (生涯学習への対応)

社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況については、前述のような社会人への対応に加え、地域活動の活性化等の分野で活躍が期待される定年後のシニアも受け入れており、また科目等履修生という形でも毎年多様な社会人を受け入れているところであり、入試科目をはじめとして各種の配慮がなされている。受け入れた社会人に対しては個々の知識レベルや通学上の諸事情に合わせて教材や指導時間を適切に設定するなど柔軟な教育・研究指導を行っている。こうした教育上の配慮は今後も継続していきたい。

#### (「連携大学院」の教育課程)

国際地域学研究科は、独立行政法人国立環境研究所との間に平等相恵の精神に基づく連携大学院方式の協定を平成 17 年度に締結し、教育・研究活動の推進を図り、両者間の学術交流および友好協力の一層の推進を図ることとしている。国際地域学研究科では、両専攻とも環境を研究テーマとして取り組んでいる学生が多く学んでいる。国際地域学研究科のカリキュラムには環境分野を専門とする教員が 3 名在籍し、エネルギー問題など環境に関連の深い分野を担当する教員もいる。したがって国立環境研究所から客員教授を迎えた場合も、本来の教育内容を強化することになり、教育内容の体系性・一貫性は損なわれるものではないので、連携大学院における研究指導は適切であると考えられる。この連携により上記の学生が教育、研究の際に行う情報収集が容易になる効果があると考えられる。こうした連携は学生の教育環境として有利なため、連携先と調整の上、可能な限り継続していきたい。

#### (研究指導等)

研究指導については、各学生に対して主指導教授と副指導教授の 2 名で指導する体制を取っている。すなわち学生に対しては主指導教授が主として責任を持ち、副指導教授がこれを補佐する。すなわち学生固有の研究テーマに最も造詣が深い教員が主指導教授となり、研究指導を客観的に行えるようにすることに加え、主指導教授の専門でカバーしきれない部分を指導できるよう副指導教授を置いている。主・副指導教授は連携を持って組織的に学生を指導するほか、学生の個別指導を行っている。また主指導教授および副指導教員は学生の科目履修等が適切に行われるよう、入学時や進学時およびセメスタ（春学期と秋学期）毎に学生の履修科目について相談を受け、科目の履修方法を指導するほか、学位論文執筆の各段階において常に学生に発表させ、報告を受けて論文作成を指導している。また、セメスタ毎に全大学院生の研究中間発表会を 2 回と、学位取得予定者の学位論文発表会を 1 回開催している。こうした発表会には国際地域学研究科全教員が出席し、組織的な指導と評価が行われる。また、国際地域学部の教員、学生、外部有識者等が自由に聴取するとともに討議に参加し、研究内容または論文の評価を行うことにより教員間、学生間や両者



間の学問的刺激を誘発させている。これにより学生相互の間で研究スキル・発表技術の共有が行われ、適切に研究レベルの向上が達成されている。これらの取り組みは教育・研究上適切なものと考えられるので今後も継続してゆきたい。さらに主指導教授は副指導教授やその他の教員と相談しながら学生の研究を指導し、学会での研究発表を勧め、学内の『大学院紀要』へ研究論文を掲載させ、外部の学会誌への投稿を促すなど、学生の自律的な成長を援助している。遠方で開催される学会で研究発表をしようとする大学院生に対しては、旅費を補助する制度が設けられている。

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策については、研究テーマ変更等の合理的な理由があるか否かを十分聴取し、ある場合には教員間の調整を行った上で認めている。こうした教育上の配慮も、今後も継続していきたい。

博士号取得希望者に対してはその審査の客観性を保つため、外部への査読付き論文の提出本数などに関する内規を作成し、学生にも周知している。研究指導を行う際にも査読付き論文が作成できるよう適切に指導を行っている。修士号取得希望者に対しても短期修了の際の必要研究論文提出数などに関する内規を定めて希望学生に対しては適切な指導を行うことができる。このように外部への提出論文数といった客観的な指標に加え、学位取得の際には、各専攻の教員全員（博士論文の場合は研究科の外部の教員を含む）が参加する場で学位論文の発表を行わせ、客観的な審査を行っている。審査に至る以前の研究指導においても各セメスタにそれぞれ2回開催する学生の発表会に各専攻の担当教員が参加し意見を述べることにより、専攻ごとに責任を持った学生指導体制を確保している。

指導教員による個別的な研究指導については、各担当教員の指導のスタイルにより方式が異なるが、大学院生との個別のアポイントにより研究室・教員指導室（白山第2キャンパス）等で最低毎週1回は面談による指導を行っていることが通常である。

才能豊かな人材の発掘と適切な研究機関等への送り込みに関しては主・副指導教授の人脈を活かすことは当然であるが、研究科教員の間での情報交換を密に行っている。

### （「連携大学院」における研究指導等）

国際地域学研究科は、その教育研究活動を一層活性化するため、連携大学院方式の協定に基づき、独立行政法人国立環境研究所の研究員を客員教授として任用することができるため、その検討に入っているがまだ具体化されるには至っていない。学生の研究テーマとの関係で任用が必要となった場合には速やかに対応したい。

## （2）教育方法等

### （教育効果の測定）

教育効果の測定は、講義、演習の場合にはそれぞれの担当教員に任せられている。大多数の科目では通常のクラスでの発表、質疑応答およびレポートの内容によって成績を判定すると同時に、自らの教育指導の効果をも知ることになる。さらに、後で述べる学生による授業評価に係るアンケート調査の結果も参考にし、研究中間発表会や JICA 留学生に対するモニタリング結果も教育の効果の測定に反映させている。研究指導の効果の測定は、

セメスタ毎に2回ずつ開催する全教員と全大学院生が参加する研究中間発表会において全教員による組織的、体系的な評価を行っている。このことにより研究指導の質の確保が図られている。修士学位取得予定者については学位論文発表会および学位論文審査、博士学位取得予定者については博士論文公聴会ならびに外部審査員を含む論文審査会によって判定している。これらの判定においては論文指導担当教員全員による組織的、体系的な評価がなされ、論文の質の確保が図られている。従って、ここでとられている手法は教育効果の達成のために適切なものと評価している。今後は、定期的に学生による授業評価に係るアンケート調査を実施して行くことを検討している。

学生の進路状況は、平成18年3月31日現在、博士前期（修士）課程修了者は、累計で59名（うち留学生30名）であるが、そのうち博士後期課程への進学12名、就職22名、その他25名（うちJICA留学生3名は原職に復帰）であった。平成18年3月に博士後期課程が完成を迎え1名の国際地域学博士号取得者が出た。大学教員、研究機関の研究者としては調査機関の研究者に1名就任しているが、高度専門職への就職状況について該当者はまだない。

国際機関での就職にはまだ至っていないが、海外での就職や国際的な活動を行っている企業への就職などがあり、国際地域学研究科の目的とする教育効果は一定程度成果が上がっていると評価できる。

#### （成績評価法）

国際地域学研究科の博士前期課程修了の要件は、2年以上在学し、30単位以上の単位を取得すること（ただし、在学期間に関しては、優れた業績を挙げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りる）と同時に、主指導教授と副指導教授の研究指導を受け、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。国際地域学研究科においては講義、演習はそれぞれ2単位で、その成績はS、A～Dで評価されC以上を合格としている。この評価は担当教員が行い、試験によって成績を決める場合もあるが、全般的には通常のクラスでの発表の内容、質疑応答の内容およびレポートの内容によって総合的に判定している。ここでとられている手法は各学生の努力とその成果を評価するために適切なものと評価している。

博士後期課程修了の要件は、3年以上在学し、30単位以上の単位を取得すること（ただし、在学期間に関しては、優れた業績を挙げた者については、本大学院に2年以上在学すれば足りる）と同時に、主指導教授と副指導教授の研究指導を受け、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

さらに、学生による学会発表や『大学院紀要』、外部学術誌への投稿などを学生の資質向上のために重視しており、成績評価に反映させている教員もいる。また、学会発表、『大学院紀要』や学術誌への査読付き論文の掲載などを博士論文提出の要件としている。

成績評価については一義的には各教員の責任においてなされるものであるが、学会発表や『大学院紀要』、外部学術誌への投稿などを、どのように成績に反映していくか内部で意見交換していくこととしている。

### (教育・研究指導の改善)

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みとして、全ての授業科目についてのシラバスの作成と、以下に述べる平成14年度に実施した本学大学院の全学生に対する満足度アンケートおよび研究中間発表会の場の活用やJICA留学生に対するモニタリング結果の活用が挙げられる。

シラバスの適切性については、現在は大学院全研究科を対象とした『大学院講義要項』の中に講義・演習の目標や内容、成績評価の方法、テキスト・参考文献等、統一された形式の国際地域学研究科のシラバスを収録している。この情報を共有することにより教員相互に授業内容の整合が図られており、特に問題は生じていない。しかし現状ではその記述について量などの統一が図られていないため、よりの確なものとするために改善していくこととしている。なお、シラバスは「東洋大学 Web 情報システム」により、インターネットを通じて学内のみならず、外部の受験生、一般の方も閲覧することができる。

しかしながら、現状においては授業改善のための組織的取組が十分なされているとはいえない。今後、授業の相互訪問やシラバスなどについて専攻会議において教員間の組織的情報交換を行うこととしており、教育目標の達成に資する授業となるよう組織的取組を行っていくこととしている。

学生による授業評価の導入状況については、平成15年度博士後期課程開設に向けて、平成13年度春学期に、国際地域学研究科独自に博士前期課程の学生に対して授業に関するアンケート調査を行った。その結果、国際地域学研究科の授業に対しては、概ね良好であるとの意見を聴取した。また、平成14年度に本学大学院の全学生に対して教育研究体制に関するアンケート調査を行った。その結果、国際地域学研究科博士前期課程学生28名を対象として回答者20名（回収率71.4%）であった。本研究科の教育内容が学生の研究に役立っているとの回答が20名中18名（90%）であった。一方、教育内容について考えられる改善点（複数回答可）として、「もっと実務に役立つ授業をすべきである」12名、「学部との連携を強めるべきである（例：学部の授業を単位として認めるなど）」9名、「もっと高度で専門的なことを取り上げるべきである」7名、「論文作成の訓練をもっと行うべきである」5名、等の回答を得た。

学生満足度調査の導入状況については、上記のアンケート調査で実施した。その結果、20名中18名（90%）が満足しているとの回答を得た。

その後このような形の授業評価や学生満足度調査は行っていないが、上述のセメスタ毎に2回ずつ行われる全教員、学生参加の研究中間発表会において各学生の発表に加えて意見交換の場を設定しており、その場で意見交換を実施していることで必要な授業評価や学生満足度に対する調査が実施されている。さらに、JICA留学生に対してはJICAによる学生生活を含む全般的なモニタリングが概ね1セメスタに2回程度実施されている。そのうち1回は指導教員が出席し、授業評価や学生満足度の把握を行っている。

なお、卒業生に対する在学時の教育内容・方法の評価や、高等教育機関、研究所、企業等による卒業生に対する評価は導入・実施していないが、今後、卒業生に対するアンケートの実施を検討するとともに、特に定常的な意見聴取が困難な海外からの留学生については、教員の研究教育活動の機会と併せ、現地にてモニタリングを行うなど、帰国後の状況

把握および帰国後の現状を踏まえた評価を実施することを検討している。

### (3) 国内外における教育・研究交流

国際地域学研究科の設置の趣旨を踏まえ、国際地域学研究科には国際的な情報交流センターとしての機能を持たせて、国内外の諸研究機関との連携を推進すること、国際的な水準の研究を実施すること、およびその研究成果を発信して特にアジア太平洋地域の学術研究の進展に寄与すること、等を基本的な方針として位置づけている。その一環として、国際化への対応を図るため、バンコク・アジア工科大学における国際地域学研修への参加、海外におけるフィールドワークの実施などを行っている。また、JICA長期研修員をはじめとして留学生を積極的に受け入れている。さらに教員のみならず学生も、海外における学会や国際会議での発表を行うなど、情報の発信に努めている。このために海外における学生の発表に対しても補助を行っている。

特に、平成13年度に文部科学省のオープンリサーチセンターに採択された「国際共生社会研究センター」においては、これまで4回の国際公開シンポジウムを開催し、内外の研究者や実務者との研究交流を行っている。さらに、このシンポジウムに講師として招聘した外国人研究者と研究科教員および院生などによるワークショップを開催している。この他、タイにおいてアジア工科大学との共催により国際ワークショップを2回開催している。平成16年度においては、同センターから東ティモールに環境を中心とする調査団を派遣し、成果を関係機関に提言している。なお、同センターはその活動を日本語のみならず英文のニューズレターとして多方面に発信している。以上の諸点が教育研究交流を緊密化させるために国際地域学研究科がこれまで採ってきた措置であり、これらの活動は国内外の諸研究機関を中心に高い認知と評価を受けているところであり、今後とも一層の拡充を図ることとしている。

さらに、大学院間の組織的な教育研究交流として「国際共生社会研究センター」では、外国人研究者を招聘し共同研究を行うとともに、大学院における特別講義、教員との研究交流を行っており、過去3名が来日している。

また、外国人研究者の受け入れ体制としては、平成15年度から開発途上国の若手行政官や研究者を、JICA長期研修員制度による留学生として受け入れている。これに伴い、英語による授業を本格的に開始して、英語による授業のみで学位が取れるようにしている。その結果、英語圏からの学生の増加、授業活性化による他科目への好影響に加えて、すでに3名が英語による授業および論文によって修士号を取得するなど、適切に推進されている。

平成15年度4月に開設された国際地域学専攻博士後期課程においては一層国際学術交流を促進することとしており、海外におけるフィールドワーク、国際会議、学会への参加を図っており、教育研究およびその成果の外部発信についても、ホームページや『大学院紀要』の刊行等を通して適切に進められている。

このように国内外における教育・研究交流が実施されているが、さらに留学生には日本語指導等により、コミュニケーション手段修得のための配慮措置が適切に講じられている。今後とも、英語による支援体制の一層の充実、海外からの直接受験の制度化、外国人留学

生のための奨学金獲得のため支援、外国人招聘研究員に対する宿舍の提供、国際交流の拠点としての国際交流会館の整備などについて検討して行くこととしている。

#### (4) 学位授与・課程修了の認定

##### (学位授与)

国際的に通用する高度な専門的知識を有する専門家や研究者を養成して社会に送り出すことが国際地域学研究科の目的である。このことから国際地域学研究科における学位授与の基本的な方針としては、所定の単位を修得するとともに、研究論文を完成し審査を受けることに加え、広く国際社会に受け入れられ得る専門的業務に必要な研究能力、およびその基礎となる豊かな学識と国際的な感覚を身につけている者に学位を授与する方針である。海外の企業や国内にあっても国際的活動に関与する団体および企業において、各研究成果を活かした活躍を開始した修了生たちの状況に鑑みれば、学位授与の方針と目的は適切に進められてきたと思料される。

国際地域学研究科における学位の授与状況は、平成14年度に修士課程修了者15名を出して以来59名に修士号を授与している。さらに平成15年度に設置された博士後期課程においては、平成18年3月に1名が修了し、博士号を授与した。

修士号の学位の授与方針・基準については、所定の30単位以上を修得し、修業年限期間である2年間で研究論文を完成し、審査を受けることである。

修士号は、必要な研究指導を受けた修士論文の審査と、最終試験に合格した者に授与している。学位審査の透明性・客観性を高める措置として、論文審査にあたっては、1名の主査と1名の副査による事前審査によって判断され、最終試験は国際地域学研究科・専攻の教員全員をもって1名ずつに公開の学位論文発表会において口述試験を行っている。論文審査と口述試験の結果は、国際地域学研究科委員会で最終審査される。そして、修士論文を本学附属板倉図書館に保存、閲覧に供するとともに、修士学位論文要旨・審査報告書を刊行することによって審査の透明性・客観性を確保している。また、修士学位論文要旨については国際地域学研究科のホームページでも公開している。このように、特に学位審査の透明性・客観性に配慮した各種の措置が適切に進められている。なお修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定は、制度はあるが実際には行っていない。以上のような手続きを踏んで、基本的な方針および目的を踏まえた学位授与がなされてきている。

博士号の学位の授与方針・基準ならびに学位審査の透明性・客観性を高める措置については、本学『大学院要覧』、本学大学院学則、学位規則および学位論文提出に際して必要とされる研究業績・発表論文等について定めた国際地域学研究科国際地域学専攻博士学位論文審査に関する内規に従って対応しており、主査、副査に加えテーマと内容の必要性に応じて本研究科以外の当該関連分野の研究者にも参加を依頼して客観的な視点を加えた審査を行っており、適切に進められている。

留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置については、英語のみによる講義、演習および研究指導を受けている留学生以外はアジア圏諸国の出身者であり、日本語での講義・演習を受けることについて支障はない。ただ、日本語能力を

より高めるため研究テーマに即したレジュメの作成と発表、それをめぐる質疑討論を課している。国内の学会での発表や学術雑誌などへの論文投稿を薦めており、その課程で日本語による高度な発表や論文作成についても指導を行っている。その効果は、日本人学生と遜色ないか、あるいはそれ以上といってもよく、その成果は学位論文に現われていることから、適切に効果があがっている。また、日本語が不得意な留学生のために、英語のみで講義・研究指導を受け課程を修了することができる。

#### (課程修了の認定)

標準修業年限未満で修了することを認めている国際地域学研究科の措置については、30単位の授業科目の内、S または A のすぐれた成績評価を受けた上に、例えば国際地域学研究科の大学院生の提出した研究論文に対して学会賞を授与された場合、または社会的に優れた業績として認められた場合などが考えられるが、最終的には国際地域学研究科委員会で決定される。国際地域学研究科では短期修了のケースはまだないものの、将来の可能性としては十分に想定でき、また成績優秀な大学院生に対するインセンティブという意味においても、当該措置は妥当なものとして継続すべきものと考えられる。

## 八. 生命科学研究科

生命科学研究科は、教育目標を「生命現象を理解するための高度な知識を習得し、広い視野と倫理観をもって人類が直面している地球規模の課題に果敢に挑戦し、地球社会に貢献する研究能力を持つ人材を育成する」としている。博士前期課程では、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度な専門性が求められる職業等を担うための卓越した能力を培うこと、博士後期課程では、生命科学の高度な専門知識と国際的な幅広い視野を習得し、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度な専門的業務に従事する研究能力をもつ人材を育成することに取り組んでいる。

生命科学研究科は、博士前期課程（平成 13 年）、博士後期課程（平成 15 年）がそれぞれ開設されていることから、設立趣旨を遵守しながら、目標を達成するための教育方策として、まず特色のあるカリキュラムの構築、高度な技術が創造的志向を養うための研究指導の充実、修士学位および博士学位の授与の厳密な評価基準などの根幹となる基盤整備を行っている。さらに、ティーチング・アシスタント (TA) 制度を活用した職業的意識の涵養、研究者として自立した研究活動を促進するための大学院生の研究成果発表の支援、短期修了制度の整備とこれに関連した学部博士前期課程の一貫教育、生命科学研究科の 2 つの重点研究分野（植物と微生物）を核とした海外の研究者との交流推進および産業界の研究者との交流推進、を達成すべき目標として取り組んでいる。

#### (1) 教育課程等

## (大学院研究科の教育課程)

1 研究科 1 専攻である生命科学研究科では、東洋大学の「5 つの目標」を念頭に、研究科の理念・教育目標に基づき、学部・研究科の一環教育を推進している。

生命科学における研究領域は広範囲に渡っているが、これまで一般的とされた動物、植物、微生物という古典的な分類にとらわれることなく、この地球を生命圏とする生物間、または生物と地球環境あるいは宇宙環境との相互作用を根底にした研究領域を設定し、生命科学に関わる多面的な分野において高度の専門性が求められる社会の要請に応える能力を養うための教育課程を編成している。基礎となる生命科学部においては、バイオサイエンスコース、バイオエンジニアリングコースおよび地球環境生物学コースを設置し、生命科学に共通する専門知識と基礎技術を習得することを重点とし、学生の履修の便宜を図っている。生命科学研究科においてはこれらのコースをそれぞれより専門的かつ発展させ、広範囲な生命科学の研究領域を代表とするものとして、生命情報科学研究領域、生命機能科学研究領域および生命環境科学研究領域という 3 領域に新たに発展させ、より効果的、効率的に教育・研究を推進している。これらの 3 領域の特色および講義科目とその内容は次の通りである。

### ①生命情報科学研究領域

近年、分子生物学と情報工学を基に急速に発展してきた分野であり、生命の基本である遺伝子データ（ゲノム解析等）を生命情報として扱い、生命現象を遺伝子レベルから解析することによって生物個体全体を総合的に明らかにする新しい学問領域である。ヒトゲノムに代表されるゲノム情報科学は、将来新たな研究領域や研究概念を創出する分野であり、医療・産業等の人間社会への貢献に対して計り知れない潜在的ポテンシャルを有し、今後、研究者が最も必要とされる領域であると考えられる。

講義科目：情報分子構造特論、生物情報科学特論、情報分子化学特論、光生物システム特論、植物病理学特論、生命情報制御学特論

### ②生命機能科学研究領域

生命体の基本は細胞であり、細胞内器官の働き（機能）により生物個体は生命活動を維持されている。これらの機能を分子・細胞レベルの視点から捉え、かつ細胞間および生物個体間の情報伝達（シグナリング）を総合的に扱う学問領域である。さらに生命情報科学研究領域との連携により、生命の発生・分化等の解明につながるばかりか、ゲノム情報科学の進展（ポストゲノム）を促進し、応用分野へも大きな発展が期待される研究領域である。

講義科目：応用分子遺伝学特論、細胞機能学特論、細胞制御工学特論、極限環境微生物学特論、植物細胞工学特論、植物代謝工学特論、酵素工学特論

### ③生命環境科学研究領域

生物個体間あるいは生物と環境との相互作用に関する事象を扱う分野であり、これまで比較的手薄とされる分野であったと考えられるが、地球環境の保全ないしは生命圏（バイオスフェア）の解明をも視野に入れた研究領域であり、実社会との関連において、今後、必要とされる領域である。

講義科目：分子制御学特論、分子識別情報特論、生物生体エネルギー学特論、環境微生物学特論

### 物理学特論、バイオレメディエーション特論、地球情報学特論

これらの領域とは別に将来の生命科学に関わる人材において、生命に対する倫理観の涵養が重要であることから、「生命倫理特論」を特別に共通の領域として配置している。

以上述べたように、生命科学研究科の教育課程は、学部教育の3領域を基盤として生命科学分野の近年の進展に対応し社会的ニーズに応えるべく、より高度の専門領域を有した人材を育成するために領域制を設定しており、博士前期課程では、この3領域に跨る高度な知識と研究能力を養成するとともに、「生命科学特別研究 I~IV」および「生命科学特別輪講 I~IV」を配置して、高度の専門性が求められる職業を担う能力を培う研究教育を行っている。これらの教育課程は、大学院設置基準第3条第1項「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」という規定の趣旨に適合したものとなっている。さらに、博士後期課程では、基本研究領域を踏まえて、今後も急速に発展して行くであろう生命科学の高度な専門知識と国際的な幅広い視野を習得し、高度な専門性を基盤にした獨創性のある研究を構築するために、「生命科学特殊研究 I~VI」および「生命科学研究指導」を配置している。それぞれの研究領域に関わる特殊研究を教授し、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度な専門的業務に従事する研究能力をもつ人材を育成するための研究指導を実施している。従って、大学院設置基準第4条第1項「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という規定の趣旨に適合したものとなっている。

生命科学研究科は生命科学部を基礎に設置されており、すでに述べたように本研究科の教育プログラムは、学部の教育プログラム内容に特徴を持たせ、進化させる形式で編成されている。教員は生命科学部（学士課程）の専任教員が博士前期課程、博士後期課程を兼任して担当しており、研究科学生のごほとんどが学部卒業生である。実質的な面でも、学部学生と博士前期課程の学生は基本的に同じ実験スペースを利用しており、研究科学生が取得した実験技術を学部の卒業論文・卒業研究着手4年生に指導する、あるいは学部生と共同で実験を行うなどしており、緊密な関係が構築されている。研究科にはティーチング・アシスタント（TA）制度があり、学部の実験実習の補助、指導をしている。これらのことは、研究科の学生自らの教育研究に対する意識と専門的研究の職業的意識の向上に反映させるために役立っている。これらのことから、学部・研究科の相互の教育内容が教育効果を上げていると判断され、適切性に現在のところ問題はないと判断している。

生命科学研究科では博士前期・後期課程の一貫教育システムの形式をとってはいないが、同一指導教授により前期課程から後期課程へと段階的に配慮された、きめ細かい指導が実施されている。博士前期課程は、特論および実験・演習を中心にして専門的学識と素養を学び、博士後期課程では、講義と実験を併せ持つ「生命科学特殊研究」がセメスタ毎に段階的、体系的に配置され、高度な研究能力を持つ研究者として自立できるようになっている。従って、博士前期課程における教育内容と、博士後期課程における教育内容の適切性に問題はないと現段階では考えている。ただし、博士後期課程は、平成17年度に完成年度を迎えたばかりであり、今後、問題点が出てくれば柔軟に対応して行かなければならない。



学位授与までの教育システム・プロセスについては、博士前期課程では講義と研究を主体とし、博士後期課程では研究指導を中心としている。高度な知識を習得しこれをもとに技術習得を行いながら研究活動を行える能力の修得段階（修士）から、学生が自ら研究を展開し一定の成果を上げ、学術論文を公表して独立した研究者へ能力を高める段階に移行するようになっている。いずれの課程においても教育と研究の成果に応じて、短期修了制度を利用できる。短期修了制度はセメスタ制を実施していることから、半年毎に短縮修了が可能である。今後さらに博士後期課程の学生の教育状況を見守る必要はあるが、現時点では適切性に問題はないと考えている。

生命科学研究科は、創造的な教育プロジェクトの推進に関してまだ具体的な実績は上がっていない。生命科学研究科においては、工学研究科と連携のもと採択された、「21世紀COEプログラム：バイオ科学／ナノテクノロジー融合研究プロジェクト」を更に発展させ、工学研究科との連携強化による新たな学問領域の創造を目指して、「独立大学院 学際・融合科学研究科バイオ・ナノサイエンス融合専攻」を平成19（2007）年度より新設する予定である。これらを通して、創造的な教育プロジェクトを模索していく。

#### （単位互換、単位認定等）

本学研究科には、他大学院との単位互換制度として「首都大学院コンソーシアム協定聴講生」制度があり、本学大学院学則8条に基づき、加盟大学院の開講授業科目を聴講することにより、10単位までは課程の修了に必要な単位として修得することができる。また、本学内の他の研究科の授業科目を履修した場合も同様に、10単位までは修了に必要な単位とすることができる。また、独立行政法人海洋研究開発機構とは大学院学則第9条に基づく協定を結び、学生の研究指導を委託することができるようにしている。このように、学生が、生命科学分野の幅広く専門的な知識を習得するための単位互換、単位認定となっている。希望学生は、指導教員の承認を得て行われており、適切性に問題はない。実際に工学研究科との間で単位認定を行った例がある。

#### （社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）

生命科学研究科では、これまで留学生を受け入れた実績はない。留学生のための特別な入試制度は取り入れられていないため、日本語あるいは英語の語学力が担保された学生が入学してくるシステムとなっている。従って、日本人学生に対する教育研究指導と基本的には区別することなく行われる。しかし、文化や学力基盤の違いが想定されるため、特に研究指導において、指導教員が英語による指導などの配慮をしていく。

一方、社会人の受け入れに対しては門戸を開放しており、博士前期課程では入学時において4年制大学卒業後1年を経過し一定の勤務に従事している者、または本学大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で一定の勤務に従事している者に対して、社会人推薦入試を行っている。博士後期課程については、入学時において修士の学位を有する者、または、本学大学院において修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で一定の勤務に従事している者について推薦入試を行っている。現在、博士後期課程に1名の社会人の学生が在籍している。なお、博士前期課程

の講義科目と研究指導は、2セメスタで修了に必要な単位が修得できるようになっており、在職しながら学ぶ社会人学生が、通常の在学期間2年のうち半分は大学だけでなく会社の研究所においても研究が行えるように配慮している。

#### (生涯学習への対応)

生涯学習への対応については、学部として行っているが、研究科としては行っていない。高度な基礎知識が必要であり、実験を伴う研究科としての性格から、生涯学習の推進を目的とした社会人の教育研究については積極的に考慮していないし、今後も当面検討する予定はない。

#### (研究指導等)

生命科学研究科は、全ての大学院生に対して主指導教員と副指導教員を認定し、主指導教員が履修指導から論文指導までを責任をもって研究指導を担当する体制をとっている。博士前期課程においては、大学院生は担当する指導教員の「生命科学特別研究Ⅰ～Ⅳ」(演習)および「生命科学特別輪講Ⅰ～Ⅳ」(演習)を、博士後期課程においては「生命科学特殊研究Ⅰ～Ⅵ」(講義・実験)と「生命科学研究指導」を履修しなければならない。授業形態としては講義、演習(博士前期課程)と講義・実験(博士後期課程)がある。博士前期課程では講義、演習により生命科学分野の高度な知識を習得するとともに、実際に研究活動へ着手し、バイオ分野で求められる職業を担うための技術修得ができるように指導している。博士後期課程では、前期課程を発展させ、指導教員のもとで先端分野の専門性を高めるとともに、実際の研究の計画と実施、更には学位論文作成へと展開するように指導を行っている。博士後期課程では中間発表会を開催しており、全教員による研究指導と位置づけている。

これらの集大成として修士学位論文あるいは博士学位論文が作成できるように指導している。生命科学研究科における研究と教育の水準を向上させるために、大学院生に国内外の学会や研究会に積極的に参加し研究発表させることを1つの教育方法として採用している。特に研究発表や論文については、関連学会等で高い評価を受けることを念頭に入れて指導している。これらのことから、学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性は現時点では問題はないと考えている。

学生に対する履修の指導は『大学院要覧』を配布し、シラバスとして『大学院講義要項』を配布して行うとともに、入学時にガイダンスを行って指導している。これまで、履修指導上の問題はないため、改善等の予定はない。シラバスは「東洋大学 Web 情報システム」によりインターネットでも公開している。

学生への教育研究については、主指導教員を中心に個別に face to face で行われている。生命科学研究科では、指導教員のもとで論文調査による海外の研究動向の調査が行われ、それに基づき独創的な研究を目指して様々な実験を行い、学会発表あるいは投稿論文として成果を外部に公表する過程が、最も重要な研究教育の場である。大学院生を指導しているほぼ全教員が毎年学会に成果を学生とともに発表しており、熱心で献身的な指導が行われている。生命科学研究科では、大学院生の国内外の学会発表に対する旅費等の一部補助

を、本人が発表することを条件として、出張費（東京より 100km 以上）が発生する場合（原則として年間 1 回）に実施している。平成 17 年度は、国内発表 28 件、海外発表 3 件について補助を行った。実際に、学会発表や論文発表も増加してきており、その研究成果が評価され学生が賞を受賞する例もでてきていることから、研究指導の成果が現れてきていると判断できる。これらのことは、指導教員による個別的な研究指導の充実度を表していると考えている。

東洋大学には、井上円了記念研究助成金の制度があり、大学院生が研究計画書を提出し、採択されることで研究助成を受けることができる。生命科学研究科では、この制度を大学院生の学問的刺激を誘発するために積極的に利用しており、平成 16 年度に 2 名、平成 17 年度に 6 名、平成 18 年度に 4 名の学生が研究助成の採択を受けて研究に取り組んでいる。また、まだ採択の実績はないが、日本学術振興会特別研究員への応募も、平成 17、18 年度ともに 5 件となっている。教育研究効果は、学生の研究に対する熱意の高さにより一層高まると考えており、教員と学生間の学問的刺激を誘発させるための措置として適切なものと考えている。

指導教員にかかる学生からの変更希望は、これまでに指導教員の退職や昇格人事による変更事例がある。研究分野の変更希望はこれまでに事例はない。しかし今後様々なケースが予想されるが、現在、研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策は明文化された形になっていない。平成 19 年度までに研究科委員会で検討を行い明文化する。

才能豊かな人材を発掘し、その才能にかなった研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況については、多くの大学院生が学部の卒業論文研究テーマを継続しており、各指導担当教員による懇切丁寧な指導が実施されているが、希望する学生には、「研究指導委託制度」により独立行政法人海洋研究開発機構の研究指導を受けることも認めており、その他農業試験場、民間企業の研究所等で研究指導を受けている大学院生がいる。大学側の教員と外部の研究機関の研究指導担当者の密な連携のもとで研究指導状況の確認がなされている。

これらのことを総合的に判断して、博士前期課程における「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を持つ人材の育成」および、博士後期課程における「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を持つ人材の育成」という目標達成に一定の成果を挙げていると判断している。しかし、めざましい進歩をとげるバイオ分野における教育指導は、研究科の理念・目的を堅持しながらも、教育課程等については、講義科目の内容から研究指導に至るまで、柔軟に対応して行くべきものでなくてはならない。

## （２）教育方法等

### （教育効果の測定）

大学院における博士前期課程の教育効果は、講義科目による学力の向上と修士論文研究を通して修得される専門知識や技術に分かれる。前者の場合は、学部同様に担当教員に委

ねられている。論文指導は、主指導教員を中心として行われており、ゼミや中間報告会等で専門知識の向上や研究に対する考え方の指導が行われており、教育効果が測定されている。最終的には、修士論文要旨、修士論文および修士論文発表会で教育効果が測定されている。これらの教育効果は、国内外の学会発表会、助成金の申請状況や学位論文発表会や学位論文等によって総合的に見ることができる。博士後期課程は「生命科学特殊研究 I～VI」(講義・実験)と「生命科学研究指導」の成績により教育効果が測られているとともに、『博士後期課程研究報告書』を刊行しており、学生の学会発表や論文発表などの研究活動を記載しているため、それぞれの教育・研究指導の効果が明らかにされている。また、博士後期課程では中間報告会を学位取得の必要条件としており、最終的には学位論文の審査・公聴会により教育効果が測られている。

指導教員を中心としてきめ細かい指導がなされており、修士学位および博士学位の認定は、論文発表会等を通じて全教員が参加して出口としての教育効果の測定も担保されている。大学院生の学会発表および論文発表も活発に行われている。生命科学研究科では、これらのことから現状としては満足すべき水準である。

博士前期課程を修了して就職する学生の進路状況は、食品、医薬、化学、サービス業など分野が多岐に渡っているが、学部と比較すると研究・開発職に就いている率が高くなっている。博士後期課程については、第1期生4名の実績のみであるが、いずれもポスドクとして研究者の道を歩み始めており、2名は学外の研究所(海外大学1名、国立研究所1名)であり、2名が学内プロジェクトにPD(研究助手)として雇用されている。

#### (成績評価方法)

成績評価は、絶対評価に準じてS、A、B、C、D表記の評価方法を採用している。成績は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、D(59点以下)であり、Dは不合格である。S評価の導入により、より優秀な成績をあげた学生を評価している。講義、演習の成績評価はそれぞれの担当教員の判断において実施されている。評価結果は、奨学金の配分、短期修了の審査、後期課程への推薦入学にも活用している。生命科学研究科の修了要件は下記(4)学位授与・課程修了の認定に示す通りである。論文審査においては、論文発表会を実施し、主指導教員および副指導以外の意見等も審査内容に取り入れ、片寄せた審査基準が無いように図っている。これらのことから、成績評価方法の適切性について特に問題はないと考えている。

#### (教育・研究指導の改善)

学部では、現在、授業に関するアンケートを行い、授業の改善等の利用に供しているが、研究科では定期的なアンケート調査は行っていない。研究科の教育研究は、講義科目についてはいずれも少人数形式となっており、各教員により学生の意見を直接吸い上げる形になっている。修士論文、博士論文の指導については、それぞれの教員が細やかに対応しており、公開の論文発表会で学生が成果を発表した段階で、評価を受けることになる。

シラバスについては、定型フォーマットを使用しており、講義科目については、目的・内容、スケジュール、指導方法、成績評価の方法、参考書を明示して受講する大学院学生

が各シラバスの比較検討ができるように配慮している。シラバスは、『大学院講義要項』に記載するとともに、ホームページからも学生は確認できるようになっている。一部教員間で、記載の方法に差がみられるため、平成 19 年度から統一化を図る。

研究科の教育研究は、一般講義科目については、いずれも少人数教育となっている。一方、研究教育は、実験を教員と院生が face to face で行っている。これらのことから、学部において行っている講義科目ごとの定期的なアンケート調査は、必ずしも有効でないと思われる面もあり実施していない。ただし、研究科の自己点検として、これまでに講義等を含め学生の満足度調査として、院生に対するアンケート調査を実施している。平成 14 (2002) 年度に行ったアンケート調査の結果では、授業内容についての不満は出されていない。平成 18 年度は、博士課程が完成年度を迎えた段階にあるので、アンケート調査等を実施し、今後の教育・研究指導における問題点を抽出し、その改善に向けた今後の取り組み方法について検討する予定である。

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入および高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価は、生命科学研究科では取り入れていない。

研究科の教育は、学部と異なり、指導教員と学生間の実験を通してなされる教育が実質的に重要な役割を果たしている。その面においては個々の教員に委ねられている部分は大きい。その成果を修士論文や博士論文の発表会を通して、全教員による組織的な評価を受けるシステムとなっている。外部評価は学会発表や論文発表を通して評価されている。生命科学研究科では教務委員会を配置しており、教育・研究指導の改善に取り組んできた。現状では、学生から特に不満があって問題となったケースは発生していない。しかし、総合的な観点から教育・研究指導の改善を強化するために、FD 活動の充実が必要である。まず、教育改善委員会（仮称）を組織し、在学生のアンケート調査や卒業生の外部評価等の調査を通して生命科学研究科としての教育・研究の指導のあり方について検討する。

### （３）国内外における教育・研究交流

生命科学研究科は、融合分野でのバイオテクノロジー教育・研究を特色としており、国内外の教育・研究交流に積極的に取り組む必要がある。生命科学研究科は開設されたばかりであること、1 研究科 1 専攻である現状を考慮して、核となっている研究分野およびそのプロジェクト研究を中心として、国際化への対応と国際交流を推進して行き、研究科全体へ波及させることを基本方針としている。

生命科学研究科の研究分野の柱の一つである「21 世紀 COE プログラム：バイオ科学／ナノテクノロジー融合研究プロジェクト」では、国際シンポジウムを開催するなど、海外共同研究者のもとに毎年、学生が派遣されており、活発な教育・研究の交流が行われている。また、学生の海外での研究発表を促進するために、学会出張の助成を行っており、毎年数名の学生が海外での発表を体験している。これらの国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置は、国内外の研究者とのコミュニケーションにより学生のグローバルな能力を養うことに大きく貢献している。平成 19 (2007) 年度には学際・融合科学研究科が新たに設置される予定になっており、この協力のもとで、さらに活発な教育・研究の交流

が行われることを期待している。

生命科学研究科は国内外機関との共同研究（東洋大学バイオ・ナノエレクトロニクス研究センター、独立行政法人海洋研究開発機構等）やプロジェクト研究（群馬県地域開発促進拠点支援事業、埼玉県地域結集型共同研究事業等）にも積極的に参加している。これらにより、大学院生の中に生命科学研究科で学ぶことに対する自信が芽生え始めている。特に、海洋研究開発機構は、東洋大学大学院学則第9条に基づいた研究指導委託制度の協定機関となっており、この制度を利用して研究・実験のみならず、研究指導を受けることができる。いずれも従来から共同研究を行ってきた教員が指導している学生によるものであり、外部機関との教育・研究交流が積極的に行われている。また、私立大学学術研究高度化推進事業として「植物の健全育成モニタリングシステム開発プロジェクト」が産学連携研究推進事業として採択されており、民間企業を含めた他機関との研究交流も行われている。これらの国内外の教育・研究交流は、学生にとって、幅広い教育・研究を受けることが出来、視野の拡大と将来への方向性を考える良い機会となっている。今後、学生の教育研究の高度化をしっかりと見据えた上で、研究指導委託の協定機関の拡大あるいは連携大学院の可能性を模索して行く必要がある。

これまでに、生命科学研究科として外国人研究者の受け入れを行ったことはないが、国際化への対応と国際交流の推進のために、外国人研究者の受け入れを促進して行く必要がある。そのためには、研究科の研究環境の改善と東洋大学の受け入れ体制の充実を図る必要がある。大学院研究科委員長会議を通じて要望していく。

教育研究成果の発信については、研究成果を国内外の学会で発表および研究論文として国内外の雑誌等に発表している。年度ごとの研究成果については、研究科の全専任教員は生命科学部と兼任していることから、学部が刊行している「生命科学-Life Sciences」において公表されている。今後は、より広く外部発信をするため、ホームページの利用を検討していく。

国際的な教育研究交流、学術交流のためには、コミュニケーション能力の修得が重要であるが、平成18年度より、東洋大学全体で海外留学を支援するための、語学教育プログラムである「英語特別教育科目」(Special Course in Advanced TOEFL)が実施されており、生命科学研究科の学生も履修することができる。その適切性を判断するためには、今後の状況をみていく必要がある。

#### **(4) 学位授与・課程修了の認定**

##### **(学位授与)**

学位授与方針は、修士と博士の学位では、基本的な性質が異なっている。博士前期課程では、研究者へ成長していくための基礎的能力、あるいは専門性を持った人材として民間会社で活躍できる能力が習得されていることが重要であり、卒業後の進路先で更に能力を高めていくべきものである。このことから、修士学位は単位の取得、提出された修士論文の内容および修士論文発表会におけるプレゼンテーションと質疑応答能力が、基準を満たしていれば積極的に修士の学位授与を行っている。博士学位は学位取得後に研究者として

自立して行ける能力が備わっているかを含めて、慎重に見極めることが授与する側の責任である。成文化した基準に基づいて所定の手続き（中間発表会、審査会、公聴会）を経て授与するが、その過程で慎重な議論がなされるべき性質のものである。

生命科学研究所は、平成13年4月に博士前期課程を開設し、これまでの修士学位の授与状況は、平成14年度に37名、平成15年度に11名、平成16年度に20名、平成17年度に14名で、これまでに計82名に修士学位授与を行った。平成15年4月に博士後期課程を開設し、平成17年度に一期生4名に博士学位を授与した。博士前期課程の修了要件は、2年以上在学し、30単位以上を修得して修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。但し、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものについては、1年以上在学すれば足りるものとしている。これらの修了要件を満たし、原則的に全教員の出席のもとで開催される修士論文発表会で研究成果を発表し指導教員が修了を認めた者を修士学位として認定している。

修士学位の授与状況は、在籍学生の数の変動により年度間のばらつきはあるが、1学年の定員数15名であることを考えると、これまでのところ順調に推移している。なお、該当学生のほぼ全員が修了認定とともに、学位の認定を受けている。修士学位認定は、単位の修得と指導教員の判断によるところが大きいが、多くの高度なレベルの研究が博士前期課程で実を結んでいる現状を考えると適切に運用されており、問題はないと思われる。また、修士論文発表会では、様々な分野の教員から質問がなされており、授与に一定の緊張感を持たせており、問題はないと認識している。なお、短期修了については、別途研究科内に運用規定（内規）を定めており、より慎重に修士学位に値する幅広い専門知識や技術を修得し、かつ優れた研究成果の実績があったかを審査している。この内規に基づいて、平成17年度に初めて短期修了による修士学位の授与を1名に対して行った。細部にわたる議論が行われ厳粛に授与認定がなされたと判断している。しかし、その議論のなかで、短期修了要件の解釈が曖昧であることや実際の手続き上のスケジュール等の問題点が指摘された。今後もこれらの点について内規の見直しをおこない、優秀な学生には積極的に短期修了を認めて行く予定である。

博士学位の授与状況は、これまでの実績としては、昨年度、博士課程に3年在籍した学生4名に博士学位を授与した。授与・課程修了の認定条件は、短期修了、社会人の受け入れ、論文博士を考慮して、下記のように規定されている。

- ①本博士課程に5年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、30単位以上を修得しかつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程においては1年以上、後期課程においては大学院3年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。
- ②学校教育法施行規則第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在

学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

③上記に関わらず、博士論文を提出して、その審査および最終試験に合格し、かつ専攻学術に関し博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認定された者にも授与することができる。

④学位の種類として、本博士前期課程を修了した者には「修士（生命科学）」、博士後期課程を修了した者には「博士（生命科学）」の学位を授与する。

博士学位の審査は、次のような審査方法・手続により厳正に行っている。

課程博士の場合、1) 審査を受ける前に中間発表会における研究発表を審査申請の要件としている。2) 審査委員は主査1名、副査2名を研究科委員会で承認、3) 審査委員による審査（口頭試問を含む）、4) 公聴会、5) 研究科委員会において論文審査報告を行い評価し、6) 研究科委員会で投票により授与が承認。7) 研究科委員長会議に審査結果を報告し授与が決定される。

それぞれの認定条件を考慮し、博士学位認定の詳細な運用規定（内規）を研究科内で作成しており、適切に対応できる状況は整っていると判断している。なお、博士学位授与に必要なとされる業績等の基準は、研究科委員会内の内規として別に定められており、指導教員を通じて学生には知らされており、透明性は保たれている。平成17年度に行われた博士学位も、初めての授与であったこともあり、運用規定（内規）に従いながらも、活発な授与認定のあり方が議論され、厳格に決定された。しかし、議論の過程において、研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な業務に従事する研究能力が備わっているかをいかに判断していくかについては様々な議論があり、今後の短期修了や社会人および論文博士の授与を考慮する上で、今後、実際のケースに対応して議論を積み重ねて対応して行く必要がある。

修士論文に代替できる課題研究については、生命科学研究科では学則上は制度として置いているが、これまでに代替できる課題研究で修士論文を認めた事例はない。生命科学研究科では、実験を通して技術習得を教授することが重要であるため、これに代替できるかの判断は、研究指導教員から研究科委員会に提案され、生命科学研究科の教育研究の理念に適合している課題であるかどうかを審議し、可否を決定する。

修士論文審査は、本学の指導教員が行っており、基本的に外部関係者が審査に直接関与することはない。博士前期課程の学生は、外部研究機関で研究を行っている場合がある。この場合にも、外部研究機関と連絡を取りながら、最終的な論文審査は研究科の指導教員が行っている。これは、生命科学研究科としての審査基準をもつ指導教員が審査を行う必要があるためである。博士論文審査については、高度な研究を厳正に審査するために、研究分野によって外部審査委員が副査として審査に加わる場合がある。平成17年度に学位審査した一期生4名のうち1名の審査に外部審査員が加わっている。外部審査委員の審査手当が低いこと、審査のための旅費が支給されないことなどの課題があり、学位審査のための外部審査委員の制度の確立が急務である。

留学生の学位授与に関しては、入学時に日本語能力を審査していること、英語による指導や修士論文、発表会が可能であることから、問題ないと思われるが、生命科学研究科で



は、留学生をこれまでに受け入れた経緯がなく、留学生の学位授与に関する配慮の適切性については評価できていない。

#### (課程修了の認定)

生命科学研究科では、博士前期課程を1年ないしは1年半で修了することを制度として認めている。博士課程前期の場合には、課程修了に必要な履修単位を優秀な成績で修得し、研究に関する論文や学会発表などが短縮期間に応じた顕著な業績をあげていることを必要条件としている。さらに、修士論文発表とは別に、短期修了に値する十分に高い能力が備わっているかを見極めるために口頭試問を義務付けている。この制度は目的意識と高い能力を持つ大学院学生に対しては良い刺激となっている。これまでに、博士前期課程を1年で修了した学生は、平成17年度に1名のみであるが、今後も優秀な学生には、短期修了を認めてゆく。博士後期課程では博士前期課程に在学した期間を含めて3年で修了することを認めている。博士の取得条件は内規に明文化されており、短期修了の場合には必要とされる業績が通常の場合よりも厳しいものになっており、この条件を最低限満たす必要がある。生命科学研究科は、平成17年度に完成年度を迎えたところであり、博士課程の短期修了の実績はこれまでない。博士前期および後期課程の標準修業年限未満での修了には、厳しい条件が付けられており、課程修了の認定が適切に行われる制度となっている。

## 九. 福祉社会デザイン研究科

福祉社会デザイン研究科における教育内容とその方法についての達成すべき目標は、東洋大学が目標に掲げている「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」とともに「高水準、かつ特色のある研究拠点となる」ことに準拠しており、そのための方法として「総合大学の利点を活かす、良質な教育を行う」ことを目指したカリキュラムが編成され、それを実施していくことである。

こうした研究科の教育目標を踏まえ、各専攻は、専門領域の特徴をより際立たせるために、次のような具体的な教育内容の目標を設定している。すなわち、社会福祉学専攻の目標は、社会福祉の現象を解明するために、政策、制度、運営、実践をトータルに学び、知識や技術を福祉の現場に還元することであり、社会福祉の実践と理論構築に寄与できる研究者、教育者および指導者を育成することを目的としている。福祉社会システム専攻の目標は、社会福祉学と社会学とを融合させながら、福祉社会のあり方を総合的にデザインするとともに、社会学の実践および社会福祉学の理論化を図れる職場管理者や教育者を養成することにある。ヒューマンデザイン専攻の目標は、福祉社会をより大きな枠組みで捉え、総合科学の視点から福祉社会を創造的にデザインしていくことであり、また、保育学、健康科学および人間環境学などの多角的視点に立脚し、新たな福祉社会を創造しうる高度の専門職従事者ならびに研究者を育成することを目的としている。

以上のような目標を達成するための人材育成を目指した教育内容ならびに方法を実践していくことが、福祉社会デザイン研究科における達成目標である。

## (1) 教育課程等

### (大学院研究科の教育課程)

福祉社会デザイン研究科の博士前期課程および博士後期課程の教育課程は、大学院設置基準第3第1項、同第4条第1項に従っている。

本研究科の博士前期課程には社会福祉学専攻、ヒューマンデザイン専攻の2専攻が、また修士課程として夜間大学院である福祉社会システム専攻が置かれ、博士後期課程には、社会福祉学専攻、ヒューマンデザイン専攻の2専攻が設置されている。

社会福祉学専攻は、社会科学の理論的基礎に基づく社会福祉学を構築するとともにその実践論を追究する教育・研究を通して、社会福祉の解明力を培い、社会福祉の実践と理論構築に寄与できる研究者、教育者および指導者を育成することを目的としている。福祉社会システム専攻においては、社会と社会福祉学を再統合し、新たな福祉社会システム構築を目指す学際的な教育・研究を行うことにより、社会学の実践および社会福祉学の理論化を図れる職場管理者や教育者を要請することを目的としている。ヒューマンデザイン専攻では、保育学、健康科学、人間環境学を取り込み、広範囲にわたる福祉社会についての教育・研究を通して、より良い21世紀の福祉社会のための、人を中心に据えてデザインすることのできる高度専門職従事者、研究者等の人材を育成することを目的としている。

これらの目的を果たすために、福祉社会デザイン研究科はまず機構的に各専攻を細分化し、以下のような複数のコースを設けて、現代社会における高度化、複雑化した教育・研究内容に対応している。社会福祉学専攻では社会福祉原理歴史コース、社会福祉政策計画コース、ソーシャルワークコースの3コースが用意されている。福祉社会システム専攻においては、地域社会システムコース、保健福祉システムコース、地域福祉システムコースの3コースが設けられている。ヒューマンデザイン専攻では、子ども支援学コース、高齢者・障害者支援学コース、健康デザイン学コース、人間環境デザイン学コースの4コースが設けられている。

また、福祉社会デザイン研究科では上記の目的を果たすため、いずれの専攻・コースにおいても学生のニーズや教育効果を考慮し、課程ごとに異なる教育・研究を行っている。博士前期課程および修士課程では高度専門職従事者、教育者および研究者の基礎をなす能力の養成を重視し、基本的事項の養成、高度な専門教育も行うが、専門性を支える幅広い基礎内容の教育に力点を置いている。一方、博士後期課程では、前期課程または修士課程における高度専門職従事者、教育者および研究者養成のための基礎教育に応用性をもたせ、自ら研究および高度な専門業務を遂行し得る人材を養成するために、専門性の高い教育を行っている。

研究科修了者の進路状況に、そのような教育効果の一端を見ることができる。ヒューマンデザイン専攻ではまだ修了者がいないが、社会福祉学専攻博士前期課程および福祉社会システム専攻の修了者は、社会福祉施設、医療関係機関、種々のNPOおよび市民団体組

織などに多くの者が就職しており、教職に就く者や博士後期課程に進学する者も見られる。社会福祉学専攻の博士後期課程修了者の多くは、全国の大学、短大および専門学校の研究・教育職に就いている。

これらの福祉社会デザイン研究科の教育目的、内容および修了者の進路状況を加味し、現状について点検評価をおこなうと、まず、博士前期課程および修士課程に関しては、広い視野に立った清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うという博士前期課程の目的が十分に果たされている。また、博士後期課程に関しても、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うという目的に対して、博士前期課程と同様に、現在、適切な指導がおこなわれていると考えられる。

福祉社会デザイン研究科は、独立大学院として設置されたことから、学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、各学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係については、完全に対応するわけではない。しかし、社会福祉専攻は主として社会学部社会福祉学科との関係がもたれており、福祉社会システム専攻は主として2部社会学部社会福祉学科との関連がもたれている。ヒューマンデザイン専攻については主としてライフデザイン学部との関連が深い。ただし、これらの関連性は、学部ないしは学科の学士課程の内容を高度化しただけではなく、広範な関連領域との複合的な広がり実践的な内容を含んでいる。

福祉社会デザイン研究科においては、博士課程の一貫教育は行われておらず、博士前期課程の教育でその目的が果たされるようなシステムをとっている。博士前期課程、修士課程および博士後期課程のいずれにおいても、前述のごとく高度専門職従事者、教育者および研究者の育成を視野に入れた教育を行っているが、博士前期課程や修士課程ではその基礎的教育に主眼をおき、博士後期課程ではより高度な専門教育が主軸をなしている。

このような課程別の教育内容や方針は、博士前期課程および修士課程から博士後期課程に向けて段階的な教育を行うことにより、適切かつ効果的な教育効果を得るためのものであり、このような意図による課程の編制は両課程の関連性をより密接なものとしている。しかし、その密接な関連性はそのような単なるシステム上の問題だけではなく、専攻ごとの前期課程から後期課程へと通ずる教育によって構築され、また、両課程をほぼ同様の教員が担当していることもそれを支えている。

具体的には、博士前期課程および修士課程の場合、学部教育を発展させた専門的な教育や、研究テーマに関する現状把握や理論的根拠の実証のような基礎的研究が中心となる。また、博士後期課程の場合、前期課程の教育内容を進めた先端的な専門教育を行うとともに、研究テーマについても前期課程の研究を引き継いだ形でそれぞれの分野における先端的な研究に望んでいる。福祉社会デザイン研究科では前期課程修了者の中に進学する者も多く見られ、このような現状に両課程の連携の状態が認められる。

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システムについては、福祉社会デザイン研究科が設置される以前の平成17年度までに社会福祉学専攻は社会学研究科において博士課程の修了生を輩出しており、このシステムが福祉社会デザイン研究科におい

ても踏襲されていることから、適正な教育システムであると判断できる。

創造的な教育プロジェクトの推進状況については、現在、この研究科が開設されたばかりであることから、具体的な活動は展開されていない。しかしながら、すでに韓国の韓日福祉経営協議会との連携の中で新しいプロジェクトの推進が検討されており、その活動の一つとして、平成 18 年 8 月には韓国において学会が予定されている。

以上の点検・評価に基づき今後の改善点をあげると、現時点では特に改善しなければならない点を指摘することはできない。従って、博士前期課程ならびに修士課程と博士後期課程の連続性を考慮した上で再度、点検・評価することが必要であると判断できることから、博士課程が完成年度を迎える平成 21 年度にこれを実施する。

#### **(単位互換、単位認定等)**

福祉社会デザイン研究科の単位互換については、委託聴講生制度ならびに「首都大学院コンソーシアム協定聴講生」制度がおこなわれている。両制度とも 10 単位を上限としているが、委託聴講生制度については、従来、社会福祉学専攻ならびに福祉社会システム専攻が大学院社会福祉学専攻課程協議会の制度を利用しており、今年度よりヒューマンデザイン専攻もそれに加入し委託聴講生制度の利用が可能となった。社会福祉学専攻との協定校は、上智大学、明治学院大学、日本女子大学、淑徳大学、日本社会事業大学、大正大学、立正大学、ルーテル学院大学、関東学院大学、立教大学、法政大学である。また、福祉社会システム専攻との協定校は、茨城大学、埼玉大学、千葉大学、東京外国語大学、都留文科大学、駒澤大学、成蹊大学、専修大学、中央大学、東京国際大学、常磐大学、日本女子大学、法政大学、武蔵大学、立教大学、流通経済大学、創価大学、立正大学、淑徳大学、明治学院大学、明治大学、大妻女子大学である。

単位認定については、10 単位までを修了単位として認定するとともに、受け入れ先大学研究科の単位認定について、成績を素点として提出してもらい、本学の成績評価の基準に照らし合わせて、S~D までの範囲で成績換算するという方式がとられている。

今後の改革・改善点としては、現在ある制度の拡大ということになるが、ここに示した制度以外にも、他の制度を導入するのか、また現在こうした制度を実施していないヒューマンデザイン専攻も何らかの制度の導入をするのかという点について、博士前期課程、修士課程の完成年度を迎えた後の平成 20 年に検討をおこなう。

#### **(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)**

福祉社会デザイン研究科に在籍している社会人学生は、博士前期課程ならびに修士課程で 28 名、また博士後期課程で 12 名である。外国人留学生については、博士前期課程に 5 名が在籍しているが、博士後期課程には在籍していない。

社会人学生の教育については、福祉社会システム専攻が夜間大学院であり、社会人学生を受け入れることを前提に、講義は全て平日の 18 時以降と土曜日に設定されている。また、ヒューマンデザイン専攻では昼夜開講によって社会人学生を受け入れているが、最近では昼間開講の社会福祉学専攻においても社会人の入学者が増えている。

社会人学生の場合、就業上の問題のほかに、本人の健康上の問題や、出産・育児ならび

に親の介護などのように、大学以外の生活の場において研究遂行上の支障となる様々な問題を抱えていることも少なくはない。福祉社会デザイン研究科としては、そのような状況においても勉学を続ける社会人学生の意志を尊重し、授業時間の設定に配慮することはもちろんのこと、それでも出席不可能な場合にはレポート提出に振り返る措置もとっている。さらに、やむなき事情がある場合、勉学や研究の進捗はペースダウンするが、休学しながらもそれらを継続していくこともあり、そのような状況にある学生に対しても個別に指導にあたっている。

このように、社会人学生が社会や家庭における責務を果たしながらも勉学を続けるには、様々な障害を乗り越えなくてはならず、福祉社会デザイン研究科ではその実情を受け止めつつ、可能な限り個々人の状況に合わせた指導を行っている。

外国人留学生については、現在のところは在籍している留学生の全てが本大学の学部からの進学者であり、日本語能力は高いことから、授業ならびに研究指導等の運営に関しては特段の配慮は必要ない。しかし、社会福祉学専攻や福祉社会システム専攻では、これまでに我が国における社会福祉の実情について十分に理解できていないまま入学した外国人留学生もみられていた。そのような場合、これらの専攻では入学後に履修科目や研究テーマについて本人が納得いくまで説明し、本人の希望を優先しながらそれらの選択の変更を認めてきた。外国人留学生の場合、研究計画を立案しても現場の受け入れ状況などの面から、研究が円滑に進められないというケースもあった。このような場合には、指導教員が現場に同行して調査活動を援助することもあったが、それでも実施不可能な場合には、本人と相談の上、研究テーマを変更してきたという経緯がある。

福祉社会デザイン研究科においても今後同様な事態や、様々な不測の事態が発生する可能性もあり、外国人留学生に対してはその都度臨機応変に対処していくことが必要であると考えている。

以上のような配慮のもとで、社会人学生や外国人留学生の教育を推し進めているが、平成 20 年度から自己点検・評価委員会による授業評価および満足度に関するアンケートを通して、表面化されない意見にも注意を払いつつ改善策を講じていく。また、平成 19 年度においても、履修ならびに研究遂行上支障をきたすような問題が生じた時点で、その都度個別に対応し、当該専攻または研究科全体で解決に向けて対処していく。

#### (生涯学習への対応)

福祉社会デザイン研究科において、社会人のリカレント教育を含む生涯学習の推進に対応した教育研究をおこなっている。入学生の平均年齢は 40 歳弱であり、学部卒業後進学した 20 代前半の学生がいくらかいる一方で、公務や企業を退職した 60 歳代の男女も少なからずいる。学生の多くは現役の有職者であり、高校教諭や大学教員などすでに研究教育職にある学生が含まれている。

生涯学習への対応については、現在のシステムで十分に対応可能であると判断できる。将来の改善・改革に向けた方策としては、福祉社会システム専攻以外の専攻についても将来的には生涯学習を見据えた教育について、その必要性が生じた時点で検討を加えることとする。

### （独立大学院等の教育課程）

福祉社会デザイン研究科は独立大学院として設置されており、ある特定の学部教育内容の上に成り立っているわけではない。しかしながら、既設の学部等との関係は、本学9学部の全ての学部の総合力によって成り立つ研究科ではあるが、なかでも社会学部、ライフデザイン学部、工学部、国際地域学部がその核となっている。

社会学研究科内にあったときの社会福祉学専攻、福祉社会システム専攻は、その基礎を社会学部社会福祉学科および社会学科に置いたが、福祉社会デザイン研究科に移籍するに当たり教育課程表を改め、ライフデザイン学部や工学部、国際地域学部等との連携を強めている。また東洋大学附属研究所である人間科学総合研究所や現代社会総合研究所とも密接な関連を持っている。

ヒューマンデザイン専攻はライフデザイン学部、工学部の教員を中心に、国際地域学部や社会学部と連携し、教育課程を編成しており、上記2専攻と同様に人間科学総合研究所、現代社会総合研究所、あわせて工業技術研究所とも連携している。

福祉社会デザイン研究科と学部教育との教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性については、現状において学部教育の内容と十分に関係性が保たれていると考えられる。また、学部教育のレベルを視野に入れた福祉社会デザイン研究科の教育内容についても、学部教育のレベルだけではなく、社会人入学者のレベルにも対応できるような教育内容となっており、適切であると判断できる。

将来の改善・改革に向けた方策は、現行において特に問題も見出せず、改革の必要性も無いと判断できることから、特に改善に向けた検討をすることは予定されていない。

### （研究指導等）

福祉社会デザイン研究科の博士前期課程ならびに修士課程においては、学生は入学志願時に提出した「研究計画書」に従い指導教員を選び、指導教員の指示に従い研究遂行に有効な科目を選び履修するよう指導がなされている。各専攻において教育課程は異なるとともに、研究テーマによっても研究指導の方法が異なるが、大枠として研究テーマと関連性のある科目群を履修するようにアドバイスをしており、それは各専攻、各コースに対応した科目群となっている。社会福祉学専攻においては、社会福祉原理歴史科目群、社会福祉政策計画科目群、ソーシャルワーク科目群に分かれている。福祉社会システム専攻においては、地域社会システム科目群、保健福祉システム科目群、地域福祉システム科目群に分かれている。ヒューマンデザイン専攻においては、子ども支援科目群、高齢者・障害者支援科目群、健康デザイン科目群、人間環境デザイン科目群に分かれている。研究指導は、研究テーマに合う科目群を中心に履修すべき科目を示唆するが、あくまで緩やかな履修コースであり、他の科目群から研究テーマに関連する科目を選ぶことも十分に可能となっている。

修士論文の作成については、研究指導教員が担当科目を通じて、定期的に的確なアドバイスをおこなう。基本原則として研究指導をおこなう教員は2年間の4セメスタを通じて研究指導をおこなうことになる。

福祉社会デザイン研究科は平成 18 年度に設置されたこともあり、修了生は出していないが、教育課程の展開ならびに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導については、現時点において適切におこなわれている。また、学生に対する履修指導についても、入学時に研究科全体で行う他に、それぞれの専攻単位やコース単位でも研究テーマに即した履修ができるように指導している。進級時やそれ以外にも学生の希望に応じて随時履修指導を行っている。これらの教育・研究指導に関しては、個人の教員が対応する場合もあるが、指導内容によっては研究科内の複数の教員で協議し、組織的な対応を進めている。

このように、学生は履修や研究について複数回の指導を受け、教員間の連絡も密にとられているために、様々な情報を得ながら履修及び研究を進めることが可能である。履修科目や研究テーマの変更希望がある場合にも、この多様性によりそれを受け入れる体制が整っている。事実、同様な方法をとってきた社会福祉学専攻や福祉社会システム専攻では、かつて履修科目や研究テーマの変更希望を認め、その結果、学生が研究により一層精力的に打ち込む姿勢を示すようになったというケースもみられている。このような過去の実績に照らし合わせて判断すると、福祉社会デザイン研究科における履修ならびに研究指導に関しては適切に行われていると思われる。

福祉社会システム専攻は過去 10 年間に 199 人の修了生を出した実績を踏まえて、新研究科に移行し、新たな体制のもとで研究指導について一層の充実をはかっている。

指導教員による個別的な研究指導の充実度については、随時、研究テーマの関連事項を説明した上で、個々の学生にその内容について詳細に検討することを課し、学生からの報告を受けて再度指導するということを繰り返している。また、定期的に専攻・コースごとに研究報告会を実施し、指導教員以外の教員からも指導を行い、研究促進を図っており、このことに関して十分な充実が図られていると判断できる。

複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化については、福祉社会デザイン研究科は主指導教員ならびに副指導教員が研究指導をおこなっているが、これは学生の研究テーマとも関係しており、主指導教員の専門領域では適切な指導ができない場合に、それを補う部分を副指導教員が指導することになる。ただし、指導の効果が十分に上がるよう、主指導教員と副指導教員は指導方針について定期的に打合せをおこなっている。

学問的刺激を誘発させるための措置としては、本学では大学全体のシステムとして、教員、学生のいずれに対しても個人および共同の研究に対する助成（井上円了記念研究助成金等）がある。さらに、福祉社会デザイン研究科は大学院生を中心にした研究紀要の発行が予定されているとともに、学生に対して学会発表などの旅費を補助する制度も整備されている。このような研究助成の機構のほか、本学に設置されている研究所等で開催されるシンポジウムや研究例会にも参加できるような間口が開かれている。

ヒューマンデザイン専攻に関してはまだ評価する段階には至っていないが、上記のような機構で運営されてきた社会福祉学専攻および福祉社会システム専攻では、教員および学生が毎年『大学院紀要』へ投稿しており、また、人間科学総合研究所、現代社会総合研究所、アジア文化研究所ならびに工業技術研究所におけるシンポジウムでも多くの発表が行われてきた。このような成果報告を見る限りにおいても、福祉社会デザイン研究科における上

記のような措置は、教員間、学生間およびその双方の学問的刺激を誘発するものとして適切に機能していると考えられる。

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策については、指導教員と学生との間での話し合いによって、当該学生の研究分野に最も適した教員を紹介し、これまでの指導状況などについての申し送りをする事で対処することが確認されており、十分な対応が図られる。

才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況については、現在、本学に設置されているいくつかの研究所において整えられた院生研究員という制度のもとで、高度な研究指導の体制が確立されつつある。しかし、学生の才能を伸ばすための学外研究機関への送り込みに関しては、今のところ実施されていない。

将来の改善・改革に向けた方策については、現時点では特に検討の必要性が無いと思われるが、完成年度を迎えた後の平成 20 年度ならびに平成 21 年度において検討の必要性の有無について、検討をおこなう。

## (2) 教育方法等

### (教育効果の測定)

教育上の効果については、専攻や課程により異なるが、最終的には単位取得数や研究論文の内容により教育効果が測られる。しかし、平常の授業ならびに研究指導に関しては、指導教員が毎回の授業内において、受講生との質疑応答によって理解度を測定する。研究指導の面では、専攻またはコースごとに院生全体の発表会を催し、その内容について全体討議する機会や、それとは別に各人に発表をおこなわせ個別指導する機会を設け、院生のテーマに対する取り組みの進捗状況を確認するという方法がとられている。そのことによって、授業および研究指導に対する学生の理解状況についてその都度フィードバックすることが可能となり、教員はその状況を把握した上で指導を進めている。これらの成績評価は、教員側からの一方向的な指導を避け、学生の理解状況に見合う指導を可能にするものであり、研究面においても確実かつ効率的な指導効果をもたらしている。そのような観点から、福祉社会デザイン研究科で実施されている教育効果の測定は適切に実施され、さらにその結果は有効に活用されていると思われる。

福祉社会デザイン研究科は設置されて間もないことから、修了生を世に送り出してはいない。しかしながら、福祉社会デザイン研究科の社会福祉学専攻ならびに福祉社会システム専攻においては、社会学研究科に所属していた時代に修了生を輩出し、研究機関ならびに保健、医療、福祉分野等への就職を果たしており、福祉社会デザイン研究科への移行にともない、これまで以上の状況が期待できる。

修士課程、博士課程修了者(修業年限満期退学者を含む)の進路状況ならびに大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況については、平成 19 年度終了後に修了者を出すことになるので、現時点においては点検・評価することは出来ない。

教育効果の測定については、福祉社会デザイン研究科が完成年度を向かえ、その後、数



年が経過したところで改めて検討する予定である。

#### (成績評価法)

講義科目については授業担当教員が S～D の 5 段階で評価し、博士前期課程ならびに修士課程は 30 単位以上の単位の取得を条件に、社会福祉学専攻、福祉社会システム専攻、ヒューマンデザイン専攻ともに修士論文を提出し審査に合格することで修士の学位を取得することができる。また、福祉社会システム専攻ならびにヒューマンデザイン専攻においては、修士論文に代わる方法が制度的に整備されている。福祉社会システム専攻では 400 字詰め原稿用紙 30 枚以上の研究報告 3 本をもって修士論文に代えることができるが、この場合の修了要件を 30 単位取得から 36 単位に増やすようにし、修了水準を維持するための方策が採られており、さらに、修了までの 4 セメスタのうち、第 2 から第 4 セメスタで 1 本ずつの研究報告を作成することを原則としている。ヒューマンデザイン専攻については、修士論文に代わる方法として計画策定を認めるほか、福祉社会システム専攻と同様な方法にて研究報告を修士論文に代える方法も検討している。

博士後期課程の授業に関しては、社会福祉学専攻の場合、各自の研究課題および関係のある文献・資料等をまとめて報告し、その報告書をもとに成績評価をおこなっている。論文指導については、毎年 8 月の初め 2 日間の合宿を行い、集中論文指導を行う。一人の学生に 40 分の指導時間をとり、院生による 20 分のプレゼンテーション後、論文作成法や課題等について全員でコメントし、公正に成績評価を行う。また、2 つ以上の学会に所属して学会報告を行い、過去 5 年以内に査読付き雑誌に単著もしくはファーストオーサーの研究論文を 1 点以上掲載することとしている。なお、過去 5 年以内に著書、設計、作品、その他の研究成果物をもって上記の業績に代えることができる。

福祉社会デザイン研究科において行われる成績評価は、基準を明確に示していることや、専攻所属の教員や院生の全員が参加する報告会でプレゼンテーションした結果をもとに評価することから、成績評価は透明度の高い公正な条件にて行われていると思われる。このことは学生に対して日々の努力が成果に結びつくことを自覚させると同時に、研究意欲を促進させることに通ずるものである。このように、福祉社会デザイン研究科の成績評価の方法は学生の資質向上にも繋がるもので、そのような観点から適切であると判断できるので、完成年度を目処に検討をおこなう。

#### (教育・研究指導の改善)

福祉社会デザイン研究科としては教育・研究指導の改善を促す手段として実施されているのは、現在のところシラバスの作成のみである。福祉社会デザイン研究科と関わりのある学部においては、従来、学生による授業アンケートが実施されており、福祉社会デザイン研究科においても教育・研究指導の改善を目的に、学生による授業評価および学生満足度に関するアンケート調査の実施を含め、自己点検・評価委員会を中心に FD 活動を活性化し、充実を図っている。当委員会の現段階の作業としては、平成 19 年度の実施を目指して、他の研究科や学部で用いられている既存のアンケートを基に、福祉社会デザイン研究科の現状に即したアンケート用紙の調査内容となるように調査項目の検討を進めている。

シラバスについては、『大学院講義要項』として講義の目的・内容、年間スケジュール、指導方法、成績評価、テキスト、参考書などを明示した共通フォーマットに従って作成しており、博士前期課程、修士課程、博士後期課程ともに教員は、講義内容をできるだけ詳細に記述し、学生の科目履修のための便宜を図っている。また、「東洋大学 Web 情報システム」によりインターネット上からも閲覧できる。このシステムは、学生だけでなく、受験生や一般の人も、シラバスと教員プロフィールを閲覧可能である。

シラバスの掲載項目・書式については統一され、読む者にとって理解を得やすい状態になっており、シラバスの内容、書式の適正については現時点では問題ないと判断できるが、毎年の点検を研究科委員会や自己点検・評価委員会において継続していく。

しかしながら、シラバスの分量に関しては教員により長短があるのが現状である。この改善については、研究科委員長会議で成績評価基準の明記やシラバス等について、平成 19 年度に向け検討しているので、歩調を合わせ研究科委員会においても是正を促していく。

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況については、自己点検・評価委員会を研究科内に位置づけており、研究科委員会において適宜検討がおこなわれるようなシステムが出来上がっている。

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況については、現時点において特に検討されていない。高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況については、現時点において制度化する予定はない。

### (3) 国内外における教育・研究交流

福祉社会デザイン研究科は、現在、大韓民国平澤（ピョンテク）市に本部を置く韓日福祉経営協議会与学术交流の計画を進めている。すでに本学ライフデザイン学部と平成 18 年 1 月 24 日に学术交流を目的とした連携を結ぶ旨の調印式がおこなわれている。これにより福祉社会デザイン研究科においても、今後、学術的な交流を計画している。

大学院を担当する教員の多くは、すでに国内外において研究プロジェクトを結成したり、研究会への参加や学会活動への参加をおこなっている。こうした活動に対して徐々に大学院生が参加し、交流の深まることが予測される。

国内においては、前述の単位互換協定や図書館（山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム加盟館）の相互利用協定、学部段階の日本社会事業学校連盟の基盤、東洋大学の海外協定大学等の枠組みがあり、必要に応じて活用される。

さらに担当教員および在学生、修了生による研究成果の外部発信の媒体として、学部紀要、大学院紀要、当研究科卒業生および教員によって組織されている白山社会学会および東洋社会福祉学会とその機関誌があげられ、加えて修了生らによる単著・共著の市販専門書の刊行もなされている。なお、白山社会学会ではすでに 10 年余り毎年 3 月に、関東地域の社会福祉・社会学修士論文発表会、児童館学堂保育修士論文報告会を学外の報告者も含めて実施している。

以上の現状に鑑みて、福祉社会デザイン研究科においては国内外における教育・研究交流は活発かつ適切に行われていると考えられる。

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性については、上述の計画が進行する中で検討されるものであり、平成 19 年度中には、何らかの方向性が打ち出される予定である。

国内外の大学院の組織的な研究交流の状況については、現状で示したとおりであり、十分な制度化がなされていると判断できる。

外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性については、福祉社会デザイン研究科において、外国人研究者を受け入れたという実績は持っていないが、東洋大学全体としては、こうした制度が完備されているため、将来的にはこの制度が利用されると予測できる。

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性については、すでに研究成果を発表することができる十分な媒体が整っていると評価することができる。

国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段習得のための配慮の適切性については、福祉社会デザイン研究科において特に意識されているが、カリキュラムの中に反映されているわけではない。上述のごとく、韓国との学術交流事業の一環として、院生の交換留学ならびに相互の語学教育の準備が進められている。福祉社会デザイン研究科としては、韓国との学術交流が軌道にのると考えられる平成 20 年度までに、学術交流のために必要なコミュニケーション手段習得について検討していく。

以上の点検の結果を踏まえて、今後の改善点を提示すると、福祉社会デザイン研究科においては、国際的な教育研究交流や学術交流を活発化していくためのコミュニケーション手段を向上させるための検討が必要であり、これについてはカリキュラムとの関係もあるので完成年度を迎えた後となる平成 20 年度以降におこなう。

#### (4) 学位授与・課程終了の認定

##### (学位授与)

福祉社会デザイン研究科は、平成 18 年度に開設されたことから、学位授与ならびに課程修了生を出していない。しかしながら、学位の取得は大学院の門戸開放による高度な専門教育の普及ならびに当該領域の学問活性化にも関わるものとして大きな意味をもつことから、福祉社会デザイン研究科としては適切な指導体制のもとで教育するとともに、透明度の高い基準・審査により学位を授与することをその基本的な方針としている。

社会福祉学専攻の博士前期課程では、2 年間で 30 単位以上を修得し、主指導教授の研究指導を毎セメスタ必ず履修し、指導を受け、修士論文を提出し、その後、口述試験に合格することで修士（社会福祉学）または修士（ソーシャルワーク）の学位が取得できる。博士後期課程においては、3 年以上在籍して、主指導教官の研究指導を毎セメスタ必ず履修し、指導を受けながら博士論文の執筆を進める。博士論文の提出にあたっては、福祉社会デザイン研究科で定められている学会研究誌に 1 編以上の論文が掲載されていることを条件とし、審査および最終試験を受けることができる。これらに合格することで博士（社会福祉学）ないしは博士（ソーシャルワーク）の学位が取得できる。

福祉社会システム専攻の修士課程は、2 年間で 30 単位以上を修得し、主指導教授の研究指導を毎セメスタ必ず履修し、指導を受け、修士論文あるいは特定課題の研究論文を提出

し、その後、口述試験に合格することで修士（社会学）または修士（社会福祉学）の学位が取得できる。

ヒューマンデザイン専攻の博士前期課程においては、2年間で30単位以上を修得し、修士論文あるいは特定課題を提出し、その後、口述試験に合格することで修士（社会福祉学）、または修士（健康デザイン学）、または修士（人間環境デザイン学）の学位が取得できる。また、博士後期課程では、主指導教官の研究指導を毎セメスタ必ず履修し、指導を受けながら、博士論文の執筆を進める。博士論文の提出にあたっては、福祉社会デザイン研究科で定めている学会研究誌に1編以上の論文の掲載ないしは同じく研究科が定めている賞の受賞などの業績が満たされていることを条件として、審査および最終試験を受けることができる。これらに合格することで博士（社会福祉学）、または博士（健康デザイン学）、または博士（人間環境デザイン学）の学位が取得できる。

審査にあたっては「東洋大学学位規則」に基づき研究科委員会が選出する審査委員が、これをおこなう。審査委員は研究指導教授を主査として、博士前期課程ならびに修士課程においては、学生の研究テーマに関連する授業担当科目の教員1名が副査として審査に当たる。博士後期課程においても研究指導教授を主査として、学生の研究テーマに関連する授業担当科目の教員ないしは関連分野の他大学の教員を副査に加え、3名以上で構成する。

福祉社会システム専攻の審査の場合、口述試験には福祉社会システム専攻担当の全教員が参加する。あらかじめ提出された論文の要旨が配布され、さらに本文が口述試験当日に回覧される。さらに口述試験の冒頭に、学生、主査、副査から論文の作成過程と成果に関する報告がなされ、これらを踏まえて全教員が学生と質疑応答を行い、教員が個別に成績を判定する。口述試験終了後に、個別の判定結果を持ち寄り、討議のうえ、最終的な成績を決定する。社会福祉学専攻の場合、大学院担当教員全員が学位審査に立ちあい、院生が15分位、論文の概要をまとめてプレゼンテーションを行い、その後質疑応答を25～30分行う。その結果をもとに全員で評価を行う。審査の過程と審査結果については主査が文章で報告し、その内容は学生にも公表される。

修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性については、妥当性を持つものと判断できる。

学位論文審査における、大学院関係者以外の研究者の関与状況については、院生の研究テーマにより、他大学、他学部、他専攻の研究者の指導および審査時の立ち会いを依頼している。

以上の現状を踏まえて、点検・評価をおこなうと次のようになる。

修士、博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針に関しては、「東洋大学学位規則」に基づいて審査が実施され、さらにその透明性・客観性を高めるために各専攻で上記のような様々な策が講じられていることから、適切に実施されていると判断できる。

福祉社会デザイン研究科では、東洋大学大学院学則第12条および第13条に定める修了要件を除き、短期修了できる制度はなく、現状においては検討の予定はない。

留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性については、これまで検討されてはいない。

以上の点検・評価から将来の改善点ならびに方策は次の通りである。

学位授与・課程修了の認定について、本学の他の研究科ならびに福祉社会デザイン研究科と類似する研究科を持つ国内の他大学の基準と比べても妥当なものだと判断でき、現状においては、将来に向けての改善点は特に見られない。

#### (課程終了の認定)

福祉社会デザイン研究科は、現在、学年進行中であり、課程終了の認定については、博士前期課程、修士課程においては平成 20 年 3 月以降、博士後期課程については平成 21 年 3 月以降となる。

福祉社会デザイン研究科においては、標準修業年限未滿で修了できるという制度はなく、現状においては、検討の予定はない。

福祉社会デザイン研究科は開設されて 1 ヶ月を経過したばかりであることから、十分な点検・評価を実施できない状況にある。従って本研究科が完成年度を迎えた後の適切な時期に再度、点検・評価を実施することが必要である。

## 十. 法務研究科（法科大学院）

法務研究科は、法曹になるのにふさわしい基礎的かつ体系的な学識を十分に習得させるために、的確な判断能力、柔軟な応用力、高度の倫理観及び豊かな人間性を有する法曹を育成することを目的としている。具体的な法曹像は、以下の通りである。

専門訴訟に強い法曹……社会の複雑化・多様化の影響を受けて訴訟も特殊専門化する傾向にあることに鑑み、医療事故、建築関係紛争、消費者救済等の現代型専門訴訟に応え得る幅広い高度で専門的知識を修得させる。

企業法務に強い法曹……企業活動の高度化、グローバル化等により、国際取引、渉外、知的財産等の企業ニーズが一層高まることは必至である。そこで、企業活動等に伴う訴訟及び予防・戦略的法務を担う者を育成する。

### (1) 教育課程等

#### (大学院研究科の教育課程)

高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性に関しては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うように、法律基本科目を十分に理解できるような指導をするとともに、法律実務基礎科目、展開・先端科目等において議論することにより、法曹に必要な資質として、豊かな人間性・感受性、幅広い教養、専門知識、柔軟な思考力を具えた人材を育成するような指導をしており、法務研究科では、「東洋大学専門職大学院学則」でも謳われているとおり、法科大学院に拡大 FD 会議を置き、その下に民事系・刑事系・公法系の 3 つの FD 会議を組

織し、教育内容・方法の水準維持に努めている。

高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定については、1年次から2年次への進級要件として、①1年次終了時までには法律基本科目群から24単位以上を取得すること、②進級試験（憲法・刑法・民法・商法）に合格すること（全科目60点以上を合格とする）、③以上に加え、平成18年度より、1年次終了時のGPAポイントが1.9以上であること（Sは4、Aは3、Bは2、Cは1として換算する）を要する。

科目の単位認定については、①80%以上の出席者を対象とする、②成績評価基準についてはあらかじめシラバスなどにより事前周知する、③成績評価の根拠については、成績表とは別に学習カルテにより示すなど、厳密な成績評価を行っている。そうした厳密な成績評価を経て、進級判定などにもクリアした者について、3年修了コースにおいて93単位の修得、2年修了コースにおいて63単位の修得を修了条件としている。

なお、修了判定については、教授会の議を経て決定している。

#### **（単位互換、単位認定等）**

現在のところ他大学との単位互換は行っていない。

#### **（社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）**

社会人を受け入れてはいるが、法務研究科の性質上、教育上の差を設けないことになっている。

#### **（専門職大学院のカリキュラム）**

法務研究科の基本理念は、司法制度改革審議会の意見書の基本理念及び本大学の基本理念を十分に配慮したものであり、広い意味での哲学を基礎とした「ものの見方、考え方」を基本として、専門訴訟に強い法曹の育成及び企業法務に強い法曹の育成を大きな二つの柱にしている。

法務研究科の基本理念・目的に従って、カリキュラムは、法律基本科目群（必修として60単位。2年修了コースの場合は、1年目法律基本科目30単位を認定するので、30単位となる）、法律実務基礎科目群（7単位）、基礎法学・隣接科目群（4単位）、展開・先端科目群（22単位）となっている。法務研究科の基本理念は、司法制度改革審議会意見書における法科大学院の基本理念に対応しているものである。従って、「社会の要請に創造的に応える」内容となっている。

理論と実務とを架橋することが重要であるのでカリキュラムは、まず、基礎的知識を身につけ、その上で実務を学び、高度な専門知識を修得できるという段階的なものとなっている。

具体的には、1年次（3年修了コース（未修者）が履修）では、基本科目である憲法、刑法、民法及び商法の実定法を正確に解釈し、実定法の相互関係を修得することに重点をおき、30人程度の少人数クラスによる双方向の教育方法をとっている。法律基本科目は専任教授が授業をしている。未修者には、より初歩的な段階から学べる法学概論を平成19年度から開講する。2年次では、民事訴訟法、刑事訴訟法の他に、「総合」科目として、憲法、

行政法、刑法、民法、商法等の演習形式授業を行い、1年次で学んだ基本的思考能力を深化させ、応用能力を修得するようにしている。3年次では、刑事実務演習、民事実務演習等を学ぶことにより、実務家として実務を遂行できるような能力を身につけさせるようにしている。展開・先端科目としての選択科目は、平成19年度以降2年次から履修できるようにしている。

1年次の法律基本科目12科目は講義科目であるが、ケーススタディも行っており、2年次及び3年次に法律基本科目の民事法総合科目等11科目でもほぼ全科目で、その他の選択科目においても多くの科目においてケーススタディ、ディベートを行っている。フィールドワークについては、全科目69科目中の2科目(3%)程度である。

本学では大学の目標の一環として、「徳力の充実のための倫理観」及び「職業倫理」を徹底する教育をあげている。そのため、法曹の仕事全般にわたって必要とされる責任感や倫理観を養うことを目的とした「裁判法・法曹倫理」を2年次の必修科目として開講している。

### (研究指導等)

入学者に対しては、入学前から事前教育を行ない、かつ入学後もクラス担任等による履修指導を行なっているが、履修モデル等の提示はされていない。

学生に対する学習指導に関しては、学習カルテとクラス担任制により、適切に行われている。セメスタごとに、各科目の教員が学生一人ひとりに試験の結果等、点数のみではなく、どの部分が良かったか、どの部分が悪かったかなどについてのコメントが記入された学習カルテを担当の教授が学生に手渡し、学生面談をしている。これによって、学生は、自分の勉強不足の部分が分かるようになっており、次のセメスタの学習プランを立てることができる。専任教員は、研究室で直接、あるいはメールなどにより学習相談を受けている。なお、法務研究科の性質上、研究指導は行っていない。

前述した学習指導に加え、学生が自主的にゼミを作って学習している自主ゼミのサポート役として、若手弁護士を「アカデミックアドバイザー」として採用している。自主ゼミで学生が勉強し討論していく中で、討論に詰まったり、討論の行方が誤った方向に向かった場合、学生の討議に対して修正アドバイスを行ったり、起案練習などの際、アドバイスを行う。現在、10名のアカデミックアドバイザーがおり、自主ゼミ支援を行っている。アカデミックアドバイザーは、教員よりも学生との年齢差が少なく、成績評価に何らかの利害関係を持たないため、率直に質問をしやすく、学生の精神衛生上の点からも適切な位置で機能しているといえる。アカデミックアドバイザーと各FD会議のより強固な連携については、教授会、拡大FD会議で議論している。

## (2) 教育方法等

### (教育効果の測定)

学生による授業評価については、春学期及び秋学期に授業改善を目的とした授業評価アンケート調査が行われている。調査項目は29項目で、うち5段階評価方式が28項目、自

由記述式が1項目である。調査結果については、各授業担当者に返却し、自由記述式部分については、教授会に提出し授業等を検討する材料としている。平成19年度からは、FD会議を通して、より具体的な議論を進める。

平成16年度においては、学生生活全般に関するアンケート後、数回のアンケートを経た後、平成18年度からは学生生活全般について、提案箱を設置し恒常的にその声を拾っている。学生の要望等については学生生活委員会で検討し、文書にて明確に学生に回答している。回答内容は教授会においても報告し、問題点の共有、今後の検討などに役立てている。

#### (成績評価法)

成績評価は、S、A、B、C、D、\*で示され、S、A、B及びCが合格、D及び「\*」が不合格である。その基準は、Sは100～90点で合格者の10%程度、Aは89～80点で合格者の30%程度、Bは79～70点で合格者の40%程度、Cは69～60点で合格者の20%程度となっている。Dは59～0点であり「\*」は出席不良、提出物未提出、成績不良等のため採点が不可能な場合である。科目の単位認定については、80%以上の出席者を対象としている。

なお、学生には予めシラバスなどで成績評価基準を示し、成績評価の通知にあたっては、学習カルテを通して、成績評価の根拠資料を示しその客観性を担保している。成績評価基準については、学生が事前に理解することができるように明確に開示されており、適切である。

#### (教育・研究指導の改善)

教員の教育方法の改善を促進するための組織的な取り組みについては、法務研究科内に民事系FD会議、公法系FD会議、刑事系FD会議を設け、試験問題の検討、教材の適切性、などの検討および受講学生の授業状況の情報交換などを行っている。平成18年度にはFD会議規則を制定するなど、より組織的な活動となるよう進めている。

シラバスには、講義の目的・内容、講義スケジュール、成績評価の方法、テキスト・参考書等、授業準備のための有効な事項を記載している。なお、授業評価アンケートにおいてもシラバスがチェックされているが、概ね適切であるとの評価を得ている。平成19年度以降カリキュラムの変更にあたっては、法科大学院の全体カリキュラムの中での各科目群の位置づけ、その中に位置づけられた科目という面で、シラバスを統一感のとれたものとするべく、FD会議および教務委員会にて検討されている。

なお、シラバスは紙ベースでは配布せず、ホームページ上に掲載し、必要な時に適宜確認できるようにしている。

### (3) 国内外における教育・研究交流

国内においては、法科大学院協会、他法科大学院の行うシンポジウムなどに参加することを通じて他大学法科大学院と交流をしている。また、個々の教員は、各自学会に入会しており、当該学会を通じて交流を図っている。しかし、学生同士の交流は、組織的に特別には行われていない。



国外においては、数は少ないが、各教員が予算の範囲内で休暇期間を利用して、短期海外研究を行って交流をしている。海外の学生との学生間交流は今のところ行われていないが、国際性の涵養に配慮して、国際私法、国際取引法、外国法（英米法）、外国法（独法）、外国法（仏法）を開講して、国外にも目を向けられるようにしている。

平成 19 年度以降は、外国人弁護士などに講演を依頼したりして、海外の様子を学生も国内に居ながら知りうるよう配慮することを考えている。国際交流の推進に関する基本方針の明確化は、検討課題である。

#### **（４）学位授与・課程修了の認定**

##### **（学位授与）**

課程修了の要件は「東洋大学専門職大学院学則」第 19 条において「3 年以上在学し、93 単位以上を修得すること」、法学既習者については同 20 条により「2 年以上在学し、63 単位以上を修得すること」としている。そして同 22 条では「課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位を授与する」と規定し、課程を修了することで専門職学位を取得することができる旨を定めている。そのため特別な学位授与のための審査等を行なわれていない。この学位授与要件（修了要件）は、ホームページに掲載している『法科大学院履修要覧』にて、学生に対し周知している。

##### **（課程修了の認定）**

3 年修了コース、2 年修了コースという標準就業年限未満での修了は、法務研究科においては認めていない。



## V 学生の受け入れ

---

### 1. 大学における学生の受け入れ

東洋大学は、明治20年「私立哲学館」として創設され、「諸学の基礎は哲学にあり」の理念を基に「社会に役立つ智を愛する精神」を今日まで継承し、現代の社会においてこれを具現化する目標の一つとして「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」と掲げている。

本学では、このような大学の理念に基づき、知力とともに徳力を兼ね備えた自らの哲学を持ち、自ら考え、自ら立ち、自ら動く多様で個性豊かな資質を持つ学生を、継続して安定的に全国から受け入れることとし、一般入試から入学者の7割、推薦入試から3割を受け入れることを目標とする。そのために入学試験の多様化等入試改革や学生募集活動の充実を図っていく。

#### ■ 本学の入試改革の概要

- ① 10月入学制度（秋季入学制度）の実施  
平成6年度から工学部において、全国に先駆けて実施  
平成9年度から国際地域学部、生命科学部で導入  
平成18年度から募集停止（国際地域学部外国学生入試を除く）
- ② 大学入試センター試験利用入試の導入  
平成5年度から工学部において導入  
平成9年度から経済学部、経営学部、法学部、社会学部が新たに導入  
平成10年度から文学部、国際地域学部、生命科学部が新たに導入  
平成18年度からライフデザイン学部が新たに導入し、全9学部が導入
- ③ 自己推薦入試の導入  
平成12年度から複数学部で導入  
平成18年度現在、文学部、経営学部、法学部、社会学部、国際地域学部、  
ライフデザイン学部で実施（第1部、第2部等学部により異なる）
- ④ AO入試の導入  
平成13年度10月入学、平成14年度4月入学から工学部で実施  
平成15年度から生命科学部が新たに導入  
平成19年度から生命科学部が廃止
- ⑤ 全国会場試験の実施および拡充  
平成8年度 札幌・仙台・福岡  
平成9年度 札幌・仙台・高崎・岡山・福岡  
平成10年度 札幌・仙台・高崎・横浜・新潟・岡山・福岡

平成 11 年度	札幌・仙台・高崎・横浜・新潟・静岡・広島・福岡・那覇
平成 12 年度	札幌・仙台・郡山・高崎・横浜・新潟・長野・静岡・大阪 ・広島・福岡・那覇
平成 13 年度	札幌・仙台・郡山・高崎・横浜・新潟・長野・静岡・大阪 ・広島・福岡・那覇
平成 14 年度	札幌・仙台・郡山・高崎・千葉・横浜・新潟・金沢・長野 ・静岡・大阪・広島・福岡・那覇
平成 15 年度	札幌・仙台・郡山・高崎・千葉・横浜・新潟・金沢・長野 ・静岡・大阪・広島・福岡・那覇
平成 16 年度	札幌・仙台・郡山・水戸・宇都宮・高崎・千葉・横浜・新潟 ・金沢・長野・静岡・大阪・広島・福岡・那覇
平成 17 年度	札幌・仙台・郡山・水戸・宇都宮・高崎・千葉・横浜・新潟 ・金沢・長野・静岡・名古屋・大阪・広島・福岡
平成 18 年度	札幌・仙台・郡山・水戸・宇都宮・高崎・千葉・横浜・新潟 ・金沢・長野・静岡・名古屋・大阪・広島・福岡

本学会場（東京・埼玉）の外、上記の地域で全国会場試験を実施

本学はこのように、入試制度や入試方法等による入試改革を経て、受験生のニーズも考慮しながら、多様な入学試験方法による選抜試験を実施してきている。

特に、本学では全国から多様な個性ある入学者を確保するため、上記のとおり早くから全国会場（地方会場）試験を導入し、現在では、本学 2 会場の外、全国 16 会場で試験を実施し、受験生の経済性・利便性を考慮し、地元で安心して受験ができる体制を整備している。

平成 18 年度の第 1 部一般入試各都道府県別志願者状況は、関東圏（1 都 6 県）の占める割合が高く、全体の 82.6% を占めており、前年より 2% ほど増えている。この傾向は、今後も続くことが考えられるが、その背景として経済状況と密接に関係していることは言うまでもない。少子化等にも伴い、地元志向（自宅から通学できる大学を希望）は否めないが、今後、全国から多様な入学者を安定的に確保するためにも、一層本学の特色を全国的にアピールし、大学独自の経済援助制度（奨学金）の充実やスカラシップ入試など、関東の大学へ目を向けさせる方策を検討していかなければならない。

また、全国会場（地方会場）での受験者が減少していることから、今後も会場別受験者数の動きを注視しながら試験会場の設定地域の見直しを図っていく。

10 月入学制度の導入は、全国に先駆けて本学が実施し注目を集めた。教育における国際化への対応としての一定の効果はあった。しかしながら、10 月採用企業も増加したものの、社会的構造を変化させるまでには至らず、また、浪人生の減少が結果的に志願者の減少に繋がり、外国学生入試を除き、平成 18 年度入試から募集停止とした。

AO 入試については、高校側の評価もまちまちではあるが、本学では理系の 2 学部で導入した。筆記試験だけではなく、学部のアドミッションポリシーとマッチした学生を選抜すべく、効果的な選考方法として実施してきた。生命科学部では、実験を課すという特

色ある選考方法で実施してきたが、高校教育における理科教育の現状に鑑み、平成 19 年度入試より、AO 入試を廃止した。

大学入試センター試験利用入試 (B 方式) については、「全国から多様な個性ある学生を受け入れる」という趣旨に基づき、地元の会場で受験できることから、有効な入試方式の一つとして全学部が実施している。しかし、結果として、本方式による志願者数は 2,718 名減少し、第 1 部一般入試の総志願者数は前年比 96.9%となった。

18 歳人口が減少するなかで、平成 19 年度入試においては、入学者の質を確保しながら、志願者数を維持していくために、入試方式においても、若干の見直しを図っている。

#### (学生募集方法、入学者選抜方法)

平成 18 年度入試で本学が実施した入学試験は下記の通りである。各学部は入学者受け入れ方針に基づき、選抜方法を決定している。

- ① 一般入試—高等学校での学習課程の基礎学力を有する者を選抜または特定分野で突出した能力を有するものを選抜する入試
  - ・ 3 教科総合入試 (A 方式) . . . . . スタンダードな 3 教科総合入試
  - ・ 大学入試センター試験利用入試 (B 方式) . . . 本学での個別学力試験は行わず、大学入試センター試験の成績により合否判定
  - ・ ベスト 2 入試 (C 方式) . . . . . 3 教科受験し、高得点の 2 科目 (英米文学科は国語と地理歴史・公民いずれかの高得点の科目と外国語) により合否判定
  - ・ 最高得点重視入試 (D 方式) . . . . . 3 教科受験し、最高得点科目の得点を重視して合否判定
  - ・ ベスト 1 入試 (E 方式) . . . . . 3 教科受験し、高得点の 1 科目により合否判定
  - ・ 2 科目入試 . . . . . 英語と論文の 2 科目により合否判定
  - ・ 3 月入試 . . . . . 各学科により特色のある入試方法を取り入れており、1 科目あるいは 2 科目入試
- ② 推薦入試—高等学校において一定以上の成績等の条件をクリアし、目的意識や意欲を有するものを選抜する入試
  - ・ 学校推薦入試 . . . . . 高等学校長の推薦を受けて受験する入試  
出願書類と小論文、面接等の総合評価により合否判定
  - ・ 自己推薦入試 . . . . . 自分の意志で受験できる入試  
出願書類と小論文、面接等の総合評価により合否判定
  - ・ AO 型一般推薦入試 . . . . . 明確な勉学に対する目的意識があり、アドミッションポリシーに合致する人材を募集する入試
  - ・ その他 (指定校、附属高校など)

- ③ AO入試・・・・・・・・・・学部の教育内容・研究環境を理解し、「何を学びその学んだ事をどのように将来と結びつけるのか」等の目標や構想が明確であり、本学に入学を希望するアドミッションポリシーに合致する人材を募集する入試

④ 特別入試

社会人特別選抜、海外帰国生、外国学生、社会人編入・転入、編入・転入

上記のような多様な入試方法で本学の入試が行われているが、各学部・学科はそれぞれの理念に基づく選抜方法と試験科目・配点等により学部・学科としての特色を持った入学試験を実施している。

一般入試は、アラカルト入試といわれるように多種多様な入試パターンを設定し、受験生が自分に合った方式で受験できるように配慮している。その反面、あまりにも入試種別が多岐にわたり、また、学部・学科によって導入種別が異なっていることから、高校教員ならびに受験生・保護者にとって、「内容をすぐに理解することが難しい」との批判もある。今後「入試要項」および「広報関係案内」を作成するにあたり、わかりやすく内容を伝えるための工夫をしていかなければならない。

また、募集人数を見てもわかるように、私立大学の標準的な受験パターンである3教科型（本学でいうところのA方式）への志願者がやはり多いが、学部・学科、入試日程により併願受験が可能なA方式以外の入試方式の理解を得るため、高校教員を含めた広報活動をさらに充実していかなければならない。

推薦入試については、平成18年度の志願者数は、前年度と比較し減少しており、また入学手続き総数のうち、推薦入学による入学手続き者の占める割合は35.9%である。本学としては、推薦入試からの入学者を3割とし、7割を一般入試からの入学者とすることを目標としている。やはり高校での授業形態を考慮すると、2月に実施される一般入試の時期までしっかりと基礎を学習した生徒を受け入れることが、質の確保という点からも、入学後の大学教育をマスターしていくうえでも望ましいと考える。

本学では、推薦入試のシステムの見直し（指定校推薦を含む）を数年前から行っており、基準の見直し等により、平成18年度の結果や一般入試と推薦入試の入学者の割合からも、本学の目標に近づく一定の効果があった。

各種特別入試については、定員は少ないが、学部・学科理念に基づき、受け入れる学生を明確にしながら、学部・学科のポリシーに合った学生を選抜すべく、毎年見直しを行っている。

今後も、一定の志願者を確保し、本学の目指す個性豊かな、資質のある入学者が増えるよう、入学者選抜方法等を検証していく。平成19年度に向けて、これまでの入試日程パターンを変更し、全国会場試験日を3日から4日に増やし、多様な学生を確保するため全国からの志願者・入学者増を図る。さらには、本学独自の全学部同一試験日併願可能入試の平成20年度実施に向けて検討している。

広報活動としては、白山キャンパスにおける文学部・経済学部・経営学部・法学部・社

会学部での4年間一貫教育が平成17年度から実現したことにより、全4キャンパスで、4年間、さらには大学院までの同一キャンパスでの一貫教育が実現し、教育環境・条件が整備された。このことは、本学として大きなアピール要因である。これまでと異なり、学年によるキャンパスの変更がないことから、入学者がアパート・貸間を4年間の賃借を前提として確保できるなどのメリットが生じ、キャンパス位置（埼玉県朝霞市）の関係により敬遠されていた千葉県や神奈川県からの志願者が増加傾向にあることは、受験生の通学範囲の拡大に一定の効果があったと見ることができる。

入試広報における募集戦略を考えたとき、大学の最新情報を受験生ならびに高校教員へ提供するうえで、高校・会場説明会・入試相談会への参加や高校訪問をすることが重要でかつ効果があると考え、少しでも多くの機会を得て参加するという方針をとっている。本学では、職員のアドミッション・カウンセラー制度を導入し対応してきた。この制度は、入試部以外から派遣職員を選出するもので、大学全体の協力体制の下、積極的に説明会・相談会に参加できることは勿論、当該職員の業務に対する意識改革を促すうえでも大変な効果があり、平成17年度は、高校・会場説明会へ約90回をアドミッション・カウンセラーが担当した。

本学独自説明会を含め、高校進学相談会および会場相談会等へ約600回参加、高校訪問および教員の出張講義を併せて約470校に出張するなど、本学の特色を伝えるべく、広報活動を展開してきた。本学の目標の1つである「大学の使命を自覚し、自らの責任を果たし協力すること」を、教職員が一体となり実践してきたといえる。このように積極的に行動を起こすことが、最終的に、高校進路指導教員の本学に対する見方、理解に効果的に影響を及ぼすこととなる。

学生募集では、入試ガイドブックを中心とした制作物のタイムリーな提供、年々アクセスが増加傾向にある本学ホームページの充実の他、新聞広告・交通広告等により、総合大学としての特色を伝えるために、効果的な広報活動を展開してきており、本学の入試ガイドブックは高校生が選ぶベスト1の入試ガイドブックにも選ばれており、その効果は大きなものである。今後は、オープンキャンパスなどのイベント以外でも大学への見学（平成17年度は約100回実施）をさらに積極的に受け入れ、できるだけ多くの高校や保護者からの要望に応えられるよう体制を整える。さらには、事務局の休業日以外の月曜日から土曜日には入試インフォメーションセンターで受験生対応ができる環境を数年前から既に整備しており、今後も効果的に運用していく。

### （入学者受け入れ方針等）

東洋大学の理念である「諸学の基礎は哲学にあり」の精神を継承し、この理念を現代の社会において具現化するための目標の1つである「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に資する。」を基本とし、大学・学部・学科の理念・目的・教育目標に沿った人材を受け入れることを基本方針とする。

本学では、3教科型一般入試により、幅広い基礎学力を有する学生を確保することを目標としながら、得意科目重視型一般入試により、各学部・学科の理念・目的に基づく、突出した能力を有する学生の受け入れも可能としている。このことは、入学後における各学

部・学科のカリキュラムを理解して学習していくことにつながる。

一方、大学を活性化させるためには、理念・目的に即した本学に愛着を持つ学生を確保することも重要な要素であり、本学を第1志望とする多様な能力を有する学生を受け入れることを目標とし、各学部・学科の理念・目的に基づく、推薦入試や特別入試を実施している。

また、3月入試などでは、各学部・学科において、専門科目等カリキュラムに興味を持ち、問題意識のある学生を受け入れるために、特色のある入試を実施している。

### （入学者選抜の仕組み）

本学の入学試験の実施に関し、「全学的見地からの基本方針および学生募集計画の立案、調整を行い、また入学試験の準備並びに実施に必要な業務の立案、調整を行う」ため、学長を委員長とする「東洋大学入学試験委員会」を置き、入学試験の円滑な運営が図られている。入学試験委員会のメンバーは、学長を委員長とし、常務理事、学部長、各学部選出の教員1名、入試対策検討小委員長、国際交流センター所長および委員長指名の事務局関係部長・室長で構成し、入学者選抜方法、基準等は各学部教授会で検討・承認されたものが集約され、入学試験委員会で審議されており、透明性も確保され、また適切な方法で入学試験要項が決定、公表されている。

入学試験の実施は、毎年度、学長を本部長とする「入学試験実施本部」を設け、入試準備から実施、合格発表までを全学的本部体制で行い、教職員全員が入学試験の実施に係わり、万全の体制で臨んでいる。

入学試験の合否判定については、各学部教授会の審議事項であり、十分な審議のうえ、合格者が決定されている。一般入試は基本的に全問マークセンス解答方式を採用しており、入試結果を高得点順の判定資料により教授会に諮り、従って、公正な方法で合格者が決定されている。推薦入試についても、選考方法として、出願書類・小論文（あるいは論文）・面接等により、総合的に合否を判定している。いずれも複数の担当教員により審査を行う体制が取られており、また教授会に諮り、公正な選考がなされていることはいままでのない。

### （入学者選抜方法の検証）

入学試験実施に関する問題の出題および採点並びに関連する諸問題について、入学試験委員会の下に「入試対策検討小委員会」を設置し、入学試験の円滑な推進を図っており、問題の出題に関しては、各学部より選出された出題者により、科目毎の出題体制がとられ科目毎の出題責任者を中心とし、高等学校の学習指導要領や教科書を逸脱した出題がされないよう注意しながら、また出題ミスのないよう出題者間の十分な校正、校閲の時間を確保し、当該試験の学部長の校閲などのチェック体制を取り、細心の注意を払っている。

しかし、そのように細心の注意を払っているにもかかわらず、単純な出題ミスが発生していることから、毎年、入学試験終了後すぐに学長が招集し、出題関係者による問題、出題の検証ならびに次年度に向けた改善点等を話し合う機会を持っている。

入試選抜方法等について、高等学校や予備校から、個別訪問した際に意見を聞くことは



あるが、組織的な学外関係者との意見交換の場は設けていない。

#### (アドミッションズ・オフィス入試)

本学では、平成 13 年度に工学部が導入、平成 15 年度には生命科学部も加わり、理系 2 学部において実施している。

この入試は、ペーパーテストだけでははかることのできない能力を見出し、学部・学科のアドミッションポリシーに合致した人材を募集することを目的として、学部・学科として特色のある選考方法を行っている。

工学部においては、学科ごとに課された課題に取り組み、出願と同時に取り組んだ課題やレポートを提出させ、試験時には、その提出した課題に対する口頭発表をさせ、プレゼンテーション能力も重視している。また、生命科学部においては、選考方法に実験を取り入れ、高校での実験の基礎をマスターしているかどうかを見る、といった特色のある選考方法を盛り込んでいる。

しかしながら、導入後の志願者数の推移および学部における入学後の追跡調査からも、必ずしも学部・学科で希望する学生の受け入れにおいては効果的ではなく、結果として、生命科学部においては、平成 19 年度は、AO 入試を導入しないことが決定した。この理由としては、選考方法に取り入れている実験が、高校側での実験授業の減少という、高校間での実験授業密度に差が見られることが挙げられる。

#### (「飛び入学」)

本学では飛び入学制度は実施していない。受け入れ態勢を含めて整備がなされておらず、今後、社会状況等を見ながら検討すべき事項である。

#### (入学者選抜における高・大の連携)

各学部において実施している指定校推薦入試について、前述の本学が目標とする推薦入試と一般入試における入学者の割合に近づけるために、対象校の再選定の必要が生じている。

近年、高校によっては、学部・学科の受け入れ方針に沿った推薦者としての条件等が疑問視される場合もあり、学部での指定校対象校の見直しは、必要不可欠である。

また、「調査書」による評定基準値の設定のみならず、評定基準値以外の要素等の基準設定が必要となり、次年度に向けての検討課題と言える。

本学における高大連携プログラムについては、平成 14 年度を皮切りに現在まで継続実施されている。このプログラムは、「開かれた教育」の実現への取り組みとして始められ、高校生が大学を理解し、半期ごとの授業を体験することで自身の学びたい学問分野の発見へと結びつくこととなり、将来のキャリア・プランニングに役立てることができる。一方、高校教員からも、進路指導をしていくうえで効果があるとの一定の評価を受けている。

しかしながら、本学では実施学部の減少（現在は、文学部・社会学部・工学部で実施）など、必ずしも、大学としての効果的展開がなされているとはいえないのが現状である。

また、当該プログラム受講者について、入学試験および入学後の単位認定等といった連

携システムが整備されていない。今後の検討課題として、高校生の進路決定に役立つプログラムであることから、導入学部の拡大など、積極的なアプローチが必要である。

なお、学生募集方法の項目でも述べているが、高校進学相談会や出張講義等で高校生へ直接にタイムリーな情報の伝達および進路決定に役立つ授業の提供を行っており、さらには高校側のニーズを知るうえでも、このように積極的に高校へアプローチしていくことは、高大連携を強化していくうえでも重要な要素といえる。

#### (夜間学部等への社会人の受け入れ)

本学の創立者、井上円了の精神「余資なく優暇なき者」つまり、お金や時間のない人にも教育の機会を与えることを目指した精神を、本学は受け継ぎ、学習と研究の機会を幅広く提供していくためにも、青年期の学生ばかりではなく、社会人を含めた幅広い年齢層、職業分野の人々を受け入れる機会として、社会人特別選抜、社会人編入・転入の試験制度を設けている。

特に、本学では第2部（イブニングコース）を設置しており、働きながら学べる環境としての立地環境、条件としても抜群である。平成18年度志願者数は、前年比87.7%であり、302名の減少ではあったものの、他大学の夜間学部が廃止されていくなかで、2,145名という2,000名を越す志願者があり、871名と入学定員を上回る入学者を確保できていることもあり、本学が第2部を継続し、社会人を受け入れることは建学の精神からも大きな意義がある。

第2部（イブニングコース）は、青年期の学生が多数ではあるが、幅広い年齢層、さまざまな職業を持つ者と共に学ぶことは、若者にとっては、好影響を受けることとなり、キャリア・プランニングをしていくうえでも相乗効果につながる。

今後も、各学部において、第2部（イブニングコース）のメリットを活かすべく、社会人に対する積極的な働きかけを行う。

#### (科目等履修生・聴講生等)

本学では授業運営に支障のない範囲で、教養を高め、理論を深める目的で大学の授業科目の履修を希望する者を科目等履修生として、受け入れている。大学が求められている開かれた大学としての使命として、学習意欲のある者を広く受け入れており、生涯学習の機会としての一端も担っている。

#### (外国人留学生の受け入れ)

本学では、外国学生入試を4月入学・10月入学の年2回実施している。

4月入学は、文学部・経済学部・経営学部・法学部・社会学部・工学部・国際地域学部で募集しており、10月入学は国際地域学部のみが募集している。

平成18年度の志願状況については、ここ数年、各国の入国管理局での留学生受け入れ審査が厳しくなり、本当に勉学する意欲のある学生が入国している社会の諸事情からか、前年比53.7%、276名の減少で、大学全体では320名の志願があった。入学者は80名である。

学部の特性から、国際地域学部は、他学部に比べて留学生数が多く、留学生全体の38.0%を占めている。また、留学生全体を国籍別にみると、圧倒的に中国が多く、84.6%を占めているのが現状である。幅広く各国からの受け入れが、学内における国際交流を考えるうえでも理想とは言えるが、今後も同様の状況が続くことが予想される。

国際的には、10月入学の意義はあるが、平成18年度志願状況は、国際地域学部で6名のみであった。このことから、10月入学の制度が外国学生の入試にも浸透しておらず、検討の必要がある。

選考にあたり、各学部における出願基準により、本国における大学前教育の内容及び質を確認している。また、学部により、本学の筆記試験、あるいは日本留学試験を利用するなど、実施方法を考慮しており、本学において勉学・研究を行っていくうえで十分な日本語能力を有する者を適切に判断し受け入れている。しかしながら、入学後における教育体制がまだ充分とはいえない部分もあり、教育支援体制構築が必要である。

#### (定員管理)

入学定員の確保は、文部科学省が定める入学選抜実施要項の募集人員「各大学・学部においては、入学定員の適切な充足を確保することとし、欠員の補充の方法等については事前に周到な準備をしておくものとする。」に基づき行っている。また入学定員の確保は経営面においても重要であり、入学定員を確実に充足することを前提とした入学受入策定を行っている。

本学では、推薦入試から一般入試まで多様な入学選抜制度を採っており、合格発表は、入学選抜ごとに逐次、公募人数を確保するために必要な合格発表数を策定して行ってきた。そのため、それぞれの入学選抜の合格発表までに、入学選抜ごとの入学手続者の確認が困難となっており、また併願等に配慮した2段階納入方式を採っているため、3月下旬まで入学生の確定ができない状況にある。したがって、平成16年度までは、結果として、入学定員の1.3倍を超える学生を受け入れた学科も生じていた。

このような事態を避けるために、平成17年度から①推薦入試において発生する策定誤差を少なくするために、受入策定方法や選抜方式の改善を行うこと。②一般入試において発生する策定誤差を少なくするために、受験者数、他学部、他大学との併願状況などの受験生の変動要因をできるだけ詳細に分析して受入策定を行うこと。また、受入リスクを伴うもののある程度の繰り上げ合格を行う前提で合格発表をするなどの改善を行ったことにより、大幅な入学定員超過は避けられるようになってきている。

しかし、先にも述べたとおり、入学定員を下回ることは経営リスクが大きく、入学定員を確実に確保するためには、ある程度の入学定員充足率が高まることは避けられないと考える。

本学においては、恒常的に著しく欠員を生じている学部・学科は現在のところ、存在していないが、第2部及び理工系学部での志願者数の減少傾向があり、一定のレベルの入学者を確保するのが難しくなっている学科も存在する。集中的な広報等の充実により、志願者増を図るべく、対処をおこなっているが、18才人口の減少を含む社会環境の変化によるところが大きく、必ずしも適切な対処方法とはなっていない。また第2部においては

一部定員の減を行った。また、理工系学部においては、学科の改組を検討している。

#### (編入学者、退学者)

本学における編入・転入学試験は、3年次、2年次において、全ての学部ではないが、該当学部・学科において募集人員は若干名とし、入学試験を実施している。

大学・短大の卒業生、他大学に1年以上、あるいは2年以上在学し、所定の単位を修得した者、現在在職している者などを対象とした社会人を含めた形での編入・転入学試験を実施している。大学全体で平成18年度は、2年次25名、3年次94名の受験者があり、合格者は2年次9名、3年次51名であった。

退学者(大学基礎データ「表17」参照)については、第1部では平成15年度631名、平成16年度621名、平成17年度584名と若干減少の傾向にあり、その理由としては、一般入試受験者の「他大学進学」や「進路変更」が多く、次に「勉強意欲の喪失」となっている。近年、社会状況を反映し、「経済的事情」や「家庭的事情」という理由が増えてきている。第2部では平成13年度319名、平成14年度334名、平成15年度346名と微増の状況にある。退学理由は「経済的事情」「勤務上の都合」が挙げられる。退学を希望する場合、専任教員との面接が必要であるが、それ以前の問題として、学生が悩んでいる段階でのゼミ担当教員や専任教員のオフィス・アワーでの学生への対応が重要であり、それが、退学者減少にも繋がるものと確信する。

なお、入学後直近における退学対策としては、その理由の一つとして入学学科のミスマッチが考えられるため、入学前において学部・学科の内容・特色を受験生へ伝える必要があり、本学においては、先に述べたように、高校生の人気ランキング第1位に挙げられた「大学案内」の充実ばかりではなく、ホームページ等での情報提供の充実を心がけている。

また、平成18年度においては、本学における全学部第1部・第2部併せて43学科全ての特色を紹介したDVDを作成し改善を図った。

## 2. 学部における学生の受け入れ

### 一. 文学部

文学部は、その理念と教育目標を実現するために、十分な基礎学力を有し、学習意欲をもった学生を受け入れることを基本的な要件としている。そのために、成績上位のものからの選抜、あるいは強い学習への意欲をもった者の受け入れを基本とする。

#### (学生募集、入学者選抜方法)

文学部の学生募集の基本的方針は、その理念に基づく教育を行い得る基礎的学力を有し、自立自活、学習への意欲をもつものを対象としている。この方針に従って、文学部の入学

者選抜方法は、大きく三つに分けられる。一つは推薦入試によるもの、大学入試センター試験利用を含む一般入試によるもの。さらに外国学生・社会人等の特別入試によるものである。推薦入試については、指定校推薦・学校推薦・自己推薦・運動部優秀選手推薦・附属高校推薦などがある。指定校推薦・運動部優秀選手推薦・附属高校推薦は文学部の全学科で実施しているが、学校推薦・自己推薦入試は学科の理念や目標により一部の学科のみの実施となる。また一般入試についても、英語・国語・選択科目の3科目入試(A方式)は全学科で行われているが、2科目入試(C方式)などは、一部の学科で行われる。さらに全学科で、3月入試を実施し、国語・英語の基礎科目の他に、専門的知識や思考力を問う小論文等の試験を課す学科、あるいは面接を行う学科など学科の特性にあわせた入試選抜方法をとっている。

こうした多様な入試方式が現在の文学部の学生募集の基盤となっている。従来、多様な入試方式によって多様な人材を採用するという目標によって、こうした制度が整えられてきたが、最近では大学教育に対応し得る基礎学力という点から、こうした方式についての再検討が求められている。多様な入試を維持するのであれば、具体的には、2科目入試などでの最低点の設定、あるいは、事前教育の充実などが図られなければならない。これらを含めて検討課題としたい。

#### (入学者受け入れ方針等)

文学部では、各学科の教育目標に即した多様な学生を受け入れるために、入試方式の異なる選抜制度をとってきた。例えば、センター入試については、英米文学科・英語コミュニケーション学科は、英語の配点を素点×2倍で500点として、学科の専門性を重視し、哲学科・中国哲学文学科・史学科は、リスニングの配点を加えないなど、学科で独自の決定を行っている。

一般入試においても、受験生の得意科目を重視したC・D方式を採り入れている学科(インド哲学科・日本文学文化学科・英米文学科・教育学科・英語コミュニケーション学科)がある。ただし、センター入試の入学定員は、各学科ほぼ10%程度、C・D方式では、5~10%を超えない程度としている。

文学部の理念・目標に照らせば、やはり十分な基礎的学力を備えた学生を受け入れるべきであり、そのためにA方式(3科目)入試を重視してきた。「読む」「書く」能力の基本である国語と英語の重視と選択科目による基礎的専門性である。現在でも、この方式の入学者は各学科、ほぼ50%程度を維持しており、今後もこのレベルが望ましいと考えている。このために、各方式による入学定員を定めており、方式ごとにそれに即した合格者を決定している。A方式入試における選択科目中、日本史、世界史、倫理等は文学部各学科の基礎的知識を構成する部分である。また、国語、英語は、外国語科目を履修する際の基本要素となり、特に日本文学文化学科や英米文学科、英語コミュニケーション学科では、専門教育に直結する。文学部の各学科の基礎学力は、やはり日本語力、外国語力につける。このために国語・英語を選抜の科目として課すことは当然といえる。

文学部では、こうした各学科の入試状況を検討し、入試方法の改善を行う体制として、入試検討小委員会を置いている。手順として、学科内で原案が検討され、それが小委員会

に提示されることが多いが、文学部 8 学科の学習内容や入試方式が一樣ではないために、この方法は妥当であると考える。

### （入学者選抜の仕組み）

入学試験の実施については、大学全体の記述のとおり、全学的体制の下で実施されており、当該学部の対象となる入学試験実施日には学部長が実施責任者となり、教職員全員が係わり、万全の体制で臨んでおり、現在までのところ大きな過誤もないところから、適切に行われている。

入学者選抜の基準は、一般入試は基本的に全問マークセンス解答方式により行われ、学科会議および教授会の十分な審議のうえ、方式ごとに定めた定員を筆記試験の得点の上位から選抜するところから、公平性・透明性が保たれており、また定員（募集人員）・応募者数（受験・志願者）・合格者数・倍率等を公表して、その透明性の確保を図っている。一般入試の場合、公表された定員を充足するための合格者を発表している。しかしながら、文学部各学科の入学定員は 40～190 名まで、多岐に渉り、特に哲学系 3 学科の場合、いずれも 50 名前後と、かなり少数の定員である。このため、指定校推薦や他の方法の入試での手続者が増加した場合、後から行われる他の方式の入試合格者に影響することになるが、受験生に対する責任上、そのような場合でも公表された定員分の合格者は発表せざるを得ない。

指定校推薦については、定員を公表していないが、高校より推薦者があった場合、原則として全員を受け入れるために、定員の管理が難しく、推薦の定員を超えることのないよう、指定校の削減を図ってきた。ただし、一部の学科では、従来の経緯から、指定校の削減を急速に行えない事情があり、2～3 年の調整期間が必要である。また、指定校推薦の学生の学力の低下などが指摘されるようになってきており、この制度のあり方を再検討する時期に来ている。一般入試の選抜の方法は、A 方式・B 方式ともに、3 科目の合計点により上位より合格者を決定する。C 方式・D 方式においても、それぞれの方式の計算法によって上位から合格者を決定する。

指定校推薦等推薦入試は、単に書類審査だけではなく、面接を課して学習意欲等について直接質問を行う。運動部優秀選手推薦も同様であるが、国体・インターハイ等の競技成績が問われる。推薦入試についても、全てに面接が課し、学習意欲の確認や記載事項の確認を行いながら、総合的に判断し、可否の判定を行う。面接は必ず複数の面接官により実施し、面接担当者による評定の誤差が生じないよう十分な調整を行う等、公平性を保っている。

合格者の決定は、一般入試、推薦入試とも各学科が原案を策定し、教授会で決定することで、その公正性・妥当性を確保している。

### （入学者選抜方法の検証）

入試問題の作成については、大学全体の体制で行っており、学部長が出題者を推薦するが、それは科目と研究領域の整合性による。主に各科目に関係する学科が主体となって出題責任者を選出し、科目ごとに出题者会議を開催し、出題方針、内容、分担を決定する。

それに従って、各出題者は問題を作成し、科目ごとの問題検討委員会での検討を経て、問題を決定する。この検討会は、数次に涉って開かれ、出題者同士自由に質問・発言して、問題の完備を図る。

校正は、原則として4次に涉り、毎回出題者全員が参加して行う。この間、学部長は学部の全ての科目の問題を査読・校正する(1回)。また、それぞれの科目ごとに匿名の査読者(チェッカー)が付き意見を付す。さらに、入試実施前日ないしは前々日に出題者は問題の確認を行う。このように数次に涉って、問題の適性を審査し、その正確を期すように努めている。それでもなお、校正ミスによる誤字、脱字等が出るのは、システムの問題というよりも担当者の過誤、思い違いにあると考えられる。入試問題の検証は、科目ごとに前年度の問題を検証し、その適・不適を検討している。

各学科では、前年度に実施した選抜方式の妥当性を検討し、次年度初頭の学部内入試検討小委員会で当年度入試方式を決定する。応募者状況や入学者の状況によって、各方式の改廃や定員を決定している。

こうした選抜方法について、学外からの意見を聴くシステムは存在しないが、入試情報や選抜方式についての状況は、必要に応じて、第三者機関に依頼して報告を受けている。平成15年度、平成17年度に行った。

#### (アドミッションズ・オフィス入試)

十分な基礎学力をもつことの検証などが充分に行えないことから、本学部では実施していない。

#### (「飛び入学」)

実施していない。文学部の理念の中には、「知徳兼全」という人格教育に関わる要素がある。高校の課程を修了し、相応の知識、学力、人間性、社会性をもつ者を受け入れたいと考える。

#### (入学者選抜における高・大の連携)

指定校推薦入試における指定校の認定は、高校からの指定校依頼や入試実績(受験生・入学生の有無等)によって、各学科が決定する。その際、指定校の状況により、評定平均値の平均等推薦条件が学校により変わる場合もある。これら指定校とは、単に書類上の交渉だけではなく、必要に応じて教員が訪問、あるいは入試説明会に出席した相手校教員との懇談などを通して学科側の要望等を直接伝える場合もある。これは指定校との相互信頼を築く上できわめて重要と思われる。学科によっては、多くの指定校を持つところもあり、全ての高校を訪問することは出来ないが、大学の説明会や地方への出張などの際には、所在の指定校等を訪ねることにしている。

文学部の主要な入試では、入試科目の合計点で上位から採用する方法を採るため、通常では殆どが利用されていないが、合格最低点の線にある受験生について、合否の判断に際して「調査書」を参考にすることがある。また、推薦入試については、面接の際の重要な資料となる。

現在文学部では、入試説明会、オープンキャンパス、高校での模擬授業等の際に、高校生に対する入試相談を行っている。その内容は、主に学科の学習内容や受験生の希望に即した学科案内が主である。高校生に対する情報としては、こうした方法が適当と思われる。

#### (夜間学部等への社会人の受け入れ)

文学部で第2部を設置している学科は、インド哲学科・日本文学文化学科・教育学科の3学科である。これらの学科では、それぞれ、社会人入試制度があり、多様な社会人に就学の機会を提供している。特に日本文学文化学科・教育学科については、資格等を得るために入学する社会人もおり、機能を果たしている。

#### (科目等履修生・聴講生等)

文学部では、授業運営に支障のない限り、科目等履修生を受け入れている。これら履修生は、各学科の面接をうけて、聴講が認められる。その判断基準は、該当分野についての基礎的な知識等である。多くは社会人であるが、卒業生で諸資格を必要とするものもあり、開かれた大学の一つのあり方を示すものといえる。ただし、演習やゼミなどは、人数に制限があるので、受講科目に関しての基礎学力の不足などが認められる場合は、許可していない。受講科目についての学力が不足していると、演習などでは、実際に参加できず、授業にもついていけないことなどから、このあり方は適切なものと考えられる。

#### (外国人留学生の受け入れ)

外国人留学生の受け入れについては、三種ある。一つは、一般入試や外国人留学生入試を受験して入学する方法。一つは海外との提携大学からの交換留学生。もう一つは ISEP の留学生である。学籍をもつ正規学生として入学する場合は、一般入試・留学生入試等を受験して合格する必要がある。この場合、本国地における高校あるいは高校と同程度の学校の卒業生であることが原則となる。国際バカロレア等の資格について、今のところ、前例はないが、改めて検討する必要がある。文学部の場合、アジア地域からの留学生が多く、そのために留学生入試で重視されるのは、日本語と英語能力であり、筆記試験と面接が課せられる。提携大学からの留学生および ISEP 留学生については、本人の履歴書・研究計画書などをもとに、受け入れを教授会で決定する。

ISEP や提携大学の中の英語圏大学、特にアメリカの大学については、英米文学科や英語コミュニケーション学科の学生の留学が多く、同数を相手校から受け入れている。日本留学の多くは日本語などの語学の修得を目的としたものが多いため、日本文化や歴史などを学ぶ留学生が多い。こうした留学生の資格については、高等学校あるいは、それと同等の教育機関を修了したものを原則とする。機関のレベル、内容、質による選択は行っていない。当該機関の情報等が十分に提示されない可能性があるからである。

#### (定員管理)

全体的に 1.2 倍を超える傾向にある(大学基礎データ「表 14」参照)が、これは、結果として指定校等の推薦枠が定員の 40% を超えていたためであり、その一方で、各学科は、



心理的に欠員状態になることを恐れ、やや余裕をもった入学者策定を行ってきた。その結果が、1.2を上回る数値となった。指定校推薦枠を30%台に抑えることと、各種方式ごとに、入学定員を守るよう誤差を最小限に収める策定を行うこととし、平成17年度以降、効果を現している。

収容定員と在籍学生数は、かなりアンバランスな状態にあり、その原因は原級者の存在にある。各学科の卒業率を見ると、平成17年度はほぼ90%を確保したのが3学科、他は70~80%台で、それだけの学生が滞留することになる。在籍学生数比率が1.25倍を超える学科が存在するが、入学者受入策定の工夫と、単位僅少者指導の徹底等により、改善を図る。

単位僅少者については、毎年各学科で面接の上、履修指導を行っているが、学習上問題を抱えた学生は、こうした面接にも参加せず、授業にも出席しないことが多いため、適切な指導を行いきれない事情がある。また、近来、心理的問題や基礎学力の不足のために、各学科の専門科目や語学科目の単位を修得することができず、学業に対する興味を失う学生が増加している。こうしたことが原級者を生み出す原因となっており、この点については、履修指導や導入教育にとどまらない高校の補講的科目などの新入生教育の整備が課題となっている。

第1部各学科の定員充足率は、現在までのところ100%を上回る状況にある。第2部についても、インド哲学科が昨年度定員を欠く状況にあったが、平成18年度は充足している。こうした状況下で定員の充足に基づく組織改組、定員変更の可能性について論じることが難しい状況にあるが、平成18年度5月の教授会で学部長諮問委員会として文学部改革検討委員会の設置が認められ、文学部改革の方向性、組織改編の方法などが検討される。そこでは当然、各学科の定員問題も議せられることになる。現在、文学部内には、恒常的に著しい欠員が生じている学科は存在しない。

#### (編入学・退学者)

編入学については、通常退学者等により、在籍者が減少した場合に採用することを原則としているが、どの学科についても、毎年数名の経理除籍が出るため、1~2名の範囲での受け入れを行っている。また、退学者については、申請者と面談し、その意思と理由を確認している。平成17年度の退学者(大学基礎データ「表17」参照)は、哲学科15名、インド哲学科10名、中国哲学文学科10名、日本文学文化学科33名、英米文学科18名、史学科25名、教育学科8名、英語コミュニケーション学科4名の合計123名であり、この中には第2部学生も含まれている。特に、4年次の退学者が多いのは、単位修得僅少によるものである。

退学理由として最も多いのは、「勉学意欲の喪失」である。これは、基礎学力の不足あるいは、学科の学習内容に対する失望に起因することが多い。学科内容等についてはかなり詳しいリーフレットがあり、これらの徹底をはかりたい。

転科・転部を希望する学生は、昨年度45名であった。日本文学文化学科では、第2部から第1部への転部希望者が15名もいた。これも入学後の方向転換であり、履修内容の理解不足が原因である。

## 二. 経済学部

経済学部では、「豊かな人間性に基づいて、経済理論を基礎に、国際的視野を持って、日本の経済社会を学際的に考え、幅広い知識と的確な判断力を備えた、自立性のある人材の育成を目指す」という育成すべき学生像を設定しており、この実現に必要な幅広い基礎知識や多様な能力と旺盛な意欲をあわせ持った学生をより多く入学させることを目標に多様な選抜方法を実施している。

### (学生募集、入学者選抜方法)

学生募集に関しては、主として“学び”LIVE、オープンキャンパス、高校における模擬講義などの場を通じて、経済学部の特徴や入試情報を提供している。また全学の入試関係出版物・ホームページ以外に、経済学部は独自のホームページを有し、リーフレット『東洋大学経済学部入学ガイド』を作成している。これらは受験生に対する情報提供とPRに大きな効果をあげていると考えられる。

入学者選抜の方法には一般入試、推薦入試、その他の入試がある。

一般入試は、学力試験を主として選抜する方式をとっており、第1部がA・B・C方式と3月入試を、第2部がC方式と3月入試を実施している。A・B・C方式は3教科(国語、外国語、社会・数学等)の受験を義務づけ、幅広い基礎知識を身につけた学生を受け入れるためのものである。また、3月入試は、経済への問題意識の旺盛な学生を受け入れるため、専門と関係がある小論文や総合問題を課している。

一般入試の概要は下記のとおりである。

#### 【A方式】3教科総合入試

「国語」「英語」および「地理歴史・公民・数学」から1科目の3教科を選択  
1科目100点計300点満点の総合点(偏差値換算)で合否を判定する。

#### 【B方式】センター利用入試

「国語」「英語」および「地理歴史・公民・数学・理科」から各1科目の3教科を選択  
「国語」200点、「外国語」250点、「地理歴史・公民・数学・理科」200点の計650点(素点)満点で合否を判定する。(平成19(2007)年度より変更あり)

#### 【C方式】ベスト2入試

「国語」「英語」および「地理歴史・公民・数学」から1科目の3教科を選択  
3教科(1科目100点)を受験し、高得点の2科目によって合否を判定する。

#### 【3月入試】

「英語」「総合問題」(社会・経済についての記述問題+図表読み取り問題)

「英語」100点「総合問題」100点の計200点満点(素点)として合否を判定する。

推薦入試は、単なる知識量ではなく、多様な能力を有し、旺盛な意欲を持った学生を受け入れるために、書類選考・小論文・面接等で選抜する試験であり、第1部が、学校推薦、

指定校推薦、附属高校推薦、運動部優秀選手推薦、第2部が、学校推薦、自己推薦、指定校推薦・附属高校推薦・運動部優秀選手推薦を実施している。

推薦入試の概要は次のとおりである。

【学校推薦・自己推薦・運動部優秀選手推薦】書類選考・小論文・面接で合否を判定する。

【指定校推薦・附属高校推薦】書類選考・面接で合否を判定する。

この他、経済学部に入学したいという様々なニーズに応えるための試験として、社会人特別選抜、海外帰国学生、外国学生入試、編・転入学試験等を実施している。

このように多様な入試を実施している関係上、選抜方法毎の入学生の成績追跡調査は定期的に行い、このデータを基に、「育成すべき学生像」実現にむけた選抜方法の検証・改善が毎年行なわれている。現状の選抜方法別入学者構成比は、第1部で、一般入試 64.9%、推薦・その他の入試 35.1%、第2部で、一般入試 50.3%、推薦・その他の入試 49.7%と様々な角度から選抜されたものとなっており、経済学部の方針に基づいた適切なものであると考えられる。

#### (入学者受け入れ方針等)

経済学部の入学者受け入れ方針は、中期目標・中期計画によって提起された「育成すべき学生像」と教育目標を実現するために、基礎知識や旺盛な勉学意欲を持つ学生の安定的な確保にある。そのための入学志願者の確保はますます重要な課題となってきた。この問題を解決する方途は、入学者レベルの安定的な維持・向上によって、学部ブランドの知名度を高め、志願者の拡大を図ることにあると考え、一般入試各方式と推薦入試の受け入れ定員、基準等については必ず毎年検討を行い、調整をおこなっている。さらに、経済学部にあこがれを持つ学生の受け入れと育成も、学生のキャンパスライフの活性化をもたらし、彼らの学力向上に重要な影響を与えることから、推薦入試等による多様な受入を実施している。

経済学部が一般入試において3教科型(A方式)を主体としているのは、偏ることなく、幅広い基礎知識(国語・外国語・社会・数学等)を身につけた学生を受け入れるためである。こうした考えからセンター利用のB方式も3教科型を実施してきた。C方式(高得点2科目型)の実施は、同じく幅広い基礎知識を維持すると同時に「科目の突出した学力」を持つ学生の受け入れを意識したもので、多様な受入を示したものである。また、3月入試や学校推薦では経済への問題意識の旺盛な学生を確保するため、専門科目のカリキュラムと関連した小論文や総合問題を課している。

経済学部のカリキュラムと入試科目との関係については、数学のように経済学の学習にとって欠かせないにもかかわらず、入試科目として受験する学生が10.0%と少数にとどまっている問題に対し、入学後に「経済数学Ⅰ」で習熟度別クラス編成措置を採るなどして、学力の向上に努力している。このように、入試で明らかになっている問題については入学後の解決を模索している。

学部のみならず、各学科においても、試行錯誤をしながら学科の特徴を出すための工夫がなされている。

経済学科は、バランスのよい基礎学力を強化するため、平成18年度より、指定校推薦入

試において、従来の全体平均値の基準に加えて「英語・国語・数学・地歴・公民の評定平均値 3.8 以上」との基準を設け、十分な基礎力を備えた生徒の推薦を高校にお願いした。国際経済学科は指定校推薦において、平成 17 年度より英語力の向上のため「最終学年 1 学期の英語の評定平均値 4.0 以上」を評価基準に追加した。その効果に対し、現在、検証中である。社会経済システム学科は学科の特徴を強く打ち出すため、幅広くユニークな学生を集めることを課題にしている。理工系の学生をも受け入れるため、平成 19 年度より B 方式センター入試を利用して、外国語、国語、地歴・公民、数学、理科のうち上位 2 教科型入試を導入した。

### **(入学者選抜の仕組み)**

平成 18 年度入試は、募集定員の変更があったが、現在の実施体制のもと、基本的には無事終了し、円滑な処理ができた。学部入試委員会で検討した方針・方策を教授会で審議し、それに基づいて学部長をはじめ、学科主任および全教員が参加する入試の実施体制を布いている。

試験の回数・種類等に関しては、経済学部の受け入れ方針、規模から考えて、現在のところ適切である。入学者選抜基準および入試にかかわるすべてが教授会で審議され、ガイドブック、ホームページなどで公表されている。したがって基準の透明性には特段の問題は無いと判断する。

入試の最終段階で、入試種目別合格者数の微調整作業は学科主任が中心となり、学部執行部で行うが、判定教授会で報告され承認する制度を採っているため、入学者選抜の結果の妥当性は十分確保されている。

そのほか学部入試委員会において、主に入学後の学業成績などの面から長期的な視点に立ち、入学者選抜の多様化にどのような問題が伴うかという点を明らかにするために、追跡調査を経済学基礎科目で定期におこなっている。

### **(入学者選抜方法の検証)**

一般入試の入試問題に関しては、全学的な入試対策検討小委員会において、科目別に前年度の入試問題の検証を行う仕組みが制度化されている。また、一般入試のなかでも、3 月入試総合問題のように学部独自の出題の場合は、3 月入試の趣旨の一貫性を保つため、点数の配分、難易度のバランス、採点出向者の人数などを考慮に入れた申し送り事項を作成し、次年度出題者が前年度の反省を踏まえたうえで、出題できる体制をとっている。

多様な入学者選抜方法の検証に関しては、入試終了後(5月)、次年度入試検討前(1月)の年2回、学外(大手予備校等)関係者を招き、外部から見た入学者選抜方法について、意見交換会を開いている。

### **(アドミッションズ・オフィス入試)**

アドミッションズ・オフィス入試については、経済学部の受け入れ方針、規模から考えて、入試の回数や種類が現在のところ適切であると判断しているため、量的な面から現在では実施していない。

### (飛び入学)

「飛び入学」は、特定の科目の成績が極めて優秀な学生を早期より受け入れる制度である。経済学部を受け入れ方針は、「育成すべき学生像」の実現に必要な幅広い基礎知識や多様な能力と旺盛な意欲を合わせ持つ学生を入学させることにあり、「飛び入学」制度は、この目標にそぐわない。このため、経済学部では、「飛び入学」制度を導入していない。

### (入学者選抜における高・大の連携)

推薦入学における高等学校との連携について、指定校に対しては、適時の訪問や文書等を通して連携を密にしている。指定校の訪問は毎年学科の判断により実施し、附属高等学校の訪問は必ず実施している。ただし、現状では、必ずしも、多様に変化する高等学校の現状やニーズを把握しているとは言えない状況である。来年度以降、指定校選定の際の情報収集を強化するとともに、選定後の指定校訪問をより多く実施し、高等学校の現状やニーズを把握する努力をしていく。

高等学校の「調査書」は一般入試においてはあくまでも参考にとどめているが、推薦入試に関しては、各学科の事情から多少の違いは見られるが、小論文、面接等と同様に重要な判定材料となっている。

“学び” LIVE、オープンキャンパス、模擬講義、進学相談会、およびインターネット、ホームページ、学部作成のリーフレット『東洋大学経済学部入学ガイド』などさまざまな方策を講じ、経済学の内容、経済学部のカリキュラム・将来の進路などについて相談を受けやすいように工夫し、指導をおこなっている。よって、高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達は適切であると考ええる。

### (夜間学部等への社会人の受け入れ)

社会人特別選抜入試や社会人対象の編・転入試験を実施するなど、積極的な受け入れ策を打ち出しているが、入学者が少ないのが現状である。しかし、ここ3年、平成14年度1名、平成15年度1名、平成16年度3名、平成17年度8名、平成18年度7名とわずかではあるが、増加現象が見られるのは評価すべきである。今後、出願基準を見直すなど、引き続き社会人受け入れに力を入れていく。

### (科目等履修生・聴講生等)

第1部3学科および第2部経済学科では科目等履修生制度を実施している（ただし、社会経済システム学科の「情報」免許に関する科目を除く）。この制度は、諸資格取得や生涯学習のニーズに応えるために実施しているものであり、ほぼ毎年、教職免許取得のため（諸資格取得履修生）、またはその他の目的の科目履修生が数名程度であるが利用している。受け入れ数は少ないが、様々なニーズに応えていることを考えると、現行制度は適切であると考えられる。

### (外国人留学生の受入れ)

外国人留学生に関しては、入試要項において、各国の教育事情を勘案したうえで、出願資格を定め、国際経済学科が中心になって受け入れている。ここ3年の合格者数は、平成15年度10名、平成16年度10名、平成17年度9名で、主な出身国は中国と韓国である。

留学生の入学により学部における国際異文化交流と相互学習が可能になり、日本人学生には良い刺激を与えている。しかし、個々の留学生をみると、語学力、なかんずく文章力の弱さが学業の妨げになっている。そのため、課外で行う日本人学生の協力と留学生同士の協力体制の構築が待たれる。

これまでの経験の総括に立ち、平成18年度から学生教育委員会のなかに留学生担当教員を配置した。

### (定員管理)

定員管理に関しては、今のところ定員は問題なく充足されており、少なくとも定員充足率の確認という観点からは、組織改組、定員変更の可能性を検証する必要性は発生していない。今後は学部全体の入試動向等を注意深く検討しつつ、主任会議を中心に適宜検証をおこない、定員変更の必要性がある場合には、法人了承のもと、学部教授会でおこなう。

基本的には、定員は各学科別に管理しているので、3学科体制になって以降の各学科の入学定員・入学者数・収容定員・在籍学生数等の推移を記述しておく。

経済学科は、平成17年度まで収容定員をはるかに超過する状態にあったため(原因は平成12年～14年の入学者数の極端な定員超過)、平成15・16・17・18年度は学科の入試受け入れ数を絞り、平成16年度から3年間は編転入の受け入れも行わなかった。これにより、平成18年度には収容定員の1.23倍と、概ね適正水準に近づいている(大学基礎データ「表14」参照)。

国際経済学科の過去5年間における入学者は平成14年度234名、平成15年度204名、平成16年度および平成17年度201名、平成18年度221名である。平成14年度を除き200名強と入学定員165名に対して1.25倍前後の入学者で推移している。収容定員は700名で、平成14～18年度に定員超過は1.3倍以内に収まっている。平成18年度は第2部経済学科の改組の影響で国際経済学科の定員を175名に増員したため入学者が増大した。

社会経済システム学科は、平成18年現在、収容定員665人に対して在籍学生総数828人で、その比率は1.25となっている。ただし、原級制度を廃止したにもかかわらず、1年次からの徹底した「学びの習慣」づけの効果で、4年次の留年者は26人と経済学部3学科中最も低い値となっている。その背景には、2年次以降のゼミナールを必修化すると同時に、専門科目教員全員がゼミナールを担当することで、1ゼミあたりの学生数を出来るだけ低めに押さえるなどの努力をすることで、収容定員を若干上回る在籍学生総数の下でも教育効果の水準を維持することが可能となっている。しかしながら、今後は在籍学生総数をできるだけ抑えることで、より密度の濃い教育効果を上げられるように学科として取り組むと同時に、収容定員に対する在籍学生数比率が1.25を超えないよう、入試時期の合格許可数算出時における手続率の見直しをはかるなど、万全を期して対応する予定である。

第2部経済学科は、平成17年度まで定員200名に対する受入れ数は240名で、受入れ倍率は1.2倍になっていたが、平成18年度より受入れ数を削減し、入学定員を160名に切り換え、

受入倍率を1.0倍にした。合格者数については、入試時期の合格許可数の算出時において執行部、教授会で慎重に算出をおこなっている。

### （編入学者、退学者）

退学者の状況と退学理由の把握状況

退学者及び退学理由は教授会審議事項となっている。また、推薦入試で入学した学生に対しては学科主任もしくは担当教員が退学理由について面接をおこなっている。平成16年度における退学者数とその理由は下記の表に掲げた。

退学者数は第1部、第2部共に65名である。第1部は、在籍者総数2,961名（平成16年4月現在）の2.2%にあたり、第2部は在籍者総数975名の6.7%にあたる。第2部の退学者数の割合は第1部の約3倍である。

第1部退学者の退学理由は、①他大学等入学13名（退学者の20.0%。以下同じ）、②進路変更12名（18.5%）、③勉学意欲の喪失11名（16.9%）の順となっている。第1部の退学者のうち、他大学等入学者と進路変更者を合わせると退学者総数の38.5%となり、退学者の4割近くが本学以外の場に進路を見出している。単位不足による退学者は退学者全体の7.7%、在学生総数の0.2%である。

第2部の退学理由は①勉学意欲の喪失16名（24.6%）、②経済的事情11名（16.9%）、③進路変更10名（15.4%）の順であるが、「勉学意欲の喪失」と「経済的事情」が目立つ。第2部入学者には、第1部入学者に比べて経済学部への入学が不本意である者が多く、そのゆえに経済学部での勉学意欲を失って、進路先の決定いかんにかかわらず、退学を選択する者が少なくないといえそうである。この「勉学意欲の喪失」と「経済的事情」は、平成14年度においても退学理由の上位1位と2位を占めていた（表参照）。なお、単位不足による退学は1名（1.5%）で、在籍者総数の0.1%である。

経済学部では、第1部においては平成12年度から1年次生のための基礎ゼミナールとして「ゼミナールⅠ（A/B）」（専門必修科目）を開講している。また第2部においても同じく専門必修科目として1年次生のための「入門演習（A/B）」を平成16年度から開講して、「少人数クラス」によって学生との密接なコンタクトをはかり、大学における学習・研究の方法の手ほどきをおこなっている。平成16年度の第2部の退学者数が、平成14年度の75名から65名へと減少しているのは、この1年次の「少人数教育」の成果の現れと考えられる。また平成14年度に比べて、第1部、第2部ともに推薦入学者の退学者が減少した。これは指定校ならびに優秀選手の推薦の基準の適正さを証明するものといえる。

平成20年度に予定されているカリキュラム改編にあたって、第2部のカリキュラムの必修単位数を減らし、教養的科目の選択可能性を増やすなど、多様で柔軟性のあるものに改変していくことにしている。現代の学生の理解度と要望に即したカリキュラムの再検討が、不本意入学者の勉学意欲を喚起し、退学者数を減少させることにつながると思われる。

退学者数とその理由（平成 16 年度）

	学校推薦	附属高推薦	指定校推薦	優秀選手推薦	推薦 計	一般入試	総 計
第 1 部 3 学科							
一身上の都合				1	1	7	8
家庭の事情				1	1	4	5
経済的事情				1	1	6	7
病気療養							
就職						4	4
他大学等入学				1	1	12	13
海外留学							
勉強意欲の喪失						11	1
進路変更				1	1	11	12
単位不足等						5	5
計				5	5	60	65
第 2 部 経済学科							
一身上の都合						9	9
家庭の事情						5	5
経済的事情			2		2	9	11
病気療養						2	2
就職						2	2
他大学等入学					2	3	5
勤務の都合			2			4	4
海外留学							0
勉強意欲の喪失						16	13
進路変更						10	10
単位不足等						1	1
計			4		4	61	65



退学者数とその理由（平成 14 年度）

	学校推薦	附属高推薦	指定校推薦	優秀選手推薦	推薦計	一般入試	総計
第 1 部 3 学科							
一身上の都合			2		3	7	10
家庭の事情			1	2	3	6	9
経済的事情						3	3
病気療養						1	1
就職	2	1	1	1	5	2	7
他大学等入学			2	1	3	4	7
海外留学						1	1
進路変更				1	1	11	12
単位不足等						4	4
計	2	1	6	5	15	46	61
第 2 部 経済学科							
一身上の都合	2	1	3		6	6	12
家庭の事情	1		1		2	3	5
経済的事情	1				1	7	8
病気療養	2				2	1	3
就職	1		1		2	3	5
勤務の都合						4	4
他大学等入学	1	1			2	3	5
海外留学						2	2
勉強意欲の喪失	2		1		3	6	9
進路変更	5		1	1	7	13	20
単位不足等	1			1	2		2
計	16	2	2	2	48	48	75

編入学生および転科転部学生の状況

学士編入学者等および短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）からの編入学者の状況は表のとおりである。定員管理の関係で、経済学科が募集停止をしていたことの影響もあり、過去 2 年志願者がいない状況である。多様な学生を受け入れるという目標を実現するためにも、今後、広報等に力を入れていくべきである。

学士編入学者および短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）からの編入学者数  
（平成 13～17 年度）

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
第 1 部 3 学科					
東洋大学短期大学からの編入学者	4				
その他の短期大学からの編入学者					
短期大学小計①	4				
高等専門学校からの編入者②					
専修学校〔専門課程〕からの編入者③					
学士による編入学者（東洋大学から）					
学士による編入学者（他大学から）					
学士による編入学者小計④					
その他（他大学中途退学者）		1			
その他（転入学者）			1		
その他小計⑤		1	1		
合計（①+②+③+④+⑤）	4	1	1		
第 2 部経済学科					
東洋大学短期大学からの編入学者	1				
その他の短期大学からの編入学者					
短期大学小計①	1				
高等専門学校からの編入者②					
専修学校〔専門課程〕からの編入者③					
学士による編入学者（東洋大学から）					
学士による編入学者（他大学から）					
学士による編入学者小計④					
その他（他大学中途退学者）					
その他（転入学者）		2			
その他小計⑤		2			
合計（①+②+③+④+⑤）	1	2			

### 三. 経営学部

（学生募集方法、入学者選抜方法）

① 一般入試システム

第 1 部経営学部では平成 17 年度の一般入学試験を 5 方式で実施した。この中で中核とな

っているのが3教科総合入試（A方式）であり、定員の64%を占めている。この定員比から、3教科総合入試は経営学部入試の「数的」（量的）な中核であるが、経営学部の教育理念と目標を十分に理解していると考えられる、「本学部を第一希望とする学生」を中心とすることから、「質的」にも中核となっている。学部としては教育理念や目標をさらに前面に出し、共感を持って志願、入学する学生を受け入れている。この3教科総合入試を入学者選抜方式の核とすることはまさしく適切である。

次に募集人員が多いのがセンター利用入試（B方式）であり、この方式は本学での個別学力試験は行わず、大学入試センター試験の成績（素点）と書類審査により可否を判定する方式である。大学入試センターの試験問題が高等学校の教育にほぼ準拠し優良であること、経営学部を受験する高等学校の教育・指導が大学入試センターを意識して行われること、全国各地で受験ができることから、経営学部を目指す全国の受験生に受験機会を与える上で有用な機会であり、入学者選抜方式として適切な方法の一つである。

ベスト2入試（C方式）は3科目を受験し、高得点の2科目により合格を判定する入試であり、最高得点重視入試（D方式）は3科目を受験し、最高得点を重視して可否を判定する方式である。C方式は個性豊かで多様な学生の確保を目指して実施するものであり、D方式は一芸に秀でた学生に学習機会を与える目的で導入したものである。期待される教育効果を達成するためには、語学力をはじめとする基礎学力が問われており、ベスト2入試においても、基礎学力を前提としたものである。しかし入学後において、語学力や数学力の不足が問題視されることも多く、「試験科目の減免」と「個性豊かな学生を確保すること」の関連について、平成19年度、20年度の2年間で適切性の検証を行う予定である。

簿記利用入試は商業高校の卒業生を主な対象として行われる入試方式で、英語か国語のいずれか高いほうの得点の科目と商業（簿記）の2科目の得点（素点合計点）により可否を判定する方式である。

A方式からD方式までは、本学の入学者選抜方式の位置づけに沿った成果が実現されているが、簿記利用入試については、試験日程の関係から受験生数が予測を下回ったこと、入試方式の位置づけと受験生の受験目的に齟齬が生まれたことから、平成18年度を最後に廃止した。位置づけの齟齬とは、経営学部では会計の専門的知識（長所）を活かして国家試験等に対して明確な受験の意思を持った学生を意識した入試方式であったが、実際には国家試験を意識した学生ではなく、商業高校学生が大学へ進学する手段の一つとなっていた。しかし国家試験を明確に意識した会計ファイナンス学科の設置に対応し、平成19年度入試から新たに一般推薦入試の一つとして「公認会計士・税理士挑戦者入試」を導入することとなった。

## ② 推薦入試

推薦入試については、附属高、指定校、運動部優秀選手の3つがある。推薦入試の方法と平成18年度の募集人員は次の通りである。

### （イ）附属校推薦

附属校推薦入試は、書類選考と面接により選考するが、推薦基準は人物優秀な者のほか、評定平均値等による基準を設定している。

・姫路高校：受入人員は経営学科、マーケティング学科、会計ファイナンス学科とも 5 人ずつで、合計 15 人。

・牛久高校：受入人員は、経営学科 33 人、マーケティング学科 16 人、会計ファイナンス学科 22 人で、合計 71 名。

#### (ロ) 指定校推薦

第 1 部の指定校推薦の出願資格は、評定平均 3.6 以上から 4.2 以上で、書類選考と面接で可否を判定する。依頼校数と人数は、経営学科 71 校 71 名、マーケティング学科 59 校 59 名、会計ファイナンス学科 77 校 77 人、合計 207 校 207 人であった。

#### (ハ) 運動部優秀選手推薦

高等学校の学業成績、高等学校でのクラブ活動歴と大学において活動を継続する意志、勉学とスポーツ活動を両立する意志を持った、一定水準以上のスポーツ能力を持つ者を、書類選考、小論文、面接によって選考し、可否を判定した。受入人員は 27 人であった。

以上の一般入試と推薦入試のほかに、第 1 部全学科では外国学生（募集人員：10 名）および海外帰国生（募集人員：若干名）の入学試験を実施した。選考方法は、外国学生においては書類選考・日本語・英語・面接（基準点に達した者のみ面接を実施）であり、海外帰国生は書類選考・作文・面接、社会人特別選抜は書類選考と面接によって可否を判定した。

第 2 部の入学試験は、3 方式で行っている。1 つ目は 3 教科受験し、最高得点の 1 科目で可否を判定する一般入試（E 方式）、2 つ目は学校推薦と指定校推薦による推薦入試、3 つ目は社会人特別選抜と海外帰国生のための入学試験である。

#### (入学者受け入れ方針等)

学部の理念・目的が目指す「有為な人材」の育成に資する適切な学習能力、学習意欲を有する学生を幅広く受け入れることを学部の受け入れ方針としている。学生の受け入れの検討は、学部内の入試検討委員会において行われているが、入学試験後速やかに志願状況の検証を行い、次年度の入試の検討を行っている。同時に、学科会議において入試検討委員会での議論を再検討し、教授会において全体議論を進めることで、学生の受け入れのあり方を、恒常的かつ系統的に検証する体制を整えている。しかし入試検討委員会では、入試制度自体がすでに軌道に乗って久しいことから、受験者数や受験生のレベルへの議論が大半を占め、学部の理念・目的・教育目標との関係の検討が疎かになっていた。

しかし平成 18 年度は会計ファイナンス学科の始動に伴い、簿記入試等の検討機会を通じて、学部・学科の理念や目標、カリキュラムと学生の育成方針について議論が行われた。平成 19 年度は、カリキュラムに関する議論の中で、入学者の選抜方針、方法についても検討を行うこととしている。

#### (入学者選抜の仕組み)

学部における入学者選抜試験の実施体制は、全学の入試委員会の検討事項を中心に入試

対策委員会、学科会議、学科主任会において議論し、教授会の議を経て決定されている。

入学者選抜基準は配点などが明確に設定、公表されている。そして基準通りに採点された結果をもとに、年度初めに策定された入学定員に対する歩留まりを考慮して合格点数案を決定し、主任会から案が教授会に提出され、審議によって合否の判定が行われる。合否の判定は受験者を単位として行われるのではなく、あくまで点数のみによって行われることから、入学者選抜は透明、公正、適切に実施されている。このように入学者選抜とその結果は公平性・妥当性を確保するシステムのもと実施され、適切である。

#### （入学者選抜方法の検証）

入試問題は、全学の作問委員会において作問され、学部教員はそれに参画している。作問は科目ごとの委員会や数度の校正により、適切な問題が出題されるようにしている。各年の入試問題は、入試実施後、受験生の選択肢の解答率や設問の正答率のデータをもって作問者ごとに検証を行っている。

また現在では、入学者選抜方法の適切性について、学外関係者から意見聴取を行う仕組み、学部単位では入試問題を検証する仕組みがないことから、19年度入試より学部として入試対策委員会における検証を検討する。

#### （アドミッションズ・オフィス入試）

経営学部においては、推薦入試などによって本学を目指し、かつ本学の求める人材の確保が可能であることからアドミッションズ・オフィス入試は実施していない。カリキュラムの改訂などによって、起業家養成など一般入試でははかれない能力を入学基準とすることが必要な場合には検討する。

#### （「飛び入学」）

経営学部においては、入学要件として「飛び入学」においてはかかるべき特別な能力を求めていることから、「飛び入学」を実施していない。

#### （入学者選抜における高・大の連携）

経営学部では第1部においては指定校推薦入試、第2部では学校推薦・指定校推薦を実施している。指定校の数と人数は平成11年以降大幅に増加してきた。7年間で第1部では94校103人から231校231人まで、第2部では6校10人から176校234人にまで大幅に増加した。しかし、平成18年度入試より透明性、公平性がより高い一般入試の募集定員を増加させるために、第1部では10%程度減少させた。さらに白山一貫教育によって受験生の通学範囲が広がったことや、高校における学生数や質の変化等を考慮し、平成19年度入試からは指定校の減少と指定校の見直しを行った。簿記や運動部推薦などを除けば一般推薦入学は、経営学部第1部では指定校推薦のみであり、基本的には継続的で長期の関係を前提としながらも、1年ごとの見直しが行われている。しかも推薦入学者の成績等については追跡調査を行い、適切に教育が行われているかを検証している。

また推薦入学を希望する高校には、特に模擬講義や説明会などに積極的に出向し、経営

学部で学ぶ意義や将来の職業との関係、社会における役割などを積極的に説明している。また本学の附属校に対しては、年1回、牛久高校および姫路高校において学部の説明会を実施している。これらのことから推薦入試における高等学校との関係は適切である。

入学者選抜における高等学校の「調査書」については、推薦入試への応募資格という位置づけを行っている。具体的には第1部指定校の出願資格は、評定平均3.6以上から4.2以上で、第2部経営学科の学校推薦、指定校推薦の出願基準は評定平均3.7以上としている。

東洋大学では入試広報は基本的に入試部が担当し、1年を通じて多様な活動をしている。

経営学部が行っている入試広報活動としては、(a)経営学部のホームページ、(b)『経営学部ニュース』の発行、(c)指定校を含む高校訪問、(d)模擬講義が主なものである。

ホームページの主な内容は、「経営学について」「What's New!」「3学科の紹介」「入試情報」「教員紹介」である。平成12年から公開し、年度ごとにバッチ更新をしてきた。受験生のアクセスも多く、重要な広報手段となっている。平成17年度からは、会計ファイナンス学科の設置に関する情報等をタイムリーに伝えられるように適時更新できる体制を整えた。このことから平成18年度はさらに受験生のみでなく、幅広い情報を発信できるように整備することとしている。

『経営学部ニュース』は平成12年度から発行したニュースレターである。第1部マーケティング学科がスタートしたのに合わせて、第1部経営学科、第1部マーケティング学科、第2部経営学科を高校の教員と生徒に知ってもらうために、年4回(6月、8月、9月、10月)発行し、高校に郵送してきた。平成12年度、平成13年度と継続し、平成14年度も2回発行したが、推薦入試で受験した高校生がほとんど見ていないことから、郵送からホームページでの公開に切り替えた。これによって郵送代の節約だけでなく、適宜に情報を受験生に発信できるようになった。

高校訪問は、指定校を中心に教員が訪問して東洋大学経営学部の特徴を説明し、良質の生徒を推薦してもらうことを目的に始められた。平成14年3月から9月の7ヶ月間では、地方17県の指定校49校に教員が訪問した。こうした教員の訪問は高校とのコミュニケーションを良くし、その成果は推薦入試の志願状況からも確認された。平成16年度には、平成17年度から始まる白山一貫教育によって交通の利便性が高まる神奈川地区への訪問を増やした。なお、訪問先は関東が中心で神奈川50校、埼玉8校、東京7校、千葉6校、茨城1校、栃木1校、その他2校であった。また平成17年度は、重点校、重点地域を選定した上で113校を訪問した。

これらのことから推薦入学における高校との関係は、高校生に対して行う進路相談、指導、情報提供を含め適切であると言える。

#### (夜間学部等への社会人の受け入れ)

第2部経営学科における社会人入学者数の推移は、平成13年度12名、14年度8名、15年度12名、16年度11名、17年度12名、18年度4名となっており、各年度の入学者総数に占める割合で見ると、それぞれ4.5%、2.9%、4.9%、4.5%、4.9%、3.3%である。平成9年度に「社会人特別選抜」を書類(志願理由書)と面接のみに簡素化した。顕著

な増加傾向は見られなかった。第2部で学ぶ勤労者を中心とする社会人学生の経済的・時間的ゆとりが失われてきていることも関係していると考えられる。

しかし、社会人学生の真剣な勉学への態度は、他の一般学生に良い影響を与えており、さらに生涯教育の観点からも社会人にとって魅力的な環境を作るよう努力しなくてはならない。具体的には奨学金制度の拡充、資格取得および就職開発等の諸施策等の拡充が必要である。また十分な知識と経験、明確な目的意識をもって学士入学、3年次編入を希望する社会人には、経営学研究科ビジネス会計ファイナンス専攻（夜間・土曜日開講）との連携を平成18年度中に検討することとしている。

#### （科目等履修生・聴講生等）

特定の授業科目（例えば、教職科目等）を履修しようとする場合は、書類審査と面接試験によって科目等履修生として授業科目を履修できる。経営学部の科目等履修生には、教養を高め、理論を深める目的で特定科目の履修を希望する者と、教育職員免許状・司書など資格取得を目的とする者に区分される。科目等履修生の大半は教職希望の学生であり、その必要科目を履修するものである。経営学部では、高校の商業科目の教職希望者もいることから、会計科目を履修しているケースや大学院進学のために語学を履修しているケースも一部見受けられる。

選考方法、科目等履修生の区分と出願資格、出願書類一覧、履修方法、登録料・履修料などについては、履修要項に受け入れ方針・要件などとともに明確にされており、方針・要件も適切である。

経営学部において、最近5年間の科目等履修生の履修者数は、平成13年度6名、14年度4名、15年度7名、16年度2名、17年度3名の合計22名にとどまっている。また聴講生については、規程改正により科目等履修生として位置づけられており、提携大学からの特別聴講生を除けば一般の聴講生の規程は存在しない。

これらの学生に対する教育指導上の配慮・取り扱いについては、原則的には一般学生と同様に扱っている。特別な配慮・取り扱いを行うことはむしろ適切ではなく、明確な目的意識のもとに履修して積極的に授業に取り組んでいることから、その必要性はない。

#### （外国人留学生の受け入れ）

外国人留学生の受け入れ体制は、明確な受け入れ基準と運営方針のもと、受け入れる学生の質を特に重視している。また外国人の出願資格は次の2項目をすべて満たす場合であるが、これらの出願資格は留学生の本国地での大学前教育を認定するものである。

（イ）外国人で、その国の定めた通常の課程による12年の学校教育を終了した（あるいは終了見込の）者。または、外国人で、その国で定めた通常の課程による11年の学校教育を修了し、かつ文部科学大臣が指定した日本の大学に入学するための準備教育課程を修了（又は修了見込の）者で18歳に達した者。

（ロ）本学において勉学・研究を行うに十分な日本語の能力を有する者。ただし、大学入学資格として12年の教育課程を基本とする国において「飛び級」「繰上げ」等により通算教育年数が12年に満たない場合も出願を認める。

平成 18 年度より第 1 部が 3 学科体制となり、外国学生の募集人員を経営学科 10 名、マーケティング学科 5 名、会計ファイナンス学科 5 名と学科ごとに設定した。選考方法は書類選考の上、筆記試験（日本語・英語）と、基準点に達した者に対して面接試験を実施し、総合して合否を判定した。

平成 18 年度の第 1 部 3 学科体制での入学試験では、書類選考に合格し筆記試験を受けた受験者数は経営学科 66 名、マーケティング学科 16 名、会計ファイナンス学科 10 名の合計 92 名である。筆記試験が基準点に達し面接試験を受けた受験者数（率）は経営学科 24 名（36.0%）、マーケティング学科 9 名（56.0%）、ファイナンス学科 5 名（50.0%）の計 38 名（41.0%）で、最終合格者数（率）は経営学科 7 名（11.0%）マーケティング学科 0 名（0%）、会計ファイナンス学科 3 名（30.0%）の合計 10 名（11.0%）であった。

#### （定員管理）

入学定員は、学部長及び各学科主任から構成される学科主任会で、学生収容定員と在籍学生数の比率を検討して具体的な提案が行われる。この提案に基づいて、学部内委員会である入試対策委員会において、入試制度に関する全般的な検討を行い、意見を集約する。そして、その結果を教授会で審議して、学部方針が決定される。このプロセスの中で、定員管理を含め、入学者選抜方法を審議・決定する。

平成 15 年度から平成 17 年度の学生収容定員と在籍学生数をみると、平成 15 年度と平成 16 年度は、経営学科・マーケティング学科とも 1.3 倍を超過した。これは、定員数が減少したにもかかわらず、合格者の歩留まりが予想を超えたため、入学者数が増加して、在籍者数の総数も増える結果となった。

しかしながら、平成 17 年度は合格者の策定を抑制し、両学科とも 1.25 倍強まで改善した。平成 18 年度は会計ファイナンス学科の新設で第 1 部 3 学科体制に移行するなどの変動要因があり、経営学科においては 1.255 倍と 1.25 をわずかに超えることになったが、学部全体では 1.23 倍まで改善するなど定員を適正に管理している（大学基礎データ「表 14」参照）。

また経営学部においては定員を充足しており、定員充足率を起因とする組織改編、定員変更の可能性の検証等は必要ない。

#### （編入学者、退学者）

平成 15 年度から 17 年度の退学者総数（第 1 部、第 2 部合計）の変動をみると、それぞれ 157 人、161 人、145 人であった（大学基礎データ「表 17」参照）。第 2 部の定員は学部全体の 28.0%に過ぎないが、退学者の各年度の比率は約 50.0%（79 人）、50.0%（81 人）、53.0%（77 人）となっており、いずれもほぼ半数と大きな比率を占めている。退学希望者には個人面談を行い、状況や理由を把握している。それによると退学者の理由としては、経済的事情、勉学意欲喪失、家庭の事情、一身上の理由等が挙げられている。第 1 部においては、セメスタ制移行後には進級制度が廃止されたことから、退学理由、動向に変化があることも予想されるため注視している。

また平成 14 年度から 18 年度の編入学生総数は 29 名である。第 1 部においては平成 14



年度が7名（経営学科6名、マーケティング学科は1名）、15年度が2名（経営学科0名、マーケティング学科は2名）、16年度は0名、17年度が2名（経営学科2名、マーケティング学科は0名）、18年度0名であるが、そのうち、2年次の2名以外は3年次編入（9名）である。

第2部は3年次への編入者が15名（平成14年度7名、15年度5名、16年度3名）で圧倒的に多い。

転部・転科については、平成14年度は第1部経営学科2年のみで3名、15年度は第1部経営学科2年に3名、3年に1名の計4名、16年度は0名、17年度は第1部経営学科2年、3年に各1名の2名、18年度は第1部経営学科2年に2名、初めて経営学科からマーケティング学科2年への転科が1名あった。

## 四. 法学部

東洋大学の目標である、独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与するという基本的な立場と法学部の教育目的・目標を踏まえ、具体的な法学部における学生受け入れの目標として、次の二つがあげられる。

①まず、「リーガルマインドを備え、かつ社会経済のグローバル化に対応しうる人材の育成」を学部の教育目標としていることから、その目標を達成できる基礎的な学習能力と素養を有し、意欲の旺盛な学生を選抜し、受け入れることを目指す。

②法律学科と企業法学科の2学科制と各2コース制を採用し、スペシャリストの養成を図ろうとしていることから、各学科・コース毎の特徴ある教育と将来の進路選択に相応しい学生を受け入れることを目指す。

### （学生募集方法、入学者選抜方法）

法学部では、従来からの学力試験を中心とした一般入試による学生募集に加えて、法学部の学生に相応しい才能や素質を備えた人材を選抜するための多様な入試方法を採用している。

基本となる一般入試は、3教科総合入試（A方式）は、募集定員が最も多く、各教科全てにおいて広く知識・学力を身につけてきた学生を受け入れる方式である。センター利用入試（B方式）は、試験問題の水準が高等学校の教育に沿った適正なものであり、全国各地での受験が可能であり、学生の受験機会の便宜を考慮した上で、統一的な客観的評価を利用できる方式である。ベスト2入試（C方式）は、個性的で多様性を備えた学生の確保を目指して実施するものであり、最高得点重視入試（D方式）は、興味あるものにチャレンジする意欲を持つ学生に学習機会を与える目的で導入したものである。

A方式からD方式まで、学部の方針に基づく入学者選抜方式の位置づけに沿った成果が実現されているといえる。

#### [一般入試の方式]

第1部については、A方式（3教科型）、B方式（センター試験3科目型）、D方式（高得点重視）、3月入試を実施している。

第2部については、C方式（ベスト2型）、3月入試を実施している。

#### ● [A方式]3教科総合入試（第1部）

国語、外国語、地理歴史・公民。3教科（1科目100点）の合計点（300点満点）（偏差値換算）で合否を判定する。

平成18年度の募集人員は第1部法律学科190名、企業法学科190名の合計380名である。

#### ● [B方式]センター利用入試（前期）（第1部）

国語、外国語、選択科目。配点は、国語200点、外国語200点、選択科目200点、計600点満点とする。

2006年度の募集人員は第1部法律学科15名、企業法学科15名の合計30名である。

#### ● [C方式]ベスト2入試（第2部）

国語、外国語、選択科目。3教科（1科目100点）受験し、高得点の2科目により、合否を判定する。平成18年度の募集人員は第2部法律学科80名である。

#### ● [D方式]最高得点重視入試（第1部）

国語、外国語、選択科目。3教科（1科目100点）受験し、最高得点の科目の得点を2倍して（1科目だけ200点満点となる）、3科目の合計点（400点満点）（素点）により、合否を判定する。平成18年度の募集人員は第1部法律学科15名、企業法学科15名の合計30名である。

#### ● [3月入試]（第1・2部）

第1部は、外国語、総合問題を受験し、外国語（100点）と総合問題（100点）の合計（200点満点）により、合否を判定する。平成18年度募集人員は第1部法律学科10名、企業法学科10名。第2部は、総合問題を受験し、総合問題（100点）により合否を判定する。法律学科10名である。

#### [推薦入試]

第1部については、指定校推薦、附属校推薦、運動部優秀選手推薦、A0型一般推薦の入試を実施している。第2部については、指定校推薦、附属校推薦、学校推薦、自己推薦、運動部優秀選手推薦の入試を実施している。

平成18（2006）年度の推薦入試と募集人員は次の通りである。

指定校推薦は第1部134校151名、第2部18校18名、附属校推薦は牛久第1部49名、姫路第1部22名、第2部牛久・姫路合計5名である。運動部優秀選手推薦は第1部27名、第2部4名である。A0型一般推薦は第1部法律学科20名、企業法学科20名である。学校推薦は第2部25名、自己推薦は第2部25名である。

#### [その他の入試]

以上の一般入試と推薦入試の他に、外国学生（第1部10名）、海外帰国生（若干名）及

び社会人特別選抜（第2部10名）の入学試験を実施した。

学生募集の方法や選抜方法については、前年度に入学案内・募集要項などで公表している。そして、社会的にも要請されている「入学試験の多様化」に応えるべく、学部内に設けられた入試制度検討委員会で、多様な入試制度のあり方と法学部としての学生募集の是非を検討してきた。その結果、学生募集の方法や選抜方法の見直し、改善が行われた。例えば、一般入試におけるセンター入試の導入、D方式、3月入試やC方式の導入、さらには、地方入試の拡大である。学科別の入試もその例としてあげることができる。また、A0型一般推薦入試や自己推薦入試の方法を導入することによって、自ら法学部を目指し、意欲を持って勉学に励みたいとする学生を選抜できるようになった。これらの選抜方法の改善により、学部に必要な定員を確保しつつ、法学部に相応しい素養を有する学生を得ることができるようになったのであり、入試選抜の方法は妥当であると考えられる。

平成18年度の第1部一般入試における方式別志願者構成は、A方式56%、B方式28%、C方式5%、3月入試10%となっており、前年度（平成17年度）比でA、B方式の比率に大きな変化は見られなく、安定している。一方、3月入試では大幅に志願者数が増加した。

また、推薦入試では、A0型一般推薦入試の志願者が、推薦入試全体の58%を占めており、前年比でも増加傾向にある。A0型一般推薦入試、そして3月入試は、法学部独自の問題を受験生に問うことができる入試方式であることから、今後ともその有効な利用が考えられるべきであろう。

入試方式の多様化により、志願者の多様な能力を評価することができるようになったが、学生の募集・選抜方法について、法学部として、社会の要望に応えるべき改革は今後とも必要である。そのために、平成19年度からは、受験生の便宜と負担を考慮して、センター試験利用B方式の一般入試の募集定員枠を両学科で増やす（各学科15名から25名へ）と共に、企業法学科ではセンター試験利用の新たな方式（ベスト2科目による判定評価の方式・定員10名）を導入する予定である。また、企業法学科のA方式による一般入試では、全国の試験会場で実施する入試日程の採用を予定している。しかし、改革すべき事項は大学全体の政策（一般入試と推薦入試の定員比率等）に左右されることも多く、単独学部で独自に取り組めない事項も多い。法学部の教育目標・目的に沿ったA0型一般推薦入試や3月入試の方法・内容などを毎年学部内の入試制度検討委員会で検討していくことが当面必要と思われる。

#### （入学者受け入れ方針等）

法学部は、建学の精神に基づき哲学と倫理学との総合的基盤の上に我国独自の法律学の樹立を目指し、法律学の論理及びその実践に通じた有為の人材を養成することを理念・目的としている。そして具体的な教育目標として、まず「リーガルマインド」ー法律的視点からの問題解決能力ーを備え、かつ社会経済のグローバル化に対応しうる人材の養成を掲げている。この法学部の教育目標については、法学部の理念・目的とあわせ、入学者受け入れ方針として、どのような資質や能力を重視するのかという基本的な選抜評価の前提を成すと共に、大学の入学案内を頒布することで受験生に周知してきた。具体的な受け入れ

方針は、まず「リーガルマインド」を備えかつ社会経済のグローバル化に対応しうる人材の育成という学部の教育目標を達成できる基礎的な学習能力と素養を有する意欲の旺盛な学生を選抜し、さらに学科ごとに特徴ある教育と将来の進路選択に相応しい学生を受け入れることにある。

その他、法学部のホームページや学部独自のパンフレット、さらには、年5回(5日間)行われる大学全体のオープンキャンパスや高校での模擬授業などを通じて、学部の理念・目的に副った法学教育の実現を知ってもらう様に努めている。これからも入試の多様化に応じた学部の受け入れ方針をより一層明確にした上で、選抜方法の改善、さらに選抜後の教育などを検討していくことが必要と思われる。入学者に対する授業アンケートなどを通じて、法学部の理念・目的・目標と教育内容が一致しているか否かを調査することも必要である。現在、推薦入試の合格者に対しては、入学前の教育として、法律関係の課題図書を毎年4点ほど選定し、2000字程度の感想文と、英語問題への解答を課しており、新入生ガイダンスの期間中にそれらを回収すると共に、各々について解説と指導を学部の教員が行っている。

選抜方法の根幹をなす一般入試は、大学入学前の受験生(高等学校卒業レベル)の基礎的な学力を問うことを原則としており、また、一部で他学部との共通実施も行われるため、法学教育との直接の関係が必ずしも認められるわけではない。しかし、法学部の理念・目的・教育目標から、法学に興味を持ち、または法学の知識を生かして職業に尽きたいと希望する受験生を受け入れようと検討が進められ、入学者の選抜方法も改善されてきた。特に、A0型一般推薦入試、また各種の推薦入試の面接試験では、こうした受験生の選抜が意図されてきた。さらに、3月入試に課せられる総合問題や、推薦入試に課せられる小論文では、受験生にできるだけ社会や時事についての問題に興味を持つこと示唆している。

法学部カリキュラムに関しては、特に法曹養成や公務員志望を考えて、「法学基礎演習」、「教養演習Ⅱ」と「法学演習Ⅰ」(2年次生対象)、「法学演習Ⅱ」(3・4年次生対象)という4年間一貫した比較的少人数教育体制が敷かれていることが、受験生に評価されている。

一般入試と推薦入試を比較すれば、後者の方が学部の理念・目的・教育目標に沿った受験生の選択が可能だが、法学を学びたいとする意欲と高校での学力の評価をどのように結び付けて判断していくのが問題であり、双方の入試方法のバランスある実施が今後も必要であろう。

法学部教育は、一般教養的科目と専門的な科目に分かれる。一般入試で出題される国語、英語や政治経済などは基礎学力を問うもので、一般教養的科目との関係はあるが、これは高校の科目を前提とするものである。その意味では、大学のカリキュラムとの関係は直接的ではない。他方、A0型一般推薦入試や推薦入試での小論文、さらには、3月入試での総合問題では、法学専門教育を念頭においた問題が出され、法学専門教育カリキュラムとの関連性が多少意識されてはいる。

カリキュラムと入試科目との関係は、高校教育と大学教育との連携との問題にかかわり、これに対して結論を出すことは困難であるが、カリキュラムとの関連を考えた入試科目の

選定や出題形式、論理的な思考の有無を評価する問題内容などが検討される必要はあると思われる。平成 18 年度に政治経済から現代社会への入試科目の見直しが全学の入試委員会で行われた際には、法学部の教育的観点から政治経済の入試科目としての存置を主張し、認められた。

### （入学者選抜の仕組み）

入学者選抜試験の実施は、大学全体の組織である入試実施本部の下で行われている。一般入試については、大学全体で実施体制が組まれている。A0 型入試及び 3 月入試、各種の推薦入試は、入試実施本部の下に行われるが、選抜にあたってより法学部の理念に沿った出題方針を反映させることができる。

従って、一般入試の実施体制が適切に運営されているかについては、大学全体の入試制度の問題であり、年 2 回の入試委員会により毎年実施体制を検討し、見直している。A0 型一般推薦入試や推薦入試については、法学部教授会、法学部主任会議、法学部の入試制度検討委員会により、毎年実施体制を検討し、見直している。これらの実施体制について、特に学外から不適切な問題として指摘されたことはない。今後とも、現在の実施体制を維持していくことにする。

入学者の選抜基準については、入試規定に従い、一般入試は成績順に合否の判定を行う。合否の判定は、法学部主任会議による判定案を教授会で審査し、決定している。一般入試 A 方式（3 教科入試）の合格者については、志願者の人数が多いことから補欠合格者も決めている。補欠合格者の決定は、後日、他の大学への合格が決定した場合に合格者が辞退することから、定員を充足するために行われている。合格判定は教授会で決定される。推薦入試については、小論文、面接試験、調査書などを総合的に考慮して、合否を判定する。教授会で判定案を審査し決定する。

入学者選抜の公正性と妥当性に関して、一般入試では、機械処理した採点結果（サンプルをチェック）を受けて、所定の手続（法学部主任会議案に基づき教授会の審査）で決定する。一般入試の結果（志願者数・受験者数・合格者数・合格最低点・競争率）は入試データとして公表されている。補欠合格者制度も、受験生には予め周知されている。推薦入試は、小論文、面接試験、調査書などを総合評価して行う。入学者選抜の公正性・妥当性、入試問題の公正性、合格者の決定に問題となる点はみられない。教員により定期的に行われている指定校訪問の際には、進路指導の参考資料として受験生（匿名）の個別の合否判定資料を提示して説明しているが、今後、一般的な成績の公表について必要が生じたときには本格的に対応を検討する。

### （入学者選抜方法の検証）

入試問題は、大学全体の組織である入試委員会が作成し、法学部においても覆面校正、学部長校正などにより独自のチェックシステムを確立している。大学全体での検証システムとしては、入試問題を翌年に冊子で公表頒布し、高校関係者や受験生からの評価をうけている。また、複数の科目の中から選択させる入試科目については、各科目の平均点など

を調査している。全学的組織である入試委員会、学部の入試制度検討委員会、さらには出題分野を担当する教員を中心とする入試対策検討小委員会などで入試問題に対する評価を行い、次年度の出題に備えるようにしている。出題ミスなどの検証と改善を行う組織を出題者の匿名の下でどのように機能させるかが課題であり、各科目の出題責任者への人員の配置などの工夫が必要となろう。科目ごとの出題者による改善点についての提言がまとめられ、入試対策検討小委員会で議論されている。

入学者選抜方法に学外関係者からの意見徴収の制度は行われていない。外部者を意識した制度としては、入試問題の公表がある。

#### (アドミッションズ・オフィス入試)

平成 14 年度入試より、法学部第 1 部では A0 型一般推薦入試を導入した。法学部での勉学を強く希望し、将来は法曹や公務員となることを希望する者、あるいは国際的な舞台で活躍することを希望する者の法律家としての隠れた素質を発掘することをアドミッションポリシーとしている。法律学を学ぶ意欲、そして読解力と講義の理解能力を備えた受験生を選抜するために、第 1 段階で課題レポートを中心とする書類選考、第 2 段階で文章を読んだ上での読解力テスト、模擬授業を受けた上での理解力テストにより可否を判定している。A0 入試については、実施する大学ごと、学部ごとに様々な方式が工夫されている。今後、本格的な A0 入試を導入実施する場合には、十分な調査が必要である。

この入試方式に対する受験生の関心は高く、オープンキャンパスにおける高校生・父兄からの質問も多い。志願者の数も年度により変動はあるものの法律学科では適正な倍率といえよう。ただし、企業法学科においては志望者数と定員の割合のバランスが問題となり、平成 19 年度に向けて、定員の見直しが行われた。今後とも、この方式をとるにあたっては、志願者数を十分に確保した上で、優れた法学的能力ある者を選抜できる条件が維持されなければならない。

#### (「飛び入学」)

法学部では、高校 3 年生未満からの受験生を受け入れていない。「飛び入学」は理数系の大学を中心に行われており、文系の大学では実績がないこと。また、高校を 2 年間で修了した者が、大学のカリキュラムに適合できるかどうかを短時間の面接で判断することはできないことなどによる。

#### (入学者選抜における高・大の連携)

法学部では、牛久・姫路の両附属高校と指定校について推薦入試制度を設けており、指定校については毎年、推薦状況を学部内の入試制度検討委員会において検討し、指定校リストの見直しを行っている。平成 18 年度は、両附属高校併せて第 1 部で 71 名、第 2 部で 5 名の募集を行い、入学者は第 1 部で 40 名、第 2 部で 4 名であった。また指定校推薦では、第 1 部で 156 名、第 2 部で 18 名の募集を行い、入学者は第 1 部で 90 名、第 2 部で 3 名であった。附属高校の教員には、大学の教育環境を実際に見聞する機会がある。また、指定

校については、新規指定の高校を中心に数年のサイクルで法学部の専任教員が高校を訪問する仕組みがあり、その際相互の意見交換が行われており、高校側の要望等も入試制度検討委員会で報告され、次年度の入試全般にわたる改善に役立てられている。

高等学校の調査書について、一般入試や推薦入試においては調査書の提出が義務付けられているが、一般入試においては学力試験の点数により合否が判定されるため、調査書が直接、合否判定に影響することはほとんどない。これに対して、推薦入試では、特に面接の際に調査書の内容が参考とされる。ただし、調査書の内容・形式は、高校ごとに異なり共通の物差しとして利用することが難しい面がある。調査書を合否判定に利用するためには、形式面の統一と共に、評価基準の客観性を確保する方法が必要となろう。

高校生に対する進路相談・指導などの情報伝達は、毎年、大学で作成頒布している入学案内書と、法学部作成による独自のパンフレットの配布により行われており、指定校の訪問時や本学に来校する高校生に対して提供されている。説明会は、附属高校での開催の他、全学的規模で行われているオープンキャンパスにおいては法学部の特色を説明するブースを設け、入学相談を行うと共に、「学びLIVE」に来校する高校生向けに複数の模擬授業を専任教員が担当して大学の講義を体験させている。特にライブドアを巡る証券取引法の問題を扱った講座は受講生の反応もよく、今後も時事的なテーマを選び、高校生の関心を喚起し、将来の進路選択に結びつく開講講座を充実させていく方向をとるつもりである。平成17年6月の「学びLIVE」では、6講座152名、同年10月の「学びLIVE」では、6講座273名、平成18年6月の「学びLIVE」では、6講座241名、同年10月の「学びLIVE」では、6講座213名の受講生が参加し、講義後の質疑応答も積極的に行われている。

#### （夜間学部等への社会人の受け入れ）

法学部では、第2部（イブニングコース）において社会人特別選抜試験や社会人編入学試験を実施して社会人を受け入れている。

社会人特別選抜試験の出願資格は次の2項目のいずれかに該当する者である。平成18年度入試実施例でいえば、①大学入学資格を有する者で、平成18（2006）年4月1日において満23歳以上の者、②高等学校を卒業した者で、現在職場に在職している者（この場合の在職とは、アルバイト・パートは不可とする）である。なお、①、②とも文部科学大臣が行う大学入学資格検定に合格した者を含む。

選抜は、書類選考と面接により行われる。この選抜方法による社会人の受け入数には平成16年度は入学者が14名だったのに対して、平成18年度は5名になり、減少傾向がみられ、これは雇用形態の変化により時間的・経済的なゆとりが失われてきていることも影響していると考えられるが、より社会人にとって魅力ある学習環境を整えることが必要であろう。そのためには、生涯教育の観点をも入れた開講科目や資格取得等の諸施策が検討されるべきである。なお、現在、第2部においては必修科目を、第1部に比べて少なくし自由科目の選択度を高めるとともに、他学部他学科の履修をすすめるなどの措置がとられている。

社会人学生の真摯な勉学への態度は、他の一般学生にもよい影響を与えていること

は確かであるから、前述した生涯学習の観点から社会人の受け入れ態勢を整えている。

#### (科目等履修生・聴講生等)

科目等履修生は、法学部教授会が決定した応募・審査要項によって受け入れている。受け入れる場合には、科目担当教員の同意を得た上で、学科主任が面接等を行って受け入れるかどうかを判断している。教員免許の取得を希望する本学卒業生や他大学出身者が履修生となっている。毎年履修生数には大きな変動もなく、第1部・第2部合計で平成15年度は15名、平成16年度は11名、平成17年度と平成18年度はともに14名で、平成18年度の内訳は第1部法律学科が5名(21科目)、第1部企業法学科が2名(9科目)、第2部法律学科が7名(39科目)であった。法学部では、授業の実施に障害がない限り積極的に受け入れてきたが、これまで授業に障害がなく、また単位未修得もほとんどみられない状況をみると、適切な受け入れであったと判断しうるので、今後もこの方針と受け入れ手続きを維持していく。

#### (外国人留学生の受け入れ)

外国人の出願資格は次の2項目を全て満たす場合に資格を有することとなる。

①外国人で、その国の定めた通常の課程による12年の学校教育を修了した(または修了見込)者。または、外国人で、その国で定めた通常の課程による11年の学校教育を修了しかつ文部科学大臣が指定した日本の大学に入学するための準備教育課程を修了(または修了見込)者で18歳に達した者。

②本学において勉学・研究を行うに十分な日本語の能力を有する者。

ただし、大学入学資格として12年の教育課程を基本とする国において「飛び級」「繰上げ」等により通算教育年数が12年に満たない場合も出願を認める。

志願者数は、両学科併せて平成16年度53名、平成17年度82名、平成18年度29名であった。書類選考、日本語筆記試験と面接により選抜を行った。従来入学後に英語教育に支障がある学生もみられたので、特に平成17年度からの面接においては、入学前に受けた学校教育、日本語及び英語能力について本学での科目履修に問題がないかどうかを厳しくチェックしてきた。今後も法学部の教育に十分必要な基礎教育及び語学力を備えているかという点を重視して選抜を行うと共に、前述したように特に英語能力が必ずしも十分といえない学生への補講、大学院チューターを活用した学生・生活指導という、入学後における学習・生活の支援体制の充実を図って行く。

#### (定員管理)

法学部の定員管理は、まず執行部(学部長と各学科主任)が学生収容定員と在籍学生数の比率についての適切性を検討し、比率案を作成する。次いで、それを法学部の入試制度検討委員会に付す。その結果を踏まえ、執行部は再度比率案を検討し、それを教授会の審議に付し、了解を得る。こうしたプロセスをとって定員管理を含め、入学者の選抜方法等が審議・決定される。

法学部の入学定員に対する入学者数の割合であるが、まず第1部の過去5年間の状況は



次のようである。平成 14 年度と 15 年度は、臨定による定員の 10 名増と 5 名増があったため、法律学科と企業法学科の定員はともに平成 14 年度が 260 名で、平成 15 年度は 255 名であった。そして、歩留まり予測が大きく外れたため、平成 14 年度における法律学科の入学割合は 1.22 であったものの、企業法学科のそれは 1.54 となり、平成 15 年度は企業法学科の歩留まり率を厳しくしたため入学割合は 1.04 に下がったものの、逆に法律学科のそれは 1.57 に上昇してしまった。しかし、平成 16 年度以降は、臨定増がなくなり、法律学科・企業法学科ともに定員は 250 名となった。そして、法律学科の入学割合は、平成 16 年度が 1.12、平成 17 年度が 1.11、平成 18 年度が 1.21 で、企業法学科のそれは平成 16 年度が 1.14、平成 17 年度が 1.19、平成 18 年度が 1.24 となった。平成 18 年度は法律学科・企業法学科ともに 1.20 を僅かに超えたが、平成 16 年度以降は、合格者の策定数を抑制し、厳しい歩留まり率にしたため安定することになった。

次に、第 2 部法律学科であるが、平成 14 年度から 17 年度までの入学定員は 200 名であったが、平成 18 年度は経営学部の学科増に協力し、定員を 60 名減の 140 名とした。応募者数が第 1 部よりはるかに少ないこともあるが、入学割合は平成 14 年度が 1.41、平成 15 年度が 1.15、平成 16 年度は 1.30、平成 17 年度は 1.13、平成 18 年度が 1.04 ときわめて安定している。平成 14 年度の第 1 部企業法学科と平成 15 年度の第 1 部法律学科を例外とすれば、法学部の第 1 部・第 2 部の入学定員に対する入学人数は適正に管理されているといえる。

なお、法学部では、収容定員に対する在籍学生総数の割合（充足率）が、平成 14～18 年度には第 2 部法律学科は 1.2 倍前後であったが、平成 14 年度～16 年度における第 1 部の法律学科・企業法学科ともに充足率が 1.3 倍以上になってしまった。これは、定員数が減少しているにもかかわらず、合格者数の歩留まりが予想を超えた学年次（上記したように平成 14 年度の企業法学科と平成 15 年度の法律学科）が生じていたため、在籍学生総数も増える結果になったものである。しかしながら、平成 16 年度からは、合格者数の策定数を抑制し、歩留まり率もかなり厳しいものにした結果、第 1 部の法律学科・企業法学科とも平成 17 年以降には 1.25 倍程度に改善されることになった。

しかし、それでも法律学科の充足率が平成 17 年度で 1.27、平成 18 年度で 1.26 あるのは、平成 14 年度の入学人数が歩留まり率をはるかに超えて定員の約 1.5 倍（401 名）になったことに起因している。同じように、企業法学科の平成 17 年度の充足率は依然 1.26 と高かったが、平成 13 年度の大量入学者が卒業した平成 18 年には充足率が 1.17 へと低下し大幅な改善をみた。つまり、法律学科においても平成 14 年度の大量入学者が卒業する平成 19 年には、合格者の策定をこれまで通り厳密にすれば、その充足率は大幅に改善されると考える。

いずれにしろ現状では、恒常的な定員欠如にないもので、特に対処策定をとる必要はないが、定員数が減少しているため、歩留まり率をできるだけ改善し、定員管理の適切性を確保することに努めたい。

法学部の定員充足率は、安定的に推移してきている。そうした中で入学定員の変更の可能性については、現状では、法学部それ自体よりも他学部との関係で生じているので、その場合はまず執行部で検討し、その結果を教授会審議にかける方式をとっている。定員変

更や組織改組の可能性の検証についても、今後は法学部将来構想委員会のようなものを設置する必要が生ずるかもしれないが、今しばらく（1～2年）は法科大学院の状況をみながらこの入試方式で対処して行くことにする（大学基礎データ「表 13、14、15」参照）。

#### （編入学者、退学者）

法学部第 1 部・第 2 部の平成 15～17 年度における退学及び除籍者総数（第 1 部、第 2 部合計）は、126 名、108 名、133 名である（大学基礎データ「表 17」参照）。第 1 部では、法律学科・企業法学科ともに 1～2 年次の退学者が相対的に多いのに対し、第 2 部の法律学科では 4 年次の退学者が多くなる傾向を示している。それは、以下にみられる退学理由と関係しているといえる。

退学の理由については、本人の申し出に従っている。というのは、経済的事情等、退学者本人のプライバシーとの関わりがあり、深く立ち入った調査等を行うことが困難だからである。本人が申し出た理由によると、第 1 部の場合には「他大学への入学」「勉強意欲の喪失」が多く、第 2 部では「勤務の都合」「経済的事情」といった理由が多くなっている。

法学部では、本人が申し出た理由による退学が妥当であるかどうかを執行部で検討し、執行部の検討案を教授会で審議・承認している。他方、突然の経済的困窮者には東洋大学第 3 種奨学金により授業料半額免除等、できるだけ勉強意欲を失わないように毎年度 4 月初めに単位取得僅少者に対する個人面接を行い生活・学習指導を行っている。適切な対応であると考えている。

また、法学部への編・転入学、転部・転科の志望者には、筆記と面接の試験を実施している。編・転入学志望者は僅かで、第 1 部では法律学科に偏る傾向があるが、入学率は高くない。専門科目の学習・修得が困難と判定されるからである。また、転部・転科の志願者は、平成 15 年が 28 名、平成 16 年度が 14 名、平成 17 年度が 23 名、平成 18 年度が 20 名とかなり多いが、そのほとんどが第 2 部法律学科から第 1 部法律学科への転部希望者である。ただ、試験結果が転部可能と判断されるまでに至らない場合が多いので、合格者は 5 名以下と少ない。

いずれにしても編・転入学、転部・転科生の入学者はきわめて少ない。それは、編・転入学、転部・転科学生の進路変更を可能にする制度として重要であることは十分認識しているが、一般入学試験制度とのバランスから慎重に運用してきたためである。しかし、もっと活用すべきという意見もある。そこで、法学部として編・転入学者、転部・転科が学生の受け入れ数を少し拡大するかどうかについては、成績や進路調査等を行ってから検討することとしている。

最後に、学生受け入れの現状を踏まえると、以下の点が確認できる。

①一般入試・推薦入試の方法を多様化し、受験の機会と方法を広く提供することにより、本法学部を選択し、進学する者にとっての入試利用上の便宜は十分図られている。他方、選抜方法の点からは、学部独自の入試方法（A0 型、3 月入試）においては、法律的素養にまで踏み込んだ判定が可能となるものもあるが、他学部との共通問題での一般入試の方法においては、高校での基礎的学習能力の判定に重点を置いたものとならざるをえず、学部

目標に相応しい素質を備えた人材を選抜するという判断との関連性が少ない。

②法律学科については、入試方法ごとの受験者数も安定しているが、企業法学科については、年度により受験者数に大きな変動が見られる。企業法学科が目指す「企業人として必要な法理論とマネジメント能力を身につける」という学科のコンセプトが必ずしも高校・受験者側に浸透しているとは言えず、法律学科との違い、学科選択の判断材料を十分に提供しているとはいえない。

③定員管理については、一時期1.3倍以上になった時期もあったが、その後改善された。

今後、学部として改善していく点をまとめると次のようになる。

①基礎的な学習能力の判定を基礎としつつ、学生の意欲と素養を判断することが可能な選抜方法を今後とも検討していく。具体的には、A0型一般推薦入試の見直し、推薦入試方法の改善などである。

②学科別の独自の入試方法の採用や入試実施日を検討すること。高校訪問における各学科の特徴についての説明などを通じ、求める学生像をはっきりさせる努力を行うことである。

## 五. 社会学部

社会学部の教育理念は「古今東西の知の摂取と融合ならびに実践主義に基づき、理論と実証を結びつけ、現代社会の問題に鋭く切り込む視座を涵養すること」である。また教育目標は、「理論、実証、実践の結合」である。

以上の理念目標を受けて社会学部では、独立自活の精神に富み、多様で豊かな資質をもつ学生の受け入れを基本方針としている。

### (学生募集方法、入学者選抜方法)

現状としては、入学機会を増加させるために多様な入学選抜試験を行っているが、それは大別すると以下の3形態からなる。

即ち、①広く外部から募集をす一般入試(A方式、B方式[大学入試センター入試利用]、3月入試ならびにC方式)、および自己推薦入試、学校推薦入試、社会人特別選抜入試の推薦入試、②東洋大学と関連する附属高校・指定校からの募集、③特殊な募集形態として海外帰国生・留学生・運動部優秀選手に対する募集の3つが実施されている他、編入学、転入学試験がある。

各入学選抜試験の概要と目的等は以下に示したとおりである。また、学生募集は、募集要項の内容を新聞や雑誌、大学のホームページ上に掲載して行っている。

課題としては以下のような点が挙げられる。

社会学部では、毎年の志願動向を踏まえて、入学選抜方法の改善に努めてきており、新たな一般入試の導入や推薦入試の拡大などが検討されている。しかし、試験回数の増加は

出題負担増につながり、それに伴う出題の質の維持をどのように図るか体制面の整備が必要となる。この兼ね合いから慎重論も多いことも事実である。また、社会学部では指定校推薦入試による学生受け入れ枠の拡大も考えられるが、年度によって入学者の変動が大きいといった問題もある。何れにせよ、入学機会の多様化に伴い、入試制度の改善を図る上で基礎資料が必要である。

この必要性に対応するため、平成16年度から、各入試制度の募集定員配分、指定校の見直し、論文や面接のあり方、応募資格の検討等を行うことを目的に、入学後の教育達成等の実態を明らかにする基礎資料として、学科毎に入試制度別・学年別の成績ならびに卒業論文履修率（卒業論文が必修である社会学科以外の第1部4学科ならびに第2部2学科）を作成している。これらのデータが蓄積すれば、制度改革に役立つものと考えている。

第2部に関する現状は、2学科の志願者は社会学科300人程度、社会福祉学科200人程度で推移してきたが、平成18年度には社会学科209人、社会福祉学科134人にまで減少してきている。これは、少子化の影響に加えて、社会人入学の減少も一因となっている。社会人入学の多くを占めていた警察官・消防士・看護師等に大卒が多くなったことが大きな要因である。このように、志願者の減少が大きく、その対応が喫緊の課題となっている。また、第2部の特色である社会人選抜の志願者が減少しており、他方では生涯教育の社会的役割が重要となってきている。その対策として、出願者が少なかった第2回自己推薦入試（3月実施分）を、平成18年度から一般入試に変更し、さらに志願しやすい制度へと変更した。また、社会人選抜の志願者減少対策として、それまで正規雇用者に限定していた出願資格を緩和した。このことは、定年後あるいは子育て後の中高年層に対する生涯学習機会を提供するという面からも、社会的に有意義と考えられる。しかし、その社会的意義を達成するには、単なる出願資格の変更のみでは不十分であり、カリキュラムにまで踏み込んだ改革が求められる。このため、平成17年度から第2部改革を検討する委員会を設け、中期目標・中期計画の一環として平成18年度に他大学の实態や第2部学生の意識調査を実施中である。この委員会において、その結果を踏まえて具体的な改革案を検討する。

#### （入学者受け入れ方針等）

社会学部の教育目標は、各学科の専門科目・教養的科目を通して、科学的な分析力、客観的な批判力、総合的な判断力を持つ（第1章学部理念の項参照）個性豊かな人間の形成である。従って、その目標に到達するには、高等学校までの特定の教科の達成を前提とするよりも、高等学校での学習過程の基礎学力を偏りなく有し、人間・社会に関心を持つ能動的な学生の受け入れが求められる。

現状として、一般入試はまさにこの基礎学力を見るものであり、A方式入試に際しては原則として学部が問題作成・実施にあたり、学部教育により適した人材の受け入れを図っている。具体的には、教育・研究上に不可欠な国語、外国語を必修とし、社会学として現代社会に関する基本的な素養と関心が重要であることから、社会科科目を選択とする3科目入試を行っている。なお、社会調査や実験等実証に際して統計等数値処理が必要であることから「数学Ⅰ・A」及び「数学Ⅱ」も選択可能としている。また種々の文化圏を対象とする社会文化システム学科に代表されるように、多様な言語の素養を持つ学生を受け入れ

るためにB方式では英語・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語での受験を認めている。

また、推薦入試においても出願基準を設定して高等教育にふさわしい人材の受け入れを図ると共に、小論文や面接を通してより直接的に、人間・社会への関心、主体性・能動性を持つ人材の受け入れを図っている。自己推薦入試ならびに指定校推薦で課している小論文は、各学科の教育目標や理念に沿った論文課題の設定が可能であり、積極的に活用している。更に、推薦入試においては出願資格として各学科が求める学生像を明示することで、学科理念ならびに教育目標と志願者の志願動機との整合性を図るよう努めている。

このような学科の特色と多様な入学希望者の要求に対応して、何れの学科も多様な学生を確保するために上記のさまざまな入学者選抜方法を組み合わせて採用している。なお、各学科によって入試方式が異なるのは、学科固有の教育内容と目標の違いによるものである。

入学者受け入れ方針の問題点としては、第1に、第1部社会学科が行っている自己推薦入試については、受験生は高校生がほとんどであり、社会人志願者が少ないことが挙げられる。しかし、社会学科の自己推薦入試は、社会で起きている問題に主体的で前向きな関心を持ち、それらについて社会的に学び考えていこうとする姿勢のある受験生であるならば年齢は問わず、むしろ社会人の受験を期待していた。従って、そのような入試とするための対策として、広報の仕方、特に宣伝媒体などを現在模索し続けている。

第2に、これからますます進むことが分かっている受験人口の減少に対して、いかに魅力ある学部学科作りをし、それに対応するかということが挙げられる。入試を多様化し様々なタイプの受験生の受験を促す努力は既に重ねてきているが、受験生の有能さの多様性と質を維持する対策としては、入試方式の多様化だけでは不十分である。この点についても今後、入りたい学部・学科のあり方とその実現のための方策をFD委員会で模索・検討していく。

#### (入学者選抜の仕組み)

入試の実施運営に際しては、その社会的責任から、実施体制、選抜基準の透明性ならびに入試問題の適切性の保持を目指している。

そのために、現状では以下のような配慮をしている。

入試の全体的な実施の枠組みは大学全体で統括されている。試験問題の範囲や程度については、教科書等の範囲と程度を遵守し、単に記憶力のみに基づく知識だけではない理解力、思考力、応用力、総合力等の総合的測定を目指して作成されている。また、平均得点率60%程度を意図した試験問題の内容、程度を工夫すると共に、受験者の有利・不利が生じない配慮が求められている。実施に際しては、全学的な実施本部が設置され、長年の経験を踏まえた教職員が一丸となった公正な運営が図られている。

選抜基準の透明性としては、採点の客観性ならびに合否判定基準の明確化を図っている。一般入試に関しては、独自のA方式およびセンター試験利用型のB方式共にマークシートを利用した自動読みとりと機械処理を行い、客観性を保証している。なお、マークシートの自動読みとりについては、直後に抜き取り検査をして処理結果の確認をしている。

推薦入試においては、自己推薦入試ならびに指定校推薦入試では小論文を課している。

各学科の教育目標や理念に沿った特化した論文課題の設定が可能であり、積極的に継続しているところである。なお、小論文については採点者の主観に依存してしまう危険性があるため、出題者が出題意図ならびに採点基準を明示し、複数の採点者による評価を行っている。面接試験においては、受験生のプライバシーを尊重し、人権を侵害しないための留意事項を定め、周知徹底を図るとともに、2名の教員が別々に採点したもので評価し、特定個人の評価に偏らない仕組みを講じている。

これらの採点結果に基づき、成績上位者から選抜するが、その際に判定に不要な個人情報秘して合否判定を行っている。なお、一般入試に関しては、合格最低点をホームページ上でも公開している。第1部社会科学および社会福祉学科では、推薦入試の不合格者に対して応募者総数や合格者数、ならびに判定基準を明示した書類を送付することで、透明性を図っている。

問題点としては、海外帰国生入試は募集定員枠を具体的数でうたわず「若干名」としてることが挙げられる。出題者の合格判定基準に達しない者は否としているが、これは受験生数の予想が立てにくく、募集人数を明示することが難しいからである。望ましいことではないが、現在のところはやむを得ないと考えている。

#### (入学者選抜方法の検証)

本学の教育理念を現在の社会において具現化するための5つの目標のうち、「目標1：独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」および「目標4：社会の要請に創造的に応える」を達成するためには、入試問題の適切性を検証し、本大学、特に社会学部の教育方針や水準にふさわしい受験生を選抜する必要がある。

その仕組みの実態は、入試実施前の段階での検証と実施後の段階での検証とに分けられる。

まず、実施前の問題作成段階では、高等学校学習要領の変更等の確認を経て、各年の入試問題を検証し、出題グループが問題を作成する。その際、専門家によって構成される覆面の検討委員が、実際の時間内で回答可能かどうか、また出題の範囲や問題文の表現が妥当か、回答が妥当かなど内容面をチェックしている。専門家によるこれら内容面の検討に加えて、最終チェックとして、実施責任者である学部長が形式面や科目間総合調整等を行っている。

事後の検証としては、実施直後に受験者の実際の回答分布と正解との比較を行い、乖離が大きい場合には問題および正解の再チェックを行っている。更に、問題毎の正答率分布から、問題の適切性を評価し、次年度の出題グループが問題作成をする際の参考資料としている。

以上に基づき、入試実施体制としては、入学者選抜方法ならびに実施後の検証作業において、概ね適切であると判断する。

ただし、問題点としては、このような入試実施前後に問題の適切性を入念に検討しているが、それにもかかわらず、問題訂正等を完全に無くせないことが挙げられる。受験における大学の社会的責任から考えれば看過できない問題である。この対策として、全学的に

出題体制や検討体制を見直すための検討の場が設けられ、相互チェック体制の強化が検討された。しかし、抜本的な解決を目指して、例えば、専門校閲者や高等学校での教育経験者等の学外専門家などによるチェックも求められるが、現状では高等学校側の事情等から協力を得られず、実施できていない。今後、高校退職教員の協力体制等を入試委員会などで検討していくことになっている。

#### (アドミッションズ・オフィス入試)

アドミッションズ・オフィス入試は実施していない。しかし、いわゆる A0 型入試が広まる以前から第 1 部社会科学・社会福祉学科では自己推薦入試を導入し、意欲や論述能力の評価に基づく学生の受け入れを行ってきた。他方、長期にわたる評価の側面については実施していないが、大学での授業内容と志願者の意識とのずれを小さくするために、高大連携の枠組みの中で授業聴講制度を設けている。これらの現状から、現時点では、導入する予定はない。

#### (「飛び入学」)

飛び級入学は実施していない。社会学部の教育理念は、単なる知識の習得にとどまらず、「理論、実証、実践」のできる人材の育成にあり、その到達は社会や人と深く接する体験或いは個々の成熟から育まれるものであり、特定の優れた資質を有する者を早期から受け入れることでは達成できないため、現時点では、導入する予定はない。

#### (入学者選抜における高・大の連携)

推薦入学は、他の入学制度以上に、受験生が所属する高等学校との信頼関係や受験生自身の能力や人格上の長所が重要であるため、その確認は、適切に行う必要がある。

推薦入学における高等学校との関係の現状としては、まず、指定校推薦入試の実施が挙げられる。それ以外に、社会学部の指定校になっている高校から本学が実施している社会貢献事業の講師派遣依頼があった場合などを活用し、積極的に専門授業の実施等で協力してきた。また、社会福祉学科では、平成 14 年度に指定校を対象として、専任教員が担当する第 2 部の社会福祉学科講義科目 3 科目を開放した結果、2 校と連携協定を結び、合計 5 名の高校生が受講した。次年度からは指定校以外にも門戸を広げて受け入れている。

入学選抜における高等学校の調査書の扱いについては、第 1 部社会科学ならびに第 1 部社会福祉学科で実施している自己推薦では、評定平均値を合格判定基準として活用しないことにしている。また、第 1 部社会科学ならびに第 1 部社会福祉学科以外が実施している指定校推薦入試でも、出願資格に最低評定値を求めているが、評定値に学校差があるために原則活用せず、課外活動状況等参考とする程度に留めている。

次に、能力と意欲のある受験生に社会学部の特徴や魅力を受験生に周知するために入試広報に力を入れている。

第 1 に、高校生に対しては、大学で行うオープンキャンパスや公開授業、高校へ出張して行う大学・学科説明会や模擬授業（平成 17 年は、13 校依頼、9 校実施）、また高校の特色ある教育に協力して実施する講師派遣事業（平成 14 年度 14 校、平成 15 年度 6 校、平成

16年度5校、平成17年度3校で実施)など多様に実施し、東洋大学の特色や学科の教育内容を的確に伝えるようにしている。このような企画の際には、派遣された教員が高校生から直接質問を受けてそれに答える時間も取れるので、その意義は大きいと思われる。

第2に、現在、受験生に対しては、全国大学の中で最も高い評価を受けている入試システムガイドに加えて、社会学部では、独自のパンフレットを作成し、受験生に配布している。また、今年度は紙媒体の広報に加えて、各学科の特徴が見て分かるDVDを全学的に作成中であり、完成後、オープンキャンパス等で配布することになっている。

第3に、近年の志願者を見るとホームページの活用が重要であることから、学部内にホームページ小委員会を設置し、ホームページを通じた広報や、メールによる問い合わせへの積極的対応を行っている。

以上に基づき、入学者選抜における高・大の連携については、高大連携プログラムによる授業開放や指定校推薦入試の実施、入学者選抜の高校側への配慮、学部パンフレットやホームページの作成等入試広報を実施してきており、概ね適切であると判断する。ただし、一般論として附属高等学校や指定校との連携を緊密にする要請もあることは認識している。しかし、高等学校との連携については、高等学校の教育現場を尊重する必要がある。このため、現在は具体的な要望のあった附属牛久高等学校との間で事前教育や連携について検討を開始した。

#### (夜間学部等への社会人の受け入れ)

労働人口の流動化の中で就業条件の多様化が著しい今日、「社会人」と云うカテゴリー自体の揺らぎが認められよう。派遣労働や期限付き雇用が日常化している昨今、アルバイトをしながら学んでいる「勤労学生」と「社会人学生」の垣根は低いものとなってきた。昼間に働いて自ら学費(とその一部)を捻出している学生が多い社会学部の第2部の場合、保証人の扶養家族となっているか自らが世帯主であるかの違いはあれ、高等学校から直接に進学して来た学生もまた限りなく「社会人」に近く、昼間は貴重な労働力を提供しつつ夜間に勉学に勤しんでいる。こうしたアルバイト学生は概して真面目であり、学生生活への満足度も高く、第2部への愛着も概して強い。こうした学生の向学心を更に高める存在として、社会人を対象とした教育に力を注ぐことは、本大学の教学理念に照らして、必要不可欠な目標・理念である。

しかしながら現状は、この数年間で、社会人入試の志願者は減少している。原因としては、潜在的志願者の労働環境の厳しさから学習時間が確保しにくくなってきていることに加え、他大学が夜間部から撤退する傾向を見せていることから将来的になくなることを危惧しての受験控えなどが考えられる。

しかし、この減少傾向の対策として、このまま志願者数の減少化傾向を漫然と眺めているのではなく、職場推薦が得られ難い現状を鑑みて社会人を定職に就いているものに限定せず、その定義を年金生活者やパートタイマーにも拡大する「改革」等を通して、「社会人」への更なる教育機会の提供に努めることを検討した。「社会人」のニーズの把握に努めながら第2部の伝統を守り、第2部教学の旗を降ろさないことを内外に明示している点が社会学部第2部の大きな特徴である。



### (科目等履修生・聴講生等)

社会学部においては科目等履修生として、「教養を高め、理論を深める目的で特定科目の履修を希望する者」を対象に、全教育課程に参加しなくても必要に応じて教育を受け学べるようにするという目的のもと、そのための制度を設けている。

科目等履修生は、第1部の5学科、第2部の2学科で受け入れているが、その実施体制は以下のようになっている。

科目等履修生として受け入れるかどうかについては、書類選考と面接試験で合否を判定している。出願要件は、①一般、②高校生、③外国人、④諸資格履修生等である。留学生の場合は、履修科目数を、平成15年度より上限32単位、但し教職に関する上限科目数は6科目とした。なお、一般学生の就学状況に影響を与えないように、科目等履修生が履修可能な科目に制限を設けており、演習科目、実習科目、および、一部の科目については科目等履修対象科目から外されている。

なお、第1部における科目等履修生の受け入れ状況は、各年度10名弱で、延べ科目数は25科目から46科目の範囲である。第2部の科目等履修生の受け入れ状況は、各年度20名弱で、延べ科目数は27科目から60科目の範囲である。第2部に科目等履修生が相対的に多いのは、司書資格に関連した科目群が第2部の社会学科のみで開講されていたためである。これらの受け入れ状況は、学ぶ意欲のある人を広く受け入れたいとの方針の下で、可能な限り、手続きを簡略化し、また共に学ぶ在校生とのバランスも考え、受講環境を整えるなど、概ね現状は適切であると判断する。

### (外国人留学生の受け入れ)

留学生の教育を受けるための客観的状況を正しく把握し、その判断に基づいて留学生を受け入れ、また単位を認定するべきである。

しかし現状としては、留学生の受け入れは行っているが、留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定は行っていない。また、これまでに大学前教育内容や質の認定を求めた事例もない。ただし、本来は、留学生が本国で受けた大学教育や大学前教育との関係を考慮して受け入れることが望ましいと思われるが、その水準や教育内容を的確に判断できるための状況がまだ整っていない。

今後に対応するために、諸外国の大学のリストを、大使館などを通じて集める必要がある。学部内の入試委員会において早速その情報集めの作業に取り掛かるつもりである。同時に、全学的な対応も必要であり、国際交流センターなどの協力を得ながら、その対策を検討していく。

### (定員管理)

東洋大学の教育理念を現在の社会において具現化するための5つの目標のうち、「目標1：独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」を達成するためには、学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率が適切である必要がある。その現状および問題点は以下のとおりである。

第1部5学科について、収容定員に対する在籍学生数比率を大学基礎データ「表14」に示した。

社会学部の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率は、学部（第1部5学科）全体としては、1.253であり、1.25をやや超えてしまっている。これは、平成14年度の入学者数と平成16年度の入学者数が予想外に多かったことが直接の原因である。それを踏まえ、平成17年度は、基本的に1.00程度の比率を達成し、改善に向けての努力をしたところである。しかしながら、平成18年度において、また入学者数を多く出してしまう結果となった。特に、社会文化システム学科（1.255）とメディアコミュニケーション学科（1.255）において1.25をやや上回ってしまったこと、また、実験・実習を伴う学科である社会福祉学科（1.236）において1.20をかなり上回ってしまったことは、問題であると考えられる。

その対策としては、合格者の策定をこれまで以上に厳密に行うこと、また厳密に行った結果として追加合格が必要になった場合には、その合格者数を可能な限り入学定員に近い数で設定するように対応することとしたい。

第2部の2学科に関しては、過去5年間の入学者数比率の平均が、1.206と1.211である。実験・実習を伴う学科である第2部社会福祉学科が、1.20をやや超えてしまっている。これは、直接的には平成14年から平成17年までの入学者数が結果として多くなってしまっていたことが理由である。それを踏まえ、平成18年度は、入学者数比率を1.00として可能な限りの改善を図ったところである。来年度も、この傾向を維持し、早急に状況の改善を行いたいと考えている。

現在のところ、第1部第2部共に、すべての学科において安定的に定員を満たしているため、組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みは、導入していない。

#### （編入学者、退学者）

退学者の状況および退学理由を把握して、今後の退学者数の減少に努め、転入学生、転部生の状況を在校生数との関係も考慮しつつ把握、検討する。

##### ①退学者の状況と退学理由の把握状態

平成13年から平成17年までの退学者の状況をみると、過去5年間の推移は学部全体で第1部では40名から54名の間であり、年度によって多少の違いはあるものの、若干減少傾向にあるといえる。一方、第2部では、33名から47名の間をほぼ横ばいの状態である。

これを理由別に見ると、第1部では「一身上の都合」を除けば、「他大学等への入学」および「進路変更」が多い。その他、「勉学の意欲喪失」もかなりの学生が理由として挙げている。近年では、「経済上の理由」も目立ってきた。第2部では「経済上の理由」や「勤務上の理由」が目立つものの、第1部と同様に「進路変更」や「他大学などへの入学」も多い。概して、第1部に見られる「勉学の意欲喪失」は第2部ではかなり少ないがいる。

退学に至る経緯であるが、社会学部では全学科において演習が必修となっており、演習担当者がクラス担当教員として、学生の生活全般に対して日頃から親身になって対応しており、その中で退学をめぐる相談も寄せられている。退学の理由であるが、演習担当者としての教員の感想では、経済的な理由が大きく後退し、代わって「海外留学」「進路変更」などが増加してきたとのことである。

退学者を減らすための対策として、可能な限り演習担当者が面談し、その上で退学の手続きを取る体制が平成17年から徹底したことにより、退学を思い留まるなど、対応に関して大きく改善されたことは評価できる。

#### ②編入学生および転部・転科学生の状況

編入学生および転部・転科学生は、在学生の在籍数との関係から、毎年全ての学科が募集しているとは限らない。仮に募集しても募集人数は若干名で、第2部社会福祉学科を除き、学部全体で合格者が2桁を越えることはない。

但し、第2部社会福祉学科は学則上、第3年次編入枠が10名あるので、10名は確保するようにしている。やはり彼らの入学後の状況としては、前述のとおり、社会学部は演習が必修になっているので、演習担当教員の指導により、本学における生活上悩みをかかえるというような前例はない。

転入学および転部・転科を希望する者の意向にもできる限り応えることは望ましいので、入学定員の超過防止に努めながら実施していく。

## 六. 工学部

### (学生募集方法、入学者選抜方法)

工学部では、東洋大学の教育理念を現在の社会において具現化するための5つの目標のうち、「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」との目標を念頭に、知識社会で活躍できる「知」の再構成能力を持ち、「変化」への対応能力を持ち合わせた人材の育成を目指している。そのため工学部の入学者受け入れ方針として、学部の教育理念に対応した多彩な学生を数多く受け入れるための入学試験方法の構築を目指している。

そのために、次のとおり広く多彩な入学試験を実施している。

- 1) 附属高校推薦入試
- 2) 指定校推薦入試
- 3) A0(前期日程・後期日程)入試
- 4) 一般入試(A・D方式、3月入試)
- 5) 一般入試(センター試験利用入試)
- 6) 運動部優秀選手推薦入試
- 7) 海外帰国生入試
- 8) 外国学生入試
- 9) 編・転入学試験

附属高校推薦入試では、附属校からの一定の基準を満たした生徒を定数の枠内で、附属学校長の推薦の下に受け入れている。指定校入試は、全国から広く学生を集める目的で、高校における学習履歴と一定の学力を条件に実施しており、指定校の推薦を受けた高等学

校長の推薦する生徒に対して、書類選考と口頭試問を含む面接で合否の判定が行われている。この指定校入試制度については、入学後の学生の成績などを考慮して毎年見直し作業を行っている。

AO 入試による募集は、一般入試では判断できない個性豊かな人材を発掘することを目的として平成 13 (2001) 年度に始まった。工学に強い関心があり、学習意欲と目標が明確である生徒を集める目的で、各学科がアドミッションポリシーを設定し、独自の選考基準で選抜を行っている。

一般入試の A 方式では、3 教科オールラウンド型、D 方式では最高得点科目重視型として学力試験により選抜、更に、大学入試センター試験利用入試も導入している。3 月入試は、平成 18 (2006) 年度入試から、外国語と数学の 2 教科で、電子情報工学科、環境建設学科、コンピューショナル工学科、機能ロボティクス学科が実施している。

このように、一般入試には、複数の入試制度があるが、学科の違いや特徴から、それぞれの教育内容とあわせて適切に実施している。

運動部優秀選手推薦入試は、入学後の工学部における実験等の学習を考慮して、団体競技種目でなく、個人競技種目に限り、一定の運動成績を上げた生徒に対して、書類選考・小論文・面接による選抜が行われている。海外帰国生入試と外国学生入試では、書類選考・学力試験・作文・面接による選抜方法が行われている。

編・転入学試験では、特に単位認定が困難な短大・高専卒業からの生徒に対して、在学中の修得単位換算を行い、論文・面接、および編入学年 (2、3 年) に応じて、英語・数学・理科、または専門分野の科目試験を実施している。

### (入学者受け入れ方針等)

工学部では、多彩な人材を広く集めるため、入試の多様化を早い時期から図ってきており、平成 5 (1993) 年度より大学入試センター試験利用入試を、また、セメスタ制度が取り入れられた平成 6 (1994) 年度には日本初の 10 月入学制度を導入した。10 月入試は、セメスタ制度の下で入試回数のチャンスを増やすとともに、諸外国の学年暦にも合わせることで、留学生や帰国生が受験し易く、国際化にも役立つものとして、また 4 月入学のみであった日本社会の構造変化も期待して導入された。導入以来、関係者の努力があり、10 月採用の企業も増加したが、長引く不況の影響や日本の学年暦が 4 月を起点としていること、9 月卒業では就職が難しいことなどから 10 月入学の受験生が著しく減り、インパクトを与えたとはいえ、社会の大きな変革までには至らず、平成 18 (2006) 年度から 10 月入試は中止している。

このように、多様な入試を実施し、多彩な人材を集めることは、互いに啓発し合い、個性を磨く意味において有効である。哲学する心の重視、原理・原則の重視、知識・技術の広範囲化重視という教育基本事項に基づいた教育目標に照らし合わせて、入学者受け入れの方針が策定されている。また、附属高校推薦入試、指定校推薦入試など推薦入試による合格者を定員の 30% 程度とするように務めている。これら学部の教育目標と多様な入試による入学者の齟齬がないかどうかは、入学後の学生の成績との関係が深いので、学部内の教務委員会・入試委員会で入学後の学生の授業成績を入学試験別に継続的に分析し、フォ

ローアップできるようにしている。それに基づいて次年度の入試毎の募集人員を再検討する体制をとっている。

なお、多様な入試によってそれぞれ異なる特徴・学力をもった学生を受け入れているため、高校での数学、物理の履修が不十分な学生に対しては、数学・物理に対して、「基礎数学演習」、「基礎物理学」、「物理学演習」科目をおき、基礎から学べるように配慮している。また、英語教育では、基礎力の不足を感じる学生には、基礎的な構文と語彙の総復習を行なう「Remedial English」を準備している。さらに、学習支援センターに専任スタッフを配置することにより学習支援センターの充実を計画している。

入学後の工学部の基礎教育における「ミニマム・リクワイアメント」や各学科のカリキュラムとの関連から一般入試における数学、物理、化学の出題範囲は高校の教育課程を遵守した形となっている。また、語学教育の基礎として重視している英語はすべての一般入試について必修となっている。

2月に実施される一般入試とは異なり、前年の9月あるいは11月に合格発表するAO入試や推薦入試については合格発表から入学までに相当の期間が発生するため、平成15(2003)年度から高校教育の妨げにならない範囲で合格者発表後のフォローアップ教育を実施している。具体的な内容については教務委員会で調整を行っている。

#### (入学者選抜の仕組み)

工学部の各方式の入試実施にあたり、実施本部長のもと、学部・学科と関係事務局が連携して対応しており、準備から合格発表までの体制は整えられている。とりわけ、合否判定については、各学科の入試方式毎の募集人数に基づいて厳正に策定され、その結果は学部の入試判定会、学部教授会の承認を経る手順になっており、厳正かつ適正な体制となっている。

AO入試においては、3名以上の教員による面接を行い、学科のAOポリシーに基づく方針を確認し、更には、受験生に周知したパンフレット等の内容と実際の選考に齟齬が無いよう公正を期している。また、不合格者に対しては、その理由を出願基準に照らして本人宛に届けており、不合格者への十分な配慮がなされるとともに、入学者選抜の透明性を保持している。

附属高校、指定校をはじめとする推薦入試においても、複数の教員による選考を行い、面接官による差異が生じないような配慮を行い、試験の透明性と結果の妥当性を確保するシステムとなっている。これらの入試において、高校側と受験生の意思を尊重しており、入学後の学習等で懸念のあるため例外的に不合格となった受験生からの問い合わせがあった場合には、高校を通じて不合格の理由を回答するなどの配慮も十分である。

一般入試の選抜基準は得点の上位順となっており、また、この結果は入試データとして後日公開されるため、入学者選抜に係る透明性・公正性・妥当性は十分保たれているシステムになっている。

#### (入学者選抜方法の検証)

入試問題作成委員会を設け、各科目で問題を検証するシステムができている。また、作

成した入試問題には、覆面解答者を設け、問題の検証を行なっている。

入学者選抜方法の適切性について、全学の議論を踏まえつつ、工学部独自の対策については入試委員会で継続的に検討している。また、工学部教員による埼玉県下の約 100 校に高校訪問を実施しており、高校側の進路指導担当教員の意見を判断材料の一つとしている。さらに、附属高校や埼玉県下の教育提携の進学指導担当者との交流時に意見聴取を進めており、選抜方法の適切性の判断材料の一つとしている。

### (アドミッションズ・オフィス入試)

学力だけでは判定できない多様な学生の能力を判定するために、各学科独自にアドミッションポリシーを掲げて、AO 入試を実施している。各学科が独自に設定したテーマに基づいて課題提出を求めている。試験当日は、課題発表や面接等において時間的制約があるが、提出課題の評価とともに受験生の問題意識や勉学意欲を複数の教員が判断することは、入学後の学生本人、父母、高校関係者などの意見から概ね好意的であり、東洋大学工学部の AO 入試への一定の志願者があることから、実施については適切であると判断できる。

各学科のアドミッションポリシーは以下のとおり。

- 機械工学科：好奇心・探究心が旺盛で、科学技術の未来に向けて独自の確たる取り組みや考え方を持った学生
- 電子情報工学科：電子情報工学分野の未知なる物に好奇心を抱き、積極的に学ぶ意欲を持ち、将来の目標が明確で、その目標達成を可能にする実行力や創造力を秘めた学生
- 応用化学科：入学後の勉学・研究を通じて、化学に関する能力を高め、将来さまざまな分野で化学の知識を生かすことを希望する意欲のある学生
- 環境建設学科：①環境の保全と持続可能な社会の創造に関心があり、これからの知識を深めようとする意欲のある学生、②地域社会を支えている施設（橋、道路、堤防など）の維持管理や都市防災に興味があり、これらの知識を深める意欲のある学生、③数学や理科などの科学技術の基礎的な知識を備え、計画的にこれらを応用してよりよい社会環境の創造を実践していく意欲のある学生、④地域社会の問題を自ら発掘し、問題の本質や解決策の多様性を意識しながら、その解決に貢献していく意欲のある学生
- 建築学科：創造性や自主性・主体性を持ち、統率力・包容力・企画力・実行力・表現力を持った学生
- 情報工学科：①IT に関する特技を持つ学生、②情報技術者試験資格取得者、③将来 IT 分野で活躍する意欲のある学生
- コンピュータショナル工学科：①ある 1 つの狭い分野だけに興味を抱くのではなく、コンピュータ応用全般に興味を持った、勉学意欲のある学生、②社会へのコンピュータの積極的活用に興味を持つ学生
- 機能ロボティクス学科：①科学に興味があるが進学コースとしては文系を選択した受験生で特に福祉や心理学とロボットとの関連性について興味がある学生、②生物を学んだ受験生で、特に生物のいろいろな機能をロボットに応用することに興味がある学

生

このAO入試には前期日程と後期日程を設けているが、学科によってはAO入試による重視度が異なり、機械工学科、電子情報工学科、応用化学科、情報工学科、機能ロボティクス学科は前期日程のみの実施になっている。

#### （「飛び入学」）

出願資格に応じて対応している。海外帰国生入試・外国学生入試においては、飛び級等の対象者で所定の教育年数に満たなくても出願資格を有し受験が可能であるが、これらを含めて工学部においては過去に例はない。

#### （入学者選抜における高・大の連携）

工学部では、高校の進路指導教員を対象に工学部入試説明会を開催し、工学部の教育・研究および施設・学生生活の内容についてより一層の理解を得るよう努めている。

この説明会においては、推薦および一般入試に関する説明も行い、工学部の入学者選抜に関する仕組みを説明している。また、おもに埼玉県下の指定校推薦対象の高校を中心に工学部教員が高校訪問を実施し、継続的に推薦入試や一般入試に関する情報交換を行っている。訪問を担当した教員の評価や対応した高校側の進路指導担当教員の意見は指定校の見直しなどを行う際の参考資料とするなど、情報の共有やフィードバックを積極的に行っている。

一方、指定校推薦のための推薦高校の指定については、当然ながら恣意的な選定がないようにしており、また、工学部入試委員会で推薦高校の継続の可否、新規指定の可否、推薦の基準値は毎年見直しを行っている。

入学者選抜における、高等学校の「調査書」については、推薦入試の面接時に、学習履歴等を直接本人に問いかける時などに参考として利用している。一般入試において、「調査書」を選抜に利用していない。

高校生に対して行う進路相談・指導等は、オープンキャンパス、学びライブなど、学内外の各種行事において進路相談コーナーを設けており、適切に相談・指導を行っている。参加者のアンケート分析によると好評を得ていることが確認できる。また、随時個別の訪問者に対しても、希望に応じて相談を受け、構内見学にも応じている。また、ホームページにおいても、入試情報を含めて工学部の情報を提供している。

#### （夜間学部等への社会人の受け入れ）

工学部では夜間学部等はない。

#### （科目等履修生・聴講生等）

科目等履修生については、教養を高め、理論を深める目的で特定科目の履修を希望者に対して、選考時に志望動機を確認し、面接により可否を決定している。諸資格取得履修生（教育職員免許）についても、目的の資格取得に対する本人の意思・能力を確認し、面接により諸資格を取得するのに相応しいかを判断している。いずれも受入予定教員、各学科

で受入の可否を検討した後、教授会で最終判断をするような手順を踏んでおり、適切に対応がなされている。

#### (外国人留学生の受け入れ)

その国の所定期間の学校教育を修了または修了見込みで、本学で勉学・研究を行うに十分な日本語の能力を有するという出願資格の条件を満たす受験生に対して、出願書類と総合問題・作文・面接により選考を行っている。

総合問題は、英語・数学・化学・物理の各科目からなり、入学後の勉学に対応可能かを判断するものである。

これらにより、入学試験は一般試験と同様、厳正に管理され、入学手続きの客観性、公平性、透明性は保たれており、受け入れに関する適切性は保持されているといえる。

#### (定員管理)

工学部全体の過去5年間の入学定員(940+930+930+960+960=4,720)に対する入学者(1,085+1,123+1,120+1,051+1,179=5,558)の平均の比率は1.177となっている。

工学部の平成18(2006)年度の収容定員は3,790名であり、在学学生数は4,555名である。収容定員に対する在籍学生数比率は1.200となる(大学基礎データ「表14」参照)。入学者受入の方針として、私学の性質上、合格者全員が入学することはないので、定員割れを起こさないようにある程度余裕を持った合格者を出すことが必要である。なお、各学科単位で収容定員割合に差異が生じていることについては、今後の検討課題である。実際の入学者数を入学定員数に近づけるためには、合格者うちどのくらいの割合が実際に入学するかを正確に予測する必要があるが、この比率は種々の要因によって変動し、これに影響を与える外部要因も年度によって変わるため正確な予測が不可能であり、入学定員割れを防ぐためにはある程度の過剰入学者数は次年度以降も予想される。

なお、現在のところ、工学部では入学定員を確保するに足りる志願者を確保しており、社会経済状況と受験者の動向に沿った学科構成・教育体制を柔軟にとることができるよう、工学部内でも入試委員会や学部再編検討分科会などの会議体において検討を行っている。

恒常的に欠員が生じている学科はないが、一部、定員を確保するための志願者数が不足する学科がある。学科改組も視野に入れて、オープンキャンパスや出張講義、入試イベントでの学科の広報を行い、推薦入試・一般入試での志願者が増えるよう対応している。

#### (編入学者、退学者)

工学部の退学者の状況は、過去3年間の平均で年間177.3名(大学基礎データ「表17」参照)である。退学の理由としては、経済的な理由、病気などの理由もあるが、興味のある方向とのミスマッチ、授業についていけない等の理由が多い。工学部では学科毎にクラス担任を置き、また学生相談室を充実させ、不本意な退学が生じないように配慮している。また退学にあたっては学科主任またはクラス担任と予め面談することになっている。授業についていけない学生が退学することがないように学習支援センターの充実・整備を計画している。



平成 14 (2002) 年度・15 (2003) 年度学士編入学者及び短期大学等からの編入学者は、各年度 1 名である。

工学部では他学部からの出願者はいない。工学部内での転科について、過去 4 年間の受験・合格については次のとおりである。

平成 18 年度、受験 1、合格 1

平成 17 年度、受験 0、合格 0

平成 16 年度、受験 3、合格 1

平成 15 年度、受験 5、合格 1

合格者に関する追跡調査等を行っていない。

## 七. 国際地域学部

学生受け入れの基本方針は、国際地域学部・国際地域学科と国際観光学科の教育目標、教育内容に適性があり、勉学への意欲をもった、基礎学力を十分に備えた学生を、適正な人数だけ、公正かつ適切な方法において受け入れることであり、結果において、「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与」し、「社会の要請に創造的に応える」という東洋大学の目標の達成に貢献しうる学生を入学させることである。

その際、優秀な学生を入学させるためには、多くの志願者を集めることが必要であり、学部・学科を受験生や広く社会一般に知ってもらうことが重要な目標になる。また、教育研究水準の維持・向上の観点から、受け入れ学生数は適正な人数を確保するということが目標とされる。入学者の選抜は公正かつ適切に実施されねばならないが、公正性を担保するための仕組みを構築することも必要とされる。

### (学生募集方法、入学者選抜方法)

国際地域学部の国際地域学科と国際観光学科の両学科は、学科の教育に意欲と適性があり、かつ基礎学力を十分に備えた学生に入学してもらいたいという観点から、受験生の才能や能力、意欲や適性を多角的な観点から評価するとともに、受験の機会を多く与えられるように、各種の入学試験を実施している。これらは大きく、「一般入試」と「推薦入試」の二つの入学者選抜法に分けられ、この外に、留学生対象の外国学生入試も行っている。

「一般入試」の 4 方式 (A 方式、B 方式前後期、C 方式、3 月入試) は、学部・学科の理念や教育内容等に興味を感じて応募してきた志願者の学力を試験で判定して合格者を決めるものである。A 方式入試は、募集人員が最も多く、オーソドックスな入試で、入試の基本を成すものである。B 方式はセンター試験利用の入試であり、受験生には、追加的な試験を受けないで受験できるという利便性がある。C 方式入試は、3 科目受験し高得点をとった 2 科目の合計点で合格者を決めるので、受験生に受験しやすいという感じを与え、相対的に志願者を多く集めやすい入試と考えられている。3 月入試は論文 (または小論文)

を取り入れた一般入試であり、マークシート利用試験とは異なる面から受験生の能力を評価するものであるとともに、B方式後期試験（国際地域学科が実施）と並んで試験実施日が遅いことから、それまでの入試に合格しなかった受験生に再チャレンジの機会をあたえるものである。

推薦入試には、指定高校による推薦（指定校推薦）、学校長の推薦（学校推薦）、自己推薦、附属高校からの推薦、運動部優秀選手推薦がある。指定校推薦は、過去の国際地域学部・学科への志願・入学状況や地域性等を考慮して学部・学科への意欲や適性を有する受験生がいる可能性が高いと思われる高校を指定して、一定以上の学力レベルの受験生を推薦してもらい、合否判定を行うものである。学校推薦は、高校長から、国際地域学部・学科への意欲や適性を有する、一定以上の学力レベルの受験生を推薦してもらい、その者について合否判定を行うものである。自己推薦は、国際地域学部・学科への意欲や適性を有し、かつ生徒会活動やボランティア活動、その他特定の分野で優れた実績や業績を有する者が、自ら応募することによって合否判定が行われる入試で、必ずしも学力基準に依らないで、特色ある才能をもつ学生の入学を図る主旨である。こうした推薦入試では、学力のみの判定でなく、受験生本人の各学科に対するモチベーションや特別な能力が重視されるので、理念や教育目標に対する志向の高い学生や個性的なキャラクターの学生が集められ、授業運営やキャンパスライフの面でも良い効果をもたらしている。その反面、推薦方式の入学者については、合格決定後入学までに間があるので、勉学意欲が弱まったり、一般入試による入学者に比べて基礎学力の面でこ入れが必要であったりする学生も見受けられるので、入学前教育を導入し、英語の成績により1年次のクラス編成を見直すなどの対応も行っている。

「附属高校」、「運動部優秀選手」入試も、それぞれの条件に該当する受験生が対象になる。以上のように、いずれの選抜方法もその目的に即した適切な選抜方法であり、適切に実施されていると考える。

#### （入学者受け入れ方針等）

国際地域学部は、学部の理念に基づく国際地域学科と国際観光学科のそれぞれの教育目標、教育内容に適性があり、勉学への意欲のある、基礎学力を備えた入学者を受け入れることを基本方針としている。すなわち、地球大の環境の広がりからコミュニティまでを対象とした実践的な「地域づくり」と「観光振興」を通して、国際人として国家及び世界の文化向上、地球社会の発展に貢献しうる有為の人材を養成し、現場主義に基づく実践的な「地域貢献能力」を身につけさせることであり、国際地域学科にあつては、国内・国外を問わず「地域づくり」を担当できる実践的な人材の育成、国際観光学科にあつては、「観光振興」を国際的な視野から捉え「観光産業の担い手」としての実務能力を身につけることのできる人材の育成といった目的に適応する問題意識を持った入学者の受け入れである。

加えて、定員を確保するとともに、多様な資質のある入学者の受け入れを図っていくことも重要であり、こうした方針にそって多様な入試を実施している。

「問題意識の明確化」の観点を重視して学生を確保しているのが「推薦入試」である。一人一人の面接を通じて、各人の問題意識について確認を行い、当該学科への入学に際し

て水準を設定して学力到達度の検証を行っている。また入学後、これらの素養を伸ばすために「少人数授業」を実施し、様々な地域の調査・研究を通じて教員との意見交換、問題意識の醸成をはかっている。

一般入試では、基本的に、十分な基礎学力が身に付いているかどうか問われる。両学科とも、さまざまな国際的・地域的問題を探究するために、「問題意識の明確化」とともに「国際的・地域的問題探究のためのツール」を重要視し、それに即した授業カリキュラムを実施しているが、こうしたツールとしては、英語をはじめとする外国語能力、パソコンを中心とした情報処理能力が必要不可欠と考えている。そのために、いずれの一般入試においても「英語」を課している。また、国際・地域課題は、社会科学科目と密接に関連するとともに、国語科目も同様に基礎的情報と位置づけられるため、3月入試以外の一般入試では、国語や社会科学科目を受験科目として設定している。

入学後においては、両学科共に、国際的な環境で活躍できるような人材の育成を目標としているため、国際的視野でのものの見方や英語を中心とした「外国語科目」の学力を重視し、カリキュラムでも英語教育の充実を図っている。加えて、「情報処理科目」についても両学科とも必修として授業を設け、最低限の素養を学生が具備できるような体制整備をはかっている。

#### **(入学者選抜の仕組み)**

学部・学科の教育に意欲と適性がある優れた学生を公正かつ適切に選抜するという観点から、現行の入学者選抜方法が採用されている。入学者選抜試験の実施体制として、毎年、東洋大学全体で「全学入試委員会」を設置し、学部では「学部入試委員会」を設けている。試験日程、試験方式の変更等は、学長を入試委員長とする「全学入試委員会」で決定されるが、事前協議等を通じて学部・学科の要望が受け入れられるような体制が採られている。

一般入試の入試問題は、問題出題者の匿名性を確保しつつ大学全体で協力して作成しているので、学部・学科の視点が反映されることはあまりないが、3月入試の論文（小論文）以外は、全問マーク形式により客観性と公平性が保たれている。実施された入学試験の入試問題は公開されている。

国際地域学部での入試判定に関しては、学部長をメンバーとする入試委員会で、入学者予測に基づく適正な合格ラインの設定を行った上で具体的な合格者を示した事前の判定案を準備し、教授会がその判定案を審議の上承認するというプロセスをとっており、公正で客観的な方法が採られている。入学者選抜試験実施体制として適切なものと考えている。

入学者選抜の結果の公平性を確保するとともに、受験生や社会に対する説明責任の遂行に配慮して、入試情報の公開については、一般入試にあつては、入試方式ごとの募集人員、試験科目と配点、入試方式ごとの志願者数、受験者数、合格者数、合格最低点（センター試験利用方式の場合を除く）を、推薦入試にあつては、学校推薦と自己推薦の出願基準、選考方法、志願者数、受験者数、合格者数を、他の学部・学科とともに、大学のホームページや入試関係の各種パンフレット等で公表している。また、個別の受験者に対する対応として、推薦入試の不合格者には、判定基準を通知している。

### (入学者選抜方法の検証)

国際地域学部の入試委員会は、毎年度入試時期を終了すると、それまでの入試結果に基づき、入試課とともに各入試方式を点検し、改善を検討する。事務局では各入試方式別学生の入学後の成績データを調査し、それらも考慮して入試委員会が具体的な問題点とその解決などを検討するという入学者選抜方法検証システムをとっている。

各年の入試問題を検証する仕組みに関しては、大学の入試部が中心になって、全学入試委員会の下部組織として「入試問題小委員会」が設けられ、国際地域学部からも入試委員が参加して、毎年問題に検討を加え、改善を図っている。

入学者選抜方法の適切性について、学外者などから意見を聴取する仕組みは、現在は存在しない。

### (アドミッションズ・オフィス入試)

アドミッション・オフィス入試は、その適切な実施体制構築の難しさから、現在、国際地域学部においては導入されていない。

### (「飛び入学」)

「飛び入学」は、現在、国際地域学部において必要性があるとは考えられていないので、導入されていない。

### (入学者選抜における高・大の連携)

東洋大学の附属高校として、東洋大学附属牛久高等学校と東洋大学附属姫路高等学校があり、特別指定枠が定められている。附属高校では、毎年、各学科の専任教員が出向いて、学科の説明会が実施されている。また、国際地域学部は群馬県内の数校の高校と提携し、学内で行う模擬授業に高校生を招いたり、高校で出前授業を実施したりして、高大連携を模索する活動を続けている。平成 15 年度からは、推薦入学合格者に対する学力維持向上措置として入学前教育を、英語と作文について開始している。

推薦入学のうち、指定校推薦の対象校には、平成 17 年度までは、入試関係資料の送付のほかに教職員が高校訪問を行っていたが、平成 18 年度は指定校の進路指導担当者に板倉キャンパスに来ていただき、説明会を実施するという方式に切り換えた。以上のように、推薦入学に関わる高等学校に対しては、情報提供と交流が図られている。

高等学校の「調査書」の扱いについては、一般入試では、合否判定のためには参照されない。推薦入試における書類選考の際には、調査書の内容が合否判定の一つの重要な要素となるが、高校間に格差があるというのが現状であり、しかも調査書に記載される成績評価が高校によって相対評価の場合と絶対評価の場合があるという現実にかんがみ、このような調査書の問題点や限界を理解した上での利用・参照を心がけている。

高校生に対する入試情報の提供や、進路相談・指導は、主に大学の入試部を通じて行われているが、国際地域学部としても、学部・学科の目標や教育内容を受験生や広く社会一般に認知してもらうために各種の取り組みを行っている。大学の行事として、それぞれ年に 2～3 回、オープンキャンパスや「学びライブ」が実施されるが、受験生等に学内を見

学してもらい質問・相談に対応するとともに、後者では模擬授業を体験してもらおう。それ以外にも、ホームページで学部の紹介や最新情報を常時提供し、大学発行の募集要項とあわせて学部で作成した学部紹介のリーフレット等を高校や受験生に配布するなどの広報活動も行っている。大学全体の広報活動とともに、高校に出向いて行う学部・学科説明会も行われている。

今年度は、通学に利用される東武線の駅や車内での広告の増強、板倉キャンパスに高校や予備校の教員を招いての入試説明会も実施した。このような取り組みによって、高等学校への入試情報の提供に努めている。このように学部・学科の教育目標、教育内容や、この場所にこのような学部・学科が存在することを知らせ、教育内容やキャンパスライフに魅力を感じてもらい、志願者の増加につながっていくように努力している。高校生に対する入試情報の提供は適切に行われている。

#### **(夜間学部等への社会人の受け入れ)**

国際地域学部には、現在、夜間学部や昼夜開講制学部は存在しない。地理的な問題もあるので、当面、板倉キャンパスでの夜間学部等の授業開講の予定はない。

#### **(科目等履修生・聴講生等)**

演習等を除く学部内開講科目の履修を認める科目等履修生の制度があり、希望者は面接と書類選考によって履修が可能になる。平成17年度までの過去5年間で科目等履修生は3名である。地元、板倉町の広報誌を通じて呼びかけを行い、履修者の拡大を図っているが、地理的な問題もあり、実績は少ない。こうした事情もあり、科目等履修生の拡大は困難であるとの認識が広がり、従来、この問題は学部内でほとんど議論されてこなかった。だが、今後、教職課程が開講されることにより、この分野での科目等履修生の志望が増えること考えられる。履修生の動向に配慮しながら、対応を考えていくことになる。

#### **(外国人留学生の受け入れ)**

国際地域学科は、設立時から当時の入学定員の30%(45名)を「留学生枠」として外国人留学生の受け入れに努めてきた。現在国際地域学部では、1年生39名(国際地域34名、国際観光5名)、2年生38名(国際地域33名、国際観光5名)、3年生47名(国際地域45名、国際観光2名)、4年生56名(国際地域50名、国際観光6名)、合計180名(国際地域162名、国際観光18名)の外国人留学生が在籍している。国籍別では、4学年で、中国157名(内、台湾3名、香港1名)、韓国14名、マレーシア4名、ベトナム2名、ネパール1名、スリランカ1名、タイ1名となっている。

留学生入試の基本的方針は、学部・学科の教育理念・目標に適性を持つできるだけ優れた留学生を集めることと、受験生に多様な受験機会を与えることである。このため、「日本留学試験」の受験者を主要な受験者と考へつつも、非受験者も受験できる入試システムを採っている。受験者の出願資格は、基本的に以下の通りである。「1.(イ)外国人で、その国の定めた学校教育における12年の課程を修了した(又は修了見込)者。(ロ)外国人で、その国で定めた通常の課程による11年の学校教育を修了しかつ文部科学大臣が指定した

日本の大学に入学するための準備教育課程を修了した（または修了見込）者で18歳に達した者。（ハ）国際バカロレア資格、バカロレア資格（フランス共和国）、アビトゥア資格を有する者で、当該年3月末までに満18歳に達した者、その他文部科学大臣の指定した者。

2. 外国人で保護者の事情等で日本に在住し、日本の高等学校を卒業（含む見込）の者。ただし、日本における居住期間を通算して5年以内とする。※大学入学資格として12年の教育課程を基本とする国において『飛び級』『繰り上げ』等により通算教育年数が12年に満たない場合も出願を認める。」

受験生には、大学前教育段階の成績表を提出してもらい、それを合否判定の際の参考資料としているが、こうした大学前教育の内容や質を十分把握し、単位認定を適切に行うには各国の情報が不足していることが課題となっている。今後は更なる情報の収集に努めて客観的な水準を構築していく。

留学生のための入試は、3回設けられており、このうちの1回は、9月に実施される10月入学のための入試であり、平成18年度からは10月入学は留学生だけに認められることになった。外国人留学生のための入試の試験科目は、電話面接方式の場合を除き、日本語と面接であり、国際観光学科の受験者はこれらに英語が追加される。日本留学試験を受験した受験者には日本語の試験が免除されるが、11月実施の第1回目の入試では、本学独自の日本語の試験を受けることもできる。電話面接方式の場合は、書類審査と面接だけで合否を判定することになっている。国際電話による面接方式は、ミャンマー・ネパールなど留学入試のための出国が不自由な国の受験者に対して、導入されている。

国際地域学科では、留学生を30%受け入れることによって、日本人学生のよきパートナーあるいは競争相手として良い影響を与え合うことをねらいとしている。留学生は板倉キャンパスの地域性を活かして、近隣の集まりに参加し、小中学校の子供達に母国の文化を紹介するなどして国際交流に務めている。そのことは留学生の側にも日本文化に接するという効果も生み出している。また、地元のボランティア団体による華道・茶道・着物などのデモンストレーションが日本事情などの授業で行われており、これは多くの留学生を受け入れていることで可能となっている。

国際地域学部では、特定の国に偏らない、留学生の多国籍化を目標としているにもかかわらず、留学生を国別にみると、近年特に中国からの学生が9割以上を占めている。今後の展開として、中国以外の国の現地からの直接入学の促進と、日本語学校へのさらなる働きかけが必要となる。日本語学校については、全国的に外国人留学生の数が減少傾向にあり、そこでも中国人学生が大半を占めている現状を考えると多国籍化は困難な状況にある。直接入学の促進に関しては、教員が海外研究を行う際に、学生をリクルートするための活動も併せて行うよう要望しているが、有効には実施されていない。

#### （定員管理）

国際地域学科の入学定員は従来150名であり、2年次と3年次への編転入学の定員がそれぞれ25名ずつ、収容定員は725名となっていたが、平成17年度より編転入学定員を段階的に廃止し、入学定員を180名とし、収容定員は平成20年度には720名となる。平成18年度は、移行期間中であるので、収容定員は760名（1、2年生が各180名、3、4年生

が各 200 名) となっている。

国際地域学科の平成 14 年度と平成 15 年度の入学定員に対する入学者の割合は 1.55 倍、1.46 倍と大きくなっているが、これは編転入学者が少ないことを考慮し、入学者で受け入れた結果であり、収容定員ベースでは 1.22~1.24 弱であった。平成 17 年度の入学者数は入学定員を 7 名下回った数となったが、これは在籍者の収容定員比率を是正するために、入学定員に限りなく近づけるよう、合格者を決定した結果、最終的な入学手続者数予想の予測違いから生じたものである。

過去 5 年間の国際地域学科の入学定員に対する入学者数の割合の平均は 1.27 となっているが、これは前述の平成 14、15 年度の入学者の影響であり、平成 16 年度以降の入学定員に対する入学者数の割合は平均 1.13 となり、収容定員に対する在籍学生数の割合の平均は 1.04 となっている。

国際地域学科の外国人留学生の入学試験では、従来、入学者数が 45 名程度となることを目途に合格者数の決定を行ってきたが、日本語能力をより重視し、志願者動向にも配慮することで、平成 17、18 年度の留学生の入学者数は 30 人台となっている。外国人留学生を除いた日本人学生は、一般入試か推薦入試を経て入学してくる。この一般入試の入学者が入学者全体（留学生含む）に占める割合は平成 14 年度や平成 18 年度においては 5 割を超えていたが、平成 15~17 年度においては 4 割台となっている。留学生を除いた推薦入試の入学者数が一般入試の入学者数よりも多くなるということはこれまでなかったにしても、一般入試からの入学者数が入学者全体の 5 割を下回ることはないように対策を講じている。

国際観光学科の恒常的な入学定員は 200 名であるが、臨定により入学定員は平成 13 年が 230 名、14 年が 220 名、15 年が 210 名、16 年からが 200 名と推移してきている。平成 18 年度の国際観光学科の収容定員は 810 名である。国際観光学科の入学定員に対する入学者数の割合は、平成 15 年度には 1.33 であったが、平成 18 年度は 1.17 となり、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数の割合の平均も 1.22 となっている。収容定員に対する在籍学生数の割合は、過去 5 年間の収容定員に対する在籍学生数の割合の平均は 1.21 となっている。過去には合格者の歩留まり率の見込み違いから定員超過があったが、その後、入学者数を抑制するように合格者の決定を行っており、定員は基本的に妥当なレベルに収まってきていると考えている。

また、過去 5 年間に、国際観光学科は毎年 5 名前後の外国人留学生を受け入れてきた。入学者全体に占める一般入試入学者の割合は、平成 14 年度は 54% であったが、その後は 57% かその前後となっている。入学者全体に対する推薦入試入学者の割合は 40% 台前半程度になっており、妥当な割合で推移している（大学基礎データ「表 13」「表 14」「表 15」参照）。

欠員は生じておらず、定員は充足されてきているので、これまで、こうした観点から、学部・学科の組織改組や定員変更の可能性が検討されたことはない。

#### (編入学者、退学者)

編転入試については、国際地域学科では従来、2 年次と 3 年次の編転入にそれぞれ 25

名というかなり大きな定員枠を設けて実施してきたわけであるが、短期大学の閉鎖が進み、多くの大学が編転入試を実施するようになる中で、基礎学力を備えた志願者が十分に集められなくなり、平成 14 年、15 年とそれぞれ 10 名の入学者しか確保できないという状況になった。そこで、平成 17 年度から段階的な編転入入学定員の廃止に踏み切り、編転入学の募集人員を「若干名」とすることにした。その結果、平成 17 年度の入学者は 1 名、平成 18 年度は入学者ゼロとなった。

国際観光学科の編転入学の募集人員は従来から「若干名」であり、国際地域学科とともに毎年編転入試を行ってきたが、平成 14 年に 1 名の入学者があつて以来、編転入の入学者はでていない。現在も、編転入学による在籍学生は存在しない。

これまでの編転入試の経緯に鑑みて、両学科はとりあえず平成 19 年度入試では、編転入試の募集を停止することを決めた。今後、編転入学希望者の動向等諸状況を見ながら、この入試の募集停止を続けるか、再開するか、あるいは編転入試を廃止するか等の判断をしていくことになる。

以上より、「編入学定員に対する在籍学生数比率」については、両学科とも、「編入学定員」が「若干名」で「編入学在籍学生」もゼロまたは少数であることから、問題のないレベルにあるといえる。

転科・転部については、毎年他学部への転部希望者がおり、若干名の転部者がいるが、国際地域学部への転部希望者は少ない。平成 15 年度に国際地域学科へ 1 名の学生が転部してきている。

休学希望者、退学希望者には、ゼミ担当者などの教員の面接が義務付けられており、事例ごとに教授会で理由や事情の説明が行われ、全体で問題点が協議される。退学者は毎年、両学科合わせて約 40 人程度に上る（大学基礎データ「表 17」参照）。退学者はどちらかといえば 1、2 年生に多く見られ、国際地域学部に進学はしてみたが、教育内容や大学生活が入学前に考えていたものと違っていたということで「進路変更」というケースが多く目につく。

退学するという判断は、最終的には、家族等と相談の上、学生本人が熟考して決定することではあるが、学生の悩みの相談にのる学生相談室やゼミ担当教員等の活動によって、安易な退学を防いでいる。また、学部・学科としては、受験生に学部・学科の目標や内容をできるだけ正確に伝えて、入学後のミスマッチの発生をできるだけ減らすようにするとともに、教育内容を魅力的なものにして、「こんなはずではなかった」と考える学生が現れるのを防ぐために、オープンキャンパスや配布資料等の広報活動に力を入れている。

最後に、評価と改善方策についてまとめると、以下の通りである。

18 歳人口が減り全体的に受験生が減少し、大学間・学部間の学生確保の競争が激化する中で、国際地域学部も、都心から離れているという立地上のハンディキャップを抱えながら、学生を一定数、継続的に入学させていくことが求められている。しかも、教育研究水準を向上させるため、できるだけ優秀な学生に入学してもらふ必要があり、このためにも、まず多くの志願者を集めなければならない。こうした目標を達成するためには、学部・学科の理念や教育方針・教育内容を理解してもらい、それに魅力を感じる人を増やさねばなら



ず、これを目指して各種の広報活動を行い、カリキュラムの改革や教育方法の改善を行い、多様な入試を実施している。

入学者の選抜方法について、一般入試は、学部・学科の意向は反映されるが、入試日程、試験科目等は全学レベルで決定され、試験問題の作成や入学試験の実施も全学レベルで取り組まれており、大学全体の指揮監督のもと、公正かつ適切に実施されているといえる。推薦入試は、入試日程、試験科目等は一般入試と同様に全学レベルで決定されるが、試験問題の作成や入学試験の実施は学部・学科単位で行われ、常に公正性と適切性に配慮して実施されている。

学生の定員の管理については、入学定員に対する入学者数と収容定員に対する在籍学生数が極端な定員超過を起こさないよう合格者数の決定を行っており、定員を若干超えたことはあるが、その場合も次年度以降に是正措置を実施しており、現時点において、在籍学生数は、収容定員を若干超えた適切な水準にある。

編入学定員は現在「若干名」であり、実際には、当面、編転入の募集を行わないことになっている。退学者数は毎年 40 名前後と少なくはなく、現在もまったく対応策を採っていないわけではないが、今後より積極的な措置を考えていく必要がある。

外国人留学生については、国際地域学科は、その理念に照らしても、今後も一定数の留学生を受け入れていく方針に変わりはないが、大学教育を受けるに足る基礎学力のある留学生の受け入れと多国籍化、留学生教育の充実をこれからも追求していくことになる。

## 八. 生命科学部

生命科学部では、生命の総合的理解の上に立って、地球社会の発展に貢献する創造的思考能力、かつ倫理観を合わせもった人材を育成することを目標として掲げている。このため、生命科学に対して真摯な興味を持ちかつ柔軟な思考能力と工学部の教育に適応する能力を有する学生を選抜することを目標に多様な選抜方法の試験を実施している。学生の受け入れにおいて、多方面に亘る価値観を持ち、かつ倫理観をあわせ持った人材を選抜するために、基礎学力に一定の水準を設け、面接を重視する推薦入試が望ましいと考える。そこで工学部では、学生の受け入れにおいて、入学者の 3 割が推薦入試の入学者となるよう推薦入試と一般入試を実施することを学生の受け入れ方針としている。

### (学生募集方法、入学者選抜方法)

学生の募集は、高校からの推薦および東洋大学の入試要項に準拠した形で行っている。選抜試験の形態は、高校教育におけるカリキュラムの変更や、生命科学に対する社会的要請の変化、18 歳人口の減少・理科離れなどの様々な社会情勢の変化に応じて、過去 5 年間において、若干変更を行ってきているが、本質的には、高校からの推薦に基づく書類選考並びに面接による推薦入試、および、基礎学力を筆記試験により判定する一般入試に大別される。なお、平成 15 (2003) 年度から平成 18 (2006) 年度入試までは、学力試験では

評価できない受験生の能力を把握するためのアドミッションズ・オフィス入試(AO入試、平成18(2006)年度定員:5名)を実施してきた。AO入試については、別項に記載する。

一般入試は、英語、数学および生物または化学の3科目について試験を課すA方式(平成18(2006)年度定員:65名)、大学入試センター試験における英語、数学、理科の成績を基に判定するB方式(平成18(2006)年度定員:募集時期をずらす形で2回実施、合計25名)、および英語および生命科学に関連した論文を記述させる2科目入試(平成17(2005)年度以前は3月入試と称する、平成18(2006)年度定員数5名)の3種類を実施してきた。A方式は、英語と理系科目を中心とした基礎学力を判定し、工学部の教育に適応可能な学生を選抜することを主な目的としている。B方式は、A方式と学生選抜の考え方は同じであるが、大学入試センター試験を利用することで、選択可能な理系科目を増やして、A方式で選択できる以外の科目を学習している学生をも選抜することを目的としている。2科目入試はA、B方式とは異なり、英語以外に論文試験を課すことにより課題論文の理解力、自説の表現力・論理展開力などの能力を判定し、工学部に相応しい学生を選抜することを目的としている。このように、筆記試験を主体とする選抜試験においては、3種類の異なった選抜試験を行うことにより、幅広い学問領域を背景に持つ生命科学という分野で教育・研究が可能な資質を持った多様な学生を入学させることができると考えている。なお、各入試方式の配分人数については、学部入試委員会及び学部教授会で種々の角度から十分議論を尽くした上で決定している。なお、平成19(2007)年度入試では、受験機会を増やし、より多様な資質に富んだ学生を受け入れることが可能となるように、A方式と同じ3科目を試験科目として課すが、判定にはこの3科目のうち高得点の2科目を採用する方式(C方式)を平成19(2007)年度入試から導入する予定である。本方式は、特定の科目に秀でた学生を確保するために設けたもので、従来以上に様々な資質を有する学生を入学させることが期待できる。

推薦入試については、生命科学部が指定した高校から入学させるに相応しいと判断される学生を推薦させる指定校推薦入試および東洋大学附属姫路高校および同牛久高校から成績優秀者を推薦させる附属推薦入試があり、一般入試で入学する学生とは異なった視点により面接を重視した方式で選考している。これについても、多様な入学者を確保できる点で、適切であると考えている。

#### (入学者受け入れ方針等)

生命科学部では、独自の教育目標として、「生命の総合的理解の上に立って、地球社会の発展に貢献する創造的思考能力、かつ倫理観を合わせもった人材を育成する」ことを掲げており、このために、生命科学に対して真摯な興味を持ち、かつ柔軟な思考能力を有する優秀な学生を選抜すべく、これを受け入れ方針としている。一方、大学での教育活動においては、学生個別の勉学能力だけではなく、実習・調査活動やさまざまな討論等を通じての各学生の個性の開発が重要である。特に生命科学部は、きわめて幅広い専門分野によって構成されていることから、画一的な価値観を有するのではなく、多方面に亘る価値観を持ち、かつ倫理観を合わせもった人材を社会に送り出すことが肝要である。そのために、入学試験制度も、様々な資質を有する学生を選抜できるように多様な方法を採用している。

一方、生命科学に対して興味を有する学生の好奇心をより刺激することによって、その柔軟な思考能力を高め、創造的思考能力と倫理観を合わせもった人材を育成するために、生命科学部では微生物からヒトまでの生命現象を対象とし、基礎から応用までの学問分野について、多方面から教授できるカリキュラムを配置している。これらの中には、実験実習や実社会での様々な実務研修や、学生間の討論、学年を超えた形での総合討論、といった科目も含まれており、学生は、これらの講義を受講することによって、様々な価値観に触れ、自立かつ創造的な思考能力を修得することができる。

これらの科目を受講するためには基礎学力が必要となるが、特に化学・生物の基礎学力が重要である。また、生命科学の研究は我が国だけではなく全世界で行われており、これらの研究者と交流するためには英語能力も重要となってくる。このため、一般入試においては、英語を含め関連の学力試験を課しており、一定の学力が期待できる。しかしながら、推薦入試・指定校推薦入試の選抜は、面接と調査書を総合的に評価して可否を判定しているため、入学後の学力にかなりのバラツキがある。これらの状況を補うため、各科目担当者は適宜個人指導等を行うなどして当該科目履修のための基礎学力向上のために努力している。

#### (入学者選抜の仕組み)

入学者選抜試験実施体制として、板倉キャンパスで行われる推薦入試では、東洋大学学長を本部長とし、実施責任者として生命科学部長のもとに試験実施本部（責任者：板倉事務部長）が設置されている。本部には、学部教員によって構成される面接および採点・判定部門、事務職員によって構成される会場設営・掲示、面接誘導、庶務、合格発表の各部門が設置されるほか、不測の事態に対応できるように警備・誘導部門、緊急医療部門が設置される。一般入試については、全学共通で行われるため、全学の体制に準拠した実施体制が取られる。すなわち、実施本部長（学長）、実施責任者（生命科学部長）のもとに設置された実施本部内に、庶務、試験場設営誘導、問題管理、答案整理、合格発表の各部門が置かれる。各試験における合格者の判定は、推薦入試の場合は各面接担当教員の採点の結果を集計・チェックした後、また一般入試では、入試部で集計・チェックした資料に基づいて行われる。いずれの場合も、学部入試委員会による判定基準の作成並びにこれに基づく合格者判定案の発議後、法人とその判定の妥当性について検討した後、学部教授会で審議・承認するという手続きを行っている。学生を選抜する際には、入学者受け入れ方針にしたがって、前述の体制により公正に行われている。

推薦入試は、受験生一名当たり学部入試委員を含めた学部教員によって、調査書をもとに個人面接を行うことにより、実施している。可否判定は、面接チェックリストに基づく5段階評価を行い、客観的に評価している。

一般入試 A 方式における選抜基準は、いずれの場合も各受験科目の得点を偏差値に換算した上で合算し、得点順による可否判定を行っている。従って、科目間の難易度による得点修正の必要はない。B 方式は必要に応じて大学入試センターで得点調整を行っている。また 2 科目入試は受験者が全て共通の科目を受験するために、両方式では得点の合計で可否判定を行っている。なお、これらの入試制度の選抜方法については、大学案内や入試シ

システムガイド及びホームページに掲載し、受験生に不公平や不利な扱いが生じないよう情報の公開・透明性の確保を行っており、現在まで問題は生じていない。

様々な特性を有する学生を選抜するために多様な入試方式を採用している。このため各試験制度、あるいは各試験制度間における定数配分等、学生の受け入れのあり方の妥当性を検証するため、入学後の学生の成績追跡調査を行っている。各入試方式における定員数の増減や入試制度の変更については、この調査結果を判断材料の一つに取り入れている。

#### (入学者選抜方法の検証)

一般入試 A 入試と 2 科目入試は科目ごとに、これを専門領域とする東洋大学内の各学部の教員によって作成された入試問題を使用している。生命科学部担当の入試問題については、適正な入試問題を作成するため、複数の入試作成担当教員の合議制が取られている。作成した問題については、全学入試部へ提出後、出題者以外の教員および学部長による内容検討(それぞれ 2 回)および出題者自身による計 4 回に及ぶ校正・内容の再検討が行われている。また、他学部が作成した問題を使用する場合には、当該学部によって校正・検討された問題について、生命科学部長と生命科学部教員による内容検討がそれぞれ 2 回実施されている。また、平成 18 (2006) 年度入試においては、東洋大学学長が主催した入試問題作成担当者による懇談会が開催されたほか、入試問題作成に関する業務報告を入試部に提出することにより、学部だけではなく、全学的に入試問題を検証した。

一方、入学者選抜方法が適切であるか否かについては、毎年、予備校関係者および高校教員と情報交換を行い、学部入試委員会で議論を重ね、次年度入試のあり方を総合的に見直している。

#### (アドミッションズ・オフィス入試)

生命科学部においては、その教育課程において、実験・研究およびその成果報告が重要な位置を占めている。このため、平成 15 (2003) 年度入試より、受験生に実際の実験ならびにその結果をまとめた報告書の作成を課す AO 入試(募集定員 5 名)を採用してきた。しかし、高校教育において実験がほとんど行われていない現状等を踏まえ、平成 19 (2007) 年度入試からは、本方式の募集を停止した。

この問題については、昨今の「学生の理科離れ」現象との関連も指摘されることから、今後、高校における理科教育の現状等について調査し、実験技術のみを重視するのではなく、これに総合的学力を加味した形での新たな入試方式の導入について検討していく必要があり、特に自然科学に関する思考能力を判断するための小論文と人間性を判断するための面接を組み合わせた「自己推薦入試」を平成 20 (2008) 年度より導入すべく検討中である。

#### (「飛び入学」)

「飛び入学」は、数学や物理など、特定の科目の成績が極めて優秀な学生を早期より受け入れる制度である。しかし、生命科学部は、対象とする自然科学における学問領域が広く、また生命倫理など、人文科学に関連する知識も併せ持つ総合的知識を有する人材の育

成を目標に掲げており、「飛び入学」制度は、この目標にそぐわないため、生命科学部では、「飛び入学」制度を導入していない。

#### (入学者選抜における高・大の連携)

生命科学部では、推薦入試として、学部が指定した高校から、生命科学部を第一志望とする高校長より推薦された成績優秀者一名について、調査書をもとに個別面接により選抜する指定校推薦と、東洋大学附属牛久高校及び姫路高校より推薦された成績優秀者あわせて 10 名を、同様な方法で選考を行う附属推薦を採用している。指定校については、現在 35 校を指定しているが、対象となる高校については、学部入試委員会において、毎年、応募状況や、合格者の入学以降の学力に関する追跡調査に基づいて、指定校としての資格の見直しを行っている。附属高校については、東洋大学及び両附属高校間における教員連絡会を全学的に設け、情報交換等を行っている。指定校については、学部教員による指定校訪問を行い、「指定校推薦入試」の趣旨等について説明を行うと共に、高校における教育の現状や生命科学部の入試一般に関する情報交換なども行っている。指定校以外の高校においては、特に、出張授業等の機会を通じて、多様に変化する高校の現状やニーズを把握するとともに、学問領域としての「生命科学」の啓発、あるいは本学の教育目標等を説明している。また、平成 18 年度は、後述する高校生を対象とした種々の説明会以外に、一般高校教員を対象とした学部説明会を予定している。

生命科学部においては、一般・推薦入試を問わずすべての入試において、調査書の提出を要求している。一般入試では受験資格等を確認するのに使用し、推薦入試では人物等を評価する資料として使用している。

高校生に対して行う進路相談・指導は、東洋大学として作成される各種入試パンフレットの配布、大学が主催する学部合同説明会、入試関連情報のホームページによる公開の他、板倉キャンパスで年 2 回実施される「学びライブ」、および 3 回実施される「オープンキャンパス」を通じて行われている。また、入試部や生涯学習センターが主催する高校に向いての模擬授業を適宜実施し、学問の楽しさを積極的に PR している。また、希望に応じて、高校単位、さらには学生個人単位を対象とした生命科学部見学も随時行っている。

高校との連携においては、附属高校推薦および指定校推薦により入学が許可された入学者に対して、毎年、化学と生物の入学前教育(事前教育)を実施している。これは高校の化学と生物の教科書の内容を入学までに学習してレポートを提出させることで、早く大学入学が決まった学生に対して入学まで緊張感を持たせることと、入学後に受ける講義の理解度を高めることをねらいとしている。

なお、近年附属高校からの推薦入学者の学力低下が大きな問題となっているため、この事前教育に関しては、全学的に事前教育委員会を設置し、具体的教育方法を現在検討中である。このように、高校ならびに高校生との連携に関しては、大学が主催するものの他、学部独自のさまざまなイベント等を行うことによって学部 PR を積極的に行うほか、高校教育の現状等について意見交換を行い、その内容を入試制度だけではなく学部教育等へも反映させるべく、努力している。しかし、新入学生の学力低下が指摘されている昨今、生命科学部においても、各教員が学部教育に重点を置いた活動を行っており、高校との連携

についてはまだまだ充分とは言えないが、最大限の努力を払っているというのが現状である。また、平成 18 (2006) 年度入学生を対象としたアンケートでは、生命科学部を知った理由として、受験雑誌や大学パンフレットに次いで高校等の進路指導が挙げられているほか、オープンキャンパス等への参加者が約 25%を占めており、これらの点からも、高校に対する情報伝達は適切に実施されていると考えられる。

#### (夜間学部等の社会人の受け入れ)

生命科学部における教育では実験実習や卒業研究などがあり、連続した長時間に亘る講義時間の確保が必要となることから、夜間学部は開設されておらず、社会人の受け入れも今のところない。

#### (科目等履修生・聴講生等)

科目等履修生については、受講希望者を積極的に受け入れる方針で、東洋大学が定める規程に準じて行っており、毎年若干名が希望している。受入れについては、受講希望者の出願があった段階で、受講希望科目の担当教員を中心に試験実施教員を選定し、面接により、出願要件である「高等学校卒業(見込み)又は同等以上の学力があると認められた者」であることを判定し、その結果を基に教授会で審議し、決定している。「科目等履修生」制度は、学部学生以外の知的好奇心に富んだ一般社会人の生涯教育を念頭においた制度であり、その意味で、生命科学部における受け入れ方針、出願資格およびその判定方法は適切であると考えられる。

#### (外国人留学生の受け入れ)

現在、留学生の受け入れのための特別な制度はない。留学生が入学しようとする場合は、一般の入試を受験することになる。

#### (定員管理)

生命科学部の入学定員は 100 名であるが、過去 5 年間の入学者数は、平成 14 (2002) 年度 124 名 (うち、10 月入学 3 名を含む)、平成 15 (2003) 年度 134 名 (うち、10 月入学 3 名を含む)、平成 16 (2004) 年度 108 名、平成 17 (2005) 年度 101 名、平成 18 (2006) 年度 116 名となっており、毎年若干の定員超過となっている。また、平成 18 (2006) 年 5 月現在の在籍者数は 461 名であり、学部の収容定員 400 名に対して若干の定員超過 (1.15 倍) である (大学基礎データ「表 14」参照)。毎年の入学者数が定員超過となる原因として、毎年の入試における入学辞退者数に大きな変動があるために、その動向を判断するのが困難であることが挙げられる。しかし、実験室などの各種設備などの制限もあることから、入学者受け入れ数の策定に当たっては、試験方式ごとに学部入試委員会、学部教授会および法人の間で緊密に連絡を取りながら、その調整を行っている。定員超過の問題については、開学当時より各種実験設備の整備を継続して行っており、一学年当たり 120 名までは講義・実習内容の質を低下させることなく対応できる体制になっていることから、現在の定員管理に関してはほぼ適切であると考えられる。また、開学以降、入学者数は常に

定員を若干超過する形で推移し、著しい欠員が生じた年度はない。また、定員充足率も講義の質を低下させない範囲で対応可能な状態で推移している。従って、組織改組や定員変更の可能性を検証する制度については導入していない。

#### （編入学者、退学者）

毎年数名の退学者がある（大学基礎データ「表 17」参照）が、とくに、1 年次において、他大学入学による退学者が多い。2 年次以降は少なくなり、一身上の都合や家庭の事情による退学者が多くなる。なお、退学する学生については、学年毎に定められたクラス担任が十分時間をかけて面接を行って事情を聞き取り、退学理由を把握し、その都度教授会に報告している。

編入学生については、生命科学部では制度として採用していない。また、転部・転科制度は東洋大学学則に定められているが、生命科学部では、これまでのところこの制度を利用した学生はいない。

上述したように、生命科学部では、生命の総合的理解の上に立って、地球社会の発展に貢献する創造的思考能力、かつ倫理観を合わせもった人材を育成するために、生命科学に対して真摯な興味を持ち、かつ柔軟な思考能力を有する学生を受け入れるべく、学部の PR、高等学校等との連携について、積極的に活動している。また、選抜試験に関しても、様々な改革を導入するとともに、推薦入試での入学者の割合については、3 割となるよう設定して、学部の方針に沿った学生を受け入れることができるよう努力し、推薦入試の過去 5 年間の比率は平均 28%（過去 5 年間平均）となっており、この目標は達成されている。また、一般入試においても多様な選抜方法が実施されているため、選抜方法ごとに入学生の成績追跡調査を定期的に行うとともに、1 年生の 4 月に行う「自己発見レポート」、7 月に行う「生命科学部学生意識調査」などのデータをもとに、「育成すべき学生像」実現にむけ、選抜方法の検証や改善を毎年行なっている。従って、生命科学部は「学生の受け入れ」について、目標を達成していると言える。

一方、自然科学分野に関連する社会情勢は、高校教育におけるカリキュラムの変更や、生命科学に対する社会的要請の変化、18 歳人口の減少・理科離れ、「ゆとり教育」の見直しなど、毎年のように変化している。かかる情勢の中、生命科学部の使命に合致した学生の「数」と「質」を確保するためには、従来以上の、学部 PR や情報収集が必要であると考えられる。このため、平成 18（2006）年度においては、学部パンフレットの全面改定やホームページの大幅な更新、学びライブ・オープンキャンパスの内容の見直しを予定しているほか、特に理科を担当する高校教員との交流会の開催等の活動を予定している。今後も学部 PR、情報収集のほか、その成果を検証し入試制度改革やカリキュラム改訂に反映させる活動を継続していく予定である。

## 九. ライフデザイン学部

ライフデザイン学部では、多様化する社会福祉の実践的な領域において、その現場と管理運営を担う、独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材の育成を目指していることから、実践的な各資格の分野においては、明確な目的意識を持つ学生を求めている。また、人間の生活のあらゆる領域が福祉の対象となる現代において、企業や家庭といった社会を構成する個人に対する福祉の知識、理念の教育がよりよい福祉社会の実現にとって重要であると考えことから、直接社会福祉関連、生活環境やものづくりの現場に従事せずとも、社会や人間の営みに興味・関心のある、いわば潜在的な福祉の芽を持った学生を受け入れ、教育によりその発芽を促進させることで社会に貢献する人材を輩出させることが大切である。

そのため学生の受け入れにおいて、以上のような学部の理念や目標に相応した学生を多数受け入れるための入学試験方法の構築を目指すことを到達目標とする。

### (学生募集方法、入学者選抜方法)

ライフデザイン学部では学力が優秀であるだけでなく、意欲と目的意識があり、さらに学科により対人能力や物に対する観察力等の認められる人材を求めている。そこで学力を評価する選抜方法、学力試験では評価が困難な対人能力等をみる面接試験や実技試験を取り入れた以下のような選抜方法を実施している。

#### (あ) 学力を重視する入試

A. 大学入試センター試験

B. 本学独自の学力試験

#### (い) 各学科の特性に応じた人材を求める入試

A. 高校からの推薦による入試；高校との連携により、ライフデザイン学部の理念や教育目標を理解し高い目的意識、勉学意欲をもって入学を望む学生を平素の生活態度、学生の潜在能力を知る高校から推薦を受けて入学させる方法。

a. 附属高等学校推薦入試；本学の附属高等学校（姫路高校、牛久高校）から推薦を受けて、各学科 10 名の枠で受け入れる方法。

b. 指定校推薦入試；過去の本学への志願者数、入学者数が多い高等学校とその学力レベルのデータを参考にして、指定校を決め、在学高校での全科目平均の学力評点が一定水準（凡そ 3.8～4.0）以上の学生を推薦により入学させる方法。

B. 自己推薦入試；ライフデザイン学部の定めた学力水準を有した上、将来の目標が明確でかつライフデザイン学部での勉学に強い意欲がある学生を広く選抜する方法。

C. 運動部優秀選手推薦入試；スポーツと学業の両立をなし、将来行動力のあるリーダーとなることが期待される学生を求める方法。

D. 3 月入試；学科ごとに小論文、実技等、異なる課題を出し、学科の特性に応じて人材を選抜する方法。

ライフデザイン学部は平成 17(2005)年 4 月に開設後一年が経過したところであり、また



人間環境デザイン学科は一期生を平成18(2006)年4月に受け入れたばかりであることから選抜方法の適切性については判断に時間が必要と考えており、完成年度をめどに選抜方法別に見た入学者の成績やキャリア形成状況等について評価し、選抜方法の適切性について検討する予定である。

#### (入学者受け入れ方針等)

ライフデザイン学部の教育目標は、創造する知徳兼全な能力を備える人材を養成し、21世紀のヒューマンライフをデザインし、創造することを通じて、社会の要請に応えることにある。このため、ライフデザイン学部では、人々の心身の健康の問題から生活機器、住まい、まちという環境の問題までを視野に入れ、しかもそれを一つの全体として解決すべき課題を事前に設定し、そのために必要とされる実践的な知識や技術を自ら探求する積極性と柔軟性をもった学生の受け入れを目指している。

生活支援学科においては、社会福祉の専門性を基礎におき、社会福祉士の養成とともに、ソーシャルワーカーとしての能力も備えた保育士、介護福祉士、精神保健福祉士の養成、さらには広い視野と専門性を持った人材の育成を目的としている。そのため、すべての人の生活を支援するために必要とされる視点を学び、かつ実践的に技術を習得する意欲を持った学生を受け入れることを方針としている。

健康スポーツ学科においては、健康に関わる幅広い理論的根拠を持つ身体活動の実践的な指導者であるとともに、各種社会福祉施設や地域において健康づくり事業をマネジメントし、プロモートする管理能力を兼ね備えた人材の育成を目指している。こうしたことから、入学者には従来言われる文系、理系という枠組みにとらわれない文理統合型学問としての健康スポーツ学に取り組んでゆく意欲を持った学生を受け入れ方針としている。

人間環境デザイン学科においては、都市、建築から住宅、まちづくり、福祉機器、製品、情報までのデザインを総合的に学び、来るべきライフスタイルの多様化に対応できる人材の創出という目標を理解し、ともに達成しようとする学生を求めている。

人間環境デザイン学科では、このような受け入れ方針に基づいて、基礎学力を重視する入学者選抜方法、学科の特性を鑑みて、人間の生活環境をいかに設計し構築するかを考え、それを実践するための専門的知識と技術を学ぶ意欲、能力を有する学生を選抜するための小論文試験、実技試験、面接試験を課す選抜試験を行っている。

ライフデザイン学部のカリキュラムは、専門的な教育カリキュラムの充実はもちろんであるが、従来の専門性にとどまらず、新しい学問分野としてのライフデザイン学の理解のために「ライフデザイン学入門」という科目を学部必修としているほか、学科を越えて多彩な学問を学び、広い視野と豊かな発想を持つ人材の養成をめざしたカリキュラム構成としているところに特徴がある。したがって、学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係から、生活支援学科においては基礎的学力として国語・英語・社会を学力試験の科目としている。健康スポーツ学科及び人間環境デザイン学科においては、カリキュラムには自然科学系の科目も多くあり、入学試験選択科目には社会、数学を実施することにより文理両方の科目から選択できるよう配慮している。さらに人間環境デザイン学科においては、デザイン実技を取り入れる入試も行っている。

これらの選抜試験は、それぞれ受験成績を点数化し合否を判定するという公正な方法で受験生を受け入れている。

なお、新しい学問領域である「ライフデザイン学」の理解を得るためオープンキャンパスや本学で実施している学びLive（模擬授業）などの入試イベントや、印刷物、ウェブなどを通して教育研究の理念や内容の発信と併せて学部の入試の受入れ方針を背景とした各種入試情報を発信している。

また、そのことに伴う入試問題、各学科の定員、志願者数、受験者数、合格者数、合格最低点などのデータについてインターネットでの公表の他、パンフレットにて配布し、オープンキャンパス、学びLive（模擬授業）において無料で頒布している。

#### **（入学者選抜の仕組み）**

入学者選抜試験実施に当たっては次のような体制を組んでいる。入学者選抜試験のうち一般入試の実施に関しては、学長が全学を総括する入学試験実施本部のもと、教員・事務局による業務総括責任者を中心に試験場設営・誘導部門、問題管理部門、答案整理部門から構成する試験実施本部において実施している。朝霞キャンパスにおいては実施責任者の学部長、朝霞事務部長を中心として、試験場設営・誘導部門、問題管理部門、答案整理部門から構成する試験実施本部において実施している。また、各学部で行なう各種推薦入試に関しても学部長を本部長として、同様の体制で実施しているが、いずれも東洋大学が長く実施しているもので、大きな問題はないことから適切性はあると判断される。

#### **（入学者選抜方法の検証）**

一般入試においては、選択科目が充実していて、受験生の選択に幅を持たせる配慮が行われている。入試問題の検証に関しては、出題者間で検討を重ね、選択科目間の難易度の差が生じないようにすることや、事前に複数の教員で点検を行い、問題訂正等を起こさないよう細心の注意を払っている。

また、ライフデザイン学部で実施されている入試問題、入学試験の結果については、試験後インターネットおよびパンフレットにて公表している。これにより、受験生は事前に出題傾向を確認し、選抜基準を知ることができる。公表している項目は、各学科の定員、志願者数、受験者数、合格者数、合格最低点である。選抜結果については学部教授会、入試委員会、学科会議において議論し、公正性・妥当性を確保している。こうした取り組みの結果、選抜試験は適切に実施されている。

入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みは現在実施していない。

#### **（アドミッションズ・オフィス入試）**

ライフデザイン学部ではアドミッションズ・オフィス入試は実施していないが、その代わりとなる自己推薦入試を実施しており、現時点では学部各学科の求める学生の確保ができていないため、今後の導入の検討はされていない。

### （「飛び入学」）

ライフデザイン学部では「飛び入学」は、人間の生活をいろいろな側面から支援する人材を育てることを目標としているので、高校において学科の習得だけでなく、幅広く人間関係を経験的に学んだ人材の入学を期待している。そのため、実施していない。

### （入学者選抜における高・大の連携）

指定高校、附属高校については学力等の基準を示した文書を送付したうえで教員が指定高等学校を訪問し、学科コンセプト、卒業後の進路について理解を得た上で、ライフデザイン学部の推薦入試への受験指導を行うことを依頼している。また、指定校については受験動向を勘案して毎年、見直しを行っている。推薦入試については、高等学校の「調査表」を志望動機、ライフデザイン学部における学習意欲、人物等を知るための事前審査として位置づけている。さらに附属高校、指定高校進学担当教員を対象に教員によるキャンパス案内、学科の説明を実施し、学科の教育理念等の説明を直接行うなどしている。そうした機会を通じて、ライフデザイン学部が期待する学生像を明確にし、相互理解が得られるようにしている。その結果、高校からの模擬（出前）授業の要請など、高・大の適切な関係が築かれていると判断する。

高校生に対しては、オープンキャンパスや学び Live（模擬授業）における公開授業に教員が精力的に取り組み、また、その際、学部独自のパンフレットを作成して、配布することも行っている。また、高等学校での進学説明会や模擬授業の機会を利用して、受験生向けや、高校教員や一般向けの対象者別に用意したパンフレットなどを用いて、学部に関する情報を広く伝えるよう努めている。その結果、入学した学生の中には、そのような機会や情報を活用し、教育目標を理解したうえでライフデザイン学部を志望した学生が多く見られる。したがって、情報伝達の方法は適切であると判断できる。

平成 17（2005）年度の附属高校推薦入学者数は生活支援学科 10 名、健康スポーツ学科 10 名、指定校推薦入試による入学者数は生活支援学科 28 名、健康スポーツ学科 25 名、自己推薦入試による入学者数は生活支援学科 20 名、健康スポーツ学科 17 名、一般入試（3 月入試を含む）による入学者数は生活支援学科 124 名、健康スポーツ学科 129 名であった。平成 18（2006）年度の附属高校推薦入学者数は生活支援学科 10 名、健康スポーツ学科 9 名、人間環境デザイン学科 3 名、指定校推薦入試による入学者数は生活支援学科 35 名、健康スポーツ学科 32 名、人間環境デザイン学科 15 名、自己推薦入試による入学者数は生活支援学科 11 名、健康スポーツ学科 11 名、人間環境デザイン学科 27 名、一般入試（3 月入試を含む）による入学者数は生活支援学科 132 名、健康スポーツ学科 132 名、人間環境デザイン学科 137 名であった。

生活支援学科、健康スポーツ学科は開設 1 年、人間環境デザイン学科は 1 ヶ月を経たところであるが、検討を要する問題としては以下のようなことがある。自己推薦入試において多くの志願者が受験するため面接時間が限られ、受験生の内容を十分に引き出すことが出来ないという反省がなされている。その改善策として、平成 19（2007）年度入試から受験生の人物をよりの確に把握するために適切な面接試験時間の確保をめざした面接試験

方法の変更を予定している。

#### (夜間学部等への社会人の受け入れ)

ライフデザイン学部では、夜間学部は開設していない

#### (科目等履修生・聴講生等)

ライフデザイン学部では、科目等履修生・聴講生の制度は、当面完成年度までは実施しない。

#### (外国人留学生の受け入れ)

ライフデザイン学部では外国人入試による外国人留学生の受け入れは、現在実施していないが、一般入試での外国籍学生の受け入れについては妨げていない。

#### (定員管理)

定員管理については、ライフデザイン学部の入学者受入方針に沿って定員管理をしている。

平成 18 (2006) 年度のライフデザイン学部入学定員は生活支援、健康スポーツ、人間環境デザインの各学科とも 150 名である。平成 18 (2006) 年 5 月 1 日時点の在籍学生数は生活支援学科 367 名 (内訳 ; 1 年次生 189 名、2 年次生 178 名)、健康スポーツ学科 361 名 (内訳 ; 1 年次生 187 名、2 年次生 174 名)、人間環境デザイン学科 182 名 (内訳 ; 1 年次生 182 名))、計 911 名となっており収容人員の 1.21 倍である (大学基礎データ「表 14」参照)。

ライフデザイン学部は開設 2 年目であり、また人間環境デザイン学科は開設初年度ということもあり受験合格者の手続き状況の把握が困難であったことから収容人員の 1.21 倍となったものと考えられる。今後は完成年度に向けて適正な収容人員数となるよう、受験生の受験動向、併願動向の把握も含めて入試委員会等を中心に継続的に検討し、その動向について大学法人側とも十分な情報交換を重ね、学部の完成年度 (平成 20・21 年度) までに収容定員に見合う学生数の確保に向けて必要な検討を行う。

なお、現状においては、恒常的に欠員が生じる状況ではないため、この点に関して特別の対処を行う動きはない。

#### (編入学者、退学者)

ライフデザイン学部の平成 17(2005)年度入学者のうち退学者は 9 名であった (大学基礎データ「表 17」参照)。その理由は家庭の経済的理由、進路再考の結果等であった。退学者のうち指定校からの推薦入学者が含まれており、この点については高等学校の進路指導担当教員に対してライフデザイン学部の主旨、目標を理解してもらえよう進路指導をお願いする予定である。編入学試験は、学部がまだ完成年度を迎えておらず、また、諸資格の取得に必要な科目の学習を 2・3 年次から開始することが困難であること等の理由から、学部として実施していない。学内における転部・転科試験については、同様の理由で学部

としての受け入れは行っていないが、他学部他学科へ転部・転科するための試験は実施している。

達成目標へ向けて改善すべき点をまとめると以下のようになる。

ライフデザイン学部では、多様化する社会福祉、健康スポーツ、人間環境デザインの諸領域において、その現場実践と管理運営を担う、独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材の育成を目指していることから、入学者選抜方法として学力を重視する入試、各学科の特性に応じた人材を求める入試を、受け入れ基準を明確にして実施している。実施体制、試験問題の妥当性、公正性を組織的に評価し、外部に対しても適切な方法で公正に公表している。

このような現状について、全体としては、ライフデザイン学部の理念の実現に向けた適切な学生受け入れがなされていると考えているが、今後の課題として2つの点が挙げられる。まず、在籍学生数が収容人員の1.21倍であることから、完成年度に向けて適正化を図ることである。次に、自己推薦入試において受験生をより正確に評価するために十分な時間かけられるよう受験方法を再検討することである。以上を今後の課題としながらライフデザイン学部の目的とする社会に貢献する人材を輩出するための入学試験の方法を構築していきたいと考えている。

### 3. 大学院における学生の受け入れ

本学は、明治20年「私立哲学館」として創設され、学部、大学院とも「諸学の基礎は哲学にあり」の理念を基に「社会に役立つ智を愛する精神」を今日まで継承し、現代社会において具現化する目標の一つとして「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」ことを掲げている。

本学大学院は、9研究科、法務研究科も加えると10研究科となり、理念・人材育成等は研究科により異なるが、上記の大学の理念に基づくとともに、「大学院学則」第1条の“建学の精神により、東西学術の理論および応用を研究・教授しその深奥を究めて、文化の進展に寄与する”ため、各研究科で定めた人材の育成や教育研究目的にあった学生を量的にも質的にも継続して安定的に受け入れることを目標とし、学生募集活動の充実や入学者選抜方法を改革してきた。

#### (学生募集方法、入学者選抜方法)

本学大学院は、高水準かつ特色のある研究拠点となるため、大学院学則の目的を踏まえながら、直近では工学研究科の再編をはじめとして、高度専門職業人養成のため経済学研究科公民連携専攻、経営学研究科ビジネス・会計ファイナンス専攻を設置、さらに社会学部、大学院社会学研究科とライフデザイン学部が協力した新しい社会福祉の総合的教育研究の構築を目指す福祉社会デザイン研究科を設置するなど、社会の要請に創造的に応えて

きている。

このように大学院の充実を図り、多様な研究・教育の機会を提供するため、各研究科・専攻において年度毎の入学試験終了後、入学試験時期、試験科目、選考方法などについて検討し改善を図っている。

#### 1) 学生募集方法

学生募集は、「入学試験に関する正確な情報の提供」と「大学院で学んでいく上での情報提供」の2点を主な中心としてパンフレット類、イベント、広告で行っている。

##### ① パンフレット類

- ・各研究科のパンフレット（ホームページにも掲載）
- ・入試要項（白山・朝霞、川越、板倉キャンパスごとに作成。ホームページにも掲載）
- ・入試過去問題集（入試相談会時に配布。ホームページにも掲載）
- ・ムック本での研究科紹介
- ・新設研究科・専攻のポスター

##### ② イベント

- ・入試相談会（年1回程度開催）
- ・業者主催の大学院合同入試相談会への参加（年3回程度）

##### ③ 広告

- ・インターネット（バナー広告など）、新聞（連合広告）および関連雑誌

また、大学院教務課および各研究科作成のホームページや業者ホームページでの研究科紹介（日経ナビ、Betweenなどで年間掲載）など、ホームページによる情報発信を行っている。

ホームページについては、大学院教務課で研究科紹介のホームページを作成し、基本的な内容（概要、特色、授業科目一覧等）を公開している。それを補う意味で、各研究科独自でホームページを作成し、教育内容や理念、人材育成の目的、教員の研究内容等を掲載するが、文学研究科、法学研究科、経済学研究科（経済学専攻）は独自のホームページが無い状況にある。

各研究科パンフレットは、入試相談会での配布、窓口や電話での問合せ及び大学院ホームページからインターネットを通じた申込により、希望者へ送付している。入試要項も同様に配布している。なお、パンフレット、入試要項は、ホームページに掲載しており、インターネットを通じてダウンロードが可能である。

近年の入試相談会のアンケートでは、大学院の情報収集はインターネットによるとの回答が過半数を占めている。ネット社会にある現状を鑑みて、ホームページやネット広告を活用していることは、適切であると言える。

新聞広告については、他大学院との連合広告で掲載しているが、直接、入学志願者獲得となるのかどうかについては、相談会のアンケート結果から見ると疑問と言わざるを得ないが、東洋大学大学院として幅広く世間に知ってもらおうという広報の点からは、有効な手段であると判断できる。

以上のように、入試相談会のアンケート結果や社会状況に合わせ、ホームページによる情報提供や入試要項等のダウンロードサービスをはじめ、ネット広告による学生募集を行

う等、時代にあった対応を適切に行っている。また、入試相談会の開催では専任教員の他、大学院生を参加させ志願者に生の情報を提供する等、幅広い情報提供を行なっている。

なお、ホームページを持たない文学研究科（全専攻）、法学研究科（全専攻）、経済学研究科（経済学専攻のみ）については、平成18年中までに、オリジナルのホームページを作成する。

## 2) 入学選抜方法

入学試験は、大学院の受け入れ目標を達成するため、次のとおり各研究科において社会人や留学生にも配慮した入学試験を実施している。

文学研究科 一般入試、社会人推薦入試、学内推薦入試

社会学研究科 一般入試、社会人推薦入試、外国人留学生推薦入試、学内推薦入試

法学研究科 一般入試、社会人推薦入試、外国人留学生推薦入試、学内推薦入試

経営学研究科 一般入試、社会人推薦入試、学内推薦入試

経済学研究科 一般入試、社会人入試、学内推薦入試

福祉社会デザイン研究科 一般入試、社会人推薦入試、学内推薦入試

工学研究科 一般入試、社会人推薦入試、外国人留学生推薦入試、学内推薦入試

国際地域学研究科 一般入試、社会人推薦入試、学内推薦入試

生命科学研究科 一般入試、社会人推薦入試、学内推薦入試

社会学研究科は、平成19年度入学試験から、外国人留学生推薦入試を開始し、留学生に対する門戸を広げることになった。

入学試験は基本的に9月および2月の年2回実施し、筆記試験（小論文、語学、専門科目等）と面接（口述試験含む）を行っている。面接には、筆記試験の解答を参考に用いている。

合否判定は、筆記試験（概ね60点以上を基準としている）および面接点（概ねAまたはBを基準としている）の両方とも基準をクリアした者が合格となり、研究科委員会で承認後、稟議により学長、理事長の承認を得ている。合格発表は、合格通知発送とともにホームページでも合格者の受験番号を発表している。

このように、一般、社会人、外国人、学内推薦と幅広く多彩な入試方法を実施し、各研究科委員会で合格基準に照らし合否を決め稟議決裁を受けるなど、公正に行われ、筆記試験の他、面接により研究科・専攻の理念・目的に沿った学生を確保している。

各研究科・専攻の入学定員、出願資格、試験科目・日程、入学手続、納付金、入学手続後の納付金の返還などについては、大学院入学試験要項に記載しており、併せてPDFとしホームページにも掲載し、明確にしてある。

以上から、目標達成のため、年2回の受験機会を設け、社会人や留学生の入試を行うことで門戸を開放し、更に学内推薦入試の実施で学部学生の進学を図り、面接を実施することで研究科・専攻の理念・目的に沿った大学院学生の確保を可能とする入試選抜を実施していると言える。また、合否判定についても一定基準を設け研究科委員会で承認し、学内諸手続を経て決裁を受けており、公正に適切に行なわれている。

なお、研究科・専攻の理念・目的、人材育成の目的や教育研究の目的等については、研究科パンフレットに記載されているが、より一層明確にするため、研究科委員長会議を通

じ、平成 18 年度中に各研究科で取りまとめ、ホームページも含め新規に作成するパンフレット等に順次明記し、受験生に対して明確にする。

学生募集方法および入学者選抜方法は、毎年度、各専攻の検討を経て研究科委員会で審議した上、大学院研究科委員長会議において承認することで、恒常的系統的に検証を行っている。

また、受験生に対しては、ホームページへの入試要項やパンフレットを掲載することで幅広く情報提供を行い、窓口や電話、E-mail による受け答えをはじめ専任教員や現役大学院生も交えた入試相談会を開催することで、説明責任を果たしていると判断する。

#### (学内推薦制度)

入学選抜方法で述べたとおり、全研究科において実施している。

学内推薦の対象は本学学部 4 年生であるが、文学研究科の各専攻および国際地域学研究科、生命科学研究科では、一定の条件の下に卒業生も対象としているが、教育学専攻は教育学科卒業生のみである。募集は、学内掲示板における掲示物、専任教員からの学生への周知および大学院ホームページで行っている。

出願資格は、成績が基準となり在學生は 3 年次までの成績（卒業論文履修必須、演習履修必須の専攻有り）、卒業生は在学中の成績および卒業論文の評価（S 又は A）としている。成績評価は、S=6、A=5（または S、A=5）、B=4、C=3 で換算し評価する。

各専攻により成績評価の基準が決められており、その基準以上であれば出願が認められ、面接や小論文で選考する。

成績による出願基準を設けることで、成績優秀者の入学が可能であり、また学部における教育が適正に行われたかの判断もでき、面接の実施で研究科・専攻の理念・目的に沿った学生の選抜も行えるため、この制度は適切に運営されているといえる。

問題点としては、学内推薦で合格しても入学せず就職や他大学院へ進学する学生が見受けられるので、入学辞退の歯止め等について研究科委員長会議や各研究科委員会において対策を講じる。

#### (門戸開放)

他大学の大学院生が本学の授業科目を履修することや本学大学院生が他大学の授業科目を履修することは、単位互換に関する協定により相互に履修する事が可能である。

また、東洋大学大学院学則第 43 条から第 49 条において、受託学生、科目等履修生、研究生、特別科目履修生、特別研究生、特別学生および外国人研修生について、幅広く受け入れについて規定しており、全面的に開放しているといえる。

外国人研修生・研究生などの受け入れにより一緒に研究し学ぶことや単位互換制度による他大学院の授業科目を履修することにより、専門知識の修得や研究活動の促進に繋がりと考えられる。

しかしながら、単位互換制度による他大学院への科目履修並びに他大学から本学への科目履修については、年間数名程度である。

単位互換の協定を締結している大学で作る協議会でも、周知をはかるためホームページ



での情報提供やポスターの作成等も検討され始めている。今後、それらも含め協議会との連携を図りながら、要覧での周知をはじめとして、オリエンテーション等においても制度を周知し活性化を目指す。

一方、他大学卒業の学生の受入れについては、入学試験において特別の配慮は行っていない。これは、出願基準をクリアし入学試験で合格基準を超えていれば、出身校の区別なく受け入れているためである。他大学からの修士課程修了者を本学博士後期課程へ受け入れることについても同様で、学内外の区別無く公正に受け入れを行っており、適切であるといえる。

### (飛び入学)

工学研究科の前期課程において実施している。学部3年次(6セメスタ修了)および3年半(7セメスタ)の学生で、成績の上位5%以内のものを対象にしている。詳細については、工学研究科の自己点検・評価報告書に記載されているので、そちらに譲るが、問題点としては、学士の学位が得られないことが上げられる。

そのため、工学研究科では、平成19年度改正に向けて検討を進めている。

また、経済学部では3年で卒業できる制度を設けているが、現在、その制度による入学者はいない。

### (社会人の受け入れ)

入学選抜方法で述べたとおり、社会人推薦入試(社会人入試)を設け、一般入試とは別に社会人を対象とした入試を実施している。

また、文学研究科教育学専攻、福祉社会デザイン研究科福祉社会システム専攻(平成17年度までは社会学研究科。平成18年度に福祉社会デザイン研究科設置と共に移動)、経営学研究科ビジネス・会計ファイナンス専攻、経済学研究科公民連携専攻では、平日の夜間開講、土曜日の昼間に開講し、社会人が学びやすい環境を整えている。さらに、公民連携専攻では、千代田区大手町に大手町サテライトを設け、月～金曜に講義を開講(土曜は白山キャンパスで開講)し、通学の利便性にも配慮している。

平成18年4月から、国際地域学研究科では、これまでの板倉キャンパス(群馬県板倉町)だけの教育から社会人を対象にして白山第2キャンパス(東京都文京区白山2丁目)でサテライト授業を平日の夜間に開講し、土曜日は昼間に開講している。

社会人の志願者および入学者は次のとおりである。

	博士前期課程(修士課程)		博士後期課程	
	志願者	入学者	志願者	入学者
平成14年度	102名	51名	11名	3名
平成15年度	70名	40名	10名	5名
平成16年度	55名	34名	10名	5名
平成17年度	58名	33名	15名	7名
平成18年度	97名	79名	30名	19名

博士前期課程（修士課程）の社会人志願者は減少傾向にあったが、平成 18 年度は新設の研究科・専攻により増加し平成 14 年度の水準に近づいた。博士後期課程については、志願者がほぼ一定数となっており、平成 18 年度は同じように新設の研究科・専攻により志願者数は前年比 2 倍となっている。

大学基礎データ「表 18」における在籍学生数に対する社会人在籍学生数の割合をみると、博士前期課程で 20.2%、博士後期課程で 26.5%となっている。専攻別に社会人在籍学生数が多いところをみると、博士前期課程では、文学研究科教育学専攻（38.4%）、社会学研究科福祉社会システム専攻（68.1%）、経営学研究科ビジネス・会計ファイナンス専攻（35.7%）、経済学研究科経済学専攻（38.2%）、同研究科公民連携専攻（91.6%）、国際地域学研究科国際観光学専攻（48%）、福祉社会デザイン研究科社会福祉学専攻（37.5%）、同研究科福祉社会システム専攻（82.3%）となっている。

一方、博士後期課程は、専攻別にみると、文学研究科教育学専攻（85.7%）、法学研究科公法学専攻（42.9%）、福祉社会デザイン研究科社会福祉学専攻（63.1%）となり、研究科別では法学研究科（30%）、福祉社会デザイン研究科（54.5%）となっている。

以上のように、サテライトを設けるなど社会人が学びやすい場所を提供し、社会人対象の入試を実施、また社会人を対象とした専攻も新設するなど、積極的に社会人の受入れを行った結果、上記のような割合となっており、評価できると言える。

#### （科目等履修生、研究生等）

（門戸開放）でも記載したとおり、東洋大学大学院学則第 43 条から第 49 条で、受託学生、科目等履修生、研究生、特別科目履修生、特別研究生、特別学生および外国人研修生について、幅広く受入について規定している。

科目等履修生をしてみると、平成 13 年度から平成 17 年度までの全大学院における年度平均は 19.6 名である。

科目等履修生受入れは大学院学則で規定している他、募集要項に“大学院の場合は、博士前期課程および修士課程の授業科目のみ履修できる。外国人の方は、本学科目等履修生になることによって、ビザの取得は出来ません。大学に在学中の学生は学部および大学院とも科目等履修生となることはできません”と明記している。出願資格や履修方法等は、募集要項に記載があるので省略する。

選考は面接試験で専攻主任が行うが、事前に科目等履修志願者が希望する科目の担当者による書類審査が行われるため、科目等履修志願者のこれまでの勉学程度も把握可能であり、面接により意欲や該当の研究科・専攻の人材育成などの目的に適しているかどうかの見極めが可能である。

合否判定は研究科委員会で行われ、専攻主任および科目担当者から判定に必要な説明が行われ、それに基づき今後の対応等についても検討しており、恒常的・系統的な検証が行われている。

科目等履修生は、教職・共通教育支援課で募集を行っているが、ホームページなどで広報し出願資格や履修方法等を掲載している。また、出願にあたり、講義要項、履修要覧、

時間割表の閲覧日を定め、質問については窓口や電話で対応しており、受験生に対する説明責任は果たしていると判断する。

なお、研究生の要項は作成しているが、特に広報をしていない状況にあり、科目等履修志願者も少ないため、教職・共通教育支援課と連携しながら、研究科委員会で検討する。

#### (外国人留学生の受け入れ)

入学試験において、外国人留学生入試として実施しているのは、法学研究科2専攻、経営学研究科経営学専攻、工学研究科で、その他の研究科は一般入学試験の中で対応している。社会学研究科では、平成19年度入学試験から外国人留学生試験を行う。

入学試験方法は、研究科・専攻により異なるが、面接及び小論文や語学等の筆記となる。外国人留学生の本国における教育が本学大学院へ入学する学力があるかどうかについては、入学試験要項に掲げる出願資格のクリアが第1条件となり、次に入学試験による筆記と面接試験で判断出来る。特に、面接は、複数の面接官で行うため、本国での教育・研究活動を伺い知ることができ、専門的知識に関しても推し量ることが可能で、さらに、研究科・専攻の理念・目的や内容・質に見合った学生の受け入れが可能である。

以上から、外国人留学生受け入れに関する入学試験は、適切に行われていると判断する。

次に、大学基礎データ「表18」から在籍学生数に対する外国人留学生の割合をみると、経営学研究科経営学専攻（博士前期課程）では20名中12名、60%となっており突出して多い。全体では、博士前期課程732名中22名、博士後期課程では347名中1名で多いとは言えない。

そういった中、国際地域学専攻では、JICA（国際協力機構）からの外国人留学生の受け入れを積極的に行い、平成15年度から平成17年度にかけて7名を受け入れており、人数は少ないながら別枠で入試制度を設け、英語による講義も実施していることは評価できる。

今後、特に受け入れが少ない博士後期課程の増員を目指し、外国人留学生入学試験の実施などについて、研究科委員長会議を通じ各研究科委員会へ働きかけていく。

#### (定員管理)

平成18年5月1日現在における入学定員、収容定員、在籍学生数については、大学基礎データ「表18」のとおりである。

博士前期課程（修士課程）における在籍学生の収容定員比をみると文学研究科、法学研究科、経営学研究科、生命科学研究科、福祉社会デザイン研究科の5研究科が収容定員を下回っている。なお、福祉社会デザイン研究科は、平成18年4月開設のためであり、今後の推移を見ていきたい。

収容定員を上回っているのは、社会学研究科、工学研究科、経済学研究科、国際地域学研究科である。全研究科の比率は1.09で、辛うじて上回っている。

一方、博士後期課程における在籍学生の収容定員比は9研究科中、文学研究科、法学研究科、工学研究科、経済学研究科、国際地域学研究科、生命科学研究科の6研究科が収容定員を下回っている。

収容定員を上回っているのは、社会学研究科、経営学研究科、福祉社会デザイン研究科

と3研究科でしかない。全研究科の比率は0.88で、収容定員を下回っている。

大学院全体として見た場合、定員管理はある程度できているといえる。

しかしながら、研究科、専攻ごとに見た場合は、大学基礎データ「表18」から見て取れるように、収容定員の3割程度しか確保出来ていない専攻や、収容定員を大幅に上回っている専攻もある。

収容定員充足問題については、各研究科・専攻で、人材育成や教育研究の目的などをより一層明確にし受け入れ方針を確定するとともに、入学試験内容や学内推薦基準の見直し、奨学金の充実、ホームページの充実などにより志願を確保し定員枠を充足していく。

収容定員を上回っている研究科・専攻の中で、文学研究科仏教学専攻博士前期課程は、入学定員4名に対し1年生6名、2年生13名、一方、国文学専攻博士後期課程は、入学定員3名に対し1年生2名、2年生2名であるが、3年生12名となっており両専攻とも修了出来ないことが超過の一因といえるので、指導教員を中心に修了できるよう論文指導等を行う。

また、社会学研究科社会福祉学専攻の博士前期課程および博士後期課程については、社会人対象の専攻のため、本人都合により修了できないことが一因となり収容定員超過となっている。なお、同専攻は、平成18年度、福祉社会デザイン研究科に再編され、平成17年度で受け入れを止めているので、今後、超過は解消する方向にある。

福祉社会デザイン研究科の社会福祉学専攻博士後期課程は19名だが、平成18年度開講のため現在の収容定員は5名となっているが、完成年度まで含めると15名で収容定員に対する在籍学生の割合は1.27となる。完成年度まで超過とならないよう、研究科委員会において調整・検討していく。

## 一. 文学研究科

文学研究科の8つの専攻で行われる学問について、何よりも旺盛な興味をもち、その興味にふさわしい学力を有すると同時に、将来にその学力を活かして研究者あるいは高度職業人を目指す学生を募集することが学生受け入れの目標である。この目標はまた、東洋大学の5つの目標の一つである、独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材の養成にも合致するものと考えている。

### (学生募集方法、入学者選抜方法)

文学研究科は毎年度9月と2月との2回入試を行っている。学問的探究心に満ちた学生と、高度な職業的専門性を目指す学生の受け入れ方針を堅持し、各専攻担当教員による入学者選抜試験によって公正な受け入れを実施している。(詳細は別添の「入学試験要項」〔平成18年度〕の試験科目・試験時間・試験時間割—10～14頁参照)

入学試験の方法は、一般入試、学内推薦入試、社会人推薦入試の3制度からなり、これらの実施時期や応募条件については、文学研究科委員会において恒常的に検証を繰り返す

ており、毎年改善が加えられている。

一般入試は語学及び専門に関する筆記試験（科目は専攻により若干の違いがある）、専攻教員全員による面接試験によって総合的な評価を行う。学内推薦入試は、学部での成績と卒業論文の評価に関して条件（出願基準）を課し、条件をクリアした学生にのみ面接試験を実施している。社会人推薦試験の場合は、専攻ごとに出願資格を定めており、試験科目も専攻で求められる基礎学力を測るにふさわしい科目が設定されている。

いずれの選抜試験についても、受け入れの目標である学問的興味、学業への意思、さらに筆記試験では評価できない、本人の興味と結びついた学力を判定するために全専攻とも面接試験を設け、各専攻教員全員による合議に基づいて成績を判定し、判定結果は文学研究科委員会にて審議の上最終判定を下しており、公正な受け入れが実現している。

志願者に対する情報提供は多様なツールを駆使しておこなわれている。志願者募集のためのパンフレット（添付資料）の発行、ネット広告、新聞紙上での広報などの手段により周知に努めている。また、ホームページ上から応募のための書式をダウンロードできるようにし便宜を図っている。

7月に実施している大学院進学相談会では、文学研究科の教授陣が直接対応する機会を設けており、志願者の判断材料を多様な方法で提供している。上記の取組みにより、現在までのところ各専攻とも原則的に定員を維持する入学者を得るとともに、大多数が前期課程を修了し、さらに後期課程への進学者を生んでいることからみて、上記の取組みは募集・選抜方法として適切であると考えられる。

#### （学内推薦制度）

学内推薦入試は博士前期課程についてはすべての専攻で実施されている。学部での成績を数値化し（S=6、A=5、B=4、C=3）、平均して4.2あるいは4.5以上であり（専攻により若干異なる）、かつ卒業論文の評価が「A」であった学生について出願を認め、面接試験を行う方式をとっている。博士後期課程については仏教学、国文学、英文学の3専攻で行われており、それぞれ先行する教育課程において一定以上の成績を修め、かつ優れた修士論文を作成したものを対象として、書類審査、小論文、面接の組み合わせにより選考している（募集要項参照）。

学内から進学した院生は大学院生活に対する適応力が高い。さらに学部基礎を置く大学院の特長が生かされ、同じ教授陣から継続した指導を受けられるというメリットがあり、研究の進展により結果が認められる場合が多い。現在のところ学内推薦入学者の大多数が修士の学位を取得しており、概ね適切であるといえる。

#### （門戸開放）

文学研究科は他大学・大学院の学生に対して完全に門戸を開放している。さらに、外国からの留学生はもちろんのこと、大学を卒業していない志願者についても、一定の条件を満たせば受験資格を付与している。

研究科全体としてみれば、約半数が本学以外の学部からの学生であるが、学問領域の特徴や社会人のための制度の有無によって、その比率は専攻ごとに異なっている。中国哲学

や仏教学などの領域は専攻を持たない大学が多いために、他大学からの入学者が多く見られる。また社会人大学院である教育学専攻の場合、学生の90%は本学以外からの出願であるが、学内推薦入学試験の制度を設けたこの2年は、学内からの受験生が増加している。

#### (飛び入学)

制度上は設けられているものの、文学研究科では実例はない。

#### (社会人の受け入れ)

社会人の受け入れに関しては、昼夜開講制を実施している専攻において、必ずしも入学者が増えていないことに加え、夜間コースである教育学専攻においてもこの2年ほど志願者の減少傾向が見られる。

すでに述べたように、夜間コースであることのメリットは、修了生へのアンケートからも明らかであり、高度職業人養成や社会人のキャリアアップに十分貢献してきたが、他大学の同様のコースの急増や通信制の大学院の増加により、志願者の減少傾向が進んでいると考えられる。このため教育学専攻では、後述の(定員管理)の項で記す、定員調整の措置を検討している。

#### (科目等履修生、研究生等)

文学研究科では、科目等履修生および研究生を受け入れる制度があり、3月に面接試験を行った上で受け入れを決定している。現在のところ運営上何ら支障なく受け入れは行われており、面接による興味・学力の判定は適切である。

また、教職基礎免許単位補充者を対象とした「学部授業聴講」制度を有し、教職科目の一部を既に履修・単位習得している院生を対象として、不足分の単位を学部で聴講することを認め、年間5科目を上限としている。特に利用者の多いこの制度については、学部でまったく履修していない院生の聴講を含め、科目制限の上限の問題など再検討の要望もあり、現在文学研究科にて継続審議を行っている。

#### (外国人留学生の受け入れ)

留学生については、多くの専攻が積極的に受け入れる方針をとっているが、入学者が多いのは仏教学専攻と国文学専攻であり、これは日本研究や仏教学研究の専門性が高く評価されていることと関連している。また、夜間コースである教育学専攻に関しては夜間大学院のため、これまで受け入れが出来なかったものの、「出入国管理及び難民認定法」第7条第1項第2号の一部改正(平成19年3月30日施行)により今後は受け入れを検討する可能性が生まれている。

留学生が本国で受けた教育実績の評価については、入学試験と面接を日本語で行い、また専門科目の筆記試験を課することによってその質を認定・評価している。留学生の中からは課程博士の学位を取得するものも出ており、認定の妥当性を示している。

#### (定員管理)

一学年の定員は哲学前期 5、後期 3、仏教学前期 4、後期 3、国文学前期 10、後期 3、中国哲学前期 4、後期 3、英文学前期 5、後期 3、史学前期 6、後期 3、教育学前期 20、後期 4、英語コミュニケーション前期（修士課程）10 である。

前期課程についてみると英文学、教育学、英語コミュニケーション以外、概ね入学者の平均値が定員数を維持しているといえる（英文学は近年定員の維持に向いつつある）。

現在のところ仏教学、国文学、史学の各専攻が収容定員を上回る在籍者数をもつ。この 3 専攻については、より厳密な策定による在籍者数の調整を専攻主任会議で申し合わせた。超過している在籍者数は担当教員 1 人につき 3 人以内という数であり、彼らに対する研究指導は現在のスタッフで可能である。

一方減少傾向の大きい教育学専攻では、「出入国管理及び難民認定法」第 7 条第 1 項第 2 号の一部改正（平成 19 年 3 月 30 日施行）により、一定条件を満たせば、夜間開講であっても留学生が入学することが可能となったので、入学者が増加する可能性を考慮しつつ、収容定員数についても検討している。

これに対して後期課程は進学者の平均値が定員を下回る専攻が目立つ。大学院出身者の社会的立場づけが未だ十分ではないことに加え、学位取得が直ちに就職に結びつくような状況ではないことが大きく影響していると思われる。

この点に対する対処として、学部学生への大学院進学への勧誘を行う等、進学意欲のある学生を発掘する一方で、社会人推薦入試の活用、昼夜開講制の導入等を行っている。大学院教育の内容もより一層、現代社会の要請に応えるように変えて、大学院卒業者への高い社会的評価を得られるよう努力していく必要がある。後期課程の進学者を増加させるべく現在こうした点に取り組んでいる。

## 二. 社会学研究科

### （学生の募集方法、入学者選抜方法）

社会学研究科は、「大学の理念・目的および学部・研究科の使命・目的・教育目標」に記載した社会学研究科の理念や目標を理解し、真摯に研究に打ち込む能力と高い動機づけをもった学生を受け入れることを基本としている。同時に、本学が掲げる目標「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」、「社会の要請に創造的に応える」を達成するためにも、こうした目的に共感し、大学院生活において進んで研鑽を積む意欲のある学生を選抜するようにしている。

学内外の志願者からこのような学生を適切に選抜するために、社会学研究科はいずれの専攻も 9 月と 2 月に入学試験を実施している（博士後期課程は 2 月入試のみ）。

潜在的志願者に対しては、多様な方法で情報を提供するように努めている。大学全体としては新聞・雑誌等を通じて広報を行うほかポスター掲示も行われている。また、ホームページには研究科の概要や各教員の専門領域が掲載されているので、受験生はこれらを参

照することができる。また、シラバスも公開されているので、受験生は事前にかんがりの情報を手にすることができるようになっている。さらに、大学院進学相談会では、各専攻の教員のみならず在籍中の大学院生を配置し、受験予定者に対して「学生の眼から見た」大学院情報を提供している。

入学試験は、一般入試、社会人推薦入試、学内推薦入試の3種類が実施されている。社会学専攻と社会心理学専攻では若干内容は異なるが、基本的には専門科目と外国語の筆記試験の成績と面接の結果によって合否が決められる。社会人推薦入試は、従来小論文と面接を実施してきたが、社会学専攻においては社会人学生をさらに積極的に受け入れる方策の一つとして、受験者の教育経験の多様性を鑑み平成19年度より1)従来の小論文および基礎知識の筆記試験を廃止、2)事前に6,000字以上の研究計画書の提出を課す、などの改革を実施することが決定している。

合格者の決定は、各専攻で必ず筆記試験と面接試験について基準を設け、これに達した者を合格者案として研究科委員会において審議、決定する手続きがとられる。したがって、決定の手続きに関して公平性、客観性が十分に保たれていると考えられる。

入試の手続きに関しては、毎年、前年の結果を踏まえて各専攻で詳細に検討し、必要があれば変更することができるようになっている。前述の社会学専攻の変更のように、細部に関しては適宜変更が加えられるが、全体として3種類の方式による入試は、現在のところ適切に機能しているといえる。

#### (学内推薦制度)

学内推薦入試については、あらかじめ定められた成績の基準をクリアしている学生に受験資格が与えられ、小論文と面接の成績によって合否が決定される。主指導教員の推薦が必要とされることもあり、大学院において十分な成果を上げられる資質をもった学生が入学している。この点で、現在の制度に大きな問題はないと判断しているが、今後、さらに大学院において研究を深めることの魅力を学部学生に訴えるために、さまざまな方策を取り入れてゆく。その一環として学部学生が大学院の科目を受講できるようにする制度を平成19年度から開始されるが、この他にもフレッシュャーズキャンプの協同開催、大学院生による卒論発表会のサポート等が既に実施されている。

#### (門戸開放)

現在、博士前期課程および後期課程への入学を目指す他大学学生は、一般入試により受験することになる。志願者は、毎年実施される入試説明会において教員や在学生から、入試や入学後の状況について十分な説明を受けることができ、過去の入試問題は大学のホームページからもダウンロードすることが可能である。この点で、他大学の学生に対する門戸は十分に開放されているといえる。

また、他大学大学院の学生に対しては、委託聴講生制度、および「首都大学院コンソーシアム協定聴講生」制度により協定校から受け入れることが可能になっているが、現在のところ、社会学研究科の開講科目の聴講希望者は稀である。



### (飛び入学)

当該学問領域で優れた能力を示す学生に対して「飛び入学」を実施することは、個人の能力を最適の環境で育てるという観点から、考慮に値する制度であるが、現在のところ社会学研究科では実施していない。社会学や心理学という学問の性質上、常に社会との関わりが問題とされ、研究対象も実社会で生活する人間である。研究に際しては単に学生個人の能力のみならず、社会の中での経験が重要な位置を占める。その点で、「飛び入学」は、社会学研究科にはそぐわない制度ということもできる。実際、現在まで、この制度を導入すべしという意見が研究科内部から主張されたことはない。ただし、社会経験豊かな社会人が前期課程に入学した場合などは「飛び入学」によって学位論文に早くから取り組む環境を整えたほうがよい可能性もあり、今後、社会人入試の動向も踏まえながら、必要性が高まれば導入の可能性を検討することになっている。

### (社会人の受け入れ)

いずれの専攻も、社会人推薦入試を一般入試と別途に実施している（社会心理学専攻は前期課程のみ）。しかし、志願者は少なく、社会学専攻では平成 16 年度および 17 年度に実施された試験において志願者はいなかった。社会心理学専攻は平成 16 年 4 月に開設されたが、これまで社会人推薦入試による志願者は 1 名で、入学者はいない。

なお、社会学専攻では、社会人に対する門戸を拡げる目的で平成 19 年度より博士前期課程の昼夜間開講（昼間主）を実施することになっており、これによって受験者が増加する可能性がある。

現在のところ、取得可能な資格が専門社会調査士など一部に限られること、ほとんどの科目が昼間開講であることを考えると、インセンティブおよび研究環境において社会学研究科は必ずしも多くの社会人にアピールするものではないが、少数でも意欲の高い学生に対して常に門戸を開いておくこと自体、制度的には適切なものと判断している。

### (科目等履修生、研究生等)

各専攻とも、科目等履修生が聴講できる科目をあらかじめ指定して、希望があれば 3 月末に面接のうえ科目等履修生として受け入れるという方式を採用している。今年度は、社会学専攻に 1 名の履修生がおり、いくつかの科目を履修しながら本学社会学専攻への入学を目指している。これまでも科目等履修生の希望者は少なく、前述のように受験予定の学生や特定の教員の研究に関心をもつ者が聴講することがある程度である。利用者は少ないものの、制度それ自体は一部の希望を満たすものであり、存在意義はあると思われる。一方、原則的には内部の学生への教育を最優先すべきであり、科目等履修生への特別の配慮をする余地は少ない。今後とも、面接において希望者に対して当該教員の条件を十分に説明し、両者が合致した場合に受け入れるという方針のもとにこの制度を運用する。

### (外国人留学生の受け入れ)

社会学専攻は、これまでも外国人留学生入試を実施してきたが、平成19年度より、1)試験科目を小論文と日本語とする、2)日本語検定一級合格者は日本語試験を免除する、など、筆記試験の負荷を軽減する方向の改革を行い、研究意欲の高い外国人留学生が入学しやすい環境を整えた。

社会心理学専攻では、これまで外国人留学生入試を実施していないが、社会心理学科においては、中国からの留学生が多い事情を鑑み、平成20年度以降、外国語の試験科目において選択肢の幅を増加させるなどの措置をとることによって外国人留学生の進学意欲を受け止める体制づくりを検討する。

留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生の受け入れ・単位認定については、現状では組織的な検討を行う段階にはないと判断している。社会学部には中国からの留学生が多く在籍しており、この中から勉強意欲の高い学生を大学院で受け入れる方を優先させるほうが、日本語の能力を見極めることが出来る点で教育成果が期待できるからである。

#### (定員管理)

現在、収容定員および在籍者数(括弧内)は、社会学専攻博士前期課程が20名(15名)、同博士後期課程が9名(22名)、社会心理学専攻博士前期課程が24名(30名)、同後期課程が15名(4名【一年次のみ】)、社会福祉学専攻博士前期課程(二年次のみ)が10名(17名)、同後期課程が9名(34名)、福祉社会システム専攻(二年次のみ)が30名(41名)となっている。

前期課程については、社会学専攻の在籍者が収容人員に達していないが、既に昨年よりこの点について専攻内で検討を重ねており、その対策の一つが前述の3コース制の導入である。今後数年はこの対策が志願者増につながるかどうか見極めながら、必要があればさらなる対策を検討する。また、社会学研究科では、一部の科目について学部4年生が履修できる制度を既に導入し、平成18年度の4年生より履修が可能になる。学部学生を大学院教育や研究に触れさせることによって、内部からの進学者の増加が予想される。さらに、教員や学生の研究成果を逐次ホームページに掲載するなど、コンテンツをいっそう充実させることによって潜在的受験者層にアピールする。

後期課程に関しては、入学者はほぼ定員を確保しているが、在籍者数は、完成年度を迎えていない社会心理学専攻を除いて収容人員を越えている。学生の側の経済的問題や研究職への就職が困難であることなどの条件はあるが、学位論文の執筆を積極的に勧め、教員のプロジェクトに参加させるなど教員の側から積極的な関わりもつことによって、修了者を増やす努力を続ける必要がある。

### 三. 法学研究科

法学研究科の博士前期課程では、①高度な実践的法学教育により、専門的法学の素養を身につけた専門的職業人を育成すること、②変動の激しい社会にあって、社会人を積極的に受け入れ、リカレント教育を施すことにより、時代にあった法学の知識を備えた専門的職業人をして再び社会に送り出すこと、③アジア諸国を主として、外国人留学生を積極的に受け入れ、専門的法学の素養を身につけた専門的職業人として母国で活躍できる人材を育成することを重点目標としている。

また、後期課程では、「諸学の基礎は哲学にあり」の教育理念にそって、諸問題を根底的に考え抜く、法学専門家を養成し、研究職にふさわしい人材として社会に送り出すことを目標にしている。

このような目標を達成できる学習能力と素質を有し、意欲の旺盛な学生を選抜し、受け入れることが学生受け入れの目標となる。

#### (学生募集方法、入学者選抜方法)

法学研究科では教育目標にそって、選抜方法を次のようにしている。一般入試のほかに、三種類の推薦入試(学内推薦、社会人推薦、外国人留学生推薦)を設けていることである。学内推薦の中には、公務員や税理士志望の実践的法学を志向する者が含まれており、社会人、外国人推薦は、それぞれリカレント教育、外国人留学生の受け入れのためである。募集内容は、大学の広報活動、大学院説明会、パンフレット、ホームページなどで説明するとともに明記している。

①一般入試は、前期課程は9月と2月に年2回、後期課程は2月に実施する。筆記試験と面接試験により行う。

#### ②推薦入試

社会人推薦入試は、前期課程については毎年9月と2月の2回、後期課程については2月に、両専攻別に書類審査、論文(専攻領域に関わるもの)と面接の試験により行っている。外国人留学生推薦入試は、9月に博士前期課程について、書類審査、論文(日本語による)と面接による試験を行っている。

学内推薦入試は、毎年9月と2月の2回、博士前期課程については、法学部4年生を対象に3年次までの成績が4.3以上の出願基準を満たし、指導教員の推薦書を得ている者に対して、面接試験により行っている。平成19年度の入学者については4.5以上に基準を引き上げた。後期課程については、2月に修士論文の優秀者につき、面接試験により行う。

入学者選抜の現状だが、まず公法学専攻では租税法希望者が集中する傾向が見られ、私法学専攻では志願者数の減少傾向が見られる。原因の一つは、税理士法改正にあると思われる。以前は公法、私法の専攻の別が問われなかったが、法改正により試験科目免除の要件が変更され、租税法での修士論文を書かなければならなくなり、税理士志望者が公法専攻に集中することとなったのである。

外国語の試験科目については、他大学でも必修から外す例が多くなり、本学でも前期課程の入学試験では必修科目から外し、選択科目とした。

学生募集においては、前期課程では、目標に見合った学習能力と資質を有し、意欲ある学生を確保するため、この10年ほどの間に、法学の専門的職業人の教育を重視することと

し、既存の税理士志望の学生とは別に、司法試験受験者や公務員試験受験者を対象とする、「法曹コース」「公務員コース」を新設するという措置を講じてきた。この措置により、ある程度、学生を確保できてきたので、現状は適切なものになっていると考える。

ただ、法曹コースは法科大学院の設置により役割を終えつつあると考えている。そうになると、公務員コースだけで、今後、質を落とさずに、学生を確保していけるものかどうか、楽観を許さない情勢にあると認識している。平成 21 年度に法曹コースを終えるのに合わせ、見直しを行なうことにしているが、学生定員や 2 専攻制など、幅広く再検討する必要があると考え、平成 19 年度からこの作業に入ることにしている。

後期課程については、その教育目標からして、学生の数よりも質の確保を優先させてきた。これは、後期課程の教育目標に照らして適切であったと考える。今後も別途、新しい学生を確保していく方策などは考えにくいので、前期課程の見直しの際に、併せて後期課程の学生定員の見直しなど、検討することになっている。

#### **(学内推薦制度)**

学内推薦基準は、学部での成績の平均値 4.3 としていたが、学部での成績評価見直し (S 評価導入等) を踏まえ、4.5 に改めた。学部成績優秀者については、書類審査と面接により選抜を行うものである。学部の演習科目などの受講生から、勉学意欲の旺盛な者を積極的に受け入れるために活用している。

数値での推薦基準なので、公平で客観的なようであるが、本学法学部では第一部と夜間の第二部があるなどの事情から、相対評価の面のある数値だけを絶対視せず、面接は丁寧に行なうことを申し合わせている。学内推薦は、選抜にあたって筆記試験を免除しているだけであり、面接で不合格とされる場合もあり、入試は厳正に行っており、適切なものになっていると考える。

#### **(門戸開放)**

最近 4 年間では、他大学の出身者の割合は平均 36% であり、十分、学外者に機会は開放されている。前期課程を他の大学院で修了した者が、本学の後期課程に進む者もあり、開放的に受け入れている。

#### **(飛び入学等)**

飛び入学の制度は導入してない。

その他として、学部卒、修士修了といった、一般的なコースを経っていない者でも、学部卒・修士課程修了に値する優秀な人については、書類審査を行うことで、受験の機会を与える制度を設けている。しかし、法学研究科ではこれまで前例がない。法学教育の学問的性格からも、この制度の推進の意見は出ていないことから、現状は法学研究科では適切なものとする。

#### **(社会人の受け入れ)**

社会人の受け入れは、最近 4 年間で平均 21% になる。年度によりバラツキがあるが、社

会人推薦入試による者がほとんどであり、特に公法学専攻での比重が大きい。租税法志望者が多い。

#### (科目等履修生、研究生等)

科目等履修生は、多様な社会的ニーズに応える意味で、積極的に受け入れることにしており、専攻主任が面接の上、受講を認めている。しかし、希望者の中に、担当者の希望の条件を満たさない場合も多少あり、受講を認めないケースもある。現状では志望者が少ないこともあり、各年度に前期課程で1名程度にとどまっている。

研究生も同じ理由で受け入れる方針であり、専攻主任の面接で判断しているが、志望者は少なく、各年度とも1~2名程度で推移している。

本人の特別な経験・経歴など特殊な事情から、科目履修に相応しい学生は別にして、そうでない学生の場合、大学院レベルでは特定分野のみの「つまみぐい」のような履修では成果も期待できない。そのような事情から、特別な学生はともかく、一般の学生の場合には可能な限り正規の学生となることが望ましく、希望者をただ受け入れるのは不適切と考えている。従って、書類や面接での選考により、ケース・バイ・ケースで対応している現状は適切なものと判断する。

#### (外国人留学生の受け入れ)

外国人学生の在籍状況は、前期課程で6名前後、後期課程で数名となっている。現在は、すべて中国からの私費留学生である。外国から直接、法学研究科に進学する者は少なく、ほとんどは本学法学部や他大学など日本の大学の学部を経由して進学している。従って、出身国での大学教育や大学院教育の内容・質の認定、単位認定などの問題は生じていない。

(本学の統計では、外国人入試での入学生のみ外国人学生にカウントされており、一般入試や学内推薦入試で入学してくる外国人学生は外国人とカウントされていない)。

#### (定員管理)

法学研究科の定員は次の通りである。

私法学専攻 前期課程 10名 後期課程 5名

公法学専攻 前期課程 10名 後期課程 5名

最近4年間をみると、前期課程では、入学定員に対する充足率は、4年間平均で93%であり、全体として安定している。学内からの進学者の比率は、4年間平均で61%であり、近年やや増加傾向にある。公法学専攻については志願者と入学者のバランスが比較的保たれているが、私法学専攻については志願者数が定員並みの低い水準に留まる傾向が見られ、入学する学生の質にバラツキが生じている。この点は、学生の質の確保の点で、将来、問題になる可能性がある。現在は、法科大学院の創設による影響を見ているところであり、場合によっては定員の見直しや、2専攻制の見直しが必要だとの認識が共有されてきている。平成21年度までに推移を見て、改革の方向性を決めることにしている。

後期課程では、入学定員に対する充足率は、4年間平均で25%であり、志願者数、入学者数共に、専攻による違いは認められない。これも法科大学院の設置の影響も考えられる

ため、この先数年の推移を見て、定員充足の必要が強くなるならば、入学定員を見直すべきであるとの認識が、法学研究科内部では共有されており、これも前期課程の改革と並行して、平成 21 年度には結論を出すことにしている。

## 四. 経営学研究科

経営学研究科の学生の受け入れ方針は、経営学研究科が東洋大学の目標でもある「高水準、かつ特徴のある研究拠点で、社会の要請に創造的に応える」ことを前提に策定され、経営学専攻（博士前期課程・博士後期課程）においては「理論形成のための真の研究者養成」を目指す学生で、学部において経営学に関する基礎的な知識と原書を読み進めるための基盤となる語学力を修得している学生を受け入れ方針としている。

一方、「ビジネス・会計ファイナンス専攻」においては社会人の教育を前提にしたものであり、学習能力と学習動機、意欲を重視した受け入れ方針を持っている。「企業家・経営幹部養成コース」では、将来、日本型の企業家を目指す、ビジネスマンとしての能力開発、経営コンサルタントなどに最先端のマネジメント・スキルの獲得など、具体的な経営能力の開発を目指す動機付けられた学生を受け入れ方針とし、「会計ファイナンス専門家養成コース」では、会計の対象領域の拡大に適応できる会計人を目指す学生を受け入れ方針としている。

### （学生募集方法、入学者選抜方法）

入学者の選抜は経営学専攻博士前期課程およびビジネス・会計ファイナンス専攻修士課程において年 2 回、一般・社会人を対象に入学試験を実施している。経営学専攻博士後期課程においては年 1 回、一般入試、社会人推薦入試を行っている。また外国人留学生推薦入試を博士前期課程、博士後期課程とも年 1 回実施している。入試方法は、研究者養成、企業家・経営幹部養成、高度職業専門人の育成など研究科の理念、目的に応じて定められている。

入学定員は経営学専攻博士前期課程が 10 名、ビジネス・会計ファイナンス専攻が 20 名、経営学専攻博士後期課程が 5 名である。

入学者の選抜方法は経営学専攻博士前期課程においては、一般入試では英語と経営学が必修であり、さらに商学と会計学より 1 科目を選択し、かつ面接を受けなければならない。「入学時において、4 年生大学卒業後 1 年を経過し、実務経験を有する者」を出願資格とする社会人推薦入試では、書類審査、論文、面接により入学者を決定している。

ビジネス・会計ファイナンス専攻では一般入試は面接により選抜し、社会人推薦入試では書類審査・面接により選考している。

経営学専攻博士後期課程においても一般入試ならびに社会人推薦入試を実施しており、一般入試では英語 I（必修）、英語 II・独語・仏語（1ヶ国語選択）、面接が課せられている。社会人推薦の募集人員は若干名であり、入試の試験科目は書類審査・外国語（英語、

独語、仏語から1カ国語選択)・面接となっている。

また外国人留学生推薦入試では、経営学専攻博士前期課程、博士後期課程とも書類審査、論文、面接によって選考している。

学生の受け入れに関する検証は、平成17年度までは研究科委員会の審議として行われてきたが、平成18年度からは自己点検・評価委員会において恒常的に行なった上で、研究科委員会で審議されることとなり、より系統的なプロセスとなった。

また経営学研究科では、受験生に対しオープンキャンパス、模擬講義、相談会などを実施し、さらに電子メールによる個別相談を実施するなど、学生の受け入れに関して十分に説明責任を果たしている。

しかし経営学専攻博士前期課程においては日本人の志願者、入学者が減少し、外国人留学生の志願者が主になりつつあることから、学生募集をより効果的に行う方法として学部からの進学者を増加させること、経営学研究科の基礎となっている東洋大学経営学部出身者を積極的に受け入れる体制作りを始めている。

#### (学内推薦制度)

経営学研究科における経営学専攻博士前期課程の学内推薦制度は経営学部4年生を対象に、3年次までの学業成績が評定平均値4.5以上(学業成績S=6.00、A=5.00、B=4.00、C=3.00)、そしてビジネス・会計ファイナンス専攻修士課程の学内推薦制度は経営学部4年生を対象に、3年次までの学業成績が評定平均値4.2以上の入学志願者に対し、面接試験によって受け入れている。平成15年度、16年度は10名を受け入れたが、平成17年、18年は1名と少なくなっており、平成18年度に学部生を対象にした大学院開講科目履修制度を設けた。これにより大学院教育の有用性を認識する機会を設け、学内推薦制度による入学者を増加させたいと考えている。

経営学専攻博士後期課程の学内推薦制度については、修士論文の成績が85点以上であることを条件とし、面接試験に合格したものを受け入れている。後期課程への学内推薦制度によって入学した学生は、平成15年度4名、16年度6名、17年度2名、18年度4名であり、経営学専攻が博士前期課程と博士後期課程として一貫教育を行い、経営学研究者の養成という目的を担っていることを考慮すれば、学内推薦制度は積極的に活用され、適切に運用されている。

#### (門戸開放)

経営学研究科は一般入学試験・社会人推薦入試、外国人留学生推薦入試において他大学・大学院の学生に門戸を開放しており、本学出身者と同一の条件にて受入を行っている。他大学出身者の占める割合も高く、十分に門戸開放が行われている。

#### (飛び入学)

経営学研究科に飛び入学制度はない。

#### (社会人の受け入れ)

経営学研究科では積極的に社会人を受け入れている。従来は社会人推薦入試が積極的に活用されてきたが、修士課程ビジネス・会計ファイナンス専攻が社会人の受入を前提に一般入試を行っていることから、社会人推薦入試の利用者は減少している。社会人の一般入試へのシフトは経営学研究科において社会人受入に積極的である証左となっている。

#### (科目等履修生、研究生等)

科目等履修生制度は、経営学専攻においては、「教養を高め、理論を深める目的で特定科目の履修を希望する者」を対象とし、ビジネス会計ファイナンス専攻においては、「ビジネスを実践の中で、実践と理論を結びつけ、さらにビジネス実践を向上させることを目的にする者」を受け入れている。

対象科目は、博士前期課程および修士課程の授業科目のみに限定して履修することができる。ビジネス・会計ファイナンス専攻においては授業をセメスタ制（授業半期完結）で実施し、選考は書類選考と面接試験で行っている。経営学研究科の目的と科目等履修生の受け入れ方針は十分に整合性を持ち、かつ明確な目的を持ったものを受け入れていることから適切に運営されているといえる。

さらに、特定の専門領域について研究を希望する者に学習の機会を提供するために大学院研究生制度が設置されている。この制度は大学院研究生と受託研究生に区分され、前者は博士前期課程または修士課程修了者、博士後期課程単位取得退学者を対象にし、後者は企業等の委託による者を対象にしている。書類選考と面接試験で選考を行っている。

これらの制度には毎年数名が合格している。

#### (外国人留学生の受け入れ)

外国人留学生に対し、門戸を開放している。受験生のほとんどが日本国内の学部を卒業した留学生であり、留学生の本国での大学教育等への配慮をする必要がなかったことから、留学生の本国での大学教育、大学院教育の内容・質の認定、単位認定等については、個々のケース毎に行っている。そのため入学試験会場も本学（日本）のみで行っている。

大学院博士前期課程および修士課程への入学者数は平成 14 年度 4 名、15 年度 2 名、16 年度 3 名であったが、平成 17 年度 7 名、18 年度 5 名と増加傾向にある。

#### (定員管理)

基本的には、一般学生、社会人学生、外国人留学生のバランスを考慮して、定員を充足する形で学生の定員管理を実施している。博士前期課程および修士課程ではおおむね定員は満たされており、博士後期課程においてもほぼ定員数の学生を確保している。社会人を対象にした講義を土曜日・夜間に積極的に開講していることなど、受け入れ態勢の整備などの努力の成果が現れている。

## 五. 工学研究科



### （学生募集方法、入学者選抜方法）

工学研究科の学生募集は、学内での大学院進学説明会の開催、工学部学生へのガイダンスの実施、さらには各専攻が独自にさまざまな形で案内をしている。またホームページ上でも入試に関する情報を公開しており、外部からの希望者にも入試実施方法、日程、出願要件、研究室の内容が把握できるように整備している。ホームページでは、博士前期課程の過去の一般入試試験問題も公開されており、受験者の便宜を図るとともに、学生選抜の透明性にも配慮している。選抜は専攻主任を中心に担当教員による問題作成、採点、面接対応など総合的な評価によって行なわれ、各専攻で決定された入学候補者は、合否判定を工学研究科委員会で行い、大学院研究科委員長会議で承認を得る。

工学研究科では、「東洋大学の5つの目標」を実現するために、多様な才能を有する人材の獲得を目指し、さまざまな選抜方法で入試を行なっている。具体的には、推薦入試（学内・一般）、一般入試、社会人推薦入試と外国人留学生推薦入試を実施している。また、これとは別に「飛び入学」制度を設けている。

学内推薦入試は指導教員の推薦と各専攻の基準要件を満たしていることが出願条件で、面接により大学院進学後（博士前期・博士後期課程）の教育・研究目標と意欲等を確認し合否判定を行なっている。一般推薦入試は、他大学生を対象に実施するもので、在学する大学の指導教員の推薦が必要で、書類審査・面接（口述試験）により判定を行なう。一般入試は、各専攻に応じた専門基礎科目、英語の筆記試験、面接試験を行うが、「飛び入学」を希望者はこの入試を受験し合格する必要がある。社会人推薦入試は、書類審査・小論文（英語の設問を含む）・面接（口述試験）。外国人留学生推薦入試は、書類審査・面接（口述試験）を実施する。

いずれの入試実施も年2回実施しているが、学内推薦入試は6月（4月入学）と2月（10月入学）に行い、その他の入試は9月と2月に実施している。工学研究科への入学は、セメスタ制（授業半期完結）に対応して4月と10月の年2回機会があり、6月の学内推薦入試合格者においては、就職などの進路変更や、他大学院への進学を理由に工学研究科への進学を辞退する者が多くなっている。このことから解決策として、4月入学のための学内推薦入試を平成18（2006）年度より6月と2月に実施することを決定した。また、外国人留学生の入試に関しては、随時入試制度や国内外での入試制度を検討している。

このように工学研究科は学内・学外を問わず門戸が開かれており、学生募集、入学者選抜方法は適切に運営されている。

### （学内推薦制度）

工学研究科では、大学院学生の増加と大学院の活性化を図る目的で、成績優秀者に対して年2回（6月と2月）の学内推薦入試を実施している。受験資格は、博士前期課程においては工学部の各学科内で成績上位40%以内であることと指導教員の推薦が必要である。また、博士後期課程においては、成績が優秀であり、併せて指導教員の推薦が必要である。

学内推薦による大学院進学者は、成績だけではなく人格的にも優秀で、それぞれがしっかりした目標を持って進学してきている。学部学生に対してはリーダー的存在として、良い影響を与えており、学内推薦制度は十分に機能している。

今後の課題としては、推薦入試条件等をよりわかりやすく改善することが必要で、推薦基準を評定平均値や偏差値によって簡素化することを検討する。

#### (門戸開放)

「先進性」、「開放性」および「柔軟性」をキーワードとして研究活動の活性化を目指している工学研究科では、広範囲な経歴を有する他大学の学生が多数入学することは、本学出身者に対しても良い刺激にもつながるため、積極的な門戸開放を行なっている。現在、工学研究科内における他大学出身学生は、博士前期課程で2名、博士後期課程で5名が在籍している。今後もより多くの入学者促進のために、入学希望者には研究室見学、担当教員の訪問・面接を随時行ない、過去の入試問題の公開など、工学研究科ホームページを中心として積極的に情報発信を行っていく。また、他大学出身者を対象として年2回(9月と2月)実施している一般推薦入試は、今後も継続していく。

#### (飛び入学)

学部3年次(6セメスタ修了)および3年半(7セメスタ修了)の学生を対象に、成績が学科内上位5%以内であり、かつ必要な単位と専門科目数を満した者に対して飛び入学を認める制度を実施している。しかし、飛び入学した学生は、工学部退学の扱いとなるため、学生は学士の学位を得ることができない。したがって、自ら学位授与機構に申請後、試験等によって得なければならないため、多くは学士を取得しておらず、今後の課題である。このため、学部の3年短期卒業制度を工学部に提案することと併せて、飛び入学制度の条件等の抜本的改善を視野にいれた見直を図る。

#### (社会人の受け入れ)

工学研究科では、「個別の入学資格審査」と一般入試、社会人推薦入試制度により、社会人の受け入れを行なっている。社会人は現在6名が博士後期課程に在籍し、うち2名は博士前期課程を修了していないため、「個別の入学資格審査」制度による入学者で、他大学出身者である。在籍している社会人全員が研究機関や産業界に所属し、仕事に関連したテーマを中心に研究を行い、それぞれの分野で一層の知識を身につけ、最終的には学位(博士)取得を目指している。

現在、私立大学学術研究高度化推進事業で5件の研究センターが採択されており、多くの学生が共同研究に参加し優れた研究実績を有している。このことから、研究成果の公開をシンポジウム等の開催やホームページ・発行物で幅広く行ない、今後も多様な経験を持つ社会人受け入れを積極的に推進していきたい。受け入れ体制は、各専攻ともに社会人が履修しやすい時間割編成やきめ細かい講義形態を行なうなど十分な配慮を行っている。

#### (科目等履修生、研究生等)

東洋大学大学院学則第 43 条から第 49 条に基づき、受託学生、科目等履修生、研究生、特別科目履修生、特別研究生、特別学生、外国人研修生の受け入れを行なっている。また、受託学生を除いて、それぞれの身分において必要事項は東洋大学大学院学則の中で定められている。

科目等履修生は、博士前期課程で開講する実験・演習・研究指導を除く講義科目を聴講する科目履修生と、教員免許状取得等に必要な科目を聴講する諸資格取得履修生がおり、出願資格や履修方法等は、募集要項に記載されている。科目担当教員は出願書類の聴講の目的や意欲などを面接試験によって審査し、合否判定を工学研究科委員会で行い、最終的には大学院研究科委員長会議で承認を得る。

研究生は、特定の専門領域について研究を希望する者を対象に受け入れを行なうが、博士前期課程並びに博士後期課程（単位取得退学者を含む）の修了者を出願条件とするが、詳細は出願要項に記載されている。審査は指導を担当する教員または各専攻主任が行ない、その後の手続きは科目等履修生と同様である。

過去 5 年での受け入れは、科目等履修生 1 名、研究生 1 名、受託学生 1 名、その他の受け入れ実績はない。

このように工学研究科は専門性の研究を採求する学生には門戸が開かれており、適切に運営されている。

#### （外国人留学生の受け入れ）

工学研究科の外国人留学生は、平成 18（2006）年 5 月現在で博士前期課程 5 名、博士後期課程 3 名が在籍している。大学基礎データ「表 18」で示す数値は入試方式により区分したデータであるため実数とは異なる。8 名中 2 名が学内推薦、4 名が一般入試方式、2 名が外国人留学生推薦入試により入学している。そのうち博士後期課程に在籍して 1 名の学生は、外国において修士課程を修了していることから、東洋大学大学院学則第 30 条から 31 条に基づき受け入れを行なっている。

外国籍を有し日本の大学（学部・大学院）に就学経験のない者が工学研究科に入学を希望する場合、東洋大学大学院学則第 30 条に基づき審査を行なう。その際、本国地での大学教育等を修了したことの証明書と成績証明書の事前提出を義務付け、希望する研究分野の教員との面談を実施している。そのうえで、各専攻は入試方式（個別の受験資格審査・一般・外国人留学生推薦入試）を決定する。本国の大学等で学んだ分野が、希望する研究分野と大幅に異なる場合は、外国人留学生推薦入試の受験資格を満たしていても一般入試により学力を判断し合否を決定する。さらに、外国人留学生の便宜を考え、随時入試の実施、国外における入学試験などの制度を検討している。このように工学研究科は専門性の研究を採求する学生には門戸が開かれており、国籍により不利益になるようなことがないように適切に運営されている。なお、平成 19（2007）年度に新設する「学際・融合科学研究科」では、外国人留学生の受け入れを積極的におこなう。

#### （定員管理）

工学研究科は平成 17 (2005) 年度からの「4 専攻への再編」され、新専攻における収容定員および在学者数 (括弧内) は、機能システム専攻で博士前期課程 48 名 (94 名) ・博士後期課程 18 名 (10 名)、バイオ・応用化学専攻で博士前期課程 40 名 (56 名) ・博士後期課程 18 名 (4 名)、環境・デザイン専攻で博士前期課程 36 名 (32 名) ・博士後期課程 18 名 (3 名)、情報システム専攻で博士前期課程 46 名 (43 名) ・博士後期課程 18 名 (3 名) となっている。また、旧専攻は機械工学専攻で博士前期課程 30 名 (1 名) ・博士後期課程 12 名 (0 名)、電気工学専攻で博士前期課程 40 名 (2 名) ・博士後期課程 12 名 (0 名)、応用化学専攻で博士前期課程 40 名 (3 名) ・博士後期課程 12 名 (5 名)、土木工学専攻で博士前期課程 16 名 (0 名) ・博士後期課程 12 名 (2 名)、建築学専攻で博士前期課程 20 名 (2 名) ・博士後期課程 12 名 (0 名)、情報工学専攻で博士前期課程 24 名 (1 名) ・博士後期課程 12 名 (6 名) である。新専攻の博士前期課程では全専攻において収容定員数をほぼ満たしているが、博士後期課程は収容定員数を下回っている。これは、主に学生の経済状況と就職状況が大きな要因であることが考えられる。博士前期課程・後期課程とも学費減免・奨学金助成制度を設けてはいるが、進学後の支給となるため効果としては薄く、学部就職状況が良好な場合には進学希望者が減少する。平成 18 (2006) 年度においても就職状況が良いことから大学院進学者は若干減少している。また、博士後期課程の学生は年齢的な問題もあり、大半の学生は、経済的な理由で進学を躊躇する傾向にある。工学研究科としての対策は行っていくが、この問題の根本的な解決は大学全体としての制度改革を行う必要がある。大学院学生は大学の研究を担う人材でもあることから、大幅な学費減免制度の導入や学費値下げが希望される。今後は、大学院研究科委員長会議を経て学長から法人に働きかけていくことになる。

また、平成 18 (2006) 年度に工学研究科内に新たに就職担当委員を置き、大学院学生の就職状況の向上と学部学生への情報提供により、大学院進学希望者の増加を目指している

## 六. 経済学研究科

経済学研究科では、経済学に関する高度で総合的な学識と理解力を備えた研究者を養うというこれまでの目標に加えて、社会の要請に創造的に応えるため、実社会で必要とされる技能・知見を存分に発揮して社会に貢献できる高度職業人(プロフェッショナル)養成を目標に掲げ、新たな教育体系の構築に努めている。また、中国の経済発展を背景に急速に形成されつつある東アジア経済圏という現実を踏まえ、それに対応した人材の育成にも取り組んでいる。意欲と潜在能力に富む入学希望者には広く門戸を開け、受け入れることを目標に学生募集および入学者選抜を行っている。

### (学生募集方法、入学者選抜方法)

経済学研究科では、一般入試と併せ広く人材を社会人に求める観点から社会人入試を行

っている。入学試験は、応募者にできるだけ多くの受験機会を提供し、研究科にとっても人材確保の機会を増やすという観点から、年2回（9月入試および2月入試）行なっている。

なお、経済学専攻研究コースでは、経済学部との連携の下、成績優秀な学部卒業生を発掘するため、学内推薦入試を実施している。

学生募集方法は、学内掲示板のほか、入試パンフレット、近年ではホームページなどのインターネットのメディアを重点的に利用して広く学生を募っている。また、入試相談会も開催し、現役の学生も参加させ生の声が届くようにしている。現在のところ、受験応募者は増えており、こうした募集の方法は適切であると判断できる。また、入試相談会におけるアンケートでは大半がインターネットにより情報を得ているとの回答があり、インターネットを利用した学生募集は適切であると判断できる。

選抜の方法は、筆記試験、面接（口述）試験で行っている。経済学専攻研究コースの前期課程一般入試では、筆記試験（必修科目として「英語」および「経済理論」、選択科目として経済学のうち「経済政策」、「財政学」、「金融論」から1科目）と面接を、また、推薦入試については、学内推薦が書類審査（研究計画書、指導教授推薦書等）と口述試験、社会人推薦が書類審査、論文および口述試験を課している。一般入試では、専門分野の知識とともに、外国語学力および経済学の基礎学力が問われる。また学内推薦入試では、明確な研究計画を持ち合わせているか否かに重点を置いて、選抜を行なっている。なお、学内推薦の出願資格は、学部3年次までの評定平均が4.5以上としている。他方、後期課程では、一般入試では「英語」と口述試験が、また、学内推薦および社会人推薦入試とも、書類審査（研究計画書、指導教授推薦書等）と口述試験となっている。学内推薦の出願資格は、前期課程在学中の成績平均が85点以上である。

公民連携専攻は、スキルアップを目指す社会人を中心に据えているので、公民連携に関係の深い地方公共団体、政府職員、企業職員を主な対象として公民連携専攻の存在を印象付け、公民連携専攻で独自に作成したホームページを通じて教育課程の内容をPRすることで、勉学の意思を持った学生を募集することを基本としている。公民連携活動に関わる何らかの実務経験を持つ社会人に対する入試では、公民連携をテーマとする時事問題に関して小論文試験と面接を実施している。学部からの進学、社会人経験2年未満の一般入試では、公民連携に係わる時事問題に関する小論文のほか、面接では修士課程の進学に十分な学力を有するかにつき口頭試問を行っている。公民連携専攻は、上述のように、社会人を主要な対象とするので、こうした入学者選抜方法が適切であると考えられる。

経済学研究科の目的や目標にそった学生獲得も、面接（口述）試験を実施することで、確保することが可能である。

合格判定は、専攻主任から合否判定の要旨が説明され、研究科委員会の審議として行われており、継続的恒常的に行われている。

また、受験生に対しては入試相談会の実施、電子メール等による個別相談を実施するなど、学生の受け入れに関して十分に説明責任を果たしている。さらに、ホームページからも入試情報や過去問題、入試要項などが閲覧できる状態になっており、一般に公開されていると言える。

### (学内推薦制度)

経済学専攻では、学内学部学生の人材発掘と学部からの教育・研究の継続性・一貫性の確保を目的に、学部成績優秀者を対象にした学内推薦入試を実施している。大学院での教育は学部と異なり、教員と院生との個人的な相互の触発・ふれあい（インターアクション）が大切である。また多くの場合、学部での教育を更に積み上げていく形で行われている。したがって、そうしたことを担保する意味でも、学内主戦入試は適切な制度であると考え

る。そこでは学部ゼミの担当教員による推薦状と成績表を精査して、合否を判定している。特に推薦状は、各教員が、当該学生が大学院教育に耐えうる能力と意思を兼ね備えているかを厳しく判定し、執筆している。その結果、同じゼミ出身者であっても推薦で入る学生と、筆記試験を受験して入る学生とが存在するのはやむをえないと考える。成績表については、原則として5段階評価に換算した評定平均値を基に判定している。ただし、最低点は明確には設けていないが、概ね4.5以上を目安としている。

また、前期課程から後期課程へ進学する場合においても、成績優秀者（指導教授が推薦し、前期課程成績評価が100点満点で平均85点以上）に対し同様に推薦入試を実施している。とくに前・後期一貫した研究指導の徹底を可能とする後期課程への推薦制度は、若手研究者を養成する上で、極めて重要である。

### (門戸開放)

経済学研究科は、一般入試、社会人入試制度において他大学出身者にも広く門戸を開放しているが、結果として推薦や筆記試験で本学卒業生が多数占めている。一方、税理会計コースは社会人中心の入学状況であり、そのほとんどは非・本学出身者である。

また、経済学専攻では、研究・教育のいっそうの充実を図る目的から、既述のように、平成14年度より都内他8大学単位互換の協定を結び、単位互換（10単位を上限）・特別聴講生の相互受入れを実施している。

### (飛び入学)

基礎学部となる経済学部では現在、大学院進学を条件に、学部成績優秀者（S評価、教員の推薦）を対象にした短縮（3年）修了制度を導入した。一方、本研究科では既に、同制度による該当学生の大学院受け入れの方針を下した。ただし、現状では、該当者はまだ出ていない。また、研究科では、前期課程において所定の要件を充足し、かつ顕著な成績を修めた者に対して修士1年修了制度を実施しているので、制度的には、学部3年修了制導入により、学部入学から最短4年で修士号取得が可能となる。学部・研究科連携の下、短期間のうちにすぐれた人材開発を行なう一方策になるものと考えられるが、一方で、学部3年修了制度と修士1年修了制度の二重適用は、研究者養成の観点からは性急すぎるとの見解があり、結論はでていない。したがって、適切かいなかの判断もできない。

なお、経済学研究科は、正式に「飛び入学」という制度を設けて学生を受け入れることはしていない。学部を「飛び卒業」できた学生が一般入試を受ける場合には、学部卒業の

資格要件を充たすものとして一般的に取り扱っているため、この措置は適切である。

#### (社会人の受け入れ)

平成 18 年度(同年 5 月時点)で、経済学専攻全体の在籍者数 47 人のうち、社会人入試による入学者数は 18 で、割合は 38% を越える(大学基礎データ「表 18」参照)。既述のとおり、研究コースでは社会人学生の受け入れは低いものの、税理会計コースではそのほとんどが社会人学生である。社会人入試は、高度な学習・知識の習得や専門職技能・資格取得対策等大学院教育に対する社会的ニーズの高まりに応えるための制度である。税理会計コースのみならず、先端政策コースでも同制度を利用する入学者が多かった。

公民連携専攻は基本的にスキルアップを目指す社会人の受け入れを正面にすえて創設された修士学位取得のための大学院である。平成 18 年 4 月に開講し 24 名が現時点で履修しているが、そのうち 22 名が社会人入試での受け入れで、学部卒業 2 年以内の一般入試による院生は 2 名にとどまる。

以上からみて、社会人受け入れを積極的に行うための社会人入試制度は、社会人入学者も多く適切な制度であると言える。

#### (科目等履修生、研究生等)

大学院学則により、大学院の授業科目について科目履修を希望する場合には、正規の学生の修学を妨げない限り選考(書類審査、面接、担当教員の所見)の上、履修が許可される。科目等履修生規定に従い、履修科目は博士前期課程に開設されている科目とし、所定の試験等に合格した場合には、単位を取得することができる。これは中高年層の自己再教育、資格取得の支援といった意味からも有益な制度であるほか、本学大学院に正規に入学した場合、取得した単位は修了所要単位数に含めることができるという特色をそなえる。これにより正規入学とは別に、また、成績優秀者に対する修業期間短縮(1 年修了)制度の趣意とは反対に、長時間をかけた単位積重ねによる学位(修士号)取得が可能であり、今後、さらに多様化する修学者の要望に応える一方途にもなり得るものと判断する。

また、学生が特定の専門領域について研究を希望する場合は、東洋大学大学院学則及び「東洋大学大学院研究生規程」により、これを許可している。研究生は、前期課程に在籍する科目等履修生とは異なり、博士前期課程修了者もしくは後期課程単位修得者でさらに研究の継続を希望するものを対象とし、特定の教授について研究上必要な授業科目を聴講することができる。経済学研究科における最近 5 年間の科目等履修生、研究生の実績は以下の通りである。

公民連携専攻の基本的な科目に関しては、大学内での科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れを行っている。国内外の大学との間での科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れは、公民連携専攻の持つ特殊性から行っていない。

#### (外国人留学生の受け入れ)

経済学専攻では、研究コースで現状は中国人を中心として、外国人留学生を積極的に受け入れている。最も少ない年で 2 名(平成 16 年度)、多い年では 10 名(平成 13 年度)の留学

生が在籍した。公民連携専攻は平成 18 年 4 月開講だが、現時点で 24 名の学生の中に外国人留学生の受け入れはない。尚、経済学研究科は留学生入試を実施していないため、入試形態別の内訳を示す大学基礎データ「表 18」では、留学生在籍数は 0 となっている。

本研究科に進む留学生の多くが、本学経済学部出身者である。若干数の非本学出身者の場合には、わが国の大学学部教育内容に準拠した選抜試験を課すことで、学生受け入れ水準の適切性を担保している。

#### (定員管理)

平成 18 年度(同年 5 月現在)で、経済学専攻・前期課程の収容定員に対する在籍学生数の比率は 2.35 である(大学基礎データ「表 18」参照)。研究コースに加え、経済学専攻に税理会計コース(平成 13 年度までは専修コース)や先端政策科学コースを開設したことにより社会人学生の獲得に力を注いできた結果、定員を上回る入学(在籍)者数になった。平成 14、15 年度の入学者が急減したのは、税理士法改正に伴い専修コースを一時廃止したためである。しかし、復活した後は着実に学生数を伸ばしており、定員を超えている事態は問題である。

資格重視・専門職志向という社会の傾向を背景に税理会計コースへ入学を希望するというニーズが増大を続けている実情を踏まえれば、合格者数を減らすのではなく、潜在ニーズの高まりに添う形で定員数を拡大することが重要と考える。具体的には、研究科会議を中心に討議した結果を研究科委員長会議の場でも正式の論議を行い、その結果については学則改正に反映させる形で調整を図ることが重要であると考えます。

一方、後期課程については、平成 18 年度(同年 5 月現在)で収容定員に対する在籍学生数の比率は 0.89 である(大学基礎データ「表 18」参照)。入学者数で見た場合も、平成 15 年度と 17 年度に定員割れを生じている(下表参照)。平成 18 年 5 月現在、学生確保のための措置は特別に講じていない。修了後、研究者・教員として就業できる機会を十分に斟酌した形で、後期課程の収容定員の見直しを図ることは重要と考える。

公民連携専攻は平成 18 年 4 月開講したばかりであるが、1 学年 30 名の定員に対して現在は 8 割にあたる 24 名の学生を受け入れている。公民連携専攻はセメスタ制を取っており秋入試も実施するので、30 名の定員を充たすよう学生募集を行っている。

## 七. 国際地域学研究科

国際地域学研究科はすでに述べたとおり「東洋大学の 5 つの目標」をふまえた目標を設定している。この目標をふまえ、学部を卒業して直に進学する日本人学生のみならず、社会人や留学生など多様な学生の受け入れを目指している。

#### (学生募集方法、入学者選抜方法)

学生募集方法としては、大学院全体の案内、Web ページへの掲載、国際協力業界誌へ



の広告、大学院案内・入試要項の希望者への配布、年に複数回大学院説明会を開催する等さまざまな方法を用いて、入試制度および講義内容を積極的にPRしている。大学院説明会は希望者を対象とするが、通常の学部ガイダンスにおいても大学院進学についての説明を行っている。

入学者の選抜方法は、一般入試と2種類の推薦入試（学内推薦、社会人推薦）をとっている。博士前期課程の一般入試では、外国語の英語、小論文、面接により選抜する。社会人推薦入試においては、選考方法は書類審査、論文、面接である。

博士後期課程の一般入試の選抜方法は、日本人学生と留学生とで別である。日本人学生については、英語I、選択語学（英語、ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語から1科目選択）、論文、面接である。外国人学生については、日本語、英語、論文、面接を課している。社会人推薦入試においては、論文、選択語学（英語、ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語から1科目選択）、面接である。

入学者の構成については、制度上一般入試入学者をあくまで基礎にしている。しかし、年度によっては推薦入試入学者が多数を占める場合も見られる。ただし、国際地域学部の性格上、外国人留学生の入学は比較的多く平成18年3月までに修士課程（博士前期課程）を修了した学生は59名であったが、そのうち30名は外国人留学生であった。

社会人推薦入試入学については、生涯教育という時代のニーズに応えると同時に、該当者の社会的経験が国際地域学の実践的な内容に則していることから、積極的に社会人にも広く門戸を開いており、社会人推薦入試による入学者は博士前期（修士）課程国際地域学専攻5名、国際観光学専攻12名、博士後期課程国際地域学専攻2名である。

入学者の構成は上に述べた多様な学生の受け入れという目的に対して適当なものと考えられ、現時点では早急に改善しなければならない点は特に存在しないため、当面は現状の方法で実施するが、その適切性の検討は継続的に行なっていく。

#### （学内推薦制度）

3年次までの学内成績の平均値4.3点（SおよびA～Cを5～3点換算の平均値）以上の成績優秀者に関して、研究計画書、推薦書等の書類審査と面接をもって選抜している。国際地域学のひとつの大きな特徴である途上国での調査や町おこしなどのフィールド経験を持つ学生が、この制度を積極的に利用して入学してきている。選抜においては、学部における勉学、卒業論文など学業成果と大学院における研究の方向性との整合性と、今後の研究意欲を注視して選抜している。また留学生についてはこの段階で大学院における教育、研究に必要な日本語能力の有無についても判定している。

学内推薦制度により入学した大学院生は単位の取得や論文の作成などにおいて、一般入試により入学した大学院生と遜色のない、あるいはそれ以上の成果を修めていることから、学内推薦による選抜は適切に機能している。しかし、特に優れた学部学生が必ずしもすべて国際地域学研究科に進学している状況ではないため、今後さらに優秀な学生の受入を図るため、学部学生に対する積極的な指導や相談を行なうこととしている。

#### （門戸開放）

新しい大学院であることから、学部内出身者が多いが、門戸開放を進めており、これまでの博士前期（修士）課程国際地域学専攻入学者 94 名の内 29 名は他大学および本学他学部の出身者、および受験資格審査者で、うち 10 名は海外の大学の出身者である。国際観光学専攻入学者 25 名の内 18 名は他大学および本学他学部出身、および受験資格事前審査のうち 3 名は海外の大学出身者である。また博士後期課程入学者の 13 名中 2 名は他大学の出身者である。今後さらに実績を積み重ねながら、広報にも力を入れて、門戸開放を進める予定である。

国際地域学研究科においては、短大卒や専門学校卒など学部卒業生でない者や海外での学部卒業生で制度の違いから 16 年の正規教育を受けていない志願者については、正規の入学試験に先立ち事前審査を行い、受験可能な学力を有することを確認の上一般の受験者と同様に選抜を行っている。これまでに国際地域学専攻博士前期課程 1 名、国際観光学専攻修士課程 4 名、国際地域学専攻博士後期課程 1 名を受け入れているが順調に単位を取得しており問題はない。

#### （飛び入学）

現在のところ学部 3 年終了時点で入学する飛び入学の制度は設けられていない。

#### （社会人の受け入れ）

国際地域学研究科では社会人学生を多く受け入れており、これまでの入学者のうち博士前期（修士）課程は 5 名、博士後期課程は 2 名が社会人である。特に国際観光学専攻においては社会人の入学希望が多く、修士課程入学者 25 名中 12 名となっている。しかし、社会人の中には学士の学位や修士の学位を持たない者もいるので、多様な学生の受け入れという目的を踏まえ、**国際地域学研究科大学院受験資格に関する内規に基づき受験資格を事前に審査し、短期大学卒業生の博士前期（修士）課程への、学部卒業生の博士後期課程への入学試験の受験資格を許可した実績があり、それぞれ合格者が国際地域学研究科に入学していることから、今後も実施していくこととしている。**

今後、さらに白山第 2 キャンパスを中心に社会人学生の受入をはかるため、積極的な広報や進学相談会の実施などを行なうこととしている。

#### （科目等履修生、研究生等）

平成 17 年 4 月から科目等履修生および研究生の制度を設けており、特定の科目に限った履修や研究指導のみを受けることが可能である。現在、科目等履修生として国際地域学専攻 1 名、国際観光学専攻 4 名が在学している。これらの受け入れにあたっては当該分野の教員による面接および研究科委員会による承認により決定している。

科目等履修生、研究生等は学生個々の状況に応じた研究や学習が行えるため多様な学生の確保の観点から国際地域学研究科の目的に適うものであり、さらに、科目等履修生として修得した単位は、10 単位まで国際地域学研究科に入学した際に認定されるので、この制度を利用して、国際地域学研究科に進学した社会人が 1 名いることから、今後も希望に応じて受け入れて行くこととしている。

### (外国人留学生の受け入れ)

平成 18 年 5 月現在の外国人留学生の受け入れ状況は博士前期（修士）課程では在学者国際地域学専攻 27 名中 18 名、国際観光学専攻 25 名中 10 名である。このうち 5 名は JICA 長期研修員である。博士後期課程においては在学者 11 名中 4 名である。

受け入れにあたっては JICA の推薦による留学生以外は、上述の入学者選抜方法により日本人学生と同等あるいはそれ以上の学力があることを確認した上で入学を許可している。国際地域学研究科を受験する留学生の多くは本学あるいは他の国内の大学からの進学であるが、海外から直接受験する JICA の長期研修員制度を利用した留学生については、JICA より推薦された候補者に対して英語能力等の書類選考を行い、入学許可者を決定している。なお、JICA の留学生に対しては日本語能力が不足しているため、学習面、生活面のサポートのためにチューターをおいている。

単位の認定を始めとして教育、研究指導においては日本人学生と全く同等に行っているが支障なく単位取得がなされていることから、外国人留学生の受け入れは適切なものと評価している。

上述のとおり、今後英語による支援体制の充実、海外からの直接受験の制度化、外国人留学生のための奨学金の充実などについて検討して行く。

### (定員管理)

博士前期（修士）課程の収容定員は国際地域学専攻 30 名、在籍学生数は 27 名、後期課程の国際地域学専攻収容定員は 15 名、在籍学生数 11 名、国際観光学専攻の収容定員は 20 名、在籍学生数 25 名で概ね収容定員程度の在籍者があり、上述の学生募集方法、入学者選抜方法、学内推薦制度といった学生確保の措置は適切である。

## 八. 生命科学研究科

生命科学研究科では、「東洋大学の 5 つの目標」を具現化するために、生命科学に対して真摯な興味を持ちかつ柔軟な思考能力と生命科学研究科の教育に適応する能力を有する学生を受け入れて教育することを目標にしている。学部との一貫教育を重視し学部学生で優秀な学生を積極的に受け入れて教育を行うため、また、社会人を含めた外部からの学生を受け入れて多様な才能を有する人材を育成するために、さまざまな学生募集方法を実施している。

### (学生募集方法、入学者選抜方法)

学生の募集においては、研究科の紹介を大学院全体および研究科独自の案内パンフレット、大学院全体と板倉キャンパスの Web ホームページへ掲載する他、案内パンフレットおよび入試要項は希望者へ無料で送付している。また、年 1 回行われる大学院全体の進学

説明会の他、学部のオープンキャンパスと同時に開催する研究科独自の説明会開催等、さまざまな方法を用いて、入試制度および講義内容を積極的にPRしている。特に、大学院説明会は、不明な点・問題点がある場で説明できるので受験者には良い方法である。試験問題についても公開しており、学生募集方法の適切性に問題はない。

博士前期課程入学者の選抜方法として、一般入試と社会人推薦入試を年2回（9月、翌年2月）実施している。

<一般入試>

○平成15年9月入学者までの入試科目

試験科目：英語、専門3科目（生化学、有機化学、生理学、細胞学、分子生物学、微生物学、生体情報学、生物工学のうち試験会場にて3科目を選択）

面接

○平成16年4月入学者からの入試科目

試験科目：英語、専門2科目（生化学（有機化学、分析化学を含む）、遺伝子工学（バイオインフォマティクスを含む）、細胞学、生理学のうち試験会場にて2科目を選択）

面接

<社会人推薦入試>

試験科目：書類審査、小論文（英語の設問を含む）、面接

一般入試の入試科目については、平成15年4月までの入学者に対して行った選抜方法に関して再検討し、平成15年度の一般入試（平成16年4月入学者に対する一般入試）から専門科目に関して、上記のように出題科目を従来の8科目から4科目に見直した。これは、受験者が選択する専門科目が偏ることを防止し、かつ幅広い範囲の知識を有する学生を獲得するためである。そのために類似の専門科目をまとめ、かつ専門科目の出題範囲を広くすることにした。一般入試と社会入試により、幅広く優秀な学生の受け入れが厳密になされており、入試制度には問題はないと考えている。

#### （学内推薦制度）

学部の6セメスタを終了し、4月から卒業論文・卒業研究に着手した学部4年生の中から、成績上位者でかつ116単位（卒業要件124単位）を取得した学生に対して学内推薦制度を適用している。成績上位者は、平成17年度までは上位30%以内とされていたが、平成18年度から上位40%以内に改めた。この成績上位者の基準については、成績上位50%以内の学生の多くが、他大学大学院に進学するケースが多数あるという現状を踏まえて変更した。推薦入試は6月に行なっている。10月入学者に対しても翌年2月に前年の推薦基準に従って、学内推薦を行なっている。また、博士後期課程進学についても成績優秀でかつ指導教員により推薦された学生に対しては、2月に学内推薦を行なっている。これまでのところ、学部との一貫教育のもとで、優秀な学生を学内推薦により受け入れており、制度に問題はなく適切であると判断している。なお、学内推薦による博士前期課程入学者は、平成13年度36名（38名中）、平成14年度4名（12名中）、平成15年度4名（21名中）、平成

16年度6名(12名中)、平成17年度7名(20名中)で、博士後期課程入学者は、平成15年度6名、平成16年度2名、平成17年度6名である。博士課程は、平成17年度社会人推薦の2名を除きすべてが学内推薦による。

#### (門戸開放)

他大学の学部・研究科に所属する学生、研究生に対し、一般入試制度を設けている。現状では、本学研究科への入学に関して、他大学からの受験者は平成13年度2名、平成14年度2名があり、平成13年度1名、平成14年度1名が入学した。入学者の本学での履修状況は非常に良い。しかし、いずれの大学の大学院も定員確保策を行っていることから、板倉キャンパスの立地条件もあり、他大学からの受験者数の確保が容易でない現状がある。今後、より多くの入学者を獲得するために、ホームページを更新しPRを積極的に行う。

#### (飛び入学)

生命科学部による卒業要件の見直しが行われていないため、研究科博士前期課程における飛び入学は実施していない。後期課程においては、前期課程の短期修了生を受入れることにより5年間の博士課程を短縮することを可能としており、平成17年度の短期修了生1名を平成18年度に後期課程に受け入れた。

#### (社会人の受け入れ)

当研究科では平成15年の博士後期課程開設以来、平成17年4月に初めて社会人からの博士後期課程の受け入れを行った。社会人入学は、生命科学研究科の教育理念を遂行する上で重要であるとともに、一般大学院生の教育研究において、社会に貢献する研究に対する意識の向上に寄与すると期待している。今後も、実際に社会人入学をした大学院生から意見を聞く等して、社会人学生の受け入れ環境等に関する問題点を探り、さらに社会人入学を積極的に支援する改善策を取ると共に、積極的受け入れにつなげていく。

#### (科目等履修生、研究生等)

科目等履修生、研究生ともに当研究科に制度はあるが、今までのところ受け入れた実績はない。原則として、科目等履修生の場合は、聴講希望科目の担当教員が、研究生の場合は、指導教員が面接の上、受講を認める。科目等履修では、授業科目担当者の受講条件を満たさない場合には、受講を認めないこともあり得る。

#### (外国人留学生の受け入れ)

当該研究科では、これまでに外国人留学生を受け入れたことはない。しかし、国際的な交流および国際貢献を考慮して、現行の入試において、一般入試で受験することが可能となっている。その際は、英語に変えて日本語で受験できるようにしている。

#### (定員管理)

生命科学研究科の定員は、博士前期課程30名(各年次15名)、博士後期課程12名(各

年次4名)としている。これに対して、平成18年5月1日現在は、博士前期課程29名、博士後期課程11名となっている。毎年入学者の変動はあるが、一定の水準を満たしている。

収容定員に対する学生確保は、生命科学研究科の存在意義に関わる重要な問題である。このためには、生命科学研究科がこれまで以上に質の高い研究教育と社会の要請に応えた研究活動を行っていくことが肝要である。他大学でも大学院の定員の確保を盛んに行っており、学部から生命科学研究科に進学した学生数とほぼ同数の学生が他大学の大学院に進学している現状がある。このことから、生命科学研究科への進学を促進する対策を考えて行く必要がある。学内推薦入学が決定した4年生に対して、生命科学研究科の単位を事前に取得することを可能にするなど、学部－研究科の一貫した教育研究のメリットを盛り込んだ具体策を検討して行く必要がある。また、積極的に外部資金を導入し、高度な研究教育が可能となりつつある現状に対し、依然として学生のデスクも不十分であり、大学院生一人当たりの実験スペースが十分に確保されていないことが、博士後期課程進学の障壁となっている。教育研究条件・環境を改善して行くことが急務の課題である。板倉キャンパス整備計画をこれまでに作成してきており、その実現に向けて研究科として努力して行く。

## 九. 福祉社会デザイン研究科

福祉社会デザイン研究科の教育のねらいは、社会福祉学、福祉社会システム研究、子ども支援学、高齢者・障害者支援学、健康デザイン学、人間環境デザイン学という幅広い領域の研究者、教育者ならびに専門職者を育成することにある。そのような理念のもと、福祉社会デザイン研究科における学生受け入れについては、国内外の出身者から広く学生を受け入れるだけでなく、リカレント教育の大学院として社会人やキャリアアップ形成を目指した有職者を受け入れ、多くの人々への門戸を開放することを目標としている。また、専攻またはコースごとに研究者、教育者ならびに専門職者教育に関する力点配分を変え、受験生の専攻またはコースの選択に幅をもたせることによって、門戸をより一層開かれたものにしていく。

### (学生募集方法、入学者選抜方法)

社会福祉デザイン研究科は、3専攻とも入学資格、入学前の既修単位等の認定について、学校教育法67条、学校教育法施行規則第70条～第70条の6、大学院設置基準第15条にのっとるとともに、当研究科の理念と目的に基づき入学者選抜試験を実施し入学者を受け入れている。また、インターネット上で過去問題を公表するとともに、大学院受験相談会においても詳細な説明を行うことによって、福祉社会デザイン研究科が求める学生像の一端を受験生に知らせている。

社会福祉デザイン研究科の定員は、博士前期課程においては社会福祉学専攻20名、福祉社会システム専攻20名、ヒューマンデザイン専攻30名であり、博士後期課程は社会福祉学専攻5名、ヒューマンデザイン専攻5名である。

学生募集については、本学のホームページからの掲示と、大学院の募集要項の刊行によっている。インターネットの場合は、ホームページ上から募集要項・出願書類がダウンロードできるようになっている。

入学者選抜の方法は、学内選抜、一般入試、社会人入試がおこなわれている。社会福祉学専攻とヒューマンデザイン専攻は、平成 18 年度から 9 月に学内選抜、1 月と 2 月に一般入試と社会人入試がおこなわれる予定である。福祉社会システム専攻については 4 月だけではなく 10 月入学生も受け入れる予定であり、9 月に学内選抜、一般入試、社会人入試、また 2 月に一般入試、社会人入試をおこなう予定である。

このように、多くの人に門戸を拓けることを目標とする当研究科としては、今日情報収集の手段として広く活用されているインターネットを中心に詳細な情報が発信されており、そのようなことから当研究科の学生募集は適切に行われていると思われる。また、当研究科では学内選抜や一般入試、社会人入試の枠を設定するとともに、複数回試験を実施することから、この入学者選抜の方法は多くの人に対して機会均等化を果たす意味において適切であると考えられる。

#### (学内推薦制度)

優秀な学生を大学院に進学させることを目的に、7 セメスタまでの成績が 5 段階評価で 4.2 以上の学生の出願を認めている。しかし、その成績のみで受け入れを判定するのではなく、試験方法として小論文と面接を導入しており実施しており、このことから学内推薦制度は適正におこなわれていると判断できる。

平成 18 年度の入試では 8 人の推薦があり 8 人すべてを受け入れ、3 専攻とも一定の推薦学生を確保しているが、ヒューマンデザイン専攻健康デザイン学コースにおいては、平成 18 年度入試で受験生を確保できなかったため、ライフデザイン学部が卒業を出した後の入学年度となる平成 21 年度の推薦学生を見据えて、当該学部を中心としながら在籍学部生に対して進学指導をおこなう。また、平成 19 年度以降の入試から、福祉社会デザイン研究科の学内推薦制度について、全学部の学部学生に対し学部掲示板などを利用して、告知するような体制を確立する。平成 18 年度については、推薦学生のすべてを受け入れたが、将来的に推薦学生が増加した場合の措置について、平成 20 年度までの推移を見据えて、平成 21 年度以降から検討を開始する。

#### (門戸開放)

福祉社会デザイン研究科としては他大学出身者のみならず条件が見合えば大学既卒者でない者に対しても広く門戸を開放し、本学出身者や社会人と同様に選抜試験の機会均等化を図っている。現在のところ、当研究科の博士前期課程および修士課程では 38 名の他大学出身者を受け入れている。また、福祉社会デザイン研究科の教育上必要と認められる教育内容の中で、他大学で未習得部分のものがあれば、必要に応じてそれに対する補修的な教育も行われている。

他大学院の学生に対しても同様に、福祉社会デザイン研究科の博士後期課程への希望があれば、選抜試験の結果にもよるが、基本的に出身大学院に関わりなく広く受け入れている。

る。現在、10名の他大学院出身の学生が当研究科博士後期課程において学んでいる。

このように、他大学および他大学院生の受け入れに関しては適切に行われている。

また、聴講制度に関する門戸開放に関しては、現在10単位を上限とした他大学との単位互換制度をおこなっている。また博士前期課程、博士後期課程ともに完成年度を迎えるまでは、門戸開放についての検討は実施しない。

門戸開放については、他大学との単位互換制度が実施されており、単位制限はあるが、システム的には問題ないと判断できる。ただし、他大学の授業開講科目の提示の仕方が十分とはいえないため、この点についてのインフォメーションの仕方を検討する余地が残されている。

他大学の授業科目について、白山キャンパスで開講されている社会福祉学専攻、福祉社会システム専攻については、すでに大学院教務課において関係資料の閲覧ができるようになっていたので、オリエンテーション時にきめ細やかな指導をすることで、十分な改善が可能であり、平成19年度からその対応を図る。また、朝霞キャンパスで開講されているヒューマンデザイン専攻の大学院生については、朝霞キャンパス内で関係資料の閲覧の可能性について、平成19年度以降から検討をおこなう。

また、門戸開放についての抜本的な見直しについては、博士前期課程においては平成20年度、博士後期課程においては平成21年度以降に研究科委員会において検討を加える。

#### (飛び入学)

飛び入学については、3専攻の博士前期課程、博士後期課程ともに実施されていない。また、博士前期課程、博士後期課程ともに完成年度を迎えるまでは、飛び入学の制度を検討する予定はない。

現状においては、飛び入学の制度そのものに対する必要性が明確になっていない。そのため、飛び入学制度の議論はおこなわれておらず、この制度の妥当性そのものが一度検討される必要がある。博士前期課程は平成20年度、博士後期課程は平成21年度に、飛び入学制度導入の妥当性を検討する。

#### (社会人の受け入れ)

平成18年度の社会人の受け入れについては、社会福祉学専攻18名、福祉社会システム専攻14名、ヒューマンデザイン専攻8名である。

福祉社会デザイン研究科では、社会人の受け入れを考慮して、福祉社会システム専攻では、学校教育法第66条の2、大学院設置基準第2条の2、および第14条により、夜間において教育をおこなう課程を設けている。また、社会福祉学専攻ならびにヒューマンデザイン専攻も、社会人の受け入れを見越して、科目の一部を夜間の時間帯に開講している。

現状を見る限り、社会人の受け入れについては、対応ができており、適正なものとして判断できる。博士前期課程は平成20年度、博士後期課程は平成21年度に社会人受け入れの適正性を各専攻で検討する。

#### (科目等履修生、研究生等)



当研究科においては、種類審査ならびに受け入れ先の教員との事前面接を実施した上で、科目等履修生および研究生の受け入れを可能としている。今年度春学期には、研究科として5名の科目等履修生および1名の研究生を受け入れている。

現状においては、この制度のもとで科目等履修生は希望した授業に積極的に参加し、研究生に関しては個人の目的に沿った研究指導が実施されており、現状においてこの制度に問題点は見いだせない。

#### (外国人留学生の受け入れ)

平成18年度における外国人の受け入れについては、社会福祉学専攻博士前期課程0名、博士後期課程0名、福祉社会システム専攻修士課程0名、ヒューマンデザイン専攻博士前期課程5名、博士後期課程0名である。また、留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性については、特別な措置は取られていないが、授業等に教育指導をしていく上で支障が出ない程度の日本語能力と専門知識を有しているのかについての判断を筆記試験ならびに面接試験において確認している。

現状において留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生の受け入れ・単位認定については、博士前期課程においては平成20年度、博士後期課程については21年度に完成年度を迎えるので、この時点でその必要性についての検討を加える。

#### (定員管理)

収容定員に対する在籍学生数の比率については、社会福祉学専攻博士前期課程40名の収容定員に対して16名の在籍で40%、博士後期課程については15名の収容定員に対して19名の在籍で127%である。福祉社会システム専攻修士課程については、40名の収容定員に対して17名の在籍あり、43%となっている。ヒューマンデザイン専攻については、博士前期課程において60名の収容定員に対して28名の在籍で47%であり、博士後期課程については15名の収容定員に対して3名の在籍であり、20%となっている。

現状においては、社会福祉学専攻の博士後期課程を除いて、ほぼ適正な収容率であり問題は見られない。社会福祉学専攻の博士後期課程に関しては、在籍数19名のうち12名が社会人学生で、その中には種々の理由により休学せざるを得ない者が複数名含まれており、その結果実際には定員数に近い学生が指導を受けているのが現状で、指導上の問題は今のところみられていない。しかし、それは休学という不安定な要素を根拠に判断した場合のことであり、当専攻が今後、的確な指導を展開していくためにはやはり入学定員となるような策を講じる必要があり、平成19年度および20年度で段階的に対処していく。

学生確保の対策としては、学部学生に博士前期課程および修士課程の内容が見えるように、4年次に大学院のいくつかの授業を履修することができるという方法がとられているとともに、優秀な学生の進学をより容易にするための奨学金制度についても充実が図られている。また、大学院生を対象としたティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタントの採用制度も整備されている。

今後改善に向けて検討されなければならない問題は、現状において特に存在していない。

以上、学生の受け入れについて点検・評価をおこなってきたが、その結果、早急に改善しなければならない点は特に見当たらない。しかしながら、福祉社会デザイン研究科が完成年度を迎える平成 20 年度ならびに 21 年度以降の適切な時期に、経年変化を踏まえたいうえで、再度、点検・評価を実施する必要がある。

## 4. 専門職大学院における学生の受け入れ

### 一. 法務研究科（法科大学院）

#### （学生募集方法、入学者選抜方法）

法務研究科においては、前述の理念に則り、法科大学院の理念である明日の法曹を担うに相応しい人柄と資質を持つ学生、東洋大学の 5 つの目標の一つである社会の要請に創造的に応える学生、企業法務、専門訴訟（医療過誤、建築・請負に関する紛争、知的財産に関する紛争等）に関心を寄せる学生を養成するという目的を定め、学生の受け入れに際しても、これが設立当初より一貫した指針となり、現在に至っている。

上記受け入れ方針に基づき、以下の各試験を実施し、法科大学院生としての適格性を判定し、公正な受け入れを行っている。すなわち、既修者コース（2 年修了コース）及び、未修者コース（3 年修了コース）共通の試験として、①適性試験の成績、②書類選考（志願理由書による文章構成・作成能力等）、③面接試験のほか、未修者コース志願者に対する試験として、小論文、既修者コース志願者に対する学科試験（憲法・刑法・民法・商法）を実施し、上記①以外の項目についていずれも予め定められた採点基準により、2 名の採点者が採点し、これに①の成績を加算した点数を総合計した上、教授会において高得点者から合格者を判定している。受け入れ方針及び選抜基準は明確であり、かつ法務研究科（法科大学院）の基本方針に適合している。

上記入学者選抜の方針等は、常時ガイドブック、入学試験要項、ホームページ等により公開され、試験の各配点は予め全て公表され、採点された答案用紙、採点結果も後日検証できるよう全て保管されている。学生受け入れ方針、選抜手続きが、入学を検討する者、志願者に対して、適時かつ明確に開示されている。なお、平成 18 年度からは院長・主任等で構成する主任会でのチェック機能を入試委員会がこれに代わり、問題作成の適格性、入試実施に対するチェック機能を果たしている。

以上繰り返しになるが、学生の募集、入学者選抜方法について、ガイドブック・入学試験要項、ホームページ、窓口での直接の問い合わせに対する回答のほか、複数の教授が参加した入試説明会が学内外で年に数回実施されており、受験生に対する説明責任の遂行に配慮している。

#### (学内推薦制度)

法科大学院では学内推薦制度は認められていない。今後、認める予定はない。

#### (門戸開放)

高水準の研究拠点となり、不断に改革・発展を可能とする大学の運営という東洋大学及び法務研究科の設置理念から、他大学、他大学院出身の学生に対し広く門戸を開放しており、これを阻害する規制は一切存在しない。実際にも出身大学、学歴等は、特定しておらず、多様多彩である。法務研究科の理念に共鳴し、将来法曹人として相応しい人格と資質を具備している者であれば、何人も公平に受け入れる開放された体制にあるとあってよい。

#### (飛び入学)

法科大学院では、飛び入学は認めていない。

#### (社会人の受け入れ)

平成 18 年度入試までは、「一般入試」のほか、「社会人・他学部出身者入試」を設定し、社会人・他学部出身者のみが出願・入学できる制度を採用した。平成 19 年度入試からは、一般と社会人・他学部出身者入試は、日程上の区別はなくしたが、「社会人・他学部出身者枠」については、引き続き残した。結果的には、「社会人・他学部入試」のみならず、一般入試においても、社会人・他学部出身者による出願は多く、全体的な社会人の占める割合は高いものとなっており、平成 16 年度は、34 名、平成 17 年度は 32 名、平成 18 年度は 24 名で、定員の約 5 割を社会人が占めているため、社会人の受け入れについては、評価できるといえる。

#### (科目等履修生、研究生等)

科目等履修生、特別聴講生、研究生等の受け入れは実施していない。これは、定員 50 名、25 名程度のクラス規模の確保というきめ細かい少人数教育の理念、利点を配慮しての運用による。

#### (外国人留学生の受け入れ)

現段階においては、出願・要望もなく、在籍者はいない。

#### (定員管理)

平成 18 年 5 月 1 日現在における入学定員、収容定員、在籍学生数については、大学基礎データ「表 18」のとおりである。これまでの入学者は平成 16 年度 62 名、平成 17 年度 49 名、平成 18 年度 53 名であり、定員充足率で見ると、平成 16 年度の 1.24 以外は平成 17 年度 0.98、平成 18 年度 1.06 となっており、定員 50 名に対して、ほぼ定員どおりの入学者となっており、定員管理の管理は充分になされているといえる。



## VI 教員組織

---

### 1. 大学における教育研究のための人的体制

東洋大学における教員配置においては、各学部・学科、大学院の目的に照らし教育研究活動が十分に展開できるような教員を確保するとともに、学生がスペシャリストとしての専門的知識とジェネラリストとしての教養を備えることを可能とするため、専門教育領域を担当する教員と教養教育領域を担当する教員のバランスを重視していくこと、さらに、多様な雇用形態を整備し、本学の教育研究活動の発展に寄与できる教員人材の確保を目指していくことを目標としている。

#### (教員組織)

本学では5つの目標に謳ってあるように、総合大学の利点を活かす、良質な教育を行うこと、及び大学構成員が大学の使命を自覚し、自らの責任を果たし協力することにより、継続的な改革・発展を可能とする大学運営を行うことを目的としているが、一方で限られた財政面において教員1人当たりの学生数の負担率も考慮し、大学設置基準を踏まえながら教員配置を行っていることも現状である。しかしながら、教員1人当たりの学生数の負担率を鑑みると、良質な教育を行うこと及び高水準、かつ特色のある研究拠点を築き上げることの達成は決して容易ではない。従って、教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律の施行（平成19年4月1日施行）を契機として、本学では学則等の一部を改正し、教員組織に助教を新たに設置することで、教員負担率の改善に努めることを目標としている。平成19年度に助教制度が実現し全学科に1名以上助教が配置できるようになれば教員の教育研究活動において負担の軽減が図られ、教員負担率改善の目標が達成されることになる。

#### [教員の配置基準と配置状況]

東洋大学は9学部10研究科、1専門職大学院（法科大学院）で組織されているが、専任教員を配置しているのは9学部と1専門職大学院（法科大学院）である。教員の配置基準は、大学設置基準上で定められた必要教員数を踏まえたうえで、本学としての学部・学科、法科大学院の教員定員を定めている。特に白山キャンパスでは、人文・社会系の5学部が共存しているため教員配置において学部間の不均等による教育研究への支障がないよう、十分に配慮しながら教員定員を定めている。この定員に対する教員の充足率は学部によって異なるが、9学部の総数としては100%確保されている。各学部への教員配置状況を教員1人当たりの学生数からみると、実験・実習を伴う工学部・生命科学部・ライフデザイン学部では21～35名、人文・社会系学部では38～92名となっている。教員1人当たりの学生数が多い文、経済、経営、法、社会学部においては、第2部の在籍学生数を含むも

のであり、第2部が第1部の学部を基礎とし、同一施設等を使用していることを鑑みれば、全学部とも教育・研究を行う人的体制としては大学設置基準に基づき適切な教員配置となっている。なお、現在学長の下で大学院を主として担当する教員として別枠教員枠（大学院特任教授制度 仮称）について平成19年度を目途に設定することを目標としている。これが制度化されれば国の内外において卓越した研究業績を上げている研究者、社会的に顕著な実績を有する実務家等を採用し、教育研究の高度化、活性化をより一層図ることが可能となる。

教員の年齢構成については、61歳以上の比率をみると文学部、工学部および法科大学院が高く、今後の後任補充計画のなかで各学部等が目標とする年齢構成を踏まえながら公募年齢を定め、バランスを改善することが当面の課題である。以上のように一部の学部等においては年齢構成に課題を有しているが、全学的には若手教員の採用も進んでおり、教育・研究を行う年齢構成としても適切な教員配置といえる。

また、本学としては外国語教育および教育のグローバル化の視点を踏まえて専任の外国人教員を採用しているが、全学の4.4%（うち、任期がある契約制英語講師を除く場合は2.5%）程度となっており、留学生を多く受け入れている国際地域学部は17.4%（うち、任期がある契約制英語講師を除く場合は9.5%）と特に高く、日本私立大学連盟の調査結果（平成17年度 平均5.0%）を踏まえても適切な配置といえる。平成18年度より協定校である米国モンタナ大学から6名のネイティブ講師を招聘し英語特別教育科目を展開しているが、本学としては今後も外国人教員採用の増大を図り教員人事の流動化も図っていくことを目標とする。一方女性教員の占める割合については、全専任教員の16.3%となっている。社会学部（29.4%）、ライフデザイン学部（38.8%）の占める割合は高くなっているが、日本私立大学連盟の調査結果（平成17年度 平均17.1%）を踏まえると、女性教員が少ない学部においては、より一層雇用に努めることが課題であり、今後も男女の均等な機会及び待遇の確保ができるように採用していくことを目標とする。

本学の教員組織における専任・兼任の比率については、主要な科目は全学部とも専任教員が担当しているとともに、学部・学科の専門教育においても専任教員が必修科目等を担当する割合が極めて高いことから適切であるということがいえるが、後述する教養教育について目下検討中であるように、教養教育における科目を担当する専任教員が占める割合は低い。これを平成19年度に向けて是正することが急務の課題であるが、遅くとも平成20年度カリキュラム改訂を目標として実現したい。

各学部においては、カリキュラム編成を踏まえたうえで非常勤教員の採用が計画されるが、当該学部における専任教員が国内特別研究、海外特別研究で不在となる場合、或いは年度中の休職や退職があった場合には非常勤教員を採用して学生の教育に支障ないよう配慮している。専門教育の専兼比率においては、文学部中国哲学文学科47.1%、ライフデザイン学部人間環境デザイン学科56.8%、第2部社会学部社会福祉学科48.3%と専任教員の比率が低いことから、各学部・学科の教育理念・目的を達成するために必要な教育体制（カリキュラム等）を現教員定員のなかで見直しを行うとともに、必要であれば教育体制に則した教員構成の見直しも併せて行っていく。

教育課程編成については、各学部においてその取り組む準備時期に多少違いはあるもの

の、全学として当該年度の教育課程編成の基本方針については、学長から学部長会議を通じて示している。また、同じく教務部長から当該年度時間割編成並びに授業運営の基本方針についても同時に示している。これら基本方針を受けて各学部教授会は来年度カリキュラム編成に向けて準備を進めていくことになり、各学部教授会の下に設置されたカリキュラム委員会等において検討し、実施案を編成していく。しかし、これまで各学部において編成されたカリキュラムを鑑みると、概ね学科単位で組み立てられてきた内容となっているので学部におけるカリキュラム構成のポリシーを確認すること、総合大学のメリットを生かす工夫を全学的に展開すること、及び各学部を超えた幅広い科目の取得を目指すことについては、学長提案と学部及び学部間において理解に一定の開きが生じている。これを踏まえて平成 18 年度学長のもとにカリキュラム編成にかかわる検討・調整会（学部長と各学部選出 1 名の構成）が設置された。現在、平成 20 年度のカリキュラム改訂に向けて議論を重ねており、カリキュラム構成のポリシーについて全学的なベクトル合わせを行なっていくこととしている。

#### 〔教員補充計画〕

教員補充計画は、学部の教育カリキュラムに支障なきよう学長のもとで全学的な視野の中で整備、推進していくこととしているが、教員採用にあたっては各学部・学科の教育理念・方針、構成教員の年齢等を考慮し、原則として公募により各学部が主体的に行っている。後任補充ができなかった理由としては、公募の時期が遅かったことや適任者がいなかったことが主としてあげられているが、これとは別に早急な解決が必要な課題として、教員補充計画に基づく後任教員の担当分野（教養的科目を主に担当する者）について、必ずしも全学的な合意が得られていないこともあげられている。このことは、大学設置基準の大綱化を契機として、本学の平成 12 年の教学改革において、教員組織としての教養課程を廃止し、教養的科目を担当する教員が一斉に各学部に分属したが、その分属後、全学としての教養的科目のあり方や学部横断的に教育しようとするようなシステム等について十分な議論がされないまま、現在に至っていることに起因している。そのような状況の中で、各学部内ではより専門的科目を中心としたカリキュラム編成の傾向となり、従来の教養的科目を担当していた教員が退職した時、その人事枠においてより専門的科目を担当できる教員の採用を希望する傾向が強くなり、教養的科目を担当する教員をどのように維持し補充するかが課題となってきた。

今後の教員補充計画は、総合大学としての利点を活かし、単に専門科目を学ぶだけではなく、広く教養を学び「ものの見方、考え方」を身に付けるとした教育目標を達成するために、学部横断的な幅広い基礎的学力、素養を育てるための教養的科目を担当する教員定員を維持していくことが重要である。このことから、まず白山文系 5 学部における「自然」、「人文」、「社会」、「語学（初修外国語）」、「スポーツ健康」の各分野について、今後の教養的科目の教育体制を維持していくために、専任教員と非常勤講師の持ち時間比率やそれぞれの分野の教員定員をいかに定めるべきか、平成 19 年度を目途とし白山文系 5 学部間の教員定員に対する過不足の是正も含めて教員補充計画の見直しを進めている。

### 〔教員の任用制度〕

本学では限られた人件費枠及び教員定員のなかで、最大限に教育研究活動や学生への支援を行うために、任用制度の多様化については継続して検討してきている。その一つとして、大学院教育の充実を主な目的として、全国的に評価の高い教育者・研究者を任用するための「年俸契約雇用制度」を設けている。また、国際語である英語については、ネイティブ・スピーカーによる英語教育の充実を図るため、各学部・学科の裁量により専任教員定員1名枠で2名のネイティブ・スピーカーを専任教員として採用することができる「契約制英語講師雇用制度」を設けている。平成18年度の実績は、年俸契約雇用制度適用者は7名、契約制英語講師は12名を採用しており、教育・研究充実のために制度が有効に活用されている。また、学部間の採用方針において相違はあるものの、実務的に社会の一线で活躍している研究員や企業等で就業していた社会人等を採用することも進んでいる。例えば本年度に設置された大学院経済学研究科公民連携専攻においては金融機関で活躍する社会人を経済学部の専任教員として採用し、学部教育等も含めて教育を行っている。

今後は、教育研究のための人的体制を整備するために、教育を重視する観点から「契約制英語講師雇用制度」と同様に、専任教員定員1名枠で2名の専任教員を採用することを可能とする「特任教授制度」の制定等に向けて、具現化することを目標とするとともにその処遇等については法人も検討を進めている。併せて、前述したように平成19年4月施行の学校教育法及び大学設置基準の一部改正を受けて、本学の教員組織のあり方について教学側並びに法人側双方において検討を進めているが、新たな職となる「助教」を平成19年度に置くことを計画し、任期制の導入、教育研究活動の活性化、若手研究者の育成等多様な配置の可能性について検討している。

### （教育研究支援職員）

本学では、総合大学としての利点を活かすとともに、学部学科としての特色ある教育を展開し、良質な教育を行う学部学科の教育活動及び学生の学習活動を支援するために学部ごとに教務課（教学課）を設置している。また、全学部の研究活動を支援するための研究協力課も設置している。このことにより、教員と職員が連携・協力を図り、一体となって円滑な授業運営、研究活動が行える適切な支援体制を整えている。

さらに本学では、学部学生の教育指導の充実・向上のために教育補助員制度を設けている。この制度は、一方において大学院学生の経済的支援という機能も果たしている。教育補助員（TA）は「東洋大学教育補助員採用内規」に基づき大学院博士前期（修士）課程の学生を中心として採用している。採用にあたっては、学部長からの依頼を受け、大学院研究科委員長が推薦するシステムを設けており、学部、大学院の連携により必要とされる人材を採用することができる適切な採用方法をとっている。TAは学部長の全般的監督の下に学科主任と関係教員の指示に従い、学部において必要と認める授業科目の補助、実験・実習の補助、PC操作補助、学習指導補助、その他学部において特に必要と認める教育補助等の業務を行っており、学部学生の授業内容理解を支援するものとして有効に機能している。採用数は、毎年度、必要人数を策定することとしており、各学部・学科の教育体制の変化に対して弾力的な対応を可能とする人的支援体制を整えている。



また、科学研究費補助金や外部資金による研究プロジェクトの研究業務推進のために、大学院博士後期課程に在籍する将来研究者となる意欲と優れた能力を有する学生をリサーチ・アシスタント (RA) として採用するとともに、修了者についてはポスト・ドクター (PD) として採用し、研究の遂行が図れるよう規程が整備されており、研究者の研究支援にあたっている。

今後、本学としては、若手研究者の育成や優れた研究活動を推進するためにも、平成 19 年度を目途とした既存の制度の見直しを図り、併せて前述した学校教育法の一部改正に伴う教員組織について検討を進めているところである。

#### **(教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続)**

本学の各学部・学科、法科大学院における教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続については、採用・昇格・退職人事等共に全学的な規程に則って行われている。

教員の採用、昇格の手続については、「東洋大学教員資格審査委員会規程」に基づき、各学部に教員資格審査委員会を置き資格審査を行っている。この委員会規程は、当該学部長、学科主任、当該学部の教授会の推薦による専任教授 5 名等の委員をもって組織することとなっている。各学部は大学設置基準および「東洋大学教員資格審査基準」等に基づき、担当科目、履歴書、業績等により審査し、その結果を当該教授会に報告する。当該教授会はそれを審議し決定するが、資格審査基準においては、教歴、研究業績、それらの起算点等が明確に示されている。各学部教授会で選考された教員の人事について、学長が了承した案件は稟議書にて回付され、人事関連事務局を經由して法人で最終決裁を行う。

本学では、教員採用については公募で行うことを基本としている。教員採用が必要となった学部においては、補充採用事由、採用時予定身分、採用予定者の基幹科目・担当授業科目・大学院担当授業科目の有無、その他詳細を付して当該学部長から学長へ申請する。学長は当該学部の教育課程、教員人事計画等を鑑み、可否を決定する。適切であると認められた採用計画は、学長から理事長へ申請され最終的に理事長が決裁する。理事長から学長へ回答された人事補充については、その条件等を付して学長から当該学部長へ最終回答される。当該学部長はその回答を踏まえて始めて教員公募の手続きを進めていくことができる。公募後、各学部においては採用人事を行うが、採用にあたっては書類審査だけでなく、面接、模擬授業 (プレゼン) 等も行い、多角的に教員候補者としての資質を判断するようにしている。採用候補者となった教員については、改めて当該学部長から稟議書が起案され学長、理事長へと回付されて、最終決裁となる。人事担当部局は採用が内定した教員について、初めて手続きを行っていくことができる。このように、各学部において教員人事を行うことについては、全学的に共通な採用基準・手続き等に基づき、公募が行われており、教員採用の透明性は担保されている。しかし、教員人事における稟議書等に添付される資格審査等の書類については、学部間によって書式が統一されていないことから、これを全学部で統一していくことの改善について関連事務局で検討している。教員組織に係る学則の一部改正も踏まえて、平成 20 年度以降から実施していくことを目標としたい。

各学部における教員の流動化を見た場合、既述したように年俸契約雇用制度や契約制英語講師等の制度に基づき、任期制等を適用している学部もあるが、現在学内でも法人、教

学共に教員組織体系の見直しを図っており、そのたたき台において若手教員の教育研究を可能とする環境作り、併せて将来の教授候補者としてのキャリアパスの仕組みづくりを検討している。また、特任教授制度が未整備であるため、年俸契約雇用制度と特任教授制度の定義が混在された解釈をしているところは否めないところである。このため、経営学部や工学部等の一部教員人事については、教育プログラムの運営上やむなく、年俸契約雇用制度を適用させて特別に教員を採用している事例もある。なお、前述した助教を置くことについては任期4年を想定しているが、いずれにしても早急に制度を具現化し、教員の流動化を図り、教員組織の活性化を図りやすい体制作りを進めていくことを目標とする。

### （教育研究活動の評価）

〔学部・学科、研究科の教育研究活動の評価〕

本学における教員の教育活動の評価に関しては、各学部においてその取り組みが委ねられているものの、全学的には行なわれていない。また、各学部において学生の授業評価アンケート等を実施することにより、その結果を教員のFD活動に活用している学部としては、経済学部と工学部の一部学科があるが、全学部にはなっていない。教員の研究活動の評価は、全学的な取り組みは実施していないが、経済学部が「総合的な教員の業績のレベルアップと学部全体の研究・教育水準のレベルアップ」を目的とする教員総合評価を開始している。その他の学部においても、この経済学部の取り組みを参考に検討を開始している。また、研究業績等の評価に関しては、まず全学においてデータを蓄積できるシステムを構築することとし、全教員に対してのデータ入力ルール化および学内での情報の共有化を図ることを目標とし、平成19年度の実現を目指して準備を進めている。

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮については、既述したように各学部において教員資格基準等に基づき、厳格な審査を行い、人事を行っている。また、経済学部、経営学部等にみられるような採用試験時に授業のプレゼンテーションを実施して教員としての発表能力等の評価を行っている学部もある。本学では、教育内容等の改善のための組織的な研修等を学則に条文化することを踏まえ、学長のもとに「東洋大学FD委員会」を設置し全学的な取組みを平成19年度から実施できる体制を整備してきている。

## 2. 学部における教育研究のための人的体制

### 一. 文学部

（教員組織）

文学部では、その教育理念と教育目標を実現するために、効果的な教育、質の高い教育を実施するための体制と人的組織を形成する努力を恒常的に行う。その目標は、教員組織の活性化と、教育技術の向上とにある。前者については教員採用における公正化が挙げら

れ、後者については教員の教育・研究活動の適正な評価が挙げられる。

教員採用については、以下に記すようにかなりの改善が図られてきた。しかし、教員の教育研究活動については、組織的な対応に欠けるところがあり、今後も努力を継続していかなければならない。

文学部の教員組織は、その理念と教育目標の実現のために教養的科目、語学科目、専門科目を担当し得る組織を理想とする。但し、これらの科目担当者は相互に両分野の科目を担当することで教育効果をあげることができる。

文学部の理念および各学科の目標を達成するために、各学科は、その基幹科目は専任教員が担当するようにつとめている。平成 18 年 5 月 1 日現在の各学科の専任教員数は、哲学科 10 名、インド哲学科 7 名、中国哲学文学科 7 名、日本文学文化学科 24 名、英米文学科 12 名、史学科 11 名、教育学科 13 名、英語コミュニケーション学科 13 名である。文学部全体では 97 名。これらの中には、学科の専門科目等を担当するものの外に、教養的科目（共通総合領域）や語学の担当者も含まれており、人文系科目や自然科学系の科目担当、英語・仏語・（独語）・中国語の担当者も存在する。広い視野や教養を必要とする文学部において、これらの科目もまた専門領域同様に重視されており、それぞれの分野に専任の担当者を配置して目標の達成に努力している。

現在、インド哲学科を除く他の学科は、学生定員数によって定められた設置基準上の教員数を上回る教員を擁しており、第 2 部を設置する学科には、第 1 部の教員定員に対して、2 名～3 名の増員が図られている。但し、インド哲学科については、本年度は 1 名が未補充となった。しかし、その未補充人事については、すでに公募を終え、選考中である（5 月 1 日現在）。尚、その後、7 月の定例教授会でこの人事は教授会の承認を得て、来年度 4 月着任が決定した。

文学部全体で、専任教員は 97 名、学生総員 4,501 は第 1 部 3,614 名、第 2 部 887 名、計 4,501 名。つまり、専任教員一人当たりの担当学生数は 46.4 名となる。

文学部では、教育目標の実効を高めるために小人数教育を目指しているが、卒業論文を課す学科においては、教員 1 人当たり 40 名が基準とされるから、平均値からいえば、その目標を上回っている。これは、その教員配置が収容定員に基づいて算出されているため、実員との乖離によって生じたものである。各学科の数値は以下の通り。

哲学科	23.3 名
インド哲学科（含第 2 部）	53.4 名
中国哲学文学科	28.3 名
日本文学文化学科（含第 2 部）	59.7 名
英米文学部	50.0 名
史学科	49.5 名
教育学科（含第 2 部）	42.2 名
英語コミュニケーション学科	39.4 名

インド哲学科と日本文学文化学科が、他学科より多いのは第 2 部の原級生に起因する。

すでに記したように教員組織上の問題というよりもむしろ学生指導、特に50%台の卒業率に原因が求められる。多年度にわたる原級生への勧告など早急に行わなければならない。またもう一つの原因に、入学定員を上回る学生の入学がある。定員の管理を厳格に行うことである。

文学部専任教員の担当授業時間数は、教授の場合16～8時間、助教授の場合12～10時間、講師の場合20～12時間となっている。教授の責任授業時間数は10時間、同様に助教授・講師とも10時間であるから、専任教員の担当授業時間数が責任授業時間数より上回っている。これは、各学科の主要科目が専任教員によって担当されているため、それも教授を中心にした担当編成となっているためである。学科や個人ごとに差があるが、これは、ほぼ妥当な配置といえる。ただし、担当時間数と責任時間数とが5時間以上も異なるものについては、是正されるべきであり、次年度以降の申し送りとする。

専任・兼任の比率についていえば、各学科ともに、専門科目については、50～70%台であるが、教養的科目となると40%台に集中する。

いずれにしても、学科設置上の教育課程表を開講するには専任教員だけでは無理があり、相当数の兼任講師によって、基幹科目以外の部分を維持していかななくてはならない。その配置の適正な数については、科目数や学生数によってかなりの変化があろう。小人数教育を維持するためには、クラス数を増やさなければならないなどのジレンマもある。ただし、現状をみると各学科の専任教員の担当数は、責任担当数を上回っている。そのことは、カリキュラム編成上の問題、学生数の問題すなわちクラス増の問題など、いくつかの要素を持つといえる。担当時間数の偏向、教養的科目の専兼比率の低さなどの問題点はあるが、総体的には適正の範囲と考えている。

大学の教員の年齢構成は、各世代の構成がほぼ均等であることが望ましい。もう少し詳しく記せば、現況では、大学教員となる年齢は比較的遅く、30代後半か40代前半というのがかなり一般的な年齢のように思われる。この年代を起点として、40代前・後半、50代前・後半、60代前・後半にほぼ均しく配されるのが理想的な構成といえよう。文学部についていえば、50歳後半～70歳までの教員がほぼ半数を占めており、かなり高年齢に偏る傾向がある（大学基礎データ「表21」参照）。その原因は、全学科がもつ大学院研究科の維持、後継者育成システムの欠如などが挙げられよう。特に後者の問題は、大学院研究科のあり方ともかかわる。また公募時の候補者選定に際して、業績・実績を重視し、年齢構成を軽視する傾向があったことも否めない。最近では、年齢構成に配慮した採用が行われているが、文学部全体の構成を変えるには数年の期間が必要である。教員間の連絡調整について、各学科で行われる学科会議がその機能を果たしている。

文学部8学科は、それぞれ独自の教育課程表をもつ。従って、その教育課程の編成、およびその実施については、第一義的に学科が責任をもって行うことになる。

各学科では、カリキュラム委員を選出してその実施にあたるが、その大筋は学科内の会議で決定される。

科目の教育内容や担当者についても、学科内での合意によって決定される。従って、カリキュラムの編成や担当者については、学科主任が責任を持つことになる。学科内の会議を経て、カリキュラムの編成や担当者が決定されるために、学科構成員全員が同じ認識を

共有することになる。現在のような学科会議中心の運営システムはかなり効果的と考えられる。

文学部の各学科は、その教科内容がかなり専門化されており、必然的に研究者中心の教員編成を行ってきた。しかし、近年は就職支援科目などで社会人講師を受け入れることがある。

文学部では、実技的科目や教養的科目について、その担当者として相応の能力をもつと判断されれば、学術論文や学術業績が少なくても、非常勤講師として採用している。これは、企業や団体での役職歴などを業績として換算する場合であり、受け入れるシステムは備わっている。しかし、現状では、かなり少数である。

外国人研究者の受け入れ状況は、主に語学関係の教員として、専任教員が在籍（1名）し、さらに、契約制英語講師（任期制・専任講師）として、3名が在籍している。いずれも英語コミュニケーション学科に所属する。外国人研究者の研究分野や、その方法論等の問題もあり、必ずしも全学科に共通する認識を得られてはいない。

文学部全体で、女性の専任教員は14名。これは文学部の専任教員の14.4%に当る。ここ数年来、文学部では女性教員の数を増加させることを意図した選考を行ってきたが、応募者全体の女性の人数等の関係もあり、必ずしも成果を挙げていない。

#### **（教育研究支援職員）**

文学部では、学生の学習活動を支援する目的で、各学科にティーチング・アシスタント（TA＝教育補助員）を配置している。このTAは、通常は各学科の共同研究室に所属し、学生の学習上・研究上の質問に対応する。必要に応じて授業支援も行うが、本来的には学科の共同研究室における学生指導を主とする。

TAは、原則として博士後期課程の学生がこれに当り、1人1週28時間以内の制限があるアルバイトとして位置づけられるが、各学科、ほぼ2～3名のTAをもち、1日8時間ほど共同研究室に在席して、学生の指導に当たっている。TAの在室時間は、第2部設置学科は、ほぼ午後8時までとなっており、特に演習やゼミ発表、卒業論文の作成等の学習支援に関して、有効な存在である。

TAは、学科主任・授業担当者の指示によって、教育活動以外にも、研究活動や学会活動にも参画する。各学科主任は、よくその日常活動などを把握しており、その協力関係もきわめて良好といえる。

上記のように、文学部のTAは、単に授業支援だけを目的とするものではなく、学科の教育・研究活動を支援する存在として位置づけられており、研究室における学習支援のあり方は、「東洋大学教育補助員採用内規」（平成14年）によって制度化されている。

このTA制度は、現状では適切な制度といえる。

#### **（教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続）**

専任教員の募集は、公募を原則としている。学科によって専門領域の構成、年齢構成、それに大学院担当の有無など、各々条件が異なるが、着任の1年～半年前に公募が行われ、各学科内で選考する。選考の基準は、担当する科目と専門領域の整合性、研究業績、教育

業績、学会活動、人格および識見等を総合的に判断するが、特に大学院を担当とする場合は、学位（博士）の有無も重要な基準となる。

但し、公募の場合、学科が求める応募条件に全てが適合する応募者がいない場合もあり、必ずしも希望どおりの教員を採用し得るシステムとはいえない。

教員の任用は、下記の手続によって行われる。

まず学科内で選考が行われ、採用予定者が決定すると、資格審査委員会で審査が行われる。審査は初めに主査・副査を決定する。主査は当該学科から、副査は採用予定者の専門の近接分野の学科から選出するが、文学部に該当者がいない場合、他学部の教員をもって当てることができる。

主査・副査は、予定者から提出された履歴書・業績表・業績の実物等によって、報告書を作成し、資格審査委員会でその結果を報告する。この際、主査・副査合わせて 30 分の報告時間が与えられる。質疑を経て採決、承認されれば、履歴書・業績等を 1 週間公開し、その後、教授会において、主査・副査合わせて 15 分の審査報告を行い、質疑を経て、投票する。新規採用者については、教授会構成員の 3 分の 2 以上の出席による投票において、3 分の 2 以上の承認を得て決定する。

専任教員（教授・助教授・専任講師）の任用については、上記の手続きを経て、学長の稟議により理事長が任用する。

免職についても、教授会が審議し、その決定を経て、学長の稟議によって理事長が免ずる。任用および昇格については、「東洋大学教員資格審査基準」による。

昇格は、同基準の表によるが、但し書き部分を弾力的に運用することで、実力のある若手研究者を登用することが可能であり、文学部においては、上記規定運用の「申しあわせ事項」を別に定めてある。この「申しあわせ事項」は、教歴、業績等の判断基準を明確にしたもので、弾力的に運用することで、より適正な人事を行い得る。同時にそれを補完するものとして、個人情報の問題とも関わるが、なるべく選考プロセスの公開性など学科内の選考作業を明確化するために、審査委員会における選考プロセスの説明を行うことが挙げられる。また、教員資格審査委員会の位置づけを明確にして、権威をもたせることも考えるべきことである。このことについて、例えば、現在の資格審査委員会の委員長は学部長が当たっているが、学部長から独立した委員会とし必要に応じて専門家等を委員として参加させること、あるいは、資格審査委員会の決定によって採否が決定し、その報告を委員長が教授会で行うなどの方法が挙げられる。

専任教員の採用については、公募制が定着しており、学長からの採用人事枠の条件に基づき公募が付される。平成 17 年度の専任教員採用案件（1 件）は、公募によって採用され、平成 16 年度についても、新任人事案件（4 件）全てが公募によった。公募の手続きは、当該学科がその公募条件を決定し、学部長がこれを行い、諸機関・諸方面に通知する。選考の基準は、教授・助教授・専任講師等それぞれの資格基準に即して実施され、担当科目と業績との整合性、業績の優劣、人物評価、経歴等について審査する。

最終的には、書類審査を通過した 1～2 名について面接を行い、模擬講義を実施する。以上の審査は、学科内で行われるが、学科の専任教員全員の合議によって決定されている。面接や模擬講義についての規定はないが、これを採り入れることは、すでに定着している。

公募制とその手続きについては、以上のような経緯からみて、公正さが保持されており、妥当と思われる。

任期制教員制度には、2種の制度がある。一つは外国語教育を行う外国人教員のための契約制英語講師であり、これは1期4年、2期を超えない期間採用できるものである。もう一つは、年俸制契約雇用制度である。これは66歳以降、70歳までを上限とした制度であり、当該分野について余人をもって替え難い者を採用する際に用いられる。現在、文学部には契約制英語講師3名、年俸契約雇用制度に基づく教員2名が存在する。契約制英語講師は英語コミュニケーション学科に所属し、週10コマを担当する。教授会出席の義務はない。このいずれも、教員の流動化に対する効果は少ない制度であるが、教育上の効果は期待できる。

#### (教育研究活動の評価)

教員の教育活動や研究活動を評価する制度は存在しない。教員それぞれの活動については、各学科の紀要に研究業績として、著書・論文・書評・発表・講演などを、教育活動として、本学での担当教科、他大学での活動等を公表している。また、各学科の教員の実績を年度ごとにまとめた、年度ごとの点検・評価報告書を発行しているが、平成14年度より欠刊となっている。現在、欠刊部分の刊行作業が進められており、本年度中には平成17年度までのものが揃う予定である。

教員の採用に関して選考基準の教育研究能力や実績は大きな比重となる。資格審査の過半は研究能力と実績さらに模擬授業等による教育能力等が重視される。現職教員の活動評価については、FDとの関係もあり、システムの構築が急がれている。

## 二. 経済学部

#### (教員組織)

経済学部の教育理念・目的は「豊かな人間性に基づいて、経済理論を基礎に、国際的視野を持って、日本の経済社会を学際的に考える、幅広い知識と的確な判断力を備えた、自立性のある人材の育成」をすることであり、そのための教育目標は「学生本位の教育（学生の目線にあった、学生のニーズ・関心に応える決め細かい教育）によって、学生の潜在的な能力を引き出し、上記の学生像の実現を目指す」ことにある。経済学部の教員と教員組織は、そのために存在している。

経済学部は、総員66名（うち2人は契約制英語講師）の教員から構成され、各学科に学生定員にほぼ比例して教員が配属されている。すなわち、経済学科25名、国際経済学科22名（うち2名は契約制英語講師）、社会経済システム学科19名である。

理念のなかの「経済理論を基礎に」するのは経済学科の中心概念であり、「国際的視野を持って」とするのは国際経済学科の中心概念、「学際的に考える」ことは社会経済システム学科の中心概念である。各学科に学生定員に応じて教員数が配分され上述の学科教員数(25、

22、19名)となっていることは、学部理念を実現する教員組織の体制として基本的に適切であるといえる。

また、66名の内訳は、専門科目担当教員40名(経済学科15名、国際経済学科14名、社会経済システム学科13名)、英語担当10名、ドイツ語2名、フランス語2名、中国語1名、自然科学5名、社会3名、スポーツ健康1名である。一般教養的科目担当の教員がバランス良く組織されており、「幅広い知識と的確な判断力」の育成に応えうる適切な教員組織といえる。

1-2年次の必修科目:入門経済学、ミクロ経済学、マクロ経済学、経済史、グローバル・エコノミー入門、社会経済システム、ゼミナールⅠ、およびゼミナールⅡ-Ⅳは、ほとんど全て、専任教員が担当している。また、外国語授業の中心を専任教員が担っている。

専門科目については、各学科の中心科目、すなわち、経済学科の経済数学、ゲーム理論、金融論、財政論、産業組織論、国際経済学科の国際金融論、国際貿易論、国際地域(アジア)、国際地域(EU)、多国籍企業、社会経済システム学科の年金と福祉、労働の経済、政府と市場の経済、社会政策、情報メディア経済などは、専任教員が担当している。

専任66名、兼任75名であり、ほぼ半々である。兼任の内訳は、専門科目38名、英語23名、その他の外国語(独、仏、中)7名、その他教養科目7名。専門科目の兼任の中には、ミクロ・マクロ演習科目の担当者8名が含まれている。英語の兼任が多いのは、会話に力点を置いた習熟度別教育を行っているためである。こうしたことから、以上の専任・兼任比率は、学部の理念に照らして、適切であるといえる。

教員の年齢構成は、61歳以上14名(21%)、51~60歳16名(24%)、41~50歳19名(29%)、31~40歳16名(24%)、26~30歳1名(2%)となっている。20代が少ないのは、助手制度を取っていないからである。年齢構成は、30代~60代の各年代が20%台で、バランスがとれているといえよう。

## 1)学科の教員組織

### ①経済学科

平成17、18年度は(英語演習、コンピュータ・リテラシーを除く)全ての必修科目に専任教員が配置されている。また、基幹科目といえる選択科目A(36科目)のうち、専任教員が常時担当しているのは25科目である。主要科目には概ね専任教員が配置されているといえる。

一方、教員組織における年齢構成は、平成18年4月1日現在で30代6名、40代7名、50代5名、60代7名と、きわめて均質な構成であり、問題はない。

教員間における連絡調整の状況については、理論系基礎科目(経済学入門、ミクロ経済学、マクロ経済学、経済数学ⅠⅡ)の担当者が基礎教育委員会を構成し、その委員会の場においてミクロ経済学演習、マクロ経済学演習、経済数学Ⅰ演習、同Ⅱ演習教育も含めた教育内容、方法等について議論している。特に、演習科目と対応する講義科目との間では毎週メール等で内容・進捗等の連絡を密に行い、学生の学習の便宜を図っている。それ以外の科目については、平成17年度末に行われたFD委員会の会合において、各科目の内容・講義方法について教員が報告を行い、情報交換した。



なお、経済学科の専任教員となる直前まで大学以外に勤務していた教員は3名、それ以外で大学教員以外の職を一定期間以上経験した教員は4名である。本学科で教員として受け入れている外国人は1名である。さらに、経済学科の教員に占める女性教員の割合は16.0%（25名中4名）である。

## ②国際経済学科

国際経済学科においては、専門科目の必修科目および主要な専門選択科目、演習は原則として専任教員が担当しており、専任と兼任の比率はほぼ3対1であり、適切なものと考えられる。語学に関しては専任55.0%、兼任45.0%であり、兼任教員に対する依存が高い。学科を構成する専任教員の年齢構成は60歳代6名、50歳代5名、40歳代5名、30歳代5名、20歳代1名と40歳代以上にやや偏りが見られる。また採用に際しては、社会経験のある教員、外国籍の教員また女性教員を特に積極的に受け入れる前提では採用をおこなってはいない。しかし、専任教員の場合には研究業績の内容において、また兼任教員の場合には開講科目との関連で差別なく採用してきている。専任では5名が、また兼任では2名が社会人経験者である。外国人教員は専門科目担当教員14名のうち1名（中国籍）、また女性教員は5名（17.0%）である。

## ③社会経済システム学科

社会経済システム学科の専任教員は20名からなる（うち1名は学長室枠申請済・回答保留中）。経済学の基礎教育や、主要な必修専門科目には、やむをえぬ場合を除き、必ず学科の専任教員をあてている。また、教員の年齢別構成もバランスが取れたものとなっており、また現在3名の女性教員を擁している。

年齢別構成は、60歳代2名（5.0%）、50歳代8名（40.0%）、40歳代5名（25.0%）、30歳代4名（20.0%）となっている。また男女別構成は、男性16名に対して女性3名である。

さらに、国籍や職業経歴の多様性もあわせて実現しており、専任教員中外国人教員は2名（10.0%）、社会人経験者は6名（30.0%）となっており、まさに学科の教育理念である多様性への対応力・寛容さを育てるための理想的な人員構成となっている。

しかし、ただ単に数としての人員構成を維持するだけでなく、学科として独自に中期計画・中期目標をたて、組織としてのインセンティブを向上させるメカニズムを組み込んでいる。すなわち、人員だけでなく「質」の維持・向上である。①教育目標、②研究目標、③組織目標、④社会目標の4つの次元で目標設定と評価を1年ごとに繰り返すことで、組織内の「見える化」をはかることで、教員一人一人の「生産性」を質量ともに向上させることに努めている。

### 2) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況

学部の意志決定機関である教授会（学部長主宰）を前提に、学部長のもとに学部長と各学科主任からなる主任会議がおかれ、ここが、具体的な問題の検討・決定の場であるとともに、学部長―学科（学科主任）との間の連絡、学科間の連絡調整の場となっている。

また、学科に学科会議があり、これが学部長・主任会議―教員個々人の間をつなぐ基本

的な連絡調整の場となっている。なお、緊急の場合などには、学部長から教員に掲示、ファックス、電子メールで直接連絡する場合もある。

学部には、教育に関わる学部委員会組織として、学部長の下にカリキュラム委員会、経済学基礎教育委員会、語学委員会、英語委員会、初習外国語委員会、一般教養的科目委員会、海外研修委員会、教育改善委員会、学生教育委員会などがあり、これらの組織も教員間の連絡調整の役割を果たしている。

### 3) 教員組織における社会人・外国人研究者の受け入れ等の状況

社会人（公務員、民間研究期間、民間会社など）からの教員数は、11名（全体の17%）である。外国人の教員数は6名（9%）である。教員組織における女性教員の占める割合は、12名（19%）である。

#### （教育研究支援職員）

##### 1) 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

経済学部で実験・実習を伴う教育、外国人留学生教育、情報処理関連教育等を行う場合、基本的にはティーチング・アシスタント（TA；大学院生）およびスチューデント・アシスタント（SA；学部生）に頼ることになる。現在経済学部では、①必修科目、②実習等を伴う科目、および③大人数講義科目（1・2年は登録者200人以上、3・4年では300人以上の科目）において、TAまたはSAをつけることができる。大人数講義科目については、4月の履修登録人数が確定した時点でTA・SAを採用できるかが決定される。

活用状況として、②にあたるミクロ経済学演習、マクロ経済学演習、経済数学Ⅰ演習、経済数学Ⅱ演習については、各コース3～5名のSA（上級生）が配置され、受講者からの質問への対応や宿題・小テストの整理・採点等に不可欠な存在となっている。また、コンピュータ・リテラシーでも同様に実習における質問に答えることが主要業務である。他方、①と③では、出席管理や資料の配付、宿題等の回収・整理等、大人数であるほど貴重な存在となる。平成17年度のTA・SAの延べ人数は①7名、②80名、③10名である。

現状での問題点として、TA・SAを必要とするすべての教員の要望に応えられない点があげられる。予算に限度があるため、学部として上述のような制度としているので、TA・SAをつけられる科目は限られるからである。3・4年で300人近い場合、あるいは、宿題・小テストを多く課す場合などから、TA・SAの必要がでてでも対応することができないのである。

他方、TA・SAは原則として各教員が自分で探すことになるため、特に非常勤教員には活用しにくい場合がある。今後は大学院や学部ゼミナール等で希望者を募集するなど、よりオープンな募集を検討する必要もある。

##### 2) 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

上述のように、各講義におけるTA・SAは通常担当教員が個別に探してくるため（演習科目は除く）、実際には、教員が良く知っている院生、あるいは学生をTA・SAにするので、教員との連携は基本的に適切に行われており、特段問題点は指摘されていない。また、ミ

クロ、マクロ、経済数学Ⅰ・Ⅱの演習は非常勤教員が担当するため、前年度末に専任教員がSAを各科目（講義、演習）の成績優秀者の中から選出しているが、SAの勤務状況については各科目の非常勤教員から評判も良く、適切な連携・協力関係が築かれていると判断できる。

### 3) ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

TAは大学として制度化しており、それに基づき経済学部においては、①必修科目、②実習等を伴う科目、③大人数科目（1・2年は登録者200人以上、3・4年は300人以上）について、TAを付けることを出来るようにしている。また、経済学研究科の院生は、TAとして活用されている。問題は、その院生の数が多くないことである（そのためにSAの比率が高い）が、これは、別問題である。

### 4) 主にTA・SAを用いている授業科目

#### ①情報教育

学生をスタッフにした情報教育支援システムの構築は、効率的に講義が行えるのみならず、参加する学生の意識や能力の向上にもつながるなどメリットが大きいといえる。すでに経済学部では、「コンピュータ・リテラシー」が必修化され学生スタッフは自分が受講してきた講義のサポートにあたる（学部3年生中心）。

1年次開講のこの講義では、担当講義での成績が優秀な学生、講義担当教員が推薦する学生をSAとして採用するしくみを基本としている。40名について約1名のSAを配置しているのは、通常の講義とは違い機器操作などで適宜、質問が生じることがあるという理由による。

#### ②ミクロ経済学演習・マクロ経済学演習

「ミクロ経済学演習」「マクロ経済学演習」（学科ごとに名称が異なるが、以下これで統一する）では、履修者30～50名に対して1名の学部生アシスタント、SAを配置している。本来、演習科目は50名以下の規模で行うべきだが、教室数不足や予算上の制約による講師数不足から、やむを得ず150～200名で1コースの規模となっており、それを補うためにSAを利用している。SAの業務内容は、演習問題の説明補助（講師の説明では不明な点を講義時間内に巡回し個別に受講生に教える）、演習問題の印刷・配布、課題の整理・採点、講義後に尋ねてくる学生への説明などである。このような業務には、他学部では大学院生アシスタント、TAを利用するのが通弊であるが、経済学部の場合、数少ない院生がリサーチ・アシスタントに用いられて利用できないためSAを用いている。

SAの活動状況は優秀と言え、上記業務だけではなく、履修者の状況に関する情報収集や講師に対する助言なども積極的におこなっており、演習担当講師、関係教員とも「講師とSAのチームによる教育活動」「SAがいなければ演習は成立しない」と高く評価している。

問題点としては、SAの採用がある。現在は、「ミクロ経済学」と「マクロ経済学」の成績優秀者をピックアップし、その中から所属ゼミ担当教員の推薦者を個別交渉により採用している。しかし、演習の拡大に伴い採用人員も増加したこと、SAの活動が学生に熟知さ

れていないことなどから、採用が煩瑣になると同時に調達が困難となりつつある。解決策としては、SAに関する内規を変更した上で、採用基準を公開し公募制に変更することである。

### ③経済数学 I II 演習

この科目は非常勤教員が担当するため、TA・SAは前年度以前の関連科目（経済数学、経済数学演習、ミクロ経済学、マクロ経済学等）等の成績を参考にして、「経済数学 I」講義担当者または基礎教育委員長がゼミナール担当教員を通じて選考している。各コースとも3名から5名の採用であるが、受講者数・習熟度等によって必要な数に若干ばらつきがある。業務としては、演習問題（教員が作成）の解答の作成・印刷、講義における巡回（質問を受け付ける）、オフィスアワーでの小テストの採点および学生からの質問の受け付け等である。毎年どのSAも献身的に取り組み、受講学生の評判もよい。

演習科目としての性質上、一定数のTA・SAの活用は不可欠である。現在その採用は特定教員（経済数学 I 講義担当者または基礎教育委員長）の裁量に任されているが、今後はよりオープンな採用の仕方をする方向で検討中である。

各コースのSA採用状況（平成16年度「第2部演習」ではTAを1名採用）

科目・コース	IA 演習 (1)	IA 演習 (2)	IA 演習 (3)	IIA 演習	第2部演習
平成16年度	4	4	開講なし	開講なし	4(うち1名TA)
平成17年度	3	3	3	3	3
平成18年度	5	5	3	3	3

### （教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続）

#### 1) 昇格人事

東洋大学には、全学共通の「東洋大学教員資格審査基準」があり、これに基づいて講師から助教授、助教授から教授への昇格が審査される。経済学部では、厳正・公平な審査を行うために、全学基準に抵触しない範囲で、経済学部に内規を独自に定めている。昇格人事の手続きは、

- ①全学の教員資格審査基準に示される在職条件を満たす候補者が、その業績を提出する。
  - ②候補者の専門分野に応じて主査1名、副査2名を、学部内組織である「教員資格審査委員会」において選出し、その3名に業績審査を委ねる。
  - ③3名の審査委員は、昇格の可否を教員資格審査委員会に報告する。可と判断されれば、その候補者の昇格案を教授会に提案し、異議がなければ昇格が認められる。
- 以上のような昇格手続きは、透明性と公平性の観点から言って適切であると考えられる。

#### 2) 募集（採用）人事

採用（新任）人事においても、全学共通の教員資格審査基準と経済学部に内規に基づいて、審査が実施される。この審査の最も大きな特徴は、10年ほど前から採用手続きにプレゼン

テーションを取り入れている点である。これは、全国的に見ても、先駆的な制度であった。

採用人事案件が生じた場合、まず学部教員からその候補者を募る。学部内で応募がなければ、学外からの公募となる。公募要件を JEREC-IN（研究者人材データベース）におけるインターネット公募のホームページに掲げ、同時に経済学部内規に従って、当該科目の採用委員会を立ち上げる。この委員会は、委員長を学部長が務め、主査、副査 2 名、教員資格審査委員から 1 名、総合調整委員会・カリキュラム委員から 1 名の 6 名で構成され、そのメンバーについては学部長の提案に基づき、教授会で決定される。主査・副査は、提出された研究業績書等に基づいて審査を行い、上位 1～3 名をリストアップして、採用委員会にかけ、1 ないし 2 名の候補者を決定し、教授会に提案する。教授会の決定により、その 1～2 名の候補者のプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーション終了後、教授会における全教員の投票で採用者を決定する。

この方法は、当該科目に適した教員を、最も幅広く、かつ透明な形で選び採用する適切な方式と考えている。

以上に示したように、昇格・採用ともに、教員の選考基準と手続きは、明確であるといえる。

また、教員選考手続きにおける公募制の導入については、上述のように、すでに、10 年前から公募制を導入し、それを教員採用の原則としており、採用候補者によるプレゼンテーションを行っている。その運用も適切といえる。

なお、任期制を導入しているのは、契約制英語講師の場合（1 年ごとの契約、5 年任期）だけである。専任教員の一定～相当部分を任期制にすることについては、それが、学部教育にとってプラスか、否かを十分検討しなければならない、と考えている。

#### （教育研究活動の評価）

経済学部は、平成 17 年 2 月の教授会において、教員の教育研究活動を中心とする総合評価を、平成 17 年度から実施することを決定した。その目的は、「研究・教育業績を中心とする総合的な教員の業績のレベルアップとそれに伴う学部全体の研究・教育水準のレベルアップ」を図ることにある。総合評価の対象分野は、①教育、②研究、③組織運営、④社会的活動の 4 分野である。

中心をなす教育評価の目的は、「教員の自己評価に基づく授業の改善」である。その方法は、授業改善を目的とする評価項目を設定し、まず、教員の自己点検・評価を行い（第 1. 段階）、次に、学生の授業評価アンケートに照らした自己チェック・分析を行い（第 2. 段階）、授業改善に役立てようとするものである。

また、教員の教育自己評価と並んで、教員の科目グループ別（基礎ゼミ、専門、経済学基礎教育、英語、初習外国語、一般教養）の会合における教育経験の交換＝FD を、クルマの両輪として位置づけ、実施している。

研究については、「教授：論文 5、助教授：論文 4.5、講師：論文 4」を、5 年ごとのミニマムの達成目標としている。組織運営の評価は、研究業績に換算＝合算される。社会的活動については自己申告とし、達成目標は設定しない。

以上を前提として、その実施手順を次のようにした。①教員は研究・教育目標に関する

中期（5年毎：平成17～21年度）の目標を作成し、学部長（主任会議）に提出する。②3年を経過した時点（3年目の年度末）において、中間（自己）評価を行う。③5年後に、中期目標についての自己評価を行い、主任会議に提出する。未達成の場合には、その理由と1～2年で達成する計画を提出。④教育評価（授業改善）については、平成17年度1年間の試行期間とし、その経験の検討を踏まえ平成18年度から正式に実施し、以後、毎年行う。⑤過去5年間の研究業績をホームページで公開する。

こうした教員の教育自己評価－総合評価は、経済学部（あるいは東洋大学）にとって、初めての試みであり、平成17年度から実施している。7月に全教員が中期目標を提出し、研究業績のホームページでの公開を行った。平成18年2月に科目グループ別の会合を行い、全員がどのような教育をおこなっているのかを提起し、情報の共有をはかった。教育自己評価書の提出は、年度末であったため、学部長－主任会議によるチェックはまだ行われていない。こうした教員の総合評価の成果～評価について語るには、少なくとも2～3年を待たなければならないが、平成17年度の経済学部の紀要：『経済学論集』への教員からの論文投稿数が倍増したことに、その成果の一端が示されている。

経済学部の教員の選考課程において、応募者に研究業績実物3点と研究業績リストの提出を求め、それを主査・副査（2名）が審査するとともに、全教員に一定期間公開する閲覧期間を設けている。また、採用候補者によるプレゼンテーションにおいて、研究業績のプレゼンテーションだけでなく、担当科目についての模擬講義のプレゼンテーションをも行ってもらっている。教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮については、適切であると考えている。

### 三．経営学部

経営学部の教員組織は、学部の理念・目的である「幅広い視野に立って、経営学諸分野の学習および研究を通じて培った専門的知識と能力を活かし、急速に進展する経済・社会において活躍する有為な人材を育成すること」を達成するために良質な教育と高度な研究を遂行できる組織でなくてはならない。そのためには専門と一般教養の両面で主体的に学部目標を追求できること、社会・経済の変化に伴う学部に対するニーズを的確に捉え、カリキュラムの変更等に対応できる組織であることが必須である。

3学科体制に入った平成18年度から平成20年度までの教員組織の目標は、各学科の目標を達成できるように、まずは専門の教員の欠員を補充し、良質な教育を実施する体制を整えることにある。

欠員の補充と3学科体制の移行に備えて平成17年度には9名の教員採用を試みたが、採用内定後の辞退等から2名分が平成18年度に持ち越しとなり、大学設置基準上の必要教員数（別表第1）を上回っているものの、教員1人当たりの学生数が多くなり、学生数との関係から適切でない状況となっている。そのため平成18年度は持ち越しを含めて6名分の公募を行っており、目標が達成されれば平成19年度からは教員1人当たりの学生

数の過大を解消し、さらに良質な教育の遂行できる組織を作ることが可能になる。

### (教員組織)

学部の教育研究組織は、「専門科目」を担当する教員と「一般教養的科目」を担当する教員からなっている。

専門科目を担当する教員組織は第1部経営学科、第1部マーケティング学科、第1部会計ファイナンス学科の専任教員と兼任教員から構成され、専任教員数は経営学科21名(教授11名、助教授7名、講師3名)、マーケティング学科11名(教授6名、助教授3名、講師2名)、会計ファイナンス学科13名(教授7名、助教授4名、講師2名)、兼任教員数は、平成17年度経営学科47名、マーケティング学科22名であり、平成18年度は経営学科53名、マーケティング学科10名、会計ファイナンス学科7名となっている。経営学科の兼任教員が多数となっているが、これは第2部経営学科を中心に、実践的な科目を多数配置したカリキュラムを実施するために、実務家の兼任教員を多く採用した結果である。ただし、専任教員のうち5名は、届出上第2部経営学科に所属しているが、対外的には全員第1部経営学科所属となっている。なお、一般教養的科目担当教員は経営学科4名、マーケティング学科2名、会計ファイナンス学科3名で、文化間コミュニケーション(5名)、スポーツ健康(2名)、経営・会計(2名)を担当している。

第2部経営学科の教育研究や運営にかかわる組織は、既にカリキュラム体系で述べた第2部教育運営検討委員会において検討された後、経営学部教授会において審議・検討し決定されている。

専任教員は、基本的に各学科の専門科目を中心に担当し、会計ファイナンス学科設置に伴う新規教員採用は平成18年度に既に6名の採用を行い、平成19年度も6名(特任教員2名を含む)の採用補充を行うなど、平成20年度までに行うこととなっている。

大学設置基準上の必要専任教員数をみると、経営学科が20人に対し21人、マーケティング学科が10人に対し11人、会計ファイナンス学科が12人に対し13人となり、全ての学科設置基準を満たしている。

教員組織における専任・兼任の比率では、第1部では専門科目においては経営学科が84.3%、マーケティング学科77.4%、会計ファイナンス学科74.4%と適切に保たれているが、教養教育科目では経営学科が44.7%、マーケティング学科45.5%、会計ファイナンス学科50.3%と兼任比率が高くなっている。

一般教養的科目(人間探究分野、文化間コミュニケーション分野、スポーツ健康分野、情報分野)の担当者の一部は、学部横断的に科目を担当している。教員の専門科目、一般教養的科目の構成をみると、専門科目に関しては十分に配置されているが、一般教養的科目の配置は英語を除いてはきわめて少なく、主に他学部所属教員が担当している。このように教養教育の内容や実施に関しては、他学部所属教員に依存しており、学部・学科が主体的に教養科目を編成することは難しい。また、学部間で教養科目を担当する教員数に大きな差があることも、学部主体的な教養教育の編成を難しくしている。経営学部としては別表第2枠の教員は英語分野で9名に対し4名、英語以外の分野では17名の配置に対し、5名と大幅な欠員状況となっており、学部長から学長に対して早急なる改善を要望してい

る。

また第2部経営学科の専任比率が極めて低い数字となっているが、これは平成12年度の専門科目改革、とりわけ実務界からの兼任教員による実践的なカリキュラムの導入を柱とする教育改革を実施した結果であり、数字としては低くなっているが、目的に応じた配置となっており不適切とはいえない。

平成18年度における、専任教員で女性教員の占める割合は、44名中7名(15.9%)となっているが、経営学科では21名中1名(4.8%)、マーケティング学科においては10名中4名(40.0%)、会計ファイナンス学科は13名中2名(15.4%)となっている。しかし全体的に女性の占める割合は年々高まっているとはいえ、学科間で差がある。

現在、教員募集は完全な公募で実力主義であり、経営学系とマーケティング系を志す若手研究者に占める女性の割合も増加しつつあるが、採用において性別を考慮して採用することはない。

さらに教員組織への社会人・外国人への受け入れについては、東洋大学教員資格審査委員会規程第7条に基づき定められている東洋大学教員資格審査基準の第3条と第6条の規定を受けて、経営学部の細則である経営学部資格審査委員会資格審査基準細則(平成16年12月16日)4(オ)において、社会人の受け入れのための規定を設け、平成18年4月には金融と会計の専門家2名を任期制教授として採用した。また外国人専任教員は現在1名に留まっているが、平成19年には英語教育の外国人教員2名を任期制にて採用すべく募集の準備を行っている。

前回の相互評価申請時(平成9年)に「教員年齢構成に偏りが見られる」という助言が付されていたので、採用にあたっては年齢構成の偏りの是正に努めた結果、改善することができた。しかし依然として41歳~45歳の教員が1名(2.2%)となっており(大学基礎データ「表21」参照)、平成19年度も引き続き4名の専任教員採用を予定していることから、研究・教育能力を最優先するが、将来の教員構成の適正化も意識するように努める。

#### (教育研究支援職員)

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制としては、「基礎実習講義」「情報処理実習」などの一部の講義で活用されているティーチング・アシスタント制度(TA)がある。TAとしては主に経営学研究科の大学院生を採用しているため、教員と教育研究支援職員との連携・協力関係はきわめて密接に情報交換が可能である。現在は数名(学期により異なる)採用しているが、平成19年度以降はTAの依頼先である大学院生の減少から十分な数を確保できないことも考えられるため、他の研究科を含めて応募先の拡大を図る必要がある。

#### (教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き)

##### ① 資格基準

経営学部における教員の募集・任免・昇格に関わる資格審査と昇格人事および兼任教員の採用に関わる資格審査は、「教員資格審査委員会」で行なう。この委員会の審査基準は、東洋大学教員資格審査委員会規程第7条に基づき、本学教員の採用及び昇格のための選考



条件を定めた「経営学部教員資格審査委員会資格審査基準」が使用されている。この基準は「従来の慣行は尊重しながらも弾力的な施行を廃し、客観的な判定」を行うために設定されたものであったが、基本である大学の規程と重複が多かったことから、平成 15 年 4 月 1 日より同基準を廃止し、施行細則とした。その後、実務界での業績・キャリアを研究歴ならびに教歴に換算することで、社会人や外国人の受け入れを容易にするとともに、新任者と在籍者の教歴および研究業績の起算点を揃えるために平成 16 年 12 月 16 日に改正した。

## ② 教員の募集

教員の募集は、学科主任会で新任採用枠を確認の上、学科会議ならびに教授会において専門分野（担当科目）や応募資格などについて検討したものを意見集約し、学科主任会での調整を経て、教員資格審査委員会で募集要項を確認のうえ公募する。

審査の手続きは、(a)学科主任会によって、候補者が提出した書類が応募条件に合っているかを審査し、(b)審査を通過したものを対象に教員資格審査委員会において業績審査して候補者を 3 名に絞る。(c)3 名の候補者は、教授会のメンバーに対してプレゼンテーション（原則として各自質疑応答を含めて 50 分）を行い、(d)終了後の教授会における投票によって採用者を決定する。

このように教員採用は、透明性・公正性が保証された公募制によって行われ、その手続きも適切に実施されている。

## ③ 昇格人事

講師から助教授、助教授から教授への昇格人事では自己申告制が取られている。審査対象者は、昇格申告書を 10 月末日までに経営学部教務課に提出し、教員資格審査委員会で明文化された審査基準に基づき審査される。教員資格審査委員会は、審査結果を教授会に報告・審議した後、投票により昇格の適否が決定される。

## ④ 評価方法の適切性と課題

教員の募集・任免・昇格の手続きは、システムティックに運用され、適切な手続きが取られている。しかし採用、昇格に際しての申請・審査基準は研究内容についてのみ量的に規定されており、量的にはかりにくい教育や学内業務への貢献は申請時に限れば影響しない。それゆえ研究面以外の事項は昇格へのインセンティブになりにくい面を持っていたが、平成 19 年度には教育、学内業務の評価も研究同様に審査対象とするための検討を始めることとしている。

研究内容の審査は、著書ならびに論文の点数がまず条件を満たしているかが問われるが、研究の内容、質についても、可能な限り厳正に審査がなされている。しかしながら、審査対象の専門領域が多様化しつつあり、厳正な審査を継続するためには、学外の審査員をさらに活用する必要がでてくると思われる。

また現在の採用時における教歴および研究業績の必要数は平成 11 年度以前、平成 12 年度から平成 14 年度、平成 15 年度以降の採用によって異なっている（下表）。採用時の基準はその候補者が最初から本学に就職した場合のものが適用されることから、候補者の本学着任前の職位が反映されることはなく、前任校と本学の学風や研究環境の違いなどに配慮することがない。そのため、候補者自身の思惑や社会通念的職位と乖離が発生すること

がある。今後、本学以外において教歴や業績を積んできた候補者に対する資格審査基準について検討する必要がでてきており、平成 18 年度に検討を行うこととしている。

また本学の規定では教歴が必須条件となっているため、かつては社会人の受け入れが制度上困難となってきたが、経営学部教員資格審査基準細則を平成 18 年 1 月 18 日に改正し、「専門知識と特に優れた実務経験を有し、個別契約により雇用する教授のビジネス歴の取り扱い」を定め、学際的かつ高度な専門領域を専攻する有能な研究者、ならびに実務家を教員として採用することが可能になった。平成 17 年度においては、この制度を利用して金融論と会計監査論の個別契約制教授を採用した。

#### 資格審査の基準における教歴及び職歴について

		資格	教授	助教授	講師
		教歴	7年以上	3年以上	2年以上
昭和62年3月17日	研究業績	著書	1	1	1
		論文	5	3	1
		論文換算合計	10	7	5
平成11年7月8日	研究業績	著書	↑(変更無し)	↑(変更無し)	1
		論文			1
		論文換算合計			3
平成15年4月1日	研究業績	著書	1	0	0
		論文	7	5	3
		論文換算合計	10	5	3

#### ⑤任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

学部としては任期制などの措置は導入していない。東洋大学として制度が導入されれば学部として検討を開始する。

#### (教育研究活動の評価)

教員の研究活動は、経営学部の発行する『経営論集』（東洋大学）において活動結果をまとめ、公表している。学部の自己点検・評価委員会はこれを 2 年に 1 回集計し、研究活動における成果のまとめを行っている。しかし評価は行ったとしても研究成果報告の最低義務は明確には存在せず、成果の報告が唯一の支えとなっている。現在は、研究活動に対する多面的な評価を積極的に行うコンセンサスを形成しているところである。

教育については、授業評価アンケートを行っているが、その活用方法はすべて各教員の自己点検・評価に任されている。授業評価アンケートの活用方法については自己点検・評価委員会で検討を重ねることとしている。

教員の選考基準における教育研究能力・実績への配慮としては、研究能力については従来から詳細に検討が行われてきたが、教育能力については、語学関係の教員の採用審査において模擬講義を取り入れたこと、会計関係では資格試験指導への実績と熱意を評価しているなどを除けば、ほとんど配慮をされてこなかった。そのため平成 18 年度からは教員採用候補者への面接回数を増加させること、リファレンサーをさらに活用している。しかし現行の教員選考基準においては教育研究能力・実績のうち特に教育能力・実績への配慮が十分に行われているとはいえないことから、平成 19 年度には基準についての検討を開

始したい。

## 四. 法学部

現状における法学部の教員組織は、学部・学科の理念・目的や教育目標の推進にとって若干不適切な点があることは否めない。それは、以下で詳述するように、専任教員の補充と再調整が進捗していないため、兼任教員への依存率が高くなるとともに、専任教員による教育責任確保のために専任教員1人当たりの負担が増大していることや、少人数教育の拡大が遅滞することなどである。そのため、教員組織にとっての第1の目標としては、一般教養的科目担当の専任教員（別表第2教員）の所属配置の歪みを是正するために、文系5学部間での再調整を図るとともに、法科大学院の開設による専任教員の所属替えと定年退職者による専任教員の欠員を早急に補充することと、補充にあたってはできるだけ若手の教員を採用することにより比較的が高年齢化していた年齢構成の是正を図ることである。第2に、教育研究支援職員については、その充実を図って行くこと、第3に、教員の募集・任免・昇格については、採用人事における完全公募制の確立を図ることである。

### （教員組織）

大学設置基準により法学部に求められている必要専任教員数は、法律学科（第2部を含む）18名、企業法学科13名の合計31名である（大学基礎データ「表19」参照）。現状は、以下で述べる法科大学院と法学部との両属専任教員3名を含め、法律学科（第2部を含む）15名、企業法学科21名の合計36名となっている。必要専任教員総数は大学設置基準を上回っているが、学科別では法律学科が下回ることになる。後述する法科大学院への所属変更や定年退職教員の欠員補充が完了していないことによる。

法学部の教育研究組織は、「専門科目」を担当する教員と「一般教養的科目」を担当する教員から構成されている。そして、両科目を担当する教員組織は、第1部の法律学科・企業法学科の専任教員と兼任教員から構成されている。平成18年度における専任教員数は、平成16年度の法科大学院設置にあたり文部科学省が認可した法科大学院と法学部との両属専任教員3名、法律学科専任教員13名、企業法学科専任教員20名で、兼任教員数は法律学科30名、企業法学科39名である。（兼任教員数は、通信教育のみの担当教員3名を除く）この法学部専任教員のうち5名は第2部法律学科に所属している。第2部法律学科の教育研究や運営は第2部法律学科担当主任が担い、法学部教授会において審議・検討・決定している。

一般教養的科目を担当している専任教員は、法律学科2名、企業法学科5名で、文化間コミュニケーション分野（語学）（6名）とスポーツ健康分野（1名）を担当している。そして、本来、法学部に所属するはずの一般教養的科目担当の専任教員（別表第2教員）は24名である。現状が7名（未補充を含めると9名）と著しく少ないのは、一般的教養的科目の担当教員の学部分属化がアンバランスに行われたため、多くが他学部の所属になって

いることによるものである。しかし、現在、学長主導のもと文系5学部間での再調整に取り組んでおり、近々再調整案がまとまる予定である。

法学部全体の専任教員1人当りの学生数(第1部・第2部)は、平成14年度には90.66、平成15年度は86.11であった。しかし、平成16年度は、法科大学院の開設による専任教員の補充ができなかったため(法科大学院との両属4人を含む)91.90に上昇したが、平成17年度(両属3人を含む)には改善されて90.15へ低下したものの、平成18年度(両属3人を含む)には再び91.61へと増大した。また、平成18年度の兼任教員数は69名で、専任教員に対する兼任教員比は2.09である。平成15年度の兼任教員比が1.54であったことからすると、兼任教員に対する依存率も高くなった。

法学部全体の専任教員は、現在、法科大学院との両属も含め36名であるが、特に専門科目担当教員数が少なくなっている。そのため専門科目担当教員1人当たりの負担が増えている。専任教員による専門科目の担当割合は、第2部法律学科は必修・選択必修科目とも100%であるが、第1部の法律学科は必修科目が100%、選択必修科目が73.7%、企業法学科は必修科目が78%、選択必修科目が74.2%となっている。

特に専門科目担当教員が少ないのは、次のような理由による。平成16年度の法科大学院の開設によりその専任教員へ所属切り替えした教員の補充や、定年退職教員の補充のために教員採用の公募を行ってきたのであるが、平成16年度は5名の採用ができたものの、平成17年度には文化間コミュニケーション分野(語学)について1名の採用に至ったが、他分野においては、適切な人材が確保できず採用を見送ったことによる。採用人事は、法学部の将来を大きく左右することになるので慎重にならざるを得ない。しかし、専任教員の欠員補充を早急に行うという目標が達成できなかったことは事実である。そのため、平成18年度も早々に公募を開始した。ただ、法科大学院の開設により、法律系等の人材がそこに多数吸収されたため、大学院法学研究科を兼任しうる教授レベルの教員を補充することがかなり困難になっていることは否めない。それゆえ、採用ができなかった科目については再公募を行うなどして、若手で優秀な人材の確保に努力したい。

なお、専任教員の年齢構成(法科大学院との両属3名を含む)は、31~40歳が6名(16.7%)、41~50歳が9名(25%)、51~60歳が12名(33.3%)、61~70歳9名(25%)となっている(大学基礎データ「表21」参照)。前回(平成9年)の相互評価申請時には、教員の年齢構成が高齢化への偏りが見られるとの助言を受けた。しかしながら65歳定年制が機能し始めたことと、定年退職教員の補充に当たってはできるだけ若手を補充してきたこともあって、例えば平成15年度の61~70歳層比率38.6%は大幅に低下し、かなりバランスのとれた年齢構成になった。今後とも、教員採用においては、より一層年齢構成に十分配慮していく方針である。

専門科目についての教員間における連絡調整は、主要科目を原則として法学部専任教員が担当しているので特に問題はない。しかし、一般教養的科目の多くは、他学部所属教員に依存し、かつ学部間で担当する教員数に大きな差があるため、学部主体的な教養的教育の編成が困難になっている。このためより緊密な連絡調整が求められている。スポーツ健康科学委員会と自然科学委員会を除くと公式の連絡調整機関がないため、連絡調整が密になっているとは言い難い。この問題は、法学部だけでは対処できず全学的な対応が求めら

れるところである。

教員組織における社会人の受け入れはないが、文化間コミュニケーション分野（語学）を担当する外国人研究者を専任教員として2名（うち1名は契約制英語講師）を受け入れている。女性教員は、専任教員33名のうち5名（法学系3名、文化間コミュニケーション分野（語学）1名、スポーツ健康分野1名）を占めている。今後、法学部の外国語教育（特に英語教育）をより充実させるため、外国人教員を積極的に受け入れる必要がある。そのため、契約制英語講師枠2名のうち未補充の1名を早急に補充することになっている。

#### （教育研究支援職員）

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育を実施するための人的補助体制は、十分整備されているとはいえない。ただ、コンピュータ演習や専門科目には、TA（ティーチング・アシスタント）とSA（スチューデント・アシスタント）を導入している。採用は、講義・演習担当教員の申請を予算委員会が理由等妥当であるか否かを審査し行っている。情報処理関連教育である「コンピュータ演習」の授業では、受講者が多数のコースもあるが、講義と演習を組み合わせ更にTA・SAを配置することにより授業中の学生からの個別の質問に対応しながらスムーズに授業が運営されている。また、専門科目については、TAはサブ・ゼミの答案採点補助やレポート添削補助等を行い、SAは受講生の出欠チェック、質問票の整理、採点簿記等を行うものである。TAには法学研究科大学院生を、SAには学部学生を採用している。平成17年度春学期-TA10名、SA2名、秋学期-TA10名、SA2名を採用。平成18年度春学期-TA7名、SA3名、秋学期-TA7名、SA2名を採用した。そして、講義・演習担当教員は、採用されたTA、SAに具体的な活動を指示し、その状況を把握しているので、両者の連携・協力はきわめて良好である。

いずれにしろ、少人数教育の基軸となる専門演習すべてにTAを配置することが望ましいが、大学院生の質量との関係もあるので、まずはその半数程度への配置を目指したい。また、250名以上の多人数講義にも学部学生を対象に資料配布や質問票の回収・整理等を行う補助員制を取り入れることにし、平成18年度には8講義の申し込みに対して5講義に採用された。3講義については現在募集中である。そして、このTA、SA制における採用数は、各年度の予算要求の決定規模に枠づけられるので、今後、少しずつ採用数を拡大しながら、予算規模の拡大を図っていくことにしたい。

#### （教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続）

法学部における教員の募集・任免・昇格に係わる資格審査と昇格人事及び非常勤講師の採用にかかわる資格審査は、「法学部資格審査委員会」で行う。この委員会は、東洋大学教育資格審査委員会規程第7条に基づく「東洋大学教員資格審査基準」及び、法学部教員の任用及び昇格のため選考条件を定めた「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」により資格審査を行う。これは、資格審査をできるだけ客観的に判定するために定めたもので、教歴業績と研究業績について詳細に規定するとともに、研究業績一覧の記載の仕方や業績の公開等についても規定している。

その中で、特に第1は、実務家教員を積極的に採用するため「官公庁、法職、企業等に

において専門的で顕著な経歴と教育暦を有し、かつ、優れた研究業績がある時は、教歴として認めることができる」とし、かつ実務上の業績を研究業績の一部に代えうるとしている。第2は、非常勤講師の採用については、安易に流れないようにするため、「審査対象者が他大学専任教員（教授、助教授、講師）でない場合は、慎重に審議する必要がある」としている。

専任教員の新規採用人事の募集については、平成13年度より完全公募制に切り替え、今日に至っており、完全公募制の確立という目標は達成された。今後も完全公募制は維持して行く。その手続は、まず執行部（学部長、第1部、第2部学科主任）が新規採用人事枠の確認の上、採用職名、所属学科、専攻分野、応募資格、年齢などを検討して原案を作成する。次いで、それを法学部人事構想委員会に諮り、その審議結果を法学部教授会の審議に諮る。そして、教授会の承認を経て募集に着手するが、インターネットを利用して広く、有用な人材を確保することに努めてきた。

審査の手続は、第1に、主任会議で応募者の提出した書類が応募条件に適しているかを審査する。第2に、書類審査を通過した応募者を対象に複数の業績審査委員が業績審査を行う。第3は、資格審査委員会が業績審査結果等を踏まえ、面接対象者2～3名を確定する（面接を行う適格者なしの場合もある）。第4に、面接対象者に資格審査委員会が面接を行うと同時に、平成15年度からは面接対象者に20～30分程度の模擬講義を行ってもらうことにした。これは、研究業績偏重に陥らず、教育能力をも判断材料にしようとするものである。第5に、資格審査委員会が教授会への推薦候補を1～2名に絞り、教授会に諮る。そして教授会における賛否をもって採用者を決定する。このように、新規の教員の採用は、透明性、公正性が保障された手続きによって実施されている。

講師から助教授、助教授から教授への昇格人事では、東洋大学教員資格審査基準に基づき、自己申告制をとっている。審査対象者は、昇格申告を9月末日までに法学部教務課に申し出をし、資格審査委員会で審査基準を充当しているかを審査する。資格審査委員会は審査結果を教授会に報告し、教授会は審査対象者を除く賛否をもって昇格の適否を決定している。

教員の流動化措置として、契約制の英語教員は1年契約で、契約更新は8年（1期4年の最長2期）までとされている。しかし、専任教員（月給制、年俸制）や準専任教員などのあり方については、有期契約制（任期制）も含めて、平成18年度以降の全学的な検討課題とされている状況である。

これらのことから、教員の募集・任免・昇格の手続きは、システマティックに運用され、透明、公正に行われている。実務家教員を採用するための資格審査基準の特例、複数の業績審査委員（法学部内に適切な審査委員が不在の場合には、部外者の適切な委員に審査を委嘱する）による研究業績審査、研究業績のみならず教育能力も判断しようとする採用候補の模擬講義、いずれも新規採用人事の評価方法としては適切であると考えている。

#### （教育研究活動の評価）

教育活動については、個々の教員がアンケート結果に基づく授業改善に取り組んでおり、研究活動については、昇格人事審査において業績の質を厳しく審査し、要件が不十分と

みられる場合には昇格申請の延期を助言するなどしているので、これらの評価方法は有効に機能していると考えられる。ただ、専任教員間による年度ごとの研究業績数の多寡が固定数化する傾向がみられるので、毎年『東洋法学』に全専任教員の研究業績等を掲載・公表することによって研究業績拡大の誘引にするようにしたい。そのうえで、さらに、業績発表の寡少者に対しては、後述するように紀要編集委員会が『東洋法学』への発表を促すことにする。

新任教員採用時および内部昇格人事の際に教育研究能力・実績について資格審査委員会で審査し、教授会で決定している。研究能力については論文数、内容が主要審査項目になるが、教育実績については従来具体的な審査基準を有していなかった。そこで教育業績にも配慮するため、教材開発等、教育にかかわる業績については、論文と同様の評価をすることにし、教員選考基準の適切性の拡大を図ることにした。

## 五. 社会学部

### (教員組織)

社会学部では、「理論、実証、実践を結びつけ現代社会の問題に鋭く切り込む視座の涵養」と「学理追究とその応用実践を尊重する教育の実践」という学部の理念を具体化するため、教育目標に沿った専門領域の専任教員の配置とバランスのとれた年齢構成の教員組織を目標として設定している。

各学科には、その教育目標に沿った専門領域の専任教員が現状で概ね適切に配置されていると評価する。なお、平成18年度5月現在、各学科の専任教員数は、社会学科14名(教授12名、助教授1名、講師1名)、社会文化システム学科15名(教授11名、助教授4名)、メディアコミュニケーション学科11名(教授9名、助教授1名、講師1名)。平成19年4月付で新任教員を1名採用予定)、社会心理学科12名(教授9名、助教授2名、講師1名)、社会福祉学科14名(教授11名、助教授1名、講師2名、それに加えて実習助手2名)であり、何れも大学設置基準で定める必要専任教員数を上回っている。専任教員1人当たりの学生数は41名以内になっている。また非常勤講師数の現状は、社会学科27名、社会文化システム学科24名、メディアコミュニケーション学科37名、社会心理学科22名、社会福祉学科22名となっている。第3章で述べたように、専兼比率は適切であると判断する。

主要な授業科目、即ち演習科目と、学部共通の「社会学概論」「社会調査入門」、社会学科の「社会学史」、社会文化システム学科の「社会文化システム概論」、社会福祉学科の「社会福祉学概論」「社会福祉援助技術論」、メディアコミュニケーション学科の「メディアコミュニケーション学概論」、社会心理学科の「社会心理学概論」「心理学実験法」「心理学測定法」は、ほとんど専任教員が担当している。ただし、「社会学概論」と第2部の演習科目については、非常勤講師が担当しているコースもある。

前回の相互評価申請時(平成9年)に「教員年齢構成に偏りが見られる」(年齢層の高い教員比率が高い)との助言を受けたことを踏まえ、新規採用人事では、年齢構成のバラ

スを図ることを配慮した結果、61歳以上の教員の比率は、低下してきている。現段階の教員組織については、30代、40代の教員の比率がやや低いという見方もあるかも知れないが、大学院担当可能な教員の採用ということも、教員組織に求められている要請の1つであることを踏まえるならば、学部全体としての専任教員の年齢構成は、多様な年齢層を確保しており、全体として教育・研究上適切であるといえる（大学基礎データ「表21」参照）。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整に関しては、教育課程委員会、FD委員会、社会福祉実習委員会、社会調査実習担当者会議などが、連絡調整のために頻繁に開催され、教育課程編成の現状と課題認識の共有化をはかることを通じて有効に機能している。

外国人教員については社会文化システム学科が、実務経験を有する教員についてはメディアコミュニケーション学科が受け入れている。各学科においては、新任教員人事の際に、専門分野、担当科目の性格も併せて鑑みつつ、このような要件をどの程度重視するかの検討を行っている。専任教員中、女性教員は平成18年5月1日現在で20名（29.4%）と、平成13年4月1日現在の15名（21.7%）に比べ、増加しつつある。

課題としては、第1に外国人教員の受け入れが1名であり、全体数が少ないことである。契約制等国籍による特別な採用枠を取っていないこともあろうが、科目によっては外国人教員を積極的に受け入れる意向がある。第2に実務経験を有する教員は1名であり、第3に女性教員の割合もまだ多いとは言えないことである。改善策としては、今後の人事の中で検討する。

#### （教育研究支援職員）

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等における人的補助体制の整備状況については、各実習室において人員を配置し学生の実験・実習授業の支援を行っている。

社会福祉実習室に2名の常勤助手、1名の常勤嘱託職員、1名の期間雇用職員を配置している。また適宜、アルバイトを雇用し、実習期間前後の事務処理、教材の手配などを行っている。社会福祉実習は、社会福祉士国家試験受験資格を取得するために必要な社会福祉援助技術現場実習に対応するためのものであり、実習室において配属の手配、実習巡回の補助、関係書類作成・送付、実習前後指導等を行っている。

また、社会調査室には1名の常勤嘱託職員、5名のアルバイトを配置し、調査の実施、関係書類の印刷、分析の実務補助等、第1部・第2部の学生への支援を行っている。社会心理学実験室、社会学部情報準備室でもそれぞれアルバイトが雇用されており、施設、機器、備品の利用管理等を行っている。同じくメディアコミュニケーション実習室では、週21時間のアルバイトを配属している。

一方、教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係は、以下のような措置を講じている。「社会調査および実習」担当教員は、連絡会議を持ち、嘱託職員、アルバイトなどの支援職員とともに実習室の運営について連絡し、合意を形成している。問題など発生した場合はすぐに教員に連絡する体制ができている。

社会福祉実習室においては、実習委員会を学科内に組織し、実習委員長ならびに実習助



手、実習室職員による実習室会議を1ヶ月に1回、実習委員会を2ヶ月に1回開催し、情報交換、検討を行っている。実習委員長と実習助手、第1部・第2部学科主任、職員等との話し合いは随時行われており、実習室会議と実習委員会は、それ以外にも必要に応じて問題が生じ調整が必要になった時に開かれており、連携・協力は適切に行われていると判断する。

以上のような実態は、人員配置について概ね適切と評価できるが、一部の実習室の教育支援をアルバイトのみで行っているため、専門性の高い教育支援体制が求められる場面で、やや不十分な面が見られるという課題もある。社会心理学実験室、社会学部情報準備室、メディアコミュニケーション実習室には高度な機械が導入されており、それらを効果的に学生の教育に活かしていくためにも専門性を備えた常勤職員の配置が望まれる。

一方、実験演習・実習、卒業論文に関しては、相当数の教育補助員(TA)が必要な状況となっている。この点について、社会学部では、平成17年11月の教授会において、かかる状況を踏まえ、「教育補助員に関する社会学部細則」を改正し、多人数授業、実験・実習授業などにおいて、TAおよびSA(学部生)を必要に応じて支援できるように体制を整えた。経費は教育補助員予算から拠出される。この制度は始まったばかりであるため、まだ評価はできないが、教員からの要望は相当数にのぼり、授業の運営に大きな支えとなっている。演習は原則として除外されているが、第2部の基礎演習に対しては強化する必要があると判断し、適用している。

#### (教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続)

教員の募集・任免・昇格の目的は、優れた人材を補給し、資格や能力・実績に応じた公正かつ適切な処遇をし、教員組織の年齢構成や性別、研究教育分野間のバランスを取り、学部・学科の研究教育をたえず充実させることである。現状は、下記のように基準と手続きが明文化されており、適切に運用されている。

##### ①資格基準

社会学部における教員の募集・任免・昇格にかかわる資格審査は、「東洋大学社会学部教員資格審査委員会規程」第1条に基づき設置された、「社会学部教員資格審査委員会」で行い、その報告を受けて教授会で審議される。この委員会の審査基準は、社会学部教員の採用および昇格のための選考条件を定めた「東洋大学社会学部教員資格審査基準」である。

現在の「東洋大学社会学部教員資格審査委員会規程」および「東洋大学社会学部教員資格審査基準」は、平成12年7月1日に施行、「審査基準」は同年12月1日に改正されたものであるが、今のところ不都合は生じていない。なお、審査基準の厳格な運用が、円滑かつ迅速な審査を行って優れた人材を適時確保することを妨げていたこともあったため、平成17年12月5日の教授会において、「科目担当審査の簡略化」についての申し合せを行った。すでに演習を担当している教員が同じ内容の講義科目を担当する場合など、条件に合う場合は審査の際に作成する書類を簡略化することを取り決めたものであり、既にこれを適用した事例が2件ある。

##### ②教員の募集

現在の教員募集は、平成11年2月19日改正の「社会学部教員資格審査委員会申し合せ

事項」に沿って行われている。まずは各学科で、教員枠（新任・補充）を確認し、学科会議の議を経て学部資格審査委員会に諮り、教授会で審議される。原則として公募の形態を取っており募集要項の項目を統一し、また手続きの透明化を図るため募集要項の作成・配布から候補者の決定に至るまで明文化されたルールに従って手続きを進めてきた。その運用は適切である。

ここ数年は、1件の募集に対して数十名の応募に達することが多い。応募者に対しては、学科内の選考委員会の厳正な書類審査のうえ、面接審査を行い、最終的な候補者を選出し、学部の資格審査委員会の審査を経て、教授会において審議・決定する。

任期制の教員については、現在、社会福祉学科の実習担当の助手を、2年任期（1度のみ再任可）で採用し、人事の流動化を図っている。講師以上の教員については、現在、任期制の教員はいない。

### ③昇格人事

専任講師から助教授、助教授から教授への昇格人事では、規程上自ら判断し要求することができる自己申告制が取られているが、多くの場合は、当該学科の主任が本人の意思を確認し、学科の承認を得て申請している。審査基準は「東洋大学社会学部教員資格審査基準」に則って行われている。昇格は11月末日までに学部長に申請し、教員資格審査委員会で審査される。教員資格審査委員会は、審査結果を教授会に報告・審議した後、昇格の適否が決定される。

### （教育研究活動の評価）

現状では、教育研究活動の評価は、教員の募集・任免・昇格において行われている。教員の募集・任免・昇格の手続きは、学部内の諸規程に則って、厳正に行われており、現在のところこうした人事は公正に行われている。

課題を強いて挙げるとすれば、資格審査の書類上は教育活動の記入欄があり、任免の場合は前任校でのシラバスや授業プランなどを提出することはできるが、昇格の場合も含め、教育活動の能力や実績の評価が、研究上のそれらの評価に比べて相対的に弱いということが挙げられる。改善策としては、学部内で教育活動の評価のあり方についての議論を重ね、他大学や他学部の例などを参考にしながら、社会学部にふさわしい教育活動評価方式を工夫する。

社会学部教員の審査基準は、平成12年に定められたものが、その後改正されることなく、今日において適用されている。教授・助教授・講師に採用される際の教歴の年数、著書の数、論文の数などが規程に定められており、その規程に沿っている場合には、学科の教員の中から主査・副査を選出し、そのもとで内容・質の検討を行い、適任と判断されれば資格審査委員会に提案される。この点については、他学部と比較しても大きく異なることなく、問題があるとの指摘はない。

また、社会学部教員の研究成果の発表状況、研究助成金の採択状況の実態は、年度ごとの『社会学部 YEAR・BOOK』において教員毎に一覧表の形で公開している。

## 六. 工学部

### (教員組織)

工学部は8学科、132人の専任教員を擁し、工学部の教育理念、教育目標を達成するために学科の特色を発揮できるような教員組織を構成することを目標としている。また、中長期的な展開を見据えて、バランスのとれた年齢構成を保つことを目指している。とくに、工学部の教育研究目標に合致した優秀な人材を教員として採用し、さらには、それぞれの教員各自が自立的に教育研究活動を活性化できるような組織環境作りを目指している。

工学部の教育理念は「フィロソフィーを持った実践的エンジニア」の育成であり、行動できる先進的なエンジニアを育成する教育機関としての役割がある。

更には、各学科の将来計画の策定と平成24(2012)年度以降工学部の教員数を111名とする教員補充に関する計画を立案し、大学・法人の了解を得て現在進行中である。

平成17(2005)年度からの工学部8学科体制への移行、カリキュラムの再編に伴い、平成16(2004)年4月に工学部の教育理念を踏まえた各学科の将来戦略に基づいて補充教員数と補充専門分野を確定した。平成17(2005)年度からこの計画に基づいて各学科ともに人材補充を進めている。

工学部の学科のうち、入学定員130名の学科の別表第1教員は10名、入学定員110名の学科の別表第1教員は9名として、工学部の別表第1教員数は合計76名となる。また、工学部の収容定員は目標年度には3,840名であることから学生数によって按分された別表第2算出教員数は35名となり、これが教員111名の根拠となっている。

平成18(2006)年度の工学部専任教員数は132名である。内訳は、教授83名、助教授21名、講師26名、助手2名の構成となっている。これは大学設置基準で定める必要教員数を十分上回っている。

平成18(2006)年度工学部学生数は4,557名であるので、教員1人あたりの学生数は34.5名となる。これは実習を伴う自然科学系学部の40名以内の基準を満たしている。

専任教員132名の年齢構成については、61歳以上が55名(41.7%)、50歳台が37名(29.5%)、40歳代が26名(19.7%)、30歳以下が12名(9.1%)となっている(大学基礎データ「表21」参照)。61歳以上が35%を超過しているが、工学部創設時に特定年代の教員が集中した教員構成の影響であり、工学部教員早期退職制度の適用や既に述べた教員111名計画の進行に伴いこの点を是正する方針である。

教員の採用・募集については、教員補充計画に基づいて年度当初に担当学科が採用枠についての申請を行い、学長、法人の承認を得た上で募集活動に入っている。原則として、公募をすることが前提となっている。

各学科の教育理念に基づいて、例えば、文理融合型の教育・研究を目指している機能ロボティクス学科では医学系教員や認知心理学などの文系教員も採用し、建築設計教育充実のために建築学科では女性建築家を教員として採用している。

工学部における専任および兼任の比率は学科により多少違いはあるものの、主要な工学基礎科目および主要な専門科目は専任教員が担当している。

工学部における兼任教員数は年間で157名となるが、工学部は実験・実習を有する学部であるため、兼任教員への依存は低くなっており、適切に運営されている。

英語教育については、ツールとしての実用英語教育に切り替え、明確な目標のもと、少人数教育を取り入れている関係上、兼任の比率が高い。しかし、専任教員により統一的な指導要領のもとに兼任教員への教育指導を実施しており、教育の差異は生じていない。

教員採用にあたっては若年層の補充にも配慮する必要があり、各学科ではそれを踏まえた採用計画を目指している。

工学部においては、教員採用は公募が原則である。採用にあたっては、社会人・外国人研究者・女性研究者に対するバリアは存在しない。例えば、社会人からの採用は30名以上おり、また、英語教育では日本人教員と全く同一身分の外国人教員1名のほかに2名のネイティブ教員を契約制英語講師として採用している。

女性教員は、現状では専門分野で4名、一般教養分野〔英語〕で1名であり、各学科とも女子学生の増加目標に対応するために女性教員の採用も行っている。

教育課程表は、学部の教育理念に基づき学部共通部分（教養的科目群・工学部基礎科目群）と学科独自の部分（専門教育科目群）に大別される。これらの編成には、学部内に学科および分野を代表する教員からなる教務委員会を設けて連絡調整を図っており、適正な運営がなされている。

教員採用に関しては、工学部の教育・研究内容が産業界の先端技術にも関連していることから、産官学のいずれの分野からの採用実績も有している。特に、産業界からの人材確保については、実際に先端企業において活躍している人材を採用することにより、最新の知識・技術・情報を反映することが可能となり、工学部の全ての学科を併せて30名を超える実績がある。

#### （教育研究支援職員）

実験・実習を伴う教育支援のために工学部では5名の技術職員が存在し、実験実習担当教員指示のもとサポートを行っており連携・協力関係は適切である。また、工学部では専門的なスキルを要求される支援業務を除き、一般的な教育支援は大学院生をティーチング・アシスタントとして採用することを優先しており、学科の実験・実習科目はもとより、外国語教育、情報処理関係教育、更には、学習支援の面にもティーチング・アシスタントを活用している。平成17（2005）年度は、ティーチング・アシスタントとして春学期93名、秋学期95名を採用している。

ティーチング・アシスタントに関しては、内規の整備に加えて月単位で活動状況を担当教員が把握するなど、円滑な運用体制となっている。

とりわけ博士後期課程の大学院生については、教育指導の充実・向上にとどまることなく、研究奨励・推進のため助手制度を立ち上げて、より手厚い支援体制を実現するための制度整備を法人に提案し、実現を目指している。

#### （教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き）

各学科の教員採用、昇格については、工学部資格審査委員会において厳正な手順に基づ

いて実施している。また、資格審査委員会の結果を踏まえて教授会での審議を経る手順になっている。資格審査委員会の運営規則は大学全体の規程に準拠して作成しているが、工学部各学科の教育・研究者を想定した「工学部教員資格審査委員会細則」「同細則運用方針」に基づいて運営している。教員の選考基準は研究業績と教育歴を重視し、研究業績としてカウントする論文等の扱いについて明文化し、適切な運営がなされている。

大学院教育を重視し、特任教授制度をはじめとした柔軟な教員採用の可能性の検討を法人に対して提案し、一部は年俸契約雇用制度の適用として導入されている。教員の採用に関しては、公募で採用することを原則としており、学科の教育・研究分野、年齢構成を鑑み、適切な採用体制をとっている。

#### (教育研究活動の評価)

大学は教育・研究活動を両輪としており、研究活動については毎年発行している工学部研究報告において業績リストを作成・公表し、教員が研究業績を見直し、それぞれ切磋琢磨することを目指している。教員の採用や昇格に際しては研究業績を重視し、その基準も細かく規定し、公表している。

平成 17 (2005) 年度に実施された大学院工学研究科の専攻再編にともなう資格審査においては全教員の研究業績に基づいた再審査を実施した。工学研究科では 5 年ごとに研究業績に基づいた再審査を継続する予定である。工学部においては、研究業績とともに教育業績や社会的貢献を含んだ業績評価の仕組みの導入を検討し進めようとしている。

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性については、各学科の教員採用にかかる資格審査基準を公開し、学科や分野の違いによる不公平が発生しないように配慮しており適切である。特に、建築学科においては、研究論文以外にも、建築設計プロジェクトを教育研究活動の成果として評価する必要がある。その評価基準についても資格審査委員会細則に明示しており、教育研究評価基準は適切と考える。

## 七. 国際地域学部

国際地域学部は「地球社会の発展に寄与」、「良質な教育」、「社会の要請に創造的に応える」等の大学の理念を基に、「地域づくり」「観光振興」を目的とするテーマ学部として設置された特色ある目的を追求するために、教員は実践的、具体的な成果を挙げ得る高度な教育研究能力のある人材を集め、合わせて全体としてまとまった社会的貢献、研究実績が可能なように、専門分野の相互的な関係性を重視しつつ均衡ある組織構成に配慮している。

#### (教員組織)

テーマ学部として設置された特色ある目的を追求するために、教員は研究機関からの人材と共に国内外での実務経験者も採用し「地域づくり」「観光振興」について実践的、具体的な成果を挙げ得る教育研究組織として、専門分野においても均衡ある構成に配慮してき

た。具体的にはこれらの基礎となる語学、情報科目の教員を補強し、広い分野にわたって専門科目担当教員を集め、必修科目の中心を占める演習科目ではフィールドワークの経験のある教員を配置しており学部の理念・目的・研究を行う上で適切な教員組織を整備している。

複合学科として出発した国際地域学科は、教授 20 名、助教授 4 名、講師 4 名（うち、契約制英語講師 2 名）、兼任教員 22 名、また短期大学を改編した国際観光学科は、教授 14 名、助教授 1 名、講師 3 名（うち、契約制英語講師 2 名）、兼任教員 15 名で組織している（大学基礎データ「表 19」参照）。外国語教育ではそれぞれの言語を母語とする教員を多く採用してきた。現在、カナダ人（専任）、アメリカ人及びイギリス人（いずれも兼任教員）が英語を、そして中国語、スペイン語、ハンデル、いずれも母国語となる兼任教員が担当している。年齢構成（大学基礎データ「表 21」参照）についてみると、開設時に指摘された「年齢構成の偏り」については、公募を通して解消に努めてきた。平成 18 年度現在、国際観光学科で 60 歳以上が 5 名、学科全体の 3 分の 1 を占めているが、その内 3 名が今年度で定年退職となり、新規採用分については 50 歳以下を予定しているため、今後年齢層の偏りは一層改善されよう。教員組織における社会人（公務員を含む）の受け入れ状況は、国際地域学科が 42.8%、短期大学の改編により移籍した教員が多い国際観光学科は 22.2%となっている。現場からの教育を目指す学部としては、今後も社会人の採用に力を入れていく予定である。女性教員数は非常勤教員を除くと、国際地域学科 3 名、国際観光学科 4 名にとどまっており、今後の課題となっている。

教員組織における専任、兼任の比率（大学基礎データ「表 3」参照）でみると、専門科目において専任の比率が高く（国際地域学科 100%、国際観光学科 94.8%）、このことにより 1 年次から全学生が受講できるゼミの開設が可能になり、教員にとって学生との接触の機会が比較的多いのが特色であり、学生指導が適切に行い得る環境が整備されている。一週間の授業時間数（大学院担当科目も含む）は、教授で最高 16 時間、最低 10.3 時間、助教授で最高 15 時間、最低 10.3 時間であり、科目担当数に差が見られるが、平成 20 年度からのカリキュラム改訂に合わせて教員の負担の均等化を行う予定である。

国際地域学科は複合学科として設置された経緯があるため、教員の専門領域は地域開発分野を広くカバーし、学際的な構成となっている。専門科目を担当する教員は、関連分野間で 6 つの小グループ「国際協力」「地域と経済」「地域と社会」「地域と環境」「地域と文化」「地域と情報」を組織し、教員間で連絡調整をおこないグループを組織し、それぞれに担当する科目「国際地域学基礎」のテキストを合同で作成し、近い将来、学際的な国際地域学の構築に向けて試行している。また、今年度から今日的な国際情勢や国情を学ぶためにパキスタン、英国、グアテマラ、エチオピア等各国大使を 5 名、学部講師として招聘している。

国際観光学科は短大時代の 38 年に及ぶ歴史、実績から広く当該分野をカバーできるように教員を採用してきた。観光分野では実践的な知識や技術を身につけることが特に求められるため、学科内で「旅行産業」、「ホスピタリティ」、「観光計画」の 3 つのコースに分け、それぞれに専門科目を担当する教員を相互の連携のもとにグループ化して均等に配置している。契約制英語講師はアメリカ人とイギリス人でいずれも英語科目を担当して

いる。

平成 19 年度の教員採用については学部の将来構想をもとに次のような基本方針を進めており、漸次教員の人的補強に努めている。第一に、学生の就職分野の拡大に向けて、平成 20 年度より教職課程を導入するために教育学分野の教員の採用を予定している。第二に、両学科ともに国際的なコミュニケーション能力の向上が課題であるが、特に国際観光学科では、専任の英語教員が現在 1 名であるので、来年度新たに 1 名の採用を予定している。第三に、両学科の特色を生かすため、専門分野においても地域社会のニーズに対応した補充強化を図っている。

長期的な課題としては学科別の教員数のアンバランスの解消が挙げられる。国際地域学科は複合学科として設置されたため、国際観光学科に比較していわゆる別表第 1 の教員定員が約 2 倍となっている。近年、複合学科の教員数について改正が行われているので、今後両学科の教員同士の教育・研究面での交流を推進しつつ学部としてのまとまりを強化していくには、国際地域学科の教員定員のある程度の削減は避けられない。そこでこれまでの教育上の特色を活かしつつ、教員の定年退職時と組み合わせて国際観光学科が既に実施しているようなコース制を導入して対応し、学部として両学科の教員数の均衡化をめざす。

#### (教育研究支援職員)

教育支援の対象は実習科目や情報処理科目である。「地域づくり」「観光振興」には様々な観点から基礎的、総合的理解を得させることを目指した実習科目の設置、さらに語学教育と情報処理教育の充実が目標となる。

国際地域学部には実験科目は見当たらないが、地域調査や地域振興計画、国内外での研修ではフィールドでの実習が不可欠である。これらの強化について職員の支援が必要であるが、現在は教員間の協力によって実施し、必要に応じて大学院学生を活用しており、特別に教育研究支援職員を採用していない。このため研修を指導する教員の負担が大きくなっているため補助体制の強化が必要である。具体的には、現地とのさまざまな交渉や学生の作業の支援に際して教員と職員の連携・協力が求められる。また、情報教育について、国際地域学部では、学生の理解度の向上のために、積極的に視聴覚教材や情報機器を利用した授業を行っており、とくに情報機器を利用した実習科目や、LL 教室や AV 機器を利用した外国語科目、情報教育科目では、機械操作等で教育研究支援職員の協力が必要である。本学全体として情報システム課が統括組織として設置され、板倉キャンパスでは「情報準備室」として 3 名の専任職員と、アルバイトが 1 名配置されており、ネットワーク管理・PC 教室の管理・教室のマイク・プロジェクター、各種 AV 機器の管理等にあたっているが、今後必要となる情報教育の強化に際しては補助体制の強化が求められる。上記の補助体制の強化については予算措置と連動した早期の解決を図っていく。

また、PC を利用する授業科目については、学生の個々の操作指導などのためにチューター・アシスタント (SA) を採用して授業の補助を行い、1 つの講義に対して 1-2 名を配置している。PC 教室定員は 60 名であるので、1-2 名が巡回することで受講生支援に関しては十分に支えられている。

しかし SA については、国際地域学部が情報系の学部ではないため、PC に関して十分な

知識を持った学生を、学部内で毎年度確保することが必ずしも可能であるとは限らない。

現状では、SAによる実習の補助は特に問題なく稼働しているが、今後さらなる学生の教育環境の充実を図っていくには、TA,SA制度の確立によりサービス水準を向上させていくことが求められる。

#### (教員の募集、任免・昇格に対する基準・手続き)

教員の公募及びそれに関連した事項は、国際地域学部における教育・研究の質を高める上で重要な役割を果たしている。その過程は次の通りである。科目担当教員の退職や欠員が生じたとき、または社会のニーズに対応した科目補強のために新たな科目を設置する必要があるとき、各学科会議において上記の大学の理念、学部の設置主旨を踏まえ、今後の学科の全体的な方向性を確認した上で、学部長より教員枠補充申請を学長に提出し、それに基づき学長と理事長の決裁を受け、学部が回答を得た時点で始めて公募が可能となる。公募に際しては、必要とされる教員の資格・資質、予定される講義内容、当該分野における経験等を考慮して、公募要項案を作成する。公募要項案には①専攻分野、②主な担当科目、③応募資格、④年齢、⑤提出書類が明記される。要項案は教授会で承認のうえ、学部長名により公募を実施する。このプロセスと並行して、資格審査委員会が召集される。同委員会は、学部長を委員長として、各学科の学科主任、更に学部教授会により承認された6委員（国際地域学科3名、国際観光学科3名）により構成されている。応募の結果を審査するにあたり、査読者としての主査（1名）は資格審査委員会のメンバーがその役を担い、副査（2名）は資格審査委員または専任教員の中から選ばれる。

応募者は国際地域学部で定めた様式の提出書類、即ち履歴書、教育・研究業績、主要研究業績書の現物（著書、論文、その他資格審査委員会が必要とするもの）、当該学科での教育・研究についての構想文（千字程度）を提出しなければならない。

主査副査により、応募者の書類選考を行い、2名から4名程度の面談者を決定する。面談は資格審査委員会のメンバー全員と副査の教員により行われる。こうした過程を通じて、教員の人格、見識、専門分野での貢献について評価の公平性、客観性を担保してきたが、今後は教員と学生とのコミュニケーションが効果的な授業の実施において課題となっているので、教育能力についても一定の評価方法の導入が必要になる。このため、今年度から審査のプロセスにおいて模擬授業等で教育能力を評価する手法を導入している。これにより教員としての適格性をより把握できるようになった。主査副査による論文査読の結果、及び面談の結果につき、資格審査委員会において第1位となった候補者が、学部教授会の審議に諮られる。候補者の採否は学部教授会における投票により決定される。国際地域学部教授会の承認を得た候補者は、学部教授会から大学法人に推薦し、法人側の認可を得て新任教員として採用される。

資格審査基準は、第一に人格、見識が本学教員として適当であると認められる者、第二として、教授の場合は、助教授の資格取得時を起算点として、教歴7年以上、研究業績として著書1本、論文7本以上であること。助教授の場合は、講師としての資格取得時を起算点として、3年以上の教歴、5本以上の論文があること。講師の場合は、助手の資格取得時又は学士の学位取得時を起算年として、2年以上の教歴、3本以上の論文があること



が資格要件となっている。以上の資格要件とは別に、社会的な経験や実績を考慮して教授については、研究所、試験所、行政機関、企業において15年以上、助教授は10年以上、講師は5年以上の経験があり、研究上の業績があり、教育研究上の能力があると認められた者が、前記の手続きに従い採用される場合もある。非常勤講師については、簡略化された審査が行われている。教員選考基準において教育研究能力・実績を配慮している。

上記の基準は教育研究活動能力・実績に配慮している点で、また、採用手続きは公正な段階を踏まえている点で適切と考えており、担当科目について所属学科の意向と応募者の専門性や教育研究活動能力が一致しない場合は原則として再応募している。

現在は、採用時に任期制を定めているのは語学担当の教員と年俸契約雇用制度による教員であるが、今後は教員の流動化を図るといった観点から更なる導入を検討していきたい。

学部内教員の昇格については、基本的に前述の資格要件・基準と手続きが適応される。

国際地域学部における教員の募集、任免、昇格基準は、東洋大学教員資格審査委員会規程に従っているが、この規程を補足するため別に国際地域学部教員資格審査委員会細則を定めている。

#### (教育研究活動の評価)

教員の教育研究能力の向上は、「高水準の研究拠点たるべき」という大学の理念に応え、対外的な評価を高めるために重要である。教員一人当たりの在籍学生数は38.5人で、これは40人以内という水準をクリアしている(大学基礎データ「表19」参照)。また教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮については、採用時の手続きに示したように適切に行われている。教育に関しては、セメスターごとに全教員に対して各自1科目を取り上げ、学生による授業評価アンケートを実施しており、その結果は各教員に知らされ、各学科会議での協議を通して講義内容の向上を図っている。しかし評価に関して教員相互に議論が十分に行われてはおらず、授業への効果的な反映はなされていない状況にある。このため国際地域学部では今年度から目的に対応した第三者的な評価の導入を検討している。その際、学部の特色が「国際協力」「地域づくり」「観光振興」等、実践的な活動にあり、評価については独自の尺度の策定が求められるので、平成18年度より、教員の研究、教育、社会活動等を評価する目的で、国際地域学科3名、国際観光学科1名の構成により、教学改善委員会を設置し、具体的な評価項目、評価指標の検討を開始している。

研究活動を図る指標として平成18年度の外部からの研究資金助成よれば、教員数に比して必ずしも十分な成果を挙げているとはいえず、大学全体としても、文部科学省の「科学研究費補助金」等の外部研究助成制度への積極的な応募が奨励される状況にある。インセンティブとして、第一に、「科学研究費補助金」を獲得した研究代表者は一般研究費の支出について項目の変更が可能となっている。第二に、学内の研究助成の応募に際して、科学研究費補助金の申請が義務付けられている。また参加する学会誌への論文の投稿することも奨励されている。

平成13年度から平成18年度(4月現在)までの査読付を含んだ研究論文は、教員一人当たり9.1編、共著を含めた著書は一人当たり2.8冊であり、教員の能力の向上を図るために、今後更なる成果を挙げることが求められる。

最後に評価と今後の改善についてまとめる。国際地域学科では、入学定員の内 30%が外国人留学生のために用意され、国際的な教養が要求されるため、教員には国際機関での勤務経験があり、海外を研究のフィールドとしている者も多い。幅広い分野にわたる専門科目の一部では英語による講義を試みている。また海外の大学での研修やインターンシップ科目のコーディネートも教員の協力により行っている。国際観光学科は、短期大学の観光学科としての 38 年の蓄積に基づき、教員は専門知識と経験を生かして観光業界をリードしていく人材の養成に努力している。実践的なカリキュラムを組むとともに、見聞を広め、知識・技術を習得するため、海外での観光学研修や、全員が参加する観光地での小人数単位のゼミも実施している。

教員の募集、任免、昇格に関する基準・手続きは学部発足後の検討・改善を経て、現在はおおむね適切に機能しているため、このプロセスを通して教職課程の導入、英語教育の強化、専門科目の補充を図っていく。

教員組織全体としては、平成 20 年度のカリキュラム改訂に合わせて教員の科目負担の均等化を図る。また教員採用に関してはミニ講義の試みに示すように教育能力についても評価方法を導入している。さらに今後の教育研究の向上については、早期にファカルティ・ディベロップメントを実施していくことが肝要と考える。今年度は委員会を組織し、現在この内容について以下のような検討を行っている。第一に、現在大学院担当の教員の間で実施されているように（オープン・リサーチ・センター整備事業）、学部においても教員の各専門分野での連携を図り学際的、総合的な研究を外部資金への積極的な応募を行いつつ実行していく。第二に、現在すでに英語のみで行う授業を 5 科目で実施しているが、公募や相互研鑽を通じて教員の外国語能力の更なる向上を図る。第三に、国内外における地域研修や実習を支援できるように教員の実践的な能力の向上を図る。第四に、授業評価アンケートの公表を通じて課題を抽出・分析し授業内容の向上に活かす。

## 八. 生命科学部

生命科学部では学部の理念、目的に沿って、「生命の総合的理解の上に立って、地球社会の発展に貢献する創造的思考能力、かつ倫理観を合わせ持った人材を育成する」ことを教育目標として掲げ、特に極限環境微生物分野と植物分野に力点を置いた、特色ある教育研究を行っている。しかし、生命科学部の教育においてはこれらの分野だけに限ることなくヒトを含めた動物分野における教育も行い、理学、農学、医学、薬学、工学等の学問領域に跨った生命科学の基礎を学ぶことで、地球社会の諸問題に対応でき、広い分野で活躍できる人材を育成する教育システムを構築している。この教育目標を達成するため、多種多様な専門領域を有する専任教員を広く生命科学の分野に求め、専門領域のみならず学際的な教育研究を推進する教員組織を作り上げてゆくことを達成目標としている。

### (教員組織)

生命科学部の教育研究目標を達成するため、生命科学部は、平成 18 (2006) 年度、教授 11 名、助教授 6 名、講師 3 名の計 20 名の専任教員、3 名の非常勤講師で構成され、大学設置基準で定める必要専任教員数を確保している。教員の 30%が民間企業から採用された教員で、生命科学部における社会的ニーズに応じた教育や産学共同研究などの推進に有効に働いている。また、平成 18 (2006) 年度は定年退職者の補充として教員の年齢構成に偏りが無いよう、若手教員を採用して教育・研究の活性化を図った。現在の専任教員の年齢構成 (大学基礎データ「表 21」参照) は、61 歳以上 5%、60～51 歳 40%、50～41 歳 35%、40 歳以下 20%となっており、全学年 461 名の学生 (専任教員 1 人当たりの学生数 23.1 人) を指導している。教員数およびその年齢構成は適切と判断している。生命科学部の教員採用に当たっては、公募制を採用し学部内に設置した資格審査委員会が、その時点での教員の年齢構成と教育・研究の専門性を考え、バランス良く配置する方向で人事を決定している。女性教員は 10%であるが、男女共同参画の面から、今後、女性教員の採用について考慮する必要がある。一方、外国人専任教員の受け入れに関しては、日本人教員の雇用と区別がない体制で公募されているが、現在のところ採用者はない。

生命科学部の専攻領域における主要な科目は、必修および選択必修科目となっている。これらの科目に対する専任教員の担当割合は、必修科目で 100% (春・秋学期とも)、選択必修科目で春学期 84%、秋学期 94%となり、全開設授業科目の 95% (春・秋学期とも) を専任教員が担当している。4 年次の必修科目である卒業研究、卒業論文は専任講師以上の全教員が担当し、学生への指導は各研究室で行われている。教員組織における兼任の比率は 26%で、専任と兼任の比率、主要科目への専任教員の配置は適切と判断される。専攻領域に配置されている専門的科目のほとんどが専任教員によって教育がされているのに対し共通総合領域の外国語科目 (選択)、健康科学科目 (選択) についてはその 23%を外部講師に依存せざるをえないが、学部の教育方針を伝達することにより、教育目的の実現を図っている。

教育課程編成に関しては、生命科学部の教務・カリキュラム委員会が教員間で担当科目や時間割の調整を行いつつ年度ごとのカリキュラム編成を実施している。また、4 年ごとに教育課程の編成、カリキュラムの見直し調整等を行っており、特にこれまで専任教員間での担当講義やその変更について支障は生じていない。非常勤講師の採用については、専任教員からの推薦により資格審査委員会で審査の上、教授会の承認を経て講義担当を依頼するシステムになっている。

### (教育研究支援職員)

生命科学部では教育研究支援に従事する技術職員はいないが、平成 13 (2001) 年度より生命科学研究科博士前期課程が発足し、大学院生が在籍することとなったので、ティーチング・アシスタント (TA) 制度の実施が可能となった。学生実験・実習のアシスタントとして 1 セメスターに 10～20 名が従事している。生命科学部では TA の業務は学生実験・実習の補助業務に限っている。東洋大学教育補助員採用内規に従って、毎年度、学生実験

の受講者数に応じて必要な TA の人数を策定し、教授会の審議を経た後、予算要求する人的支援体制が制度化されている。TA 採用者は学部長の監督下、各実験担当教員の適切な指導のもとで教育補助業務を行う。担当教員は、業務修了後、教育補助内容、教員所見を学部長、教務課長を経由して学長に報告する。このような体制で TA の業務が遂行されており、その活用は適切であると考えられる。また、平成 15 (2003) 年度から、学生実験業務を担当する期間雇用者が 1 名採用となり、学生実験用の器具、機器の保守・管理や補充などの業務が可能となった。期間雇用者は実験・実習検討委員会の委員長の監督責任下であり、教育補助業務を行っている。

#### (教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続)

教員の募集にあたっては、全学共通の教員資格審査基準と生命科学部教員資格審査委員会細則に基づいて行い、その人事発生時の学部内もしくは研究科内の教育・研究の状況を十分に考慮して、教授会において新任教員の担当科目や研究分野などを決定している。教員の募集については、教員補充計画に基づいて年度当初に採用枠についての申請を行い、学長、法人の承認を得た上で募集活動に入っている。教員採用は、原則として教授会の承認に基づいて公募制を採用し、以下の手順にしたがって実施している。まず、教授会において専攻すべき教員の所属分野を吟味・決定する。勿論、その分野は 1 ポストに付き複数であっても差し支えない。選考すべき教員の所属分野が決定された段階で、生命科学部ホームページ、科学技術振興機構の JREC-IN (研究者人材データベース) の公募ホームページに掲載するとともに、関連学会を中心に複数の学会誌等に公募要領を掲載し、広く国内外から人材を公募している。応募を受けて、学科主任がその応募書類を取りまとめ、学部長に生命科学部資格審査委員会の開催を申請する。学部長は資格審査委員会委員長として資格審査委員を招集し、資格審査委員会を開催する。また、委員会は査読等の必要に応じて若干名の委員を追加することもできる。選考は原則として生命科学部教員資格審査委員会細則に従って行われるが、特に教育能力 (個人の能力)、研究能力 (個人の能力)、結成能力 (組織形成能力、人格等) の点に留意し、その人事発生時の学部内もしくは研究科内の状況、また将来性等を十分に考慮して、第 1 次審査として履歴書、研究業績書、論文別刷りと「教育に対する抱負」に関する書類審査 (含査読) を行い、数名に絞る。第 1 次書類審査の概略 (氏名等は公表せず) を教授会に報告した後、審査委員会にて面接等を行い、これを第 2 次審査とする。第 2 次審査の結果、選考された人物につき、資格審査委員会委員長 (学部長) から教授会に報告が行われ、これをもとに審議し、採決して候補者を決定する。

昇格については、全学共通の教員資格審査基準と生命科学部教員資格審査委員会細則に基づいて審査が実施される。教員の昇格は、生命科学部資格審査委員会で審査し、教授会で承認、決定される。そのプロセスは、以下に示すとおりである。昇格を希望する教員は、履歴書、業績目録、別刷等、必要書類を添えて学科主任に昇格の希望を伝える。学科主任は当該教員の教育歴、研究歴、業績等について書類上資格があるかどうかを調査し、資格がある場合には、その旨を学部長に伝える。これを受けて学部長は委員長として資格審査委員会を開き、生命科学部資格審査委員会細則に基づき、論文の査読を行い、実質上の資

格を吟味し、昇格の是非を審査する。委員長は審査結果を教授会に計り、教授会の議を経て昇格を決定する。

生命科学部では平成 9 (1997) 年以降既に 7 名の教員につき、昇格を認めており、上記のプロセスによって適切な審査が行われたと評価される。

このように教員の募集から採用、昇格については制度化され、全学共通の教員資格審査基準と生命科学部教員資格審査委員会細則および教授会の審議により厳格に進められており適切であると考ええる。

また、任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置は、学部として導入していない。一部の学部では、契約制英語講師等の制度に基づき、任期制を適用しているところもあるが、専門教育等においては全学的な制度が整備されておらず、東洋大学としての制度が導入されれば、学部として検討を開始する。

#### (教育研究活動の評価)

生命科学部では、教員の教育活動の評価として、平成 14 (2002) 年度より学生による授業評価が行われている。授業評価結果は集計後、学部の平均値とともに授業担当教員に返却し、教員がそれぞれ授業にフィードバックしている。研究活動については、その実績を生命科学部の定期刊行物である『生命科学-Life Sciences』に記載し公表し、外部資金の獲得状況などは、全学的に公開されている。昇格人事においては研究業績数が提出され適正に評価されている。これまで生命科学部においては、定常的に教育研究活動の評価する制度は無く、教員は、講義の聴講学生数の推移、卒業研究の希望学生数をはじめ、定期刊行物『生命科学-Life Sciences』への研究成果の記載などによって、常時、間接的に相互評価されていた。これは教員各個人が自覚して、自己点検評価と改善活動を行うことであり、必ずしも適正な評価が行われるとも限らない。そこで生命科学部では、中・長期目標に教育研究活動の直接的評価制度の導入を掲げ、平成 19 (2007) 年度に本制度を制定することを目標にして、生命科学部の自己点検委員会で検討している。

教員選考基準における教育・研究能力、実績への配慮の適切性については、教員の応募書類に履歴書、研究業績書、過去 5 年間の論文別刷り、および「教育に対する抱負」を提出する。これらについて書類審査を行うとともに、研究に関するプレゼンテーション、総合的な面接を行い、教育・研究者としての資質、能力の適切さを判断しており、現状では問題を生じていない。

以上のように、多種多様な専門領域を有する専任教員を広く生命科学の分野に求め、専門領域のみならず学際的な教育研究を推進する教員組織を作り上げており、目標を達成していると考ええる。

## 九. ライフデザイン学部

ライフデザイン学部生活支援学科及び健康スポーツ学科においては平成 20 (2008) 年度、人間環境デザイン学科においては平成 21 (2009) 年度の完成年度に向けて、より円滑な学部運営が展開できるよう学部内および各学科内における各種委員会と連動し、より機能的で、より充実した教員組織を作り上げることを目標とする。

目標実現に向けては、就任予定教員の確実な着任が不可欠であるが、ライフデザイン学部が極めて複合的な領域であるという特質を考慮すると、極めて多種多様な専門領域を持つ教員によって適正な教員組織が作られることが望まれる。多種多様な専門領域を持つ教員によって教員組織が形成された上で、その相互連携が円滑に行われることによって、文系、社会科学系、工学・バイオ系の 9 学部を有する総合大学らしい特色を具備した学部運営が可能になると考えられる。このことは同時に、高度な専門的素養を持つ人材を養成・輩出していこうとする学部の理念を実現するための第一歩でもある。

### (教員組織)

ライフデザイン学部は、平成 17 (2005) 年 4 月より 2 学科体制で発足し、平成 18 (2006) 年 4 月の人間環境デザイン学科発足により 3 学科体制となった。平成 18 (2006) 年 5 月 1 日現在の専任教員数は 42 名であり、その内訳は生活支援学科所属が 17 名、健康スポーツ学科所属が 16 名、人間環境デザイン学科所属が 9 名である。今後は平成 19 年 4 月に生活支援学科 1 名、健康スポーツ学科 1 名、人間環境デザイン学科 4 名、平成 20 年 4 月に人間環境デザイン学科 2 名の教員が順次着任する予定となっており、平成 20 年 4 月をもって専任教員は教員定数（専門科目担当教員数＋各キャンパスの収容定員から算出された一般教養的科目担当教員数）である 50 名となる。21 世紀における人々のライフをどのように設計し、構築するかを考え、より良い生活と社会の維持発展に貢献することの出来る専門的従事者を育成しようとするライフデザイン学部では、学部全体および各学科、さらには各学科（生活支援学科と人間環境デザイン学科）で設けられているコースに必要と考えられる教員が配置されており、文部科学省の設置認可を受けて発足したことを勘案しても、その配置は適切であるものと考えられる。

専門科目担当者は各学科とも 10 名（計 30 名）、一般教養的科目担当者についてはライフデザイン学部全体 20 名が配置されている。一般教養的科目担当者は生活支援学科と健康スポーツ学科の 2 学科に配置されているが、これは平成 17 年 4 月に生活支援学科と健康スポーツ学科の 2 学科が、平成 18 年 4 月開設の人間環境デザイン学科に先行して開設した事情によるものである。専門科目担当者と一般教養的科目担当者の配置は適切に行われているが、実際の科目担当においては専門科目担当者が一般教養的科目を担当したり、一般教養的科目担当者が専門科目を担当するなど適宜、対応している。職位別の人数では教授が 22 名、助教授が 13 名、講師が 7 名である。平成 18 (2006) 年 5 月 1 日現在の専任教員 1 人当たりの学生数は、21.7 名である。

生活支援学科と健康スポーツ学科においては、それぞれ 1 年次から 4 年次までの必修科

目である「生活支援学演習」と「健康スポーツ学演習」が配置されているが、1、2年次対象に開講の演習科目では30名/1クラスで実施されている。人間環境デザイン学科においては、2年次、3年次のデザイン系の演習科目で、1室13名の「スタジオ」と呼ぶ小教室を用い少人数のデザイン教育を行う予定である。この際には、適切な専任教員・非常勤講師の配置と実習指導助手・ティーチング・アシスタント（TA）の補助が必要となる。本年度開講している1年次の「デザイン基礎Ⅰ」は、専任教員9名と非常勤講師1名、実習指導助手3名の構成で学年全体を3クラスに分けて演習を行っている。この少人数のデザイン演習は、今後も検討しながら継続することを原則としている。主要授業科目への専任教員の配置状況であるが、専門科目のうち、必修、選択必修科目を含め主要な授業科目については、概ね専任教員が担当している。しかし、生活支援学科と健康スポーツ学科においては平成17（2005）年4月開設、人間環境デザイン学科においては平成18（2006）年4月開設であることから、一部の主要授業科目においては現在のところ、その科目担当者が未着任のものも含まれている。この点については、完成年度に向けた予定通りの着任によって解決される。また、一部の科目においては文部科学省教員資格審査にもとづき兼任教員が担当している。これについては、完成年度以降のカリキュラムの見直しも視野に入れつつ、該当教員の教員資格の再審査などによって適正な人員配置となるような対応が必要である。

教員組織における専任・兼任の比率は、大学基礎データ「表3」にあるとおり、全開設授業科目での専兼業比率が、学科ごとに多少のばらつきはあるものの、学部として専門教育では63.1%、教養教育では73.2%となっている。専門科目の必修科目に限れば68.7%で約7割が専任であることから概ね適切と判断できる。

ライフデザイン学部では目指す理念・目標を達成していくための一環として多種多様な資格付与を可能としている点も特徴の一つである。こうした事情から、資格関係科目を中心として兼任の割合が高くなっている。先にも述べたとおり、主要な授業科目については専任教員が担当していることを考え合わせると、専任と兼任の比率については概ね妥当なものであると考えられる。

専任教員の年齢別構成は、31歳から40歳まで10名、41歳から50歳まで12名、51歳から60歳まで16名、61歳から70歳4名となっており（大学基礎データ「表21」参照）、平均年齢は48.5歳である。30歳代から60歳代まで満遍なく配置されており、適切な年齢別構成となっている。

教育課程に関する教員間の連絡調整については、ライフデザイン学部内には教育課程・教職課程委員会が置かれており、その委員会の下には、教養教育小委員会、語学小委員会、スポーツ健康小委員会が置かれている。各小委員会については十分に機能していると言いきれない実情があるが、小委員会に代わるものとして各ワーキンググループが実働しており、全体的には教員間の連絡調整は円滑に行われている。

教員組織における社会人の受け入れに対しては、別段の基準は設けておらず、社会人経験を有した専任教員も多数含まれている。

教員組織における外国人研究者の受け入れについても、別段の基準は設けておらず、専任教員1名、実習指導助手1名、非常勤講師2名の計4名が配置されている。

教員組織における女性教員の割合は、専任教員に限ると 33.3% (42 名中 14 名) となり、特に生活支援学科においてその割合が高い。

ライフデザイン学部においては、主要な科目への専任教員の配置、専任教員の年齢構成等の面で、教員組織はおおむね適切に構成されているといえる。また、兼任教員の割合が高いのは、諸資格に関わる科目が多く配置されているという学部の特性によるもので、学部及び各学科の主要科目については専任教員が適切に配置されている。

一方で演習科目にあっては、その科目が、学生の進路選択やボランティア、学外実習に当たっての指導を行う場としても想定されていることを考え合わせると、1 クラス (1 教員) あたりの担当学生数をより少数にする方向での検討も必要であると考えられる。また、主要科目の中には多人数受講の講義科目や実技・実習科目もあり、適正人数での開講を検討する必要もあるといえる。

また、教育課程に関する教員間の連絡調整の面では、学部の教育課程・教職課程委員会は規程に定められた目的を達成すべく機能しているが、各小委員会については十分に機能していると言いが難しいのが実情である。しかし、これら小委員会に代わるものとして各ワーキンググループが実働しており、今後は規程に定められた小委員会と実働しているワーキンググループの整備・組織化が必要であるので、今後検討をすすめる予定である。

教育課程に関する教員間の調整に関する特記事項としては、教育課程・教職課程委員会の過重負担が挙げられるが、この点については、前述した規程に定められた小委員会と実働しているワーキンググループの整備・組織化を進めるとともに、各組織間の分担や連絡調整を円滑に進めることによって改善できるよう、検討を行う予定である。

#### (教育研究支援職員)

ライフデザイン学部では理論と実践の有機的結合によって行われることを前提とした実践的教育内容が重要視されている。付与可能な諸資格との関係からも、実技・実習科目が多いのが特徴である。こうした実情に対応するための人的補助体制として、生活支援学科は平成 18 (2006) 年度現在 4 名 (平成 19 (2007) 年度には 6 名)、および人間環境デザイン学科においては、3 名の実習指導助手を配置している。生活支援学科の場合、保育・介護・社会福祉・精神福祉・幼稚園と幅広い実習指導及びアドバイスが可能となっており、常時学生の相談相手としても活躍している。また、実習施設・物品の管理の面からも一定の効果을上げているが、その細かい業務内容については、「東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科実習指導助手の業務に関する取扱要領」および、「東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科実習指導助手の業務に関する取扱要領」に記されている。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力についてであるが、実習指導助手にも各種会議への出席が認められている他、実習指導助手が強く関わる領域の専任教員とは日常的に連携が図られており、連携・協力については適切に行われている。

ティーチング・アシスタント (TA) については、学部として導入が予定されている。生活支援学科においては、平成 17 (2005) 年度より実習指導助手を配置している関係もあり、現在のところ TA およびスチューデント・アシスタント (SA) の採用実績はないが、今後検討が必要となろう。健康スポーツ学科においては TA および SA の採用枠を持つが、現在の



ところ採用実績はない。人間環境デザイン学科については平成 18 (2006) 年 6 月を目途として TA の採用を計画中である。現在のところ TA および SA の業務内容に関する細則はないが、従来からの東洋大学の慣例として「講義課題の添削」、「実験実習補助」、「講義の補助」、「学習指導補助」などを主な業務内容と捉えている。TA ならびに、SA 採用全般については学部・学科が開設 2 年目、大学院は開設 1 年目ということから、必ずしもその採用のための条件が整っていない(大学院生が少ないため時間割上の調整がつかない。学部 3、4 年生が不在など) のが実情である。

ライフデザイン学部においては、実習指導助手については、現在のところ生活支援学科で 4 名、人間環境学科で 3 名配置しており、また生活支援学科においては完成年度にむけて 2 名採用予定であり、このように今後、ライフデザイン学部設置時の文部科学省からの指導に対し適切に実習指導助手は配置される予定である。

さらに人間環境デザイン学科は、デザインの実践教育のために、木工・金工・プラスチック加工・塗装・計測等の製造・加工機器を多数所有しており、それらの操作指導、保守管理を行う技術員の採用が予定されている。現在は在学生在が 1 年生のみであるため、これらの機器を使用することはほとんど無いが、来年度以降は授業の進行に従って順次機器の使用が開始される予定である。これに伴い技術員の採用が不可欠であり、平成 19 (2007) 年度から 3 名の採用予定で人選を行う予定である。

ライフデザイン学部においては実践的教育内容が重要視されることから、教育研究支援職員による支援が不可欠であり、その配置状況についても学部内の各学科の特質に配慮して適切に行われている。今後は一層の教育効果促進等のためにも有効かつ適切な運用が望まれる。

#### **(教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続)**

教員の募集・任免・昇格については、東洋大学の規程を基にライフデザイン学部での規程に沿って行われている。ただし、教員の募集については、東洋大学の規程では選考基準やその手続きについての大綱を定め、その細部についてはそれぞれの学部で対応している。教員選考は原則、公募制によるという認識で進めてきている。現況教員については平成 17 (2005) 年 4 月新設の学部であるとの事情から、学部長予定者、各学科主任予定者 (3 名) を含む計 5 名の教員が法人からの委嘱により設置準備委員となり、募集から採用に至るまでの諸手続きを遂行した。

教員の適切な流動化を促進させるための措置については、現在のところ、実習指導助手を各人 2 年の契約で 2 期 4 年まで延長可能な任期制を適用して対応している。

昇格については、全学規程、および「東洋大学ライフデザイン学部教員資格審査委員会細則」、「東洋大学ライフデザイン学部教員資格審査基準細則」ならびに、「東洋大学ライフデザイン学部教員資格審査細則の各種判断基準」に記されており、これに従い、教授会が審議する。これら各種細則等では、講師から助教授への昇格の資格は講師歴 3 年以上、著書、論文等併せて 5 編以上、助教授から教授への昇格の資格は、助教授歴 7 年以上、著書 1 編以上、論文 7 編以上を原則と規定されており、適切な内容となっている。

開設間もない学部につき、これまでのところ教員の募集、任免、昇格手続きを実施した

経験はないが、今後は教員の募集や昇格に関わる諸手続きが発生されるものと見込まれる。そうした状況に備えて、学部規程における教員の募集に関しては、公募制導入に関わる事項を含めた規程の明確化が今後の整備課題であり、この件に関しても今後検討をすすめることとなる。また、随時、昇格に関わる手続きが発生するものと見込まれることから、その際には、全学規程、学部規程に従った円滑な運用がなされることが必要不可欠である。

#### (教育研究活動の評価)

教員の研究活動についての評価方法は、主に採用及び昇格時の教育および研究業績の審査として行われる。現在のところは、完成年度までの着任予定者を含む学部開設に関わる現況教員の採用に伴う業績審査が主な実績であり、審査における評価の有効性については概ね適切であったと言える。教育活動に限定すれば、学生による授業評価を平成 17 (2005) 年秋学期より実施している。教員相互による直接的な教育研究活動の評価は現在行われていない。教員の研究業績については平成 17 (2005) 年度に関しては公表されておらず、公表の方法を含めて教員を直接的に評価するシステムの構築を検討中である。特に教員の研究業績の公表については大学全体としてそのシステム構築を検討中であることから、ライフデザイン学部としてもその動向を見定めながら、研究業績の適切な公表方法を検討していく。教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性については、ライフデザイン学部の特性から、建築、デザイン、体育領域等の業績判定等については「作品や競技成績等を教歴または研究業績に代えることが可能である」ことを「東洋大学ライフデザイン学部教員資格審査細則の各種判断基準」で明示している。現況教員採用に伴う業績審査においても、必要に応じてこれらの判断基準が適用された。今後はこれらの判断基準が教員選考のみならず、教員の昇格に際しても適用されることとなる。

ライフデザイン学部における教員の教育研究活動の評価や教員選考基準については、現時点では文部科学省の教員資格審査をうけて発足していることから、適切に運用されている。

教員の教育研究活動の評価については、研究業績を学術誌掲載の論文数等で評価することが、評価基準を明確にしやすいという性質を持つことから、採用や昇格に関わる教育研究活動の評価についても、研究業績を中心に評価されることは否定できない。しかしながら、ライフデザイン学部の特性から、必ずしも従来型の教育研究における評価尺度に乗らない領域が多数含まれている。この判断基準の具体的な運用方法の明確化が今後の課題となるであろう。

今後は、こうした領域をいかにして評価可能な基準として明確化していくか、さらには、その評価基準の透明性をいかに高めていくかといった点について検討の予定である。また、その適切な運用も望まれるところである。

達成目標へ向けて改善するべき点をまとめると以下のようなようになろう。

ライフデザイン学部の教員組織と教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続きについては、全般的には適切性が確保されている。生活支援学科と健康スポーツ学科においては平成 17 (2005) 年 4 月開設、人間環境デザイン学科においては平成 18 (2006) 年 4 月開設であり、一部の主要授業科目においては現在のところ、その科目担当者が未着任のものも

含まれている。完成年度に向けて順次着任が予定されており、これにより教員配置の適正化がはかれるとともに、教員組織が充実することになる。ライフデザイン学部の特性を鑑みて、特に実技・実習科目では、数十名のクラス単位やさらに少人数での教育を積極的に行うことから、実践的教育に必要な教育研究支援員を適切に配置する必要があるため、年次進行に従って検討をすすめていきたい。

教員の教育研究活動の評価に関しては、教歴の換算方法ならびに、研究業績評価の基準については明示されており、それに従った適正な運用がなされることが必要である。学部の特性から、芸術及び体育領域等の業績判定については、作品や競技成績等を教歴または研究業績に代えることが可能である旨が明示されているので、その具体的運用方法の整備も今後検討をすすめる予定である。

### 3. 大学院における

#### 教育・研究のための人的体制

東洋大学大学院は、文系研究科から工系研究科 9 研究科 26 専攻を持ち、その総合大学院としての特性を活かすため良質な教育を行い、大学院学則第 1 条に掲げる目的を達成し、更に大学院としての社会的責任を果たし社会の要請に創造的に応えるため、継続的に改革・発展を行うことを目的としている。

##### (教員組織)

大学院担当教員は、「東洋大学大学院教員資格審査規程」に基づく教員資格審査を経て各研究科委員会で承認後、大学院研究科委員長会議において審議・承認することで、継続的な教育研究の質の維持・向上を図っている。規程関係では、「東洋大学大学院研究科委員会規程」第 3 条第 1 項第 8 号に授業科目担当者の推薦に関する事、「東洋大学研究科委員長会議規程」では、第 3 条第 1 項第 3 号に教員組織に関する事を審議事項として規定している。

また、上記目的を達成する一環として、実務の第 1 線で活躍している実務家やバイオサイエンスなどの優れた研究者を客員教授や非常勤講師として迎え、理論と実践のバランスのとれた教育を行う等、社会の要請に応えられるよう、積極的に活性化を図っている。

大学院の専任教員は、基本的に学部所属の専任教員がなるため、担当科目の負担も考慮し、目的を達成するための教員配置をしている。

大学院設置基準に定められた教員数については、次の表のとおり定められた教員数をクリアしており、今後も維持すべく最善を図っていく。

研究科・専攻等		教員数				設置基準で 必要な教員数	在籍者数： 博士前期・後期
		教授	助教授	講師	計		
文学	哲学専攻	6	0	0	6	5	16
	仏教学専攻	6	0	0	6	5	26
	国文学専攻	12	0	0	12	5	33
	中国哲学専攻	4	1	0	5	5	16
	英文学専攻	6	0	0	6	5	14
	史学専攻	11	0	0	11	7	21
	教育学専攻	10	0	0	10	6	20
	英語コミュニケーション専攻	5	4	0	9	5	11
	計	60	5	0	65	43	157
社会学	社会学専攻	13	3	0	16	6	35
	社会心理学専攻	9	2	0	11	6	34
	社会福祉学専攻	0	0	0	0	-	35
	福祉社会システム専攻	0	0	0	0	-	17
	計	22	5	0	27	12	69
法学	私法学専攻	11	0	0	11	5	17
	公法学専攻	12	0	0	12	5	31
	計	23	0	0	23	10	48
経営	経営学専攻	9	0	0	9	9	37
	ビジネス・会計ファイナンス専攻	11	1	0	12	9	14
	計	20	1	0	21	18	51
工学	機能システム専攻	20	6	0	26	7	104
	バイオ・応用化学専攻	9	4	0	13	7	60
	環境・デザイン専攻	21	6	0	27	7	34
	情報システム専攻	18	2	0	20	7	46
	計	68	18	0	86	21	244
経済学	経済学専攻	19	2	0	21	9	55
	公民連携専攻	8	2	0	10	9	24
	計	27	4	0	31	18	79
国際地域学	国際地域学専攻	13	0	0	13	9	38
	国際観光学専攻	8	1	0	9	9	25
	計	21	1	0	22	18	63
生命科学	生命科学専攻	10	6	0	16	7	40
福祉社会 デザイン	社会福祉学専攻	7	0	0	7	5	35
	福祉社会システム専攻	9	2	0	11	6	17
	ヒューマンデザイン専攻	20	9	0	29	5	31
	計	36	11	0	47	16	83

※ 社会学研究科の社会福祉学専攻と福祉社会システム専攻は、平成 18 年 3 月 31 日で募集停止。

在籍学生数と教員数の関係については、博士前期・後期課程を合わせた教員一人あたりの学生数は概ね2～3名程度であり、適切な数であるといえる。しかし、文学研究科、経営学研究科、工学研究科および福祉社会デザイン研究科の一部の専攻は、4～5名となっているが、これは定員を上回った学生の受入れのためである。定員超過の対応については、研究科委員会において検討する。

なお、任期制等については、平成19年度からの学校教育法の教員身分等に関する改正等に伴い大学全体で検討を進めているため、それに沿った形で推進し、教員の適切な流動化を促進させる。

### （研究支援職員）

東洋大学大学院は、白山キャンパス、川越キャンパス、朝霞キャンパス、板倉キャンパスに研究科が設置されている。その教育研究活動を支援するため白山キャンパスには大学院教務課を設置し、白山キャンパスに設置されている研究科の支援を行なうとともに大学院全体の統括を担っており、他のキャンパスでは教学課（朝霞キャンパスは朝霞事務課）で対応するとともに、研究活動を支援する事務局も設置することで教員と職員が連携・協力を図り、一体となって円滑な授業運営、研究活動が行える適切な支援体制を整えている。

一方、大学院生の教育研究奨励の推進や経済的支援をするために教育補助員制度があり、教育補助員（TA）は「東洋大学教育補助員採用内規」により、大学院生を中心に採用されている。学部学生の教育指導の充実・向上のため、学部長の全般的監督の下に学科主任と関係教員の指示に従い、学部で必要と認める授業科目の補助をはじめとして学部において特に必要と認める教育補助等のために、適切な教育補助を行っている。

人選にあたっては、学部からの要望により大学院生を研究科委員長が推薦をする等、適切な人材が選出でき、採用人数も学部において毎年度、必要人数を策定し、教育体制の変化に対して弾力的な対応が可能で、学部と大学院における連携と協力体制が確立しており、適切な体制にあるといえる。

また、科学研究費補助金や外部資金による研究プロジェクトの研究業務推進のために、大学院博士後期課程に在籍し将来研究者となる意欲と優れた能力を有する学生をリサーチ・アシスタント（RA）やポスト・ドクター（PD）として、21世紀COEプログラムや私立大学学術研究高度化推進事業による研究センター等において採用し、研究の遂行が図れるよう規程が整備されている。

工学研究科では、21世紀COEプログラム、私立大学学術研究高度化推進事業による研究センターにおける採用の他、機械実習工場での機械加工担当、構造実験系職員、機器分析維持職員や学生実験補助として、嘱託技術者、派遣職員、専任職員および研究助手が雇用されている。

国際地域学研究科では、平成14年度から博士後期課程の大学院生を中心にTAおよびRAとして採用する研究支援職員制を制度として導入し、より円滑な研究活動の推進を行っている。

生命科学研究科では、学外の資金を利用した研究支援者（ポストドクトラルフェロー）が採用されており、平成17年度に植物機能研究センターで採用した研究助手（ポストドク）

は3名である。RAは、平成17年度10名を採用している。

福祉社会デザイン研究科では、ライフデザイン学部ならびに社会学部で採用された実習助手が、大学院助手の役割を部分的に兼務している。社会福祉学専攻と福祉社会システム専攻では、それぞれ2名の実習助手が配置され、ヒューマンデザイン専攻には7名の実験・実習助手が配置されている。これらの助手は研究科の専属ではないが、教育運営において必要となる研究支援に十分な貢献をしている。

これまでのRAやPDの採用は、理工系の研究科に属する大学院生に限られてきたが、平成18年度オープン・リサーチ・センター整備事業として採用となった文学研究科の“東洋思想に基づく「共生学」の構築”や、東京大学を拠点とする「サステナビリティ学連携研究機構」の協力機関としての東洋大学「エコ・フィロソフィ」学際研究イニシアティブは、文学研究科、社会学研究科、国際地域学研究科によるものであり、文系大学院生がRAなどに採用される環境が整って来たことは評価できるといえる。

このように、TA、RAやPDの採用をはじめとして研究科の特色にあった採用が行われ、学部との連携・協力体制のもとに、若手研究者の育成や優れた研究活動が推進されており、評価できると言える。

さらに、平成18年度における学校教育法の一部改正に伴い、平成19年度に向け、全学的な教員組織の検討が進められている。

#### **(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)**

基本的に学部所属の専任教員が大学院の専任教員となるため学部で募集を行い、大学院では募集を行っていない。学部所属教員で大学院の科目・研究指導を担当している教員が定年などで退職する場合は、大学院研究科の人材育成や教育目標達成のため必要となる条件などについて、研究科委員長から学部長へ要望を出すことになる。また、助教授から教授などへの昇格についても、規程に基づき学部教授会で行われている。

学部教員が大学院担当教員（博士前期課程の科目担当、博士前期課程の科目と研究指導担当、博士後期課程の科目担当、博士後期課程の科目と研究指導担当）になる場合は、専門分野と研究上・教育上の業績を考慮し「東洋大学大学院教員資格審査規程」に基づき行う。その承認は、「東洋大学大学院研究科委員会規程」第3条に基づき研究科委員会で行う。

研究科委員会では、研究科委員会委員の中から専門分野に係る主査1名・副査1名（場合によっては副査2名）により業績審査を行い、「東洋大学大学院教員資格審査規程」の教員資格基準に基づき妥当である場合は、研究科委員会に諮り承認する。その後、大学院研究科委員長会議での了承後、稟議起案し学長及び理事長の承認を得ることになる。

現状では、募集や昇格については学部教授会で行われているが、学部教員が大学院担当教員となるにあたっては、「東洋大学大学院研究科委員会規程」および「大学院教員資格審査規程」に基づき適切に行われているといえる。

#### **(教育・研究活動の評価)**

大学院の専任教員は、学部に専任教員として所属しているため、学部で把握している研究業績リストで把握することが可能である。

なお、工学研究科では5年毎に、学外者による教育・研究業績に関する評価を行うことになっている。

教育活動の評価として授業アンケートがあげられるが、数年前に一度行われたのみである。大学院の授業は、学部と比較し受講者も少なくゼミ方式に近い形となっており、一方通行になることはない。また、修士論文、博士論文の指導も行っているが、中間発表会や公聴会、学生の学会発表などにおいて、評価を受けることになる。

研究活動については、教員昇格や大学院担当教員になる際の教員資格審査などにより、評価されることになるが、教育活動の評価についての客観的に評価できる体制が整っていない状況にある。

その中で、経済学研究科公民連携専攻は、平成18年春学期終了後に授業アンケートを実施し、教育方法の検証、来期での授業方法の検討、改善点の検討などを行い、学生に対しても報告している。これを機に研究科委員長会議を通じ、各研究科および研究科の自己点検・評価委員および全学の自己点検・評価委員会において検討し、他の研究科・専攻においても授業アンケートを実施し、まずは教育活動の評価を行う体制を構築する。

なお、大学院の教員は、学部教員と兼ねていることから、教員の研究活動の活性度合いや教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価などについては、大学院では行っていない。

#### (大学院と他の教育研究組織・機関等との関係)

学内では、学術研究推進センターとともに、人間科学総合研究所、現代社会総合研究所、東洋学研究所、アジア文化研究所、地域活性化研究所、工業技術研究所が附属研究所として設置され、任意ではあるが専任教員は自分の専門領域ごとに研究所に所属し、共同研究が展開され、大学院学生も参加し、他機関との人的交流も行われている。

また、21世紀COEプログラム、私立大学学術研究高度化推進事業による研究センターが次のとおり開設され、専門の研究が行われて、大学院生もRAとして採用されている。

##### 1) 21世紀COEプログラム

① バイオ科学/ナノテクノロジーの融合研究

##### 2) 私立大学学術研究高度化推進事業

[ハイテク・リサーチ・センター整備事業]

① バイオ・ナノエレクトロニクス研究センター

② 先端光応用計測研究センター

平成18年度新規採択として、“バイオ・メカ・フォトン融合デバイスの研究・開発”があり、新たな研究センターを設置していく。

[学術フロンティア推進事業]

① アジア地域研究センター

② 計算力学研究センター

[産学連携研究推進事業]

① 植物機能研究センター

② 地域産業共生研究センター

平成 18 年度新規採択として、“シンビオティックロボット導入によるナチュラルセンシングヘルスケアシステムの構築”があり、新たな研究センターを設置していく。  
〔オープン・リサーチ・センター整備事業〕

- ①国際共生社会研究センター
- ②21 世紀ヒューマン・インタラクション・リサーチ・センター
- ③経営力創生研究センター

平成 18 年度新規採択として“東洋思想に基づく「共生学」の構築”があり、新たな研究センターを設置していく。

外部の研究機関との関係では、工学研究科および生命科学研究科が独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人国立環境研究所と連携大学院としての協定を締結し、教員をはじめとして大学院生も含めた人的交流が行われている。

また、工学研究科は、独立行政法人理化学研究所とも連携大学院としての協定を締結している。

経済学研究科公民連携専攻では、日本政策投資銀行とアメリカの ULI と協定を結び、研究、教育面のサポートを受けると共に講師の派遣も行われ、人的交流も行われている。

これらの外部研究所との交流は、研究科の活性化に貢献すると考えられ、また大学院生にとっては、外部の研究者との交流により視野の拡大と将来への方向性を考える良い機会となっており、評価できるといえる。

## 一. 文学研究科

### (教員組織)

文学研究科担当教員については、学部担当の教授、助教授のうち、平成 14 年に改定された「東洋大学大学院教員資格審査規程」(平成 15 年 4 月 1 日改訂)に基づき、有資格者を各専攻の発議を受けて研究科委員会において審査し、授業及び研究指導担当者を認定している。文学研究科の重要な目的の一つである論文作成上の指導を行いうるスタッフを選任する上で適切な方法と考えられる。文学研究科委員はこの手続きにより博士後期課程の研究指導を行いうると認定された教員のうちから構成され、各専攻 5 名内外が任命され、文学研究科委員会を構成して大学院運営に携わっている。この運営方式は、大学院の研究教育の水準を保つ上でも、運営を円滑ならしめる上でも有効に機能している。

本学では教員の任期制度は採用していない。ただし学問上教育上特に能力があると認められる教員は、65 歳の定年後も最長 5 年間まで 1 年契約の年俸契約雇用制度を利用し、学部と大学院両方において授業を担当することができる。なお英語コミュニケーション専攻に 1 名の客員教授がいる。

各専攻ともに大学院設置基準に定める必要専任教員数を上回っている。また平成 18 年 5 月 1 日の時点で、博士前期課程(修士課程)の在籍者 107 名、同後期課程の在籍者 50 名に比して、大学院担当教員の専任教授 57 名、専任助教授 4 名、兼任教員 3 名、客員教授 1



名、非常勤講師 24 名という担当者数は専任教授 1 名につき平均前期課程（修士）学生 2 名弱、後期課程学生 1 名弱の学生比となり、教育指導上適切な数値といえる。

#### （研究支援職員）

大学全体の研究支援体制として、学長室に研究協力科が設置され、競争的外部資金に関わる研究の事務的書類作成上の援助はされているが、文学研究科としての研究支援職員は配置されていない。

平成 15 年度から助手制度が廃止されたことによって、文学研究科は特に大きな打撃を受けている。助手は院生の中心として学問への志を同じくするグループを作り、互いに励ましあい、また切磋琢磨しながら研究を続けてきたのである。同時に間接に教員の研究の支援者としての役割を果たしつつ、教員から研究者として基礎を学ぶ機会を与えられていた。

現在この役割を果たす支援者は存在しておらず、深刻な課題となっている。ただし、仏教学専攻では、平成 18 年度よりのオープン・リサーチ・センター（前述）の開設により、ポストドクター 1 名、リサーチ・アシスタント 3 名の採用を予定している。これはあくまでも例外的なケースであって、経常的な研究支援者はやはり存在していない。

助手の廃止に伴い、TA として大学院生を 1 週 28 時間まで教育補助員採用内規（平成 14 年）に基づき雇用することができるようになったが、TA の趣旨は学部学生の教育補助であり、学部の学科、および大学院の専攻の研究支援の業務を依頼することはできない。

また大学院生である TA に、大学院生に対して教育的立場から臨んだり、教員の研究に間接的支援者として関わったりすることは不適切である。各専攻の研究支援体制は著しく不十分であり、教員が事務的業務に研究時間の多くをあてざるを得ないという憂慮すべき状況である。

なお、学校教育法の改正により、本学においても教員組織のあり方についての見直しが行われており、平成 19 年度から新しい組織に改変されるが、この中で研究支援の課題が取り上げられることになる。

#### （教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続）

大学院専任の教員の募集は実施されておらず、学部教員のうちから各専攻が「東洋大学大学院教員資格審査規程」（平成 15 年 4 月 1 日改訂）に基づいてその専門分野と学問上、教育上の業績を考慮して研究科委員会に推薦し、そこでの業績審査（主査、副査を立てる）を経て大学院担当者として承認する。論文作成に向けた指導に関わることのできる学力を審査する方法として、現行教員組織において適切なものと考えられる。大学院担当者には博士前期課程の授業担当、授業と研究指導担当、博士後期課程の授業担当、授業と研究指導担当の 4 段階があり、それぞれの段階において研究科委員会における審査と承認を要するが、実際には授業担当と研究指導担当が一括して承認されることが多い。

#### （教育・研究活動の評価）

毎年発行される『大学院紀要』に「彙報」と呼ばれる報告を掲載して、前年度における

その教員の学問業績のリスト（研究発表、講演などの学界活動、学外活動を含む）を自己申告に基づいて公表している。「彙報」が公開されるため、各教員の研究活動の活性化を促すものとなっている。

#### （大学院と他の教育研究組織・機関等との関係）

東洋大学の付置研究所のうち、東洋学研究所には仏教学専攻、中国哲学専攻の教員及び哲学、国文学、史学の各専攻の教員が所属し、アジア文化研究所には教育学、中国哲学、史学の各専攻の教員が所属して、研究会の開催、紀要に研究成果を公表するなどの活動を行っている。人間科学総合研究所には、英文学、史学、教育学などの専攻の教員が所属し、プロジェクト・チームを作った研究活動、紀要への研究成果の発表を行うなどの活動を展開している。また、既述のように仏教学専攻と中国哲学専攻とが協力し、本年度より、「東洋大学共生思想研究センター」を運営していくことになる。

学外の団体との関係について。既にふれた通り、仏教学専攻及び中国哲学専攻では「東洋大学「エコ・フィロソフィ」学際研究イニシアティブ」(TIEPh)の活動への参加、及びこれを通じた「サステナビリティ学連携研究機構」(IR3S)への参加がなされることになっている(Ⅳの一、(3))。史学専攻では学術会議登録学術団体である「白山史学会」の運営を、史学専攻の教員と院生が担っている。さらに、教育学専攻では修了生と教員を中心として「(仮称)白山教育学会」の設立準備に入っており、高度専門職にある多数の修了生との研究・情報交流の場として平成21年度には発足の予定である。

こうした人的交流状況は文学研究科の多様性に即し、専攻独自の事情を考慮し、専攻の特性を活かしながら、適切に行われていると判断される。

## 二. 社会学研究科

#### （教員組織）

本学全体としては、総合大学の利点を活かして良質な教育を行うこと、また、各構成員が自らの責任を自覚して協力することにより、継続的な改革・発展を可能とする大学運営を行うことが大きな目的とされているが、これに加えて社会学研究科では、研究科独自の理念や教育・研究の目標を理解し、その達成に貢献しうる研究業績と強い動機づけをもつ人材を配置し、組織的に目標達成に貢献しうる体制を作ることを目指している。

現在、社会学研究科の理念・目的に照らして、適切な人材を大学院における教育活動のために配置するように努めている。具体的には、社会学専攻においては16名の専任教員(内、学位取得者8名)、社会心理学専攻においては11名の専任教員(内、学位取得者4名)が各科目を担当している。いずれの専攻も、大学院設置基準が定める専任教員数を上回っている。現在、社会学専攻では博士前期課程の在籍者が30名、後期課程の在籍者が7名であ

り、専任教員一人当たりの学生数は、前期課程で1.87名、後期課程で0.43名である。社会心理学専攻では博士前期課程の在籍者が27名、後期課程の在籍者が4名であり、専任教員一人当たりの学生数は、前期課程で2.45名、後期課程で0.36名である。したがって、学生数と教員の比率は適切であると判断できる。

また、本学教員でカバーすることが困難な領域については、両専攻とも外部講師による集中講義を実施して、学生の関心に対応している。とくに、社会学専攻では、平成19年度に開始される前期課程の3コースの体制の整備に伴い、関連領域を含めて幅広く学際的な研究・教育が実施できるよう、担当教員を拡充する。教員人事は社会学部によって行われるが、公募の際には学位を持っていることを基本的条件とし、大学院教育に貢献できる人材を受け入れるようにしている。

教員の年齢構成に関しては、社会心理学専攻の定年教員の後任人事において、学位を取得している2名の若手、中堅の研究者を採用し、長期的展望に立ってバランスの良い年齢構成になるように努めた。ただし、教員の男女構成に関しては、前期課程担当の教員（非常勤講師を含む）のうち女性の割合は社会学専攻で約30%、社会心理学専攻で約8%であり、女性の割合が低い傾向にある。今後の採用人事においては、個々のケースにおいて、男女構成の比率と考慮すべき条件に加える。

任期制は、導入していない。

#### （研究支援職員）

社会学研究科における研究を支援する独自の職員は存在しない。大学全体としては、学長室に設置されている研究協力課が、科研費申請や予算執行、オープン・リサーチ・センターの運営等に関して支援をおこなっている。研究協力課が主たる教員の研究室と近接していることもあり、十分な支援を得て研究活動を実施している。

また、オープン・リサーチ・センター（HIRC21）が活動を継続している間（平成15～19年度）、PDを1名、及びRAを3名雇用し、教員の研究の補助的な活動および協同研究を実施している。今後、センターを継続させる方向で検討し、PD及びRAを雇用できる体制を維持する。

本学では教育補助員採用内規に基づいて、学部学生の教育補助を行う大学院生をティーチング・アシスタントとして雇用することができる。教育補助の対象は学部学生であり、大学院における研究を直接支援する役割を果たしているわけではないが、個々の大学院生にとってはティーチング・アシスタントに任命されて「教育」の一端を担う経験の意義は大きく、間接的には自らの研究環境に肯定的影響を及ぼしているともいえる。留学生への日本語教育の補助などの業務を担当することが可能となれば、大学院における教育・研究への直接的支援となるはずであるが、現在の時点では社会学研究科として対応する範囲を越えている。

いずれの専攻も大学院生間の研究上のコミュニケーションは活発に行われており、また、社会心理学専攻においては「社会心理学総合研究」が置かれて教員および大学院生間のコ

コミュニケーションが「公式に」行われる体制がとられているので、実質的に教育面における問題は感じられない。

高度な技術をもつ研究支援職員を育成し、その技術を継承するための方途については、社会学研究科としては独自の制度をもたないため、現在のところ該当しない。

以上、現状では、研究支援についてはある程度の水準が保たれていると判断できる。しかし、その一部がオープン・リサーチ・センターが継続していることに依存している点に若干の問題が残されているので、継続不能の場合の問題点を洗い出す作業を開始する。

#### **(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)**

社会学研究科は社会学部にその基礎をおいており、社会学部の教員が社会学研究科の教員を兼任する形をとっている。そのため、社会学研究科が独自に教員を募集することはない。社会学部が教員を募集する際には、各学科および専攻において、大学院担当科目と学部担当科目の専門領域に大きな支障が生じないように調整している。

大学院の各科目は、学部にも所属する教員の中で十分な資格をもつと判断された者が担当することになっている。基本的には、可能な限り多くの教員が係わるようにしているが、困難な科目に関しては外部の非常勤講師や他専攻からの兼任教員が担当している。

各科目および研究指導担当に関する適格性の審査は、各専攻が必要に応じて社会学研究科委員会に申請し、受理されれば当該専攻の教員が主査を務める資格審査委員会が東洋大学大学院教員資格審査規程に基づいて業績等を審査し、その結果を研究科委員会に報告、承認を得る。この後、研究科委員長会議における審議を経て法人側の手続に移ることになっている。以上の手続に関しては、客観性および公明性が確保されており、適切なものと判断している。

#### **(教育・研究活動の評価)**

教員の研究業績は、毎年、各教員が前年度の業績を自己申告し、「大学院紀要」の彙報欄に掲載される。教育活動に関しては担当科目の一覧および内容が大学院の便覧やホームページに掲載されるが、それ以外の教育活動に関してはとくに公表されていない。また、こうした教育・研究活動の内容に対する評価は実施していない。今後、教育・研究の評価については、まず評価基準および評価手続に関して検討を加え、その結果を踏まえて順次実施に移す。

#### **(大学院と他の教育研究組織・機関等との関係)**

本学に設置されている6研究所の中で社会学研究科と関連の強い研究所は「人間科学総合研究所」と「現代社会総合研究所」であるが、社会学研究科で科目を担当している専任教員27名のうち、14名が人間科学総合研究所の研究員として、また17名が現代社会総合研究所の研究員となっており、それぞれの研究所内のプロジェクトに参加するなど研究活動を続けている。また、社会学研究科から4名の教員が東京大学を中心とするサステナビリティ学連携研究機構の一部である「エコ・フィロソフィ」研究プロジェクトに参

加している。以上のように、社会学研究科の教員は学内の研究組織と積極的に関わり、その成果に貢献していると考えられる。

### 三. 法学研究科

法学研究科の博士前期課程では、①高度な実践的法学教育により、専門的法学の素養を身につけた専門的職業人を育成すること、②変動の激しい社会にあつて、社会人を積極的に受け入れ、リカレント教育を施すことにより、時代にあつた法学の知識を備えた専門的職業人をして再び社会に送り出すこと、③アジア諸国を主として、外国人留学生を積極的に受け入れ、専門的法学の素養を身につけた専門的職業人として母国で活躍できる人材を育成することを、教育の教育目標の重点においている。また、後期課程では、「諸学の基礎は哲学にあり」の教育理念にそつて、諸問題を根底的に考え抜く、法学専門家を養成し、研究職にふさわしい人材として社会に送り出すことを教育目標にしている。

#### (教員組織)

法学研究科では、教育目標に沿つて、教員を組織している。私法学専攻では、11名の専任教員と4名の兼任教員(法科大学院との両属)、公法学専攻では、12名の専任教員と5名の兼任教員からなつている(平成18年度現在)。いずれも設置基準で定められている教員数をクリアしている。

教員の構成としては、法学研究科の教育目標を意識し、それにそつた教員スタッフを備えるよう努力してきた。社会人を対象とするリカレント教育や、留学生の指導などは、他の一般の大学院学生と特に違わない内容で対応できるが、実践的な法学専門教育は別であり、裁判官出身者や弁護士資格のある教員を意識して確保してきた。また、税理士試験受験を希望する学生に対応し、租税法担当教員が法科大学院に転出した際も、休講とすることなく、租税法担当教員を新規採用し、補充してきた。

法科大学院の創設ラッシュに伴う全国的な法学教員不足のなかで、平成18年度は行政法担当者2名中1名の欠員を出したが、人事の主たる権限を有する法学部との連携により、早急な欠員補充に努めている。総じて法科大学院との兼任教員の数が少なくないが、学生数が少なく、指導体制としては特に問題は出ていない。こうしたことから、教員組織は全体として適切なものになっていると考える。

教員の任期制は、法学研究科では導入していない。法科大学院との両属の教員が年俸契約雇用制度によって在籍していたことがある。現在、法学研究科がその制度を適用している者は在籍していない。法学研究科の内部からは、任期制を求める声は、今のところ特に出ていない。

#### (研究支援職員)

本学では学部において、教育補助員制度を設けており、法学研究科の学生も教育補助員

となっている例があるが、法学研究科では特に置いていない。法学研究科では、文献研究を主とする法学領域の研究の特性から、研究上は差し迫った必要性は見受けられない。また、教育面でも、学生数が少ないため、特に必要が感じられていない。前期課程の学生数が多くなり、後期課程の学生を訓練してその指導に協力させるような必要が将来、生じてくれば検討しても良いだろうが、当面、そのような状況にはない。

#### **(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)**

募集については、法学部に基礎を置く法学研究科としては、独自の教員募集はしていないが、法学部教員の欠員募集の際、大学院担当可能な資格を考慮して教員募集を行うよう求めるなど、大学院の要望を伝えている。募集方法は公募で行なわれている。

法学研究科担当教員の任免は、本学「大学院教員資格審査規程」による。法学研究科担当教員は、多くを本学法学部所属の教授をもって当てているが、任命に際しその適格性を改めて審査しており、学部の教授が自動的に大学院を担当してはいない。

大学全体では、若手の研究者の大学院担当を拡充するため、規定の見直しが行なわれ、助教授でも、研究上の顕著な業績を有する者などが大学院の講義を担当できることとなったが、これまで法学研究科ではそのケースはない。(統計によっては助教授1とあるのは、教授昇進が内定した段階で大学院の担当を決めたため、現在はすべて教授である)。

学部が行なう教員の募集については、法学研究科としては要望を伝えるだけであり、必ずしも意向通りにできるわけではないので、問題は残るが、学部が採用した教員を大学院での教育に関与させるかどうかは、大学院独自で厳格に行なっており、適正なものになっていると考える。

#### **(教育・研究活動の評価)**

教員間の相互評価は行っていない。平成14年度に全大学院研究科で学生アンケート調査を実施しているが、平成19年度に法学研究科は独自に実施する予定である。

教員の研究活動を活性化する方法としては、専任教員の研究業績を毎年、自己申告に基づき『大学院紀要』に掲載する形で行なっている。それを受けての評価は、現在までのところ、特に行なっていない。

#### **(大学院と他の教育研究組織・機関との関係)**

法学研究科から、本学附属研究機関であるアジア文化研究所に3名、現代社会総合研究所に4名、工業技術研究所に2名の専任教員が所属し、研究活動をしている(平成18年5月現在)。各研究所ともまだ年数が浅いわりには、法学研究科から熱心に関わる教員も出ており、今後、さらに充実すべく、平成19年度からは、参加をさらに強く呼びかけていくことにした。

また、法学研究科が主導して、平成19年度に向けた研究プロジェクト「政治資金をめぐる法律学的研究」を「オープン・リサーチ・センター整備事業」として申請するので、採用の際にはより適切なものとなろう。

## 四. 経営学研究科

経営学研究科は、「理論形成のための真の研究者養成」を目的とした経営学専攻（博士前期課程・博士後期課程）と「極めて質の高い経営理論および経営実践課題を解明できる能力育成」を目的とするビジネス・会計ファイナンス専攻（修士課程）からなり、経営学研究科の教員組織は経営学研究者の養成、経営実践を行う人材の経営能力開発、そして会計の対象領域の拡大に適応できる会計人の育成、そしてグローバルなシステムに対応でき、分析能力を持ったファイナンス人育成という目標を達成するための組織である。

### （教員組織）

経営学研究科の教員組織は、経営学専攻は兼任教員 9 名、兼任教員 11 名、ビジネス・会計ファイナンス専攻は兼任教員 12 名、合計兼任 21 名、兼任 11 名から構成されている。この専任教員の中には、任期制の個別契約の教員が含まれている。現在の経営学研究科の在籍学生数は 51 名であり、教員 1 人あたり大学院生は 1.59 人である。

このように大学院研究科の理念と目的を達成するための組織、専攻内コースのあり方と教員組織、そして学生数と関係からみれば研究科の組織は適切であるといえる。

### （研究支援職員）

研究支援職員としては、平成 16 年度から経営学研究科の教員が中心となって設立・推進している東洋大学経営力創成研究センターにおいては、博士後期の在学生 4 人のリサーチ・アシスタント（RA）をおいている。ティーチング・アシスタントはいない。

RA の 4 人のうち 3 人は学部からの進学者であり、もう一人も学部当時からコミュニケーションがあった学生であり、研究者との間の研究その他の連携・協力関係はきわめて緊密で適切である。

RA は採用される前の博士前期課程の段階から各種の研究支援活動にたずさわっており、RA として採用された段階で、各種研究支援の技術を継承している。そして RA の 3 年間で情報技術、データ処理技術などにおいて高度な技術を身につけることができる。システムとして明確な方途は存在しないが、RA の活動分担を 3 年間に渡って順次高度化させることで技術継承を行っており、RA の活用は適切に行われている。

### （教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続）

教員募集については、大学院の専任教員の採用はおこなわれていない。あくまで経営学部の採用人事として行われるため、年齢構成、学部及び大学院の科目等を総合的に勘案しながら優先順位をつけて採用を行っている。平成 18 年度に経営学部に会計・ファイナンス学科が設置され 4 学科体制になったため、平成 20 年度まで新規採用人事が順次行われているが、この採用人事において、大学院の担当が可能などの条件を付記して大学院担当教員の拡充を行っている。大学院担当の募集、任免、昇格に関しては東洋大学大学院教員

資格審査規程に基づいて適切に運用を行っている。

#### (教育・研究活動の評価)

教員の教育・研究活動の評価は制度としては行われていないが、研究活動に関しては、東洋大学『経営論集』及び東洋大学経営力創成研究センターの研究会および紀要を通じてお互いの研究内容を知り、研究の活性化を促している。この研究活動報告は教員の自己申告に基づくものであり、この活性化の度合いは、著書・論文、学会報告などから判断することができるが、その評価する方法については制度として確立していない。

しかし経営研究科としては教育・研究活動を含めた総合的評価制度の必要を認識し、平成18年度に大学院研究科委員会の中に、自己点検・評価委員会を設置し、教育・研究活動の評価を開始したことから、この委員会において、研究活動評価の実施と有効性、活性化度合いの評価方法について検討を行っていくこととしている。

#### (大学院と他の研究組織・機関との関係)

国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況で述べたとおり、明治学院大学大学院との研究交流会、「首都大学院コンソーシアム」加盟大学院の協定聴講生制度がある。

また私立大学学術研究高度化推進事業オープン・リサーチ・センター「東洋大学経営力創成研究センター」に15名が所属し、また大学の附属研究所である東洋大学現代社会総合研究所に15名、東洋大学人間科学総合研究所に13名、地域活性化研究所に1名が所属している。

大学共同利用機関、学内共同利用施設等は特にない。

## 五. 工学研究科

#### (教員組織)

工学研究科の理念・目的を達成するための教員組織は、工学部に所属する教員の中から研究業績に基づき審査し選出された者と、連携大学院を構成している各研機関の研究者や他大学教員からなる客員教授・非常勤講師によって構成されている。本研究科の専任教員は旧専攻を含めて89名である。学生数に対する割合は、博士前期課程在学学生234名（旧専攻含む）に対して講義科目担当教員は89名、研究指導担当教員が74名。博士後期課程在学学生33名（旧専攻含む）に対して講義科目担当教員は59名、研究指導担当教員が46名となっている。また、客員教授11名と非常勤講師7名によっても各専攻の教育目標に基づいた教育課程によって充実した専門的教育・研究が実施されている。現在、本研究科は旧専攻（6専攻）と新専攻（4専攻）が併存しているが、各専攻が博士前期課程および博士後期課程の基準を満たす教員体制にある。従って、本研究科の理念・目的並びに教育課程を実現していく体制は維持されており、適切に運営されている。



工学研究科は平成 17 (2005) 年度からの「4 専攻への再編」を機会に全教員に対して資格審査を行なった結果、大学院担当の有資格者に変更があったが、前回の自己点検・評価時に比べると大学院担当が増加しており、今後の研究科の発展が期待される。大学院設置基準で定める教員数をはるかに上回っているが、学生の教員への配属は「学生の希望」を第一に考慮していることから、必ずしも全教員に学生が配属されてはいない。このため工学研究科の教育・研究の発展のためには、「全教員に学生が配属する」ことが必要であり、学生数の更なる増加を目指す。

任期制教員による教員の適切な流動化の促進に関しては、重点化研究として促進する研究テーマの担当教員として、活用することを希望している。この教員の任期制・制度の決定権は法人にあり、工学研究科として制度の設置・運用を働きかけていく。

#### **(研究支援職員)**

機械実習を行なう実習棟での機械加工担当、構造実験系職員、機器分析維持職員や学生実験補助として、嘱託技術者、派遣職員、専任職員および研究助手を雇用している。現在、「研究者」と研究支援職員との間の連携に関しては密接であり、実験・研究の効率化に機能しており、適切である。しかし、研究支援職員は限られていることから、さらにその充実することが望まれる。この高度な技術を持つ研究支援職員の育成と、その技術を継承していくための方途としては、大学院学生修了者を対象に、修了後数年間の任期付き「研究支援職員」としての雇用が望ましい。現在、21 世紀 COE プログラムやハイテク・リサーチ・センター等の助成金システムにより、若干名の「研究助手」を雇用している。今後、さらに外部資金の導入による「研究支援職員」の維持と、大学院としての「研究支援職員」制度を確立しなければならず、予算が関連することから法人と交渉していく。

現在、学部 1、2、3 年次の学生実験、電算機実習のティーチング・アシスタントとして大学院学生を工学部が雇用している。また、研究支援職員の不足をティーチング・アシスタントの雇用によって補っている。ティーチング・アシスタントは学部教員の不足を補うだけでなく、実施する大学院学生の教育にもなり、その制度は適切であるが、雇用条件（時給等）が大学院生活を補う額には至っていないことから、希望学生は減少傾向であり、時給の増加などの改善に向けて法人に要望していく。

リサーチ・アシスタントに関しては外部資金の導入により、本学でも雇用需要がある。しかし、外部資金によるリサーチ・アシスタント数には限りがあることから、先端科学を担う研究を維持するためには、大学院としての制度化が必要不可欠であり、大学院研究科委員長会議に提案していく。

#### **(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)**

工学研究科では、大学院担当の専任教員を置いていない。教員補充等の要望の際には、関連する専攻での検討がなされた後に、工学研究科委員長より工学部長へ申請し、工学部専任教員採用案件として手続きがなされる。大半は、関連学科の教員採用条件に「大学院担当」を入れることで対応している。

大学院の教育と研究指導の資格のための昇格(博士後期課程および博士前期課程のそれぞれ講義担当、研究指導担当の資格)は各専攻が申請し、工学研究科委員会(博士後期課程研究指導担当資格教員からなる)の中に設置されている資格審査委員会で審査後、工学研究科委員会において承認され、採用と同様に大学院研究科委員長会議での審査の後、法人に上申する。

これらの大学院担当教員の人事に関する基準・手続きは教員に周知され適切に運営されており、今までに問題が生じていない。問題点があれば、工学研究科委員会において議論し改正していくこととしている。専攻における昇格基準は明確にしているが、専攻間の基準が異なることから、議論が交わされ場合もある。しかし、活発な議論により合意に達している。

「連携大学院」や国立大学院からの教員の任用基準は、工学研究科の各専攻の教員の基準に準拠し、客員教授や非常勤講師として採用している。

### (教育・研究活動の評価)

教員の教育・研究活動状況は、工学部と工学研究科の区別はなく、大学基礎データ「表24」で把握できる。教育活動の評価は難しい問題を含んでおり、授業時間以外では客観的な評価基準が未だ定まっていない。一方、研究活動は論文投稿、学会発表などでかなり正確な評価が可能である。大学院の教員昇格審査に当たっては、主として研究活動評価によってなされており、専攻毎の研究活動評価基準が明確になっている。

工学研究科の教員の教育と研究活動の統一的な評価に関しては、特に教育活動に関しての評価が明確になっていないことから、今後の課題である。専攻内において専攻主任をはじめとする教員が相互に所属教員の教育・研究活動に気を配り、その活動成果を評価に反映していることから問題は生じておらず、その統一的な評価方法に関しては、今後、他大学大学院の状況を鑑み、情報収集をして具体化したい。

教員の研究活動の活性度合いは、研究発表・論文等により評価される。また、各教員の教育と研究に関する成果は、自己申告による「研究報告」への記載により公表されており、そのデータは各教員の昇格等のデータに利用されている

### (大学院と他の教育研究組織・機関等との関係)

工学研究科の教育・研究活動に直接参加している客員教授や非常勤講師の所属する研究機関との教育・研究上の交流は、学際領域の共同研究の実施、地域コンソーシアムの提案、地域振興事業、大学院学生の研究指導などを通じて積極的に行われている。また、バイオ・ナノエレクトロニクス研究センターの研究に参加している本学大学院生命科学研究科や外部教育・研究機関、企業との交流も、学術講演会、共同研究の実施などを通じて活発に行われている。特に、米国・モンタナ大学とは研究員を招待し、それぞれの大学において講演会を開催するなど、国際的に研究交流と教育交流を深めており、研究者養成としては理想的な環境を整えつつある。

さらに、東洋大学の産学協同研究の拠点としても役割を果たしている工業技術研究所が工学研究科と同キャンパスに置かれていることから、工業技術研究所に参加している企

業・研究所・他研究科と工学研究科の交流も経常的に行われている。今後、さらに他教育・研究機関との連携を強化し、工学研究科の教育・研究活動を活発化していく。

以上のことから、工学研究科と他の教育研究組織・機関との関係は適切である。

## 六. 経済学研究科

経済学研究科経済学専攻では、経済学に関する高度で総合的な学識と理解力を備えた研究者を養うというこれまでの目標に加えて、社会の要請に応じるため実社会で必要とされる技能・知見を存分に発揮して社会に貢献できる高度職業人(プロフェッショナル)養成を目標に掲げ、新たな教育体系の構築に勤めるため、教員を配置している。

また、公民連携専攻は、公的経営と私的経営それぞれの変革と両者の融合を念頭に、ビジネスモデルの探求・考察・検証、そして具体的なプロポーザルを進めるとともに、その裏づけとなる学問体系の確立をめざすことを目的として、教員を配置している。

### (教員組織)

経済学専攻では、研究コースの教育課程は基礎学部の教員が担当している。また、先端政策科学コースの課程も、一部客員教授を除き、基本的に基礎学部の教員が担当してきた。これに対し、税理会計コースの教育課程を担当する教員は、税法に関連する部分を学外の大学(とくに、税務大学校 0B)等の研究・教育機関から招聘の客員教授に依存している。これらを通じて、専攻の理念・目的に適った教育内容・システムが確立できたものとする。

公民連携専攻は、理論から実務まで8つの知識体系、「経済理論」、「財政」、「金融」、「経営」、「公民連携制度・手法」、「公共プロジェクト」、「民間プロジェクト」「ケーススタディ」に分けてバランスよく講義科目を配置しているが、12人の専任教員が核となる講義科目を担当して公民連携専攻の教育課程の基盤を構成している。また、公民連携専攻は、現場における実務とも密接な関係を持っているので、産業界等で豊富な実務経験を持つ5人の客員教授・非常勤講師が特殊な専門領域の講義科目を担当している。7名の専任教員が講義科目とは別時間で公民連携演習という演習科目を持ち、学生に対するきめ細かい研究指導を行っている。さらに、特別講義も設けて公民連携の平常課目ではカバーできない特別な内容も学生が把握できるように努めている

公民連携専攻は平成18年4月に開講し、その在籍者は現在29名であるが、この人数に対して現在の教員は幾分アンバランスになっているが、1学年30名の2学年合計60名で回転するノーマルな状態になれば、学生数と教師数のバランスは適正になると考えられる。

研究科独自の教員組織のいっそう改善を図る目的から、経済学専攻では以下の方法を通じて、人材の流動化・登用に努めている。すなわち、

#### ①客員教授制度による外部研究機関等からの人材登用

平成18年度(5月1日現在)の本制度による客員教授は、「税理会計コース」で5名

(他大学より1名、税理士事務所＝元国税官・元税務学校教官より4名)である。本制度の活用により、主に社会人を対象として開設したコース・分野を充実させるため、既存スタッフでは十分カバーできない部分について、外部より応援を得て教員組織の補充を図っている。

#### ②年俸契約雇用制度による登用

本制度は、とくに優れた教員を最長5年の期間内で(70歳まで)雇用するもので、研究科教員組織の水準維持を目指している。本制度は、1年ごとの更新が前提となっており、人事の流動化を妨げるものではない。本制度(平成8年4月施行)適用の経済学研究科教員は1名(平成18年)である。これは大学院の活動、とくに、理論面での研究と教育の水準を飛躍的に高める意図から、当該教員を外部より採用したものであり、本制度はそのために援用した結果だといえる。

現在のところ任期制は導入していない。

大学院設置基準による経済学専攻および公民連携選考の必要教員は9名であるが、経済学専攻が21名、公民連携専攻が10名の専任教員がおり十分基準を満たしている。

#### (研究支援職員)

経済学研究科だけを対象とする研究支援職員はいない。大学院全体に対して大学院教務課が研究支援の役割を担っている。また、研究協力課等の大学のさまざまな組織が学部、大学院の両方を対象にしてそれぞれの担当分野で研究支援を行っている。

大学院経済学研究科委員会等の会議を通じて、「研究者」と研究支援職員との間の円滑な連携・協力関係を図っている。

経済学研究科だけで高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方途の導入は行っていない。

経済学研究科の講義などを支援するリサーチ・アシスタントの制度は、平成18年5月現在、存在しない。ただ、研究科は、必要に応じて学部講義を支援するための院生をティーチング・アシスタントとして供給する母体にはなっている。研究科の教員は、学部科目担当教員の要請を受けて、自己の科目を受講している院生の中から適格者を推薦することによって、運営している。

#### (教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)

経済学専攻所属の教員は、税理会計コースの客員教授を除き、全て経済学部所属の教員であり、募集や昇格は学部で行われている。経済学研究科の専任教員としての任免は、大学院教員資格審査規程に基づき、経済学研究科の基準・手続に従い教員資格審査によって行っている。税理会計コースの客員教授は、他大学教員・国税庁OB・現役税理士の候補者の中から、所定の基準・手続に基づく教員資格審査によって任命した。彼らに関しては、昇格に関する基準・手続は該当しない。

一方、公民連携専攻所属の教員も、全て経済学部の所属の教員による兼担をとっており、10名の専任教員を任命した。このうち1名は本専攻の強化のため、経済学研究科の基準・手続に基づく資格審査によって、新たに外部より採用した者であるが、この者も経済学

部所属であり兼担となっている。また、産業界等で豊富な実務経験を持つ5人を客員教授・非常勤講師に任命した。

以上の事情から、大学院教員の拡充は、基本的に経済学部 に依拠する体制となっているため、社会人教育のニーズ拡大という社会の動向に柔軟に即応することが困難になっている。この問題に対処するためには、経済学部 に依拠する専任教員と豊富な実務経験を持つ非常勤教員のバランスをさらに工夫する必要がある。

経済学研究科は、連携大学院や併任教員を擁する国立大学院には該当しないので、その教員の任用基準の明確化とその運用の適切性に関して言及する内容は無い。

#### (教育・研究活動の評価)

経済学研究科では、本格的な教育活動および研究活動の評価をまだ実施していない。これは、大学院教育が基本的にゼミを通じるマンツーマンによる人格的關係にもとづいて実施されること、他で既述している総合演習の場において透明かつ公開、しかも、定期的に論文発表と助言を行っているから、本格的な評価を行なう必要がなかったからといえる。ただし、今後、大学院が拡充される中、とくに、社会人を対象とした場合、こうしたあり方については議論の必要があると考える。すでに、公民連携専攻では臨時の措置として授業評価を行っている。

公民連携専攻は設置後間もないため、教員の教育活動及び研究活動の評価をまだ具体的に実施しておらず、その有効性についても言及できない。教員の研究活動の活性度合いに関する評価もまだ本格的に実施していない。また、教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価についてもまだ本格的に実施していない。

なお、平成18年春学期に関して、夏休みを利用して簡易な形の授業評価を実施した。その結果は担当教員に周知させるとともに、総合的な整理を行って、関係者全体によるワークショップを行ない、今後の授業・演習の運営に反映させている。

#### (大学院と他の教育研究組織・機関等との関係)

経済学専攻では、税理会計コースで他大学(専修大学)教員を客員教授として迎え入れている。公民連携専攻では、他大学教員を非常勤講師と迎え入れ、産業界で豊富な経験を持つ実務家を客員教授として迎えている。さらに、公民連携分野に先駆的に取り組んでいる日本政策投資銀行、およびアメリカの Urban Land Institute (ULI) と調査研究に関する友好協定を結び教育・研究活動に反映させている。

この他、経済学研究科の専任教員は、現代社会研究所、アジア文化研究所、地域活性化研究所など大学の附属研究所に参加し、大学院の教育活動と関連させながら幅広い研究活動を展開している。

## 七. 国際地域学研究科

### (教員組織)

教員組織は、東洋大学の5つの理念および研究科の使命・教育目標を達成すべく国際協力、地域開発、観光などの分野で抜きん出た資質を持つ人材で構成することを目標としている。国際地域学専攻担当教員は、平成18年度においては講義・演習および研究指導担当の13名の専任教員で構成されている。平成13年度に設置認可された博士前期課程は平成14年度に完成年度をむかえた後の平成15年度以降も、定年退職した教員に変わり同分野の新規採用教員を同数補充し、新たに国際経済協力分野の教員と国際関係分野の客員教授を追加採用する等、文部科学省より設置認可を受けた教員組織を維持して認可申請書に記載した当初の目的通りの活動に当たった。合計13名の専任教員と1名の非常勤講師が任に当たっている。

国際観光学専攻では、開設した平成17年度から18年度は、講義、演習および研究指導担当の10名の専任教員と1名の兼任教員で構成されており、平成17年度秋学期以降1名空席となったものの、10名の教員によって全ての講義、演習および研究指導を分担する等、文部科学省より設置認可された認可申請書に記載した当初の目的通りの活動に当たっている。

以上の教員数の内、国際地域学専攻は博士後期課程研究指導教員7名、国際観光学専攻は修士課程研究指導教員5名であり、文部科学省が定めた大学院設置基準に規定する研究指導教員数5名を満たす数を確保しており、在学生を指導する体制は適切であると考えられる。教員の専門分野は国際協力、地域開発、観光の各分野の研究をカバーするよう考慮し配置しているが、教員の退職等で欠員が生じている部分については現在採用の方向で手続きに入っている。

なお、国際地域学研究科では博士後期課程の学生指導や大学院設置基準上必要な場合に限り、65歳定年を迎えた教員を年俸契約雇用制度の適用により任用することで教員流動化促進のための措置を取っている。

### (研究支援職員)

国際地域学研究科では、文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業として平成13年度から進めているオープン・リサーチ・センター整備事業により設立した「国際共生社会研究センター」において、研究支援職員として研究助手(PD)および博士後期課程の大学院生をPRA(プロジェクト・リサーチ・アシスタント)として採用している。このことにより、同センターでは研究員と研究助手(PD)およびPRAによって研究者間の研究分野における連携と協力関係の強化を進めている。

研究助手については同センター発足当時から毎年1名の博士号取得者ならびに博士の学位を取得した者に相当する能力を有する者を採用しており、研究および研究活動の調整に貢献している。

PRAは、毎年度、博士後期課程に在籍する全学生を採用し、シンポジウム等の運営補助の他、各プロジェクトの研究テーマに応じた研究補助業務を行っている。その結果、同センターの研究成果が文部科学省に高く評価され、第1期5年間(平成13年度～17年度)終了後に第2期として3年間(平成18年度～20年度)の研究活動期間の継続延長が認め

られた。なお研究助手をはじめとする研究支援職員の高度な技術は、同センターの事務局会議や全体会議の際に研究員の間で共有し、組織として継承している。

この他、博士後期課程の大学院生 1 名は平成 17 年度より、科学研究費補助金による RA (リサーチ・アシスタント) としても採用され、より円滑な研究活動の推進を行っている。

なお、学部授業を支援するために、平成 17 年度より TA (ティーチング・アシスタント) として博士前期 (修士) 課程を含む大学院生が採用されていて、平成 18 年度は、6 名の学生が交代で 2 名体制を取り、授業補助に当たっている。

#### (教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)

教員募集については、大学院の専任教員の採用は行われていない。国際地域学研究科は国際地域学部をその基礎学部として開設しているので、国際地域学部教員のうち大学院の設置趣旨に添い、かつ資格審査を通過した教員を国際地域学研究科教員として兼任させている。そのため研究科独自の教員募集はなく、国際地域学部の欠員等に応じて大学院も担当できる資格条件を明示して教員募集を行っている。その場合の募集方法は公募を原則としている。国際地域学研究科担当教員の任免は本学大学院教員資格審査規程に則り、資格審査委員会を設置して適切に運用を行っている。

#### (教育・研究活動の評価)

国際地域学研究科独自には、各教員の教育研究活動の評価は行っていないが、大学院教員の大部分が所属する基礎学部である国際地域学部では、各教員の教育・研究活動や外部委員等の社会的活動の概要を調査し、教員間に公開し自己評価を行っているので大学院所属教員の評価を兼ねているものと理解できる。また教員の自己申告に基づく評価という形式は取っていないが、大学院担当教員が所属しているオープン・リサーチ・センターでは独自に各年の教員の研究成果を公表し、センターの評価委員会の意見を聴取している。

#### (大学院と他の教育研究組織・機関等との関係)

国際地域学研究科の教員を中心とした「国際共生社会研究センター (オープン・リサーチ・センター)」が文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業として採択され、平成 13 年度に設立された。このセンターは研究科教員の研究活動において中核をなしており、表裏一体となった活動を行っている。なお国際地域学研究科のある板倉校地には地域活性化研究所が存在し、国際地域学研究科および生命科学研究科に所属する研究員が共同して研究活動に当たっている。キャンパスのある群馬県の地域に密着した同研究所が地域開発を専門とする国際地域学研究科と地元の中心的産業である農業を専門の一つとする生命科学研究科の教員と共に地域で活動することは大学の社会貢献として適切な活動であると考えられる。

また、独立行政法人国立環境研究所との間に連携大学院方式の協定を平成 17 年度に締結し、研究・教育活動の推進と両者間の学術交流および友好協力の一層の推進を図ることとしている。

## 八. 生命科学研究科

### (教員組織)

平成 18 年度の生命科学研究科の教員組織は、専任教員 16 名、非常勤講師 2 名からなっている。教員数は文部科学省が定めた大学院設置基準に規定する研究指導教員数 4 名を含む 7 名を大きく上回っている。生命科学研究科の理念・目的として、医学系、工学系、農学系あるいは薬学系にまたがる総合科学として生命科学をとらえているが、教員全員が博士号を取得しており、教員組織も農学系博士 5 名、工学系博士 4 名、理学系博士 4 名、薬学系博士 2 名、医学系博士 3 名から構成されている。生命科学研究科の博士前期課程は、平成 18 年度において講義・演習および研究指導担当の 14 名の生命科学研究科専任教員と講義担当の 2 名の生命科学研究科専任教員、それに講義担当の 2 名の非常勤講師からなり、博士後期課程は 11 名の生命科学研究科専任教員と講義担当の 2 名の生命科学研究科専任教員からなっている。博士後期課程は、研究指導教員 11 名を有しており、教育課程の種類、性格、学生数の観点からは全体的には教員組織構成には特に問題ない。在学中の大学院生は 47 名であることから、指導教授一人当たりの学生数は 2.94 名であり、博士前期課程および博士後期課程の基準を満たす教員体制にある。したがって、生命科学研究科の理念・目的並びに教育課程を実現していく体制は維持されており、適切に運営されている。研究指導体制としては良好といえる。

任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況については、年俸契約雇用制度があり、この制度の適用を受けた大学院後期課程教員がこれまでに 1 名いる。大学院後期課程の設立の専任教員を完成年度まで雇用するために適用したものである。

### (研究支援職員)

生命科学研究科では、研究支援職員制度は導入されていない。学外の資金を利用した研究支援者（ポストドクトラルフェロー）は採用されており、平成 17 年度に植物機能研究センターで採用した研究助手（ポストドク）は 3 名である。RA は、平成 17 年度には生命科学研究科の後期課程学生を植物機能研究センターおよびバイオ・ナノエレクトロニクス研究センターで、合わせて 10 名採用している。今後の生命科学分野の進展する教育・研究に対応するために、より多くの研究助手やポストドクなどの研究支援職員を採用することが是非とも必要である。生命科学研究科の博士後期課程を卒業した学生をこれらの期限付きポストに採用することにより、キャリアアップを図る機会を提供することも可能になる。

現在採用されている研究助手（ポストドク）は学外の資金を利用した研究支援者（ポストドクトラルフェロー）のみであり、「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係は、プロジェクト推進を進める目的であることが明確であり、適切なものである。

高度な技術を持つ研究支援職員の育成と、その技術を継承していくための方途としては、大学院学生修了者を対象に、修了後数年間の任期付き「研究支援職員」としての雇用が望



ましい。今後、さらに外部資金の導入による「研究支援職員」の維持と、大学院としての「研究支援職員」制度を確立しなければならない。

大学院生には、生命科学部の実験実習に対して Teaching Assistant (TA) 業務を提供し、学部学生の実験指導の補助業務を担当させ、学生指導の経験をさせている。TA 制度は、教員の負担の軽減にも大きな役割を果たしている。この TA には平成 17 年度 27 名（前期課程 21 名、後期課程 5 名）の学生が従事している。例年博士前期課程の学生の 70～80% 程度が TA を行っている。実習担当教員のもとで大学院生が実習のサポートを行う性質のものであり、教員と TA 学生との間の連携・協力関係は適切に行われている。

#### （教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続）

生命科学研究科は生命科学部をその基盤として開設しているため、生命科学部教員が生命科学研究科教員を兼任している。そのため研究科独自の教員募集は実施していないので、生命科学部の欠員に応じて大学院も担当できる資格を明示して学部において教員募集を行っている。その場合の募集方法は公募を原則としている。

大学院の教育と研究指導の資格のための昇格（博士後期課程および博士前期課程のそれぞれ講義担当、研究指導担当の資格）は、申請を受け、研究科委員長が研究科委員会の中に設置されている資格審査委員会の開催を要請し、審査後、研究科委員会において承認され、採用と同様に大学院研究科委員長会議での審査の後、法人に上申する。審査は、昇格を希望する教員により提出された履歴書、業績目録、別刷等から文書化・明確化されている資格審査委員会細則に記載された基準に基づき行われる。

生命科学研究科では、上記のプロセスによって審査を行い、博士後期課程の設立された平成 15 年以降に 6 名の教員（前期課程 6 名、後期課程 3 名、延べ 9 名）につき、昇格人事をおこなった。教員の募集から採用、昇格については制度化され、全学共通の教員資格審査基準と研究科内の教員資格審査委員会細則および研究科委員会の審議により厳格に進められており適切であると考えられる。

#### （教育・研究活動の評価）

研究科の研究活動については研究業績から比較的容易に評価できるが、いわゆる教育面の評価を研究科としてどのように評価して行くかについては、結論が出ていない。「教員の研究活動の活性度合いを評価する方法」を含めて、研究科独自の評価についても総合的かつ公平に評価するシステムを導入すべく、教育・研究・社会貢献・外部資金導入などの項目および学生アンケート調査等の方策について検討を始めている。

教員の研究活動の活性度合いを評価する方法としては、昇任の際に「東洋大学大学院教員資格審査規程」および「生命科学研究科大学院教員資格審査に伴う研究業績の審査基準」に基づいて教員の資格審査が行われる。それ以外は、学部で刊行されている「生命科学」において教員の業績が発表されている。自己申告による教育・研究の評価は実施されていない。研究科教員の研究活動については、定期的に評価されることが望ましいと考えられるが、様々な分野にわたる研究活動を客観的かつ適切に評価することは、必ずしも容易でないという事情がある。安易な評価システム導入は逆効果になることも考えられ、導

入に際しては慎重な方策を講じる必要がある。

#### (大学院と他の教育研究組織・機関等との関係)

本学の附置研究所として「工業技術研究所」があり、生命科学研究科に所属する教員が任意ではあるがメンバーとなっており積極的に参加している。ここでは、共同研究が展開されており、本学の工学部との教員、大学院学生が参加し、他機関との人的交流もおこなわれている。また、ハイテク・リサーチ・センター整備事業の「バイオ・ナノエレクトロニクス研究センター」、産学連携研究事業の「植物機能研究センター」に教員がプロジェクトとして参加しており、研究活動と大学院生の教育研究が行われている。学外の研究機関との関係として、(独)海洋研究開発機構とは教育・連携大学院連携協定を結んでおり、教育指導、共同研究がおこなわれている。これ以外にも研究機関と交流をもって研究活動を行っている教員も多い。外部機関との交流は、大学院のレベルの向上と学生の視野を広げるために重要であると考えられることから、連携大学院方式あるいは指導委託制度方式を含めて他機関との交流を、今後も積極的に検討していく。これらの他の教育研究組織・機関との関係は、いずれも生命科学研究科が目的としている融合領域における教育研究とその人材育成に合致するものであり、適切である。

## 九. 福祉社会デザイン研究科

#### (教員組織)

福祉社会デザイン研究科は現代の社会福祉に関する高度化、多様化した諸問題に対して、その発生機構を究明するとともに解決法について検討するために、社会福祉学を核としながらも、関連科学との学際的、総合的なアプローチにより研究および研究指導を行っている。そのような科学の枠を超えた研究指導を適切に行うために、福祉社会デザイン研究科全体で 47 名の専任教員および 18 名の兼任教員を配置しており、収容定員（社会福祉学専攻 55 名、福祉社会システム専攻 40 名、ヒューマンデザイン専攻 75 名）に対して必要な専任教員数（各専攻 5 名以上の専任教員）はいずれの専攻においても、十分に大学院設置基準を満たしている。

また、専任教員と学生数との比は、社会福祉学専攻では 7 名 : 35 名、福祉社会システム専攻では 11 名 : 17 名、ヒューマンデザイン専攻では 29 名 : 31 名となっている。このように、専任教員 1 名に対する学生数は福祉社会システム専攻では 1.5 名、ヒューマンデザイン専攻では 1.1 名と適切な指導体制が確保されている。しかし社会福祉学専攻の場合には専任教員 1 名に対する学生数が 5.0 名という割合となるが、この中には休学している社会人が多く含まれ、実際には教員 1 名が平均 3 名程度を指導するにとどまり、現状において当専攻の指導体制に問題は生じていない。しかし、今後のことを含め、教員が指導し得る適切な学生数を考えると、やはり当専攻における専任教員と学生数との比に関しては是正することが必要であり、このことに関しては平成 19 年度および 20 年度で段階的に対処

していく。

主要な授業科目と研究指導については、専任教員が担当しており、適正なものとなっている。また、教員組織の年齢構成については、現状において十分に考慮されており、特に問題はないと判断できる。教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況については、専攻毎に月に1度の会議を設け、そこで検討を要する事項についての話し合いがもたれている。また、各専攻のもとに設置されているコースにおいても、必要に応じてコース会議が開催され、緊密な情報交換がおこなわれており、十二分に連絡調整が図られている。

教員組織における社会人の受け入れについては、福祉社会デザイン研究科が設置されるに当たり、実務経験をもつ複数の教員が科目担当者として配置されており、妥当なものであると判断できる。教員組織における外国人研究者の受け入れについては、1名の教員が兼任教員として授業科目を担当しており、数の上では少ないが、福祉社会デザイン研究科の教育内容からすると、必ずしも適正性を欠くとは考えられない。教員組織の女性教員の占める割合については約28%であり、ほぼ適正な状態にあると判断してよいと思われる。教員の募集・任免については、福祉社会デザイン研究科が直接関与することはない。

以上のように、現状において特に改善すべき点はないように判断できるが、福祉社会デザイン研究科が完成年度を迎えた後に、教員の流動化を促進させるための措置の導入について検討していく。

#### **(研究支援教職員)**

福祉社会デザイン研究科には、研究支援教職員制度、また助手はいない。

福祉社会デザイン研究科におけるティーチング・アシスタントの制度化とその活用については、平成18年度にも運用を検討し、開始する。

研究支援の人的な補助体制に関しては、早急に改革・改善に向けての検討の必要性はないと判断されるが、研究支援教職員もしくはそれに準ずる制度の検討も含め、福祉社会デザイン研究科が完成年度を迎えた後に点検・評価をおこなう。

#### **(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)**

本学大学院の場合、大学院の教育を担当する専任教員は大学院所属であると同時に学部所属教員でもあり、大学院のみの専任教員は存在しない。そのため、当該学部との調整のもとで研究科の教員の募集、任免および昇格が進められる。

福祉社会デザイン研究科の教員の募集および昇格に関する基準・手続は、東洋大学の学内規程に示された内容にしたがって行われ、また、任免についても同様である。規定には業績および就業年数等に関わる具体的な選考基準が示され、また、申請後には資格審査委員会ならびに教授会における議を経て採用または昇格に至るような手続きまでも明文化されている。

開設されて間もない福祉社会デザイン研究科の場合、採用に関わることについてのみの点検・評価となるが、現在のところ福祉社会デザイン研究科所属の教員採用はその規程に定められた基準および手続きにしたがって適切に審査が執り行われてきたといえる。しか

し、教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性については、現時点で、このような状況が発生していないため、点検・評価することはできない。また、教員の任期制等については導入しておらず、また、開設間もない福祉社会デザイン研究科においては教員の流動化を促進させるための措置の導入も行われておらず、これらについても点検・評価を行えない。

#### **(教育・研究活動の評価)**

教員の研究活動についての評価方法については、現在のところ福祉社会デザイン研究科独自の方法は確立されておらず、そのためこの有効性についても明らかではない。しかし、大学全体の「自己点検・評価」の一環として、各教員が教育活動および研究業績を報告するという体制はできあがっており、福祉社会デザイン研究科に所属する教員もこの義務を負っている。

教員の研究活動の活性化合いを評価する方法の確立状況については、現在のところ評価方法は確立されていない。また、教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況については、現在のところ特に検討されてはいない。

このような教育・研究活動の評価に関する現状を踏まえ、福祉社会デザイン研究科としては平成 19 年度の実施を目指して、各教員による教育活動および研究業績の報告を徹底するとともに、自己点検・評価委員会を中心に研究活動の評価方針および基準の確立を目指して検討していく。

#### **(大学院と他の教育研究組織・機関等との関係)**

福祉社会デザイン研究科は独立大学院ではあるが、大学院担当教員は本学の学部所属教員でもあり、社会学部、ライフデザイン学部、工学部、国際地域学部にも所属している。また、大学院担当教員の多くは、本学が設置する諸研究所・センターにも研究員として所属しており、ここには学外からの研究者も客員研究員として参加しており、共同研究が進められている。こうした状況は、学部ならびに学内を超えた人的交流の場を作り上げており、必要に応じて協力体制をとることができるような下地が作られている。したがって、学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況は、十分に機能し、適切なものであると判断できる。今後はこうした人的交流を深めるための連携を福祉社会デザイン研究科が主体となって実施できるようなシステムの検討を進める。

以上の点検・評価に基づき、今後の改善点を提示すると次の点が指摘できる。第 1 に研究支援教職員の組織的な位置づけをある程度明確にする必要があること、第 2 に教育・研究活動の評価を充実させる方法を検討することの 2 点である。これらの問題については、福祉社会デザイン研究科が完成年度を迎えた後の平成 20 年度以降に、このような問題をどのように処理していくのか、その方法についての検討を研究科委員会等で議論していく必要がある。

## 4. 専門職大学院における

### 教育・研究のための人的体制

#### 一. 法務研究科（法科大学院）

##### （教員組織）

「専門職大学院設置基準」および「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」に基づき、高度の教育上の指導能力があると認められた者として、専門職大学院に必要とされる12名以上の13名の専任教員で組織されている。いずれの教員も文部科学省の教員審査を通過している。そのほか、教育理念の下に編成された教育課程に基づいた科目の担当者として法務研究科、法学部をはじめとした学内教員10名を兼任教員として組織している。また、学外者も非常勤講師として13名いる。

法科大学院の在籍学生は、平成18年5月1日現在127名であるが、専任教員1人当たりの学生数は、約9.8名となり、教員数については妥当なものと言える。

前述した教育理念・目的に基づいた科目を配置し、学生数に対する教員も妥当な数となっている。ただし、教員の年齢構成の偏りがあるとの指摘が文部科学省から出ており、平成18年度で4名が定年となることから、平成19年度から採用される4名については、年齢構成の偏りが無いよう若返りを行うべく教員選考を行った。

東洋大学では任期制は導入されていない。設置認可計画の履行のため、定年である65歳を超える教員で計画されていた教員およびみなし専任教員については、1年ごとに更新される年俸契約雇用制度に基づき採用した教員により教育課程の維持を図った。

なお、他学部との授業開講における相互の協力も行われ、総合大学の利点を活かした教員の交流ができていると言える。

##### （研究支援職員）

本院の教育研究活動を支援するため白山第2キャンパスには大学院教務課員（法科大学院担当）が配置され、研究活動・教育活動の支援を行っている。教員と職員が連携・協力を図り、一体となって円滑な授業運営、研究活動が行える適切な支援体制を整えている。

なお、現段階では、研究支援職員やティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントなどは導入されておらず、導入の予定はない。高度な技術を持つ研究職員の育成等については、行われていない。

##### （教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続）

法科大学院は、設置認可申請書提出の際および履行状況報告期間において、専任教員の採用に当たっては、文部科学省の教員審査を受け、それに「可」判定を受けた者のみが採用となっている。

文部科学省の教員審査基準に準じて作成されたものが、本学の「東洋大学法科大学院資格審査規程」である。同規程に基づき、教員の募集・任免・昇格が行われている。

教員資格審査にあたっては、法科大学院教授会の下に組織された法科大学院教員資格審査委員会にて審議された案件を教授会にて審議決定し、稟議により学長および理事長の承認を得ることになる。

募集は、定年退職となる教員の補充枠申請を学長へ提出し承認後に募集を行うことになる。募集にあたっては、専任教員の推薦、公募により候補者を募る。

昇格については、現在の専任教員全員が教授職のため、行われていない。

平成 18 年度に定年退職となる 4 名について教員の選考が行われたが、上記の手続きに従って進捗し、的確に運営されたと言える。

なお、法科大学院においては、他の法科大学院との協定による、連携大学院を形成していない。

#### **(教育・研究活動の評価)**

各教員が適切に教育・研究を実施しているかを委員会などで評価することは、行っていない。

教育面では、学生による授業評価アンケート、法科大学院懇話会（教員と学生の交流会）などを通して、学生による評価を集め、教授会や FD 会議において検討し、取り入れるべきは取り入れて各教員がその後の授業に反映させている。また、アンケートにおいて学生から指摘された事項については、教授会を通じて、注意を喚起して教育方法・教育内容の改善を図っている。また、平成 18 年度秋学期からは、教員相互評価の一つとして授業参観を行い、FD 会議での検討を開始している。

なお、教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法は現在導入されていない。

#### **(大学院と他の教育研究組織・機関等との関係)**

学内では、法学部・大学院法学研究科・法科大学院の連携を強化するため、平成 18 年度より、三者懇談会が開始されている。

また、東洋大学附属研究所である人間科学総合研究所および現代社会総合研究所にそれぞれ 1 名であるが、法科大学院の教員も参加している。

## Ⅶ 研究活動と研究環境

---

### 1. 学部の研究活動

#### 一. 文学部

文学部の研究基盤は哲学にある。事物の本源を究め、高水準かつ特色のある研究を行うことで、良質の教育を行うことが出来るが、8 学科がいずれも哲学研究に従事するわけではない。諸学の基盤である原由と研究法の確立にこそ学術研究の真価がある。8 学科の領域は哲学系、文学語学系、歴史学系、教育学系の 4 系統の領域からなる。伝統的な構成からいえば、文・史・哲の 3 系統は相互に関わりあう領域で、そこに教育学を置いて、実践の学とした。こうした人文学の分野は研究と教育が密接に関わっていて、研究の充実、高度化はそのまま教育内容に反映される。従って、文学部教育の研究活動は教育の質にも直結する性格をもつ。

こうした目的を達成するためには、学内外を問わず常に研究成果を公表し、評価を受けなければならない。外部資金による研究費の獲得、国際的プロジェクトへの関与など、研究活動の活性化にも参画するよう努めなければならない。

##### (1) 研究活動

###### (研究活動)

文学部教員の平成 17 年度の論文等による研究成果の発表は、総数 167 点にのぼる。このうち 10 頁以上の研究論文は 72 点、学外刊行物への掲載論文は 62 点となる。この数値は、学内機関誌への依存度が比較的高いことを示しているが、その理由は、主たる文学部教員の研究領域が古典学・文献学を基盤とするため、掲載する学外機関誌の数がきわめて少ないことである。古典文献学の基礎研究は、いわば一種の資料篇的性格をもつから、さらに掲載誌に限られる。そうした中で、比較的自由に研究成果を発表できる学内誌の存在は貴重である。今後もその維持に努める必要がある。

文学部教員の昨年度の国内学会での発表は 28 件、国際学会での発表は 8 件である。日本文学や日本史の分野では、その主な学会が国内学会に限られることも考慮されなければならない。周知のように、文学部の基盤は「哲学」にある。西洋哲学・インド哲学・中国哲学の 3 分野は国内でも稀有の学科構成である。平成 18 年度より、東京大学を中核とする科学技術振興調整費による「サステナビリティ学連携機構」に哲学分野での協力機関として参画したのも文学部の研究力が認められたものと考えている。

大学院文学研究科では、私立大学学術研究高度化推進事業として、仏教学専攻、中国哲

学専攻の2専攻が「共生思想研究センター」を、学部教員と共同で立ちあげた。これは今後5年間の研究活動による成果が求められている。

#### (研究における国際連携)

平成18年度より、上記の東京大学を中核とする「サステナビリティ学」構築の連携機構(IR3S)に参画し、その哲学的基盤の確立を共同研究として荷っている。この機構は、参加5大学、4研究機関よりなり、本学では、文学部・文学研究科を中心にした哲学、仏教哲学・中国哲学の教員と、社会学部・社会学研究科の教員との共同研究機構(TIEPh)を立ち上げている。海外に発信すべく、国際シンポジウムの開催や日・英両語によるニューズレターを発行している。文学部独自の連携ではないが、大学の学術交流協定校との交換研究員制度があり、アメリカ、中国、韓国からは、ほぼ2~3年に1回位の割合で交換研究員が半年~1年間文学部に所属し、文学部からも先方に所属して1年程の共同研究を行っている。

およそ、文学部の研究領域においては、組織的な国際連携よりは、むしろ個人的な国際性が要求されることが多い。毎年、海外研究に出る教員は少なくないが、成果の提示についてはいまだ不十分である。紀要等に研究報告を掲載するなど、研究内容の公表に努めなければならない。文学部として、独自の海外拠点は設置していない。

#### (教育研究組織単位間の研究上の連携)

本学の文系の附属研究所には、人間科学総合研究所、現代社会総合研究所、東洋学研究所、アジア文化研究所などがある。文学部教員の多くは、これらの研究所に所属して、共同研究を進める場合が多く、学部・学科横断的な人的組織により、かなり有効な成果を挙げることができる。

「大学共同利用機関」との関係は、現在のところない。教員・学生が個々に資料等の閲覧を行っている。

## (2) 研究環境

#### (経常的な研究条件の整備)

先記したように文学部の研究活動は、そのまま教育活動に結びつく。そのために活発な研究活動がなされる必要がある。研究活動は基本的には個人で行うものが主流である。

文学部の個人研究費の総額は、教員経費から、紀要等の出版費、海外特別研究費(1人200万円)・国内特別研究費(1人50万円)等を差し引き、毎年ほぼ43万円程度が一律に配分される。この個人研究費(一般研究費)には、図書資料費、研究旅費(含海外)、学会出張費(含海外)、消耗品費等が含まれており、個人研究の研究活動がこれでまかなわれる。

この研究費は、外部資金を獲得した場合には、そのマッチング・ファンドとして組み換えることも可能である。通常、前年秋に次年度の研究計画書を作成し、研究費の執行計画を配分予定額に即して教員個人が作成、提出する。その後の外部資金の決定状況に照らし、4月以降、予算の組み換えも可能であり、正当な理由によっては、次年度への繰り越



しも可能となっている。一般研究費として一律に配分される研究費の額としては標準的な額であるが、その使用法がかなり自由に決められることで利便性がある。学内には研究促進のために、「井上円了記念研究助成金」があり、それへの応募も可能である。これは、上限を 100 万円とし、ほぼ科学研究費補助金と同様の支途を認める助成金である。文学部では同制度による成果刊行助成も含めて、毎年 2～3 名が採択されている。上記、一般研究費の補完的性格もあり、妥当な助成と考えられる。

東洋大学では、平成 17 年度の白山キャンパスでの一貫教育開始と同時に、基本的には従来から全教員に個室の研究室が与えられていたが、これまで白山キャンパスと朝霞キャンパスに分かれていた個人研究室も同じ建物の中に配置された（大学基礎データ「表 35」参照）。また、教員の研究時間については、授業担当の出講日を週 3 日としており、他の日数を研究にあてられるよう配慮している。また、長期（2 ヶ月）の夏期休暇中には、緊急を要する会議以外、全てを休会としており、研究時間の確保については適切であると判断する。

研究活動に関する研修の確保については、例えば、学会・研究会への参加等について、全く制限を課していない。ただし、授業を休講とした場合、授業回数の確保のため、補講等を行う。また、本学では毎年最長 12 ヶ月に及ぶ海外特別研究と国内特別研究を制度として確立しており、文学部では各 2 名を上限として採用している。毎年希望者があり、妥当な措置と思われる。

文学部独自に共同研究費を制度化して支給してはいない。ただし、数名の教員が共同研究グループを編成して、相互に個人研究費をもち寄り、一括して使用することはできる。また、共同研究グループごとに、学内研究助成金に申請することもできる。

研究条件の整備については、ほぼ妥当な研究環境が整えられてきているが、白山キャンパスの建物面積の制限もあり、文学部に所属する自然科学分野の専任教員のための実験施設不足や各学科が所蔵する図書を保管するための書庫等の整備等の課題は残っている。

#### （競争的な研究環境創出のための措置）

教員数の上からいえば、必ずしも科学研究費補助金の申請件数や他の助成金への申請件数が高いとはいえない（大学基礎データ「表 33」参照）。殊に、政府関連法人や民間団体からの研究助成金への申請は、この 3 年間全く見られない。これについては、教員の意識の改善が必要である。現状は、多くの教員が研究レベルの高さを問題にするが、今後の研究状況は、レベルの高さはいうに及ばず、積極的な対外アプローチや新領域の開拓という面についても評価されることを自覚する必要がある。文学部の研究領域は個人的な研究、それも文献的研究が多く、図書、文献があれば研究が行えるという考え方が少なくない。これも FD との関連で検討されるべき問題であり、FD 制度確立によって、研究の活性化が進むことで申請件数は高くなるものと考えられる。外部資金の獲得と経常的経費で構成される研究資金の運用に関し、外部資金の獲得による一般研究費の組み換えや、計画的繰り越しが可能となっていることは、研究推進上有効である。

流動的研究部門ないしはその施設は設置していない。大部門化等の措置もとっていない。

### (研究上の成果の公表・発信・受信等)

文学部の各学科は、毎年一回、研究紀要を公刊している。執筆は、ローテーション化している学科、希望者による学科などいくつかのパターンに分れるが、ほぼ自由に執筆することができる。また、著書等の公刊に際しては、全学的な「井上円了記念研究助成金」の刊行助成部門に応募することができる。

日本文学文化学科には、同学科所属教員を対象とした「吉田幸一記念出版助成金」の制度があり、毎年1~2名の教員がこれを用いて、著書の公刊を行っていた。(平成8年度~平成17年度)これは、学科独自の制度であることが特色である。文学部の基礎研究的な分野は掲載誌も少なく、出版社も採算上敬遠することが多い状況の中で、紀要の発行やこうした出版助成については、妥当な方法といえる。

こうした研究成果は、全国の多数の大学図書館へ、本学図書館を通じて相互交換される。また、各学科でも、全国の大学の関係する学科・機関へ交換発送する。受信については、各学科が受領保管する。

### (倫理面からの研究条件の整備)

文学部の場合、理系学部等に比べ、倫理的自制が求められるような研究はきわめて少ないが、いわゆる公序良俗に反する事象を研究対象とする領域は存在する。これにどのように関わるかは、研究者自身の自覚にまかせる外はなく、現在のところ制度的に規制するシステムは存在しない。文学部のみでの医療や動物実験の倫理性を担保するシステムは存在しない。

## 二. 経済学部

経済学はすぐれて理論的・実証的な総合的政策科学である。研究活動の展開に当たっては、このような経済学を教育・研究する組織としての特徴をより鮮明にし、研究成果を教育にフィードバックするだけでなく、経済およびその学際的関連領域の学徒として我々が持つ知見を、組織運営・制度設計においても十分に活用することを目指している。さらには、大学内外の研究機関・組織との交流のネットワークはもとより、経済学および周辺領域の実践的応用の場としての公的な審議会、研究会、委員会への参加を積極的に行っている。

まさにこのことは、本学が5つの目標として掲げるうち「社会の要請に創造的に応える」「高水準、かつ特色のある研究拠点となる」を率先して実践しているものと自負している。

その目標を実現するための具体的な装置は、経済学部中期目標・中期計画の重要な柱となる「教員の総合評価基準」であり、「研究業績を中心としつつ、教育、学内組織運営、社会貢献を含む総合評価基準を作成。研究業績などの公開を前提として、それに基づいた、教員の中期目標・中期計画の作成と評価を行う」とした中期計画の実践である。

即ち、これは本学の5つの目標のうちの「大学構成員が大学の使命を自覚し、自らの責任

を果たし協力することにより、継続的な改革・発展を可能とする大学運営を行う」を研究活動において具現したものである。我々は数値目標のような固定的な目標の達成に安住することなく、つねに自己増殖的に進化し続けることを、教育・研究実践組織としての経済学部で課し、多様な個別目標を持つ学部所属教員の「共生システム」を維持・向上することを目指している。

以下に概観するとおり、その目標は着実に達成されつつあり、また評価項目には現れにくい定性的な組織のモラルやインセンティブ向上との相乗効果で、残る課題の解決にも具体的な見通しを組織全体として共有できていると評価できる。

## (1) 研究活動

### (研究活動)

論文等研究成果の発表状況については、東洋大学の5つの目標中「高水準、かつ特色のある研究拠点となる」の達成を測る尺度であり、そのため経済学部独自の「教員の総合評価基準」においても、ほぼ毎年最低1点の研究論文作成を基準として義務づけている。

個別教員の成果については、大学基礎データ「表24」を参照されたいが、経済学部専任教員の論文発表状況（過去5ヶ年）については、ホームページに記載しており、外部者も自由に閲覧出来るようにしている。経済学部独自に1年1本ペースでの研究論文作成を義務づけている基準は、平成17年から始まった教員「総合評価」制度に基づいている。開始5年後の平成22年までを中期期間として再点検を実施する。まだ導入して1年あまりで、現時点ではこの基準に達しない教員が若干名見受けられるが、開始3年後の平成19年末には中間点検を予定しているためか、導入以前に比べると、教員の論文発表ペースは確実に上昇しており、学部の研究紀要『経済論集』はじめ学内研究機関の研究紀要等への経済学部教員の応募申し込みは、殺到に近い増加であり発行予算の確保に頭を痛めている状況である。もとより学内研究紀要にとどまらず、今後さらに外部の学術雑誌等への掲載の増加につながることを期待される所だが、同制度の導入を機に、経済学部全体として研究活動は活発に行われ、研究成果の外部への発信も積極的に行われていると判断される。

なお、この制度は評価の測定精度を上げることによるインセンティブの向上を図るものあり、測定の精度と頻度を上げることで、自己改善の糸口をつかんでもらうというシステムの意図が効果をあげていると評価できる。もし平成19年の中間点検の際、研究活動が評価基準に達しない教員が発生したときは、残り2年間での奮起を効果的に促すための方策を現在検討中であり、全教員が5年間で評価基準を達成することを強力に推進したい。

国内外の学会での活動状況については、前述の評価基準において「社会的活動」として公表の対象となり、経済学部のホームページに過去5ヶ年にわたって記載されている。学会の会長や理事、事務局長などの要職についている教員も少なからずおり、例えば国際公共経済学会など事務局本部を東洋大内部に長年に渡って「誘致」し、学会の活動に積極的に関与しようという姿勢も評価される。さらに、本学白山キャンパスの地の利を生かして、学会の大会はもちろん、地区部会、ワーキンググループなどの会場として学会活動の拠点となるべく積極的に貢献している教員も少なくない。

そういった活動を含めれば学会活動は活発と評価できるが、今後は内容面でのさらなる充実、例えば国内に限らず海外の学会での報告、とりわけ招待講演やパネリストとしての招聘などについて測定の精度を上げることで、より積極的な学会活動の動機付けを測っていかなければならない。

経済学部として特筆すべき研究分野での研究活動として、特筆すべきは「ピラミッド型」研究交流による国際的・学際的な研究プロジェクトを、数多く実施していることである。研究者に限定しない、大学院生や学部学生にも、学位論文や講演会の形で還元される仕組みである。その最も典型的な例は、ストラスブール3大学との国際共同研究である。1985年の協定締結を契機に、1988年3月、白山キャンパスにおける「情報ネットワークの日仏比較」シンポジウムを皮切りにして、「大学と社会経済環境—技術開発における大学の研究・教育の役割」「組織と労働」「カップルのゆくえ—日本にも脱結婚化の時代は来るか—」などから、昨年の「不平等化する社会・経済、不安定化する雇用・職業—フランスと日本それぞれの変化と対応—」に至るまで、いずれも本学側は経済学部が、ストラスブール側はルイ・パスツール大学経済学部がコアとなって、ほぼ毎年交互にシンポジウムを開催して共同研究の成果を公表してきた。とりわけ、Alain BIHR et Naoko TANASAWA (éds.) [2004], *Les Rapports Intergénérationnels en France et au Japon*, Paris : L'Harmattan などフランス側から見ても評価される研究成果を達成したことは、特筆に値すべきである。

このような20年にわたる継続的な研究活動は、経済学研究科を中心にオープン・リサーチ・センター「先端政策科学研究センター」を設立する契機となり、並行してそのなかに受け継がれた。その研究活動はすべて学部専任教員が兼担する研究員を中心によって行われ、植草益編『社会経済システムとその改革—21世紀日本のあり方を問う（東洋大学先端政策科学研究センター研究叢書1）』（平成15年2月、NTT出版）、浅野清編『成熟社会の教育・家族・雇用システム—日仏比較の視点から（東洋大学先端政策科学研究センター研究叢書2）』（平成17年12月、NTT出版）、植草益編『先端技術の開発と政策（東洋大学先端政策科学研究センター研究叢書3）』（平成18年1月、NTT出版）、山田肇編 *Science and Technology Policy in Europe, the United States and Japan*（東洋大学先端政策科学研究センター研究叢書4）（平成18年1月、NTT出版）などにおける主要な貢献論文を占める形で結実している。

その他、大学附属研究所が学部横断的に設置され、「現代社会総合研究所」においては、環境、財政、雇用、福祉などの分野における学部横断的研究プロジェクトのコアとして、学部教員が活発な活動を行っており、その他多くのより規模の小さい共同研究プロジェクトも含めて、今後引き続き多くの成果が期待される研究体制を維持している。

研究助成を得て行われる研究プログラムは、i) 科学研究費補助金と ii) その他、学外からの研究費から成る。

経済学部の教員が科学研究費補助金以外に学外から取得している研究費は、平成18年度までを入れると、財団法人ユニバーサル財団、日本経済研究奨励財団などから受けている。

「産官学連携による研究活動状況」は平成17年度に受託研究1件の取得がある。外部資金を取得して行った研究の成果については、経済学部の紀要や市販の雑誌などで「論文」として発表されているだけでなく、「研究報告書」としてまとめられている。

共同研究としては、文部科学省が平成 13 年度から私立大学学術研究高度化推進事業として「オープン・リサーチ・センター整備事業」を開始したのをうけて、経済学部専任教員 20 余名を中心に、これにいち早く応募して、平成 13～17 年度の 5 ヶ年にわたり、研究資金を獲得することができ、「東洋大学先端政策科学研究センター」を立ち上げることができた。研究課題は(1)「先端技術の開発とその社会経済的影響、および政策の有効性を確保する先端政策科学の構築」、(2)「社会経済システムの変容と個人の自立」であり、数次におよぶシンポジウムの開催や、『東洋大学先端政策科学研究センター年報』の発行、さらには 4 冊の学術書（『社会経済システムとその改革』、『先端技術の開発と政策』、『成熟社会の教育・家族・雇用』、『Science and technology policy in Europe, the United States and Japan』いずれも NTT 出版）を研究の成果として社会に発信してきた。

### （研究における国際連携）

国際的な共同研究への参加状況については、経済学部基礎を置く経済学研究科とともに、本学の国際学術交流協定校を通じて、多くの国際的な共同研究を行ってきた。すでに特筆すべき研究分野での研究活動として触れたとおり、「ピラミッド型」の国際共同研究である。その主要なテーマは、(1)「先端技術の開発とその社会的影響」(2)「社会経済システムの変容と個人の自立」である。フランス・ストラスブール 3 大学（ルイ・パスツール大学、マルク・ブロック大学、ロベールシューマン大学）との共同研究プロジェクトとして、さらには、このプロジェクトの延長としてアメリカ・ミズーリ大学を加えた、「グローバルイノベーション」に関する国際研究となっている。

海外研究拠点の設置状況については、東洋大学の国際学術交流協定に基づいて、ヨーロッパにおける学部研究者の拠点として、ルイ・パスツール大学付置研究所（BETA—応用技術経済研究所）のなかの 1 室を、基本的には随時必要なときに利用することができるようになっている。これは、ストラスブールとの 20 年来の国際共同研究の成果でもある。

### （教育研究組織単位間の研究上の連携）

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係については、平成 14 年度まで東洋大学附置グローバル・エコノミー研究センターが、経済学部専任教員全員を研究スタッフとする形で設置されていたが、現在は大学附属研究所の現代社会経済総合研究所に統合され、学部教員はそこに研究員として登録し、様々な研究プロジェクトを企画、あるいは個別にそれらのプロジェクトに参加している。

大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係については、機関、施設とも現状ではない。

## （2）研究環境

### （経常的な研究条件の整備）

個人研究費、研究旅費の額については、専任教員 1 人当たり 54.4 万円の研究費が大学より配分され、長期研究者の研究費等を差し引き、概ね 38 万円を個人研究費として配分して

いる。学会出張や研究会出席、調査や資料収集のための旅費についても、この研究費の中から支出することができる。ただし、発表者・役員としての学会出張については、別途、学部共通予算で1人2回まで支出可能として学会発表のためのインセンティブを設けている。

研究費の額については、大規模予算の必要な実証研究や国際的研究を除けば、一定の研究水準の維持には貢献しているといえる。その使用方法については、近年各自が予算申請をする段階で、その予算使途を自ら判断して決定することが出来るため、より使いやすい面もある。しかし、コンプライアンスの向上をめざすための規制の強化については、今後より柔軟で使いやすい研究費をめざして検討を加える必要がある。

教員個室等の教員研究室の整備状況については、すべての専任教員（契約制英語講師、年俸契約雇用制度による教員を含む）に1人一部屋研究室を確保（大学基礎データ「表35」参照）しており、室内にはWindows XPをOSとして搭載したデスクトップ・コンピュータを大学から貸与している。ソフトウェアとしては、大学でマイクロソフト・オフィスとライセンス契約を結んでおり、教員は各研究室に最新版のワード、エクセル、パワーポイント、アクセスをインストールすることが可能である。

次に教員の研究時間を確保するために経済学部内で長期間にわたって積み上げてきた方策について触れる。東洋大学においては、「東洋大学海外特別研究員規程」「東洋大学国内特別研究員規程」が整備されている。具体的に専任教員は、研究推進のため、本学就任後3年間の在職期間を経て、1年間の海外研究を行なう権利が与えられる。同じく本学就任後5年間の在職期間を経て1年間の国内において研究に専念する権利が与えられる。研修は国内における研究と海外における研究とに分けられるが、学部としては若手の研究者をなるべく早い機会に海外に派遣すべく、学部内、及び学科内で調整している。研修終了後6年間以上の期間を置いた後、専任教員は次の研修を1年間取ることができる。さらに、国内研究中は、3ヶ月までは海外に出張することも可能である。1年間の海外研修を取得した後も、他機関補助もしくは自己負担により、1年間の海外研修を取得することができ、経済学部は海外研修を推奨するために、取得3～4年前から、学科相互、および学科内での内部調整をはかるために、適切な「内規」と制度を備えている。

また、専任教員の担当授業コマ数は、大学院を担当するものも含めて全て年平均6科目となるよう、学部及び学科内で調整をおこなっている。

大学間競争が厳しくなるなかで、教育サービスの質的向上は急務であるが、そのなかで各教員にかかる講義負担のバランスが、研究時間を減らすものにならないよう、学科ごとに科目負担の時系列データを蓄積して講義負担の不公平が生じないようなシステム改善の努力も行っている。

おおむね、役職者等をのぞけば一定水準以上の研究時間は維持できていると考えている。

共同研究費の制度化の状況とその運用については、東洋大学の学内共同研究費は、特別研究2件、井上円了記念研究助成金1件を受け、金額は合計で2,261,000円である。これらの研究費は全学的なルールによってレフリーされ、支給が決定するものであり、その運用はおおむね妥当である。

#### （競争的な研究環境創出のための措置）

経済学部では、科学研究費補助金など、学外の機関への研究費申請を奨励している。学会における褒賞や科学研究費補助金取得の状況について積極的に教授会の場で紹介するなど、学部としてその創出に努めている。学部として学会発表・論文・著書数の具体的な数値目標を定め、全体の研究水準の引き上げを図っている。

経済学部の専任教員が平成13年度から平成17年度の期間中に、科学研究費補助金を申請し採択された者の内訳・研究種目は以下のとおりである。

平成13年度、「基盤C」3名。平成14年度、「基盤B」1名、「基盤C」1名、「若手研究B」2名。平成15年度、「基盤研究B」2名、「基盤研究C」1名、「若手研究B」4名。平成16年度「基盤研究B」2名、「基盤研究C」2名、「若手研究B」3名。平成17年度、「基盤研究B」2名、「基盤研究C」4名、「若手研究B」3名。採択額の詳細については、大学基礎データ「表33」を参照願いたい。

申請数に対する採択率は3年間の平均値で見ると、東洋大学全体の平均よりは高いが、学部教員の申請件数については、さらに増大させるべく方策を検討しなければならない。

そのために先ず、昨年導入した教員総合評価の基準が、来年度で中間点検を迎え、さらには平成21年に5年間の評価期間が終了するため、その効果が発生することが期待される。

さらには、経済学部の教員が学内外の様々な研究ネットワークに参加することを促進することで、より科学研究費補助金申請、採択のための動機、機会が増大すると考えられる。冒頭に上げたとおり、制度設計に工夫をすることでより効果的な研究促進のための仕組み作りにより多くの知見を注入し、今後さらに改善を繰り返さなければならない。

デュアルサポートシステム（基盤(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）や、流動研究部門、流動的研究施設については、該当するものが存在しない。さらに「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置についても、いまだ着手されていない。

#### （研究上の成果の公表、発信、受信等）

研究論文・研究成果の公表を支援する措置については、研究上の成果は、専任教員の過去5年間の業績を経済学部ホームページ (<http://eco.toyo.ac.jp/>) で公開しており、誰でも閲覧可能である。また、経済学部では論文誌、『経済論集』を年間2冊発行している。昨年度までは各教員の執筆意欲を向上させるべく、執筆者に1人3万円を資料代として支給していた。予算制約上、今年度から資料代は一人当たり1万円に減額せざるを得ない状況であるが、執筆者の数は毎年、相当数に上っている。『経済論集』は現在紙媒体で発行しているが、近い将来の電子媒体での発行を見据えて準備を進めている。

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備については着手されていない。

#### （倫理面からの研究条件の整備）

倫理面から実験・研究の自制が求められている活動、行為に対する学内的規制システムの適切性については、経済学部では教員の自由な議論、発言を奨励している。専門分野で垣根をつくることなく、オープンな雰囲気の中、教員同士が互いに知的刺激を与え合うこ

とができるよう、教員間の活発な相互交流を進め、また情報共有によるいわゆる「見える化」を行っている。そうした中で、お互いに相互規制が働くシステムが適切に機能している。医療や動物実験に携わっている教員は経済学部にはいない。

### 三. 経営学部

研究活動は、学部の理念・目的である「幅広い視野に立って、経営学諸分野の学習および研究を通じて培った専門的知識と能力を活かし、急速に進展する経済・社会において活躍する有為な人材を育成すること」の基盤であるのと同時に、研究機関として研究成果を通じて社会に貢献する基盤である。

経営学部の研究活動の目標は、最新の研究成果を授業に反映すること、研究成果を積極的に発信し、学会、官公庁、地域との関係で有用な成果として認められることである。前者は東洋大学の目標 2 と、後者は目標 3、目標 4 と直接的に係わっている。平成 19 年度においては、具体的な研究成果の目安として、たとえば「担当科目と直接関連のある研究成果を少なくとも年間 1 本以上発表すること」などを検討することとしている。また目標の達成度を確認するために、前者については平成 19 年度の講義評価から質問項目を追加することとし、後者については、以下に述べるように著書、論文、学会報告、学会活動、社会における活動からなる研究活動成果を定期的に公表して、相互確認する体制を整えている。

#### (1) 研究活動

##### (研究活動)

経営学部の研究紀要として発行されている『経営論集』では、年度最後の号末尾において研究活動状況を単著、共著、論文、ノート・資料・その他、及び学会報告に分けて記載している。学部全体としては、研究活動状況はおおむね活発であるが、過去 5 年間で論文 5 本以上、もしくは著書 1 本以上の業績を持たない専門教育を担当する教員を仮に「研究活動が低調な教員」とすると、学部には 5 名存在し、また学科により低調な学科がある。平成 18 年度以降は、論文等の研究成果の発表状況をさらに詳細に公表することなどによって、相互に業績をチェックできる体制を整えることなどを検討する。

経営学部では学会招致にも積極的に取り組んでおり（平成 13 年度 1 件、平成 14 年度 2 件、平成 15 年度 1 件、平成 16 年度 2 件、平成 17 年度 2 件招致）、また、学会の役員や委員に就任している専任教員は平成 17 年度末現在で合計 18 名と、所属学会において重要な役割を果たしている専任教員が多いことがわかる。学会発表も平成 13 年～17 年度に各 23 回、23 回、28 回、32 回、20 回の合計 126 回の発表が行われており、活発な状況といえる。

経営学部としての特筆すべき研究分野での研究活動としては、経営学部と経営学研究科



が主体となって運営する「経営力創成研究センター」での研究活動がある。このセンターはテクノロジー、マネジメント、そしてマーケティングの融合（MMOT：Management and Marketing of Technology）から日本発の経営力創成を研究するものである。このリサーチセンターは、研究グループが構想する MMOT 概念に基づいて日本発の新しい企業競争力の創成に関する研究を推進するものである。MOT をめぐる動向は市場のパラダイムシフトを背景としているが、本センターが構想する MMOT は、MOT に加え、差別化された創造的なテクノロジーの開発による競争力の創成にはテクノロジーの力を引き出すマネジメントに加えマーケティング機能の展開が不可欠であるとの認識に立つものである。このように経営・マーケティング研究集団は工学・経済学・社会学などの内外の他研究者とも共同研究を行いながら、またその過程を通じて本学 PD や RA の人材養成にも留意しつつ、テクノロジーをマネジメント・マーケティングの領域に引き付けて日本発のユニークで独創的な日本企業の競争力創成に関する研究を行い、その研究成果を『経営力創成研究』、シンポジウム、ホームページにおいて公開している。

研究助成を得て行われる研究プログラムのうち、大学外部からの研究助成等に該当するものは、上記に述べた「私立大学学術研究高度化推進事業」オープン・リサーチ・センター整備事業（継続 1 件）と科学研究費補助金 9 件（継続 3 件を含む：平成 18 年度）である。また、平成 18 年度学内研究助成では共同研究特定課題 1 件、特別研究（個人研究）2 件、井上円了記念研究助成金 2 件で採択を受けており、オープン・リサーチ・センター整備事業、共同研究、個人研究とも学部の理念・目標に向かって着実に展開されている。

以上のことから専任教員の研究活動の成果状況は、全体として理念、目的を達成していると考えられる範囲にある。

#### （研究における国際連携）

国際的な共同研究としては、経営力創成センターが行う米国ミズーリ大学セントルイス校との「経営力創成」に関するシンポジウムが平成 19 年 3 月に予定されている。このシンポジウムでは、日本発の経営力創成について学部教員が 3 名報告となっている。また恒常的な海外の拠点は設置されていないが、まず経営力創成センターにおける国際連携の成果を報告していくこととしたい。

#### （教育研究組織単位間の研究上の連携）

経営学部の専任教員のうち、20 名が経営学研究科において大学院を担当しているほか、私立大学学術研究高度化推進事業オープン・リサーチ・センター「東洋大学経営力創成研究センター」に 15 名が所属し、また大学の附属研究所である「現代社会総合研究所」に 15 名、「人間科学総合研究所」に 13 名、「地域活性化研究所」に 1 名が所属している。

大学共同利用機関、学内共同利用施設等は特にない。

## （2）研究環境

#### （経常的な研究条件の整備）

経常的な研究経費としては、個人研究費、研究旅費がある。個人研究費は、総額で平成 17 年度は 1 人当たり 416,000 円、平成 18 年度は 1 人当たり 440,000 円であり、個人研究費の額としては適当である。個人研究費の使用目的（アルバイト日当、消耗品費、準備品費、教育研究用機器備品、図書資料費、旅費交通費、印刷製本費、郵便通信費、運搬費、学会費、会合費、雑費、その他の貸借料）は、毎年 11 月に提出する翌年度の研究計画に沿って各専任教員の裁量で使用することができる。加えてこの研究費は共同研究費としても使うことができ、柔軟性がある。

前回の相互評価申請時（平成 9 年度）には、「学部により研究業績に乏しい教員が見受けられるので、研究費・研究旅費の充実を図るとともに、研究活動の一層の活性化が望まれる」とされたが、経営学部の研究業績は、学内行政・社会における活動まで考慮すれば適切に行われ、かつ研究費・研究旅費は費目間の配分が柔軟に決められることなどから、研究目的に合わせて支出が可能であり、充実している。

教員個室等の教員研究室の整備状況（大学基礎データ「表 35」参照）としては、経営学部の教員には 1 人一部屋の個室が用意されている（2 号館図書館研究棟の 11 階に 18 室、12 階に 19 室、13 階に 8 室と連続した階に現在合計 45 の研究室がある）。教育・研究用の書籍を収納し、ゼミナールの学生その他の来訪者との面談の場として用いるには必ずしも十分なスペースではないが、別途、研究会やミーティングに使用可能なスペースとして資料室等が 3 ヶ所あり、教員が簡単な手続きで使用することができる。

また、経営学部のティーチングロードは原則 5 コマであるが、これには大学院の講義は含まれないことから、大学院担当教員の負担は 6 から 9 コマとなっている。講義期間内は講義が週 3 日、それ以外に水曜日が会議日となり出校日となっている。その他は基本的に研究日であるが、委員会活動、会議の準備、入試業務などの業務が多数あり、研究時間の確保は大きな課題となっている。しかも教員間で学務が均等にまかなわれている状況ではなく、多忙を極める教員とそうでない教員が存在し、研究への裁量時間の確保における格差が広がっている。学部を越える全学的な対応が必要な課題でもあるが、まず学部内業務の均一化によって研究時間の機会を均等にすること、海外特別研究、国内特別研究等の機会を学内業務とリンクさせるなど、対策を平成 19 年度から実施していきたい。

なお、東洋大学においては「東洋大学海外特別研究員規程」「東洋大学国内特別研究員規程」が整備されている。この制度の基づき経営学部では海外、国内ともに長期（1 年間）に渡って研究に必要な研修機会を確保することができる。これ以外にも短期海外研究（3 ヶ月以内）の制度があり、研究活動に必要な研修機会は確保されている。今後はこの研修機会についても長期については 5 年先を目途に計画を毎年更新し、各教員がさらに計画的に研究をすすめられるように整備することとする。

#### （競争的な研究環境創出のための措置）

経営学部では、基盤的経費としての個人研究費と学内の競争的研究資金である「特別研究」及び「井上円了記念研究助成金」を活用することで様々な成果を生み出す体制がある。

しかし一方で、平成 18 年度の科学研究費補助金申請率が 3 割弱に留まっていること（大学基礎データ「表 33」参照）、研究助成財団の採択実績がないことから、科学研究費補助

金については申請率をさらに上げ、研究助成財団についてはさらに応募情報を適時に配信するなど、デュアルサポートが一層機能するように、教員への働きかけを強める。

また共同研究としては経営力創成研究センター、現代社会研究所における共同研究費もあり、適切に運用されている。

流動研究部門、流動的研究施設及びいわゆる「大部門化」、研究組織を弾力化するための措置については、公的機関の研究委託先として流動的（時限的）組織を作ること検討したい。校務、学務が繁忙の中で流動的組織の運営が時間的に可能なのか、大学の流動研究部門とすることの明確なメリットが見えにくいなどの指摘もあり、これを含めて検討する。

#### （研究上の成果の公表、発信・受信等）

研究論文・成果の公表の支援としては、経営学部の『経営論集』を原則として年2回発刊している。経営学部の教員が活用できる研究成果の公表手段としては、経営学研究科の『東洋大学大学院紀要』、現代社会総合研究所の『現代社会研究』、経営力創成研究センターの『経営力創成研究』がある。また国内外の大学や研究機関の研究成果の受信は、電子ジャーナルが研究室内を含めて大学内で閲覧可能になっているなど整備されている。

#### （倫理面からの研究条件の整備）

経営学部においては医療、理系学部に比べ、倫理面が強調される研究は限定されるが、アンケート調査や実施調査を行う場合には実施にあたって使用する用語の使用方法やデータ分析等で倫理面に十分に配慮しなくてはならない事項もある。用語の使用については教員個人の配慮に留まるが、アンケートなどで数値分析を行う場合には、データの開示が求められた場合に備え、一定期間内はデータの提出が可能なように保存期間を設定することなどを検討している。平成18年度中に倫理規定について学部内で検討を開始したい。

## 四. 法学部

法学部における専任教員の研究活動は、社会経済状況と研究・学界状況を踏まえ、各自の問題意識・関心を研究論文等に結実させることにより、既述した理念・目的の推進を図るとともに、教育目標を達成すべく研究活動の成果を教育そのものに反映することを目指している。それだけでなく、本学の目標である「社会の要請に創造的に応える」の一環として研究成果の社会還元を図るとともに、「高水準かつ特色ある研究拠点となる」に寄与するために次の3つの目標を設定した。第1は、外部研究資金への積極的応募、第2は、海外研究交流の促進、第3は、法学部紀要以外の発表媒体への研究成果発表である。

### （1）研究活動

#### （研究活動）

教員は高水準かつ特色ある研究を行い、これを背景として学生を教育することを旨としているが、法学部の理念・目的としてグローバル化している社会の要請にこたえる教育を重視していることから、これに対応する研究として、西欧社会の法に関する研究及びアジア地域の法に関する研究の深化を共通の課題としている。

教員の論文等研究発表の場としては、学内では、法学部紀要『東洋法学』、及び各教員が所属する研究所の機関誌がある。『東洋法学』は年間に2回発行されており、各回とも4～5本以上の論文を収録している。前回（平成9年）の相互評価申請後の東洋大学「改善報告書」では、『東洋法学』の発行を年2回から3回に増すことを検討し、研究業績の少ない教員には紀要編集委員会が直接論文の執筆依頼をするとしていた。しかし、新規採用教員や海外・国内特別研究の復帰後の教員は、研究成果を『東洋法学』に発表することを半ば義務化してきたが、紀要の年2回発行を年3回発行へ拡大することなどは実現できなかった。その最大の要因は、予算上の限界と改善案が教員に徹底されてこなかったことにあるといえる。そこで、今次の自己点検・評価を契機に改めて研究活動の活性化とその成果の発表が強く求められていることを全教員に徹底する。さらに、教員の昇格人事に際しては、『東洋法学』に論文を発表していることを条件とする内規を従来より実施しているが、助教授から教授への昇格に際しては同誌に2本の論文を発表していることを新たに条件するとともに、3年間にわたって同誌に発表していない教員に対しては紀要編集委員会において発表を促すこととする。

法学部教員が研究成果を発表しうる学内誌は、法学部紀要の『東洋法学』の他、アジア文化研究所の『研究年報』や現代社会総合研究所の『現代社会研究』などがある。それら研究所の機関誌は年1回発行されており、これらの組織に参加している法学部教員の投稿が収められている。また、法学部所属の教養教育担当教員の研究成果発表の学会誌は『スポーツ健康科学紀要』、『言語と文化』である。

学外では、所属する学会の学会誌、及び出版社の発行する雑誌、書籍に法学部教員の研究業績が掲載されている。

詳細は、大学基礎データ「表24」に譲るが、研究論文の発表数、書籍出版数の多寡の格差が大きい。そこでまずは、研究活動等の活性化とその発表のインセンティブをはかるため、『東洋法学』の巻尾に年間研究業績一覧を付すことにする。特に業績数の少ない教員に対しては、ここしばらく停滞していた法学部専任教員が全員参加の東洋大学法学会・研究会を活性化し、そこで発表してもらい、それを『東洋法学』に掲載するとか、学内外の共同研究・プロジェクトのメンバーになってもらい、その活動を研究成果として通りまとめてもらうような方途を通りたい。

国内外の学会での活動は教員個人の資質に負うところが大きい。現在6名の教員が各種の国内学会の理事の職についており、学会運営に貢献している。学会における研究発表も盛んに行われているが、海外の学会における発表が5名の教員により行われている点は特筆すべきである。将来的に、海外の学会での発表を増加していくことが法学部の国際交流上も有意義であり、そのための特別の予算措置の可能性を検討しなければならない。

学部としての特色ある研究活動としては、アジア地域の法制度研究と同地域との国際交流を挙げることができる。特に、韓国、台湾、タイ、インドネシアとの交流は、学術フロ

ンティア、科学研究費補助金等の外部資金を利用して進められており、平成 17 年度に 4 名（佐藤（俊）、後藤、齋藤、井上）、平成 18 年度にも 4 名がシンポジウム、学会に参加、報告した。とりわけ、インドネシアの国立ディポネゴロ大学との交流は学術フロンティアの一環として行われたものではあるが、平成 18 年度のシンポジウムは両国の法制度の比較研究を主要課題とする「法とライフデザイン」というテーマでおこなわれたものであり、ディポネゴロ大学法学部との間で将来の研究交流の積極的推進について合意を得た。平成 19 年度には、法学部教員が代表者として採択されている科研費によって、ディポネゴロ大学において地方分権を課題とするワークショップを開催する計画を進めている。また、台湾においても平成 19 年度に中華大学行政管理系の主催による地方分権改革に関するシンポジウムが開催予定され、これに 2 名の教員が参加し、報告することとなっている。

研究助成を得て行われているプログラムは、平成 18 年度段階において科学研究費補助金 2 件、東洋大学の研究所間プロジェクト 1 件に法学部教員が研究代表者として参加しており、平成 14 年度より 5 年間にわたるプロジェクトである学術フロンティアにも 3 名の教員が参加している。これらは、東アジア・東南アジアの法制度研究を視野に入れたものであり、論文業績だけでなく、これらの地域の研究者との人的交流を拡大している点が特筆される。とはいえ、アジア諸地域の言語に通じている教員が少なく、一部の教員に負担が集中しているのが現状であり、これを改善するためにもより多くの教員の参加を得られるようなプロジェクトを検討していくことが課題である。

#### （研究における国際連携）

法学関係の国際的な共同研究は、極めて少ないことから、直接に主宰・参加している研究者はいないのが現状である。

法学部として、海外の研究機関と研究協力体制を組み、研究拠点を設けることはしていない。しかし、東洋大学アジア文化研究所・アジア地域研究センターがインドネシア・ディポネゴロ大学アジア研究センターと研究協力協定を締結しており、法学部からも 3 名の教員がこれに参加しているため、事実上ディポネゴロ大学アジア研究センターを海外研究拠点として活動を展開している。平成 17 年度には、2 名の教員が赴いて研究報告を行い、平成 18 年度にも 2 名の教員が報告を行った。また、科学研究費補助金による研究成果として、平成 17 年度に 2 名の教員が台湾の学会である台湾法律史学会において研究発表を行った。

法学部創設 50 周年の記念事業を契機とした中国・アモイ大学からの交流要請、また、前述の交流を契機としたインドネシア・ディポネゴロ大学法学部からの交流要請を踏まえ、今後は、法学部と海外の大学法学部との研究協定を締結したり、規模は小さくとも国際セミナーや講演などを継続的に開催していくことの検討を開始した。

#### （教育研究組織単位間の研究上の連携）

東洋大学には、人間科学総合研究所、現代社会総合研究所、東洋学研究所、アジア文化研究所、地域活性化研究所、工業技術研究所が設置されており、教員はこれらの研究所の 1 つまたは 2 つに参加し、各研究所のプロジェクト研究に参加して研究を行っている。特

筆すべき点は、工業技術研究所に4人の教員が参加していることである。最先端工業技術と知的所有権のような法律学上の問題は相互に密接な関係を有するようになってきており、工学部・法学部所員の共同研究の成果は現代の社会の要請にこたえうるものとなることが期待される。

なお、法学部教員の参加する学内共同施設は設けられていない。

## (2) 研究環境

### (経常的な研究条件の整備)

個人研究費は、大学から教員予算として配分される経費から支出しており、紀要発行費等教員が共通して使用する予算を除くと、一人当たり34万円である。これを各教員が研究計画に従って使用している。書籍等の物品購入と海外を含む旅費にどのように配分するかは各自の研究計画にゆだねられており、最も公平な方法である。しかし、総予算の制約があり、研究活動に十分足りる金額とは言えない。個人の負担で補うにも限界があるので、後述するように外部資金への応募を積極的に勧めていく。

研究室については、全ての教員に個室が配分されている(大学基礎データ「表35」参照)。しかし、都心に立地しているために研究室の広さは15平方メートルと狭隘であり、研究に必要な書籍等を収容するに足るだけのスペースがないのが現状である。

教育と研究に配分する時間は、学務面の業務、会議時間を除き、個人の裁量にゆだねられている。研究活動に必要な研修機会確保については、ほとんどないのが実情であるが、私立大学情報教育協会等の教育活動にかかわる研修会には、参加を促している。

他方、共同研究費の制度化の状況については、法学部独自には共同研究費を有していない。長期間の研究専念の必要がある場合、1年間の海外研究または1年間の国内研究の機会を得ることができる。これは東洋大学海外特別研究員規程、及び東洋大学国内特別研究員規程に基づくものであり、海外研究については東洋大学に就職後3年を経過した者、国内研究については5年を経過した者が対象とされているが、法学部では授業運営にも配慮して両者ともに5年を経過した者としている。現在、平均して毎年、海外長期研究者1名、国内長期研究者1名を推薦し、研究に専念させている。なお、大学設置基準の大綱化に伴い教養課程の教員が法学部に所属することにより教員枠が増加したので、教員配置が十分整備された後には、国内・海外ともに毎年1.5名程度の研究専念者を推薦できるようにしたい。

### (競争的な研究環境創出のための措置)

科学研究費補助金への応募、採択状況は、平成15年度-3件中0件、平成16年度-3件中1件採択、平成17年度-2件中1件(他に継続1件)、平成18年度-3件中0件(他に継続2件)となっている(大学基礎データ「表33」参照)。平成18年度現在、並行して進行している2件の科学研究費補助金による研究のテーマは、「アジアにおける会社法制とコーポレートガバナンスに関する研究」(代表者:井上貴也)と「東南アジア・中東地域の国家制定法と伝統的秩序規範の協働関係に関する法文化的研究」(代表者:後藤武秀)であ

り、ともにアジア地域の法制度研究を目的としたものである。本学と比較されることの多い他大学法学部の過去5年間の採択実績を見ると、A大学は1件、B大学は0件、C大学は2件であり、本学法学部の採択実績は他大学の法学部と比較すると決して遜色のある実績ではない。しかし、これに甘んじることなく、さらに応募と採択件数を拡大するには、日本の実定法の解釈研究以上に法実態を分析するいわゆる法社会学的アプローチや諸外国法との比較文化的アプローチなどが求められるといえるので、そうした観点による科学研究費補助金の研究と外部資金による研究プロジェクトへの応募と同時に、法学部教員が基軸となる研究チームの結成を図るよう督励したい。具体的数値目標として、個人研究の申請を3年後に5件、5年後に10件とし、共同研究を3年後に2件、5年後に3件とし、この水準を継続しつつ拡大できるようにしたい。

民間財団の研究助成金は、平成14年度にトヨタ財団から1件の助成を受けている。民間財団の研究奨励金についても、科学研究費補助金と同様に応募実績を積んで行きたい。

教員は全学に措置されている共同研究費に応募できる。すなわち、井上円了研究助成金（研究の助成・刊行の助成）、研究所プロジェクト、研究所間プロジェクト、特定研究（共同研究・個人研究・教材開発共同研究）がこれであり、科学研究費補助金への応募が条件となっているので、これらに応募するためにも科学研究費補助金への積極的応募を上記目標に従って勧めていく。

学内研究プロジェクトの採択状況は以下の通りである。

○ 研究所プロジェクト

- ・ H17年～19年 現代社会総合研究所 山下りえ子（代表）「少子高齢化社会の家族と公共性の諸相-市民・地域・事業・行政・司法の連携へ向けて（比較調査研究）-」
- ・ H16年～18年 アジア文化研究所 井上貴也（共同研究）「中国華中地域の日中合弁企業における文化摩擦と文化的背景に関する調査研究」

○ 研究所間プロジェクト

- ・ H17年～19年 アジア文化研究所・現代社会総合研究所 後藤武秀（代表）・齋藤洋（共同研究）「イスラーム世界における伝統的秩序規範の持続と変容」
- ・ H15年～17年 現代社会総合研究所・人間科学総合研究所 山下りえ子（共同研究）「企業組織と家族の変容が個人の生涯行動様式におよぼす影響の日仏比較研究」

○ 特別研究（共同研究）

- ・ H17年～19年 共同研究（特定課題）「『共生学』の構築」山下りえ子「現代型紛争の調整的解決とフォーラムの役割-ADR活用の視点から」
- ・ H17年～19年 共同研究（特定課題）「『共生学』の構築」山下りえ子「紛争解決と「共生」」

○ 特別研究（教材開発共同研究）

- ・ H16年～19年 小林秀年（代表）、後藤武秀・大森文彦・井上貴也（共同研究）「導入教育期における法学教材の開発」

○ 井上円了記念研究助成金

- ・ H18年 佐藤俊一「日本広域行政の歴史～理論・方式・制度・実態～」

○ 学内研究助成（特別研究・井上円了記念研究助成金）

- ・ H14～17年 特定課題「中高年齢期に関する研究」山下りえ子（共同研究）「男女の生涯設計と世代間関係の国際比較」

法学部単独での共同研究費は設置されていないが、大型の研究費を受けている研究センターには法学部教員が参加しているものがあり、現在アジア地域研究センターに4名の教員が参加している。

流動研究部門・大部門化と研究組織を弾力化するための措置については、法学部として検討するものではなく、全学的に学術推進センターの下で検討される課題である。

#### （研究上の成果の公表、発信、受信等）

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信するため、法学部専任教員の研究活動の成果は、所属の学会誌や商業誌等における発表の他に、東洋大学の各研究所紀要や東洋大学法学部紀要『東洋法学』に掲載され、公刊されている。特に『東洋法学』は、年2回刊行されており、原則として法学部専任教員執筆の論説、研究ノート、翻訳、資料等から構成される。平成18年3月に刊行したもので、通巻107号となる。過去5年間に『東洋法学』において発表された論稿は56本である。発行に要する予算は教員経費の中から支出している。そのために、専任教員の研究活動を活性化し、その成果を発表する『東洋法学』の発行を年2回から3回へ拡大するにはどうしても法学部予算枠の拡大が求められる。しかし、現況ではその拡大はきわめて難しい。むしろ、先述したように、昇格人事の条件として『東洋法学』への論文掲載回数を問い、3年間発表していない者に対して発表を促すことにより、ボリュームアップを図ることとする。

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信するため、『東洋法学』や各研究所紀要を交換する形で内外の大学・研究所の紀要を収集している。

#### （倫理面からの研究条件の整備）

研究費の不正使用等教員のモラルにかかわる問題については、個人研究費は学部事務室の管理下で、科学研究費補助金等競争的資金は研究協力課で管理されているので、不正使用は発生の余地がないといえる。しかし、現在、大学全体として、研究活動における不正行為に対処するための東洋大学研究活動規範並びに同活動規範委員会規程（仮称）が制定されようとしているので、それに沿い法学部でも研究者としての倫理保持を徹底していくことにする。

医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運用状況の適切性については、法学部では、医療や動物実験を担当する教員はいない。

目標の達成度として過去5年間についてみると、法学部教員が代表者となって取得した外部資金は、科学研究費補助金が2件、外部の奨学財団資金ではトヨタ財団が1件、学内の競争的資金では研究所間研究費等が9件であり、全体としてはいまだ不十分である。

国際的学術交流については、本学附属研究所を通じた交流を進めており、平成17年度と18年度に各2名の教員がインドネシアで研究報告を行っており、達成度は高い。



個人研究業績一覧に示されるように、平成13年4月からの5年間における専任教員の総発表状況は、『東洋法学』が49本、その他の媒体が267本であり、紀要以外の媒体での発表は相当進んでいる。

改善点としては、外部の媒体への発表は現状で十分であるので、むしろ逆に『東洋法学』の充実のために、同誌への発表を促す必要がある。これについては先述したように、助教授から教授への昇格に際して『東洋法学』に2本以上の論文を発表すること、また3年間発表のない教員に対しては発表を促すことにより対処する。

## 五. 社会学部

社会学部の基本的な理念・目標は、「古今東西の知の摂取と融合ならびに実践主義に基づき、理論と実証を結びつけ、現代社会の問題に鋭く切り込む視座を涵養すること」である。この点に照らし、社会学部の研究活動の重点は、現代社会が直面する諸課題を、理論と実証の適切な結びつきにおいて解明することにおかれる。以下に述べるように、社会学部専任教員の研究活動の現状は、概ね学部の基本的な理念、目標を反映していると評価できる。

### (1) 研究活動

#### (研究活動)

##### ①論文等研究成果の発表状況

「高水準、かつ特色ある研究拠点となる」ことが東洋大学の目標の一つである。研究活動は大学の中核的機能の一つであり、活発な研究が「優れた人材育成」や「良質な教育」、「社会貢献」の原動力となるのが理想である。ただし、過度の業績主義や管理主義を避け、自発性と創意性を醸成していくよう努めなければならない。

社会学部教員の研究成果の発表状況の実態は、年度ごとの『社会学部 YEAR・BOOK』において、自己申告に基づいて公表している。平成17年度には、著書は30人、論文は32人、その他(翻訳、書評、報告書など)は28人が発表している。「学内学会」など、研究および研究発表の場を広く設けるようにしている。社会学部の教員による著書・論文等による情報発信の状況は下表のとおりである。

[平成13年～平成18年の研究業績]	5学科合計]
著書(含む共著)	152
論文(含む共著)	407
翻訳	20
その他(報告書、辞書他)	161

全体として、いくつかの特徴を指摘することができる。当該学部の教員は、過去5年間を見る限り、かなり意欲的に研究活動に参加し、発表している。しかし、活動の領域はか

なり多岐にわたっており、所属学会、発表論文の掲載雑誌の多様性が、学部教員の研究に対する共有化を妨げている面がある。

また、学部紀要への投稿状況は活発である。しかし、研究成果は学会誌などを通じて広く公表することが望ましいので、個々の教員の業績中で紀要論文が占める比率が高いことは問題である。この点では、学外での学会誌などへの投稿ならびに単行本の出版・刊行がより一層促進される必要があり、その点は、改善すべき点である。なお、論文等の本数の少ない教員も見られたが、共同研究の場を設ける等の論文執筆につなげるなどの工夫を行ってきた。更に、若干業績数の少ない教員には、研究成果のより早期の公表を示唆し、毎年『社会学部 YEAR・BOOK』に掲載する事により、その結果を検証することを確認した。このような取り組みが、個人の教員への助言ならびに学部の中で業績を公表することにより教員間の相互評価（ピアレビュー）を用い改善につながった点は認められる。

研究活動の多面的な活性化という点では白山社会学会等、社会学部を中心とした既存の学会活動の他、この間、社会福祉学科を中心に東洋大学社会福祉学会を設立・展開し地域社会に研究成果を発表することを目的として、シンポジウムなどを開催してきた。

## ②国内外の学会での活動状況

現状では、社会学部の教員は、ほぼ全員が国内外の1つ以上の学会に所属している。研究領域は多種多様であり学会も大小様々であるが、教員が積極的に学会活動に参加していることは、年度ごとの『社会学部 YEAR・BOOK』に記録されている。その中でも、国内の学会は8割を越えており、国内での研究交流が主要であることがわかる。しかし、個人研究費のかなりの部分を海外の研究活動に使用している教員もいることから、海外での研究活動も活発に行われている。学会活動は、教員個人の自発性や努力に依存する点が多いのが実状である。

一方、学会での活動は、個別の研究に限られるものではなく、学会組織の運営や外部資金の獲得において、その重責を果たすことも必要である。社会学部の教員の約2人に1人は、所属学会の理事や委員などの役員になっており、学会運営にとって重要な役割を果たしている。このことは、学生や大学院生に対して、教員が所属しているいろいろな学会がどんな問題に取り組みどんな活動をしているかを、語りやすくしている。

## ③当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

特筆すべき研究分野に該当するものはない。

## ④研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

研究面での内部資金としては、各教員に配分される個人研究費を除いて3つある。

一つめは、大学附属の研究所プロジェクトであり（現在18プロジェクト進行中である）、二つめは全学で募集する特別研究（共同研究と個人研究、教材開発、特定課題）である（現在38プロジェクト進行中である）。三つめは井上円了記念研究助成金である（現在31プロジェクト進行中である）。

## （研究における国際連携）

メディアコミュニケーション学科では、国際的な情報技術標準化のために設置されている国際情報化協力センター（CICC）の「アジア情報技術フォーラム」への研究協力者、

インターネットの社会的影響に関する国際共同研究である「ワールドインターネットプロジェクト」の日本チーム代表者を初めとして、海外の研究者との国際連携を行っている専任教員が少なくない。

社会心理学科では、カリフォルニア大学の教員と法社会学や法心理学の研究を行っている教員もいる。

海外研究拠点として設置されているものは現在のところない。

#### **(教育研究組織単位間の研究上の連携)**

社会学部の教員は、平均して1つ以上の大学附属の研究所に研究員として所属しており、各研究所において研究プロジェクトを企画し、研究を行っている。また、公開講演会、交流研究会等にも積極的に参加している。

大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係については、現在のところない。

## **(2) 研究環境**

#### **(経常的な研究条件の整備)**

研究条件について、予算、研究室、研究時間の実態と課題は以下のとおりである。

まず、予算の実態は、平成17年度の社会学部専任教員は65名であり、研究費総額は21,375,847円(大学基礎データ「表29」参照)となっている。これによれば、教員1人あたりの研究費は333,998円であり、講座・研究室等の共同研究費を除いた場合には、教員1人あたりの研究費は318,399円となっている。専任教員の研究旅費は、海外研究(長期、短期)、国内特別研究、学会等出張旅費(国外、国内)に区分している。平成17年度海外研究長期は1名、1人あたり支給額は2,893,200円。海外研究短期の総額は4,839,310円で、派遣人数は16名、1人あたり支給額は75,614円。学会等出張旅費(国外)の総額は1,398,000円、派遣人数は6人、1人あたり支給額は21,844円、学会等出張旅費(国内)の総額は4,347,062円、派遣人数は90人、1人あたり支給額は67,923円となっている(大学基礎データ「表30」参照)。

個人研究費・研究旅費の弾力的な運用が可能であり、現状の額で概ね適切である。

なお、共同研究費は制度化されていない。学部の現状に照らせば、その制度化を行うにせよ、各学科と教員各自のニーズに照らした、柔軟な運用を原則とすることが不可欠となる。

次に、研究室については、全専任教員に個室が与えられている(大学基礎データ「表35」参照)。しかし、課題としては、そのスペースは狭く、研究に必要な基本的備品(研究用図書など)の設置と、学生指導のための最低限のアメニティという2つの面で、非常に不十分である。また学科ごと、教員研究グループごとの共同研究室の整備はほとんど行われておらず、生産的な研究状況形成にとってマイナスとなっている。

また、研究時間の確保の実態は、多くの教員が不足を訴えている。第1に、専任教員の学部・大学院の平均担当授業コマ数は、平成14年度7.11コマから、平成17年度で5.92

コマ。最大担当授業コマ数は平成 14 年度 11 コマから、平成 17 年度 8 コマへと徐々に軽減される傾向にある。しかし、第 2 に、学部運営にかかわる活動は増加する傾向にあり、依然として研究時間の十分な確保には至っていない。

教員の研究時間を確保するための方途の一つとして、学部内の各種委員会を整理して教員の担当委員会数を軽減する面では、最近 5 年間で若干の改善が行われた。今後は、委員会の持ち方など更に工夫し会議等の効率的な運営を実現し、学内運営の負担軽減とそれによる研究時間の確保を図りたい。

教員の研修機会としては、国内特別研究、海外特別研究、学会等出張の機会が確保されており、概して適切に運用されている。国内特別研究は「東洋大学国内特別研究員規程」に、海外特別研究は「東洋大学海外特別研究員規程」にそれぞれ基づいて実施されており、海外特別研究については募集方式をとり、各自の研究計画に即した運用を行っている。近年は、毎年原則として「国内特別研究」「海外特別研究」共それぞれ 2 名の教員が 1 年間研究活動に専念できる体制が整えられ、それにより一層の研究活動が活発化されることを期待している。

#### (競争的な研究環境創出のための措置)

社会学部では、学部の中期目標として研究力の質を高めることを掲げてきた。その取り組みの 1 つが研究助成金への積極的な申請である。今日、科学研究費補助金は、個人が申請できる最も大きなファンドであり、社会学部においても毎年かなりの教員が申請をしてきた。

過去 5 年の申請状況をみると、それほど変化はなく 20 件から 30 件の間である。継続分を含めると、毎年申請数の 7 割方が研究助成の対象となっている。新規の申請数は少ないが、新規の採択率は、平成 13 年度 33.3%、平成 14 年度 45.0%、平成 15 年度 30.8%、平成 16 年度 29.2%、平成 17 年度は 25.0% (大学基礎データ「表 33」参照) であり、採択率は次第に低下しているが、平成 18 年度は若干上昇した。

課題としては、採択率の向上が挙げられる。改善策としては、研究者のネットワークを積極的に充実し、社会との緊密な関係を保つ努力をする。

科学研究費補助金以外では、大学院社会学研究科が平成 15 年度から平成 19 年度の 5 年間にわたる文部科学省のオープン・リサーチ・センター整備事業 (HIRC21) に選定されている。本学においては大学院を担当する教員は全て学部に籍を置いており、この大学院社会学研究科の研究は、実質的に学部教員の研究と考えられる。また、厚生労働省の厚生労働科学研究費補助金、文部科学省の科学技術振興調整費などの採択実績がある。

民間等外部からの研究助成も、毎年 5、6 件が採択されている。平成 16 年度は、財団法人ユニバーサル財団、電気電子普及財団、財団法人放送文化基金、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモなどから研究費、国際会議の旅費、資料作成費などの名目で相当額の研究費が支給された。

以上のように、学部全体としてみた場合、個人レベルの研究費はかなりの教員が申請し、採択され、それなりの研究成果を出していると評価する。しかし、異なる分野の研究者が共同して行う総合的な研究への社会学部としての取り組みは十分ではない。改善策として

は、国内外の学会・学界における研究者ネットワークの積極的な構築を行って、より魅力ある研究へと個人が切磋琢磨することが必要である。そのためには、社会学部の「中期目標・中期計画」における研究力の向上を推進する。

デュアルサポートシステムのようなものは制度化されていない

「流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況」に該当する施設等はない。

現在、社会学部では、大部門化等の措置を必要としていない。

#### (研究上の成果の公表、発信・受信等)

##### ①研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

社会学部の研究論文・研究成果の公表を支援する措置としては、『社会学部紀要』の発行がある。毎年2号発行する体制にあり、最近の論文掲載状況は、平成15年度論文数16本、執筆者延22名、平成16年度論文数14本、執筆者延16名、平成17年度論文数17本、執筆者延19名である。年間平均20本弱で、学部構成員の数からすると、3年に1回投稿する割合になっている。このことから、『社会学部紀要』の発行は、研究論文・研究成果の公表を支援する措置として、一定の役割を果たしており、適切性を有すると評価できる。平成18年度は、投稿規定・執筆要領を整備して、大幅に投稿数が増加した。

その他、科学研究費補助金「研究成果公開促進費・学術図書」および井上円了記念研究助成金による刊行助成の採択により出版した実績がある。

##### ②国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・交信する条件の整備状況

『社会学部紀要』は、毎回350部が発行されていて、図書館によって219部が国内外の大学や研究機関に文献交換用として寄贈されている。また、平成14年12月刊号(40-1)より社会学部のホームページ上に、PDF化されて掲載されている。

平成18年は投稿規定および執筆要領を整備して、日本語以外の投稿を可能にすると共に、要旨も欧文3語(英・独・仏)以外の発表を可能にして、国際化時代に柔軟に対応できるようにした。従来からも、数年に1本の割合で英文原稿の投稿があったが、平成18年も既に英文原稿の投稿が予定されている。

#### (倫理面からの研究条件の整備)

社会学部では、人間を対象とした研究を行っていることから、研究の倫理面への配慮は極めて重要である。卒業論文や社会調査、実験といった正課においても、その配慮は重要である。このため、社会心理学科では独自の倫理規程ならびに評価体制を整備しつつあるが、学部全体に広げるための議論を始めたところである。

なお、医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内の審議機関については、社会学部では当該問題に該当する研究が行われていないため設置していない。

## 六. 工学部

東洋大学の目標の一つである「高水準、かつ特色ある研究拠点になる」を踏まえて、平成 16 (2004) 年度に策定した工学部中期計画では、研究活動の目標として研究活動の活性化を取り上げている。

また、工学部の教育理念は、「フィロソフィーを持った実践的エンジニア」の育成であり、専門分野が工学であることから、その内容は産業界や実学と直結しており、技術や知識は最先端であることが要求される。こうした教育理念実現の要請からも、研究活動の活性化が求められている。

工学部全体の研究活動の活性化はもちろん、工学部を構成する教員それぞれが能動的に研究活動の活性化を図ることが研究活動の目標である。また、研究活動活性化の前提となる研究環境の一層の充実を目指している。

## (1) 研究活動

### (研究活動)

研究活動に関わる計画として、平成 16 (2004) 年度に工学部の教育理念再構築に併せて設定した工学部の研究に関わる「中期目標・中期計画」として「研究アクティビティの活性化」「外部研究資金獲得額の漸増」を採り上げている。研究アクティビティを示すものとして、工学部所属教員の論文等の研究成果発表状況は大学基礎データ「表 24」のとおりである。全体としては一定の水準を確保してはいるが、教員個人による研究格差が見受けられる。これについては、毎年度発行する工学部研究報告において教員の研究業績(研究論文・著書等)のリストと研究の概要を掲載し、公開することで自己啓発・研究の活性化を促進している。あわせて、国内外の学会等における活動状況も同研究報告に記載されており、国内外の多岐にわたる学会、協会に所属し、各種の委員や役員として活躍している状況を確認できる。これらの内容は、CD-ROM の形で配布している。

研究分野の性格により、教員個人による研究格差があるように見える場合もあるが、特定の学科では、研究費等の配分に関して、研究アクティビティの高い教員に多く付与したり、若手教員に厚くすることなど予算配分を元とする様々な機会を周知して、研究活動の活性化に向けての効果的な体制がとれるように研究活動のインセンティブを与えている。

研究業績を重視する大学院工学研究科の教員資格審査では 5 年おきに研究業績に基づいた資格再審査を行うことを始めており、工学部教員のうち大学院教育資格を保有する教員は継続的に研究業績を上げる条件設定がなされている。研究活動の活発な教員には学部内の研究費を傾斜配分するなど、教員に対して研究活動活性化に向わせるようなインセンティブを検討し、一部実施している。

また、工学部では、「中期目標・中期計画」に基づいて大型研究プロジェクトへの応募や外部研究資金の積極的導入を進めるように段階を踏んで取り組んできている。とりわけ、工学部として特筆すべき研究分野の研究活動はバイオとナノテクノロジーを融合させた先進的研究としてのバイオ・ナノエレクトロニクス研究センターの研究活動である。この研究分野は組織としても博士後期課程の「学際・融合科学研究科バイオ・ナノサイエンス融合専攻」の設置(平成 19 年度)という形に発展している。

第1段階は文部科学省など公的資金による大型研究プロジェクトの推進である。例えば、平成15(2003)年に21世紀COEプログラム、平成16(2004)年には産学連携研究推進事業、ハイテク・リサーチ・センター整備事業、平成17(2005)年度には、学術フロンティア推進事業など、文部科学省の大型研究助成金を獲得した実績がある。それぞれの研究プロジェクトや研究センターでは外部研究者を含めた評価委員会を設けて研究プロセスや研究成果の妥当性を確認しつつ、研究活動を進めている。

今後は、第2段階として産業界からの大型研究プロジェクトの導入を計画しており、例えばその手始めとして平成18(2006)年度には「アカデミック・ビジネスシーズ展」の開催(第1回目は工学部教員も多く所属するバイオ・ナノエレクトロニクス研究センターの研究成果から、産業界への応用が見込まれる技術等を中心に展示)及び埼玉りそな銀行と共催による産学連携セミナーを企画している。

知財権保有数の漸増、産業界のニーズの高い技術のPR強化などが検討課題である。

大型研究に関して採択件数からみても、私立大学学術研究高度化推進事業のうち、ハイテク・リサーチ・センター整備事業が2件、学術フロンティア推進事業が1件、産学連携研究推進事業が1件、社会連携研究推進事業が1件の計5件であり、本学の学部の中で最多の数となっている。

更には、文部科学省が選定する「21世紀COEプログラム」にも本学で唯一採択されているが、研究代表教員は工学部教員である。

工学部としては引き続き外部研究資金獲得のための努力を行っていく予定である。また、既獲得研究では研究期間終了を前にさらに発展研究を準備する体制を組む必要がある。

### (研究における国際連携)

工学部としての国際連携における海外研究拠点については、私立大学学術研究高度化推進事業にもとづいた複数の研究センター等を通じた海外研究拠点として研究センター等での活動が多い。

以下、工学部教員が関係する研究センターでの状況を示す。

バイオ・ナノエレクトロニクス研究センターの研究活動の一環として、英国サセックス大学のクロトー教授、英国ケンブリッジ大学のウォーカー教授と「バイオとナノテクノロジーの融合」に関する研究を行っている。この研究活動では、英国でCOEセミナーを行うなど、国際的な連携を通じて毎年国際シンポジウムを催している。

また、地域産業共生研究センターと大連理工大学環境経営研究所との教育研究提携は平成16(2004)年度から始まったが、今後は、一連の共同研究活動の成果を踏まえて全学的な大学の研究連携プログラムとしての活動を考えている。

計算力学研究センターにおいても、インドネシアのシャクアラ大学から研究員を受け入れるなどしており、平成18(2006)年度には同大学と共催で「計算力学研究フォーラム」を開催している。

工学部の外国人研究者受入実績は、平成16(2004)年度では3名であったが、平成17(2005)年度では8名と増加しており、国際的に連携した研究が活発になっていることが伺える。

### （教育研究組織単位間の研究上の連携）

工学部の所在地である川越キャンパスには、工業技術研究所があり、工学部設立当初の目的の一つである産学協同研究の機能を果たしてきた。工業技術研究所の研究者は工学部の専任教員のほか、法学部、生命科学部などの専任教員もメンバーとして登録されている。以前の工業技術研究所は研究活動経費としては独立採算の形で運営されてきた。平成 14（2002）年度より大学の研究所改革により「東洋大学学術研究推進センター及び研究所規程」に基づいた組織として再編成された。それにより現在は、他の附属研究所との研究所間をわたる研究所間プロジェクト、特別研究（共同研究）に積極的に取り組めるようになっている。毎年度開催される工業技術研究所の研究発表会は、教員のみならず工学部の学部学生、工学研究科の大学院生の研究発表、交流の場となっている。このように、産業界に門戸を開き学科や大学院専攻の枠にとらわれない活動を行っているところに大きな特徴がある。

工業技術研究所は、工学部のある 4 号館の 4 階の約半分のスペースで、賛助会員との活動、新規の賛助会員の獲得、地域・産業界との交流、受託研究の受付・遂行など、幅広い活動を行っている。

また、バイオ・ナノエレクトロニクス研究センター、地域産業共生研究センター、先端光応用計測研究センター、産業共生ロボット研究センターなどが川越キャンパス内に存在し、研究者は工学部教員が担当しているため、研究施設・設備を活用した研究を進めている。

## （2）研究環境

### （経常的な研究条件の整備）

研究予算は、一般研究費、海外研究費、学会出張費という費目に分けての予算措置がされている。教員に対する一般研究費の配分は、工学部予算会議で決められた積算根拠をもとに各学科に配分された一般研究費の中から各学科の配分ルールに基づいて各教員に配分している。工学部として特に問題となっているのは研究費や研究旅費の額に対する問題ではなく、前年度の計画時点と当該年度の研究活動実態のやむを得ない乖離に基づいた費目間の柔軟な対応である。このことについては、平成 17（2005）年度から一定条件のもと、年度内に複数回の費目間の変更が可能になっている。

これらの研究予算の 1 人あたりの額は、一般研究費において実験系教員では、教授 42 万円、助教授 36 万 5 千円、講師 31 万円、非実験系教員では 25 万円となる。その他に、学会出張費 12 万円、海外研究費 10 万円、研究成果刊行費 9 万円が予算措置され、非実験系では 56 万円、実験系では 62 万円から 73 万円となる。

なお、この予算額は、直ちに該当教員に予算措置されるものではなく、積算のための額であり、実際には学科内の研究状況、若手教員への支援、研究アクティビティの高い教員へ厚く配分することができるよう学科で柔軟に対応できるシステムをとっており、そのほかにも、獲得できる研究費があることから、研究費としての額は十分といえる。



教員個人の研究室等の整備（大学基礎データ「表 35」参照）は、工学部の要求に基づいて平成 12（2000）年度～14（2002）年度に行われた工学部 1 号館と 2 号館、図書館の建て替えに伴って多数の教員は新しい環境を享受することができた。しかし、その後設置された新学科である機能ロボティクス学科の教員研究室、実験室等については既存の空き室等を活用しているため、関係者の理解と協力を得て、再配置を行うことが必要である。

教員の研究時間を確保するため特別に制度化しているものはなく、各教員のサービスとして定められている就業規則に記載された事項に加えて、各人が時間を有効活用する仕組みになっている。教員の教育への負担は、週 3 日以上の出校、授業を週 5 コマ以上担当することが原則となっている。実際の授業の持ちコマ数は、受講生数や時間割編成、教室収容人数等の設備の関係から数コマ多くなるが、研究時間の確保について問題はなく、適切に運用されている。

研究活動に必要な研修機会の確保としては、教員個人の研究計画のための予算に費目として学会出張費、海外研究費の計上を認めており、個人の研究計画に従って予算執行されている。授業の持ちコマおよび学年暦の関係から研究機会の確保についても十分な期間・時間があり適切な配慮がなされている。

東洋大学の工学部教員には一般研究費の他に申請に基づいて採択される研究費がある。研究所プロジェクト、複数の研究所間をわたる研究所間プロジェクト、特別研究（共同研究、個人研究、教材開発共同研究）等であり、審査に基づき研究費が配分されている。また、井上円了記念研究助成金があり、大学院生、教員、校友への研究助成が行われており、工学部でも例外的な年度を除いて採択されている。

以上とは別に工学部の教育研究のポテンシャルを高めるための研究助成として工学部長施策研究費があり、毎年度申請に基づいて採択を決定し、効果的な運用をしている。

#### （競争的な研究環境創出のための措置）

工学部の理念・目的が「フィロソフィーを持った実践的エンジニア」の育成であるので、工学系として実践的であるためには、先端的な研究環境を創出することは重要であり、教員個人の研究活動に着目すると、工学部の全教員の過去 5 年間の発表論文数を基礎に、発表論文数の漸増をめざしているが、個人業績を反映する最近 3 年間の科学研究費補助金の申請件数、採択件数ともに横ばいである。

科学研究費補助金申請については、申請件数の漸増を実現するために、①年度当初に重点研究テーマや数的な目標を個人、学科ごとに設定し、②採択率向上のため申請・採択状況を計画・報告する。教員連携型の研究テーマを設定し、大規模部門の申請を積極的に行うよう学部として働きかけてはいるが、一部の大規模研究プロジェクトを除いては個別の申請にとどまっているのが現状である（大学基礎データ「表 33」参照）。

科学研究費補助金による研究以外の受託研究等の採択状況は、次のとおりである。平成 14（2002）年度からの最近 5 年間について外部資金による研究助成のある研究プロジェクト数は、受託研究 9 件、奨学寄付金 9 件、私立大学学術研究高度化推進事業 9 件、合計 27 件（229 百万円）となっている。同期間の科学研究費補助金 76 件（166 百万円）に対して件数は少ないが、金額では上回っている。この外部資金獲得状況からも積極的に研究活動が

行われていることがわかる。

受託研究、奨学寄附金等の実績について、最近 5 年間の件数・金額とも増減があり、漸増の状況にはなっていない。

東洋大学の学内独自の研究助成制度の一つである井上円了記念研究助成制度への申請は、当該申請年度に科学研究費補助金申請を行ったものでなければ申請資格はなく、申請にあたって科学研究費補助金研究計画調書の添付が義務づけられている。

前出のとおり、私立大学学術研究高度化推進事業等による大型研究プロジェクトへの申請は、工業技術研究所の特別研究プロジェクト等と連動しながら申請活動を活発に行っており、順調に推移している。

特別研究に関しては、最近 5 年間の件数と金額は 62 件（69 百万円）となっている。

工学部長施策研究は、学部に配分された各教員の研究成果刊行費のうち工学部研究報告分を除く約 800 万円について、公募・採択の形式で実施している。最近 5 年間の件数と金額は 33 件（37 百万円）となっている。

流動研究部門、流動研究施設に関しては、工学部の一部教員からは、フリースペースの施設を用意して、モチベーションの高い教員に対して予算と施設を付与する案が提案されているが、現状では予算面も施設面も十分な状況ではなく検討はすすんでいない。

大部門化などの研究組織を弾力化するための措置については検討されていない。

#### （研究上の成果の公表、発信・受信等）

それぞれの教員が研究室のホームページの中で研究上の成果等の公開を進めているケースがある。工業技術研究所の研究所紹介の中で研究員（工学部の工学系分野専任教員のほとんどが研究員となっている）としての研究活動の一端が公開されている。

毎年工学部で発行している工学部研究報告集では、研究の現状や研究業績リストを公開している。

国内外の大学・研究機関の研究成果の発信、受信に関しては、東洋大学川越図書館を通じて対応しており、CD-ROM 化して容易に検索が出来るように配慮している。

#### （倫理面からの研究条件の整備）

研究活動規範については、大学全体で規程の制定と委員会の設置が計画されており、工学部もその内容に従うことになる。

実験・研究によって発生する環境汚染等に対する問題に関しては、学部内の安全委員会の業務の範囲内で対応している。平成 17（2005）年度に確認された核燃料物質の管理については、学部内の安全委員会において文部科学省の基準に則って適切な管理を行った。

工学部独自には、環境建設学科の研究室を中心に平成 13（2001）年 10 月より川越キャンパスの環境負荷低減を目指してさまざまな方策を行っている。平成 16（2004）年 11 月からはそれまでの成果を発展させ、ISO14000 を意識した「クリーン&グリーン」キャンペーンを実施しており、環境面での意識改革にも努めている。

工学部のある川越キャンパスにおいて医療・動物実験はなく、学内の審議機関の開設や指針の策定は行われていない。

## 七. 国際地域学部

高水準、かつ特色のある研究拠点となること、社会の要請に創造的に応えること、という東洋大学の目標を踏まえ、国際地域学部では所属する全教員がそれぞれの分野で質の高い研究活動を行えるような研究体制の構築及び研究環境の整備を重要な目標に掲げている。

そもそも国際地域学部の研究分野は、創造的、学際的、そして国際的な性格を強く帯びたものである。国際地域学科にあっては、地域開発に関わる新たな学問分野としての「国際地域学」を打ち立てることが学部創設以来の大きな目標であり、課題となっている。そのためには旧来の学問領域にとらわれない大胆な発想と広い視野が必要となる。一方国際観光学科は我が国における観光学研究の先駆的な役割を果たしてきたが、観光立国実現という国家的要請を受け、今後とも観光ビジネスを念頭に置いた実務、実践性を重視すると同時に、国際的な視野と隣接諸科学との連携融合を図ることによって、新たな国際観光学の構築を目指している。

国際地域学、国際観光学とも、社会のニーズや要請に応える課題追求型の研究分野でもあり、このような学問特性に鑑みて、研究体制の整備、充実は国際地域学部における最重要課題の一つである。

### (1) 研究活動

#### (研究活動)

国際地域学部の教員の研究成果を公表するため、国際地域学科においては学科の紀要である『国際地域学研究』、国際観光学科においては同じく『観光学研究』を学科創設以来毎年度末に刊行している。『国際地域学研究』はこれまで9号刊行され掲載論文数は149、『観光学研究』は5号刊行され、掲載論文数は51である。これらの紀要に掲載された論文により国際地域学部の教員の多岐にわたる研究活動の成果が示されており、研究面から国際地域学部の理念が明らかにされている。また所属教員の過去5年間における学術図書及び学術論文の発表総数は338点に上っているが、研究意欲及び成果の一層の向上を図るため、毎年度、各教員の年間業績リストを作成し、外部に公表する制度の導入に向けて検討をはじめ。

国際地域学部は学際性が非常に高いため、所属する各教員が参加する学会や発表する分野も極めて多様であるが、国際経済学会、国際開発学会、国際観光学会、ツーリズム学会等国際地域学部と特に関係の深い学会で例年多くの教員が活発に研究発表を行っている。また学会運営にも積極的に関与する等、我が国における開発や国際協力、観光分野の推進役となっており、本学の理念、目標に応えたものとなっている。また国際地域学部として特筆すべき研究分野での研究活動としては、アジア地域の大都市部におけるコミュニティの形成や都市システムの整備等に関する研究をはじめ、環境と共生できるまちづくりやエ

コツーリズムのあり方、国際共生社会実現に向けた途上国援助の手法開発等地域との共生・発展を軸に据えた一連の研究や、環日本海・北東アジア地域の観光振興、アジア地域・現地発信型の自律分散観光・歴史情報データベースに関する研究等、ユニークな研究が精力的に進められている。

もっとも、各教員の研究活動が多岐にわたることもあり、これまで国際地域学部として特定の研究テーマを設定したことはなく、また個々の教員の活動とは別に、学部主導の下で研究助成を得て行った研究プログラムはないが、大学院国際地域学研究科では、平成13年度よりオープン・リサーチ・センター整備事業として国際共生社会研究センターを開設しており、学部教員とも連携を図りつつ運営してきた。平成18年度にオープン・リサーチ・センター整備事業はさらに3年間の継続が認められている。

今後、大学院研究科や研究所における研究活動との重複を避け、かつ学部教育への波及効果なども勘案の上、学部あるいは学科として取り組むのに相応しい研究テーマや研究プログラムの設定について検討をはじめたい。

#### (研究における国際連携)

国際地域学という国際地域学部の研究分野に鑑みて、学部発足以来、海外各地域の大学、研究機関との連携強化に努めている。学部固有の海外研究拠点は有していないが、これまでに両学科あわせて海外6大学（中国：南開大学、韓国：慶熙大学校ホテル観光大学、フィリピン：フィリピン大学、タイ：アジア工科大学院、インドネシア：パラヤンガン・カトリック大学、バングラデシュ：SIMEC Institute of Research & Technology）と学術協力協定を結び、学術交流を深めるとともに、海外研究の一環としての国際学会への教員の派遣も積極的に行っている。中でも、アジア工科大学院とフィリピン大学セブ校とは、学生の海外研修実施先となっていることから連携も密であり、適宜、地域学研究に関わる情報や意見の交換等を行っている。

学部のプロジェクトとして国際的な共同研究に参加した実績はまだ無いが、国際地域学科では、アジア工科大学院との間で、アジアの都市問題をテーマとするワークショップの開催やジョイントセミナーの実施、さらにその成果を纏めた共同出版事業等を実施している。国際観光学科は、南開大学との間でシンポジウムを、慶熙大学校ホテル観光大学とは研究発表会などを実施している。この他、クイーンズランド大学（オーストラリア）との共同研究やワイカト大学（ニュージーランド）との合同ワークショップの開催等個々の教員レベルにおいては、国際的な共同研究への参画は活発に行われている。

もっとも、他大学の国際関係系学部の中には、多くの海外提携校を擁するものが近年増えており、それらと比べた場合、創設から未だ日が浅いとはいえ、国際地域学部が有する海外交流、提携大学の数は絶対的に少ない状況にある。両学科とも国際性の強い研究分野であることから、海外の大学との連携や研究交流はより一層の推進、活発化が求められる。そのため、国際観光学科では新たに英国等ヨーロッパの大学との提携を計画中であり、国際地域学科も今後、アフリカや中南米地域等新たな連携先を開拓し、海外拠点の拡大とそのグローバル化を推進していく必要がある。

### （教育研究組織単位間の研究上の連携）

国際地域学部が所在する板倉キャンパスには、大学院国際地域学研究科（国際地域学専攻及び国際観光学専攻）の他、大学の附属研究所である地域活性化研究所があり、さらにオープン・リサーチ・センターとして設置された国際共生社会研究センターが研究活動を行っている。国際地域学部教員の多くは大学院、地域活性化研究所及び大学附属の他の研究所（アジア文化研究所等）、オープン・リサーチ・センターの研究員を同時に兼ねており、研究活動に当たって相互に緊密な連携を図るとともに、研究成果が学部の教育研究にも十分に還元されるような体制作りをめざしている。

既に各研究所等との連携で多くの成果が得られているが、その極一例を示せば、国際地域学科教員の多数が参加して進められている国際共生社会研究センターの研究活動で得られた成果については、国際地域学科、国際地域学研究科双方の講義と研究指導に広く活用されており、特に出版された2点の図書（『環境共生社会学』平成16年、『国際環境共生学』平成17年 朝倉書店）は、教員が学部教育においてテキストとして活用している。また観光の分野では、地域活性化研究所で進められている「北東アジア観光の基盤ソフト研究」のプロジェクトに、国際観光学科に所属する多くの教員が参画、かつ研究の主導的な役割を担っており、国際観光学科と研究所の研究活動は表裏一体、有機的に結びついたものとなっている。またその成果は国際観光学科での授業、演習の場において活かされている。

現在のところ、地理的近接性もあり、国際共生社会研究センターや地域活性化研究所との間での連携が主になっており、その他の研究所との交流は、個々の教員レベルの活動に留まっている。今後は、他のキャンパスに設けられている各研究所と国際地域学部間での研究交流や共同研究等も活発化させていく必要がある。大学共同利用機関等は、教員個人が参加する形になっており、学部全体としての参加はしていないが、学際的な性格の強い国際地域学の確立・発展を期するためには、学内に留まることなくそうした機関との学部・学科レベルでの連携や交流も必要である。そのため、共同研究への参加等各教員が積極的に学外研究機関と接触、交流を深めるよう引き続き奨励するだけでなく、学部としても外部機関とのジョイントセミナーや合同ワークショップの開催、板倉キャンパスへの学会・研究会合の招地等について毎年度の事業計画案策定のなかで企画・立案していくとともに、客員研究員の相互受け入れ・派遣の実施等についても検討を行う。

## （2）研究環境

### （経常的な研究条件の整備）

国際地域学部では国際地域学という新しい学問分野の構築に挑戦していることから、各教員の研究活動を十分に支援、サポートできる質の高い研究環境の整備・提供を目指している。

個人研究費は、大学から教員経費として配分される予算から支出されており、共通図書費等を差し引くと、1人あたりの配分額は48万9千円である。個人研究費は、図書資料費、研究旅費（含海外旅費）、学会費、消耗品費等から構成され、個人の研究活動がこれで賄わ

れている。前回の相互評価申請時（平成9年）に、「学部により研究業績の乏しい教員が見受けられるので、研究費・研究旅費の充実を図るとともに、研究活動の一層の活性化が望まれる」との助言がなされたが、国際地域学部教員の研究業績は、論文発表件数や既存の学会での活動だけにとどまらず、新規学会の立ち上げや新しい学問手法開拓への挑戦、地域社会との積極的な連携等、非常に幅広い奥行き深いものとなっており、新たな学問分野の構築という学部の目標に添った適切なものといえる。また研究費の制度についても、研究費、研究旅費等費目間の配分は各教員の研究スタイルや研究テーマ、学問特性に対応できるよう柔軟なシステムがとられている。もともと、国際地域学部の性格上、普段から教員の海外研究等は非常に多くなっている。しかも最近では、学生を対象とするフィールドワーク活動も増加しつつあり、教育・研究活動の水準を維持していくためには、今後研究旅費の相当の増額が必要である。学部の事業として実施されるフィールドワーク活動に伴う教員の旅費については、例えば教員全体の旅費枠から一定額をプールし確保する等の措置についても検討したい。

学部の全教員には1人一部屋の研究室が提供されており（大学基礎データ「表35」参照）、各研究室にはワークデスク、書架などの備品に加えて、Windows-XPをOSとして搭載したデスクトップ・コンピュータ等所要のOA機器等も整備されている。

教員の受け持つ授業数は、週5コマ（大学院担当者は大学院と併せて6コマ）を目標として授業時間数が調整され（出校日は週3日）、研究活動に充てる時間が不足しないよう配慮されている。しかし、板倉キャンパスが都心から遠隔の地にあるため、資料の収集や学会への参加等で不便を強いられることも多い。そのため各種委員会の開催日を木曜日に集中させ、あるいはメール会議方式を活用する等、各教員は研究のための時間捻出に工夫しているが、将来的には、開講科目数の合理化策等を検討するとともに、学生に対する授業にとどまらず、学部運営のための会議等においてもサテライトや学内の情報ネットワークシステムの活用を考慮していきたい。

国際地域学部では学際性、国際性の高い研究分野を対象としており、研究水準の質を維持・向上させるため、各教員に十分な研修機会が与えられるよう制度の整備に取り組んでいる。具体的な施策として、平成17年度より本学国際交流センターが実施している交換研究員制度を利用し、中堅クラスの教員を毎年1名海外の研究機関に派遣している。

しかし、制度発足から日が浅いことや、授業に与える影響もあり、所属教員数に比して派遣される人数は少なく、派遣教員の担当科目を代わって担当する他教員の負担も重くなっている。今後は、各学科毎年最低一人は必ず国内外に派遣できるようにすることを当面の目標とし、派遣期間中は非常勤講師の活用を図る等、他の教員への負担軽減に一層の配慮をするほか、中堅教員以外の教員であっても、一定の勤務年数を経ている者には在職中最低一回程度はサバティカルが与えられるよう制度を発展拡充させていきたい。

国際地域学部の研究費は、①個人に配分される研究費（個人研究費）と、②共同目的に費消される研究費（共同研究費）に配分する形で運用している。共同研究費の項目としては、賛助会員費用（アジア経済研究所ならびにJTB）、教員の共通の利用に供される図書資料費ならびに学部紀要印刷製本費等がある。これらについては、例年ゼロベースで査定を行い、支出の適否と金額につき討議のうえ決定している。

ただ、現状では学部における研究水準の向上を図るうえで、共同研究費の制度が十分に活かされていない嫌いがある。そのため今後、学部としての研究プロジェクトを立ち上げる際に、併せて共同研究費の利活用の方法についても考慮する必要がある。

#### **(競争的な研究環境創出のための措置)**

国際地域学部では、積極的に研究助成金の応募・申請を行い、採択に繋がるような独創性の高い研究テーマに取り組むよう各教員に督励している。国際地域学部教員による科学研究費補助金等研究助成金の申請とその採択状況は、平成15年度9件中2件、平成16年度19件中4件、平成17年度14件中1件となっており(大学基礎データ「表33」参照)、本学と同等規模の他大学等と比較した場合、必ずしも高い採択率を示しているわけではない。研究水準の向上を図るとともに、今後さらなる申請・採択件数の増加に努めるため、引き続き各教員に対して研究助成金申請に積極的に応募するよう強く奨励するとともに、例えば学部主導の下に、分野の異なる複数の教員が参加する共同研究プロジェクトの立ち上げ等についても検討を開始する。申請のための必要書類作成にかなりの時間や手間を要することへの忌避や、記入要領の不知等も教員の応募を消極的とさせる一因となっている。そこで、事務当局との連携を密にし、相談会の前倒し、複数回実施や、年間を通して応募に関する各種相談や手続き事項全般について各教員をサポートする体制の整備に取り組み、研究助成金申請に向けた環境を醸成し、併せて数年に1度は全教員が最低1回は申請応募することを学部共通の目標に設定することとする。

研究費の効率的な執行にはこれまで十分に留意してきたが、大学院とも調整し、研究費をより効率的に執行できる方途について検討を始めたい。基盤的経費としての個人研究費に加え、多様な成果を生み出すため、学内に設けられている競争的研究資金である「特別研究」及び「井上円了記念研究助成金」も積極的に活用する必要がある。教員評価、学部運営への貢献度などを踏まえ、研究費の傾斜配分のシステムを取り入れつつある。

国際地域学部の場合、各教員は大学附属研究所や大学院と連携を図りつつ日々研究を進めており、研究活動の弾力性は担保されているが、学際的な「国際地域学」の構築を学部の大きな目標に掲げていることから、今後教員間の共同研究を進めていく上で、全学の取り組み状況も勘案しつつ、流動研究や大部門化等研究組織の弾力化のための措置についても積極的に検討していきたい。

#### **(研究上の成果の公表、発信・受信等)**

課題追求型で、かつ社会的ニーズに応える得る研究の推進を学部の目標に掲げているため、研究の成果はこれを積極的に関係諸機関や地元で公表、還元するように努力している。研究成果の公表としては、毎年、『国際地域学研究』及び『観光学研究』を国内外の大学、研究機関等に送付している。一方、国内外の国内外の大学、研究機関より紀要等の送付を受け、図書館に所蔵して教育研究の用に供している。

また国際地域学部の教員の研究上の成果の公表、発信・受信等のため学会等における発表のための旅費を確保している。このほか、平成17年から学部のホームページ上にバックナンバーも含めて『国際地域学研究』『観光学研究』を掲載し、国際地域学部の研究動向

を社会全般に発信するとともに、その成果を広く外部の者の閲覧、研究の用に供している。

研究成果の発信に関して、これまで紀要の配布はともすれば大学間交流の一環として実施されるにとどまり、国際地域学という新たな学問分野に対する社会的な認知と評価を得るための重要な手段という認識が弱かった。そのため、国内外における紀要配布先の再検討や拡大について逐次検討を始めるとともに、海外への発信力を高めるため、教員に対し欧文での原稿執筆を督促するほか、発信のための旅費の増額やホームページ充実（欧文版の整備等）のための予算措置も講じていきたい。受信面に関しては、他大学等から多くの研究成果が送られてくるものの、現状ではそれら刊行物等が各教員の日々の研究活動や学部での授業に必ずしも効果的に利活用されていないという問題がある。今後は、他大学等から送られてくる膨大な研究成果を各教員がそれぞれの研究にリアルタイム、かつ集中的に活用できるよう、例えば新着情報の回覧や閲覧スペースの設置等工夫を重ねたい。

このほかにも、研究成果を社会に発信する場として、生涯学習センターによる事業の一環として板倉キャンパスでは毎年学術講演会、市民大学講座などを開催しており、国際地域学部教員が積極的に参加し、研究成果の一端を地元住民等に披瀝し、好評を博している。また平成18年度は、例年ベースの企画に加え、学部創立十周年の記念事業としても、学術講演会やシンポジウムの実施を検討している。しかし、過去の実績を見ると、都心から遠いという立地条件や交通手段の利便性の問題から、キャンパス周辺以外の地域から広く聴衆を集めるという面では必ずしも成功していない。

今後は、引き続き、機会を捉えて発信の増加とその定例化に努めるだけでなく、それと同時に広く関東一円を対象としたPR等を積極的に行い、あるいは時宜にかなった講演テーマの設定に配慮することによって、多様な地域、幅広い年齢層から極力多くの聴衆者を招致できるような取り組みが必要である。さらに将来的には、発信受信双方の情報を集約し、国際地域学に関するデータベース化に取り組み、当該分野に関するわが国における知のシンクタンク、情報拠点をめざしたい。

#### （倫理面からの研究条件の整備）

国際地域学部は医療や遺伝子組換え等の研究、動物実験等を行っておらず、本項目の検討対象となる研究活動には該当しない。

最後に評価と改善方策についてまとめると、国際地域学部は設置後9年を経過しただけで未だ日が浅いが、これまでの逐年努力によって一定水準の研究体制は概ね整備されたといえる。そうした取り組みの成果として、国際地域学に対する社会の認知、評価も相当程度高まってきたものと自負しており、また観光学においても、引き続きわが国における観光学の枢要な発信拠点としての機能を果たしている。

しかし、グローバルな視野と国際性を持った研究活動が求められる反面、板倉キャンパスが都心から遠隔の地にあるという大きなハンディを背負っていることも事実であり、加えて研究費がほぼ横ばい状態であること等のため、国内外の研究者の招聘や交流には困難が伴っている。また学際性の高い学部で各教員の研究分野が非常に多岐にわたることもあ



り、学部としての凝集性を高めるような共同研究への取り組みに不活発な面があることも否めない。

そのため、こうした問題を克服するとともに、新たな学問体系としての国際地域学の確立という目標を実現するための方途として、今後、経費面での充実に加え、例えば交換研究員の枠の拡大や海外からの客員研究員の招聘、国際交流会館の建設、板倉キャンパスにおける国際セミナー、シンポジウムの積極的実施等の施策により、研究交流の一層の活発化と国内外への発信機会の増加に取り組んでいきたい。

## 八. 生命科学部

東洋大学の教育理念を現代の社会に具現化するための5つの目標の一つである「高水準、かつ特色ある研究拠点となる」を踏まえて、多種多様な専門領域を有する教員が学際的に生命科学の各分野で研究を行っている。これら最新の研究成果を学生にフィードバックすることで創造的思考能力を育成し、また生命現象の身近な実体験により倫理観を養うなど、生命科学部における研究活動は教育目標を達成するための実践教育活動の場となっている。研究活動を行う上で競争的研究資金の獲得や研究設備の充実などを積極的に行い、研究成果を学会等において公表することにより、質の高い研究活動を行なえる研究体制の構築および研究環境の整備を達成目標としている。

### (1) 研究活動

#### (研究活動)

生命科学部では教員は常に研究成果を公表し、社会貢献を行なうことを念頭において研究活動を実施しており、学術論文あるいは学会発表を継続的に行うことを目標としている。学部卒業研究ならびに大学院生命科学研究科での研究活動を通じ、平成13(2001)年から平成17(2005)年の5年間で、大学基礎データ「表24」に示すとおり、査読付き国際英文専門誌に168報、和文専門誌に44報の成果を公表した。また50以上の発表が海外で行なわれた国際学会でなされ、国内学会での発表は300件を超えている(報告数は延べ数)。また単に学術論文のみならず、社会的貢献度の高い特許性を有する成果も多く、特許出願件数も平成16(2004)年度4件、平成17(2005)年度6件となっている(大学基礎データ「表27」参照)。これらの結果は、研究活動の活性化という点において研究面での学部としての責務を果たしているものと考えられる。

生命科学部に所属する各教員の学会等での活動状況は同じく大学基礎データ「表24」の通りである。多くの教員が評議員、代議員、幹事として学会の運営に貢献し、編集委員として学術雑誌や学会刊行物の出版に関わっている。また委員などとして財団や公的機関に助言を与える立場にある教員もいる。生命科学部と関係の深い学会などで多くの教員が活発に研究発表を行い、学会運営にも積極的に関与していることから、本学の目標である「高

水準、かつ特色ある研究拠点となる」、「社会の要請に創造的に応える」並びに生命科学部の理念・目的に応えたものとなっている。

研究活動のうち、生命科学部ならびに大学院生命科学研究科において特筆すべきテーマとして、文部科学省の「平成 15 年度私立大学産学連携研究推進事業」に採択された「植物の健全育成モニタリングシステム開発プロジェクト」および東洋大学工学部との共同プロジェクトとして「平成 15 年度文部科学省 21 世紀 COE プログラム」に採択された「バイオ科学とナノテクノロジーの融合研究」ならびに「埼玉県地域結集型共同研究事業」に採択された「埼玉バイオプロジェクト（高速分子進化）」が挙げられる。「植物の健全育成モニタリングシステム開発プロジェクト」は大学院生命科学研究科植物機能研究センターによって企画・立案されたものであり、また、後者 2 件は東洋大学大学院工学研究科との共同プロジェクトである。前者は、植物が有する機能に着目しその育成を科学的に評価するものであり、また後者 2 件は、極限環境微生物の特異的機能をナノテクノロジーと融合させるものである。このため生命科学部においても、人材・設備・研究資金など様々な点で、3 プロジェクトの推進に積極的に貢献している。現在のプロジェクトの研究期間終了に対応した新規のプロジェクトの提案を今後とも継続的に実施してゆく。

これらプロジェクト研究以外にも、各教員が関東地方の産官学機関を中心に、多くの産業界、公立機関（法人を含む）、大学の研究者と積極的に連携をとることで、効率的に研究活動を行っている。過去 5 年間における共同研究機関名の抜粋を以下に示す。

民間企業：クミアイ化学、正田醤油、日立プラント建設など 13 社

公的機関：大阪府立食とみどりの総合技術センター、神奈川県農業総合研究所、  
埼玉県地域結集型共同研究事業、群馬県産業技術センター、  
群馬県産業支援機構、群馬県農業技術センター、  
千葉県農業総合研究センター、栃木県農業試験場

財団法人：東京都医学研究機構、日本きのこ研究所

独立行政法人：海洋研究開発機構、中央農業研究所、農業環境技術研究所、  
理化学研究所

大 学：関東学院大学、筑波大学、東京大学など 17 大学

#### （研究における国際連携）

国外の研究者・研究所との共同研究については、各教員が個別で行っており、生命科学部としては行っていない。上述した 21 世紀 COE プログラムでは、University of Brighton、Florida State University、University of Cambridge、University of Montana など、4 カ国 9 大学／研究所と国際共同研究を行っている。学部としての海外研究拠点は、これまでのところ設置していない。

#### （教育研究組織単位間の研究上の連携）

生命科学部には 20 名の専任教員が在籍し、このうち 16 名が大学院生命科学研究科にも所属し、学生の教育・研究指導に当たっている。生命科学研究科には「植物機能研究センター」が設置されており、平成 18（2006）年度は専任教員のうち 6 名がこれに参画して

いる。また東洋大学附属の地域活性化研究所に 11 名が、工業技術研究所には 14 名が所属し、他学部教員との連携による研究活動を行っている。ハイテク・リサーチ・センター整備事業として設置されているバイオ・ナノエレクトロニクス研究センターには 5 名が参画している。植物機能研究センターは、生命科学部がある板倉キャンパス内に併設されている。一方、工業技術研究所ならびにバイオ・ナノエレクトロニクス研究センターは川越キャンパス内に設置されており、人的交流や大型研究機器の利用においては不便である。

## (2) 研究環境

### (経常的な研究条件の整備)

生命科学部教員の個別の経常的研究費として、教員経費（教授 1 名当たり 730 千円、助教授 1 名当たり 675 千円、講師 1 名当たり 625 千円）、および教育研究用機器備品費（教員 1 名当たり 800 千円）が支給されている。これらの経費の支給額はこの 5 年間で変化はない。なお、教員経費には学部等研究成果刊行費 1,060 千円（総額）および学会出張費および海外研究費が含まれている。これらの研究費は、年度初めに各教員が作成する予算執行計画書に基づいて執行している。従来は、予算執行計画の年度途中での変更は認められていなかったが、平成 17（2005）年度より、年度途中での執行計画の変更や予算の一部を次年度へ繰り越すことが認められるなど、予算執行に弾力性を持たせ、より効率的に執行できる制度が導入されている。しかし、これらの金額は、実験を主体とした理系の経常的教育研究費としては十分な額とはいえ、外部資金の獲得が重要な課題となっている。

研究室については、各教員に平均 21m<sup>2</sup> の居室が、講義等の準備や研究に従事する学生の指導のために与えられている（大学基礎データ「表 35」参照）。その他、ゼミ単位での教育指導に対応するための、学部共通のセミナー室（21m<sup>2</sup>）が 2 部屋準備されており、教員個人の研究スペースとしては、十分に整備されている。

各教員の研究活動に必要な研修機会の確保に関しては、制度として「東洋大学海外特別研究員規程」ならびに「東洋大学国内特別研究員規程」が整備されている。

また、教員の研究時間の確保に関して、講義および教授会等の各種委員会以外は、研究ならびに学生の研究指導に当てることができることが服務規程に記載されており、教員の研究時間に関する自由度は高い。しかしながら、生命科学部は専任教員数が 20 名であり、それぞれの教員が講義および学生実習が学部学生の教育のために割り当てられ、各教員の専門分野を生かしたカリキュラム編成を特徴としているため、実質的に長期の留学は不可能である。そのため、生命科学部開設以来、留学等、長期研修を行った教員はいない。また、短期研修についても、講義の関係上、学生の夏季休暇期のみに限られている。今後、教員の長期研修が可能となるべく、研修中の教員の講義を他の教員や非常勤講師に変更するための規則を学部内で整備することを検討する。

共同研究費の制度化については、学部全体の予算規模が大きくないために制度としては導入されていない。生命科学部は学科目制を敷いているが、関連する分野での合同ゼミの開催や共同研究などを行うことにより、教員個人レベルでの研究費の共通化等も行われている。機器備品の購入についても同様に教員個人レベルでの共通化は行われている。

### (競争的な研究環境創出のための措置)

競争的な研究環境創出のための措置に関しては、学内共同研究費として、東洋大学では特別研究助成金、井上円了記念研究助成金などが設けられている。一方、学外からの研究資金の導入については、生命科学部教員の約半数が「植物の健全育成モニタリングシステム開発プロジェクト」および「21世紀COEプログラム」などの構成メンバーであることから、それらの研究費が主なものとなっている。科学研究費補助金への新規応募件数(大学基礎データ「表33」参照)は平成17(2005)年度10件、平成18(2006)年度8件であり、平成18(2006)年度の採択状況は、新規、継続あわせて7件となっている。その他、民間からの競争的研究資金、奨学寄付金、受託研究費、共同研究費も得ているが、民間からの研究資金の総額は平成17(2005)年度実績で17,865千円である。学内外からの研究助成金への申請に関する情報は、電子メールや掲示、印刷物等の形で適切に配布されているが、これら各種助成金への申請件数を増やすことが重要である。なお、施設整備については、文部科学省私立学校施設整備費補助金(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費)に、「機能分子及び環境汚染化合物構造解析システム(平成14(2002)年度:補助額24,990千円)」、「細胞内タンパク質解析システム(平成15(2003)年度:補助額49,896千円)」が採択されたほか、生命科学部研究科として、「細胞機能測定システム(平成16(2004)年度:補助額21,149千円)」、「植物と微生物の共生および環境応答解析システム(平成16(2004)年度:補助額21,525千円)」、「生体構造機能解析システム(平成17(2005)年度:補助額33,599千円)」が採択されている。また、生命科学部研究科においては、平成15(2003)年度より5カ年計画で、文部科学省学術研究高度化推進事業私立大学産学連携研究推進事業(社会連携研究推進事業に名称変更)「植物の健全育成モニタリングシステム開発プロジェクト(研究施設250,000千円、研究装置244,650千円、研究費207,000千円)」が採択されており、これらの施設・機器は学部教育・研究や大学院における研究のために運用されている。このように、毎年のように最新鋭の研究設備が整備されており、研究環境面において充実が図られている。

一方、これら大型機器の効率的運用には定期的メンテナンスが必要となるが、現在は学部学生実験実習費の一部を保守・修繕費としてこれに充てている。しかし、使用頻度の増大や経年劣化に伴ってこれらのメンテナンス費が増大し、今後学部・大学院の研究費を圧迫することが懸念されることから、大学側にメンテナンス費用を申請するなど、対策を講じる必要がある。

学内のデュアルサポートシステムとしては、特別研究、井上円了記念研究助成金が設けられており、共に学内規程に則って毎年、募集・審査が行われている。生命科学部では、毎年複数の教員がこれらの助成金に応募しており、平成18(2006)年度は、特別研究に3件(新規2件、継続1件)、井上円了記念助成金に新規1件が採択されている。

オープン・ラボ等の流動研究部門・設備の設置に関しては、研究スペースがないため、検討していない。また、「大部門化」等の研究組織の弾力化については検討していないが、研究テーマに応じての教員間の共同研究が様々な形で進行しており、実質的な研究組織の弾力化は行われている。また、他学部や企業との連携についても、各教員が個別に行って

いるほか、バイオ・ナノエレクトロニクス研究センターや植物機能研究センターなどを通じて、活発に行われている。現在教員が個別に対応している外部組織との共同研究の申し込みや活動状況についてとりまとめ、ホームページ等を通じて外部に発信することにより、研究室間や他学部、企業との連携がより活発となるよう努力していく必要がある。

#### (研究上の成果の公表、発信・受信等)

研究論文・研究成果の公表については、各教員個人の研究費の中で行われており、学部としてこれを支援する制度はない。学部全体の年度ごとの成果の集計・公表については、教員経費に含まれる学部等研究成果刊行費を使用して、毎年『生命科学-Life Sciences』が刊行されている。

国内外の大学・研究機関の研究成果の発信・受信に関しては、東洋大学附属図書館を通じて OPAC、Web of Science、SciFinder Scholar などのさまざまなデータベースや Science Direct、Academic Search Premier、Springer 社などの電子ジャーナルの利用が可能となっている。これらのサービスは各教員研究室で検索・閲覧が可能であり、利便性が高い。

#### (倫理面からの研究条件の整備)

生命倫理面から自制が求められる研究については、これまで生命科学部では実験の企画・遂行を行っていない。従って関連する学内倫理委員会や指針等の策定は行われていない。現在、これらの諸問題について検討を開始しており、平成 18 (2006) 年度以降、生命倫理に関与する研究に対する指針並びに生命倫理教育プログラムの策定が行われる予定である。

遺伝子組換え実験に関しては、法令に基づいて生命科学部内、およびその上部組織として学内に遺伝子組換え実験等安全委員会を設置し、適宜開催している。

生命科学部は、10 年前の開学当初より、社会の発展に生命科学分野から貢献できる有能な人材を輩出すべく、特に極限環境微生物分野と植物分野を中心として、様々な教育・研究活動を行ってきた。当初は学部学生の教育や大学院の設置に重点が置かれ、十分な研究を行う状況とは言い難かったが、文部科学省私立学校施設整備費補助金などによる多くの大型機器の導入や、科学研究費補助金をはじめとした各種外部資金の獲得を通じて、高度な研究の遂行が可能となり、過去 5 年間で教員 1 名当たり 10 報の学術論文の公表や 17 件以上の学会発表という成果をあげた。また、「私立大学産学連携研究推進事業」、「文部科学省 21 世紀 COE プログラム」などの大型プロジェクトに採択されることによって、極限環境微生物および植物という生命科学部における主要な研究分野において、それぞれ高水準かつ特色ある研究拠点の形成に至っており、ともすれば教育活動にのみ重点を置きがちな私立大学の中で、十分な成果を上げている。以上のことから、研究活動を行う上で競争的研究資金の獲得や研究設備の充実などを積極的に行い、研究成果を学会等において公表することにより、質の高い研究活動を行える研究体制の構築および研究環境の整備については達成しているものと思われる。

## 九. ライフデザイン学部

教員の多様な研究分野を包括し、個々の研究分野に的確な位置づけを与えるために、理念的な枠組みとして「ライフデザイン学」の構築をめざしたい。これは豊富な学問分野にまたがる人的資源を有した総合大学ならではの試みであり、そのような利点を生かして、多様化する社会の要請に応えることのできる創造性に満ちた新たな学問分野の開拓を目標とする。さらに、そのための研究拠点となる研究所の設置をめざして鋭意検討を重ねたい。

### (1) 研究活動

#### (研究活動)

ライフデザイン学部は、生活支援学科、健康スポーツ学科、人間環境デザイン学科の3学科により構成されており、各分野において広範な研究活動が行われている。

生活支援学科は、社会福祉学に基盤を置きながら、超高齢化社会における介護福祉、精神保健福祉に幅広く活躍できる人材の育成、ならびに少子社会における児童教育の専門的な人材の育成をめざしている。研究分野は、社会福祉学（障害者福祉、精神保健福祉、地域福祉、児童福祉などの各専門分野）、介護学、ケアマネジメント研究、教育学、音楽教育、保育学、教育心理学、精神医学、精神保健学、医療社会学などがある。

健康スポーツ学科は、科学的・理論的な根拠にもとづき、個々人に適した身体活動・スポーツを介する身体活動能力の確保や健康の維持増進を実現するための人材の育成をめざしている。そのために教員の研究・教育活動においては、既存の体育系大学・学部よりも広い視点からのアプローチをめざしている。研究分野は、健康科学、医学、精神医学、解剖学、運動生理学、運動生化学、体力学、運動学、スポーツ史、スポーツ人類学、民俗学、レクリエーション研究、リハビリテーション研究などがある。

平成18(2006)年度からスタートした人間環境デザイン学科は、工学的な分野のみならずデザインを中心とした表現分野も含む研究領域が特徴となっており、「環境デザイン」「生活支援デザイン」「プロダクトデザイン」の3コースを軸に、質の高い技術、快適な建築、環境、製品のデザインを教育し、社会に貢献できる人材を育てることを目標とし、その研究活動が期待されている。研究分野は、建築意匠、建築史、建築計画、生活空間計画、ユニバーサルデザイン、ロボット工学、リハビリテーション工学、メカトロニクス、建築構法計画学、住居学、住宅計画、生活支援工学、リハビリテーション工学、福祉工学、プロダクトデザイン、プロダクトマネジメント、インターフェイスデザイン、情報デザインなどがある。

以上の専門分野のみならず、学生の基礎的学力と幅広い教養を育てるために多彩な一般教養的科目が開設されており、それに携わる教員の研究分野は、言語学、言語哲学、英語学、英語教育学、西洋哲学、東洋哲学、比較宗教学、宗教社会学、家族社会学、世代論研

究、スピリチュアリティ研究、異文化間コミュニケーション研究、文学研究などがある。

平成 18 (2006) 年度における教員数は 42 名で、国内外の学会への参加も積極的に進められている。完成年度 (平成 21 年度) に向けて教員数も増加するので、その研究領域もさらに拡大するであろうし、研究者間の連携も期待されている。

平成 17 (2005) 年度における、教員の著書、論文など研究成果発表は著書 (単・共著) 発行数 36 件、学術論文 52 件、学会発表 30 件、その他 42 件である。教員の研究分野によっては著書や論文の件数として数量化できないものも少なくないが、学会誌や学部紀要については、教授会や紀要編集委員会を通し、さらには教員相互においてもより一層の投稿を喚起・奨励している。また学部内で実施している共同研究についての中間報告、最終報告等の成果については学部紀要への投稿が義務づけられている。

平成 18 (2006) 年度においては、科学研究費補助金を得て行なわれる研究は研究代表者として 8 件、企業からの奨学金を得て行なわれる研究が 1 件、受託研究が 1 件、厚生労働科学研究費補助金が 2 件、東洋大学の井上円了記念研究助成金が 3 件、特別研究が 1 件採択され進められている。

研究助成を得て行われる研究の具体的な内容については、次の通りライフデザイン学部の特徴である、総合的・学際的な福祉領域を中心とする研究が展開されている。

科学研究費補助金による研究においては、身体・知的・精神障害者の地域福祉における資料収集・団体調査・国際比較、訪問介護事業所の運営管理、夜間訪問介護の現状等についてのアンケート調査等の福祉社会関連研究を中心に展開されている。

厚生労働省科学研究費補助金による研究では、国の基本方針である「精神医療の改革ビジョン」に示された精神医療の透明性の向上などについて調査する研究をはじめ、精神科救急医療についての研究が実施されている。

企業の奨学寄附金による研究としては、中国サッシ・カーテンウォール市場研究に関するヒアリング調査、工場・現場調査、受託研究としては群馬県内の市町村へのケアマネジメント支援の他、障害者相談支援体制の充実等への助言指導が進められている。

井上円了記念研究助成金による研究としては、韓国での疾病等による外貌損傷者へのサポートネットワークに関する研究、および民間医療健康思想研究について、現地でのフィールド調査が行われる。特別研究においては、重度身体障害者の孤独感と障害受容の関係に関する研究、虚弱高齢者の生活機能改善を目的としたセルフケアプログラムの検討、ユニバーサルデザインの視点からみた避難経路、避難所の整備に関する調査研究等、3 学科各分野の特徴的研究が展開されている。

ライフデザイン学部の教員が参加している特筆すべき研究分野の活動として、平成 14 (2002) 年度より行われている東洋大学特別研究プロジェクト「ユニバーサルデザイン教育手法の開発に関する研究」が継続して行なわれている。中国、韓国のユニバーサルデザイン研究者との国際シンポジウム (北京、ソウル) の開催も予定されている。

平成 18 (2006) 年度から開設された人間環境デザイン学科においては、その研究活動の特徴として著書、論文に加え展覧会、個展や評論、講演、審査員などの活動も含まれていることが挙げられるため、今後、多様な発表活動が期待される。

研究助成を得て行なわれる研究プログラムとしては、学部内プロジェクト研究の制度が

作られており、学科の枠を越えた学際的テーマの研究が進行中である。具体的なプロジェクト研究のテーマとして、「認知症高齢者がリクリエーションを介して得られる心理面の質的効果」「児童虐待ケースの親へのケアに関する総合的研究」「韓国における患者支援組織の現状と動向」「ライフデザイン学部の国際間学術・教育交流にむけての調査・研究」などがあげられる。

今後は、ライフデザイン学部全体の中で、生活支援学科、健康スポーツ学科、人間環境デザイン学科の教員によるさまざまな研究分野との連携や共同研究が望まれる。その基盤を整えるためにも、上記のようなプロジェクト研究をより多方面において展開していくことが具体的な課題である。そのために研究活動の状況について調整するための研究推進委員会が設置されている。

### （研究における国際連携）

ライフデザイン学部は、平成 18（2006）年 1 月 24 日に大韓民国平澤（ピョンテク）市に本部を置く韓日福祉経営協議会と学術交流を目的とした連携を結ぶ旨の調印式を行なった。これにより、学部全体にまたがる規模で教員の学術研究における国際連携の可能性が開かれることになった。

現状ではライフデザイン学研究へ向けての海外研究拠点の設置は行なわれていないが、教員の多様な研究領域を反映させた国際的な共同研究へのより一層の参加が将来の課題である。それを推進するための海外研究拠点の設置を検討している。そのための具体的な準備の取り組みとして、以下のような試みが進行中である。

生活支援学科では、高齢者施設に関する国際的な共同研究がスウェーデンの研究者との間で進められており、平成 17（2005）年度も継続的に情報交換が行なわれた。健康スポーツ学科では、スポーツ人類学・民族学の分野でミャンマーならびに大韓民国の研究者との共同研究が実現している。人間環境デザイン学科では、中国北京理工大学、韓国建国大学との間でバリアフリー、ユニバーサルデザインに関する研究情報交流が平成 18（2006）年度に開催される予定である。また、平成 17（2005）年度から海外（スウェーデン、中国・上海）を調査対象とした個人研究がいくつか進行中である。これらの研究では現在、現地との緊密な関係が築かれつつあり、その成果は将来的な国際共同研究への発展が期待される。

大韓民国の韓日福祉経営協議会と学術交流を目的とした連携のための調印が行なわれたのを反映して、平成 17（2005）年度は、学部プロジェクト研究の一つとして「日韓の健康・死生観に関する比較研究」が採択された。当該研究は、日韓両国民の伝統的な健康に関する意識や生きがい、先祖祭祀を含む死生観が、急速な社会変動とともにどう変わろうとしているのかを意識面と実践面から調査分析することを目的としており、そのための第 1 回現地調査を大韓民国で行なうことができた。同じく学部プロジェクト研究とし「韓国における患者支援組織の現状と動向—重症熱傷体験者団体の提供する生活支援システムとその運用について」も大韓民国の研究者との間で実現している。

現在、ライフデザイン学部で用意されている個人研究費だけでは、国際連携を考慮した研究活動を行なうには不十分である。教員個人による科学研究費補助金の獲得や企業・自治体などの外部団体からの研究助成金の獲得なども積極的に行なわれてはいるが、学内でのサポート・シス



テムが十分に機能するよう考慮しなければならない。

教員の多様な研究領域を反映させた国際的な共同研究へのより一層の参加が将来の課題である。それを推進するための海外研究拠点の設置については、物理的な研究拠点を持つということではなく、韓日福祉経営協議会や大学との連携にみられるように大韓民国との交流をベースに、さらには中国・台湾およびフィリピンとの学术交流を促進することによって、今後東アジアにおける学术交流上で築く海外での研究機関との関係を研究拠点と位置づけ、その拠点づくりを国際交流委員会を中心にすすめる予定である。

### （教育研究組織単位間の研究上の連携）

ライフデザイン学部は既存の学問領域の枠を超えて、超高齢化・少子化をはじめとする社会の新たな要請に応えるために、福祉、保育、教育、医学、保健、心理、工学、建築、社会、哲学、文学等、広範な学問分野に専門的に携わる教員によって組織されている。こうした特徴を生かし、総合的な学であるライフデザイン学を発展、深化させていくことを目指している。

具体的には、初年度より研究分野を異にする教員が学科の枠組みを越えてプロジェクト研究に参加し、学際的な研究に着手したところである。また平成 18（2006）年 4 月より大学院福祉社会デザイン研究科のうちヒューマンデザイン専攻が朝霞地区に於いて設置されている。学部と大学院は相互に協力しつつ、ライフデザイン学の発展に寄与すべきものである。しかし学部、大学院とも設置後間もない時期であり、研究上の連携体制については完成年次を目途に整備途上にある。

専門諸科学の粋を集めてライフデザイン学を発展させるためには、専門領域を異にする教員相互の専門領域に関する相互理解が不可欠である。その上で「ライフデザイン学」という包括的な枠組みのもとに、各専門領域の研究者がその専門性を活かしつつ取り組むための適切な課題設定が行われなければならない。こうした課題設定により、個々の教員のライフデザイン学部における研究分野の位置づけが可能となろう。これらは必ずしも容易に成し遂げられるものではなく、教育研究組織単位間の研究上の連携をより一層推進するために緊急に取り組むべき課題である。こうした課題に取り組むための中心的機関として、大学院とも協議し、大学附属の研究所を設置することが現実的課題となる。

さらに現状では大学共同利用機関や学内共同利用施設などとの連携は実現されていないが、今後はその実現へ向けて学部としての可能性や方法について検討されねばならない。具体的な方策の一つとして、学部の枠を超えた研究チームの構成なども考慮した研究所の設置を検討しているが、そこが母体となって他機関との連携をはかることも可能性として考えられよう。

## （2）研究環境

### （経常的な研究条件の整備）

個人研究費は一人あたり 30 万円でその内訳は大きく「研究成果の発表にかかわる経費（研究旅費含む）」「研究成果発表前の活動にかかわる経費（研究調査旅費、資料購入など）」

「研究・教育活動以外の活動」に分けられるが、実験系の研究や海外との共同研究などで必ずしも十分な額とはいえない。そのため、プロジェクト研究による傾斜配分が実施されているが、今後さらに、研究費の運用をより適切なものとするために、学部内での検討を始めている。

教員には個人研究室（約 22 平方メートル）があり、教育研究に必要な機器（パーソナルコンピュータ、プリンタ、アプリケーションなど）、備品（ワークデスク、書棚など）が用意されている。加えて、各学科には共同研究室（約 44 平方メートル）が設置されており、研究者間の共有スペースとして利用することが可能となっている（大学基礎データ「表 35」参照）。なお、人間環境デザイン学科、プロダクトデザインコースの研究室については教育指導の点からやや大きな研究室（約 43 平方メートル）が用意されており、現在 3 名の教員によって共用されている。

学部が新設されて間もないため、教員の研究時間を確保させるための方策、ならびに研究活動に必要な研修機会確保のための方策は、現状では十分に検討されていない。一方で、共同研究費の運用の制度化が学部開設とともに実行され、学部内プロジェクト研究として推進されている（詳細は「競争的な研究環境創出のための措置」の項目参照）。

ライフデザイン学部の教員の研究分野は、人文科学・社会科学・自然科学など多岐にわたっており、重実験系・軽実験系・非実験系の広範囲な領域に及んでいるため、予算・研究スペース等における必要な研究条件は大きく異なっている。

現状では、必ずしも個々の分野ごとの研究条件が反映されているとはいえない。この件についても、今後の検討課題である。

#### （競争的な研究環境創出のための措置）

ライフデザイン学部は発足して間もないため、各教員の前任校・前任研究所などから継続している個人研究・共同研究が多い。科学研究費補助金（大学基礎データ「表 33」参照）については、平成 17（2005）年度は既存の教員分 16 件と平成 18 年度着任予定の教員分 3 件の計 19 件の申請があり、既存教員分 2 件、平成 18 年度着任予定者分 3 件の計 5 件について採択を得た。また、研究成果公表助成は 1 件が採択されている。今後は申請件数、新たに獲得される科学研究費等の件数、外部研究費の総額ともに増加が見込まれる。民間の財団法人の研究助成 1 件、地方自治体による研究助成 1 件の採択があり、これも今後は増加が見込まれよう。

ライフデザイン学部独自の取り組みとして、学部内プロジェクト研究の制度を実施している。教員の研究費割当分から一定額を拠出し、学科を越えた領域でのプロジェクト研究を公募している。平成 17（2005）年度は 8 件の応募があり、8 件とも採択されている。研究経費の総額は 435 万円であり、これは教員研究費予算総額 1,624 万円の約 27 パーセントにあたる。これは研究内容に応じて全体のバランスを考慮した傾斜配分の試みとして評価できよう。

井上円了記念研究助成金への応募は、平成 18（2006）年度は「研究の助成」部門において 5 件の応募があり、うち個人研究 3 件が採択された。

特別研究では平成 17 年度からの継続研究が 1 件（社会学部教員との共同研究）ある。

学部内プロジェクト研究の制度は、様々な領域の研究に携わる教員が、学科の枠を越えて新しい創造的な研究テーマを開拓することを助成するものであり、ライフデザイン学のさまざまな可能性を追求していくうえで重要なきっかけになることが期待されている。

以上の点から、経常的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム（デュアルサポート・システム）が学部内において整備されつつあると評価できよう。ただし、流動的研究部門や流動的研究施設の設置・運用など今後の課題である。

研究領域を学際的規模で拡大し研究組織を弾力化していく、いわば「大部門化」への取り組みとしては、達成目標に掲げた「ライフデザイン学」の構築が学部の大きな目標となっており、その実現にむけて学部をあげて鋭意努力している。

今後、先進的な研究を展開するためには、外部研究費の積極的な導入を行うことが不可避である。学部として科学研究費補助金等、外部研究費の獲得を奨励し、支援する体制を整備、強化することが課題である。

特に、ライフデザイン学部では、教員の研究分野が学際的領域である点を活かせば、比較的規模の大きい、社会的意義の高い共同研究への申請を行うことも不可能ではない。また実践的研究領域であることから企業や自治体などからも、研究助成金を獲得することが期待できる。いずれも今後の課題である。

#### （研究上の成果の公表、発信、受信等）

ライフデザイン学部の教員による研究成果の一部は、所属する学会の研究雑誌において公表されており、教員の研究領域も多岐にわたっている。

人間環境デザイン学科では、学内において平成 18(2006)年度から平成 21(2009)年度まで「人間環境デザインの可能性」と題された開設記念連続シンポジウムが年 4 回計画されている。パネリストは本学科の教員が中心となって構成される予定で、学外にも広く告知が行われる。シンポジウムは研究成果公表の場としての効果に加えて、本学以外の研究者もパネリストとして招聘する予定であるため他大学や企業、組織団体との交流も期待されている。

ライフデザイン学部全体としては、教員の研究成果公表を支援するために、平成 17(2005)年度に『ライフデザイン学研究』創刊号を刊行した。これは審査制度にもとづく学部研究機関誌であり、学部内ならびに学部外の審査員による査読を経たうえで、教員の研究成果の一部を「総説」2 点、「論文」6 点、「研究ノート」3 点に分けて掲載した。関連する研究領域の研究機関に送付し、あわせて送付先の刊行物の交換を依頼した。

学部では教員の研究成果の公表手段として出版の補助を行なっている。上限額は 50 万円であり、平成 17(2005)年度は 1 件の応募ならびに採択があった。

以上の点から、研究成果の公表を支援する措置はすでに適切にはかられていると評価できるが、一方で、国内外の大学や研究機関との間で研究成果を発信・受信する条件の整備は始まったばかりである。

国内外の大学や研究機関へ向けて研究成果を発信するのみならず、受信するうえでの組織的な取り組みをより充実させねばならない。

学部の紀要である『ライフデザイン学研究』は査読による審査制度を採用しているが、学部内と学部外の二重の査読を行なっているため、審査に非常な日数がかかり、その結果

として校正期間が十分に取れないことが問題点としてあげられる。

公表された研究成果を年報としてまとめることにより、教員の研究活動を総覧できるシステムを構築する必要がある。その際に、教員の研究分野によっては必ずしも論文や学会発表の形態で行なわれないものもあるから、必ずしもペーパーのみを重視するのではなく、多様な研究成果の発表形態を許容できる枠組みを設けることも課題である。

特に、人間環境デザイン学科においては、研究論文以外にも、設計、デザインといった芸術表現に関わる研究もその成果として考慮されなければならない。このことは、その評価基準の策定はもちろんであるが、その成果(作品)の発表の場が用意されることが強く要望される。

#### (倫理面からの研究条件の整備)

ライフデザイン学部で研究活動が適正に行われるためには、倫理面から実験・研究の自制が求められる活動や行為に対して規制システムが構築されねばならず、そのための倫理規程の整備が必要である。生命科学部では、教員の研究領域が多岐にわたっているため、調査研究の対象が、個人・集団から地域社会にまで及ぶ場合があり、さらに動物を対象とする場合も想定する必要がある。こうしたことから、学部内での審議機関の開設が必要不可欠との認識のもとに、学部開設と同時に倫理規程作成委員会を組織し、動物実験、人を対象とする研究、地域調査など、さまざまな研究分野に対応しうる学部独自の研究倫理規程の作成を行なっている。

様々な研究分野に対応しうるライフデザイン学部独自の倫理規程を早急に作成することが課題である。その際、作成される倫理規程の内容について、大学院とも調整を図ることが望まれる。また、倫理規程作成後は、それに基づいた研究計画を的確かつ迅速に審査するシステムを構築することが課題となる。

達成目標へ向けて改善するべき点をまとめると以下のようなだろう。

教員の多様な研究分野を包括する理念的な枠組みとして「ライフデザイン学」の構築をめざすにあたり、学部全教員の研究・教育成果を総覧できるシステムを構築する必要がある。そのために研究・教育成果を年報としてまとめるうえで、冊子体あるいはデータ・ファイルなど公表の形式を検討しなければならない。

科学研究費補助金等の学際的研究領域への申請ならびに企業・自治体との連携による実践的研究での研究助成金の獲得をめざして、研究資金の大幅な不足を補う必要がある。

学部の特性として学生の教育環境の整備に多くの時間が費やされているため、教員の日常の研究時間が制約される場合もある。そのような現状に対する改善策も検討事項のひとつである。

今後は、以上の改善点を検討することにより、多様化する社会の要請に応えることのできる創造性のある新たな学問分野の開拓をめざしたい。そのための研究拠点となる大学附属の研究所設置を視野に入れた教員間の積極的な意見交換を、ライフデザイン学部全体で進めていきたい。

## 2. 大学院の研究活動

### 一. 文学研究科

本学大学院研究科においては、全担当教員が学部との兼担であることから、研究科としての固有の活動はごく一部に限られる。教員の研究活動については学部の項目について参照したい。

各専攻では科学研究費補助金、大学内研究所のプロジェクト、学内の諸特別研究プロジェクトなどによる研究に関わっている。

哲学専攻では平成 14～17 年度まで科学研究費（基盤研究（A）（2）課題番号 14201001「大学教育としての哲学教育。その理念と実践。」）による研究を行い、英文学専攻でも学部教員の一部と共同で科学研究費補助金による共同研究を 1 件行っている。

仏教学専攻では全教員が東洋学研究所のプロジェクト、学内の特別研究プロジェクトに参加するほか、中国哲学専攻と協力して、本年度より「東洋大学共生思想研究センター」を運営していくことになっている。

史学専攻では平成 16 年度より 3 カ年計画で、本学の人間科学総合研究所の研究プログラム「共時的・通時的構造から見た地域」に、専任教員全員が参加している。

なお仏教学専攻と中国哲学専攻は平成 18 年度より、東京大学を中心とした巨大な研究プロジェクト「サステナビリティ学連携研究機構」(IR3S)に、協力機関として参加する「東洋大学「エコ・フィロソフィ」学際研究イニシアティブ」(TIEPh)の活動にも関わっていく。

### 二. 社会学研究科

本学大学院研究科においては、全担当教員が学部との兼担教員であることから、研究科としての固有の研究活動はごく一部に限られる。したがって、教員の主要な研究活動については社会学部の当該項目を参照したい。

社会学研究科は、平成 15 年にオープン・リサーチ・センター整備事業の一つと選定され(名称は東洋大学 21 世紀ヒューマン・インタラクション・リサーチ・センター; HIRC21)、2 つのプロジェクトに沿って 5 年間の研究が継続中である。現在、研究科独自の研究活動はこのセンターを中心に行われているので、以下、若干詳しく説明を加える。

HIRC21 には、社会学、社会心理学、心理学、社会情報学、社会福祉学などを専門とする教員 20 名が参加しており（5 名の客員研究員を含む）、(1)現代社会における自我・自己

の様相とその変容（責任者：島崎 哲彦）、(2) 犯罪・非行・災害における加害者・被害（災）者と社会（責任者：安藤 清志）という2つのプロジェクトのもとに研究や啓蒙活動をおこなっている。通常は、各プロジェクト内に研究グループを設け、これらのグループが個別に研究活動を実施している。その成果は、毎年発行される『21世紀ヒューマン・インタラクション・リサーチ・センター研究年報』としてまとめられている。

また、これらの研究活動とは別に、毎年シンポジウムを実施し、学内外の研究者と交流を深めている。これまで、「心身の障害とライフストーリー研究」（平成16年1月）、「地震から地域を守るために：今、地域に問われるものは何か」（平成16年12月）、「意図と責任をめぐる社会的知覚：Dr. Malle を迎えて」（平成17年10月）、「薬害事件における加害・被害関係と社会：研究の到達点と今後の課題」（平成17年11月）が開催された。

特に様々な事件・事故・災害における被害者や被災者の研究は、その成果を社会に広く公開することが重要である。HIRC21ではその一つとして、補助を受けている5年間に2冊の本を出版することを計画し、まず、『現代人のこころのゆくえ：ヒューマン・インタラクションの諸相』が平成17年3月に出版された。現在、この続編を平成19年度中に刊行する準備を進めている。また、一般の人にさらに詳しく成果を知ってもらうために、本学エクステンションセンターが主催する学習講座の一つとして「被害者・被災者と社会：支え合う社会を目指して」を企画、平成17年11、12月に実施された。

また、本学で学会が開催される際には積極的にジョイント企画を立て、成果を巡る研究交流を促進している。初年度は日本社会心理学会の年次大会において、HIRC21企画として4つのワークショップを実施した。平成19年度には日本心理学会第71回大会を本学で開催の予定であるが、センターの最終年度として5年間にわたる研究成果をシンポジウム等において公表する予定である。

以上のように、HIRC21は、社会学研究科教員を中心にして高水準かつ特色のある研究拠点を形成している。このセンターは平成19年度が最終年度となるが、さらに継続申請を試み、社会学研究科の研究活動の柱とする予定である。

また、東洋大学は本年度より、東京大学を中心とするサステナリビリティ学連携研究機構の一翼を担い、「エコ・フィロソフィ」の樹立を目指して3つの研究プログラムが実施に移されている。社会学研究科からはこのプロジェクトに4名が参加しており、国際的な研究に寄与する体制作りが進んでいる。今後とも、「エコ・フィロソフィ」を社会的、心理学的な観点から検討することを通じて研究の活力を高め、同時に、大学院生の教育の場として活用する予定である。

以上のようなプロジェクトの遂行は、教員の研究環境を高めることはもとより、大学院生をリサーチ・アシスタントとして採用することにより、教員と大学院生の交流の活発化させたり、大学院生の研究への動機づけを高め、周辺諸領域に広く目を向ける機会を提供している。

社会心理学専攻の教員の多くは、日本社会心理学会、日本パーソナリティ心理学会、日本心理学会等の役職にあり、その関係で、日本パーソナリティ心理学会の事務局と日本社

会心理学会の機関誌『社会心理学研究』の編集事務局が当該教員の研究室に置かれている。また、本学社会学部に社会心理学科が設置されて以降、日本グループ・ダイナミクス学会（平成 12 年）、日本パーソナリティ心理学会（平成 13 年）、日本社会心理学会（平成 15 年）の年次大会を開催、平成 19 年には日本心理学会第 61 回大会を同キャンパスで開催予定であり、現在、準備を進めている。このような学会活動との関わりは、関連学界への貢献だけでなく、大学院生に対しても研究の過程や最新の研究成果を間近に知ることができる環境を提供している。

社会学専攻の教員の多くは、日本社会学会をはじめ、その地区学会である関東社会学会、東北社会学会、関西社会学会、西日本社会学会において積極的な役割を果たしている。さらに、専門領域での学会である、日本宗教学会、日本マス・コミュニケーション学会、日本犯罪社会学会、日本文化人類学会などで要職を務めている。さらに、東洋大学の社会学専攻を中心として「白山社会学会」が 30 年以上にわたり活動を継続しており、社会学研究科の教員や大学院生をはじめ他大学の若手研究者の知的交流の場を提供している。また、白山社会学会は学会誌『白山社会学研究』を毎年発行している。

社会学研究科の教員・大学院生は、他の学内組織においても様々な機会を利用して研究活動をおこなっている。たとえば、本学の附属研究所には客員研究員及び奨励研究員の制度があるが、社会学研究科では教員が大学院生や博士号取得後の若手研究者に対して「現代社会総合研究所」、「人間科学総合研究所」、「アジア研究所」などの奨励研究員及び客員研究員になることを勧め、個人研究や正規の研究員である教員との共同プロジェクトに参加する機会を提供することで、研究者養成に努めている。現在のところ、研究科全体としては、国際的連携を伴う研究活動は実施していない。

研究環境に関しては、教員研究室が一人一室確保されており、この点では個人の研究環境は確保されているといえる。オープン・リサーチ・センターの設置にあたっては、その活動に使用する部屋が 1 室用意されており、現在はこれを効率的に利用している。今後、継続的にこの種のセンター設置を申請することにより、現在の研究環境を持続するように努める予定である。

一方、大学院生の研究環境としては「共同研究室」が設けられており、各研究科の大学院生共用の部屋を使用することもできる。前者は、社会学部から割り振られた社会学研究科「専用」の部屋であるが、現在の在籍者数からすると十分とはいえない。後者は、情報端末が設置されているなど優れた点もあるが、文系 5 研究科の共同使用であることから、院生間のコミュニケーションや資料保管といった面での使い勝手には多少の問題がある。また、大学院生に対して実証的研究の方法と実践を教育することを目的の一つとしている社会学研究科にとって、社会調査のデータ解析や実験を行うための部屋がないことは、目的達成を阻む大きな足かせになっている。今後、大学院生専用の社会調査実習室、実験室、実験準備室の確保を重点的な目標として学内的な調整を行う予定である。

社会学研究科の教員は科学研究費補助金の他、学内の研究費の獲得に積極的であり、申請数および採択数は学内で高い水準にある。

教員はこれまで学内的には主として『社会学部紀要』に研究成果を公表している。大学

院生の研究成果公表の場として『東洋大学大学院社会学研究科紀要』がある。また、社会学研究科は、オープン・リサーチ・センター整備事業（5年間）の補助を得ており、毎年『研究年報』を発行している。センターの연구원となつている教員は、この研究年報にも研究成果を公表している。この『研究年報』はセンターのホームページに公開されている。センターのRAを務める大学院生は、教員の指導の下に『研究年報』に研究成果を公表する機会が与えられている。

平成18年度より、大学院紀要に関しては、紀要委員会において研究科独自に編集することが合意された。これを受けて、社会学研究科では研究成果発信の場としての大学院紀要をさらに活用するために、来年度より、論文審査を含む独自の執筆規程及び編集規程を定める方向で検討中である。

本学では大学院生に対して「学会発表補助制度」を定め、学会発表を奨励しており、毎年、多数の大学院生が補助を受けて大会発表をおこなっている。

競争的な研究環境を創出しようとする場合、研究倫理についての配慮が必須となる。現在、大学全体として「研究活動規範委員会規程」の策定に向けて準備中であるが、研究や実践の場面で人間を直接研究対象とする社会学や社会心理学では、とくに研究倫理に配慮する必要がある。現在、社会心理学専攻では、東洋大学内で研究を実施する予定の者（本学および他大学の教員・学生）に対して、事前に研究計画書および倫理面への配慮がなされているかどうか調べるための質問紙への回答を求めている。さらに、専攻内に学生も含めた倫理委員会を設置、この制度の運営にあたっている。社会学専攻においても研究倫理の教育に関して検討中であり、将来的には研究科全体として委員会等を設置するなど、さらに充実した内容にする方向で検討する予定である。

### 三. 法学研究科

法学研究科の教員はすべて法学部か法科大学院との兼任教員であり、法学研究科独自の研究活動は特に行なっていない。各自の研究活動については、法学部と法科大学院の記述を参照願いたい。

法学研究科が中心となり、法学部教員などとの共同研究のために、平成17年文部科学省「私立大学学術高度化推進事業」である「オープン・リサーチ・センター整備事業」に、「現代社会における法制度・法政策に関する基礎的・実証的研究」プロジェクト4件を申請したが、採択されなかった。平成18年度には「政治資金をめぐる法律学的研究」をテーマに申請すべく作業を進めている。

国際的な連携活動も、法学部、法科大学院と、それぞれの所属機関で行なう形になっている。高水準かつ特色ある研究拠点の一役を担うべく、法学研究科では法学部に協力し、法学部が中心となって運営してきた東洋大学附置研究所の比較法研究所の運営に関与し、『比較法』を毎年刊行するなど、一定の成果をあげてきた。しかし、平成14年度に本学の附置研究所再編に伴い比較法研究所は廃止され、全学的な幾つかの学際的研究所への参加



に切り替えられた。その後、発足した学際的研究所への法学研究科教員の参加は、必ずしも多くないが、平成 19 年度からはこれまで以上に参加を呼びかけていくことにした。

また、法律学の研究には、他の分野ほど共同研究に依拠しない面があり、研究費の申請は活発ではない。採択された科学研究費補助金としては、「東南アジア・中東地域の国家制定法と伝統的秩序規範の協働関係に関する法文化的研究」（基盤研究（B）・後藤武秀）があり、そこでは法学研究科の専任教員が中心となり、他の研究科や他大学の教員と協力して研究を進めている。平成 18 年度には大学の応募奨励の方策が効果を発揮し、応募が増えている。

研究の成果の公表も、法学研究科独自の制度はないが、本学の井上円了出版助成の制度があり、過去 5 年間で法学研究科からも採択されている（佐藤俊一『日本広域行政の歴史』への助成）。

## 四. 経営学研究科

経営学研究科においては、全担当教員が学部との兼任教員であることから、研究科としての固有の活動はごく一部に限られる。教員の研究活動については学部の項目を参照願いたい。

経営学研究科固有の研究活動としては、経営力創成研究センター（オープン・リサーチ・センター）がある。このセンターは、独自に構想した MMOT（Marketing and Management of Technology）概念に基づいて日本発マネジメント・マーケティング・テクノロジーによる新しい企業競争力に関する研究を推進することを目的に設立された。この研究の中身は、テクノロジーをマネジメント、マーケティングの領域に引きつけて、日本発のユニークで独創的な日本企業の競争力の創成に関する研究を目的としている。加えてここでの研究の推進を通して、本学のポストドクやリサーチ・アシスタントおよび大学院学生の研究・教育能力の開発を含めた人材養成を目的としている。

経営力創成センターは各年度（5 期間）に研究論文・活動報告を含めた年報『経営力創成研究』を発刊し、また 3 年次末には中間報告の成果を出版する他、最終年度には本研究センターの研究成果を出版し、内外にその研究成果を発信することとなっている。

経営力創成研究センターは、研究プロジェクトを進めるために①弾力的な組織関連とテクノロジー、②経営財務関連とテクノロジー③マーケティング関連とテクノロジーという 3 つの研究領域で研究活動し、MMOT の概念を使用しながら 21 世紀に通用する新しい日本型経営の経営原理の確立を目指している。

## 五. 工学研究科

工学研究科においては、全担当教員が学部との兼任教員である。工学研究科と工学部の研究活動の主体は工学研究科が行っているが、教員の研究活動については学部の項目を参照したい。

工学研究科の研究活動として特筆すべき点は、以下のとおり現在 5 つの研究センターが活発な研究活動を行っていることである。

#### ① バイオ・ナノエレクトロニクス研究センター

平成 15 (2003) 年度・文部科学省 21 世紀 COE プログラムに、「バイオ科学とナノテクノロジーの融合」のテーマで採択されている。海外研究機関、研究者との共同研究を活発に行っており、「バイオ・ナノ融合研究」の世界拠点としての実績をあげつつある。

さらに、「バイオ・ナノ融合研究」を発展させた「バイオ・メカ・フォトニクス融合デバイスの研究・開発」で、平成 18 (2006) 年度より私立大学学術研究高度化推進事業・ハイテク・リサーチ・センター整備事業に採択され、「バイオ・ナノ融合研究」の発展と応用、新学際領域の創成に力を注いでいる。

#### ② 計算力学研究センター

平成 17 (2005) 年度より私立大学学術研究高度化推進事業・学術フロンティア推進事業に採択され、マルチな問題や逆問題手法による実問題解決などに適用、応用化し、21 世紀を支える計算力学研究の世界拠点として活発に研究を行っている。

#### ③ 地域産業共生研究センター

平成 16 (2004) 年度より私立大学学術研究高度化推進事業・社会連携研究推進事業に採択され、21 世紀に重要な課題となる「環境と産業の共生」をテーマに活発な研究を展開している。

#### ④ 先端光応用計測研究センター

平成 17 (2005) 年度より私立大学学術研究高度化推進事業・ハイテク・リサーチ・センター整備事業に採択され、「光・応用計測システムの開発」をテーマに、材料の製造、農業から生体まで、身近なもの・事象を計測する技術を開発し、環境から健康までを知る研究を活発に行っている。

#### ⑤ 共生ロボット研究センター

平成 18 (2006) 年度より私立大学学術研究高度化推進事業・産学連携研究推進事業に採択され、「人と共に暮らす (共生)」ホームロボット (シンビオティックロボット SR) の開発」をテーマに、活発に研究を行っている。

さらに、研究センターとは独立して、科学技術振興事業団の支援による「地域結集型共同研究事業」の埼玉県における共同研究事業が、平成 14 (2002) 年度「高速分子進化による高機能バイオ分子の創出」というテーマで立ち上がり、工学研究科も参加している。平成 18 (2006) 年度から「経済産業省の産学連携製造中核人材育成事業」に採択、「社) 日本経済団体連合会による高度情報通信人材育成における拠点形成のための協力校 (候

補)」に採択されるなど、外部資金・研究助成を得て多くの分野で研究を活発に展開している。

国際的な共同研究に関しては、バイオ・ナノエレクトロニクス研究センターや計算力学研究センターが、海外研究機関・大学と連携をして活発に研究を行っている。特に、バイオ・ナノエレクトロニクス研究センターは毎年、国際シンポジウムを開催し、ノーベル賞受賞者などの著名な研究者の参加があり、国際的に重要な国際シンポジウムに発展しつつある。その発展として米国・モンタナ大学とは相互の大学に置いて特別シンポジウムを開催するなど、強固な研究連携を築きつつある。

今後、このように親密な共同研究連携大学を中心に、海外研究拠点の設置へと発展させていくことを法人に提案したい。

工学研究科が関係している主な東洋大学内に設置されている研究所は、工業技術研究所、バイオ・ナノエレクトロニクス研究センター、計算力学研究センター、地域産業共生研究センター、先端光応用計測研究センター、共生ロボット研究センターの6研究所・研究センターである。

工学部に所属する教員の大半は工業技術研究所の研究員であることから、工学研究科の教員は客員教授を除き、ほぼ全員が工業技術研究所の研究員となっている。工業技術研究所が主催する講演会・シンポジウムなどの会合には、大学院教員および大学院学生が参加し、発表等も活発に行っている。また、バイオ・ナノエレクトロニクス研究センター、計算力学研究センター、地域産業共生研究センター、先端光応用計測研究センターと共生ロボット研究センターは、関連する大学院教員と大学院学生が最先端の研究活動を活発に行っている。

大学共同利用機関の利用はきわめて少数の教員の一時的な利用に限られている。学内には、透過型および走査型電子顕微鏡、X線回折装置、核磁気共鳴装置、高分解能質量分析装置など多くの装置が整備され、共通機器として設置されている。また、工業技術研究所、バイオ・ナノエレクトロニクス研究センター、計算力学研究センター、地域産業共生研究センター、先端光応用計測研究センターにも所有の施設があり、所定の手続きで利用することが可能な体制をとっている。

工学研究科の教員の個人研究費や研究旅費に関しては、基本的に工学部教員として配分されている。その額は大学全体の基準に合わせているため、理工系として大きな研究成果をあげるためにはさらに多くの研究費が必要とされる。そのため、各教員は教育研究の継続的發展のため、外部研究費獲得のため努力を続けている。また、平成19(2007)年度に向けて、工学研究科の多くの教員が参加できる研究プロジェクトを立ち上げ、学内のプロジェクトに応募する予定である。

教員個室等の研究室環境に関しては、学部教員として用意している。このため、大学院学生が増加しても研究室の拡充はなく、今後は、充実した研究環境の整備が必要不可欠である。なお、大学院独自の教員個室・研究室の整備も併せて検討していきたい。

教員は教育と学科・大学院の事務作業に多くの時間が取られている。このため研究時間の確保が困難であり、工学研究科としてまとまった方途は未だない。この理由としては、専任教員数が大学院設置基準に定められている最低の教員数に抑えているからであり、良い教育と研究の実現には、より多くの専任教員を採用しなければならない。実現は困難ではあるが、提案していく予定である。

研究活動に必要な研修機会の確保についても、工学研究科としてまとまった方策はなく、各教員間での調整で切り抜けている。

科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況は次の通りである。

科学研究費に関しては、現在のところ工学部（大学院担当教員含む）では3分の1程度の教員のみが申請しており、今後、全員が申請するようになることが望ましい。その方策として、学内での研究プロジェクトへの応募の条件に「科学研究費への申請」が義務づけられており、研究成果の発展のため良い方向に進むことを期待している。

学内には全教員を対象としたいくつかの研究助成制度があり、応募に対する審査を経て採用される。競争的状況下で研究助成金を配分するために適切な制度である。

さらに、工学研究科では「研究プロポーザル制度」を導入している。これは大学院の活性化の一環として、工学研究科担当教員とその指導下にある大学院学生の共同申請による研究プロポーザルに対して予算を措置し、1~2件を採択（全体で120万円）している。採択のポイントは、教員と大学院学生の共同研究を通じて教育・研究に直結していることである。この助成は研究成果につながることを期待でき、また競争的な研究環境創出に役立っている。平成18（2006）年度からは大学院学生が主体での応募に改め、主体性を持った技術者・研究者への育成を目指した制度へと軌道修正を行い、4件を採択した。

平成18（2006）年度は「経済産業省の産学連携製造中核人材育成事業」に採択され、また「文部科学省の高度ITスペシャリスト育成事業」にも応募した。これらの育成事業では、対応した大学院システムの構築が求められており、専攻でのコース制の導入などを含めて、平成20（2008）年度に向けて検討している。

工学研究科では研究論文・研究成果の公表する支援として、博士前期課程では「修士論文要旨集」並びに「修士学位論文要旨・審査報告書」、博士後期課程では「博士後期課程研究報告書」を毎年発行している。また、専門誌等への投稿については指導教員の裁量に任されている。その他として、5.(2)（競争的な研究環境創出のための措置）で記述したように工学研究科では「研究プロポーザル制度」により研究成果を助長する制度を設けている。

工学研究科として、国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信するシステムは、図書館（東洋大学川越図書館）を經由して情報発信するか、教員個人が行なっている。

情報倫理に関しては専攻ごとに指導している。

遺伝子組み換え等の実験に関しては、東洋大学内に「遺伝子組換え実験等安全委員会」を設置し、安全管理は適切に遂行している。東洋大学において、医療や動物実験は現在、実施していない。しかし、必要に応じて議論する場が必要である。具体的には、東洋大学全体を管轄とする「安全委員会とその安全管理規程」の整備が急がれる。倫理面や安全面からも「東洋大学全体を管轄する安全委員会」の設置は急務である。

## 六. 経済学研究科

経済学研究科は学部に基づき置く大学院研究科であり、専任の教員は全て経済学部所属である。したがって、研究科としての固有の研究活動はごく一部に限られており、教員の研究活動は学部の該当項目を参照願いたい。

経済学研究科は、平成 13 年度から平成 17 年度まで 5 年間にわたり、オープン・リサーチ・センター整備事業に基づく研究補助を受け、先端政策科学研究センターを設置し、(1)「先端技術の開発とその社会的影響」、(2)「社会経済システムの変容と個人の独立」という主要テーマの研究活動を実施した。それにあたり日仏共同研究プロジェクトを立ち上げ、本研究科はフランス・ストラスブール 3 大学 (ルイ・パスツール大学、マルク・ブロック大学、ロベールシューマン大学) との共同研究という形をとった。さらに、このプロジェクトは、平成 15 年度からアメリカ・ミズーリ大学を引き入れるという形で、研究テーマも「グローバルイノベーション」に関する国際研究へと拡大発展を遂げた。

それらの成果は、年次報告書のほか、研究叢書という形で取り纏め、公刊した。加えてここでの研究の推進をとおして、本学のポストドクターやリサーチ・アシスタントおよび大学院学生の研究・教育能力の開発を含めた人材養成も行った。

## 七. 国際地域学研究科

本学大学院研究科においては、全担当教員が学部との兼任教員であることから、研究科としての固有の研究活動はごく一部に限られる。教員の研究活動については学部の項目について参照願いたい。

教員は独自のテーマで研究を行っているほかに、平成 13 年度に国際地域学研究科に設立された「国際共生社会研究センター (オープン・リサーチ・センター)」に、国際地域学専攻の全専任教員および国際観光学専攻の数名の専任教員が研究員として参加しており、①アジア大都市圏地域を対象とした定住環境の形成・整備、②環境共生社会論の体系化、③地域開発データベースと計画作成・評価支援シミュレーションの開発・整備、という 3 つのテーマの共同研究に取り組んできた。これらの成果は毎年度の研究報告書に加えて、2 冊の書籍、4 回の国際シンポジウムや 2 回の海外ワークショップ、和英合わせて 21 のニュ

ーブレターなどにより広く公開されている。さらにこれらの成果をふまえ平成 18 年度より、高度化推進事業として継続が認められ、新しいテーマで平成 20 年度まで研究を続けることになっている。

以上を踏まえ今後とも研究活動を活性化させ、また、先端的な研究を進めて行くために、特に「国際共生社会研究センター」の先を見すえた外部資金導入による大型プロジェクトの継続ならびに獲得が必要である。

この他、国際地域学研究科は予算が限られている中、平成 17 年度から大学院専用の紀要を発行するに至っており、その中のいくつかの論文は査読を経たものとなっている。また国際地域学研究科では、研究科予算の一部をホームページ作成に当てている。国際地域学研究科全体のホームページとともに、全教員が各々のホームページをもっており、研究成果を公開している。

ただし、国際地域学研究科の教員の義務的授業時間は、学部の授業とあわせて週 6 コマとなっている。しかし、より充実した講義を実施するためには、講義に関する十分な準備時間が必要であり、また、日常の学生指導、学内のさまざまな会議への出席などを総合的に考えると、週 6 コマという国際地域学研究科の教員の義務的授業時間は、再考の余地があると思われる。

## 八. 生命科学研究科

本学大学院研究科においては、全担当教員が学部との兼任教員であることから、研究科としての固有の研究活動はごく一部に限られる。教員の研究活動については学部の項目を参照願いたい。

当該研究科として特筆すべき研究分野として、下記の 2 つが挙げられる。

1) 私立大学学術研究高度化推進事業「産学連携研究推進事業：植物の健全育成モニタリングシステム開発プロジェクト」

同プロジェクトのもとに、平成 15 年度に新たに、植物機能研究センターが設立され、民間企業と連携した植物分野の研究による社会貢献を目指した研究が行われている。現在、6 名の専任教員が参画しており、平成 17 年度および 18 年度にはイノベーション・ジャパンへの出展を行うなど、社会に還元する研究が進められている。

2) 「21 世紀 COE プログラム：バイオ科学／ナノテクノロジー融合研究プロジェクト」

工学研究科と連携して、バイオとナノテクを融合した研究分野の国際的な研究拠点形成を目指した研究が行われている。現在、生命科学研究科の 5 名の専任教員が参画しており、平成 17 年 11 月には、(独) 海洋研究開発機構と共同で国際シンポジウム「極限環境微生物とその応用」を東洋大学で開催するなど、研究拠点形成を着実に推進している。

このように異なる特徴をもつ研究が厳密な外部評価を受けながら進展しており、今後の研究科の更なる発展の一躍を担うと考えている。

## 九. 福祉社会デザイン研究科

本学大学院研究科の教員は全て学部との兼担であるため、教員の研究活動については学部の項目を参照願いたい。ここでは研究科固有の研究活動について示す。

東洋大学が掲げる「高水準、かつ特色のある研究拠点となる」、「社会の要請に創造的に応える」という目標に基づき、福祉社会デザイン研究科では新しい福祉社会の構築に向けた研究活動を進めていくことを目標としている。そのためには、研究環境の整備を進めていくことが必須である。

当該大学院・研究科における研究活動としては、まず、これまでの実績として国際連携にもとづく研究があげられる。韓国大邱大学との研究協力は福祉社会デザイン研究科設置以前より準備が進められ、現在その体制がほぼ確立されて、日韓双方における社会福祉事業に関する研究が活発に行われようとしている。また、韓日福祉協議会との共同研究も企画され、今後は研究者や学生の交流計画を含め、両国の多様化、複雑化した社会状況に対応可能な社会福祉事業の展開に関する研究計画も着実に進められている。さらに、韓国平澤市と連携を取り、今後、福祉社会デザイン研究科との協同で研究プログラムが推進されるものと思われる。韓国以外の国々とも共同研究が進められつつあり、アメリカ、台湾およびフィリピンなどの各大学とも具体化する方向で作業が進められている。

福祉社会デザイン研究科は設置されて1ヶ月あまりであることから、それら以外の国々との共同研究や海外研究拠点の設置状況については、特筆すべきものはない。しかしながら、諸科学の総合・複合科学化、さらに融合科学化を目標とする福祉社会デザイン研究科は、様々な分野から構成される研究を遂行することが可能であり、そのような意味から、近い将来東アジアにおける福祉を核とするライフスタイルのあり方についての重要な研究拠点になりうる可能性があると考えられる。

研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況については、研究科設置以前から継続されているものとして、山古志村復興支援に関する総合的研究計画がある。この研究は、山古志プロジェクトを中心とする課題設定のもとで、高齢者の自立支援や健康支援、子どもの生活支援ならびに住宅・環境の整備に関する研究を展開するものである。福祉社会デザイン研究科においてはこの研究活動が社会の要請に創造的に応え、地域貢献を果たすものであることから、オープン・リサーチ・センター整備事業申請に備え、重要課題として位置付けている。

大学共同利用機関、学内共同利用施設等これがおかれる大学・大学院との関係については、福祉社会デザイン研究科は特にこれに該当せず、また、学部附置研究所も存在しない。しかし、大学内には複数の研究所があり、中でも人間科学総合研究所、現代社会総合研究所、アジア文化研究所ならびに工業技術研究所は福祉社会デザイン研究科の教員が所員として在籍し、学際的な研究を推し進めている。人間科学総合研究所に所属する教員は、主に児童福祉、高齢者福祉、社会老年学、社会保障論の研究に従事し、現代社会総合研究所に所属する福祉社会デザイン研究科の所員は社会保障論や NPO-ボランティア論に関す

る研究を進めている。また、アジア文化研究所所属の所員はミャンマーを中心として東南アジアや東アジアをフィールドとし、文化人類学的研究を行っている。また、工業技術研究所に籍をおく福祉社会デザイン研究科の所員は、主として建築および生活空間計画におけるバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する研究に従事しており、いずれの研究所に所属する所員も活発な研究活動を推し進めている。

福祉社会デザイン研究科では、教員個室および共同研究室も配備された研究条件のもとで、適切に研究が実施されている。教員の担当コマ数は学部と大学院と合わせて、週に 6～9 コマ程度で、委員会や学生指導等の授業以外の業務を合わせても、研究に従事する時間は確保されている。共同研究費の制度化の状況とその運用については、福祉社会デザイン研究科内にこのような制度はないが、大学として共同研究費の制度がある。またライフデザイン学部にも共同研究費が制度化されており、福祉社会デザイン研究科担当教員はこれらの制度を利用した共同研究費による研究成果をフィードバックしている。これらのことから、経常的な研究条件の整備については、特に改善の必要はないと考えられる。

科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請および採択状況は、新規および継続を合わせて 15 本の研究が採択され助成を受けている。しかし、学内的に確立されているデュアルサポートシステム（基盤的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用はなされておらず、また、流動研究部門、流動的研究施設の設置ならびに「大部門化」等の研究組織を弾力化するための措置も講じられていない。

福祉社会デザイン研究科においては、研究論文・研究成果の公表を支援する措置が独自におこなわれてはいない。しかしながら、学会発表にともなう出張費も学部教員に措置された個人研究費の枠内で援助されている。また、大学院担当教員の所属する一部の学部においては、研究成果の公表のために出版費を援助するシステムがあり、大学内においても出版助成の制度がある。国内外の大学や研究機関からの研究成果を受信する方法としては図書館におかれた図書および学術雑誌を利用でき、さらに、電子ジャーナルの利用も可能となっている。

今後、改善すべき点として、現在、福祉社会デザイン研究科では、研究成果を公表していくシステムが構築されていないことから、個人の業績を公表できるようなシステム作りの検討を進めていくことが必要である。

現在のところ、福祉社会デザイン研究科の研究内容を倫理的観点から規制システムはなく、研究者個々の倫理観に基づいて行われている。しかし、今年度中にも、福祉社会デザイン研究科で人および動物を対象とした研究等倫理規程を作成し、倫理審査委員会を設置して、倫理面からの研究条件を整備していく予定である。また、医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況については、学内的な組織は存在しないものの、福祉社会デザイン研究科独自で倫理審査委員会の設置が予定されており、これが推進されることで適切な運営が可能になると判断できる。

以上を踏まえた今後の改革・改善点は次の通りである。研究活動を活性化させ、また、先端的な研究を進めていくために、外部資金導入による大型プロジェクトの獲得が必要であることから、これを進めていくための具体的な検討を平成 20 年度におこなう。



## 3. 専門職大学院の研究活動

### 一. 法務研究科（法科大学院）

法務研究科は、理論教育と実務教育の架橋をはかり、新司法試験合格、合格後の実務で通用しうる「専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する」（司法制度改革審議会意見書より）ことから、研究活動も、そのような方向を目指して行う必要がある。したがって、比較法的な観点、歴史的な観点、判例分析などが重視されることになる。そのため、東洋大学法科大学院紀要である『白山法学』（年 1 回刊行）において、そのような研究発表が行われている。

#### （1）研究活動

##### （研究活動）

最新の『白山法学』第 2 号（平成 18 年 3 月発行）では、木村實「司法審査と裁量権の濫用—イギリス法との比較研究再論—」、國生一彦「ニューヨーク州契約法中の信義則義務—自動車ディーラー（フランチャイズ）での事例—」および小林博志「連邦建設法 36 条の一致の違法な許否と申請人の権利保護」が比較法的な観点からの研究成果であり、羽瀨清司＝井筒径子「裁判における過失認定の実際—業務上過失傷害を中心として—」は判例分析の一種であり、三谷忠之「明治期四国における判決原本からみた裁判実態（2）」は歴史的な観点からの研究成果である。いずれも、法科大学院の研究活動として相応しい活動していることを示しているものと評価することができる。

なお、現在のところ研究助成を得ての研究プログラムはない。

##### （研究における国際連携）

研究における組織的な国際連携は行われていない。個別の教員が、自己の研究費の範囲内で、短期の海外研究を行っている。

##### （教育研究組織単位間の研究上の連携）

東洋大学の大学附置研究所との連携が可能であり、一部教員は、現代社会総合研究所および人間科学総合研究所に研究員として所属している。大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関わりはもたれていない。

## (2) 研究環境

### (経常的な研究条件の整備)

法科大学院では、各自の研究課題にかかわる費用としての一般研究費、学会出張費および海外研究費を含めて支給されており、平成 18 年度は、1 人あたり 44 万円が支給されており、特に問題は生じておらず、適切に支給されている。

研究室については、専任教員全員に個室が与えられている。

教員の研究時間の確保については、問題がある。13 人の教員数は、学生数に併せて必要人員が揃えられているが、本院の運営について、一部の教員にどうしても負担が偏る傾向があるからである。平成 19 年度からは、半数近い教員の入れ替えがあるので、より負担の分散化を図るようにしたい。研究休暇制度も東洋大学としては存在しているが、授業準備の負担から本院では今のところ利用できる余地はない。なお、教育面の援助として、教材の印刷が平成 18 年度から大学院教務課が行うことになり、その面での負担は激減し、教育・研究に向ける時間の確保につながった。

共同研究費の制度化については、法務研究科では行われていない。

研究活動に必要な研修機会確保のための方策は、各個人の判断に任せられており、各教員の判断で学会活動や、他大学などで行われるシンポジウムなどへの参加を決めている。

なお、法務研究科の白山第 2 キャンパスへの移転に伴い、法律関係の雑誌・図書のほとんどが従来の白山図書館に置かれているため、図書館の利用について非常に不便である。第 2 キャンパスから白山図書館まで徒歩で 10 分以上かかるからである。第 2 キャンパス図書館の蔵書の早急な充実が望まれる。

### (競争的な研究環境創出のための措置)

科学研究費補助金および研究助成財団などへの申請は、平成 16 年度～18 年度はなかったが、平成 19 年度科学研究費補助金申請については 1 件あった。

学内のデュアルサポートシステムとして特別研究助成金、井上円了記念研究助成金が設けられているが、法科大学院からは申請されていない。また、流動研究部門・設備の設置に関しては、検討されていない。また、「大部門化」等の研究組織の弾力化については検討されていないが、平成 18 年度に始まった法学部・大学院法学研究科との三者懇談会を通して、さまざまな連携の可能性が検討されている。

### (研究上の成果の公表、発信・受信等)

年 1 回刊行の『白山法学』において、研究成果の発表の機会が与えられている。

『白山法学』については、図書館を通じて各大学に寄贈し、他大学の紀要などと交換し、図書館の契約データベース、例えば LexisNexis などの利用も可能である。以上のことから、研究成果の発信・受信について問題はないと考えている。

### (倫理面からの研究条件の整備)

倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為はない。

## VIII 施設・設備等

### 1. 大学における施設・設備等の整備

東洋大学及び学部・大学院の理念・目的に基づく、教育研究目標を実現するために、施設・設備が有効的、効果的に活用されるよう計画的に整備していくことを目標に、それぞれのキャンパスの立地条件、自然環境、公共交通機関等の諸状況を踏まえ、平成元（1989）年から始まった白山キャンパスの再開発事業、平成9（1997）年の国際地域学部・生命科学部新設に伴う板倉キャンパス開発工事、平成13（2001）年からは川越キャンパスの校舎等整備、さらに平成17（2005）年4月ライフデザイン学部開設に対応した朝霞キャンパスの整備等各学部・大学院の特性を反映した施設・設備を整備することを目標とし、現在もハード面・ソフト面の両面から教育研究環境充実に向け、積極的に取り組んでいる。

#### （施設・設備等の整備）

##### 1) 施設の状況

本学は、大きく4つのキャンパスで構成され、東京都文京区の白山キャンパス（校地面積 47,082.2 m<sup>2</sup> / 校舎面積 92,457.4 m<sup>2</sup>）には文系5学部・大学院5研究科・法科大学院、埼玉県川越市の川越キャンパス（校地面積 285,328.4 m<sup>2</sup> / 校舎面積 55,244.9 m<sup>2</sup>）には工学部と工学研究科、同県朝霞市の朝霞キャンパス（校地面積 104,916 m<sup>2</sup> / 校舎面積 41,492.7 m<sup>2</sup>）は平成17年4月に開設したライフデザイン学部と福祉社会デザイン研究科、群馬県板倉町の板倉キャンパス（校地面積 331,964.2 m<sup>2</sup> / 校舎面積 22,649.5 m<sup>2</sup>）には、国際地域学部と生命科学部と大学院国際地域学研究科と生命科学研究科を設置している。

以上、4キャンパス合計の校地面積は 769,290.8 m<sup>2</sup>、校舎面積は 211,844.5 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準（校地面積 196,200 m<sup>2</sup> 校舎面積 115,274.1 m<sup>2</sup>）を十分に満たす校地面積、校舎面積を保有している。

本学は、平成の時代に入り、老朽化した白山キャンパスの再開発をはじめとした各キャンパスの建物の新築や建替え、またリニューアル等整備を積極的に実施してきた。

しかし、昭和57（1982）年以前（旧建築基準適用）に建設された建物が川越キャンパス・朝霞キャンパスに残されており、平成16（2004）年度から建設年度別に簡易耐震診断・第2次耐震診断を実施し、川越キャンパスでは平成17（2005）年に利用頻度の高い2棟の耐震改修工事を行った。今後も診断結果を踏まえ、財政の許す範囲で建て替え、耐震改修工事等積極的な取り組みを行うこととしている。

各キャンパスの施設設備の整備状況と取り組みは、以下のとおりである。

#### 白山キャンパス

明治30（1897）年10月に東洋大学の前身である「哲学館」を現在の白山キャンパスに移転し、この地を中心に発展してきたが、学部・学科の増設や定員増により、白山キャン

パスが狭隘になったため、昭和 52 (1977) 年 4 月から文系 5 学部の教養課程 (1・2 年次教育) を朝霞キャンパスで行うなど教育環境の改善を図った。白山キャンパスでの学部 3・4 年次対象の専門教育、大学院の高度専門的な教育、高度研究機関としての責任を果たすためには、白山キャンパスを有効的かつ機能的なキャンパスに整備する必要があることを決定し、白山キャンパス再開発事業が平成元 (1989) 年からスタートした。

この白山キャンパス再開発事業の基本構想は、『本学の教育理念である「遠大にして活潑な人間の育成」に基づいて人と人の交わりを重要視したキャンパスに再生する。』を掲げ、具体的には①教室を中心としたゾーン (現在の 1 号館・5 号館)、②教員研究室・研究機関・図書館を中心としたゾーン (現在の 2 号館)、③事務局ゾーン (現在の 3 号館) と④学生の福利厚生施設 (現在の 4 号館) と体育館の 4 つにゾーニングし、平成 15 (2003) 年 3 月に完成した。狭隘な土地を効率的に活用するために「高層の校舎」と快適なキャンパスライフを過ごせるよう、地上だけでなく地下の空間も利用した「キャンパスプラザ」とが有効的に機能できるよう配置し、所謂「都市型キャンパス」に再生した。

さらに、西側隣接校地 (敷地面積 : 6,827.00 m<sup>2</sup>) を確保し、6 号館 (校舎面積 : 23,143.94 m<sup>2</sup>・教室数 : 51 室) を建設し、平成 17 (2005) 年度から朝霞キャンパスで行っていた文系学部 1・2 年次教育を白山キャンパスに戻し、本学としては、念願であった文系 5 学部一貫教育を可能にした。

ソフト面においては、キャンパス内の LAN 敷設、情報機器の整備、情報機能とマルチメディア機能を結び付けた「東洋大学統合マルチメディア学術情報通信システム」を各号館に敷設するなど情報環境整備に努め、文系 5 学部 (文・経済・経営・法・社会) における各学部の特色ある教育に供している。

このように白山キャンパスは、狭隘な土地を立体的、有効的に活用し再開発を行なったが、大学院等高度な教育研究を更に推進していくための教室等の不足は依然として課題として残り、近隣に理想的な規模の敷地の確保を模索していたが、平成 17 年 3 月に徒歩で 10 分程度の「旧最高裁判所書記官研修所土地 (国有地)」【名称 : 白山第 2 キャンパス】 (18,571.36 m<sup>2</sup>) を取得した。その既存施設の改修工事を施し、平成 18 (2006) 年 4 月から法科大学院 (専用校舎面積 : 4,202.64 m<sup>2</sup>) の充実のために全機能を移転させるとともに併せて白山キャンパスの文系学部・大学院の教育研究環境の改善を図った。

平成 18 (2006) 年 4 月には、社会人を対象とした大学院経済研究科公民連携専攻が設置され、通学の利便性を考慮し、千代田区大手町のビルの 1 室 (131.51 m<sup>2</sup>) を賃借し、サテライト教室を開設した。

学部・大学院の教室等の状況は、原則的に学部専用・大学院専用に区分し、学部用講義・演習室 116 実験・実習室 24 学生自習室 19 また大学院用の講義・演習室 35 実験・実習室 2 学生自習室 17 となっている。教員研究室は、専任教員 1 人 1 室として割り当てられ、法科大学院研究室も含め 320 室である。

研究施設として、白山キャンパスに人間科学総合研究所 (108.55 m<sup>2</sup>)、現代社会総合研究所 (46.30 m<sup>2</sup>)、東洋学研究所 (99.00 m<sup>2</sup>)、アジア文化研究所 (99.00 m<sup>2</sup>) の附属研究所と大学院の下にオープン・リサーチ・センター整備事業で採択された 21 世紀ヒューマン・インタラクション・リサーチ・センター (31.8 m<sup>2</sup>)、経営力創成研究センター (32.70 m<sup>2</sup>)

を設置し、また白山第2キャンパスには平成17(2005)年度の学術フロンティア事業に採択された計算力学研究センター(345.52㎡)がある。

附属施設として、総合図書館、柔道場・レスリング場とアリーナおよびサブアリーナからなる体育館、音楽練習場・サークル部室を配置した学生厚生棟と4つの食堂があり、学生生活をエンジョイできる施設を完備している。

また、平成16(2004)年3月に取得した「文京区千駄木土地」(敷地面積:2,500.18㎡)に約100名収容の交換留学生・研究員、外国人教員用「外国人宿舎」建設(地上7階、地下1階、床面積約4,000㎡予定)を平成20(2008)年7月開館を目処に計画を遂行している。

### 川越キャンパス

昭和36(1961)年4月に工学部3学科(機械・電気・応用化学)で開設した川越キャンパスは、現在では工学部8学科・大学院工学研究科4専攻で構成されている。

開設当時の建物は、老朽化が進み、平成7(1995)年1月に発生した「阪神・淡路大震災」程度の地震に襲われた場合、倒壊の可能性が高いとの当時の環境建設学科および建築学科教員から指摘され、平成12(2000)年から平成15(2003)年3月に亘り校舎の建替え工事を行い、五角棟の新1・2号館に分散していた研究室・実験室を集中させ、最新実験設備にリニューアルした。五角棟の中心に情報教育機能を備えた図書館・メディアセンターを建設し、教育研究環境の充実を図った。

その結果、新1・2号館を中心とした建物に330の実験室(実験系教員実験室含む)と講義・演習室65 教員研究室144を配置している。

研究施設として、工業技術研究所(242.30㎡)と平成8(1996)年4月に設置されたバイオ・ナノエレクトロニクス研究センター(1,311.68㎡)があり、現在は平成15(2003)年度に採択された「21世紀COEプログラム」の研究が行われている。その他にハイテク・リサーチ・センター事業の先端光応用計測研究センター(43.50㎡)、産学連携研究推進事業の地域産業共生研究センター(27.50㎡)の施設がある。

附属運動施設としては、体育館(2棟)と多目的グラウンドがあり、体育の正課授業と課外活動に使用されている。その他に硬式野球場・室内野球練習場、陸上競技場、ラグビー場、並びに運動部専用合宿所があり、スポーツ活動の中心として活用している。

なお、昭和57(1982)年以前(旧建築基準適用)に建設された建物が点在していることから平成16(2004)年度に特に授業等で利用頻度の高い建物の耐震診断を行い、翌年に「私立大学等防災機能等強化緊急特別推進事業」の補助を受け、2棟の校舎の耐震改修工事を行った。

平成18(2006)年度も主要な建物の詳細耐震診断を実施し、その診断結果に基づいて、建替えもしくは耐震改修工事を行い、安全確保に努めていく。

### 朝霞キャンパス

昭和52(1977)年4月に文系学部の教養課程(1・2年)の教育の場として開設した朝霞キャンパスは、白山キャンパスでの文系学部の白山一貫教育実施に伴い、平成17(2005)

年 4 月開設のライフデザイン学部 2 学科および福祉社会デザイン研究科（ヒューマンデザイン専攻）の教育研究施設に相応しい福祉関係実習室等を配備したキャンパスに改修、整備した。

施設面については、生活支援学科・健康スポーツ学科に必要な実習施設、介護福祉士及び保育士の資格を得るための施設（保育実習室、介護実習室、調理実習室、入浴実習室、健康スポーツ学実験室等）を図書館地下及び講義棟（旧 2 号館）の一部を改修し設置した。

平成 18（2006）年 4 月の 3 つ目の学科「人間環境デザイン学科」開設に合わせ、研究管理棟の一部を改修し実験工房棟を設置した。

今後は、新学部および大学院設置履行条件を踏まえ、大学院生用共同研究室、諸資格取得のための施設設備及び機器備品等を整備し、教育環境の充実を計画的に推進する。

現在使用している主要な講義棟、大学院研究棟には講義・演習室 50 実験・実習室 55 学生自習室 5 を配備している。その他の施設として図書館・研究管理棟（教員研究室 53、共同研究室 2）、実験工房棟、情報実習棟がある。

また、白山文系学部の体育授業とサークル活動に共用で使用している総合体育館、テニスコート、弓道場、アーチェリー場、多目的運動場、コミュニティセンター、音楽系サークル用の練習室等がある。

なお、川越キャンパスと同様に平成 18（2006）年度に旧建築基準で建設された建物の詳細耐震診断を行っており、その結果により耐震改修工事を行い、安全確保に努めたい。

## 板倉キャンパス

平成 9（1997）年に国際地域学部と生命科学部の 2 学部により開設された板倉キャンパスは、1 号館（教員研究室、事務室）・2 号館（講義、演習室・実験室）、図書館、食堂棟、体育館を建設し開学した。その後、平成 13（2001）年 3 月には国際地域学部国際観光学科設置並びに大学院国際地域学研究科・生命科学研究科設置に伴い、1 号館の増設と 3 号館を新設し、ホテル観光実習室を含む教室の増設、生命科学部の実験の多様化、実験機器増加により実験室の増設を図った。また白山図書館の収蔵資料過密化を解消するために図書資料保存書庫棟も併せて建設した。

研究施設としては、平成 13（2001）年度にオープン・リサーチ・センター整備事業で採択された「国際共生社会研究センター」（23.05 m<sup>2</sup>）、平成 15（2003）年度には、産学連携研究推進事業で採択された「植物機能研究センター」（638.14 m<sup>2</sup>）がある。

また、平成 15（2003）年度には、板倉キャンパス特有の自然環境に順応できるようテニスコート・多目的グラウンド（球技）、サッカーグラウンド（夜間照明付）は人工芝仕様で整備を行うとともに陸上競技場も整備した。

現在の研究・教育環境は、教員研究室 71 講義・演習室 34 実験・実習室 29 学生自習室 2 である。

課題として、上記に記述した施設は、開設時に取得した約 83,000 m<sup>2</sup>（25,000 坪）の中に集中して配置していることから、平成 14（2002）年 3 月に取得した約 248,000 m<sup>2</sup>（75,000 坪）の部分の有効利用について、東洋大学全体のキャンパス計画の中で検討していかなければならない。

## その他の施設

本学には、学生・教職員を対象とした厚生施設としてセミナーハウスが 4 箇所があり、ゼミ・サークル・個人の研修・合宿に利用されている。

これらの野外セミナー施設を平成 16 (2004) 年度は 10,998 名 平成 17 (2005) 年度には 12,430 名が利用し、増加傾向にあり、4 年間の学生生活で一度はセミナーハウスを利用していることが伺える。

施設名	山中湖セミナーハウス	白馬セミナーハウス
場所	山梨県南都留郡山中湖村	長野県北安曇郡白馬村
敷地面積	6,123.16 m <sup>2</sup>	1,224.30 m <sup>2</sup>
建物面積	2,053.50 m <sup>2</sup>	909.47 m <sup>2</sup>
収容人数	学生：96名 教職員：11名	学生：58名 教職員：9名
施設内容	セミナー室：4室	セミナー室 2室
利用実績	平成 16 年度：3,027 名 平成 17 年度：2,827 名	平成 16 年度：1,678 名 平成 17 年度：1,858 名
備考	昭和 61 年 12 月改築	昭和 49 年 12 月と 昭和 55 年 12 月 改築

施設名	鴨川セミナーハウス	富士見高原セミナーハウス
場所	千葉県鴨川市前原	長野県諏訪郡富士見町
敷地面積	2,955.00 m <sup>2</sup>	11,719.14 m <sup>2</sup>
建物面積	3,206.77 m <sup>2</sup>	2,611.64 m <sup>2</sup>
収容人数	学生：108名 教職員：8名	学生：64名 教職員：6名
施設内容	セミナー室：5室 セミナーホール：2室 多目的ルーム：1室	セミナー室：2室 セミナーホール：1室 多目的ルーム：1室
利用実績	平成 16 年度：4,550 名 平成 17 年度：5,550 名	平成 16 年度：1,743 名 平成 17 年度：2,195 名
備考	平成 16 年 8 月より利用開始	平成 16 年 8 月より利用開始

また、教職員専用の保養施設として箱根芦ノ湖の近くに温泉を引き込んだ「箱根保養所」があり、保養のほか教員の小規模な研究会、職員の研修に利用されている。

施設名	箱根保養所
場所	神奈川県足柄下郡箱根町
敷地面積	2,478.00 m <sup>2</sup>
建物面積	901.16 m <sup>2</sup>

収容人数	32名
施設内容	セミナー室：1室
利用実績	平成16年度：666名 平成17年度：657名
備考	昭和57年7月完成

冒頭でも述べたが、本学は昭和50年代から朝霞キャンパス、板倉キャンパスの開設、白山キャンパスおよび川越キャンパスの再開発の実施、教育研究環境の整備、充実を推進してきた。

本学は、高等教育機関としての役割と責任を果たすために学長の下で検討された「教学改革推進プログラム」と各学部・大学院の「中期計画・中期目標」等を踏まえ、4キャンパスの有効的活用について、法人において検討が進められている。

白山キャンパスにおいては、都心の中心にあるキャンパスの利便性を活かした教育研究の展開を図るために校地拡充を含めた整備の必要があるが、当面、白山第2キャンパスを含めた白山キャンパス全体の有効な利用計画の策定が必要である。

また昭和57年以前（旧建築基準適用）に建設された建物が点在している川越キャンパスおよび朝霞キャンパスについて、平成18（2006）年度に実施している詳細耐震診断結果に基づいて、建物の建替えもしくは耐震改修工事の計画策定が急務であり、キャンパスの特性を活かした有効的な利用を前提に整備・充実を図る。板倉キャンパスについては、75,000坪の土地の有効利用が課題である。

これらの課題については、4キャンパスの有効的活用計画が前提となることから、その検討結果を受け、具体的計画を策定していく。

## 2) 設備の状況

毎年、各学部・大学院等からの要求を各学部・大学院の教育研究方針を踏まえ利便性、経済性、耐久性等を精査し、机・椅子・書架等什器類、各種教育用機器および実習・実験用機器を調達、更新してきている。

また、大型で特殊な実験装置等は、文部科学省の私立大学等研究装置整備費、私立大学学術研究高度化推進事業等外部資金を積極的に利用し整備、充実を図っている。

私立大学等研究装置整備費において、平成15（2003）年度に研究装置（2件）・教育装置（1件）、平成16（2004）年度には研究装置（4件）・研究設備（3件）が、平成17（2005）年度においては、研究装置（3件）が採択され、学術研究の進展に対応した整備、充実を図っている。

情報機器等の整備状況は、4キャンパス合計で約2,000台のパソコンがPC教室・教員研究室、図書館などにも設置されており、外からパソコンを持ち込んで利用できる情報コンセント（主に教室内）を全キャンパスで2,300箇所用意し、授業、データ検索等に幅広く利用されている。

一方、近年教材をパソコンで作成し、その画面を提示して授業を行いたい（パワーポイ



ント等)との要望が多くなったことを受け、東洋大学統合マルチメディア学術情報通信システムと連結した教室のマルチメディア設備化(プロジェクター、スクリーン、プラズマディスプレイ等設置)を進めてきており、授業効果を高めるための整備を行ってきた。

これらの機器を導入する際は、積極的に補助金申請を行い、外部資金の導入を図っている。情報関連設備は情報機器の進歩が著しいことから、そのほとんどは、リース契約により導入し、ほぼ5年ごとに更新しており、利用者のニーズを勘案し、情報システム部が中心となりハード面、ソフト面の見直しを図っている。

教育・研究の目的に応じて機器備品を新規調達、更新を計画的に行っているが、実験系の学部・大学院の専門性の高い研究実験を行うための精度の高い機器や情報機器で耐用年数を残しながら利用されていない物件が多くなってきている。これらの管理と有効利用について、今後検討する。

### 3) 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

#### 【運営組織】

情報システムの企画・運営方針・評価に係る基本的事項を設定し、大学諸機関における業務の発展推進に資することを目的とする「情報システム委員会」を置いている。構成員は、委員長(理事長)、常務理事、学長、総務部長、経理部長、教務部長、情報システム部長、理事長が特に必要と認めて委嘱した者である。

情報システム委員会に、事務情報システム部会及び教研情報システム部会を置いている。

事務情報システム部会長は、情報システム委員会委員の中から理事長が任命し、部会員は、部会長の意見を聞いて、理事長が委嘱する。部会は、事務情報システム(図書館システム含む)の維持管理に関する事項、事務情報システムの整備向上に関する事項、情報システムによる諸事務の効率的・効果的推進に関する事項、次代の事務情報システムのあり方に関する事項等を検討する。

教研情報システム部会長は、情報システム委員会委員の中から理事長が任命し、部会員は、部会長の意見を聞いて、理事長が委嘱する。部会は、情報関係設備の整備計画に関する事項、ToyoNet 及び ToyoNet-ACE に関する事項、ホームページの整備に関する事項、e-ラーニング(電子教材作成含む)に関する事項、情報関係設備の活用に関する事項等を検討する。

本学の情報環境整備・運営は、事務システム・教育研究システムを統合した形で推進している。

#### 【ネットワーク整備状況】

白山キャンパス・白山第2キャンパス・朝霞キャンパス・川越キャンパス・板倉キャンパスの各キャンパス間を、教育研究系と事務系の2つの回線で接続している。教育研究系は、広域イーサネット(PoweredCOM、100Mbps)、事務系は広域イーサネット(e-VLAN、100Mbps)で接続しており、一方が不通となった場合は他方の回線をバックアップとして利用できるように冗長化を図っている。また、インターネットへは、白山キャンパスから SINET、川越キャンパスから OCN へ接続し、学外からのアクセスに関しても冗長化の構成としている。

各キャンパス内の建物間は、e-ラーニングなどの動画コンテンツの配信を可能とすべく

広帯域の回線で接続している。

各教室には（1箇所以上の）LAN コンセントを設置するとともに、校舎内の要所に無線 LAN アクセスポイントを設置し、ネットワーク利用環境の整備を図っている。また、教室内の LAN コンセント、無線 LAN アクセスポイントにはユーザー認証を導入し、セキュリティを強化している。

#### 【情報関係機器整備状況】

専任教員に対して 1 人 1 台のパソコンを貸与し、講義資料の作成等に利用している。

パソコンを設置する教室は、白山キャンパス 10 教室（553 台）、朝霞キャンパス 2 教室（150 台）、川越キャンパス 8 教室（550 台）、板倉キャンパス 4 教室（212 台）である。これらの教室では、授業で使用する以外の時間を開放し、学生の自学自習に利用している。なお、白山校舎では、2 教室の自習専用パソコン教室（93 台と 116 台）を設置している。

教室のマルチメディア機器として、プロジェクター、スクリーン、VTR デッキ、DVD デッキ、書画カメラを常設している。常設状況は、大学全体として 269 教室、率で 57%（白山キャンパス 147 教室 65%、朝霞キャンパス 40 教室 45%、川越キャンパス 48 教室 70%、板倉キャンパス 34 教室 48%）となっている。また、移動用の機器も整備し、授業の必要性に対応している。

また、平成 16（2004）年度から開始した 4 キャンパス間の相互履修制度を有効に活かすため、遠隔講義システムを導入している。映像・音声を相互に発信することにより、インタラクティブな授業を展開している。平成 17 年度では、週 2 コマの遠隔授業を実施し、白山及び板倉の授業を他キャンパスに配信した。さらに、高大連携として附属姫路高等学校に授業配信を行っている。

#### 【授業・学習支援システム】

授業支援システムとして「ToyoNet-ACE」を構築している。授業の講義予告、講義結果、講義資料のダウンロード、教員から学生への連絡、学生のレポート提出等の機能を有し、効果的な授業の実施に寄与している。

学習・学生生活の支援システムとして「Web 情報システム」を構築している。シラバスの公開、履修登録、教員のプロフィール紹介、休講情報提供、各種事務連絡、就職求人情報検索、野外寮予約等、学生の学習・学生生活を支援している。

ネットワーク整備、情報関係機器の整備状況は、現在の教育から求められているものは、ほぼ充足していると認識している。

しかし、白山キャンパスの学生数が他キャンパスに比べ多いことから、白山キャンパスの学生が自由に使えるパソコンの台数が他キャンパスに比べ少ない（パソコン 1 台あたりの学生数は、白山 23 人、朝霞 6 人、川越 8 人、板倉 11 人）ため、今後整備する必要があると考える。

また、これからの技術の進歩、授業実施の上で求められる新たな仕組み、機器の老朽化等に計画的に対応していく必要もある。

#### 4) 社会へ解放される施設・設備の整備状況

平成 15（2003）年 3 月に学祖の業績を讃え、白山キャンパスに井上円了記念館が完成し、

その中に「井上円了記念博物館」（延床面積：152.35 m<sup>2</sup>）を開設した。東洋大学の所蔵する歴史的な資料の展示と保存を目的としたもので、春秋2回の特別展をはじめ、通常展示も広く一般に公開している。この博物館は、文学部が中心となりその維持管理・運営を担当しているが東京都の博物館相当施設として認可され【平成17（2005）年12月】、学生の学芸員実習もこの博物館で行われている。その他、図書館の地域開放、広く一般に向けた公開講座等を教室等で開講、運動施設の開放等を通じて地域との連繫を図っている。

また、川越キャンパスでは、学外研究機関・企業等から委託された実験・試験等を学内実験施設・設備を活用し、その成果を社会に還元している。

以上のように、現状の施設・設備を活用して社会との文化交流も活発に行っている。今後も許される範囲で文化交流・社会貢献を推進していく方針である。

## 5) 記念施設・保存建物の保存、活用の状況

井上円了記念館には「井上円了ホール」（延床面積：820 m<sup>2</sup>）も併設している。

座席数は、1階600席 2階100席 スクリーンは300インチの大画面で、240インチ2面を同時投影に対応する高輝度プロジェクターも設置しており、大学または学部等主催の講演会・学生の研究発表会・市民公開講座等に利用している。また、同時通訳ブースが3ブースあり、外国人による講演会、国際的な学会・シンポジウムにも利用されている。

また、古き武蔵野の面影が残る川越キャンパスには、自然美を活かした「大越記念庭園」（初代工学部長の功績を称え命名）が整備されている。環境教育の一環として蛍の育成が行われ、近隣住民も含め夏の夜の清涼の場になっている。2つの記念施設も含め、管理を充実し、保全に努めたい。

なお、本学の建物は、昭和50年以降に建設されており、文化財的な保存すべき建物は所有していない。

### （キャンパス・アメニティ等）

#### 1) キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

現状のキャンパス・アメニティの形成・支援については、白山キャンパスを除く3キャンパスには、名称・組織は異なるが、学部長・大学院研究科委員長・事務部長と教職員で構成された「施設設備委員会」をそれぞれに設置し、キャンパスの立地条件、自然環境、教育研究体制を踏まえ、検討を行っている。

白山キャンパスについては、平成元（1989）年から始まった「白山再開発」は、法人と教学で組織された「白山再開発事業委員会」で検討され、平成17（2005）年3月の「6号館」完成を以って一定の役割を終え、解散した。その後は、こうした組織は発足していないが、学長を中心とした教学組織からの要望を受け、その実現に向け、鋭意努力している。

また、学生生活上の環境問題については、学生部長のもとに構成されている「学生生活委員会」で協議され、4キャンパス共通課題と各キャンパスの課題を整理し、対応している。

本学の4キャンパスの有効利用についての検討に関連している事項であることから、その検討結果を踏まえ、学生が有意義な生活が維持できるよう具体的な方策を立案する。

## 2) 「学生のための生活の場」の整備状況

全キャンパスとも自然環境・立地条件等を考慮し、学部の学生数、教育方針に対応して、勉学、課外活動、食事、憩いなど様々なステージを考慮し、学生が1日キャンパス内で快適に過ごせるように充実を図っている。

白山キャンパスは、狭隘な校地に近代的で機能的に建物を配置し、その空間を巧みに利用し、快適なキャンパスライフを過ごせるようにキャンパス・アメニティを確保している。

川越キャンパスは、開設当時の校舎等の建て替え工事が平成15(2003)年3月に完了し、五角棟の図書館メディアセンターを中心に武蔵野の面影を活かした自然と調和したキャンパスを構成している。

朝霞キャンパスは、既存の建物を改修または改装するとともに設備面ではエレベーターの増設、車椅子用リフターの新設等、バリアフリー化を推進し、福祉系キャンパスに相応しいキャンパスに様変わりしている。

板倉キャンパスは、念願であったグラウンド整備を行い、学生の憩いの場としての利用にも供している。また、交通の便が悪いことから車での通学にできるだけ対応できるよう学生用駐車場の拡張を行った。

以上のように各キャンパスの特徴を重視し、基本的なアメニティの整備は実現できているが、個性的な学生も増加し、時代とともに変化してくるだろう学生のキャンパスライフの態様に対応し、学生の満足度がさらに高まるよう継続的に充実を図っていく。

## 3) 緑化の状況

白山キャンパスは、広大な校地を持つ他キャンパスと違い、狭いキャンパスの中に高層建物を機能的に配置し、学生が1日キャンパスで快適に過ごせるよう、限られたスペースではあるがキャンパス緑化に努めている。正門エントランスには学祖井上円了の功績を称え「雨水の森」を創造した。楠木をメインにつつじを植栽し、その中央に小川と噴水を設え、地域にも癒しの空間を提供していることから平成14(2002)年に文京区から「都市景観賞」を受賞した。

平成17(2005)年3月に完成した6号館の屋上には、草花を植栽し、学生の憩いの広場として提供している。この6号館は約42%緑化しており、都市部におけるヒートアイランド現象緩和に大きく貢献したことで平成18(2006)年6月に東京都より「環境賞知事賞」を受賞した。

川越キャンパスは、約10万坪の敷地の中に、武蔵野の面影を残す雑木林がキャンパス全体に広がっており、いたる所で樹下に憩える場があり、学生・教職員に限らず、学内を散策する近隣住民の目も和ませている。前述したが大越記念庭園があり、環境教育の一環として蛍の育成が行われ夏の夜の清涼の場になっている。

朝霞キャンパスにおいては、開設以来キャンパス内の各所に芝地の整備及び植栽等を行い、それらの樹木も大きく育ち緑豊かなキャンパスとなっている。特に「憩いの広場」においては、芝生の上で憩う学生の姿が多く見受けられる。憩いの広場には屋外ステージも設置され、各種催物にも利用されている。また、学生が昼食や軽食を取りながら歓談等で

きるよう、広場には丸テーブル（約 200 席）やベンチが配置されている。また、建物内には観葉植物を配し、環境整備に努めている。

板倉キャンパスは、荒涼とした土地を開発した経緯もあり、樹木が 1 本もない状況から年次的に樹木の植栽および芝生の育成に努め、緑豊かなキャンパスに変わりつつある。

各キャンパスとも地球温暖化問題に対応した植栽を推進するとともに、現存の樹木の維持管理に努めていく。

#### 4) 喫煙について

平成 15（2003）年 5 月に健康増進法が施行されて以来、「学生生活委員会」において検討され、煙草自動販売機の撤去、校舎内での喫煙は禁止するとともに、「喫煙ゾーン」を設けるなど各キャンパスで喫煙に対する対策が採られてきている。しかしながら、その措置は完全に徹底されているとは言い難いのが現状である。また、近隣住民からは「たばこのポイ捨て」等喫煙マナーに対しての苦情があり、通学路に「ポイ捨て禁止」の看板を設置するなど対策を講じている。

今後も「喫煙ゾーン」利用、「たばこのポイ捨て」等喫煙マナーの徹底化を図り、学内環境の美化に努めていく。

#### 5) 食堂・売店について

キャンパスライフにおいて、学生の学生食堂の満足度は重要な要素であることから、各キャンパスとも座席数の増設、調理室（厨房）の充実を図ってきた。

特に白山キャンパスを除く 3 キャンパスは、商業地域と離れており、キャンパス内での食事が中心となることから、学生数に対応した座席数の確保に努めた。

白山キャンパス（総座席数：1,964 席）では、白山一貫教育に伴い、平成 17（2005）年 4 月に 6 号館に 1,200 席を確保した学生食堂をオープンさせ、5 箇所ですべりできるようになった。

特に 6 号館食堂は、多種多様な要望に応える為に従前のカフェテリア方式の店舗に加え、7 つの専門店を開設し、それぞれの専門店に対応した厨房施設を設備した。併せて軽食と日用雑貨を取り扱う「コンビニエンスストア」も併設した。

川越キャンパス（764 席）も厨房施設の改修工事および席数の増設を行い、食事環境の整備を行った。

朝霞キャンパス（468 席）は、ライフデザイン学部開設に合わせ、既存の調理室の改修と予測する学生総数に基づいて座席数の増設を行った。

板倉キャンパス（836 席）については、近隣に食堂施設がないことから和食系・洋食系・ファーストフードの 3 つの施設を配置し、学生からの要望に対応した。

また、日用品並びに教科書の販売を目的に各キャンパスに売店を設置している。

各キャンパスの食堂の整備状況は以下のとおりである。

キャンパス	施設	客席面積 (㎡)	座席数	厨房面積 (㎡)
白山	食堂-1 (2号館)	70.30	100	35.90
	食堂-2 (3号館)	442.50	314	140.45
	食堂-3 (4号館)	472.22	256	132.56
	食堂-4 (6号館)	2,450.00	1,202	589.69
	ファーストフード	128.27	94	30.19
	売店 (書店)	31.80	—	—
	売店 (書店+日用雑貨)	156.88	—	—
	コンビニエンスストア	100.81	—	—
川越	学生ホール食堂	720.81	493	380.55
	福利厚生棟食堂	285.08	271	92.12
	売店 (日用雑貨)	90.76	—	—
	売店 (書店+日用雑貨)	193.05	—	—
朝霞	食堂	678.48	468	184.00
	売店 (書店+日用雑貨)	124.65	—	—
板倉	第1食堂	731.04	592	113.06
	第2食堂	223.41	200	58.23
	ファーストフード	86.40	44	22.53
	売店 (書店+日用雑貨)	113.81	—	—

食堂については、入学時には、一時的な混乱が見られるが、通常時にはスムーズに回転していることから現状の座席数で問題がないものと思われる。

なお、厨房設備・機器については、料理に対応した設備の改善、衛生面からも瞬時に対応し、事故のないように今後も努めていく。

売店についても、4月の教科書販売時に一時的な混乱があるが、総じて対応できていることと思われる。

## 6) 駐輪場・駐車場

白山キャンパスでは自動車・オートバイ・自転車の通学は原則禁止しているが、特に第2部学生が在学していることから通学に支障があるなどやむを得ない理由がある学生にはオートバイ・自転車の通学を許可し、学生用駐輪場 (オートバイ約100台・自転車約190台) に誘導、駐車させている。なお、自動車通学は障害学生を除き許可していない。

川越キャンパスは、夜遅くまで実験等を行っている学生への便宜を図るため、許可制で利用できる駐車場 (約300台)、自転車駐輪場 (約400台)・オートバイ駐輪場 (約200台) を整備し、秩序化を図っている。

朝霞キャンパスは、自転車通学のみ認めており、約550台収容できる駐輪場がある。

板倉キャンパスは、他のキャンパスとは違い交通機関の便が悪く、自動車通学者が多いことから、約 400 台収容の学生用駐車場と 200 台収容の駐輪場（オートバイ含む）を設置し、対応している。

一般住宅と商業地域と隣接している白山キャンパスでは、駐輪場を設け対応しているが、一時的に自転車・オートバイで来た学生の路上駐車（迷惑駐車）が多くなり、警備員を定期的に巡回し、指導を行い近隣住民・商店街に迷惑をかけないように努めているが、減少しているが皆無とはいえない。

一般住宅から離れている他のキャンパスでは、最寄り駅とキャンパスとが離れていることや最終電車の時間が早く、自動車通学者が年々増加しており、収容できない状況である。

こうしたことから、駐車場・駐輪場スペースの確保が当面の課題である。

また、自転車・オートバイをキャンパス内に乗り捨てて卒業していく者もあり、放置自転車等の処理も課題のひとつである。

## 7) 課外活動施設について

課外活動は、学生自らが個性豊かな人格形成をするうえで重要な役割を持っており、そのための施設を各キャンパスに配している。

白山キャンパスには、アリーナ（バレーボール・バスケットボール・レスリング）、サブアリーナ（柔道・剣道）、アーチェリー場といった施設を収容する体育館（2,022.93 m<sup>2</sup>）があり、正課授業と課外活動の共用施設として利用している。音楽関係施設（12 室）と各サークル部室（137 室）並びに学生用会議室を配備した 4 号館（学生厚生棟）があり、学生間の交流の場として提供している。これらの施設は、第 2 部学生にも開放されており、時間帯を分けて利用している。

川越キャンパスには、工学部学生が主として利用する体育館【第 1 体育館（球技用）：1537.60 m<sup>2</sup>】、【第 2 体育館（柔道・剣道）：494.40 m<sup>2</sup>】、音楽練習場（2 室）、学生部室（55 室）がある。その他の施設としてテニスコート、弓道場、多目的グラウンドもあり、一般学生にも開放され、体育実技授業と共用する形で運営されている。また、川越キャンパスには運動部専用の硬式野球場・陸上競技場・ラグビー場とこれらの運動部合宿所（3 棟総面積：5,155.82 m<sup>2</sup>／部屋数：111 室）が配備され、活発な活動が展開されている。

朝霞キャンパスには、アリーナ（バレーボール・バスケットボール・バドミントン）・ボクシング場・柔道場・剣道場・レスリング場・卓球場、トレッドミル等トレーニング機器を備えたトレーニングルーム等の施設・設備を備えた総合体育館（7279.24 m<sup>2</sup>）とテニスコート・ゴルフ練習場・弓道場・アーチェリー場と多目的グラウンドが配備され、正課授業（文系学部授業も含む）と共用する形で運営されている。また、朝霞キャンパスには音楽系サークルの練習場もあり、文系 5 学部の学生課外活動の中心の場となっている。これらのサークルの拠点となる「コミュニティセンター」には多目的ホール・音楽練習場（6 室）と部室（54 室）を収容している。

板倉キャンパスには、開設当初から運動施設の要望が出され、平成 15 年度に校地の整備を行い、サッカー場（サッカー部専用：12,600 m<sup>2</sup>）と授業と共用で使用するテニスコート（2,100 m<sup>2</sup>）・多目的グラウンド（8,100 m<sup>2</sup>）を人工芝仕様で、また陸上競技場（クレー

仕様：15,302 m<sup>2</sup>）も同時に敷設し、体育館（1,397.1 m<sup>2</sup>）ともども一般学生の健康管理の場として提供した。そのほかにサークル部室棟（25 室）がある。

全キャンパスとも一部の専用グラウンド・施設を除き、正課授業と併用する形で運営しているのが現状であるが、近年に建設した白山および板倉キャンパス以外の施設は、経年劣化、老朽化が進み、学生部と協議し、年次的に改装・改修していく計画である。

## 8) 大学周辺の「環境」への配慮の状況

川越・朝霞・板倉キャンパスは、一般住宅地域と離れた場所にあり、「住環境」に対しての苦情は、あまりない。これら 3 つのキャンパスでは、市役所・町役場と周辺環境への配慮や大学との連携等について、年 1～2 回協議し、対応している。

一方白山キャンパスは、住宅地域と商業地域が密接しており、「住環境」には十分な配慮を行っている。特にキャンパスの近隣住民とは、白山再開発工事の際に発足した「住民協議会」を年 1 回開催し、苦情処理および改善を図ってきた。また、町内会を通じて大学の近況を報告し、理解を求めている。

白山キャンパスでは、「たばこのポイ捨て」「不法駐車」、また深夜の帰宅時の学生の話し声大きいことで苦情があり、学生動線に警備員を配置し、大学周辺の住民対応を行っている。今後も継続して近隣住民の「住環境」の維持、改善に努めていく。

### （利用上の配慮）

#### 1) 施設・設備面における障害者への配慮

各キャンパスとも近年に建設した建物が多く、基本的なバリアフリー対策を講じているが、川越キャンパスの一部の実験棟および古い建物については未整備の状況である。

未整備な施設については、動線を考慮しながら年次的に整備していく計画である。

以下は各キャンパスの取組状況である。

##### ・白山キャンパス

バリアフリー対策としてスロープを設置し段差を無くすなど平面移動を可能とし、正門から校舎までのアクセスを容易にしている。また、1 号館～6 号館の全校舎にエレベーターを設置し、垂直移動が可能となるよう配慮しており、各館エレベーター 1 基には音声案内があり、押しボタンパネルには点字シールを貼付し、点字ブロックも各所に設置し視覚障害者に配慮している。

なお、ほとんどの建物の 1 階には多目的トイレを設置し車椅子等の使用に配慮している。このほか、視覚障害者用として各教室入口には教室番号が分かるよう点字番号表を貼付し、専用パソコンと点字用プリンター等を設置している。

##### ・川越キャンパス

バリアフリー化は、大部分の建物・施設には設置、改修したが、実験棟や古い講義棟などにおいてはエレベーターや身障者トイレが未整備であり、優先順位をつけて、年次的に整備していく計画である。

##### ・朝霞キャンパス

朝霞キャンパスでは、平成 17(2005) 年 4 月のライフデザイン学部開設に備え、学内の



バリアフリー化を目指し工事を実施した。具体的には講義棟・情報実習棟に新たに車椅子利用者等に配慮したエレベーターを設置、建物内の段差部分に車椅子用リフターを2箇所新設、建物内外の段差部分にスロープを新設、教室には教壇のスロープ及び車椅子用教卓を設置し食堂内においても車椅子利用者用の席を新たに設けた。

また、学外者等に対しては、キャンパスのサインシステムを整備し、目的とする場所への到達が容易となるよう利用形態エリア毎に表示色を分け、更に視覚障害者に対しては点字表示並びに外国人向けには施設名に英語表記を行うなど配慮している。

#### ・板倉キャンパス

板倉キャンパスは開校時の平成9(1997)年から身障者対応エレベーター、スロープ、教室座席スペース(中・大教室)、階段・トイレ手摺り、車椅子用トイレ、通路バリアフリー(段差なし)などの身障者対応施設は整備されている。平成15(2003)年に身障者専用(2台分)の駐車場を整備した。

## 2) 各施設の利用時間に対する配慮

各キャンパスにおいては設置学部・大学院の形態や特色により、また交通機関の運行時間等も考慮し、入構時間が設定されている。これは、近隣住民の住環境に配慮するとともに学内の安全確保の観点から、今後も定められた利用時間を継続していく。

なお、実験系の学部では、指導教員から「入構時間外申請書」を提出させ、利用時間の延長を許可している。

## 3) キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

白山での一貫教育が実施されることとなり、各キャンパスとも大学入学から大学院修了まで同一キャンパスで完結できるようになり、キャンパス間の移動問題は解消した。

なお、各キャンパス間での資料・書籍の配送は、循環便(毎日1便)にて対応している。

### (組織・管理体制)

#### 1) 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

各キャンパス及び附属高等学校も含めて、管財部が中心となり、各キャンパスを統括し、施設設備の維持管理を行っている。

また、各キャンパスとも建物等の施設・設備は、外部業者に委託し、重要な機器備品は保守契約を締結して修理修繕も含めて管理している。

具体的な体制と方法の現状は、以下のとおりである。

##### ①維持管理の責任体制について

本学の施設設備の維持管理は「学校法人東洋大学経理規程」及び「学校法人東洋大学固定資産管理規程」に基づいて行っている。施設設備の維持管理体制は、管財部(土地・建物等を管財課、機器備品等は用度課)が主管部となり、白山キャンパスと他の3キャンパスを統括し、各キャンパスの総務課、事務課がその管理に当たっている。

また、責任体制は、主管部長である管財部長が全学管理責任者となり、各キャンパスの事務部長にそれぞれの施設設備の管理を委嘱している。

なお、白山キャンパスを除くキャンパスには学部のもとに「施設委員会」が、薬品等危険物を取り扱う学部には「安全委員会」が設置されており、これらの委員会と連携を密にして維持管理に努めている。

職員はいずれも専門職ではないため、各キャンパスで資産の調達から維持管理、処分に至るまで各場面でのコスト、方法等の妥当性等については設計事務所、メーカー等専門家の意見を参考にするなどして維持管理を判断している。

管財業務のシステム化にあたり、経理規程および固定資産管理規程を準拠し、取扱要領の見直しを行い、管財業務を整備してきたが、建物新築時に導入された設備、また情報機器に見られるように新製品が次から次へと設置され、会計処理並びに耐用年数の設定等が複雑になってきている。このため、各キャンパスで異なる判断による会計処理を含め維持管理が行われていることが発生しているため、全キャンパス統一の処理基準を設定することが急務である。平成 19 年 4 月を目処に担当者による研修会、打合せ等を継続的に実施し、規程・取扱要領等の改正作業を行っている。

## ②維持管理方法について

各キャンパスともに建物等各施設・設備の運転やメンテナンス、営繕の実務部分は日常常駐管理として、また定期保守や各種法令に従って行う業務、また選任技術者も常駐管理保守員から選任するなど外部業者に委託している。

各キャンパスの委託状況は、一業者に法令で定められた日常的維持管理業務を委託し、定期的保守また各種法令で定められた業務についてはそれぞれの地域性もあり、約 10～30 社と契約している。年間スケジュールの遵守と報告を義務付け、遺漏のないよう定期的にチェックと打合せを行ない、万全を期している。

また、必要とされる機器備品に対しては、保守契約により万全の体制をとっている。

施設設備の使用者全員が責任をもって使用することが維持管理上は不可欠であるので、教職員、学生も含めた使用者全体が施設設備を正しく、かつ大切に利用するという意識を持てるよう、今後も引き続き喚起していく。

なお、施設設備および機器備品等の管財用度の固定資産データ登録や内容の管理、保守や修繕記録の管理は、本学独自で開発した「管財・用度システム」で行っている。

外部委託については、双方の慣れによる甘さ等が出ないように、委託先業者への監督や指示において注意するとともに、専門知識と日常取り扱う施設設備の内容全般両面の習熟度を上げるべく、今後も日常業務の中からスキルアップを図っていきたい。

各種設備保守、警備、清掃などで延べ 30 社以上に外部委託しているが、今後は基幹的なものを統合するとともに指揮命令系統を明確にして円滑な管理ができるよう、順次整理、改善していくことを検討している。

また、修繕・更新等は、委託業者、施設設備の使用者である各部課室からの報告や修理申請などを基に行っている。その内容（各種点検結果・データの報告・専門的見地からの助言等）を分析・検証・検討し、修繕や日常管理方法等の指示を行うとともに、保守・修繕・更新の計画立案を行っているため今後も継続していく。

機器備品については、定期的な現物照合（棚卸）を行い、現物の管理を行うとともに、使用者・管理者の意識を常に持たせることが必要である。このため、平成 18（2006）年

度に多種多様な実験機器を備えている川越キャンパスで実験的に現物照合（棚卸）を実施し、平成 19 年度には他のキャンパスも実施する。今回は高度で精密で精度の高い実験機器を設置したため耐用年数を残しているが、現在使用していない実験機器・情報機器等の取扱について検証し、平成 20 年 4 月を目処に現実に合った 4 キャンパス共通の方針、基準設定を策定し、管財関係業務システムに反映していきたい。

保守・修繕等の対応は、経年劣化・汚破損の発生時、あるいは報告後に動くことが多いが、今後も計画的に行うために「管財・用度システム」を活用し、より良い教育研究環境作りに努める。

## 2) 施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

### ①衛生管理について

衛生管理として、省エネルギー法の改正、給排水や空気環境など各種法令に基づいてボイラー関係をはじめとする安全を要する施設の衛生管理は、各キャンパスともに保守業者に委託している。

契約内容に準じて年間計画を立て、報告に基づいて法令に遵守しているかどうかをチェック・確認し、安全と衛生を一体管理している。

また、日常の管理と不測の事態に備え、365 日 24 時間体制で管理保守員を配置し、同じく 24 時間体制の警備機関（委託業者）と連携をとりながら、迅速に対応している。

清掃については、1 キャンパス 1 業者を原則に委託し、キャンパス全体の状況把握が図られるためトイレも含め衛生面・美観面も常に効率よく細やかな管理が行われている。

環境問題については、川越キャンパスで見られるような「Clean&Green」キャンペーンをはじめとして各キャンパスで展開されている。そのため 不法な看板、掲示物がなくなり、校舎内禁煙も励行されるようになってきている。地球温暖化防止に対応して冷暖房の節電（クールビズ、ウォームビズの奨励）、未使用教室等の消灯等照明の間引き、ゴミの分別を奨励し、学内環境の美化を積極的に推進している。

今後、ますます環境に関する取り組みが社会的にも要求されてくることが予想される。それに対応するためにも、現在本学が取り組んでいるものについては、それを徹底させ、もう一步進めて行きたい。今後も学生のボランティア活動も含めて学生と教職員で構成する組織を立ち上げ学内および近隣地域のクリーンキャンペーンを推進していきたい。

環境に関して深い理解を持った学生を世に送り出すのも大学の使命となるであろう。さらに進んで、「環境教育」をどのように施して行くかが今後の課題であると考えている。

### ②防火・防災および危機管理への取り組み

全学的な防災・危機管理の運営体制として理事長を中心とした「総合防災対策委員会」が設置されている。有事・不測の事態が発生した場合、白山キャンパスに緊急対策本部を設置するとともに各キャンパスに現地対策本部と実働組織（自衛消防隊）が編成され、火災・地震時に対応することとしている。

その内容や緊急連絡網等をまとめた「危機管理・防災手帳」を作成し、全教職員に配布して、危機管理体制全般、各種防災ポイントを中心に組織としてまた各個人の役割をわかりやすく示している。

なお、夜間を含め、本学に常駐を委託している保守業者及び警備業者と「緊急対策マニュアル」を作成し、管財部門との連絡を密にして安全確保に努めている。

その他、各キャンパスに対応した防災マニュアルの作成、学生も参加する消防訓練、消火機器取扱の訓練等の啓蒙運動を展開している。また、新入職員に対しては研修期間中に、勤続5年を経過した職員に対しても消防署で行われている防災体験学習に参加させ、防火防災についての意識向上に努めている。

また、白山キャンパスは、6号館及び第2キャンパスが開設され、防災・防火の範囲が広がったことから自衛消防体制を見直し、各号館に事務部長を防火防災責任者として配置し、迅速に対応できるよう改善を図るとともに防火管理者講習会への参加を推進している。

その他に薬品等を取り扱う工学部・生命科学部では薬品の使用状況を含めた管理を「安全委員会」のもとで管理させている。

なお、災害に備えた備蓄物品は、各キャンパスに食料・水を中心に備えている。

幸いにも大きな自然災害、火災を経験していないが、授業時間中に地震が起こり、交通機関が停止された場合の帰宅困難者の対策、誘導方法等被災後の対応等に、多くの課題が残っている。

また、川越キャンパスは、川越市の指定避難施設に指定されていることから近隣住民の対応も視野に入れた地方自治体と一体の救済活動を行う必要がある。

## 2. 学部における施設・設備等

### 一. 文学部

施設・設備等について、本学では大学として整備していることから、共通項目は大学全体の項を参照されたい。ここでは学部独自の施設・設備等の状況について記述する。

#### (施設・設備等の整備)

文学部がその特徴とする施設は、各学科がもつ共同研究室である。この共同研究室は、通常、日常的にTAが在席しており、学生の質問への対応や、同研究室に設置する図書の管理等にもあたっている。そのため、文学部の教育を行う最前線ともいえる。

学生は、専門性の高い図書などをここで閲覧することができると同時に、学習の方法や疑問点などをTAに聞くことができる。学科の教育の最前線であると同時に、学生・教員間のコミュニケーションの場でもある。文学部には、独自の情報機器を備えた文学部情報室や、教職資格の相談等に応じる教職資料室がある。また、文学部として、小会議室を設けており、各種研究会など非常に利用率が高い。諸施設の設置状況は、ほぼ良好といえる。文学部がこのような特色をもつ施設を備えたのは、平成17年度からの白山一貫教育のために新校舎(6号館)を建設したことにより、一つの建物の中に、文学部専用の諸研究室や教室を配置できたことの、教育上の効果が大きい。

各個人研究室には、教育研究用の PC が配置され共同研究室にも設置されている。情報教育のための文学部情報室には、文学部独自の情報機器が備えられており、図書館司書等の資格科目で使用される。各学科は多くの図書を所蔵していたが、新校舎移転の際、新校舎の文学部研究室等に収納しきれなく、現在朝霞キャンパスの使用していない教室を保管庫として保管している。これを白山キャンパスに移して閲覧するには、現状の共同研究室では不可能であり、早急に書庫等のスペースを確保する必要がある。

文学部が、維持・運営に関わる施設に、「井上円了記念博物館」がある。これは東洋大学の所蔵する歴史的な資料の展示と保存を目的としたもので、秋春二回の特別展をはじめ、通常展示も一般に公開されている。この博物館は、東京都の博物館相当施設として認可され（平成 17 年 12 月）、学芸員実習の受け入れも可能である。ただし、展示面積が限られており、現状では、多数の実習員の受け入れはできない。

上記文学部諸施設のあり方は、所蔵図書保管のためのスペースを除いては、ほぼ妥当なものとする。

文学部特有の情報施設として、文学部情報室がある。文学部情報室は、通常は教室として使用せず文学部所蔵文献のデータベース化の作業に用いられているが、図書館司書資格関連の情報科目の実習室としても用いられており、今後の利用度が期待される。各学科の共同研究室は、各学科によって管理されており、長期の休暇中にも日を定めて開室している。学生の学習上、有効であると考えている。

## 二．経済学部

施設・設備等について、本学では大学として整備していることから、共通項目は大学全体の項を参照されたい。ここでは学部独自の施設・設備等の状況について記述する。

### （施設・設備等の整備）

経済学部では、中期目標・中期計画の「e-learning」を推進するための「E-スタジオ」と教員の交流及び資料作成作業の場としての資料室、会議及び研究会を開くための会議室を設けている。

「E-スタジオ」には PC、ビデオカメラ、編集機器を備え、経済学部ホームページの更新作業、教員業績の公開、「e-learning」のための教材作成を行っており、その成果はホームページに掲載している。

会議室は、学部内各種委員会、研究会以外に経済学基礎演習科目のオフィス・アワー実施のためのスペースとして使用している。また、授業評価アンケートの集計、分析が容易になるよう、PC とマークシートを読み取るスキャナーを配置し、授業改善等に利用していく予定である。

資料室は、打合せ可能なスペースと PC、コピー機、リソグラフ、カラーレーザープリンター、スキャナーを配備し、教材、研究会資料、推薦合格者向けのニュース・レター等の作成の場として利用されている。

E-スタジオ、会議室、資料室の管理、運用に関しては、研究室事務室職員が、学部共通の委員会、会議を優先として貸し出しを行っており、効率的に利用されている。

学部共有の PC 関連の機器の更新等については、学部内情報委員会の意見を聞き、その他の機器備品については、執行部と協議の上管理整備を行っている。

### 三. 経営学部

施設・設備等について、本学では大学として整備していることから、共通項目は大学全体の項を参照されたい。ここでは学部独自の施設・設備等の状況について記述する。

#### (施設・設備等の整備)

経営学部が教育上使用している施設は、学科ごとに整備された基礎実習準備室(2号館)と資格試験を目指すための学習施設として会計特別研究室(5号館)がある。

研究施設としては、全教員に個室の研究室が配分されているほか、2号館12階に共同資料室が配置されている。各研究室にはネットワーク機能を持ったPCが設置されているほか、共同資料室にはネットワークPCが2台、高速のネットワークプリンタが2台、ドキュメントスキャナ、フラットスキャナ、コピー機、FAX機、大型シュレッダーが設置され、教育、研究の重要な設備となっている。学内からは図書館の各種データベースにアクセスすることができ、大きな研究支援となっている。

また学内での授業、合宿授業などで使用できる機器として、プロジェクター2台、携帯型スクリーン2台、ノート型PC10台、複合型プリンター1台、デジタルビデオカメラ1台、デジタルカメラ1台があり、積極的に活用している。

### 四. 法学部

施設・設備等について、本学では大学として整備していることから、共通項目は大学全体の項を参照されたい。ここでは学部独自の施設・設備等の状況について記述する。

#### (施設・設備等の整備)

法学部では、教育効果を高めることに配慮して、研究指導棟の14階に学習指導室1室・15階に特別選抜クラス学習指導室1室を開設している。学習指導室は、65.40㎡の広さがあり長机14基、椅子30脚、書架4基そして学習指導のためにパソコン5台を設置している。特別選抜クラス学習指導室は、65.40㎡の広さがあり、図書・資料用ロッカー3基、黒板1基、机13基、椅子30脚を設置している。学習指導のために常時TA(ティーチングアシスタント)が配置されれば、学生の利用状況は更にアップすることが予想される。これは人材の確保と予算も含めて、今後の検討課題でもある。法学部資料室は研究指導棟の13階に1室(65.40㎡の広さ)あり、学部共用図書・雑誌および大学紀要などを閲覧するこ

とができる。また、パソコン3台、プリンターおよびスキャナー各1台、そして複数のPCソフトも設置しており、研究の用に供している。これら3室の管理責任者は法学部長であり、具体的には機器・備品の維持・管理については、学部内の各委員会が対応している。

なお、教員の研究室は、白山キャンパスに1専任教員1研究室が確保されており、PCが各1台設置されて、ネットワークに接続する環境が整備されている。このPCはリース契約に基づくもので、最新のOSへ定期的に更新されている。判例検索については希望教員に対してパスワードが付与され、ニーズに対応している。

## 五. 社会学部

施設・設備等について、本学では大学として整備していることから、共通項目は大学全体の項を参照されたい。ここでは学部独自の施設・設備等の状況について記述する。

### (施設・設備等の整備)

社会学部は、教育理念・目的として実習教育に力を入れており、社会調査室、社会福祉実習室、社会学部情報実習室、メディアコミュニケーション実習室、社会心理学実験室をもっている。

社会調査室と社会学部情報実習室には、「社会調査および実習」に不可欠な統計的データ処理を実施するために、SPSSなどの統計処理用ソフトウェアを備えたパソコンが配置されている。

メディアコミュニケーション実習室は、最新の業務用デジタル放送機器を備えた本格的な映像スタジオとなっている。メディアコミュニケーション学科の実習科目や演習科目では、この実習室を利用して、学生たちが、ドキュメンタリー、ドラマ、CFなどの作品制作を体験することができる。実習室は、放送用デジタル録画・録音装置、サウンドミキサー、ビデオスイッチャー、ビデオ編集機、映像モニター等を配備した調整室と、業務用デジタルビデオカメラ、マイクロフォン、照明器具、現物投影機等を配備したスタジオから構成されている。調整室とスタジオとの間でインカムと呼ばれるヘッドセットでスタッフが連絡をとりながら作品を制作していく方法は一般の放送局と同じで、実際の現場での作品作りが体験できる。また、クロマキーと呼ばれる画像合成やさまざまな特殊効果も容易にでき、編集作業もパソコンを使ったデジタル編集のため、作品をインターネット放送として送信することも可能である。更に、実習室には持ち運び可能なデジタルビデオカメラが数台あり、野外ロケによる作品制作をすることもできる。

社会心理学実習室は、心理学において重要な研究方法である実験を実際に行うために、実験実習の講義等で利用されている。社会心理学実験室には、備品として、パソコン5台、ビデオレコーダー2台、アイマークレコーダー(視線の追跡、記録)、タキストスコープ(視覚刺激の瞬間提示など)、MDレコーダー5台、ビデオカメラ(取り付け)2台、そのカメラのリモート操作機器と録画機器、プリンター等がある。

社会福祉実習室では、学生の社会福祉援助技術現場実習を支援するために個別相談等を

行える対話スペース、実習先についての情報を得るための共用スペース等が確保されている。また実習に必要な専門書、国家試験対策用の図書などが整備されている。

また、社会学部では、情報リテラシー教育を重視し、「情報探索法および実習」「統計情報処理および実習」「ウェブ情報処理および実習」「マルチメディア情報処理および実習」等の情報関係科目を設置している。その教育効果を高めるために、情報関係機器および書籍を社会学部情報実習室に配置した。配置されている機器は、現状では20台のパーソナル・コンピュータ、2台のフラットベッド・スキャナ、3台のプリンターなどであり、サーバーで管理している。ソフトとしては、画像処理・統計計算・マルチメディア制作・プレゼンテーション関係のものを揃えている。

これらの機器・ソフトは、必要に応じて更新する必要がある。また、授業・演習の時間に活用する他、それ以外の時間において学生がそれらを自主的に利用できるようにすることが望ましい。これらを実現するため、社会学部情報化推進委員会内に、実習室担当者を置き、利用規程の作成、消耗品の管理、ソフトのインストールを行っている。月曜～木曜には、専門的知識を有するアルバイトを配置し、11:00～19:00の時間帯であれば、学生は自由に機器・ソフトを使用することができる。

以上の工夫・努力の結果、実習室および機器・ソフトの確保・利用に関しては、かなり高い水準を有していると考えられる。しかし、ソフトの更新などは現状では教員が無償で行っており、負担が大きい。また、20台のパーソナル・コンピュータの内、6台はすでに古い機種となっており、早急な更新が望まれる。さらに、実習室の利用可能時間の延長に関する希望も強く、これに応える努力も必要である。これらの課題を解決するためには、機器の購入や専任の実習室担当者の配置を可能とする、予算面での手当てが不可欠である

## 六. 工学部

施設・設備等について、本学では大学として整備していることから、共通項目は大学全体の項を参照されたい。ここでは学部独自の施設・設備等の状況について記述する。

### (施設・設備等の整備)

工学部の理念や教育目標に見合った活動を行うために十分な施設・設備を整えることが整備目標である。

工学部全教員への理想キャンパス像に関するアンケート調査と現状の施設・設備配置の分析を踏まえて、川越キャンパスにおける施設・設備整備の在るべき姿を「キャンパスリニューアルマスタープラン」として平成13(2001)年10月にまとめた。

施設委員会においては、平成10(1998)年9月の「川越キャンパスの建物・工作物に対する安全点検実施報告書」に基づいて、新耐震構造基準が昭和56(1981)年に定められる前の旧耐震構造基準によって建設された建物の問題点を解消すべく検討を進めていた。



その成果が、キャンパスリニューアルの基本方針としてこのプランに盛り込まれている。

これを踏まえて、工学部における教育・研究機能の向上を図るために、旧1号館、旧図書館、講義棟などの建物が解体され、平成13(2001)年度には第1期工事として情報教育機能を備えた図書館・メディアセンターおよび新1号館が完成した。続く平成14(2002)年度には第2期工事として新2号館の完成を見るに至った。

これらの新築建物内に配置された教室にあつては、教育効果を高める視聴覚設備が整備され、多様なメディアを活用した魅力的な講義を実現できる環境が整えられている。また、新耐震構造基準によって建設された各学科の実験施設やバイオ・ナノエレクトロニクス研究センターの建物については、教育・研究上の新たな必要性に応じて、充実・更新を実現できる体制が整えられている。

第1期および第2期の工事完了を踏まえ、平成15(2003)年度には施設・設備に関わる未達成課題を集約した「川越キャンパス第3期工事計画案」をまとめた。耐震性に問題のある建物の改築、および平成17(2005)年度に設置予定であった新学科(機能ロボティクス学科)に必要な施設・設備の整備などを喫緊の課題として提示した。さらに、5号館、応化第2実験棟などの耐震強度的に問題のある建物の建て替えについては、施設委員会の下に「川越キャンパス第3期工事計画検討分科会」を設置し、第3期工事計画の具体化に向けての検討を重ね、法人に検討を依頼した。

その結果、5号館と応化第2実験棟については、耐震診断の結果に基づいて、耐震補強・改修工事が平成17(2005)年度の夏季および春季の休暇期間中に実施された。学生ホール、食堂棟、第1・第2屋内体育実技場、更衣棟、機械・電子情報第2実験棟、建築学科音響実験棟、情報第2実験棟、学生部室等の旧耐震構造基準による建物についても、今後の問題解消方策の策定に向けて、引き続き耐震診断が実施されている。

キャンパス内に分散している各学科の研究室・実験室を新しい学科構成に見合うように再配置・再配分するための検討が不可欠である。施設委員会においてはこの認識の下に、実験室も含めて退職教員の使用していた部屋およびその中の備品等の利用については工学部として調整するとの方針が平成17(2005)年度に確認され承認された。

## 七. 国際地域学部

施設・設備等について、本学では大学として整備していることから、共通項目は大学全体の項を参照されたい。ここでは学部独自の施設・設備等の状況について記述する。

### (施設・設備等の整備)

板倉キャンパス内における国際地域学部特有の施設・設備としては、地域実習室、観光実習室、メディア実習室、多目的スタジオ、留学生室などがある。これらの施設・設備は、主として関係する教員・学生が使用し、教育研究目的などを達成するため有効に活用している。特に観光実習室は、調理室が併設されており、ホテルや飲食関係業務の実習の場として、大変有意義な施設である。観光関係の学科がある4年生の大学ではあまり例を見た

い施設で、短大時代からの伝統を引き継ぎ、観光分野の実学を重視する国際観光学科の特色ある施設である。共用施設である教室は、授業規模に応じて大小いくつも整備されているが、ゼミなど少人数の授業をするのに相応しい教室の数が少ない。また、学生が懇談するロビーなども少ない。

このように学部特有の施設設備は、概ね良好に整備されているが、改善すべき点としては少人数対応の教室および学生が自由に学習に利用できる学生用ロビーの整備を上げることができる。少人数対応の教室は、中教室をパーテーションなどで区切るようにすること、ロビーについては比較的広い食堂の一部を仕切り、ロビーとして使えるようにする。また屋根のあるピロティに合成樹脂性のテーブルと椅子を置くなどして改善することが望ましい。また、教育研究の向上・充実を図るため、旅行業務実習室、地理情報演習室、資料室などの整備が望まれる。旅行業務実習室は、航空券や宿泊の予約など旅行業者の業務が実習できる場である。地理情報演習室は旅行訪問先の現地情報や、これまで学生教員らにより集積された現地情報を地図上で閲覧・実習できる場である。これら実習・演習室が整備されることにより、現存する観光実習室とともに国際観光学科の教育がより充実され、観光業界が期待する学生を社会に送り出すことができるようになる。これらの施設整備に関してはまず既存施設の有効活用を考えるべきである。旅行業務演習については、既存の情報機器を活用して可能かどうか、また、地理情報演習室や資料室についても同様に既存の施設を活用してどのような機器を整備すれば可能となるか、早急に検討すべきである。

情報処理機器の整備状況に関して、国際地域学部における情報教育には二つの目的がある。一方は大学卒業生としての基本的な情報リテラシーの確立であり、アプリケーションソフトウェア、インターネットの活用などのユーザサイドの技術の習得である。もう一方は学部の主旨を受け、地域情報発信、地理情報活用のための情報解析、コンテンツ作成、ネットワーク構築能力の育成を目的とする。過去5年間において、当初は前者に主眼が置かれてきたが、高校などにおける情報教育の充実を受け、カリキュラム改訂などを経て後者に重点を移しつつある。また、一般講義に関しても提示資料の多様化、インターネットによる配布などを目的とした機器整備を行っている。

PC 教室等の情報機器整備の現状は、キャンパス全体として設備拡充しており、学部としての独自の措置は行っていない。地域情報に関連する施策としては、メディア情報室を設置し、ビデオ編集機能を持たせた PC8 台を導入し、機器は逐次更新を行っている。

国際地域学部では、現在3名の教員が地理情報システムに関する研究・実習に携わっている。平成16～18年度には地理情報に関する実習を行うためのサーバー機器およびPCを順次導入し、現在7台のサーバーにて学内外への地理情報コンテンツ閲覧サービスおよび学生のコンテンツ作成実習を実施している。しかしながら、地理情報演習を行うための作業空間がないため、現在はPCラボラトリで代用しているが、本来の目的である学生の自由なPC利用とバッティングするため、地理情報演習室の整備により、早急なサーバー等機器類設置場所および学生の作業スペースの確保が望まれる。

また、一般講義におけるデジタルコンテンツの活用のため、平成16年度には、教員によるコンテンツの作成支援、教員・学生への提供を行うためのデジタルアーカイブの構築を開始し、RAID および無停電電源によるバックアップを確保したサーバー機器を導入し、

教材、参考資料の配布などに活用されている。

旅行、観光地の映像コンテンツ配信は、国際地域学部の研究及び教育活動を内外に周知する有効な手段である。現在、2 台のビデオコンテンツ作成用の PC が整備され、収録された旅行ビデオ映像を編集して、インターネットラジオ局あるいは iTunes 等の公共コンテンツサイトから配信されており、今後更なる機器施設の強化が望まれるところである。

その他、学部・キャンパスの Web サーバー、A0 版対応大型プリンターなどを導入し、学部の広報、ポスターの作成などに活用している。

評価した結果としては、デジタルアーカイブのサーバーに関しては、現状、有用な設備が導入されているが、国際地域学部には技術支援の職員がいないため、運用・技術指導は一部教員に任されている。このため、メンテナンス、アップデートなどが必ずしも充分に行われていないことが問題として挙げられる。

改善策としては、ドキュメントの整備による教員の利用拡大、定型的なメンテナンス作業への学生アルバイトの活用を実施する必要がある。

## 八. 生命科学部

施設・設備等について、本学では大学として整備していることから、共通項目は大学全体の項を参照されたい。ここでは学部独自の施設・設備等の状況について記述する。

### (施設・設備等の整備)

生命科学部では、教員居室（研究室）が教員 1 人に 1 室ずつ配分されている。また、学生が研究を行う実験室は、1 つの実験室（67m<sup>2</sup>）を 2 つの研究室が共同で利用しており、大学院生を含めた学生数（20 人程度）から計算すると、学生 1 名あたりの占有面積は僅か 3m<sup>2</sup>程度である。

実験室の狭さについては平成 9（1997）年の開設以来、学部として問題提起をしているにも拘らず、一向に改善されていないのが現状である。生命科学分野の急速な研究の進展に伴い、新しい設備や装置を順次導入する必要がある、実験室の狭小化はさらに進む方向にある。また、生命科学部では、植物、微生物、動物細胞などを実験対象とした研究分野の異なる教員が 1 つの実験室を使用することは避けられない状態にあるが、異なる研究材料を同一の実験室で扱うことは、実験材料の汚染などのリスクが高くなり、研究を実施する上で望ましい状態ではない。従って、実験室に関しては少なくとも 1 研究室が 1 実験室を占有できるように早急に改善する必要がある。また、生命科学の研究に必要とされる恒温室、培養室、低温室などの実験施設が全くなく、実験室のスペース不足の改善と合わせて重要な課題である。生命科学部としては、実験スペース増設を目指して、様々な機会をとらえて大型研究予算の獲得などの努力を行っているが、学部だけでは対応できない面もあり、大学全体で検討・改善する必要がある。

板倉キャンパスにおいて、授業を行うための教室は、30～60 名程度収容できる教室が 23 部屋、100～200 名程度収容できる教室が 8 部屋、303 名と 504 名収容できる教室がそ

それぞれ1部屋ある。いずれの教室も国際地域学部との共用であるが、基本的には必要を満たしていると考えられる。各教員研究室には最新型PCが配備され、学内LANシステムと接続されている。学部の教育をサポートするため、150個の情報コンセントを完備した150人教室が4室あり、学生自身でノートPCを用意すればインターネットが利用できるようになっている。それらの教室では、プロジェクターや書画カメラなども使えるようになっている。また、PC61台を備えたPC教室が、2室ある。新しい情報メディアを十分に活用できるよう、教育・研究に関わる設備・環境は整備されている。

## 九. ライフデザイン学部

施設・設備等について、本学では大学として整備していることから、共通項目は大学全体の項を参照されたい。ここでは学部独自の施設・設備等の状況について記述する。

大学は、教育研究目的を実現するための施設・設備等を整備することが求められている。東洋大学ライフデザイン学部では、通常の講義科目に加えて、実技や実践能力を身に付ける演習・実習・実験科目がカリキュラム配置されている。これらの科目を展開しながら教育効果を上げることができるよう、必要な施設や設備を十分に備え、学生が学習意欲を喚起され、個々の力を伸ばすことができるように学習環境を整え、高水準かつ特色のある研究拠点となりうる研究環境を整え、さらに変化する社会の養成に創造的に応えるために施設・整備を更新し充実させていくことを目標とする。

### (施設・設備等の整備)

ライフデザイン学部のある東洋大学朝霞キャンパスは、校地面積104,916㎡を有する都心に近い郊外型キャンパスである。本キャンパスは、平成16(2004)年度まで、文系学部の1・2年生(約8,000人)の教育の場であった。しかし、平成17(2005)年度から、文系学部については、東京都文京区にある白山キャンパスにて、入学から卒業までの4年間一貫教育を実施することになったため、同年4月よりライフデザイン学部が、同じく4年間一貫教育の場として使用することになった。現在は、平成17(2005)年開設の生活支援学科と健康スポーツ学科と、平成18(2006)年4月開設の人間環境デザイン学科の3学科の教育研究の場となっている。3学科合計の学生数は、完成年度において大学院を含めて約2,000名程度の予定である。従って、校地・校舎・図書館、何れも十分な規模を有し、大学設置基準を満たしている。

屋外施設として、グラウンド・サッカー場・アメリカンフットボール場、野球場、ハードコートテニスコート、クレーテニスコート、ゴルフ練習場、アーチェリー場、弓道場等が整備され、授業や、課外活動に使用されている。また、緑に囲まれた比較的広い芝の敷かれた「憩いの広場」「噴水広場」があり小規模な野外ステージも整備されている。

講義棟及び情報実習棟については、平成16(2004)年度には、学部教育の為の一般教室の整備が行われ、内装の改修と機器備品の更新、視覚教育機器の充実が計られた。また、

旧 5 号館を、平成 16（2004）～17（2005）年度の 2 年間に掛けて情報実習棟として改修し、PC 機器を配置した情報系実習室 2 室を設置した。

生活支援学科の実習施設として、地下でありながら広い開口部とそれに面したサンクンガーデンを持つ旧食堂部分を充実した給排水系設備（旧厨房部分）を背景に改修し、介護教育に係わる実習施設を設置すると共に、ピアノ室、保育実習室等を設置した。

健康スポーツ学科の健康教育に係わる実験施設として、旧 2 号館の一部を改修して実験室を整備し、隣接室に電子顕微鏡を設置した。また、スポーツ教育に係わる実習施設として、既存体育館に、必要な実習機器等を配置した。本体育館は、一般教養の体育の授業を念頭にした施設で老朽化も進んでおり、専門職業人の養成を目的とした体育設備としては不具合な部分もあるので、今後、改善が必要な部分について施設委員会で洗い出しを進める予定である。

人間環境デザイン学科の実習施設として、旧研究室棟を改修し、実験工房棟として整備した。同棟には、1 階に各種工房（木工・金工・プラスチック等）を配置し必要機器を設置するとともに、デザイン教育の場として、2 学年分（2～3 年生）のスタジオを整備した。今後、4 年生が、院生等と議論しつつ、卒業制作等を行うスペースの整備のあり方を施設委員会で検討をすすめていく。

教員用研究室は、大学院・研究棟に各学科 1 フロアーに集約して配置し、教員相互の連絡の便を図った。また、学科としての共同研究等の為に学科共通の部屋を合わせて設置した。

完成年度には、食堂及び売店が些か手狭になることが予想されるが、校舎の延床面積は、十分確保されているので、この点についても今後検討していきたいと考えている。

図書館については、朝霞キャンパスが従来は文系学部の 1・2 年生（約 8,000 人）の教育の場であったこともあり、図書館の規模は極めて充実している。

教育の用に供する情報処理機器などの配備状況としては、2 つの PC 室を設け、デスクトップ型パーソナル・コンピュータをそれぞれ 67 台、83 台（合計 150 台）設置している。台数は各学科の学年の定員（150 名）と同数であるが、現状の学生数（約 180 名）に比べるとやや少ない。これらは学部共通の必修科目「情報処理 I・II」で利用されており、その際には各学科とも 1 学年（約 180 名）を 2 クラスに分けそれぞれ別の時間帯に講義を行っているため、カリキュラム運営上は機器の不足はない。

### 3. 大学院における施設・設備等

施設・設備等について、本学では大学全体として整備していることから、共通項目は大学全体の項を参照されたい。ここでは大学院独自の施設・設備等の状況について記述する。

#### （1）施設・設備

### (施設・設備等)

白山キャンパスでは、大学院専用教室（1室10名程度のセミナー室7室を含む）は、26室1,585.10㎡であり、大学院生専用の居室（キャレルデスクタイプの自習室）は、3室185席である。白山第2キャンパスのA棟は法科大学院（法務研究科）専用棟であり、教室は9室985.8㎡（法廷教室1室148.8㎡PC教室1室148.8㎡を含む）、図書室（積層書庫を含む）は3室282.2㎡、大学院生の居室（キャレルデスクタイプと6人程度の打合せ用テーブルタイプの2種類）は6室237席、法科大学院専任教員の個人研究室は13室262.1㎡である。朝霞キャンパスでは、大学院専用教室は、8室248.2㎡であり、大学院生専用の居室は、5室31席である。川越キャンパスでは、大学院専用教室（実験・実習室を含む）は、18室993.9㎡である。板倉キャンパスでは、大学院専用教室（実験・実習室を含む）は、4室271.0㎡であり、大学院生専用の居室は、2室52席である。

法科大学院（法務研究科）以外の研究科は、大学（学部）との共用施設が多く、学部学生は大学院生とのコミュニケーションがとれるというメリットがあることから、学部教室との共用を推進してきた。

白山・川越・板倉・朝霞の4キャンパスとも大学院学生用の実習室は少ないが（白山の学部共用19室・川越0室・板倉2室・朝霞5室）、大学（学部）との共用施設を有効的に利用している。

### (先端的な設備・装置)

現在、白山キャンパス及び朝霞キャンパスについては、文系の大学院であることもあり先端的な設備・装置は完備していない。

川越キャンパスの工学研究科では、バイオ・ナノエレクトロニクス研究センターの「バイオ科学とナノテクノロジーの融合研究」が平成15年度「文部科学省21世紀COEプログラム」に採択され、先端的設備として、ナノテクノロジークリーンルームや透過型電子顕微鏡など様々な設備を有し、多くの若手研究者を育成し、未知の分野を開拓している。

平成18年度は、世界中でしのぎを削って研究が日々進んでいるナノスケール複合物質を観察できる「ナノ・バイオ複合マテリアル分析装置システム」の導入を計画している。

また、私立大学学術研究高度化推進事業（ハイテク・リサーチ・センター整備事業・社会連携研究推進事業）に採択され、設置された先端装置を活用して複合的な研究が展開されている。

また板倉キャンパスの生命科学研究科では、「植物機能研究センター」に設置されている以下の研究機器を中心に大学院の研究指導を行っている。

- ・機能分子および環境汚染化合物構造解析システム
- ・環境制御型植物育成システム
- ・細胞内タンパク質解析システム
- ・細胞機能測定システム 一式
- ・植物と微生物の共生及び環境応答解析システム
- ・生体構造機能解析システム

### （独立研究科の施設・設備）

福祉社会デザイン研究科の社会福祉学専攻と福祉社会システム専攻の授業は、白山キャンパス 5 号館の講義室・演習室を集中させている。

少人数用の教育施設としてセミナー室も 7 室ある。5 号館にある教室はほとんどの教室で情報コンセントが整備されており、外部から持ち込んだパソコンを使用しても対応できるようになっている。福祉社会デザイン研究科ヒューマンデザイン専攻の施設は朝霞キャンパス大学院棟 2 階に大学院専用の演習室 8 室（計 248.22 m<sup>2</sup>）が設置されている。

大学院生用の個人研究室・グループ研究室は今後、改修工事を行い研究管理棟 3 階に設置する予定である。

### （夜間大学院などの施設・設備等）

白山キャンパスでは、大学（学部）でも第 2 部（夜間部）があるため、大学と共用ではあるが、夜間大学院でも図書館、食堂その他の施設を利用できる。閉門時間は 23 時である。大学院経済学研究科公民連携の大手町サテライト・キャンパスは、16 時から 22 時まで開室しておりコピーコーナー、PC 等も利用できる。

朝霞キャンパスでは、ライフデザイン学部は夜間開講していないが、今年度より大学院福祉社会デザイン研究科ヒューマンデザイン専攻が設立し、初めて夜間の授業を行うことになったため、図書館、食堂等の利用時間を延長することとした。

### （本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等）

経済学研究科公民連携専攻では社会人学生の通学の便を図るため、千代田区大手町でサテライト教室（月曜から金曜までの 18 時 30 分から 21 時 40 分までの 2 時限授業）を開設している。ビルの 1 室を 3 部屋に分け、2 部屋を教室、もう 1 室を事務室コーナーと打ち合わせコーナーとして使用している。1 教室は、マルチメディア設備教室である。

国際地域学研究科国際地域学専攻および国際観光学専攻でも、群馬県の板倉キャンパスの他白山第 2 キャンパスの C 棟をサテライト教室（月曜から金曜までの 18 時 10 分から 21 時 20 分まで）の 2 時限授業及び土曜日に、5 室を利用して教育研究指導を行っている。

### （維持・管理体制）

全キャンパスとも大学院についても学部と同様の取り扱いとして維持・管理している。現時点では、サテライトも含めて各キャンパスにて展開されている大学院各研究科での研究に必要な施設・設備は整備されている。

しかし、大学院の充実が重要な施策として挙げられることから、今後ますます教育研究が多様化し活発になって行くことが予想される。また、社会的なニーズに応えるべく研究科および専攻の新設も予測されるが必要に応じた施設・設備については、第 2 キャンパスを含めた現状のスペースをできるだけ活用することを前提に整備、充実をさらに推進する。

実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止については、工学研究科および生命科学研究科では学部と一体となった「安全委員会」のもとで安全管理に取り組んでおり、安全管理体制が十分に機能している。

## 一. 文学研究科

施設・設備等について、本学では大学として整備していることから、共通項目は大学・大学院全体の項を参照されたい。ここでは文学研究科独自の施設・設備等の状況について記述する。

### (施設・設備等)

大学院研究棟に備えられた大学院生用の共同研究室は、各机に情報端末が完備されているなど利用価値はあるが、文系 5 研究科の学生共用で専攻独自の設備ではないため、同一専攻の学生だけが集い語り合う場には使用できない。以前は各専攻別に大学院生控室が備えられ、机、椅子、ロッカーやある程度の基本図書などが揃えられ、院生による自主研究会等にも使用できた状況に比較して問題は多い。専攻独自の使用にあてられた施設がないことも文学研究科にとってマイナス要因となっている。現在、研究科ごとのスペースを設けることについて、平成 18 年度中を目途に大学院委員長会議において検討されている。

### (先端的な設備・装置)

実習・実験室や先端的な研究のための設備・装置については、学問の内容との関係上特に必要であるとの要望もなく、表記すべきものはない。

### (夜間大学院などの施設・設備等)

昼夜開講制をとる専攻でも、大学院生の使用する共同研究室は学部との共用であり、共同研究室を管理しているティーチング・アシスタント (TA) が大学院生であり、自身の講義への出席の必要から共同研究室を常時開室できるとは限らず、夜間の利用が制限される場合がある。大学院生による夜間利用の利便が十分考えられていないことは問題である。予算上の制約から困難はあるが、夜間大学院について、授業時間に限り研究室の管理にあたるアルバイト職員の確保などの改善が必要であり、当該専攻及び専攻主任会議にて検討している。

## 二. 社会学研究科

施設・設備等について、本学では大学全体として整備していることから、共通項目は大学・大学院全体の項を参照されたい。ここでは社会学研究科独自の施設・設備等の状況について記述する。

### (施設・設備等)



大学院生の研究活動にとって、研究、資料保管、コミュニケーション等のために十分なスペースと機材を備えた部屋が提供されることは必須の条件といえる。とくに、社会学や社会心理学を専攻する大学院生にとって、調査や実験を行うために実験室や調査室が必要であることは言うまでもない。現在、社会学研究科の大学院生が使用できる施設・設備としては、社会学研究科の学生用の「院生室」が一室、文系5研究科の学生が共同で使用する「大学院生共同研究室」、印刷室、OA室である。このうち、院生室は社会学部が管理する部屋の一つとして社会学研究科用に割り振られたものであり、在籍者の人数を考慮するとその有効性はきわめて限定的なものである。また、大学院研究棟の大学院生共同研究室は、並列の各机に情報端末が備えられている点では利用価値があるが、共同使用であるために、資料保管、院生間コミュニケーションの面ではほとんど機能していないのが現状である。現在、研究科委員長会議において共同研究室の使用について、パーティションなどによって研究科毎にスペースを分割する方向で検討が加えられており、結論次第では、若干の改善が加えられる可能性がある。

大学院生用の実験室および調査室の整備に関しては、現在のところ目処が立っていない。研究活動、とくに実証的研究の充実を目標に掲げる以上、実験室や調査室の確保は急務であるが、スペースの確保は単一の研究科の努力のみで成果が出せる問題ではない。当分の間は、一般教室の空き時間を利用して実験を行う、実験室を必要としない研究方法を模索するなどして対応する。

なお、社会学研究科が5年間（平成14年度～19年度）にわたり補助を受けている21世紀ヒューマン・インタラクション・リサーチ・センターについては、その活動に対して大学側から1室が用意されており、リサーチアシスタントの大学院生はセンターの研究活動の一部としてこの部屋を利用できるようになっている。

情報処理の設備に関しては、文系5研究科共用のOA室があり、パソコンとプリンターが置かれている。パソコンの台数は十分ではないが、大型のカラープリンターが誰でも利用できるようになっており、ポスター発表の資料作成に役立っている。前述の大学院共同研究室には各テーブルに情報端末が設置されており、私用のノートパソコンを持参すればインターネットを自由に活用することができる。

#### （先端的な設備・装置）

先端的な設備・装置については、現在のところ研究科独自のものはない。今後、設置スペースの確保が可能になった段階で、順次、その時点で必要な研究教育設備ならびに装置の整備を計画する。

### 三．法学研究科

施設・設備等について、本学では大学全体として整備していることから、共通項目は大

学・大学院全体の項を参照されたい。ここでは法学研究科独自の施設・設備等の状況について記述する。

#### (施設・設備等)

法学研究科の博士前期課程では、①高度な実践的法学教育による専門的職業人の育成、②変動の激しい社会にあって、社会人を積極的に受け入れ、専門的法学のリカレント教育を施すこと、③アジア諸国を主として外国人留学生を積極的に受け入れ、母国で活躍できる法学の専門的職業人の育成、を重点的な教育目標としている。また、博士後期課程では、「諸学の基礎は哲学にあり」の教育理念にそって、諸問題を根底的に考え抜く法学専門家を養成し、研究職にふさわしい人材として社会に送り出すことを教育目標としている。

この点に照らして施設・設備等を点検してみると、かつて数年間、手狭なキャンパスという事情から問題もあったが、現在は大きく改善されており、適切なものとなっている。

平成14年度のアンケート調査では、大学院関連の質問項目の全般で、比較的良い評価が多かったなか、施設・設備等については、38人の回答者のうち、14名が「不十分」としており、否定的回答も少なくなかった。具体的には30名が「学生個人の研究スペースの確保」で改善を希望していたが、この点はその後、5号館として大学院専用棟が新築され、そこに大学院学生の共同研究室ができ、個人用ロッカーとパーテーションにより仕切られた机が十分な数だけ用意されたので、状況は大きく改善された。

ただ、かつては本学研究科博士後期課程の学生が自由に使える部屋があったが、それが現在ないことにつき、当該学生から不満が出ている。本学の白山図書館にも長期間使用できるキャレルなどはなく、博士後期課程ともなると利用する資料も増えるので、個人的に使用できる独自の机のある部屋が必要と考える。

大学院研究科委員長会議では、平成19年度に向け、研究科毎の共同研究室を設置に向け検討を行い、大学院教務課が関係部署と調整を進めている。

法律学研究の性質からして実習室などは特に必要がなく、学生からの要望も出ていない。

文献研究を主とする法律学の研究・教育では、先端的な設備や装置は特に求められておらず、特記すべき事項はない。

## 四. 経営学研究科

施設・設備等について、本学では大学全体として整備していることから、共通項目は大学・大学院全体の項を参照されたい。ここでは経営学研究科独自の施設・設備等の状況について記述する。

#### (施設・設備等)

授業のための教室として、あるいは特殊な研究施設として、経営学研究科独自のものはない。研究のための図書資料等は、本学図書館を利用している。

大学院学生に対しては、大学院共同研究室が用意されている。共同研究室1は、面積が

29.5 m<sup>2</sup>で、14名分の机と椅子が用意されている。共同研究室2は、面積が44.25 m<sup>2</sup>で、22名分の机と椅子が用意されている。共同研究室6は、面積が270.87 m<sup>2</sup>で、138名分の机と椅子が用意されている。このように、174名の大学院生が同時に自習できるように設備されている。また、共同研究室3は、面積が65.36 m<sup>2</sup>で、共同のロッカー室になっている。なお、共同研究室4と5は現在、存在していない。なお、共同研究室1、2、3は5号館2階にあり、共同研究室6は、5号館3階に設置されている。

大学院の施設として大学院OA機器室が5号館2階にある。面積は、61.18 m<sup>2</sup>で、パソコンはマック2台、ウィンドウズ8台、プリンター（カラー2台、白黒1台）、スキャナー2台が設置されている。OA機器室のパソコンはすべてインターネットに接続されている。

大学院学生用実習室や調査室等の施設はないが、経営力創成研究センターのRAとなっている博士後期課程の学生には、経営力創成研究センターを調査室として使用することができる。

また学術資料に関しては、平成18年3月現在、大学院紀要は毎年図書館に納められ、閲覧に供されている。しかし修士論文、博士論文は、主査となる教員が個人で保管し、分散しているため、経営学研究科として学術資料庫を設置することを検討している。通常の学術資料は、図書情報システム(OPAC)やWebCATにより、館外からインターネットを通じて、書誌検索することができる他、学内に限定されているが豊富な電子ジャーナル、データベースが適切に配置されている。

#### (先端的な設備・装置)

経営学研究科が中心となって運営している経営力創成研究センターは、先端的な教育研究拠点として機能している。経営力創成センターには、高性能のPC、レーザープリンタ、ドキュメントスキャナ、A3スキャナー、DVDカメラ、DVDレコーダーなどの電子機器から統計処理ソフトなどを完備し、経営学領域に関する調査、研究を行うには十分な機器・備品を揃えている。

#### (夜間大学院などの施設・設備等)

経営学研究科ビジネス・会計ファイナンス専攻は、平日の夜間と土曜日の昼間に白山キャンパスで開講している。土曜日は、学部においても第1部、第2部とも開講され、平日夜間には第2部が開講されている現状から、施設・設備の利用やサービス提供については特段の配慮の必要はない状況である。

#### (「本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等」)

経営学研究科には本校白山キャンパス以外の拠点は無い。

## 五. 工学研究科

施設・設備等について、本学では大学全体として整備していることから、共通項目は大

学・大学院全体の項を参照されたい。ここでは工学研究科独自の施設・設備等の状況について記述する。

#### （施設・設備等）

工学研究科の教育研究目的を実現するための施設として、川越キャンパスには各専攻に専用の講義室（計6部屋）と工学研究科共通講義室（1部屋）を利用している。大学院学生数に応じた規模の講義室を準備しているが、学生が増加した年度もあり、そのような場合には、学部の講義室を利用して講義を行っている。

院生の研究（実験を含む）に関しては、各人が所属する研究室の施設・設備を利用しているが、博士前期課程・博士後期課程・学部学生が共同で利用していることから、利用学生数と設置されている研究装置に見合ったスペース確保の整備が必要である。

#### （先端的な設備・装置）

工学研究科における先端的な教育研究を行う設備等は、工業技術研究所、バイオ・ナノエレクトロニクス研究センター、地域産業共生研究センター、先端光応用計測研究センター、計算力学研究センターおよび共生ロボット研究センターにおいて、整備していることから、各センターと連携しながら設備を利用することを可能としている。

また連携大学院により、協定を締結している関係機関が所有する施設・設備についても利用することができる。

#### （維持・管理体制）

工学研究科に関する施設・設備の維持・管理は、各研究室並びに各センターの当該責任者が主体となって行っているが、施設については、工学部内に施設委員会が設けられており、この委員会が管理・運営の中心となっている。

また、工学部に「安全委員会」が、東洋大学に「遺伝子組換え実験等安全委員会」が設けられており、工学研究科での一般的な実験等や、遺伝子組換え実験の安全管理等を行っている。工学部の「安全委員会」では、年1回「実験・実習・実技における学生のための安全の手引き」という小冊子を発行し、全教員・全学生に配布している。東洋大学の「遺伝子組換え実験等安全委員会」では、「遺伝子組換え実験」の申請・審査・許可等の手続きを通じて、「遺伝子組換え実験」が安全に行われるように取り組んでいる。このように工学部と工学研究科および東洋大学が一体となって安全管理に取り組んでおり、その安全管理体制は十分に機能している。今後は、東洋大学全体を包含した「安全管理規程」の整備が課題である。

## 六. 経済学研究科

施設・設備等について、本学では大学全体として整備していることから、共通項目は大学・大学院全体の項を参照されたい。ここでは経済学研究科独自の施設・設備等の状況に

ついて記述する。

#### **(施設・設備等)**

経済学研究科が設置されている白山キャンパスでは、大学院専用棟として5号館が設置されており、大学院専用教室(1室10名程度のセミナー室7室を含む)26室および大学院共同研究室3室185名分が用意されている。いずれの教室、共同研究室からもインターネットに接続可能である。また、大学院0A機器室が5号館2階にあり、パソコンはマック2台、Windows8台、プリンター(カラー2台、白黒1台)、スキャナー2台が設置され、すべてインターネットに接続可能である。教育研究のための図書資料等は、白山図書館を利用している。

平成18年4月には、公民連携専攻を新設した。同専攻は、再教育・スキルアップを目指す社会人を受け入れることを主眼としており、夜間大学院として月曜日から金曜日は18時半から授業を開始している。東京駅に近い大手町にサテライト・キャンパスとして設置しており、社会人である学生にアクセスしやすい環境を整備している。

同サテライトは、講義室(40名収容)、演習室(10~12名収容)、事務スペースに区分してある。講義室には、ノートパソコン(教員用)、プロジェクター、DVD/VTRプレイヤーを設置し、各机には情報端末を備えている。演習室にはノートパソコンを1台設置し、情報端末を備えインターネットに接続可能である。事務スペースには、事務用パソコンが2台設置されている。空きスペースには、机を置きノートパソコン(インターネット接続可)を2台設置し自由に利用できるようにしてある。印刷に関しては、ネットワークプリンタを1台設置している。更に貸し出し用ノートパソコンを5台分用意している。

以上から見て、大学院専用として講義室、共同研究室、PC室(大学院0A機器室)が設置され、インターネットに接続できる環境を整えている等、必要な施設・設備を設けていると言える。大手町のサテライト・キャンパスについても、社会人がアクセスし易い場所に設置している他、白山キャンパスと同様に必要な設備が十分に設置している。

しかしながら、白山キャンパスでは6研究科19専攻の学生が在籍する中で、共同研究室は3室(185名収容)あるが、全研究科共通の場であるため、研究科・専攻ごとに院生が集って自由に議論をし、それぞれの研究を深めていく場・環境の提供という面では、不十分といわざるを得ない。そのため、研究科別の共同研究室の設置に向け、大学院研究科委員長会議において、平成19年度を目途に検討を進めている。

大学院0A機器室も全研究科共通で10名前後が同時に作業できる一室のみである。これに関しては、全学共通のパソコン教室の利用促進およびナレッジ・スクエアが新設されたため、利用状況をみながら拡充の検討を研究科委員会および大学院研究科委員長会議で検討をしていく。

#### **(先端的な設備・装置)**

実習・実験室や先端的な研究のための設備・装置については、学問の内容との関係上特に必要であるとの要望もなく、表記すべきものはない。

#### (夜間大学院などの施設・設備等)

経済学専攻では、夜間における教育研究指導は行ってはいない。個別の研究指導は事実上夜間に行われこともあるが、その場合、特別の配慮はしていない。

一方、公民連携専攻は、月曜日から金曜日にかけて大手町サテライト・キャンパスにて夜間に授業を行っている。サテライト開講に必要な講義室、演習室、資料キャビネット、インターネット等の施設・設備を整えており、十分な対応であるといえる。また、公民連携の情報取得に不可欠な地方自治体の情報検索システムも整備し、授業や課題作成に役立っている。

#### (本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等)

本研究科では、公民連携専攻がこれに該当する。本専攻は、社会人が中心となるので、月曜日から金曜日までのウィークデーは勤務に差し障り無く通学できる環境を整える必要がある。そのため、ウィークデーは18時半から授業を開始し、遠距離からもアクセスしやすい東京駅近くに大手町サテライト・キャンパスを整備して対応している。なお、土曜日は白山キャンパスで授業を開講している。

大手町サテライト・キャンパスという拠点を置くことは、公民連携専攻が社会人中心の大学院専攻であることを考慮すると適切な措置であると言える。

## 七. 国際地域学研究科

施設・設備等について、本学では大学全体として整備していることから、共通項目は大学・大学院全体の項を参照されたい。ここでは国際地域研究科独自の施設・設備等の状況について記述する。

#### (施設・設備等)

国際地域学研究科が設置されている板倉キャンパスでは、大学院生に対してパソコンと机、ロッカーが与えられる。学生の研究室として2部屋が配置されており、共通の会議を行うコーナーも設けられている。講義用の小教室も必要条件を満たしている。大学院生室のある建物には、国際地域学研究科の教育をサポートする地域実習室、メディア情報室が平成14年度に設けられた。各教員研究室にはPCが配備され、ToyoNetの学内LANシステムと接続されている。このような情報メディアの活用により、学生間や学生・教職員間での情報交換が活発化している。なお大学院学生専用の実習室は設けられていないが、国際地域学部の施設である「地域実習室」は大学院生も使用が可能である。この実習室は研究会の開催や模型の制作・実験等に利用されており、大学院生の研究・教育に役立てられている。

#### (先端的な設備・装置)

国際地域学研究科は文系の研究科であり、教育・研究には先端的な設備や装置を必要とするものではない。ただし研究科内に設置されているオープン・リサーチ・センター「国際共生社会研究センター」には GIS（地理情報システム）を使用可能なコンピューターシステムや現地調査に必要とされる GPS 等の機材が整備されている。これらは国際地域学研究科の大学院生が国内外で調査研究を行う際に利用可能であり、教育・研究に適切であると考えられる。

#### （夜間大学院などの施設・設備等）

国際地域学研究科は、平成 17 年度よりサテライト・キャンパスとして国際観光学専攻が白山キャンパスを使用したが、平成 18 年度からは国際地域学専攻も加わり、新たに白山第 2 キャンパスに夜間および土曜日開講のサテライト・キャンパスを設け、教育・研究に当たっている。サテライト・キャンパスにおいては、教員指導室 2 室（各専攻 1 室）、資料室 1 室（共有）、院生共同研究室 1 室（共有）を設置して教育・研究の便宜を図っている。院生共同研究室にはパソコン、プリンター、ロッカー等、院生の研究を円滑に進めるための設備を設置している。

#### （本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等）

国際地域学研究科では上記に述べた白山第 2 キャンパスがこれに該当する。国際地域学研究科は、社会人を積極的に受け入れているので、月曜日から金曜日までのウィークデーは勤務に支障のない形で通学できる環境を整える必要がある。従って、ウィークデーは 18 時 10 分からの夜間授業を行っているが、東京近辺の勤務者からもアクセスしやすい白山第 2 キャンパスにサテライト・キャンパスを整備して対応している。本校が群馬県と遠隔であるため、サテライト・キャンパスという拠点を置くことは、社会人学生の教育を考慮すると適切かつ有効である。なおサテライト・キャンパスにおける設備等は上記の「夜間大学院などの施設・設備等」の項に述べた通りである。

## 八. 生命科学研究所

施設・設備等について、本学では大学全体として整備していることから、共通項目は大学・大学院全体の項を参照されたい。ここでは生命科学研究所独自の施設・設備等の状況について記述する。

#### （施設・設備等）

生命科学研究所の教育研究目的を実現するためには、バイオ関連実験を行うための施設の整備が重要である。生命科学研究所が設置されている板倉キャンパスでは、実験室は基本的に学部と共通利用となっており、1 実験室を 2 名の教員で利用している。これとは別に共通の機器室が整備されている。各実験室は、遺伝子組換え実験に対応するなど、基本的なバイオ機器類が設置されている。博士後期課程の学生が専用として使用する実験室（1

室) が用意されている。実験室内の機器類は充実してきている。大学院生の教育・研究環境を考慮すると、実験スペース増設が必要であり、様々な機会をとらえて大型研究予算の獲得などの努力を行っている。

#### (先端的な設備・装置)

先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備として、植物機能研究センターが私立大学学術研究高度化推進事業「産学連携研究推進事業：植物の健全育成モニタリングシステム開発プロジェクト」により整備されている。そのほか、「細胞機能測定システム」(平成 16 年度)、「植物と微生物の共生および環境応答解析システム (平成 16 年度)」、「生体構造機能解析システム (平成 17 年度)」がそれぞれ、私立学校施設整備費補助金(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費)に採択されて、特徴のある大型機器が導入されている。これらは、いずれも研究科内の合意のもとに申請をして審査をうけて整備されたものであり、適切性に問題はない。

先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附属研究所等との連携関係の適切性については、植物機能研究センターは、産学連携プロジェクト研究を行っている設備であり、その使用はセンターに参画している関係者に限られている。その他の施設については、学部-研究科の共同利用となっている。他機関が利用する場合には、学部教授会において報告されることになっている。

## 九. 福祉社会デザイン研究科

施設・設備等について、本学では大学全体として整備していることから、共通項目は大学・学院全体の項を参照されたい。ここでは福祉社会デザイン研究科独自の施設・設備等の状況について記述する。

#### (施設・設備等)

福祉社会デザイン研究科は独立大学院であり、キャンパスは白山キャンパス(社会福祉専攻、福祉社会システム専攻)、朝霞キャンパス(ヒューマンデザイン専攻)と 2 つに分かれている。本来 1 キャンパスが望ましいと考えられるが、白山キャンパスを存置した理由は、大学院生、特に夜間受講が多い社会人院生の通学の便を考えたことによる。

朝霞キャンパスは校地面積 104,916 m<sup>2</sup>を有する郊外キャンパスであり、東武東上線朝霞台駅、接続する JR 武蔵野線北朝霞駅より徒歩 12 分の距離にある。大学院生専用の施設として、教室・ゼミ室、院生の研究室が設けられているが、その他、図書館、体育館、グラウンドをはじめ、ヒューマンデザイン専攻の教育・研究施設はライフデザイン学部と共有のものも利用が可能となっている。

大学院生に対しては、院生用共同研究室(白山は室数 3 室、179 名収容可能、朝霞は未定)が用意され、各自個人が所有する PC の LAN 接続よりインターネット接続が可能である。また、共有の PC、プリンター、コピー機などが整備されている。

朝霞キャンパス大学院指導棟(教員の研究室が 3~5 階に配置されている)の 2 階に大



大学院生専用の教室、ゼミ室が 8 室用意されている。教室には、PC とリンクしたオーディオビジュアル機器が整備されている。ゼミ室は院生が自由に利用できるスペースで、ゼミや学生同士の談話が行われており、人間環境デザインコースの学生が設計や各種計画書の作成スペースとしても利用可能である。

以上、院生のための共同研究室、教室、ゼミ室の水準は高いと判断できる。

#### (先端的な設備・装置)

大学院生の教育・研究に主要な施設や機器は基本的には学部と共用である。ヒューマンデザイン専攻が設置されている朝霞キャンパスの状況をコース別にみると次のとおりである。

「子ども支援学コース」では保育や幼児教育に関わる教材、遊戯器具、遊戯スペース、ピアノ他の楽器自習室、調理室及び食育の実習スペースが整備されている。

「高齢者・障害者支援学コース」では、高齢者・障害者を対象とする車椅子や可動ベッド、トイレなどの生活支援機器、各種の浴槽やベッドなどの介護機器が専用空間に用意されている。学部の教育では実習が主体となるが、院生はこれらの機器を活用し、研究を遂行することとなる。

「健康デザイン学コース」では、実験室に生理・生化学や公衆衛生学の実験で用いる測定機器が備えられ、解剖・組織学に関する標本作成機器や光学および電子顕微鏡も整備されている。また、朝霞校舎の体育館には、各種球技種目、柔・剣道、レスリング、ボクシング、トレーニングなどが可能な実技スペースを有するほか、測定室においては運動生理学やバイオメカニクス関連の測定装置が準備されている。

「人間環境デザイン学コース」、生活支援機器デザインやプロダクトデザインの分野では、人間環境デザイン学科の工房の機器、スペースを活用した教育がなされ、院生は、これらの機器を使用して研究を行うことも可能である。環境デザイン、特にユニバーサルデザインの分野では工房の機器や生活支援の実習装置を活用した研究が可能である。

#### (独立研究科の施設・設備等)

福祉社会デザイン研究科の教育・研究施設・設備は充実しているが、学部教育と共用のものが多く、独自のものとしては、院生の共同研究室、大学院の教室、院生用のゼミ・談話室が挙げられる。

共用の研究室は、白山校舎では 5 号館にあり、3 室延べ 344.62 m<sup>2</sup>であり、院生の机、椅子が備えつけられている。共用の施設・設備として 5 号館 2 階に大学院 OA 室があり、そこには PC10 台、プリンター 3 台が整備されている。講義（講義の一環として行われるゼミを含む）用のスペースは 25 室で、各室には無線 LAN、が整備されている。

朝霞校舎では事務棟 3 階に院生の共同研究室の設置が予定されていたが、より環境作りのために、暫定的に 5 号館の情報実習棟の一部に仮設の共同研究室が設置され、10 月には正式な共同研究室が設置される。

院生が自由に使用できるゼミ室は白山校舎にはないが、朝霞校舎には大学院講義棟 2 階に 4 室が設置され、机、椅子などの他に PC 用の LAN コンセントが整備されており、日

常に院生が集まり、議論する場となっている。

#### （夜間大学院などの施設・設備等）

白山校舎、朝霞校舎のいずれにおいても、学内には警備員が 24 時間待機して対応している。また、両校舎においても原則として自動車通学を禁止しているが、都心から離れている朝霞校舎では、社会人学生に対し、職場からの交通の便や就業時間などの面で履修や研究活動に支障を来すことがある場合に限り、所定の手続きをもって各事由に判断し個別に対応している。

#### （本学以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等）

福祉社会デザイン研究科は本学以外に拠点施設はないが、山古志村の研究をテーマとしてオープン・リサーチ・センターを開設することを検討中であり、また韓国の大邱大学および韓日福祉協議会と共同研究を進めており、韓国平澤市とも連携をとることで、研究拠点を目指している。

以上の点検・評価に基づく今後の改革・改善点は、大学院生用の施設の充実である。この点については、現在検討が進んでおり平成 18 年度中に、一定の方針が打ち出され、実施の運びになる予定である。

## 4. 専門職大学院における施設・設備等

### 一. 法務研究科（法科大学院）

#### （施設・設備等）

平成 16 年度と平成 17 年度は、白山キャンパス 5 号館と 3 号館の一部を他の研究科と連携を図りながら、教室、演習室、自習室、自習支援室として使用した。平成 18 年度に校舎を白山第 2 キャンパス A 棟に移転し、法科大学院専用に近い利用形態が可能となった。その結果、複数の自主ゼミが同一時間帯に開催可能となり、また学生は個人専用キャレルが設置されたことにより重量の書籍を抱えての通学から開放されてキャレルでの在席時間が長くなるなど、学生の学習環境と利便性は格段に充実した。法廷教室と一般教室には AV 機器が完備され、ビジュアル化した法曹養成教育も可能になった。設置されている PC はインターネットを通じて法律・判例検索データベースにつながっており、学習の大きな力になっている。

理論と実務を架橋し、よき法曹の育成を図ることが法科大学院の使命である。法務研究科の施設・設備は、この社会の要請に創造的に応えることを可能にするものといえる。

その一方で、白山第 2 キャンパス A 棟には次の改善しなければならない管理・運用上の

問題点がある。

- ①白山第2キャンパスA棟に移転したことに伴い、シックハウス症状の学生が出たことである。移転前と移転後に「室内環境測定」を行い厚生労働省の指針値をクリアしていることを確認したのであるが、現実にシックハウス症状の学生が出てしまった。そこで、現在24時間換気および毎日の窓明けにより校舎内環境を好転させるべく対応している。
- ②白山第2キャンパスA棟は最高裁判所書記官研修所庁舎を基本構造は維持し改装工事をして転用したものである。窓ガラスとサッシの取替工事はされておらず、窓ガラスとサッシとの間の隙間から埃や小さな虫が隙間から室内に入り込む箇所がある。また薄い窓ガラスと密閉性と遮音性の低いサッシが使われているため、校舎外の声や音が教室内に聞こえ、風の強い日には窓ガラスが音をたてて揺れ、学習の集中度を阻害している。そこで、施設を効率的に運用するためには、強度のあるガラスへの変更、二重窓の設置など、早急に改善しなければならない。
- ③元の書記官研修所庁舎の大教室に壁を設けて小教室に区分した結果、一部の教室は音が反響し、通常の授業をするには不向きな教室となっている。そこで、音の反響を防止すべく吸音材等を使用するなど、教室としての適正を保たなければならない。
- ④法科大学院の学生は、少なくとも六法、教科書、ノートを机の上において授業を受けるのが通例である。ところが、法科大学院の3教室には横60センチ、縦40センチの机が置かれている。この机には六法、教科書、ノートが縦にも横にも並べることができない。上記の物が並べておける机の設置の必要がある。
- ⑤白山第2キャンパスには、学生食堂がない。学生にとっては、白山キャンパスの学生食堂を利用するには時間的な制約があり利用が難しい状況である。そのため、現在は昼休みのお弁当の販売と、週2回の午後のパンの販売により、学生のニーズの幾分かに対応している。

#### (先端的な設備・装置)

前述のように、法科大学院では、一般教室の一部にはAV機器が完備され、ビジュアル化した法曹教育も可能であり、法律・判例データベースについて、一部は学外からのアクセスも可能になっており、適切に整備されている。

## 4. 大学院の情報インフラ

学術資料の保管などについては、大学附属図書館並びに各キャンパスの図書館において行われている。なお、図書館に係る情報インフラ等については、「IX 図書館および図書・電子媒体等」を参照願いたい。一方、研究科・専攻で購入した学術資料は、それぞれで保管している。

情報設備などについては、次のとおりである。

白山キャンパスには、大学院専用棟となる 5 号館があり、大学院学生専用の PC 室 (61.18 m<sup>2</sup>) が設置されている。パソコン 12 台 (内マッキントッシュパソコン 2 台)、カラープリンター 2 台、白黒プリンター 1 台、スキャナー 2 台が設置されている。パソコンソフトとしては、OFFICE、Acrobat Reader は全部にインストールされ、SPSS、一太郎、PDF 変換ソフトなどは一部のパソコンにインストールされている。また、教室には情報端末および無線 LAN が設置され、インターネットへのアクセスが可能である。また、大学院共同研究室も教室同様に、インターネットへのアクセスが可能である。

一方、平成 18 年 4 月に経済学研究科公民連携専攻が開設され、月曜から金曜日は千代田区大手町にある大手町サテライト・キャンパスで、土曜日は白山キャンパスで授業を行っている。同サテライトでも専用回線によりインターネット接続が可能である。パソコンはノートパソコンを 10 台用意し、内 5 台は大学院生が自由に利用できるようにしてあり、残り 5 台は授業用の貸出としている。講義室には、教員用ノートパソコンを 1 台用意し、VTR や DVD も含めたマルチメディアに対応可能であり、いずれからもプロジェクターを通じ投影できるよう設置している。

川越キャンパスでは、パソコンは学部共通となっている。なお、研究指導上、教員の個人研究室及び実験室にあるパソコンを利用することが可能である。

教員の個人研究室のパソコンについては、川越キャンパスに限らず、全キャンパスにおいてインターネットへのアクセスが可能で、無線 LAN も整備している。

板倉キャンパスは、国際地域学研究科大学院生用に大学院 PC 室用に 20 台のパソコン (ネットワーク接続) および 2 台のプリンター (うち 1 台はカラーレーザー) が設置されている。また OFFICE に加えて SPSS、Acrobat Reader など基本的な分析、論文作成用のソフトも用意している。生命科学研究科では、インターネット情報端末コンセントを設けた共同研究室が設置されている。また、実験を行う必要もあり、教育研究の指導上から、教員の個人研究室のパソコンも利用可能である。板倉キャンパスでも無線 LAN を整備している。

朝霞キャンパスで開講されている大学院研究科は、福祉社会デザイン研究科ヒューマンデザイン専攻のみであるが、大学院研究棟 2 階に大学院生専用の教室、ゼミ室が 8 室ある。教室には、パソコンとリンクしたオーディオビジュアル機器を整備し、情報コンセントも備えられ、インターネットによる情報検索も可能となっている。さらに、無線 LAN も使える環境にある。

大学院、学部共通の情報ネットワークとして、「ToyoNet」がある。入学者全員にメールアドレスを与え、Web メールが利用出来る。また、授業支援システムとして、「toyonet-ACE」がある。昨年までは学部のみであったが、平成 18 年 10 月からは、大学院でも利用可能となった。具体的には、履修している科目について、教員が提示する講義予告、講義結果、講義課題の情報等を得ることが可能となっており、学生と教員の疎通が図れるシステムとなっている。

その他、「ToyoNet-ACE」では、ToyoNet メールの確認、教員からの連絡メッセージ、アンケート、個人時間割表参照、パスワード変更が可能である。

更に、「東洋大学 Web 情報システム」があり、大学院生、学部学生だけでなく、受験生

や一般の方も、教員のシラバスとプロフィールに限られるが閲覧できる。教員は、このシステムでシラバスの登録を行う。大学院生は、履修登録、シラバス、教員プロフィール、個人時間割、イベント、セミナーハウス利用登録、就職情報の参照が行える。

以上から情報に関しては、大学院専用の PC 室や共同研究室が用意され、パソコンや関連するアプリケーションソフトをインストールするなど対応を進め、大学全体のネットワークとして「ToyoNet」や「東洋大学 web 情報システム」を構築することで、情報を共有できる体制を整備してきたことは、情報化時代に対応した適切なものであると評価できる。

資料等、コンテンツの電子化についての検討は、現在のところ行われていないが、これは大学院だけの問題としてではなく、大学全体の問題として検討する必要がある。

## 5. 専門職大学院の情報インフラ

### 一. 法務研究科（法科大学院）

白山第 2 キャンパスには、図書資料室が設置されている（詳細は、「IX 図書館および図書・電子媒体等」を参照願いたい）。法務研究科独自の図書類としては、共同自習室 1 および 2 に、法律基本科目を中心に約 1,500 冊、雑誌は 12 タイトルを継続して購入し、配架している。図書選択は、教授会内の図書委員に一任され、専任教員の希望や学生からの要望も含め、決定している。配架図書は、リストを作成し、大学院教務課（法科大学院担当）で管理しており、図書選択・管理とも充分機能を果たしている。

情報インフラに関しては、次のとおりである。

共同自習室 1 および 2 に、デスクトップパソコン 1 台、プリンター 1 台、スキャナー 2 台、ノートパソコン 2 台をそれぞれ備えている。また、PC 教室を設置し学生用デスクトップパソコン 60 台、教員用パソコン 1 台、プリンター 2 台を備えている。PC 教室は、授業がない時間は法科大学院生に開放している。各教室には、情報端末が設置されている。当然ながら、インターネットに接続できる環境にある。ソフトについては、OFFICE、Acrobat Reader など基本的なものをインストールされている。理系のように実験などを行わないため、基本的なソフトで充分対応できる。

また、入学者全員にメールアドレスを与え、Web メールが利用できる「ToyoNet」システムがある。授業支援システムとしては「Toyonet-ACE」があり、平成 18 年 10 月から利用可能となった。更に、「東洋大学 Web 情報システム」が利用できる。

法科大学院では、開講当初から、時間割、履修要覧、講義要項を「東洋大学 Web 情報システム」の利用によりネット上で全て確認させており、紙ベースでの印刷を行っていない。これはシステムが充分機能しているため実施可能となったことであり、評価できる点である。

以上のとおり情報インフラは、PC 教室が設置され共同自習室にはパソコンが置かれ、関

連ソフトをインストールするなど対応を進め、大学全体のネットワークとなる「ToyoNet」や「東洋大学 web 情報システム」を構築することで、情報を共有できる体制を整備してきたことは、情報化時代に対応した適切なものであると評価できる。集中文献管理センターなどの整備や電子化についての検討は、現在のところ行われていないが、これは専門職大学院だけの問題としてではなく、大学全体の問題として検討する必要がある。

一方、運営面の課題として、白山第2キャンパス図書資料室の利用時間は、白山図書館と異なり平日が午前10時から午後6時まで、土曜日は午前10時から午後2時までとなっている。共同自習室の利用時間は午前8時から午後11時までであるが、PC教室の利用時間は、平日は午前9時30分から午後6時まで、土曜日は午後1時までとの制約がある。学生の学習環境を情報インフラの面からサポートする必要性を考慮すれば、利用時間を延長することが必要である。

対策としては、入口ドアに学生証による開閉をするカードキーを設置することで、時間延長が可能かどうか、関係部署と対応を協議している。また、パソコンの利用については、教員用学生用含めて9台の貸し出し用ノートパソコンがあるので、平成18年度中に共同自習室へ移設し利用台数を増やすことで対応を図る。

## Ⅸ 図書館および図書・電子媒体等

---

東洋大学附属図書館（以下「本学図書館」という）は、白山図書館、川越図書館、朝霞図書館、板倉図書館の4つの図書館を以って構成されている。本学図書館は、東洋大学（以下「本学」という）内外における本学図書館が果たすべき役割とそれを実現可能とするために、社会的役割を果たすべく特色ある図書館の確立、利用環境の整備、そして相互協力の充実などの内容を掲げた「東洋大学附属図書館の理念」のもとに、本学が展開する教育、研究活動推進のための支援機関としての任務を担うことはいうまでもない。そこで、本学図書館は、第1点目として、従来の紙媒体による蔵書に加えて、利用者に対する学術情報を迅速に提供するため、電子ジャーナルやオンラインデータベース等の電子媒体による蔵書の充実を図ること。第2点目は、今日の生涯学習社会に貢献するために、地域住民に対して積極的な開放を図ること。第3点目は、Webによるサービスを促進し、場所と時間の制約を受けない学習環境を提供すること。を目標とし、利用者サービスの充実を講じることとする。

### （図書、図書館の整備）

本学図書館は、代表館である白山図書館、川越図書館、朝霞図書館、板倉図書館の4館が各副館長のもとに実質的な館務を遂行するとともに、4館が連携・協力しながら図書館の運営を行っている。各図書館の詳細は後記することとし、まず、図書館全体としての現状を記す。

4館の平成18（2006）年5月1日現在での図書蔵書数は1,259,064冊（大学基礎データ「表41」参照）である。そのうち、開架図書の冊数は958,789冊であり、開架率は76.2%である。蔵書構成は和書が941,503冊（74.8%）、洋書が317,495冊（25.2%）、そして美術品66点となっている。経年の推移をみると、平成15（2003）年度1,202,450冊、平成16（2004）年度1,232,328冊、平成17（2005）年度1,258,910冊であり、約30,000冊弱増加している。視聴覚資料は、32,171点（大学基礎データ「表41」参照）であり、DVD、CD等の電子媒体を中心に選択している。これらの資料の体系的な蔵書構築を図るため、4館とも「東洋大学附属図書館の理念」、「東洋大学附属図書館収書・選書方針」に基づいて収集を行っている。本学図書館はキャンパス毎に異なる学部を抱えていることから、4館が該当学部の教育・研究に関する図書の収書をしているため、量的、体系的な蔵書構築は確立しているといえる。逐次刊行物は、内国書12,912種類、外国書5,827種類（大学基礎データ「表41」参照）を購入および寄贈により収集している。しかし、増加し続ける図書資料の保管スペースに問題が生じることとなった。特に白山図書館の図書、雑誌等を保管する書庫は、利用者の利便性を鑑みて、適正冊数約620,000冊の収容が可能であったが、毎年の図書資料増加により収容能力の限界を迎えることとなった。このことは、他キャンパスの図書館においても充分発生し得る事態であることから、4館の書架の集密度を緩和し図

書館機能の円滑化を目的として、平成 12 (2000) 年に保存書庫 (1,360 m<sup>2</sup>) が板倉キャンパスに建設され、平成 15 (2003) 年には、保存書庫 1 階に 200,000 冊収容可能な書架が設置された。この保存書庫建設後速やかに、白山図書館は、毎年約 30,000 冊前後の図書移送を計画的に実施し白山図書館書庫の狭隘解消に努めている。しかし、平成 18 (2006) 年度に予定している約 22,000 冊の移送により 1 階書庫は飽和に近づいてきた。そのため、平成 18 (2006) 年から書庫検討委員会において、図書資料保存場所についての検討を行っている。また、大学図書館は、従来までの印刷物による資料の収集、管理、提供から、今日では、デジタル形式で記録された学術情報の受発信という機能を備えた機関としての役割を求められている。本学図書館は、データベース・電子ジャーナルを、毎年継続的に契約しており、4 館で共通利用を行っている。契約本数は、3 年間の導入実績を見ると、平成 16 (2004) 年度 42 件、平成 17 (2005) 年度 49 件、平成 18 (2006) 年度 58 件と増加しており、分野も総合情報、自然科学情報、経済・経営情報、法律情報など広範囲にわたっているため、各分野に携わる利用者に対応した情報を提供しているといえる。また、平成 18 (2006) 年度契約のデータベースに収録されている電子ジャーナルのタイトル数は、28,336 種類 (大学基礎データ「表 41」参照) である。なお、データベース・電子ジャーナル契約および管理は、白山図書館が統括して行っている。データベースの中には、本学図書館が契約している洋雑誌をフルテキストで閲覧できる電子ジャーナルを収録しているものもある。そのため、同一タイトルで冊子形態の洋雑誌と電子ジャーナルとが重複していることから、図書予算の執行および書架スペースの点で課題となっている。このことから、冊子形態の洋雑誌と電子ジャーナルとの関連についての課題を整理し、電子ジャーナルの導入方針および図書予算の効率的な執行を実現するために、平成 18 (2006) 年に、図書館長の諮問委員会として「データベース・電子ジャーナル検討委員会」を立ち上げ検討を行っている。

次に図書館施設・設備については、各図書館のところで詳細を記すが 4 館とも共通していることは、OPAC 専用端末、データベース・電子ジャーナルの利用に供するデータベース端末そして利用者がパソコンを持参しインターネットを利用しての学習を可能とする情報コンセントの設置の充実である。また、4 館とも身障者用のトイレとエレベーターも備えているため、身障者にとって不自由なく図書館サービスを楽しむことができる施設となっている。

4 館の学生閲覧席の総座席数は、平成 18 (2006) 年 5 月 1 日現在 2,321 席 (大学基礎データ「表 43」参照) であり、収容定員の 11.5% である。また、授業実施期間中の開館時間は、白山図書館が平日 (月～金) 9 時～21 時 30 分、土曜日 9 時～20 時、朝霞図書館は平日 (月～金) 9 時～20 時、土曜日 9 時～16 時、川越図書館と板倉図書館は平日 (月～金) 9 時～19 時、土曜日 9 時～16 時である。開館日数は平成 17 (2005) 年度は白山図書館 274 日、川越図書館 265 日、朝霞図書館の 255 日そして板倉図書館 264 日である。また、通常開館日以外に、定期試験、通信教育部スクーリング、入試部主催のオープンキャンパス・学び LIVE 等に対応するため 4 館とも休日開館も実施している。なお、入試部主催のオープンキャンパス・学び LIVE 等の開催日は、一般学生も通常開館と同様の利用条件で利用することができる。他大学の図書館とのネットワークは、各図書館が協定を結んでいる図



書館コンソーシアムおよび協定加盟館と相互利用を行っている。図書館相互協力としては、国立情報学研究所（NII）の共同目録システムに参加し、全館所蔵状況を公開するとともに他大学図書館所蔵資料の検索、ILLシステムに参加することにより、利用者に対する相互貸借・文献複写等の図書館間相互協力サービスを行っている。平成17（2005）年度のILLによる他大学図書館への依頼件数は4館で2,819件、受付件数は4館で3,052件であった。また、4キャンパスを循環する運行便（シャトル便）を有効活用することにより、利用者が、所属のキャンパスにいながら、他キャンパス図書館に取寄せ申込みした図書資料を、閉館日をはさむことを除けば、依頼日の翌日の午後には利用者が受け取ることができるシステムも構築している。利用者教育としては、図書館利用者に対して学習、研究の支援を目的としたガイダンスを実施している。平成18（2006）年度は、各館ともパワーポイントによる図書館についてのサービス内容・貸出規則・利用マナーなど基本的な内容について説明する新入生ガイダンスをはじめ各種ガイダンスを計画し実施している。なお、本学の学生は4キャンパスの図書館を全て利用できることから、全学部の新入生に図書館活用方法について共通理解を持ってもらうために、平成18（2006）年度の新入生ガイダンスは、4館とも同一の内容で説明を行った。さらに、図書館は、利用者からの多様化する要望に対する適切な対応と、インターネットの普及による膨大な情報の中から必要な情報を的確に収集し、使いこなすために利用者を支援する役割、いわば「ナビゲーター」としての役割も求められている。そのため、本学図書館について包括的な内容を掲載している「図書館のしおり」とは別に、テーマ毎に、利用者に対して詳細な図書館利用方法を説明するものとして「図書館活用ガイド」（パスファインダー）を作成しており、平成18（2006）年度版として10タイトルを発刊した。全学部の新入生オリエンテーションで配付する以外にも、学びLIVEやオープンキャンパスをはじめとした各種イベント開催日の来館者には、最もふさわしいテーマをとりあげているタイトルをピックアップして配付したりパンフレットスタンドに備え付けて、持ち帰っていただいている。このため、活用範囲は広く、活用頻度も高いものがある。平成17（2005）年度の、全キャンパスにおける利用者への配付枚数は、40,629枚であった。また、平成18（2006）年度版の発刊に向けて、8タイトルを改訂版として作成するなどし、利用者の情報検索過程におけるサポートツールとしてより適切なものとなるよう毎年、内容の見直しと充実を図っている。

地域への図書館の開放については、4館とも各地域の特性を鑑みて実施している。本学図書館とコンソーシアム協定を締結している図書館や協定加盟館との相互利用、学術講演会や市民大学講座などに参加される受講者に対する図書館の利用など積極的な開放に努めている。また、4館とも定期的に所蔵展を開催し、周辺の地域住民に広報して来館いただいている。以上のような取り組みにより、利用者サービスの向上ということにつながり実現されてきている。今後も達成すべき目標に向けて、データベース・電子ジャーナルの継続的な導入、そのことによって期待できる図書館利用環境の改善、そして生涯学習への貢献に伴う地域住民に対する図書館利用条件の見直し等の措置により、利用者にとって一層有効かつ適切なサービスが提供できるように努める。

最後に、平成17（2005）年度に、本学図書館が、大学が展開する教育、研究活動のため

に果たすべき役割を大学図書館基準に則り、本学図書館の構成の見直しと「東洋大学附属図書館規則」の改正を行った。改正内容は前記したとおり、附属図書館は白山図書館、川越図書館、朝霞図書館、板倉図書館の4つの図書館を以って構成すること、および白山図書館を代表館としての位置付けをしたことである。平成18(2006)年度から、この体制で連携・協力しながら、図書館運営を遂行している。なお、「東洋大学附属図書館規則」の改正により平成18(2006)年度は、各キャンパス所在の図書館の規程改正をはじめ他の図書館関連規程の改正も実施する計画である。

以上図書館全体の現状把握を記したが、本学図書館の運営は、実質的には各図書館が遂行していることから、各図書館の詳細について次のとおり記す。

### 白山図書館

現在の白山図書館は、平成7(1995)年に開館した。図書館・研究棟(地上16階、地下2階)の2階から地下2階の現在一部を専有しており、図書館施設利用面積は6,444㎡である。主として文系の大学院、学部、通信教育部の大学院生、学部生および教職員に学習、研究のために利用されている。

白山図書館の平成18(2006)年5月1日現在での図書蔵書数は802,121冊(大学基礎データ「表41」参照)である。そのうち、開架図書の冊数は580,145冊であり、開架率は72.3%であるが、板倉保存書庫に移送し所蔵している図書を除けば、ほぼ100%の開架率である。蔵書構成は和書が576,378冊(71.9%)、洋書が225,677冊(28.1%)、そして美術品66点となっている。経年で見ると、平成15(2003)年度719,748冊、平成16(2004)年度758,785冊、平成17(2005)年度802,093冊であり、約40,000冊ずつ増加している。これは、通常白山図書館で購入する図書に加え、平成17(2005)年度に開始された文系5学部一貫教育にともない、朝霞図書館から学習用図書を移管したことによるものである。これについては、過去3年間の受け入れ状況を記した(「大学基礎データ」表42)でも明確にあらわれており、平成15(2003)年度13,971冊、平成16(2004)年度43,713冊、平成17(2005)年度44,395冊の受け入れ冊数となっている。なお、平成17(2005)年度の図書予算執行率は99.2%であった。

蔵書構築は図書館の根幹をなす業務として位置付けて取り組んでおり、平成11(1999)年に改定された「東洋大学附属図書館の理念」、「東洋大学附属図書館収書・選書方針」に基づいて収集を行っている。教員選択による専門的な図書の他に、図書館内で主として選択する学習用の図書、個性形成およびコレクションのために選択している図書、学生のリクエストによる図書、教員著作、カリキュラム関連の参考書など蔵書構成を勘案しながら選書している。視聴覚資料は、10,955点(大学基礎データ「表41」参照)であり、DVD、CD等の電子媒体を中心に選択している。逐次刊行物は、内国書9,266種類、外国書3,628種類(大学基礎データ「表41」参照)を購入および寄贈により収集している。その逐次刊行物に関しては、全学部の代表からなる委員会組織を持ち、利用要求に応えられるような収集と同時に永久保存雑誌の分担保存により、予算の有効活用と書庫の効率的活用を心がけている。また、データベース・電子ジャーナルについては白山図書館が一括契約し管理

をしている。学部からの導入希望もあるため、契約数は増加傾向にあり、平成 18 (2006) 年度は 58 件の契約を行った。

前記した個性形成のための資料については、個性形成委員が毎年収集にあたり、本学図書館の特色ある蔵書の構築につながっている。平成 17 (2005) 年度に購入した 66 件のうち主な資料は、(1) 本学卒業生である坂口安吾の資料として貴重かつ稀覯資料である同人誌『言葉』創刊号、自筆原稿『負ケラレマセン勝ツマデワ』(2) 『対馬宗家文書』のうち、「倭館館守日記・裁判記録」(3) 日本統治時代の満州の代表的な新聞である『満州日日新聞』(マイクロフィルム版) の 3 点の購入が挙げられる。また、コレクションとしての収集は、百人一首関係資料を収集しているが、現在所蔵している貴重書や個性形成と関連する資料の収集を目指している。平成 17 (2005) 年度は、『さころも』(奈良絵本 3 冊) を購入し、貴重書選定委員により貴重書の認定がされた。平成 18 (2006) 年度以降も、個性形成とコレクションの収集は継続する予定である。

平成 17 (2005) 年度に開始された文系 5 学部一貫教育にともない、学部 1・2 年生の教養分野の学習のため、朝霞図書館より利用頻度の高い分野から優先して図書移管を実施している。平成 16 (2004) 年度は、26,414 冊、平成 17 (2005) 年度は、25,974 冊 (9 月 25,111 冊 3 月 863 冊) の図書移管を行い、平成 18 (2006) 年度も文学、語学関係資料を中心に、約 10,000 冊の移管を予定している。また、平成 18 (2006) 年 4 月から法科大学院を主にして開設された第 2 キャンパス図書資料室 (白山図書館の分室) にも白山図書館から 1,816 冊の移送、朝霞図書館から法律関係の製本雑誌 2,943 冊を移管した。第 2 キャンパス図書資料室は、開室したばかりであるので、これからも資料の体系的、量的な充実に努めて行く。ところで、白山図書館には永久保存として所蔵している資料がかなり存在しているが、それ故に、所蔵資料の中には紙の酸性化により、特に劣化が激しいと思われる 1935 年から 1955 年の資料がある。この 20 年間だけでも学祖井上円了の著作や蔵書、坂口安吾の著作、カール・エンギッシュ文庫など貴重な資料があり、貴重資料保存のために脱酸処理による劣化防止が必要である。また、和装本、革表紙資料も多く所蔵しており、その中には修復・補修を必要とするものが多い。これらの資料は、国内の他機関での所蔵が少ないことから計画的に脱酸処理、修復を行い保存していく必要がある。そこで、平成 18 (2006) 年度は、学祖の井上円了文庫の脱酸処理を実施することとしている。

次に、文系 5 学部一貫教育にともない、白山キャンパスには大量の学生が通学することになったが、施設・設備面においても学生や教員に対して利用サービスが低下することのないよう対応するため大規模な館内改装等を行った。1 階にカウンターの新設、入館ゲートを 2 通路から 3 通路へ増設、OPAC(所蔵検索端末)専用端末を 1 台から 6 台に増設、そして自動貸出装置を 1 台設置した。図書館入口の返却ポストを常時開放とし、さらに 6 号館 1 階休講掲示版右に 1 台新設した。地下 1 階はデータベース用端末を 10 台から 20 台に増設し、3 室あるグループ学習室のうちの 1 室を間仕切りパネルで仕切り 4 室とした。自動貸出装置を 1 台から 2 台に、コピー機を 3 台から 5 台 (うち 1 台はカラーコピー兼用) に各々増設した。地下 2 階は視聴覚資料コーナーの 3~5 名で利用できる 2 ブースを撤去し、LAPS (=パソコンで予約ができる) ブース 33 台に加え、スタンドアロン (=カウンターで申し込

みをする) ブース 20 台を増設した。また、自動貸出装置を 1 台と OPAC 専用端末を 7 台 (電動書庫内 2 台を含む) 設置し、コピー機を 2 台から 3 台 (うち 1 台はカラーコピー兼用) に増設した。座席については、356 席増席した。さらに朝霞図書館からの基本図書資料等の移管に伴い、電動書庫の壁面・参考図書の並び・地下 1 階開架図書スペースにそれぞれ書架を増設した。以上のような施設、設備の改善により、平成 16 (2004) 年度の年間総入館者数 397,597 人に対し、平成 17 年 (2005) 年度は 584,568 人となり 186,971 人の増加であったが、学生、教員をはじめとする利用者は混乱なく館内利用サービスを楽しむことができ、平成 18 (2006) 年度においてもそのことは継続されている。また、図書館内は、地下 1 階に無線ランコーナーが設置されており、利用者がノートパソコンを持参してインターネットを活用しての学習ができる環境が備えられている。同じ地下 1 階には、車椅子利用者専用の閲覧席 2 席が設置されており身障者用トイレを備えている。また、地下 2 階にも車椅子利用者専用の閲覧席が 1 席設置されている。各階にはエレベーターが備えられており、身障者が支障なく学習に専念することができる構造になっている。このように利用者へのサービス提供のために施設や機器・備品の整備を進めてきたが、問題点もあり、視聴覚資料コーナーでの ID カードを利用した LAPS-AV システムが、設置より 10 年を経過したことによる備品の老朽化によりシステムの不具合が発生し、一部十分な機能を果たすことができなくなってしまっている。そのため、順次スタンドアロンに切り替えることにより、利用者が不便をきたさないよう対処している。

白山図書館学生閲覧席の座席数は、平成 18 (2006) 年 5 月 1 日現在 1,236 席 (「大学基礎データ」表 43) であり、収容定員の 10.2% である。また、白山図書館が所管している第 2 キャンパス図書室の座席数は 24 席 (「大学基礎データ」表 43) で、収容定員の 16% となっている。白山図書館の閲覧座席数の収容率については 10% を超過しているとはいえ、限りなく水準値に近いが、電子ジャーナルの導入にともない館外からアクセスさせることによって、バーチャル的に開館時間の延長と閲覧席の拡大を図っている。また、授業実施期間中の開館時間は、平日 (月～金) 9 時～21 時 30 分、土曜日 9 時～20 時である。開館日数は平成 17 (2005) 年度は 274 日であり、その他定期試験時、通信教育部スクーリング、入試部主催のオープンキャンパス・学び LIVE 等に対応するため休日開館も実施しており、平成 17 (2005) 年度は 14 日間開館した。なお、入試部主催のオープンキャンパス・学び LIVE 等の開催日はもちろん一般学生も利用することができる。他大学の図書館とのネットワークは、本学が協定を結んでいる山手線沿線私立大学図書館コンソーシアムおよび佛教図書館協会東地区協議会加盟校と相互利用を行っている。図書館相互協力としては、国立情報学研究所 (NII) の ILL システムに参加することにより、相互貸借・文献複写等の図書館間相互協力サービスを積極的に活用している。平成 17 (2005) 年度の ILL による他大学図書館への依頼件数は 1,952 件、当館での受付件数は 2,026 件であった。また、約 15,000 冊以上にのぼる新規受け入れ図書の国立情報学研究所 (NII) への登録や整理業務については、業者委託を実施することにより利用者への図書提供の迅速化を図っている。

利用者教育としては、図書館利用者に対して学習、研究のアシストをするため、ガイダンスを実施している。平成 18 (2006) 年度は、パワーポイントによる図書館についてのサ

ービス内容・貸出規則・利用マナーなどについて説明する新入生ガイダンス、授業単位での授業別申込制ガイダンス、契約データベースについて実習形式で行うデータベース活用ガイダンス、教員からの要望に応じた内容で実施するオーダーメイドガイダンス等、各々内容に特長を持ったガイダンスを計画し開催している。このように、図書館利用者に対する利用上の様々な配慮を実施しているが、前記した授業実施期間の開館時間であると、昼夜開講の大学院および学部イブニングコース授業の最終終了時間（7限 21時20分）後は、当該大学院生と学部生は図書館で十分な学習時間を確保されていない状況である。これについては、単に開館時間の延長ということではなく、学外、自宅からの各利用申し込みや電子ジャーナル・データベース検索の実現などサービスの提供形態、利用環境を変えることなど、Web 利用による活用促進も含めた方策を検討する。

図書館の地域への開放状況は、文京区立真砂図書館にて「閲覧証」の発行を受けた文京区民に対して、夏季休暇期間中は資料閲覧の利用開放を実施している。また、山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム協定校および佛教図書館協会の各加盟大学の学生、教職員に対しては、館外貸出しまで可能な利用条件で開放し、この他にも、公開講座受講生や高大連携の高校生に対しても図書館の利用を開放している。文京区民への開放については、平成 17（2005）年度の入館者数は 207 名であり、平成 16（2004）年度の入館者数 71 名に比較すると約 3 倍の増加であった。平成 17（2005）年度は、利用期間を 16 日間拡大したこともあるが、このことは、地域住民の図書館開放への期待の表れでもあるので、平成 18（2006）年度も引続き実施することとしている。また、所蔵展を開催し、展示の際にも近隣住民に広報し、自由に来館し見学していただいている。平成 18（2006）年度は、5 月に「中古文学関係稀覯図書展」を開催し、重要文化財指定図書「狭衣」の展示期間中には、888 名の見学者が訪れた。6 月以降も通年企画として 7 テーマの展示を開催する予定となっている。

#### 川越図書館

川越キャンパスに所在する川越図書館は、工学部と大学院工学研究科の学部生・大学院生および教職員に学習、研究のために利用されている。川越図書館の図書の蔵書冊数は平成 18（2006）年 5 月 1 日現在で 168,802 冊（大学基礎データ「表 41」参照）であり、そのうちの開架図書は、168,762 冊であり、ほぼ 100%が開架図書であるので館内での自由な閲覧を可能としている。なお、蔵書の構成は和書が 110,650 冊（65.6%）、洋書が 58,152 冊（34.4%）となっている。経年の蔵書冊数の推移をみると、平成 15（2003）年度 161,169 冊、平成 16（2004）年度 165,862 冊、平成 17（2005）年度 168,725 冊となっている。また、過去 3 年間の図書受け入れ状況は、平成 15（2003）年度 4,932 冊、平成 16（2004）年度 4,838 冊、平成 17（2005）年度 3,949 冊（大学基礎データ「表 42」参照）となっており、平成 17（2005）年度の図書予算執行率は 99.4%であった。逐次刊行物は、内国書が 1,088 種、外国書が 1,391 種あり、特に川越図書館は工学系の先端情報を収集するため、情報到達が早い逐次刊行物の購入に図書予算の約 70%を費やしている。視聴覚資料については、DVD を中心に選択しており、平成 18（2006）年 5 月 1 日現在で 5,171 点である（大

学基礎データ「表 41」参照)。このような資料を、体系的に収集するために、「東洋大学附属図書館の理念」の精神に基づき定められた「東洋大学附属図書館収書・選書方針」のもとに、多様な情報により川越図書館の蔵書にふさわしい図書資料を選書している。また、多様な利用者の存在を考慮し、工学部の教育目標、カリキュラムを参考に授業運営上必要とする資料および学生の教養を培うための資料の積極的な収集をはかっている。さらに、利用者からの希望資料も内容を確認のうえ選書し、便宜を図っている。前記したように、工学部という学問・学術分野の特徴に鑑み、最新情報を迅速に利用者に提供できるよう、逐次刊行物全体予算のうち約 90%を国外の逐次刊行物の購入にあてている。しかしながら、毎年の刊行物本体の誌代高騰に加えて為替レートの著しい変動に左右され、同一誌の安定した購読の継続が年々困難になるため、利用者への恒常的な情報が提供できない問題も生じてきている。そのため、購読誌で電子化されているものも多くあるので、今後は、電子ジャーナルとの関係を調査してどのように切り替えをはかっていくか検討しなくてはならない。このことは同時に有限な書架スペースの有効活用につながるものとなる。これについては、平成 18 (2006) 年に附属図書館長のもとに設置された諮問委員会である「データベース・電子ジャーナル検討委員会」で検討を行っている。

現在の川越図書館は、平成 13 (2001) 年 12 月に図書館・メディアセンターとして建設され、平成 14 (2002) 年 1 月に開館した。平成 15 (2003) 年 3 月には新 2 号館が、新 1 号館とともに川越図書館の周囲を取り囲むかたちで完成したことで、川越図書館は工学部のシンボル棟としてペンタゴン (五角形) という特徴ある形でキャンパスの中心に位置している。これにより、旧館と比較して延床面積も 2.1 倍増となり、入館者数の増加につながり学習支援環境が整った。川越図書館は、図書館・メディアセンター (3 階建て) の 1、2 階部分の一部を専有しており、図書館施設利用面積は 3,119 m<sup>2</sup>である。1 階には閲覧席、書架のほかに情報検索コーナー、OPAC コーナー、視聴覚資料コーナー、グループ学習室 1 室が整備されている。グループ学習室には座席が 15 席あり、ビデオや DVD の視聴覚資料を利用して学習できる設備が用意されている。情報コンセントも設置されており、インターネットを利用したガイダンス等も実施できる。これとは別に、視聴覚資料コーナーには 24 台の視聴覚機器が整備されており、そのほとんどが、DVD ソフトの利用が可能となっており利用者のニーズに応えている。また、OPAC コーナーも設置されており、1 階 4 台、2 階 8 台の合計 12 台の蔵書検索 (OPAC) 専用端末を配置し、全キャンパスの所蔵検索や予約ができるように利用者へ便を図っている。情報検索には 8 台の端末で対応しており、4 館共通のデータベース・電子ジャーナルの利用に供している。また、ノートパソコンを持ち込んで学習できるように情報コンセントが備えてある閲覧席が、1 階に 39 席、2 階に 34 席設置してあり、多様な学習方法を支援できるような施設になっている。その他にも車椅子利用者用の閲覧席やキャレルが 3 席設置してあり、身障者用トイレ (4 箇所)、身障者用エレベーターを備え、各階は身障者用車椅子が利用可能なように段差をなくしてあるなど、身障者にも利用しやすい図書館となっている。書架は、個人情報を含む図書資料以外はすべて開架とし、そのすべての資料を自由に閲覧できるよう、利用者の利便性を考慮しており、所蔵収容可能冊数も約 207,000 冊である。しかし、平成 18 (2006) 年 5 月の蔵

書冊数 168,802 冊と年間の増加冊数からすると、約 7 年後には収容冊数に達する予定である。この問題については、川越図書館だけでなく他の図書館にも関わることであり、板倉保存庫の書架設置にも関連するため、すでに、書庫検討委員会を組織して検討に入っている。

授業実施期間中の開館時間は、平日（月～金）9 時～19 時、土曜日 9 時～16 時である。平成 17 年度の入館者数は 219,987 人、開館日数は 265 日で、定期試験前には土曜日の開館時間を延長し、休日開館も実施している。入試部主催のオープンキャンパス・学び LIVE 等に対応するための休日開館も実施しており、一般学生も利用することができる。平成 17（2005）年度は、8 日間の休日開館をおこなった。また、閲覧座席数は、平成 18（2006）年 5 月 1 日現在 441 席（大学基礎データ「表 43」参照）で、収容定員に対する座席数の割合は 10.9 %となっている。

他の図書館とのネットワークとしては、埼玉県内の大学、短期大学の図書館間の相互協力推進や研修を目的とした「埼玉県大学・短期大学図書館協議会（SALA）」に加盟し相互協力に努めている。平成 18（2006）年度は、幹事館の一つとして活動することとなった。

近隣の他大学との連携では、東京電機大学との単位互換制度による図書貸出を実施しており、平成 17（2005）年度は貸出のための利用登録があった。また、国立情報学研究所（NII）の NACSIS-ILL システムに参加し、他大学等の文献複写・相互貸借等のサービスに役立っている。川越図書館の平成 17 年度依頼件数は 463 件、受付件数は 509 件であった。

学生および教員に図書館の施設を十分に活用してもらうことと、資料検索ツールの効率よい利用方法について様々なガイダンスを計画している。平成 18（2006）年度は、全新生対象に、パワーポイント利用による図書館の活用方法を説明する新入生ガイダンス、自由参加型の図書館ツアー、授業・ゼミ単位別の授業別ガイダンス、そして、実習形式のデータベース講習会を実施することとしている。授業別ガイダンスについては、授業科目、ゼミ単位等で学年、対象者のレベルに合わせ指導を行っている。

このガイダンスにより、学生や教員が図書館を十分に利用し、活用していただくような充実した内容を毎年計画していく。

地域への開放については、市民大学講座や、川越シティカレッジの受講生、および工業技術研究所の賛助会員に対して図書の貸出を行っている。平成 17（2005）年度登録者数は 3 名であった。また、川越キャンパスで実施する学術講演会や、小中学生対象のサマースクールの参加者および地域の住民、近隣の会社や工場等の研究者からの閲覧希望に対する館内閲覧を受付けている。平成 17（2005）年度における、このような学外利用者の人数は 31 名であった。この他に所蔵展を開催し、周辺地域住民にも広報し来館していただき開放を進めている。平成 17（2005）年度は、本学卒業生である切り絵作家が来館して実演も行った時は、地域住民の方にも多数来館していただき文化面での交流をすることができた。

平成 18（2006）年度も 2 回の展示を予定している。また、この展示と別に、図書館入口の展示ケースでは、各学科の教員や学生の協力のもとに、ほぼ通年にわたりテーマ毎の展示も開催している。今後は川越図書館の特徴でもある理工系分野の図書資料の活用を活かして地域への開放を目指す方針である。

## 朝霞図書館

平成 17 (2005) 年 4 月より、文系 5 学部一貫教育を白山キャンパスで行うことになり、朝霞キャンパスには、その後に、新しくライフデザイン学部が開設された。これにより、朝霞図書館は、平成 17 (2005) 年 4 月よりライフデザイン学部の学生が主な利用対象者となり、運営も大きく変わる事となった。

朝霞図書館は、平成 18 (2006) 年 5 月 1 日現在で 234,072 冊 (大学基礎データ「表 41」参照) を所蔵しており、開架図書の冊数は 155,813 冊で開架率は 66.6% となっている。また、蔵書構成は和書が 210,906 冊 (90.1%)、洋書が 23,166 冊 (9.9%) となっている。経年でみると、蔵書冊数は、平成 15 (2003) 年度 276,985 冊、平成 16 (2004) 年度 257,972 冊、平成 17 (2005) 年度 234,030 冊と年々減少傾向にある。これは、文系 5 学部白山一貫教育に伴い、関連学部の学習用図書を平成 16 (2004) 年度には 26,414 冊、平成 17 (2005) 年度には 25,974 冊を白山図書館へ、また、第 2 キャンパス図書資料室に、法科大学院用として法律関係の製本雑誌 2,943 冊を移管し、図書資料の適正配置を図ったためである。引続き平成 18 (2006) 年度中にも約 10,000 冊の移管を予定しており、これで移管作業は終了となる。続いて、過去 3 年間における図書の受け入れ状況は、平成 15 (2003) 年度 11,970 冊、平成 16 (2004) 年度 7,646 冊、平成 17 (2005) 年度 4,975 冊となっている (大学基礎データ「表 42」参照)。こちら、数字で見ると年々減少している。これについては、図書予算が、平成 16 (2004) 年に文系 5 学部一貫教育の準備のため、白山図書館に措置されたことによるものであり、平成 17 (2005) 年からは、ライフデザイン学部学生を対象にした予算額になっているためである。なお、平成 17 (2005) 年度の図書予算執行率は 99.1% であった。逐次刊行物は、内国書 2,122 種類、外国書 522 種類 (大学基礎データ「表 41」参照) を購入、寄贈で収集している。これについても平成 17 (2005) 年度からはライフデザイン学部関連の逐次刊行物が中心になることから、全面的に購入タイトルの見直しを行った。限られた予算のため、完成年度までは毎年、購入タイトルを見直していく。視聴覚資料の点数は、12,934 点 (大学基礎データ「表 41」参照) である。学部学科構成の変更により、著作権処理された福祉関係のビデオテープが増加しており、貸出に供している。また、CD-ROM 等の電子媒体資料についても収集に努め、情報検索コーナーで利用できるように環境が整っている。電子ジャーナル・オンラインデータベースについては、4 館からの導入希望を白山図書館が取りまとめ、一括で契約し管理している。これらは、館内だけでなく学内および一部は自宅からの検索も可能である。以上の資料を、体系的に収集するために、平成 11 (1999) 年に改定した「東洋大学附属図書館の理念」、「東洋大学附属図書館収書・選書方針」に則り、教員による選書と職員による選書のバランスを取りながら組織的に行っている。以上のことから、各資料の数量や、収書体制について、特別問題はない。しかし、蔵書構成については、文系 5 学部 (文・経済・経営・法・社会学部) の図書資料が基礎となっているため、ライフデザイン学部関係の専門分野の資料が充分とは言えない。同学部は、生活支援学科、健康スポーツ学科、人間環境デザイン学科の 3 学科から成り立っている。「社会福祉」のように今までの蔵書と一部重複する分野があるものの、



学科名からも分かるように関連分野が多岐にわたっているため、早急に計画的な収書を進めていかなければならない。

施設については、図書館棟（地下1階、地上3階建て）のうち、地上1階から3階までを専有し、面積は5,457㎡である。各階に閲覧室を計4室、3階にはグループ学習室2室、個人視聴室40ブース46席、グループ視聴室2室、視聴覚ホール（110席）、大型本コーナーを設置している。入退館ゲートのある2階には、ノートパソコンを持参してインターネット接続可能な5席を含めた情報検索コーナー、視聴覚資料コーナー、専任教員著作コーナー、ブラウジングコーナー等を配置している。各閲覧室には、開架図書の固定書架が設置されており、約175,500冊の収容が可能である。これとは別に、各階には閉架書庫として電動集密書架が設置されており約300,200冊が収納可能であり、収容可能冊数は合計約475,700冊である。現所蔵冊数比で見ると49.2%の収容率である。

また、1、2階には身障者用トイレが設置されている。入退館は2階となることから車椅子利用者は、業務用エレベーターを利用して2階より入館できるように導線を考慮している。このように施設の規模としては、文系5学部1、2年生約7,000名が利用していた施設をそのまま新学部学生（完成年度収容定員 学部・院生合計1,875名）が引き継いで使用していることから充分満たしていると考えられる。また、文系5学部白山一貫教育に伴う設備、機器・備品の一部移送のあと、新学部の規模に見合った設備や資料の再配置について努めることにしている。

学生閲覧室の座席数375席（大学基礎データ「表43」参照）は、朝霞キャンパスの収容定員数1,875名に対する割合が20%となり、充分確保されている。閲覧机も画一的ではなく、1階閲覧室には、静かな学習環境が保てるように衝立つきの閲覧机や個人キャレルが88席設置されている。引続き充分な閲覧席が確保でき、落ち着いて学習できる環境の維持に努めたい。平成17（2006）年度の入館者数は、朝霞図書館の冒頭でも記したとおり、新しくライフデザイン学部が開設された最初の年ということで、20,257名であった。開館日数は、255日で、休日に入試部主催のオープンキャンパス、学びLive等が開催される場合は、休日開館を実施しており、一般学生も利用することができる。平成17（2005）年度は、6日間の休日開館をおこなった。

授業実施期間中の開館時間は、平成18（2006）年度から学生数が倍増し、大学院福祉社会デザイン研究科ヒューマンデザイン専攻も開設初年度ということもあり開館時間の延長を、平日は20時まで、土曜日は16時までとした。これにより、学部生は最終授業終了後も十分に学習することができるようになったが、このヒューマンデザイン専攻は昼夜開講のため、7限終了（21時10分）後の利用を提供できるよう、開館時間の延長ということではなく、学外、自宅からの各利用申し込みや電子ジャーナル・データベース検索の実現などサービスの提供形態、利用環境を変えることなど、Web利用による活用促進も含めた方策を開設年次計画に対応すべく検討を行う。利用者教育としては、新入生を対象にパワーポイントを使用しながら説明する新入生ガイダンスや図書館ツアー、館内の視聴覚ホールを使用して行う授業別ガイダンス等を実施している。これからも教員との連携のもとに、学年進行に見合った内容の利用者教育を実施していく。他の図書館とのネットワークにつ

いては、山手線沿線私立大学図書館コンソーシアムに平成 14（2002）年度より参加して他加盟館と相互利用を行っている。また、埼玉県図書館協会にも加盟している。埼玉県図書館協会は、県内の公共図書館と学校図書館等を結ぶ協会として相互協力等の活動を展開しているが、朝霞図書館も公共図書館との協力にも力をいれ、相互協力を努めている。今後も、館種を問わず、資料の共有を目指して積極的に活動していくものとする。また、図書館相互協力については、国立情報学研究所（NII）の NACSIS - ILL システムに参加して、積極的に取り組んでいる。平成 17（2005）年度の利用件数は依頼 59 件、受付 297 件であった。依頼については、前年比、36.6%減となったが、新学部開学 1 年目で 2 学科の 1 年生 362 名の在籍であったことからすれば予想以上の利用件数と考えられる。平成 18（2006）年 4 月から大学院が開設されたこともあり、徐々に依頼件数が増加していくことが予想される。レファレンス等も充分に対応ができるように体制を整える必要がある。そのための方策として、従来、朝霞図書館で行っていた業者委託業務（国立情報学研究所（NII）への登録や図書の整理業務）の取り扱いを、平成 17（2006）年度から白山図書館において集約したことで、朝霞図書館の職員による十分なレファレンスが可能となるように利用者への対応を図っており、平成 18（2006）年度も、継続して実施している。

朝霞図書館では、平成 8（1996）年度から近隣 4 市（朝霞市、志木市、和光市、新座市）への図書館の開放を積極的に行っている。4 市に在住、在勤、もしくは通学している中学生以上であれば、入館時に各市立図書館の利用カードを提示してもらうことにより、年間（学生試験期を除く）を通じて利用できる。毎年 4 月には、各市の広報・教育委員会、市立図書館等へ利用案内を配布し、広報や館報に掲載してもらい、周知を図っている。平成 16（2004）年度の 660 人の利用に対し、平成 17（2005）年度は開館時間が大幅に縮小されたにもかかわらず 545 人の利用があった。これにより、近隣 4 市への地域開放は、しっかり定着しているものと考えられる。地域との交流を深めながら相互の発展を目指して活動を行っているライフデザイン学部との連携のもとで、今後もより一層「地域に開かれた図書館づくり」を目指して運営をしていく方針である。

#### 板倉図書館

板倉図書館は、平成 9（1997）年度国際地域学部および生命科学部開設とともに開館した。専有面積 2,010 m<sup>2</sup>、フロア 2 階建てで、入口には身障者がスムーズに入館できるようスロープがあり、身障者用トイレ（1 階）とエレベーター（1 機）を設置している。このように、身障者にとって図書館を利用しやすくするための対応が施されている。収納可能冊数は約 68,000 冊である。平成 18（2006）年 5 月 1 日現在の蔵書冊数が 54,069 冊（大学基礎データ「表 41」参照）で全て開架図書である。蔵書構成は和書が 43,569 冊（80.5%）、洋書が 10,500 冊（19.4%）となっている。経年の蔵書冊数は、平成 15（2003）年度 44,548 冊、平成 16（2004）年度 49,709 冊、平成 17（2005）年度 54,062 冊と推移している。また、過去 3 年間の図書の受け入れ状況を見ると、平成 15（2003）年度 6,102 冊、平成 16（2004）年度 5,192 冊、平成 17（2005）年度 4,456 冊（大学基礎データ「表 42」参照）となっている。学術雑誌は寄贈を含め継続購入している雑誌が 722 種である。蔵書構成は

内国書 436 種 (60.3%)、外国書 286 種 (39.6%) で、視聴覚資料は語学関係資料を含む 3,111 点を所蔵している (大学基礎データ「表 41」参照)。なお、平成 17 (2005) 年度の図書予算執行率は 99.2%であった。

図書の収書は「東洋大学附属図書館の理念」、「東洋大学附属図書館収書・選書方針」に基づき各学部 (国際地域学部、生命科学部)、板倉図書館事務課において選書を行っている。各々主題間のバランスのとれた収書に留意し、蔵書構成、利用頻度、資料価値等を考慮しながら、教科に関連して学生が必要とする専門書、学習図書ならびに一般教養図書資料を適切に収集している。学部によっては、図書予算に占める外国雑誌の割合が年々増加しており、学部図書予算を圧迫しているが、重複購入や利用者の少ない外国雑誌の整理をより一層進めるなど、改善の取り組みを現在検討している。また、平成 18 (2006) 年度は、教員との連携を図りながら各学部および大学院の図書の選書や学生リクエスト図書の要望も取り入れながら、板倉図書館の特色ある蔵書の構成を目指す。

図書館内は、1 階にカウンターと閲覧室を配し、参考図書、新着雑誌コーナー、新聞コーナー、図書自動貸出装置 (1 台)、OPAC 用検索機 5 台、データベース・インターネット検索用端末 5 台を設置した情報検索コーナー、マイクロリーダープリンタ 1 台、コピー機 4 台 (カラーコピー機 1 台含む)、視聴覚ブース 15 席を備え、2 階には、閲覧室、一般図書、雑誌・新聞バックナンバー、ノートパソコンを持参してインターネット接続可能な座席として 5 席、OPAC 用検索機 2 台を設置している。館内の整備については、ほぼ適切な配置であり、有効に利用されている。

平成 18 (2006) 年 5 月 1 日現在の学生閲覧室の座席数は 245 席 (大学基礎データ「表 43」参照) であり、収容定員に対する座席数の割合は 11.8%である。試験期間中を除いて満席となることはなく、整備されているといえる。ただし、個人用閲覧席 13 席に関しては利用が多く、今後スペースを確保し、利用環境の向上のため増設を検討している。平成 19 (2007) 年度中に設置すべく、平成 18 (2006) 年から関係部署と協議を諮る。

図書館は大学の教育および研究を支える役割を担っている。したがって、利用者である学生および教員に対して十分な情報サービスを提供できるよう効率的な利用法について、パワーポイントを使用しながら説明する新入生ガイダンス (全新入生対象)、図書館ツアー (自由参加)、授業別ガイダンス (ゼミ単位) を実施している。今年度の図書館ツアーにおいては、アンケートの結果から、内容に関して概ね満足であったという回答が得られた。図書館ツアー参加者は 35 名で、平成 17 (2005) 年度より 13 名増えたが、今後、参加者を増やすための広報活動を行うとともに、教員が行う授業との連携を図り、ゼミ単位によるガイダンスやデータベースの活用および講習会を随時行い、よりよい利用者教育の充実を目指し、図書館へ利用者を促すことを目標とし努力していく。

他の図書館とのネットワークは、群馬県内に所在する大学図書館の相互協力の進展を図ることを目的とした「群馬県大学図書館協議会」に平成 9 (1997) 年より加盟している。平成 18 (2006) 年度からは「群馬県図書館協会」に合わせて加盟することとなった。また、ILL 業務 (図書館相互協力) については、国立情報学研究所 (NII) の NACSIS-ILL システムに参加し、文献複写・相互貸借等のサービスに役立てている。平成 17 (2005) 年度は

依頼 345 件、受付 220 件であった。文献複写・貸借依頼を、OPAC 画面からの申込みにすることによって、いつでも、どこからでも申込みが可能となり、利用者へのサービスに供している。また、受け入れ図書は国立情報学研究所（NII）への登録や整理業務は、板倉図書館の開設時から業者委託を開始し、利用者に対して迅速な図書の提供を行っている。この体制は今後とも維持していかなければならない。平成 17（2005）年度の開館日数は 264 日、休日開館日 4 日、入館者数は 125,707 名で、授業実施期間中の開館時間は平日が 9 時から 19 時、土曜日は 9 時から 16 時である。日曜・休日開館については、地域性、警備上、人員の問題などから、開館時間を延長することは困難であったが、学生からの要望もあり、平成 18（2006）年度は 7 月の春学期試験前に休日開館を 1 日実施することとした。

開館にあたり、板倉図書館では、開設以来地域開放を行い、積極的に対応している。平成 17（2005）年度は、256 名が図書館を利用した。利用者は、中学生、高校生、主婦、社会人と多岐にわたり、特に社会人の利用は顕著であり、利用人数は 153 名であった。また、10 月には、地元中学生 1 名の職場体験を受け入れた。ここ数年（平成 14～16 年）、2、3 名の中学生を受け入れているが、これは、進路指導の一環としての体験学習で、大学と地域との教育上の交流を担うもので大変有意義であることから、今後も、受け入れについて積極的に対応していく。

平成 17（2005）年度は 4 回の展示を企画した。通常公開されない貴重書を中心に所蔵資料展を開催し、12 月開催の「日光探訪」では、日光社寺文化財保存会および東照宮、輪王寺より借用した資料の展示を行い、学内・学外より多くの来館者があった。平成 18（2006）年度も 3 回の展示を予定しているが、板倉開学 10 周年記念事業にあわせた企画展を開催し、学内および地域住民、各関係機関の参加に向けて広報活動を積極的に行い周知を図る。

増え続ける図書館資料を保存するスペースの確保は、継続的な課題である。板倉図書館は 4 館所蔵の保存書庫としての 2 階建て保存書庫が別棟に設置されており、1 階には 200,000 冊収容可能な書架が設置されている。平成 18（2006）年度は、約 22,000 冊の資料の移送が予定されており、移送後の保存冊数が許容冊数に近づく見込みである。また、4 キャンパスの書架も数年後には飽和状態になる。この対応について、書庫検討委員会において、平成 18（2006）年度から検討を開始している。保存書庫の運営については板倉図書館にとって大きな関連があり、業務の流れ、人員配置等業務の根本的見直しにまで関係することでもあるので協力し進めていく必要がある。また、保存書庫内の空気の流れが悪く、異臭がするため、早期改善を要する。これについては、24 時間空調を入れるなどの対策を関係部署と調整を進めることにしている。

#### （学術情報へのアクセス）

本学図書館は、4 キャンパスを接続する学内 LAN を経由し、インターネットを通じて国立情報学研究所（NII）の目録システム（NACSIS - CAT）に参加し、その総合目録データベースを利用することにより、迅速に本学図書館の目録データベースを構築している。これらのデータは、OPAC で検索でき、また、OPAC はホームページ上で公開しているため、学内はもちろん学外からでも検索可能である。視聴覚資料も含めた全キャンパス図書

館の所蔵検索、資料の状態、貸出資料に対する予約や他キャンパス資料の取寄せ申込および予約や取寄せ状態も OPAC の利用問合せ機能による確認がオンラインで可能になっている。また、他大学図書館とは、相互貸借システム (NACSIS - ILL) により、文献複写、図書資料の貸借申し込みも実施している。本学図書館が契約しているデータベース・電子ジャーナルについては、全キャンパス図書館をはじめ学内研究室および PC 教室から、図書館ホームページのサイトにアクセスし閲覧・購読が可能である。

本学が刊行している紀要のデジタル化による公開は、一部の学部を除き著作権処理が未解決のため開始されていない。大学図書館は、教育・研究を支援する学術情報の受発信拠点であるので、本学図書館が所蔵する特色ある資料 (貴重書等) も含めて Web 上で公開する取り組みを平成 18 (2006) 年度も継続して実施する予定である。

ところで、平成 12 (2000) 年に、クライアント・サーバーシステムとして運用が開始された図書館情報システムは、平成 19 年 4 月から更新を予定している。利用者に対する新しいサービス、業務改善すべき事項等の目標設定を目指したシステム構築を行うために、ワーキンググループを平成 18 (2006) 年 3 月に結成し作業に着手している。

他大学図書館との相互協力としては、最も緊密な連携、協力関係にあるのは、都内主要 8 大学で構成されている山手線沿線私立大学コンソーシアム加盟大学である。学生数や複数学部を擁するなど、本学と規模が比較的類似しているということから活発な利用がある。

学生間の図書館相互利用に加え平成 15 (2003) 年度から開始されている大学紀要の分担保存による書庫の効率的活用等徐々に実績を上げてきている。また、白山図書館は、佛教図書館協会にも加盟しており、平成 17 (2005) 年 11 月には、本学が会場となり第 10 回研修会が開催された。川越図書館は、埼玉県内の大学、短期大学で「埼玉県大学・短期大学図書館協議会 (SALA)」というコンソーシアムを構成して、大学間の図書館相互利用、会報の発行および研修会等の活動に参加している。平成 18 (2006) 年度は、幹事館として活動する。埼玉県には、「埼玉県図書館協会」というコンソーシアムも構成されており、県内の公立図書館、学校図書館を結ぶ協会として、相互協力、講演会・研修等の活動を展開している。朝霞図書館はこの協会に加盟し他館との協力を努めている。板倉図書館も、群馬県内に所在する大学図書館との相互協力の進展を図るため、「群馬県大学図書館協議会」に加盟し、平成 17 (2005) 年度は、運営委員会と総会に参加した。平成 18 (2006) 年度からは「群馬県図書館協会」に合わせて加盟することとなった。一方、必ずしも活発とはいえないが、国外との相互協力として、書店を通じての The British Library との文献複写、現物貸借を実施している。今後は、学術資源の相互利用の促進を目指すために、コンソーシアムの連携内容の拡大と新しいコンソーシアムの構築が重要である。

最後に、目標の実現を目指すための方策について次のとおり記す。

本学図書館は、インターネットの普及により学術情報のデジタル化が促進されたことに伴い、利用者に最新情報を速やかに提供するため、データベース・電子ジャーナルを契約し、ホームページを通して公開しており、利用者は学内から閲覧することが可能である。

また、一部学外からの接続可能なデータベースも契約している。本学図書館は、自館のデータベース・電子ジャーナルの取り組み状況についての現状を客観的に把握するため、「平成17年度大学図書館電子化実態調査アンケート」を実施した。本学図書館と相互協力を通じて関わりの多い大学図書館76館（①関東・関西地区主要大学図書館 ②山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム加盟大学図書館 ③埼玉県大学・短期大学図書館協議会加盟大学図書館 ④佛教図書館協会加盟大学図書館）に対し、配付・回答ともWeb方式によるアンケートの協力を依頼し69館から回答があった。（回答率90.8%）なお、実施は平成18（2006）年2月20日から4月20日の期間で行った。それによると、導入は69館すべてが実施しており、そのうち、データベース契約件数が50件程度の図書館がいちばん多く、また、新規データベース導入として10件以上の導入を予定している図書館が最多であった。学外から閲覧可能と回答した図書館は、「一部可能」を含めて約30%であり、学内からの閲覧に限定している図書館が多い状況である。翻って本学図書館の状況についてであるが、平成18（2006）年度の契約数は58件であり、そのうち14件が新規契約である。分野については、「総合情報」18件、「経済経営」6件、「人文系」4件、「自然科学」7件、「法律」23件と広範囲にわたる導入を図っている。以上の状況からすれば、本学図書館は、データベース・電子ジャーナルによる蔵書の充実に向けて着実な取り組みを実施していると思われる。その一方で、ゼロシーリングが続く予算の中で契約するのであるから、当然、活用頻度、利用件数等を契約時の判断要因とはしているが、冊子形態の洋雑誌と電子ジャーナルとの関連からする導入方針については定まっていない。このことから、データベース・電子ジャーナルに関する課題を整理し、予算の効率的な執行につながるようなデータベース・電子ジャーナル導入の取り組みを、平成18（2006）年6月から図書館長の諮問委員会である「データベース・電子ジャーナル検討委員会」にて検討を開始している。また、データベース・電子ジャーナルの導入を継続しさらに拡大していくためには、費用の面からして本学図書館のみでは当然限界があることから、私立大学図書館におけるデータベース・電子ジャーナルの導入に係る諸条件について版元と統一的な交渉を行う「私立大学図書館コンソーシアム（PULC）」に参加し、その成果を得て数種類のデータベース・電子ジャーナルを契約している。

地域住民に対する図書館開放については、本学の各図書館とも所在場所、地域の特性に併せた利用の開放を実施している。また、所蔵資料展を開催し、近隣住民に広報し来館を促している。今日、生涯学習が重要視される中で、特に社会人の再入学に伴う学習のための図書館利用、開放は大きな地域住民への貢献となるはずである。本学そして本学図書館が、こうした生涯学習、社会人の再入学という時代の要請に応えるための開放は、今後のあるべき姿といえる。現行の地域開放の利用サービスの見直しを行うなど地域貢献も加味した図書館運営を展開して行かなければならない。

大学院の昼夜開講専攻の大学院生およびイブニングコースの学生を抱える白山図書館および朝霞図書館での現行の開館時間では、7限終了後の図書館における学習時間は充分であるとはいえない。しかし、現在の開館時間は、職員の人員数や業務量などを考慮すると限界であるということも否定はできない。そこで、その対策として、最終授業終了後の学習

時間を確保できる環境を提供するため、該当の大学院生や学生のみを対象とするのではなく、同じ学生でありながら遠方で在宅学習する通信教育部学生に対する十分な図書館サービスの提供も可能となるような方策を、平成 19（2007）年度リニューアル予定の図書館システム導入時の新しいサービスの 1 つとして検討することとした。





## X 社会貢献

---

### 1. 大学・学部の社会貢献

東洋大学では、教育理念を具現化するための5つの目標の1つにあるように社会の要請に創造的に応えることを目標としており、産学連携の強化を行い、地域との連携強化・拡大についても積極的にアプローチをしている。さらに開かれた大学への方策として、社会や地域、さらには世界に開かれた大学として確固たる地位を築くことを目指している。

#### (社会への貢献)

社会に対し、大学が教育研究活動で培った資産を広く公開することを目的とした活動をより積極的に展開するため、平成9年4月、東洋大学生涯学習センターが発足した。センターの目的は、「生涯学習に対する社会的要請に基づき、生涯教育に関する諸事業を積極的に推進することを通じて、社会に開かれた大学としての本学の発展に資すること」である。

現在、①通学可能な一般社会人を対象とした公開講座 ②地方自治の行政政策に賛同して開講した「あさか・パートナーシップ・カレッジ」 ③全国各地の、高等学校の生徒、また、生涯学習に意欲の高い社会人を対象とした講師派遣事業として、以上の3つを基本にすえた教育システムを構築している。教育システムの内容については、生涯学習センター運営委員会で立案・審議を行っている。運営委員会の組織は、センター所長1名、各学部から選出された委員各1名、学長推薦3名、通信教育部長1名、計15名で構成されている。

東洋大学の生涯学習への取り組みは、明治20年、創立者井上円了が本郷竜岡町の麟祥院に東洋大学の前身である私立哲学館を創設したと同時に始まった。現在、生涯学習センターの事業の柱である「公開講座」は、哲学館創立の後に開始された「日曜講義」に既に見られる。今日の通信教育にあたる「館外生」制度を設け、また、世界旅行者でもあった井上円了は、欧米視察で見聞した内容を全国巡講という形で日本各地の民衆に伝えた。現在行っている「講師派遣」はこの意思を継承した事業である。このように本学は創立以来、「余資なく、優暇なき者」のためという建学の精神にもあるように、生涯学習にも積極的に取り組んでいる。

平成4年7月29日、学長から「新大学設置基準対策委員会・生涯学習部」の生涯学習部会へ諮問がなされた。これに対し部会では、3つの小委員会を組織し検討を重ね、その結果を平成5年3月に答申、答申に基づき法人・教学双方で検討が行われ、平成7年6月学長から「東洋大学の生涯教育活動の整備・拡大方策について」が提出されるに至り、関係部署との協議が行われた。そして平成9年4月東洋大学生涯学習センターが発足した。

平成18年度の生涯学習センターの事業計画は既述したとおり、次の3つに分類される。

#### ①公開講座

②あさか・パートナーシップ・カレッジ

③東洋大学の講義を全国各地にお届けします----平成 18 年度講師派遣----

これらを実施するにあたっては、文学部・経済学部・経営学部・法学部・社会学部・工学部・国際地域学部・生命科学部・ライフデザイン学部・法務研究科（専門職大学院）の各教員が全キャンパスにおいて横断的に参加することにより成し得る社会貢献である。この生涯学習センターの事業活動により、総合大学としての利を活かし様々な教育研究の成果を市民に還元している。

①公開講座においては、一般市民を対象にした本学のキャンパスを開放する講座である。講師は基本的に本学の教員が担当し、教育研究上の成果を一般市民に還元するといった社会貢献が主な事業となっている（大学基礎データ「表 10」参照）。

公開講座の特色は、受講者の平均年齢が約 65 歳と高齢であるが、通学に便利なキャンパス周辺地域からの受講者が多いということ、また、講座内容については古典から現代までの日本文学、アジア地域の文化や宗教など、一般的教養に重きを置いた講座に希望者が集まるという点である。各講座修了時には受講者を対象に満足度・他講座の要望についてのアンケートを実施している。受講者数とアンケート結果から、18 年度春期講座において好評を得た講座をみても、5 年前から継続して開講している講座「『源氏物語』全巻を読む」、名誉教授による講座「明治新文芸の作家たち」、実技を伴う講座「書道講座・癒しの筆で三十六歌仙を書く」、文学部の複数教員による講座「東洋思想への誘い」「漂白の旅人たち」などである。また、本学の施設である井上円了ホールを使用した文化公演は、学術的な内容に加え視聴覚に訴える迫力ある講座として毎回好評を得ている。

公開講座のプログラムについては、ここ数年受講生の年齢と希望講座の内容がほぼ一定しているが、新しい受講者層の拡大として新分野の開拓も必要であることが運営委員会の中でも議論され、新学部・学科の内容を公開講座に反映することに力を入れた。その結果、今年度の秋期講座にライフデザイン学部の教員による、「南ヨーロッパの聖地を目指して---映像と音楽でたどる巡礼の旅」「親子そろって楽しく元気よく---子育て家庭の応援」を実施することになった。また、春期実施した「阿波踊りの源流、変遷とその魅力」では講師のほかに、初めて学生サークルの協力を得て実演を行った。これは、学生によるボランティア活動の試みとして地域社会へ貢献している実例であるが、今後も学生と市民との交流をも念頭に、地域と密接に関わる生涯学習の発展を目指していく。

平成 18 年度の春期・秋期の公開講座は、次の区分と回数で実施する。エクステンション学習講座 A・B（有料）：白山・朝霞キャンパス（A. 受講料 1 回 1,500 円×5 回程度、一人の講師が担当 春期 6 講座 秋期 6 講座、 B. 受講料 1 回 500 円程度、一つのテーマに添って毎回講師が代わる 春期 2 講座 秋期 2 講座）。市民大学講座（無料）：川越・板倉キャンパス（共催、3～5 回の連続講座 秋期 2 講座）。学術講演会（無料）：白山・川越・板倉キャンパス（1 講師により 1 回のみ 春期 3 講座 秋期 1 講座）。文化公演会（無料）：白山キャンパス（井上円了ホールを使用、1 回のみ、実演を伴う文化・芸術公演 春期 1 講座 秋期 1 講座）。文京区民大学講座：白山キャンパス（共催、3～5 回の連続講座 秋期 1 講座）。小・中学生対象の実験講座：板倉キャンパス（秋期 2 講座）。小・中学生サマースクール：川越キャンパス（春期 3 講座）。なお、公開講座で関わっている地方自治体は、白山

キャンパスでは文京区(財団法人文京アカデミー)、板倉キャンパスでは板倉町および館林市の教育委員会、川越キャンパスでは川越市である。市民大学講座として共催または後援という形で実施し、いずれの自治体も年間行事として組み込んでいるため、今後も連携を継続していく予定である。また、川越キャンパスと板倉キャンパスでは、地元の小・中学生を対象とした夏季・冬季の実験講座が恒例となっており、地域・小中学校からの期待も高いため、市民大学講座と同様に継続して実施していく予定である。なお、平成19年度から大手町サテライトを使用した公開講座を予定している。東京駅というアクセスの良い場所を活かし、新たな受講者層の開拓を目指す。

公開講座に対する課題としては、教室で実施した講座内容を、情報システムを利用して再度放送・放映するなど、既存講座の新しい展開方法の試みが必要である。これについて、9月中旬に学長の意見を伺い、生涯学習センター運営委員会を通じ意見交換をしながら検討、可能なものから実行に移す方針である。

②平成16年10月にスタートしたあさか・パートナーシップ・カレッジは、地方自治の中でもかかわりの深い朝霞市との共催によるカレッジであり、今年度3期目を迎えた。朝霞市民の市政参加を推進するため、東洋大学の培ってきた教育研究成果を活用し、市と大学の共同事業として実施している。当初3年計画で始まった当カレッジは、予想を遥かに上回る受講生の熱心さと、市の要請に応える本学担当教員の熱意により、4期以降も継続して開講することで進行している。継続の検討に際し、1期・2期の修了生の朝霞市政への参加状況について朝霞市に報告を求めた。その回答として、「朝霞市はまちづくり推進のために市長に提言等を行う〈朝霞市市政パートナー会議〉を設置した。自主参加で募ったところ修了生の9割以上の申し出があり、現在、会議の構成員として活躍している」旨の報告を受けた。また、出席率80パーセント以上で、各分野のレポートをすべて提出した者(修了者)は、1期目の受講生30名のうち28名、2期目の受講生36名のうち31名であった。この報告を基に、学長はじめ担当教員の意見を併せ4期以降の実施に向け機関に諮ったところ、従来の基本方針を踏襲しながらも、その都度カリキュラム等の改善を行い今後も当カレッジを継続していくことが決定した。具体的な内容については、10月開始の3期の実施と平行して朝霞市と調整を行い推進していく。

1期から3期まで、あさか・パートナーシップ・カレッジの趣旨について朝霞市は市民に次の言葉で紹介している。「新しい行政課題を克服し、市民のニーズに合う魅力ある政策を打ち出していくためには、市民と自治体とが課題を共有し、ともに共有しながら解決を図るという市民協働型の行政運営が求められている。そこで、市政に積極的に参加し、市政発展のパートナーとして活躍できる人材を育成するため、東洋大学と連携し共催事業として実施する」。東洋大学はその趣旨に賛同し、当カレッジのカリキュラム開発を行うことと、授業運営を担当することで大学の叡智を市民に提供している。カリキュラムは5つの分野に分かれ、4つの分野を本学が担当している。「地域と行財政、地域の環境と活力、朝霞市の現状と課題(当分野のみ朝霞市の講師が担当)、地域とまちづくり」。また、授業の際は朝霞キャンパスの教室を年間の2分の1から3分の1程度、無料貸与している。以上のように当カレッジは、地方自治体である朝霞市の政策形成に寄与する市民大学講座である。また、後述する川越シティカレッジ講座では、川越市が打ち出す「市民の高度で専門

的かつ体系的な学習意欲にこたえるため、リカレント教育の場の拡充に向け近隣大学との連携による開講を行なうこと」の政策を踏まえ、本学工学部及び大学院工学研究科も積極的に参加・協力し正課授業として開放している。このように本学では、国、地方自治体の政策形成等への貢献について積極的に参加することを目標としているが、キャンパスが1都2県に分離されていることもあり、全学的な取組みとして実施することができていない。

今後は、全キャンパスにおいて学部横断的に寄与できるような組織体制を平成20年度以降に実施できることを目標としていく。

③講師派遣――東洋大学の講義を全国各地にお届けします――においては、全国各地の社会団体・高等学校等に、本学教員である講師を派遣する制度である。講演の内容を、「総合的な学習の時間」支援プログラム、「生涯学習」支援プログラムの2つに分け、ホームページ上で講演テーマを公開して派遣依頼の募集をしている。講演テーマは、一般社会人向け、または高等学校の生徒向けに講演できる内容での作成を、各学部・法務研究科（法科大学院）の教員に依頼し、任意による協力を得て構成している。

年間100件を上限に5月から11月の派遣として実施し、平成17年度の実施件数は、「総合的な学習の時間」22件、「生涯学習」47件であった。派遣地域は北海道・東北9%、関東82%、中部9%であり、全国を対象とした制度である事を再度、周知する必要が生じた。そこで18年度4月、全国教育委員会の生涯学習担当宛、全国の公立学校長宛にダイレクトメールをし、事業の広報と派遣応募を促した。また、名称も「東洋大学の講義を全国各地にお届けします」と変更し今まで以上に全国型をアピールした。その結果、今年度9月1日現在の応募件数は74件であり、昨年度の69件を既に上回り、地域は、昨年0件であった近畿、中国、四国、九州地方からの応募があった。今年度の講演テーマとして、「総合的な学習の時間」支援プログラムに以下の種類の大テーマを用意した。高校生のキャリア形成、こころ豊かに生きるために、人とコミュニケーション、人間といのち、ことばを学ぶ、日本の文化を知る、外国の文化を学ぶ、豊かな日本の文学、外国文学のおもしろさ、日本歴史を知る、外国の歴史に学ぶ、教育と人間形成、これからの図書館、健康と医療、観光とは何か、経済と暮らし、社会の仕組みと身近な法律、真の国際社会とは、情報化社会のこれから、工業技術の世界、地球と環境。なお、この大テーマの中に小テーマを設けた。今年度人気のあった小テーマとして、学習と学問―我々はなぜ学ぶのか、インターネットによる社会変化、日常生活の中でのものの見方考え方、心理学入門、などがある。また、「生涯学習」支援プログラムには以下の種類の大テーマを用意した。子供・青少年を見つめ育む、これからの福祉を考える、こころ豊かに暮らすために、人間関係とコミュニケーション、比較文化から学ぶ、文学に親しむ、情報化社会のこれから、世界の中の日本、身近な法律と暮らし、経済と暮らし、やさしい工学・技術を学ぶ、自然環境を学ぶ、これからの図書館、東洋大学の理念と歴史。なお、この大テーマの中に小テーマを設けた。今年度人気のあった小テーマは、人間関係とコミュニケーション、日本の親の弱点とその対策、文学とユーモアなどである。テーマ一覧は、社会のニーズにあった内容での作成を毎年、専任教員、名誉教授に依頼し、4月1日よりホームページ等で申し込みを受け付けている。

今後も、総合大学としての幅広い分野からなる専門知識を、全国の高等学校、一般市民に発信し、地域に貢献することを目指し実施していく予定である。

講師派遣事業の前身は平成 11 年度実施された、井上円了没後 80 周年記念「全国巡回講演会」である（当時、井上円了記念学術センターが担当）。当時の企画書によると、「創業者井上円了の社会発展のための活動には学校教育の他に、長年にわたり全国を巡回した講演という社会教育がある。没後 80 周年記念にあたり、創業者の意思を継承して、本学の社会的な行動として、混迷する現代の社会の諸課題を全国各地の人々とともに明らかにし、次の時代の礎となる活動を行う」という趣旨が謳われている。こうして、全国各地の教育的文化的な活動を行う諸団体に対して、専門分野の教員を派遣する事業が記念行事として行われた。この事業が好評を博し、大学としても社会的使命であることを改めて認識したのである。その結果、翌年から「東洋大学の社会貢献」として講師派遣事業が開始された。平成 14 年度からは、生涯学習センターの新規事業として、高等学校の「総合的な学習の時間」への講師派遣事業も開始され、平成 15 年度に両センターの趣旨を合わせた形で、現在、生涯学習センターが実施している。なお、「総合的な学習の時間」については、今後の文部科学省による抜本的見直し等の状況を鑑み、支援プログラムの変更を加えていく予定である。

本学では、平成 17 年 2 月、国連 NPO 法人 ICCC (International Council for Caring Communities, Inc.) が主催する国際学生設計コンペにおいて、当時工学部建築学科 3 年生のグループが主体となって提案した「山古志村復興物語」が日本人初の団体最優秀賞を受賞した。そこでは国内外における大学・大学院の学生が作品を制作し競い合った中で、プレゼンテーションを実行し、作品展示を公開できたことは本学学生にとっても大きな自信に繋がったものである。この旧山古志村（長岡市）については、創業者井上円了が近傍の旧越路町出身で、かつ旧山古志村の長島村長が本学の卒業生であることから、本学としては新潟県中越地震で被災した長岡市に対し復興支援の一環として、募金活動および物資支援等を速やかに実施した。そして、夏季休暇、春季休暇を利用して実施された長岡市（旧山古志村）地域への震災復興支援のボランティア活動を募った結果、300 名前後の学生、また、教職員も数十名程が積極的に参加した。クール毎に参加した学生・教職員はボランティア活動の意義を認識することによって、社会貢献としての必要性を改めて感じると共に全学的なボランティア活動の支援について考える機会が得られた。活動終了後は、参加者全員が集合し活動報告会を実施し、反省点を踏まえ、今後の課題等の共通理解を得ることによってこれからの活動姿勢の方向性を見出すことができた。なお、本学ではこれを機会にボランティア活動を行う学生に対して、助言指導や財政的な支援等を行うことができる組織体制の構築を目標としてきたが、平成 18 年度には学生ボランティアセンターが設置され、学生が自主的に活動を開始することができる仕組みができ上がった。今後は活動状況を踏まえ学生の声を聞きながら創意工夫・改善点を見出していくこととしたい。

#### （企業等との連携）

本学では、冒頭に記述したように社会の要請に創造的に応えることと、高水準かつ特色ある研究拠点となることを目標としているが、現在全学的な取り組みとした企業等との連携は図っていないものの、各学部等においては特筆すべき点がいくつか挙げられる。

東洋大学工学技術研究所による産業界セミナーは、本学研究所所員による、企業内技術

者に対しての教育を目的とした講義を行う制度であるが、講義内容も一般論、基礎論、応用、先端技術から将来展望に至るまで多岐にわたっている。

寄附講座の開講状況については、全学の制度としての定義が明確ではなかったため、数年前から制度化に向けて取り組んできた。その過程の中で、「学校法人東洋大学寄附金取扱規程」が今年度8月1日から施行された。それに基づき、現在は寄附講座開設における定義、運営、寄附講座教員の処遇、存続期間等について規程制定（平成18年度中を目途）に向けて検討し、寄附講座を設置運営して全学的に有効に活用していくことを目標とする。これまでも過去の実績、或いは今年度から実施を開始したいいくつかの学部の例を踏まえると、積極的に展開しているといえるが、寄附講座規程が未整備であったために寄附者や寄附形態等の受け入れ体制等については学部間によって運営の解釈が異なっていることは否めない。以下例を挙げる。平成14年度に卒業生の外部団体である校友会は創立者の教育理念或いは本学の建学の精神の原点となる哲学等を広く在校生や校友に周知してもらうことを意図とし、本学教育課程における「総合科目」の一つとして授業開講についての要望があった。これを受けて開講主体を基礎とする文学部においては、夏季、冬季に集中授業を開講するとともに他学部にも開放し、単位取得を可能としたことから全学的に展開しており、現在も実施されている。経営学部においては、授業運営の協力として野村證券、大和証券と提携している。実際に実務を経験している数人の証券マンを講師として招聘し、金融市場関連等をテーマとして授業を行うことによって学生はより理解を深めている。工学部建築学科においては建築学科同窓会による産学協同実習を行っている。以上の開講科目は全て単位認定の対象であり、継続して行っている。なお、今年度からは法学部、工学部、経営学部が新たな取り組みを計画しているが、既述したように全学的な寄附講座の制度化に向けて規程を制定し、運営させていくことを目標としている。

また、その他教育研究上の連携として、特筆できるものについては、経営学部の産学協同推進特別教育である。これは実業界で活躍しているエキスパートを講師として招き、企業における実践事例や社会経験談の講義を受講するものである。工学部では、平成13、14年度、国の主導により川越市が実施したIT講習会において講習の施設と担当者の両面での協力実績が挙げられる。さらに、工学部においては既述したとおり平成14年度より講義をキャンパス外で実施するサテライト講座（川越シティカレッジ）をスタートした。この工学部講座は川越市、埼玉県の共催、後援を受けて実施しているが、本件は現代GPに採択されることも目標の一つとしている。

国際地域学部においては、インターンシップ科目を開講しているが、これは館林市役所まちづくり推進係との協働等近隣の市町村や企業との連携を強化すると共に、学生は現場でまちづくり、地域づくりを学ぶことができる。

なお、企業等と連携した研究として、共同研究、受託研究及び奨学寄附金の過去3年の新規受入件数は以下のとおりである。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
共同研究	10	15	13
受託研究	29	23	30
奨学寄附金	42	36	30

本学においては教員個々と企業等との関係をより発展させるかたちで、各学部や研究所、研究センター等において受け入れを行い、研究を遂行している。最も活発に受け入れを行っているのは川越キャンパスを所在地とする工業技術研究所（工学部、生命科学部、法学部の教員が在籍）である。主たる管轄は学術研究推進センターとなるが、研究遂行上、知的財産の取り扱いが問題となる場合は、知的財産センターと連携を取りつつ研究を進めている。

特に川越キャンパスや板倉キャンパスにおいては地元の公共団体、金融機関等との連携事例も多く、地元へ貢献する研究を行っているが、白山キャンパス、朝霞キャンパスにおいても広く社会貢献できるような地域・企業等との連携を図っていくことを目標としている。

#### （特許・技術移転）

職務発明の認定及び管理を行うことを目標として、平成 9 年 4 月に関連規程が制定されたが、これは、教員自身が職務発明と判断するものについてのみ職務発明として認定することが規定されたものであり、教員による発明を大学の資産として積極的に保護し、活用しようとするものではなかった。近年「教育」「研究」に次ぐ第 3 の大学の使命として「社会貢献」が認識されるようになり、USR という概念が一般化しつつあった状況を踏まえ、教職員による発明を、大学の資産として責任をもって管理・活用できるよう、知的財産に関する体制を抜本的に見直すこととなった。検討してきた結果、平成 17 年 11 月に知的財産センターが発足した。知財センターにおける活動およびその成果として、①スタッフの整備②取り扱い制度の整備③関連規程類の整備などが挙げられる。①としては、専任の知的財産管理アドバイザーを採用し、管理体制の整備に始まり、教員個々の特許に関する相談、出願業務、さらには企業等との産学連携業務に従事している。現在知的財産センターは、センター長（工学部）、副センター長（法科大学院）、センター員 3 名（工学部、生命科学部、経営学部）に加え、常務理事 1 名（教学担当）、事務職員 2 名に、知財管理アドバイザーを含めた 9 名を中心に活動を行っている。②としては知財相談から権利化までの手続きの手順を確立し、各種届出書類も整備したことがあげられよう。それらをまとめた『知的財産ハンドブック』を作成・配布し、手順の周知を行うなど、教職員への啓蒙活動にも努めている。職務発明としての適否を協議する発明委員会は、定期的で開催され、迅速性を確保している。

知財センターの所在地は白山キャンパスとなるが、発明創出のメインステージは、工学部のある川越キャンパスや生命科学部のある板倉キャンパスであるため、各キャンパスへ毎週 1 日は出向し、知財相談や啓蒙活動に努めている。特に川越キャンパスでは知財セン

ターの活動方針を検討する知財センター会議や、発明委員会等を開催するなど、現場を見据えた活動を実践している。③については後述を参照されたい。

職務発明として認定された特許出願及び実用新案出願は平成 10 年度より現在までで 38 件であり、意匠、商標は職務発明としての取得はない。

特許等の技術移転に伴い発生した収入の取り扱いについては、「職務発明に対する報奨金の取り扱いに関する内規」に基づき、発明者、大学及び所属する研究センター等へ配分されている。管理費控除後の収入額について、100 万円未満、100 万円以上 1000 万円未満、1000 万円以上の 3 段階で異なる割合を設定し、発明者に対しては報奨金、所属する研究センター等に対しては研究費として支給し、収益の還元を確保している。また、職務発明として譲渡された場合、及びその発明に特許権が付与された場合にも、発明者に対して報償金を支払っている。

なお、特許取得を研究業績として評価するシステムについては、その必要性、妥当性を知的財産センターで協議し、平成 19 年度中には方向性を提案することを計画している。

平成 11 年頃より大学に於ける知的財産権の管理と産学連携の機運が高まり、各大学で TLO の設立が進められた。本学では、広域 TLO である TAMA-TLO に株主として参画することとし、以後、主として工学部教員を主に職務発明以外の発明の権利化と活用を TAMA-TLO を通して行ってきた。現在は、平成 17 年度に東洋大学知的財産センターの発足を受けて、職務発明と認定された発明の権利化および活用は大学が主体となっていくこととなったため、TLO と連携体制については再検討を行っている。

TLO に関しては前項に記述したとおりである。リエゾンオフィス等に関しては、従前より川越キャンパスに拠点を置く工業技術研究所が、地域に根ざした技術移転業務を行ってきた。平成 17 年 11 月に「東洋大学知的財産センター」が設立されたことを受けて、今後は、工業技術研究所および学術研究全般を担当する学術研究推進センター等と連携を取りながら、リエゾン活動を進めていくことになる。平成 19 年度中を目処に、各組織の業務分担を明確化させ、リエゾン活動を一層推進していくこととなる。

平成 17 年 7 月の知財アドバイザー着任により、白山、川越及び板倉キャンパスにて、知財アドバイザーによる知財相談窓口を設けている。その結果、相談件数は現在までで 20 件程度に上っている。相談内容は出願方法、出願戦略、企業との共同出願、特許の実施許諾、特許制度の説明、ベンチャー起業等多岐にわたっている。

#### （産学連携と倫理規定等）

現在、本学において産学連携を目途とした倫理綱領は整備されておらず、研究者各自の倫理に基づき、産学連携が推進されている。しかしながら、昨今の社会状況を鑑み、研究者倫理の指針を明確にすることが求められていることから、日本学術会議、文部科学省、経済産業省等の研究者倫理規程（規範）等を踏まえ、「東洋大学研究活動規範」及び「東洋大学研究活動規範委員会規程」の制定（平成 18 年度中の施行を目途）に向けて手続きを進めている。また、利益相反の取り扱い方針を定めた利益相反ポリシーを平成 19 年度に策定することを目標として、知的財産センターにて取り組んでいる。

関連規程としては「東洋大学知的財産センター規程（平成 17 年 11 月 1 日施行）」「発明



等の取り扱いに関する規程（平成 18 年 4 月 1 日施行）」「発明委員会細則（平成 18 年 4 月 1 日施行）」「職務発明に対する報奨金の取り扱いに関する内規（平成 18 年 4 月 1 日施行）」がある。著作権については平成 18 年度中に取り扱い方針を明確化する予定である。

以上のように、本学では地域社会、企業等との連携・交流を促進しながら、大学としての社会的な責務を果たすべく、教育研究上の成果を社会に積極的に還元することを今後も目標としていく。

## 2. 大学院の社会貢献

### （社会への貢献）

現在、本学大学院においては社会貢献について全体としての取り組みは行っていないが、目標のひとつとして「社会の要請に創造的に応える」ことを踏まえ、各研究科は文部科学省学術研究高度化推進事業「オープン・リサーチ・センター整備事業、ハイテク・リサーチ・センター整備事業、学術フロンティア推進事業、社会連携研究推進事業（産学連携研究推進事業）」等に積極的に応募し、研究成果を社会に還元すべく研究・教育活動を行っている。

また、本学大学院生が優れた研究者・教育者等として社会に輩出されることを目標としており、それらが達成されることもひとつの社会貢献であるということと思料する。

各研究科等における活動状況および特色は次のとおりである。

文学研究科においては、平成 18 年度オープン・リサーチ・センター整備事業として選定された「共生思想研究センター」は仏教学専攻、中国哲学専攻を中心として設置し、現代社会における緊要な課題となっている様々な局面における「共生」（異文化間の「共生」、環境との「共生」等）ということを学問的に究明し、人間的に豊かな未来社会を築いていくための「共生学」の構築を追求することをその課題と目的にしている。具体的な社会貢献活動として挙げられるものは、学内外に公開する研究会・講演会・シンポジウムの開催、ウェブサイトの開設、研究報告書の刊行、研究成果をまとめた市販本の刊行等を通じて研究成果を一般市民にも還元していく計画である。また、広い意味での社会貢献として、思想研究の限界を超え環境問題や人間関係に関する諸問題に取り組み、現実社会の諸問題の解決策探求に貢献できるような研究者の育成を重視するため、この分野の RA（リサーチアシスタント）・PD（ポストドクター）を積極的に採用し、文献や現場の調査、データベースの構築等を通じて多方面との交流の場をこれらの研究者に提供しながら指導・訓練していくことを計画している。平成 19 年度以降においては、その活動成果等について点検・評価し、新たな目標を策定する予定である。

経済学研究科においては、平成 13 年度より平成 17 年度までオープン・リサーチ・センター整備事業に選定された「先端政策科学研究センター」を設置し、政策科学の構築や社

会経済システム論の体系化といった学界レベルでの貢献を常に目標としている。そこでは、社会人を対象にした夜間・土曜日開講大学院新コース（先端政策科学コース）における官公庁や公益企業並びに先端技術を有する企業で活躍する人材の再教育として、現代の課題に正面から取り組み、文系、理系の壁を越えるカリキュラムとして、先端技術（ナノ、ゲノム、IT、産業材料、エネルギー等）・社会経済問題（少子・高齢化、環境、介護保険等）・先端政策（財政再建、都市デザイン、地方分権、景気対策、規制緩和、公共投資等）の研究について各界著名の講師陣を揃えて、1年でも修士号が取得できるように、社会人に学びやすい履修制を実施してきた。また、シンポジウムや研究成果を公開講座の形で公表することによって社会一般にも広めてきた。さらに、大学院生を共同研究員に加え、ストラスブールに設置した「ヨーロッパセンター」に関して、PD常駐体制を敷き、「先端政策科学センター」において、大学院生をRAとして活用し、企業・研究所から派遣される外部研究員との研究交流を通じて、正規研究員スタッフの補助員として人材の育成を図った。また、平成18年度には新たに公民連携専攻を設置し、大手町サテライトキャンパスにおいて、「公」と「民」の経済活動領域を学問的に明確にし、いわゆるPPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)と呼ばれる公民連携に関する日本初の大学院を開設した。講義は、先に記した大手町サテライトキャンパスにおいて、平日夜間・土曜昼間に開講し、実務経験を有する社会人を対象としている。さらに平成18年7月からヘルプデスクを設置し、こうした教育・研究成果を活かして社会に貢献するために、専攻の教員が具体的な公民連携プロジェクトに関する相談に対応している。対象は地方自治体、公民連携分野の民間企業、NPOなど公民連携分野で仕事を行う者、また関心を持つ市民等幅広い対象者となっている。相談事項は、どのような分野で公民連携を進めるべきか、どのような手法を選ぶべきか、具体的な手順・収支計画・資金計画など幅広い相談を可能としている。同研究科はこれらの研究活動等の成果を不断に点検・評価し、目標設定を修正していく。

経営学研究科においては、平成16年度オープン・リサーチ・センター整備事業に選定された「経営力創成研究センター」では、テクノロジーをマネジメントマーケティングの領域に引き付けて日本発のユニークで独創的な日本企業の競争力創成に関する研究を行っている。現在の日本経済の停滞は、企業における競争優位性が失われたことが原因であり、テクノロジーの力を引き出すマネジメントとマーケティング能力が欠けていた為と考え、3つの領域（組織・財務・マーケティング）の研究を行うことによって、日本発の企業の新しい競争力創成に関する知識を得、日本企業の再構築に資することを目標としている。同センターでは企業の調査を行うと共に、毎年研究年報を発行して活動報告を行っている。また、定期的にシンポジウムを開催し、企業経営者等を講師に招いて実践性の視点から日本型経営の特質を明らかにしようとしている。今後も年度活動報告を踏まえた計画を策定していく。

社会学研究科においては、オープン・リサーチ・センター整備事業に選定された「21世紀ヒューマン・インタラクション・リサーチ・センター」（平成15年度～）では、少子高齢化、情報化、グローバル化によって変容する現代人の「こころ」のあり方について社会心理学を柱に様々な角度からの解明を目標としている。これまでに4回のシンポ

ジウム、4回のワークショップ、9回の研究交流会、3回の講演会を開催し、研究成果の社会への還元を行っている。また、平成17年度には東洋大学生涯学習センターの「エクステンション学習講座B3」として5回にわたり公開講座を開催した。研究年報の配布、書籍の発行、ウェブサイトを通じた研究成果の配信等も行っている。今後も社会心理学研究の拠点を目指して、若い研究者や高度専門職業人を育成していくことを目標設定していく。

工学研究科においては、学術研究高度化推進事業に積極的に応募し、ハイテク・リサーチ・センター整備事業(2件)、学術フロンティア推進事業(1件)、社会連携研究推進事業(産学連携研究推進事業)(2件)が選定されて企業等と連携し研究教育活動を実施している。

平成16年度ハイテク・リサーチ・センター整備事業に選定された「先端光応用計測研究センター」では、新素材や半導体の製造などで必要な、さまざまな環境下での精密計測のための新規光応用計測システムの開発をテーマとしていて、PL法施行による製品の安全性、信頼性を追及する社会・企業のニーズに応えるものである。

平成17年度学術フロンティア推進事業に選定された「計算力学研究センター」は、工業製品の開発・設計において不可欠なシミュレーション解析の最先端研究を通じて、将来の科学技術や産業界に多大な貢献を目指している。本センターは株式会社日立製作所機械研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人原子力研究開発機構等と連携して研究を進めている。また、講演会・シンポジウム等を開催し、さらにはWebページを開設する等、研究成果の社会還元にも努めている。

社会連携研究推進事業(産学連携研究推進事業)では、平成16年度に「地域産業共生研究センター」が、平成18年度に「共生ロボット研究センター」がそれぞれ選定されている。前者は、環境破壊に対する抜本的解決策として、社会全体として持続可能な総合的循環技術システムの研究を行っている。後者は、高齢者および生活習慣病の予防を望む人たちが無理なく使用できるヘルスケアシステムを、シンビオティックロボットの導入により実現し、人にやさしい生活環境の整備を目指している。

国際地域学研究科においては、「国際共生社会研究センター」が平成13年度オープン・リサーチ・センター整備事業に選定され、さらに18年度にはその成果が高く評価され、継続して選定された。

国際地域学研究科は「地域開発」に係る学問分野としての地域科学の確立を図ることを目的としている。従って、広く地域社会への貢献を図っていくことが重要な課題である。多くの教員はそれぞれの専門分野に応じて地域でのフィールドワークを通じて地域づくりに貢献している。講義・演習等において板倉・館林等近隣市町を対象に取り上げ、地域を知る、地域と交流する機会を多く学生に提供している。更に、周辺約30km圏を念頭に置いたインターネットによる地域情報ホームページを近隣自治体の参加を得て運営・拡充してきており、地域社会との交流の基盤形成に努めている。また海外ではタイ・アユタヤやミャンマー、ベトナム、バングラデシュなどでの継続的な調査を通じて、学生と地域住民との交流も行なわれ、現地の代表者を板倉町へ招聘するなどして、相互的、親和的な関係を構築している。今後は更に地域との交流を深めるため資金面、および制度・仕組み等の

ソフト面での柔軟かつ迅速な意思決定が必要とされるので、組織体制の整備について目標設定をしていく。また、教員による研究成果の市民への還元については、大学全体として開く市民大学講座等を通じて行う一方、講義・ゼミ活動の一環としてさまざまな形で当地域を取り上げ、その成果を発表してきたが、教員各自各様の機会と工夫とによってなされた部分が多い。今後は、従来からの活動を継続強化するとともに、より体系的な取り組みを目標としていく。本研究科が地域づくりの専門家集団として自治体からの期待に応えるような取組を行うべく教員各自が専門分野に応じた地方自治体等の政策形成に寄与することは勿論であるが、専門家集団として地方自治体等の政策形成に対し、より能動的に総合的な政策提言を行いうるような体制とプロジェクトフォーメーションを整備することを計画していく。

国際地域学研究科国際地域学専攻においては、平成 15 年度より英語のみで博士号が取得できるコースを設置し、JICA（国際協力機構）の長期研修生を受け入れることも国際協力の貢献として一役を担っている。また、その研修生等と共に本学学生も講義を受講することにより、語学力向上にも期待が持てることから、今後も積極的に受け入れていくことを目標としていく。

生命科学研究科においては、「植物機能研究センター」が平成 15 年度産学連携推進事業に選定された。ここでは、植物の健全育成モニタリングシステムの開発を目指しており、その研究分野は、近年関心が高まっている食品の安全性を確保するための農産物産地判別法や、効率的な栽培方法、植物の健康診断方法など多方面に及んでいる。

工学研究科及び生命科学研究科を中心として平成 8 年度設置されたバイオ・ナノエレクトロニクス研究センターは、大学の社会的使命がそうであるように研究と教育を通じて社会に貢献することを最大目標としている。21 世紀 COE 拠点に選定された本センターは、同拠点に選定された私立大学が北関東全域（埼玉・群馬・栃木・茨城）では本学だけであることを踏まえると、本センターの社会貢献に対するアカウンタビリティは世界拠点の名に値すべく十分に果たされなくてはならないが、その社会的要請に対しては、センター内外の関係者の尽力により相応に応えることができているものとする。また他にも、広義の社会貢献としては、産学連携による産業界や地域社会への貢献なども幅広く行なっている。

地域産業共生研究センターでは、実際に地域で展開する研究を、川崎市の協力を得て進めている。川崎市は、経済産業省のプロジェクトで、先進的な産業が集積している臨海部の「川崎エコタウン地区」において、地域循環を進める事業に着手している。センターでは、そこにどのような循環技術を導入すればどれだけの効果があがるのかをシミュレーションして定量的に評価するシステムを構築し、それを他の都市でも応用可能なものとすることを目指している。

#### （企業等との連携）

寄附講座、寄附研究部門に関しては、学部同様大学院全体においては制度が整っていない。工学研究科においては、平成 19（2007）年度からの開講に向けて具体的提案ができることを目標としている。また、既述したように全学的な寄附講座の制度が制定されれば、

他の研究科においても、その趣旨を検証しながら実施の準備を進めていくことになる。

現在、本学大学院においては企業等との連携について全体としての取組は行っていないが、各研究科によりその取組は行われている。主なものは次のとおりである。

経済学研究科公民連携専攻においては、既述したように日本政策投資銀行及び ULI (Urban Land Institute : 都市開発分野における世界最大のシンクタンク) との連携をしており、調査・研究に関する友好協定を目的とした教育研究を行い社会のニーズに創造的に応えている。そこではオムニバス形式の特別講義として国内外を問わず地方自治体・企業のトップや専門家、ゲスト講師を招聘し、講義を開講している。また、地方自治体等の政策形成への寄与の状況についてであるが、国際地域学研究科においては、企業側の関心が、地域づくり、地域の活性化の視点から相応と考えられる研究テーマであるならば、企業等との共同研究、受託研究を積極的に実施していくことを目標としている。共同研究等のための組織として地域活性化研究所を設立したところであり、同研究所を中核的機関として企業・自治体等との共同研究、受託研究を進めていくことを計画していく。また、平成 13 年度に文部科学省の助成金を得て板倉キャンパス内に設立された東洋大学国際共生社会研究センターでは、ほぼ毎年企業からの客員研究員を受け入れており、連携して研究・教育を行っている。その成果は博士後期課程の学生の研究テーマなどとリンクして研究成果をあげている。

その他社会的組織体との教育研究上の連携として特筆できるものについては、工学研究科において平成 14 年度よりスタートした講義をキャンパス外で実施するサテライト講座 (川越シティカレッジ) である。この工学系大学院講座は埼玉県との共催、後援を受けて実施している。さらに、独立行政法人・理化学研究所や海洋研究開発機構、国立身体障害者リハビリテーションセンターおよびその他の企業、大学の研究者を客員教授として招き、大学院学生の教育を連携して実施している。これらの研究機関には大学院学生を外部派遣研究生として派遣し、研究指導を受けている例も多い。

また、社会連携研究推進事業 (産学連携研究推進事業) において、地域産業共生研究センターは積水化学工業、植物機能研究センターは小糸工業をそれぞれパートナーとし、それぞれ企業との連携のもとに研究を進めている。本学はこれからも社会貢献の一環として企業等との連携をしながら研究活動を推進していくことを目標とする。

共同研究・受託研究及び奨学寄附金の受入れ、推進の状況については、大学・学部の社会貢献の項目のとおりである。これは、本学における教員の所属が大学院専任教員の制度を採っていないため、当該事項は大学院としてではなく学部専任教員として受け入れている。同様に特許・技術移転、及び産学連携と倫理規程等についても、大学・学部の社会貢献のとおりである。



## XI 学生生活

---

### 1. 大学・学部の学生生活への配慮

本学の創立者の教えは、「ものの見方・考え方」を身に付けることの重要性を説くものであり、多様化する現代社会への対応精神と自らが切り拓いていく力を持った人間となることを示すものである。

本学の教育理念を現在の社会で具現化し、社会への貢献を果たすことのできる学生を輩出することを目的に、学生生活への配慮として経済支援、生活環境への支援、自主活動への支援等に取り組んでいる。

そこで、本学では以下の目標を基本に学生生活への支援を進めて来た。第1点目は、経済支援として、学生が入学時から4年間安心して学ぶことができ、かつ学習能力のレベルアップを目的とした奨学金制度の見直しを図ること。第2点目は、充実したキャンパスライフへのサポートとして、アパートおよびアルバイト紹介のサービス向上並びに新しい学生食堂をテーマとしたアメニティ空間を創造すること。第3点目は、学生相談の受け入れ体制として、学生指導のあり方および学内における複数の相談窓口の新たな連携を確立すること。第4点目は、自主活動への支援として、平成17年度から実施された文系5学部の白山一貫教育という環境変化に伴うサークル活動施設の整備・拡充並びに学生の組織運営等、自主的かつ積極的な活動へのサポート体制を構築することである。

上記目標に基づき、教育ローン制度の設置（経済支援）、学生総合案内窓口の設置（学生相談の充実）、白山キャンパスでは学食のイメージを「食事の場」から「憩いの空間」へと一新（アメニティ空間の創造）、白山・朝霞キャンパスにおけるサークル活動施設・設備の改修、学生ボランティアセンターの設立（自主活動への支援）を実現することができた。この経験を活かし、現代学生がおかれている社会環境や学生気質の変化を汲み取り、学生生活への新たなサポート体制づくりを実施していく。

また、教育理念を現在の社会で具現化し、社会への貢献を果たすためには学生へのキャリア形成および就職活動支援が重要となってくる。東洋大学では、3年生からの「就職支援」だけでなく、入学時からキャリア形成を支援するというスタンスで学生生活をバックアップしている。具体的には各学年段階に合わせたキャリア形成支援活動を積極的に推進している。さらに「キャリア形成を考えるための特別講演会」を平成18年度も実施していく。

#### （学生への経済的支援）

学祖井上円了の「余資なく、優暇なき者に開かれた大学を設立する」という建学の精神の下、学生が経済的不安を持つことなく、勉学に打ち込めるよう生活環境への支援として、奨学金制度の設置、アパート・アルバイトの紹介、学生食堂の充実等の環境支援を実施し、

安心して学べる環境作りに努力をしている。

#### (1) 奨学金

東洋大学では、有為な人材育成を目的として独自の奨学金制度を設けており、適宜見直しを図っている（大学基礎データ「表 44」参照）。平成 15（2003）年度には奨学金規程を改正し、学業の向上、経済的サポートを目的とした奨学金制度に改善を図った。奨学金予算としては学部生全体で 19,600 万円が給付として充てられている。他に私費外国人留学生への授業料減免制度や留学生に対する独自の奨学金がある。

##### ①一般学生への支援

#### a. 東洋大学第 1 種奨学金（学業成績優秀者奨学金）

学部 2～4 年生の学業成績優秀者に給付される本学独自の勉学意識の高い学生への報奨的意味合いを持つ奨学金である。平成 15 年に学問分野の異なる学部学科学年ごとに成績・人物とも優秀なものに年額 30 万円を給付する奨学金制度に改正した。学科ごとに奨学生を採用することで、学生の学業に対するモチベーションを向上させ、学習能力のレベルアップに繋がった。給付対象は日本人学生に加え、私費外国人留学生（2～4 年生の各学部学年 1 名）を含め、平成 17 年度は 166 名に総額 4,980 万円の奨学金を給付した。

#### b. 東洋大学第 2 種奨学金（経済的修学困難者奨学金）

学部 1～4 年生の経済的修学困難者に授業料の半額相当を給付する本学独自の奨学金である。1 年生においては入学後履修登録が完了していること、また 2 年生以上は前学年の成績が基準に達していれば、出願可能な奨学金である。4 月（10 月入学生は 10 月）に出願受付を行い、採用者には次学期の学費納付前に奨学金が給付される。平成 17 年度は 873 名の出願があり、経済的に厳しい 382 名に奨学金が給付された。

この奨学金は給付型であることから、経済的に困窮している学生にとっては大変有効である。また一定の成績を納めると 2 年次以降も出願できるため、学習意欲向上につながるケースが多数見られる。

#### c. 東洋大学第 3 種奨学金（家計急変者奨学金）

入学後に家計支持者の死亡により経済的に修学困難になったものを救済する本学独自の奨学金で、家計急変が発生してから 3 ヶ月以内に出願し教授会の承認を得て、授業料の半額相当を給付し学業の継続を支援するものである。平成 17 年度は学部生 24 名に奨学金を給付した。

この奨学金は家計急変が発生した時点で出願ができ、当面の問題となる次期授業料が奨学金として給付されることは、経済面に加え精神的な面においても学業継続への重要な支援となっている。

#### d. 日本学生支援機構奨学金

本学で日本学生支援機構奨学金を利用している学生は平成 17 年度において 5,671 名となり、利用者比率は在籍者の 21.4 パーセントと大きな割合を占めている。無利子貸与の第一種奨学金については希望者すべてが採用になることは難しいが、有利子貸与の第二種奨学金は希望者をほぼカバーしている。4 年間継続して安定した奨学金貸与を受けられることは奨学生にとって経済的・精神的負担が軽減され、充実した学生生活の基盤となるものであ



り、本学においては、最も依存度の高い奨学金である。

e. 甫水会（父母会）奨学金

父母会員が不測の事態により家計急変が生じ修学困難となった学生に月額3万円（年額36万円）を給付する奨学金を設けている。本学独自の第3種奨学金を補うものとして、有効に機能している。

f. 地方・民間団体奨学金

地方公共団体、財団法人・公益法人・民間企業などの奨学金については、平成17年度は32団体115名が採用された。本学が独自に設置する奨学金の有限な財源を考えるならば、地方・民間団体からの奨学金は不可欠であり、今後も新たな開拓を進めていく。

②私費外国人留学生への支援

a. 私費外国人留学生授業料減免制度

私費外国人留学生の教育推進と経済的負担の軽減を目的として、授業料の30パーセントの減免を実施している。平成17年度は春学期420名、秋学期409名の学部生に対し総額8,732万円の減免を実施した。大学院生を含めるとほぼ1億円の予算規模となる。

私費外国人留学生の約87%が減免対象となるこの制度は、留学生にとって大きな支えとなっている。しかしながら、国からの援助が削減されている現状もあり、また学習意欲の向上の面からも平成19年度には減免基準の見直しを図る。

b. 塩川正十郎奨学金

元理事長塩川正十郎氏の寄付を原資として、国際交流の振興と私費外国人留学生の育成に資することを目的に平成14年に設立された奨学金制度である。人物・学業ともに傑出した私費外国人留学生を対象とし、月額10万円（年額120万円）が給付される。平成17年度は学部生6名、大学院生2名が採用され総額960万円が給付された。

選考では成績に加え卒業後の母国への貢献についても意思を確認し、将来的に国際貢献を担う人材の育成の礎となっており、留学生にとっては名誉ある奨学金として位置づけられている。

c. 国際地域学部特別奨学金

国際地域学部私費外国人留学生で学業・人物ともに優れた学生を対象とした奨学金で平成17年度は43名の留学生に月額5万円が給付された。当該学部は、その性格から他学部 비해在籍する留学生が多く、この奨学金の設置により他学部との奨学金受給率の均衡が図られている。

d. 国際地域学部留学生第2種奨学金

館林市の寄付金を原資として、国際地域学部私費外国人留学生で成績・人物ともに優れかつ経済的支援が必要な学生に月額5万円が給付される奨学金である。平成17年度は9名の学生が採用されており、前記「c. 国際地域学部特別奨学金」を補うものとして、有効に活用されている。

e. 学習奨励費

私費外国人留学生を対象とした日本学生支援機構による給付型奨学金である。毎年多数の学生が応募し面接選考される。本学では、各学部にて在学する私費外国人留学生数比により

選考人数を学部配分し学部間の偏りをなくすとともに、学部単位での留学生の学習能力のレベルアップに繋がっている。本学の平成 17 年度は追加採用を含め 60 名が月額 5 万円の奨学金を受給した。

#### f. 留学生民間団体等の奨学金

留学生を対象とした財団法人・公益法人・民間企業などの奨学金については、平成 17 年度は 6 団体 12 名の採用があった。私費外国人留学生への国からの援助が削減される状況からも、民間団体等からの奨学金は不可欠であり、本学への協力団体の開拓を進めていく。

#### ③障がい学生への支援

本学では平成 9 年に学生生活委員会内に、障がい学生に関する小委員会を設置し、在学する障がい学生が安心して授業を受けることができることを目的に検討を行っている。ノートテイクや手話通訳者のボランティアを募る支援を行い、障がい学生に通訳等の経費を奨学費として援助することを決定した。平成 17 年度は 49 名のボランティアがノートテイク登録をして授業支援に携わり、9 名の障がい学生に奨学費として 207 万円の通訳等経費援助を行った。

障がい学生には入学前から相談を受け、授業開始からノートテイクの配置をすることが望ましいが、ボランティア学生の履修との関連でガイダンスや授業開始時の対応が間に合わないケースがあり、外部ボランティア団体との連携等改善を進めている。

#### ④その他の支援

##### a. 自然災害被災学生支援

平成 16 年 10 月 23 日に発生した新潟県中越地震の支援として平成 17 年度学費の減免を実施した。140 名の学生に 4,550 万円を超えるものとなった。これらの支援は地震による大きな被害を受けた学生が学業を継続していくために経済的な支援に加え精神的にも大きな支援となったと考えられる。この新潟県中越地震の支援を発端に、本学は自然災害で被災した学生への支援措置を平成 17 年 3 月に制定した。平成 17 年度においては豪雪（新潟県および長野県において平成 17 年 12 月中旬からの寒波に伴う記録的な積雪）で被災した 3 名の学生の減免を実施している。

##### b. 東洋大学教育ローン制度

本学では、入学生、在學生を対象に金融機関との提携による「東洋大学教育ローン」制度を設置している。無担保かつ低利で学費等納付金の融資を受けることができる。

奨学金出願時期を逸した学生や、授業料納付期限までに資金が調達できなかった学生にとってはローン申込後の対応が早く、学費を納入期限内に納めることで、精神的にも安心して学業に打ち込むことができる。また、このような学生には、その後出願可能な奨学金等の紹介により対応している。

##### c. 学費納入期間の延長

学費を納付期限までに納入できない学生には督促期間のほかに、納入期間を延長する制度を設け対応をしている。

奨学金を必要とする学生に、本学では「奨学金ガイド」を作成し、本学独自の奨学金、日本学

生支援機構奨学金、地方・民間団体奨学金などの奨学金制度を周知して、活用を促している。

また、受験生には、入学案内やホームページなどの媒体に加え、オープンキャンパス等で奨学金案内コーナーを設けるなど相談に応じている。

在学生には、ガイダンスや掲示、ホームページ、校内放送等で奨学金を周知している。また、大学報や父母会報にも各種奨学金の紹介や出願日程などの記事を掲載し保護者に送付して知らせている。

奨学金に関する情報は、学費を支払う保護者の関心が高く、ホームページによる情報をもとに電話での問い合わせが多い。そこで、ホームページによる告知を充実させるため、平成 19 年度までには奨学金情報へのアクセス方法の改善を含めた見直しを図る。また、各種奨学金の学生への情報提供については、業務の効率だけを考えた周知方法（ホームページ、Web システム）だけではなく、掲示や校内放送等のあらゆる手段を併用して周知に努めていく。

昨今、経済状況は上向きとはいえ、社会の経済格差が拡大し経済面から成績優秀でありながら就学できない学生の増加が考えられる。本学独自の奨学金はすべて給付型であり、返済の義務がないため、学生にとっては、非常に有効な奨学金といえる。しかしながら、既存の奨学金に加えて新たに本学独自の奨学金を設置することは財源確保の点からも難しい状況であり、今後の奨学金による支援は、学外奨学金との連携を踏まえて進めていく。

本学の現状としては、入学前に利用できる奨学金が存在しないため、入学を控えた学生からの相談に対しては、教育ローンの紹介並びに日本学生支援機構の入学時増額貸与により対応している。そこで、入学前に対応可能な奨学金の設置を、既存の本学第 2 種・第 3 種奨学金基準の見直しを含め検討を進めている。

## （2）アパート紹介

遠方より入学し、1 人暮らしを始める学生への安価で安全な住居の供給は、重要な問題である。本学では長年職員によるアパートの紹介を行ってきたが、紹介期間・時間の制限があり、専門的な知識を持たない職員の紹介業務では学生に対してサービスが不十分であると判断し、平成 16 年度より白山・朝霞校舎において外部業者に紹介業務を委託した。12 月～3 月の一定期間、学内にブースを設け委託業者の社員が紹介業務を行っており、休日対応・学生のニーズに応じた物件数の増大等サービスの向上を図ることができた。なお、平成 17 年度より川越校舎においても外部業者への業務委託を開始した。

ただし、従来から大学と関係のある大家物件の成約数が業者物件に比べ減少しており、白山キャンパスでは今年度より学期途中で大家物件を対象とした「住み替え相談会」等を実施し、格差是正を図っている。

板倉キャンパスでは、大学近隣や沿線の不動産業者を紹介する冊子を作成し、入学前に全新生に郵送している。

## （3）アルバイト紹介

現在本学では、外部業者にアルバイト紹介業務を委託している。インターネットと携帯電話での紹介のため、長期休暇中でも学生が求人情報を閲覧することができる。更に一定

の条件を満たした安全かつ安定した求人情報の提供を可能とした。

しかし、web 上のみの情報提供となっており学生への周知方法が課題となっている。朝霞キャンパスではガイダンスでの説明を行っているが、白山キャンパスにおいても、今後は新入生ガイダンスでのアナウンスや、長期休暇前の掲示により周知の徹底を図っていく。

また、板倉キャンパスでは、外部業者情報にキャンパス周辺の情報が少ないため、近隣企業からの求人情報を掲示するとともに、沿線の求人情報が掲載されているフリーペーパーを学生に配布し紹介している。

#### (4) 学生食堂の充実

キャンパスライフの支援として、学生食堂の充実が挙げられる。各キャンパスにおいて、学生食堂は学生の憩いの場として活用されており、食堂としての質（味、料金、スピード）の向上とアメニティ空間としての機能を総合し、充実した支援対策を進めている。

白山キャンパスでは、白山一貫教育の開始（平成 17 年、4 月）に伴い、既存 4 箇所の学生食堂に加え、新たに 1,300 席を確保した学生食堂をオープンした。カフェテリア方式の店舗に加え 6 店舗の専門店を配したフードコートとなっており、従来の学食のイメージを大きく変えた施設は好評を得ている。川越キャンパスでは、学生と定期的に学食会議を開催し環境整備に努めている。板倉キャンパスでは、学生食堂内のレイアウトや第二食堂の設置に際し学生の多くの意見・要望を取り入れた。また、朝霞キャンパスにおいては、平成 17 年度にライフデザイン学部が設置され、年度進行中による学生増から、平成 18 年度より座席数の増設を行い、食堂との定期的な会議を開催しメニューの改善等学生のニーズに合わせたものを提供している。

しかし、各キャンパスの学生食堂（白山（2,064 席）、川越（764 席）、板倉（824 席）、朝霞（542 席））において、進級手続き等学生が集中する時期は混雑が見られる。特に、朝霞キャンパスでは、周囲の環境（キャンパス周辺に飲食店がない。）の影響もあり通常でも利用者が多く、全学年が揃う平成 20 年度までの学生増を踏まえた施設の拡充を行う。

#### (生活相談等)

生活相談の目的は、学生一人ひとりが有意義で充実した学生生活を送れるように支援することである。学生の悩みに一緒になって取り組み、人間的成長の援助をするもので、大学の全人的教育（学則第 2 条：「人格の陶冶と情操の涵養とに努め」）の一環として位置づけられる。

本学における学生の相談窓口としては、①学生の心身に関するケアやカウンセリングを行う学生相談室、医務室の窓口、②教務・学生生活・キャリア・国際交流等の各部署において学生生活を送る上でのアドバイスの役割を行なう事務局の窓口、③教員によるオフィス・アワー等の「学び（勉強方法）」に関する窓口に分けられる。しかしながら、全 4 キャンパスのうち白山キャンパスにおいては窓口が多岐にわたるため、各窓口が担当の範囲内での対応となり、その範囲を越えた相談については、学生の立場からは、何処に相談すればよいのか判断できない事態が生じる。

そこで、「学生の悩みをどうやって引き出し、どのように解決方法を導き出すか。」を課

題として検討を進め、平成 17 年度より全教職員の連携のもとに力を集中するためのパイプ役を務める機関として「学生総合案内 (Campus Life Q&A)」を設置した。ただし、白山キャンパス以外のキャンパスについては、学生窓口 (学生生活、教務、就職等) がある程度一本化・連携化されていることから、総合案内パネル等の設置のみの対応となっている。

今後は、学生総合案内等のデータを基に「学生が今何を悩んでいるのか、何を求めているのか。」を分析し、他部署と学生相談室との連携企画等について検討を進めていく。また、他キャンパスについても、白山キャンパスでの実績を踏まえた上で人的配置等の対策を講じたい。

#### (1) 学生総合案内「Campus Life Q&A」

学生総合案内「Campus Life Q&A」は、本学における学生指導のあり方および教職員・各部署・各委員会等との新たな連携方法の確立を目的として平成 17 年度から設置された。設置に当たっては以下の事項を基本に体制づくりを行っている。

学生への温かい目線をもった教育の充実

- ・学生から見た時の相談窓口の明確化と相談しやすい雰囲気づくりを行う。
- ・不安感が何からきているかを引き出す工夫と不安感を積極的な方向へ転換させる方法を見つけ出す。

教職員、各部署、各委員会等との連携強化

- ・相談内容が複数の部署に関係する場合の連携・調整を行う。
- ・教職員が学生対応に対し同じ意識を持ち、相互に協力することのできる相談窓口体制と一貫教育の利点である 1 年生から 4 年生までが同一キャンパスで学ぶことのできる教育環境を生かしたオフィス・アワー等の充実 (工夫) を図る。
- ・全ての相談データをひとつに集め、その結果を反映できる体制をつくる。

各学生相談窓口の役割の明確化

- ・教員が対応する相談、カウンセラーが対応する相談、事務局が対応する相談を分けることによって、各学生相談窓口の役割を明確化し、窓口対応の充実を図る。

以下、白山キャンパスにおける状況について報告する。

1 年目に当たる平成 17 年度の年間受付人数は 1,707 名であった。学生からの質問や相談は、新入生・新学年を迎える 4 月は大学内のどこに質問に行けばいいかわからない、また、履修や奨学金の手続きなど、学生生活上の事務的な手続きについての質問や相談が多く、適切な部署あるいは教員を紹介した。各期末試験前になると試験についての質問、キャリア形成支援センターの講座が開かれると、その内容に関する質問といった学生生活の行事が案内業務にも反映していた。

しかしながら案内業務の 6 割は、その場で受付担当者が応じられる総合的な内容で、次に大きな割合 (3 割) を占めたのが学生相談室への案内であった。これは、白山キャンパス学生相談室内に設置され、窓口受付担当者を青年期の心理臨床を学んだ者を採用していることが一因であろう。学生は、具体的な質問や相談ばかりではなく、例えば、「一人暮らしでの不安について」「サークルにはいつでも入れるのか」「就職活動で授業の欠席が続き単位修得が心配」、「提出物の期限に遅れたが今から提出できるのか」など、学生にとって、

人に聞きにくい、あるいは話しにくい内容がきっかけで訪れることが多い。そのような学生があきらめずに次の人や部署につながるように学生の背中を押す役割、または背景に心理的問題がみえる場合には学生相談室をそのまま紹介して心理的ケアにつながるよう橋渡し役を担った。

2年目を迎えた現時点（平成18年度）では、前年度よりも多くの学生が窓口を訪れており、（前年度同月比より260名増）総合案内窓口の認知度の向上がうかがえる。

昨今、抱える問題の大小に関らず、人とのコミュニケーションが不得手で、一人で悩み、解決策を見出せず、快適な学生生活を送ることに消極的になってしまう学生が増えている。

また、情報化社会により膨大な情報にあふれた現実社会の中で、学生が情報を取捨選択する能力を養っていく場として大学が存在すると感じる。

そこで、学生が総合案内を利用する意義は、多くの情報の中で、自分が必要としているものは何かを理解し、そして大学内の各部署を適切に活用して、自分の抱える問題に対応し解決する場所であり、大学卒業後も、社会を生き抜いていくための基盤となるものである。

したがって総合案内では、学生へ解決方法を手取り足取り教えるのが目的ではなく、確実に学生が次へ進んでいくように意識しながら業務を推し進めている。

今後、更なる充実をめざして、まずは普段の案内業務から、学生のニーズを汲み取り、学生が必要としていることを、学生相談室の月例合同検討会を通して提言していく。早急に必要となるのが、学習上の問題（レポートがかけない、卒論がかけない）を抱える学生の学習支援体制の構築である。そして、教職員に総合案内をアピールし、強い学内連携の認識のもとで学生の発達支援に取り組んでいく。

## （2）学生相談室

大学の全人的教育の一環として学生相談室は、学生が充実した学生生活を送れるように、個人相談（カウンセリング）を通じた心の発達支援により、学生の人格発達促進の機会を提供している（大学基礎データ「表45」参照）。

学生相談室は4キャンパス全てに設置されており、青年期の発達・教育心理臨床を専門とする者、臨床心理士や大学カウンセラーなどの資格を有した者が学生相談員として従事している。

白山キャンパスの学生相談員は、常勤2名、非常勤4名、学生相談インターカー（学生総合案内「Campus Life Q&A」受付担当兼務）が1名おり、月曜日から土曜日、9時30分から2部学生が利用しやすいように20時45分まで開室している。朝霞キャンパスの学生相談員は、常勤が1名、川越キャンパスは常勤1名と非常勤2名、そして板倉キャンパスは常勤1名で、朝霞・川越キャンパスは平日9時30分から16時30分まで開室、板倉キャンパスは平日10時から17時まで開室している。

### ①グループカウンセリング

大学に自分の心の拠り所を見つけ、同年代の仲間と交流を持ち、勉学・研究にも励むといったバランスが取れて充実した学生生活を送るのは、周囲の大人や教職員が感ずるより難しいことである。特に、個人相談（カウンセリング）を受けている学生はその困難さが

強く、大学で生き抜く自信をなくしている場合が多い。

そこで本学では約10年前から学生のニーズや社会的状況を捉えたグループカウンセリングを企画・実施している。自己所属感を養い自尊心を高めるグループワークや、さまざまな人間関係の中でコミュニケーション能力を身につける体験プログラムである。

- a. 対人関係トレーニング、心理テスト体験「ティーアワー」 (白山)
- b. 仲間づくりを目的としたグループ活動「コンパニョ」 (川越)
- c. 昼休みを利用した学生生活への適応への支援と新しい人間関係作りのための活動(4月・5月に実施)「ランチグループ」 (朝霞)

#### ②課外教育プログラム「夏のコミュニケーショングループ」

①のグループカウンセリングを課外教育プログラムに位置付け、「夏のコミュニケーショングループ」として実施しており、毎年約35名の学生が参加している。平成10年度開始当初は、学生相談室に来室している学生の参加がほとんどであったが、最近では一度も来室したことのない学生が参加者全体の3割を占めるようになってきている。これは、各キャンパスにおけるグループカウンセリングの展開や、大学内におけるキャリア教育が1年次から周知されていることにより、学生自身がコミュニケーションスキル習得の必要性を強く感じているためである。「夏のコミュニケーショングループ」は、キャンパス・学部を超えた交流をしながら、自己成長を促進しコミュニケーション能力の向上を目標とするキャリア教育の一環として機能している。

参加学生たちは、大学で生きていく自信や自己効力感(自分の力で物事を成し遂げられるという感覚)に気づき、自分なりの積極性をもてるようになる。例えば、大学祭で企画したフリーマーケットを出店する、学内募集の山古志村ボランティアに参加するなどである。このような体験や感覚を大学時代に持つことによって、社会人になるための自信へと繋がっていく。

#### ③メンタルヘルス予防・啓発活動

学生相談室は、以前よりその敷居が低くなっているが、依然として学生が利用しにくい状況を打破し切れていないと感じる。そこで、学生相談業務のひとつにあるメンタルヘルスの予防・啓発として、以下のような企画を実施している。

- a. 心理テスト体験「ティーアワー」(白山)
- b. 「ストレスチェック」、「心理テスト週間」(朝霞、板倉)
- c. 「新入生メンタルヘルスチェック」(白山、哲学科教員と協働で哲学科新入生を対象)

上記の①から③の試みは、まず「メンタルヘルス予防・啓発活動」により自分自身を知ることから始まり、このことを踏まえた「グループカウンセリング」における他の人との交流によって、多くの人の考え方の中から自分自身を捉えることを目的としている。そして、「夏のコミュニケーショングループ」に参加することで、コミュニケーション能力を身につけるきっかけづくりへと発展していく。以上の過程において参加学生は、発達段階的かつ自分なりに積極性を持つようになる。すなわち、これらの試みは個々に成立するものではなく、繋がりを持った支援として有効に働いている。

#### ④不登校の学生への対応状況

不登校が主訴の相談は年々増え、保護者からの相談が目立つ。はじめは学生本人と直接話すことは難しいが、保護者から学生の様子や学業の状況などを聞いて大学での生活環境への適応に関する助言を行っている。徐々に学生本人とカウンセリングできるようになると、必要に応じてゼミ担当教員などを紹介し、大学へ来られるようになるための道筋としてのつながりを作っている。

学生相談室では事前対策として、カウンセリングと自尊心の回復や仲間作りのためのグループカウンセリングを併用して学生生活の足がかりとしている。また、休退学を望む学生には、決断をする前に教員、教務課で修学相談をするよう勧めている。

#### ⑤広報活動

##### a. 「学生生活ハンドブック」への記載

学生相談室の利用案内を掲載した。

##### b. 学生相談室リーフレットの配布（全キャンパスで新入生に配布）

##### c. 「学生相談室だより」

学生生活のトピックスやメンタルヘルス活動としての知識、情報等の特集し、年4回発行した。

##### d. 「困ったときの学生対応 Q&A ～教職員のための学生相談ハンドブック～」

教職員向けに、学生相談を通じた学生対応の全学的な連携・協働体制を整えるために学生相談運営委員会をはじめ教職員に配布した。

##### e. 「平成16（2004）年度学生相談室報告書」第6号

1年間の学生相談室利用状況や事例、各キャンパスの傾向などをまとめ学内外に配布した。

#### ⑥キャンパス間、他部署との連絡会議

##### a. 月例合同検討会

学生相談室は、学内コミュニティ（教員、他部署）との連携・協働の体制を取りやすくするために月例合同検討会を開催している。学生相談専門委員、学生部学生生活課、および4キャンパスの学生相談員が出席して、学生相談室の利用状況報告、学生対応や時事的な問題への検討などを行うことで学生理解の共通認識を持つように努めている。

##### b. 学生相談室運営委員会

学内における学生相談の円滑な運営を推進する組織として、「学生相談室運営委員会」が設置されている。学生相談を通じて見出された学部教育の複合的な問題点を整理し、機能的な対処のあり方を協議する全学的な組織として、学部（教員）との連携を図っている。

##### c. 特別合同検討会

課外教育プログラム「夏のコミュニケーショングループ」の実施に際して、特別合同検討会（4回）をもとに、4キャンパスの学生相談員でプログラム内容等の吟味、準備のための話し合いを行っている。

#### ⑦地域機関等との連携状況

学生が悪質商法の被害に遭った場合、各キャンパス周辺の消費生活センターを紹介して、適切な指導・助言を受けている。また、精神的な不調や疾患が疑われる学生には、学生相



談室を通して、大学周辺あるいは学生の生活範囲にある医療機関を紹介している。その際、学生が医師とのコミュニケーションをうまく取れるように、学生相談員の紹介状を持参させており、危機介入事態へ備え医療機関との連携を常に意識して業務に当たっている。

#### ⑧学生相談員学内外研修

##### a. 合同ケースカンファレンス

4 キャンパス合同のケースカンファレンス（年5回）を実施し、学生理解を深めることと学生相談員の自己研修のために相談事例の検討を行っている。また、平成14（2002）年度より外部講師を招いて、事例研究のアドバイス等をお願いしている。

##### b. 学生相談関連学会における研究発表および実践報告

学生相談業務の充実には、学外に発信しその反応を受けることで、新たな視点を得ることが必要になる。そのために、年間1名以上が関連学会にて発表を行っている。

##### c. 学生相談関連学会のワークショップ（研修）参加

学生相談は、社会状況の変化やそれに伴う人間のありかたの変容に敏感でなくてはならない。したがって、関連学会が実施するワークショップ（研修）に参加し、最新の技法や理論を学び、研鑽を積んでいる。

平成17（2005）年度の4キャンパス学生相談室における延べ面接回数は5,151回、利用者実数812名であった。その内訳は「適応相談—相談の背景に何らかの心理的精神医学的な問題があるもの」が9割であった。この7年間で、学生相談室利用者数は上昇の一途である。しかしながら、現在でも何かしらの支援を必要としているが、学生相談室の援助を求められない学生が潜在していることも事実である。このような学生を学生相談室のみならず学内の学生支援部署につなげるため、平成17（2005）年度から学生相談室内に設置した学生総合案内「Campus Life Q&A」が有効に活用されて、全学に浸透しつつある。さらに、学生相談室では、利用学生のニーズに適した支援が常に提供できるように、質の充実化へ向けて試行錯誤している。また、学生が主体性を持って自分に適した支援が選べるように、学生の話に深く耳を傾けて聴くという丁寧な態度で臨んでいる。

相談内容は複雑かつ学生生活・環境調整を必要とするものが増加している。自己成長を支える援助と生活支援の両方が必要になり、学生相談室から学内他部署、教員の協力を仰いだり、反対に教職員から学生の問題について相談（コンサルテーション）が求められたり、学内連携は必須である。そのために、大学内に学生相談室がひっそりあるのではなく、明確に学生相談室の存在を示す、つまり待つだけでなく、働きかけることも行う能動的な一面を持ち合わせた学生相談室に変容している。

今後さらなる課題は、教員から依頼を受けた授業に学生相談員が出張し「出前相談講義」「学生生活・心の概論」などで、学生相談室の利用方法、青年期の課題と成長を講義し、より多くの学生に教育的にかかわりたいと考えている。

また、大学に来られない・授業が受けられないと相談に来る学生や保護者が年々増えていることから、保護者を対象とする心理教育講演会を検討していきたい。そのほか休学者に復学準備プログラムや原級者を対象に教員と学生相談員による個別相談など、就学上の

問題に焦点をあてた援助の展開を進めていく。

そして、学生相談室が大学内コミュニティとしての一構成員であることを、大学全体で認識するために、学生相談室が教職員を対象にする講座を開き、テーマは「教職員に知ってほしい学生相談室」「青年期のメンタルヘルス」「学内連携の仕方・集団守秘義務について」など、学生相談員が中心となり教職員へ積極的にアプローチをしていく。

### (3) 医務室

医務室は、4 キャンパス合計で、非常勤医師 18 名、看護師 11 名で、学生及び教職員の健康保持増進、疾病予防および急病、けが等の応急処置、健康診断、健康診断証明書の発行、健康相談、禁煙指導などの健康管理業務を行っており、健康教育の一環として、「医務室だより」や「健康のしおり」を不定期で発行・配布している。

また、救急時や健康指導等で治療が必要な場合は、校医の紹介状により近隣の医療機関や大学病院との連携を行っている。

#### ① 定期健康診断

定期健康診断は学校保健法で定められており、それに基づき毎年 4 月上旬（秋入学生は 10 月初旬）に医療機関が各キャンパスに赴くかたちでの実施を行っている。実施項目は身長・体重、血圧、視力、内科検診、胸部 X 線間接撮影（以上全学生受診対象）、検尿（学部 2、3 年生以外受診対象）、聴力（学部 1～3 年生以外受診対象）、採血、心電図（医師の指示があった者対象）である。

本学では、平成 17 年度より業務全体の見直し・刷新を図り、実施医療機関を変更した。その結果、事務処理の軽減化がなされ、従来に比べ早期に健康診断証明書の発行が可能となった。また、学生へ郵送にて通知していた受診結果通知書では受診結果に加え、結果に応じて医務室で計 27 パターンの指示・指導文章を作成し、通知文として記載することで、より細やかな事後指導ができるようになった。さらに二次検査、精密検査等が必要な有所見者へは受診結果通知に二次検査の案内を同封した。このことで、学生は結果の把握と二次検査受診の必要性を的確に確認できるようになった。二次検査の実施についてはレントゲン車の派遣、医務室での体制整備をし、ほとんどの二次検査項目を各キャンパスで受診することが可能となり、学生の利便性向上を図ることができた。

また、学生への実施周知も他部署の協力を得ることで、受診率は従来平均受診率を約 6% 上回り 80% 台を維持できるようになった。下表は平成 17 年度の受診実績である。この結果からも分かるとおり、2・3 年生の受診率をどう上げていくかが今後の検討事項であり、健康診断の重要性を理解させるための対象学生への周知方法等を見直し、受診率 UP を図っていく。同時に白山キャンパスでは短期間（9 日間）に約 2 万人の学生を対象に実施して

いるため、受診学生が集中し長時間待たされるケースがあり、混雑緩和対策として、来年度に向け尿検査の事前提出等について検討を進めている。 **平成 17 年度受診実績**

また、実施医療機関の変更により、キャンパスによっては近隣の医療機関（以前の健康診断実施機関）との連携がうすれる状況もあり、今後はキャンパスごとに実施医療機関を分ける等、検討を進めていく。

	在籍者数	受診者数	受診率
1 年	6,648	6,354	95.6
2 年	6,753	4,599	68.1
3 年	6,457	5,101	79.0
4 年	7,506	6,206	82.7
合計	27,364	22,260	81.3

## ②健康指導

前述の要領で、定期健康診断後の健康指導として、二次検査、精密検査等が必要な有所見者へは結果通知書の通知文と、同封の二次検査の案内により、医務室来室を指示している。医務室へ来室した有所見者は、看護師ならびに医師との面接、可能な範囲での再検査（検尿、心電図、聴力、視力等）を行ない、さらに要精査、治療が必要な場合は、医療機関の紹介にて対処している。

医務室として現在力点を置いている生活習慣病予防として、定期健康診断結果のBMI（健康体重）チェックで基準値をクリアできず、生活習慣病の恐れがあると判断した学生を対象に、受診結果通知の中で医務室に来室するよう指示している。所見の無い学生へも結果通知書の中で生活習慣病への注意を促している。

肥満や拒食に該当する学生には、目標を持たせ在学中に改善できるよう定期的に来室し、体重、血圧、体脂肪、肺活量等の測定を実施、運動、食事についての指導も行っている。日常の生活習慣の大切さを自覚し、自己管理ができることが目的である。

通常健康相談での医務室来室学生は学生数に比例して相談内容も様々である。最近の傾向として、メンタルな問題を抱えている学生の来室が増加傾向にある。この場合、医師（学内出向の内科医や心療内科医）との面談、学生相談員との連携により、的確に対応ができる関係を維持している。

今後は、更なる健康教育の充実が必要であり、HIV 感染者、AIDS 患者は社会的に平成 17 年度過去最高の増加となっていることから、感染症を含め大学として感染予防啓発活動に取り組んでいく。

## ③学生の健康診断情報管理・健康診断証明書発行

定期健康診断情報をはじめとする学生の健康情報、医務室来室履歴は、紙媒体でのカルテに加え、GAKUEN（学内データ管理システム）にて管理している。

GAKUEN での管理情報は、医務室利用統計、カルテ出力等に汎用される他、健康診断証明書の発行とも連携している。

健康診断証明書は、証明書発行機にて 1 通 100 円で発行される。その他、証明書提出先の書式指定がある場合は、その書式に合わせた証明書の作成・発行を医務室で行なっている。学生ごとの証明書発行可否については、定期健康診断の結果を大学独自の基準に併せて、特に発行に支障が無い学生は発行可としている。一方、定期健康診断の結果二次検査、精密検査等が必要な有所見者は、証明書発行不可の制限をかけ、前述に沿った健康指導を

行ない、発行に支障が無いとの判断がなされれば適宜 GAKUEN 上に健康診断所見・診察記録を入力し、発行制限の解除を行なっている。このことが有所見者の再検査受診者増に繋がっており、健康指導を徹底する上での有効な手段となっている。平成 17 年度の大学全体での証明書発行状況は、証明書発行機では 16,866 通、医務室での発行が 238 通であった。

#### ④定期健康診断以外の健康診断の実施

運動部やサークルの合宿、試合前の健康診断が必要な場合に実施している。また、体育の集中講義や、課外教育プログラム（富士登山スクール、スキー・スノーボード教室など）に参加する場合にも、事前健康診断を義務付けている。

#### ⑤禁煙対策

医務室では禁煙運動として、来室者で喫煙している学生にタバコによる身体への害をレクチャーし禁煙を勧めている。スモーカーライザー（呼気中一酸化炭素濃度測定器）の使用により、喫煙者は常に異常値（8ppm以上）となるため、禁煙の動機づけ、行動の変容のきっかけに役立っている。また、禁煙希望のある学生に対して禁煙指導を行っている。禁煙開始をした学生へは、経過報告の来室を義務付け、血圧、肺活量測定、スモーカーライザーでの測定を行い、禁煙の効果自覚を促す等、時間をかけての継続指導を行っている。

大学全体としては、全キャンパスの建物内を禁煙とし、屋外アメニティゾーンに喫煙コーナーを設置することで、完全分煙化を実施している。

完全分煙化は、平成 9 年、学内でのタバコの吸殻散乱が著しいことから実施した学内クリーンキャンペーンがきっかけとなっている。校舎内に点在していた灰皿を各フロアの片隅に移動することから、順次、灰皿を撤去する禁煙フロアの設定、最終的に校舎内の禁煙化へと繋がった。そして、健康増進法の施行（平成 15 年 5 月 1 日）に伴い、屋外に点在させていた灰皿をキャンパス内の主動線から外れる場所（屋外）に集中させて喫煙コーナーを設定し、現在の学内完全分煙化が実現した。しかし、すべての学生がキャンパス分煙化に協力するまでには至っておらず、喫煙コーナー以外の場所でのタバコのポイ捨て、通学路での歩きタバコやポイ捨てが目立つ時間帯がある。教職員による巡回指導にも限界があり、今後も学内完全禁煙化を考慮に入れた禁煙推奨を進めていく。

川越キャンパスでは、ペンタゴン内（1、2 号館と図書館の間の通路）の灰皿を撤去し、ペンタゴンの外側へ移設し、分煙化を図っている。分煙化を学生間に浸透させるためのイベントとして、分煙化キャンペーンに学生を参加させて、ペンタゴン内でたばこを吸っている学生への注意や吸殻拾いを行っている。

#### ⑥救急措置

急患の発生の連絡を受けた場合、看護師が救命道具を持って現場へ急行し、適切な処置を行う。必要に応じて医務室までの搬送、救急車の要請を行っている。大学全体での医務室経由による昨年度の救急発生件数 41 件のうち救急車の要請は 8 件であった。

また、このような学内緊急時での迅速な対応を行えるよう、要所に車椅子・救急箱を設置している。今年度より全キャンパスに AED（自動体外式除細動器）を設置し、学生、教職員、警備員等にその使用方法について、研修・周知している。また、白山キャンパスでは部署が多岐にわたることから、緊急時に「緊急時の対応マニュアル」を作成し、救急時の

対応手順・方法を周知している。

今後も医務室・学生生活担当部署、総務担当部署が連携をとり、迅速かつ適切な対応をとれるよう取り組んでいく。

#### ⑦アルコールパッチテストの実施

各キャンパスで毎年2～3回の割合で実施している。平成17年度は、4キャンパス合計で1,100名の受診者だった。

川越キャンパスでは、平成18年度から新入生全員を対象にアルコールパッチテストを定期健康診断時に実施し、受診者1,115名の実績を残した。この結果、新入生は部活動、サークル入部前の時期に自己の体質把握ができ、後の学生生活においての有益な情報提供ができたものと思われる。

また、朝霞キャンパスでは春学期4月から6月の月曜日から金曜日まで毎日実施し、秋学期も10月に再度実施する予定である。

#### ⑧相談会の実施

白山キャンパスでは、年1回2日間にわたり生協協賛による食生活相談会を行っている。学生の食生活の把握をするためアンケート調査を行う。希望者や掲示を見てくる学生だけではなく、医務室来室学生の中で栄養指導の必要な学生にも参加を呼びかけている。栄養相談後、食生活に関心を持った学生や食生活改善への意識変容がみられた。

学生の生活習慣病は増加傾向にあり、食生活指導の重要性からも、来年度は相談会に加えて食に関する講演会を栄養士に依頼し実施する予定である。また、朝霞キャンパスでは、学生に体脂肪の測定を勧めており、栄養相談、体力増進、健康に対するアドバイス等も随時行っている。

その他、部、サークルからの要望に応じ、救急処置講習会を実施している。

健康教育のため、さらなる健康増進に関する教育講演や実習の必要性を感じているが、本学では衛生管理に関する委員会は無く、約3ヶ月に1回、4キャンパスの看護師間で開催される「医務室会議」での議論にとどまっている。そのため、健康課題解決への推進力に欠けるのも事実である。この点については、年度内には「衛生管理委員会」が設置される予定である。

また、平成17年度からの一貫教育の実施に伴い、白山キャンパスでは非常勤医師を新に月・水・金曜日の午前中に配置し、看護師についても常勤者1名を増員した。このことによって、学生への健康管理指導等については問題なく実施できる体制づくりを行うことができた。しかしながら、今年度より開設した白山第2キャンパスへの医務室要員の補充はなされていない。大学全体としての健康増進並びに危機管理体制を考えるならば、更なる医務室体制の強化が必要であり、看護師の増員を引き続き要望していく。

#### (4) 学生生活に関するアンケート調査の実施

アンケート調査については、朝霞キャンパスにおける「学生生活アンケート調査」(平成11年度まで15回)並びに全キャンパスを対象にした「四キャンパス学生意識調査」(平成13年度)を実施した。これらのアンケート結果を参考に、学内施設・環境の改善に取り組

み、平成 17 年度からの白山一貫教育に伴う「白山学生食堂の新設」「白山・朝霞サークル施設の改修」を行った。また、川越・板倉キャンパスにおいても、学生との学食会議（川越）や学食満足度調査（板倉）を実施し、食堂の施設や味の改善に役立てている。

平成 18 年度 10 月には、全キャンパス約 3,000 人の学生を対象に日本私立大学連盟の「学生生活実態調査」を利用し、本学の独自調査を実施する。このデータを基に、本学と連盟加盟大学全体との比較を行い、時代に応じた快適なキャンパスライフを送るための環境作りに取り組んでいく。

#### （5）ハラスメント防止のための措置

本学ではセクシュアル・ハラスメントを防止し、適切な調査・苦情処理を行うことによって、快適で性差別のない教育研究環境と就労環境を実現確保することを目的として、セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程を平成 11 年に制定し、各キャンパスに相談員を配置し、全学的組織としてセクシュアル・ハラスメント防止委員会、調査・苦情処理委員会を設置している。

また、防止に関する具体的取組として、セクシュアル・ハラスメントに関するリーフレットを作成し全学生並びに全教職員に配布しており、学生生活ハンドブックへの記載によりセクシュアル・ハラスメントの意識向上を図っている。各キャンパスのセクシュアル・ハラスメントの相談員の配置については、ガイダンスや掲示、学生生活ハンドブック等配布物への記載等により周知している。更に平成 16、17 年度とセクシュアル・ハラスメントに関する講演会を実施し、セクシュアル・ハラスメントに対する啓発を行い防止に努めるとともに、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントについては、ハラスメント防止を掲示で呼びかけている。

#### （6）その他の支援

その他、学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への支援として、外部機関からの講師派遣等により以下の講習会・講演会を実施している。

特に、悪質商法被害防止講演会は、各キャンパスが所在する地域の消費者センターとの連携により毎年度実施しており、学生からの相談対応における連携強化に繋がっている。

また、救急法講習会は、受講者全員に受講証を発行しており、資格取得へのひとつのステップとして役立っている。

- ・救急法講習会（白山キャンパス）
- ・悪質商法被害防止講演会（全キャンパス）
- ・防犯指導講習会（朝霞キャンパス）
- ・「食」の講演会（川越キャンパス）
- ・メンタルヘルス講演会（川越キャンパス）

#### （課外活動）

学生が自主的に行う課外活動は、正課教育では果たすことのできない固有の役割をもつものである。課外活動を通して学生たちは多くの人と出会い、語り合い、刺激を受け、様々な形で学生生活を謳歌しているのであり、充実した学生生活とは「正課」と「課外活動」

の総体として成り立つものである。すなわち、課外活動を支援する目的は、学生自らが個性豊かな人格形成をする上での側面的支援であり、特に各分野において活躍する学生の存在は、本学在学学生および卒業生の活力と本学への帰属意識の高揚に大きな役割を果たすものであると考えている。

上記の考え方にに基づき、スポーツや学術・文化系サークルへの活動支援及び全学生を対象に学生自らが企画運営するイベントへの支援を積極的に進めている。近年では、スポーツ分野での活躍だけではなく、各種コンテスト等への参加、入賞も目立ってきている。また、平成 18 年度より学生が主体となって提案した学生ボランティアセンターが設置され、地域交流・社会貢献活動への新たな展開に期待している。

本学では、ますます多様化する課外活動を側面から支援するとともに、学生の課外活動の存在価値を内外に示すことを目的として、組織的な指導と支援を実施している。

#### (1) 課外活動への参加状況

本学の学生サークルは、顧問（本学専任教員）の配置と、大学に対してサークル員名簿、活動計画書等の提出により大学公認となり、年度毎の更新手続きにより公認サークルとしての位置づけが継続される。大学全体で公認サークル数は 368 団体あり、約 9,000 名の学生が所属している。

公認サークルには、学生スポーツの頂点を目指す強化対象運動部や文化・学術系サークルをはじめ、近年では環境問題や障害者支援、老人福祉に取り組むサークルなど多種に及んでおり幅広い活動を展開している。

一方、多様化する学生生活において、諸資格取得のためのダブルスクール、学費・生活費を補うためのアルバイト等が重視され、課外活動に参加しない学生も見受けられる。特に、白山キャンパスにおける第 1 部、第 2 部体育会運動部への加入は減少しており、5 年前に比べ 150 名程度の減少傾向にある。

そこで、サークル活動に参加できない学生へのフォローとして、課外教育プログラムを年間 3 回程度（富士登山スクール、コミュニケーショングループ（夏合宿）、スキー・スノーボードスクール）企画・実施し、人間関係の構築や友情を育み、自発的に様々なことにチャレンジするきっかけづくりとなる効果を得ている。

しかし、現状では、予算の制約上 1 プログラムにつき 30 名～50 名程の学生を対象とせざるを得ないことから全学的な取り組みとは言えない状況である。

今後は、課外活動の意義を踏まえ、達成感・充実感を体感する機会の提供として、学生のニーズに合わせた「学生のための学生による企画・運営」計画により、全学生が携わることができる課外活動への支援を進めていく。

#### (2) 大学の指導・支援

学生自治会が衰退し、組織・運営ができず平成 4 年には自治会費受託徴収が廃止され工学部を除く全ての学生自治会が消滅した。これに伴い、サークル活動の経済的支援は大学に委ねられ、公認サークルであることを条件に経済的支援を行っている。

このような背景からサークルの公認化、サークル状況の把握に努めており、学生生活ハンドブックへの記載やサークル勧誘期間等でのチラシ配布にてサークル公認化の呼び掛けを

継続した結果、平成 12 年度の新規公認申請は 6 サークルであったのに対し、平成 17 年度は 47 団体が新規に届け出を行った。

一方、近年、大学の枠を超え様々な大学に通う学生によるサークルが多く存在し、無謀な計画による事件・不祥事が社会問題となったことを受け、事件・事故を未然に防ぐ対策として、所在が明確でないサークルの動向の把握に取り組んでいる。

#### ① 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

公認サークルに対して、諸申請方法や危機管理体制、安全対策の徹底についてガイダンスを開催するとともに、支援体制及び相談に対する助言体制は日常的な窓口業務として確立している。

白山キャンパスにおいては、学生自治会の消滅後、加盟サークルを有する体育会、文化団体連合と大学祭の企画・運営を担う学園祭実行委員会が本部機能を持ち、これら学生団体に対しても、定期的な打ち合わせや本部運営に関する助言等は随時対応できる状況を整えている。また、体育会については、各運動部の主将・主務を対象としたリーダーズキャンプや新入生を対象としたフレッシュマンキャンプ（合宿）を実施し、意見交換を行っている。

学生自治会が存在する工学部（川越キャンパス）においても、自治会・体育会・文連・工学祭常任委員会と事務局による定期的な会議を行い学生の意見を集約し支援に努めている。

#### ② 施設面での支援

各キャンパスにおいてサークル部室、会議室等の課外活動専用施設を設けている。近年では、白山キャンパスにおいて、サークル部室（個室）130 室、防音設備を整えた音楽練習室 12 室をはじめ学生専用会議室、印刷室、倉庫等を配置した 4 号館（体育館・厚生棟）を平成 14 年に竣工し、平成 17 年の白山一貫教育に伴い、新たに 4 号館改修工事によって施設設備を拡充した。朝霞キャンパスでは、施設貸出をシステム化することにより、紙ベースではなく、各施設担当警備者の端末で貸し出し対象者をリアルタイムに確認できる環境整備を行った。

また、平成 16 年には千葉県鴨川市及び長野県富士見高原にセミナーハウスを新設した。主に長期休暇中のサークル活動及びゼミ合宿等の拠点となる計 4 箇所のセミナーハウスは海・山・湖・高原のコンセプトから成り、幅広い選択肢から利用目的に応じた施設を提供することができる。本学 Web 情報システムにより全学生は 24 時間自宅等の PC から利用予約が可能となったことは学生の利便性を向上させた。また、セミナーハウスからも Web 情報システムにアクセスできる環境が整っている。

#### ③ 人的支援

体育会所属部以外の全公認サークルには本学専任教員が顧問となり、教育的統括者としてサークル運営の助言・指導に応じている。サークル顧問会議（川越：文連顧問会議）を開催し、サークル活動の近況を報告し、安全配慮の徹底、危機管理体制の構築等に関する支援の協力を要請している。

体育会に所属する全運動部においても、本学専任教員を部長として配し、学習指導や生活指導にあたり、競技指導者である監督・コーチの意見・要望を大学事務局に反映させる機



能（白山：体育委員会、川越：体育部長会）として確立している。更に、運動部長、学長、学部長、その他教員等により全学的に組織される体育協議会を設置し、運動部に関わる教育奨励等を審議している。

吹奏楽・管弦楽団等の文化芸術系サークルについては、適宜、サークル単位で外部機関から指導者を招いている状況があり、専任指導者の配置について検討を進めている。課外活動においては、学生の主体性を尊重するとともに、学生の責任の有限性と、社会的責任を担う大学の役割を認識し、適切な人材の配置に努めていく。

#### ④経済的支援

全公認サークルに対し援助金を予算化しており、サークルの運営、企画の補助や備品購入に伴う経済的支援を行い、体育会・文化団体連合等の本部団体に対する本部運営等の援助金の支給は有効に活用されている（年間約7,000万円）。サークル顧問、運動部部長においては視察に伴う旅費、監督・コーチには指導に伴う交通費を支給している。

また、全学的な体育祭・学園祭（各キャンパス）やミュージックフェスティバル、第九演奏会などの学生主体行事に対しての経済的支援を行っている。

サークル活動への援助金支給については、サークルにとって援助金のみで頼るべきではないことをガイダンスで説明しており、企画に掛かる総額の2割程度の援助を原則としている。

#### ⑤運動部強化支援

学生スポーツの活躍は、学内外の本学関係者の帰属意識を高め、大学の発展に繋がる重要な効果の一つであると認識しており、体育会所属13部を対象として強化している。

運動部優秀選手としての推薦入試による各学部への受け入れや、本学体育後援会による強化費の支給、また、体育活動と学業の両立を目的として、全学的な組織である運動部学生の学習支援委員会を設置するなど文武両道の強化支援に取り組んでいる。

平成14年には、スポーツ振興課を設置し、具体的で専門的な強化対策、学生指導及び指導者の育成を行うとともに、近年では、陸上競技場トラックの全天候型への改修及び陸上競技部合宿所の新設（川越キャンパス）、サッカー部専用人工芝サッカー場及びサッカー部専用クラブハウスの新設（板倉キャンパス）、硬式野球部専用グラウンド整備（川越キャンパス）をはじめとする施設支援、老朽化に伴う運動部合宿所（川越合宿所、小石川合宿所）の改修や管理人の配置による健康管理等、運動部学生の生活環境の支援も重視し強化に繋げている。

#### ⑥学生ボランティアセンターの設立

学生ボランティアセンターの設立にあたっては、学生の積極的な行動が背景にある。平成17年、中越地震の被災地である新潟県旧山古志村へのボランティア活動を募集したところ、短期間の告知にも関わらず、200名の募集に対し300名を超える応募があった。不自由な環境である現地において、約1ヶ月間、延べ200名の学生によるボランティアはあらためて自然災害の恐怖を体感し、また、被災者との交流において人間の強さ・暖かさを実感した。参加学生から、ボランティア活動の継続と正式な組織として活動したいとの申し出が多く寄せられたことをきっかけとして平成18年4月、正式に学生ボランティアセンターが

設立された。

大学では、課外活動公認団体として位置づけ、顧問並びにアドバイザーとして本学専任教員の配置、ボランティアセンター運営に伴う予算措置等のバックアップ体制を整え、地域交流や人間交流、ボランティアをきっかけとした自分発見、キャリア形成等、これから本格的に始動する学生ボランティアセンターを幅広い観点から支援していく。

#### ⑦資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性

資格取得を目的とした課外授業としては、経済学部による「独語検定試験準備講座」「経済学検定対策講座」、国際地域学部による「旅行業務取扱管理者試験対策講座」「語学特別講座」、キャリア形成支援センターによる3年生向けの就職支援講座の1つとして「販売士2級資格取得講座」を開設している。また、経営学部では会計士、税理士、簿記資格取得を目指す学生のために「会計特別研究室」を設置し、資格取得のための学習支援を行っている。

これらの資格取得を目的とした支援は、学生にとっては早い時期から自立精神を高めるとともに、ひとつの目標を持つことで将来への自信（スキルアップ）と方向性を確立（幅を広げる）する上で大いに役立っている。

#### ⑧各種表彰制度

課外活動において、優秀な成績、社会的に功績があった学生に対する表彰制度を設置している。

社会貢献者表彰金制度により、社会の各分野における著しい貢献活動に対し、その努力と活動で得た実践能力を自らの学習活動に活かすことを奨励し表彰金（10万円）を支給している。この制度により、自主活動が表面化することで、学生の潜在的な社会貢献意識の後押しとなり大きな成果が期待でき、国際協力・貢献、社会福祉の増進、環境保護、文化活動等による社会貢献活動が活発化した。

体育活動、文化活動による優秀な成績により、本学の発展に寄与した学生に対し学長賞を授与している。過去5年間では、全国の本学関係者や学生の帰属意識高揚に貢献した学生10名が表彰されている。

また、体育会本部により優秀な成績を挙げた団体・選手を表彰する「体育会表彰式」を実施しており、大学においても側面から支援している。学生自らが共に体育会を形成する学生を表彰する制度は、団結力や努力の成果を称賛する誠実さを育み、相互の意欲向上の効果をj得ている。

これら表彰制度により、更なる学生の意識・意欲向上効果を期待し表彰制度のステータスアップを図っている。

#### ⑨学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度

課外活動における水準としては、運動部への強化支援の継続によって、日本学生氷上競技選手権大会アイスホッケー部門の6連覇、硬式野球部は東都大学野球リーグ戦の強豪チームとして多数のプロ選手を輩出、相撲部では全国学生相撲選手権大会の優勝を果たしている。更に今年度は、陸上競技部が出雲、全日本、箱根駅伝の3大会への出場が決定しており、上位入賞が期待される。また、前年度から今年度にかけて日本代表選手として、延べ

31名の学生（硬式野球：2名、陸上競技：1名、アイススケート：8名、柔道：4名、レスリング：8名、空手道：2名、スキー：1名、ボクシング：3名、射撃：2名）が選出されており、世界大会等で活躍している。

学術・文化活動においても、「山古志村復興物語」研究チームが平成17年度老人を含めた全年齢型コミュニティ計画の国際学生コンペ（主催：財団法人ICCC、共催：国連）において日本初の最優秀賞（団体部門）を獲得したことをきっかけに、前年度から現在まで約350名の学生が旧山古志村の災害ボランティアに参加する等、新たな活動を展開している。更に近年では、鳥人間コンテストやロボットコンテスト等の各種コンテストへの参加、入賞も目立ってきている。

以上の大会結果や新たな活動への挑戦という面からも、本学における課外活動の水準は高レベルを維持しているといえる。課外活動での学生の活躍は、全学生に対する本学への帰属意識の高揚に大きな影響を与えており、学生満足度としてのプラス評価に繋がっている。

白山一貫教育により発生した課題として、4号館拡充等、施設整備を行ったが、グラウンド、テニスコート等の屋外スポーツ施設は朝霞キャンパスの施設を利用することとなっており、朝霞キャンパスへの移動時間・交通費について負担を強いている状況があり、白山キャンパスでの施設整備並びに白山周辺地域における学外施設の利用について検討を進めている。また、課外活動のために白山5学部の学生が朝霞施設を利用することが多く、事務組織の体制を含め学生サポートの改善について検討を進める。

学生ボランティアについては、各キャンパス周辺での活動も視野に入れ、全学的な取り組みとして支援体制を構築すると共に、教育的観点にたち、ボランティア活動によって社会的視野の拡大、文化的・精神的成長の促進により責任感ある人間を育成するコミュニティー・サービスを学習方法に取り入れ単位を認定する「サービス・ラーニング」の導入に取り組みたいと考えている。

社会貢献者表彰金制度は、開設して日が浅いこともあり学生の認知度が低い。社会福祉活動をしている学生は多いが、社会貢献者表彰金を申請してくる学生は少ない状況である。大学が社会貢献活動を支援していることを学生に幅広く周知し、社会に貢献する学生の育成に繋げるべく教職員との連携強化を図っていく。

#### （就職指導）

本学では、平成16（2004）年5月に就職部をキャリア形成支援センターに改組した。併せて、就職委員会もキャリア形成支援委員会（委員長は副学長）とした。

その目的は、就職協定の廃止以後、年々早期化している就職活動に対応することよりも、就職後3年以内に3割の大卒者が離職するという現状（本学としての実態調査は未実施）に対処するには、大学入学直後より、卒業後の進路選択を意識しながら大学生活を過ごすことこそが重要であり、そのための支援が必要であるとの認識による。

現在、本学は4つのキャンパスに分かれて教育研究を実施している。文・経済・経営・

法・社会学部がある白山キャンパスではキャリア形成支援センターが、工学部がある川越キャンパスでは川越事務部教学課就職担当が、国際地域・生命科学部がある板倉キャンパスでは、板倉事務部教学課就職担当が、そして、ライフデザイン学部のある朝霞キャンパスでは、朝霞事務部朝霞事務課就職担当が、キャリア形成支援・就職活動支援を担当している。

このように、キャリア形成支援・就職活動支援を担当する事務組織は4つに分かれている。これは、複数キャンパスで構成された大学で、かつ、キャンパス単位で完結している学部教育との連携を取りながらキャリア形成支援・就職活動支援を行うことを考えた場合における、ひとつの組織形態であると認識している。なお、年2回開催しているキャリア形成支援委員会での議論や日常的な現場レベルでの情報交換を通して、大学全体としての共通認識を持つように努めている。

日常的な学生への支援は、それぞれのキャンパスに設置している就職資料室（キャリア支援室）を中心に行っている。同室は専用施設であり、就職相談、求人情報の提供、就職支援・キャリア形成支援関係図書の閲覧などの支援を行なっている。

就職資料室での中核的支援となる就職相談は、各キャンパスに専門の相談員（嘱託職員）が常駐（白山3・川越1・板倉2・朝霞2）し実施している。相談員は、民間企業や公務員としての勤務経験を持っているが、「キャリアアドバイザー」などの専門資格を有していない。この状況は、就職相談のみならず、キャリア形成支援の充実を考えたとき、必ずしも適当とはいえない。そこで、現在、学長の下で検討されている「学部カリキュラムの改編」の時期（平成20年度）に合わせて、就職相談体制の再構築（有資格者等への切り替えなど）を実現することを目標に検討している。

相談以外の「進路選択に関わる指導（本学においては支援）」は、大きく「キャリア形成支援」と「就職活動支援」とに分けて実施している。各学年の目標を、1年生が「キャリア形成の気づき」、2年生が「キャリア形成の深化」、3年生が「明確な目的意識に基づく進路選択」、そして、4年生が「キャリア形成準備の完成」とし、学生の成長過程を考慮しながら、その実現に向けた個別プログラムを段階的に実施している。

3年生と4年生を対象とする「就職ガイダンス（就職活動支援プログラム）」は、就職活動の早期化を視野に入れて、学生が就職活動の流れにそって段階的に準備が進められるように実施時期および内容・形式を十分に検討して行っている。例えば、白山キャンパスでは、平成16（2004）年より「就職活動支援セミナー」においては、専用のテキストブック（64頁）を作成・配布するなどして、学生の理解を助ける工夫をしている。なお、平成17（2005）年度では、3キャンパス（朝霞は未完成学部）で全170企画を実施し、延べ59,381人が参加した。

民間企業へ就職する学生が、全就職者の94.6%（過去3年間の平均）を占めていることから、民間企業への就職を中心とした支援となっているが、公務員志望者や大学院進学を希望する者、そして留学を考えている学生に対しても、個別のガイダンスも実施している。

例えば、公務員志望者に対しては、低学年では仕事を理解するためのガイダンスを、3年生以降では試験対策を中心としたガイダンスを行っている。公務員試験対策講座も実施し

ているが、合格実績は必ずしも十分とは言えない。卒業時点で、公務員・教員採用試験の再受験(不合格)のために就職しない学生が、過去3年間では平均206.3人(卒業生の3.9%)おり、現役合格へ向けた支援体制作りを再構築(講座の見直しなど)している。

1年生および2年生を対象とする「キャリア形成支援プログラム」は、白山キャンパスにおいては、平成17(2005)年度より本格的に開始したところであり、まだ、体系的には未整備の部分もある。また、参加する学生が極めて少なく(1企画平均57.6人/対象学生の1.6%)、目標の達成には、まず、参加者を増やすことが急務であるとの認識に立ち、葉書による案内を対象学生に送るなどの対策を実施しているが、現時点では、眼に見える効果を挙げていない。工学部(川越)および国際地域学部、生命科学部(板倉)では、授業科目(選択科目)として「キャリア形成を考えるための科目」を開講している。平成17(2005)年度の聴講者数は、川越が49人(対象学生の1.1%)、板倉が245人(10.9%)であった。

また、1年生全員には、学生生活のヒントとしてもらうことを目的とした「キャリアデザイン」を、平成17(2005)年度より配布している。この冊子には、就職活動を終えた4年生が登場し、その学生生活を振り返ってもらう内容とした。その意図は、「教育理念を具現化する5つの目標」にもある『自らの哲学を持ち、自ら考え、自ら立ち、自ら動く』ことによって自らの道(卒業後の進路)を切り拓いていった先輩たちの姿を見せることにある。また、2年生には、働くことをより身近に考えてもらうことを目的として、本学を卒業し現場で活躍するOB・OGを取材して作成した「仕事BOOK」を、平成18(2006)年度より配布している。

さらに、平成17(2005)年度より「キャリア形成を考えるための特別講演会」を開始した。特別講演会は、「5つ目標」のひとつである『総合大学の利点を活かす、良質の教育を行う』の実践であり、各界で活躍されている有識者・著名人の方々から、キャリアを考えるヒントをお話していただいている。この講演会は、白山キャンパスで実施しているが、学内ネットワークを利用し、他のキャンパスへも同時中継している。これまでの聴講者は、延べ7,115人(全10講演)となっている。

以上のようなキャリア形成支援・就職活動支援を立案・実施するにあたって、学生証(磁気カード式)を読み取るなどして把握した参加者のデータやアンケートを参考にしている。特に、収集した参加者データは、学部での支援との連携に活用したり、参加者を増やすための具体的な働きかけなどに活用している。また、卒業時点での進路把握については、最も基本的なデータであるとの認識から、各学部の協力を得て全卒業生の確認を目標としており、平成17(2005)年度においては、把握率97.3%を達成した。

しかしながら、学生の就職活動の実態や進路決定の過程を検証できるデータの蓄積が十分とは言えない。そのようなデータを収集できる調査方法(進路決定届の項目変更など)を整備し、平成19(2007)年度から実施することを目途に準備している。

## 2. 大学院の学生生活への配慮

### (学生への経済的支援)

大学院の施設・設備は、「Ⅷ 施設・設備等」に記載されているとおり、学修に専念できるよう整えている。

大学院生への経済的支援には、奨学金制度があり「大学院奨学生規程」として定め、学術の奨励と経済援助を行うことにより、有益な人材育成に資することを目的に次のように種分けしている。

A種（学費全額支給）：学業成績、人物ともに特に優秀で健康である

B種（学費半額支給）：健康で優秀な資質と勉学意欲をもつ

C種（学費1/4支給）：健康で特に勉学の熱意に満ちている

D種（学費半額支給）：就学中に経済的援助が必要となった

平成17年度実績は、全大学院在籍者856名に対し、A種：3.7%（12,253千円）、B種：9.5%（16,160千円）、C種：39.1%（34,782千円）、D種：0.2%、2名（635千円）となっている。

実績から見ると、在籍している大学院生の半数以上に奨学金が支給されており、在籍者に対して、十分な経済的援助が行われており評価できる。

問題点としては、奨学生の選考は成績に基づき行われ、各研究科に一任しているが、共通の選考基準がない状況で行われている。

また、A種・B種をC種のみとして支給している研究科もあり、これは本来の目的から外れるもので、上記の問題点からも全研究科共通の選考基準作成が急がれるため、平成19年度にむけ検討する。

外国人留学生に対する経済的援助としては、学部と共通であるが次の制度を持って対応しており評価できると言える。

- ・塩川正十郎奨学金：私費外国人留学生の内、在留資格が「留学」で、学業成績、人物ともに傑出し健康であり、卒業後、その母国の発展に寄与する意思を有する者。

平成17年度実績：2名（留学生数85名）1,200千円

- ・私費外国人留学生減免：私費による外国人留学生で、出入国管理及び難民認定法別表1に定める「留学」の在留資格を有する者。

平成17年度実績：春学期75名（88.2%）、秋学期72名（84.7%）11,845千円

さらに、学外の奨学金は、次のような状況となっている。（採用数は平成17年度実績）

- ・日本学生支援機構奨学金 1種：180名、2種：65名採用
- ・日本学生支援機構私費留学生学習奨励費 13名採用
- ・本田弁二郎留学生技術者育成奨学基金 1名採用
- ・川嶋章司記念スカラシップ基金 1名採用
- ・守谷育英会1名ロータリー米山記念奨学金 3名採用

また、民間団体の奨学金は、応募枠も少ないため、採用数も少ないが、留学生は、日本

学生支援機構の1種、2種の奨学金を受けることができないため、経済的支援の選択肢の一つとして、教務課としても採用増にむけ協力していく体制でいる。

奨学金の公募は、掲示板で行っているが、今後は、ToyoNetなど、ネット環境における可能性も考え、関係部署と調整を進める。

#### (学生の研究活動への支援)

大学院学生の広い視野に立った研究活動を奨励し、国内外における学会で、その研究成果の発表を行うための経費の一部を補助する目的で、「東洋大学大学院学生の学会発表補助に関する取扱基準」により補助を行っている。

白山キャンパスの文系5研究科では、平成13年度21名、14年度18件、15年度18件、16年度20件、17年度34件である。

板倉キャンパスの国際地域学研究科では、平成13年度0件、14年度2件(海外1件)、15年度9件、16年度3件、17年度11件である。生命科学研究科では、平成13年度10件(海外1件)、14年度13件(海外5件)、15年度13件、16年度23件(海外4件)、17年度28件(海外3件)である。

更に工学研究科は、平成13年度79件(海外8件)、14年度83件(海外8件)、15年度88件(海外7件)、16年度73件(海外13件)、17年度72件(海外45件)である。

補助にあたっては、指導教員の承認により申請が行われ、学内手続きに基づき書類を作成し決裁後に該当者へ補助しており、適切な処理が行われていると言える。

補助申請は年を追う毎に増加傾向にあり、工学研究科では海外での学会発表が増加しつつあることから、学会発表に関する補助は目的どおり行われていると評価できる。今後は補助額の増額も視野に入れ予算申請していく。

一方、論文発表の場としては、「大学院紀要」を毎年発刊し、大学院生の論文発表の場としている。掲載にあたっては、指導教員により論文の確認が行われ、年次刊行物編集委員会で再度確認が行われる。工学研究科、生命科学研究科では、外部の雑誌や研究会への論文投稿を推奨し博士論文を提出する条件にもなっているため、「大学院紀要」への投稿は行われていない。

現在、平成19年度に向け、年次刊行物編集委員会において、これまで不明確であった編集基準、ガイドラインおよび質の向上に向けた査読制導入等について検討が行われており、各研究科委員会での審議を経て、研究科委員長会議で承認される運びとなる。

#### (生活相談等)

大学院独自の相談窓口は設けられていないが、学生部学生生活課において「学生相談室」が開設され、専門員が常勤し、進学相談をはじめ様々な相談にのっている。

健康診断は、学部生、大学院生、法科大学院生を含め、学生部学生生活課(朝霞キャンパス、川越キャンパス、板倉キャンパスにおいては学生生活担当課)によって、行われている。

教育研究活動中の災害障害事故については、「学生教育研究災害障害保険」に大学負担で

全員が加入している。

医務室はキャンパス毎に設置され看護婦と学校医が常駐し、学部生、大学院生共々、緊急時も含め対応が可能である。

ハラスメント防止については、「東洋大学セクシャル・ハラスメント防止に関する規程」により、東洋大学セクシャル・ハラスメント防止委員会を設置（同規程第3条）、教職員から委員を出し防止に係る研修や啓発活動の企画立案を行っている。またセクシャル・ハラスメント相談員（同規程第6条）も配置している。なお、セクシャル・ハラスメントに対する措置に関し必要が生じた場合は、調査・苦情処理委員会（同規程第8条）が設置される。

セクシャル・ハラスメント防止に関する講演会が定期的実施され、セクシャル・ハラスメント防止パンフレットが学生をはじめ、教職員全員に配布され、周知を図っている。

なお、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントについては、学生部と協力し防止を促しており、学生相談室でも相談に応じている。

以上のとおり、学生生活相談、健康診断などについては、大学院独自ではなく大学全体で行われているが、学部生、大学院生の区別無く適切に行われている。

#### （就職指導等）

白山キャンパスでは、キャリア形成支援センターで行っているため、大学院教務課では就職指導、就職に関連する相談は行っていない。

川越キャンパスおよび板倉キャンパスには、就職相談室があり専門員が常駐し対応している。朝霞キャンパスでは、キャリア支援室を置き専門員が常駐し対応している。

また、キャリア形成支援センターでは、白山、川越、朝霞、板倉キャンパスにおいて適宜、説明会、公務員試験対策、講演会などを開催しており、十分な対応ができていけるといえる。

## 3. 専門職大学院の学生生活への配慮

### 一. 法務研究科

#### （学生への経済的支援）

##### 1) 施設・設備などについて

法科大学院の施設・設備については、各研究科が利用する5号館棟に教室、共同研自習室などが共存していたが、法科大学院専用の校舎を確保し、より良い教育研究の場を提供するため、平成18年4月、白山キャンパス（白山5-28-20）から白山第2キャンパス（白山2-36-5）へ移転した。



白山第2キャンパスはA棟、B棟、C棟の3棟からなっているが、その内A棟およびB棟を法科大学院の教室、共同自習室、PC教室等として利用可能となった。

A棟には教室、法科大学院生用共同研究室、PC室などを整備した。図書館についても分室として設置し、法科大学院に係る書籍、雑誌等を配架している。

B棟は講堂であり、C棟は法科大学院の施設ではなく、計算力学研究センターと国際地域学研究科が利用している。

学生食堂は、近隣にある白山キャンパスの学生食堂を利用できることや学生数が130名であること等から設置していないが、その他の設備に関しては、学生が専念できる諸条件を充分満たしており、評価することができる。

## 2) 奨学金について

「東洋大学法科大学院奨学生規程」に基づき、I種（学費の半額）、II種（学費の4分の1）として支給している。平成16年度から平成18年度の実績は次のとおりである。

		1年	2年	3年
平成16年度	I種	未修 5名	既修 5名	
	II種	未修 5名	既修 5名	
	計	10名	10名	
平成17年度	I種	未修 5名	未修 3名	未修・既修 6名
			既修 3名	
	II種	未修 5名	未修 2名	未修・既修 4名
			既修 2名	
計	10名	10名	10名	
平成18年度	I種	未修 5名	未修 3名	未修・既修 5名
			既修 2名	
	II種	未修 5名	未修 3名	未修・既修 5名
			既修 2名	
計	10名	10名	10名	

1学年50名の定員に対して10名の支給をしており、20%の学生へ支給している。選考方法は学業成績を基準に行うが、1年生は入学試験の成績となり、教授会で選考、承認を行い、学長が決定する。

以上の点からみて、規程に基づき適切に目的に沿った形で支給されていると言える。

その他、学生支援機構の1種、2種の支給も可能である。

なお、学内のI種、II種については成績優秀者を選考するため公募はしていない。日本学生支援機構に関しては、掲示にて行っているが、今後、平成19年度を目途にT o y o N e tへの提示も視野に入れ関係部部署と調整していく。

### （学生の研究活動への支援）

白山第2キャンパスへ移転したことにより、法科大学院生専用の施設・設備を整えることが可能となった。

自習室は、個人別キャレルを定員分用意し、白山第2キャンパス開講時間内は、自由に学習が出来る。また、学生が自主的にゼミを作って学習しているが、そのサポート役として若手弁護士をアカデミック・アドバイザーとして採用しバックアップ体制を取っている。専任教員は、オフィス・アワーの時間を設け、授業時間外の質問や相談にのっている。

更に法科大学院生用共同自習室を設置し、パソコンや司法に関係する図書、雑誌を置き自由に利用することができる。詳細については、「Ⅷ 施設・設備等」を参照願いたい。

なお、8時入構から23時退構の時間内は、警備員が常駐している。その時間内であれば、事務室職員が退出した後でも、法科大学院生用共同自習室やセミナー室を利用できる体制を取っている。

研究活動の支援については、以上のとおり施設・設備を十分に整えており、対応できていると判断する。

その一方で、パソコン教室や図書分室の利用時間延長の要望が出ているが、現状では人員の面等から対応できない状況にある。そのため、ドアにカードキー（学生証により開閉）を取り付けることで対応可能かどうかも含め、関連部署と調整する。

また、貸出用ノートパソコンを共同自習室に設置し台数を増やすことも含め教授会で検討し、パソコン教室閉室以降の要望に対応できるようにする。

### （生活相談等）

健康診断は、主管部署となる学生部学生生活課が行っている。

教育研究活動中の災害障害事故については、「学生教育研究災害障害保険」に大学負担で全員が加入している。また、「法科大学院生教育研究賠償責任保険」についても大学負担で全員加入し、「臨床科目」（法科大学院生が弁護士事務所で実務を行う）の実務研修などにも対応している。

医務室は、（学生への経済支援）でも記述したが、A棟に設置してあるが看護婦または学校医の常駐または派遣が無い状況にある。現状では、教務課員だけでは緊急事態への対応が不十分だが、近隣の白山キャンパス6号館の医務室（看護婦・学校医が常駐）と連携を図ることで対応が可能である。

学生相談に関しては、白山キャンパスに学生相談室が開設され専門員が常勤し、法科大学院生も含め、様々な相談にのっている。近隣にある白山キャンパスの学生相談室において対応が充分可能であるため、白山第2キャンパスには設置していない。また、法科大学院では、クラス担任制度を導入し、専任教員一人あたり1学年4～5人の学生を受け持ち、成績指導や各種相談を受けていることもある。

さらに、専任教員による学生生活委員会が組織され諸問題の検討を行うと同時に、提案箱を設置し、様々な提案に対して法科大学院教授会の了承のもとに文書による回答を掲示

している。

ハラスメント防止については、「東洋大学セクシャル・ハラスメント防止に関する規程」により、東洋大学セクシャル・ハラスメント防止委員会を設置（同規程第3条）、教職員から委員を出し防止に係る研修や啓発活動の企画立案を行っている。またセクシャル・ハラスメント相談員（同規程第6条）も配置している。なお、セクシャル・ハラスメントに対する措置に関し必要が生じた場合は、調査・苦情処理委員会（同規程第8条）が設置される。

セクシャル・ハラスメント防止に関する講演会が定期的実施され、セクシャル・ハラスメント防止パンフレットが学生をはじめ、教職員全員に配布され、周知を図っている。

なお、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントについては、学生部と協力し防止を促しており、また、学生相談室でも相談に応じている。

以上のとおり、学生生活相談、健康診断などについては、大学全体で行われているが、学部生、法科大学院生の区別無く行われ、法科大学院でもクラス担任制度の導入や学生生活委員会を組織するなど、学生の諸問題に対処しており適切に行われていると言える。

なお、白山第2キャンパス医務室の看護婦、学校医の不在については、白山キャンパス医務室は、近隣（徒歩5分）にあることから、状況によっては一時的に白山第2キャンパスへ来てもらうことなどの対応について連絡会議などを開催し、より一層の連携を主管となる学生部および関係部署と図っていく。

#### **（就職指導等）**

法科大学院生の場合、新司法試験に合格し弁護士をはじめとした法曹を目指しているため、大学院教務課では就職指導、就職に関連する相談は行っていない。

法科大学院ではクラス担任制を取り入れており、入学後、いずれかの専任教員がクラス担任となる。成績発表時には、学習カルテ（履修した科目の成績、GPA、科目担当教員による成績評価のコメント等が記されている）に基づき、クラス担任が面接し学習指導を行う。また、日頃の学習相談、生活相談なども行っている。

以上のとおり、法科大学院の目的にあった指導をしており、評価できると言える。



## XII 管理運営

---

東洋大学の理念・目的・目標を実現するための管理運営組織としては、学長のもとに、学長を補佐する副学長が置かれ、さらに学長の旨を受けて、①学部においては各学部長（9学部）のもとに学部教授会があり、②大学院においては各研究科委員長（9研究科）のもとに大学院研究科委員会、③法科大学院長（1研究科）のもとに法科大学院教授会が置かれ、これらの機関で充分審議され教育研究活動が運営されている。

さらに、学部全体に係る事項での学長の諮問に答える連絡調整及び諮問機関として「学部長会議」（学長、各学部長のほか、副学長、教務部長、学生部長で構成）がある。また大学院の全体に係る事項については「大学院研究科委員長会議」（学長、各研究科委員長、法科大学院長で構成）が審議機関としてその役割を果たしている。

大学の管理運営において最も重要な点は、制度に則った手続き、運用が適切、公正に行われることである。本学は現行の学内手続、制度を遵守した管理運営を適正に行うこと、さらにそれらを発展させ、大学改革を強力に推進していくために、学長のリーダーシップの下、組織・制度を確立し、効果的な意思決定システムを構築することを目標とする。

### 1. 大学・学部等の管理運営体制

#### （教授会）

はじめに、教授会の権限、役割とその活動について述べると、東洋大学学則（以下「学則」という。）第13条において教授会は、①学部長の推薦に関する事項、②名誉教授の推薦に関する事項、③教授、助教授、講師及び助手の選考並びに進退に関する事項、④研究及び教育に関する事項、⑤学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業に関する事項、⑥学生の試験に関する事項、⑦学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項、⑧学生の表彰及び懲戒に関する事項、⑨学則及び規則の制定改廃に関する事項、⑩その他必要と認める事項、を審議することになっている。原則として月1度、定例教授会を開催している。これら事項に含まれる教育課程及び教員人事等の事項については、例えば教育課程については学長からの毎年度提出される教育課程編成の基本方針が示され、またそれに基づく教務部長からの時間割編成並びに授業運営の要領による協力要請が行われるなど、これらの方針、要領に沿って、各学部とも自主的かつ自立的にその運営を行っている。教員人事については学長のもとで教授会からの意向を尊重し、全学的な観点から調整が行われ、最終的に理事長の決裁を受けることになる。教授会は、各学部とも学部長、学科主任の執行部とともに専任教員全員によって構成員の総意が反映されるように運営されている。

教員の採用においては、学歴や業績のほか社会的なニーズに対応した実務家教員等の採用など弾力化を図り、採用方法においても全学的に原則公募とし、また候補者の面接のほか授業等のプレゼンテーションを行うなど、広い範囲から優れた人材確保がなされている。

また、平成7年度相互評価申請時に助言を受けた文学部の教授会運営（文学部教授会と教養課程代議員会による教授会運営の二重構造の課題）については、その後平成12年度からの教学改革（教養課程教員組織の廃止）に伴い、従来文学部内にあった教養課程所属教員が他学部も含め分属することによって所属教員数が減少し、さらに二重構造も解消された。

つぎに、学部長との連携協力関係及び機能分担について言及すれば、学部長候補者は学部教授会での選挙により選出されるという点で、学部教授会の構成員からの信任を得てその職務を遂行している。学則上、「学部長は教授会を招集してその議長となる。」（学則第13条第1項）こと、またその職務は、「学部に関する校務を掌る」（学則第10条第2項）ことと規定されていることは、その求められる役割は、円滑な学部運営上の調整役としてリーダーシップをとることにあるといえる。

一方、学部内の教育研究及び校務に関連する各種の具体的な作業は、学部内の各種委員会が担当しており、学部長と連携し、学部運営が行われている。

しかし、各学部長で構成される学部長会議で調整された学部全体に係る案件について、教授会で審議されなかったこともあり、今後学部長の職務権限の明確化が必要であると考えられる。このような背景を踏まえて学長の職務権限や選考方法等とともに、理事会内に設置された3つの検討委員会のうち、組織・制度検討委員会（学長たる理事は出席し意見を述べるができる）において検討すべく準備を始めている。

また、教授会と大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担について見てみると、学校法人東洋大学（以下「法人」という。）には理事長、学長が重要な事項につき直接意見を聞くために、「大学協議会」がある。大学協議会は理事長が議長となり、学長、常務理事及び教授の理事、大学院研究科委員長及び法科大学院長、学部長、図書館長、事務局の部長、各学部の教授3名により構成されている。また「学部長会議」は学部全体に係る事項についての連絡調整のための機関であるが、学長の諮問機関としての役割を果たしている。

大学協議会は、「教学並びに運営上の重要事項に関し、理事長および学長より諮問された事項を審議する」（大学協議会規則第1条）ことになっている。ここでいう、重要事項の具体的内容としては、学長が選任する教務部長、学生部長、図書館長などの全学的な人事、並びに職員の任免および職務規則、その他就業規則、図書館長選任に関する規程、名誉教授の称号授与に関する規程、学部長会議規程等の改正に際しては、あらかじめ意見を聞くことと規定され、その規程等に則って実施していることから機能を果たしている。現在、大学協議会は審議するとあるが、実質的には全学的な意見聴取の場として機能しているといえる。

構成員には、前述したとおり大学（教学）側として学長、大学院研究科委員長及び法科大学院長、図書館長の他に、学部長、各学部の教授3名となっている。このような点からも、大学協議会に学部の意見を反映することが確保されている。

#### （学長、学部長の権限と選任手続）

はじめに、学長の選任については理事会の定める手続により行われることが寄附行為

第20条で決められているが、現在の手続きは「東洋大学学長の選任および選挙に関する規則」（以下「選挙に関する規則」という。）及び同施行細則（選挙の都度、選挙管理委員会が作成）に基づき、選挙により候補者が選出されて行われている。任期は3年（「職員の任免および職務規則」第6条）であるが、任期満了の60日前（「選挙に関する規則」第7条第2項）に教員側（各学部1名）と事務局からは白山キャンパスでは総務部長、他に川越・朝霞・板倉キャンパスからは各事務部長（計4名）により構成された選挙管理委員会（「選挙に関する規則」第6条）を設置し選挙を行う。

学長候補者は選挙人10名によって推薦された者（「選挙に関する規則」第4条）とし、選挙人は専任の教授、助教授、講師及び助手、並びに専任の事務職員で書記の身分になって5年以上の者（「選挙に関する規則」第2条）である。投票は単記無記名（「選挙に関する規則」第9条）で行われ、有効投票数の過半数を得た者を当選人とする（「選挙に関する規則」第11条第1項）。選挙によって選考された者について理事会が評議員会の議を経て選任する（「選挙に関する規則」第2条）ことになる。

続いて、学部長の選任手続きは、学則に教授会の審議事項の1つとして「学部長の推薦に関する事項」（学則第13条第2項第3号）があり、職員の任免および職務規則（第2条の3）に学部長は「当該学部の教授の中から教授会の推薦に基づき学長の稟議により理事長が委嘱する。」となっている。具体的な選任方法は学部ごとの内規によって実施されている。

つぎに、学長権限とその行使の適切性であるが、本法人の代表者は理事長であり、理事会が「この法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。」（寄附行為第14条第2項）こととされている。学長は大学における教育研究活動の責任を負う教学側の長であり理事の一人である（「東洋大学の学長は、その在職中理事となる。」寄附行為第5条第2項）。その職務は「公務を掌り所属職員を統督する。」（職員の任免および職務規則第9条）と規定されている。理事長は業務執行にあたり常務理事会を組織しているが（寄附行為第12条第2項）、常務理事会には学長及び教務部長も出席し実質的な管理運営に参画するとともに、理事会の日常業務を執行するため情報の共有化を図っている。

学長の具体的な職務権限については明文化されていないが、学長の職務として学部長、大学院研究科委員長、法科大学院長、国際交流センター所長、教務部長、学生部長、図書館長、研究所長は「学長の旨を受けて校務を掌る」（職員の任免および職務規則）とあることから、大学の教学上の責任者として、教学事項としての教育研究に関連する校務の円滑な遂行に対する責任を有していることは明らかである。現状は多くの教学上の案件については学長の意志は学部長会議を通じて各学部教授会での審議に回され、それを経て実現されている。しかし、日常業務はもちろん、教学の長としての学長の対外的な責任の重大さからも、また、大学を巡る難局を克服するための諸方策の実施や、新たな大学改革の方向性を具体的に実施するような場合においては、強力なリーダーシップが発揮できるように副学長制度を設け毎週学長室会議を開催している。

今期（平成15年～18年）の理事会内に設置された3つの検討委員会（学長たる理事は出席して意見を述べることができる、①財政、②教学、③組織・制度）の中の組織・制度検討委員会への第1次諮問（平成16年）に対する答申の際にもこの問題に触れられており、

さらに第2次諮問（平成17年）に対する答申、特に第2次答申の財政検討委員会、教学検討委員会の中で、諸改革を実現させるために「東洋大学の諸改革を実現するための責任体制の明確化」を私立学校法改正の趣旨を踏まえた「大学のガバナンスのあり方」について検討すべきことが指摘され、引き続き検討している。

さて、学長と大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲については、既に学部教授会と全学的審議機関との関係等の項で述べたとおりであるが、意見聴取する大学協議員会がその機能を代替しているといえる。

大学協議員会は前述したとおり、議長は理事長であるが、「教学並びに運営上の重要事項について理事長および学長より諮問された事項を審議する。」とあり、諮問機関としての機能を有している。特に重要な人事については、「職員の任免および職務規則」により大学協議員会の意見を聞くことを中心としその機能が果たされている。諮問する理事長、学長は、常務理事、学部長も構成員となっている本協議員会で、教学事項のみならず法人運営の重要事項に対しても同時に諮問できることは連携協力関係が機能しているといえる。

一方、学部長権限の内容とその行使の適切性であるが、学則に、「学部長は、学部に関する校務を掌る」（学則第10条第2項）、また職務については「学部長は、学長の旨を受けて当該学部の校務を掌る」（職員の任免および職務規則第10条）と記されているのみで、学部長権限の具体的な内容について明文化されていないが、実際上の学部長の任務としては、全学に対して学部を代表して学部運営の責任を負うとともに学部の方向性に関してリーダーシップを発揮するというを、重要な任務としていることが指摘できる。しかし現状は、学部の方向性に関する学部長のリーダーシップを発揮するとしても、学部長の施策や提案は教授会の議を経て実施されており、教授会の自主性と判断を尊重しながら執行している。学部の危急の折、あるいは大胆な改革が必要な折などに、学部長の手腕が十分に発揮し得るような体制づくりについて、既に述べたとおり改善策について検討しているところである。

つぎに、学長補佐体制については、現在、学長を補佐する職務を担当する者として、ライン上には学長の旨を受けて教員部長として教務部長及び学生部長が置かれている。その他には、ラインとして教員が長となる図書館長、学術研究推進センター長、国際交流センター所長、生涯学習センター所長等が、それぞれの部署が有する役割の範囲内で学長を補佐している。さらに、学長の職務を分担し機動的に行うため、副学長を2名置くことにした。その1人は主に学生のキャリア形成支援と生涯学習担当とし、もう1人の副学長には将来展望を含めた教学上の新たな事態への対処や企画立案機能を補完すべく企画立案担当のスタッフ的役割を持たせ、副学長を委員長とする「教育研究に関する評価・改善・企画委員会」を設置している。これら体制と事務局の教務事務部長、学長室長を中心に4キャンパスとも調整しながら、日常的かつルーティン的に学長業務が補佐されている。

なお、日常的な業務補佐体制に関連して、学長は学長室会議を開催し（構成員：副学長、教務部長、学生部長、教務部事務部長、学長室長）と教学上の諸問題、施策事項等について定期的に情報交換、意見交換の場を持ち意思疎通を図っている。また学長が主宰する常設の学部長会議とは別に、「学部長懇談会」を定期的に開催し日頃から学部長とも意見交換を行い、さらに、学長の私的諮問機関として、教学の将来計画等について意見交換する「教



学戦略会議」(構成－教学側：5名の教授＋学長室会議メンバー、法人側：教学担当常務理事、2名の教員理事)を設置し学長の施策と運営に対する理解と協力を得るため情報の共有化に努めているといえる。

また、個性ある学長の募集・選任にあたっての学内的な整備状況を見てみると、現行の規程では東洋大学の専任の教授、助教授、講師及び助手、並びに東洋大学専任の事務職員で、書記になって勤続5年以上の者10名の推薦を得られれば、学長の候補となることができるとなっている。候補者が学内の者であるか学外の者であるかは規定上定めがない。したがって、幅広く学長候補の人材を求めることは可能となっている。

現状では学外へ積極的に候補を求める施策は講じていないが、学長の候補者となる基準として、例えば人格、学識、教育行政に対する識見、教育プログラム等を明示することにより、これらに対し明確な個性ある意志表明が可能となるような条件整備が必要であり、このような仕組みをつくることにより個性ある学長の候補を募集する手段となると思われる。菅野元学長、松尾現学長も、東洋大学に着任後3年で学長に選出されていることは学外より人材を求めていることが実現しているといえる。

#### (意思決定)

大学の諸施策を実施していくにあたっては、基本的には次のような意思決定プロセスを通じて実行されることになる。学長のもとで立案された教育研究にかかわる中期目標・中期計画は、学部長会議を経て教授会等で審議され、あるいは再度学部長会議で集約される過程を経て、予算管理も含めて事務局を通じて具体化されることになる。

このように学長のもとで集約された教育研究計画は、予算案とともに最終的には、理事会が決定することになる。理事長は業務執行に当たり、執行機関としての常務理事会を組織し、日常的な業務に関する事項や、理事会での決議事項を実行することになる。常務理事会には、財務・教学・総務担当の3人の常務理事で構成され、学長、教務部長並びに主管事務部長の出席を求め毎週開催されている。

さらに意思決定された計画を効果的に達成するためには、内部統制が整備され機能していることが重要なことから、平成17年10月に理事長のもとに内部監査室を設置し、平成18年4月からその活動を開始したところである。

#### (評議員会、「大学協議会」などの全学的審議機関)

大学協議会などの全学的審議機関としては、本学では大学協議員会がその役割を果たしているといえよう。大学協議員会については、既に述べているとおり、「教学並びに運営上の重要事項に関し、理事長および学長より諮問された事項を審議する」ために設置され、主に学長の選任する人事案件並びに諸規程の改正が諮問事項である。構成員は、大学側では学長のほか大学院研究科委員長、法科大学院長、学部長、図書館長、各学部の教授3名であり、さらに常務理事及び教員の理事、事務局の部長を含め広く意見を聞く機会があることは有効であり、全学的な諮問機関としての機能を果たしている。

#### (教学組織と学校法人理事会との関係)

教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲については、大学（教学）組織として、学長が招集して議長となり毎月開催する全学的な連絡調整及び諮問機関として学部長会議がある。ここでは学長のもと全学的な教学事項を集約し、学部に係る事項については教授会へ審議依頼しその審議結果を踏まえ最終的な集約を行っている。大学運営上、学生の確保に関する諸事項や、授業料の問題、新学部・学科の設置、施設設備の設置やその内容等については、理事会とかかわりを有し、学長は学長室会議構成員（副学長、教務部長、学生部長、教務部事務部長、学長室長）と執行担当理事である3名の常務理事と教学上の施策事項等について定期的に懇談の場を持ち理事長、常務理事と事前に充分意見交換を行うとともに、一方理事長、常務理事も必要に応じて学部長会議、教授会において協力要請、意見交換を行うなど双方とも連携を図っている。

また、学長と教員理事も理事会を構成（現在22名の内8名）しているので、教学側の意見が反映されていると考えられる。これらのことから、教育研究にかかわる機能を遂行する教学組織と、理事会との機能分担及び連携協力関係は機能しているといえる。昨今の大学を巡る厳しい状況に適切に対処し、それを克服するためには、教学側と理事会との相互信頼とそれに基づく一致協力体制が不可欠であり、今後もこの体制を維持することが重要である。

#### （管理運営への学外有識者の関与）

現在、管理運営に対する学外有識者の関与の状況としては、学長のもとでは特はない。しかし、現行では大学（教学）の管理運営全般にあたって、理事会内の学外有識者が3分の2を占める教学検討委員会（学長たる理事は出席して意見を述べるができる）において種々検討され答申が出されるので、学外有識者の意見が反映している。さらに研究活動においては私立大学学術研究高度化推進事業等により設置した研究センター内の評価委員会に学外有識者からの委員がおり、当該研究分野への指導助言、プロジェクト審査・評価などに携わっている例がある。

理事会は16名以上22名以内の理事により構成されており、学長は在職中理事となる他この構成員のうち5名以上7名以内がそれぞれ卒業生、専任教職員及び学識経験者から選出されている。この校友理事、学識理事の数は、それぞれ理事会の構成員（校友7・教職員8－学長を含む・学識7）の約3分の1である。この校友理事、学識理事として選出されている構成員は、社会的に然るべき業績および評価を得た方々であり、学外有識者として相応しい者が選出されている。したがって理事のほぼ3分の2は学外有識者である。

評議員についても理事と同様に、卒業生、専任教職員及び学識経験者から選出され、校友評議員、学識評議員の数は、評議員会の構成員（校友20・教職員21・学識15）のそれぞれ約3分の1である。

監事は本学の卒業生から選出される校友監事と学識経験者から選出される学識監事からなり、3年の任期ごとにそれぞれから1名ないし2名を交替で選出し、合計3名が非常勤として選任されている。

## 2. 大学院の管理運営体制

### (大学院の管理運営体制)

大学院の会議体には、大学院全体の審議機関としての「研究科委員長会議」と研究科の審議機関としての「研究科委員会」がある。

大学院学則第 22 条で「本大学院の学事管理のため研究科毎に研究科委員会を置く」、同第 24 条ではその審議事項が定められ、研究科の教学上の事項について審議している。研究科委員会の長は、第 23 条で「研究科に研究科委員長を置く」と定め、その選出は、学則第 23 条第 2 項で「研究科委員会において互選する」とある。

研究科委員会を構成する委員は、学則第 22 条第 2 項により「当該研究科の研究指導を担当する専任教員」であるが、同条のただし書きでは「必要に応じて専任教員の授業担当者および第 20 条に規定する客員教授を加えることができる」とある。

研究科委員会の委員は研究科委員会で承認を受け、学長、理事長の承認により発令される。

大学院全体の運営にあたっては、大学院学則第 26 条で「研究科委員長会議を置く」と定め、同第 28 条で審議内容が規定され、研究科委員長会議が運営される。

研究科委員長会議の招集者および議長は、大学院学則第 27 条第 2 項で学長と規定され、大学院全体の問題に対しての最高責任者は学長にあり、その下に研究科委員長が研究科委員会を統率する事になっている。

以上の大学院学則の規定に基づき、研究科委員長会議、研究科委員会が運営され、その長についても規定に基づき選出されており、適切に運用されている。

本学大学院は、学部基礎をおいているため、基本的に大学院所属の専任教員は配置されていない。よって、学部教授会の構成員と大学院研究科委員会の構成員の多くは、重複しており、密接な関係にあるといえる。

一方、平成 18 年 4 月から設置された福祉社会デザイン研究科は、学部基礎を置かない独立大学院として設置されたが、専任教員については、従来どおり学部の専任教員として所属しており、その構成員が学部教授会と重複しているため、密接な関係にあるといえる。

## 3. 専門職大学院の管理運営体制

### (大学院の管理運営体制)

専門職大学院学則があり、第 2 章以下で法科大学院について規定され、学部と同様に教授会が組織され、予算、人事などの権限を有している。

同学則第 23 条で院長の選出方法、任期などについての規定があり、第 24 条で院長が法科大学院の校務を統括すると規定している。

法科大学院教授会は、第 25 条で定義され、別途「東洋大学法科大学院教授会規程」があ

り、構成員、議長、審議事項などについて規定されている。

教授会の議長は、同学則第 26 条の規定で院長になる。教授会の構成員は、同学則第 25 条で専任の教授とあり、同第 3 項では必要に応じ専任の助教授及び講師を加えることができることある。

院長の選出は、同学則第 23 条の規定により、法科大学院の専任教授の中から、教授会の意見に基づき、学長の推薦により、理事長が任命することになっている。任期は 3 年で 1 期に限り再任することができる。

院長は校務を統括し教授会の議長となり、13 名の専任教授により教授会が構成され 8 月を除き毎月開催されている。同学則第 26 条第 2 項に規定されている教員人事、教育課程、学籍異動、学位授与等について審議している。

その他、専攻主任・実務教育主任を置き院長と主任会を構成し、各種委員会として資格審査委員会、教務委員会、学生生活委員会、自己点検・評価委員会等を組織し運営を行っている。

このように、管理運営は、規程に則り行われており十分な体制が取れているといえる。

なお、学部教授会との関係については、法科大学院教授会として独立しており、厳密には関係ない。しかし、一部専任教員は、経過措置として学部の授業科目並びに大学院の授業科目を持ち兼任している。

## XIII 財務

---

東洋大学は、長期的に安定的な財政基盤を確立するために、理念・目的に沿った教育研究を適切に遂行するための施設・設備等環境整備、教育・研究体制の整備、充実を長期的、計画的に実行し、さらに、外部資金の獲得のための積極的取組み、有効かつ効率的な予算執行の確立を目標とし、以下のような取り組みを行ってきた。

本学は、老朽化した白山キャンパスの全校舎を住替え方式で建替えるために平成元年に白山キャンパス再開発に着手して平成14年度に完成した。また、この間に川越キャンパスの工学部の実験棟建設や校舎の建替えをした。平成7年度に板倉キャンパスを取得して平成9年度に国際地域学部と生命科学部を開設した。さらに、工業等制限法の廃止により都心に新たな校舎を建設することが可能となり白山キャンパスの隣接土地を取得して新たに校舎を建設して、白山キャンパスと朝霞キャンパスで教育していた5学部を平成17年度から白山キャンパスへ統合した。5学部移転後の朝霞キャンパスには平成17年度にライフデザイン学部を開設した。これによりそれぞれの学部と大学院は一つのキャンパスで一貫教育することを実現し、また、主な校舎のリニューアル化も終了した。キャンパスの有効利用を図る一環として平成16年度に白山キャンパスの近くに白山第2キャンパスを取得した。

教育面では、教員組織としての教養課程を平成12年度から廃止し、各学部・学科所属とするとともに、文・経済・経営・法・社会学部（以下「文系5学部」という）においては学科の新設を含む学科の再編成、カリキュラムの改革を行った。平成13年度には、工・国際地域学部において新学科を設置するとともに、カリキュラムの見直しを行った。

学部の改革と平行して、各学科が対象とする研究分野においてすべて大学院を持つことを目標として大学院教育の充実を図り、新研究科・専攻の設置を行うとともに既存の研究科の見直しを図った。

研究面では、平成8年には文部省私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業（当時）の採択を受け、バイオ・ナノエレクトロニクス研究センターを開設した。その後は11研究プロジェクトが文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業に採択された他、バイオ・ナノエレクトロニクス研究センターの研究プロジェクトが21世紀COEプログラムに採択されるなど、外部資金を得て研究施設や研究センターを次々と開設し研究の高度化を図り、先端技術の研究面においても、顕著な実績を重ねることができた。

その結果、平成18年度には9学部43学科、大学院9研究科、専門職大学院1研究科、6研究所、12研究センターを擁する総合大学へと発展することができた。

この間（平成元年度から17年度）の財政は、新たな学部・学科にかかわる設置財源と既存校舎の建替えによる資金調達において緻密なものが求められたが、確実な学生確保と消費支出の抑制などによる安定した経営により、教育研究の充実と施設の拡充を図ることができた。この間の大学部門の設備投資は1,120億円と大きかったので、法人全体で総資産が982億円、基本金が1,059億円増加したものの、総負債が106億円、消費支出超過額が184億円増加した。当面の設備投資は終了したので、今後は、借入金返済による総負債

の減少と消費支出超過額は解消に向かいさらに財政の安定化が進むことになる。社会変化に即してそのニーズに応えるための教育研究を行うためには、今後とも長期的な経営と財政の安定化を目指す必要がある。

#### (教育研究と財政)

平成 13 年度に理事会内に設置されている「財政検討委員会」は、理事長からの①長期的な財政モデルの設定と②長期財政モデルの評価と国内外の諸大学との財政状況の比較検討について諮問を受けて、「本学の財政規模を策定するとともに今後 10 年間に事業投下可能資金量を多角的に検討できるケーススタディのシステムの確立とその根拠の前提となる他大学の平均的な財務状況判定指標に基づく本学の財政基盤の確保を明確にする」という答申をした。

さらに平成 17 年度には、①学部学生減に対応した学校法人の財政計画と②学校法人東洋大学又はその関連組織が行なう収益事業について諮問を受け、「財政計画については、学生生徒等納付金に頼っている収入の財源の確保のために、学費の見直しや競争的研究資金の獲得、資産運用、事業収入、寄付金の推進、支出面においては、冗費削減や業務の効率化による支出の削減を目指すこと。及び自立困難な学科の改組を視野に入れた再編成を進める」との答申をした。

また、理事会内設置の「教学検討委員会」は、①東洋大学の教育、研究活動のグランドデザインと②高度の専門的職業能力育成のための大学院について諮問を受け、「東洋大学のブランド力の向上を目指して、如何に社会へのアピールをしていくかということの重要性を再認識した。この社会的責任を果たすために、東洋大学に期待される社会のニーズを謙虚に評価し、今後進むべき方向を見定めなければならない。そのために、教学改革を進め、本学の教育研究の質を高め、本学の存在を内外に広めることが重要である」と答申した。

教学検討委員会の答申を受けて、学長の下で教育を中心とする教学改革プログラムが進行中である。また、研究面では、大型の高度研究は大きな資金が必要となり内部資金では限界があるため、外部評価により採択される競争的資金を受けられることを奨励し年々件数と金額は増加している。教学改革プログラムの推進や競争的資金の増加は経費増が伴うことになり、財政検討委員会の答申に則して健全な財政を維持・改善しつつ教育研究に成果や効果を見て重点的に財源措置をすることになっている。

本学の過年度からの財務状態を見てみる。

校舎等の整備に着手した平成元年度の大学部門の消費収支状況は帰属収入 161 億円、消費支出 129 億円、帰属収支差額 32 億円で、貸借対照表状況は総資産額 615 億円、総負債額 146 億円、基本金 497 億円、消費支出超過額 28 億円であった。

平成 13 年度は、消費収支状況は帰属収入 291 億円、消費支出 231 億円、帰属収支差額 60 億円で、貸借対照表状況は総資産額 1,384 億円、総負債額 289 億円、基本金 1,192 億円、消費支出超過額 97 億円であった。

平成 17 年度は、消費収支の状況は帰属収入 293 億円、消費支出 239 億円、帰属収支差額 54 億円で、貸借対照表状況は総資産額 1,597 億円、総負債額 252 億円、基本金 1,556 億円、消費支出超過額 212 億円となった。

元年度と17年度を比較すると帰属収入が1.8倍、総資産が2.6倍、総負債が1.7倍、基本金が3.1倍となった。平成13年度から17年度の5年間を見ると消費収支に大きな変化はないが、総資産で213億円の増、負債は37億円の減となり、消費支出超過額が115億円増加しているものの、貸借対照表関係比率は全般的に好転しており財政の改善が進んでいる。これは平成元年度の帰属収支差額比率19.9%、13年度20.6%、17年度18.4%と帰属収支差額をほぼ一定に維持してきたことが大きな要因である。

今後は、この収支のバランスを維持しながら、消費支出超過額を解消し内部留保を高めしていく必要がある。

#### (外部資金等)

本学が高水準かつ特色のある教育・研究拠点となるために継続的に改革を行い発展するためには、学生生徒等納付金収入に大きく依存した大学運営から、これまで以上に競争的資金等の外部資金の導入を図る大学運営になっていかなければならない。このようなことから新たなプロジェクト研究を行うに当たっては、競争的資金を得ることを前提とし、そのための支援を行い研究の高度化を図ってきた。

本学は平成14年度に全学的な研究プロジェクトの企画推進など研究活動の高度かつ多様で個性的な展開を推進することを目的として「学術研究推進センター」を設置するとともに学長室内の「研究協力課」を同センターの事務支援部署として位置付けた。さらに平成15年度に「学術研究高度化推進事業研究組織の設置運営に関する規程」を制定して、学外研究費を導入した研究プロジェクトの企画や助成を展開した結果、9つの研究センターがハイテク・リサーチ・センター整備事業や学術フロンティア推進事業などの私立大学学術研究高度化推進事業に選定され、平成13年度から平成17年度の5年間に採択件数は10件、補助金総額として約6.7億円を獲得した。

また、ハイテク・リサーチ・センター整備事業の選定を受け設立されたバイオ・ナノエレクトロニクス研究センターのバイオ・ナノ融合研究プロジェクトが平成15年度に文部科学省の21世紀COEプログラムに採択され、平成15年度から平成17年度の3年間に総額約1.5億円の補助金を得ている。このような各研究センターの高度な個性的研究活動が評価され外部資金獲得に繋がり、さらにそれが研究活動を促進させて学術研究の高度化に繋がるという好循環が生まれている。

私立大学等経常費補助金は、平成13年度から毎年18億円以上の交付を受けている。本学の学術研究高度化に伴い、教育研究高度化推進特別補助金交付額は平成14年度以降毎年度増加してきている。その結果、平成17年度には経常費補助金全体の交付額が20億円を超えるに至った。私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助、私立大学等研究設備整備費等補助、私立学校施設高度化推進事業費補助は、平成13年度から平成17年度の5年間で10億円を超える交付を受けて施設設備の充実を行い教育研究の充実・発展に繋がっている。

科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金では、平成13年度から17年度の5年間に総額10億円を超える外部資金を獲得している。しかし、科学研究費補助金の採択率はこの5年間30%以下（申請件数に対する新規採択率は20%以下）に止まり、申請・採択件数に

は学部間で格差が生じている。また、受託研究、奨学寄附金の受け入れについても個々の研究者に依拠するところが大きい。

科学研究費補助金の獲得を促進するために、教員向け説明会の実施と応募の呼びかけ、採択者に対する学内研究費予算の目的間の組替えや年度繰越しを可能にしてインセンティブを与えるなどの方策を講じている。

今後、①さらなる独創的な研究の強化や学際研究の効率的な推進など「学術研究推進センター」の戦略的な事業展開により、各研究センターの研究活動の継続的發展を私立大学学術研究高度化推進事業等の採択件数拡大に繋げていくこと、②グローバル COE プログラムへの採択に向けてさらに研究の高度化を図ること、③各学部が策定している中期目標・中期計画の有効性を評価のうえ実施して、さらにそれを特色ある大学教育支援プログラムや現代的教育ニーズ取組支援プログラム等への採択につなげるなど、競争的資金の受入拡充とともに、本学の教育研究の社会的評価を高めていくことも目指す。

一方、本学と同規模の他大学と比較して、私立大学等経常費補助金の特別補助金交付額あるいは科学研究費補助金の申請・採択件数が少ないこと、また、受託研究、奨学寄附金の受け入れが個々の研究者に委ねられている現状を鑑み、従来の補助金申請の取り組みを見直して、④学内の組織的連携による外部資金獲得のための情報共有と啓蒙活動、⑤学内研究費と連動したさらなる教学予算の弾力的運用による申請強化等を図っていく。また、補助金以外の外部資金獲得策として⑥本学の教育研究活動への理解を得て、卒業生や企業等からの有機的継続的な寄付受入方策の実施（「東洋大学維持会（寄付募集团体）」の機能強化と会員拡大、寄附講座の立ち上げ、社会貢献活動等の PR 等）、⑦リスク管理体制の整備による保有金融資産の有効な資産運用、により外部資金等の学生生徒等納付金以外の収入を拡充していかなければならない。

#### （予算編成）

予算編成は、毎年、理事会において年度の重点的施策事項と財源予測およびその配分原則を盛り込んだ予算編成方針を策定する。この予算編成方針を各部署へ提示しそれに沿って要求が行われる。

予算要求は、経理部において、予算編成方針に沿っているか、必要かつ欠かすことのできない事業であるか、これまでの事業を効果や効率性などの視点で評価したうえでの要求内容か、要求内容に冗費はないかなどを判断基準として予算査定を行い、財源と照らし合わせて事務局予算原案を策定する。その後、事務局予算原案を基に常務理事会において予算原案を策定する。ここ数年は、業務の有効性・効率性を高めることや経費節減を図るために、特に新規事項は常務理事会で時間をかけて査定を行っている。常務理事会で検討した予算原案は、予算内示として要求部門に通知されその内容が業務運営に支障をきたすと判断された場合には予算に修正を加える。常務理事会で作成された予算案は、評議員会の意見を聞いて理事会の審議を経て予算が成立する。

教育研究に直接要する予算については、平成 13 年度から学生数と学生単価および教員数と教員単価を積算基準として財源を学部等に提示し、その範囲以内で予算（執行計画）を提出する方式としている。これは一定財源の範囲以内で各学部において弾力的に予算編



成を行い、教育研究活動の有効性を高めるための措置である。また、学部等において上記の財源枠を超えて行う重点施策事項については、学長が学部等の要求を受けその内容を評価の上、要求額を取りまとめて法人へ予算要求を行う方式を採っている。特に、教育研究高度化推進特別補助などの競争的資金を得て行う事業については、第三者による評価を経て決定されることも踏まえて重点的に予算配分を行い、この予算枠には一定の財源を確保するように予算編成を行っている。

### (予算の配分と執行)

平成 16 年度よりそれぞれの学部等において、「中期目標・中期計画」を立案し、相互評価や予算への反映を狙いとして、教員・職員が会する場で年に一度プレゼンテーションを実施している。第三者評価を受けることを前提に 5、6 年先の学部等の目標を設定し、発表を行うものである。

この中から具体的に予算化し、実現するものを学部独自で立案し、それに対して学長の裁量による特別予算を配分し、実行、評価を行っている。教学サイドとして、各学部が何を志向しているのか、現場の考え方を優先的に聴取するものであり、全学的な教育・研究の方向性の確認と全学的な目標、計画を提示するプロセスの一つとして考えている。

先にも触れたように、教育・研究の直接経費においては、平成 13 年度より学生単価による「学生経費」と教員単価による「教員経費」を設定し、それぞれの自由裁量が反映される執行計画を立案できる予算体系となっている。

それと同時に、予算の硬直化の回避や冗費の軽減を狙うとともに、より効率的な執行を目指し、教学予算制度の見直しを図っている。具体的には、平成 16 年度に予算執行計画を変更し、期中において目的予算間の流用を可能とした。このことは、学生数の確定後の計画変更や研究課題の変更による用途費目の変更をある一定の条件を付すことで可能とし、予算の効率的な執行を狙いとしたものである。ただし、計画段階での立案が杜撰にならないように予算執行管理を徹底させた。

平成 18 年度からは、教員経費に係る研究費について、予算の繰越制度を導入した。これは年度末の駆け込み執行を防ぐとともに、年度を越える予算の執行を可能とし、2 年間に渡る研究計画を組めるようにして、研究の効率と効果を高めるための方策である。

このように予算制度の弾力化を図ることにより、有効的で効率的な予算執行を目指しているが、今後は調達制度の見直しによる効率性の向上や、外部資金獲得者への内部研究資金の重点配分や予算の弾力的運用といったインセンティブを与えることにより、科学研究費補助金への全員応募を目指しさらに研究の実効性と質的向上を図る必要がある。

限られた財源の中で効率的な財源配分と執行を図るためには、点検・評価しながら業務を展開するための方策を構築する必要がある。その方策のひとつとして、予算執行計画と期中と期末における予算執行報告を義務付け、マネジメントサイクルを機能させる仕組みを立ち上げた。

事務部門においては、業務計画とその報告、業務課題とその実施状況の報告を実施することにより、PDCA サイクルが機能して業務改善へ繋がりがつつある。また、平成 18 年度から全ての部署の計画書、報告書をグループウェア上で全職員に閲覧可能とし、情報の共

有化を進め、部門間の業務の調整を促進して業務の効率性と効果をより高める仕組みをとっている。

しかし、学部が行う事業については、期中と期末に予算執行報告書を学部担当事務課を通じて学長へ提出をさせているが、教育研究活動の実施状況と関連付けての報告とはなっておらず、十分にマネジメントサイクルとしての機能を果たしているとは言えない。予算執行報告書がマネジメントサイクルとして機能するための運用仕組みを構築することが課題となっている。

また、限られた財源の効率的な配分及び執行を目指すためには、期中における業務の実施状況と経営状況を把握し、有効な経営情報を迅速に執行部に伝えられる制度の整備が必要となっていた。こうしたことから、平成 17 年度より常務理事会に、四半期毎に科目別と目的別に大学(各キャンパス)、附属高校単位で執行状況を収支状況も加味して報告している。さらに、9 月末に半期決算を行い、消費収支計算及び貸借対照表の状況についても報告している。これらでは前年度同期との比較も行い、その差異の要因も説明している。これにより、執行状況と経営状況を把握し、期中における財務に係る経営判断が可能になった。

#### (財務監査)

本学の監査は、私立学校法に基づく監事による監事監査、私立学校振興助成法に基づく監査法人による会計監査、本学内部監査規程に基づく内部監査の 3 つである。

監事監査(監事 3 名)は、理事会および評議員会に出席するとともに、各キャンパス視察などを通じて事業遂行状況の把握をして法人の業務を監査している。また、会計監査と同時期に公認会計士と意見交換を行いながら財産の状況を監査している。監事は本法人の業務と財産の状況について監査報告書を作成して、理事会および評議員会に提出するとともに両会に出席して報告している。

監査法人による監査は、年 2 回、4 月から 9 月末までを仮決算した時点と 3 月末までの決算時に、延べ日数 60 日、延べ監査人 200 名の規模で実施している。監査報告書とは別に、2 回の監査終了後に、監査法人から監査実施過程で発見した内部統制上の問題点などを「覚書」(マネジメント・レター)にまとめて報告してもらい、その内容を検証して業務改善につなげている。

内部監査は、「業務の適正化、効率化及び教職員の業務に関する意識の向上を図り、もつて法人の健全な発展と社会的信頼の保持に資することを目的」としており、平成 17 年 10 月に内部監査室を設置して、4 名の専任職員で平成 18 年度から監査を実施している。現在は、内部統制システムの整備運用に貢献することを目標にして上記「覚書」の報告事項内容を関係部署からヒアリングをして検証することにより、課題の抽出及び改善策の提案等を行っている。

今後は、監事、監査法人、内部監査室の連携をより密にしてそれぞれの監査の有効性を高める必要がある。

#### (私立大学財政の財務比率)

平成 13 年度に財政検討委員会から、平成 22 年度における本学財政の目標値として、流動比率を 200%、固定比率を 100%、固定長期適合率を 90%、帰属収支差額比率（大学部門）を 20%、人件費比率（大学部門）を 45%とすることが妥当であるとの答申がなされた。13 年度の状況は、流動比率 172.3%、固定比率 110%、固定長期適合率 94.1%、帰属収支差額比率 21%、人件費比率 43.1%であった。

平成 17 年度は、流動比率 208.1%、固定比率 101.9%、固定長期適合率 92.1%、帰属収支差額比率 18.6%、人件費比率 44.6%となっている。平成 17 年度時点では、消費収支関係比率は目標値をほぼ維持し、貸借対照表関係比率は目標達成に向けて漸次改善しつつある。

他私立大学との比較は、「今日の私学財政」の「理工他複数学部」の比率を参考値にしている。

消費収支計算関係比率を大学部門の比較で見ると、人件費比率は 42%前後で推移していたが、新学部設置による教員の前倒し採用により 17 年度は 44.6%にアップした。他大学の比率（以下「平均」という）に比べるとまだ低い値を示している。なお、この値は新学部の学年進行により学生数が増えれば漸次下がる。教育研究経費比率と管理経費はほぼ平均値で推移している。

学生生徒等納付金比率は 84%前後で推移し平均より高く、寄付金比率、補助金比率は平均より低い値を示している。収入は、学生生徒等納金の比重が大きいため、収入源を分散するために他の収入を大きくすることが課題である。

収支比率として、消費支出比率は平均を下回っていて財務の健全性を維持している。消費収支比率は施設投資による基本金組入額が影響して大小はあるものの低減傾向にある。各キャンパスの大規模な施設整備は終了したので今後は平均より低い値で推移する。

貸借対照表関係比率を見ると、設備投資が続いていたために消費収支差額比率は漸次低くなり平均より低く乖離が大きくなってきている。しかし、自己資金構成比率、固定比率、流動比率などは漸次改善しつつあり、17 年度の自己資本構成比率と固定比率は 16 年度平均に近い値となっている。設備投資は終了したので、今後は消費収支差額比率も上昇に転じその他の比率も引き続き改善に向かう。

本学の財務状況は、収支状況は安定的に推移しているが、収入で学生生徒等納付金比率の割合が高い。18 歳人口減少期にあっても学生を確実に確保することは前提であるが、受入数が減少することも視野に入れて学生生徒等納付金に大きく依存しない収入構造に変えていく必要がある。支出面では人件費比率、教育研究比率とも平均値をクリアできているので、基本的にはこの構造を変えることなく、教育研究の充実のためにはコスト削減や不要な事業の見直しなどを行い重点的な資金配分を行う必要がある。貸借対照表では、これまで永年に亘り施設投資を行ってきたために消費支出超過で内部留保が十分でないため、財政の安定を図るために当面は内部留保を高める必要がある。



## XIV 事務組織

---

### 1. 大学・学部事務組織

事務組織の目標は、教育・研究を中心とした大学の理念・目的を実現するための諸活動が高いレベルで行われることを支援することであり、またそれらの諸活動の質を永続的に維持していけるようなマネジメントシステムを構築することである。

諸活動のうち「教育」、「研究」活動については、これまで教学組織を中心に行われてきた。しかしながら、各教員の専門が細分化してきたことに伴い、教学組織だけで学部・学科の教育課程全体を管理・運営することは難しくなっており、事務組織の関わる度合いが少しずつ増してきている。また、教養教育と専門教育に二分されていた以前の教育の体系から、近年は、導入教育やキャリア教育といった分野も求められるようになってきているため、「教育」活動について、事務組織の関与する領域は増えている。

また、「教育」「研究」に続く、大学の第三の使命といわれている「社会貢献」活動などでは、事務組織の果たす役割が教学組織のそれに匹敵しており、経理や管財といった「経済・財政」活動においては、事務組織により専門性が求められる。これらの諸活動が、より高いレベルで展開されることを支援することが、事務組織の重要な目的となる。

加えて、諸活動の質が永続的に維持されるよう、質を担保するマネジメントの仕組みを構築することも、事務組織の重要な目標といえる。

マネジメントの仕組みの構築において事務組織が果たすべき役割として、理事長、理事会等による「ガバナンス」機能に対する側面からの支援のほか、「コンプライアンスマネジメント」態勢や、「リスクマネジメント」態勢など、内部統制機能の整備などがある。これらは、諸活動に対する支援と同様、事務組織の重要な目標である。

事務組織の全体的目標に対する、具体的な取り組みや、現状分析、改善方策について、以下に述べる。

#### (事務組織と教学組織との関係)

東洋大学には、現在9つの学部があり、教学組織として学長と9名の学部長を構成員とする学部長会議が設置されている。この学部長会議は学則改正や全学共通科目の設定等、学部全体にかかわる事項を検討するほか、各学部の連絡調整および緊急を要する事項について学長の諮問に答えることになっている。

また学部長を長とする各学部には学部教授会があり、さらにその下に学部の活動を具体化していくため入試委員会、カリキュラム検討委員会や自己点検・評価委員会といった各種委員会が設置されている。

いずれの教学組織もその構成員（教員）だけでは学部ないし東洋大学全体としての教学活動をスムーズに遂行することは不可能であり事務組織との連携が不可欠である。教学組

織と事務組織とは教学組織独自の役割、事務組織独自の役割、両者が協力して果たす役割を適宜組み合わせ、有機的に機能することになる。

前掲の学部長会議は毎月1回の開催を原則としているが、幹事を学長室（学長事務課）が務め、議案の整理を含め運営を管理・調整する。また学部長会議のメンバーである各学部長にも、各学部を担当する事務組織の長が同席し補佐する。この図式は学部レベルの会議でも同様である。

9学部を有する本学では、学長のもと大学全体に共通する施策を展開する場合、各学部とそれに対応する事務組織だけでは徹底が難しく、その場合、教育面については学長事務課（学長室）、研究面については研究協力課（学長室）が統括的に支援するほか、入学試験・学生募集については入試部が、学部共通教育や教育職員免許状等諸資格については教職・共通教育支援課（教務部）が、課外教育や学生生活支援については学生生活課（学生部）が、キャリア教育についてはキャリア形成支援センターが、生涯教育についてはエクステンション部が全体を統括することになる。

一方、学部単位の教育・研究面については、9つの学部（教員数557名）に個別に対応する教学事務組織（例えば文学部には文学部教務課、経済学部には経済学部教務課）があり、授業の実施、研究の遂行、会議の運営等についてきめの細かい支援をしている（白山以外のキャンパスでは他に入試、諸資格、学生生活支援、キャリア形成支援なども担当）。

また事務組織には総務部、管財部、経理部といった管理運営部門もあり、組織制度、施設設備、財政等さまざまな面において教学組織の活動を支援している。

教学組織を支援する事務組織は整備されており、教学組織との間の連携協力関係は良好といえるが、大学の第3の役割といわれている「社会貢献、地域連携」等の新しい活動が今後より活発になった場合、既存の事務組織、教学組織では対応が難しいと予想され、この場合は両者の中間的な性格を持つ第3の組織が求められる。

事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性について説明する場合、やはり事務組織の位置づけについて触れなければならない。学校法人東洋大学の組織図の中で事務組織をみると、大学に関する組織も附属高校に関するそれも含め、その全体が理事会（理事長）の下に置かれており、情報の伝達を含め主に法人的業務を行う総務部、管財部、経理部に代表される事務組織と法人との関係は良好といえる。

これに対し教学組織と事務組織の関係であるが、上記のように教学を担当する部門を含め事務組織全体が理事会（理事長）の下におかれているとはいえ、実質的には教学を担当する事務組織、例えば学長を支援する学長室、学部長を支援する各学部教務課などは学長や学部長と歩調を合わせ機能する。この際、教学組織は教育、研究を中心とした直接的な教学活動を主に担当し、事務組織は大学の5つの目標を念頭に置きながら学生の学習支援や、研究プロジェクトの推進、研究計画の管理運営、施設設備の整備といった間接的な教学活動を主に担当する。この点においては事務組織と教学組織は相対的独自性と有機的一体性を確保しているといえる。一方で教学的な業務を行っているキャリア形成支援センターや学生部、エクステンション部、附属図書館等と教学組織の関係においては、大学の5つの目標、学長の施策の反映が必ずしも充分でない点があるため、相対的独自性が強く有機的一体性にやや欠ける。

事務組織が理事会（理事長）のもとにおかれている本学の形態は、選挙で学長（学部長）が変わったとしても教学問題に対する事務組織の基本的な姿勢が安易に変わることもなく、また事務組織の人事に教学組織が立ち入ることがないといった点において相対的独自性の確保を含め一定の成果を挙げている。反面、部分的には教学組織（学長）の意図が教学担当の事務組織に浸透しづらい面（ないしはその逆）もあり、有機的一体性の面で多少の問題点を残している。

教学組織と相対的な独自性と有機的な一体性をもった、より良い事務組織のあり方として、理事会（理事長）の下に置かれるべき事務組織と教学組織（学長）の下に置かれる事務組織との区分なども検討に値するが、どちらの元に置くべきかという単純な問題ではなく、教学組織との情報伝達システムを含め事務組織全体の機能アップを視野に入れ検討しなければいけない。また前述の「社会貢献・地域連携」等の現代的課題への対応や、全学的なキャリア教育の展開のためには教学組織・事務組織といった画一的な組織区分でなく、両者を融合したような第3の組織の設置も視野に入れた検討が必要であり、課題となっている。

#### （事務組織の役割）

学長を長とする教学組織は、学長と学部長を構成員とする学部長会議があり、その下に学部教授会が連なり、学部全体に関連する案件については学部長会議で、各学部単独の案件については学部教授会で意思決定する。この関係は事務組織においても同様で、学部長会議で扱う案件には学長室が、学部教授会やその下の各種委員会で扱うものには各学部教務課が対応することになる。

教学とりわけ教育・研究に関する企画・立案・補佐機能についていうと、例えば初等中等教育の教育課程を踏まえ学士課程教育を見直したり、全学部横断的な教育課程（たとえば全学共通科目）の編成方針を作成したりするのは、学長の指示を受けた学長室（学長事務課）の仕事である。これらが学部長会議にかけられ、編成方針を受けた各学部においては具体的な教育課程を作成し、時間割を編成するために各学部教務課と連携を図っている。各学部教務課ではそれ全体を通じて学部を補佐しつつ、原案を作成し最終的には学部教授会で決定することになる。「事務組織と教学組織との関係」の項で記したが、同様に入学試験・学生募集については入試部が、キャリア教育についてはキャリア形成支援センターが全学部共通事項について提案し、学部レベルで具体的な入試方法や試験科目を決定したり、就職支援のための講座を開講したりする際には各学部教務課が学部と連携を図りつつ企画・立案することになる。

このように教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制は整備されているといえるが、以下の点においては不十分である。

本学では平成16年度まで文、経済、経営、法、社会の5学部（以下、文系5学部）の第1部の1・2年生は埼玉県朝霞キャンパスで、同3・4年生は東京都の白山キャンパスでそれぞれ学んできたが、平成17年度から白山キャンパスで1～4年生が学ぶ一貫教育を行うことになった。白山キャンパスの再開発が完成し教学のための施設・設備面の環境が整い、また1～4年まで同一キャンパスで学ぶ一貫教育により、新入生は入学時から卒業時を

意識して学生生活を送りやすくなり、また事務組織においては事務の効率化で人員の再配置が可能になった。

これらの環境を積極的に活用し、かつ総合大学の利点を生かして、より効果的な教学企画を立案し、「冬の時代」といわれる大学を取り巻く厳しい環境の中で本学が生き残っていくためには、より専門性をもった教育企画の組織が必要である。そのためには新たに組織を作る考案もあるが、その機能の一部を担っている学長室の体制を一層充実させる方策が現実的である。このことも含め、全学的な見地から機能的な事務組織のあり方やそれに相応する適正な人員配置を行う必要がある。これについては後で触れる。

次に予算についての事務組織の役割について触れる。学校法人の年度予算を決定するのは理事会であるが、通常7月に始まり翌年3月の理事会で正式に決定する次年度予算編成過程の全体を管理運営するのは経理部である。

経理部では、毎年7月に次年度の予算編成基本方針の原案を作成する。財源配分の選択と集中を旨とした予算編成基本方針の中では、まず予算編成の経年の流れと本学が置かれている状況や解決すべき課題について分析し、予算編成上の基本的枠組みや重点項目・留意事項に触れ、合わせて次年度の収入予測を提示する。

予算編成基本方針が9月に理事会で正式に決定すると、経理部から各事務部門に周知され、同時に予算要求書の提出が依頼される。

このうち学部、研究科、研究所等（以下「学部等」という）の教学予算については、経理部から依頼を受けた学長室が、各学部等の予算についてさらに学部等担当事務部門に再依頼する。学部等の要求は、依頼の逆のルートで学部等担当教務課から学長室、学長室から経理部へと集約される。この際、学部等担当教務課で予算要求書を取りまとめるが、計画そのものは学部等に委ねられるので、事務組織の関与できる割合は高くない。

一方事務部門の予算については、同じく経理部長名で各事務部長へ予算要求依頼がされ、各部門で作成された予算要求書が経理部に集約される。事務部門の予算の要求は事務組織が行い、教学組織の意見・要望を参考にするが、独立性を保っている。

経理部に集約された教学予算、事務予算の要求は、新規重点施策項目、事業計画項目を中心に、理事会で決定した予算編成方針に準じているか確認した上で、経理部で具体的な額が査定され、最終的には3月中旬に評議員会の意見を聞き、理事会で決定される。

以上を踏まえると、学内の予算(案)編成・折衝過程全般における事務組織の役割とその適切性については良好と言えるが、教学予算の、とりわけ教育や研究の質を維持・改善していくための組織的な取り組み（授業評価、FD、カリキュラムの見直し等）に関する予算については、事務組織のより積極的な関与が必要である。逆に事務部門の予算においても、学長や教学組織側の意向（例えば「東洋大学の5つの目標」の実行）をもっと反映すべき場合でも、事務組織としてその意向を汲み取る仕組みが不十分である。今後はそれらを可能とするための予算編成システム等を検討する。

理事会をトップとした学校法人組織における意思決定においても、学長を長とする大学組織の意思決定システムにおいても、原案を作成したり、データを整理し決定に際し判断



材料となる情報を作成したりするのは主に事務組織の役割である。大学の教学に関わる客観的な数値や、大学運営に関する情報・データなどは、経常的にその業務に当たっている事務組織に必然的に集まり、その分析も教育・研究そのものを目的とする教学組織に比べ客観的、かつ的確に集約することが可能である。本学の事務組織では関係省庁や加盟している私立大学連盟等から積極的に情報を収集し、また他大学とのネットワークを活用し事例等を取り寄せ、分析することで、事務組織のニュートラルな視点から最適な判断を探し、それを法人組織、教学組織の意思決定の場に提示することになる。具体的には大学経営、中長期財政計画などについては経理部が、組織、人事・給与戦略などについては総務部が、大学全体の教学的施策については学長室が、それぞれその役割を果たし、将来構想、学部等の改組については複数の関係部署が関与する。

また学内の組織的決定事項の伝達においても、事務組織の果たす役割は大きい。法人（理事会、常務理事会等）で決定したことは教学組織に対しては学部長会議、学部教授会を通じて各教員に伝えられ、教学組織の決定事項はその逆のルートで法人に伝えられる。法人と事務組織においては、法人の決定事項は事務局部長会を通じ、各事務組織に伝えられる。いずれの場合も末端まで届くようにするため、事務組織の補足が不可欠である。

会議体を通じず、媒体を通じて決定事項を伝える場合について触れると、理事会・常務理事会の議案については秘書室でその審議結果をまとめ、web上で関係者が閲覧できるようにしており、同様に学部長会議については学長室で議事録（要録）を作成し、教職員全員が閲覧可能としている。また法人決定事項のうち特に重要なもの（理事会内委員会の答申など）については冊子上にまとめられ、教学組織、事務組織を通じ全学的に配布している。この他、教職員・学生に配布する「東洋大学報」には決定した予算、決算などが、教職員に配布される「アーカイブス（公報）」には予算、決算以外に諸規程の改廃、人事の発令・委嘱なども載せられるが、これらは広報課で作成・配布している。予算、決算、事業計画、事業報告などは学内に限らず、ホームページ上で広く公開している。

事務組織ということではないが、情報伝達システムの公的なツールとして、本学ではグループウェア「サイボウズガルーン」を全学的に取り入れている。平成14年4月にユーザーを事務職員と常勤理事、教員部長に限定して第1次導入し（当時はサイボウズオフィス）、人事、給与、福利厚生、管財等を中心とした決定事項、事務連絡の伝達に画期的な成果を挙げた。その実績を踏まえ平成18年5月からは法人・大学だけでなく附属高校を含めた全教職員をユーザーとする完全導入を実現した。このサイボウズガルーンは行事案内、会議通知、スケジュール管理などにも日常的に利用されており、情報の共有化、迅速な意思決定に効果を発揮しているが、運用法は必ずしも確定しておらず、今後学内に周知の徹底を図る必要がある。

教学の企画立案や、予算編成過程、意思決定・伝達システムといった大学全体の事項にかかわる事務組織の役割についてここまで触れたが、続いてより専門性の高い個別の業務について触れる。

まず入試であるが、入試に関わる業務は「志願者の募集」「入試方法の決定」「入試の実施」「合格者の決定」「分析」と大きく5つに分けて考えることができる。入試業務に対応

する事務組織としては、原則として全学部に関係するものについては入試部が、各学部に関係するものについては学部等担当教務課がこれにあたる。

募集活動では、教職員が年間を通じて高等学校や合同進学相談会での入試説明会に出向くほか、オープンキャンパス、“学び” LIVE で模擬授業を実施し、パンフレット・ホームページ・新聞等各種媒体を利用した広報活動を展開する。また本学には「アドミッションカウンセラー」の制度があり、入試部以外の事務組織からアドミッションカウンセラーを任命(平成 18 年度 37 名)し、入試部による一定の講習を受けた後、入試部職員同様、高等学校を訪問するほか合同進学相談会等にも出席している。また白山キャンパス以外の事務部教学課には当該学部の入試担当職員が複数名おり、入試部と連携をとりながら学部独自の募集活動を進めている。本学への志願者数は例年 5 万人を超えており、これは全国で上位 10 校以内に位置する。

入試方法については、学部教授会において学部の案が決定するが、この際に各学部担当事務部門は過去の入試データや外部のシンクタンクの情報をもとに、入試種別ごとの適正な定員・入試科目・入試日、推薦入試の志願基準となる評定平均などの原案を用意する。学部教授会で決定した案が、学長を委員長とする「入学試験委員会」において集約され、最終的に当年度の入試が決定する。同委員会では全学的な見地で判断するため、学部教授会の案が覆る場合もある。委員会では入試方法以外にも入試実施体制や学生募集の年度計画等についても審議を行う。この入学試験委員会を実質的に運営しているのも入試部である。

入試実施に際しては、学長を長とする入試実施本部体制を設置し、教職員全員が関わる。教員は主に入試問題作成および入試監督を担当し、職員は入試監督の他、実施本部の運営を担当する。

入試終了後、各学部は合格ライン(合格最低点)の学部案を策定するが、その際に過年度の手続き率等、判断材料となるデータを作成するのは学部担当事務組織になる。各学部は学部案をもって法人との調整を行う。この調整会議には法人側から常務理事とそれを補佐する経理部、教学側から学部長・学科主任と学部担当事務部門のほか、学長と教務部長、ニュートラルな立場で入試部が出席する。学部の策定案が法人調整会議前日に配布され、事前に検討した経理部、入試部から会議席上見解が示され、それらを踏まえて協議し最終的な策定案が決定される。その後、案は教授会に持ち帰られ、最終的な承認を得る。

全学部の入試が終了すると、入試部を中心に入試全般を再分析する。分析にあたっては予備校のシンクタンク等外部機関を積極的に活用し、その結果と対応策等を次年度の入試方法や募集活動にフィードバックさせる。このように準備から実施・分析まで事務組織が深く関わることになる。

志願者と入学者の収入を平成 17 年度決算で見ると、大学部門の帰属収入のうち学納金収入の占める割合は同規模の大学よりも高く 82.3%となっている。学納金収入に入学検定料収入を加えると、その割合はさらに上がり 88.4%になる。寄付金収入、資産運用収入等の比率が低いという収入構造の改善は別途対策を講ずるとしても、この高い比率が意味することを分析し、その情報を法人、教学の区分なく広く理解してもらうことが重要であり、この点における事務組織の果たすべき役割は大きい。これについては日本私立学校振興共済事業団の学校法人活性化・再生研究会から「私立学校の経営革新と経営困難・破綻への

対応—中間まとめ—」が出されたことを受け、平成18年8月に教学組織、事務組織の管理職を集め、同問題に対するシンポジウムを開催するなど取り組んでいる。

また志願者減、入学者減のリスクだけでなく、「出題ミス」「合格判定ミス」など入試に伴うトラブルが大学の信用を大きく失墜させる可能性が高いというリスクマネジメントの視点の啓蒙を全学的に一層進めていくことが必要であり、この点についても事務組織の役割は大きい。

次に就職について触れる。本学では就職を従来の就職支援に限定せず、広い意味でのキャリア形成支援と位置づけている。業務は副学長を長とする「東洋大学キャリア形成支援委員会」のもとに統括されるが、実質的に運営しているのはキャリア形成支援センター（キャリア形成支援課）である。同センターは、従来就職部であったものを平成16年7月にその機能をより発展させる形で改組し、現在の体制（17名）になっている。強化は人数だけでなく、従来学生相談業務は企業からの転職者等に限定していたが、スタッフすべてが学生の相談を受ける体制を整備するなど質の面でも強化を進めた。

キャリア形成支援センターは、キャリア教育について全学的に企画、立案を行う傍ら、主に白山キャンパスの学生のキャリア形成支援を担当している。白山以外のキャンパスでは、学部担当教務課にキャリア形成支援担当の職員が複数おり、キャリア形成支援センターの助言を受けながら、学部の特性にあった支援を行っている。

キャリア形成支援センターでは、業務に「キャリア形成支援」「就職活動支援」「企業開拓」の3つの柱を設け、平成17年度からの4カ年計画を設定した。平成18年度はその2年目に当たる。就職部当時と最も異なるのは、それまで3～4年生の就職活動の支援を業務の中心としていたものを、入学してすぐの1年生からキャリアデザインを意識させるキャリア教育に主眼を移した点にある。前記の4カ年計画では、キャリアデザインテストやそのフォロー講座の受講、キャリアデザインノートの活用など、キャリアデザインを1年生から意識させ、インターンシップを推奨することで、職業意識をより高めることを主眼としている。

今後の課題としては、キャリア教育と学部教育の関係の整理がある。全入時代を迎え大学がユニバーサル化する中で学力低下が懸念されており、また就職活動の時期も早まっていることで、4年間の学士課程教育の実施が困難な状況にある。このため、今後も学生の質を維持していくためには、キャリア教育の重要性は大きくなっている。今後は学士課程教育とキャリア教育とが相互に補完、融合し大学教育を形成していくことが期待される。そのためにはキャリア形成支援のための催しが学部の授業と重複せず効果的に実施できるよう、時間割編成を含め今以上にキャリア形成支援センターと学部との調整を進めていかなければならない。

さらにキャリア教育のすべてをキャリア形成支援センターが担当できるわけではなく、学生が海外留学でキャリアアップを図るのであれば国際交流センター事務室と、各種資格の取得であればエクステンション課と、ボランティアであれば学生生活課と有機的に協力していくことになる。キャリア形成支援センターがキャリア教育機能を一層発展させた場合は、純粋な事務組織ではなく、教員も含めた教学組織と事務組織の中間的な性格を持った組織も視野に入れながら検討してみる必要がある。

次に国際交流について触れる。本学では、留学生や研究員の派遣・受入、海外語学研修の実施、日本語・日本文化講座の開講といった国際交流に関する事業について「東洋大学国際交流センター」で行っており、現在の国際交流センター長は副学長がつとめている。

国際交流センターで対応する事業は全学部に通ずるものに限定されるが、事業を実質的に担っているのは国際交流センター事務室である。国際交流センター事務室には、室長のほか、語学に秀でた人材を含め6名の職員が配置され、来日中の交換研究員や交換留学生、留学を志す学生の助言・指導などを行っている。国策として留学生10万人計画が推進されたことを受け、本学の留学生数は平成11年度の332名から平成18年度の542名に増加した。一方で海外の協定大学が同11年度16校から20校へ増えているにもかかわらず、交換研究員は同11年度の4名（派遣3、受入1）が17年度も4名（派遣2、受入2）と変わっておらず、交換留学生も同11年度の30名（派遣16、受入14）が17年度は36名（派遣20、受入16）と微増にとどまっている。これらは国際交流センターとしての活動が活発に行われていなかったためであり、人事面、組織面、分掌面も含めて国際交流センターのあり方を検討していく必要がある。

国際交流センターの事業とは別に各学部、研究所、研究室でも、独自に海外研究機関との共同シンポジウムを開催し、研究員の派遣・受入などを行っている。また学部の特性に合わせ個別に海外の大学との提携を行ない学生の語学研修を行ったり、TOEFL（TOEIC）やネイティブスピーカーを活用した外国語教育を実施したりして、相当の成果をあげている学部もある。

ここまで触れてきた事務組織の役割は、内容の充実・発展はあっても、事務組織が従来担ってきた機能であるが、これらとは別に最近とみに求められるようになってきたものが、大学運営を経営面から支えうるような事務組織機能である。

部門を問わず、本学のすべての事務組織には企画機能があるが、経営面から大学運営を支える機能となると、法人関係においては、総務部、経理部、管財部、教学関係においては学長室などが上げられる。

大学の支出のうちもっとも大きなウェートを占めるのは、いうまでもなく人件費支出である。本学の総務部は学校法人（大学）の組織、人事、給与、研修といった面から、人件費の最善のあり方を検討し、よって大学運営を経営面から支えようとしている。この点については、次項で詳しく触れる。

既に記述した予算編成過程の運営業務のほか、経理部では財務状況を分析し、資産運用や寄付金事業の改善、補助金の獲得、事業会社設立を含めた収益事業の展開など、収支の改善に向け様々な施策を提言している。

管財部は大学設置基準を満たした施設・設備を維持するのは当然としても、企業に比べ固定資産比率が極めて高い大学の財務体質を緩和するために、施設の維持コストの削減、教室等施設の貸出、土地等の借用等による、より効率的なファシリティマネジメントのあり方を提案する。また近年、企業だけでなく大学の社会的責任が問われるようになったことを受け、耐震やアスベスト、エレベータ等の問題で大学の信用を失い経営を揺るがせることのないよう、社会の一員としての大学の立場を踏まえた施設の管理・運営を行っている。

一方教学面については学長室が学長の意向を受け、大型補助金の獲得・知的財産の創出など、大学の生き残りに影響するような教学に関する事業計画について、企画立案・調整を含め運営を支えている。

しかしながら、昨今の大学を取り巻く環境は厳しく、対峙を迫られる課題は複雑で、一部局において解決できないものであることが多い。その場合、本学では時限的に新たな事務組織を設置したり、ワーキンググループを作ったりして対応している。前者の例では、新学部等の設置準備室などがこれに当たり、後者の例としては平成17年4月から始まった白山一貫教育の準備のための「一貫教育業務推進プロジェクトチーム」や、個人情報保護法施行に対応するために設けた「個人情報保護法推進プロジェクトチーム」などがこれに当たる。

本学で最も新しい学部であるライフデザイン学部（平成17年4月開設）のための設置準備室などは両者の中間的な体制で、平成16年1月に朝霞キャンパス新学部設置準備室が設置されたときには、室員は全て学長室、教務部、総務部、経理部、管財部といった他の部署との兼務発令を受けていて、組織としてはいわばバーチャルであったが、設置準備作業が本格化した同年4月以降は、新学部・新学科等設置準備室という正式な組織として組み入れた（目的達成後、平成18年3月末で廃止）。

これまでの時限的組織においては、相応に機能し一定の成果を上げているが、組織されるまでにやや時間がかかり過ぎているため、設置後は待ったなしの業務を強いられ、時間の制約により断念した計画も少なくない。これは法人、教学にかかわらず恒常的に企画を統括する事務部門が本学にないことによる。このため常日頃から解決すべき課題を把握し、中長期の計画（企画）を立案し、集中して管理運営にあたるような組織を立ち上げることを検討してみるのが課題である。

#### （事務組織の機能強化のための取り組み）

本学も含め大学を取り巻く環境は今後一層厳しくなることが予想され、それを克服し生き抜くために事務組織の果たす役割は増えることはあっても、減ることはない。そのために前項で触れた大学運営を経営面から支えうるような機能を含め、事務組織の機能強化と業務の効率化が必要になる。

その方策は大きく4つに分類される。1つ目は組織整備であり、2つ目は業務の遂行システムの改善、3つ目は人事施策、4つ目は研修による人材育成である。

組織については平成11年4月からの7年間、本学の事務組織は毎年新設、合併、分離、改編、廃止といった整備を行ってきた。改編には、①もともとある部署で対応していた業務の量が増えたため、それに特化して新たに組織を独立させたもの、②業務を効率よく、広い視野で行うために複数の組織を1つにまとめたもの（一部廃止を含む）、③新学部の設置、情報システムの見直し等、時限的な業務に対応するために組織を設置したもの（通常、目的達成後に廃止）、④大学には従来なかった業務が新たに発生したため、専用の組織を新たに経常的に設置したもの、⑤学生を中心としたステークホルダーの要請により忠実に対応するため組織を改編したもの、などのパターンがある。いずれも高度化する事務業務に対応出来るよう事務組織の専門性を高めることを目的とした組織改編である。ただし、

組織についてはその改編の成果が出るまでには時間がかかり、それを正確に見極めないといわずらに組織をいじり回すことになりかねないので、事前の検討に当たっては、何を目的として組織を改編するのかを明確にし、改編後はその効果を継続的に捕捉し、PDCAを機能させる必要がある。現在、事務組織の各部門の十分な業務分析を行ない適正な人員数を策定し、より効率的・有機的な事務組織のあり方を検討するため、総務部のみならず学内的に広く人材を募って組織されたワーキンググループを結成する意向があるが、未だ着手していない。

2つ目は業務の遂行システムの改善である。既に触れたように、大学における消費支出の46.9%を人件費が占めており、学納金の伸びが期待できない中では、人件費の総額を増やすことは難しい。一方で事務組織に求められる機能は増大、高度化の一途を辿っており、学内外を問わず事務機能を強化するための人的措置は不可欠である。本学でも以前から施設の保守業務、コンピュータシステムの管理業務などは外部業者に委託したり、派遣社員で対応するなど経費抑制に努めているが、今後は一層の推進が求められる。その場合、学校法人出資の事業会社を設立し、それとの協力で経費を抑え、余力を新たな人的投資に向けるという強化方法が考えられる。この点については、理事会内委員会である財政検討委員会が、理事長の諮問に対する答申にすでに盛り込んでいる。

この業務の遂行システムの改善に対応し、3つ目の人事施策が必要になる。大学が学生や保護者、卒業生、社会一般といったステークホルダーから求められるサービスが変わっていくのに伴い、大学職員に求められる能力、雇用形態等も当然変わってくる。本学では知的財産の活用促進のために特許等に造詣の深い人材、国際交流の推進のために語学能力の高い人材等、必要に応じ多彩な人材を採用しているが、今後さらに専門性に優れた人材確保のためには、雇用形態の多様化を図る必要があると検討中である。また個人の持っている能力を最大限に発揮させるための適切な人事配置が求められるが、適正を見極めるための定期的な人事異動を心がけたり、1年に1度人事配置に対する希望を含め自己申告書を提出させたりと配慮している。

最後に研修による人材育成である。本学の研修は大きくOJT (on-the-job training) とOff-JT (off-the-job training) に分けられる。またOff-JTについても、職員の研修を総合的に管理する人事課が企画するものと、各事務部門の適切性で受講するものとに分けられる。人事課が企画する研修は、年齢、勤続年数、職位等に応じた研修や、個人情報保護法の施行や私立学校法改正などトピックス的な懸案事項に対する研修など、どちらかというとなら全事務部門に共通して関わる内容の研修であり、これについては体系化されている。一方、各部門に所属する職員が専門性を高めるために受けるべき研修は、各部門の所属長に任されているため、各部門と人事課とで連携をとりながら事務組織全体としてある程度整理、体系化していく必要がある。今後は事務組織にも一層専門性が求められるのは明らかであり、いわゆるアドミニストレータの養成が急務であるが、BA (ビジネス・アドミニストレータ) の養成については、外部機関による研修・講演会への参加など比較的育成の機会が多いが、AA (アカデミック・アドミニストレータ) については、大学により抱えている学士教育課程が異なるため共通性が乏しいため、本学の内部努力によるところが多く、十分な配慮が困難な状況となっていることが課題である。

### （事務組織と学校法人理事会との関係）

「事務組織と教学組織との関係」の項でも触れたが、本学の事務組織は組織図上すべて理事会（理事長）の下に置かれているが、理事会に従属するというわけではない。理事会で審議される案件は、すべて常務理事会で協議された上で理事会に諮られることになり、常務理事会の議案は、それ以前の役員の打ち合わせで率直な意見交換をした上で、常務理事会にあげられることになるが、主要な事務組織（総務部、管財部、経理部、学長室、教務部）の事務部長は、この両方に出席し、事務組織の視点から意見を述べるだけでなく、議案の作成そのものに関わっていることが多い。理事会の審議過程においても、議案によって担当常務理事・学長に代わって説明することが多く、判断材料となる資料を作成するのも事務組織である。また理事会内には理事長の諮問に対し検討し答申するための「組織・制度検討委員会」「教学検討委員会」「財政検討委員会」の3つの委員会があるが、委員会が検討するための材料はすべて事務組織で用意している。これらのことを全体的に判断すると、事務組織と学校法人理事会は一体となった運営がなされている。

理事会が正常に機能するために、事務組織が果たしている役割は大きい。一方で、寄附行為上は「東洋大学の専任教職員から5名以上7名以内」の理事を選出するとありながら、実際には、これまで職員理事が1名も選出されていないというアンバランスがあった。以前は「事務局長が理事になる」と寄附行為に定められていたが、事務局長そのものがずっと置かれていなかったため、現状に合わせ条文が削除されたという経緯もある。

職員から理事を出していない学校法人は少ないこと、学校法人の運営・経営において事務職員の果たす役割は大きいことなどから、職員からの理事選出が強く求められるところであったが、任期満了による役員の交代に伴い、平成18年12月、初めて現役職員から理事が1名選出された。

## 2. 大学院の事務組織

専門職大学院である法科大学院を除くと、現在本学には9つの大学院研究科がある。9研究科のうち6研究科（文学研究科、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、社会学研究科、福祉社会デザイン研究科）は白山キャンパスを中心に科目を開講し、一部を朝霞キャンパスや大手町サテライトでも開講しているが、6研究科に対応する事務組織として大学院教務課（教務部）がある（朝霞開講分については朝霞事務課が対応）。このほか川越キャンパスで開講している工学研究科については、工学部とともに川越事務部教学課が、板倉キャンパスで開講している国際地域学研究科、生命科学研究科については、国際地域学部、生命科学部とともに板倉事務部教学課がそれぞれ対応している。これらの事務組織のうち、白山キャンパスの大学院教務課以外の事務組織は事務の効率化、学部教育との連携といった観点から、大学院専門ではなく学部についても対応する組織である。なお、法科大学院も白山キャンパスで開講しているので大学院教務課が所管している（後掲）。

上記の事務組織は、大学院生の対応、教員の対応を中心に、それに伴う予算の執行管理も行っている。大学院の予算は、後述する研究プロジェクトの予算を除けば、原則として学生数に基づいて決定してしまうので、事務組織が予算執行計画に関わることはあっても、予算要求や折衝過程で大きな役割を果たすことはない。予算決定までの編成過程における事務組織の役割については、学部の場合と同様である。

予算には個々の教員、各研究科単位で執行されるもののほか、全研究科共通で執行されるものもあるので、事務組織としては予算のうち全体計画のための金額を先に除いたあと、各研究科に予算額を示し、研究科はその予算額の範囲で年度計画を立てることになる。

研究プロジェクトの予算については、研究母体となる研究科・専攻の教員が執行計画を立て、事務組織でこれを精査した上で予算要求する。精査に当たっては、文部科学省の高度化推進事業等に採択されることを視野に入れ計画を吟味する。

大学院の充実と将来発展についてであるが、本学の大学院は、10年前に6研究科19専攻、入学定員230名（収容定員506名）であったものが、現在は法科大学院を除いて9研究科26専攻、入学定員462名（収容定員923名）と充実してきている（ほかに平成19年4月に新たに独立大学院として「学際・融合科学研究科」を設置するために設置届出済み）。

今後大学院をどう発展させていくかは、東洋大学全体として非常に重要な課題である。上記の9研究科のうち最も新しく設置された福祉社会デザイン研究科は特定の学部を基礎としない独立大学院である。福祉社会デザイン研究科や、平成19年度設置予定の学際・融合科学研究科のように、今後は特定の基礎となる学部を持たない独立大学院が増えると考えられ、その場合大学院と学部の関係をどう整理していくかも大きな課題である。

大学院を今後どのように充実させるべきかを全学的に考える機会として、学長主催で平成17年度から「大学院中期目標・中期計画」と題したプレゼンテーションを実施し、各研究科の将来展望を各研究科委員長が発表し、これを大学院や学部教員だけでなく法人役員、職員も聴講している。プレゼンテーションは、研究科間の競争原理を機能させるために非常に効果的な取り組みであるが、各研究科の将来展望については、大学院教務課を除き、各研究科を担当する各事務組織が深く関わっている度合いは学部比べてやや浅いといえる。

また学部では、全学部に通ずる教育課程の検討など全学的な教育課題については、対応する事務組織として学長事務課（学長室）があるが、大学院には共通教育科目がそもそも置かれていない。また「魅力ある大学院教育」イニシアティブの申請といった問題について計画を推進する場合でも、それを先導する役割を果たす事務組織が明確でない。というのも、学部同様その役割を学長室が果たす方法もあるが、現実には学長と各研究科委員長で構成する大学院委員長会議（学部における学部長会議（学長と各学部長で構成）的な存在）の幹事を分掌している関係から、大学院教務課がその役割を同時に果たしている。

しかし大学院教務課は6研究科を直接担当しているので、現場の組織でありながら、各研究科担当事務組織を統括する立場でもあるという、二面性を持つことになる。大学院教務課を一層充実させるか、大学院の統括事務組織の機能を学長事務課に付け替えるか、どちらが適切かは今後検討していくことになるが、大学院の教育の充実と将来発展に関わる事務組織としての企画・立案機能を強化するためには、若干の人的な強化が必要であろう。



これについては学部を支える事務組織の場合同様、管理部門も含め組織全体として検討しなければならない。

教育関係に比べると、大学院の研究についての事務組織の関わり方はすっきりしている。教員個々のレベルの研究については研究科担当の事務組織で対応するが、専攻ないし研究科全体、さらに研究科間で取り組む研究プロジェクトについては、研究科担当事務課ではなく研究協力課（学長室）が対応する。本学の大型研究プロジェクトは、幾つかの例外を除くとほとんど大学院の研究科を母体として実施されている。現在、本学には文部科学省の高度化推進事業（オープンリサーチセンター、ハイテクリサーチセンターなど）に採択されたものが11件あり、このうち大学院を研究母体とするものが9件である。これらのプロジェクトの統括は学術研究推進センターであるが、これを実質的に支えている事務組織は研究協力課（学長室）になる。研究協力課では、その他に研究により発生した特許等知的財産の管理・活用も行っている。

既に触れたように、今後大学院を大学全体の中でどう位置づけるのかは、本学にとって重要な問題である。本学の既存の研究科・専攻の中には、高度職業人の養成を目的に掲げるものもあり既に多くの社会人を受け入れているが、それでも学部の入学定員が5,720名（収容定員21,919名）であるのに対し、大学院の入学定員は462名（収容定員923名）と少ない。しかし、学ぶ意欲のある中高年層は多く、さらに今後いわゆる「団塊の世代」が続々と退職を迎え自由な時間を得た時に、一定割合の人が大学院進学を考えることは明らかである。現役社会人、団塊世代の退職者を含む未就業の中高齢者を合わせたこれらの層は、今後大学院にとって22歳人口（学部卒業者）と同等以上に有力なターゲットとなり、その獲得のための戦略を検討する必要がある。

また社会人を受け入れる場合、その修学条件に配慮し、正規の修了年数以上の長期履修制度を適用した学費を設定することが望ましい。しかし、これらについての対策は決して十分ではなく、教学組織、事務組織とも検討する体制が整備されていない。これは、研究については大学院中心であっても、教育について大学として中心はあくまで学部であるという認識で大学が運営されてきたことの影響が大きい。また、9研究科とも学部担当教員が大学院も担当するというで運営されているので、大学院の運営は収支バランス的にプラスはあってもマイナスはないという仕組みになっているため、経営を本格的に検討する必要が低かったことにもよる。

今後は、理事会内設置委員会である教学検討委員会の大学院改革に係わる答申（平成17年7月19日）を踏まえ、大学院教育をどう展開していくのか定員数、学費、入学者層の問題を含め、事務組織として総合的に検討していく体制整備が必要である。

### 3. 専門職大学院の事務組織

本学の専門職大学院は法科大学院だけである。法科大学院の入学定員は50名と少ないので、それ専門の事務組織は設けず、大学院教務課（教務部）の中に法科大学院担当の者を

決めて対応しているが、法科大学院が他の大学院と別な場所（白山第2キャンパス）で開講されており、法科大学院担当の職員も同署に配置されているので、実質的には別組織として密着した機動性を有している。

法科大学院の充実に関わる事務組織としての企画・立案機能については、主に主任会において発揮させる。主任会には法科大学院院長、専攻主任、実務教育主任の3名の教員のほか、大学院教務課から職員が4名参加し、さまざまな問題について計画を立てていく。

この際に、教育に直接関わる部分についてはもちろん教員が企画・立案するが、学生支援など間接的に教育に関わる部分については、事務組織も積極的に関与し、原案を作成している。事務組織が積極的に関わる具体例としては、法科大学院が置かれている白山第2キャンパスのアメニティに関する事項や、法科大学院懇話会の開催など、学生支援に伴う企画・立案のほか、入試説明会の実施や募集広報の展開、入学試験の実施方法など学生募集・入試実施についての企画・立案などがある。

主任会でまとまった案は、その後、教授会や教務委員会、学生生活委員会に諮られ、承認を得る必要があるが、基本的には主任会の案が尊重される。その点においては、ある程度の企画・立案能力を発揮しているといえる。

これに対し、法科大学院の将来発展に関わる事務組織としての企画・立案機能は活発に発揮されていない。これは、他の大学院と異なり法科大学院が独自に抱える制約による。

既存の9研究科が、学部を担当する教員が同時に大学院も担当するという教員構成であるのに対し、法科大学院の専任教員は原則、法科大学院の科目だけを担当する。そのため、法科大学院教員の人件費は、他の研究科に比べ高くなる。また、入学定員も50名と多くないので、研究科単独で収支バランスを維持することが容易でない

一方、法科大学院を持つ他の大学との競争力から安易に学費を上げることはできず、また、これまでの入試志願実績等を考慮すると、入学定員を現在の50名以上に増やすことも容易ではない。

以上のように、将来の競争力を高めさらなる発展を企画・立案する際の財政的な制約が非常に強いため、事務組織もその機能を十分発揮できていない。

予算については、他の大学院が、原則として学生数に基づいて予算額が決まってしまうのに対し、法科大学院の予算は、大学院教務課の法科大学院担当で作成する要求に基づいて経理部が査定し、予算額が決定する。そのため、予算編成や折衝の過程で事務組織が果たす役割は、他の大学院の場合に比べると大きい。また、予算を執行・管理していることから、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム等の補助金の申請書類も大学院教務課で作成している。

最後に、大学院運営を経営面から支える事務組織機能の確立状況について述べる。経営面から大学運営を支える機能をもつ事務組織としては、学部の場合同様、法人関係においては、総務部、経理部、管財部、教学関係においては学長室、教務部（大学院教務課）などが上げられる。

しかし、既に触れたように、法科大学院には財政的な制約が非常に強く、通常の大学院に比べると将来展望の選択肢の幅が狭い。そのため、法科大学院の運営を経営から支える事務組織の機能といっても、学部のように消費収支が均衡する経営を目指した提案は難し

い。

事務組織としては、法科大学院の収支状況と、教育的効果や法科大学院を設置することの付加価値等との関係を戦略的に判断し、最善の経営のための提案をしていくことになるが、データ化し可視化できるものと、そうでないもの間で調整を取ることは容易ではない。また、法科大学院の経営を考える際には、司法試験合格者数が重要なファクターとなることは避けられず、新司法試験元年の現段階では、手探り状態といえる。

平成 18 年 9 月には、新制度による司法試験の結果が発表された。平成 16 年度に入学した一期生のうち、既修生として本学の法科大学院を平成 18 年 3 月に修了し、新司法試験を受けたものは 24 名いた。この 24 名のうち、合格したものは 4 名で、合格率は 16.7%である。これは全国平均の 48.3%を大きく下回っている。

厳しい数字ではあるが、この試験結果を客観的に分析し、教学組織、事務組織とも今後の法科大学院のあり方を重点的に検討するよい時期と思われる。司法試験結果が発表された直後の法科大学院の教授会には、理事長、常務理事の全員が出席するなど、将来展望についての話し合いは既に始まっている。



## XV 自己点検・評価

---

### 1. 大学・学部の自己点検・評価

東洋大学では、教育理念を具現化するための5つの目標を設定しており、大学構成員が大学の使命を自覚し、自らの責任を果たし協力することにより、継続的な改革、発展を可能とする大学運営を行うことを踏まえて、教育研究活動を展開している。そのために本学では、学長のもとで定期的な全学集会を開催し、学長をはじめ全学部、研究科、センター等がそれぞれの「中期目標・中期計画」を発表し、質疑応答をすることで、全学で情報を共有し共通理解を図ることを行っている。これらの活動を一層推進していくためには、不断の自己点検・評価活動を行っていくことが前提となるが、特に本学の自己点検・評価委員会（以下、「委員会」という）では、次の具体的な活動目標を掲げて自己点検・評価活動に取り組んでいる。

- ①具体的な自己点検・評価（教学全体に関する部分）の実施
- ②各学部、研究科等の自己点検・評価の支援・調整の実施と、その手法の開発（学生による授業評価アンケートを含む）
- ③委員会内、及び広く学内への自己点検・評価についての周知、啓蒙活動の実施
- ④FD活動の充実のための、支援・調整の実施
- ⑤認証評価申請の支援・調整の実施
- ⑥その他、学長からの依頼事項の実施
- ⑦自己点検・評価活動の連続性の確保

#### （自己点検・評価）

東洋大学は、学則において「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら点検・評価を行う」と規定し学内的、社会的にも高らかにその精神を明らかにしている。そしてその活動を推進するために東洋大学自己点検・評価委員会が規程に基づき設置されており、現在は新延委員長（工学部・教授）のもとで、委員会の機能強化を図り、本学の自己点検・評価活動をより一層推進することを目指している。

具体的には、構成員に「各学部の自己点検・評価委員会委員長」等を中心に配置することで、全学部の自己点検・評価活動の状況を把握することができるとともに、各学部間の支援、調整を委員会が担うことで、全学的な活動はもちろん、自己点検・評価を取り巻く制度の変遷や他大学の動き、学内における他部署の活動状況といった情報が速やかに伝達されるような制度設計がなされている。委員会は毎月定例で開催され、議事では各学部、大学院報告に多くの時間が費やされており、積極的に学部間の情報交換を行い、恒常的に学部同士で活動を確認しあう体制が確立されている。さらにこの委員会開催においては、

「東洋大学自己点検・評価委員会規程」に則り、厳しい定足数の条件等もあることから委員会の出席状況は極めて良好である。

当該委員会は毎回詳細な議事録を作成し、委員会活動において有効に活用されている。また、委員会が発行主体となり、自己点検・評価や大学改善に関する考え方を述べた論文や各学部の活動報告、感想や批評といった学内の声を掲載するための定期刊行物として『東洋大学自己点検・評価のための ひろば』を継続して発行しており、そこでは全学的、恒常的な活動を実施している。この『ひろば』は、平成12年度より毎年度発行され、全教職員に配布し各学部相互間の自己点検・評価活動等の参考としても活用されている。このように公式的な活動記録を残すことで、委員の任期満了により交替があっても円滑に活動が引き継ぐことも可能となる。平成15年度に行った全学的自己点検・評価活動や今回の大学全体で行う自己点検・評価活動においては、これらの継続的な委員会活動における取り組みや実績等の記録が有効に活用されている。この活動の継続は、今後の本学における自己点検・評価活動を含め、委員会の機能強化の意味でも極めて有効性があるといえる。

各学部固有の自己点検・評価活動では、教育活動、研究活動、学部運営等の現状と課題について報告書を数年毎に刊行している（経営学部、法学部、社会学部）。そのなかでも社会学部は平成10年度より続けて作成していることは注目に値する。また、経済学部では、平成17年度から、(1) 教育、(2) 研究、(3) 組織運営、(4) 社会的活動の4分野を対象として教員総合評価を実施していることも注目される。

しかし、自己点検・評価活動に伴う学生からの意見等を反映させる仕組みについては全学的なシステムとしては確立されていない。各学部の取り組みとしては主に授業改善として教育面において用いられているだけである。具体的には、学生による授業評価アンケートを各学部において実施して、自由記述欄及びクロス集計など統計処理されたアンケート結果を各教員に返却し、具体的な学生からの意見を直接の授業改善に役立たせている。また、文学部においては目安箱の設置、工学部においては授業改善の学生参加型の学部長フォーラムの開催など、学部によっては学生の意見等が反映できる制度や仕組みを設けるなど、特色ある活動を行っていることは特筆すべきことである。

なお、本学では卒業生や雇用主などを含む学外者意見の反映については具体的なシステムを有していなかったが、現在、特定非営利活動法人21世紀大学経営協会(U-MA21)の「大学教育力評価事業」に参画することで、卒業生等の意見を取得し、教育内容に活用するシステムを構築する方向で準備を進めているところであり、既に調査活動を開始している。

このように、自己点検・評価を不断に行うための制度システムは、各学部、部署間で行うことは勿論、全学の自己点検・評価委員会が設置されていることにより制度的に共通理解されており、今後も活発な活動を行うことを目標としていく。しかし、各学部によっては自己点検・評価活動の一環として、学生による授業評価アンケートの実施を中心にその活動の大半を費やしてしまうことも否めない。従って、本来積極的に行うべき自己点検・評価における活動目標をより一層推進すべく、そのために自己点検・評価委員会では当該委員会委員の任期中に行うべき目標（前述の7項目）と具体的な計画を立案し、現在その実施に取り掛かっている。

### （自己点検・評価と改善・改革システムの連結）

本学では将来の発展に向けた改善・改革を行うための中期目標・中期計画が明確ではなかったのが課題であった。従って、自己点検・評価を有効性があるものとするため、その点を反省し、学長としての目標を定めた。そして、平成16年度より「中期目標・中期計画」を各学部や研究科等教学関係機関において策定し、それを実行していくことで、これまで以上に「計画、実施、自己点検・評価、改善」(P、D、C、A) プロセスを意識した取り組みを構築しており、現在はその実現を目指した取り組みと自己点検・評価活動を行うようにしている。なお、策定された「中期目標・中期計画」は毎年、全学プレゼンテーション大会を開催し、全教職員の前で発表することで周知し、ディスカッションを行うことでより効果的なものにするような工夫がなされている。この取り組みはまだ稼働3年目ではあるが、今回の自己点検・評価活動においても実際に活用されていることから、取り組みとして有効に機能しているといえる。

### （自己点検・評価に対する学外者による検証）

本学においては、上記のように自己点検・評価委員会における学部、大学院報告において各学部の取り組みが報告され意見交換がなされることで、学内的には客観性や妥当性を自己検証することが行われていることは前述のとおりである。しかし、学外者が学内の自己点検・評価活動に関与していない点では客観性・妥当性を確保するための措置としては不十分である。

現在本学で11件が採択され実施されている文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業及び21世紀COEプログラム（文部科学省）では、年1回評価委員会を開催している。評価委員は、客観性・妥当性を確保するために学外から学識経験者、専門研究者、民間企業役員から選任された外部評価委員を含めている。学内外の評価委員による意見やコメントは次年度以降の高度化推進事業やCOEプログラムだけでなく、各研究科における研究・教育活動の自己点検・評価に活かされている。また、工学部機械工学科の教育プログラムについて平成17年度にJABEEによる教育評価を受審し2年間の認定を得ているが、教育活動に対しての外部評価は導入していないので、そのことが課題である。

近年大学の社会的責任についていわれているが、本学が広く外部の声を取り入れ、活動の客観性を確保することは、本学の教育理念の一つである「社会の要請に創造的に応える」ためにも必要なものである。自己点検・評価活動の機能強化の点でも検証制度の必要性から議論を開始する必要がある。早急に結論を出し、実行に移すべく活動を行っていくことが目標である。

### （大学に対する社会的評価等）

本学においては社会からの評価を自己点検・評価のための手法として制度化していない。全学として本学の社会的評価に対してどう受け止め、理解していくのか、姿勢が明確ではない。しかし、朝日新聞社『全国大学ランキング』や週刊東洋経済『本当に強い大学』と

いったマスコミ各社が毎年発行している記事等については、学長のもとでも留意し、学長室会議や学部長懇談会において、意見交換を行っている。また、中期目標・中期計画策定の際や教学事項の施策事項を立案するうえでこれまでも有効活用しながら、インフォーマルではあるが、社会的評価を検証するだけでなく評価を活用する段階の活動まで行っている。今後は、この社会的評価をどう認識し、それに対する施策や問題点についてどう取り組んでいくか目標を設定していく。

また本学は現在、5つの目標において「総合大学の利点を活かす、良質の教育を行う」ことを教育理念に掲げているが、前述のとおり、平成16年度より各学部等の中期目標・中期計画を全教職員参加型のプレゼンテーション大会で発表し、質疑応答を行うことで各学部が行っている授業実践や取り組みを相互に理解し、自学部の取り組みに反映させることができる取り組みは確立している。

このような取り組み自体は本学の特色といえようが、この活動を「他大学にはない東洋大学だけの特色や活力」であるとして確認し検証するための手段を、本学はシステムとして持ち合わせていない。将来ますます大学の社会的責任が問われてくるなかで、本学に対する社会的評価を定性的に、あるいは定量的にも検証する制度を今後は確立していくべきである。前述の外部評価と同様に全学的に検討すべき事項であるが、自己点検・評価委員会等においてもまずは検討を開始していきたい。

#### (大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応)

本学は、「相互評価」制度発足の年である平成8年度に第1号として申請を行ない、認定を受けている。その際に「勧告」事項はなく、「助言」については数件付されていた。本学においては「助言」事項中、真摯に対応すべき点を検討し改善に結びつけ、平成12年度に「改善報告書」を提出するに至っている。以下に、学部及び大学院に対して「助言」として指摘された事項を列挙し、それらに対する対応を記載する。

#### 【学部】

- 助言1：一部の学部において理念・目的が抽象的、一般的のように見受けられるので、その具体化、明確化を図るとともに、その周知徹底を図ることが望ましい。
- 助言2：教育目標を明確にするとともに、その実現に向けたカリキュラム編成や研究指導のあり方を検討することが望まれる。その際、特に社会人や外国人留学生に対する教育に充分配慮することが望まれる。
- 助言3：提出された報告書によると、学部により研究業績の乏しい教員が見受けられるので、研究費・研究旅費の充実を図るとともに研究活動の一層の活性化が望まれる。
- 助言4：年齢構成に偏りが見られるので、その適正化を図り、助手を含む若手教員の充実を図ることが望まれる。
- 助言5：情報関連施設・設備の充実やネットワークの有効利用を図ることが望まれる。
- 助言6：文学部の教授会運営について、更なる改善を図ることが望まれる。



## 【大学院】

- 助言 1：一部の研究科において理念・目的が抽象的、一般的のよう見受けられるので、その具体化、明確化を図るとともに、その周知徹底を図ることが望ましい。
- 助言 2：教育目標を明確にするとともに、その実現に向けたカリキュラム編成や研究指導のあり方を検討することが望まれる。その際、特に社会人や外国人留学生に対する教育に充分配慮することが望まれる。
- 助言 3：提出された報告書によると、研究科により研究業績の乏しい教員が見受けられるので、研究費・研究旅費の充実を図るとともに研究活動の一層の活性化が望まれる。
- 助言 4：年齢構成に偏りが見られるので、その適正化を図り、助手を含む若手教員の充実を図ることが望まれる。
- 助言 5：情報関連施設・設備の充実やネットワークの有効利用を図ることが望まれる。

以上の学部、大学院に対して指摘された助言に対する対応を以下に列挙する。

### 助言 1、2（学部及び大学院）：

学部の理念・目的の具体化、明確化および教育目標の明確化が求められた点については、学科体制としては下記の如き努力をした。即ち、平成 9 年度開設の国際地域学部、平成 12 年度設置の文学部日本文学文化学科、英語コミュニケーション学科、経済学部国際経済学科、社会経済システム学科、社会学部社会文化システム学科、メディアコミュニケーション学科は伝統的な意味での複数の専門分野にまたがり、学生の卒業後の社会的活動に直接関連のある教育を行う学科である。これに対し、平成 9 年度開設の生命科学部、平成 12 年度設置の社会学部社会心理学科は発展途上にある新学問分野に積極的に進出した象徴であり、他の既存学科の多くと共に学問体系を重視する学科として、その理念・目的、教育目標を明確にしている。更に平成 13 年度よりは経営学部商学科をマーケティング学科に、法学部経営法学科を企業法学科に名称変更するべく届出を提出しており、学外に対しても学部学科の理念・目的、教育内容を明示する努力を払ってきた。

大学院については、本学の学術研究機関としての責務を達成するために、平成 11 年度、平成 12 年度にかけて主として夜間に行う専攻である社会学研究科福祉社会システム専攻および平成 11 年度に修士課程を設置した工学研究科情報工学専攻を除いて 6 研究科 19 専攻のすべてに博士後期課程の設置を完了した。平成 13 年度より前期情報工学専攻に博士後期課程および平成 12 年度が完成年度となる国際地域学部、生命科学部を基礎とする国際地域学研究科、生命科学研究科の設置申請を行い、大学院の体制整備を行った。

### 助言 3（学部、大学院）：

更に研究活動の一層の活性化、水準の向上を図るため、平成 8 年度に文部省

の私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業の補助を受けてバイオ・ナノエレクトロニクス研究センターを設置して研究活動を展開し、国内外より注目を浴びている。

助言 4 (学部、大学院) :

平成 12 年度より、教員組織としての教養課程および東洋大学短期大学を廃止し、旧教養課程、短期大学教員を学部、学科に分属させたこと、更に前記の大学院博士後期課程の整備に必要な(合)教員の採用により、教員の年齢構成の偏りは必ずしも是正されていないが、今後若手教員を採用し、年齢構成の偏りを是正する計画である。

助言 5 (学部、大学院) :

情報関連施設としては平成 10 年度より全学生、教職員の使用を可能とする教育用情報ネットワーク ToyoNet を開設し、情報関連施設、設備の充実を図ると共に平成 12 年度より教育全般への情報技術の導入を推進するため ToyoNet-ACE (Academic Communication Enhancement System) を稼働させ、情報ネットワークの有効利用をはかっている。

助言 6 (学部) :

平成 12 年度より、教員組織としての教養課程を廃止し、また東洋大学短期大学を廃止するために日本文学科、英文学科の教員を既存の学部、学科に分属させた。そのため従来文学部に所属していた教養課程教員の多くが他学部へ転出し、文学部教授会所属教員の数が減少したので、今後文学部教授会の運営が改善されると期待される。

また、本学は平成 12 年度の新設 5 学科設置といった改組転換を積極的に行っており、その分、文部科学省より履行条件の形で指摘されている点も数点存在する。しかし本学は履行状況調査をすべて回答しており、かつ、それに関してさらなる問題点は指摘されていない。以下に、文部科学省からの留意事項とそれらに対する対応を列挙する。

**【定員超過の是正についての留意事項を受けたことのある学部学科】**

- 文学部第 1 部哲学科
- 文学部第 1 部印度哲学科
- 文学部第 1 部中国哲学文学科
- 文学部第 1 部日本文学文化学科
- 文学部第 1 部英米文学科
- 文学部第 1 部英語コミュニケーション学科
- 経済学部第 1 部
- 経営学部第 1 部
- 経営学部第 2 部
- 法学部第 1 部法律学科

社会学部第1部社会文化システム学科  
社会学部第1部メディアコミュニケーション学科  
社会学部第1部社会心理学科  
社会学部第1部社会福祉学科  
社会学部第2部社会福祉学科  
工学部応用化学科  
工学部環境建設学科  
国際地域学部国際地域学科  
生命科学部

→（履行状況）すべて改善済である。

【学科廃止（学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止すること）の留意事項を受けたことのある学部学科】

文学部第1部国文学科  
社会学部第1部応用社会学科  
短期大学第1部日本文学科  
短期大学第1部英文学科  
短期大学観光学科第1部

→（履行状況）すべて既に募集は停止し、在学生の卒業が完了した学科については廃止済である。

【編入学に関する留意事項】

- ・編入学生の受入れについては、計画どおり実施すること。
- ・編入学生の受入れについては、定員の遵守、学科の設置の趣旨に沿った既修得単位の認定及び履修上の配慮に努めること。

→（履行状況）平成15年度より受入れを開始し、平成15年度は17名、平成16年度は12名の受入れを行っており、定員は満たしている。また、設置の趣旨に沿った既修得単位の認定は計画どおり実施されており、履修上の配慮もされている。

【その他の留意事項】

- ・図書館の閲覧座席数の充実に努めること。（工学部）

→（履行状況）平成13年12月に新図書館が竣工し座席数は459席となった。

- ・選任条項上欠員中の理事を速やかに選任すること

→（履行状況）選任条項中欠員中であった理事（事務局長）については、組織制度全体の改善のあり方と関連し検討した結果、この条項を削除することとした寄附行為変更（平成11年12月21日認可）により、この問題は解消されることとなった。

## 2. 大学院の自己点検・評価

大学院でも東洋大学の教育理念とそれを具現化させるための5つの教育目標のもとで、学校教育法（第69条の3）、東洋大学学則（第3条）、及び大学院学則（第1条）等に基づき、学部と同様全学組織である「自己点検・評価委員会」に大学院の代表者を構成メンバーとして送り、すでに学部の自己点検・評価項目の冒頭で触れた7項目の目標を掲げて、大学院のための自己点検・評価活動のより一層の推進を図っている。

### （自己点検・評価）

大学院では、東洋大学大学院学則第1条により「本大学院は本学建学の精神に則り、東西学術の理論および応用を研究・教授しその深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的」としており、また、第2項において「本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的および社会的使命を達成するため、自ら点検・評価を行う」と規定されている。

この自己点検・評価活動を全学的な立場から支援・調整するのが東洋大学「自己点検・評価委員会」である。大学院の各研究科（文学・社会学・法学・経営学・経済学・福祉社会デザイン・工学・国際地域学・生命科学の各研究科：9研究科26専攻）はそれぞれ2名の自己点検・評価委員を配置しており（この内1名は各研究科委員長が兼務）、大学院は全研究科の代表として全学の「自己点検・評価委員会」に1名の委員を送り、この委員が大学院自己点検・評価の調整及び取り纏めを行っている。なお、法科大学院については後述する。

平成8年に全学として大学基準協会に相互評価を申請した際に、大学院も自己点検・評価を踏まえて平成12年度に改善報告書を公表した。このような各研究科での自己点検・評価活動を踏まえ、平成13年度末から大学基準協会の相互評価を再度受けることを視野に入れながら、平成14年度には、大学院としては初めての試みである「学生満足度アンケート調査」を大学院生全員に対して実施するなど自己点検・評価活動の一環として取り組み、その結果を平成15年度末に取り纏められた「東洋大学の現状と課題」に発表した。しかし、この報告書は諸般の事情で、大学基準協会には認証評価を受審することとしては提出されなかった。

今回、平成19年度大学評価（認証評価）申請に先立ち各研究科でのその後の状況と進捗度合いについて各研究科の自己点検・評価委員から報告を受け、全学の自己点検・評価委員会で調整及び取りまとめを行った。

自己点検・評価のためのシステムとしては、文系の研究科では毎年刊行の「大学院紀要」に掲載される「彙報」において専任教員の年度間研究活動（発刊著書や論文、学会発表等）の報告がなされている。これらは自己申告によるものであり、学内外の第三者による評価ではないが、全教員・学生をはじめ学内外に公表されるという点で各教員の自覚を促進する効果があると思われる。

また、理系では、工学研究科が毎年刊行する「工学部研究報告」に各専任教員の研究状況と発表論文等の業績が報告されているが、平成17年度の専攻再編に際しては、平成16年度における工学研究科教員全員の研究業績に対して外部評価を受けている。さらに、今後5年ごとの研究業績の評価を実施することが決定している。

国際地域学研究科の国際地域学専攻はオープン・リサーチ・センター（ORC）の年次報告書に、国際観光学専攻は学内紀要「観光学研究」に、それぞれ教員の研究業績を公開している。平成13年度～平成17年度の研究活動報告書は文部科学省に提出している。国際地域学研究科では平成18年度に独自の授業評価アンケートを行った。

大学院の自己点検・評価活動は、大学院大学ではないので各研究科は各学部を基盤として、学部の自己点検・評価活動（各学部の「自己点検・評価報告書」参照）と連携し、それを支援・調整する形で行われている。さらに、大学院の講義や研究指導、そのための教員間の連携、履修指導やFD活動、授業評価、成績評価といった自己点検・評価に関わる項目は、常日頃から各研究科委員会で議題として取り上げ検討されている。また、その結果を踏まえて、研究科委員長会議で全学的観点から再度検討される体制となっている。

また、大学院固有の自己点検・評価活動の所産の一例を示せば、すでに学部でも記述してあるが、平成16年から継続されてきた「中期目標・中期計画」の策定とそのプレゼンテーションがある。

特に、平成17年8月のプレゼンテーションでは、記者懇談会を兼ねて学長から「東洋大学の現状と今後の展開」について大学院を含めて解説がなされ、続いて翌年開設予定の研究科および新設専攻の紹介が研究科ごとの責任者によって行われた。また、平成18年7月のプレゼンテーションでは、大学院全体（9研究科及び法科大学院）の現状と中期目標・中期計画についての詳細なプレゼンテーションが行われ、これには学長、各研究科委員長、専攻主任、学部長、学科主任、事務職員役職者だけでなく、法人の理事長はじめ多くの理事も出席し、プレゼンテーション後には報告者との真剣な質疑応答がなされた。このプレゼンテーションは今後も継続的に行う予定であるが、このような活動により各研究科はそれぞれ、情報を共有することになり、各研究科の欠点・弱点を認識し、他の研究科の優れた点を探り入れて改善・改革を行うための意欲が鼓舞される結果となっている。また、こうした活動はこれまで以上に「計画、実施、自己点検・評価、改善」（P, D, C, A）プロセスを意識した取り組みの構築に繋がっていくものと考えている。

さらに、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムとしては、全学組織である自己点検・評価委員会が中心になり、研究科委員長会からの支援を受けつつ、より一層の活動の充実を期し、今後とも多くの改善策を提言し、それらを実行に移していくこととしている。大学院での、自己点検・評価活動をより積極的に、またより全学的に展開するための施策の1つとして、全学自己点検・評価委員会での大学院からの委員を増員することが検討されている。現在は1名の委員であるが、できればこれを文系から1名、理系から1名、法科大学院から1名の計3名に増員・強化する案が話し合われている。

（自己点検・評価に対する学外者による検証）

学外の専門的研究者等の参加を得て自己点検・評価結果に客観性や妥当性を維持するための方策は、大学院においては工学研究科に僅かにみられるだけであり、他の研究科は今後の課題として現在模索中であるが、「自己点検・評価委員会」でも具体的な検討を開始する予定である。また、学外者からの検証の一環として卒業生や就職先等からの意見を反映させる全学的なシステムの確立も必要と考えている。

学外者による検証に関連して、国際地域学研究科国際地域学専攻では、開発途上国の学生を対象に英語で教育・研究指導を行う博士前期課程コースの履修生に対し国際協力機構（JICA）より奨学金が提供されているが、このコースにおいて同機構では対象学生と教員から年数回ヒアリングを行い、コースの評価を行っている。その結果、平成 18 年度以降も JICA の奨学金による留学生対象のこの制度が継続されている。

また、大学院を母体として発足した私立大学学術研究高度化推進事業による整備であるハイテク・リサーチ・センター整備事業「バイオ・ナノエレクトロニクス研究センター」（平成 15 年度「21 世紀 COE プログラム」に採択）、「先端光応用計測研究センター」、産学連携研究推進事業の「植物機能研究センター」及び「地域産業共生研究センター」、さらにオープン・リサーチ・センターである「先端政策科学研究センター」、「国際共生社会研究センター」、「21 世紀ヒューマン・インタラクション・リサーチ・センター」、「経営力創成研究センター」、及び学術フロンティア推進事業である「アジア地域研究センター」、「計算力学研究センター」では、年に 1 回学外者を含む評価委員会を開催している。評価委員は、学識経験者、専門研究者、民間企業役員などである。学内外の評価委員からはいろいろな角度からの確かなコメントを載している。こうしたコメントは高度化推進事業だけでなく、各研究科における研究・教育活動にも大いに反映される結果となっている。

また、各研究科では大学院生の学外での学会発表を奨励しているが、そこでは院生の研究達成度と教員による指導能力が学外者により検証されているといえよう。

### 3. 専門職大学院の自己点検・評価

#### （自己点検・評価）

専門職大学院である法科大学院についても、東洋大学専門職大学院学則第 2 条により、「本大学院は、教育研究の向上を図り本大学院の目的および社会的使命を達成するため、自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする」と規定されている。

法科大学院では、平成 16 年 4 月の開設以降、3 回の授業アンケートを実施し、その結果情報を共有化し、FD 活動だけでなく、自己点検・評価活動にも活かしている。具体的には講義、実務実習、そのための準備や教員間の連携、履修指導、成績評価の方法、教育効果の測定といった領域でこれからも検討資料として活用して行く。

また、法科大学院では平成 17 年度末から自己点検・評価委員を 1 名から 5 名に増員し、機能の充実を図っており、今後ともより積極的に全学自己点検・評価委員会や研究科委員

長会議とも連携を取りながら、改善策を実行に移していくこととする。

**（自己点検・評価に対する学外者による検証）**

法科大学院では、学生生活委員会の発案により「提案箱」を設置し、広く学生の意見・提案を集約している。回収した意見・提案内容については委員長、専攻主任も交えて回答を検討し、教授会に諮った上、文書として校内掲示板に掲示している。さらに、学外者による検証としては、平成 19 年度予算で、自己点検・評価に対する外部評価委員への経費を計上しており、外部委員 2 名を加えたオンブズマン制度を平成 19 年度から導入し、自己点検・評価活動に一層の客観性を図ることとしている。





## XVI 情報公開・説明責任

---

東洋大学では、財政状況を含む諸活動の状況を広く社会に説明していくために、本学の Web サイトによる一層の積極的情報公開の推進と開示規程の整備および大学として教育研究活動の状況や自己点検・評価の結果を広く社会に公表していくことを目標としている。

### (財政公開)

本学では、過去から予算と決算（財務 3 表）を学生向けの東洋大学報『TOYO UNIVERSITY NEWS』（1 年に 5 回発行）と教職員向けの学内広報誌『ARCHIVES』（原則毎月 1 回発行）に掲載公表してきた。平成 13 年度からは教職員向けデータ集『TOYO UNIVERSITY DATABOOK』（年 1 回発行）に財務情報を加え、平成 14 年度に東洋大学の公式 Web サイト

(<http://www.toyo.ac.jp/gaiyou/data/index.html>) に掲載して学生、一般に公開するなど情報開示の取り組みを進めてきた。私立学校法の改正を踏まえて、さらに積極的な財務情報開示を行うために平成 17 年 5 月 1 日に「学校法人東洋大学財務情報開示要領」を、平成 17 年 6 月 1 日には「学校法人東洋大学財産目録等閲覧規程」を制定して制度整備を行った。

「学校法人東洋大学財務情報開示要領」では、本学が社会に対しての説明責任を果たし、ステークホルダーの理解と協力を一層得られるようにしていくという観点から、従来の情報開示基準を更に一步推し進めて本学の Web サイト(<http://www.toyo.ac.jp/>)において、財務諸表とそれに関する情報を広く一般に向けて公開することとした。

公開しているのは、

- ①財産目録                      ②資金収支計算書（内訳表および付属明細表は除く）
- ③消費収支計算書（内訳表および付属明細表は除く）
- ④貸借対照表（内訳表および付属明細表は除く）
- ⑤事業報告書                      ⑥監事監査報告書

を基本として、その他に財務状況の概要と解説、キャッシュ・フロー計算書、第 2 号基本金組入れ計画表、過去 5 年の財務状況の推移、および事業計画書、資金収支予算書や消費収支予算書などの各予算書に関する資料などである。

「学校法人東洋大学財産目録等閲覧規程」では、本学の学生および保護者、本学の被雇用者、本学へ入学する意思が確認できる者などから請求があった場合は、前述の財務諸表（①～⑥）を、各キャンパスで閲覧できることとしている。この他に、従来からの刊行物（『TOYO UNIVERSITY DATABOOK』、『TOYO UNIVERSITY NEWS』、『ARCHIVES』）への掲載も行っている。しかし、広報誌は紙幅の関係上掲載内容に限りがあるので、特に一番広く読まれている『TOYO UNIVERSITY NEWS』には、詳細は web サイトを見るように促している（本学学生には全員 web 利用を義務付けている）。『TOYO UNIVERSITY NEWS』は、学生へは学内各所に配布用のスペースを複数設けて自由に入手できるようにし、保護者へは郵送している。

また、『TOYO UNIVERSITY DATABOOK』と『TOYO UNIVERSITY NEWS』は、電子化し本学の

Web サイト上でも公開し、学生や保護者だけでなく広く一般に閲覧できるようにしている。

これらの財務情報公開の取り組みにより、学校法人の責務としてステークホルダーに対して一定の説明責任を果たせるようになったが、財政情報の開示は単に財務諸表の公開ではなく、大学経営の透明性等を確保して、大学活動を社会に理解してもらえるように積極的に行っていかなければならない。そのためには、設置学校別の財務諸表とその解説や事業内容の理解を得るために事業計画書や報告書の内容を理解しやすいように工夫を加えるなどの改善を順次充実を図っていく必要がある。現在の財務情報公開方法は、不特定多数に広く周知できることから web サイトを利用したものに重点を置いているが、インターネット利用環境にないステークホルダーも考慮して本学の財政のほか事業内容や各種データを盛り込んだ印刷物を平成 19 年度から作成して希望者に配布できるように計画している。

また、ステークホルダーから本学に求められている社会的責任を「教育・研究」、「環境・社会」、「経済・財政」といった大学の諸活動と、それを担保するマネジメントの側面とでとらえ、社会的責任を果たすための経営を如何に行っているかを「USR (University Social Responsibility) 報告書」としてまとめて、平成 20 年度を目途に公表するための検討を進めている。この報告書の中では、ステークホルダーとの双方向のコミュニケーションがとれる仕組みを取り入れる予定である。

#### (学部の自己点検・評価)

本学では、「諸学の基礎は哲学にあり」の理念を基に「社会に役立つ智を愛する精神」を継承することを教育理念としている。この教育理念を現在の社会において具現化するために、5 つの目標の 1 つにあるように大学構成員が大学の使命を自覚し、自らの責任を果たし協力することにより、継続的な改革・発展を可能とする大学運営を行っている。そして東洋大学における理念・目的、教育研究の目標、教育研究組織、教育内容・方法、学生の受け入れ、学生生活、研究環境、社会貢献、教員組織、事務組織、施設・設備、図書・電子媒体、管理運営、財務等の組織・運営と諸活動、およびそれらの点検・評価結果について定期的に情報公開し社会に対する説明責任を果たすことが求められている。これら本学全般にわたる組織・運営と諸活動およびそれらの点検・評価結果については、今回の認証評価の機会を利用し社会に対して、東洋大学の状況が正しく理解し得るよう情報公開していきたい。

なお、これらの大学としての取り組む姿勢については、大学設置基準に則り、現在、学則に条文化する改正を進めている。さらに自己点検・評価委員会においては、情報公開について全学的な視点から議論を開始している。

東洋大学では、各学部において開設科目のシラバス、教員の研究活動、教員組織・プロフィール等をホームページあるいは刊行物などで公表するとともに、学部内の自己点検・評価委員会が毎年自己点検・評価活動結果を取り纏め刊行物として学内全ての部署に配布しているところが多い。特に学外に対しては、社会学部が年次刊行物『YEAR・BOOK』を 1998 年度より作成し、大学基準協会、私立大学連盟、文部科学省高等教育局等、学外へ広く自己点検・評価活動を公表している。また、平成 15 年度に作成した『東洋大学の現状と課題』

は学内の事情により相互評価申請用としては大学基準協会に提出されなかったが、学内外に公表されている。自己点検・評価活動結果の公表は、ホームページ等により今後積極的に行っていく予定である。

学生による授業評価アンケート結果の公表については、学内的にはその概要または統計処理された結果を学生および教員に対して開示している。教員間でのアンケート結果の閲覧は、工学部、ライフデザイン学部、国際地域学部の国際地域学科で可能である。ホームページによる学外への公表は平成18年6月の段階で文学部、経済学部で行われている。また、生命科学部では平成18年度中に行う予定である。

その他に、自己点検・評価委員会が発行主体となり、各部署の自己点検・評価活動報告や大学改善に関する考え方、批評等を掲載した全学的定期刊行物『東洋大学自己点検・評価のためのひろば』が平成12年度より毎年発行され、全教職員に配布、活用されている。この『ひろば』は各学部相互の自己点検・評価活動等の状況が把握できる情報誌でもある。

本学の各学部における自己点検・評価活動結果については毎年あるいは数年毎に刊行物として取り纏めており、学内各部署への公表のみならず、配布先は各学部で異なるが、必要に応じて外部へ配布し、公表している。また、学生による授業評価アンケート結果をホームページで公表している学部は前述したように現在予定を含めて3学部であるが、刊行物としての公表も含めれば6学部で行われている。

東洋大学では、全学で自己点検・評価を行い、その結果を公表することを前提として各部署で行われる自己点検・評価活動結果も定期的に学内外に発信することを目指しているが、現段階ではまだシステムとして持ち合わせていない。自己点検・評価活動およびその結果の学外への説明は、認証評価を受審する機会のみならず、大学の各部署で主体的に行うべきものであるが、さらに教育を受ける学生および保護者に活動結果を開示し、その妥当性を求めることも重要と認識しその具体的な手法について自己点検・評価委員会において検討を開始している。そして、開示した自己点検・評価活動に対して、大学として学外の有識者による外部評価体制を構築することを求めている。この定期的に各部署で行われる自己点検・評価活動を、今後も継続していきたい。

### (大学院の自己点検・評価)

既述のように、大学院では、「諸学の基礎は哲学にあり」の理念を基に、これを現代社会において具現するための5つの目標に沿ったかたちで教育・研究を行っている。特に総合大学の利点を生かし、また高水準かつ特色ある研究拠点になり、以って社会の要請や発展に寄与しようとするものである。こうした東洋大学の理念と大学・大学院の目標の達成に向けて、学内の情報を自己点検・評価に関する情報も含めて公開することは今日的状況において必要不可欠なものと認識している。

大学院についての情報公開は、従来から『大学院案内』、ホームページ、各種雑誌（日経BP企画発行の「東洋大学」等）、パンフレット、『TOYO UNIVERSITY DATA BOOK』（東洋大学データブック）、東洋大学校友会会報『TOYO』（内・外部からの研究助成採択状況等を含む）等によりこれまで公開されてきた。特に、ホームページにおいては、受験生に関する情報

だけでなく、在学生に対する授業や学生生活に関する情報なども提供してきた。また、ほとんどの研究科では、独自のホームページを作成し、教育の内容・方法、シラバス、研究活動（教員プロフィール等を含む）を外部に向けて積極的に公開している。さらに、大学院も含む自己点検・評価に焦点を絞った出版物としては、既述の『ひろば』が6年以上にわたって全学組織の自己点検・評価委員会により刊行されてきた。

前述のように、文系の研究科では毎年刊行の『大学院紀要』、学内紀要、ORC年報等に掲載される「彙報」において専任教員の年度間研究活動（発刊著書や論文、学会発表等）が報告されている。これらは自己申告によるものであり、また学内外の第三者による評価ではないが、学内全教員・学生をはじめ全国の主要な大学院や研究所にも送付して評価を仰ぐ結果となっている。

しかしながら、本大学院においては自己点検・評価結果に関する情報を公開するシステムは正式には構築されていないので、今回の第三者評価を契機として全学組織の自己点検・評価委員会が平成18年度の課題として積極的に具体策を検討して行く予定である。ちなみに、現在、情報公開に関する項目をより具体的に選別し（自己点検・評価結果、授業評価アンケート結果、教員評価結果、研究科設置の趣旨や特色、開設科目のシラバス、教員の研究活動、教員組織・プロフィール、受験者数・合格者数・入学者数、卒業後の進路等）、各研究科に対してこれら各項目の情報公開の進捗度合いに関する再確認を行ったところである。この確認により、各研究科および大学院全体として、情報公開できていない項目は、自己点検・評価結果、授業評価アンケート結果、教員評価結果、卒業後の進路であることが判明した。これらの項目を情報公開することが当面の目標であり、平成19年度に向けた大きな課題と認識している。これらの情報を各研究科として、また大学院全体としても公開することが、本大学院に課された社会的責任であることを深く認識し、十分な説明責任を果たして行きたい。

#### （専門職大学院の自己点検・評価）

法科大学院においては、建学の精神を広く解釈し「広義の哲学の教育」理念に基づき、社会に生起する種々の問題の合理的解決を念頭においた理論教育を中心としつつ、実務との架橋を意識した教育を行っている。

法科大学院でも前述の大学院と同様、各種印刷媒体やホームページを通じて学内の情報を公開している。ホームページでは、法科大学院案内（特徴、カリキュラム、履修モデル、教員プロフィール、アカデミックアドバイザー、施設・設備等）についての掲載があり、受験生ばかりでなく在校生や修了生についても他研究科と同様の情報を提供している。

法科大学院の場合も、前述の大学院の場合と同様、自己点検・評価結果に関する情報を含めて情報公開している項目とそうでない項目を洗い出した結果、情報公開できていない項目は、自己点検・評価結果、授業評価アンケート結果、教員評価結果、であることが判明した。これらの項目を情報公開することが当面の目標であり、実現に向けて具体策を教授会で検討して行く。また、そのことが本法科大学院の社会的責任であることを深く認識し、一層の情報公開を促進することで十分な説明責任を果たして行きたい。

## 終章

# 要約と大学の全体的な理念・目的等の達成状況

これまで、東洋大学における自己点検・評価の結果を記述してきた。

東洋大学は「諸学の基礎は哲学にあり」という理念を基に「社会に役立つ智を愛する精神」を継承することを現代的な使命とし、「東西学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めると共に、人格の陶冶と情操の涵養とに務め、国家及び世界の文化向上に貢献しうる有為の人材を養成」（学士課程）、及び「東西学術の理論および応用を研究・教授しその深奥を究めて、文化の進展に寄与する」（修士、博士課程）という誇るべき大学の目的を持っている。

終章においては、この理念・目的に基づいた活動の結果を確認する。そして持続的な発展を目指し、結果という「点」ではなく、将来に亘り発展を遂げるべく、東洋大学が自らの教育研究活動を不断に検証し、その充実向上に努め、自らを発展させることができるだけの自律した組織となっているかを中心に達成状況を確認する。ここでは教育、研究について中心に行うこととする（組織、運営、施設及び設備については各章で大学全体としてまとめた記述をしているため、各章を参照願いたい）。

## 東洋大学における自己点検・評価の要約

### 1. 東洋大学の理念・目的等について

今回の全学的な自己点検・評価を実施して最も大きな発見は、大学・学部・研究科のそれぞれが明確な理念や目的を有しているにもかかわらず、理念等に対する意識が希薄になっていたことを確認できたことであった。そのため点検・評価を行う段階で理念や目的を記述する際に混乱があった。東洋大学では平成16年度より中期目標・中期計画の策定を始めていたが、それがPDCAサイクルの一環となることの認識が足りなかったのである。理念や目的、目標が十分意識されてこなかったことは社会への周知状況からも確認することができる。ホームページや学生配布の履修要覧中、一部不明確、不十分な記述が見受けられた。近年の情報公開の観点からも各学部、研究科が広く社会に対して、明確にそれぞれの理念や目的を伝えていけるように平成19年度に改めていく。自己点検・評価の実施自体が困難となるばかりか、大学の継続的な改善活動にも支障が出るためである。平成18年12月に実施した中期目標・中期計画の進捗状況の自己点検(全学プレゼンテーション)にあっては、このことを十分に意識して、それぞれが固有の目的を再認識したうえで実施した。現在、全部署において具体的に目的に向けた取り組みを改めて開始している。

## 2. 学士課程の教育内容・方法について

### (1) 教育内容

東洋大学の学士課程カリキュラムは各学部とも、それぞれ独自の理念、目的に基づき、充実した科目数を提供し、個々の教員も工夫した教育活動を行っている。さらに現状に満足することなく、全学部において絶えずカリキュラムの見直しと検討が行われている。実際に平成16年度に大幅なカリキュラム改正が行われている。また、現在も次のカリキュラム改定を念頭においた議論が各学部でなされており、学士課程の教育課程は充実した内容となっている。

しかし、学部組織を挙げての教育、または東洋大学として行う教育、という視点は脆弱であったといわざるを得ない。それは、大学としての教育目標が全構成員に十分に共有されてこなかったため、東洋大学としての教育内容や方法に対する到達目標が学部として、さらには大学として出されていなかったのだから。これまで「特色ある大学教育支援プログラム」や「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」等に東洋大学の教育活動が採択されてこなかった要因のひとつは、大学としての視点が不足していたことにあると思われる。例えば、平成17年度「特色ある大学教育支援プログラム」審査要項では審査方針としての「3 組織性について (1) この取組の意義・価値を、当該大学・短期大学の構成員は共有しているか。(2) この取組は、構成員による組織を挙げての取組になっているか。(3) この取組の支援体制 (FD 活動、経費面等を含む) は十分か」を掲げている。既に東洋大学の教育内容については、このように第三者評価が毎年のようになされていたにもかかわらず、依然として東洋大学における組織として行う教育についての骨組みが脆弱であったことを表している。個々の学科、教員はグッドプラクティスと称せられるだけの取り組みを行っているから、平成19年度は東洋大学、各学部・学科、各教員が共通認識のもと、「東洋大学の教育」を改めて見直していき、次のカリキュラム改定の際に反映させていく。

また、本報告書では「人格の陶冶、情操の涵養」という観点からの記述が薄い。これについては、主としてゼミ等の少人数クラスにおいて個々の教員により重点的に行われているものであるが、同時に、学部および大学の教育課程ないしは一般の講義内容においてはこのことが必ずしも重視されていない、ということをも示唆している。東洋大学は前身の哲学館時代より「知徳兼全な能力を備える人材」の育成にも重点を置いてきたことから、これは改善すべき点である。平成20年度に向けて各学部が取り組んでいるカリキュラム改定のための議論の中で検討し、現代における東洋大学の教育に反映させていく。

### (2) 教育方法

各学部がそれぞれ授業評価アンケートを導入し授業内容、運営の検証を行うツールは揃っている。しかし、そのアンケート結果を活用する段階までには至っていない学部が多い。これは大学としてファカルティディベロップメント (FD) に力を入れてこなかったことを表している。各学部・学科や個々の教員任せで、大学という組織としての取り組みが希薄であった。現在、東洋大学では経済学部において「教員総合評価」という取り組みを始め

ており、学内におけるリーディングケースとなるよう大学としても予算的に支援しており、これらの経験を踏まえて授業評価アンケートシステムを含めた、FD活動に力を入れていくべく体制を整え、平成19年度から本格的に活動を開始する。

### (3) 国内外における教育・研究交流

東洋大学では平成18年度より「Special Course in Advanced TOEFL」という留学支援科目を設定し、全学生が履修できる取り組みを始めている。これは東洋大学として留学希望の全ての学生を支援するための仕組みであり、東洋大学の特色ある教育の一つとなっている。今後も学生の積極的な活用を望むところであり、学生の語学力をはじめ国際性を涵養するものとなっている。

## 3. 修士課程・博士課程・法務博士課程の教育内容・方法について

### (1) 教育内容

東洋大学大学院の教育課程においては、社会変化を踏まえて恒常的な見直しを行っている。また、「首都大学院コンソーシアム協定聴講生」制度により、東洋大学内だけでなく、広く他大学の教育を受けることができるよう整備されている。しかし、どの研究科においてもこの協定に基づく聴講生は少ない。各研究科の課程の目的に即した協定活用のために履修指導、周知活動を行う。

### (2) 教育方法

大学院において最も重要な改善ポイントはFD活動の充実である。東洋大学の大学院研究科は基礎となる学部をもっており、大学院の全ての専任教員が学部所属教員の兼担となっている。従って、これまで学部においてはFD活動が行われることはあっても、「大学院としてのFD活動」という視点が希薄であったことは否めない。

大学院における教育が、現実には一人一人の大学院生への個別対応的な研究指導が行われているという傾向が強いとはいうものの、大学院における単位の実質化のためにはシラバスの充実が欠かせない。シラバスの内容や記述量にバラつきがあるのは学生にとって分かりづらいものとなる。また、大学院独自の授業評価アンケートも制度としては行われていない。東洋大学の大学院における制度的な教育の質の保証という観点から改善すべく取り組みを始めたところである。

中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」（平成17年9月）の冒頭において「大学院は学校教育法に基づく教育機関である」として大学院教育の実質化の提言をしている。東洋大学大学院においても、大学院研究科における教育システムを改めて見直し、研究科としての組織力の強化を目指した改革を行っており、現在は「東洋大学大学院学則」の改正を行っている。

### (3) 国内外における教育・研究交流

どの研究科においても大学の外部との交流により得られる教育効果を否定するものはい

ないが、実際の活動については教員個人や教員グループのレベルでは積極的な活動が見られるものの、研究科としての組織的な活動はまだまだ活発とはいえない。経済、社会、文化のグローバル化の急速な進展の中で、「東西学術の理論および応用を研究・教授」（東洋大学大学院学則第1条）するという目的に即し、国際交流センターとの連携を含めて、より国内外の教育・研究交流を促進する。

#### （４）学位授与・課程修了の認定

東洋大学の各研究科は課程制大学院として設置されている。従って上記の大学院教育の実質化を図るとともに、学位授与に関しても課程制の趣旨に則った円滑な学位授与の促進が求められている。これまでも各研究科は透明性の高い学位授与の努力を行ってきたが、東洋大学の学位の水準を落とすことなく、課程制大学院の趣旨を踏まえた円滑な学位授与を行っていきけるようより一層の改善を図りたいが、大学院教育のあり方を見直す作業が必要となってくるため、現在時間をかけた議論を始めたところである。

#### （５）法務博士課程

法科大学院は法曹という高度専門職業人を養成するために設置されているものであり、社会の要請に創造的に応えるべく、「人権感覚に富んだ、専門訴訟に強い法曹」「企業法務に強い法曹」の養成を目指して教育を行ってきた。しかし、平成18年度実施の新司法試験では周知の如く東洋大学法科大学院からは4名の合格者に留まってしまった。

法科大学院は法曹への予備門ではなく、専門職大学院という独立した高等教育機関ではあるが、修了した学生が法曹となることができなければ、どのような目標を掲げても実効性のないものになってしまう。学生の履修状況からは、教育目標に沿った教育が行われていると判断できる。平成19年度からは具体的に教育内容を見直し、東洋大学法科大学院の教育を受けた学生が、「人権感覚に富んだ、専門訴訟に強い法曹」「企業法務に強い法曹」として広く社会で活躍できるために、新司法試験の合格者を10名以上とすべく取り組みを行う。

### 4. 研究について

#### （１）研究内容

東洋大学の研究活動を見るうえでは、学術研究高度化推進事業に多数採択されるなど大型の外部資金が導入できるだけの研究活動が行われている。近年は共生学を全学的なテーマとして活動を行うなど、活動は活発化しているといえる。

しかし、学部としての研究テーマ、さらには教員個人としての研究についてはまだまだ十分とはいえない状況である。前回の相互評価の際に研究活動の活発でない教員が存在していると助言されているにもかかわらず、現状でも研究活動の活発でない教員が存在することは、PDCAサイクルが有効に機能していないことを示している。現在大学として全教員が毎年研究活動を論文等により発表し、結果をWEB等で公表するシステムを構築中である。



## (2) 研究環境

研究費の中でも、外部資金獲得の必要性は以前に増して声高に言われているが、東洋大学ではいわゆる科学研究費補助金の申請数がわずかではあるが増加してきている(平成18年度は178件と増加)。しかし、学部によって意識の差が激しく、申請件数が全所属教員の1割にも満たない学部が存在することは問題である。平成19年度予算編成より、外部資金獲得教員については別途予算措置を行うなど、全学の制度として対応を始めており、平成20年度においてはより多くの申請を見込んでいる。

以上概観した事項はすべて、東洋大学としての方針と強い意思のもとに、全学的に実施すべきものである。そのためにも、学長を中心とした強いリーダーシップが求められるが、現状では学長の新しい政策提案の趣旨が必ずしも各教員に浸透せず、また学部長も教授会を統制しきれないという実態から、日常的な事項こそ問題なく進行するが、改革ともいべき創造的な提案に対しては教授会より強い反対を受け、提案が実現しないこともあるという問題を抱えながらも運営されている。

このような中で、「管理運営」の章にもあるとおり「東洋大学の諸改革を実現するための責任体制の明確化」を実現していく。そして実際の教育研究上の問題点を改善し、抜本的な改革や創造的な取り組みを機動的に実施できるような体制作りを、平成19年度に行っていく。そして東洋大学の中に計画とそれに基づく結果の検証、そして検証結果を踏まえた新しいプランニングを行う仕組み作りを併せて行っていく。

## 理念・目的等の達成状況

教育機関たる大学の理念・目的は到達したらそれで終了するというものではなく、社会で教育という営みが続く限りより高次なものへと間断なく昇華していく、いかなれば方向目標というべきものである。東洋大学の現状はこれまでの点検・評価結果を鑑みても理念や目的の方向性を外れるものではなかった。しかし、その足並みは必ずしも揃えられているとはいえない状況もある。

東洋大学は大学院を含めて高等教育の一翼を担う教育機関である。理念に基づいた人材を育成することが大学の目的であり、存立根拠となることから、東洋大学学則では第2条に本学の目的として「創立者井上円了博士の建学の精神に基づき、東西学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めると共に、人格の陶冶と情操の涵養とに務め、国家及び世界の文化向上に貢献しうる有為の人材を養成する」という目的を明文化している。東洋大学の教育研究活動はすべて、この目的に向けた活動であるべきである。

しかし、現状は教育において個々の教員の活動に任されているところが多く、大学としての組織的な教育活動という視点が弱く、その責任体制も不明確になっているといわざるを得ない。個々の教員も学部教授会において自由に独自の見解を述べることができるが、時として教授会の議事が進行せず、案件が数度に亘り継続審議となることは、審議依頼を

行っている学長のリーダーシップを阻害する大きな要因として立ちはだかるものとなっている。このような状況では特定の目的に向かって東洋大学が前進していると社会に向かって述べることも、また広く社会に向けて東洋大学の教育の質を自ら保証していくことも困難となってくる。学長の強いリーダーシップと学部の意向を調整しながら大学運営を行うことが理想であり、東洋大学に求められているのである。人的、物的資源を分散させることなく、「国家及び世界の文化向上に貢献しうる有為の人材を養成する」ように、そしてより効果的に養成することができる組織に、全構成員が東洋大学を発展させていかなければならない。現在、改めて理念、目的の共有化を図る取り組みを行っているのはそのためである。

この自己点検・評価の結果、大学の理念・目的に向けての歩みを、これから着実にしていくための契機としなければならない。東洋大学の全構成員がこのことを強く認識し、大学全体で一致団結して改革を断行していく。

## 終わりに

---

今回の点検・評価は、東洋大学にとって得るものの多い取り組みであった。現在の東洋大学の活動の中から長所といえる点の再認識だけでなく、改善すべき点の発見にも繋がった。否、むしろ東洋大学はまだまだ発展途上であり、改善すべき点があまりに多いという事実を点検・評価結果は我々に痛烈に突きつけた、という表現が適切である。

しかし、東洋大学にとってこの改善すべき多くの事項は決して克服し難い「壁」ではないこともまた、強調しておかなければならない。120年近い歴史の中で、東洋大学は様々な問題を克服し、発展を遂げてきた。今回の点検・評価結果は自らの目標とする姿との乖離を示すものであり、この距離は自らの責任において縮めていかなければならないものである。

さらには予想される大学基準協会からの評価結果に対しても、東洋大学は自らの持続的な発展のための一つの試金石として捉えていかなければ、本学の教育研究活動は我々自身が学則に掲げている「国家及び世界の文化向上に貢献しうる有為の人材を養成」（第2条）するという目的に照らして極めて非効率かつ非現実的なものとなると考える。大学評価の結果を踏まえ、さらなる発展に繋げていくことが、東洋大学の全構成員に課せられた使命であることを強く認識し、固い意志を持って臨んでいかなければならない。我々が大学基準協会からの評価結果を得る前から、既に自己点検・評価の結果を踏まえた改善活動を開始しているのはその決意の表れである。

東洋大学は平成8年に大学基準協会が開始した「相互評価」制度に第1号で申請、「大学基準に適合する」と認定を受けているが、その「相互評価」という仕組みは平成19年度から「加盟判定審査」とともに一本化され、新たな「大学評価」のシステムが行われることになっている。今回の申請は、期せずして大学基準協会における新しい制度の第1号ということになるが、今回の点検・評価にあたっては認証評価機関たる大学基準協会には厳格な評価をお願いしたい。

また、東洋大学は前身の哲学館が創立された時代より、広く社会からの支援を受けて発展してきた歴史がある。今回も広く社会から忌憚のないご意見を賜りたいと考えている。正会員として参画している大学基準協会からの厳格な評価、そして厳しい社会からのご意見に耳を傾けながら、大学の質的向上を自律的に図るという強い意志に基づいて行動することで、東洋大学は新たな局面を切り拓いていくことができる。そして、そのための活動はもう既に始まっている。

教育研究に関する評価・改善・企画委員会

副学長 疋田 聡